

平成 27 年度決算検査報告

会 計 検 査 院

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 27 年度決算検査報告を作成し、平成 28 年 11 月 7 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。

また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、平成 28 年 9 月 2 日、内閣から平成 27 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って平成 28 年 11 月 7 日内閣に回付した。

目 次

平成 27 年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある()内の数字は不当事項の一連番号を示す。)

次

	ページ
第 1 章 検査の概要	1
第 1 節 検査活動の概況	1
第 1 検査の方針	1
第 2 検査の実施	4
第 2 節 検査結果の概要	7
第 1 事項等別の検査結果	7
1 事項等別の概要	7
2 第 3 章の「個別の検査結果」の概要	10
3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	40
第 2 観点別の検査結果	43
第 2 章 決算の確認	53
第 1 節 国の決算の確認	53
第 1 一般会計	53
第 2 特別会計	53
第 2 節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	54
第 3 節 政府関係機関の決算の検査完了	55
第 4 節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	55
第 1 一般会計	55
第 2 特別会計	55
第 5 節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	56
第 3 章 個別の検査結果	57
第 1 節 省庁別の検査結果	57
第 1 国会	57
(国立国会図書館)	57
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	57
外国逐次刊行物の購入に当たり、公正性、競争性等を確保するために、複数の取次業者が取り扱っているものについては、外国逐次刊行物を新聞、雑誌等の種類別に一括するなどして一般競争契約とするよう改善させたもの	57

第2 内閣	60
(内閣官房)	60
目 意見を表示し又は処置を要求した事項	60
物品管理簿等を重要物品の現況を反映した正確なものとするともに、物品の亡失の報告を直ちに行うよう適宜の処置を要求し、組織の新設・統廃合等に伴う物品の管理等が適切に行われ、物品の異動が物品管理簿等に適切に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの	60
第3 内閣府	61
(内閣府本府)	61
不当事項	61
補助金	61
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	61
(1) 設備の設計が適切でなかったもの	62
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業により整備した太陽光発電式電子線量計の設計が適切でなかったもの〔内閣府本府〕(1)	62
(2) 交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	64
地域社会雇用創造事業交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、事業費を過大に精算していたもの〔内閣府本府〕(2)	64
(3) 補助の対象とならないもの	65
地域子育て支援拠点事業の対象経費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの〔内閣府本府〕(3)	65
意見を表示し又は処置を要求した事項	65
(1) 地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の交付額の算定に当たり、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組に係る加算分の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求したもの	65
(2) 物品管理簿等を重要物品の現況を反映した正確なものとするともに、物品の亡失の報告を直ちに行うよう適宜の処置を要求し、組織の新設・統廃合等に伴う物品の管理等が適切に行われ、物品の異動が物品管理簿等に適切に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの	66
(警察庁)	73
不当事項	73
予算経理	73
外部の機関から支払を受けた委託費を国庫に納付せずにこれを別途に経理するなどして、受託研究に係る会計経理が会計法令に違反していたもの〔科学警察研究所〕	73
(4)	73

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	74
用途廃止した回転翼航空機を道府県警察本部が売却するに当たり、売却額の引下げにつながる条件を付さないこととするとともに、回転翼航空機に係る循環装備品について、重要物品又は備品に分類して物品管理簿に記録して現在高等を把握することにより、その処分に際して管理換要望の有無についての確認を行ったり、長期間未使用等となっているものの情報を共有してその活用を図ったりすることができるよう改善させたもの	74
(金融庁)	80
意見を表示し又は処置を要求した事項	80
預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、余裕資金の額を把握した上で、当該余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう意見を表示したもの	80
第4 総務省	90
不当事項	90
物件	90
サーバ上で稼働するソフトウェアが提供する機能をパーソナルコンピュータで利用するための権利について、その必要性の検討が十分でなかったため、必要のない調達を実施していたもの〔総務本省〕(5)	90
補助金	91
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	91
(1) 地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(6)(7)	92
(2) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が交付の対象とならない事業に交付されていたもの〔総務本省〕(8)	94
(3) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金が過大に交付されていたもの〔総務本省〕(9)	95
(4) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めていたなどのもの〔総務本省〕(10)–(12)	95
(5) 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により実施した事業の補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めていたもの〔総務本省〕(13)	97
(6) 電波遮へい対策事業費等補助金により実施した事業に係る補助対象事業費の積算及び補助率の適用を誤ったため、補助金が過大に交付されていたもの〔関東総合通信局〕(14)	98
(7) 緊急消防援助隊設備整備費補助金により実施した事業の補助対象事業費が過大に精算されていたもの〔岐阜県〕(15)	99

意見を表示し又は処置を要求した事項	100
都道府県に対して、国有提供施設等報告書等に未提供国有財産及び返還国有財産を計上しないこととする取扱いを明示したり、新規提供国有財産及び返還国有財産について防衛省通知に記載されている情報を用いて的確に把握して同報告書等を作成させたりすることにより、国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額の算定が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの	100
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	107
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について	107
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	108
(1) 地域力の創造等に関するモデル事業の実施に係る契約について	108
(2) 震災復興特別交付税の交付額の精算等について	109
(3) 消防救急デジタル無線施設の整備事業に係る補助対象事業費について	110
第 5 法 務 省	112
不 当 事 項	112
物 件	112
サーバ上で稼働するソフトウェアが提供する機能をパーソナルコンピュータで利用するための権利の調達に当たり、既に保有している権利の状況を確認していなかったため、調達数量が過大となっていたもの〔法務本省〕(16)	112
自給製品の生産に使用するために刑務所において調達した原材料について、工場の倉庫における払出数量等を管理していなかったり、適切に保管していなかったりするなどして、管理が適正を欠くと認められるもの〔神戸刑務所〕(17)	113
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	116
収容施設の被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、被収容者の健康に支障を及ぼすなどの特段の事情がない限り、診療点数 1 点当たり 10 円の単価により医療費を請求する外部医療機関を受診先とするなど経済性を考慮した選定を行うよう改善させたもの	116
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	121
刑事施設で生産している刑務官の制服に係る原材料の調達数量について	121
第 6 外 務 省	122
不 当 事 項	122
役 務	122
外交貨物等の梱包業務に係る契約において、消費税相当額が既に含まれている契約単価に基づき算定した額に、更に消費税を加えることとしていたため、支払額が過大となっていたもの〔外務本省〕(18)	122
意見を表示し又は処置を要求した事項	123
政府開発援助の実施に当たり、事業実施後、整備した施設の需要が低下して使用を停止するなどした際に、事業目的に沿って有効活用されるよう事業実施機関に適切な働きかけを行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	123
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	133
(1) 政府開発援助の効果の発現について	133

(2) 債務救済無償資金協力で贈与した資金等の使用状況及び使途報告書の提出状況に ついて	134	
第7 財 務 省	136	目
不 当 事 項	136	
租 税	136	次
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[38 税務署] (19)	136	
第8 文 部 科 学 省	142	
不 当 事 項	142	
役 務	142	
2020 ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト事業の委託に当たり、再委託費算定 における収入の取扱いが適正に行われていなかったため、委託費の支払額が過大と なっていたもの[文部科学本省] (20)	142	
補 助 金	144	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	144	
(1) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの[福井県] (21)	145	
(2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの[3 県] (22)–(24)	146	
(3) 私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの[文部科学本省] (25) (26)	147	
(4) 私立学校施設整備費補助金(教育装置)が過大に交付されていたもの[文部科学本 省] (27) (28)	148	
(5) 文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)が過大に交付さ れていたもの[文化庁] (29)	149	
(6) 文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)が過大に交付されて いたもの[文化庁] (30)	150	
(7) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの[9 県] (31)–(42)	151	
(8) 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの [三重県] (43)	155	
意見を表示し又は処置を要求した事項	156	
(1) 学校施設環境改善交付金等における学校給食施設事業の実施に当たり、超過面積 分の建築工事費を交付対象建築費から除外する際の具体的な算定方法等を周知す るなどして交付対象建築費の算定が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び 是正改善の処置を求めたもの	156	
(2) 高等学校等就学支援金の支給が適切かつ公平に行われるよう、学校設置者に受給 資格認定申請書等の確認作業を委託する場合にその確認結果の妥当性についての 検証を行い確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導したり、学校設置者か ら生徒への高等学校等就学支援金が適時適切に引き渡されることを確保したりす ることを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び保護者等が国外に在住す る場合の当該保護者等の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等 の方法を検討するよう意見を表示したもの	162	

	(3) 国立大学法人において、共同利用の用に供するとして補助金で整備された研究設備を共同利用の用に供することについて十分に検討するよう周知することなどにより、研究設備の有効活用が促進されるよう意見を表示したもの	172
目	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	177
次	(1) 文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)の実施に当たり、補助事業者等に対して、補助の対象とならない経費の範囲を明確に示したり、帳簿等を作成することにより補助事業に係る収支を明確にするよう周知したり、契約事務を市町村等の契約規則等に準拠して実施することを明確にしその旨を周知したりするなどして、補助事業が適切に実施されるよう改善させたもの	177
	(2) 学校施設環境改善交付金等による大規模改造(老朽)事業の実施に当たり、実績報告時に改修比率を再検討し、交付申請時の改修比率から変動する場合にはこれを実績報告書に反映させることにより、同交付金等の交付額の算定が実施した改修工事の内容を適切に反映したものとなるよう改善させたもの	184
	平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	189
	国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理について	189
	第 9 厚生労働省	191
	不 当 事 項	191
	保 険 料	191
	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[12 労働局] (44)	191
	健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの[厚生労働本省] (45)	193
	保 険 給 付	196
	雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの[15 労働局] (46)	196
	雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの[12 労働局] (47)	198
	雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省、51 公共職業安定所、32 公共職業安定所] (48)	202
	厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの[厚生労働本省] (49)	207
	医 療 費	210
	医療費に係る国の負担が不当と認められるもの[厚生労働本省、8 厚生(支)局、23 都道府県] (50)	210
	補 助 金	217
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	217
	(1) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの[14 道府県] (51)–(71)	218
	(2) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの[17 都道府県] (72)–(100)	221
	(3) 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの[厚生労働本省] (101)	225
	(4) 児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの[7 都県] (102)–(111)	227

(5) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの[厚生労働本省](112)(113) ……………	228	目 次
(6) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの[18都道府県](114)–(173) ……	230	
(7) 生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたものの[6府県](174)–(176) ……………	233	
(8) 身体障害者体育等振興費補助金が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](177)	235	
(9) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの[東京都](178)(179) ……	237	
(10) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの[4道府県](180)–(187) ……	237	
(11) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの[長崎県](188) ……………	239	
(12) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの[愛知県](189) ……………	240	
(13) 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等により造成した基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金に返還されていなかったもの[厚生労働本省](190)–(195) ……………	241	
(14) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの[厚生労働本省](196)–(204) ……………	243	
(15) 労働災害防止対策費補助金の補助対象経費が過大に精算されていたもの[厚生労働本省](205) ……………	245	
(16) 放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業費等に係る分)が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](206)(207) ……………	246	
(17) 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)が過大に交付されていたもの[厚生労働本省](208)–(218) ……………	247	
そ の 他 ……………	249	
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[7都県、4市](219) ……………	249	
自立支援給付の介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの[2県、1市](220) ……………	254	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	256	
(1) 地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の交付額の算定に当たり、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組に係る加算分の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの ……………	256	
(2) 日雇労働求職者給付金に係る制度の運用に当たり、一般被保険者等への切替えなどの取扱いが適切に行われるよう是正改善の処置を求め、失業認定における労働の意思の有無等の確認が十分に行われるよう意見を表示し、及び日雇労働被保険者に対する支給要件の確認が十分に行われるとともに、日雇労働求職者給付金の不正受給を防止するための取組が効果的に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの ……………	261	
(3) 生活福祉資金の貸付事業を実施するための保有資金について、判断基準を作成して適切に評価することなどにより、保有資金が適正な規模のものとなるよう意見を表示したもの ……………	267	

(4) 地域支援事業交付金の交付額の算定に当たり、指定介護予防支援の業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から適切に控除するなど、交付額の算定を適正なものとするための具体的な算定方法を示し、周知するよう意見を表示したもの	277
(5) 国民健康保険の療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、医療機関等に対する加算金の額を医療給付費の額から控除することを交付要綱等に明記するなどして、その交付額の算定が適正に行われるよう改善の処置を要求したもの	283
(6) 第三者行為災害において取得した求償権について、通達を改正するなどして、会計法令に基づき、納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うよう改善の処置を要求したもの	286
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	292
(1) 国立更生援護施設において利用者等の食費等負担額が基準費用額等に基づいた適切なものとなるように、食費等の単価の算定方法を見直すよう改善させたもの	292
(2) 年金給付の過誤払等に係る返納金債権について、厚生労働省において日本年金機構に対して返納金債権の保全等を適切に行うことなどを指導し、日本年金機構において事務処理の手順書を作成するなどして、債権管理を適切に行うよう改善させたもの	297
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	301
(1) 厚生年金特例法の運用について	301
(2) 病床転換助成事業の実施に当たり社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金について	302
(3) 国民健康保険等における海外療養費の支給について	303
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	304
(1) 生活保護費に係る返還金等の債権管理について	304
(2) 国民健康保険に係る国庫負担金の交付額算定における高額療養費の減額調整について	306
(3) 国立ハンセン病療養所における物品の調達等について	306
(4) レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムにおける収集・保存データの不突合の状況等について	308
(5) 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給に係る障害者の離職状況等について	308
(6) 日本年金機構が保有している固定資産の状況について	309
(7) 健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について	310
(8) 労働者災害補償保険の休業補償給付等と厚生年金保険の障害厚生年金等との併給調整について	310
(9) 地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業の実施による効果の把握等について	311

第10 農 林 水 産 省	313
不 当 事 項	313
工 事	313
林道新設工事における残土処理場の選定に当たり、別の森林整備事業で開設する森林 作業道の位置等を調整して経済的な設計を行うことについての検討が十分でなく、残 土を遠方の残土処理場に運搬することとしたため、契約額が割高となっていたもの [九州森林管理局宮崎森林管理署] (221)	313
役務・補助金	315
委託事業、補助事業及び基金補助事業において、従事者が実際に事業に従事した時間 数等に基づかずに人件費を算定したり、対象事業費に含めることができない経費を含 めたりしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの [農林水産本省] (222) (223)	315
補 助 金	319
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	319
(1) 補助金等により造成した基金等の使用が適切でなかったもの	321
森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した基金を用いて実施した 事業において、基金事業の対象事業費を過大に精算するなどしていたもの[林 野庁] (224)-(226)	321
農山漁村6次産業化対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事 業において、助成金が過大に交付されていたもの[農林水産本省] (227) (228)	322
土地改良施設維持管理適正化資金を用いて実施した工事において、揚水機場に 設置した主ポンプ盤等の設備の設計が適切でなかったもの[農林水産本省] (229)	324
農業経営対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した青年就農給付 金事業において、給付の要件を満たしていない者に給付して基金補助金の 交付の対象とならないもの[農林水産本省] (230)	325
(2) 補助の対象とならないなどのもの	326
農林水産物等輸出促進支援事業等の対象事業費に、補助の対象とならない経費 を含めるなどしていたもの[農林水産本省] (222) (223)	326
森林環境保全整備事業等の整備事業等対象事業費に、補助の対象とならない経 費を含めるなどしていたもの[林野庁] (231)	327
農林水産業の革新的技術緊急展開事業の実施に当たり、事業が年度内に完了し ておらず、補助の対象とならないもの[農林水産技術会議事務局] (232)	328
東日本大震災農業生産対策交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象となら ない経費を含めていたもの[東北農政局] (233)	328
地域バイオマス産業化整備事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経 費を含めていたもの[北海道農政事務所] (234)	329

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	330
農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったもの [3農政局](235)–(237)	330
水道管等の移設補償費の算定が適切でなかったもの[農林水産本省、東海農政 局](238)	331
(4) 補助の目的を達していなかったもの	332
地域自主戦略交付金事業等の実施に当たり、設置したファームポンドに必要な 水源が確保されておらず、補助の目的を達していなかったもの[農林水産本 省、関東農政局](239)	332
強い水産業づくり交付金により整備した電子入札システムが利用されておら ず、補助の目的を達していなかったもの[水産庁](240)	333
(5) 工事の設計及び施工が適切でなかったなどのもの	334
木造建築物の設計及び施工が適切でなかったなどのもの[関東農政局、水産庁] (241)(242)	334
(6) 工事の設計が適切でなかったなどのもの	335
農林水産物の加工及び直売施設の設計が適切でなかったなどのもの[東北農政 局](243)	335
揚水機場に設置した補機計装盤の設計が適切でなかったもの[農林水産本省] (244)	337
(7) 工事の施工が適切でなかったもの	338
集塵庫の施工が適切でなかったもの[農林水産本省](245)	338
(8) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	340
仕入税額控除した消費税額に係る補助金を過大に精算していたもの[東北農政 局](246)	340
そ の 他	341
国営かんがい排水事業の実施における移設補償費の支払に当たり、移設対象の水道管 等に係る財産価値の減耗分を誤って控除せずに移設補償費を算定していたため、支払 額が過大となっていたもの[関東農政局、関東農政局大井川用水農業水利事業所] (247)(248)	341
意見を表示し又は処置を要求した事項	343
(1) 農業農村整備事業の実施における既存公共施設等の移設補償費の算定に当たり、 移設対象の水道管等に係る財産価値の減耗分を適切に控除することにより、移設 補償費の支払が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を 求めたもの	343
(2) 国有林野事業における立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費につい て、林業機械の使用実態に即して、高性能林業機械を採用して積算を適切に行う よう是正改善の処置を求めたもの	347
(3) 森林病虫害等防除事業等における樹幹注入について、各都道府県において樹幹注 入剤の実勢価格を適切に把握するよう定めて、補助単価が取引の実態を反映した ものとなるよう是正改善の処置を求めたもの	352

(4) 木造公共施設等の整備事業の実施に当たり、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象から除くなど、補助対象とする工事の範囲について十分に検討した上で要領等に定めたり、地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備を行う事業を選定するための具体的な基準等を設けたりするよう意見を表示したもの	355	目次
(5) TMR センターを整備する事業について、地域の農家、市町村等と連携することの重要性について事業主体に周知したり、計画値等の達成状況の確認、達成されていない場合の原因分析及びこれに基づく改善に向けた指導等を適切に行うよう都道府県等を指導したりすることなどにより、事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの	363	
(6) 経営体育成支援事業について、経営改善目標の設定や達成状況の確認等を適切に行うことにより事業の効果が十分に発現するようにするとともに、目標の設定や達成状況の確認に係る資料を一定期間保存することによりこれらが適切に行われているかの検証が行えるよう改善の処置を要求したもの	369	
(7) 都市農村共生・対流総合対策事業の実施に当たり、数値目標の設定方法を定めるなどして数値目標を適切に設定させたり、取組の実施や数値目標の達成率が低調となっている事業主体に対して適時適切な重点指導を行うようにしたりするなどして、事業が適切に実施され、事業完了後に自立的、継続的な取組が実施されていくこととなるよう改善の処置を要求したもの	378	
(8) 漁港施設について、機能保全計画に基づいて機能保全工事や点検結果の記録及び保存を適切に実施するなどして、施設の効率的な維持管理が行われるよう改善の処置を要求したもの	384	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	391	
(1) 森林における除染等実証事業の実施に要した費用のうち、関係原子力事業者に対して求償を行うべきものについて、具体的な事務手続等を定めることにより必要な体制を整備するなど、求償に係る事務が確実に行われることとなるよう改善させたもの	391	
(2) 農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、現場条件等に応じた助成単価の設定を行うなどすることにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの	393	
(3) 農業水利施設としての揚排水機場について、施設造成者等に対して耐震診断の実施の重要性等を周知したり、耐震診断の実施状況等を把握して適切に助言や検討を行うようにしたりすることにより、耐震診断の実施が推進されるよう改善させたもの	397	
(4) 6次産業化ネットワーク活動交付金等により実施する農林水産物等の加工等のために必要な施設の整備に当たり、交付金等の交付対象となる施設に係る事業費の範囲を具体的に定めることにより、事業が効率的、効果的に実施されるよう改善させたもの	402	
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	404	
家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について	404	

	平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	405
	(1) 森林環境保全整備事業における鳥獣害防止施設等整備の標準単価の設定について	405
目	(2) 研究に関する委託事業により取得した物品の管理について	406
	(3) 農業・食品産業強化対策整備交付金事業における成果目標の達成状況の評価等に	
次	ついて	407
	第11 経済産業省	410
	不当事項	410
	補助金	410
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	410
	(1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	411
	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により造成した基金を用いた事業の実施に当たり、基金補助事業の対象とならない経費を含めていたり、基金補助事業の対象事業費を過大に精算していたりしていたもの〔経済産業本省〕(249) (250)	411
	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、基金補助事業を事業完了期限内に終了しておらず補助の対象とならないもの〔中小企業庁〕(251)	413
	補助金により造成した基金を用いて実施した事業が助成事業の対象とならないもの〔資源エネルギー庁〕(252)	415
	(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	415
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの〔東北経済産業局〕(253)	415
	次世代エネルギー・社会システム実証事業の実施に当たり、事業主体が関係会社に工事を外注した場合に控除すべき当該関係会社の利益相当額の算定を誤るなどしたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの〔資源エネルギー庁〕(254)	417
	ものづくり中小企業製品開発等支援事業の実施に当たり、事業に使用していない機械装置の購入等に係る経費を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの〔中小企業庁〕(255)	418
	農工商等連携対策支援事業の実施に当たり、実際の事業費が実績報告書の事業費よりも低額となっていて補助対象事業費を過大に精算していたもの〔中部経済産業局〕(256)	418
	(3) 補助の対象とならないもの	419
	再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業で実施した設備導入事業に係る経費を割賦契約により支払っており、補助の対象とならないもの〔資源エネルギー庁〕(257)	419
	補助の対象とならない機器の開発に係る経費を補助対象事業費に含めていたもの〔東北経済産業局〕(258)	420
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの〔東北経済産業局〕(259)	421

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	422	
全国商工会連合会等が小規模事業者に対して交付する国庫補助金を原資とした小規模事業者持続化補助金について、雇用を増加させる取組に対する補助上限額の引上げの対象となるのは従業員数を純増させる事業者であることを公募要領等に明記するなどして、補助上限額の引上げが適切に行われるよう改善させたもの	422	目次
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	424	
石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島ガソリン流通コスト支援事業に係るもの)における補助単価の設定について	424	
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	425	
(1) 自家発電設備導入促進事業等の効果の把握について	425	
(2) コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍について	426	
第12 国 土 交 通 省	427	
不 当 事 項	427	
予 算 経 理	427	
東日本大震災復興特別会計に返納させるべき預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金について使用する見込みのない額を一般会計に誤って返納させていて、会計法令に違反していたもの[国土交通本省](260)	427	
工 事	429	
既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、変位制限構造等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの[九州地方整備局大分河川国道事務所](261)	429	
既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、水平力分担構造等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの[九州地方整備局延岡河川国道事務所](262)	432	
補 助 金	435	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	435	
(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの	436	
既設橋りょうの耐震補強工事の設計が適切でなかったもの[4 都県](263)		
-(268)	436	
公営住宅等の木造施設の設計が適切でなかったもの[4 県](269)-(272)	438	
^{かんきよ} 函渠埋設工事の設計が適切でなかったもの[3 県](273)-(275)	441	
^{かんきよ} 函渠の設計が適切でなかったもの[北海道](276)	442	
植生工の設計及び管理が適切でなかったもの[三重県](277)	443	
雨水排水管工の設計が適切でなかったもの[石川県](278)	444	
橋りょうの補強工事に用いる炭素繊維シートの選定が適切でなかったため工事費が過大となっていたもの[熊本県](279)	445	
軽量盛土工の設計が適切でなかったため工事費が過大となっていたもの[熊本県](280)	447	

(2) 補助金を過大に受給していたもの	448
仕入税額控除した消費税額に係る交付金等を返還していなかったもの〔東京都〕 (281)–(291)	448
(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	450
建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔2県〕(292) (293)	450
交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの〔岩手県〕(294)	452
用地の再取得に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの〔奈良県〕(295)	453
道路の拡幅等に係る用地費の算定が適切でなかったもの〔大分県〕(296)	454
(4) 工事の施工が設計と相違していたもの	455
公営住宅の施工が設計と相違していたもの〔2県〕(297)–(300)	455
(5) 計画が適切でなかったもの	457
防災行政無線の親局の設備を耐震性が確保されていない建物に設置していたもの〔高知県〕(301)	457
車道下に埋設された下水道管の更新工事において、著しく劣化した既設管について撤去等の措置を執ることを計画しておらず、工事実施後も車道下に残置していたもの〔福井県〕(302)	458
(6) 国庫納付額が過小となっていたもの	459
ダム管理用発電による売電に係る国庫納付額が過小となっていたもの〔山形県〕(303)	459
(7) 補助の目的外に使用していたもの	460
地域自主戦略交付金で整備したフォークリフトを交付の目的外に使用していたもの〔国土交通本省〕(304)	460
(8) 工事の施工が適切でなかったもの	461
園路広場整備工における弾性ゴム舗装の施工が適切でなかったもの〔静岡県〕(305)	461
意見を表示し又は処置を要求した事項	462
(1) 物品管理簿に記録されていないなどの電気通信設備について物品管理簿に適切に記録するために必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、今後取得する電気通信設備について適切な管理を行うために、物品管理簿に必要事項を正確かつ速やかに記録する体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの	462
(2) 都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの設備について、耐震性が確保されていない建物等に設置されているなどのものを地震発生時に有効に機能させるために必要な措置を講ずるための計画を策定させるよう適宜の処置を要求し、設備の設置場所の耐震性を確保しなければならないことを周知するよう是正改善の処置を求めたもの	467
(3) 木造公営住宅等の建築に当たり、出隅の柱と土台等との接合方法等の確認等に重点を置いたチェックリストを作成するなどして、設計及び施工が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	472

(4) 電線共同溝整備事業の実施に当たり、建設負担金の算定について、金利情勢等を勘案した年利率を適用することなどにより、建設負担金の額が適切なものとなるよう意見を表示したもの	477	目次
(5) 新重点密集市街地解消事業の実施に当たり、事業主体に対して、一時避難場所等が指定されている新重点密集市街地について早期に最低限の安全性を確保して新重点密集市街地を解消することや事業計画の作成、協議会等の設置及び危険度の公表の重要性等を周知徹底したり、地区の状況に応じて最低限の安全性が確保されているかきめ細かく適切に判定することについて具体的に明示したりするなどして、目標期間内の新重点密集市街地解消に資するよう意見を表示したもの	483	
(6) 離島航路運営費等補助金について、補助事業者に対して見込計算書における算定方法等を具体的に示させたり、審査方法を具体的に定めるよう検討したりすることなどにより、補助金の交付額の算定をより公平に行うとともに、補助事業者の経営改善がより一層促進されるよう意見を表示したもの	491	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	498	
(1) 既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計上の留意事項等を周知徹底するなどして橋台等の橋座部等における耐力等の設計が適切に行われるよう改善させたもの	498	
(2) 橋りょう等の補強等工事の実施に当たり、炭素繊維シートの種類等を適切に組み合わせることにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの	503	
(3) 簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式により建設コンサルタント業務等を発注しようとする場合の手続開始の公示に当たり、継続する必要性が乏しくなった日刊業界紙への参考掲載を行わずに、ホームページ等による公示のみを行うこととするなどして、新聞参考掲載業務の発注を行わないよう改善させたもの	507	
(4) 官庁営繕事業について、既契約工事の施工に関連性のない工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加してはならないことを明確かつ具体的に示すとともに、入札不成立となった営繕工事を会計法令に従い適切に発注するための方策を地方整備局等に具体的に示すことにより、営繕工事の発注を適切に行うよう改善させたもの	510	
(5) 道路の復旧を伴う下水道の ^{かんきょ} 函渠埋設工事の実施に当たり、開削前舗装厚等が確保されない設計を行う場合において、路面の機能を損なわないようにするための措置に関して道路管理者と協議を十分に実施することなどにより、道路の安全かつ円滑な交通が確保されるよう改善させたもの	513	
(6) 空港の用に供する固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金について、交付対象とならない固定資産の範囲を明確にすることにより、適切に交付するよう改善させたもの	516	
(7) 火山観測装置の簡易点検の実施に当たり、具体的な点検内容等を定めた要領を作成して管区气象台に通知することなどにより、簡易点検が適切に実施されるよう改善させたもの	518	

	(8) 重要物品に該当するのに仮設物として記録されて物品増減及び現在額報告書に計上されていなかったものについて、重要物品として管理する必要があることを周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの	522
	(9) 重要国際埠頭施設における保安措置等を適確に実施するよう周知することなどにより、補助金の交付等を受けて整備された埠頭保安設備について、その効果が十分発現するよう改善させたもの	525
目次	平成 24 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	529
	既設橋りょうの耐震補強工事の設計について	529
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	530
	電線共同溝における無電柱化の効果について	530
	平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	531
	(1) 河川工事に伴う附帯工事により改築を実施した工作物の維持管理及び費用負担等について	531
	(2) 国有港湾施設の管理及び使用について	532
	(3) 省エネ改修事業に係る経理等の適正化等について	532
	(4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金によるノンステップバスの導入及びその活用の状況について	534
	(5) 独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する出資による保証基金の積増しについて	535
	(6) 共同溝の有効利用等について	536
	(7) 住民参加型まちづくりファンド支援事業の実施について	537
	(8) 空港施設の維持管理について	538
第13	環 境 省	539
不 当 事 項		539
工 事		539
	中間貯蔵施設予定地内におけるスクリーニング施設等の築造工事の実施に当たり、柱脚部の施工が設計と相違していて、工事の目的を達していなかったもの[福島環境再生事務所](306)	539
役 務		541
	国際会議等の開催に伴う行事の企画、運営等の業務に係る請負契約において、予定していた業務の内容を変更していたのに、契約額の変更を適切に行わなかったため、契約額が過大となっていたもの[環境本省](307)	541
補 助 金		544
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	544
	(1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	545
	再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったり基金事業対象事業費を過大に精算したりしていたもの[環境本省](308)–(310)	545

(2) 補助の対象とならないもの	547	
循環型社会形成推進交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用 を含めていたもの[新潟県](311)	547	目次
意見を表示し又は処置を要求した事項	548	
除染事業等の実施に当たり、除染仮置場の造成工事における基礎地盤の沈下を考慮し た設計方法や、除染仮置場等の囲い柵の設計風速等について現地の状況を踏まえた設 計基準を策定することなどにより、除去土壌等が適切に保管されるよう適宜の処置を 要求し及び是正改善の処置を求めたもの	548	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	555	
(1) 放射線監視等交付金事業等により整備する放射線監視テレメータシステムの中央 監視局装置の設置について、準拠すべき基準等を示したガイドラインを作成して 事業主体に周知することにより、耐震性を適切に確保するよう改善させたもの	555	
(2) 委託業務の実施に必要な設備等をリースにより調達する場合において、合理的な 基準に基づいてリース期間を設定することなどを基本方針等に明示することによ り、委託費の対象経費となる設備等のリース料を適切に算定させるなどするよう 改善させたもの	560	
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	564	
(1) 防災拠点施設に設置する蓄電池設備の耐震性について	564	
(2) 国からの委託を受けて実施する国民公園の駐車場業務により委託先において生じ た積立金の取扱いなどについて	565	
第14 防 衛 省	567	
不 当 事 項	567	
工 事	567	
火薬庫の周囲の土堤の改修を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、 土堤の機能が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの[近畿中部防衛 局](312)	567	
物 件	569	
物品の管理が適切でなかったため、エアクッション艇の予備品として保管されていた プロペラダクトについて、不用の決定が行われたプロペラボスと取り違えて処分を 行っていたもの[海上自衛隊呉造修補給所](313)	569	
不正行為	572	
職員の不正行為による損害が生じたもの[陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊](314)	572	
意見を表示し又は処置を要求した事項	573	
艦船に係る国有財産台帳価格の記録に当たり、正しい耐用年数を用いるなどして、国 有財産台帳に適正な台帳価格を記録するとともに、現在額報告書の誤びゅう訂正の報 告を行うよう適宜の処置を要求し、事務処理上の留意点等を明確にして国有財産部局 に対する指導等を徹底するよう是正改善の処置を求めたもの	573	

	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	577
目 次	(1) CH-47J 輸送ヘリコプターの勢力維持改修における味方識別機の更新に当たり、 新型の味方識別機への移行計画を踏まえた検討等を十分に行って勢力維持改修等 の経済的な実施と勢力維持改修を実施する航空機のより効率的な運用とを図ると ともに、相互に関連する事業を実施する場合には情報を共有して適時的確に必要な 調整や検討等が行われるよう改善させたもの	577
	(2) 自衛隊病院等に整備された医療機器等の衛生器材の使用実績を把握するなどする ことにより活用促進を図るよう改善させたもの	581
	(3) 警戒管制レーダー装置の試行定期修理等において、交換時期や数量等を決めてあ らかじめ調達する必要がある部品等の調達に当たり、試行定期修理等の作業期間 中に不具合が発見された場合等に瑕疵修補等の請求等を行うことなどにより、適 切に部品等の調達を図るよう改善させたもの	583
	(4) 海上、航空両自衛隊の電気需給契約の契約電力について、前年度の最大需要電力 の実績を十分考慮することなどを基地等に対して示すとともに、契約電力と最大 需要電力の実績等を報告させ、十分に確認した上で、指導できる態勢を整備する ことにより、電気需給契約がより経済的なものとなるよう改善させたもの	586
	(5) 防衛装備品等の調達に当たり、加工費率の算定の対象に含まれている治工具等取 得費や製造見込台数を超える台数分の技術移転費を計上しないことにより、予定 価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの	590
	(6) 海上自衛隊が管理する火薬庫について、設置及び構造又は設備の変更や、火薬類 の貯蔵を適切に行わせることにより、管理が適切なものとなるよう改善させたも の	594
	(7) 回転翼航空機を護衛艦に搭載して運用するに当たり、造修補給所等で保管してい るレーダー試験器の管理換をするなどして搭載されていない護衛艦に搭載したり、 着艦拘束装置について型式に応じた乗員整備項目により乗員整備を適切に実 施したりすることにより、その運用に支障を来さないよう改善させたもの	598
	(8) 民間機と同等の機体を使用した自衛隊専用機の処分に当たり、中古機としての売 払処分の実施に必要な事項を明確化した実施要領を定めるなどして、その処分の 速やかな実施が図られるよう改善させたもの	602
	(9) 潜水艦の部隊が造修補給所等に対して乗船者数に見合った数量の潜水艦用個人脱 出器材を請求することにより、造修補給所等に保管されている潜水艦用個人脱出 器材が有効に利用されるよう改善させたもの	605
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	607	
防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について	607	
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	608	
防衛装備品等の調達に関する契約における資料の信頼性確保について	608	
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	609	
(1) 重要物品である基地内光伝送路の整備に伴う帳簿価格の改定等について	609	
(2) 自衛艦の定期検査等に係る契約の履行に伴い発生する有価廃材の管理について	610	
(3) F-15 戦闘機の近代化改修に伴い取り外されるレーダー機器の管理等について	611	

(4) 膨張式救命胴衣の整備について	612	
(5) 東日本大震災復興特別会計予算により取得した物品の管理について	612	
(6) 防衛装備品のライフサイクルコスト管理の実施について	613	目
(7) 駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権の発生の抑止と円滑な回収について	614	
第2節 団体別の検査結果	616	次
第1 日本私立学校振興・共済事業団	616	
不当事項	616	
補助金	616	
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事業団](315)–(318)	616	
意見を表示し又は処置を要求した事項	619	
私立大学等経常費補助金(社会人の組織的な受入れに係る特別補助)について、算定対象に修業年限を超えた学生を含めたり研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者を一律に含めたりすることとならないようにその要件等を見直すことにより、社会人受入れ促進の意義等を踏まえた効率的、効果的なものとなるよう意見を表示したもの	619	
第2 東京地下鉄株式会社	624	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	624	
後工事として前工事と一体的な工事とならない建築工事及び前工事と異なる種類となる土木工事を、前工事の請負人と随意契約を締結して実施する場合の一般管理費等の調整方法について積算基準等に明記することなどにより、工事価格の算定が適切に行われるよう改善させたもの	624	
第3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社	628	
平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	628	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の運転業務契約の予定価格の積算について	628	
第4 東日本高速道路株式会社、第5 中日本高速道路株式会社	629	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	629	
(1)(2) 橋りょう下部工の場所打ち杭等とフーチングの接合部の設計に当たり、縁端距離が杭径の1.0倍未満となる場合は、レベル2地震動に対する水平押抜きせん断の照査が必要であることを設計要領に明記することなどにより、地震時における所要の安全度を確保するよう改善させたもの	629	
(第4 東日本高速道路株式会社)、(第5 中日本高速道路株式会社)、第6 西日本高速道路株式会社、第7 本州四国連絡高速道路株式会社、第8 首都高速道路株式会社、第9 阪神高速道路株式会社	633	
意見を表示し又は処置を要求した事項	633	
(1)–(6) ETCコーポレートカードの契約者を対象として適用される大口・多頻度割引について、道路法令違反者に対する割引停止等の適用要件を見直すなどすることにより、道路構造物の劣化の原因となる道路法令違反に対する抑止等がより実効性のあるものとなるよう改善の処置を要求したもの	633	

	(第4 東日本高速道路株式会社)、(第5 中日本高速道路株式会社)、(第6 西日本高速道路株式会社)、(第9 阪神高速道路株式会社)……………	641
目	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	641
次	(1)(4) 遮音壁設置工事の実施に当たり、詳細検討を実施した上で、遮音壁の規模等や先付け取付金具の設置を適切に決定するよう改善させたもの ……………	641
	第10 日本郵政株式会社、第11 日本郵便株式会社 ……………	645
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	645
	(1)(2) 無線 LAN サービスについてアクセスポイントの調整作業等を実施したり、リモートアクセスサービスについて安全に接続できる端末機と接続回線の組合せを明確にしたり、両サービスの積極的な利用を促したりすることにより、両サービスの有効利用を図るよう是正改善の処置を求めたもの ……………	645
	第12 全国健康保険協会 ……………	651
	不 当 事 項 ……………	651
	保 険 給 付 ……………	651
	健康保険の傷病手当金の支給において、厚生年金保険の障害厚生年金等との併給調整が適正でなかったもの[全国健康保険協会 5 支部] (319) ……………	651
	第13 日本年金機構 ……………	654
	不 当 事 項 ……………	654
	物 件 ……………	654
	文書を保管するために賃借した倉庫の賃貸借契約が適切でなかったため、賃借料の支払額が過大となっていたもの[日本年金機構近畿ブロック本部] (320) ……………	654
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……………	655
	(1) 年金給付の過誤払等に係る返納金債権について、厚生労働省において日本年金機構に対して返納金債権の保全等を適切に行うことなどを指導し、日本年金機構において事務処理の手順書を作成するなどして、債権管理を適切に行うよう改善させたもの……………	655
	(2) 倉庫賃貸借契約の締結に当たり、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することを周知徹底し、経済的な契約を締結するよう改善させたもの……………	655
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	657
	厚生年金特例法の運用について ……………	657
	平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	657
	(1) 健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について ……………	657
	(2) 日本年金機構が保有している固定資産の状況について……………	659
	第14 新関西国際空港株式会社 ……………	660
	平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……	660
	空港施設の維持管理について ……………	660

第15 国立研究開発法人防災科学技術研究所、第16 国立研究開発法人宇宙航空研 究開発機構	661	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	661	目次
(1)(2) 電子ジャーナルの購読契約を締結するに当たり、過去の利用実績を参考にするな どして、利用見込みに応じて PPV 方式を利用する電子ジャーナルを選定すること により、購読料金の節減を図るよう改善させたもの	661	
第17 国立研究開発法人産業技術総合研究所	664	
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	664	
産学官連携共同研究施設の使用状況及び貸付施設の光熱水料の算定について	664	
第18 独立行政法人海技教育機構	665	
不 当 事 項	665	
物 件	665	
海技免許講習における英会話語学練習のために賃貸借契約により導入したパーソナル コンピュータに付加された LL 機能が全く使用されておらず、所期の目的を達成して いなかったもの[独立行政法人海技教育機構本部] (321)	665	
第19 独立行政法人農畜産業振興機構	667	
不 当 事 項	667	
補 助 金	667	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	667	
(1) 補助の対象とならないなどのもの	667	
中核的担い手育成増頭推進事業において、交付対象とならない繁殖雌牛を奨励 金の算定に含めるなどしていたもの[一般社団法人北海道酪農畜産協会] (322)	667	
(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	669	
酪農経営安定化支援ヘルパー事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの [北海道農業協同組合中央会] (323)	669	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	670	
酪農経営安定化支援ヘルパー事業における出役活動費について、地域の実態に即した 上限単価を設けるなどの具体的な算定方法を定めることなどにより、適切に算定され るよう改善させたもの	670	
第20 独立行政法人国際協力機構	674	
不 当 事 項	674	
物 件	674	
フォローアップ協力の実施に当たり、契約等の手続の各段階における確認が十分でな かったことなどのため、除湿機を調達すべきであったのに加湿機を調達していたもの [独立行政法人国際協力機構ミャンマー事務所] (324)	674	

	意見を表示し又は処置を要求した事項	676
目次	(1) 技術協力における研修員受入事業の実施に当たり、帰国研修員の活動状況や研修効果の発現状況を的確に把握する体制を整備し、帰国研修員から提出される最終報告書を研修の評価や企画・立案等に適切に活用できるようにするとともに、帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどを的確に把握する体制を整備するよう意見を表示したもの	676
	(2) 政府開発援助の実施に当たり、事業実施後、整備した施設の需要が低下して使用を停止するなどした際に、事業目的に沿って有効活用されるよう事業実施機関に適切な働きかけを行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	684
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	684
	無償資金協力に係る贈与資金の管理に当たり、譲渡性預金等による運用の満期日を適切に設定することとして、より効率的な運用を行うことにより利息収入の増加を図るとともに、譲渡性預金の預入先の選定の際に、特定の銀行以外の銀行からも運用利率の提示を受けることにより競争性の拡大を図るよう改善させたもの	684
	平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	688
	政府開発援助の効果の発現について	688
第21	独立行政法人日本スポーツ振興センター	689
	不 当 事 項	689
	工 事	689
	国立競技場壁画移設工事において、壁画の切断面積の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの[独立行政法人日本スポーツ振興センター本部] (325)	689
	物 件	690
	賃貸借契約を締結することなく仮本部事務所の一部を使用させていて、貸付料等を徴収していなかったもの[独立行政法人日本スポーツ振興センター本部] (326)	690
第22	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	692
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	692
	電子複写機等の調達に当たり、賃貸借契約を複写サービス等契約に変更して本社において一括して契約することなどにより、契約事務の効率化を図り、より経済的な調達を実施するよう改善させたもの	692
	平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	694
	新幹線鉄道建設事業における障害防止対策事業の実施について	694
第23	独立行政法人労働者健康福祉機構	696
	不 当 事 項	696
	予 算 経 理	696
	病室ユニット契約について、会計規程等の趣旨等に反して分割して随意契約により締結していて、契約手続が適正に行われていなかったもの[独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院] (327)	696

第24 独立行政法人国立病院機構	698
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	698
重症心身障害者等の日用品費に係る患者負担額の算定について	698
第25 独立行政法人都市再生機構	699
不 当 事 項	699
そ の 他	699
建物等の移転補償の実施に当たり、工作物等の区分を誤ったため、補償費が過大と なっていたもの[独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部] (328)	699
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	700
賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について	700
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	701
借地方式市街地住宅の管理、運営について	701
第26 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	703
意見を表示し又は処置を要求した事項	703
高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税の負担の在り方について、電気事業者と協 議を行うなどして応分の負担を求めるよう改善の処置を要求したもの	703
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	706
在籍型出向者に業務を実施させるに当たり、出向元企業支払金の額等を把握し、これ に基づき機構負担金の額等を算定することとする通達を発するなどして機構負担金の 額等を適切に算定して支払うよう改善させたもの	706
第27 独立行政法人地域医療機能推進機構	710
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	710
病院における物品の購入等に係る契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争 契約に付することにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争に よる利益を十分に享受できるよう改善させたもの	710
第28 独立行政法人住宅金融支援機構	713
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	713
証券化支援勘定における政府出資金について、対象とするリスクに係る住宅ローン債 権の残高の減少を踏まえて、政府出資金の規模を適時適切に見直すとともに、必要額 を超えていると認められる額について国庫に納付することとなるよう改善させたもの	713
第29 国立大学法人旭川医科大学	718
不 当 事 項	718
予 算 経 理	718
大学病院で使用する医薬品の調達に当たり、政府調達に関する協定等や会計規程等に 反して、予定価格が一定額以上であるにもかかわらず、一般競争とせずに随意契約と していたもの[国立大学法人旭川医科大学] (329)	718

第30 国立大学法人弘前大学、第31 国立大学法人岩手大学、第32 国立大学法人筑波大学、第33 国立大学法人埼玉大学、第34 国立大学法人金沢大学、第35 国立大学法人浜松医科大学、第36 国立大学法人三重大学、第37 国立大学法人鳥取大学、第38 国立大学法人島根大学、第39 国立大学法人広島大学、第40 国立大学法人佐賀大学、第41 国立大学法人長崎大学、第42 国立大学法人宮崎大学、第43 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学、第44 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	721
不 当 事 項	721
予 算 経 理	721
DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの[国立大学法人弘前大学、国立大学法人岩手大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人宮崎大学、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構]	721
第45 国立大学法人東北大学、第46 国立大学法人秋田大学、第47 国立大学法人山形大学、(第32 国立大学法人筑波大学)、(第34 国立大学法人金沢大学)、第48 国立大学法人山梨大学、第49 国立大学法人信州大学、第50 国立大学法人岐阜大学、(第35 国立大学法人浜松医科大学)、(第36 国立大学法人三重大学)、第51 国立大学法人滋賀医科大学、第52 国立大学法人京都大学、第53 国立大学法人神戸大学、(第37 国立大学法人鳥取大学)、(第38 国立大学法人島根大学)、第54 国立大学法人岡山大学、第55 国立大学法人山口大学、第56 国立大学法人徳島大学、第57 国立大学法人愛媛大学、第58 国立大学法人高知大学、(第40 国立大学法人佐賀大学)、(第41 国立大学法人長崎大学)、第59 国立大学法人大分大学、第60 国立大学法人富山大学	724
平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	724
(1)-(24) 国立大学病院管理会計システムの利用状況について	724
(第52 国立大学法人京都大学)	726
意見を表示し又は処置を要求した事項	726
職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の締結に当たり、契約の内容及び契約方法を見直すことなどにより、競争性及び透明性を確保するとともに、駐車整理業務により生ずる利益を享受できるようにするなどするよう是正改善の処置を求めたもの	726
第61 大学共同利用機関法人自然科学研究機構	730
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	730
大学連携研究設備ネットワーク事業による研究設備の大学間相互利用の推進について	730
第62 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	731

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	731
空調設備設置計画の策定に当たって、通信装置に搭載するインターフェースカードの 数に応じた発熱量の予測値を通知し確認する体制を整備することなどにより、架間空 調機等の調達台数を適切に算定したり、他用途への活用を図るための体制を整備する ことにより、使用されないままとなっている架間空調機を有効に活用したりするよう 改善させたもの	731
第63 一般財団法人民間都市開発推進機構	736
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	736
住民参加型まちづくりファンド支援事業の実施について	736
第64 独立行政法人農業者年金基金	737
不 当 事 項	737
保 険 給 付	737
旧農業者年金事業における経営移譲年金の支給が適正でなかったもの[独立行政法人 農業者年金基金] (345)	737
平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	738
旧農業者年金事業における経営移譲年金の支給について	738
第 3 節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果	741
第 1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	741
第 2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行 状況について	746
第 4 章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関 する報告等	749
第 1 節 国会及び内閣に対する報告	749
第 1 各府省等における政策評価の実施状況等について	749
第 2 独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況に ついて	760
第 3 社会資本整備総合交付金等による事業等の実施状況について	772
第 4 北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社の経営状況等について	783
第 5 原子力災害対策に係る施設等の整備等の状況について	795
第 6 日本郵政グループの経営状況等について	808
第 7 米の生産調整対策の実施状況等について	823
第 8 国立大学法人が大学に設置する附属病院の運営について	835
第 9 独立行政法人における民間委託の状況について	847
第10 政府の情報システムを統合・集約等するための政府共通プラットフォームの 整備及び運用の状況について	858
第 2 節 国会からの検査要請事項に関する報告	873
第 1 介護保険制度の実施状況について	873
第 2 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について	887

目 次	第3節 特定検査対象に関する検査状況 ……………	903
	第1 補正予算の執行状況等について ……………	903
	第2 国外に所在する中古の建物に係る所得税法上の減価償却費について ……………	923
	第3 滑走路等の耐震化工事における薬液注入工の施工不良等の状況について ……………	934
	第4 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について ……………	945
	第5 東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社のグループ経営等の状況につ いて ……………	960
	第6 独立行政法人都市再生機構の千葉ニュータウン事業における補償契約等につ いて ……………	979
	第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況 ……………	991
	第5節 特別会計財務書類の検査 ……………	996
	第5章 会計事務職員に対する検定 ……………	1001
	第1節 国の現金出納職員に対する検定 ……………	1001
	第2節 国の物品管理職員に対する検定 ……………	1001
	第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要 ……………	1003
	第1節 国の財政等の概況 ……………	1003
	第1 国の会計 ……………	1003
	1 概 況 ……………	1003
	2 一般会計 ……………	1003
	3 特別会計 ……………	1004
	4 一般会計及び特別会計の債務 ……………	1006
	第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人 ……………	1007
	第3 財政投融资 ……………	1011
	1 財政投融资の概要 ……………	1011
	2 財政投融资の原資 ……………	1011
	3 財政投融资計画の実績 ……………	1011
	第4 個別の決算等 ……………	1013
	国の財政状況 ……………	1013
	第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要 ……………	1031
	第1 歳入歳出決算 ……………	1031
	1 一般会計 ……………	1031
	2 特別会計(目次28ページ参照) ……………	1034
	第2 国税収納金整理資金の受払 ……………	1061
	第3 法律により設置されているその他の資金の受払 ……………	1062
	1 決算調整資金 ……………	1062
	2 貨幣回収準備資金 ……………	1062
	第4 債権及び債務 ……………	1063
	1 債 権 ……………	1063
	2 債 務 ……………	1063

第5	国庫金、国有財産及び物品	1065	
1	国庫金	1065	
2	国有財産	1065	目
3	物品	1066	
第6	財政融資資金の長期運用	1067	次
第7	政府関係機関及びその他の団体	1068	
1	概況	1068	
2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算(目次28ページ参照)	1073	
3	日本放送協会の決算	1120	

特別会計及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算記述

目

次 【特別会計】

	ページ		ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	1034	[独立行政法人]	
2 地震再保険特別会計	1035	防災科学技術研究所	1108
3 国債整理基金特別会計	1036	海技教育機構	1108
4 外国為替資金特別会計	1037	農畜産業振興機構	1108
5 財政投融资特別会計	1037	国際協力機構	1109
6 エネルギー対策特別会計	1040	宇宙航空研究開発機構	1109
7 労働保険特別会計	1042	日本スポーツ振興センター	1110
8 年金特別会計	1044	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1111
9 食料安定供給特別会計	1048	労働者健康福祉機構	1112
10 国有林野事業債務管理特別会計	1053	都市再生機構	1112
11 貿易再保険特別会計	1054	日本原子力研究開発機構	1112
12 特許特別会計	1054	地域医療機能推進機構	1113
13 自動車安全特別会計	1055	住宅金融支援機構	1113
14 東日本大震災復興特別会計	1057	(注) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」については、記載を省略した。	
【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】		[国立大学法人等]	
[政府関係機関]		旭川医科大学	1116
1 沖縄振興開発金融公庫	1073	弘前大学	1116
2 株式会社日本政策金融公庫	1074	岩手大学	1116
3 株式会社国際協力銀行	1080	筑波大学	1116
4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1082	埼玉大学	1116
[事業団等]		金沢大学	1117
1 日本私立学校振興・共済事業団	1084	浜松医科大学	1117
2 日本銀行	1089	三重大学	1117
3 預金保険機構	1090	京都大学	1117
4 東京地下鉄株式会社	1097	鳥取大学	1117
5 東日本高速道路株式会社	1098	島根大学	1118
6 中日本高速道路株式会社	1098	広島大学	1118
7 西日本高速道路株式会社	1098	佐賀大学	1118
8 本州四国連絡高速道路株式会社	1101	長崎大学	1118
9 日本郵政株式会社	1102	宮崎大学	1118
10 全国健康保険協会	1103	北陸先端科学技術大学院大学	1119
11 日本年金機構	1106	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	1119
		(注) 各法人の名称中「国立大学法人」については、記載を省略した。	

備考

この検査報告中表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

第1章 検査の概要

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成28年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成28年次会計検査の基本方針

(平成27年9月8日策定)

会計検査院は、平成28年次の検査(検査実施期間 27年10月から28年9月まで)に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、平成28年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している。また、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興が我が国の大きな課題となっており、行政等にはこうした課題への適切な対応が求められている。

一方、我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、27年度末には約807兆円に達すると見込まれており、27年度一般会計予算における公債依存度は約38%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約24%となっていて、財政の健全化が課題となっている。

このような中で、政府は、32年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化するという財政健全化目標の達成に向けて、経済と財政の一体的な再生を目指す今後5年間の「経済・財政再生計画」を定めて、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」及び「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進するとしている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、平成15年度決算検査報告から内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施してその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣に対する随時の報告を毎年行ってきた。

このように財政の健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境及びエネルギー
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して横断的な検査の充実に図るとともに、国民の関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど適時適切に対応する。

さらに、東日本大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。検査に当たっては、被災地域の状況等に配慮するとともに、各事業等が被災地域における社会経済の再生等に資するものとなっているかなどに留意する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- (ア) 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- (エ) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- (オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- (カ) その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合规性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況について積極的に取り上げるように努めて、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的・効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の決算等の財政についてその分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの的確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制^{けん}の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計

⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成28年次の検査(検査実施期間 27年10月から28年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等220法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は5,166の団体等の会計、⑩は8法人の会計、⑪は53法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は56法人等の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの平成27年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が28年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、27年度分の計算書13万7千余冊及びその証拠書類4366万余枚^(注1)を対象に実施した。^(注2)
- (イ) 実地検査については、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等、対象箇所となる31,548か所のうち、2,978か所において実施し、その実施率は9.4%であった。これを検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,366か所についての実施率は41.5%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,594か所についての実施率は16.8%となっており、これらを合わせた計10,960か所についての実施率は26.7%となっている。

実地検査の対象箇所	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,366	1,813	41.5
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,594	1,114	16.8
小 計	10,960	2,927	26.7
③ その他の箇所(郵便局、駅等)	20,588	51	0.2
計	31,548	2,978	9.4

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記5,166の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万3千5百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、28年次の検査において発した質問は7百余事項となっている。

(注1) 電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により提出された5万7千余冊を含む。

(注2) 電磁的記録媒体2千6百余枚を含む。

第2節 検査結果の概要

平成28年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
(本章の14ページ参照)
(注)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
(本章の24ページ参照)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
(本章の30ページ参照)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
(本章の36ページ参照)
- オ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)
(本章の39ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(本章の40ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)
(本章の40ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
(本章の41ページ参照)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
(本章の41ページ参照)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)
(本章の42ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
不 当 事 項	345 件	178 億 3541 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 ^{注(2)} 16 件	<16 件分> 303 億 6555 万円 〔 11 億 2550 万円〕 〔 2 億 2381 万円〕
	第34条及び第36条 ^{注(2)} 2 件	<2 件分> 7 億 3642 万円 〔 144 億 1774 万円〕 〔 58 億 3571 万円〕
	第36条 ^{注(2)} 25 件	<13 件分> ^{注(3)} 1 兆 1295 億 5992 万円 〔 321 億 3340 万円〕 〔 41 億 2710 万円〕 〔 177 億 5877 万円〕 〔 12 億 2466 万円〕 〔 17 億 8215 万円〕 〔 69 億 1496 万円〕 〔 781 億 9360 万円〕 〔 68 億 6552 万円〕 〔 2 億 8308 万円〕 〔 1192 億 3254 万円〕 〔 1932 億 6584 万円〕 〔 2213 億 6901 万円〕 〔 30 億 1725 万円〕 〔 91 億 2513 万円〕 〔 362 億 0525 万円〕 〔 197 億 1257 万円〕

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
意見を表示し又は処置を要求した事項	43 件	<31 件分> 1 兆 1606 億 6189 万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	^{注(2)} 49 件	<44 件分> 408 億 9038 万円 10 億 5260 万円 338 億 2369 万円 62 億 2807 万円 5265 億 8420 万円 17 億 3145 万円 93 億 4372 万円 1 億 1609 万円 31 億 7103 万円 1 億 1795 万円 3 億 6479 万円 5 億 7257 万円 9 億 9230 万円 729 億 7777 万円 8875 万円
事 項 計	437 件	<420 件分> 1 兆 2189 億 4132 万円 ^{注(3)}
国会及び内閣に対する報告	10 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	2 件	—
特定検査対象に関する検査状況	6 件	—
総 計	455 件	<420 件分> 1 兆 2189 億 4132 万円 ^{注(3)}

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計 17 件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」で重複して取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
国会 (国立国会図書館)					1	9億3173万円	1	9億3173万円
内閣 (内閣官房)			③4	1 3468万円			1	3468万円
内閣府 (内閣府本府)	3	2445万円	③4	2 69億4431万円			5	69億6876万円
内閣府 (警察庁)	1	1億3521万円			注(7) 1	3億6785万円 (10億5260万円)	注(7) 2	5億0306万円 (10億5260万円)
内閣府 (金融庁)			③6	1 1兆0964億円			1	1兆0964億円
総務省	11	1億6583万円	③6	1 1億1652万円			12	2億8235万円
法務省	2	1億6075万円			1	2839万円	3	1億8914万円
外務省	1	1582万円	注(3)、注(7) ③6	1 511万円 (321億3340万円)			注(3) 注(7) 2	2093万円 (321億3340万円)
財務省	1	2億7647万円					1	2億7647万円
文部科学省	24	3億3277万円	③4 注(7) ③6	1 4億3633万円 2億0788万円 (144億1774万円)	注(7) 2	5億6483万円 (338億2369万円)	注(7) 29	注(6) 27億5716万円 (144億1774万円) (338億2369万円)
厚生労働省	177	48億2755万円	③4 注(7) ③6	1 1538万円 5億2854万円 (58億3571万円) ③6 4 273億7695万円 (41億2710万円)	注(4) 2	11億2106万円	注(4) 注(7) 185	注(4)、注(6) 337億7752万円 (58億3571万円) (41億2710万円)
農林水産省	注(5) 28	注(5) 3億7053万円	③4 注(7) ③6	3 4億1550万円 27億0315万円 (177億5877万円) (12億2466万円) (17億8215万円)	注(7) 4	178億9608万円 (62億2807万円) (5265億8420万円)	注(7) 40	注(6) 213億6340万円 (177億5877万円) (12億2466万円) (17億8215万円) (62億2807万円) (5265億8420万円)
経済産業省	11	2億1245万円			1	9279万円	12	3億0524万円
国土交通省	46	89億7634万円	注(7) ③4 ③6	3 99億0657万円 (11億2550万円) (69億1496万円) (781億9360万円) (68億6552万円)	9	81億0048万円 (17億3145万円)	注(7) 61	注(6) 266億5839万円 (11億2550万円) (69億1496万円) (781億9360万円) (68億6552万円) (17億3145万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
環境省	6	9752万円	③④ 1	46億7224万円	2	11億0943万円	9	58億7919万円
防衛省	3	9743万円	③④ 1	76億0874万円	注(7) 9	43億8883万円 (93億4372万円) (1億1609万円) (31億7103万円) (1億1795万円)	注(7) 13	注(6) 120億9410万円 (93億4372万円) (1億1609万円) (31億7103万円) (1億1795万円)
日本私立学校振興・共済事業団	4	735万円	注(7) ③⑥ 1	1億9813万円 (2億8308万円)			注(7) 5	2億0548万円 (2億8308万円)
東京地下鉄株式会社					1	9750万円	1	9750万円
東日本高速道路株式会社			③⑥ 1	(1192億3254万円)	注(7) 2	2839万円 (3億6479万円)	注(7) 3	2839万円 (1192億3254万円) (3億6479万円)
中日本高速道路株式会社			③⑥ 1	(1932億6584万円)	注(7) 2	7310万円 (5億7257万円)	注(7) 3	7310万円 (1932億6584万円) (5億7257万円)
西日本高速道路株式会社			③⑥ 1	(2213億6901万円)	注(7) 1	1483万円 (9億9230万円)	注(7) 2	1483万円 (2213億6901万円) (9億9230万円)
本州四国連絡高速道路株式会社			③⑥ 1	(30億1725万円)			1	(30億1725万円)
日本郵政株式会社			③④ 1	870万円			1	870万円
全国健康保険協会	1	1675万円					1	1675万円
日本年金機構	1	784万円			注(4) 2	注(4) 5529万円	注(4) 3	注(4) 6313万円
国立研究開発法人防災科学技術研究所					1	1091万円	1	1091万円
独立行政法人海技教育機構	1	250万円					1	250万円
独立行政法人農畜産業振興機構	2	2894万円			1	1758万円	3	注(6) 4492万円
独立行政法人国際協力機構	1	260万円	注(3) ③⑥ 2	注(3) (91億2513万円)	注(7) 1	1496万円 (729億7777万円)	注(3) 注(7) 4	注(3) 1756万円 (91億2513万円) (729億7777万円)
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構					1	1042万円	1	1042万円
独立行政法人日本スポーツ振興センター	2	1329万円					2	1329万円

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
独立行政法人 鉄道建設・ 運輸施設整備 支援機構					1	1457万円	1	1457万円
独立行政法人 労働者健康 福祉機構	1	3237万円					1	3237万円
独立行政法人 都市再生機構	1	898万円					1	898万円
国立研究 開発法人 日本原子 力研究開発機構			③6	15億3969万円	1	13億2496万円	2	28億6465万円
独立行政法人 地域医療機能 推進機構					1	6億6635万円	1	6億6635万円
独立行政法人 住宅金融 支援機構					1	30億9329万円	1	30億9329万円
国立大学法人 旭川医科大学	1	18億9183万円					1	18億9183万円
国立大学法人 弘前大学	1	843万円					1	843万円
国立大学法人 岩手大学	1	521万円					1	521万円
国立大学法人 筑波大学	1	506万円					1	506万円
国立大学法人 埼玉大学	1	677万円					1	677万円
国立大学法人 金沢大学	1	332万円					1	332万円
国立大学法人 浜松医科大学	1	416万円					1	416万円
国立大学法人 三重大学	1	357万円					1	357万円
国立大学法人 京都大学			注(7) ③4	4239万円 (2億2381万円)			注(7) 1	4239万円 (2億2381万円)
国立大学法人 鳥取大学	1	1002万円					1	1002万円
国立大学法人 島根大学	1	435万円					1	435万円
国立大学法人 広島大学	1	4030万円					1	4030万円
国立大学法人 佐賀大学	1	541万円					1	541万円

省庁又は団体名	事 項		意 見 を 表 示 し 又 は 処 置 を 要 求 し た 事 項		本 院 の 指 摘 に 基 づ き 当 局 に お い て 改 善 の 処 置 を 講 じ た 事 項		計	
	件	不 当 事 項	注(2)	注(2)	注(2)	注(2)	注(2)	注(2)
国立大学法人 長 崎 大 学	1	1025万円					1	1025万円
国立大学法人 宮 崎 大 学	1	351万円					1	351万円
国立大学法人 北 陸 先 端 科 学 技 術 大 学 院 大 学	1	1373万円					1	1373万円
大学共同利用 機関法人情報 ・ シ ス テ ム 研 究 機 構	1	388万円					1	388万円
首都高速道路 株 式 会 社			③⑥ 1	(362億0525万円)			1	(362億0525万円)
阪神高速道路 株 式 会 社			③⑥ 1	(197億1257万円)	注(7) 1	1773万円 (8875万円)	注(7) 2	1773万円 (197億1257万円) (8875万円)
エヌ・ティ・ ティ・コ・ミ ニケーション ズ 株 式 会 社					1	8億4903万円	1	8億4903万円
日 本 郵 便 株 式 会 社			③④ 1	2億8071万円			1	2億8071万円
独立行政法人 農 業 者 年 金 基 金	1	168万円					1	168万円
合 計	345	178億3541万円	注(3) 43	1兆1606億6189万円	注(4) 49	408億9038万円	注(3) 437 注(4) 49 注(6)	1兆2189億4132万円

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③④は会計検査院法第34条の規定によるもの、③⑥は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 外務省の1件及び独立行政法人国際協力機構のうち1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 厚生労働省及び日本年金機構のうち各1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 農林水産省の「不当事項」には、「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記している事態が2件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①雇用保険の失業等給付金に関するもの(202 ページ及び 261 ページ参照)、②既存公共施設等の移設補償費に関するもの(331 ページ、341 ページ及び 343 ページ参照)、③公営住宅等整備事業等に関するもの(438 ページ、455 ページ及び 472 ページ参照)、④都市防災総合推進事業に関するもの(457 ページ及び 467 ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(⑤文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)に関するもの(150 ページ及び 177 ページ参照)、⑥既設橋りょうの耐震補強対策事業に関するもの(429 ページ、432 ページ、436 ページ及び 498 ページ参照)、⑦下水道事業における^{かんきょ}函渠の設計に関するもの(441 ページ及び 513 ページ参照)、⑧橋りょう等の補強等工事に用いる炭素繊維シートに関するもの(445 ページ及び 503 ページ参照)、⑨酪農経営安定化支援ヘルパー事業に関するもの(669 ページ及び 670 ページ参照))と、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」で重複して取り上げているもの(⑩味方識別機の調達に関するもの(577 ページ及び 590 ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(7) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計 17 件ある。

以上の各事項計 437 件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 345 件 178 億 3541 万余円

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第 31 条の規定等による懲戒処分¹の要求及び同法第 32 条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 6 件 97 億 7107 万余円

省庁又は団体名	予算経理	租 税	保 険 料	物 件	計
内閣府(警察庁)	1 <small>件</small>				1 <small>件</small>
財 務 省		1			1
厚生労働省			2		2
国土交通省	1				1
独立行政法人日本スポーツ振興センター				1	1
計	2	1	2	1	6

(ア) 予算経理 2件 85億 2152 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○内閣府(警察庁)

- ・外部の機関から支払を受けた委託費を国庫に納付せずにこれを別途に経理するなどして、受託研究に係る会計経理が会計法令に違反していたもの(1件 1億 3521 万余円) (73 ページ記載)

○国土交通省

- ・東日本大震災復興特別会計に返納させるべき預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金について使用する見込みのない額を一般会計に誤って返納させていて、会計法令に違反していたもの(1件 83億 8631 万余円) (427 ページ記載)

(イ) 租 税 1件 2億 7647 万余円

<租税の徴収が適正でなかったもの>

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 2億 7647 万余円) (136 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2件 9億 6723 万余円

<保険料の徴収が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 4億 7302 万余円) (191 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 4億 9420 万余円) (193 ページ記載)

(エ) 物 件 1件 584 万余円

<貸付料等の徴収が適正でなかったもの>

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・賃貸借契約を締結することなく仮本部事務所の一部を使用させていて、貸付料等を徴収していなかったもの(1件 584 万余円) (690 ページ記載)

イ 支出に関するもの 計 336件 78億 4799 万余円 ^(注)

省庁又は団体名	予 経 算 理	工 事	物 件	役 務	役 務 ・ 補 助 金	保 給	医 療 費	補 助 金	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)								3		3
総 務 省			1					10		11
法 務 省			1							1
外 務 省				1						1
文 部 科 学 省				1				23		24
厚 生 労 働 省						4	1	168	2	175
農 林 水 産 省		1			2			25	2	^(注) 28

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

省庁又は団体名	予経 算理	工 事	物 件	役 務	役・務 補助金	保 険 給 付	医療費	補助金	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
経 済 産 業 省								11		11
国 土 交 通 省		2						43		45
環 境 省		1		1				4		6
防 衛 省		1								1
日 本 私 立 学 校 振興・共済事業団								4		4
全国健康保険協会						1				1
日 本 年 金 機 構			1							1
独 立 行 政 法 人 海技教育機構			1							1
独 立 行 政 法 人 農畜産業振興機構								2		2
独 立 行 政 法 人 国際協力機構			1							1
独 立 行 政 法 人 日本振興入会者		1								1
独 立 行 政 法 人 労働者健康福祉機構	1									1
独 立 行 政 法 人 都市再生機構									1	1
国 立 大 学 法 人 旭川医科大学	1									1
国 立 大 学 法 人 弘前大学	1									1
国 立 大 学 法 人 岩手大学	1									1
国 立 大 学 法 人 筑波大学	1									1
国 立 大 学 法 人 埼玉大学	1									1
国 立 大 学 法 人 金沢大学	1									1
国 立 大 学 法 人 浜松医科大学	1									1
国 立 大 学 法 人 三重大学	1									1
国 立 大 学 法 人 鳥取大学	1									1
国 立 大 学 法 人 島根大学	1									1

省庁又は団体名	予 経 算 理	工 事	物 件	役 務	役・ 務 ・ 補 助 金	保 給	険 付	医 療 費	補 助 金	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
国立大学法人 広島大学	1										1
国立大学法人 佐賀大学	1										1
国立大学法人 長崎大学	1										1
国立大学法人 宮崎大学	1										1
国立大学法人 北陸先端科学技術 大学院大学	1										1
大学共同利用機関 法人情報・システム 研究機構	1										1
独立行政法人 農業者年金基金						1					1
計	17	6	5	3	2	6	1	293	5	(注) 336	

(注) 農林水産省において、「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記している事態が2件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(ア) 予算経理

17件 20億5226万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○独立行政法人労働者健康福祉機構

- ・病室ユニット契約について、会計規程等の趣旨等に反して分割して随意契約により締結して、契約手続が適正に行われていなかったもの(1件 3237万余円)

(696 ページ記載)

○国立大学法人旭川医科大学

- ・大学病院で使用する医薬品の調達に当たり、政府調達に関する協定等や会計規程等に反して、予定価格が一定額以上であるにもかかわらず、一般競争とせずに随意契約としていたもの(1件 18億9183万余円)

(718 ページ記載)

○国立大学法人弘前大学、国立大学法人岩手大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人宮崎大学、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

- ・DNA合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの(15件 1億2804万余円)

(721 ページ記載)

(イ) 工 事

6 件 1 億 1309 万余円

<設計が適切でなかったもの>

○農林水産省

- ・林道新設工事における残土処理場の選定に当たり、別の森林整備事業で開設する森林作業道の位置等を調整して経済的な設計を行うことについての検討が十分でなく、残土を遠方の残土処理場に運搬することとしたため、契約額が割高となっていたもの(1件 810 万円) (313 ページ記載)

○国土交通省

- ・既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、変位制限構造等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 1579 万円) (429 ページ記載)
- ・既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、水平力分担構造等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 992 万余円) (432 ページ記載)

○防 衛 省

- ・火薬庫の周囲の土堤の改修を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、土堤の機能が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 1564 万余円) (567 ページ記載)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・国立競技場壁画移設工事において、壁画の切断面積の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 744 万余円) (689 ページ記載)

<施工が適切でなかったもの>

○環 境 省

- ・中間貯蔵施設予定地内におけるスクリーニング施設等の築造工事の実施に当たり、柱脚部の施工が設計と相違していて、工事の目的を達していなかったもの(1件 5618 万余円) (539 ページ記載)

(ウ) 物 件

5 件 5815 万余円

<調達数量が適切でなかったもの>

○総 務 省

- ・サーバ上で稼働するソフトウェアが提供する機能をパーソナルコンピュータで利用するための権利について、その必要性の検討が十分でなかったため、必要のない調達を実施していたもの(1件 1899 万余円) (90 ページ記載)

○法 務 省

- ・サーバ上で稼働するソフトウェアが提供する機能をパーソナルコンピュータで利用するための権利の調達に当たり、既に保有している権利の状況を確認していなかったため、調達数量が過大となっていたもの(1件 2619 万余円) (112 ページ記載)

<賃借料の支払が過大となっていたもの>

○日本年金機構

- ・文書を保管するために賃借した倉庫の賃貸借契約が適切でなかったため、賃借料の支払額が過大となっていたもの(1件 784 万円) (654 ページ記載)

＜目的を達していない契約を行っていたもの＞

○独立行政法人国際協力機構

- ・フォローアップ協力の実施に当たり、契約等の手続の各段階における確認が十分でなかったことなどのため、除湿機を調達すべきであったのに加湿機を調達していたもの（1件 260 万余円）(674 ページ記載)

＜契約の目的が達成されていなかったもの＞

○独立行政法人海技教育機構

- ・海技免許講習における英会話語学練習のために賃貸借契約により導入したパーソナルコンピュータに付加された LL 機能が全く使用されておらず、所期の目的を達成していなかったもの（1件 250 万余円）(665 ページ記載)

(エ) 役 務 3件 4310 万余円

＜委託費等の支払が過大となっていたもの＞

○外 務 省

- ・外交貨物等の梱包業務に係る契約において、消費税相当額が既に含まれている契約単価に基づき算定した額に、更に消費税を加えることとしていたため、支払額が過大となっていたもの（1件 1582 万余円）(122 ページ記載)

○文部科学省

- ・2020 ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト事業の委託に当たり、再委託費算定における収入の取扱いが適正に行われていなかったため、委託費の支払額が過大となっていたもの（1件 457 万余円）(142 ページ記載)

＜契約額が過大となっていたもの＞

○環 境 省

- ・国際会議等の開催に伴う行事の企画、運営等の業務に係る請負契約において、予定していた業務の内容を変更していたのに、契約額の変更を適切に行わなかったため、契約額が過大となっていたもの（1件 2271 万余円）(541 ページ記載)

(オ) 役務・補助金 2件 1億 8771 万余円

＜委託費の支払が過大となっていたもの並びに補助事業の実施及び経理が不当なもの＞

○農林水産省

- ・委託事業、補助事業及び基金補助事業において、従事者が実際に事業に従事した時間数等に基づかずに人件費を算定したり、対象事業費に含めることができない経費を含めたりしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの（2件 1億 8771 万余円）(315 ページ記載)

(カ) 保 険 給 付 6件 3億 5723 万余円

＜保険の給付が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの（1件 1億 7446 万余円）(196 ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの（1件 2871 万余円）(198 ページ記載)

- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 1億1759万余円)
(202ページ記載)

- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 1803万余円)
(207ページ記載)

○全国健康保険協会

- ・健康保険の傷病手当金の支給において、厚生年金保険の障害厚生年金等との併給調整が適正でなかったもの(1件 1675万余円)
(651ページ記載)

○独立行政法人農業者年金基金

- ・旧農業者年金事業における経営移譲年金の支給が適正でなかったもの(1件 168万余円)
(737ページ記載)

(キ) 医療費 1件 5億0754万余円

＜医療費の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 5億0754万余円)
(210ページ記載)

(ク) 補助金 293件 46億2458万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

＜補助事業の実施及び経理が不当なもの＞

○内閣府(内閣府本府)

- ・設備の設計が適切でなかったもの(1件 1530万余円)
(62ページ記載)
- ・交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 741万余円)
(64ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 173万余円)
(65ページ記載)

○総務省

- ・地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたもの(2件 9000万円)
(92ページ記載)
- ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が交付の対象とならない事業に交付されていたもの(1件 355万余円)
(94ページ記載)
- ・社会保障・税番号制度システム整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件 414万余円)
(95ページ記載)
- ・情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めていたなどのもの(3件 2020万余円)
(95ページ記載)
- ・地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により実施した事業の補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めていたもの(1件 500万円)
(97ページ記載)
- ・電波遮へい対策事業費等補助金により実施した事業に係る補助対象事業費の積算及び補助率の適用を誤ったため、補助金が過大に交付されていたもの(1件 1390万余円)
(98ページ記載)
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金により実施した事業の補助対象事業費が過大に精算されていたもの(1件 1003万余円)
(99ページ記載)

○文部科学省

- ・公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの(1件 589 万余円)
(145 ページ記載)
- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(3件 977 万余円)
(146 ページ記載)
- ・私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの(2件 223 万余円)
(147 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(教育装置)が過大に交付されていたもの(2件 2512 万余円)
(148 ページ記載)
- ・文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)が過大に交付されていたもの(1件 135 万余円)
(149 ページ記載)
- ・文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)が過大に交付されていたもの(1件 502 万余円)
(150 ページ記載)
- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(12件 2億7380 万余円)
(151 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの(1件 499 万余円)
(155 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(21件 2億7565 万余円)
(218 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(29件 9億2644 万余円)
(221 ページ記載)
- ・緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(1件 2916 万余円)
(225 ページ記載)
- ・児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの(10件 3569 万余円)
(227 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの(2件 1512 万余円)
(228 ページ記載)
- ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(60件 12億7819 万余円)
(230 ページ記載)
- ・生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたもの(3件 3428 万余円)
(233 ページ記載)
- ・身体障害者体育等振興費補助金が過大に交付されていたもの(1件 2995 万余円)
(235 ページ記載)
- ・障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(2件 351 万余円)
(237 ページ記載)

- ・ 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの(8件 8564 万余円)
(237 ページ記載)
- ・ 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの(1件 2891 万余円) (239 ページ記載)
- ・ 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(1件 116 万余円)
(240 ページ記載)
- ・ 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等により造成した基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金に返還されていなかったもの(6件 1018 万余円)
(241 ページ記載)
- ・ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(9件 1 億 4738 万余円)
(243 ページ記載)
- ・ 労働災害防止対策費補助金の補助対象経費が過大に精算されていたもの(1件 623 万余円)
(245 ページ記載)
- ・ 放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業費等に係る分)が過大に交付されていたもの(2件 1030 万円)
(246 ページ記載)
- ・ 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)が過大に交付されていたもの(11件 6375 万余円)
(247 ページ記載)

○農林水産省

- ・ 補助金等により造成した基金等の使用が適切でなかったもの(7件 4170 万余円)
(321 ページ記載)
- ・ 補助の対象とならないなどのもの(6件 1 億 6908 万余円)
(326 ページ記載)
- ・ 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(4件 3111 万余円)
(330 ページ記載)
- ・ 補助の目的を達していなかったもの(2件 2510 万余円)
(332 ページ記載)
- ・ 工事の設計及び施工が適切でなかったなどのもの(2件 2206 万余円)
(334 ページ記載)
- ・ 工事の設計が適切でなかったなどのもの(2件 1200 万余円)
(335 ページ記載)
- ・ 工事の施工が適切でなかったもの(1件 858 万余円)
(338 ページ記載)
- ・ 補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 210 万余円)
(340 ページ記載)

○経済産業省

- ・ 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(4件 1 億 0508 万余円)
(411 ページ記載)
- ・ 補助対象事業費を過大に精算していたもの(4件 9122 万余円)
(415 ページ記載)
- ・ 補助の対象とならないもの(3件 1615 万余円)
(419 ページ記載)

○国土交通省

- ・ 工事の設計が適切でなかったなどのもの(18件 2 億 2333 万余円)
(436 ページ記載)
- ・ 補助金を過大に受給していたもの(11件 1662 万余円)
(448 ページ記載)
- ・ 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(5件 1 億 4856 万余円)
(450 ページ記載)
- ・ 工事の施工が設計と相違していたもの(4件 7528 万余円)
(455 ページ記載)
- ・ 計画が適切でなかったもの(2件 5458 万余円)
(457 ページ記載)
- ・ 国庫納付額が過小となっていたもの(1件 2727 万余円)
(459 ページ記載)

- ・補助の目的外に使用していたもの(1件 1202 万余円) (460 ページ記載)
- ・工事の施工が適切でなかったもの(1件 662 万余円) (461 ページ記載)

○環 境 省

- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(3件 1611 万余円) (545 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 251 万余円) (547 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(4件 735 万余円) (616 ページ記載)

○独立行政法人農畜産業振興機構

- ・補助の対象とならないなどのもの(1件 2734 万円) (667 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 160 万余円) (669 ページ記載)

(ケ) そ の 他

5件 4720 万余円

<補償費の算定が過大となっていたもの>

○農林水産省

- ・国営かんがい排水事業の実施における移設補償費の支払に当たり、移設対象の水道管等に係る財産価値の減耗分を誤って控除せずに移設補償費を算定していたため、支払額が過大となっていたもの(2件 585 万余円) (341 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・建物等の移転補償の実施に当たり、工作物等の区分を誤ったため、補償費が過大となっていたもの(1件 898 万余円) (699 ページ記載)

<介護給付費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 2170 万余円) (249 ページ記載)
- ・自立支援給付の介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1066 万余円) (254 ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの

計 3件 2億 1634 万余円

省 庁 名	物 件	不正行為	計
法 務 省	1 ^件		1 ^件
防 衛 省	1	1	2
計	2	1	3

(ア) 物 件

2件 2億 1285 万余円

<物品の管理が適切でなかったもの>

○法 務 省

- ・自給製品の生産に使用するために刑務所において調達した原材料について、工場の倉庫における払出数量等を管理していなかったり、適切に保管していなかったりするなどして、管理が適正を欠くと認められるもの(1件 1億 3455 万余円) (113 ページ記載)

- 防衛省
- ・物品の管理が適切でなかったため、エアクッション艇の予備品として保管されていたプロペラダクトについて、不用の決定が行われたプロペラボスと取り違えて処分を行っていたもの(1件 7829 万余円) (569 ページ記載)
- (イ) 不正行為 1 件 349 万余円
- <物品が領得されたもの>
- 防衛省
- ・職員の不正行為による損害が生じたもの (1 件 349 万余円) (572 ページ記載)
- (2) 意見を表示し又は処置を要求した事項 計 43 件
- ア 会計検査院法第 34 条の規定によるもの 16 件
- (ア) 適宜の処置を要求したもの 1 件
- 内閣府(内閣府本府)
- ・地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の交付額の算定に当たり、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組に係る加算分の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求したもの (1 件 指摘金額 909 万円) (65 ページ記載)
- (イ) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの 9 件
- 内閣(内閣官房)、内閣府(内閣府本府)
- ・物品管理簿等を重要物品の現況を反映した正確なものとするともに、物品の亡失の報告を直ちに行うよう適宜の処置を要求し、組織の新設・統廃合等に伴う物品の管理等が適切に行われ、物品の異動が物品管理簿等に適切に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの

2 件 指摘金額	内閣(内閣官房)	3468 万円
	内閣府(内閣府本府)	69 億 3522 万円

 (60、66 ページ記載)
- 文部科学省
- ・学校施設環境改善交付金等における学校給食施設事業の実施に当たり、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外する際の具体的な算定方法等を周知するなどして交付対象建築費の算定が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 4 億 3633 万円) (156 ページ記載)
- 厚生労働省
- ・地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の交付額の算定に当たり、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組に係る加算分の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 1538 万円) (256 ページ記載)

○農林水産省

- ・農業農村整備事業の実施における既存公共施設等の移設補償費の算定に当たり、移設対象の水道管等に係る財産価値の減耗分を適切に控除することにより、移設補償費の支払が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 2445万円)

(343 ページ記載)

○国土交通省

- ・物品管理簿に記録されていないなどの電気通信設備について物品管理簿に適切に記録するために必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、今後取得する電気通信設備について適切な管理を行うために、物品管理簿に必要事項を正確かつ速やかに記録する体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 95億2246万円)

(462 ページ記載)

- ・都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの設備について、耐震性が確保されていない建物等に設置されているなどのものを地震発生時に有効に機能させるために必要な措置を講ずるための計画を策定させるよう適宜の処置を要求し、設備の設置場所の耐震性を確保しなければならないことを周知するよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 2億4046万円 背景金額 11億2550万円)

(467 ページ記載)

○環 境 省

- ・除染事業等の実施に当たり、除染仮置場の造成工事における基礎地盤の沈下を考慮した設計方法や、除染仮置場等の囲い柵の設計風速等について現地の状況を踏まえた設計基準を策定することなどにより、除去土壌等が適切に保管されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 46億7224万円)

(548 ページ記載)

○防 衛 省

- ・艦船に係る国有財産台帳価格の記録に当たり、正しい耐用年数を用いるなどして、国有財産台帳に適正な台帳価格を記録するとともに、現在額報告書の誤びゅう訂正の報告を行うよう適宜の処置を要求し、事務処理上の留意点等を明確にして国有財産部局に対する指導等を徹底するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 76億0874万円)

(573 ページ記載)

(ウ) 是正改善の処置を求めたもの

6件

○農林水産省

- ・国有林野事業における立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費について、林業機械の使用実態に即して、高性能林業機械を採用して積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの
(1件 指摘金額 2億6880万円)

(347 ページ記載)

- ・森林病虫害等防除事業等における樹幹注入について、各都道府県において樹幹注入剤の実勢価格を適切に把握するよう定めて、補助単価が取引の実態を反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 1億2225万円) (352ページ記載)

○国土交通省

- ・木造公営住宅等の建築に当たり、出隅の柱と土台等との接合方法等の確認等に重点を置いたチェックリストを作成するなどして、設計及び施工が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 1億4365万円) (472ページ記載)

○日本郵政株式会社、日本郵便株式会社

- ・無線LANサービスについてアクセスポイントの調整作業等を実施したり、リモートアクセスサービスについて安全に接続できる端末機と接続回線の組合せを明確にしたり、両サービスの積極的な利用を促したりすることにより、両サービスの有効利用を図るよう是正改善の処置を求めたもの

{	2件 指摘金額	日本郵政株式会社	870万円
		日本郵便株式会社	2億8071万円

(645ページ記載)

○国立大学法人京都大学

- ・職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の締結に当たり、契約の内容及び契約方法を見直すことなどにより、競争性及び透明性を確保するとともに、駐車整理業務により生ずる利益を享受できるようにするなどするよう是正改善の処置を求めたもの (1件 指摘金額 4239万円 背景金額 2億2381万円) (726ページ記載)

- イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 2件
 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示したもの 2件

○文部科学省

- ・高等学校等就学支援金の支給が適切かつ公平に行われるよう、学校設置者に受給資格認定申請書等の確認作業を委託する場合にその確認結果の妥当性についての検証を行い確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導したり、学校設置者から生徒への高等学校等就学支援金が適時適切に引き渡されることを確保したりすることを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び保護者等が国外に在住する場合の当該保護者等の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等の方法を検討するよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 2億0788万円 背景金額 144億1774万円) (162ページ記載)

○厚生労働省

- ・日雇労働求職者給付金に係る制度の運用に当たり、一般被保険者等への切替えなどの取扱いが適切に行われるよう是正改善の処置を求め、失業認定における労働の意思の

有無等の確認が十分に行われるよう意見を表示し、及び日雇労働被保険者に対する支給要件の確認が十分に行われるとともに、日雇労働求職者給付金の不正受給を防止するための取組が効果的に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 5億2854万円 背景金額 58億3571万円)

(261ページ記載)

ウ 会計検査院法第36条の規定によるもの 25件

(ア) 意見を表示したもの 11件

○内閣府(金融庁)

- ・預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、余裕資金の額を把握した上で、当該余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 1兆0964億円)

(80ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、事業実施後、整備した施設の需要が低下して使用を停止するなどした際に、事業目的に沿って有効活用されるよう事業実施機関に適切な働きかけを行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 511万円 背景金額 321億3340万円)

(123、684ページ記載)

○文部科学省

- ・国立大学法人において、共同利用の用に供するとして補助金で整備された研究設備を共同利用の用に供することについて十分に検討するよう周知することなどにより、研究設備の有効活用が促進されるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 12億2037万円)

(172ページ記載)

○厚生労働省

- ・生活福祉資金の貸付事業を実施するための保有資金について、判断基準を作成して適切に評価することなどにより、保有資金が適正な規模のものとなるよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 272億2787万円)

(267ページ記載)

- ・地域支援事業交付金の交付額の算定に当たり、指定介護予防支援の業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から適切に控除するなど、交付額の算定を適正なものとするための具体的な算定方法を示し、周知するよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 41億2710万円)

(277ページ記載)

○農林水産省

- ・木造公共施設等の整備事業の実施に当たり、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象から除くなど、補助対象とする工事の範囲について十分に検討した

上で要領等に定めたり、地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備を行う事業を選定するための具体的な基準等を設けたりするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 6億6420万円 背景金額 177億5877万円)

(355ページ記載)

○国土交通省

- ・電線共同溝整備事業の実施に当たり、建設負担金の算定について、金利情勢等を勘案した年利率を適用することなどにより、建設負担金の額が適切なものとなるよう意見を表示したもの (1件 背景金額 69億1496万円)

(477ページ記載)

- ・新重点密集市街地解消事業の実施に当たり、事業主体に対して、一時避難場所等が指定されている新重点密集市街地について早期に最低限の安全性を確保して新重点密集市街地を解消することや事業計画の作成、協議会等の設置及び危険度の公表の重要性等を周知徹底したり、地区の状況に応じて最低限の安全性が確保されているかきめ細かく適切に判定することについて具体的に明示したりするなどして、目標期間内の新重点密集市街地解消に資するよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 781億9360万円)

(483ページ記載)

- ・離島航路運営費等補助金について、補助事業者に対して見込計算書における算定方法を具体的に示させたり、審査方法を具体的に定めるよう検討したりすることなどにより、補助金の交付額の算定をより公平に行うとともに、補助事業者の経営改善がより一層促進されるよう意見を表示したもの (1件 背景金額 68億6552万円)

(491ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金(社会人の組織的な受入りに係る特別補助)について、算定対象に修業年限を超えた学生を含めたり研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者を一律に含めたりすることとならないようにその要件等を見直すことにより、社会人受入れ促進の意義等を踏まえた効率的、効果的なものとなるよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 1億9813万円 背景金額 2億8308万円)

(619ページ記載)

○独立行政法人国際協力機構

- ・技術協力における研修員受入事業の実施に当たり、帰国研修員の活動状況や研修効果の発現状況を的確に把握する体制を整備し、帰国研修員から提出される最終報告書を研修の評価や企画・立案等に適切に活用できるようにするとともに、帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどを的確に把握する体制を整備するよう意見を表示したもの (1件 背景金額 91億2513万円)

(676ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

14件

○総務省

- ・都道府県に対して、国有提供施設等報告書等に未提供国有財産及び返還国有財産を計

上しないこととする取扱いを明示したり、新規提供国有財産及び返還国有財産について防衛省通知に記載されている情報を用いて的確に把握して同報告書等を作成させたりすることにより、国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額の算定が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1億1652万円)
(100ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、医療機関等に対する加算金の額を医療給付費の額から控除することを交付要綱等に明記するなどして、その交付額の算定が適正に行われるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 3347万円)
(283ページ記載)
- ・第三者行為災害において取得した求償権について、通達を改正するなどして、会計法令に基づき、納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1億1561万円)
(286ページ記載)

○農林水産省

- ・TMRセンターを整備する事業について、地域の農家、市町村等と連携することの重要性について事業主体に周知したり、計画値等の達成状況の確認、達成されていない場合の原因分析及びこれに基づく改善に向けた指導等を適切に行うよう都道府県等を指導したりすることなどにより、事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 5億2591万円)
(363ページ記載)
- ・経営体育成支援事業について、経営改善目標の設定や達成状況の確認等を適切に行うことにより事業の効果が十分に発現するようにするとともに、目標の設定や達成状況の確認に係る資料を一定期間保存することによりこれらが適切に行われているかの検証が行えるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 3億9344万円 背景金額 12億2466万円)
(369ページ記載)
- ・都市農村共生・対流総合対策事業の実施に当たり、数値目標の設定方法を定めるなどして数値目標を適切に設定させたり、取組の実施や数値目標の達成率が低調となっている事業主体に対して適時適切な重点指導を行うようにしたりするなどして、事業が適切に実施され、事業完了後に自立的、継続的な取組が実施されていくこととなるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 11億1960万円)
(378ページ記載)
- ・漁港施設について、機能保全計画に基づいて機能保全工事や点検結果の記録及び保存を適切に実施するなどして、施設の効率的な維持管理が行われるよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 17億8215万円)
(384ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

- ・ETC コーポレートカードの契約者を対象として適用される大口・多頻度割引について、道路法令違反者に対する割引停止等の適用要件を見直すなどすることにより、道路構造物の劣化の原因となる道路法令違反に対する抑止等がより実効性のあるものとなるよう改善の処置を要求したもの

{	6 件	背景金額	東日本高速道路株式会社	1192 億 3254 万円
			中日本高速道路株式会社	1932 億 6584 万円
			西日本高速道路株式会社	2213 億 6901 万円
			本州四国連絡高速道路株式会社	30 億 1725 万円
			首都高速道路株式会社	362 億 0525 万円
			阪神高速道路株式会社	197 億 1257 万円

(633 ページ記載)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- ・高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税の負担の在り方について、電気事業者と協議を行うなどして応分の負担を求めるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 15 億 3969 万円)

(703 ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 計 49 件

○国会(国立国会図書館)

- ・外国逐次刊行物の購入に当たり、公正性、競争性等を確保するために、複数の取次業者が取り扱っているものについては、外国逐次刊行物を新聞、雑誌等の種類別に一括するなどして一般競争契約とするよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 9 億 3173 万円)

(57 ページ記載)

○内閣府(警察庁)

- ・用途廃止した回転翼航空機を道府県警察本部が売却するに当たり、売却額の引下げにつながる条件を付さないこととするとともに、回転翼航空機に係る循環装備品について、重要物品又は備品に分類して物品管理簿に記録して現在高等を把握することにより、その処分に際して管理換要望の有無についての確認を行ったり、長期間未使用等となっているものの情報を共有してその活用を図ったりすることができるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 3 億 6785 万円 背景金額 10 億 5260 万円)

(74 ページ記載)

○法 務 省

- ・収容施設の被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、被収容者の健康に支障を及ぼすなどの特段の事情がない限り、診療点数 1 点当たり 10 円の単価により医療費を請求する外部医療機関を受診先とするなど経済性を考慮した選定を行うよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 2839 万円)

(116 ページ記載)

○文部科学省

- ・文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)の実施に当たり、補助事業者等に対して、補助の対象とならない経費の範囲を明確に示したり、帳簿等を作成することにより補助事業に係る収支を明確にするよう周知したり、契約事務を市町村等の契約規則等に準拠して実施することを明確にしその旨を周知したりするなどして、補助事業が適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4億0246万円)

(177ページ記載)

- ・学校施設環境改善交付金等による大規模改造(老朽)事業の実施に当たり、実績報告時に改修比率を再検討し、交付申請時の改修比率から変動する場合にはこれを実績報告書に反映させることにより、同交付金等の交付額の算定が実施した改修工事の内容を適切に反映したものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億6237万円 背景金額 338億2369万円)

(184ページ記載)

○厚生労働省

- ・国立更生援護施設において利用者等の食費等負担額が基準費用額等に基づいた適切なものとなるように、食費等の単価の算定方法を見直すよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4623万円)

(292ページ記載)

○厚生労働省及び日本年金機構

- ・年金給付の過誤払等に係る返納金債権について、厚生労働省において日本年金機構に対して返納金債権の保全等を適切に行うことなどを指導し、日本年金機構において事務処理の手順書を作成するなどして、債権管理を適切に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 10億7483万円)

(297、655ページ記載)

○農林水産省

- ・森林における除染等実証事業の実施に要した費用のうち、関係原子力事業者に対して求償を行うべきものについて、具体的な事務手続等を定めることにより必要な体制を整備するなど、求償に係る事務が確実に行われることとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2億4345万円)

(391ページ記載)

- ・農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、現場条件等に応じた助成単価の設定を行うなどすることにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 175億9625万円 背景金額 62億2807万円)

(393ページ記載)

- ・農業水利施設としての揚排水機場について、施設造成者等に対して耐震診断の実施の重要性等を周知したり、耐震診断の実施状況等を把握して適切に助言や検討を行うようにしたりすることにより、耐震診断の実施が推進されるよう改善させたもの

(1件 背景金額 5265億8420万円)

(397ページ記載)

- ・ 6次産業化ネットワーク活動交付金等により実施する農林水産物等の加工等のために必要な施設の整備に当たり、交付金等の交付対象となる施設に係る事業費の範囲を具体的に定めることにより、事業が効率的、効果的に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5638万円)

(402ページ記載)

○経済産業省

- ・ 全国商工会連合会等が小規模事業者に対して交付する国庫補助金を原資とした小規模事業者持続化補助金について、雇用を増加させる取組に対する補助上限額の引上げの対象となるのは従業員数を純増させる事業者であることを公募要領等に明記するなどして、補助上限額の引上げが適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 9279万円)

(422ページ記載)

○国土交通省

- ・ 既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計上の留意事項等を周知徹底するなどして橋台等の橋座部等における耐力等の設計が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億6322万円)

(498ページ記載)

- ・ 橋りょう等の補強等工事の実施に当たり、炭素繊維シートの種類等を適切に組み合わせることにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6346万円)

(503ページ記載)

- ・ 簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式により建設コンサルタント業務等を発注しようとする場合の手続開始の公示に当たり、継続する必要性が乏しくなった日刊業界紙への参考掲載を行わずに、ホームページ等による公示のみを行うこととするなどして、新聞参考掲載業務の発注を行わないよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7億2378万円)

(507ページ記載)

- ・ 官庁営繕事業について、既契約工事の施工に関連性のない工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加してはならないことを明確かつ具体的に示すとともに、入札不成立となった営繕工事を会計法令に従い適切に発注するための方策を地方整備局等に具体的に示すことにより、営繕工事の発注を適切に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2億4958万円)

(510ページ記載)

- ・ 道路の復旧を伴う下水道の^{かんきよ}函渠埋設工事の実施に当たり、開削前舗装厚等が確保されない設計を行う場合において、路面の機能を損なわないようにするための措置に関して道路管理者と協議を十分に実施することなどにより、道路の安全かつ円滑な交通が確保されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7億0945万円)

(513ページ記載)

- ・ 空港の用に供する固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金について、交付対象と

ならない固定資産の範囲を明確にすることにより、適切に交付するよう改善させたもの
 (1件 指摘金額 5781万円)

(516 ページ記載)

- 火山観測装置の簡易点検の実施に当たり、具体的な点検内容等を定めた要領を作成して管区气象台に通知することなどにより、簡易点検が適切に実施されるよう改善させたもの
 (1件 指摘金額 8044万円)

(518 ページ記載)

- 重要物品に該当するのに仮設物として記録されて物品増減及び現在額報告書に計上されていなかったものについて、重要物品として管理する必要があることを周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 60億5274万円)

(522 ページ記載)

- 重要国際埠頭施設における保安措置等を適確に実施するよう周知することなどにより、補助金の交付等を受けて整備された埠頭保安設備について、その効果が十分発現するよう改善させたもの

(1件 背景金額 17億3145万円)

(525 ページ記載)

○環境省

- 放射線監視等交付金事業等により整備する放射線監視テレメータシステムの中央監視局装置の設置について、準拠すべき基準等を示したガイドラインを作成して事業主体に周知することにより、耐震性を適切に確保するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5億7288万円)

(555 ページ記載)

- 委託業務の実施に必要な設備等をリースにより調達する場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することなどを基本方針等に明示することにより、委託費の対象経費となる設備等のリース料を適切に算定させるなどするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5億3655万円)

(560 ページ記載)

○防衛省

- CH-47J輸送ヘリコプターの勢力維持改修における味方識別機の更新に当たり、新型の味方識別機への移行計画を踏まえた検討等を十分に行って勢力維持改修等の経済的な実施と勢力維持改修を実施する航空機のより効率的な運用とを図るとともに、相互に関連する事業を実施する場合には情報を共有して適時的確に必要な調整や検討等が行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3152万円 背景金額 93億4372万円)

(577 ページ記載)

- 自衛隊病院等に整備された医療機器等の衛生器材の使用実績を把握するなどすることにより活用促進を図るよう改善させたもの (1件 背景金額 1億1609万円)

(581 ページ記載)

- 警戒管制レーダー装置の試行定期修理等において、交換時期や数量等を決めてあらかじめ調達する必要がある部品等の調達に当たり、試行定期修理等の作業期間中に不具

合が発見された場合等に瑕疵修補等の請求等を行うことなどにより、適切に部品等の調達を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 24億5815万円)

(583 ページ記載)

- 海上、航空両自衛隊の電気需給契約の契約電力について、前年度の最大需要電力の実績を十分考慮することなどを基地等に対して示すとともに、契約電力と最大需要電力の実績等を報告させ、十分に確認した上で、指導できる態勢を整備することにより、電気需給契約がより経済的なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億0914万円)

(586 ページ記載)

- 防衛装備品等の調達に当たり、加工費率の算定の対象に含まれている治工具等取得費や製造見込台数を超える台数分の技術移転費を計上しないことにより、予定価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 7610万円)

(590 ページ記載)

- 海上自衛隊が管理する火薬庫について、設置及び構造又は設備の変更や、火薬類の貯蔵を適切に行わせることにより、管理が適切なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 10億5912万円)

(594 ページ記載)

- 回転翼航空機を護衛艦に搭載して運用するに当たり、造修補給所等で保管しているレーダー試験器の管理換をするなどして搭載されていない護衛艦に搭載したり、着艦拘束装置について型式に応じた乗員整備項目により乗員整備を適切に実施したりすることにより、その運用に支障を来さないよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6億5480万円)

(598 ページ記載)

- 民間機と同等の機体を使用した自衛隊専用機の処分に当たり、中古機としての売却処分の実施に必要な事項を明確化した実施要領を定めるなどして、その処分の速やかな実施が図られるよう改善させたもの (1件 背景金額 31億7103万円)

(602 ページ記載)

- 潜水艦の部隊が造修補給所等に対して乗船者数に見合った数量の潜水艦用個人脱出器材を請求することにより、造修補給所等に保管されている潜水艦用個人脱出器材が有効に利用されるよう改善させたもの (1件 背景金額 1億1795万円)

(605 ページ記載)

○東京地下鉄株式会社

- 後工事として前工事と一体的な工事とならない建築工事及び前工事と異なる種類となる土木工事を、前工事の請負人と随意契約を締結して実施する場合の一般管理費等の調整方法について積算基準等に明記することなどにより、工事価格の算定が適切に行われるよう改善させたもの (1件 指摘金額 9750万円)

(624 ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社

- 橋りょう下部工の場所打ち杭等とフーチングの接合部の設計に当たり、縁端距離が杭径の1.0倍未満となる場合は、レベル2地震動に対する水平押抜きせん断の照査が必

要であることを設計要領に明記することなどにより、地震時における所要の安全度を確保するよう改善させたもの

{	2 件	指摘金額	東日本高速道路株式会社	1742 万円
			中日本高速道路株式会社	4513 万円

(629 ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

・遮音壁設置工事の実施に当たり、詳細検討を実施した上で、遮音壁の規模等や先付け取付金具の設置を適切に決定するよう改善させたもの

{	4 件	指摘金額	東日本高速道路株式会社	1097 万円
			中日本高速道路株式会社	2797 万円
			西日本高速道路株式会社	1483 万円
			阪神高速道路株式会社	1773 万円
	背景金額		東日本高速道路株式会社	3 億 6479 万円
			中日本高速道路株式会社	5 億 7257 万円
			西日本高速道路株式会社	9 億 9230 万円
			阪神高速道路株式会社	8875 万円

(641 ページ記載)

○日本年金機構

・倉庫賃貸借契約の締結に当たり、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することを周知徹底し、経済的な契約を締結するよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 5529 万円)

(655 ページ記載)

○国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

・電子ジャーナルの購読契約を締結するに当たり、過去の利用実績を参考にするなどして、利用見込みに応じて PPV 方式を利用する電子ジャーナルを選定することにより、購読料金の節減を図るよう改善させたもの

{	2 件	指摘金額	国立研究開発法人防災科学技術研究所	1091 万円
			国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	1042 万円

(661 ページ記載)

○独立行政法人農畜産業振興機構

・酪農経営安定化支援ヘルパー事業における出役活動費について、地域の実態に即した上限単価を設けるなどの具体的な算定方法を定めることなどにより、適切に算定されるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 1758 万円)

(670 ページ記載)

○独立行政法人国際協力機構

・無償資金協力に係る贈与資金の管理に当たり、譲渡性預金等による運用の満期日を適切に設定することとして、より効率的な運用を行うことにより利息収入の増加を図る

とともに、譲渡性預金の預入先の選定の際に、特定の銀行以外の銀行からも運用利率の提示を受けることにより競争性の拡大を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1496万円 背景金額 729億7777万円)

(684ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ・電子複写機等の調達に当たり、賃貸借契約を複写サービス等契約に変更して本社において一括して契約することなどにより、契約事務の効率化を図り、より経済的な調達を実施するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1457万円)

(692ページ記載)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- ・在籍型出向者に業務を実施させるに当たり、出向元企業支払金の額等を把握し、これに基づき機構負担金の額等を算定することとする通達を発するなどして機構負担金の額等を適切に算定して支払うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 13億2496万円)

(706ページ記載)

○独立行政法人地域医療機能推進機構

- ・病院における物品の購入等に係る契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争契約に付することにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6億6635万円)

(710ページ記載)

○独立行政法人住宅金融支援機構

- ・証券化支援勘定における政府出資金について、対象とするリスクに係る住宅ローン債権の残高の減少を踏まえて、政府出資金の規模を適時適切に見直すとともに、必要額を超えていると認められる額について国庫に納付することとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 30億9329万円)

(713ページ記載)

○エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ・空調設備設置計画の策定に当たって、通信装置に搭載するインターフェースカードの数に応じた発熱量の予測値を通知し確認する体制を整備することなどにより、架間空調機等の調達台数を適切に算定したり、他用途への活用を図るための体制を整備することにより、使用されないままとなっている架間空調機を有効に活用したりするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8億4903万円)

(731ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成26年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、82件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが71件、処置が完了していないものが11件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要

(単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
総務省	平成23年度	1		1
	26年度	3	3	
法務省	26年度	1	1	
外務省	26年度	注(2) 2	注(2) 2	
文部科学省	26年度	1	1	
厚生労働省	25年度	注(3) 3	注(3) 1	2
	26年度	注(4) 9	注(4) 8	1
農林水産省	23年度	1		1
	26年度	3	3	
経済産業省	25年度	1	1	
	26年度	2	1	1
国土交通省	24年度	1	1	
	25年度	1		1
	26年度	注(5) 8	注(5) 8	
環境省	26年度	2	2	
防衛省	23年度	1		1
	25年度	1	1	
	26年度	7	7	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	26年度	1	1	
日本年金機構	25年度	注(3) 1	注(3) 1	
	26年度	注(4) 2	注(4) 1	1
新関西国際空港株式会社	26年度	1	1	
国立研究開発法人産業技術総合研究所	26年度	1	1	
独立行政法人国際協力機構	26年度	注(2) 1	注(2) 1	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	26年度	1	1	
独立行政法人国立病院機構	26年度	1		1
独立行政法人都市再生機構	25年度	1		1
	26年度	1	1	

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
国立大学法 人学 東 北 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 秋 田 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 山 形 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 筑 波 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 金 沢 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 山 梨 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 信 州 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 岐 阜 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 浜 松 医 学 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 三 重 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 滋 賀 医 学 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 京 都 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 神 戸 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 鳥 取 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 島 根 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 岡 山 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 山 口 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 徳 島 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 愛 媛 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 高 知 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 佐 賀 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 長 崎 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 大 分 大 学 大	25 年度	1	1	
国立大学法 人学 富 山 大 学 大	25 年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	26年度	1	1	
一般財団法人民間都市開発推進機構	26年度	注(5) 1	注(5) 1	
独立行政法人農業者年金基金	26年度	1	1	
計	23年度	3		3
	24年度	1	1	
	25年度	注(3) 31	注(3) 27	4
	26年度	注(1)、注(2) 注(4)、注(5) 47	注(2)、注(4) 注(5) 43	4
合計		注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 注(5) 82	注(2)、注(3) 注(4)、注(5) 71	11

注(1) 平成26年度決算検査報告に掲記した意見を表示し処置を要求した事項は49件あったが、このうち2件については、平成27年次の検査実施期間(26年10月から27年9月まで)中に当局において処置が完了したことから、平成26年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。

注(2) 平成26年度決算検査報告の外務省及び独立行政法人国際協力機構の各1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 平成25年度決算検査報告の厚生労働省及び日本年金機構の各1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 平成26年度決算検査報告の厚生労働省及び日本年金機構の各1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 平成26年度決算検査報告の国土交通省及び一般財団法人民間都市開発推進機構の各1件は、国土交通省及び一般財団法人民間都市開発推進機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない11件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和21年度から平成26年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る28年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが40省庁等における444件106億1536万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが40省庁等における432件102億7570万余円ある。(741ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成 26 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 79 件のうち、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの 10 件を除いた 69 件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が履行されていたものが 44 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたものが 25 件となっていた。(746 ページ記載)

3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

平成 27 年 11 月から 28 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項は表 4 のとおり 10 件あり、第 4 章にその検査状況の概要を記載した。

表 4 会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項

	報告事項名	報告年月日	報告事項の第 4 章における掲記の状況
第 1	各府省等における政策評価の実施状況等について	平成 27 年 12 月 10 日	749 ページに記載
第 2	独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について	27 年 12 月 10 日	760 ページに記載
第 3	社会資本整備総合交付金等による事業等の実施状況について	28 年 2 月 17 日	772 ページに記載
第 4	北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社の経営状況等について	28 年 2 月 17 日	783 ページに記載
第 5	原子力災害対策に係る施設等の整備等の状況について	28 年 4 月 25 日	795 ページに記載
第 6	日本郵政グループの経営状況等について	28 年 5 月 12 日	808 ページに記載
第 7	米の生産調整対策の実施状況等について	28 年 7 月 27 日	823 ページに記載
第 8	国立大学法人が大学に設置する附属病院の運営について	28 年 9 月 15 日	835 ページに記載
第 9	独立行政法人における民間委託の状況について	28 年 9 月 29 日	847 ページに記載
第 10	政府の情報システムを統合・集約等するための政府共通プラットフォームの整備及び運用の状況について	28 年 9 月 29 日	858 ページに記載

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第 105 条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、27 年 11 月から 28 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査結果を報告した事項は表 5 のとおり 2 件あり、その概要を記載した。

表5 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
第1	介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について (873 ページ記載)	平成 27年 6月 23日	28年 3月 25日	参議院 (参議院決算委員会)
第2	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について (887 ページ記載)	24年 8月 28日	28年 4月 6日	参議院 (参議院決算委員会)

(注) これまでに、「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」は平成24年10月25日、25年10月31日及び27年3月2日の3回、会計検査院長から参議院議長に対してそれぞれ報告している。

なお、27年11月から28年10月までの間に、検査要請を受諾した事項のうち報告が未済となっている事項は1件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち報告が未済となっている事項

検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	日本放送協会における関連団体の事業運営の状況について	平成 28年 5月 24日

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として6件掲記した。

- ア 補正予算の執行状況等について (903 ページ記載)
- イ 国外に所在する中古の建物に係る所得税法上の減価償却費について (923 ページ記載)
- ウ 滑走路等の耐震化工事における薬液注入工の施工不良等の状況について (934 ページ記載)
- エ 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について (945 ページ記載)
- オ 東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社のグループ経営等の状況について (960 ページ記載)
- カ 独立行政法人都市再生機構の千葉ニュータウン事業における補償契約等について (979 ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、第3章及び第4章に掲記した主なものを①東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの、②国民生活の安全性の確保に関するもの、③予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、④資産、基金等のストックに関するもの、⑤行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの、⑥社会保障に関するもの、⑦環境及びエネルギーに関するもの、⑧情報通信(IT)に関するものに区分して整理するなどした。

(991 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、27年11月に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する15特別会計の平成26年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(996ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 国有財産及び物品の帳簿への記録について

- ・物品管理簿等を重要物品の現況を反映した正確なものとするとともに、物品の亡失の報告を直ちに行うよう適宜の処置を要求し、組織の新設・統廃合等に伴う物品の管理等が適切に行われ、物品の異動が物品管理簿等に適切に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの (60、66 ページ記載)

- ・重要物品に該当するのに仮設物として記録されて物品増減及び現在額報告書に計上されていなかったものについて、重要物品として管理する必要があることを周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの (522 ページ記載)

- ・艦船に係る国有財産台帳価格の記録に当たり、正しい耐用年数を用いるなどして、国有財産台帳に適正な台帳価格を記録するとともに、現在額報告書の誤びゅう訂正の報告を行うよう適宜の処置を要求し、事務処理上の留意点等を明確にして国有財産部局に対する指導等を徹底するよう是正改善の処置を求めたもの (573 ページ記載)

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 不適正な会計経理について

- ・外部の機関から支払を受けた委託費を国庫に納付せずこれを別途に経理するなどして、受託研究に係る会計経理が会計法令に違反していたもの (73 ページ記載)

- ・東日本大震災復興特別会計に返納させるべき預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金について使用する見込みのない額を一般会計に誤って返納させていて、会計法令に違反していたもの (427 ページ記載)

- ・病室ユニット契約について、会計規程等の趣旨等に反して分割して随意契約により締結していて、契約手続が適正に行われていなかったもの (696 ページ記載)

- ・大学病院で使用する医薬品の調達に当たり、政府調達に関する協定等や会計規程等に反して、予定価格が一定額以上であるにもかかわらず、一般競争とせず随意契約としていたもの (718 ページ記載)

- ・DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの (721 ページ記載)

- ② 租税及び保険料の徴収について
- ・ 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (136 ページ記載)
 - ・ 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (191 ページ記載)
 - ・ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (193 ページ記載)
- ③ 雇用対策のための給付金、助成金の支給、年金の支給等について
- ・ 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの (196 ページ記載)
 - ・ 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの (198 ページ記載)
 - ・ 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (202 ページ記載)
 - ・ 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (207 ページ記載)
 - ・ 健康保険の傷病手当金の支給において、厚生年金保険の障害厚生年金等との併給調整が適正でなかったもの (651 ページ記載)
- ④ 医療費の支払について
- ・ 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (210 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計及び施工について
- ・ 木造公営住宅等の建築に当たり、出隅の柱と土台等との接合方法等の確認等に重点を置いたチェックリストを作成するなどして、設計及び施工が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたものなど (438、472 ページ記載)
 - ・ 既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計上の留意事項等を周知徹底するなどして橋台等の橋座部等における耐力等の設計が適切に行われるよう改善させたものなど (429、432、436、498 ページ記載)
 - ・ 道路の復旧を伴う下水道の^{かんきよ}函渠埋設工事の実施に当たり、開削前舗装厚等が確保されない設計を行う場合において、路面の機能を損なわないようにするための措置に関して道路管理者と協議を十分に実施することなどにより、道路の安全かつ円滑な交通が確保されるよう改善させたものなど (441、513 ページ記載)
 - ・ 中間貯蔵施設予定地内におけるスクリーニング施設等の築造工事の実施に当たり、柱脚部の施工が設計と相違していて、工事の目的を達していなかったもの (539 ページ記載)
 - ・ 除染事業等の実施に当たり、除染仮置場の造成工事における基礎地盤の沈下を考慮した設計方法や、除染仮置場等の囲い柵の設計風速等について現地の状況を踏まえた設計基準を策定することなどにより、除去土壌等が適切に保管されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (548 ページ記載)
 - ・ 橋りょう下部工の場所打ち杭等とフーチングの接合部の設計に当たり、縁端距離が杭径の1.0倍未満となる場合は、レベル2地震動に対する水平押抜きせん断の照査が必要であることを設計要領に明記することなどにより、地震時における所要の安全度を確保するよう改善させたもの (629 ページ記載)
- ⑥ 委託費等の支払について
- ・ 2020 ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト事業の委託に当たり、再委託費算定における収入の取扱いが適正に行われていなかったため、委託費の支払額が過大となっていたもの (142 ページ記載)

- ・委託事業、補助事業及び基金補助事業において、従事者が実際に事業に従事した時間数等に基づかずに人件費を算定したり、対象事業費に含めることができない経費を含めたりしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの
(315 ページ記載)
- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
 - ・地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたもの
(92 ページ記載)
 - ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの
(151 ページ記載)
 - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの
(221 ページ記載)
 - ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの
(230 ページ記載)
 - ・緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの
(243 ページ記載)
- ⑧ 制度の適正な運用について
 - ・外国逐次刊行物の購入に当たり、公正性、競争性等を確保するために、複数の取次業者が取り扱っているものについては、外国逐次刊行物を新聞、雑誌等の種類別に一括するなどして一般競争契約とするよう改善させたもの
(57 ページ記載)
 - ・都道府県に対して、国有提供施設等報告書等に未提供国有財産及び返還国有財産を計上しないこととする取扱いを明示したり、新規提供国有財産及び返還国有財産について防衛省通知に記載されている情報を用いて的確に把握して同報告書等を作成させたりすることにより、国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額の算定が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの
(100 ページ記載)
 - ・地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の交付額の算定に当たり、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組に係る加算分の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものなど
(65、256 ページ記載)
 - ・地域支援事業交付金の交付額の算定に当たり、指定介護予防支援の業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から適切に控除するなど、交付額の算定を適正なものとするための具体的な算定方法を示し、周知するよう意見を表示したもの
(277 ページ記載)
 - ・国民健康保険の療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、医療機関等に対する加算金の額を医療給付費の額から控除することを交付要綱等に明記するなどして、その交付額の算定が適正に行われるよう改善の処置を要求したもの
(283 ページ記載)
 - ・病院における物品の購入等に係る契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争契約に付することにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの
(710 ページ記載)
- ⑨ 債権の管理について
 - ・第三者行為災害において取得した求償権について、通達を改正するなどして、会計法令に基づき、納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うよう改善の処置を要求したもの
(286 ページ記載)

- ・年金給付の過誤払等に係る返納金債権について、厚生労働省において日本年金機構に対して返納金債権の保全等を適切に行うことなどを指導し、日本年金機構において事務処理の手順書を作成するなどして、債権管理を適切に行うよう改善させたもの

(297、655 ページ記載)

- ・森林における除染等実証事業の実施に要した費用のうち、関係原子力事業者に対して求償を行うべきものについて、具体的な事務手続等を定めることにより必要な体制を整備するなど、求償に係る事務が確実に行われることとなるよう改善させたもの

(391 ページ記載)

⑩ 国有財産及び物品の管理について

- ・自給製品の生産に使用するために刑務所において調達した原材料について、工場の倉庫における払出数量等を管理していなかったり、適切に保管していなかったりするなどして、管理が適正を欠くと認められるもの

(113 ページ記載)

- ・物品の管理が適切でなかったため、エアクッション艇の予備品として保管されていたプロペラダクトについて、不用の決定が行われたプロペラボスと取り違えて処分を行っていたもの

(569 ページ記載)

- ・海上自衛隊が管理する火薬庫について、設置及び構造又は設備の変更や、火薬類の貯蔵を適切に行わせることにより、管理が適切なものとなるよう改善させたもの

(594 ページ記載)

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 役務契約や工事における費用の積算について

- ・防衛装備品等の調達に当たり、加工費率の算定の対象に含まれている治工具等取得費や製造見込台数を超える台数分の技術移転費を計上しないことにより、予定価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの

(590 ページ記載)

- ・後工事として前工事と一体的な工事とならない建築工事及び前工事と異なる種類となる土木工事を、前工事の請負人と随意契約を締結して実施する場合の一般管理費等の調整方法について積算基準等に明記することなどにより、工事価格の算定が適切に行われるよう改善させたもの

(624 ページ記載)

② 事務・事業に係る経費の節減について

- ・職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の締結に当たり、契約の内容及び契約方法を見直すことなどにより、競争性及び透明性を確保するとともに、駐車整理業務により生ずる利益を享受できるようにするなどするよう是正改善の処置を求めたもの

(726 ページ記載)

- ・サーバ上で稼働するソフトウェアが提供する機能をパーソナルコンピュータで利用するための権利の調達に当たり、既に保有している権利の状況を確認していなかったため、調達数量が過大となっていたものなど

(90、112 ページ記載)

- ・収容施設の被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、被収容者の健康に支障を及ぼすなどの特段の事情がない限り、診療点数1点当たり10円の単価により医療費を請求する外部医療機関を受診先とするなど経済性を考慮した選定を行うよう改善させたもの (116 ページ記載)
 - ・橋りょう等の補強等工事の実施に当たり、炭素繊維シートの種類等を適切に組み合わせることにより、経済的な設計を行うよう改善させたものなど (445、503 ページ記載)
 - ・CH-47J 輸送ヘリコプターの勢力維持改修における味方識別機の更新に当たり、新型の味方識別機への移行計画を踏まえた検討等を十分に行って勢力維持改修等の経済的な実施と勢力維持改修を実施する航空機のより効率的な運用とを図るとともに、相互に関連する事業を実施する場合には情報を共有して適時的確に必要な調整や検討等が行われるよう改善させたもの (577 ページ記載)
 - ・倉庫賃貸借契約の締結に当たり、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することを周知徹底し、経済的な契約を締結するよう改善させたもの (655 ページ記載)
- ③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について
- ・国有林野事業における立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費について、林業機械の使用実態に即して、高性能林業機械を採用して積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの (347 ページ記載)
 - ・森林病虫害等防除事業等における樹幹注入について、各都道府県において樹幹注入剤の実勢価格を適切に把握するよう定めて、補助単価が取引の実態を反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの (352 ページ記載)
 - ・農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、現場条件等に応じた助成単価の設定を行うなどすることにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの (393 ページ記載)
 - ・委託業務の実施に必要な設備等をリースにより調達する場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することなどを基本方針等に明示することにより、委託費の対象経費となる設備等のリース料を適切に算定させるなどするよう改善させたもの (560 ページ記載)
 - ・酪農経営安定化支援ヘルパー事業における出役活動費について、地域の実態に即した上限単価を設けるなどの具体的な算定方法を定めることなどにより、適切に算定されるよう改善させたもの (670 ページ記載)
 - ・在籍型出向者に業務を実施させるに当たり、出向元企業支払金の額等を把握し、これに基づき機構負担金の額等を算定することとする通達を発するなどして機構負担金の額等を適切に算定して支払うよう改善させたもの (706 ページ記載)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の運営について

- ・国立更生援護施設において利用者等の食費等負担額が基準費用額等に基づいた適切なものとなるように、食費等の単価の算定方法を見直すよう改善させたもの
(292 ページ記載)
- ・無償資金協力に係る贈与資金の管理に当たり、譲渡性預金等による運用の満期日を適切に設定することとして、より効率的な運用を行うことにより利息収入の増加を図るとともに、譲渡性預金の預入先の選定の際に、特定の銀行以外の銀行からも運用利率の提示を受けることにより競争性の拡大を図るよう改善させたもの
(684 ページ記載)
- ・学校施設環境改善交付金等による大規模改造(老朽)事業の実施に当たり、実績報告時に改修比率を再検討し、交付申請時の改修比率から変動する場合にはこれを実績報告書に反映させることにより、同交付金等の交付額の算定が実施した改修工事の内容を適切に反映したものとなるよう改善させたもの
(184 ページ記載)
- ・木造公共施設等の整備事業の実施に当たり、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象から除くなど、補助対象とする工事の範囲について十分に検討した上で要領等に定めたり、地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備を行う事業を選定するための具体的な基準等を設けたりするよう意見を表示したもの
(355 ページ記載)
- ・離島航路運営費等補助金について、補助事業者に対して見込計算書における算定方法を具体的に示させたり、審査方法を具体的に定めるよう検討したりすることなどにより、補助金の交付額の算定をより公平に行うとともに、補助事業者の経営改善がより一層促進されるよう意見を表示したもの
(491 ページ記載)

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事業効果の発現について

- ・政府開発援助の実施に当たり、事業実施後、整備した施設の需要が低下して使用を停止するなどした際に、事業目的に沿って有効活用されるよう事業実施機関に適切な働きかけを行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの
(123、684 ページ記載)
- ・TMR センターを整備する事業について、地域の農家、市町村等と連携することの重要性について事業主体に周知したり、計画値等の達成状況の確認、達成されていない場合の原因分析及びこれに基づく改善に向けた指導等を適切に行うよう都道府県等を指導したりすることなどにより、事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの
(363 ページ記載)
- ・経営体育成支援事業について、経営改善目標の設定や達成状況の確認等を適切に行うことにより事業の効果が十分に発現するようにするとともに、目標の設定や達成状況の確認に係る資料を一定期間保存することによりこれらが適切に行われているかの検証が行えるよう改善の処置を要求したもの
(369 ページ記載)

- ・全国商工会連合会等が小規模事業者に対して交付する国庫補助金を原資とした小規模事業者持続化補助金について、雇用を増加させる取組に対する補助上限額の引上げの対象となるのは従業員数を純増させる事業者であることを公募要領等に明記するなどして、補助上限額の引上げが適切に行われるよう改善させたもの (422 ページ記載)
 - ・新重点密集市街地解消事業の実施に当たり、事業主体に対して、一時避難場所等が指定されている新重点密集市街地について早期に最低限の安全性を確保して新重点密集市街地を解消することや事業計画の作成、協議会等の設置及び危険度の公表の重要性等を周知徹底したり、地区の状況に応じて最低限の安全性が確保されているかきめ細かく適切に判定することについて具体的に明示したりするなどして、目標期間内の新重点密集市街地解消に資するよう意見を表示したもの (483 ページ記載)
 - ・無線 LAN サービスについてアクセスポイントの調整作業等を実施したり、リモートアクセスサービスについて安全に接続できる端末機と接続回線の組合せを明確にしたり、両サービスの積極的な利用を促したりすることにより、両サービスの有効利用を図るよう是正改善の処置を求めたもの (645 ページ記載)
 - ・技術協力における研修員受入事業の実施に当たり、帰国研修員の活動状況や研修効果の発現状況を的確に把握する体制を整備し、帰国研修員から提出される最終報告書を研修の評価や企画・立案等に適切に活用できるようにするとともに、帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどを的確に把握する体制を整備するよう意見を表示したもの (676 ページ記載)
 - ・重要国際埠頭施設における保安措置等を適確に実施するよう周知することなどにより、補助金の交付等を受けて整備された埠頭保安設備について、その効果が十分発現するよう改善させたもの (525 ページ記載)
- ② 制度の運用について
- ・ETC コーポレートカードの契約者を対象として適用される大口・多頻度割引について、道路法令違反者に対する割引停止等の適用要件を見直すなどすることにより、道路構造物の劣化の原因となる道路法令違反に対する抑止等がより実効性のあるものとなるよう改善の処置を要求したもの (633 ページ記載)
 - ・高等学校等就学支援金の支給が適切かつ公平に行われるよう、学校設置者に受給資格認定申請書等の確認作業を委託する場合にその確認結果の妥当性についての検証を行い確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導したり、学校設置者から生徒への高等学校等就学支援金が適時適切に引き渡されることを確保したりすることを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び保護者等が国外に在住する場合の当該保護者等の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等の方法を検討するよう意見を表示したものの (162 ページ記載)
 - ・日雇労働求職者給付金に係る制度の運用に当たり、一般被保険者等への切替えなどの取扱いが適切に行われるよう是正改善の処置を求め、失業認定における労働の意思の有無等の確認が十分に行われるよう意見を表示し、及び日雇労働被保険者に対する支給要件の確認が十分に行われるとともに、日雇労働求職者給付金の不正受給を防止するための取組が効果的に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの (261 ページ記載)

- ・都市農村共生・対流総合対策事業の実施に当たり、数値目標の設定方法を定めるなどして数値目標を適切に設定させたり、取組の実施や数値目標の達成率が低調となっている事業主体に対して適時適切な重点指導を行うようにしたりするなどして、事業が適切に実施され、事業完了後に自立的、継続的な取組が実施されていくこととなるよう改善の処置を要求したもの (378 ページ記載)
 - ・農業水利施設としての揚排水機場について、施設造成者等に対して耐震診断の実施の重要性等を周知したり、耐震診断の実施状況等を把握して適切に助言や検討を行うようにしたりすることにより、耐震診断の実施が推進されるよう改善させたもの (397 ページ記載)
 - ・6次産業化ネットワーク活動交付金等により実施する農林水産物等の加工等のために必要な施設の整備に当たり、交付金等の交付対象となる施設に係る事業費の範囲を具体的に定めることにより、事業が効率的、効果的に実施されるよう改善させたもの (402 ページ記載)
 - ・火山観測装置の簡易点検の実施に当たり、具体的な点検内容等を定めた要領を作成して管区气象台に通知することなどにより、簡易点検が適切に実施されるよう改善させたもの (518 ページ記載)
- ③ 保有資産の有効活用について
- ・用途廃止した回転翼航空機を道府県警察本部が売却するに当たり、売却額の引下げにつながる条件を付さないこととするとともに、回転翼航空機に係る循環装備品について、重要物品又は備品に分類して物品管理簿に記録して現在高等を把握することにより、その処分に際して管理換要望の有無についての確認を行ったり、長期間未使用等となっているものの情報を共有してその活用を図ったりすることができるよう改善させたもの (74 ページ記載)
 - ・自衛隊病院等に整備された医療機器等の衛生器材の使用実績を把握するなどすることにより活用促進を図るよう改善させたもの (581 ページ記載)
 - ・空調設備設置計画の策定に当たって、通信装置に搭載するインターフェースカードの数に応じた発熱量の予測値を通知し確認する体制を整備することなどにより、架間空調機等の調達台数を適切に算定したり、他用途への活用を図るための体制を整備することにより、使用されないままとなっている架間空調機を有効に活用したりするよう改善させたもの (731 ページ記載)
 - ・回転翼航空機を護衛艦に搭載して運用するに当たり、造修補給所等で保管しているレーダー試験器の管理換をするなどして搭載されていない護衛艦に搭載したり、着艦拘束装置について型式に応じた乗員整備項目により乗員整備を適切に実施したりすることにより、その運用に支障を来さないよう改善させたもの (598 ページ記載)
 - ・潜水艦の部隊が造修補給所等に対して乗船者数に見合った数量の潜水艦用個人脱出器材を請求することにより、造修補給所等に保管されている潜水艦用個人脱出器材が有効に利用されるよう改善させたもの (605 ページ記載)

- ④ 利益剰余金、基金等の有効活用について
- ・生活福祉資金の貸付事業を実施するための保有資金について、判断基準を作成して適切に評価することなどにより、保有資金が適正な規模のものとなるよう意見を表示したものの
(267 ページ記載)
 - ・預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、余裕資金の額を把握した上で、当該余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう意見を表示したもの
(80 ページ記載)
 - ・証券化支援勘定における政府出資金について、対象とするリスクに係る住宅ローン債権の残高の減少を踏まえて、政府出資金の規模を適時適切に見直すとともに、必要額を超えていると認められる額について国庫に納付することとなるよう改善させたもの
(713 ページ記載)

第2章 決算の確認

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

会計検査院は、下記の平成27年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1 一般会計

	歳入	102,175,307,122,919	円
	歳出	98,230,324,099,663	

第2 特別会計

所管及び会計名	歳入	歳出	
	円	円	
内閣府、総務省及び財務省			
交付税及び譲与税配付金	55,638,343,220,115	53,398,205,923,391	
財務省			
地震再保険	133,068,578,130	2,682,917,801	
国債整理基金	201,927,448,473,838	198,308,656,933,590	
外国為替資金	3,163,394,564,811	46,021,891,474	
財務省及び国土交通省			
財政投融资			
財政融資資金勘定	32,104,651,674,970	31,783,546,117,124	
投資勘定	1,173,190,822,656	669,584,759,619	
特定国有財産整備勘定	82,046,394,867	49,554,003,642	
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省			
エネルギー対策			
エネルギー需給勘定	2,774,416,586,003	2,335,121,067,068	
電源開発促進勘定	390,006,312,568	328,215,332,787	
原子力損害賠償支援勘定	5,828,973,694,137	5,699,180,095,092	
厚生労働省			
労働保険			
労災勘定	1,219,963,693,584	988,296,256,483	
雇用勘定	2,434,579,494,680	2,145,472,351,949	
徴収勘定	3,225,649,268,621	3,196,608,486,627	
内閣府及び厚生労働省			
年金			
基礎年金勘定	23,292,978,794,505	22,462,753,052,324	
国民年金勘定	4,234,690,894,183	4,118,911,081,936	
厚生年金勘定	45,164,426,137,166	42,900,829,070,402	
健康勘定	10,613,376,413,190	10,366,585,760,421	
子ども・子育て支援勘定	1,536,855,552,069	1,473,950,461,386	
業務勘定	450,324,365,675	381,808,237,151	

第2章 決算の確認 第1節 国の決算の確認 第1 一般会計 第2 特別会計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
農 林 水 産 省		
食 料 安 定 供 給		
農業経営安定勘定	319,549,336,176	250,101,533,445
食糧管理勘定	628,563,405,289	620,614,891,616
農業共済再保険勘定	66,160,157,230	41,915,299,073
漁船再保険勘定	18,480,857,163	5,322,176,939
漁業共済保険勘定	9,844,668,023	5,758,539,046
業 務 勘 定	10,408,393,320	10,407,848,492
国営土地改良事業勘定	41,979,319,032	40,993,552,249
国有林野事業債務管理	321,093,750,089	321,093,750,089
経 済 産 業 省		
貿 易 再 保 険	59,037,786,354	21,459,979,700
特 許	319,082,784,322	128,202,456,606
国 土 交 通 省		
自 動 車 安 全		
保 障 勘 定	61,737,129,520	3,011,301,877
自動車検査登録勘定	52,174,652,904	36,419,364,675
自動車事故対策勘定	12,932,871,670	12,497,282,671
空港整備勘定	440,311,232,700	350,666,840,390
国会、裁判所、会計検査 院、内閣、内閣府、復興 庁、総務省、法務省、外 務省、財務省、文部科学 省、厚生労働省、農林水 産省、経済産業省、国土 交通省、環境省及び防衛 省		
東日本大震災復興	5,134,425,388,003	3,709,876,042,638

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の平成27年度の国税収納金整理資金の受払額を検査完了した。

		円
受	入 収 納 済 額	73,416,760,958,655
支	払	{ 支払命令済額 15,067,352,547,450
		{ 歳入組入額 57,152,308,033,934

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の平成27年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収 入 円	支 出 円
沖縄振興開発金融公庫	15,162,794,544	11,996,352,793
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	148,684,644,010	83,918,266,367
農林水産業者向け業務	54,605,252,897	47,078,516,108
中小企業者向け業務	104,932,769,375	46,151,546,201
信用保険等業務	247,469,593,804	360,811,769,994
危機対応円滑化業務	32,884,537,007	52,902,036,258
特定事業等促進円滑化業務	499,947,395	500,549,115
株式会社国際協力銀行	302,053,458,419	225,701,633,433
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	185,720,376,110	90,637,032,342

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が平成27年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2 特別会計

会計検査院が平成27年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2章
第3節
政府関係機関の決算の検査完了
第4節
国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照
第1
一般会計
第2
特別会計

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

平成27年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、28年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、28年10月18日現在で次のとおりである。

		平成28年度分	
1 一般会計		使用決定額 千円	2 特別会計
所	管		
ア 熊本地震復旧等予備費			(該当なし)
総務省		60,014	
財務省		12,880,000	
文部科学省		15,214,919	
厚生労働省		395,239	
農林水産省		17,043,679	
経済産業省		54,644,112	
国土交通省		66,478,126	
環境省		34,029,486	
防衛省		46,916,732	
	計	247,662,307	
イ 予備費			
内閣府		2,340,021	
総務省		778,841	
法務省		133,199	
外務省		1,000,265	
	計	4,252,326	

第2章 第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

第3章 個別の検査結果

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 国 会

(国立国会図書館)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

外国逐次刊行物の購入に当たり、公正性、競争性等を確保するために、複数の取次業者が取り扱っているものについては、外国逐次刊行物を新聞、雑誌等の種類別に一括するなどして一般競争契約とするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国立国会図書館 (項)国立国会図書館
部 局 等	国立国会図書館東京本館、同関西館
外国逐次刊行物の購入の概要	外国新聞、外国において定期的に発行されている雑誌等を購入するもの
外国逐次刊行物の購入誌数及び支払額	3,946 誌 9 億 5492 万余円(平成 26 年度)
一般競争契約とすることなく少額随契により購入していた誌数及び支払額	3,680 誌 9 億 3173 万円(平成 26 年度)

1 外国逐次刊行物の購入等の概要

(1) 外国逐次刊行物の購入の概要

国立国会図書館(以下「図書館」という。)は、国立国会図書館法(昭和 23 年法律第 5 号)に基づく納本制度により国内で発行される全ての出版物を網羅的に収集しているほか、外国の出版物についても、図書館が定めた「資料収集方針書」(平成 25 年国図収 1307014 号)に基づき、毎年度策定される収集計画により選書して、購入等により重点的に収集している。

図書館において購入している外国の出版物には、外国新聞、外国において定期的に発行されている雑誌(以下、これらを合わせて「外国逐次刊行物」という。)等があり、図書館東京本館(以下「東京本館」という。)及び図書館関西館(以下「関西館」という。)が、主に国内の書店、代理店等の取次業者(以下「取次業者」という。)から暦年分を購入することにより収集している。

(2) 国の物品調達契約の事務

国の物品・役務調達契約の事務は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)等の会計法令等に従って執行され、このうち契約の締結について

は、原則として競争に付することとなっている。一方、契約に係る予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときなどは、随意契約によることができることとなっている(以下、予定価格が160万円を超えないことを理由とした随意契約を「少額随契」という。)が、「公共調達の適正化について」(平成18年財計第2017号)によれば、随意契約であっても特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとしなければならないとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、外国逐次刊行物の購入契約が会計法令等に照らして適切に行われ、公正性、競争性等を確保したものになっているかなどに着眼して、東京本館及び関西館において平成26年度に購入した外国逐次刊行物3,946誌、支払額計9億5492万余円(東京本館分371誌、計6083万余円。関西館分3,575誌、計8億9409万余円)を対象として、契約書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、図書館は、購入予定の外国逐次刊行物のうち前年に引き続き購入するものについては前年に購入した取次業者から購入することにし、また、新規に購入するものについては、外国逐次刊行物ごとに複数の取次業者の見積合わせを行った上で、一番安価な価格を提示した業者から購入することにしてはいたが、いずれの場合も個々の契約は、購入する外国逐次刊行物を価格によって組み合わせたり、同一の外国逐次刊行物を半年ごとの期間に分割したりして、全て少額随契となっていた。

このような状況となっている理由について、図書館は、外国の各分野にわたる外国逐次刊行物を発行する出版社と取引のある取次業者が限られていることなどから、前年に購入実績のある取次業者等から少額随契で購入することが最も安定的かつ確実であるためなどとしている。

しかし、本院が、図書館において購入実績のある科学技術関係の外国逐次刊行物等について26年度当時における複数の取次業者による取扱いの有無を確認したところ、その相当数について複数の取次業者による取扱いがあることが判明した。そこで、上記の結果を踏まえて、本院が、26年度の購入実績に基づき、取次業者の当時の取扱状況を確認した結果、前記の3,946誌、支払額計9億5492万余円のうち、取次業者が1社のみであるなどの理由から、当該取次業者から購入せざるを得なかったものは、266誌、支払額計2319万余円に過ぎなかった。そのため、これらを除いた3,680誌、支払額計9億3173万余円(東京本館分330誌、計5110万余円。関西館分3,350誌、計8億8062万余円)については、外国逐次刊行物を新聞、雑誌等の種類別に一括するなどして、複数の取次業者から参考見積を徴する方法や購入価格の実績により予定価格を算出して、一般競争に付すことができた認められた。

このように、外国逐次刊行物は、相当数のものについて複数の取次業者が取り扱っていることから、契約を分割等する合理的な理由がないのに、160万円を超えないように価格によって組み合わせるなどして、個々の契約を少額随契としていた事態は、国の会計法令等に照らして適切ではなく、公正性、競争性等を確保する面からみても改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、図書館において、外国逐次刊行物の購入に当たり、購入する予定の外国逐次刊行物を新聞、雑誌等の種類別に一括するなどして一般競争に付すことの重要性に対する理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、図書館は、28年8月に、29年度に契約を予定している外国逐次刊行物の購入について、官報に入札公告(公示)予定の公示を掲載するなど、一般競争に付すための手続を開始するとともに、同年9月に関係部署に対して通知を発し、外国逐次刊行物の購入契約について、公正性、競争性等を確保するために、複数の取次業者における外国逐次刊行物の取扱いの有無を確認するなどした上で、購入する予定の外国逐次刊行物を新聞、雑誌等の種類別に一括するなどして一般競争に付すこととする処置を講じた。

第2 内 閣

(内 閣 官 房)

意見を表示し又は処置を要求した事項

物品管理簿等を重要物品の現況を反映した正確なものとするとともに、物品の亡失の報告を直ちに行うよう適宜の処置を要求し、組織の新設・統廃合等に伴う物品の管理等が適切に行われ、物品の異動が物品管理簿等に適切に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの

(平成 28 年 10 月 27 日付けで内閣総理大臣宛てに適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文は、66 ページの内閣府(内閣府本府)の項に掲記)

第3 内 閣 府

(内閣府本府)

不 当 事 項

補 助 金

- (1) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (3)

所管、会計名及び科目	内閣府所管 一般会計 (組織)内閣本府 (項)経済財政政策費 (項)共生社会政策費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)原子力安全規制対策費
部 局 等	内閣府本府
補助等の根拠	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県1、市1、団体1、計3補助事業者等
補助事業等	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業、地域社会雇用創造事業 交付金事業、地域子育て支援拠点事業
事業費の合計	868,225,443 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	823,547,698 円
不当と認める事業費の合計	27,925,964 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	24,456,886 円

1 補助金等の概要

内閣府(内閣府本府)所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、32都道府県、276市区町村及び6団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1県、1市、1団体、計3事業主体が実施した原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業、地域社会雇用創造事業交付金事業及び地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金等24,456,886円が不当と認められる。

これを不当の態様別に掲げると次のとおりである。

- (1) 設備の設計が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 15,309,000円
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業により整備した太陽光発電式電子線量計の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 15,309,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する 国庫補助金等 交付額 千円	不当と認める 事業費 千円	不当と認める 国庫補助金等 相当額 千円
(1) 内閣府 本府	島根県	原子力発電施設等 緊急時安全対策 交付金	26	15,309	15,309	15,309	15,309

この交付金事業は、島根県が、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則(昭和55年科学技術庁・通商産業省告示第3号)、原子力災害対策指針(平成24年10月原子力規制委員会決定)等に基づき、中国電力株式会社島根原子力発電所からおおむね30km圏内の区域において原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、防護措置の実施の判断材料の提供等のために行う緊急時モニタリングの体制を整備することを目的として、空間放射線量率を常時測定して伝送する機能を有する装置である簡易型電子線量計を観測局として15か所に整備するなどしたものである。

原子力規制庁が示した簡易型電子線量計の仕様に関する考え方によれば、一次電源は商用電源又は代替電源による供給とすること、一次電源喪失時にはバッテリーにより1週間以上の稼働が可能なことなどとされている。これを受けて、同県は、簡易型電子線量計の一次電源は代替電源である太陽光発電による供給とすることとし、調達仕様書において、簡易型電子線量計の仕様を、太陽光パネルの充電機能と内部バッテリーにより稼働させること、緊急時に備えて常時測定することから年間を通じた全天候に耐え得るようにすること、太陽光パネルによる自動充電機能が停止した場合には内部バッテリーで7日間以上の連続稼働が可能なことなどとしていた。

そして、同県は、上記の仕様に基づく簡易型電子線量計(以下「太陽光発電式電子線量計」という。参考図参照)等の製作、附帯工事等について、設計を含めて受注者に行わせることとして契約を締結して、契約締結後に受注者から提出された設計図書に承諾を与えていた。その後、受注者は、出力50Wの太陽光パネル、容量105Ahの内部バッテリー等を備えた太陽光発電式電子線量計を15台設置し、同県は、これらを検査した上で平成27年3月に引渡しを受けて、同年4月に測定を開始していた。

しかし、同県は、受注者から提出を受けた設計図書の承諾に際して、太陽光パネルの発電電力量や内部バッテリーの蓄電量等の具体的な設計上の値が示されていないなどしているのに、調達仕様書で定めた空間放射線量率を常時測定するという機能の実現可能性について十分に審査、確認等を行っていなかった。そして、上記のとおり太陽光パネルの発電電力量や内部バッテリーの蓄電量等の具体的な設計上の値が明らかでなく、また、測定を開始した27年4月から空間放射線量率を測定できない事態が発生していたことから、本院が設計の考え方について同県を通じて受注者に確認したところ、受注者は、試験結果により算出された太陽光発電式電子線量計の1日当たりの消費電力量148.32Whを太陽光パネルの出力50Wで除することにより、太陽光発電式電子線量計を1日間稼働させるために必要な日照時間は2.97時間とした上で、これと松江地方気象台における過去15年間(平成12年から26年まで)の年間日照時間のうちで最も少ない1,518.4時間(平成15年)を365日で除することにより求められる1日当たりの日照時間4.16時間とを比較して、1日当たりの日照時間の方が上回ることから、出力50Wの太陽光パネルで常時稼働させることができるとしていた。また、太陽光発電式電子線量計の1時間当たりの消費電流量0.515Ahに168時間(7日間)を乗じて得られる86.52Ahが、内部バッテリーの

容量 105Ah に安全率 0.85 を乗じて得られる 89.25Ah を下回ることから、7 日間以上の連続稼働が可能であるとしていた。

そこで、太陽光発電式電子線量計が設置された前記の区域において気象庁の気象観測統計により日照時間を確認することができる松江地方気象台及び鹿島観測所における日ごとの日照時間の平年値を確認したところ、上記の 2.97 時間を満たしていない日が松江地方気象台で 12 月から 2 月までの間に 68 日間、鹿島観測所で 11 月から 2 月までの間に 86 日間連続する状況となっていた。また、太陽光発電システムに係る発電電力量の推定方法について規定した日本工業規格の計算式を用いて、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が太陽光発電システムの発電電力量を推定する際に活用できるようにインターネット上の「日射量データベース閲覧システム」で公開している松江及び鹿島の両地点における斜面日射量の値を基に太陽光パネルの発電電力量を計算したところ、両地点において、1 年のうち 9 か月は、1 日当たりの発電電力量が消費電力量 148.32Wh を下回る結果となった。

さらに、上記の閲覧システムで得られる日ごとの斜面日射量の値を基に発電電力量を算出し、1 日当たりの消費電力量を踏まえて内部バッテリーの蓄電量の推移を試算したところ、両地点で蓄電量が 0 Wh となる日が 1 年のうち 100 日以上となるなどして、太陽光発電式電子線量計の安定した稼働に必要な電力を確保することができない状況が発生することが想定される結果となった。

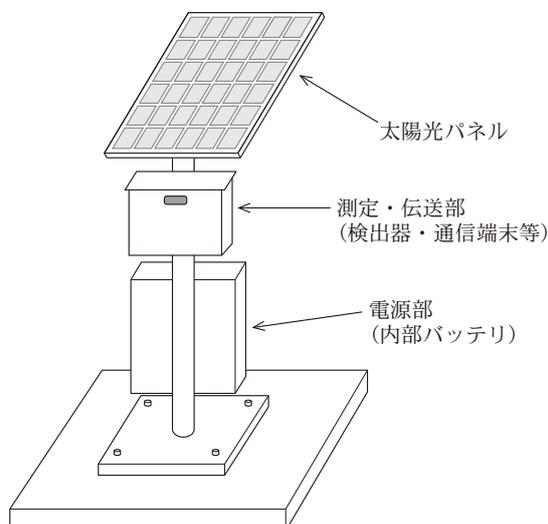
そして、測定を開始した 27 年 4 月から断続的に空間放射線量率を測定できない事態が 15 か所全ての観測局において発生しており、同月から 28 年 3 月までの 1 年間に測定できなかった時間を観測局ごとにみると、最大で計 112,604 分(78 日間以上に相当)、最小でも計 54,866 分(38 日間以上に相当)となっており、中には、測定できなかった時間が計 37,278 分(25 日間以上に相当)となっている月がある観測局もあった。

したがって、同県が整備した太陽光発電式電子線量計は、安定した稼働に必要な電源に係る設計が適切でなかったため、空間放射線量率を常時測定する機能を維持することができない状態になっていて、太陽光発電式電子線量計等(事業費 15,309,000 円)は整備の目的を達しておらず、これに係る交付金 15,309,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、太陽光発電式電子線量計の電源の設計について安定した稼働に必要な電力を確保することの検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

太陽光発電式電子線量計の概念図



(2) 交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 7,412,886 円

地域社会雇用創造事業交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 7,412,886 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(2) 内閣府本府	北海道地域再生推進コンソーシアム	地域社会雇用創造事業交付金	22、23	785,900	785,900	7,412	7,412

この交付金事業は、地域社会における事業と雇用を加速的に創造することを目的として、内閣府本府が地方公共団体、特定非営利活動法人等に対して社会的企業支援基金(以下「基金」という。)を造成させるために地域社会雇用創造事業交付金(以下「交付金」という。)を交付するものである(以下、基金を造成する主体を「事業者」という。)。そして、事業者は、地域社会雇用創造事業交付金交付要綱(平成22年府政経運第14号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、基金を活用することにより、福祉、介護、農林業振興、地球温暖化防止、地域資源を活かした観光・産業振興等の分野における社会的課題を解決するサービスを行う社会的企業の創業を支援したり、社会的企業の創業に向けた人材育成のための研修等を実施したりするなどの事業(以下「雇用創造事業」という。)を実施している。

交付要綱等によれば、雇用創造事業に係る人件費は、雇用創造事業に従事した職員等の給与の実費を基に算出することとされた労務単価に、当該職員等が雇用創造事業に直接従事した時間を乗じて算出して計上することとされている。また、会場借料は、雇用創造事業で使用する会場の賃借等に係る費用を計上することとされている。そして、事業者が雇用創造事業のうち支援対象者の募集、選定等の業務の一部を委託する場合は、当該委託業務に係る人件費及び会場借料についても上記と同様の取扱いを行うことになっている。

北海道地域再生推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)は、平成21年度に事業者となり、交付金800,000,000円の交付を受けて基金を造成し、22、23両年度に、構成員である4法人と委託契約を締結して、各構成員が雇用創造事業を実施した上で、事業費計785,900,698円を基金から取り崩して使用したとして、事業終了報告書を内閣府本府に提出していた。

しかし、構成員のうち1法人は、人件費の算出に当たり、給与の実費を基に算出した労務単価を上回る、給与の見込額を基にするなどした単価を用いるなどして人件費を5,360,092円過大に計上していたり、会場借料の算出に当たり、実際には賃借していない近隣の会議室の借料を計上するなどして会場借料を1,389,410円過大に計上していたりなどしていた。また、他の2法人は、人件費の算出に当たり、雇用創造事業に従事していない時間を含めるなどして人件費を計236,639円過大に計上するなどしていた。

したがって、適正な人件費、会場借料等を用いて事業費を修正計算すると計778,487,812円となり、前記の事業費計785,900,698円との差額7,412,886円(交付金相当額同額)が過大に精算されていて、同額が基金から過大に取り崩されて使用されており、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、コンソーシアムにおいて交付要綱等に基づく雇用創造事業の経理処理に関する理解が十分でなかったこと、内閣府本府において雇用創造事業に係る事業終了報告書等の審査及び確認並びにコンソーシアムに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

- (3) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,735,000 円
 地域子育て支援拠点事業の対象経費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの
 (1件 不当と認める国庫補助金 1,735,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(3) 内閣府本府	香川県丸亀市	地域子育て支援拠点	26	67,015	22,338	5,204	1,735

この補助事業は、丸亀市が、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うために、地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)を実施したものである。なお、拠点事業については、従来、厚生労働省所管となっているが、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等の制定に伴い、平成26年度以降、拠点事業に係る補助金等の交付事務は内閣府が行うこととなっている。

そして、拠点事業の補助の対象となる経費は、拠点事業の実施に必要な経費とすることとなっている。また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に定める一時預かり事業(以下「一時預かり事業」という。)については、別の補助金が交付されることとなっていることから、一時預かり事業の実施に係る経費は、拠点事業の補助の対象とはならないこととなっている。

同市は、拠点事業を事業費67,015,745円で実施したとして、内閣府本府に事業実績報告書等を提出し、これにより補助金22,338,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、拠点事業の実施に当たり、本来補助対象経費として認められない減価償却費や一時預かり事業の補助金の交付対象となっているため拠点事業の補助の対象とはならない経費計5,204,078円を補助対象経費に含めていた。

したがって、上記の経費計5,204,078円は、拠点事業の補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額1,735,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付要綱等の理解が十分でなく、拠点事業に係る補助対象経費についての調査確認が十分でなかったこと、内閣府本府において同市から提出された事業実績報告書等の審査及び確認並びに同市に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(後掲228ページの「子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの」参照)

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の交付額の算定に当たり、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組に係る加算分の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣本府 (項)共生社会政策費
部局等	内閣府本府
補助の根拠	法律補助
地域子育て支援拠点事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

検査の対象とした市区町村が設置した地域子育て支援拠点において子育て支援展開取組を実施していた市区町村数及び補助金の額	58 市区町村	5 億 7975 万余円(平成 26 年度)
上記のうち子育て支援展開取組に係る加算分を誤って算定していた市町数及び補助金の額	10 市町	8944 万余円
上記のうち過大となっていた補助金の額		909 万円

(平成 28 年 10 月 28 日付けで内閣総理大臣宛てに本院が是正の処置を要求したものと並びに厚生労働大臣宛てに本院が是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文は、256 ページの厚生労働省の項に掲記)

- (2) 物品管理簿等を重要物品の現況を反映した正確なものとするとともに、物品の亡失の報告を直ちに行うよう適宜の処置を要求し、組織の新設・統廃合等に伴う物品の管理等が適切に行われ、物品の異動が物品管理簿等に適切に記録されるよう是正改善の処置を求めたもの

会 計 名	一般会計	
部 局 等	(1) 内閣官房	
	(2) 内閣府本府	
重要物品の概要	内閣官房及び内閣府本府において、所掌事務の遂行に必要となる取得価格が 50 万円以上の機械、器具等	
物品増減及び現在額報告書に記載された重要物品の数量及び価格(平成 26 年度末現在)	(1)	729 個 1056 億 7577 万余円
	(2)	2,923 個 182 億 0418 万余円
上記のうち現物が確認できないなどの重要物品の数量及び価格(ア)	(1)	26 個 3468 万円
	(2)	201 個 64 億 3788 万円
物品管理簿等に記録されていない重要物品の数量及び価格(イ)	(2)	57 個 4 億 9734 万円
(ア)及び(イ)の計	(1)	26 個 3468 万円
	(2)	258 個 69 億 3522 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】**内閣官房及び内閣府本府における物品の管理等について**

（平成28年10月27日付け 内閣総理大臣宛て）

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 物品の管理等の概要**(1) 内閣官房の概要**

内閣官房は、内閣法(昭和22年法律第5号)に基づき、閣議事項の整理その他内閣の庶務、内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務等をつかさどっており、その組織については、その時々々の政策課題に応じ、柔軟かつ弾力的な運営が可能な仕組みとすることとなっている。

また、内閣官房は、組織の新設・統廃合に伴い、総理大臣官邸及び内閣府本府庁舎だけでなく、民間のビルを含む他の多くの建物に点在している執務室をその都度移転したり、平成26年3月の中央合同庁舎第8号館の完成により、多くの執務室を同館へ移転したりするなどしている。

(2) 内閣府本府の概要

内閣府本府は、内閣府設置法(平成11年法律第89号)に基づき、男女共同参画社会の形成の促進、災害からの国民の保護等に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保等を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務としている。そして、これらの所掌事務を遂行するために、内部部局等に加えて、重要政策に関する会議、審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局が設置されている。

また、内閣府本府は、組織の新設・統廃合を頻繁に行っており、26年10月に、原子力防災に係る政府全体の総合調整を担当するために、政策統括官が新たに設置されたり、27年4月に、子ども・子育て支援新制度の施行により厚生労働省の一部の事務が内閣府本府に移管されたりなどしており、それらに伴い、併任発令された他省庁の職員等が多く在籍している。

さらに、内閣官房と同様に、組織の新設・統廃合に伴い、執務室の移転等が行われており、また、災害からの国民の保護に関する業務では、内閣府本府が直接管理する建物以外に、地方公共団体の庁舎、電力、ガス会社等の指定公共機関の建物等に同業務に必要な物品を設置しており、東日本大震災以降は、設置箇所を更に増加させている。

(3) 国における物品の管理等

国の物品については、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、その管理に関する事務の委任を受けた当該各省各庁所属の職員等(以下「物品管理官」という。)が管理事務を行うこととなっている。また、物品管理官は、必要があるときは、その所属する各省各庁所属の職員に、物品の供用に関する事務を委任することができる(以下、物品の供用に関する事務の委任を受けた職員を「物品供用官」といい、物品管理官と合わせて「物品管理官等」という。)こととなっている。

物品管理官は、物品管理簿を、また、物品供用官は、物品供用簿(以下、物品管理簿と合わせて「物品管理簿等」という。)を、それぞれ備えて、その管理する物品の分類、品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとなっており、財務大臣が指定する取得価格が50万円以上の機械、器具等(以下「重要物品」という。)については、物品管理簿に、その価格も記録しなければならないこととなっている。

また、物品を使用する職員は、物品を使用する必要がなくなった際には、その旨を物品供用官に通知しなければならないが、物品供用官は、供用中の物品で供用の必要がないものなどがあると認めるときは、その旨を物品管理官に報告することとなっており、報告を受けるなどした物品管理官は、物品供用官に対して、当該物品の返納を命じなければならないこととなっている。そして、物品管理官は、供用及び処分の必要がない物品について、他の物品管理官への管理換等により適切な処理をすることができないときなどは、これらの物品について不用決定をして廃棄等することができることとなっており、重要物品について不用決定をする場合は、あらかじめ各省各庁の長等の承認を受けなければならないこととなっている。

各省各庁の長は、定期的に、及び物品管理官等が交替する場合等は随時に、その所管に属する物品の管理について検査しなければならないこととなっている(以下、この検査を「物品検査」という。)

また、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)を作成することとなっており、物品報告書に基づいた物品の現在額等は内閣から国会に報告されている。

(4) 内閣官房及び内閣府本府における物品の管理等

内閣総理大臣は、内閣官房においては内閣官房内閣参事官等に、また、内閣府本府においては内閣府大臣官房参事官等に、それぞれの所管に属する物品の管理に関する事務を委任し、物品管理官として物品を管理させている。物品管理官は、必要があるときは、物品供用官に物品の供用に関する事務を委任している。

そして、内閣官房及び内閣府本府においては、それぞれの業務を一体的に行うなどのために、各組織において、会計部門等の多くの職員が相互に併任発令されていたり、共通の会計規程等が定められたりしている。また、内閣府本府の一部の物品管理官等は、地方公共団体の庁舎等、内閣府本府が直接管理する建物以外の場所に設置されている物品の管理も行っている。

内閣官房及び内閣府本府においては、物品供用官は、供用の必要がないものなどがあると認めるときは、物品管理官に供用不要品等報告書を提出することとなっている。そして、自らが直接管理する建物以外に設置された物品を多数管理している組織等においては、物品供用官は当該物品を直接確認することはできないことなどから、物品の設置、使用等を担当している職員(以下「業務担当職員」という。)は、供用の必要がなくなったときや、物品検査のときも含めて適時に供用場所の変更等、物品の状況を把握した上で、物品供用官に対して、使用している物品に関する必要な情報を提供するなどの必要があるが、内閣官房及び内閣府本府において、当該手続は特段定められていない。

また、組織の新設・統廃合により移転をする場合には、物品の異動に伴い、新設、移設、廃棄等が生ずることが想定され、物品検査を行うなどして、物品管理簿等への記載が適切に行われているかを確認することが重要であるが、内閣官房及び内閣府本府において、組織の新設・統廃合により移転をする際に、物品検査を行うなどの手続は特段定められていない。

そして、物品の取得の際は、業務担当職員が経費伺決裁(取得する物品の件名、購入理由、概算金額等が記載された文書)を会計部門に提出して、その決裁後、物品供用官が物品請求書を物品管理官に提出することとなっている。物品管理官は経費伺決裁又は物品請求書の内容に基づき、会計部門に対して、取得のために必要な措置を請求し、会計部門は物品の購入等に関する契約手続を行い物品を調達する。物品管理官は、会計部門から物品の取得に関する通知を受けた後、物品請求書の内容に基づいて物品管理簿に記録する。その後、物品供用官へ受領命令を行い、これを受けた物品供用官は、物品供用簿に記録した上で、供用することとなっている。

上記の物品請求書を提出するためには、物品供用官が業務担当職員から取得する物品の分類、品目等の必要な情報を入手し、又は、業務担当職員が物品供用官にこれらの情報を提供する必要があるが、内閣官房及び内閣府本府において、当該手続は特段定められていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、重要物品については、物品管理簿にその価格も記録しなければならないこととなっており、物品管理簿の記録内容に基づいて作成された物品報告書により、物品の現在額等は国会に報告されている。

また、内閣官房及び内閣府本府においては、前記のとおり、組織の新設・統廃合が多く、それに伴い、執務室を移転するなどしている。さらに、内閣府本府においては、重要な政策課題の多くが府省横断的な対応を要することから、近年、多岐にわたる業務を集中して行うようになってきており、その中には、東日本大震災をはじめとする災害への対処を行う災害からの国民の保護に関する業務も含まれていて、内閣府本府が直接管理する建物以外にも、地方公共団体の庁舎、電力、ガス会社等の指定公共機関の建物等に同業務に必要となる物品が多数設置されている状況となっている。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、業務担当職員から物品供用官に対して必要な情報が提供されるなどして、物品の管理が適切に行われているか、物品の異動が物品管理簿等に適切に記録されているか、物品検査が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、内閣官房の所管に属する26年度末の重要物品729個(価格計1056億7577万余円)及び内閣府本府の所管に属する26年度末の重要物品2,923個(価格計182億0418万余円)を対象として、物品管理簿等と現物を照合するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 物品管理簿等に記録されている重要物品の現物が確認できないなどの事態

内閣官房 重要物品 26 個、価格 3468 万余円

内閣府本府 重要物品 201 個、価格 64 億 3788 万余円

これらは、重要物品として物品管理簿に記録され、保管中又は供用中とされているが、廃棄された物品が物品管理簿等に記録されたままとなっていたものや、現物の確認ができなかったものである(表参照)。

これらについては、物品供用官が、業務担当職員から重要物品の供用場所の変更等の物品に関する必要な情報を入手していなかったり、業務担当職員が、物品供用官に供用の必要がなくなったことや供用場所を変更したことなどの情報を適時に提供していなかったりなどしていた。

また、内閣府本府において、組織の新設・統廃合による移転に際して、物品が廃棄等されているが、当該移転の機会を捉えて、物品検査は行われておらず、物品管理簿等の記録内容と現物との照合が適切に行われていなかった。

このため、返納及び不用決定の承認の手続が行われておらず、不用決定をせずに廃棄された物品が物品管理簿等に記録されたままとなっていたり、現物が確認できないばかりか、その原因や現物が確認できなくなった時期が不明となっていたりなどしていた。

廃棄された物品が物品管理簿等に記録されたままとなっていたものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

内閣府本府の内部部局等である政策統括官(防災担当)は、平成 17 年 3 月に、大規模災害発生時における通信手段の確保等のために、無線通信網を構成する機器の一つである複合型多重端末装置 17 台(取得価格計 1219 万余円)を取得し、防衛省(19 年 1 月 8 日以前は内閣府防衛庁)等に設置していた。そして、21 年 3 月から 24 年 3 月までの間に当該機器の更新を行った際、更新前の機器については、更新後も部品等の利用が考えられることからすぐに廃棄はせず、災害対策本部の予備施設である防災予備施設(東京都立川市所在)に一時的に保管していた。当該機器については、26 年 5 月に政策統括官(防災担当)が中央合同庁舎第 8 号館へ移転することに伴って発生した廃棄すべき物品と合わせて、廃棄が行われた。

しかし、当該機器の設置、使用等を担当する政策統括官(防災担当)災害緊急事態対処担当の業務担当職員が、同施設に当該機器を一時的に保管する際、この情報を物品供用官に提供していなかったことから、物品供用官は当該機器の状況を把握できていなかった。このため、当該機器が廃棄される際、物品供用官は、物品管理官に供用不要品等報告書を提出することができず、物品管理官の不用決定を受けずに廃棄された物品が物品管理簿等に記録されたままとなっていた。

(2) 取得した重要物品が物品管理簿等に記録されていない事態

内閣府本府 重要物品 57 個、価格 4 億 9734 万余円

これらは、購入等により取得した重要物品について、取得時に物品管理法等に基づく手続等がなされていなかったことから、物品管理簿等に記録されていなかったものである(表参照)。

これらについては、業務担当職員から会計部門へ経費何決裁は提出されており、契約手続は行われていたものの、業務担当職員が、物品供用官に必要な情報を提供していなかったり、物品供用官が、業務担当職員から必要な情報を入手していなかったりなどしていたため、物品供用官から物品管理官に対して物品請求書が提出されておらず、取得した重要物品が物品管理簿等に記録されていなかった。

また、物品検査において、重要物品が内閣府本府が直接管理する建物以外に設置されているなどしている中で、物品供用官が、業務担当職員から必要な情報を入手していなかったり、業務担当職員が、物品供用官に必要な情報を提供していなかったりなどしたため、物品管理簿等の記録内容と現物との照合ができておらず、物品検査が適切に行われていなかった。

このとおり、内閣官房及び内閣府本府において、物品の管理が適正を欠いていて、物品管理簿等及び物品報告書が重要物品の現況を反映した正確なものとなっていない状況となっていた。

表 内閣官房及び内閣府本府における重要物品の数量、取得価格及び検査の結果 (単位：個、万円)

組織	物品管理官	平成26年度末の重要物品		うち物品管理簿等に記録されている重要物品の現物が確認できないなどのもの(1)		取得した重要物品が物品管理簿等に記録されていないもの(2)	
		数量	取得価格	数量	取得価格	数量	取得価格
内閣官房	会計担当内閣参事官	228	10億3429	26	3468	—	—
	内閣衛星情報センター管理部長	501	1046億4148	—	—	—	—
	内閣官房 計	729	1056億7577	26	3468	—	—
内閣府本府	内閣府大臣官房会計担当参事官	2,749	175億7695	200	64億3044	57	4億9734
	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付参事官	6	819	—	—	—	—
	経済社会総合研究所次長	3	227	—	—	—	—
	迎賓館庶務課長	83	4億3608	—	—	—	—
	国際平和協力本部事務局長	4	791	—	—	—	—
	日本学術会議事務局管理課長	4	669	—	—	—	—
	沖縄総合事務局総務部長	64	1億4608	1	744	—	—
	沖縄総合事務局開発建設部長	10	1996	—	—	—	—
	内閣府本府 計	2,923	182億0418	201	64億3788	57	4億9734

注(1) 重要物品を管理している物品管理官を記載している。

注(2) 単位未満を切り捨てているため、取得価格の合計と計欄は一致しないものがある。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

内閣官房及び内閣府本府において、物品管理簿等に記録されている重要物品の現物が確認できなかったり、取得した重要物品が物品管理簿等に記録されていなかったりするなど、物品の管理が適正を欠いていて、物品管理簿等及び物品報告書が重要物品の現況を反映した正確なものとなっていないなどの事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 内閣官房及び内閣府本府において、物品管理法等に基づき物品を適正に管理することの重要性に対する認識が欠けていること、また、物品検査が適切に行われていないこと
- イ 内閣官房において、物品を適切に管理する体制が整備されていないこと
- ウ 内閣府本府において、組織の新設・統廃合等があったり、物品が自らが直接管理する建物以外に設置されていたりなどしている状況に即して、物品を適切に管理する体制が整備されていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

物品管理簿については、その記録内容に基づいて、毎年度、物品報告書が作成され、物品の現在額等が内閣から国会に報告されていて、国民に対して重要物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、物品管理法等に基づき、正確に物品管理簿等に記録することは、極めて重要である。

特に、内閣府本府は、内閣が取り組もうとする政策課題に、より機動的に対応するため、組織の新設・統廃合及びそれに伴う執務室の移転が多く、併任発令された他省庁の職員等が多く在籍している。また、内閣府本府が直接管理する建物以外に多数の物品が設置されている。このような状況の中で、物品について適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図る必要がある。

については、内閣官房及び内閣府本府において、その所管に属する物品について、適切な管理が行われるとともに、物品の異動が物品管理簿等に適切に記録されるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 内閣官房及び内閣府本府において、本件事態について、現況や亡失の状況を調査把握して、直ちに物品管理簿等の修正等所要の手续をとり、現物が確認できない原因が亡失である場合には、直ちに内閣総理大臣に物品の亡失報告を行うとともに、財務大臣及び本院に通知をすること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）
- イ 内閣官房において、物品の管理が適切に行われ、物品検査が適切に行われるよう、業務担当職員と物品供用官との間の連絡体制を整備すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）
- ウ 内閣府本府において、自らが直接管理する建物以外に設置されている物品等の管理が適切に行われ、物品検査が適切に行われるよう、業務担当職員と物品供用官との間の連絡体制を整備すること、また、組織の新設・統廃合及びそれに伴う執務室の移転の際、物品検査を行うよう事務手続を定めること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）
- エ 内閣官房及び内閣府本府において、職員に対して、物品の管理等に関する研修を定期的に行うなどして、物品を適正に管理することなどの重要性についての周知徹底を図ること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

(警察 庁)

不 当 事 項

予 算 経 理

- (4) 外部の機関から支払を受けた委託費を国庫に納付せずにこれを別途に経理するなどして、受託研究に係る会計経理が会計法令に違反していたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)雑入
部 局 等	科学警察研究所
受託研究の概要	外部の機関から委託を受けて科学捜査、犯罪の防止及び交通警察に関する研究を行うもの
国庫に納付せず別途に経理するなどしていた委託費の額	135,210,050 円(平成 19 年度～27 年度)

1 受託研究の概要等

(1) 科学警察研究所の概要

科学警察研究所(以下「研究所」という。)は、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)により設置された警察庁の附属機関であり、科学捜査についての研究及び実験並びにこれらを応用する鑑定及び検査を行うとともに、犯罪の防止及び交通警察についての研究及び実験を行っている。

(2) 受託研究の概要

研究所は、国立研究開発法人科学技術振興機構(平成 27 年 3 月 31 日以前は独立行政法人科学技術振興機構。以下「JST」という。)、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター(27 年 3 月 31 日以前は独立行政法人国立精神・神経医療研究センター。以下「NCNP」という。)及び JST の委託先であるフルイドウェアテクノロジー株式会社(以下「会社」という。)から委託を受け、委託契約を締結して、研究開発の業務(以下「受託研究」という。)を実施し、委託費の支払を受けている。

(3) 国の会計法令

国の予算については、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 14 条において、「歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。」として総計予算主義の原則が定められている。そして、予算の執行については、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 2 条において、「各省各庁の長は、その所掌に属する収入を国庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできない。」として収入支出統一の原則が定められている。また、国の収入の原因等となる契約に関する事務については、会計法により、各省各庁の長から当該契約に関する事務の委任を受けた職員が契約担当官として行うこととなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、外部の機関から支払を受けた委託費に係る会計経理が会計法令に基づき適正に行われているかなどに着眼して、19 年度から 27 年度までの間に研究所

が、JST と締結した委託契約計 3 件(委託費計 103,660,050 円)、NCNP と締結した委託契約計 4 件(同計 8,350,000 円)及び会社と締結した委託契約計 3 件(同計 23,200,000 円)、委託契約合計 10 件(同合計 135,210,050 円)を対象として、警察庁本庁及び研究所において、委託契約書、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

研究所においては、JST、NCNP 及び会社から支払を受けた委託費を国庫に納付せずに、市中銀行に委託費を受け入れるための研究所長名義の口座を開設してこれを別途に経理して、当該口座から受託研究の実施に必要な経費を支払っていた。

しかし、受託研究は国の機関である研究所の業務として実施されていることから、研究所は委託費をその所掌に属する収入として国庫に納付し、受託研究の実施に必要な経費を歳出予算から支出すべきであった。また、前記の委託契約は、委託費の支払を受けることを内容とする収入の原因となる契約であることから、研究所の契約担当官が当該契約に関する事務を行うべきであるのに、研究所の他の部署において行われていた。

したがって、支払を受けた委託費を国庫に納付せずにこれを別途に経理しているなどの事態は、総計予算主義を定めた財政法や収入支出統一の原則等を定めた会計法に違反するものであり、支払を受けた委託費計 135,210,050 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究所において、委託費に係る会計経理を行うに当たり、国の会計法令を遵守することの認識が欠けていたこと、警察庁本庁において、委託費に係る研究所の会計経理の状況を把握しておらず、研究所を十分に指導していなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

用途廃止した回転翼航空機を道府県警察本部が売却するに当たり、売却額の引下げにつながる条件を付さないこととともに、回転翼航空機に係る循環装備品について、重要物品又は備品に分類して物品管理簿に記録して現在高等を把握することにより、その処分に際して管理換要望の有無についての確認を行ったり、長期間未使用等となっているものの情報を共有してその活用を図ったりすることができるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)政府資産整理収入 (款)国有財産処分収入 (項)国有財産売却収入
部 局 等	警察庁、12 道府県警察本部
回転翼航空機の売却の概要	山岳救助活動等の警察活動に使用した回転翼航空機を用途廃止して売却するもの
回転翼航空機の売却契約件数及び売却額	15 契約 18 億 4404 万余円(平成 23 年 4 月～27 年 10 月)
上記のうち売却額の引下げにつながる条件を付していた契約件数及び売却額	12 契約 10 億 5260 万円(背景金額)

物品の分類	(分類)警察装備用品	(細分類)消耗品		
循環装備品の概要	修理等を繰り返すことにより長期間にわたり循環的に使用される重要な装備品			
保管されていた搭載用航空日誌等から国有物品と判明した循環装備品の数量、取得価格等(1)	45品目	59点	取得価格	1億5295万余円
	99品目	141点	取得価格相当額	10億4516万余円
	計129品目	200点		11億9812万余円
(1)のうち他都道府県警察本部から管理換要望があった数量、取得価格等(2)	21品目	24点	取得価格	6121万円
	29品目	33点	取得価格相当額	1億7876万円
	計50品目	57点		2億3997万円
(1)のうち未使用品及び予備品証明取得品の数量、取得価格等(3)	23品目	26点	取得価格	6813万円
	31品目	37点	取得価格相当額	2億8989万円
	計54品目	63点		3億5803万円
(2)及び(3)の純計	24品目	27点	取得価格	7166万円
	32品目	38点	取得価格相当額	2億9618万円
	計56品目	65点		3億6785万円

1 用途廃止した回転翼航空機の売却等の概要

(1) 用途廃止した回転翼航空機の売却

警察庁は、都道府県警察が警ら活動、災害救助活動等を実施するための回転翼航空機(以下「回転翼機」という。)について調達を行って、都道府県警察本部に国有財産として配備している。

都道府県警察は、上記の回転翼機を山岳救助活動の際に高い高度で使用するなど、一般の回転翼機よりも厳しい条件下で飛行させるなどしており、このような条件下における救助活動等に使用することができなくなった場合には、都道府県警察本部が警察庁の承認を得た上で売却している。

警察庁は、平成23年4月から27年10月までの間に、18都道府県警察本部において国有財産である回転翼機22機を用途廃止しており、同月末までに、12都道府県警察本部^(注1)においてこれらのうち16機を計18億4404万余円で売却している。

(注1) 12都道府県警察本部 警視庁、北海道警察本部、大阪府警察本部、宮城、千葉、神奈川県、新潟、福井、徳島、佐賀、長崎、宮崎各県警察本部

(2) 用途廃止した回転翼機に係る装備品の物品管理等

警察庁は、回転翼機の配備に合わせて、修理等を行う際に必要となる回転翼機に係る装備品等についても調達を行って、都道府県警察本部に配分している。

警察庁は、物品管理法(昭和31年法律第113号)等に基づき、その所管に属する物品について、供用等の目的に従い分類を設けることとしており、その細分類については、重要物品、備品及び消耗品としている。そして、物品管理官である警察本部長等は、物品管理簿を備え、その管理する物品についての異動等を記録しなければならないこととなっている。

警察庁は、配分する装備品等のうち、回転翼機の修理等の際に取り外された装備品に代えて取り付けるための装備品については、物品の細分類を消耗品として取り扱うことを都道府県警察本部に通知している。

これらの装備品の中には、航空機の安全性を確保するための重要な装備品として、部品単独の状態で国土交通省が検査をするなどして耐空性を認める証明(以下「予備品証明」という。)が必要とされるものがあり、予備品証明を受けた装備品でも回転翼機に取り付けてしまえば予備品証明の効力を失うため、再び機体から取り外された際には修理等を行うなどした上で再度予備品証明を受けることにしている。

このように回転翼機の装備品の中には、修理等を繰り返すことにより長期間にわたり循環的に使用される重要な装備品(以下「循環装備品」という。)がある。

都道府県警察が保有する循環装備品は、国の所有に係る物品(以下「国有物品」という。)としては、①警察庁が回転翼機の配備に合わせて配分したものと、②回転翼機の配備当初に搭載されていてその後に取り外されたものがあり、都道府県警察の所有に係る物品(県有物品)としては、循環装備品が不足する場合に都道府県警察が国の補助を受けるなどして購入したものが、回転翼機が用途廃止されると、国有物品については、物品管理官が、物品管理法等に基づき、管理換するなどして適切な処理を行い、これができないときには、不用決定することができることとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、用途廃止された回転翼機の売却について、都道府県警察本部が回転翼機を売却する際に付している条件は適切なものとなっているか、国有物品である循環装備品について、物品管理は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、回転翼機の売却に関しては、前記の用途廃止された22機のうち、27年10月末までに12都道府県警察本部において売却された16機(売却額計18億4404万余円)を対象として、7都道府県警察本部^(注2)において契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、警察庁に契約等の状況について調書の作成及び提出を求めたり、回転翼機の売却条件に係る見解を聴取したりするなどして検査した。また、循環装備品に関しては、上記16機のうち11機、27年11月以降に売却された3機及び28年7月時点で売却の手中である2機、計16機のほか、28年5月に用途廃止され関係書類が保管されている1機を加えた計17機に係る循環装備品のうち、取得価格又は取得価格相当額^(注3)(以下「取得価格等」という。)が50万円以上のもの計149品目227点(取得価格等計12億6048万余円)を対象として、12都道府県警察本部^(注4)において搭載用航空日誌等^(注5)の関係書類により会計実地検査を行うとともに、警察庁に循環装備品に係る細分類の設定等に係る見解を聴取するなどして検査した。

(注2) 7都道府県警察本部 警視庁、北海道警察本部、大阪府警察本部、宮城、神奈川、新潟、徳島各県警察本部

(注3) 取得価格が判明しない場合は再調達価格を取得価格相当額とした。

(注4) 12都道府県警察本部 警視庁、北海道警察本部、大阪府警察本部、宮城、福島、神奈川、新潟、富山、兵庫、鳥取、徳島、福岡各県警察本部

(注5) 搭載用航空日誌 航空機の航行及び整備の状況を記録する日誌。航空法(昭和27年法律第231号)等により航空機には必ず備え付けなければならないこととなっている。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 用途廃止した回転翼機の売却において国内外とも航空の用に供さないとする条件を付していた事態

売却した回転翼機16機について、契約における売却後の回転翼機の使用に係る条件等を見ると、警視庁は、日本国内では航空の用に供さないこととして、3機を計7億9143万余円(3契約)で売却しており、また、11道府県警察本部は、国内外とも航空の用に供さないこととして、13機を計10億5260万余円(12契約)で売却していた。

同一型機の回転翼機であっても、その機体の状態、需要状況等により売却額は異なることになるが、上記のうち、警視庁が売却した回転翼機は、輸出することにより海外で航空の用に供することができるのに対して、11道府県警察本部が売却した回転翼機は、国内外とも航空の用に供することができないため、使用可能な航空機部品を採取するにとどまることになる。

入札希望者は、回転翼機の売却契約の締結に当たり、海外で航空の用に供することができる場合は、購入後の修理額等も考慮した航空の用に供する場合における価値と航空機部品の採取のみを前提とした価値とを比較検討するなどして入札額を決定すると想定されるのに対して、国内外とも航空の用に供することができない場合は、航空機部品の採取を前提として入札額を決定すると想定されることから、この入札額は、海外で航空の用に供することができる場合の入札額以下となることが想定される。

そこで、警視庁が売却した回転翼機3機種(エアバス式AS332L1型、ベル式412HP型及びベル式206L-3型)3機の各売却額と11道府県警察本部が売却した回転翼機13機のうち、警視庁が売却したものと同一型機である8道府県警察本部の8機の売却額とを比較すると、表のとおり、いずれも警視庁の回転翼機の売却額が各道府県警察本部の売却額を大幅に上回っていた。

表 売却契約において用途指定の内容が異なる同一型機の売却額の比較

型 式	警視庁(日本国内では航空の用に供さない)					8道府県警察本部(国内外とも航空の用に供さない)					
	航空機名	用途廃止年月日	売却契約年月日	飛行時間(時間)	売却額(円)	警察本部名	航空機名	用途廃止年月日	売却契約年月日	飛行時間(時間)	売却額(円)
エアバス式AS332L1型	おおぞら2号	平成24.9.10	25.6.27	5,940	497,700,000	大 阪	おおわし	平成24.5.14	25.1.7	3,811	280,127,426
ベル式412HP型	おおとり3号	25.12.2	26.9.25	6,195	223,099,920	宮 城	まつしま	26.1.22	26.12.2	7,461	115,392,870
						新 潟	こしかぜ1号	25.12.2	26.12.15	7,330	117,304,848
ベル式206L-3型	はやぶさ2号	25.12.2	26.9.25	6,900	70,638,586	福 井	くずりゅう	23.12.22	24.8.20	7,113	44,205,000
						徳 島	しらすぎ	23.6.30	23.11.15	6,863	47,250,000
						佐 賀	かささぎ	26.3.28	26.12.9	8,140	66,268,800
						長 崎	さいかい	25.1.7	25.6.5	6,581	69,512,106
						宮 崎	ひむか	23.11.1	24.2.3	6,238	52,724,700

(注6)

そして、航空機の安全に関しては、航空法等に基づく耐空証明による証明制度があり、さらに、重要な装備品に係る整備内容は網羅的に搭載用航空日誌等に記録されているため、入札希望者は、この記録を確認した上で、航空機の安全に係る耐空証明を得て使用することを決定できることなどを考慮すると、道府県警察本部において回転翼機の売却の際

に国内外とも航空の用に供さないとする条件を付すことに合理的な理由はなく、このような売却条件を付すことは、売却額の引下げにつながると認められた。

（注6） 耐空証明 航空機の安全を確保するための強度等の基準に適合していることの証明であり、これを受けているものでなければ航空の用に供してはならないこととなっている。

(2) 用途廃止した回転翼機に係る循環装備品の管理等が適切に行われていなかった事態

ア 循環装備品の細分類と物品管理簿への記録等の状況

警察庁は、循環装備品を配分する際に、前記のとおり物品の細分類を消耗品としていた。このような取扱いとしたのは、物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)等によれば、修繕用部品については、物品管理簿に物品の異動を記録しないことができることとされており、循環装備品はこれに該当すると判断したことなどによるものであった。

このため、都道府県警察本部の物品管理官は、物品管理簿に国有物品である循環装備品の保有数等を記録しておらず、その現在高等を把握できない状況となっていた。

そこで、搭載用航空日誌には、循環装備品の交換作業の実施年月日、交換部品名、部品個体番号(シリアル番号)等が記録されていることから、回転翼機の売却手続を進めている最中であるなど搭載用航空日誌が保管されていて、循環装備品のうち国有物品の保有状況が判明した5道県警察の6機^(注7)について国有物品の保有数を検査したところ、用途廃止時に保有していた循環装備品のうち国有物品は、警察庁が回転翼機の配備に合わせて配分したものが69品目93点(取得価格等計5億6904万余円)、回転翼機の配備当初に搭載されていてその後取り外されたものが78品目107点(取得価格等計6億2908万余円)計129品目200点(取得価格等合計11億9812万余円)であることが判明した。

（注7） 5道県警察 北海道警察、宮城、福島、新潟、兵庫各県警察

イ 循環装備品の管理換要望の有無についての確認

循環装備品について検査した17機のうち、8都道府県警察の8機に係る循環装備品については、他の都道府県警察本部に対して管理換要望の有無についての確認が行われていなかった。

そして、上記8都道府県警察の8機のうち、派生型機又は同一型機が運用されていて、用途廃止された回転翼機に係る循環装備品を現在使用できるのは、3道県警察の3機^(注8)であり、これら3機に係る国有物品である循環装備品の保有数は68品目87点(取得価格等計5億5613万余円)となっており、これらは全てアにおいて国有物品であることが判明したものであった。

そこで、これら3道県警察の3機に係る上記の循環装備品68品目87点について、28年7月現在で派生型機又は同一型機を運用している14都道府県警察本部に対して、当該循環装備品の管理換要望の有無を警察庁を通じて確認したところ、50品目57点(取得価格等計2億3997万余円)については管理換要望があった。

また、上記68品目87点の中には、警察庁から配分された後、おおむね20年程度の回転翼機の運用期間を経過して一度も使用されていないものが18品目21点(取得価格等計7571万余円)あった。このほか、36品目42点(取得価格等計2億8231万余円)は、修理が行われ予備品証明が取得されており、これらの計54品目63点(取得価格等計3億5803万余円)は直ちに使用できるものとして保有されていたが、これらの情報に

ついて、都道府県警察本部において共有されておらず、適切に活用されていない状況となっていた。

(注8) 3道県警察 北海道警察、宮城、福島両県警察

このように、回転翼機の売却に当たり、合理的な理由がないのに国内外とも航空の用に供さないとする条件を付していた事態及び国有物品である循環装備品について、細分類を消耗品としていて物品管理官において現在高等が把握されていないため、用途廃止の際に管理換要望の確認が行われていなかったり、長期間未使用等となっているのに情報の共有がなされずその活用が図られていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、警察庁において、国内外とも航空の用に供さないとする条件を付す必要性についての検討が十分でなかったこと、循環装備品の細分類の決定に当たり、物品の個々の性質等についての検討が十分でなかったこと、都道府県警察本部において、適切に管理換要望の確認を行うことに対する認識に欠けていたこと、警察庁において、長期間未使用等となっている循環装備品の有効な活用に向けた適切な方策について検討を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、警察庁は、各警察本部長等に対して、27年11月及び28年9月に通達等を発して、回転翼機の売却が適切に行われるなどするよう、次のような処置を講じた。

ア 回転翼機を売却する際に、航空の用に供さないとするなどの条件を付さないこととした。

イ 回転翼機の循環装備品の細分類について、重要物品又は備品とすることとした。

ウ 都道府県警察本部が回転翼機を用途廃止する際には、保有している国有物品である循環装備品を報告させ、その報告に基づき他の都道府県警察本部等に管理換要望の有無について確認を行うこととし、要望があったものについては、管理換の命令を行うこととした。

エ 都道府県警察本部から、毎年、年度末に国有物品である循環装備品の保有状況を報告させて、その結果を都道府県警察本部に提供し、都道府県警察本部においては、必要な循環装備品があった場合には、当該循環装備品を保有する都道府県警察本部と調整した上で管理換することとした。

(金 融 庁)

意見を表示し又は処置を要求した事項

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、余裕資金の額を把握した上で、当該余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう意見を表示したものの

部 局 等	金融庁(平成 13 年 1 月 5 日以前は金融再生委員会)
検 査 の 対 象	金融庁(平成 13 年 1 月 5 日以前は金融再生委員会)、預金保険機構、株式会社整理回収機構(11 年 3 月以前は株式会社整理回収銀行)
事 業 の 根 拠	預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成 10 年法律第 143 号)、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成 16 年法律第 128 号)
事 業 の 概 要	金融機能の早期健全化等のために金融機関が発行する優先株式等の引受け等を実施する資本増強措置
預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における平成 27 年度末の利益剰余金の額	1 兆 5991 億余円
上記のうち余裕資金の額(試算額)	1 兆 0964 億円

【意見を表示したものの全文】

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について

(平成 28 年 10 月 28 日付け 内閣府特命担当大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置の概要

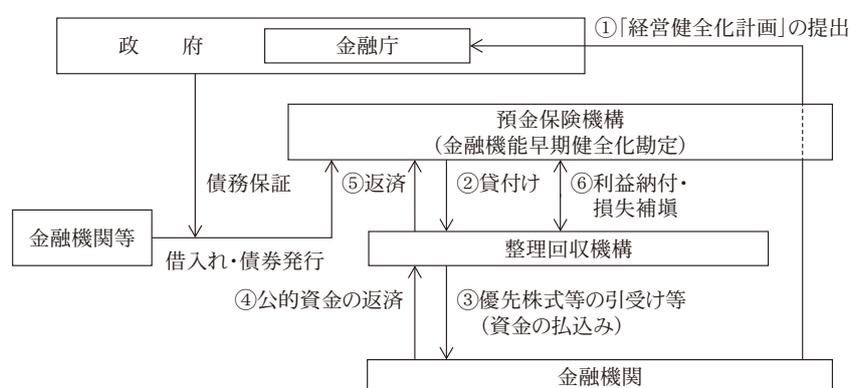
国は、我が国の金融機能の早期健全化を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復することなどを目的として、平成 10 年 10 月に「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 143 号。以下「金融機能早期健全化法」という。)を制定した。金融庁(13 年 1 月 5 日以前は金融再生委員会)は、金融機能早期健全化法に基づき、10 年 10 月から 14 年 3 月までの時限的な措置として、預金保険機構及び株式会社整理回収機構(11 年 3 月以前は株式会社整理回収銀行。以下「整理回収機構」という。)を通じて、金融機関が発行する優先株式等の引受け等の措置(以下「資本増強措置」という。)を実施した。そして、金融機能早期健全化法に基づき、32 金融機関に対して計 8 兆 6053 億 0510 万円の資本増強措置が実施された。

(2) 金融機能早期健全化勘定の概要

預金保険機構は、金融機能早期健全化法に基づく優先株式等の引受け等の業務（以下「早健法業務」という。）を整理回収機構に委託して実施している。そして、預金保険機構は、早健法業務に必要な資金について、政府保証が付された金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行によって調達し、これを整理回収機構に貸し付けている。金融機能早期健全化法によれば、早健法業務に係る経理については、預金保険機構において、その他の経理と区分し、金融機能早期健全化勘定を設けて整理しなければならないこととされており、同勘定に係る資金は、早健法業務以外の用途には使用できないこととなっている。

金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置の枠組みは、図1のとおりである。

図1 金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置の枠組み



(注) ①～⑥は、資本増強措置の流れを示す。

金融機能早期健全化法によれば、預金保険機構は、整理回収機構から利益が納付されるなどして、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、金融機能早期健全化勘定において積立金として整理しなければならないこととされている。そして、同勘定は、早健法業務の終了により廃止されることとされており、同勘定の廃止時において剰余金がある場合には、国庫に納付しなければならないこととされており、同勘定が廃止されるまでの間は国庫に納付することができないこととなっている。

(3) 金融機能強化法に基づく資本増強措置等の概要

国は、金融機能の強化を図るために、金融機関の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期することなどを目的として、16年6月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」という。）を制定した。金融庁は、金融機能強化法に基づき、16年8月から20年3月末までの時限的な措置（20年12月の金融機能強化法の改正により24年3月末まで延長）として、預金保険機構及び整理回収機構を通じて資本増強措置を実施した。そして、預金保険機構は、金融機能強化法に基づく優先株式等の引受け等の業務（以下「強化法業務」という。）を整理回収機構に委託して実施している。また、金融機能強化法によれば、強化法業務に係る経理については、預金保険機構において、その他の経理と区分し、金融機能強化勘定を設けて整理しなければならないこととされている。

その後、23年3月に発生した東日本大震災の被災地域における金融機能を維持・強化するなどのために、国は、同年7月に金融機能強化法を改正（以下、改正後の金融機能強

化法を「改正金融機能強化法」という。)し、資本増強措置の申込期限を29年3月末までの5年間延長することとした。そして、東日本大震災によって経営基盤が著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められる信用金庫、信用組合等の協同組織金融機関(以下「特定震災特例協同組織金融機関」という。)については、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会等の協同組織金融機関の中央機関(以下「協同組織中央金融機関」という。)が、特定震災特例協同組織金融機関から優先出資等の引受け等を行い、当該優先出資等を信託して信託受益権^(注1)を取得した上で、預金保険機構から委託を受けた整理回収機構が信託受益権等の一部を協同組織中央金融機関から買い取ることに伴い、預金保険機構と協同組織中央金融機関が共同して特定震災特例協同組織金融機関に対して資本参加を行う枠組みが設けられた。

そして、改正金融機能強化法によれば、特定震災特例協同組織金融機関等は、原則として資本参加が行われた後10年を経過するまでに、主務大臣である内閣総理大臣から委任を受けた金融庁長官に対して、「経営が改善した旨の認定」又は「事業再構築^(注2)に伴う資本整理^(注3)を可とする旨の認定」のいずれかの申請を行わなければならないこととされている。これらの認定のうち、「事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定」は、上記の資本参加が行われた後に、財務状況が悪化して、資産の額が負債の額に整理回収機構が買い取った信託受益権等に係る優先出資の額を加えた額を下回り、参加資本の償還が困難となった特定震災特例協同組織金融機関等が金融庁長官に対して申請することができることとされており、金融庁長官がその認定を行った場合には、特定震災特例協同組織金融機関等は、事業再構築に伴う資本整理を行うことができることとされている。

(注1) 信託受益権 信託財産の管理及び運用の結果として、元本の償還(信託財産の返還)、収益の交付等を受ける権利

(注2) 事業再構築 合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れであり、経営の健全化のために行われるもの

(注3) 資本整理 特定震災特例協同組織金融機関等の損失の填補に充てるために、信託受益権等に係る優先出資の権利の全部又は一部を消滅させること

また、改正金融機能強化法によれば、「事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定」を受けた特定震災特例協同組織金融機関等は、資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、預金保険機構に対して、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を申し込むことができることとされている。預金保険機構は、この申込みがあったときは、特定震災特例協同組織金融機関等に対して、負債の額と信託受益権等に係る優先出資の額を加えた額から資産の額を差し引いた額に相当する額の金銭を贈与することによって、信託受益権等に係る優先出資を消却するために必要な剰余金を保有できるよう、預金保険機構の一般勘定から金銭の贈与を行うこととされている。そして、預金保険機構は、一般勘定から支出する金銭の贈与額のうちペイオフコスト相当額^(注4)を超える額について、この額の範囲内において金融機能早期健全化勘定から一般勘定に繰り入れることとされている。

また、事業再構築が行われた後、清算により預金保険機構の参加資本に残余財産が分配されないなどして預金保険機構の金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、預金保険機

構は、当該損失の額のうちペイオフコスト相当額を超える額について、この額の範囲内において金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定に繰り入れることができることとされている。

このように、金融機能早期健全化勘定の資金は、特定震災特例協同組織金融機関等が資本整理を行う場合の金銭の贈与及び金融機能強化勘定の損失処理のための財源として活用できることとされ、改正金融機能強化法により、この場合の繰入れは、早健法業務とみなすこととされている。

特定震災特例協同組織金融機関に対する預金保険機構の資本増強措置は、23年度に6特定震災特例協同組織金融機関に対して861億円実施されているが、それ以降は実施されていない。

(注4) ペイオフコスト 金融機関が破綻した場合、預金者1人当たりの保険金の支払限度額は、無利息等の要件を満たす決済用預金を除き元本1000万円までとその利息等とされ、これを基に計算した保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用。この費用については、預金保険に関する業務を經理している預金保険機構の一般勘定で賄うこととなっている。

これまでに預金保険機構及び整理回収機構を通じて実施されてきた資本増強措置の実施状況を、その根拠法別に示すと表1のとおりであり、28年3月末までに64金融機関に対して合計で13兆0455億0510万余円の資本増強措置が実施されている。

表1 資本増強措置の実施状況(平成28年3月末現在) (単位：百万円)

根拠法 (資本増強措置の申込期間)	資本増強額	金融機関数 注(1)	資本増強時期	資本増強の方法	27年度末における預金保険機構の勘定名
金融機能安定化法 注(2) (平成10年2月～同年10月)	1,815,600	21	10年3月	預金保険機構が整理回収機構に委託して実施	金融再生勘定 注(3)
金融機能早期健全化法 (10年10月～14年3月)	8,605,305	32	11年3月～14年3月	預金保険機構が整理回収機構に委託して実施	金融機能早期健全化勘定
預金保険法 (恒久措置13年4月～)	1,960,000	1	15年6月	預金保険機構が実施	危機対応勘定
組織再編法 注(2) (15年4月～16年7月)	6,000	1	15年9月	預金保険機構が整理回収機構に委託して実施	金融機能強化勘定 注(4)
金融機能強化法 (16年8月～29年3月)	658,600	30	18年11月～27年12月	預金保険機構が整理回収機構に委託して実施	金融機能強化勘定
計	13,045,505	64			

注(1) 資本増強実施時の金融機関数を表記している。なお、複数の根拠法に基づいて資本増強措置を受けている金融機関があるなどのため、各欄の金融機関数を合計しても計欄とは一致しない。

注(2) 表中において、「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第5号)は「金融機能安定化法」、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」(平成14年法律第190号)は「組織再編法」と表記している。

注(3) 当初は、金融機能安定化法に基づいて設置された金融危機管理勘定において經理していたが、金融機能安定化法の廃止に伴い、当該資産及び負債は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)に基づいて設置された金融再生勘定に引き継がれた。

注(4) 当初は、組織再編法に基づいて設置された金融機関等経営基盤強化勘定において經理されていたが、組織再編法に基づく資本増強措置が金融機能強化法に引き継がれたことに伴い、当該資産及び負債は、金融機能強化法に基づいて設置された金融機能強化勘定に引き継がれた。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、平成23年度決算検査報告において、金融機能早期健全化勘定の利益剰余金については、早健法業務に使用する見込みがない資金(以下「余裕資金」という。)の見積りが可能と判断された場合は、速やかにその有効活用を図る方策を検討する必要があることなどについて、特定検査対象に関する検査状況として掲記した。

そして、平成23年度決算検査報告への掲記から約4年が経過し、この間の公的資金の返済等の進捗に伴い、27年度末の金融機能早期健全化勘定の利益剰余金の額は、1兆5991億1794万余円となっていて、23年度末の利益剰余金の額の1兆5606億0711万余円より更に増加している。

そこで、本院は、有効性等の観点から、金融機能早期健全化勘定の利益剰余金を対象として、余裕資金の見積りが可能かどうかを適切に判断して、余裕資金の有効活用を図る方策が検討されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、金融庁及び預金保険機構において、金融機能早期健全化勘定における余裕資金の見積りの状況、保有する資金の必要性等について、また、整理回収機構において、金融機関から引き受けた優先株式等の処分状況、預金保険機構への納付金の納付状況等について、見解を徴したり、関係資料の提出を受けたりするなどして会計実地検査を行った。

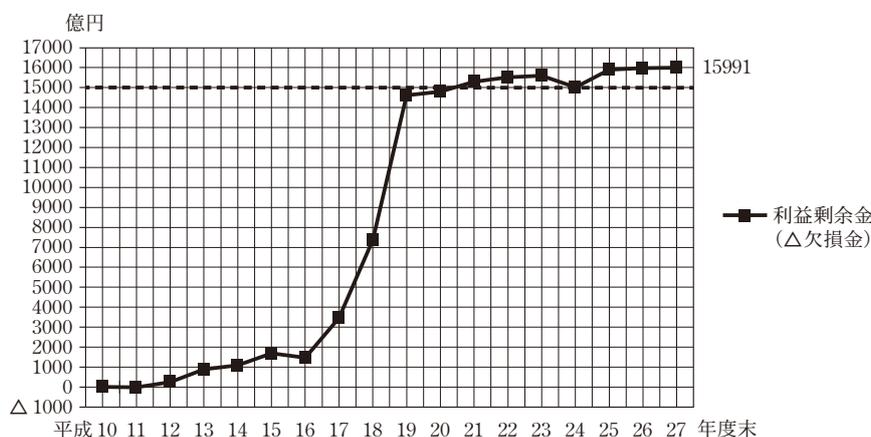
(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 金融機能早期健全化勘定の利益剰余金等の状況

金融機能早期健全化勘定の利益剰余金は、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置の実施により整理回収機構が引き受けた優先株式等の処分において、その処分価額が取得価額を上回ったことなどにより生じたものであり、金融システム安定化の果実として公的資金から生じた利益である。金融機能早期健全化勘定が設置された10年度以降の利益剰余金等の推移をみると、図2のとおり、その額は年々増加傾向で推移しており、19年度に大幅に増加し、21年度以降は1兆5000億円を超える額で推移している。

図2 金融機能早期健全化勘定の利益剰余金等の推移(平成10年度末～27年度末)



(2) 金融機能早期健全化勘定の資産、負債及び純資産の状況等

金融機能早期健全化勘定の27年度末の資産、負債及び純資産の状況は、表2のとおりである。

表2 金融機能早期健全化勘定の資産、負債及び純資産の状況(平成27年度末)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流動資産)	1,563,938	(流動負債)	
現金・預金	381,173	未払金	1
有価証券	1,182,442	(固定負債)	
仮払金	0	退職給与引当金	5
未収収益	322	(負債合計)	6
未収金	0		
(固定資産)	35,185	(剰余金)	
有形固定資産	1	利益剰余金	1,599,117
無形固定資産	0	積立金	1,596,942
投資その他の資産		当期末処分利益	2,175
協定銀行貸付金	35,183	(純資産合計)	1,599,117
資産合計	1,599,124	負債・純資産合計	1,599,124

同勘定の資産に計上されている現金・預金は、27年度において国債の利回りがマイナスになるなどして資金の運用が困難となったことなどから、日本銀行の当座預金に預け入れている資金等であり、有価証券は、資金を国債により運用しているものである。

また、預金保険機構は、業務を委託している整理回収機構が27年度に実施した優先株式の処分に伴い損失が生じたことなどから、28年6月に、整理回収機構に対して、金融機能早期健全化勘定から損失補填金82億9649万余円を交付している。

(3) 金融機能早期健全化法等に基づく資本増強措置に係る公的資金の返済が終了していない金融機関の状況

27年度末時点で、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置に係る公的資金の返済が終了していないのは株式会社新生銀行(12年6月に株式会社日本長期信用銀行から行名変更。以下「新生銀行」という。)のみとなっており、改正金融機能強化法による特定震災特例協同組織金融機関に対する資本増強措置は、23年度に6特定震災特例協同組織金融機関に対して実施されたもののみとなっている。このため、金融機能早期健全化勘定における今後の損益は、新生銀行に係る公的資金の未返済分に係るもののほか、改正金融機能強化法による6特定震災特例協同組織金融機関に対する資本参加に係るものに損失が生じる場合等に影響を受けることが見込まれる。そこで、新生銀行及び6特定震災特例協同組織金融機関の財務の健全性等について、22年3月期以降の純資産額及び自己資本比率の状況を調査したところ、それぞれ次のような状況となっていた。

純資産額については、新生銀行では、22年3月期は5559億余円であったものが、每期増加し、28年3月期は7764億余円となっている。6特定震災特例協同組織金融機関では、22年3月期の合計額で312億余円であったものが、資本増強直後の24年3月期以降は、6特定震災特例協同組織金融機関とも每期増加していて、28年3月期の合計額で

1311 億余円となっている（表 3 参照）。

また、自己資本比率については、新生銀行では、22 年 3 月期は 11.4% となっていたものが、上昇傾向で推移して、28 年 3 月期は 15.8% となっている。6 特定震災特例協同組織金融機関では、22 年 3 月期の平均値で 11.4%（最高 15.3%、最低 7.4%）となっていたものが、資本増強直後の 24 年 3 月期以降は、6 特定震災特例協同組織金融機関とも高い水準で推移していて、28 年 3 月期の平均値は 34.2%（最高 49.0%、最低 16.9%）となっている。

このように、新生銀行及び 6 特定震災特例協同組織金融機関の財務状況は、いずれも改善してきている。

表 3 新生銀行及び 6 特定震災特例協同組織金融機関の純資産額及び自己資本比率の推移（平成 22 年 3 月期～28 年 3 月期）等
（単位：百万円、%）

金融機関名	区 分	平成22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	資本増強		
									年月	公的資金残高	根拠法
新生銀行	純資産額	555,947	618,705	644,178	665,893	699,483	736,733	776,450	平成	120,000	金融機能早期健全化法
	自己資本比率	11.4	12.5	13.1	14.3	15.3	16.3	15.8	12.3		
6 特定震災特例協同組織金融機関	純資産額計	31,274	28,641	100,132	109,553	117,988	125,930	131,119	24.1	86,100 (99,000)	金融機能強化法
	自己資本比率平均	11.4	10.7	38.0	35.5	35.0	34.4	34.2	24.2		

注(1) 純資産額及び自己資本比率は、各金融機関が公表している資料に基づく数値である。なお、新生銀行の純資産額及び自己資本比率の数値は、新生銀行単体の数値である。

注(2) 公的資金残高の()書きは、協同組織中央金融機関が引き受けた優先出資の発行額である。

注(3) 自己資本比率は、海外営業拠点を有しない金融機関については、4%以上の自己資本比率を持つことが健全性の観点から求められている。

(4) 早健法業務の実施により金融機能早期健全化勘定において使用する可能性のある資金の額（本院による試算）

前記のとおり、改正金融機能強化法に基づく資本増強措置の申込期限は 29 年 3 月末まで延長された。現時点において、申込期限はいまだ到来していないが、東日本大震災の発生から約 5 年が経過して、前記のとおり、6 特定震災特例協同組織金融機関の財務状況も改善してきている中で、今後、上記の申込期限までの間に新たに資本増強措置の申込みが行われ、特定震災特例協同組織金融機関に対する資本参加が行われる可能性は低いと考えられる。

また、6 特定震災特例協同組織金融機関は、前記のとおり、原則として資本参加が行われた後 10 年を経過するまでに、金融庁長官に対して、「経営が改善した旨の認定」又は「事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定」のいずれかの申請を行わなければならないこととなっており、現時点において、その期限までにはなお 5 年超の期間が残されているなど、金融機能早期健全化勘定が廃止されるまでには相当の期間が見込まれる状況となっている。

この間には不確定要素もあることから、27 年度末時点において、今後の早健法業務の実施により金融機能早期健全化勘定において使用する可能性のある資金の額について、特定震災特例協同組織金融機関に対する新たな資本参加がないものとして、発生し得る損失を最大限見込んで次のとおり機械的に試算した。

ア 資本増強措置に係る業務の実施により使用する可能性のある資金の額

金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置は、14年3月をもって終了しており、今後、金融機能早期健全化法に基づく新たな優先株式等の引受け等は実施されることはない。また、金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置に投入された公的資金は、新生銀行に係る1200億円を除いて全て返済が終了している。そして、新生銀行に係る優先株式は、普通株式に引き換えられた後、整理回収機構は、当該株式の時価が著しく下落して回復する見込みがないと判断して減損処理を実施し、当該株式の簿価は198億円となった。このため、仮に、上記公的資金1200億円の全額が回収不能となり、預金保険機構が整理回収機構に損失を補填することとなった場合でも、金融機能早期健全化勘定で使用する可能性のある資金の額は198億円となる。

イ 6 特定震災特例協同組織金融機関が仮に資本整理を行うこととなった場合の金銭の贈与及び金融機能強化勘定の損失処理のために使用する可能性のある資金の額

6 特定震災特例協同組織金融機関の財務状況は改善してきているが、仮に、6 特定震災特例協同組織金融機関が資本整理を行うこととなった場合に、資本整理に伴い信託受益権に係る優先出資を消却するための金銭の贈与が行われた場合は、金融機能強化勘定に損失は生じないことなどから、金融機能早期健全化勘定の資金を繰り入れる際の額が最も多額となるのは、6 特定震災特例協同組織金融機関全ての資産全額が毀損して、信託受益権に係る優先出資を消却するために必要な金銭の贈与が一般勘定から行われた場合である。そして、その場合に使用する可能性のある金融機能早期健全化勘定の資金の額は、6 特定震災特例協同組織金融機関の27年度末における負債の額等を基に試算すると、6 特定震災特例協同組織金融機関の信託受益権に係る優先出資を消却するために必要な金銭の贈与額1兆1501億余円から、ペイオフコスト相当額6756億余円を差し引いた額となり、6 特定震災特例協同組織金融機関の合計で4745億余円となる(次式参照)。

【最も多額となる場合】 6 特定震災特例協同組織金融機関が仮に資本整理を行うこととなった場合に金銭の贈与のために使用する可能性のある金融機能早期健全化勘定の資金の額 (イの試算額) 4745 億余円	=	6 特定震災特例協同組織金融機関の負債の額 1兆0511 億余円	+	6 特定震災特例協同組織金融機関の信託受益権に係る優先出資の額 990 億円	-	6 特定震災特例協同組織金融機関のペイオフコスト相当額 6756 億余円
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	-------------------------------------	---	-------------------------------------------	---	-----------------------------------------

すなわち、早健法業務の実施により金融機能早期健全化勘定において使用する可能性のある資金の額は、27年度末時点において、特定震災特例協同組織金融機関に対する新たな資本参加がないものとして、発生し得る損失を最大限見込んで試算すると、アにおいて試算した額198億円に、イにおいて試算した額4745億余円を加えた4943億余円となる(次式参照)。

早健法業務の実施により金融機能早期健全化勘定において使用する可能性のある資金の額 4943 億余円	=	資本増強措置に係る業務の実施により使用する可能性のある資金の額 (アの試算額) 198 億円	+	【最も多額となる場合】 6 特定震災特例協同組織金融機関が仮に資本整理を行うこととなった場合に金銭の贈与のために使用する可能性のある金融機能早期健全化勘定の資金の額 (イの試算額) 4745 億余円
------------------------------------------------------	---	------------------------------------------------------	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

したがって、27年度末における金融機能早期健全化勘定の利益剰余金1兆5991億余円から前記の28年6月に預金保険機構が整理回収機構に交付した整理回収機構の27年度実施業務に係る損失補填金82億余円を差し引き、さらに、上記早健法業務の実施により金融機能早期健全化勘定において使用する可能性のある資金の額4943億余円を差し引くと、1兆0964億余円となり、同額の余裕資金が金融機能早期健全化勘定に生じていると認められる（次式参照）。

金融機能早期健全化勘定に生じている余裕資金の額 1兆0964億余円	=	27年度末における金融機能早期健全化勘定の利益剰余金の額 1兆5991億余円	-	28年6月に預金保険機構が整理回収機構に交付した損失補填金 82億余円	-	早健法業務の実施により金融機能早期健全化勘定において使用する可能性のある資金の額 4943億余円
--------------------------------------	---	-------------------------------------------	---	----------------------------------------	---	-----------------------------------------------------

(5) 金融庁における金融機能早期健全化勘定に係る余裕資金の活用についての見解

金融庁は、金融機能早期健全化勘定の利益剰余金の活用については、金融資本市場の状況や関連する制度、これまでに金融システムの安定化のために設定された預金保険機構の勘定において国民負担が確定しているものがあるというこれまでの経緯等も踏まえて、次のような点について総合的に検討する必要があるとしている。

すなわち、有効活用の検討に当たっては、①金融資本市場の状況等に留意するとともに、預金保険機構内において、これまでに金融システムの安定化のために時限的に設けられた勘定の状況等を総合的に勘案して検討することが適当であり、②また、金融システムの安定化のための緊急対策等として、預金の全額保護等の特例措置を行うため、預金保険機構の特例業務勘定(14年度末に廃止され、廃止の際に同勘定に属していた資産及び負債は、預金保険機構の一般勘定に帰属することとされた。)に対して、国から13兆円の国債が交付され、預金保険機構は、交付された国債13兆円のうち10兆4326億4320万余円の償還を受けており、当該償還額は国民負担となっていることにも留意する必要があるとしている。

そして、上記の①については、預金保険機構の勘定のうち、特別公的管理銀行の処理等の業務を經理する金融再生勘定において、27年度末現在、1155億6997万余円の欠損金が生じており、また、同勘定では、保有する資産に含み損が3652億0845万余円生じている状況であるのに、同勘定設置の根拠法である金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号。以下「金融機能再生法」という。)には、同勘定の廃止時において、剰余金がある場合は国庫に納付する規定がある一方、欠損金がある場合の欠損金の処理に関する規定がないことや、国の厳しい財政事情等を踏まえる必要があるとしている。

(注5) 特別公的管理銀行 平成10年10月及び同年12月に金融機能再生法により特別公的管理の開始の決定が行われた株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行をいう。

しかし、金融機能早期健全化勘定の資金は、早健法業務以外の用途には使用できないこととされていることから、金融庁が、上記余裕資金の活用について検討する際には、財政規律の確保を目的として各勘定を区分經理することとしている金融機能早期健全化法の趣旨を踏まえて、その必要性、根拠、規模等を十分に勘案した上で検討していく必要があると認められる。

（改善を必要とする事態）

金融機能早期健全化勘定においては多額の余裕資金が生じていると認められる状況であり、また、同勘定が廃止されるまでには相当の期間が見込まれる状況となっているにもかかわらず、余裕資金について、同勘定が廃止されるまでの間は国庫に納付することができないなど、有効活用を図ることができないこととなっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、平成23年度決算検査報告において、余裕資金の見積りが可能と判断された場合は、速やかにその有効活用を図る方策を検討する必要があるとの所見を示した後、改正金融機能強化法に基づく資本増強措置の申込期限である29年3月末が目前に迫っているなど余裕資金の見積りが一定程度可能と判断される状況となっているのに、預金保険制度を所管する金融庁において、金融機能早期健全化勘定における余裕資金の有効活用を図ることについての検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

金融機能早期健全化法に基づく資本増強措置は、14年3月をもって終了し、資本増強措置に係る公的資金の返済が進んでいて、金融機能早期健全化勘定においては多額の利益剰余金が保有されている。本院の試算によれば、今後の早健法業務の実施により金融機能早期健全化勘定において使用する可能性のある資金の額について、特定震災特例協同組織金融機関に対する新たな資本参加がないものとして、発生し得る損失を最大限見込んだとしても、なお金融機能早期健全化勘定においては多額の余裕資金が生じている状況となっている。

現下の厳しい国の財政状況等に鑑みれば、金融機能早期健全化勘定における多額の余裕資金については、必要な制度を整備するなどして有効活用を図ることが必要である。

そして、金融庁は、前記のとおり、金融機能早期健全化勘定の利益剰余金の活用については、金融資本市場の状況や関連する制度、これまでに金融システムの安定化のために設定された預金保険機構の勘定において国民負担が確定しているものがあるというこれまでの経緯等も踏まえて、総合的に検討する必要があるとしているところである。

については、金融庁において、預金保険機構と共に、金融機能早期健全化勘定における余裕資金の額を把握した上で、当該余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、財政規律の確保を目的として各勘定を区分経理することとしている金融機能早期健全化法の趣旨に留意しつつ、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう意見を表示する。

第4 総務省

不当事項

物件

- (5) サーバ上で稼働するソフトウェアが提供する機能をパーソナルコンピュータで利用するための権利について、その必要性の検討が十分でなかったため、必要のない調達を実施していたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)総務本省共通費
部 局 等	総務本省
契 約 名	総務省 LAN ソフトウェアライセンス(年金記録確認第三者委員会用)の借入
契 約 の 概 要	年金記録確認第三者委員会の事務で利用する総務省 LAN 用パーソナルコンピュータで、サーバ用オペレーティングシステムが提供する機能を利用するために必要な権利等を調達するもの
契 約 の 相 手 方	日本電子計算機株式会社
契 約	平成 25 年 4 月 一般競争契約
支 払	平成 25 年 6 月ほか
支 払 額	59,566,500 円(平成 25 年度)
不当と認める支払額	18,998,280 円(平成 25 年度)

1 契約等の概要

総務省は、総務省内に LAN を構築し、多数のパーソナルコンピュータ(以下「LAN 用 PC」という。)をこれに接続して運用している。総務省は、平成 25 年 4 月に、総務省内の LAN を構成するサーバを更新するとともに、サーバ上で稼働するマイクロソフトコーポレーション製のオペレーティングシステム(以下「サーバ用 OS」という。)をバージョン 2003 からバージョン 2008R 2 にバージョンアップするなどの LAN の更改を行っていた。サーバ用 OS が提供する機能を LAN 用 PC で利用するには、そのための権利(Client Access License。以下「CAL」という。)が必要であり、サーバ用 OS のバージョンに対応する CAL が LAN 用 PC の台数分必要となる。

総務省は、上記 LAN の更改に合わせて、同月に、総務省年金記録確認第三者委員会が利用する LAN 用 PC700 台のための CAL700 ライセンスを調達するなどの契約を、日本電子計算機株式会社と契約額 59,566,500 円で締結していた。そして、総務省が調達した CAL700 ライセンスは、サーバ用 OS のバージョン 2008R 2 だけでなく後継となるバージョン 2012 にも対応するもの(以下「2012 対応 CAL」という。)となっていた。

一般に、サーバ用 OS をバージョンアップする場合は、契約締結後にインストールや動作確認等の作業のために相当の期間を要することになる。これに対して、CAL は、契約締結後にインストール等の作業を要しない。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、LAN用PCに係るソフトウェアや権利の調達が適切に行われているかなどに着眼して、本件契約を対象として、総務本省において、契約書、仕様書、ライセンス証書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

総務省は、本件契約締結前に、LAN用PCを運用するために、サーバ用OSのバージョン2003だけでなくバージョン2008R2にも対応するCAL(以下「2008R2対応CAL」という。)を別途調達しており、本件契約を締結した25年4月の時点で、前記のLAN用PC700台に活用可能な2008R2対応CAL700ライセンス以上を既に保有していた。

一方で、総務省は、前記のバージョンアップを行った25年4月の時点で、バージョン2003に係る多数のぜい弱性が公開されていたことから、バージョン2008R2においても同様に多数のぜい弱性が公開された場合に後継となるバージョン2012へ緊急のバージョンアップを行う可能性を考慮して、本件契約において2012対応CAL700ライセンスを調達する必要があったとしていた。

しかし、前記のとおり、CALは契約締結後にインストール等の作業を要しないことから、仮に、サーバ用OSを緊急にバージョンアップする必要が生じたとしても、その時点で2012対応CALを調達すれば足り、本件契約を締結した25年4月の時点では、既に保有していた2008R2対応CALを活用することとしていれば、本件契約において2012対応CALを調達する必要はなかった。そして、総務省は、27年7月に総務省年金記録確認第三者委員会が廃止された後は、2012対応CALを活用しないまま保有していた。

したがって、2012対応CAL700ライセンスは調達の必要がなく、これに係る支払額18,998,280円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、総務省において、2012対応CALに係る調達の際に、その必要性の検討が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

(6) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(15)

会計名及び科目	一般会計	(組織)総務本省	(項)地域振興費 (項)地域経済活性化・雇用創出推進費 (項)電子政府・電子自治体推進費 (項)情報通信技術高度利活用推進費 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
		(組織)消防庁	(項)消防防災体制等整備費
部 局 等	総務本省、関東総合通信局、岐阜県		
補助等の根拠	電波法(昭和25年法律第131号)、予算補助		

補助事業者等 (事業主体)	県1、市4、町1、一部事務組合1、連携主体1、会社2、計10補助事業者等(県1、市2、町1、一部事務組合1、連携主体1、会社4、計10事業主体)
国庫補助金等	情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金、地域経済循環創造事業交付金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	774,968,000円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	146,838,911円

1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、23都道府県、476市区町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)、4連携主体(複数の市町村等で構成される事業主体)、4特定非営利活動法人及び47会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1県、3市町、1一部事務組合、1連携主体、4会社、計10事業主体が情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金、地域経済循環創造事業交付金等を受けて実施した事業において、補助の対象とならなかつたり、補助対象事業費を過大に精算したりなどして、これらに係る国庫補助金等146,838,911円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 90,000,000円

地域経済循環創造事業交付金は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的として、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年総務省令第29号)等に基づき、都道府県又は市町村(以下「交付金事業者」という。)が、地域の金融機関等と連携して、地域活性化に資する事業の事業化に取り組む民間事業者等(以下「助成対象事業者」という。)に事業化段階で必要となる経費の助成を行う場合に、その経費に対して、原則として1事業当たり50,000,000円を限度として、国が交付するものである。総務省は、同交付金の事業年度に助成対象事業者が事業に係るものとして支出する初期投資額を同交付金の交付対象事業費としている。そして、同交付金の交付申請に際して、助成対象事業者に、上記の初期投資額から自己資金、金融機関からの融資額等(以下、これらを合わせて「融資額等」という。)を差し引いて交付申請額を算出させ、交付金事業者はこれを同省に提出する実施計画書に記載することとしている。また、同省は、同交付金の額の確定に際して、助成対象事業者から提出された書類等に基づき、交付金事業者が作成し提出する実績報告書の添付書類である事業報告書を用いて、上記の実施計画書に記載された計画額に対応した実績

額を確認するなどして交付金の額を確定している。

本院が4道県及び24市町村において会計実地検査を行ったところ、2市において、本件交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めるなどしていたため、交付金が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、助成対象事業者において同交付金の制度等に対する理解が十分でなかったこと、2市において助成対象事業者に対する指導が十分でなかったこと、総務本省において本件交付金事業に係る交付金の額の確定時の審査及び2市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を助成対象事業者別に示すと次のとおりである。

部局等	交付金事業者	助成対象事業者(事業主体)	交付金事業	年度	交付対象事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める交付対象事業費	不当と認める交付金相当額	摘要	
(6)	総務本省	岐阜県関市	奥長良川名水株式会社	地域経済循環創造事業交付金	26	千円 158,598	千円 50,000	千円 —	千円 40,000	過大交付

この交付金事業は、奥長良川名水株式会社が更なる事業の拡大と地域経済の活性化及び地域の雇用創出に貢献するために小ロット生産ライン設備の設置等を行う「次世代ウォーターの開発と製造事業」に要する経費について、関市が助成したものである。

そして、同市は、同会社から提出された書類等を用いて、初期投資額として158,598,000円、融資額等として金融機関からの融資額90,000,000円を含む108,598,000円を計上した同交付金の実績報告書等を作成して総務本省に提出し、総務本省はこれを確認するなどして交付金の額を50,000,000円と確定して、同額を同市に交付していた。

しかし、実際には、同会社は、金融機関から当該事業に対して計130,000,000円の融資を受けていた。

したがって、融資額等は148,598,000円となることから、これにより適正な交付金の交付額を算定すると10,000,000円となり、交付金40,000,000円が過大に交付されていた。

(7)	同	京都府福知山市	シマフィルム株式会社	地域経済循環創造事業交付金	25	96,066	50,000	53,770	50,000	精算過大、補助の対象外
-----	---	---------	------------	---------------	----	--------	--------	--------	--------	-------------

この交付金事業は、シマフィルム株式会社が福知山市内外の交流人口増加のために多機能ホール等の複合施設の整備等を行う「複合施設による地域経済活性化事業」に要する経費について、福知山市が助成したものである。

そして、同市は、同会社から提出された書類等を用いて、初期投資額として複合施設の整備に要するなどした経費96,066,000円、融資額等として46,066,000円を計上した同交付金の実績報告書等を作成して総務本省に提出し、総務本省はこれを確認するなどして交付金の額を50,000,000円と確定して、同額を同市に交付していた。

しかし、同会社は、虚偽の領収書を作成して、上記の初期投資額に、実際には負担していなかった工事監理費等の経費及び同交付金の対象とならない交付金の事業年度終了後に支払われた改修工事の経費を含めていた。

したがって、実際に要した初期投資額は42,295,500円となり、融資額等の46,066,000円を下回ることから、本件交付金50,000,000円は交付の必要がなかった。

(6)(7)の計					254,664	100,000	53,770	90,000	
----------	--	--	--	--	---------	---------	--------	--------	--

(2) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が交付の対象とならな
い事業に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 3,559,771円

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)は、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)制度要綱」(平成25年府地活第125号、総行応第50号等。以下「制度要綱」という。)等に基づき、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月閣議決定)の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した「地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)実施計画」に基づき実施する事業に要する費用のうち、地方公共団体が負担する経費に対して、国が交付するものである。制度要綱によれば、同交付金の交付対象は、地方単独事業については「建設地方債の発行対象経費であるもの」などとされている。そして、地方財政法(昭和23年法律第109号)によれば、同法第5条に掲げる公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合等においては、地方債をもってその財源とすることができることとされている。また、平成25年度地方債同意等基準運用要綱によれば、既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建物を撤去しなければ、施設の新增築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方債の発行対象経費に該当するものと解されることとされており、現地建替えの場合は既存施設の解体工事に要する経費も建設事業費として地方債の発行対象となるが、移転建替えの場合には地方債の発行対象とならないこととなる。

本院が21都道府県及び277市区町村において会計実地検査を行ったところ、1県において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(8) 総務本省	福井県	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)	25	129,742	128,000	5,302	3,559	補助の対象外

この交付金事業は、福井県が、県の単独事業である駐在所等建設事業において上中交番等4施設の建築工事を行ったものである。同県は、このうち上中交番及び日新(旧花月)交番については移転建替えを行うこととして、これらの既存施設の解体工事を5,302,500円で実施し、別の場所に建て替えていた。

そして、同県は、本件交付金事業として、上記の解体工事を含む駐在所等建設事業を事業費129,742,729円で実施したとする実績報告書を総務本省に提出していた。

しかし、前記の解体工事は、移転建替えに伴うものであることから、制度要綱で同交付金の交付対象とされている「建設地方債の発行対象経費であるもの」に該当しないものであった。

したがって、前記の解体工事は交付対象とは認められず、これに係る交付金相当額3,559,771円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において同交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、総務本省において本件交付金事業の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,145,140 円

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)に基づく情報基盤の整備を図ることを目的として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金実施要領(以下「実施要領」という。)等に基づき、社会保障・税番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費に対して、国が補助するものである。そして、実施要領等によれば、補助対象経費は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、直接的に必要となる機能の整備に係る経費のみとされており、データベースの中から重複等を洗い出すなどのデータ整備等に要する経費は補助対象外とされている。また、平成 26 年度内に同補助金の対象事業を完了する必要があるため、27 年度以降においても引き続き事業を継続する必要がある場合については年度ごとに別の契約となるようにすることとされている。

本院が 22 都道府県及び 248 市区町村等において会計実地検査を行ったところ、1 市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要
(9) 総務本省	沖縄県うる ま市	社会保障・ 税番号制度 システム整 備	26	千円 19,999	千円 19,999	千円 4,145	千円 4,145	補助の対象外

この補助事業は、うるま市が、住民基本台帳システムにおいて社会保障・税番号制度に対応するために必要となる機能の整備を行ったものである。

そして、同市は、同システムの機能整備が平成 26 年度に完了したとする実績報告書を総務本省に提出して国庫補助金 19,999,000 円の交付を受けていた。

しかし、実際には、同市は、補助対象外とされているデータ整備等に要した経費及び 26 年度に実施されておらず 27 年度に実施されていた関連システムとの連携テスト等の作業に要した経費を補助の対象に含めて実績報告を行っていた。

したがって、上記に係る経費 4,145,580 円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 4,145,140 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件補助事業における補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、総務本省において本件補助事業の審査及び同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めていたなどのもの

3 件 不当と認める国庫補助金 20,201,000 円

情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金は、地域の知恵と工夫をいかし、地域の人材を活用しながら、情報通信技術(以下「ICT」という。)を導入して活用することにより、地域雇用の創出とともに、地域における公共サービスの向上を図るなどのための事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費について、国が交付するものである。そして、その交付対象経費は、プログラム開発等役務費、ソフトウェア購入費(ライセンスの購入に要した経費を含む。)等の ICT 関連システムの設計・構築に要する経費等となっている。

本院が1市、2町、2連携主体、2第三セクター及び3特定非営利活動法人において会計実地検査を行ったところ、1町、1連携主体及び1第三セクターにおいて次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘要		
				千円	千円	千円	千円			
(10)	総務本省	埼玉県入間郡毛呂山町		情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金	22	98,127	98,127	11,646	11,647	補助の対象外、目的不達成

この交付金事業は、毛呂山町が、地域の活性化と児童の学力向上を図ることを目的として、毛呂山町内の小学校2校においてタブレット型パーソナルコンピュータでデジタル教材を使用するためのデスクトップ仮想化システム及び同2校間で児童がインターネットを通じて研究発表会等を行うためのウェブ会議システム(以下、両システムを合わせて「仮想化システム等」という。)の整備等を行ったものである。

同町は、本件交付金事業を平成23年3月31日に完了したとして、同日に実績報告書を提出し、交付対象事業費に、仮想化システム等に係る保守費1,480,500円並びにデスクトップ仮想化システムを使用するためのソフトウェア472本分のライセンス及びウィルス対策ソフトウェア200本分のライセンスの購入に要した経費計6,419,280円を含めていた。

しかし、仮想化システム等が、本件交付金事業の事業期間の最終日に納入されていたり、上記両ライセンスのサービスの開始が本件交付金事業の事業期間の最終日の翌日からとなっていたりしていた。これらのことから、上記の保守費及びライセンスの購入に要した経費は本件交付金事業の事業期間の最終日の翌日以降の維持管理に係る経費であり、交付対象事業費に含めることが認められない経費であった。さらに、毛呂山町内の小学校2校間での研究発表等に利用することとして3,746,400円で整備していたウェブ会議システムは、教職員等に対する周知不足等のため、全く利用されていない状況となっていた。

したがって、前記の保守費及びライセンスの購入に要した経費は交付の対象とならなかったり、上記のウェブ会議システムは補助の目的を達していなかったりして、これらに係る交付金相当額計11,647,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において本件交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、総務本省において本件交付金事業の審査及び確認並びに同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(11)	同	連携主体 (岐阜県高山市、同県大野郡白川村、株式会社飛騨高山テレ・エフエム)	情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金	22、23	116,540	116,540	5,542	5,543	過大受給
(12)	同	株式会社アミックスコム	同	22	63,246	63,246	3,011	3,011	同

これらの交付金事業は、2事業主体が、地域雇用の創出とともに、地域における公共サービスの向上を図ることなどを目的として、地域へ災害情報等の提供を行うなどのためのデジタルサイネージ等^(注)の設置等を行ったものである。そして、これらの交付金事業においては、交付対象事業費に本件交付金事業で取得した設備等に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額が含まれていた。

部 局 等	交付金事業 者 (事業主体)	交付金事業	年 度	交付対象 事業費	左に対す る交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)等に基づき消費税の課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ(消費税の課税対象となる資産の譲渡等)に係る消費税額から課税仕入れ(消費税の課税対象となる資産の譲受け等)に係る消費税額を控除(以下「仕入税額控除」という。)する仕組みとなっている。

そして、消費税の課税事業者が、交付金の交付を受けて事業を実施するに当たり、設備を取得するなどした場合であって、確定申告の際に当該設備の取得等の課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、これらに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、交付金事業の事業主体は、情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金交付要綱(平成22年総情地第94号)等によれば、交付金事業の完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る交付金相当額が確定したときには、その額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととされている。

しかし、2事業主体は、消費税の確定申告の際に、本件交付金事業に係る消費税額計8,554,654円を仕入税額控除していたのに、これに係る交付金相当額計8,554,000円について報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において交付金事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、総務本省において本件交付金事業における消費税の取扱いについての事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) デジタルサイネージ ネットワークに接続したディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム

(10)-(12)の計				277,914	277,913	20,200	20,201	
-------------	--	--	--	---------	---------	--------	--------	--

(5) 地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により実施した事業の補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 5,000,000円

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金は、地域における情報通信基盤の強じん化を図るための事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費の一部について、国が補助するものである。そして、その補助対象経費は、監視制御・測定装置等の施設・設備の設置等に要する経費となっている。

本院が1市、4町及び20第三セクターにおいて会計実地検査を行ったところ、1第三セクターにおいて次のとおり適切でない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(13) 総務本省	中讃ケーブル テレビジョン 株式会社	地域ケーブル テレビ ネットワー ク整備	25	117,682	39,227	15,000	5,000	補助の対象外

この補助事業は、事業主体が、災害発生時に備えた放送・通信ネットワークの監視機能の強化、放送設備における主要機器の二重化、電源設備の増強等を行ったものである。

そして、事業主体は、放送・通信設備から有線テレビジョン放送サービス等の加入者の住宅内までの放送・通信ネットワークの監視を行うことが可能となる機能を有する端末装置 1,500 台を一部の加入者の住宅内に設置したとして、端末装置 1,500 台の購入に要した経費を補助対象事業費に含め、補助事業が平成 26 年 1 月 31 日に完了したとする実績報告書を提出していた。

しかし、事業主体は、本件補助事業の完了日までに、端末装置を 1 台も加入者の住宅内に設置していなかったため、放送・通信ネットワークを末端まで監視することができない状態となっていたのに、本件補助事業が完了したとして端末装置 1,500 台の購入に係る経費を補助対象事業費に含めていた。

したがって、端末装置 1,500 台の購入に要した経費 15,000,000 円は、補助対象事業費に含めることが認められない経費であり補助の対象とはならず、これに係る国庫補助金相当額 5,000,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において本件補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、総務本省において本件補助事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 電波遮へい対策事業費等補助金により実施した事業に係る補助対象事業費の積算及び補助率の適用を誤ったため、補助金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 13,902,000 円

電波遮へい対策事業費等補助金は、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に基づき地上デジタルテレビ放送の受信障害に対策を講ずるなどの事業を実施する市町村等に対して、事業の実施に要する経費の全部又は一部について、国が補助するものである。

本院が 20 市及び 19 町において会計実地検査を行ったところ、1 市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(14) 関東総合通 信局	埼玉県秩父 市	辺地共聴施 設整備	21、22	99,574	70,088	8,190	13,902	積算過 大、過大 交付

この補助事業は、秩父市が、秩父市内の浦山地区及び大滝地区において、山間地等の地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設に改修するために、既設の地上デジタルテレビ放送対応の受信設備(以下「受信点」という。)で受信した地上デジタルテレビ放送を送信設備まで伝送するための光ケーブル網、中継増幅装置等を整備したものである。

同市は、光ケーブル敷設費の積算に当たり、光ケーブルを管路内に敷設する際に曲がり部分等の施工が困難な箇所等に使用するプルボックスを、浦山地区内の延長 203m の管路に、1 m 当たり 2 個設置することとして、計 406 個分のプルボックスの材料費計 7,186,200 円(17,700 円/個)を計上していた。

しかし、上記の管路には、プルボックスの設置を必要とする曲がり部分等の施工が困難な箇所等はなく、設計図面にもプルボックスの設置について記載されていないことなどから、上記プルボックスの材料費を光ケーブル敷設費に含めて計上する必要はなかった。

また、「辺地共聴施設改修整備事業の支援拡充に係る運用について」(平成21年7月総務省デジタル放送受信推進室事務連絡)によれば、新たに設置する伝送路(以下「新設伝送路」という。)で受信点からの長さが1,000mまでの区間の設置に要する経費については、補助率2分の1を適用し、1,000mを超える区間の設置に要する経費については、補助率10分の10を適用することなどとされている。

しかし、同市は、大滝地区における新設伝送路の区間の区分を誤ったため、補助率2分の1を適用すべき一部の区間の設置に要する経費について補助率10分の10を適用するなどしていた。

したがって、前記プルボックスの材料費を浦山地区の光ケーブル敷設費に計上しないこととするなどして適正な補助対象事業費を算定した上で、大滝地区における新設伝送路の設置に要する経費に適用する補助率を適正なものとするなどして国庫補助金を算定すると56,186,000円となることから、本件国庫補助金70,088,000円との差額13,902,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件補助事業の適正な実施に対する理解が十分でなかったこと、関東総合通信局において本件補助事業の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 緊急消防援助隊設備整備費補助金により実施した事業の補助対象事業費が過大に精算されていたもの **1件 不当と認める国庫補助金 10,031,000円**

緊急消防援助隊設備整備費補助金^(注)は、消防組織法(昭和22年法律第226号)に定める緊急消防援助隊の設備の整備を促進することを目的として、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱(平成18年消防第49号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、市町村(特別区、一部事務組合等を含む。以下同じ。)が行う緊急消防援助隊の設備の整備に要した経費に対して、その一部を国が補助するものである。そして、交付要綱によれば、同補助金の補助率は「国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額」(平成16年総務省告示第281号。以下「総務省告示」という。)に定める基準額の2分の1とすることとされており、総務省告示において、緊急消防援助隊の施設の種類ごとの基準額(以下「告示基準額」という。)が示されるとともに、告示基準額が当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とすることとなっている。

本院が8県の12市村(一部事務組合等を含む。)において会計実地検査を行ったところ、1一部事務組合において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(15) 岐阜県	可茂消防事 務組合	緊急消防援 助隊設備整 備	24、25	279,483	139,741	20,063	10,031	精算過大

この補助事業は、可茂消防事務組合が、緊急消防援助隊の設備の整備の一環として、消防救急デジタル無線の整備を行ったものである。

そして、同組合は、本件消防救急デジタル無線の整備に係る告示基準額360,000,000円が、当該施設の整備に要する経費279,483,000円を超えるとして、基準額を279,483,000円とする実績報告書を岐阜県に提出し、その2分の1である139,741,000円の交付を受けていた。

しかし、上記の経費は、誤って、補助金の交付申請の際に概算で算出した事業費に基づいて算定したものであり、実際の消防救急デジタル無線の整備に要した経費は259,420,000円であった。

したがって、適正な基準額は259,420,000円となり、前記の279,483,000円との差額20,063,000円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額10,031,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において補助金の算定方法等についての理解が十分でなかったこと、岐阜県において本件補助事業の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 緊急消防援助隊 消防庁長官の求めに応じるなどして、地震、台風、水火災等の災害が発生した市町村の消防の応援又は支援を行うことを任務とした、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊

意見を表示し又は処置を要求した事項

都道府県に対して、国有提供施設等報告書等に未提供国有財産及び返還国有財産を計上しないこととする取扱いを明示したり、新規提供国有財産及び返還国有財産について防衛省通知に記載されている情報を用いて的確に把握して同報告書等を作成させたりすることにより、国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額の算定が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)国有提供施設等所在市町村助成交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和32年法律第104号)
国有提供施設等所在市町村助成交付金の概要	在日合衆国軍隊の用に供するためアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場等の用に供する土地、建物及び工作物が所在する市町村に対して交付する交付金
交 付 先	都、13市町村
上記の交付先に交付された国有提供施設等所在市町村助成交付金の額(1)	88億5832万余円(平成23年度～27年度)
(1)の額と未提供国有財産を除いて算定した国有提供施設等所在市町村助成交付金交付額との開差額(2)	5970万円
(1)の額と返還国有財産を除いて算定した国有提供施設等所在市町村助成交付金交付額との開差額(3)	5681万円
(2)及び(3)の計	1億1652万円

【改善の処置を要求したものの全文】

国有提供施設等所在市町村助成交付金の交付額算定のための報告について

(平成 28 年 10 月 24 日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 国有提供施設等所在市町村助成交付金の概要等

(1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金の概要

貴省は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和 32 年法律第 104 号)、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 321 号。以下「市町村助成交付金施行令」という。)等に基づき、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)に規定する国有財産のうち、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」(昭和 27 年法律第 110 号)により、在日合衆国軍隊の用に供するためアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物(以下「提供国有財産」という。)並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場等の用に供する土地、建物及び工作物(以下、これらを合わせて「算定対象国有財産」という。)が所在する市町村(特別区にあっては東京都。以下同じ。)に対して、国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)を平成 23 年度 267 億 4000 万円、24 年度 267 億 4000 万円、25 年度 275 億 4000 万円、26 年度 275 億 4000 万円、27 年度 275 億 4000 万円、計 1361 億円交付している。

市町村助成交付金の交付額は、市町村助成交付金施行令第 3 条の規定に基づき、市町村ごとに次の①の算定額(以下「資産割額」という。)及び②の算定額の合計額とすることとなっている。

$$\begin{array}{c} \text{市町村助成交付金} \\ \text{交付額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{①} \\ \text{市町村助成交付金総額} \\ \text{の} \\ \text{7/10に} \\ \text{相当する額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{当該市町村の区域内} \\ \text{に所在する算定対象} \\ \text{国有財産の価格} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{市町村助成交付金の} \\ \text{交付対象となる全て} \\ \text{の市町村に係る算定} \\ \text{対象国有財産の価格} \\ \text{の合算額} \end{array}} + \begin{array}{c} \text{②} \\ \text{当該市町村の区域内に所在する} \\ \text{算定対象国有財産の種類及び} \\ \text{用途、市町村の財政の状況} \\ \text{等を考慮して特に必要がある} \\ \text{として総務大臣が市町村に配} \\ \text{分した額(市町村助成交付金} \\ \text{総額の3/10に相当する額等} \\ \text{の中から配分)} \end{array}$$

(注) 資産割額の算定に当たっては、当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条の規定によって算定した基準財政収入額が同法第 11 条の規定によって算定した基準財政需要額を超える市町村でその超える額(以下「財源超過額」という。)が 5 億円を超えることとなる市町村については、①により算定した額から当該財源超過額が 5 億円を超える額に 1/10 を乗じて得た額に相当する額を控除するなどしている。また、この控除するなどした額については②の市町村助成交付金総額の 3/10 に相当する額に加算されている。

そして、市町村助成交付金施行令によれば、算定対象国有財産とされる土地、建物又は工作物とは、国有財産法施行令(昭和 23 年政令第 246 号)により、国有財産法第 32 条の台帳(以下「国有財産台帳」という。)に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう

とされており、その価格は当該年の3月31日現在において国有財産台帳に登録された価格(国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては国有財産台帳に登録すべき価格)とされている。

(2) 国有提供施設等報告書等の作成等

都道府県知事は、算定対象国有財産の価格について、市町村助成交付金施行令第6条の規定に基づき、各省各庁の長に対して算定対象国有財産に係る国有財産台帳を閲覧し、又は記録することを請求するなどして、毎年度、当該年の8月31日までに、当該都道府県の管内市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する算定対象国有財産である土地、建物又は工作物の価格の合算額を総務大臣に報告しなければならないこととなっている。

そして、貴省は、上記の総務大臣への報告に当たっては、都道府県に対して、国有提供施設等報告書(以下「報告書」という。)、米軍使用施設明細書等を作成させており、これにより管内市町村の算定対象国有財産に係る数量、価格等を把握している。

貴省は、提供国有財産については、在日合衆国軍隊の用に供するため新たに国有財産が提供されてからその用に供する必要がなくなり返還されるまでの間について報告書等に計上され、それに基づき市町村助成交付金の算定が行われることになるとしている。そのため、報告書等に計上される提供国有財産は新たな提供又は返還があれば異動が生ずることになる。

上記のことから、都道府県は、提供国有財産を特定するために、毎年度、在日合衆国軍隊施設(以下「米軍施設」という。)のうち国有財産台帳に登録されている国有財産について、その用に供するために新築した建物等で当該年の3月31日現在において提供されていない国有財産(以下「未提供国有財産」という。)、未提供国有財産であったものが実際に在日合衆国軍隊の用に供するために新たに提供された国有財産(以下「新規提供国有財産」という。)及び在日合衆国軍隊の用に供する必要がなくなり返還された国有財産(以下「返還国有財産」という。)を正確に把握しなければならないことになる。

(3) 在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の提供等に係る防衛省通知

在日合衆国軍隊に対する国有財産の提供及び提供中の国有財産の返還等に関する手続については、財務省理財局長から防衛施設庁次長(当時)に通知している「在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて」(平成13年財理第1322号)に規定されており、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(昭和35年条約第7号)に基づく施設及び区域の提供、返還等に関する協定が締結された場合においては、防衛省は、関係各省各庁に防衛事務次官名による通知(以下「防衛省通知」という。)を行うこととなっている。

防衛省通知は、関係省庁である貴省に通知されるとともに、行政事務に影響があることなどを考慮して当該施設及び区域が所在する市町村が存する都道府県の知事にも通知されており、当該施設及び区域の提供、返還等に関して新規提供、追加提供、全部返還、一部返還等の態様ごとに、米軍施設の名称、提供国有財産の所有関係、区分・数量、返還年月日等が記載されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、効率性等の観点から、提供国有財産に係る報告が適切に行われ、市町村助成交付金の交付額の算定が適切なものとなっているかなどに着眼して、23年度から27年度までの間に市町村助成交付金の交付を受けていた東京都及び5都道県^(注1)管内42市町村を対象として、5都道県において、報告書等の関係書類や防衛省通知を、14市町^(注2)において、地番図等により提供国有財産の所在をそれぞれ確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、貴省において、市町村助成交付金の算定について見解を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 5都道県 東京都、北海道、神奈川、広島、沖縄各県

(注2) 14市町 立川、福生、稲城、千歳、横浜、相模原、横須賀、逗子、大和、綾瀬、呉、
宜野湾、沖縄各市、西多摩郡瑞穂町

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 報告書等に未提供国有財産を含めていた事態

神奈川県は、23年度から26年度までの間に、横浜、逗子両市に所在する算定対象国有財産の価格の累計額を3161億7181万余円とする報告書等を、沖縄県は、23年度から27年度までの間に、管内10市町村^(注3)に所在する算定対象国有財産の価格の累計額を6019億5249万余円とする報告書等を、それぞれ貴省に提出するなどしている。貴省は、これに対して、資産割額を算定するなどして、横浜、逗子両市に係る市町村助成交付金として計16億8416万円、沖縄県管内10市町村に係る市町村助成交付金として計55億9293万余円、合計72億7709万余円を交付している。

一方、神奈川、沖縄両県は、上記の管内市町村に所在する米軍施設について、新規提供国有財産が生じた場合には、その追加提供に関する防衛省通知を受けていた。

しかし、神奈川県は、報告書等を作成するに当たり、防衛省通知を受ける事務を所掌する課(以下「防衛省通知担当課」という。)と報告書等を作成する課(以下「市町村助成交付金担当課」という。)が異なっていたため、市町村助成交付金担当課において、防衛省通知を用いて新規提供国有財産を把握できることを認識しておらず、このことを確認することなく未提供国有財産を報告書等に計上していた。また、沖縄県は、未提供国有財産が在日合衆国軍隊の用に供するため実際に提供されるまでには日米合同委員会の承認が必要であり、その手続には国有財産台帳に登録されてから約1年を要するとして取り扱っていたことから、防衛省通知を用いて新規提供国有財産を確認することなく国有財産台帳に登録された日から1年後に追加提供があったものとして、当該未提供国有財産を報告書等に計上していた。

そして、神奈川県は、23年度から26年度までの間に、横浜、逗子両市に所在する未提供国有財産の価格の累計額1億2438万余円を、沖縄県は、23年度から27年度までの間に、管内10市町村に所在する未提供国有財産の価格の累計額156億9308万余円を、それぞれ前記の算定対象国有財産の価格に含めて報告書等を作成して貴省に報告していた。

したがって、仮に、横浜、逗子両市、沖縄県管内10市町村に所在する未提供国有財産の価格を除いて算定した資産割額によるなどして市町村助成交付金交付額を算定すると、

表1のとおり、合計72億1739万円となり、前記の市町村助成交付金交付額との開差額は計5970万余円となる。

表1 未提供国有財産 (単位：千円)

県名	交付先(市町村)	報告年度	報告されていた算定対象国有財産の価格 (A)	左に係る資産割額 (B)	交付金交付額 (C)	未提供国有財産を除いた算定対象国有財産の価格 (D)	左に係る資産割額 (E)	未提供国有財産を除いた交付金交付額 (F)	未提供国有財産の価格 (G) = (A) - (D)	左に係る資産割額 (H) = (B) - (E)	交付金開差額 (I) = (C) - (F)	関係米軍施設
神奈川県	横浜市	平成23～25	243,703,387	912,470	1,405,700	243,696,087	912,443	1,405,674	7,299	27	26	鶴見貯油施設
	逗子市	26	72,468,424	278,460	278,460	72,351,342	278,010	278,010	117,081	449	450	池子住宅地区及び海軍補助施設
	計		316,171,811	1,190,931	1,684,160	316,047,430	1,190,453	1,683,684	124,381	477	476	
沖縄県	那覇市	23～26	151,931,146	572,666	944,968	151,746,282	571,969	944,271	184,864	697	697	那覇港湾施設
	宜野湾市	23、24	30,627,470	113,907	220,241	23,407,721	86,709	193,044	7,219,749	27,198	27,197	キャンプ瑞慶覧
	名護市	24～26	42,242,386	160,722	306,939	36,445,571	138,767	284,984	5,796,815	21,954	21,955	キャンプ・シュワブ
	沖縄市	23～27	210,100,866	793,816	2,571,085	208,803,456	788,919	2,566,189	1,297,410	4,896	4,896	嘉手納弾薬庫地区 嘉手納飛行場
	うるま市	23、24	41,222,997	152,665	356,654	41,172,421	152,477	356,466	50,576	187	188	キャンプ瑞慶覧 キャンプ・マクトリアス
	国頭郡金武町	23	31,116,516	113,406	231,182	30,997,915	112,974	230,749	118,601	432	433	キャンプ・ハンセン
	中頭郡嘉手納町	23、24	44,917,655	166,502	519,515	44,327,228	164,282	517,294	590,426	2,220	2,221	嘉手納飛行場
	中頭郡北谷町	24	34,590,819	130,343	314,488	34,580,333	130,303	314,449	10,485	39	39	キャンプ瑞慶覧
	国頭郡東村	26	185,654	713	41,847	140,977	541	41,676	44,677	171	171	北部訓練場
	中頭郡北中城村	24	15,016,984	56,586	86,014	14,637,507	55,156	84,584	379,477	1,429	1,430	キャンプ瑞慶覧
計		601,952,498	2,261,330	5,592,933	586,259,414	2,202,102	5,533,706	15,693,083	59,228	59,227		
合計		918,124,309	3,452,261	7,277,093	902,306,845	3,392,556	7,217,390	15,817,464	59,705	59,703		

注(1) 端数処理の関係で算式と一致しない計数となっている欄がある。
 注(2) 左に係る資産割額は円単位で計算し、交付金交付額は千円未満を四捨五入して計算しているため、(H)と(I)とが一致しないものがある。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

沖縄県は、平成23、24両年度に、宜野湾市に所在する算定対象国有財産の価格を23年度121億5120万余円、24年度184億7626万余円とする報告書等をそれぞれ貴省に提出するなどしており、貴省は、これに対して、同市の資産割額を23年度4428万余円、24年度6962万余円、計1億1390万余円と算定するなどして市町村助成交付金計2億2024万余円を交付している。

一方、沖縄県は、宜野湾市に所在する米軍施設キャンプ瑞慶覧に係る未提供国有財産(建物(延べ床面積5,575㎡)等)が25年2月1日に提供されたことに関する同月4日付け防衛省通知を受けていた。

しかし、沖縄県は、報告書等を作成するに当たり、上記の未提供国有財産が国有財産台帳に

22年10月12日等に新規登録されていて、当該国有財産が実際に提供されるまでには日米合同委員会の承認が必要であり、その手続には国有財産台帳に登録されてから約1年を要するとして取り扱っていたことから、防衛省通知を用いて新規提供国有財産を確認することなく国有財産台帳に登録された日から1年後の23年10月12日等に追加提供があったものとしていた。そして、沖縄県は、23、24両年度に、上記の未提供国有財産の価格それぞれ5608万余円、71億6366万余円を前記の算定対象国有財産の価格に含めて報告書等を作成して貴省に報告していた。

したがって、仮に、上記の未提供国有財産の価格23年度5608万余円、24年度71億6366万余円を除いた算定対象国有財産の価格120億9512万余円、113億1259万余円により、資産割額を算定すると4408万余円、4262万余円となることから前記の資産割額4428万余円、6962万余円との開差額は20万余円、2699万余円となる。そして、未提供国有財産を除いて算定した資産割額によるなどして市町村助成交付金交付額を算定すると23年度9883万余円、24年度9420万余円、計1億9304万余円となり、前記の市町村助成交付金交付額との開差額は2719万余円となる。

(注3) 10市町村 那覇、宜野湾、名護、沖縄、うるま各市、国頭郡金武、中頭郡嘉手納、中頭郡北谷各町、国頭郡東、中頭郡北中城両村

(2) 報告書等に返還国有財産を含めていた事態

東京都は、24年度に特別区に所在する算定対象国有財産の価格を269億7532万余円とする報告書等を、神奈川県は、27年度に相模原市に所在する算定対象国有財産の価格を2993億5227万余円とする報告書等を、沖縄県は、24年度に金武町に所在する算定対象国有財産の価格を286億0211万余円、27年度に宜野湾市に所在する算定対象国有財産の価格を230億5298万余円、計516億5510万余円とする報告書等を、それぞれ貴省に提出するなどしている。貴省は、これに対して、資産割額を算定するなどして、東京都に係る市町村助成交付金として3049万余円、相模原市に係る市町村助成交付金として11億5436万余円、宜野湾市及び金武町に係る市町村助成交付金として計3億9637万余円、合計15億8123万余円を交付している。

一方、東京都は港区に所在する赤坂プレス・センター、神奈川県は相模原市に所在する相模総合補給廠、沖縄県は宜野湾市に所在するキャンプ瑞慶覧及び金武町に所在するギンバル訓練場に係る提供国有財産の全部返還又は一部返還に関する防衛省通知を受けていた。

しかし、東京都、神奈川、沖縄両県は、報告書等を作成するに当たり、防衛省通知担当課と市町村助成交付金担当課が異なっていたため、市町村助成交付金担当課において、防衛省通知を用いて提供国有財産が全部返還又は一部返還されたことを把握できることを認識しておらず、このことを確認することなく国有財産台帳に登録されていた返還国有財産を報告書等に計上していた。

そして、東京都は、24年度に特別区に所在する返還国有財産の価格32億3541万余円を、神奈川県は、27年度に相模原市に所在する返還国有財産の価格112億3890万余円を、沖縄県は、24年度に金武町及び27年度に宜野湾市に所在する返還国有財産の価格計3億3378万余円を、それぞれ前記の算定対象国有財産の価格に含めて報告書等を作成して貴省に報告していた。

したがって、仮に、特別区、相模原市、宜野湾市及び金武町に所在する返還国有財産の価格を除いて算定した資産割額によるなどして市町村助成交付金交付額を算定すると、表2のとおり、合計15億2441万余円となり、前記の市町村助成交付金交付額との開差額は計5681万余円となる。

表2 返還国有財産 (単位：千円)

都県名	交付先(市町等)	報告年度	報告された算定対象国有財産の価格 (A)	左に係る資産割額 (B)	交付金交付額 (C)	返還国有財産の価格を除いた算定対象国有財産の価格 (D)	左に係る資産割額 (E)	返還国有財産の価格を除いた交付金交付額 (F)	返還国有財産の価格 (G) = (A) - (D)	左に係る資産割額 (H) = (B) - (E)	交付金開差額 (I) = (C) - (F)	関係米軍施設
東京都	東京都	平成24	26,975,324	30,494	30,494	23,739,907	18,302	18,303	3,235,416	12,191	12,191	赤坂プレス・センター
神奈川県	相模原市	27	299,352,270	1,154,365	1,154,367	288,113,366	1,111,026	1,111,027	11,238,903	43,339	43,340	相模総合補給廠
沖縄県	宜野湾市	27	23,052,984	88,897	146,466	22,724,159	87,629	145,198	328,825	1,268	1,268	キャンプ瑞慶覧
	国頭郡金武町	24	28,602,119	107,777	249,907	28,597,156	107,758	249,888	4,963	18	19	ギンバル訓練場
計			51,655,103	196,674	396,373	51,321,315	195,387	395,086	333,788	1,286	1,287	
合計			377,982,698	1,381,534	1,581,234	363,174,589	1,324,716	1,524,416	14,808,108	56,817	56,818	

注(1) 端数処理の関係で算式と一致しない計数となっている欄がある。
 注(2) 左に係る資産割額は円単位で計算し、交付金交付額は千円未満を四捨五入して計算しているため、(H)と(I)とが一致しないものがある。

このとおり、未提供国有財産及び返還国有財産は算定対象国有財産から除外すべきものであり、23年度から27年度までの間に、東京都及び13市町村に交付された市町村助成交付金交付額計88億5832万余円と未提供国有財産及び返還国有財産を除いて算定した市町村助成交付金交付額計87億4180万余円との開差額は1億1652万余円となる。

しかし、貴省は、都道府県に対して、報告書等に未提供国有財産及び返還国有財産を計上しないこととする取扱いについて明示していなかった。また、貴省は、都道府県において提供国有財産の異動内容を把握する上でも防衛省通知を活用して報告書等を作成すべきであるとしているものの、この提供国有財産の異動内容を把握する方法について明示していなかった。

(注4) 13市町村 横浜、相模原、逗子、那覇、宜野湾、名護、沖縄、うるま各市、国頭郡金武、中頭郡嘉手納、中頭郡北谷各町、国頭郡東、中頭郡北中城両村

(改善を必要とする事態)

都県において、提供国有財産に異動があるかを正確に把握しないまま、未提供国有財産及び返還国有財産を算定対象国有財産に含めて報告書等が作成されているのに、貴省において、これらの報告を基に市町村助成交付金の交付額を算定している事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、都道府県に対して、報告書等に未提供国有財産及び返還国有財産を計上しないこととする取扱いを明示していないこと、提供国有財産に異動があった際に、それを的確に把握するための具体的な方法を明示していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、今後も、米軍施設や自衛隊の施設が所在することによる市町村の財政上の影響等を考慮して、算定対象国有財産が所在する市町村に対して市町村助成交付金を交付することになる。

については、貴省において、今後、市町村助成交付金の交付額の算定が適切なものとなるよう、都道府県に対して、報告書等に未提供国有財産及び返還国有財産を計上しないこととする取扱いを明示するとともに、新規提供国有財産及び返還国有財産について防衛省通知に記載されている情報を用いて的確に把握して報告書等を作成することを周知するよう改善の処置を要求する。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益の処分について

平成 23 年度決算検査報告	88 ページ参照
平成 24 年度決算検査報告	99 ページ参照
平成 25 年度決算検査報告	115 ページ参照
平成 26 年度決算検査報告	98 ページ参照

1 本院が表示した意見

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、日本郵政公社の民営・分社化前に預入れなどが行われた定額郵便貯金等の郵便貯金及び簡易生命保険を承継して管理しているが、満期経過後の払戻しなどが行われないことから、多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度発生している。しかし、多額の権利消滅金及び時効完成益が毎年度継続して発生していることにより増加を続けている利益剰余金については、機構が業務を確実に履行する上で保有する必要性が乏しいと認められるのに、5 年間の中期目標期間が終了するまでこれを保有し続けている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、機構と共に、機構が業務を履行するために保有する必要がない利益剰余金の額を速やかに把握して国庫に納付させるとともに、関係機関と調整して国庫納付の在り方について検討した上で、今後は中期目標期間の終了時だけでなく、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるように適切な制度を整備するよう、総務大臣に対して平成 24 年 5 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、機構と協議して、第 1 期中期目標期間(19 年 10 月から 24 年 3 月まで)の終了後、利益剰余金のうち、次期中期目標期間に繰り越すべき金額を控除した残額である郵便貯金勘定 382 億 2028 万余円、簡易生命保険勘定 108 億 2794 万余円、計 490 億 4822 万余円を 24 年 7 月に機構から国庫に納付させる処置を講じていた。

一方、総務省は、適時に利益剰余金を国庫に納付させることが可能となるような制度の整備については、25 年 12 月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等

を踏まえて、機構の在り方について所要の検討を進めるとともに、国の財政事情を踏まえて、機構の利益剰余金のうち将来にわたり業務を確実に履行するために保有する必要がないと認められるものに係る国庫納付の在り方について引き続き検討して、関係機関と調整した上で、適切な措置を講ずることとしている。なお、機構の27年度末利益剰余金は、郵便貯金勘定456億4825万余円、簡易生命保険勘定354億4020万余円(うち前中期目標期間繰越積立金204億9598万余円)となっている。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 地域力の創造等に関するモデル事業の実施に係る契約について

(平成26年度決算検査報告80ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

総務省は、地域力の創造等に関するノウハウの調査分析を行い、その普及を図ることを目的として、毎年度、地域力の創造等に関するモデル事業(以下「モデル事業」という。)を実施する地方公共団体等(以下「実施団体」という。)を公募により選定し、その取組について支援を行っている。その募集要項において、総務省が負担するモデル事業の実施に要する経費の1実施団体当たりの上限額を示すとともに、モデル事業の実施に要した経費の支払を精算払により行うこととしている。一方、総務省は、モデル事業の結果についての調査分析、モデル事業の実施に要した経費を実施団体に支払う業務(以下「支払業務」という。)等について、平成24、25両年度に、9件の契約(以下「9契約」という。)を、3会社(以下、これらの会社を「請負業者」という。)と締結して請け負わせている。そして、9契約のいずれの仕様書においても、モデル事業の実施に要する経費の上限額(以下「支払上限額」という。)を示しており、契約が予定どおり履行された場合に契約締結時に確定した契約金額を支払う確定契約としていた。しかし、実施団体において当初見込んでいた業務が実際には不要になったり、謝金、資料作成費等が当初の見込みより低額であったりしたことなどにより、9契約の全てにおいて、モデル事業の実施に要した経費として請負業者から実施団体に支払われた額が支払上限額を下回っているのに、契約締結時に確定した契約金額が請負業者に支払われている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、モデル事業の実施に係る契約形態をモデル事業の実施状況を踏まえたものとするために、実施団体に支払われた額が支払上限額を下回った場合にはその差額を精算するなど支払業務の在り方を見直すよう、総務大臣に対して27年3月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年3月に契約業務に関するマニュアルを改正して、事業の実施に要する経費に変動を生ずるおそれがある場合には、精算条項を付した概算契約を締結することとした。そして、モデル事業の実施に当たっては、同マニュアルに基づき、事業を実施する地方公共団体等と精算条項を付した概算契約を締結することとして、事業の実施に要した経費が支払上限額を下回った場合はその差額を精算する処置を講じていた。

(2) 震災復興特別交付税の交付額の精算等について

(平成26年度決算検査報告83ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成23年法律第41号)に基づき、東日本大震災に係る災害復旧事業等の実施のため特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を交付している。総務省は、震災復興特別交付税の額を算定するために平成23年度以降の各年度に省令を制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項を定めており、当該事項に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)の様式、国の補助事業等に要する経費のうち道府県及び市町村が負担する額として総務大臣が調査した額(以下「補助事業等に係る地方負担額」という。)について必要事項を各府省に確認した資料(以下「確認表」という。)等を都道府県及び市町村に送付している。上記の各省令によれば、総務省は、震災復興特別交付税の額の算定に当たり、新たに生ずる災害復旧事業等に必要な経費等の合計額(以下「交付基礎額」という。)を算定し、必要な経費の見込額等により過年度に算定した額が実績額を上回ることなどにより震災復興特別交付税の額が過大に算定されるなどしたと認められるときは、当該過大算定額に相当する額を交付基礎額から減額して精算するなどとされている。そして、交付基礎額から減額するなどした後の額が負数となるため減額することができない額(以下「要調整額」という。)については、翌年度の交付基礎額から減額して調整することとされている。しかし、見込額を用いた算定額により交付された震災復興特別交付税について適切に精算が行われていなかったり、補助事業等に係る地方負担額に算定対象とならない経費が含まれていたりするなどして震災復興特別交付税が過大に交付されている事態及び交付基礎額が要調整額に比べて少額であるなどのため、要調整額を翌年度以降の震災復興特別交付税の額から減額する現行制度に基づく調整では短時間で要調整額を解消することが困難となっている事態が見受けられた。

したがって、総務大臣に対して27年10月に、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示した。

- ア 各府省に対して、確認表に記載する補助金の確定額、補助事業等に係る地方負担額等の記載方法及び記載誤りの例について周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- イ 都道府県及び市町村が実績額への反映を行ったことや算定対象となる経費であることを確認するための点検項目欄を算定資料の様式に設けたり、都道府県及び市町村に対して、算定誤りの例を通知するなどして、事業完了時に実績額を把握し、見込額との差額を精算することの必要性や適切な精算及び算定を行うための留意点について周知徹底したりすること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 交付基礎額が要調整額に比べて少額であるなどのため解消することが困難となっている要調整額について、当該要調整額を解消するための方策を早期に検討すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 27年12月までに、各府省に対して、通知を発するなどして、確認表に記載する補助金の確定額、補助事業等に係る地方負担額等の記載方法及び記載誤りの例を示して、都道府県及び市町村が適切な精算を行えるよう周知徹底を図った。
- イ 27年12月までに、都道府県及び市町村が実績額への反映を行ったことや算定対象となる経費であることを確認するための点検項目欄を算定資料の様式に設けるとともに、都道府県及び市町村に対して、算定誤りの例等が記載された通知を発するなどして、事業完了時に実績額を把握して見込額との差額を精算することの必要性や適切な精算及び算定を行うための留意点について周知徹底を図った。
- ウ 交付基礎額が要調整額に比べて少額であるなどのため解消することが困難となっている要調整額について、省令で定めるところにより返還させることができることを内容とする「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を作成した。同法律案は、28年2月9日に閣議決定されて、第190回国会(常会)に提出された。

なお、「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第14号)は同年3月31日に公布されて、本件の返還に係る規定については同年4月1日に施行された。

(3) 消防救急デジタル無線施設の整備事業に係る補助対象事業費について

(平成26年度決算検査報告91ページ参照)

1 本院が表示した意見

消防庁は、緊急消防援助隊の通信基盤として消防救急デジタル無線施設を整備する市町村(特別区及び市町村の加入する一部事務組合等を含む。以下同じ。)に対して、緊急消防援助隊設備整備費補助金等を交付している。補助対象となる消防救急デジタル無線施設については、大規模災害の際に異なる市町村の消防職員間での通信に使用される電波の周波数(以下「共通波」という。)に係る部分(以下「共通波部分」という。)を整備することなどの要件を満たすものとしている。また、各市町村消防の管轄区域内における通常の消防救急業務の通信のために日常的に使用される電波の周波数(以下「活動波」という。)に係る部分(以下「活動波部分」という。)と共通波部分で共用する電源設備、車載無線機等(以下「共用施設等」という。)について、補助対象とすることを妨げないとしている。そして、市町村の通常の消防救急業務に要する費用については、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定に基づき、当該市町村が負担しなければならないこととなっている。しかし、共用施設等に係る補助対象事業費の算定に関する具体的な取扱いが定められていないことなどから、市町村が負担すべき通常の消防救急業務に使用する活動波部分の経費を除外することなく共用施設等の整備に係る経費の全額を補助対象事業費としている事態が見受けられた。

したがって、消防庁において、今後の緊急消防援助隊設備整備費補助金の算定が適切に行われるよう、共用施設等として整備される消防救急デジタル無線施設は、市町村の通常の消防救急業務において日常的に使用されるものであることを踏まえて、消防救急デジタル無線施設のうち共用施設等に係る補助対象事業費の算定に関する具体的な取扱いを定めるよう、

消防庁長官に対して平成 27 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、消防庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、消防庁は、本院指摘の趣旨に沿い、27 年 10 月に、消防救急デジタル無線施設のうち共用施設等に係る補助対象事業費の算定に関して、共通波部分と活動波部分を明確に区分できない場合は、共通波と活動波の波数の合計に占める共通波の波数の割合を用いた案分により算定することとするなどの取扱いを定める処置を講じていた。

第5 法 務 省

不 当 事 項

物 件 (16) (17)

- (16) サーバ上で稼働するソフトウェアが提供する機能をパーソナルコンピュータで利用するための権利の調達に当たり、既に保有している権利の状況を確認していなかったため、調達数量が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正管理業務費
部 局 等	法務本省
契 約 名	賃貸借契約(矯正総合情報通信ネットワークシステムグループウェアサーバ機器)
契 約 の 概 要	矯正総合情報通信ネットワークシステムで新しいグループウェアを利用するために必要な権利等を調達するもの
契 約 の 相 手 方	日本電気株式会社
契 約	平成 23 年 8 月 一般競争契約
支 払	平成 23 年 11 月ほか
支 払 額	193,344,624 円(平成 23 年度～27 年度)
不当と認める支払額	26,196,732 円(平成 23 年度～27 年度)

1 契約等の概要

法務省は、法務本省(以下「本省」という。)や全国の矯正施設等にそれぞれ構築されている施設内 LAN を結ぶ矯正総合情報通信ネットワークシステム(以下「コーネット」という。)を構築し、多数のパーソナルコンピュータ(以下「コーネット PC」という。)をこれに接続して運用している。コーネットを構成するサーバ上で稼働するマイクロソフトコーポレーション製のグループウェア等(以下「グループウェア等」という。)(注)をコーネット PC で利用するには、そのための権利がコーネット PC の台数分必要となる。そして、本省は、平成 23 年 8 月に、コーネットで新しいグループウェア等を利用するために必要な権利である Exchange Server CAL(以下「ECAL」という。)及び Windows Server CAL(以下「WCAL」という。)各 15,000 ライセンス等を調達する契約を、日本電気株式会社と契約額 190,920,240 円(26 年 4 月変更後の契約額 193,344,624 円)で締結していた。

本省が 19 年 11 月に各矯正施設等の長に対して発した「矯正情報ネットワークシステムの取扱要領について(通達)」(平成 19 年法務省矯総第 6804 号)によれば、各矯正施設等は、コーネットライセンス管理台帳を作成し、コーネット PC 等に係る各種使用権の取得状況等を適正に管理することとされている。

(注) グループウェア メールや電子掲示板等によりグループ内で情報を共有したりコミュニケーションをとったりすることができるソフトウェア

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、コーネット PC に係る権利やソフトウェア等の調達が適切に行われているかなどに着眼して、本件契約を対象として、本省において、契約書、仕様書、コーネットライセンス管理台帳等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

各矯正施設等は、従前のグループウェア等を利用するために必要な ECAL 及び WCAL を保有しており、この中には新しいグループウェア等も利用することができる ECAL2,555 ライセンス及び WCAL6,643 ライセンスが含まれていた。そして、各矯正施設等は、保有していた ECAL 及び WCAL をコーネットライセンス管理台帳により管理していたことから、本省は、各矯正施設等が新しいグループウェア等も利用することができる ECAL 及び WCAL を上記のとおり既に保有していたことを、コーネットライセンス管理台帳により確認することができる状況にあった。

しかし、本省は、本件調達に当たり、上記のような状況にあったにもかかわらず、コーネットライセンス管理台帳を確認することなく調達数量を決定して、前記のとおり、ECAL 及び WCAL 各 15,000 ライセンスを新たに調達していた。

したがって、前記のとおり、各矯正施設等が新しいグループウェア等も利用することができる ECAL2,555 ライセンス及び WCAL6,643 ライセンスを既に保有していたことから、本件契約締結後に各矯正施設等がコーネット PC を増設したことにより ECAL 及び WCAL が新規に必要となり各 1,058 ライセンスを活用したことを考慮しても、本件契約で調達した ECAL 及び WCAL のうち ECAL1,497 ライセンス及び WCAL5,585 ライセンスが過大に調達されていて、これに係る支払額 26,196,732 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省において、ECAL 及び WCAL の調達に当たり、各矯正施設等が既に保有している ECAL 及び WCAL の状況を確認することの必要性について認識が欠けていたことなどによると認められる。

- (17) 自給製品の生産に使用するために刑務所において調達した原材料について、工場の倉庫における払出数量等を管理していなかったり、適切に保管していなかったりするなどして、管理が適正を欠くと認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)矯正官署 (項)矯正収容費
部 局 等	神戸刑務所
調達した原材料の概要	被収容者が使用する運動靴等の生産に使用する生ゴム、合成ゴム等
調達した原材料の品目数及び調達額	54 品目 161,133,098 円(平成 23 年度～26 年度)
上記のうち適正に管理されなかった原材料の品目数及び調達額	47 品目 134,554,465 円(平成 23 年度～25 年度)

1 刑務作業等の概要

(1) 刑務作業の概要

法務省の施設等機関である刑務所、少年刑務所及び拘置所(以下、これらを合わせて「刑事施設」という。)は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成17年法律第50号)、「刑務作業の事務取扱いに関する訓令」(平成18年法務省矯成訓第3332号。以下「訓令」という。)等に基づき、刑事施設に収容されている懲役受刑者等に刑務作業を行わせることとなっている。この刑務作業のうち生産作業は、物品の製作等を行うもので、生産に使用する原材料の提供元等に応じて、刑事施設に物品製作等を発注した民間企業等から提供される原材料を使用する提供作業、刑事施設に物品製作等を発注した公益財団法人矯正協会刑務作業協力事業部(平成25年3月以前は財団法人矯正協会刑務作業協力事業部)から提供される原材料(以下「事業部原材料」という。)等を使用する事業部作業等に区分されている。また、一部の刑事施設については、訓令等に基づき、国が調達した原材料を使用して、被収容者等が使用する物品(以下「自給製品」という。)を生産する刑務作業を行うこととなっており、これも国から原材料の提供を受けて行う生産作業であるとして提供作業の一形態とされている。

(2) 神戸刑務所における刑務作業の概要

神戸刑務所(以下「刑務所」という。)は、懲役受刑者等の刑務作業として、印刷、洋裁等の提供作業、事業部作業等を行っている。そして、刑務所は、提供作業の一形態とされている自給製品を生産する刑務作業を行う刑事施設の一つとして指定されており、刑務所の第23工場において被収容者が使用する運動靴、サンダル及び地下足袋の生産を行っている。また、刑務所は、同工場において、26年度までは、ゴム製品の製作等の事業部作業も行っていた。

(3) 自給製品の生産に使用する原材料の管理の概要

刑務所は、自給製品の生産に使用する原材料(以下「自給製品原材料」という。)として生ゴム、合成ゴム等を調達している。自給製品原材料は、物品管理法(昭和31年法律第113号)上の物品に該当するものであることから、刑務所においては、同法等の規定に基づき、物品管理官である総務部長、物品供用官である総務部用度課職員等により、取得請求、供用等の事務が行われており、供用された自給製品原材料は、刑務作業等を担当する処遇部に提供されることになっている。

また、刑務所は、処遇部に提供された自給製品原材料について、訓令等に基づき、その適正な管理を行う責任者(以下「管理責任者」という。)に処遇部長を、提供物品受払簿(以下「受払簿」という。)に記帳するなどの出納保管の事務を行う者に処遇部職員をそれぞれ指名している。そして、自給製品原材料を生産に使用するときは、管理責任者が受払簿に押印して使用する数量の払出しを命じ、これを受領した職員も受払簿に押印することとなっている。さらに、刑務所は、職員を指名して、自給製品原材料等について、毎年度末に棚卸しを行うこととなっている。

2 検査の結果

本院は、法規性等の観点から、自給製品原材料が適正に管理されているかなどに着眼して、23年度から26年度までの間に調達した自給製品原材料54品目(調達額計161,133,098

円)を対象に、刑務所において、受払簿等の書類を確認したり、関係職員から第23工場における自給製品原材料の管理及び使用の状況等について聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、第23工場における自給製品原材料の管理について、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 前記54品目のうち、23年度から25年度までの間に調達実績のあった47品目(調達額計134,554,465円)に係る受払簿をみると、全ての品目について、提供され倉庫に受け入れた日に全て使用したことになっているものの、受領した職員の押印はなされていなかった。そして、払出しを命じたとする管理責任者の押印がなされていたが、刑務所の説明によれば、受払簿の記載内容は、実際の自給製品原材料の使用状況とは全く相違したものであったとしている。

イ 上記47品目の中には、第23工場で使用していた事業部原材料と同じ品目の自給製品原材料が38品目あることから、事業部作業の際には自給製品原材料を使用しないようにするなどの必要があった。しかし、23年4月から26年5月までの間は、自給製品原材料及び事業部原材料は、倉庫に受け入れた際に既に保管されている同じ品目の原材料の上に積み重ねられるなど両者を区別するための措置も講じられずに保管されていて、使用の際にも両者を区別することができない状況で払い出されていた。

ウ 刑務所は、22年度から25年度までの間の各年度末において、棚卸しを行う職員を指名していたが、当該職員は自給製品原材料の棚卸しを行っていなかった。

刑務所では、このように原材料の管理等が適切でないことを26年4月の内部調査で把握したことから、同年5月に原材料の棚卸しを実施し、それ以降は自給製品原材料と事業部原材料を区分して保管することとしたものの、刑務所は、この棚卸しに際して、同じ品目に係る原材料の在庫について、事業部作業の継続に必要な数量を事業部原材料とし、残りを自給製品原材料とすることとしていたため、両者の在庫数量は、両者の調達等の実績、両者を使用した製品の生産実績等を踏まえた適切なものとはなっていない。

これらのことから、刑務所において23年度から25年度までの間に調達した自給製品原材料については、倉庫における実際の払出数量や、それらが全て適正に自給製品の生産に使用されたのかについて確認することができない状況となっていた。

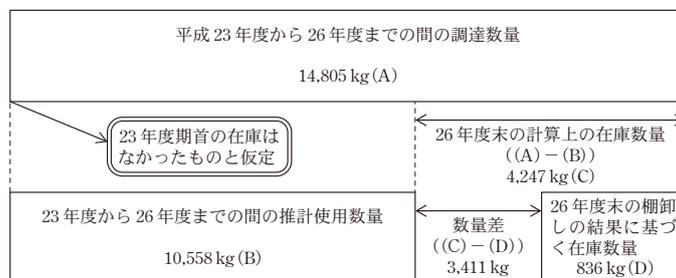
そして、前記の自給製品原材料47品目のうち、生産数量から使用数量を推計することができない揮発油等の8品目を除く39品目について、23年度期首の在庫はなかったものと仮定して、23年度から26年度までの間の調達数量(調達額計150,454,202円)から推計使用数量を控除して算出した26年度末現在の計算上の自給製品原材料の在庫数量と、刑務所が同年度末に実施した棚卸しの結果に基づく原材料の在庫数量とを品目ごとに比較したところ、例えば、合成ゴムの一品目である「合成ゴム 1502」は、図のとおり、計算上の自給製品原材料の在庫数量4,247kgに対して棚卸しの結果に基づく原材料の在庫数量は836kgとなっているなど、計27品目において、刑務所が26年度末に実施した棚卸しの結果に基づく原材料の在庫数量が計算上の自給製品原材料の在庫数量を下回っていて、両者の数量差に係る調達額相当額は約1300万円に上っていた。この27品目はいずれも事業部原材料に同じ品目のものがあり、この数量差については、事業部原材料の数量に対する生産数量等からみて、そ

の一部が事業部作業に使用されていた可能性が高いと認められる。このように事業部作業に自給製品原材料が使用されていた可能性については、刑務所は遅くとも26年8月までに把握していたが、詳細な調査等を行っていなかった。

(注1) 推計使用数量 刑務所において生産する運動靴等について、生産に使用する自給製品原材料の品目及び1足当たりの使用数量並びに平成23年度から26年度までの間の運動靴等の生産数量を基に自給製品原材料の品目ごとに推計した使用数量。生産の過程で通常発生することが想定される原材料のロスについても、刑務所における27年3月から28年2月までの間の実態調査の結果に基づいて見込んでいる。

(注2) 自給製品原材料及び事業部原材料の在庫数量は適切に区分されていなかったことから、この比較においては、両者を合わせた原材料の在庫数量を使用することとした。

図 「合成ゴム 1502」に係る平成26年度末現在の計算上の自給製品原材料の在庫数量と同年度末の棚卸しの結果に基づく原材料の在庫数量との比較



したがって、刑務所において、23年度から25年度までの間に調達した自給製品原材料47品目(調達額計134,554,465円)について、第23工場の倉庫における払出数量等を管理していなかったり、適切に保管していなかったりするなど訓令等に基づく管理を行っていなかった事態は、適正を欠いていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、管理責任者等の関係職員において訓令等に基づき自給製品原材料の適正な管理を行うことについての認識が欠けていたこと及び刑務所において関係職員に対する指導監督が著しく適切を欠いていたことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

収容施設の被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、被収容者の健康に支障を及ぼすなどの特段の事情がない限り、診療点数1点当たり10円の単価により医療費を請求する外部医療機関を受診先とするなど経済性を考慮した選定を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)地方入国管理官署 (項)出入国管理業務費
部 局 等	法務本省、3入国者収容所、6入国管理局、4支局
収容施設の被収容者の診療に係る外部医療機関に対する医療費の概要	収容施設の被収容者を外部医療機関に受診させた場合に、当該外部医療機関に対して支払う医療費

外部医療機関が診療点数に基づいて算定した医療費の13入国管理局等における支払額	1億3787万余円(平成26、27両年度)
上記のうち診療点数の単価が1点当たり10円を超える単価を乗ずるなどして算定した医療費の支払額	6379万余円
上記の支払額と診療点数の単価が1点当たり10円の外部医療機関を選定したとして算定した場合の支払額との開差額	2839万円

1 収容施設の被収容者に対する診療等の概要

(1) 収容施設の被収容者に対する診療等

法務省の施設等機関である入国者収容所並びに地方支分部局である地方入国管理局及び支局(以下、これらを「入国管理局等」という。)は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)等に基づき、有効な旅券を所持していないなど同法に違反すると疑うに足りる相当の理由があるため収容令書が発付されるなどした外国人を、収容施設に収容している。

入国管理局等は、収容施設の被収容者がり病し、又は負傷したときは、被収容者処遇規則(昭和56年法務省令第59号)に基づき、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならないこととなっている。そして、収容施設に医師又は看護師を配置している場合には当該医師の診療等を受けさせるほか、収容施設外の病院又は診療所(以下「外部医療機関」という。)における受診が必要と判断された場合は、外部医療機関の利用実績、当該傷病、症状等に対応する診療科の有無、収容施設からの距離や診療受入体制等の保安上の支障等を勘案して外部医療機関を選定し、被収容者を通院させたり、入院させたりしている。

(2) 被収容者に対する診療に係る医療費

被収容者に対する診療は、国が被収容者に対して行動の自由を制限し、生活の全般にわたって規制を行っていることから、国の責務として、国の費用により行われている。また、外部医療機関における被収容者に対する診療は、保険診療(公的医療保険の保険給付として行われる診療をいう。以下同じ。)に該当しないことから自由診療として行われている。

このため、外部医療機関は、被収容者に対する診療に係る医療費を自由に算定して請求できるが、実際の医療費の算定については、保険診療の場合に倣うことなく行っている外部医療機関があるものの、多くの場合、保険診療の場合に倣い、診療報酬の算定方法(平

成20年厚生労働省告示第59号)により算定した所定の診療点数に、1点当たりの単価を乗じた額等により行っている。また、この1点当たりの単価については、保険診療の場合は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)等の規定に基づき10円と定められているものの、自由診療の場合は特段の定めがないため、外部医療機関が任意に定めている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、外部医療機関における被収容者に対する診療は自由診療として行われており、自由診療の場合は1点当たりの単価について特段の定めがないことから、被収容者に対する診療については、1点当たり10円のほか15円、20円等の単価により算定した医療費を請求する外部医療機関も見受けられる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、入国管理局等が被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、外部医療機関により1点当たりの単価に差があることを踏まえた上で外部医療機関を適切に選定しているかなどに着眼して、13入国管理局等^(注1)が平成26、27両年度に支払った被収容者に対する診療に係る医療費1億5771万余円を対象として、9入国管理局等^(注2)において外部医療機関からの請求書、診療報酬明細書等の書類を確認したり、関係職員から外部医療機関の選定方法について聴取したりするなどして会計実地検査を行うとともに、4入国管理局等については、上記書類の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 13入国管理局等 入国者収容所東日本、同西日本(平成27年9月末廃止)、同大村各入国管理センター、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡各入国管理局、東京入国管理局成田空港、同羽田空港、同横浜、名古屋入国管理局中部空港各支局

(注2) 9入国管理局等 札幌、東京、名古屋、大阪、福岡各入国管理局、東京入国管理局成田空港、同羽田空港、同横浜、名古屋入国管理局中部空港各支局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

13入国管理局等は、26、27両年度における被収容者に対する診療について、148外部医療機関に対して診療点数に基づいて算定した医療費として1,316件、計1億3787万余円を支払っていた。このうち、診療点数に全て1点当たり10円の単価を乗じて算定している外部医療機関(以下「1点10円の単価の外部医療機関」という。)は95外部医療機関となっていて、残りの53外部医療機関に対しては、1点当たり10円を超える単価(12円、15円、20円等)を乗ずるなどして算定した医療費として420件、計6379万余円を支払っていた(表参照)。

表 外部医療機関が診療点数に基づいて算定した医療費の13 入国管理局等における支払状況

(単位：機関、件、円)

入国管理局等	年度	外部医療機関が診療点数に基づいて算定した医療費の支払状況			左のうち1点当たり10円を超える単価を乗ずるなどして算定した医療費の支払状況		
		外部医療機関数(注)	件数	支払額	外部医療機関数(注)	件数	支払額
入国者収容所 東日本入国管理センター	平成 26	20	154	20,302,387	3	21	15,510,287
	27	17	196	15,556,866	4	24	10,268,926
入国者収容所 西日本入国管理センター	26	14	59	2,573,095	6	34	1,363,285
	27	1	1	821	1	1	821
入国者収容所 大村入国管理センター	26	5	22	902,400	1	1	12,280
	27	3	20	1,856,090	—	—	—
札幌入国管理局	26	—	—	—	—	—	—
	27	2	2	83,288	2	2	83,288
仙台入国管理局	26	3	9	67,771	1	7	46,071
	27	1	1	3,780	1	1	3,780
東京入国管理局	26	15	81	30,648,670	6	25	11,485,700
	27	12	66	38,211,621	6	19	16,902,681
名古屋入国管理局	26	16	152	7,771,220	5	60	1,280,230
	27	26	268	9,869,925	12	118	3,045,525
大阪入国管理局	26	9	22	411,990	4	11	251,330
	27	15	36	4,450,234	3	14	952,924
福岡入国管理局	26	2	10	327,780	1	9	314,930
	27	3	11	389,920	1	9	344,410
東京入国管理局成田空港支局	26	7	52	1,184,073	4	28	1,001,033
	27	13	97	1,992,866	4	20	584,056
東京入国管理局羽田空港支局	26	3	7	119,224	2	3	101,244
	27	2	6	39,872	1	1	14,072
東京入国管理局横浜支局	26	8	16	391,530	1	2	40,080
	27	13	27	711,123	4	9	177,093
名古屋入国管理局中部空港支局	26	—	—	—	—	—	—
	27	1	1	7,265	1	1	7,265
計	26	100	584	64,700,140	32	201	31,406,470
	27	108	732	73,173,671	40	219	32,384,841
合計		148	1,316	137,873,811	53	420	63,791,311

(注) 年度間の重複や1機関で複数の入国管理局等に医療費を請求している事例があるため、各項の外部医療機関数を合計しても計及び合計欄の外部医療機関数とは一致しない。

そして、13 入国管理局等は、収容施設に医師等を配置している場合には当該医師等が、配置していない場合には被収容者の処遇を担当する入国警備官が、外部医療機関における受

診の必要性を判断した上で、原則として、入国警備官が、前記のとおり、利用実績、当該傷病、症状等に対応する診療科の有無、距離等を勘案して外部医療機関を選定することにして

いた。
しかし、13 入国管理局等は、当該傷病、症状等に関して利用実績が多い外部医療機関を優先的に受診先の候補とし、何らかの理由により当該外部医療機関での受診が困難とされた場合に初めて、順次、他の外部医療機関に連絡して受診の可否を照会するなどして受診先を選定していた。このため、1 点 10 円の単価の外部医療機関以外の外部医療機関(以下「1 点 10 円を超える単価の外部医療機関」という。)を受診先の候補とした場合は、当該外部医療機関での受診が可能であれば、そこで受診させていた。

このように、13 入国管理局等は、受診先となる外部医療機関の選定に当たって、1 点当たりの単価を考慮するなどしていなかった。また、13 入国管理局等のうち、東日本入国管理センター等の 9 入国管理局等は、収容施設ごとに外部医療機関の情報を記載したリストを作成していたものの 1 点当たりの単価に係る情報を記載しておらず、4 入国管理局等は当該リストを作成していなかったため、13 入国管理局等全てにおいて、1 点当たりの単価に係る情報について組織的に把握していない状況であった。

一方、1 点 10 円を超える単価の外部医療機関から受領した診療報酬明細書に記載された傷病名をみたところ、特殊な先進医療等を必要としない一般的なものであり、必ずしも当該外部医療機関でなければ受診できない傷病ではなかった。また、前記のとおり、13 入国管理局等が 26、27 両年度に医療費を支払っていた 148 外部医療機関のうち、95 外部医療機関(全体の 6 割以上)は 1 点 10 円の単価の外部医療機関であり、13 収容施設の所在地域には、95 外部医療機関のほかにも、被収容者の傷病、症状等に対応可能な診療科を有し、保安上の支障等がない 1 点 10 円の単価の外部医療機関が相当程度存在すると思料された。

そこで、13 入国管理局等が、1 点 10 円の単価の外部医療機関を選定したとして算定すると、53 外部医療機関に対して支払った医療費計 6379 万余円は計 3539 万余円となり、2839 万余円の開差が生ずることになる。

このように、入国管理局等が収容施設の被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、外部医療機関により 1 点当たりの単価に差があることを踏まえた上で外部医療機関を適切に選定していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、13 入国管理局等において、経済性を考慮した外部医療機関の選定を行うことについての認識が欠けていたことなどにもよるが、法務省において、入国管理局等に対して、被収容者を外部医療機関で受診させる場合に、外部医療機関により 1 点当たりの単価に差があることを踏まえた上で外部医療機関を適切に選定するよう指示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省は、28 年 9 月に入国管理局等に対して通知等を発して、収容施設の所在地域の外部医療機関の診療科、1 点当たりの単価等の情報を調査するなどして、当該情報を反映した外部医療機関のリストを作成した上で、被収容者を外部医療機関で受診させる場合には、被収容者の健康に支障を及ぼすなどの特段の事情がない

限り、当該リストの中から、1点10円の単価の外部医療機関を選定するなど、経済性を考慮した外部医療機関の選定を行うこととする処置を講じた。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

刑事施設で生産している刑務官の制服に係る原材料の調達数量について

(平成26年度決算検査報告105ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

法務省は、刑務所及び少年刑務所(以下、これらを合わせて「刑事施設」という。)の一部である麓^{ふもと}刑務所等7刑事施設を官服の生産施設に指定し、これらの施設は、官服のうち刑務官の通常勤務服(以下「制服」という。)である上衣、ズボン(厚手)(以下、これらを合わせて「上衣等」という。)、ズボン(薄手)、ワイシャツ(長袖型)及びワイシャツ(半袖型)等を生産している。また、法務本省は、毎年度、制服の生産計画数量を算定し、制服の生産事務の総括を行っている麓刑務所に生産を指示している。そして、制服の生産に必要な表地等の原材料について、翌年度の生産計画数量に制服1着当たりの生産に必要な原材料の使用数量を乗ずるなどして調達数量を算定して、一括調達を行い、麓刑務所へ管理換を行っている。しかし、原材料の調達数量の算定に当たり、麓刑務所に指示した過去の制服の生産計画数量に対する実際の生産状況を十分に確認しないまま生産計画数量を決定していて、原材料の在庫数量を考慮することなく、当該生産計画数量に基づいて原材料を調達している事態が見受けられた。このため、麓刑務所において、制服に係る原材料のうち上衣等の表地について、当面使用する見込みのない在庫を保有しているなどの状況となっていた。

したがって、法務省において、今後は、生産施設から制服に係る原材料の在庫数量、生産状況等を報告させ、生産状況を踏まえて制服の生産計画数量を算定するとともに、当該生産計画数量、生産施設における原材料の在庫数量等に基づき原材料の調達数量を算定するよう、法務大臣に対して平成27年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、法務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、法務省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年9月に事務連絡を発して、今後は、生産施設から制服に係る原材料の在庫数量及び生産状況を報告させ、当該生産状況を踏まえて制服の生産計画数量を算定するとともに、当該生産計画数量、生産施設における原材料の在庫数量等に基づき原材料の調達数量を算定することとした上で、28年度の制服の生産計画数量及び原材料の調達数量を28年7月までに算定する処置を講じていた。

なお、法務省は、必要となる制服の数量の全てを生産施設で生産することが難しい状況であることなどを踏まえて、28年度から、比較的縫製の難しい上衣等について新たに外注により生産することとして、その際に在庫として保有している前記上衣等の表地を使用することとした。

第6 外 務 省

不 当 事 項

役 務

- (18) 外交貨物等の梱包業務に係る契約において、消費税相当額が既に含まれている契約単価に基づき算定した額に、更に消費税を加えることとしていたため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)外務本省	(項)外務本省共通費 (項)広報文化交流及報道対策費 (項)領事政策費 (組織)在外公館	(項)在外公館共通費 (項)分野別外交費 (項)領事政策費
部 局 等	外務本省			
契 約 名	外交貨物、外交行囊 ^{のう} 及びその他貨物の梱包業務 (平成 23 年度～27 年度)			
契 約 の 概 要	外交貨物等の梱包業務に係る役務の提供を受けるもの			
契 約 の 相 手 方	株式会社日成(平成 23 年度～25 年度)、日本通運株式会社(26、27 両年度)			
契 約	平成 23 年 4 月、24 年 4 月、25 年 4 月、26 年 4 月、27 年 4 月 一般競争契約(単価契約)			
支 払 額	254,488,730 円(平成 23 年度～27 年度)			
過大となっていた支払額	15,822,485 円(平成 23 年度～27 年度)			

1 契約の概要

外務本省(以下「本省」という。)は、本省から在外公館に発送する外交貨物、外交行囊及びその他貨物の梱包業務に係る役務の提供を受けるために、平成 23 年度から 27 年度までの各年度に一般競争入札を実施している。この結果、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 6 の規定に基づき、入札において予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方として、23 年度から 25 年度までの間は株式会社日成(以下「日成」という。)と、また、26、27 両年度は日本通運株式会社(以下「日通」という。)とそれぞれ単価契約を締結している。そして、これらの 5 契約に基づく支払額は計 254,488,730 円となっている。

本省は、当該梱包業務に係る一般競争入札を実施するに当たり、入札公告等において、入札書に記載する金額は、木箱の大きさなどの梱包種別等ごとに定められた梱包に要する諸費用単価(以下「梱包単価」という。)にそれぞれの見込数量を乗じて得た額の総額を契約金額の見積りとして、この金額の 108 分の 100(25 年度までは 105 分の 100)に相当する額としていた。

そして、本省は、日成又は日通が提出した入札書の記載金額の8%(25年度までは5%)に相当する額を消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額として入札書の記載金額に加えた額を落札価格とし、また、日成又は日通が入札時に入札書と合わせて提出していた入札内訳書に記載された梱包単価を契約単価としていた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、入札内訳書に記載された梱包単価が契約に適切に反映されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、本省において契約関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

本省は、本件契約において、23年度から25年度までの間は、契約単価に実績数量を乗ずるなどした額に消費税を加えた額を支払額とすることを契約書に記載しており、また、26、27両年度においては、契約書には記載していないものの同様の取扱いとすることとしていた。そして、本省は、これらの契約書に基づくなどして、日成又は日通が毎月提出することとなっている実績数量等が記載されている請求書の内容を確認した上で、契約書に記載されている契約単価に当該実績数量を乗ずるなどした額に、消費税を加えた額を支払っていた。

しかし、前記のとおり、日成又は日通の落札価格は消費税相当額を既に含んだ額であり、この落札価格は、日成又は日通が提出していた入札内訳書に記載された梱包単価にそれぞれの見込数量を乗じて得た額の総額となっていた。そのため、これらの梱包単価には既に消費税相当額が含まれていることとなるのに、本省は、本件契約の締結に当たり、上記の梱包単価を契約単価とするなどして算定した額に、更に消費税を加えて支払うこととしていた。

したがって、加える必要がなかった消費税額を除くなどして23年度から27年度までの間の適正な支払額を算定すると計238,666,245円となり、前記の支払額との差額15,822,485円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、本省において、契約の締結に当たり、入札内訳書に記載された梱包単価に消費税相当額が含まれていることの確認を十分に行っていなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、事業実施後、整備した施設の需要が低下して使用を停止するなどした際に、事業目的に沿って有効活用されるよう事業実施機関に適切な働きかけを行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費 独立行政法人国際協力機構 一般勘定
	(2) 独立行政法人国際協力機構 一般勘定
	(3) 独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行 海外経済協力勘定、11年9月30日以前は海外経済協力基金)

部 局 等	(1) 外務本省、独立行政法人国際協力機構	
	(2) 独立行政法人国際協力機構	
	(3) 独立行政法人国際協力機構(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行、11年9月30日以前は海外経済協力基金)	
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力	
	(2) 技術協力	
	(3) 有償資金協力	
検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計、経費累計額又は貸付実行累計額	(1) 40事業	319億8405万余円(平成15年度～27年度)
	(2) 53事業	139億8882万余円(平成18年度～27年度)
	(3) 14事業	4548億6058万余円(昭和63年度～平成27年度)
	計	107事業
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額計、経費累計額、調達価格計又は貸付実行累計額	(1) 4事業	20億6057万円(背景金額) (平成15、16、17、21、23各年度)
	(2) 1事業	8966万円(背景金額) (平成19年度～23年度)
	1事業	511万円(平成23、24両年度)
	(3) 2事業	299億8317万円(背景金額) (平成11年度～21年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(平成28年10月28日付け 外務大臣宛て) 独立行政法人国際協力機構理事長
標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

我が国は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的として、政府開発援助を実施している。

そして、外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を行っている一方、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施等を行っている。このほか、各府省庁がそれぞれの所掌に係る国際協力として技術協力を実施するなどしている。

無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより行われるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し機構がその一部の実施の促進に必要な業務を行っていたが、同年10月以降は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。そして、外務省が実施する無償資金協力のうち、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)は、比較的小規模なプロジェクトに対して、在外公館が資金を贈与する

ものである。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を行うもので、機構や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することなどにより行われるもので、機構(11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行。11年9月30日以前は海外経済協力基金)が実施することとなっている。

27年度におけるこれらの実績は、外務省及び機構が実施した無償資金協力1662億2770万余円、機構が実施した技術協力814億0891万余円及び有償資金協力9715億0511万余円となっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、外務省又は機構が実施する無償資金協力、技術協力及び有償資金協力(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

- ① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、借款契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 相手国等において、援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、外務本省及び機構本部において協力準備調査報告書等により援助対象事業の説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館及び機構の在外事務所において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

さらに、本院は、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するために、28年次に^(注1)11か国において、無償資金協力40事業(贈与額計319億8405万余円)、技術協力53事業(経費累計額139億8882万余円)、有償資金協力12事業(貸付実行累計額4248億7740万余円)、計105事業を対象として、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況を確認したりして現地調査を実施したほか、27年次に^(注2)現地調査を実施した1か国について、引き続き機構本部において、有償資金協力2事業(貸付実行累計額299億8317万余円)を対象として事業実施後の状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、相手国等の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

(注1) 11か国 アゼルバイジャン共和国、ベナン共和国、コスタリカ共和国、インドネシア共和国、メキシコ合衆国、モロッコ王国、ミャンマー連邦共和国、パラグアイ共和国、ルーマニア、セネガル共和国、タイ王国

(注2) 1か国 フィリピン共和国

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力4事業(贈与額計20億6057万余円)、技術協力2事業(経費累計額8966万余円、調達価格計511万余円)及び有償資金協力2事業(貸付実行累計額299億8317万余円)については、援助の効果が十分に発現していなかった。

(1) 無償資金協力

ア コトヌ零細漁港開発計画

(ア) 事業の概要

この事業は、ベナン共和国(以下「ベナン」という。)コトヌ市コトヌ漁港において、ベナン政府が、零細漁業の振興を図ることを目的として、船揚場、陸揚岸壁、荷捌場、多目的共同利用施設、製氷・貯氷庫、冷凍倉庫等の施設等を整備するものである。

外務省は、15年9月及び17年1月にベナン政府との間で取り交わした交換公文に基づき、この事業に必要な資金として15年度3431万余円、16年度7億4052万余円、17年度2億7208万余円、計10億4692万余円をベナン政府に贈与している。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、17年11月の供用開始後、船揚場、陸揚岸壁、荷捌場、多目的共同利用施設及び製氷・貯氷庫は引き続き使用されていたが、冷凍倉庫(床面積約29m²)及びそれに付属する冷凍機、冷却塔、冷却水循環ポンプ、制御盤、発電機等の設備計14台は、供用開始後約5年半が経過した23年5月から使用が停止されていた。

冷凍倉庫等の使用を停止した理由について、事業実施機関である農業牧畜漁業省漁業局(以下「漁業局」という。)は、漁業者等が20年頃から魚を即売することが多くなり冷凍倉庫の需要が低下したこと及び22年4月に電気料金が値上げとなったことによるとしている。そして、漁業局はこれらの状況に変化がなければ、使用する見込みはないとしている。

前記の事態について、機構は、26年10月に、水産分野の専門家が現地を視察した際、冷凍倉庫等の使用が停止されている状況を確認したことから、在ベナン日本国大使館(以下「ベナン大使館」という。)にその事実を報告しているが、それまで、ベナン大使館はその事実について把握していなかった。そして、ベナン大使館は、27年2月に、使用が停止された冷凍倉庫等について漁業局との間で協議を行ったとしているが、それ以降は、冷凍倉庫等の今後の活用方法等について検討を行っておらず、漁業局とも冷凍倉庫等の有効活用等に向けた新たな協議を行っていなかった。

イ 緊急給水計画

(ア) 事業の概要

この事業は、セネガル共和国(以下「セネガル」という。)において、気候変動の影響で干ばつや洪水等の被害を被っている地域の住民に対して安全で衛生的な飲料水を供

給するとともに、適切な災害対策を行うことを目的として、クレーン付トラック等の給水施設管理用機材及び水中ポンプ、発電機等の地下水揚水用機材の整備を行うなどするものである。

機構は、外務省が21年3月にセネガル政府との間で取り交わした交換公文に基づき、この事業に必要な資金として21年度に10億円をセネガル政府に贈与している。

そして、機構は、同年8月に、調達機材が持続的に維持管理され、有効活用されていることを確認するために、事業実施機関であるセネガル住宅都市化・水道・衛生省維持管理局(以下「DEM」という。)との間で、DEMが、調達機材の使用者である傘下の各維持管理センター等から毎月1回調達機材の使用状況を記載した使用状況報告書の提出を受けて、毎年1回これらを取りまとめた使用状況報告書を機構に提出するなど、調達機材の使用状況を確認することについて合意している。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

DEMは、22年6月から26年6月までの間に、維持管理センター等にクレーン付トラック7台、エアーコンプレッサー5台、移動式溶接機5台等の給水施設管理用機材及び水中ポンプ68台、発電機61台等の地下水揚水用機材を配備し、使用させていたが、23年12月から28年3月までの間に、これらの機材のうち、クレーン付トラック3台、エアーコンプレッサー2台、移動式溶接機4台、水中ポンプ2台及び発電機2台、計13台が故障するなどしており、現地調査実施時(28年4月)においても使用されていない状況となっていた。

そして、機構は、上記の故障するなどして使用されていなかった給水施設管理用機材等計13台について、一部を除き、その状況を把握していなかった。

そこで、機構において、DEMから毎年提出されることとなっている使用状況報告書の提出状況等についてみたところ、機構は、それぞれの機材調達後に、DEMから使用状況報告書の提出を受けておらず、DEMに対して提出の督促も行っていなかった。また、各維持管理センター等から毎月DEMに提出されることとなっている使用状況報告書についても提出されていなかった。

(2) 草の根無償：バクー市第2職業訓練校金属溶接科・木工科整備計画

ア 事業の概要

この事業は、アゼルバイジャン共和国(以下「アゼルバイジャン」という。)バクー市に所在するバクー市第2職業訓練校(以下「第2訓練校」という。)において、労働市場に必要とされる最新技術を習得する環境を創出し、若年層の就業及び起業の可能性を広げることを目的として、老朽化した金属溶接科及び木工科の実習棟(床面積約780㎡)の改修工事を行うものである。

在アゼルバイジャン日本国大使館(以下「アゼルバイジャン大使館」という。)は、事業実施機関であるアゼルバイジャン青年啓発協会との間で23年10月に贈与契約を締結して、同月に実習棟を改修するための資金として99,990米ドル(邦貨換算額889万余円)を贈与している。

そして、アゼルバイジャン大使館は、本件草の根無償の事業計画において、第2訓練校の電気系統の整備を含めた改修工事を実施することにより、アゼルバイジャン教育省

(以下「教育省」という。)から供与される予定の最新訓練機材の使用環境が整って学生の定員枠を広げることが可能となることから、金属溶接科の定員130名を155名に、木工科の定員45名を65名にそれぞれ増員する想定としていた。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、第2訓練校の金属溶接科及び木工科の実習棟改修工事は24年5月に完了していた。しかし、24年9月以降、第2訓練校の学生数は年々減少傾向となっており、27年9月以降は、金属溶接科は0名、木工科は20名となっていて、事業計画において想定していた学生定員数に比べて大幅に少ない状況となっていた(現地調査実施時(28年5月)における学生数も同じ。)。そして、実習棟の一部については、金属溶接科の学生が全くいなくなってしまうため、27年9月頃から、本来、別棟の校舎で実習を行うことになっている同校の電気科の学生15名程度が実習に使用していた。

アゼルバイジャンでは、教育省が企業からの職業訓練校出身者に対する需要を踏まえて職業訓練校の学生定員数等を決定することになっており、近年、企業からの職業訓練校出身者に対する需要が減少傾向にある中で、教育省の方針により、第2訓練校と、その周辺に所在する他の職業訓練校2校との間で学生定員数の集約化が行われることとなった。その結果、25年9月以降、教育省から第2訓練校に対して新入生の定員の割当てがなくなるなどしていたため、第2訓練校の学生数が少なくなっていた。

しかし、アゼルバイジャン大使館は、事業計画策定時に、教育省を通じて、職業訓練校出身者の需要について確認していなかった。

(3) 草の根無償：ゲンダール地区女性と子供の家建設計画

技術協力：サンルイ零細漁村女性と子供の地位向上プロジェクト

ア 事業の概要

これらの事業のうち草の根無償は、ゲンダール地区女性と子供の家建設計画として、セネガルのサンルイ市ゲンダール地区において、女性と子供の地位及び生活の向上を図ることを目的として、職業訓練、識字教育、託児所等の場として使用する2階建ての多目的施設「女性と子供の家」を建設するものである。

また、技術協力は、サンルイ零細漁村女性と子供の地位向上プロジェクトとして、草の根無償で建設した上記の「女性と子供の家」を拠点に、持続的な形で女性と子供の能力向上を図ることを目的として、機構から長期専門家1名及び短期専門家1名を派遣して、職業訓練、識字教育、流通改善等の技術指導を実施したり、機材供与等を実施したりするものである。

草の根無償について、在セネガル日本国大使館は、事業実施機関であるサンルイ市との間で18年3月に贈与契約を締結して、「女性と子供の家」を建設するための資金として34,947ユーロ(邦貨換算額475万余円)を贈与している。また、技術協力について、機構は、19年6月から23年7月までの間に8966万余円を支出して技術指導等を行っている。

そして、本件技術協力の事業計画において、「女性と子供の家」の運営主体である水産加工女性組合は、同施設を拠点として行う活動に必要な資金を水産加工品を販売することなどにより確保して「女性と子供の家」を持続的に運営管理することとなっている。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、草の根無償として実施したゲンダール地区女性と子供の家建設計画については、20年に「女性と子供の家」が完成しており、25年頃までは事業の目的である職業訓練、識字教育、託児所等の場として使用されていたが、それ以降は、水産加工品の販売や「女性と子供の家」の活動による収入だけでは、同施設の活動に必要な資金を賄うことができなくなったため、職業訓練、識字教育等の活動は行われなくなっていた。そして、現地調査実施時(28年4月)には、「女性と子供の家」は、託児所や会議等の場として一部が使用されるだけとなっていた。

また、技術協力として実施したサンルイ零細漁村女性と子供の地位向上プロジェクトについては、上記のように「女性と子供の家」の持続的な運営管理が行われていないことから、機構から派遣された専門家により実施された技術指導のうち、職業訓練、識字教育等に係る技術指導については十分にいかされていない状況となっていた。

(4) 技術協力：ティエス地方病院整備計画フォローアップ協力

ア 事業の概要

この事業は、セネガルのティエス州ティエス市内に所在する中核病院であるティエス地方病院(以下「病院」という。)において、過去に我が国の無償資金協力等を通じて設置された施設及び機材の機能回復を支援するなどのフォローアップ協力として、10、11両年度の我が国の無償資金協力「ティエス地方病院整備計画」(以下「過去の協力」という。)により供与された医療機材のうち電圧変化の影響等により故障した麻酔器等の医療機材の更新等を行うものである。

機構は、23、24両年度に7578万余円を支出して調達した医療機材を、24年3月から同年10月までの間に事業実施機関である病院に供与している。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、本件フォローアップ協力により供与された医療機材のうち麻酔器等4台(調達価格計511万余円)は、電圧変化の影響等により電気系統が故障して使用できない状況となっていた。

機構は、本件フォローアップ協力の実施に当たり、上記医療機材の中には、停電が回復するときに生ずる異常な高電圧等によって故障する可能性がある機材が含まれていることや過去の協力の際に停電発生時にプラグを抜くなどの指導をしたものの、これが十分に行われていなかったことなどから、セネガル国内で一般的に使用されている電圧安定化装置を一部の医療機材と併せて供与するとともに、電圧が変化するなどの状況下での医療機材の取扱いに関する指導を医療機材利用者等に改めて行ったとしていた。

しかし、本件フォローアップ協力において供与された上記の電圧安定化装置はセネガル国内で生ずる異常な高電圧等に確実に対応できるものではないため、故障の発生を少なくするためには停電発生時にプラグを抜くことなどを確実に行うことが必要となるが、本件フォローアップ協力において、機構が医療機材利用者等に対して行った指導は、過去の協力と同様の指導にとどまっており、これを確実に行うことの必要性や重要性についての意識付けが徹底されておらず、過去の協力で供与された医療機材の電気系統の故障の教訓がいかされたものとはなっていなかった。

(5) 有償資金協力：コンテナターミナル整備事業(バタンガス港開発事業(Ⅱ)、スービック港開発事業)

ア 事業の概要

これらの2事業は、フィリピン共和国(以下「フィリピン」という。)において、マニラ港のコンテナ貨物等の処理能力の限界が懸念されることから、マニラ港周辺の交通混雑の緩和等に寄与することを目的として、マニラ港からそれぞれ南に約110km及び北西に約80km離れた地点に所在するバタンガス港及びスービック港(以下「2港」という。)に、マニラ港の代替・補完港として外国貿易コンテナ貨物を取り扱うコンテナターミナルを整備するものである。

機構は、外務省がフィリピン政府との間で取り交わした交換公文に基づき、フィリピン政府と表1のとおり貸付契約を締結して、事業に必要な資金を貸し付けている。

表1 貸付けの概要

事業名	交換公文締結年月	貸付契約締結年月	貸付年度	貸付実行累計額
バタンガス港開発事業(Ⅱ)	平成10年9月	10年9月	11～19年度	143億0001万余円
スービック港開発事業	12年8月	12年8月	12～21年度	156億8316万余円

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、機構は、貸付けを行う際に、マニラ港は既に混雑しており、これ以上の同港の拡張が困難であることなどから、マニラ港の代替・補完港の整備が必要であるとしていた。そして、機構は、マニラ港が所在する地域の経済成長予測等を基に地域全体で取り扱うことが予測される貨物量の一定割合が新規に整備される港のコンテナターミナルで取り扱われるなどとした需要予測に基づき、事業計画を策定して、貸付けを決定していた。

また、機構は、バタンガス港開発事業(Ⅱ)については24年に、スービック港開発事業については27年に、それぞれ事後評価を実施しており、その中で、新規に整備された2港のコンテナターミナルの稼働率が低く、目標としていたコンテナ貨物取扱量を大幅に下回るなど効果は限定的であるなどと評価し、また、利用促進に係る提言や教訓等を記述している。

そして、機構は、開港前から2港の利用促進に関する調査を行ったり、日系企業を中心に港湾物流に関するセミナーを開催したり、フィリピン政府に対して利用促進に関する働きかけを継続して行ったりするなどの取組を行ったとしている。

そこで、2港について、コンテナ貨物取扱量の実績を確認したところ、表2のとおり、コンテナ貨物取扱量^(注3)(TEU)の27年の実績は、増加がみられるものの、既に開港後の経過年数(以下「開港後年数」という。)が事業計画で設定された取扱目標値の開港後年数を超えているにもかかわらず、取扱目標値に対してバタンガス港で32.5%、スービック港で26.6%と依然として低いままとなっていた。

(注3) TEU Twenty-foot Equivalent Unit(20フィートコンテナ換算)。長さの異なる複数の大きさのコンテナの合計取扱量を計算するため、他の全てのコンテナを長さ6.1mのコンテナ(幅2.4m、高さ2.4m)に換算した場合のコンテナ個数の単位

表2 コンテナ貨物取扱量の実績等

(単位：TEU)

港湾名 (開港年)	取扱能力	取扱目標値 (開港後年数)	平成25年実績 (開港後年数) <実績/取扱目標値>	26年実績 (開港後年数) <実績/取扱目標値注(2)>	27年実績 (開港後年数) <実績/取扱目標値注(2)>
バタンガス港 (19年)	410,000	410,000 (4年目)	11,400 (7年目) <2.7%>	98,310 (8年目) <23.9%>	133,261 (9年目) <32.5%>
スービック港 注(1) (20、24年)	600,000	436,000 (2年目)	34,848 (2年目) <7.9%>	73,884 (3年目) <16.9%>	116,168 (4年目) <26.6%>
マニラ港(参考)	—	—	3,778,861	3,810,437	3,975,752

注(1) スービック港には、2ターミナルがあり、平成20年、24年に順次開業している。

注(2) 取扱目標値に対する実績の割合については、スービック港の26年実績及び27年実績は全ターミナル開業後2年目の取扱目標値に対する実績の割合を記載している。

一方、拡張が困難であるとされていたマニラ港では、コンテナバースが増設されるなどして、そのコンテナ貨物取扱量は継続して増加しており、事業の目的の一つである周辺の交通混雑等は解消されていなかった。

このような状況となっていたのは、上記マニラ港の拡張に加えて、マニラ港は、既に多数の航路が開設されていたり、コンテナ貨物の需要が発生するマニラ首都圏に所在していたりするなど2港に新規に整備されたコンテナターミナルに比べて海運会社や荷主等の港湾利用者(以下「港湾利用者」という。)にとって利点が多いことなどによると思料された。

このように、港湾利用者にとって、既存港が新規整備コンテナターミナルに比べて一般的に利点が多いことを踏まえると、新規整備コンテナターミナルで取り扱われるコンテナ貨物取扱量の需要予測に当たっては、港湾利用者の需要等や既存港の拡張可能性等について検討を十分に行う必要があった。

(改善を必要とする事態)

援助の効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア コトヌ零細漁港開発計画については、無償資金協力実施後に、魚の即売が多くなったことから、冷凍倉庫の需要が低下するなどしたことにもよるが、外務省において、事業実施機関が冷凍倉庫等の使用を停止していたのに相当期間が経過するまでその事実を把握しておらず、事実を把握した後においても、冷凍倉庫等の今後の活用方法等について検討するなどしていなかったこと
- イ 緊急給水計画については、機構において、事業実施機関から毎年提出されることとなっている使用状況報告書が提出されていないのに、事業実施機関に対して提出の督促を行っていないなど、調達機材の維持管理の状況を適切に把握していなかったこと
- ウ バクー市第2職業訓練校金属溶接科・木工科整備計画については、外務省において、事業計画策定時に、学生定員数の算定に当たり、教育省を通じて相手国における企業の職業訓練校出身者に対する需要を把握していなかったこと

- エ ゲンダール地区女性と子供の家建設計画及びサンレイ零細漁村女性と子供の地位向上プロジェクトについては、外務省及び機構において、事業計画策定時に、施設の持続的な運営管理についての具体的な検討を行っていなかったこと
- オ ティエス地方病院整備計画フォローアップ協力については、機構において、医療機材利用者等に対して、電圧が変化するなどの状況下で使用する医療機材について、停電発生時にプラグを抜くことなどを確実に行うことの必要性や重要性についての意識付けが徹底されておらず、過去の協力を通じて供与された医療機材に生じた故障に対して再発防止を確実に行うための指導を行うことへの理解が十分でなかったこと
- カ コンテナターミナル整備事業については、相手国において2港の利用促進に関する取組が十分でなかったなどの事情もあるが、機構において、2港で取り扱われることとなるコンテナ貨物取扱量の需要予測に当たって、港湾利用者の需要等やマニラ港の拡張可能性等の検討を十分に行うなどしていなかったこと

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア コトヌ零細漁港開発計画の事態を踏まえて、機構において、今後、無償資金協力で冷凍倉庫等の施設等を整備するに当たって、事業実施後、冷凍倉庫の需要が低下して事業実施機関が使用を停止するなどした際に、事業実施機関からその事実について速やかに報告を求めるとともに、冷凍倉庫等の今後の活用方法について検討するなどして、当該冷凍倉庫等が事業目的に沿って有効活用されるよう事業実施機関に適切な働きかけを行うこと
- イ 緊急給水計画については、機構において、事業実施機関に対して、調達機材の維持管理状況を把握する体制が機能するよう十分協議を行ったり、故障するなどして使用されていない調達機材について早急に修理するなどして有効に活用させるよう働きかけを行ったりするとともに、今後、無償資金協力を実施するに当たって、調達機材が持続的に維持管理され、有効活用されていることを使用状況報告書等により確認することとしている場合、それにより調達機材の維持管理の状況を適切に把握すること
- ウ バクー市第2職業訓練校金属溶接科・木工科整備計画については、外務省において、事業実施機関等に対して、第2訓練校の金属溶接科及び木工科の学生数を増加させるなど実習棟が有効に活用されるよう働きかけを行うとともに、今後、草の根無償で職業訓練校の実習棟の改修等を行う事業を実施するに当たって、教育省等の関係機関が企業からの需要を踏まえて職業訓練校の学生定員数を決定している場合、事業計画策定時に当該関係機関を通じて企業の需要を把握すること
- エ ゲンダール地区女性と子供の家建設計画及びサンレイ零細漁村女性と子供の地位向上プロジェクトについては、外務省及び機構において、「女性と子供の家」が女性と子供の地位及び生活の向上等に資するために有効活用されるよう、事業実施機関等に対して働きかけを十分に行うとともに、今後、草の根無償で施設を建設して、技術協力で当該施設を拠点とした職業訓練等の技術指導を実施するに当たって、事業計画策定時に施設の持続的な運営管理についての具体的な検討を十分に行うこと
- オ ティエス地方病院整備計画フォローアップ協力については、機構において、医療機材利用者等に対して、電圧が変化するなどの状況下で使用する医療機材について停電発生時にプラグを抜くことなどを確実に行うことの必要性や重要性についての意識付けを徹底する

など十分な指導を行うとともに、今後、フォローアップ協力を実施するに当たって、過去の無償資金協力等を通じて供与された医療機材が電圧変化の影響等により故障したため更新等を行う場合、医療機材利用者等に対して、過去の無償資金協力等における故障の教訓を踏まえた取扱いを確実にを行うための指導を行うこと

カ コンテナターミナル整備事業の事態を踏まえて、機構において、今後、有償資金協力を実施するに当たって、既存港を代替して補完するコンテナターミナルを整備する場合、港湾利用者の需要等や既存港の拡張可能性等についての検討を十分に行うなどして、新規整備コンテナターミナルで取り扱われることとなるコンテナ貨物取扱量の需要予測の検討を適切に行うこと

平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 政府開発援助の効果の発現について

(平成 26 年度決算検査報告 110、718 ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、国際社会の平和と発展に貢献することなどを目的として、開発途上地域の政府等に対する無償資金協力等の政府開発援助を実施している。しかし、無償資金協力において製氷施設の一部がほとんど使用されていなかったり、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)において、病院に整備した手術機材等の一部が使用されていなかったり、過去の類似事業で生じていた小学校建設等が完了していない事態に対する再発防止策が適切に実施されていなかったため、小学校で使用する机・椅子の一部が調達されていなかったりなどして援助の効果が十分に発現していない事態、草の根無償において、贈与資金が支払われたのに事業実施機関において事業が実施されず、援助の効果が全く発現していない事態及び技術協力において、供与した機材の一部が援助の目的どおりに使用されていない事態が見受けられた。

したがって、無償資金協力については、機構において、今後、無償資金協力の実施に当たり水産施設として製氷施設の能力を設計する場合、需要予測を裏付ける調査を十分に実施し、その妥当性を検討して設計に適切に反映させる必要がある。また、草の根無償については、外務省において、事業実施機関に対して事業効果の早期発現等に向けた働きかけなどを行うとともに、今後、病院に医療機材等を整備する場合、病院が提供可能な医療サービスの状況等について十分に確認したり、相手国において類似事業の援助の効果が十分に発現しない事態について再発防止策がある場合、これを確実に実施したり、過去に草の根無償による事業実績を有していない事業実施機関と贈与契約を締結する場合、当該事業実施機関に対して贈与資金を適正に使用することなどについての指導を十分に行ったりする必要がある。さらに、技術協力については、機構において、今後、相手国等が過去の無償資金協力等を通じて設置した機材の撤去作業及び供与した機材の設置作業を行う場合、現地確認を行うなどして機材の更新が確実に行われるか確認を行う必要がある。については、援助の効果が十分に発現するよう、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成 27 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 無償資金協力について、機構は、28年6月に関係部署に対して通知を発して、水産施設として製氷施設の能力を設計する場合、需要予測を裏付ける調査を十分に実施し、その妥当性を検討して設計に適切に反映させることとした。
- イ 草の根無償について、外務省は、事業実施機関等に対して整備した機材等に関する事業効果の早期発現等について働きかけを行うなどした結果、手術機材等が使用できるようになったり、机・椅子の調達等が行われたり、贈与資金が返還されたりしていた。また、外務省は、28年6月に在外公館に対して通知を発して、病院に医療機材等を整備する場合、病院が提供可能な医療サービスの状況等について十分に確認したり、相手国において類似事業の援助の効果が十分に発現しない事態について再発防止策がある場合、これを確実に実施したり、過去に草の根無償による事業実績を有していない事業実施機関と贈与契約を締結する場合、当該事業実施機関に対して贈与資金を適正に使用することなどについての指導を十分に行ったりすることについて周知するなどした。
- ウ 技術協力について、機構は、28年6月に関係部署に対して通知を発して、過去の無償資金協力等を通じて設置した機材の更新等を内容とするフォローアップ協力を実施するに当たって、相手国等が既存の機材の撤去作業及び供与した機材の設置作業を行う場合、現地確認を行うなどして機材の更新が確実にされるか確認を行うこととした。

(2) 債務救済無償資金協力で贈与した資金等の使用状況及び使途報告書の提出状況について

(平成26年度決算検査報告117ページ参照)

1 本院が表示した意見

我が国は、昭和52年度以前に実施した円借款の返済が困難となっている国に対して、原則、返済額と同額の無償資金(以下「資金」という。)を贈与すること(以下「債務救済無償資金協力」という。)による債務救済措置を採用し、外務省は、53年度から平成14年度までの間に債務救済無償資金協力の対象となる国(以下「被援助国」という。)30か国に対して実施していたが、14年度末に債務救済無償資金協力を廃止した。債務救済無償資金協力の実施に当たっては、被援助国との間で資金の贈与に関する合意文書を締結するなどしており、被援助国は、その合意に基づき、贈与の対象について、調達の対象を列挙した一覧表に掲げられた生産物及び同生産物に付随する役務の購入に必要な支払、並びに両国が合意するその他の支払(以下、これらの支払の原因となる行為を合わせて「生産物の購入等」という。)のために使用すること、我が国の銀行に資金の受入れ及び生産物の購入等に係る代金の支払に限定された被援助国名義の口座を開設すること(以下、生産物の購入等のために預金された資金及び預金に伴い発生した利子を合わせて「資金等」という。)、資金等を全て使用した場合等には、遅滞なく当該取引についての報告書面(以下「使途報告書」という。)により報告することなどとなっている。また、外務省は、26年9月以降、被援助国との間で贈与後使用されていない資金等(以下「未使用資金」という。)を被援助国内に所在する銀行の口座(以下「現地口座」と

いう。)に送金した上で被援助国が直接支払を行う方法に変更(以下「支払方法の変更」という。)している。しかし、我が国が資金を贈与した後、長期にわたり生産物の購入等のための資金等が使用されないままの状態になっている事態、2被援助国において支払方法の変更後に現地口座へ送金された資金等について、外務省が現地口座における未使用資金の残高を適時に把握しておらず、その残高に応じた適切な対応が困難となっている事態及び長期にわたり使途報告書の提出が遅滞していて、資金の使途を確認できていない事態が見受けられた。

したがって、外務本省において、未使用資金を保有している被援助国に対して資金等の早期使用に向けたより実効性のある働きかけを行える体制を整備したり、2被援助国において支払方法の変更後に現地口座に送金された未使用資金について、被援助国の実情も踏まえつつ必要に応じて随時その残高等に係る情報を把握する体制を整備した上で、その実施を2被援助国を管轄する在外公館に対して指示するとともに、今後、当該指示を他の在外公館に対しても同様に周知したり、使途報告書の遅滞のない提出及び資金等の使途の確認につながる働きかけを行える体制を整備したりするよう、外務大臣に対して27年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年11月に在外公館に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 未使用資金を保有している被援助国に対して、他の被援助国における生産物の購入等の実施事例を紹介するなどするよう該当する在外公館に周知することにより、資金等の早期使用に向けた働きかけを行える体制を整備した。
- イ 支払方法の変更後に現地口座に未使用資金が送金された2被援助国に対して、6か月ごとに中間報告書を提出したり、必要に応じて随時報告を行ったりするよう申入れを行うことについて2被援助国を管轄する在外公館に指示することにより、2被援助国の未使用資金の残高等に係る情報を把握する体制を整備した上で、これらの情報を把握していた。また、2被援助国以外の被援助国に対しても、今後、現地口座に送金される未使用資金について同様に申入れを行うことについて該当する在外公館に周知した。
- ウ 生産物の購入等を実施した後、長期にわたり使途報告書の提出が遅滞している被援助国においては、可能な範囲で所要の事項を記入して提出することができるよう、また、生産物の購入等が未実施の被援助国においても、その実施後、遅滞なく提出することができるよう、報告項目や必要となる添付資料等を示した使途報告書の様式を定めるとともに、被援助国に対して使途報告書を提出するよう申入れを行うことについて該当する在外公館に周知することにより、使途報告書の遅滞のない提出及び資金等の使途の確認につながる働きかけを行える体制を整備した。

第7 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(19) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	38	税務署	
納 税 者	59	人	
徴収過不足額	徴収不足額	274,925,806 円(平成 22 年度～27 年度)	
	徴収過大額	1,550,300 円(平成 25、26 両年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 27 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 72 兆 8964 億余円となっている。このうち源泉所得税は 1449 億余円、源泉所得税及復興特別所得税^(注1)は 17 兆 8083 億余円(以下、源泉所得税と源泉所得税及復興特別所得税とを合わせて「源泉所得税」という。)、申告所得税は 861 億余円、申告所得税及復興特別所得税は 3 兆 2388 億余円(以下、申告所得税と申告所得税及復興特別所得税とを合わせて「申告所得税」という。)、法人税は 12 兆 2847 億余円、相続税・贈与税は 2 兆 1030 億余円、消費税及地方消費税は 28 兆 0533 億余円となっていて、これら各税の合計額は 63 兆 7193 億余円となり、全体の 87.4% を占めている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)に基づくものであり、平成 25 年 1 月から 49 年 12 月までの 25 年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の 2.1% 相当額を上乗せする形で課税するもの

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着目して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 11 国税局等及び 68 税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行った。

そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、38 税務署において、納税者 59 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、61 事項計 274,925,806 円(22 年度から 27 年度まで)不足していたり、2 事項計 1,550,300 円(25、26 両年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収過不足額等

税目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
源泉所得税	1	2,292,006 ^円	—	— ^円
申告所得税	22	38,727,200	—	—
法人税	25	193,303,700	1	△ 910,300
相続税・贈与税	4	20,195,600	—	—
消費税	5	7,703,000	1	△ 640,000
復興特別法人税	4	12,704,300	—	—
計	61	274,925,806	2	△ 1,550,300

(注) 復興特別法人税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づくものであり、原則として、平成 24 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度において、法人税額の 10% 相当額を課税するもの

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の 38 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この 63 事項のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が 1 事項あった。これは、配当に関する事態である。

配当の支払者は、支払の際に、源泉所得税を徴収して法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっており、法定納期限までに納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。また、自己株式の取得(市場取引による取得等を除く。)に際し、その対価として金銭等を交付した場合、当該株式に対応する資本金等の額を超える部分の金額は、配当とみなされることとなっている。

この配当に関して、自己株式の取得による配当とみなされる金額について、法定納期限を経過した後も長期間にわたって源泉所得税が納付されていないのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、納税の告知をしておらず徴収不足になっていた事態が1事項2,292,006円あった。

イ 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足になっていた事態が22事項あった。この内訳は、譲渡所得に関する事態が13事項、不動産所得に関する事態が5事項及びその他に関する事態が4事項である。

(ア) 譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を、当該資産の譲渡による利益の金額を超えない範囲で取得費に加算する特例の規定を適用できることとなっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が13事項計17,115,000円あった。その主な内容は、取得費に加算できる相続税額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

<事例1> 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の規定の適用を誤っていた事態

納税者Aは、平成25年分の申告に当たり、譲渡した2筆の土地に係る譲渡所得の計算において、当該2筆の土地が相続により取得したものであるとして、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の規定を適用し、相続税額のうち所定の方法により計算した金額39,314,408円を譲渡した土地の取得費に加算するなどして、譲渡所得の金額はないとしていた。

しかし、納税者Aの申告書等によれば、譲渡した2筆の土地のうち、1筆の土地は相続する前から所有しており、この1筆の土地については譲渡所得の計算において上記特例の規定を適用できないため、譲渡所得の金額が22,019,435円過小となっていたのに、これを見過ごしたため、申告所得税額3,372,200円が徴収不足になっていた。

(イ) 不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が有する減価償却資産の償却費として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産について取得日等に応じて定められた償却の方法に基づいて計算した金額とすることとなっている。

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計12,971,600円あった。その主な内容は、減価償却資産の償却費の計算を誤って必要経費の額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、事業所得等に関して、徴収不足になっていた事態が4事項計8,640,600円あった。

ウ 法人税

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が26事項あった。この内訳は、法人税額の特別控除に関する事態が11事項、受取配当等の益金不算入に関する事態が5事項及びその他に関する事態が10事項である。

(ア) 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額の算定に当たり、法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。このうち、青色申告書を提出する資本金又は出資金の額が3000万円以下の中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)は、特定の機械等を取得して事業の用に供した場合、その事業年度において、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額を限度として、取得価額に一定の割合を乗じた金額を法人税額から控除できることなどとなっている。

また、青色申告書を提出する法人は、損金の額に算入した試験研究費の額がある場合、当該事業年度の法人税額の100分の20相当額等又は試験研究費の額に一定の割合を乗じた金額(以下「税額控除限度額」という。)のいずれか少ない金額を法人税額から控除できることとなっている。そして、前事業年度の税額控除限度額のうち前事業年度において控除できなかった金額があるときには、当該事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合において、当該事業年度に繰り越して控除できることなどとなっている。

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が11事項計22,578,300円あった。その主な内容は、次のとおりである。

- a 資本金の額が3000万円を超えていて特定中小企業者等に該当しない法人が、特定中小企業者等が機械等を取得して事業の用に供した場合の法人税額の特別控除を行っているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた。
- b 当該事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていない法人が、前事業年度の税額控除限度額のうち前事業年度において控除できなかった金額を当該事業年度の法人税額から誤って控除しているのに、これを見過ごしたため、法人税額を過小のままとしていた。

<事例2> 試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定の適用を誤っていた事態

B会社は、平成24年4月から25年3月までの事業年度分の申告に当たり、試験研究費に係る法人税額の特別控除の規定を適用して、当該事業年度の税額控除限度額9,639,249円と前事業年度の税額控除限度額のうち前事業年度において控除できなかった金額4,819,624円との合計額14,458,873円を法人税額から控除していた。

しかし、B会社の申告書の試験研究費に関する資料によれば、当該事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超えていないことから、前事業年度の税額控除限度額のうち前事業年度において控除できなかった金額については上記特別控除の規定を適用できず、当該事業年度の法人税額から誤って控除していたのに、これを見過ごしたため、法人税額4,819,700円が徴収不足になっていた。

(イ) 受取配当等の益金不算入に関する事態

法人が内国法人から受ける配当等の金額、証券投資信託の収益の分配金のうち内国法人から受ける配当等から成る部分の金額等については、所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金、不動産投資信託の収益の分配金等については、その全額が益金不算入の対象とならないこととなっている。

この受取配当等の益金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計10,112,800円あった。その主な内容は、受取配当等の益金不算入の対象とならない特定外貨建等証券投資信託の収益の分配金、不動産投資信託の収益の分配金等を受取配当等の益金不算入額としているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていたものである。

〈事例3〉 受取配当等の益金不算入の対象とならない不動産投資信託の収益の分配金等を受取配当等の益金不算入額としていた事態

C会社は、平成25年4月から26年3月までの事業年度分の申告に当たり、内国法人から受ける配当等について受取配当等の益金不算入に関する規定を適用して、受取配当等の益金不算入額を29,777,678円と計算していた。

しかし、受取配当等の益金不算入額に含まれていた不動産投資信託の収益の分配金は、その全額が受取配当等の益金不算入の対象とならないなどのため、当該事業年度分の所得の金額が過小となっていたのに、これを見過ごしたため、法人税額6,068,500円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、役員給与の損金不算入等に関して、徴収不足になっていた事態が9事項計160,612,600円、徴収過大になっていた事態が1事項910,300円あった。

エ 相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていた事態が4事項あった。この内訳は、相続税額の加算に関する事態が1事項、贈与税の非課税の特例に関する事態が1事項及びその他に関する事態が相続税について2事項である。

(ア) 相続税額の加算に関する事態

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっている。そして、財産を取得した者が被相続人の一親等の血族(養子を含む。)及び配偶者以外の者である場合の相続税額は、所定の方法により計算した金額にその100分の20に相当する金額を加算するなどした金額とすることとなっている。ただし、被相続人の孫が養子となっている場合は、当該養子は相続税額の計算に当たっては一親等の血族に含まないものとする事となっている。

この相続税額の加算に関して、相続により財産を取得した者が被相続人の養子となった孫であるため、相続税額を加算する必要があるのに、これを見過ごしたため、相続税額を過小のままとしており徴収不足になっていた事態が1事項2,268,500円あった。

(イ) 贈与税の非課税の特例に関する事態

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産^(注2)に対して贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産が住宅取得等資金であり、直系尊属から贈与を受けたものであるなどの要件を満たす場合には、当該住宅取得等資金のうち

一定の額までの金額を贈与税の課税価格に算入しないこととなっている。

この住宅取得等資金に係る贈与税の非課税の特例に関して、贈与をした者が納税者の直系尊属に該当しないにもかかわらず誤って住宅取得等資金の特例の規定を適用しているのに、これを見過ごしたため、贈与税の課税価格を過小のままとしており徴収不足になっていた事態が1事項530,000円あった。

(注2) 住宅取得等資金 自己の居住の用に供する家屋の新築若しくは取得又は自己の居住の用に供している家屋の増改築等の対価に充てるための金銭

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、有価証券の価額等に関して、相続税が徴収不足になっていた事態が2事項計17,397,100円あった。

オ 消費税

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が6事項あった。この内訳は、課税売上高の計上に関する事態が3事項及びその他に関する事態が3事項である。

(ア) 課税売上高の計上に関する事態

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計3,233,400円あった。その内容は、事業者が事業用建物を譲渡しているのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、課税売上高を過小のままとしていたものである。

(イ) その他に関する事態

(ア)のほか、課税仕入れに係る消費税額の控除等に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計4,469,600円、徴収過大になっていた事態が1事項640,000円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局別に示すと次のとおりである。

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税		消費税		復興特別法人税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	1					1	1,432							1	1,432
仙台国税局	2			1	555					1	2,631			2	3,186
関東信越国税局	4	1	2,292	1	931	3	2,360			1	559			6	6,143
東京国税局	19			18	31,305	12	59,225	3	19,665	2	2,673	1	534	36	113,404
金沢国税局	1			1	3,249	1	△ 910			1	△ 640			2	△ 1,550
名古屋国税局	6					5	123,369			1	1,837	3	12,170	9	137,377
大阪国税局	1					1	675							1	675
広島国税局	1					1	796							1	796
福岡国税局	1					1	4,819							1	4,819
熊本国税局	2			1	2,685	1	624	1	530					3	3,839
計	38	1	2,292	22	38,727	25	193,303	4	20,195	5	7,703	4	12,704	61	274,925
						1	△ 910			1	△ 640			2	△ 1,550

第8 文部科学省

不 当 事 項

役 務

- (20) 2020 ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト事業の委託に当たり、再委託費算定における収入の取扱いが適正に行われていなかったため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)スポーツ振興費
部 局 等	文部科学本省(平成 27 年 10 月 1 日以降はスポーツ庁)
契 約 名	2020 ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト(ジュニア競技者の育成・強化)
契 約 の 概 要	国内合宿、海外遠征等を実施し、各競技のターゲットエイジの育成・強化を行うもの
契 約 の 相 手 方	公益財団法人日本オリンピック委員会
契 約	平成 26 年 4 月 随意契約
支 払 額	603,819,352 円(平成 26 年度)
過大となっていた支払額	4,571,883 円(平成 26 年度)

1 委託事業等の概要

(1) 委託事業の概要

文部科学本省(平成 27 年 10 月 1 日以降はスポーツ庁。以下「本省」という。)は、開催地が東京に決定した 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功には日本選手団の活躍が不可欠であることから、当該年に活躍する年代の競技者を計画的に発掘・育成・強化することが必要であるとして、2020 ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト(ジュニア競技者の育成・強化)事業を実施している。この事業は、国内合宿、海外遠征等を実施し、各競技のターゲットエイジの育成・強化を確実に行うことをその内容としており、本省は、26 年 4 月に、企画競争による随意契約により公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)に事業の実施を委託している(以下、この委託により JOC が実施する事業を「委託事業」という。)

委託契約書によれば、JOC は、「2020 ターゲットエイジ育成・強化プロジェクト委託要項」(平成 26 年 2 月スポーツ・青少年局長決定)等に基づき委託事業を実施しなければならないとされており、この要項において、委託費の対象は、人件費、一般管理費、再委託費等の委託事業に要する経費とすることとなっている。そして、本省は、委託事業の完了に伴い JOC から提出された委託事業完了報告書を審査するなどした上で、603,819,352 円の委託費を JOC に支払っている。

(2) 再委託事業の概要

JOC は、委託事業のうちジュニア競技者の強化合宿等の育成・強化活動の実施を、JOC に加盟する競技団体(以下「スポーツ団体」という。)に再委託することとして(以下、この再

委託によりスポーツ団体が実施する事業を「再委託事業」という。)、27 スポーツ団体との間で再委託契約を締結している。

再委託契約書において、再委託費の総額が定められており、JOCは、再委託事業の終了後に各スポーツ団体から提出された事業実施報告書を精査するなどして再委託費の額を確定し、各スポーツ団体にこれを支払っている。

(3) 対象経費等の概要

再委託費の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、JOCが本省から民間スポーツ振興費等補助金の交付を受けて実施する選手強化事業のために定めた「平成26年度選手強化NF事業(国庫補助事業)要項」(以下「NF事業要項」という。)に準ずることとなっており、渡航費、滞在費等の費目がその対象となる。また、再委託事業の実施に係る収入の取扱いについて、用途が特定の費目に指定・限定されている収入の場合は、該当費目の支出額から当該収入額を差し引いて対象経費を算出することとなり、用途が特定の費目に指定・限定されていない収入の場合は、原則として、対象経費の総額から当該収入額を差し引いて再委託費を算定することとなる。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託費が適正に算定されているかなどに着眼して、本省が26年度にJOCに支払った前記の委託費603,819,352円を対象に、本省及びJOCにおいて、委託事業に係る委託事業完了報告書、再委託事業に係る事業実施報告書等を確認するとともに、JOCに対して各スポーツ団体における再委託事業の実施に係る収入に関する調書の作成及び提出を求めるなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

JOCが再委託契約を締結した27スポーツ団体のうち6スポーツ団体^(注)は、26年度に実施した再委託事業計16件において、合宿参加者等から用途が特定の費目に指定・限定されていない収入として負担金計4,571,883円を徴収していた。しかし、6スポーツ団体は、この収入について、NF事業要項に準じた前記の取扱いをせずに、収入として計上しなかったり、対象経費の総額からではなく再委託費の対象とならない経費から当該収入額を差し引いたりして、再委託費を算定し、これにより事業実施報告書をJOCに提出していた。JOCは、これらの事業実施報告書に基づき6スポーツ団体に対して再委託費計60,175,295円を支払うとともに、これらの再委託費の額等に基づいて委託事業完了報告書を本省に提出していた。そして、本省は、この委託事業完了報告書に基づきJOCに対して委託費603,819,352円を支払っていた。

(注) 6スポーツ団体 公益社団法人日本ボート協会、公益財団法人日本体操協会、公益社団法人日本馬術連盟、公益財団法人日本バドミントン協会、公益社団法人全日本アーチェリー連盟、一般社団法人全日本テコンドー協会(平成26年6月30日以前は公益財団法人全日本テコンドー協会)

したがって、上記の収入額を対象経費の総額から減じて6スポーツ団体に対する適正な再委託費の額を算定すると、表のとおり計55,603,412円となり、本省がJOCに対して支払うべき適正な委託費は599,247,469円となることから、前記の委託費603,819,352円との差額4,571,883円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、JOCにおいて6スポーツ団体から提出された事業実施報告書に対する審査及び確認が十分でなかったこと、本省においてJOCから提出された委託事業完了報告書に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

表 6 スポーツ団体に対する適正な再委託費等

スポーツ団体名	再委託事業数	再委託費 (対象経費の総額) (A)	NF事業要項に準じた取扱いをしていなかった収入額 (B)	適正な再委託費 (A) - (B)
公益社団法人 日本ボート協会	4件	12,813,150円	1,699,000円	11,114,150円
公益財団法人 日本体操協会	4件	15,586,052円	663,100円	14,922,952円
公益社団法人 日本馬術連盟	1件	3,507,403円	250,000円	3,257,403円
公益財団法人 日本バドミントン協会	1件	2,983,810円	390,000円	2,593,810円
公益社団法人 全日本アーチェリー連盟	3件	12,921,251円	1,125,000円	11,796,251円
一般社団法人 全日本テコンドー協会	3件	12,363,629円	444,783円	11,918,846円
6スポーツ団体計	16件	60,175,295円	4,571,883円	55,603,412円

補助金

- (21) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
- (43)

会計名及び科目	一般会計	(組織)文部科学本省	(項)初等中等教育等振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費
		(組織)文化庁	(項)文化振興費 (項)文化財保存事業費
		東日本大震災復興特別会計	
		(組織)文部科学本省	(項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費
部局等	文部科学本省、文化庁、13県		
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)等、予算補助		
補助事業者等(事業主体)	県4、市9、町4、学校法人5、団体1、計23補助事業者等		
国庫補助金等	学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金等		
上記の国庫補助金等交付額の合計	133,412,329,680円		

不当と認める国
庫補助金等交付
額の合計

328,206,980 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、27 都府県、384 市区町村、1 一部事務組合、27 国立大学法人等、119 学校法人等、9 宗教法人、31 公益財団法人等及び171 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、4 県、13 市町、5 学校法人、1 団体、計 23 事業主体が学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金等 328,206,980 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 5,895,456 円

公立高等学校授業料不徴収交付金(以下「交付金」という。)は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成 22 年法律第 18 号)等に基づき、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、同法及び「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令」(平成 22 年政令第 112 号)によれば、同法の「公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。」との規定の適用がないとしたならば、地方公共団体が徴収することとなる年間の授業料を基礎として算定する額(以下「年間授業料相当額」という。)に相当する金額とされている。そして、年間授業料相当額については、当該地方公共団体に係る公立高等学校に当該年度の 10 月 1 日に在学する生徒の数を公立高等学校基礎授業料月額^(注1)の 12 倍に相当する額に乗ずるなどして算定することとされている。また、文部科学省は、事務連絡等において、交付金の算定対象となる生徒の数には、10 月 1 日現在で休学している生徒のうち、既に標準修業年限^(注2)を超過している生徒及び今後標準修業年限の超過が見込まれる生徒の数を含まないこととしている。

(注 1) 公立高等学校 地方公共団体が設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部

(注 2) 標準修業年限 入学から卒業までに要する標準的な年限で、交付金の算定においては、全日制の公立高等学校では 3 年、定時制及び通信制の公立高等学校では 4 年以内とすることとなっている。

本院が、交付金の算定等について、8 府県及び 1 市において会計実地検査を行ったところ、1 県において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	年間授業料 相当額	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める年間 授業料相 当額	不当と認 める交付 金交付額	摘 要
(21) 福井県	福井県	22, 23, 25, 26	千円 6,722,690	千円 6,722,690	千円 5,895	千円 5,895	交付金の算定対象とならない生徒を含めるなどしていたもの

福井県は、同県が設置する公立高等学校に10月1日に在学する生徒のうち交付金の算定対象となる生徒の数を平成22年度18,805人、23年度18,577人、25年度17,780人、26年度11,710人として、これらに係る年間授業料相当額を22年度1,926,057,277円、23年度1,879,968,093円、25年度1,765,642,268円、26年度1,151,023,212円、計6,722,690,850円と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同県が交付金の算定対象とした上記生徒の数には、①10月1日現在で休学している生徒のうち、既に標準修業年限を超過している生徒、及び②10月1日現在で休学している生徒のうち、出席日数の不足により当該年度末での卒業が見込めないなどの理由から標準修業年限の超過が確実に見込まれる生徒が、22年度67人、23年度19人、25年度21人、26年度25人、計132人含まれていた。一方で、交付金の算定対象とした上記生徒の数には、③10月1日現在で休学していない生徒であって算定対象として含まれるべき生徒が、25年度1人、26年度1人、計2人含まれていなかった。

したがって、上記①及び②の生徒数を交付金の算定対象となる生徒の数から除外し、また、交付金の算定対象となる生徒の数に上記③の生徒数を加えて適正な交付金の交付額を算定すると、22年度1,923,088,415円、23年度1,878,746,590円、25年度1,764,778,281円、26年度1,150,182,108円となることから、22年度2,968,862円、23年度1,221,503円、25年度863,987円、26年度841,104円、計5,895,456円の交付金が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、交付金の算定対象となる生徒の数についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 9,770,618円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。))並びに特別支援学校の小学部及び中学部に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成16年政令第157号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の3分の1となっている。

算定総額は、限度政令に基づき、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

このうち、算定基礎定数は、当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)等に基づき、学級数等を基礎として算定し

た数に、教職員が教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)に定める指導改善研修を受けているなどの特別な事情を考慮して文部科学大臣が定める数(以下「加配定数」という。)を加えることにより算定した教職員の定数に、同日現在の「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」(昭和30年法律第125号)により臨時的に任用される者(以下「産休代替教職員」という。)等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

本院が、22府県において会計実地検査を行ったところ、3県において、算定基礎定数の算定に当たり、誤って、当該年度の5月1日現在において産休代替教職員に該当していなかった者を含めたり、当初予定していた指導改善研修を受けていなかった教職員に係る加配定数を含めたりしていたため、負担金計9,770,618円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3県において、算定基礎定数の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

広島県は、平成25年度において、教職員の算定基礎定数を小中学校15,133人とし、算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に33,564,005,058円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、上記算定基礎定数の算定に当たり、誤って、当該年度の5月1日現在において産休代替教職員に該当していなかった者3人を含めていた。

したがって、適正な算定基礎定数を算定すると15,130人となり、これに基づき適正な負担金の額を算定すると33,557,968,920円となることから、負担金6,036,138円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額 千円	左に対する 負担金 交付額 千円	不当と認める 算定 総額 千円	不当と認める 負担 金交付額 千円	摘要
(22)	愛知県 愛知県	25	232,436,372	77,478,790	5,086	1,695	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの
(23)	広島県 広島県	25	100,700,649	33,564,005	18,108	6,036	同
(24)	徳島県 徳島県	25	34,418,893	11,472,336	6,116	2,038	同
(22)-(24)の計			367,555,915	122,515,132	29,311	9,770	

(3) 私立大学等研究設備整備費等補助金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 2,234,000円

私立大学等研究設備整備費等補助金は、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和32年法律第18号)等に基づき、私立大学における学術の研究を促進することなどを目的として、私立大学の研究設備の整備に要する経費等の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、同法等によれば、研究設備については、設備の購入に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の3分の2以内の額とすることとされている。そして、保守管理料、消耗品費及びソフトウェア(設備と一体不可分であり、かつ、経費を区分できないものを除く。)の整備に係る経費は、補助の対象とならないこととされている。

本院が、26学校法人において会計実地検査を行ったところ、2学校法人において、補助の対象とならないソフトウェアの整備に係る経費等を補助対象経費に含めていたため、国庫補助金計2,234,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2学校法人において補助対象経費についての理解が十分でな

かったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人聖マリアンナ医科大学は、平成24年度に実施した「体細胞変異・遺伝子異常解析装置」の整備に係る経費を対象として、補助対象経費を22,374,000円(国庫補助金10,224,000円)と算定していた。

しかし、同法人は、補助の対象とならない保守管理料313,068円、消耗品費402,245円及びソフトウェアの整備に係る経費1,930,030円を補助対象経費に含めていた。

したがって、これらを除外して適正な補助対象経費を算定すると、19,728,657円(国庫補助金9,014,000円)となり、国庫補助金1,210,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象経費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
(25) 文部科学本省	学校法人早稲田大学	心臓リハビリシステム	27	17,496	11,662	1,534	1,024	補助の対象とならないソフトウェアの整備に係る経費を補助対象経費に含めていたもの(早稲田大学)
(26) 同	学校法人聖マリアンナ医科大学	体細胞変異・遺伝子異常解析装置	24	22,374	10,224	2,645	1,210	補助の対象とならないソフトウェアの整備に係る経費等を補助対象経費に含めていたもの(聖マリアンナ医科大学)
(25)(26)の計				39,870	21,886	4,180	2,234	

(4) 私立学校施設整備費補助金(教育装置)が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 25,121,000円

私立学校施設整備費補助金(教育装置)は、私立大学等の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、学校法人等に対して、教育装置の整備等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))交付要綱(昭和58年文部大臣裁定)等によれば、私立大学における教育装置については、装置の購入や設置工事に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内の額とすることとされている。そして、当該教育装置を設置するために必要な工事費以外の経費及びソフトウェア(装置等と一体不可分であり、かつ、経費を区分できないものを除く。)の整備に係る経費は、補助の対象とならないこととされている。また、平成24年度当初予算以前の予算に係る補助金の交付については、補助対象経費が4000万円以上であることが要件とされていることから、下限額(4000万円)未満の場合は補助の対象とならないこととされている。

本院が、24学校法人において会計実地検査を行ったところ、2学校法人において、補助の対象とならない当該教育装置を設置するために必要な工事費以外の経費やソフトウェアの整備に係る経費を補

助対象経費に含めていたことなどのため、国庫補助金計 25,121,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 学校法人において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

学校法人東京電機大学は、平成 24 年度当初予算に係る事業として同年度に、教育装置「次世代建築設計教育支援システム」の整備を実施しており、パソコン、3D プリンター等の教育装置の購入、教育装置の設置等に必要教室の配線工事、システム調整等に係る経費を対象として、補助対象経費を 58,800,000 円(国庫補助金 23,689,000 円)と算定していた。

しかし、同法人は、補助の対象とならない当該教育装置を設置するために必要な工事費以外のシステム調整等に係る経費 2,572,500 円及びソフトウェアの整備に係る経費 34,440,000 円を補助対象経費に含めていた。

したがって、これらを除外すると、補助対象経費が 4000 万円未満となることから、本件補助事業は補助の対象とならず、国庫補助金 23,689,000 円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	事業主体	補助事業	年度	補助対象経費 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象経費 千円	不当と認める国庫補助金 千円	摘要
(27) 文部科学本省	学校法人東京電機大学	次世代建築設計教育支援システム	24	58,800	23,689	58,800	23,689	補助の対象とならないソフトウェアの整備に係る経費等を除外すると補助対象経費が交付要件の下限額未満となるもの(東京電機大学)
(28) 同	学校法人大阪医科大学	PBLチュートリアル教育と臨床技能実習充実のためのハードウェアの整備(アウトカム基盤型教育実施のための設備)	25	39,702	19,851	2,864	1,432	補助の対象とならないソフトウェアの整備に係る経費を補助対象経費に含めていたもの(大阪医科大学)
(27)(28)の計				98,502	43,540	61,664	25,121	

(5) 文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,358,606 円

文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)は、文化芸術活動を活性化させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築、ひいては地域の活性化を促すことを目的として、国が地方公共団体の企画する優れた文化芸術の創造発信事業に対して補助するものである。

文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)交付要綱(平成 24 年文化庁長官決定)等によれば、この補助金の交付額は、補助金の交付の対象となる音楽、演劇、舞踊等を中心とした地域振興のための事業を実施する上で必要な出演費、舞台費、委託費等のうち文化庁長官が認める経費

(以下「補助対象経費」という。)の2分の1以内の額とすることとされている。そして、飲食に係る経費等は、補助対象とならない経費とすることとされている。また、平成26年度の補助金交付の対象となる事業期間(以下「補助事業期間」という。)は、26年4月1日から27年3月31日までの間とすることとされている。

本院が、8府県及び11市町において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(29) 文化庁	横浜市 東アジア文化都市 2014 横浜	26	310,632	155,316	2,717	1,358	補助対象とならない食事代及び補助事業期間の前年度に実施した業務に係る経費を補助対象経費に含めていたもの

横浜市は、平成26年度に、東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を図ることなどを目的とし、様々な文化芸術イベント等を実施する「東アジア文化都市2014横浜」事業に関連する経費310,632,994円を補助対象経費として、補助対象経費の2分の1に相当する額の国庫補助金155,316,497円の交付を受けていた。

しかし、同市は、補助対象とならない文化芸術イベント参加者に対する食事代1,165,212円及び補助事業期間の前年度に実施した業務に係る経費1,552,000円、計2,717,212円を補助対象経費に含めていた。

したがって、上記の補助対象とならない経費を除いて適正な補助対象経費を算定すると307,915,782円となり、これに対する国庫補助金の額は153,957,891円となることから、前記の国庫補助金交付額155,316,497円との差額1,358,606円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において補助対象経費の範囲についての確認が十分でなかったこと、文化庁において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 5,027,300円

文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)(以下「補助金」という。)は、地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的として、市町村等が策定する実施計画に基づき官民が一体となって取り組むなどして実施される地域の文化遺産の情報発信、普及啓発、継承等の事業に対して国が補助するものである。

文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)交付要綱(平成25年文化庁長官決定)等によれば、補助事業者は、地域の文化遺産の所有者、保護団体等によって構成される実行委員会等とすることとされている。そして、補助金の交付額は、予算の範囲内において定額とすることとされており、その補助対象経費は、地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するための映像、パンフレット等の制作等に係る委託費、請負費等の経費とすることとされている。

また、平成26年度の補助金交付の対象となる事業期間(以下「補助事業期間」という。)は、26年4月1日から27年3月31日までの間とされており、補助事業期間外の期間に実施した事業に係る経費は、補助の対象とならないこととされている。

本院が、132補助事業者において会計実地検査を行ったところ、1補助事業者において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象経費)	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認める 補助対象経費	不当と認める 国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(30) 文化庁	天龍村霜月 神楽等資産 化実行委員 会 (長野県下 伊那郡天龍 村) (事業主体)	天龍村霜月 神楽等 資産化	26	6,994 (6,186)	6,186	5,027	5,027	補助事業期間経過後に納品された成果品に係る経費を補助対象経費に含めていたもの

天龍村霜月神楽等資産化実行委員会は、平成26年度に実施した補助事業において、長野県下伊那郡天龍村の霜月神楽等の祭りについての調査、記録映像の作成等を事業費6,994,972円で実施しており、このうち6,186,592円を補助対象経費として実績報告書を提出し、同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、同実行委員会は、26年度に業者に発注した記録映像の作成業務(4,284,800円)及び調査報告書の作成業務(742,500円)に係る成果品が、翌年度の27年10月15日及び11月10日に納品されていたにもかかわらず、それぞれ実際の納品日より前の日付である同年3月25日及び3月30日を納品日とする事実と異なる納品書等に基づき、補助事業期間中に成果品が納品されたこととして、上記の業務に係る経費計5,027,300円を補助対象経費に含めていた。

したがって、上記補助の対象とならない経費計5,027,300円を除いて適正な補助対象経費を算定すると1,159,292円となり、これに対する補助金は1,159,292円となることから、前記の補助金6,186,592円との差額5,027,300円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同実行委員会において適正な会計経理を行うことの認識が欠けていたこと、文化庁において補助金の適正な執行についての周知徹底が十分でなかったこと、実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの

12件 不当と認める国庫補助金 273,802,000円

学校施設環境改善交付金(以下「交付金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に關する法律」(昭和33年法律第81号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年文部科学大臣裁定)等によれば、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗ずるなどして得た額(以下「算定後配分基礎額」という。)の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」という。)を算定し

て、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとされている。

本院が、17府県及び294市町村等、計311地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、9県の12市町において、配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定するなどしたり、前年度の事業の交付対象工事費に既に計上していた工事費を当年度の事業の交付対象工事費に重複して計上するなどしたり、適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定したりするなどしていたため、交付金計273,802,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、12市町において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、9県において12市町から提出された実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定するなどしていた事態

交付対象事業のうち、不適格改築事業、構造上危険な状態にある建物の改築等事業(以下「危険改築事業」といい、不適格改築事業と合わせて「改築事業」という。)及び幼稚園の園舎の新增築事業に係る配分基礎面積は、事業を行う年度の5月1日における当該学校の学級数等に応じて計算される面積に基づくなどして算定することとなっている。

そして、「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の様式について」(平成23年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)等によれば、事業全体面積のうち配分基礎面積を交付対象面積とすること及び事業全体面積から交付対象面積を差し引いた残りの面積を交付対象外面積とすることとされている。また、工事費についても、面積の考え方と同様の取扱いをすることなどとされている。したがって、改築事業及び幼稚園の園舎の新增築事業において、配分基礎面積を超える面積の建物を建築する場合、配分基礎面積を超える面積分の工事費を交付対象外工事費として、事業全体の工事費から除外する必要がある。

さらに、交付対象事業のうち、学校水泳プール(屋外)新改築事業に係る配分基礎面積の上限面積は、水泳プールの水面積で400㎡とすることとなっており、この上限面積を超える施設を整備する場合の交付対象工事費を算定する際には、上限面積を超える面積分の工事費を面積案分により算定し、これを事業全体の工事費から除外することとなっている。

4県の4市において、改築事業及び幼稚園の園舎の新增築事業の実施に当たり、配分基礎面積を超える面積の建物を建築していたのに、これを超える面積分の工事費を交付対象外工事費として除外しなかったり、学校水泳プール(屋外)新改築事業の実施に当たり、上限面積を超える面積分の工事費を除外する際の面積案分の計算を誤ったりするなどしていたため、交付対象工事費等が過大に算定されており、交付金計169,957,000円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

富山県小矢部市は、平成23年度から25年度までの間に、石動小学校の不適格改築事業等5事業を実施し、交付金計735,519,000円の交付を受けていた。

同市は、石動小学校の不適格改築事業4事業の実施に当たり、配分基礎面積5,648㎡を超える6,310㎡の校舎を建築し、交付対象工事費に6,310㎡分の建築工事等に要した経費を計上していた。

しかし、交付対象工事費の算定に当たっては、配分基礎面積を超える面積分の工事費を交付対象外工事費として、事業全体の工事費から除外する必要がある。

したがって、当該交付対象外工事費を除外して配分基礎面積 5,648㎡に基づく適正な交付対象工事費等により交付金の交付額を算定すると計 654,621,000 円となることから、交付金計 80,898,000 円が過大に交付されていた。

イ 前年度の事業の交付対象工事費に既に計上していた工事費を当年度の事業の交付対象工事費に重複して計上するなどしていた事態

交付対象事業のうち、改築事業を複数年度にわたる工事全体で契約した場合の各年度の交付対象工事費は、工事全体の工事費のうち当年度分だけの工事費に基づいて算定することとなっている。また、改築事業と他の事業の共同で学校施設を整備する場合には、学校施設の整備に係る経費を改築事業の交付対象工事費と他の事業の経費とに案分して計上することとなっている。

3 県の 3 市町において、改築事業の実施に当たり、前年度の事業の交付対象工事費に既に計上して実績報告していた工事費を当年度の事業の交付対象工事費に重複して計上したり、他の事業と共同で整備したエレベータの設置工事費を改築事業と他の事業とで案分せずに両事業で重複して計上したりしていたため、交付対象工事費が過大に算定されており、交付金計 76,118,000 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 2>

福岡県田川郡福智町は、平成 24、25 両年度に、赤池中学校の危険改築事業等 3 事業を実施し、25 年度に交付金計 500,674,000 円の交付を受けていた。

同町は、同校の校舎を改築するに当たり、24、25 両年度にわたる工事契約を締結していた。

しかし、同町は、工事全体の工事費のうち 24 年度分の工事費について、23 年度から 24 年度にかけて実施した事業の交付対象工事費に既に計上して実績報告していたのに、24 年度から 25 年度にかけて実施した前記 3 事業の交付対象工事費に重複して計上していた。

したがって、重複していた工事費を除外して適正な交付対象工事費により交付金の交付額を算定すると計 430,558,000 円となることから、交付金計 70,116,000 円が過大に交付されていた。

ウ 適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定していた事態

交付対象事業のうち、大規模改造(質的整備)事業の一環として実施する空調設置工事に係る配分基礎面積は、空調設置工事の対象となる室等の面積の計とすることとなっている。

2 県の 2 町において、大規模改造(質的整備)事業の実施に当たり、空調設置工事に係る配分基礎面積を空調設置工事の対象となる室等の面積ではなく校舎全体の面積等としていたため、配分基礎額が過大に算定されており、交付金計 15,282,000 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 3>

和歌山県伊都郡かつらぎ町は、平成 25、26 両年度に、大谷小学校の大規模改造(質的整備)事業等 5 事業を実施し、交付金 68,230,000 円の交付を受けていた。

同町は、大谷小学校の大規模改造(質的整備)事業等 3 事業の一環として実施した空調設置工事に係る配分基礎面積を校舎全体の面積計 10,608㎡としていた。

しかし、大規模改造(質的整備)事業のうち空調設置工事に係る適正な配分基礎面積は、校舎のうち空調設置工事を実施した室等の面積の計 4,715㎡となる。

したがって、当該室等の面積を超える面積を除外して適正な配分基礎面積に基づく配分基礎額により交付金の交付額を算定すると56,771,000円となることから、交付金11,459,000円が過大に交付されていた。

アからウまでの事態のほか、3県の3市町において、大規模改造(質的整備)事業等の実施に当たり、障害児等対策施設整備工事の配分基礎額を算定する際にエレベータの設置箇所数を誤って計上するなどしていたため、交付金計12,445,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・補助事業者別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要
					千円	千円	
(31)	宮城県	栗原市	学校水泳プール(屋外)新改築事業	24～26	59,365	12,023	交付対象の上限面積を超える面積分の工事費を除外する際の計算を誤って交付対象工事費を算定していたもの(アの事態)
(32)	千葉県	君津市	危険改築事業	25～27	150,567	21,784	配分基礎面積を超える面積分の工事費を除外せずに交付対象工事費を算定するなどしていたもの(アの事態)
(33)	富山県	小矢部市	不適格改築事業	23～25	735,519	80,898	同
(34)	同	射水市	大規模改造(老朽)事業	23、24	527,307	2,984	算定後配分基礎額が交付対象となる上限額を超えていたもの
(35)	和歌山県	伊都郡かつらぎ町	大規模改造(質的整備)事業	25、26	68,230	11,459	適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定していたもの(ウの事態)
(36)	同	東牟婁郡串本町	同	23	15,320	7,359	エレベータの設置箇所数を誤って計上して配分基礎額を算定していたもの
(37)	徳島県	阿南市	不適格改築事業、危険改築事業	25、26	216,538	2,873	前年度の事業の交付対象工事費に既に計上していた工事費の一部を当年度の事業の交付対象工事費に重複して計上していたもの(イの事態)
(38)	香川県	高松市	同	25、26	733,911	3,129	他事業と共同で整備したエレベータの設置工事費を他事業の経費と当該事業の交付対象工事費に重複して計上していたもの(イの事態)
(39)	同	仲多度郡まんのう町	大規模改造(質的整備)事業	23、24	731,787	3,823	適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定していたもの(ウの事態)
(40)	福岡県	田川郡福智町	不適格改築事業、危険改築事業	24、25	500,674	70,116	前年度の事業の交付対象工事費に既に計上していた工事費を当年度の事業の交付対象工事費に重複して計上していたもの(イの事態)
(41)	大分県	杵築市	幼稚園の園舎の増築事業	25、26	130,737	55,252	配分基礎面積を超える面積分の工事費を除外せずに交付対象工事費を算定していたもの(アの事態)
(42)	鹿児島県	霧島市	屋外教育環境の整備に関する事業	24、25	41,387	2,102	配分基礎面積に変更が生じたのに算定後配分基礎額の再算定を行っていなかったもの
(31)～(42)の計					3,911,342	273,802	

(8) 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 4,998,000 円

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)は、幼稚園教育の振興に資することを目的として、幼稚園の園舎の耐震補強工事等を行う学校法人等に対して、耐震補強工事等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成11年文部大臣裁定)等によれば、園舎の耐震補強工事等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率(園舎の耐震性能に応じて2分の1以内又は3分の1以内)を乗じて算定することなどとされている。

そして、前記のとおり、この補助金は、幼稚園教育の振興に資することを目的として園舎の耐震補強工事等を行う学校法人等に対して交付されるものであることから、園舎以外の耐震補強工事等に係る経費は補助対象外となる。

本院が、1府5県の12学校法人において会計実地検査を行ったところ、1学校法人において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 年度	補助対象 経費	左に對する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要	
(43) 三重県	学校法人大 川学園	大川学園 耐震補強工 事	25	千円 72,471	千円 36,235	千円 9,996	千円 4,998	補助の対象 とならない 面積に係る 工事費を補 助対象経費 に含めてい たもの (大川幼稚 園)

学校法人大川学園は、大川幼稚園が所在する建物において、幼稚園のほか、調理専門学校、介護福祉専門学校、進学塾等の他の事業も実施しており、平成25年度に実施した建物の耐震補強工事において、幼稚園の園舎の耐震補強工事に係る経費を対象として、補助対象経費72,471,000円に補助率2分の1を乗ずるなどして国庫補助金36,235,000円の交付を受けていた。

しかし、同法人は、他の事業で使用する部屋等の面積の一部を園舎の面積に含めたり、他の事業と共同で使用するなどしている部屋等の面積を適切に案分することなく園舎の面積としたりして補助対象経費を算定していた。

したがって、適正な面積に係る工事費により算定した補助対象経費62,475,000円に対する国庫補助金は31,237,000円となり、国庫補助金4,998,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助対象経費の算定方法についての理解が十分でなかったこと、三重県において実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 学校施設環境改善交付金等における学校給食施設事業の実施に当たり、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外する際の具体的な算定方法等を周知するなどして交付対象建築費の算定が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費 (項)沖縄振興交付金事業推進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費		
部 局 等	文部科学本省、21 府県		
交付の根拠	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)		
交付金事業の概要	公立の学校給食施設等の整備に要する経費に充てるために、予算の範囲内で、地方公共団体に対して交付金を交付するもの		
交付金事業者等(事業主体)	府1、県7、市124、町36、村7、施設組合1、計176事業主体		
上記の交付金事業者等が整備した施設数及び交付金額	282施設	632億9468万	平成23年度～27年度
超過面積分の建築工事費を除外することなく施設全体の建築工事費を交付対象建築費としている事業主体数及び施設数	39事業主体	49施設	
上記のうち交付金が過大に算定されている事業主体数、施設数及び交付金額(1)	16事業主体	17施設	4億0352万円(平成23年度～26年度)
超過面積分の建築工事費を除外する計算をする際に延べ床面積ではなく建築面積を用いている事業主体数及び施設数	4事業主体	6施設	
上記のうち交付金が過大に算定されている事業主体数、施設数及び交付金額(2)	3事業主体	3施設	3281万円(平成24年度～26年度)
(1)及び(2)の計	19事業主体	20施設	4億3633万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

学校施設環境改善交付金等における学校給食施設事業に係る交付額の算定について

(平成 28 年 10 月 18 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 学校施設環境改善交付金等の概要

(1) 学校施設環境改善交付金等の概要

貴省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和 33 年法律第 81 号。以下「国庫負担法」という。)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設(以下「公立学校施設」という。)の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、地方公共団体に対して、学校施設環境改善交付金(沖縄県にあつては、沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)に基づき、同県が作成する沖縄振興交付金事業計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるための沖縄振興公共投資交付金。以下、合わせて「交付金」という。)を交付している。

交付金の交付額は、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成 23 年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等によれば、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された公立学校施設の改築事業、学校給食施設の整備事業等の各種の施設整備事業のうち、交付金の算定の対象となる個々の施設整備事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗じて得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。

上記交付額の算定は、交付要綱及び「学校施設環境改善交付金の実績報告書等について」(平成 26 年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)に基づき、交付金の交付申請時に行うこととなっているほか、実績報告時にも配分基礎額や交付対象工事費の変更を反映して再度行うこととなっており、実績報告時に再度算定した額と交付決定額のうち、いずれか少ない額により交付金の交付額を確定することとなっている。

(2) 学校給食施設事業の概要

貴省は、国庫負担法、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)等に基づき、学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るために、公立の義務教育諸学校等における学校給食施設の整備に要する経費の一部について交付金を交付して、その整備の促進を図っている。

交付要綱によれば、学校給食施設の整備は、学校給食を開設するために給食施設を新増築する事業と、老朽化等の理由により給食施設を改築する事業(以下、これらの事業を合わせて「学校給食施設事業」という。)とに区分されており、算定割合は原則としてそれぞれ 2 分の 1、3 分の 1 とされている。

(3) 学校給食施設事業に係る経費の算定方法

交付要綱によれば、学校給食の開設等に必要な施設に要する経費は、当該施設の建築に要する経費とすることとされ、調理場施設の整備に係る配分基礎額は、当該施設から給食

の提供を受ける児童等の数に応じて定められた面積に1㎡当たりの建築単価を乗じたものとする事とされている。「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。)によれば、学校施設の建物の面積は、棟ごとに、壁、建具等により風雨を防ぎうる部分の床面積の合計(以下「延べ床面積」という。)とすることとされている。そして、調理場施設の整備に係る配分基礎額の算定に用いる面積については、運用細目に定められた学校給食施設基準において、児童等の数に応じて定められた基準面積が示されている。

また、「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の様式について」(平成27年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知。以下「整備計画通知」という。)等によれば、事業全体面積のうち配分基礎額に係る面積を交付対象面積とすること、事業全体面積から交付対象面積を差し引いた残りの面積を交付対象外面積とすることとされている。

整備計画通知等には、学校給食施設事業の交付対象工事費の算定の際に、基準面積を用いること及び交付対象工事費の具体的な算定方法が明確に示されていないが、上記のことから、学校給食施設事業において、基準面積を超える延べ床面積の学校給食施設を建築する場合、基準面積を超える面積(以下「超過面積」という。)を交付対象外面積とし、交付対象外面積に係る建築工事費を交付対象外工事費として事業全体の建築工事費から除外する必要がある。そして、貴省は、基準面積を超える延べ床面積の学校給食施設を建築する場合の建築工事に係る交付対象工事費(以下「交付対象建築費」という。)については、事業全体の建築工事費を当該施設の延べ床面積で除して得た1㎡当たりの単価に基準面積を乗じて算定する必要があるとしている(図参照)。

図 基準面積を超える学校給食施設を建築する場合の交付対象建築費の算定方法

$$\begin{aligned}
 \boxed{1\text{ m}^2\text{ 当たりの単価}} &= \boxed{\text{事業全体の建築工事費}} \div \boxed{\text{延べ床面積}} \\
 \boxed{\text{交付対象建築費}} &= \boxed{1\text{ m}^2\text{ 当たりの単価}} \times \boxed{\text{基準面積}}
 \end{aligned}$$

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、学校給食施設事業の交付金の交付額が適切に算定されているかなどに着眼して、平成23年度から27年度までの間に交付金の交付を受けた21府県^(注1)の176事業主体が整備した学校給食施設282施設に係る交付金の交付額計632億9468万余円(学校給食施設事業と他の交付対象事業とが合わせて交付決定されている場合には、他の交付対象事業に係る金額が含まれる。)を対象として、実績報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして、その分析を行った。

(注1) 21府県 大阪府、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、福井、長野、愛知、三重、滋賀、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 超過面積分の建築工事費を除外することなく施設全体の建築工事費を交付対象建築費としている事態

^(注2) 13府県管内の39事業主体は、23年度から27年度までの間に整備した49施設の学校給

食施設事業において、当該施設の延べ床面積が基準面積を上回っているにもかかわらず、交付対象工事費の算定に当たり、当該施設全体の建築工事費計 139 億 8009 万余円を交付対象建築費としていた。

しかし、前記のとおり、延べ床面積が基準面積を上回る学校給食施設を建築する場合には、超過面積分の建築工事費を交付対象外工事費とする必要があり、49 施設の学校給食施設事業について、超過面積分の建築工事費を除外して適切な交付対象建築費を算定すると計 57 億 9644 万余円となり、前記の交付対象建築費計 139 億 8009 万余円と比べて計 81 億 8364 万余円の開差が生じていた。

したがって、適切に算定された交付対象建築費を基に交付金の交付額を算定すると、16 事業主体が整備した 17 施設に係る交付金については、交付額が計 55 億 7935 万円となることから、交付を受けた額計 59 億 8287 万余円との差額 4 億 0352 万余円が過大に算定されていたと認められる(表 1 参照)。

(注 2) 39 事業主体 鹿児島県、さいたま、鶴ヶ島、ふじみ野、千葉、銚子、市川、松戸、成田、鎌ヶ谷、浦安、藤沢、茅ヶ崎、飯田、駒ヶ根、東御、名古屋、春日井、犬山、大府、近江八幡、湖南、茨木、真庭、徳島、津久見、霧島、始良各市、南佐久郡佐久穂、上伊那郡箕輪、下伊那郡松川、日高郡みなべ、西牟婁郡白浜、東牟婁郡串本、八頭郡若桜、海部郡牟岐各町、下伊那郡阿智、泰阜両村、池田松川施設組合

表 1 17 施設に係る過大に算定されていた交付金交付額

県名	事業主体名	学校給食施設名又は調理場が整備された学校名	過大に算定されていた交付金交付額(千円)
埼玉県	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市学校給食センター	26,541
千葉県	市川市	国分小学校	14,246
	松戸市	東部小学校	1,316
	成田市	本城小学校学校給食共同調理場	37,286
	鎌ヶ谷市	学校給食センター	58,293
長野県	駒ヶ根市	赤穂学校給食センター第 2 調理場	22,118
	東御市	北御牧学校給食センター	18,469
	南佐久郡佐久穂町	佐久穂小・中学校学校給食共同調理場	6,293
	下伊那郡阿智村	阿智村学校給食共同調理場	53,106
愛知県	名古屋市	志段味東小学校	11,293
	春日井市	東部調理場	7,106
	犬山市	羽黒小学校	4,055
滋賀県	湖南市	湖南市学校給食センター	53,537
鳥取県	八頭郡若桜町	若桜町立学校給食センター	24,353
岡山県	真庭市	八束小学校	22,093
		蒜山中学校	
鹿児島県	始良市	始良市立給食室別棟	43,420
計	16 事業主体	17 施設	403,525

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

滋賀県湖南市は、平成25、26両年度に、学校給食施設事業として、湖南市学校給食センター(基準面積862㎡、延べ床面積3,614㎡)を整備して、26年度に交付金3億5940万余円の交付を受けていた。同市は、交付金の交付額の算定に当たり、超過面積2,752㎡分の建築工事費等を除外することなく施設全体3,614㎡分の建築工事費11億7015万余円を交付対象建築費としていた。

しかし、適切な算定方法によれば、交付対象建築費は、交付対象建築費の算定の対象とならない工事費3573万余円を除いた建築工事費11億3442万余円を延べ床面積で除して得た1㎡当たりの単価に基準面積862㎡を乗じた2億7054万余円となることから、上記の交付対象建築費11億7015万余円と比べて8億9960万余円の開差が生じていた。

したがって、適切に算定された交付対象建築費2億7054万余円を基に交付金の交付額を算定すると、交付額が3億0587万余円となることから、交付を受けた額3億5940万余円との差額5353万余円が過大に算定されていた。

(2) 超過面積分の建築工事費を除外する計算をする際に延べ床面積ではなく建築面積を用いている事態

(注3) 4県管内の4事業主体は、24年度から26年度までの間に整備した6施設の学校給食施設事業において、延べ床面積が基準面積を上回っている当該6施設に係る交付対象工事費の算定に当たり、施設全体の建築工事費を建築面積(建築物の外壁等で囲まれた部分の水平投影面積)で除して得た1㎡当たりの単価に基準面積を乗じて算定した額計18億9592万余円を交付対象建築費としていた。

しかし、前記のとおり、交付対象建築費を算定する際には、当該施設の建築面積ではなく延べ床面積を用いる必要があり、6施設の学校給食施設事業について、当該施設の延べ床面積を用いて1㎡当たりの単価を算定し、この単価を用いて適切な交付対象建築費を算定すると計14億3947万余円となり、上記の交付対象建築費計18億9592万余円と比べて計4億5644万余円の開差が生じていた。

したがって、適切に算定された交付対象建築費を基に交付金の交付額を算定すると、3事業主体が整備した3施設に係る交付金については、交付額が計7億3980万余円となることから、交付を受けた額計7億7261万余円との差額3281万余円が過大に算定されていたと認められる(表2参照)。

(注3) 4事業主体 沖縄県、みどり、川口、紀の川各市

表2 3施設に係る過大に算定されていた交付金交付額

県名	事業主体名	学校給食施設名	過大に算定されていた交付金交付額(千円)
群馬県	みどり市	大間々学校給食センター	19,619
埼玉県	川口市	元郷学校給食センター	7,209
和歌山県	紀の川市	河南学校給食センター	5,988
計	3事業主体	3施設	32,816

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

埼玉県川口市は、平成24、25両年度に、学校給食施設事業として、元郷学校給食センター（基準面積1,746㎡、延べ床面積5,546㎡、建築面積4,308㎡）を整備するなどして、25年度に交付金計4億1243万余円の交付を受けていた。同市は、交付金の交付額の算定に当たり、施設全体の建築工事費25億9924万余円を延べ床面積5,546㎡ではなく建築面積4,308㎡で除して得た1㎡当たりの単価に基準面積1,746㎡を乗じた10億5345万余円を交付対象建築費としていた。

しかし、適切な算定方法によれば、交付対象建築費は、施設全体の建築工事費を延べ床面積5,546㎡で除して得た1㎡当たりの単価に基準面積1,746㎡を乗じた8億1829万余円となることから、上記の交付対象建築費10億5345万余円と比べて2億3515万余円の開差が生じていた。

したがって、適切に算定された交付対象建築費8億1829万余円を基に交付金の交付額を算定すると、交付額が計4億0523万円となることから、交付を受けた額計4億1243万余円との差額720万余円が過大に算定されていた。

（是正及び是正改善を必要とする事態）

学校給食施設事業の実施に当たり、延べ床面積が基準面積を上回る学校給食施設を建築する場合の交付対象建築費が過大に算定されることにより交付金が過大に算定されている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、事業主体において、交付対象建築費の算定についての理解が十分でないことにもよるが、貴省において、学校給食施設事業を実施する事業主体に対して、交付対象建築費の算定の際に、超過面積分の建築工事費を適切に除外する必要があること及び除外する際の具体的な算定方法を明確に示していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

21年度に貴省が実施した全国調査によれば、衛生面での課題を持つ学校給食施設が多数見受けられたことから、貴省は、今後も引き続き、交付金により学校給食施設事業を推進して、学校給食施設の衛生環境の向上等を図る事業主体の取組に対する支援等を促進することとしている。

については、貴省において、交付対象建築費の算定誤りにより交付金が過大に算定されていた19事業主体及び関係府県に対して、改めて実績報告及び額の確定を行わせ、過大となった交付金の返還を求める措置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、学校給食施設事業に係る交付対象建築費の算定の際に、当該施設の延べ床面積が基準面積を上回っている場合において、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外する必要があること及び除外する際の具体的な算定方法を通知等に明確に示して、事業主体に対してその内容等を周知するよう是正改善の処置を求める。

- (2) 高等学校等就学支援金の支給が適切かつ公平に行われるよう、学校設置者に受給資格認定申請書等の確認作業を委託する場合にその確認結果の妥当性についての検証を行い確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導したり、学校設置者から生徒への高等学校等就学支援金が適時適切に引き渡されることを確保したりすることを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び保護者等が国外に在住する場合の当該保護者等の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等の方法を検討するよう意見を表示したもの

会計名及び科目 部 局 等 交 付 の 根 拠 補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育等振興費 文部科学本省、24 都府県 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号) 24 都府県
高等学校等就学 支援金交付金の 概要	都道府県知事又は都道府県教育委員会が高等学校等就学支援金を支給するために要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付するもの
検査の対象とした 交付金交付額	760 億 3611 万余円(平成 26 年度)
確認結果の妥当 性についての検 証を行わずに受 給資格の認定等 を行っていた就 学支援金に係る 交付金交付額(1)	140 億 1620 万円(平成 26 年度)
生徒に平成 26 年度中に引き渡 されていなかった 就学支援金に係 る交付金交付額 (2)	2 億 0788 万円(平成 26 年度)
生徒の保護者等 が国外に在住し ていて市町村民 税所得割額が存 在しないため一 律額を支給限度 額として受給資 格の認定等を行 って支給してい た就学支援金に 係る交付金交付 額(3)	4 億 3452 万円(平成 26 年度)
国外に在住して いた保護者等が 帰国した年の収 入に対する市町 村民税所得割額 を用いて受給資 格の認定等を行 って支給してい た就学支援金に 係る交付金交付 額(4)	4271 万円(平成 26 年度)

(1)、(3)及び(4)の
純計

144 億 1774 万円(背景金額)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

高等学校等就学支援金の受給資格の認定等について

(平成 28 年 10 月 27 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 高等学校等就学支援金の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度の概要

貴省は、高等学校、中等教育学校の後期過程、特別支援学校の高等部等(以下「高校等」という。)の生徒又は学生(以下「生徒」という。)が授業料に充てるために高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給を受けることができることとすることにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金制度を実施している。この制度は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成 22 年法律第 18 号。以下「支援金法」という。)、 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令」(平成 22 年政令第 112 号。以下「支援金法施行令」という。)、 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」(平成 22 年文部科学省令第 13 号。以下「支援金法施行規則」という。)等に基づき実施することとなっており、支援金法によれば、就学支援金は、都道府県知事(当該高校等が地方公共団体の設置するものである場合は都道府県教育委員会。以下、これらを合わせて「知事等」という。)が生徒に支給することとされている。また、国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を高等学校等就学支援金交付金(以下「交付金」という。)として都道府県に交付することとされている。

この制度は、平成 22 年度に公立高等学校に係る授業料不徴収制度とともに設けられたが、低所得世帯の生徒に対する一層の支援と公立私立間の教育費負担の格差是正を図る必要があり、厳しい財政状況の下で限られた財源を有効活用する観点から、25 年度に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 90 号。以下「改正法」という。)が制定された。そして、改正法が施行された 26 年度からは、公立高等学校の生徒も就学支援金の支給の対象となるとともに、保護者等の収入の状況に照らして就学支援金を支給しないこととする所得制限が設けられた。また、この改正法の法律案の議決に際しては、衆議院及び参議院において、改正法の施行から 3 年を経過した後、教育の機会均等を図る観点から、政策の効果を検証した上で、必要な措置を講ずるものとする事、就学支援金を受給できる資格(以下「受給資格」という。)の認定に当たって地方公共団体や学校現場に相応の事務量が発生することに鑑み、そのための条件整備に努めることなどについて、特段の配慮をするよう附帯決議が行われている。

支援金法等によれば、受給資格を有する者は、生徒で日本国内に住所を有する者とされている。ただし、高校等を卒業するなどしていたり、高校等の在学期間が通算して 36 か

月を超えるなどしていたりする者については、就学支援金を支給しないこととされている。また、「保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者」として支援金法施行令において定める保護者等の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の所得割額(保護者等が2人以上いるときはその全員の合算額。以下「所得割額」という。)が304,200円以上である者(以下「所得制限対象者」という。)についても、就学支援金を支給しないこととされている。

そして、就学支援金は、生徒が高校等に在学する月について月を単位として支給され、その額は支給限度額の範囲内で生徒の在学する高校等の授業料の月額に相当する額となっている。この支給限度額は、支援金法施行令において、表1のとおり、生徒の在学する高校等の区分に応じて一律に定められている(以下、この額を「一律額」という。)。また、私立高等学校等(以下「私立高校等」という。)に在学する生徒で、「その保護者等の収入の状況に照らして特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があるもの」(以下、この者を「加算対象者」という。)については、一律額に保護者等の所得割額に応じた加算額を加算した額を支給限度額とすることとなっている。なお、生徒の履修単位数に応じて授業料の額を定める制度(以下「単位制」という。)を採用している高校等に在学する生徒については、上記とは別に、履修単位数や履修期間に応じて支給限度額を算定することとなっている。

表1 就学支援金の支給限度額

保護者等の所得割額	高校等の区分			支給限度額 (一律額)
	私立高校等	公立高等学校	私立高等学校	
	一律額 (ア)	加算額 (イ)	支給限度額 (ア)+(イ)	
304,200円以上[年収910万円以上]	支給されない			支給されない
154,500円以上 304,200円未満 [年収590万円以上 910万円未満]	9,900円	—	9,900円	9,900円 〔ただし、 定時制の場合は 2,700円 通信制の場合は 520円 特別支援学校高等部の場 合は 400円〕
51,300円以上 154,500円未満 [年収350万円以上 590万円未満]	9,900円	4,950円	14,850円	
0円超 51,300円未満 [年収250万円以上 350万円未満]	9,900円	9,900円	19,800円	
0円[年収250万円未満] (市町村民税が非課税の場合を含む。)	9,900円	14,850円	24,750円	

(注) 保護者等の所得割額欄の[]書きは、貴省が夫婦片働き、高校生、中学生の4人世帯をモデルとして試算した保護者等の年収の目安である。

(2) 就学支援金の支給手続

就学支援金の支給手続は、支援金法等によれば、次のとおりとすることとされている(図参照)。

生徒が就学支援金を受給しようとするときは、その在学する高校等の設置者(以下「学校設置者」という。)を通じて知事等に対し、当該高校等における就学について受給資格を有することについての認定を申請し受給資格の認定及び支給額の決定を受けなければならないこととなっている。この申請は、生徒の氏名、住所、高校等の在学期間等を記入した受給資格認定申請書に保護者等の所得割額を示す課税証明書等を添付して、当該学校設置者を通じて、知事等に提出することによって行われなければならないこととなっており、多くの場合、当該高校等への入学時に行われている。

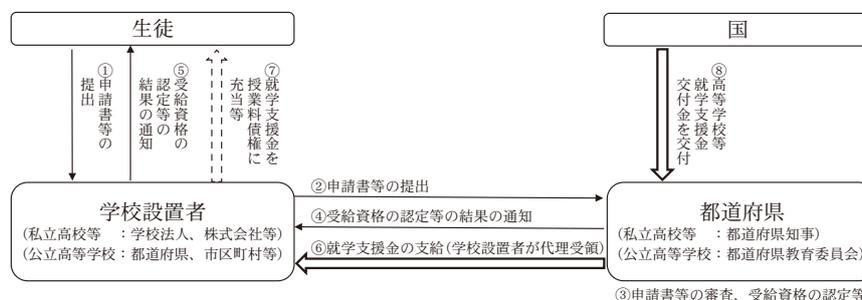
また、この所得割額は、各年度の4月から6月までの就学支援金の支給にはその前年度の所得割額(前々年の収入に対する所得割額)を、7月以降の支給には当年度の所得割額(前年の収入に対する所得割額)を用いることとなっている。このため、前年度以前の所得割額により既に受給資格の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)であっても、当年度の7月以降も引き続き受給しようとするときは、7月頃に、当年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を学校設置者を通じて知事等に提出しなければならないこととなっている(以下、受給資格認定申請書と収入状況届出書(いずれも添付書類を含む。)を合わせて「申請書等」という。)

そして、知事等は、受給資格認定申請書を審査して受給資格の認定を行い、また、収入状況届出書を審査して生徒が引き続き受給資格を有していることの確認を行い、その上で支給額の決定を行う(以下、これらを合わせて「受給資格の認定等」という。)こととなっている。

就学支援金の支給は、受給権者である生徒に対し行うこととなっているが、学校設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領(以下「代理受領」という。)して、当該高校等が有する当該受給権者に対する授業料に係る債権の弁済に充てるものとする事となっている。

また、支援金法施行規則によれば、知事等は、就学支援金の支給に関する事務の一部を学校設置者その他当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものに委託することができることとされている。

図 就学支援金の支給手続



(注) 都道府県立高等学校等の場合は、学校設置者が都道府県となるため、②、④及び⑥については都道府県内部の事務処理となる。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

高等学校等就学支援金制度により都道府県に交付される交付金の額は、毎年度多額に上っている。また、前記のとおり、衆議院及び参議院において、改正法の施行から3年を経過した後に、政策の効果を検証した上で必要な措置を講ずるなどするよう附帯決議が行われている。

そこで、本院は、合规性、効率性、有効性等の観点から、受給資格の認定等が適切に行われているか、生徒の教育に係る経済的負担の軽減が十分に図られているか、所得制限の制度が保護者等の収入の状況を適切かつ公平に反映したものであるかなどに着眼して、貴

(注1)
省及び24都府県において、26年度に24都府県に所在する高校等の生徒約60万名に就学支援金を支給するために交付された交付金計760億3611万余円を対象として、受給資格の認定等の事務等について説明を聴取し、申請書等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、学校設置者における事務の実施状況等を聴取したり、学校設置者が保有する生徒の在学期間や授業料についての資料を確認したりするなどの方法により検査した。

(注1) 24都府県 東京都、京都、大阪両府、栃木、群馬、千葉、神奈川、富山、福井、長野、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、福岡、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 知事等による受給資格の認定等の事務

知事等は、前記のとおり、申請書等を審査して受給資格の認定等を行うこととなっているが、就学支援金の支給に関する事務の一部を学校設置者等に委託することができることとなっていて、貴省が26年4月に就学支援金の支給事務の標準的な手順等について記載して都道府県に配布した「高等学校等就学支援金事務処理要領(新制度)」(以下「事務処理要領」という。)によれば、保護者等の所得を証明する書類の実質的な確認作業等について委託することなどは可能とされている。このため、都道府県以外の者が学校設置者となっている高校等の生徒の受給資格の認定等に当たり、前記24都府県のうち、市区町村立の高校等(以下「市立高校等」という。)が設置されている17都府県のうち16都府県が、私立高校等が設置されている24都府県のうち23府県が、生徒の高校等の在学期間や保護者等の課税証明書等の実質的な確認作業等を学校設置者に委託している。これらの都府県が学校設置者へ委託する事務の内容は都府県により異なっているが、いずれも学校設置者の確認した情報又は確認結果を都府県に提出させることとしている。

そこで、上記の16都府県及び23府県の純計である24都府県における受給資格の認定等についての審査の状況をみると、表2のとおり、19都府県(市立高校等については11都府県、私立高校等については17府県)においては、学校設置者の確認した情報又は確認結果を用いながら、申請書等を学校設置者から受領するなどして、申請書等に記された受給資格の認定等に必要な情報を入手して、受給資格の認定等を行っていた。

一方、8府県(市立高校等については5県、私立高校等については6府県)においては、表2のとおり、26年度に支給された就学支援金計140億1620万余円(交付金同額)について、就学支援金を支給された生徒が在学する470高校等の学校設置者が申請書等を知事等からの委託に基づき保管していて、知事等は、各学校設置者に生徒の受給資格の有無等の確認結果を記した一覧表(以下「確認結果表」という。)を提出させ、これを用いて受給資格の認定等を行っていた。

しかし、上記の8府県は、確認結果表が申請書等に記された情報を支援金法等の法令等にとりあって適切に確認したものとなっているか抽出して調査するなど学校設置者の確認結果の妥当性についての検証を行っていなかった。

(注2) 5県 長野、愛知、兵庫、岡山、福岡各県

(注3) 6府県 大阪府、愛知、三重、兵庫、岡山、広島各県

表2 生徒の高校等の在学期間や保護者等の課税証明書等の実質的な確認作業を学校設置者に委託している24都府県における受給資格の認定等の方法 (単位：都府県、千円)

受給資格の認定等の方法	市立高校等の生徒分		私立高校等の生徒分		計	
	都府県数	就学支援金の支給額	都府県数	就学支援金の支給額	都府県数 ^(注)	就学支援金の支給額
申請書等に記された受給資格の認定等に必要情報を入手していた都府県	11	1,699,521	17	14,139,310	19	15,838,831
申請書等を学校設置者から受領して、その内容を審査していた都府県	10	1,685,542	14	11,673,151	18	13,358,693
職員を学校設置者に派遣するなどして、申請書等の内容を審査していた都府県	1	13,978	3	2,466,159	4	2,480,137
学校設置者に確認結果表を提出させていたが、確認結果の妥当性についての検証を行っていなかった都府県	5	1,195,335	6	12,820,872	8	14,016,208
計	16	2,894,856	23	26,960,183	24	29,855,039

(注) 都府県数の計は純計であり、左の各欄を合計しても一致しない。

そこで、前記8府県の会計実地検査の際に、8府県において就学支援金を支給された生徒が在学する470高校等のうち61高校等を選定し、当該高校等の生徒の一部を抽出して、学校設置者が保管していた当該生徒の申請書等や、高校等に赴いて学校設置者が保有している当該生徒の在学期間や授業料についての資料を確認するなどして検査した。その結果、学校設置者が就学支援金を受給できる月数の確認を誤っていたり、学校設置者が事実と相違した内容の確認結果表を提出するなどしたりしていたのに、学校設置者の提出した確認結果表に基づき受給資格の認定等が行われていた事態が見受けられ、生徒計5名に係る就学支援金が過大(計46万余円)に支給されていたり、受給資格を有しない生徒59名について受給資格の認定等が行われたままとなっていたり(支給決定額計752万余円)などしていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

兵庫県は、平成26年度に私立高校等の生徒に係る就学支援金計17億4492万余円を交付している。同県は、課税証明書等の実質的な確認作業等を各学校設置者に委託し、各学校設置者に確認結果表を提出させて、これを用いて受給資格の認定等を行っていた。

そこで、この確認結果表と学校設置者が保管する申請書等とを確認したところ、確認結果表では就学支援金を受給できる月数が誤って算定されるなどしていたが、同県はこれをそのまま用いて受給資格の認定等を行っていたため、生徒2名に対して就学支援金が計23万余円過大に支給されたり、生徒3名に対して計40万余円が過小に支給されたりしていた。また、保護者等の一方の課税証明書等が添付されていないなど必要な書類が不足していた生徒14名について、受給資格の認定等を行っていた。

さらに、確認結果表には、学校設置者が受給資格の有無等を確認していない生徒108名及び入学を辞退していた生徒6名が含まれていたり、申請書等を提出した生徒48名が含まれていなかったりして、事実と相違した内容となっていたが、同県は、この確認結果表をそのまま用いていたため、受給資格を有しない生徒59名について受給資格の認定等をしていたり(支給決定額計752万余円)、生徒48名について支給額を誤って受給資格の認定等をしていたり(過大に支給決定していた額計260万余円、過小に支給決定していた額計2万余円)などして、

計 117 名について誤った受給資格の認定等を行うなどしていた。なお、上記の 117 名への就学支援金については、学校設置者が申請書等の内容を後日確認して、その確認結果に基づく額を受給資格を有する者に支給して同県に報告していたが、同県では、28 年 7 月時点で、この報告を踏まえて誤った受給資格の認定等を取り消すなどの手続が執られていなかった。

(2) 就学支援金の生徒への引渡し

就学支援金は、前記のとおり、学校設置者が都道府県から代理受領し、当該生徒に係る授業料債権に充てることとなっている。また、都道府県は学校設置者への就学支援金の支給を、四半期ごとなど年に数回に分けて行うこととしている。

しかし、単位制を採用している高校等で、年度の始めなど単位を登録する時に授業料の全額を納入させることとしている場合、学校設置者が就学支援金を代理受領した時は、就学支援金を充てるべき授業料債権は存在しない。この場合、教育に係る経済的負担の軽減を図るといふこの制度の目的に照らして、学校設置者は受領した就学支援金を速やかに受給権者である生徒に支給する必要があると、事務処理要領によれば、学校設置者は、当然に受給権者である生徒に就学支援金を引き渡す義務を負うことになるとされている。なお、この場合における生徒への実際の引渡しの状況について、知事等が学校設置者から報告を受けることにはなっていない。

そこで、単位制を採用している 13 都府県の 26 高校等において、これらを設置する 25 学校設置者の就学支援金の引渡し状況についてみたところ、このうち 5 県の生徒 1,390 名に係る就学支援金計 2 億 0788 万余円(交付金同額)について、学校設置者は、生徒に対し、単位登録時に授業料を全額納入させていたのに、26 年度に就学支援金を代理受領した後、生徒が就学支援金の速やかな引渡しを希望しないなど特段の事情がなかったにもかかわらず、当該生徒が翌年度に新たに単位登録して発生した授業料債権と相殺するなどするまで預かり続けていて、26 年度中に生徒への引渡しを行っていなかった。そして、これらの中には、生徒が退学等した後も就学支援金を預かり続けていた事態も見受けられた。

(注 4) 5 県 千葉、三重、兵庫、広島、沖縄各県
上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 2>

沖縄県は、平成 26 年度に単位制を採用する高等学校の生徒 593 名に係る就学支援金計 8508 万余円について受給資格の認定等を行い、同校の学校設置者はこれを代理受領している。そして、同校は、原則として、生徒から、年度の始めなど単位を登録する時に授業料を全額納付させることとしている。

そこで、同県が 26 年度に同校の生徒に支給した就学支援金が生徒に引き渡されているかについてみたところ、573 名に係る就学支援金計 8160 万余円については、就学支援金を充てるべき授業料債権がないのに、生徒が就学支援金の速やかな引渡しを希望しないなど特段の事情がなかったにもかかわらず、26 年度中に生徒に引き渡されていなかった。

そして、このうち 495 名に係る就学支援金計 6988 万余円については、当該生徒が 27 年度に新たに単位登録して発生した授業料債権と相殺されていた。また、26 年度末に同校を退学等した生徒のうち、12 名(保護者等の 26 年度の所得割額(25 年の収入に対する所得割額)が 0 円として受給資格の認定等が行われていた生徒 5 名を含む。)に係る就学支援金計 176 万余円については、生徒の退学等の後も当該生徒に係る就学支援金を預かり続けて 28 年 1 月以降に生徒に引き渡されていた。

(3) 保護者等が国外に在住している生徒に係る受給資格の認定等

受給資格の認定等に用いる保護者等の所得割額は、課税証明書等の発行時期を考慮して、各年度の4月から6月までの就学支援金の支給にはその前年度の所得割額(前々年の収入に対する所得割額)、7月以降の支給には当年度の所得割額(前年の収入に対する所得割額)となっている。ただし、各年の1月1日に国外に在住している保護者等(以下「国外在住保護者」という。)は、市町村民税の課税対象者とならず、所得割額が存在しないことから、このような保護者等をもつ生徒は、支援金法施行令等の定める所得制限対象者や加算対象者には該当せず、一律額を支給限度額として受給資格の認定等が行われ、就学支援金が支給されることとなる。

そして、前記の24都府県が26年度に就学支援金を支給した生徒約60万名のうち、26年4月から6月までの支給又は26年7月から27年3月までの支給に係る申請書等に保護者等が国外に在住と記載されていて25年度又は26年度の課税証明書等の提出がなかった生徒計4,552名についてみたところ、24都府県は、支援金法施行令等の規定に基づき、課税証明書等の提出がなくても受給資格の認定等を行っており、これにより就学支援金を計4億3452万余円(交付金同額)支給していた。

しかし、国外在住保護者であっても、その在住先において給与等の収入がある場合が多く、在住先の税制や為替の影響等の事情があるため単純には比較できないものの、国内在住時と同等程度の収入がある場合が一般的と考えられる。そこで、上記4,552名の保護者等の国外在住の状況別の受給資格の認定等の方法についてみると、表3のとおり、保護者等が25年1月1日に国内に在住し25年中に国外在住となった生徒888名及び国外在住保護者が25年中に帰国し26年1月1日に国内に在住していた生徒641名については、保護者等の25年度又は26年度のいずれかの所得割額が存在し当該保護者等の収入の状況が確認可能となっていた。

表3 平成26年4月から6月までの支給又は26年7月から27年3月までの支給に係る申請書等に保護者等が国外に在住と記載されていて25年度又は26年度の課税証明書等の提出がなかった生徒の保護者等の国外在住の状況別の受給資格の認定等の方法

保護者等の国外在住の状況	生徒数	受給資格の認定等の方法	
		平成26年4月から6月までの支給	26年7月から27年3月までの支給
① 保護者等が25年1月1日に国内に在住し25年中に国外在住となった生徒	888名	25年度の所得割額が存在することから、25年度の課税証明書等を用いて受給資格の認定等を行う。	26年度の所得割額が存在しないことから、課税証明書等の提出がなくても、一律額を支給限度額として受給資格の認定等を行う。
② 国外在住保護者が25年中に帰国し26年1月1日に国内に在住していた生徒	641名	25年度の所得割額が存在しないことから、課税証明書等の提出がなくても、一律額を支給限度額として受給資格の認定等を行う。	26年度の所得割額が存在することから、26年度の課税証明書等を用いて受給資格の認定等を行う。
③ ①②以外の生徒(25年1月1日、26年1月1日とも保護者等が国外に在住していたなどの生徒)	3,023名	25年度の所得割額が存在しないことから、課税証明書等の提出がなくても、一律額を支給限度額として受給資格の認定等を行う。	26年度の所得割額が存在しないことから、課税証明書等の提出がなくても、一律額を支給限度額として受給資格の認定等を行う。
計	4,552名		

そして、これらの生徒の保護者等の所得割額の状況についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

ア 保護者等が国外在住のため課税証明書等の提出がなかった場合の就学支援金の支給

前記 4,552 名のうち、23 都府県の 888 名は、25 年 1 月 1 日には保護者等が国内に在住していたが 25 年中に国外在住となったため、26 年 7 月から 27 年 3 月までの間の就学支援金については、26 年度の所得割額(25 年の収入に対する所得割額)が存在しないことから、課税証明書等の提出がなくても、受給資格の認定等を受けて就学支援金が支給されていた。そして、この 67% に当たる 598 名については、この間に就学支援金計 5220 万余円が支給されていた一方で、26 年 4 月から 6 月までの間は就学支援金が支給されていなかった。

しかし、この 598 名のうち、少なくとも 429 名(26 年 7 月から 27 年 3 月までの間の就学支援金の支給額計 3772 万余円)については、保護者等の 25 年度の所得割額(24 年の収入に対する所得割額)が 304,200 円以上であったため、受給資格の認定等を申請しなかったり、申請したが不認定となったりしたことにより、26 年 4 月から 6 月までの間の就学支援金は支給されていなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 3>

東京都は、平成 25 年 1 月 1 日には保護者等が国内に在住していたが、25 年中に国外在住となった生徒 267 名に対して、26 年度に就学支援金計 2415 万余円を支給していた。

都は、この 267 名のうち 246 名(92%)については、保護者等の 25 年度の所得割額(24 年の収入に対する所得割額)が 304,200 円以上であったことから、生徒が受給資格の認定等を申請しなかったり、申請したが不認定となったりしていたため、26 年 4 月から 6 月までの間の就学支援金を支給していなかったが、25 年中に保護者等が国外在住となったため 26 年度の所得割額(25 年の収入に対する所得割額)が存在しないことから、26 年 7 月から 27 年 3 月までの間の就学支援金について、課税証明書等の提出がなくても受給資格の認定等を行い就学支援金計 2162 万余円を支給していた。

25 年の国外在住保護者の収入は 24 年の国内での収入がそのまま反映されるものではないものの、国外在住保護者の中には、25 年においても就学支援金の所得制限を上回る収入を得ている者が多数存在していたと考えられるが、これらの保護者等を持つ生徒に対しても、支援金法施行令等の規定に基づき、就学支援金が支給されていた。

イ 国外在住保護者が 25 年中に帰国した場合の就学支援金の支給

国外在住保護者が帰国した場合、市町村民税は、その帰国した年の国外での給与等の収入には課税されず帰国後の国内の所得について課税されることとなる。このため、帰国の時期が年末に近い場合は、帰国後から年末までの期間が短期間となることから、所得割額が著しく低い額となる場合がある。

そこで、前記 4,552 名のうち、25 年 1 月 1 日には保護者等が国外に在住していたため 25 年度の課税証明書等の提出がなかった生徒であって、保護者等が 25 年中に帰国していた 21 都府県の 641 名についてみたところ、表 4 のとおり、399 名(62%)は、26 年度の所得割額が 304,200 円未満であったとして、当該所得割額に基づき 26 年 7 月から 27 年 3 月までの間に就学支援金計 4271 万余円(交付金同額)が支給されていた。そして、

この641名のうち、保護者等の帰国時期が確認できた120名の帰国時期と就学支援金の支給状況の関係についてみたところ、帰国の時期が遅くなるほど、所得割額が低くなり、所得制限対象者が少なくなって、就学支援金が支給された生徒の割合が高くなっていった。このように、国外在住保護者の帰国した年の収入に対する所得割額については、保護者等の経済状況が必ずしも適切に反映されたものとなっていないが、就学支援金はこの所得割額に基づき支給されている。

表4 国外在住保護者が平成25年中に帰国していた生徒への26年7月から27年3月までの間の就学支援金の支給状況等 (単位：名)

就学支援金の支給状況	生徒数(割合)	うち、保護者等の帰国時期が確認できた生徒120名			
		25年1月から3月までの間	25年4月から6月までの間	25年7月から9月までの間	25年10月から12月までの間
		生徒数(割合)	生徒数(割合)	生徒数(割合)	生徒数(割合)
就学支援金が支給されていた生徒 保護者等の所得割額の平均額	399(62%) 107,365円	27(65%) 180,078円	25(89%) 146,290円	28(96%) 82,498円	22(100%) 27,186円
就学支援金が支給されていなかった生徒	242(37%)	14(34%)	3(10%)	1(3%)	0(0%)
うち、保護者等の所得割額が304,200円以上であるとして就学支援金の支給の申請をしなかったり、申請して不認定となったりしていた生徒	186	14	3	1	0
計	641	41	28	29	22

(是正改善及び改善を必要とする事態)

就学支援金の支給に当たり、受給資格の認定等を行う際に学校設置者が行った確認結果の妥当性についての検証を行っていない事態及び就学支援金を充てるべき授業料債権が存在しないのに生徒に就学支援金が速やかに引き渡されていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、国外在住保護者の収入を考慮することなく受給資格の認定等を行っている事態は、在住先の税制や為替の影響等の事情があるとしても、生徒の保護者等が国内に在住している場合と国外に在住している場合との間の公平性及び厳しい財政状況の下で限られた財源を有効活用するために所得制限を設けた支援金法等の趣旨に鑑みて適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、学校設置者における高等学校等就学支援金制度への理解が十分でないことにもよるが、次のことなどによると認められる。

- ア 府県において、受給資格の認定等に当たり学校設置者に申請書等の確認作業を委託する場合に、その確認結果の妥当性についての検証を行う必要があることについての理解が十分でないこと
- イ 県において、就学支援金を充てるべき授業料債権が存在しない場合に、就学支援金を速やかに生徒に引き渡す必要があることについての理解及び学校設置者への指導が十分でないこと
- ウ 貴省において、生徒の保護者等が国外に在住していて市町村民税の課税対象とならない場合における当該保護者等の収入の把握方法や収入を考慮した受給資格の認定等の方法に対する検討が必ずしも十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

高等学校等就学支援金制度は、改正法の施行により公立高等学校に在学する生徒も支給の対象となるなど支給の対象が拡大しており、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、就学支援金を適切かつ公平に支給することの重要性は一層高まっている。また、引き続き多くの保護者等が国外に在住することが見込まれる。そして、29年4月には改正法の施行から3年が経過することから、貴省において、衆議院及び参議院での附帯決議により、政策の効果を検証した上で必要な措置を講ずることが求められている。

については、貴省において、就学支援金の支給が適切かつ公平に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

- ア 知事等が受給資格の認定等に当たり学校設置者に申請書等の確認作業を委託する場合には、学校設置者の確認結果が申請書等に記された情報を支援金法等の法令等にとつて適切に確認したもとなつているか抽出して調査するなど確認結果の妥当性についての検証を行い、確認作業が適正かつ確実に実施されるよう指導を十分に行うことについて、事務処理要領に明記するなどした上でその内容を都道府県に対し周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 就学支援金を充てるべき授業料債権が存在しない場合の就学支援金の学校設置者から生徒への引渡しについて、知事等は、特段の事情がある場合を除き速やかに生徒に引き渡すよう学校設置者への指導を十分に行うとともに、学校設置者に引渡し状況の報告を求めるなどして就学支援金が生徒に適時適切に引き渡されることを確保することについて、事務処理要領に明記するなどした上でその内容を都道府県に対し周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 高校等の生徒の保護者等が国内に在住している場合と国外に在住している場合で就学支援金の支給が可能な限り公平に行われるよう、都道府県及び学校設置者の事務負担に配慮した上で、国外在住保護者の収入の把握方法やその収入を考慮した受給資格の認定等の方法を検討すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

- (3) 国立大学法人において、共同利用の用に供するとして補助金で整備された研究設備を共同利用の用に供することについて十分に検討するよう周知することなどにより、研究設備の有効活用が促進されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)高等教育振興費 (項)国立大学法人施設整備費
部 局 等	文部科学本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	26 国立大学法人
補助事業の概要	高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることなどを目的として、国立大学法人における多様な学術研究を支える基盤的な研究設備や特色ある研究の発展に不可欠な研究設備等の整備に要する経費に対して補助するもの

共同利用の用に供するとして補助金により研究設備を整備した国立大学法人数及び件数	26 国立大学法人 98 件
上記 98 件の取得価格	68 億 7185 万余円(平成 21 年度～23 年度、25、26 両年度)
補助金により整備した研究設備を要求概要の趣旨に沿った共同利用の用に供していなかった国立大学法人数及び件数	15 国立大学法人 19 件
上記 19 件の取得価格	12 億 2037 万円(平成 23、25、26 各年度)

【意見を表示したものの全文】

国立大学法人が保有する研究設備の共同利用について

(平成 28 年 10 月 24 日付け 文部科学大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 国による研究設備の共用の取組及び整備に対する補助の概要

(1) 科学技術基本計画における研究設備の整備方針等

国は、科学技術基本法(平成 7 年法律第 130 号)に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、5 か年ごとに科学技術基本計画を策定しており、第 4 期科学技術基本計画(平成 23 年 8 月閣議決定。計画期間は平成 23 年度から 27 年度まで。以下「第 4 期計画」という。)において、「国は、大学が保有する研究施設及び設備について、限られた資源の有効活用を図るため、大学間連携による相互利用や再利用を効果的に行う体制の整備を進める」ことなどとしている。

また、第 4 期計画を受け、貴省科学技術・学術審議会先端研究基盤部会が 24 年 8 月に取りまとめた報告「科学技術イノベーションを牽引する研究基盤戦略について」(以下「部会報告」という。)によれば、国立大学法人や独立行政法人等の機関における研究設備の共用の取組が一層進展するよう、機関全体の研究設備等に関する情報の一元的把握等の取組が進むことが望まれ、国はこのような取組を促進することなどが求められているとされている。

(2) 貴省における国立大学法人の研究設備の整備に対する補助

貴省は、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることなどを目的として、国立大学法人の研究設備の整備に要する経費に対して、国立大学法人施設整備費補助金又は国立大学法人設備整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付しており、各国立大学法人は、補助金により、多様な学術研究を支える基盤的な研究設備や、特色ある研究の発展に不可欠な研究設備等を整備している。

補助金の交付を受けようとする各国立大学法人は、保有する研究設備の整備状況を把握

し、その利用形態や経過年数等から研究設備の現状を分析するなどした上で、補助金の交付を受けて整備しようとする研究設備について、当該研究設備の要求要旨、研究設備の概要等を記載した「要求概要」等を貴省に提出して補助金の交付を申請するなどしている。

そして、各国立大学法人は、補助金により整備しようとする研究設備が複数の研究分野において利用可能なため共同利用の用に供することとする場合には、要求概要にその旨を記載している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、国は、国立大学法人の保有する研究設備について、限られた資源の有効活用を図るための体制整備を進めることなどとしており、また、共用のための取組を促進することが求められている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、各国立大学法人が補助金により整備した研究設備について、要求概要に記載された趣旨に沿って共同利用の取組が適切に行われているか、研究設備の共同利用を促進するために必要な体制は整備されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、21年度から23年度までの間及び25、26両年度に、26国立大学法人^(注)が要求概要において共同利用の用に供するとして補助金により整備し、26年度末に保有している研究設備98件(取得価格計68億7185万余円)を対象として、貴省及び26国立大学法人において、要求概要その他の関係書類により会計実地検査を行うとともに、26国立大学法人から研究設備の共同利用の取組状況等を記載した調書の提出を受けて、その内容を分析し確認するなどの方法により検査した。

(注) 26国立大学法人 北海道大学、岩手大学、東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、お茶の水女子大学、金沢大学、静岡大学、名古屋大学、三重大学、京都市大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、広島大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、宮崎大学、富山大学の各国立大学法人

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

補助金により整備された前記の研究設備98件について、26国立大学法人において要求概要に記載された趣旨に沿って共同利用の用に供されているか確認したところ、15国立大学法人が23、25、26各年度に補助金により整備した研究設備19件(取得価格計12億2037万余円)は、各国立大学法人が共同利用の用に供するための研究設備を登録して管理することとしている共通機器センター等に登録されていないなど、要求概要に記載された趣旨に沿った共同利用の用に供されていない状況となっていた(表参照)。

表 共同利用の用に供されていない研究設備の件数及び取得価格 (単位：件、千円)

国立大学法人名	年度	件数	取得価格	国立大学法人名	年度	件数	取得価格
岩手大学	平成25	1	23,656	大阪大学	25	2	69,300
東北大学	25	2	155,232	神戸大学	25	1	25,893
東京大学	25	1	59,955	島根大学	26	1	35,640
東京医科歯科大学	26	1	30,121	香川大学	25	2	92,022
お茶の水女子大学	25	1	53,237	九州大学	26	1	43,200
金沢大学	25	2	118,440	長崎大学	25	1	291,652
静岡大学	25	1	108,150	宮崎大学	25	1	37,275
三重大学	23	1	76,597	計		19	1,220,372

(注) 単位未満を切り捨てているため、取得価格の合計と計欄は一致しない。

そして、これら 19 件のうち研究設備の利用実績の確認ができた 7 件について 1 週当たりの平均利用回数をみたところ、1 回当たりの利用時間が数日から数か月の長期にわたることとなる 1 件を除いて、他の 6 件はいずれも 1 週当たりの平均利用回数が 2 回未満と低調な利用状況となっており、このうち 3 件は、1 週当たりの平均利用回数が 1 回未満となっていた。

これら 19 件の研究設備について、要求概要に記載した趣旨に沿った共同利用の用に供していない理由を各国立大学法人に確認したところ、法人として共同利用の用に供することについての検討が十分でないこと、利用者向けの規程等の整備に必要な知見がないことなどによるとしている。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

国立大学法人大阪大学(以下「大阪大学」という。)は、平成 25 年 12 月に、理学研究科の宇宙・地球科学科校舎に超高周波電子スピン共鳴(ESR)年代測定装置を構成する電子スピン共鳴装置及び微小領域 X 線回折装置(取得価格 36,750,000 円及び 32,550,000 円、計 69,300,000 円)を整備している。これらの装置は、大阪大学が既存設備の老朽化による更新のために、24 年度補正予算の補助金により整備することとしたものである。そして、大阪大学は、貴省に提出した要求概要において、これらの装置を理学系、医薬学系、工学系等の様々な分野で応用可能な装置として、共同利用の用に供して広く公開することで、学内外の多くの分野に寄与することが可能であるとしていた。

しかし、大阪大学は、要求概要に記載した共同利用の用に供することについての検討を十分に行わなかったため、会計実地検査時(28 年 5 月)においても、上記の 2 装置を理学研究科が運用する共同利用設備として登録していないなど、共同利用の用に供していなかった。そして、利用簿が整備されていた微小領域 X 線回折装置について、稼働調整後の 26 年 12 月から 28 年 5 月までの 18 か月間の利用実績をみたところ、利用回数が 10 回、利用時間が計 403 時間と低調な利用状況となっていた。なお、電子スピン共鳴装置については、利用簿が整備されておらず、利用実績を確認できなかった。

また、貴省においても、各国立大学法人が要求概要において共同利用の用に供することとして補助金により整備した研究設備について、各国立大学法人における共同利用に関する取組状況を十分に把握していない状況が見受けられた。

一方、研究設備の共同利用を促進するために必要な体制を整備するなどして、要求概要に記載された趣旨に沿って共同利用の用に供している国立大学法人も見受けられた。

上記について、参考事例を示すと次のとおりである。

＜参考事例＞

国立大学法人北海道大学(以下「北海道大学」という。)は、平成26年3月に、理学研究院のNMR研究室に生体機能分子動態解析システムとして、固体高分解能核磁気共鳴測定システム(取得価格126,000,000円)を整備している。同システムは、北海道大学が24年度補正予算の補助金により整備することとしたものである。同システムは、共同利用の用に供するために、北海道大学の創成研究機構の設備共同利用システムである「オープンファシリティ」に26年8月に登録され、貴省に提出した要求概要に記載されていたとおりに、学内及び学外に広く門戸を開放することで、幅広い研究者に利用されている。その結果、27年度末まで20か月間の利用実績をみると、利用回数65回、利用時間4,138時間(うち設備を管理している研究者による利用回数34回、利用時間1,721時間、学内者による利用回数9回、利用時間246時間、学外者による利用回数22回、利用時間2,171時間)となっており、設備を管理している研究者だけでなく、幅広い研究者に利用され、利用状況が好調なものとなっていた。

また、北海道大学においては、オープンファシリティに登録されていないものも含め、学内の研究設備の効果的、効率的な利用を促進するために、研究設備の装置名、型名、共同利用の可否等を整理した一覧表を作成し、その内容を北海道大学のホームページにおいて公開することにより、保有する研究設備の有効活用のための積極的な情報公開を進めている。

前記のとおり、部会報告において、研究設備等に関する情報の一元的把握等の取組の促進が求められていることや、参考事例のように、国立大学法人の中には、保有する研究設備の装置名、型式、連絡先等の項目を一元的に取りまとめた一覧表等(以下「データベース」という。)を整備して公開することにより、保有する研究設備の共同利用を促進しているものがあることに鑑みると、国立大学法人が保有する研究設備の共同利用を促進するために、データベースを整備することは有効な方法の一つであると考えられる。

(改善を必要とする事態)

国立大学法人において、補助金により整備された研究設備について要求概要に記載した趣旨に沿った共同利用の用に供していない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 国立大学法人において、研究設備を共同利用の用に供するとして要求概要を提出して補助金の交付を申請しているのに、整備した研究設備を共同利用の用に供することについて検討が十分でないこと
- イ 貴省において、国立大学法人における補助金により整備された研究設備の共同利用の取組状況等を把握しておらず、また、アの検討について、国立大学法人に対する周知等が十分でないこと

3 本院が表示する意見

貴省は、今後も引き続き、補助金の交付により、国立大学法人における研究設備の整備を推進することとしている。

については、貴省において、補助金により整備された研究設備について、共同利用を通じて有効活用が促進されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 複数の研究分野において利用可能なため要求概要において共同利用の用に供するとして、補助金の交付を受けて整備する研究設備を共同利用の用に供することについて十分に検討するよう、各国立大学法人に対して周知すること
- イ 各国立大学法人における補助金により整備された研究設備の共同利用の取組状況を把握するとともに、各国立大学法人に対して、データベースを整備して公開することにより研究設備の共同利用を促進させている事例等の有用な情報の提供等を行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)の実施に当たり、補助事業者等に対して、補助の対象とならない経費の範囲を明確に示したり、帳簿等を作成することにより補助事業に係る収支を明確にするよう周知したり、契約事務を市町村等の契約規則等に準拠して実施することを明確にしその旨を周知したりするなどして、補助事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費	
部 局 等	文化庁	
補助の根拠	予算補助	
補助金の概要	地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的として、市町村等が策定する実施計画に基づき官民が一体となって取り組むなどして実施される地域の文化遺産の情報発信、普及啓発、継承等の事業に対して国が補助するもの	
補助事業者(事業主体)	132 補助事業者	
上記の補助事業者に交付された国庫補助金額	24 億 3958 万余円(平成 23 年度～26 年度)	
上記のうち国庫補助金が過大に交付されていた補助事業者数及び過大に交付されていた国庫補助金額(1)	2 補助事業者	541 万円(平成 25、26 両年度)
補助事業に係る経理が適正に行われたか確認できない状況となっていた補助事業者数及びその経費に係る国庫補助金相当額(2)	9 補助事業者	8468 万円(平成 23 年度～25 年度)

契約金額等の妥当性が確認できない状況となっていた補助事業者数及びその経費に係る国庫補助金相当額(3)	52 補助事業者	3 億 8148 万円(平成 23 年度～26 年度)
(1)から(3)までの純計		4 億 0246 万円

(1)の事態のうち(ア)については、前掲 150 ページ「文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)が過大に交付されていたもの」参照)

1 制度の概要

(1) 文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)の概要

文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)(平成 24 年度以前は文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業)。以下「補助金」という。)は、地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的として、市町村等が策定する実施計画に基づき官民が一体となって取り組むなどして実施される地域の文化遺産の情報発信、普及啓発、継承等の事業に対して国が補助するものとして 23 年度に創設された事業である。

(2) 交付要綱等の内容

文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした地域活性化事業)交付要綱(平成 25 年文化庁長官決定。24 年度以前は文化芸術振興費補助金(文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業)交付要綱。以下「交付要綱」という。)等によれば、補助事業者は、地域の文化遺産の所有者、保護団体等によって構成される実行委員会等とすることとされている。そして、補助金の交付額は、予算の範囲内において定額とすることとされており、その補助対象経費は、地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するための映像、パンフレット等の制作、地域の文化遺産を普及啓発するための発表会、地域の文化遺産の継承のために用いる用具の修理等の事業に係る報償費、委託費、請負費等の経費とすることとされている。このうち、報償費については、講演謝金、会議出席者謝金等の項目ごとに決められた上限金額を超えて支払った額は補助の対象とならないこととされている。

各年度の補助金交付の対象となる事業期間(以下「補助事業期間」という。)については、当該年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間等とされており、補助事業期間外に実施した事業に係る経費は、補助の対象とならないこととされている。

また、補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えて、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならないこととされるとともに、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払を行う場合は、当該補助事業者の所在する市町村等の法令の定め^(注1)に準拠して実施しなければならないこととされている。

さらに、補助事業を実施する際の発注予定金額が 10 万円以上の場合には見積書を徴取することなどとされており、また、発注予定金額が 100 万円以上(24 年度以前は、50 万円以上)の場合には複数者から見積書を徴取することとされている。

文化庁は、補助事業が完了した場合に、交付要綱等に基づき、補助事業者の提出する実績報告書に補助事業の支出等の内容を示す証拠書類の写しを添付させた上で、審査及び確認を行い、補助金の額の確定を行うこととなっている。

(注1) 補助事業者の所在する市町村等 補助事業者が実施する文化遺産を活かした地域活性化事業に係る実施計画を策定する市町村等のことである。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、補助対象経費が適切に算定されているか、経理関係書類の作成及び保存は適切に行われているか、契約事務は適切に行われているかなどに着眼して、23年度から26年度までの間に全国で実施された2,527補助事業のうち、21府県の132補助事業者が実施した295補助事業(事業費計26億0951万余円、補助金交付額計24億3958万余円)を対象として、実績報告書、領収書等の補助対象経費の根拠資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 21府県 京都、大阪両府、栃木、群馬、千葉、神奈川、福井、長野、愛知、三重、兵庫県、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、福岡、大分、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)、(2)及び(3)の事態には重複しているものがある。)

(1) 補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたため、補助金が過大に交付されていた事態

過大に交付されていた国庫補助金額計541万余円

2補助事業者が実施した補助事業(事業費計2361万余円、補助金交付額計2187万余円)において、(ア)補助事業の成果品が補助事業期間経過後に納品されていたのに、補助事業期間中に納品されたこととして成果品の作成に係る経費を補助対象経費に含めていたり、(イ)講演謝金について補助対象経費として計上できる上限金額を超えた額を補助対象経費に含めていたりして、補助金計541万余円が過大に交付されていた(表参照)。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

天龍村霜月神楽等資産化実行委員会は、平成26年度の補助事業において、長野県下伊那郡天龍村の霜月神楽等の祭りについての調査、記録映像の作成等を事業費6,994,972円で実施しており、このうち6,186,592円を補助対象経費として実績報告書を提出して、同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、同実行委員会は、26年度に業者に発注した記録映像の作成業務(4,284,800円)及び調査報告書の作成業務(742,500円)に係る成果品が、翌年度の27年10月15日及び11月10日に納品されていたにもかかわらず、それぞれ実際の納品日より前の日付である同年3月25日及び3月30日を納品日とする事実と異なる納品書等に基づき、補助事業期間中に成果品が納品されたこととして、上記の業務に係る経費計5,027,300円を補助対象経費に含めていた。

したがって、上記補助の対象とならない経費計5,027,300円を除いて適正な補助対象経費を算定すると1,159,292円となり、これに対する補助金は1,159,292円となることから、前記の補助金6,186,592円との差額5,027,300円が過大に交付されていた。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等が作成されていなかったため、補助事業に係る経理が適正に行われたか確認できない状況となっていた事態

補助事業に係る経理が適正に行われたか確認できない状況
となっていた経費に係る国庫補助金相当額計 8468 万余円

9 補助事業者が実施した補助事業(事業費計 1 億 3204 万余円、補助金交付額計 1 億 1833 万余円)については、補助事業者は、補助事業者以外の者に補助事業を実施するための業者の選定、契約の締結、経費の支払等の全部又は一部の事務を行わせていたが、当該事務の実施状況を把握しておらず、当該事務に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、金融機関の通帳等(以下「帳簿等」という。)を作成していなかった。このため、補助事業に係る経理が適正に行われたか確認できない状況となっていた(表参照)。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 2>

行橋市伝統芸能の会は、平成 24 年度の補助事業において、24 年度行橋市浄喜寺新能の公演を事業費 9,074,000 円で実施しており、同額を補助対象経費として実績報告書を提出して、補助金 8,338,000 円の交付を受けていた。

しかし、同会は、補助事業の実施に当たり、補助事業者以外の者に補助事業の実施に係る業者の選定、契約の締結、経費の支払等の全ての事務を行わせていたが、当該事務の実施状況を把握しておらず、当該補助事業に係る帳簿を作成していなかったり、同会が業者に振込払をしたとする経費について金融機関を通じた支払の事実を証する通帳等を作成していなかったりしていた。このため、本件補助事業に係る経理が適正に行われたか確認できない状況となっていた。

(3) 補助事業を実施するための契約事務が適切に行われていなかったため、契約金額等の妥当性が確認できない状況となっていた事態

契約金額等の妥当性が確認できない状況となっていた
経費に係る国庫補助金相当額計 3 億 8148 万余円

交付要綱等によれば、補助事業者は、補助事業を実施する際には、発注予定金額に応じて 1 者又は複数者から見積書を徴取することとされ、また、契約を締結する場合等には、その所在する市町村等の契約規則等の定めに基づいて契約書等を作成しなければならないこととされている。

しかし、52 補助事業者が実施した補助事業(事業費計 8 億 1445 万余円、補助金交付額計 7 億 6575 万余円)については、見積書を徴取しないまま契約相手方を決定したり、複数者から見積書を徴取して見積額を経済比較することなく、1 者から徴取した見積書のみによって契約相手方を決定したり、契約書等を作成しておらず、契約内容を書面で明確にしないまま、契約相手方からの請求に応じて支払を行ったりして、補助事業を実施するための契約事務を適切に行っていなかったため、契約金額や契約内容の妥当性が確認できない状況となっていた(表参照)。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 3>

小牧市文化遺産活用実行委員会は、平成 25 年度の補助事業において、愛知県小牧市の秋葉祭に使用する用具等の修繕等を事業費 6,699,056 円で実施しており、このうち 6,698,956 円を補

助対象経費として実績報告書を提出して、同額の補助金の交付を受けていた。そして、同実行委員会は、人形衣裳等の修理に要した経費として2,000,000円及び山車の修繕に要した経費として1,500,000円を補助対象経費に含めていた。

しかし、同実行委員会は、上記の修理等を発注する際、複数者から見積書を徴取して見積額を経済比較することなく1者から徴取した見積書のみによって契約相手方を決定したり、契約書を作成しておらず、契約内容を書面で明確にしないまま、契約相手方からの請求に応じて支払を行ったりして、契約金額や契約内容の妥当性が確認できない状況となっていた。

表 (1)から(3)までの事態に係る補助事業者名、国庫補助金交付額等 (単位：千円)

補助事業者名	府県及び市町村名	年度	国庫補助金交付額	(1)過大に交付された国庫補助金額	(2)補助事業に係る経理が適正に行われたか確認できない状況となっていた経費に係る国庫補助金相当額	(3)契約金額等の妥当性が確認できない状況となっていた経費に係る国庫補助金相当額	計
益子町文化遺産活用実行委員会	栃木県芳賀郡益子町	平成24～26	41,505	—	—	38,751	38,751
桐生の文化遺産継承発信事業実行委員会	群馬県桐生市	26	10,220	—	—	8,591	8,591
千葉県文化遺産継承実行委員会	千葉県千葉市	25、26	15,687	385	—	—	385
千葉市幕張夕べの会	千葉県千葉市	24	8,335	—	8,335	5,985	8,335
銚子資産活用実行委員会	千葉県銚子市	24～26	13,693	—	8,227	10,612	11,621
船橋市文化遺産を活かした地域活性化事業実行委員会(24年度以前は船橋市の文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業実行委員会)	千葉県船橋市	23～25	24,184	—	10,449	7,919	11,403
青木繁「海の幸」誕生の家と記念碑を保存する会	千葉県館山市	23	944	—	—	430	430
館山市の文化遺産を活用した観光振興・地域活性化事業実行委員会	千葉県館山市	24～26	20,037	—	—	15,031	15,031
佐倉山車人形保存会	千葉県佐倉市	23、24	12,537	—	—	3,652	3,652
一般社団法人波の伊八鴨川まちづくり塾	千葉県鴨川市	23、24	17,238	—	7,204	10,931	11,382
鴨川市の文化遺産を活かした地域活性化実行委員会	千葉県鴨川市	25、26	8,665	—	—	3,142	3,142
香取市伝統文化活性化実行委員会	千葉県香取市	23～25	21,306	—	16,235	18,928	19,896
特定非営利活動法人さすがの一宮	千葉県長生郡一宮町	24	7,974	—	—	600	600
川崎市乙女文楽・継承と地域活性化総合事業実行委員会	神奈川県川崎市	25	4,393	—	—	1,000	1,000
大和市伝統文化伝承事業実行委員会	神奈川県大和市	23～25	6,154	—	—	2,586	2,586
大和市遺跡・歴史施設PR事業実行委員会	神奈川県大和市	24	6,114	—	—	5,151	5,151
伊勢原歴史文化遺産活用実行委員会	神奈川県伊勢原市	25、26	11,414	—	—	1,600	1,600
近松の里づくり事業推進会議	福井県鯖江市	25、26	4,420	—	—	3,465	3,465

補助事業者名	府県及び市町村名	年 度	国庫補助金交付額	(1)過大に交付された国庫補助金額	(2)補助事業に係る経理が適正に行われていない状況と経費に係る国庫補助金相当額	(3)契約金額等の妥当性が確認できない状況と経費に係る国庫補助金相当額	計
一般社団法人三國會所(23年度はみくに歴史を生かすまちづくり推進協議会)	福井県坂井市	平成23、24	18,649	—	—	10,177	10,177
七夕人形を活用した地域連携事業実行委員会	長野県松本市	23、24	15,249	—	—	11,783	11,783
天龍村霜月神楽等資産化実行委員会(25年度は天龍村霜月神楽等資産化事業実行委員会)	長野県下伊那郡天龍村	25、26	11,349	5,027	—	9,997	9,997
『尾州廻船が伝えた常滑』地域活性化推進委員会	愛知県常滑市	25	7,414	—	—	100	100
大野谷文化圏活性化推進委員会(24年度以前は尾張大野まちおこし実行委員会)	愛知県常滑市	23～26	23,184	—	—	9,042	9,042
特定非営利活動法人尾張小牧歴史文化振興会	愛知県小牧市	23、24	39,755	—	—	12,810	12,810
小牧市文化遺産活用実行委員会	愛知県小牧市	25	6,698	—	—	5,039	5,039
東海市伝統文化保存継承実行委員会	愛知県東海市	25、26	11,450	—	—	6,458	6,458
知多市文化遺産活用事業実行委員会	愛知県知多市	25、26	16,575	—	—	1,505	1,505
京都の文化遺産総合活性化実行委員会	京都府京都市	25、26	71,381	—	—	12,947	12,947
堺市地域文化遺産活性化実行委員会	大阪府堺市	26	16,511	—	—	1,653	1,653
泉佐野市文化遺産活用活性化実行委員会	大阪府泉佐野市	25	5,361	—	—	1,323	1,323
泉佐野郷土芸能の集い実行委員会	大阪府泉佐野市	26	3,052	—	—	1,594	1,594
神戸市文化遺産活用実行委員会	兵庫県神戸市	24	16,332	—	8,687	2,350	8,687
芦屋市文化遺産継承・活性化事業実行委員会	兵庫県芦屋市	25	9,492	—	—	7,283	7,283
平野伝統文化遺産保存実行委員会	兵庫県川西市	23	9,399	—	—	7,317	7,317
平成26年度川西市文化遺産継承・活性化事業実行委員会(25年度は平成25年度川西市文化遺産継承・活性化事業実行委員会、24年度は川西市文化遺産継承・活性化事業実行委員会)	兵庫県川西市	24～26	17,443	—	—	12,994	12,994
和歌山市伝統文化活性化実行委員会	和歌山県和歌山市	23、24	17,284	—	—	3,488	3,488
新宮市伝統文化継承事業実行委員会	和歌山県新宮市	23～25	11,957	—	—	8,432	8,432
鳥取県文化財保存協会	鳥取県鳥取市	25、26	21,638	—	—	13,488	13,488
岡山県文化財保護協会	岡山県岡山市	24、26	35,029	—	—	15,520	15,520
長船刀剣製作技術総合伝承事業実行委員会	岡山県瀬戸内市	24～26	4,698	—	—	2,224	2,224

補助事業者名	府県及び市町村名	年度	国庫補助金交付額	(1)過大に交付された国庫補助金額	(2)補助事業に係る経理が適正に行われたか確認できていない状況となっていた経費に係る国庫補助金相当額	(3)契約金額等の妥当性が確認できない状況となっていた経費に係る国庫補助金相当額	計
徳島市文化遺産活用事業実行委員会	徳島県徳島市	平成23	5,132	—	—	777	777
小松島市文化財活性化実行委員会	徳島県小松島市	23～25	14,878	—	—	8,644	8,644
阿南市伝統文化活性化実行委員会	徳島県阿南市	23	2,336	—	—	492	492
高松市伝統文化活用事業実行委員会	香川県高松市	24	10,924	—	—	8,656	8,656
垂水町の文化財保存活用実行委員会	香川県丸亀市	24	1,122	—	—	980	980
丸亀市文化財保存活用実行委員会	香川県丸亀市	25	2,309	—	—	1,908	1,908
行橋市伝統芸能の会	福岡県行橋市	23、24	13,153	—	13,153	11,730	13,153
行橋市文化遺産活性化実行委員会	福岡県行橋市	25	1,245	—	—	1,012	1,012
築上町伝統芸能普及の会	福岡県築上郡築上町	24	7,894	—	4,460	6,632	7,165
おおいた民謡・民俗芸能活性化委員会	大分県大分市	25、26	10,454	—	—	8,041	8,041
オール延岡人！！市民みんなでスクラム組んで！！いっしょにやっちみろや！！文化遺産を活かした地域活性化実行委員会(24年度以前はオール延岡人！！市民みんなでスクラム組んで！！いっしょにやっちみろや！！文化遺産を活かした観光振興・地域活性化実行委員会)	宮崎県延岡市	23～26	58,263	—	—	22,924	22,924
あがたの趣を伝える地域活動実行委員会	宮崎県延岡市	25、26	21,068	—	—	9,884	9,884
鹿児島市伝統芸能普及の会	鹿児島県鹿児島市	24	7,930	—	7,930	3,887	7,930
計			781,443	5,412	84,681	381,480	402,462

(注) (1)から(3)までの事態に係る金額の合計額については、(1)から(3)までの事態に重複した金額があるため一致しない。

このように、補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めていたため、補助金が過大に交付されていたり、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等が作成されていなかったため、補助事業に係る経理が適正に行われたか確認できない状況となっていたり、補助事業を実施するための契約事務が適切に行われていなかったため、契約金額等の妥当性が確認できない状況となっていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、補助事業者において、適正な会計経理を行うことについての認識が欠けていたり、補助事業を適切に実施することについての理解が十分でなかったりしていたことにもよるが、文化庁において、次のことによると認められた。

- ア 補助事業期間経過後に納品された成果品に係る経費は補助の対象とならないことなどについて、補助事業者に対して十分に周知していなかったこと、また、実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと
- イ 補助事業の事務を補助事業者以外の者に行わせた場合でも、補助事業者は当該事務の実施状況を十分に把握した上で補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を作成する必要があることについて、補助事業者に対して十分に周知していなかったこと
- ウ 見積書を適切に徴取する必要があることについて、補助事業者に対して十分に周知していなかったこと、また、補助事業を遂行するために契約を締結する場合等に準拠することとされている法令の具体的な内容を明確にしておらず、補助事業者に対して十分に周知していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文化庁は、前記の2補助事業者に対して過大に交付されていた補助金を28年8月までに返還させるとともに、同月に補助事業者等に対して通知を発するなどして次のような処置を講じた。

- ア 補助事業期間経過後に納品された成果品に係る経費は補助の対象とならないことなどについて、補助事業者に対して周知した。また、実績報告書等の審査及び確認に当たり、疑義がある場合には納入業者に納品状況等を確認することなどとした。
- イ 補助事業の事務を補助事業者以外の者に行わせる場合でも、補助事業者は当該事務の実施状況を十分に把握した上で補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を作成する必要があることなどについて、補助事業者に対して周知した。また、補助事業者の提出する実績報告書に帳簿等の写しを添付させることとした。
- ウ 補助事業を遂行するために契約を締結する場合等には、当該補助事業者の所在する市町村等の契約規則等に準拠した手続をとる必要があること、及び見積書の徴取についても同様に市町村等の契約規則等に準拠することを明確にし、その旨を補助事業者に対して周知した。また、市町村等に、補助事業者に対して、各市町村等の契約規則等で定められている契約書を作成する基準額、見積書を徴取する基準額等を示させることとし、その作成及び徴取が適切に行われるよう指導させることとした。

- (2) 学校施設環境改善交付金等による大規模改造(老朽)事業の実施に当たり、実績報告時に改修比率を再検討し、交付申請時の改修比率から変動する場合にはこれを実績報告書に反映させることにより、同交付金等の交付額の算定が実施した改修工事の内容を適切に反映したものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)文部科学本省 (項)公立文教施設整備費
部 局 等	文部科学本省
交付の根拠	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)等

交付金事業の概要	建築後 20 年以上経過した小学校、中学校等の建物を大規模改造する老朽事業等を実施する地方公共団体に対して学校施設環境改善交付金等を交付するもの
交付金事業者等(事業主体)	府 1、県 5、市 200、町 69、村 5、学校管理組合 2、計 282 事業主体
上記の交付金事業者等が実施した老朽事業の件数	1,474 件(平成 25 年度～27 年度)
上記に係る交付金交付額	932 億 4413 万余円
実績報告時に改修比率の再検討が行われていなかった老朽事業の件数	514 件
上記に係る交付金交付額	338 億 2369 万円(背景金額)(平成 25 年度～27 年度)
上記のうち実際の改修比率と差が生じた改修比率に基づいて算定したことにより生じた交付金交付額の開差額	1 億 6237 万円

1 老朽事業の概要等

(1) 学校施設環境改善交付金等の概要

文部科学省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和 33 年法律第 81 号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、地方公共団体に対して、学校施設環境改善交付金(沖縄県にあっては、沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)に基づき、同県が作成する沖縄振興交付金事業計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるための沖縄振興公共投資交付金。以下、合わせて「交付金」という。)を交付している。

そして、交付金の交付額は、「学校施設環境改善交付金交付要綱」(平成 23 年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等によれば、大規模改造(老朽)事業(以下「老朽事業」という。)等の交付金の算定の対象となる個々の施設整備事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗じて得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。

上記交付額の算定は、「学校施設環境改善交付金の実績報告書等について」(平成 26 年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知。以下「実績報告通知」という。)等に基づき、交付金の交付申請時に行うほか、実績報告時にも配分基礎額や交付対象工事費の変更を反映させて再度行うこととなっている。

(2) 老朽事業の概要

交付要綱等によれば、交付対象事業のうち、老朽事業については、小学校、中学校等の建物で建築後20年以上経過したものを大規模改造する際の建物全体の改修工事等に要する経費を交付対象経費とすることとされ、算定割合は原則として3分の1とすることとされている。

そして、老朽事業に係る配分基礎額は、「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について」(平成27年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知。以下「算定方法通知」という。)によれば、改修工事を実施する建物の面積に、建物・構造の種類別に定められた建築単価に改修比率を乗じて得た単価を乗ずるなどして算定することとされている。

(3) 改修比率の算定

上記の改修比率は、算定方法通知によれば、当該事業の改修内容に応じて、7種の工種(防水、外装、内装、建具(外部)、建具(内部)、電気設備、機械設備)ごとに改修範囲の割合を5段階(0%、25%、50%、75%、100%)から選定し、この割合に単価構成比率^(注1)をそれぞれ乗じて得た比率を合計することにより算定することとされている。そして、改修範囲の割合は、工種ごとに改修工事を実施する建物全体の面積等に対する改修工事を実施する部分の面積等の割合を算出して、上記5段階のうち近似値を採用することとされている。

(注1) 単価構成比率 建物の種類別に全面的に改修する場合の標準的な工事費の構成比率として工種ごとに文部科学省が定めたもの。例えば、屋内運動場では工種「外装」は1.5%、「内装」は20.5%などと定められていて、7種の工種の合計は48.0%となり、これが改修比率の上限となる。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

公立の義務教育諸学校等の施設においては、老朽化が深刻になっていることから、限られた予算の範囲内でできる限り多くの学校施設について安全面や機能面の改善を図る必要がある。

そこで、本院は、効率性等の観点から、老朽事業における改修比率が実施した改修工事の内容を反映して適切に算定され、交付金の交付額の算定が国費の効率的な執行を十分に確保するものとなっているかなどに着眼して、平成25年度から27年度までの間に交付金の交付を受けた23府県の282事業主体が実施した老朽事業計1,474件に係る交付金の交付額計932億4413万余円(老朽事業と合わせて交付決定された他の交付対象事業に係る金額を含む)^(注2)を対象として、文部科学本省及び23府県において、実績報告書等の関係書類及び現地状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めるなどして、その分析を行った。

(注2) 23府県 京都、大阪両府、栃木、群馬、千葉、神奈川、富山、福井、長野、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、福岡、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

老朽事業における交付申請時の改修比率は、事業主体が当該事業の改修内容に応じた改修範囲を工事着手前に検討して算定されたものとなっている。一方で、老朽事業は、工事着手後に建物各部の劣化状況の詳細が判明して、その状況に応じて改修工事の範囲や工法が変わる場合があるなど、交付申請時に事業主体が正確な改修比率を算定することが難しいという特徴を有しているため、各事業主体が実績報告時に実際に実施した改修工事の内容に基づき改修比率を再検討することが重要となる。しかし、文部科学省は、工事内容の変更等により改修範囲の割合が変動し、実績報告時の改修比率が交付申請時の改修比率から変動している場合があるにもかかわらず、そのような場合の取扱いについて実績報告通知等で定めていなかった。

そこで、282 事業主体が実施した老朽事業計 1,474 件について、実績報告時に改修比率の再検討を行っていたかを確認するとともに、行っていない場合は実際に実施した改修工事の内容に基づき改修比率の再検討を行い、この再検討の結果に基づく改修比率(以下「実際の改修比率」という。)と実績報告時の改修比率とを比較するなどして検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 実績報告時における改修比率の再検討の状況

282 事業主体が実施した老朽事業計 1,474 件のうち 113 事業主体の 514 件(34.8%)について、事業主体は、改修工事の実績を確認することなく交付決定どおりに改修工事を実施したと考えていたこと、実績報告時に改修比率を修正することとされていないこと、又は、実績報告時に改修比率を修正してはならないと考えていたことを理由として、実績報告時に改修工事の実績に基づき改修比率の再検討を行っていなかった。一方で、187 事業主体の 960 件(65.1%)については、事業主体の判断により、再検討を行っていた。

(2) 実際の改修比率と実績報告時の改修比率の比較等

再検討が行われていなかった 514 件について、実際の改修比率と実績報告時の改修比率とを比較したところ、189 件(36.7%)は両者が一致していたものの、167 件は実際の改修比率が実績報告時の改修比率を下回り、158 件は実際の改修比率が実績報告時の改修比率を上回っていて、計 325 件(63.2%)は両者が一致していなかった。

そして、再検討が行われていなかった 514 件に係る交付金の交付額計 338 億 2369 万円の交付を受けていた 113 事業主体について、実際の改修比率に基づき改修比率の変動を踏まえた交付金の交付額を算定したところ、表のとおり、23 事業主体においては計 2 億 0801 万余円減少し、8 事業主体においては計 4563 万余円増加することとなり、113 事業主体の交付金の交付額は、計 336 億 6131 万余円となった。このように、実際の改修比率と差が生じた改修比率に基づいて算定されていたため交付金の交付額に 1 億 6237 万余円の開差が生じていた。

表 改修比率の再検討が行われていなかった514件について改修比率の変動を踏まえて算定した交付金の交付額の開差額

府 県 名	事業主体数	老朽事業の件数	左に係る交付金の交付額 (A)	改修比率の変動を踏まえて算定した交付金の交付額				開差額 (A) - (B)	
				交付額が減少するもの		交付額が増加するもの			
				事業主体数	金額	事業主体数	金額		
栃木県	6	18	千円 1,167,051	—	千円 —	1	千円 1,231	千円 1,168,282	千円 △ 1,231
群馬県	3	18	1,515,620	1	1,374	—	—	1,514,246	1,374
千葉県	12	94	7,171,452	5	46,275	2	8,505	7,133,682	37,770
神奈川県	6	52	4,282,647	—	—	3	30,293	4,312,940	△ 30,293
富山県	5	38	2,842,643	—	—	—	—	2,842,643	—
長野県	6	27	1,216,543	2	13,568	—	—	1,202,975	13,568
愛知県	8	17	867,033	2	18,820	—	—	848,213	18,820
三重県	2	3	135,730	—	—	—	—	135,730	—
京都府	6	21	1,436,571	1	2,794	—	—	1,433,777	2,794
大阪府	5	51	2,702,331	1	45,638	—	—	2,656,693	45,638
兵庫県	2	10	1,279,405	—	—	—	—	1,279,405	—
和歌山県	4	8	590,175	2	4,455	—	—	585,720	4,455
鳥取県	3	14	811,942	1	5,208	—	—	806,734	5,208
岡山県	3	4	325,896	—	—	—	—	325,896	—
広島県	4	10	852,484	1	13,296	1	122	839,310	13,174
徳島県	5	18	630,008	2	26,899	—	—	603,109	26,899
福岡県	15	50	2,871,951	2	13,729	1	5,481	2,863,703	8,248
大分県	7	19	939,122	—	—	—	—	939,122	—
宮崎県	2	2	336,975	—	—	—	—	336,975	—
鹿児島県	9	40	1,848,111	3	15,955	—	—	1,832,156	15,955
計	113	514	33,823,690	23	208,011	8	45,632	33,661,311	162,379

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

徳島県小松島市は、平成25年度に、新開小学校等8校の屋内運動場に係る老朽事業等を実施して交付金170,707,000円の交付を受けていた。

同市は、これらのうち新開小学校の屋内運動場に係る老朽事業の改修比率の算定に当たり、交付申請時には改修工事の設計図等を基にするなどして工種「外装」及び「内装」の改修範囲の割合を75%、工種「建具(外部)」の改修範囲の割合を50%とするなどして、これらに基づき改修比率を26.3%と算定していた。

しかし、同市は、改修比率については実績報告時に修正することとされていないとして、実績報告時に実際に実施した改修工事の内容に基づき改修比率の再検討を行っていなかった。

このため、実際に実施した改修工事の面積等に基づいて、改修比率の再検討を行ったとこ

ろ、工種「外装」の改修範囲の割合は100%、工種「内装」は25%、工種「建具(外部)」は0%などとなり、これらに基づく実際の改修比率は12.025%となった。

また、同市は、上記のほか児安小学校等7校の屋内運動場に係る老朽事業について、改修比率を26.0%から26.3%と算定していたが、同様に再検討を行ったところ、実際の改修比率は12.025%から22.575%となった。

したがって、これらの改修比率に基づいて交付金の交付額を算定すると、146,660,000円となり、交付額が24,047,000円減少することとなった。

このように、老朽事業においては、実際の改修比率と実績報告時の改修比率が一致しない場合が多く、この場合に交付金の交付額に影響することがあるのに、交付金の交付額の算定に当たって、実績報告時に改修比率の再検討を行っておらず、その結果、実際の改修比率と差が生じた改修比率に基づいて交付額を算定していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、文部科学省において、実績報告時に改修比率の再検討を行うことについての検討が十分でなく、実績報告時に改修比率の再検討を行い、交付申請時の改修比率から変動する場合にはこれを実績報告書に反映させることを実績報告通知等に定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、交付金の交付額の算定が適切に行われるよう、28年9月に、老朽事業に係る交付金の交付額の算定に当たって、実績報告時に改修比率を再検討し、交付申請時の改修比率から変動する場合にはこれを実績報告書に反映させることを定めた通知を事業主体及び実績報告書の審査を行う都道府県に対して発して、その内容の周知徹底を図る処置を講じた。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理について

(平成26年度決算検査報告159ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置及び表示した意見

国庫補助事業により整備された市町村立の小学校及び中学校の校舎等(以下「学校施設」という。)の老朽化が深刻な状況となっていることを踏まえて、文部科学省に設置されている有識者会議が取りまとめた報告書によれば、学校施設の劣化状況等を適切に把握する必要がある、その際には、個々の学校施設ごとに劣化等の情報を管理するだけではなく、域内の学校施設について一元的に管理することが有効であるとされている。そして、学校施設を管理する市町村は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき、学校施設の敷地、構造等を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないこととなっており、このうち建築主事を置くなどの市町村は、同法に基づく点検(以下「建築点検」という。)を行うこととなっている(以下、これらの市町村を「建築点検の義務がある市町村」という。)。また、学校施設を管理する市町村は、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく点検を行うこととなっている。しかし、

建築点検が適切に実施されていない事態、建築点検により是正が必要と判定された事項のうち、過去に老朽化等に起因する事故が報告されるなどしている校舎外壁の劣化、損傷等の事項、又は消防法に基づく点検により不良と判定された自動火災報知設備の不作動等の事項（以下、これらを「要是正事項」という。）が早期に是正されていない事態及び建築点検の義務がない市町村において市町村教育委員会が主体となって行う専門的な点検（以下「教育委員会点検」という。）が実施されていないため、是正の必要がある事項の有無やその内容が把握されていない事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣に対して平成27年10月に、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示した。

- ア 建築点検の義務がある市町村に対して、建築点検を実施して維持管理を適切に行うことの必要性やその手法等について、手引を作成するなどして一層の周知等を図ること（会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）
- イ 市町村に対して、要是正事項を早期に是正することの必要性を周知すること、また、要是正事項等に係る劣化等の情報を一元的に管理して、適切に優先順位を設けて計画的に是正を進めていくことの重要性を周知するとともに、その手法等について、具体的な事例等を示した手引を作成するなどして提供すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）
- ウ 建築点検の義務がない市町村に対して、学校施設の維持管理の一環として教育委員会点検を適切に実施するための具体的な方策を検討して示すとともに、教育委員会点検を実施することにより是正の必要がある事項を把握することの重要性を周知すること（同法第36条の規定により意見を表示したもの）

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 27年10月に都道府県を經由して市町村に対して通知を発して、28年3月に学校施設の維持管理の重要性や手法等について具体的な事例等を示して解説した手引を作成して公表し、さらに、同年6月に都道府県等の担当者を対象とした会議を開催して上記の通知や手引の内容を説明するとともに市町村に対して周知させて、建築点検の義務がある市町村に対して建築点検を実施して学校施設の維持管理を適切に行うことの必要性やその手法等を周知した。
- イ 市町村に対して、アの通知及び会議により、要是正事項を早期に是正することの必要性や、要是正事項等に係る劣化等の情報を一元的に管理して、適切に優先順位を設けて計画的に是正を進めていくことの重要性を周知するとともに、アの手引により、要是正事項等に係る劣化等の情報を一元的に管理する手法等について、具体的な事例等を提供した。
- ウ 建築点検の義務がない市町村に対して、アの手引により、学校施設の維持管理の一環として教育委員会点検を適切に実施するための具体的な方策を示すとともに、アの通知及び会議により、教育委員会点検を実施することにより是正の必要がある事項を把握することの重要性を周知した。

第9 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料 (44) (45)

(44) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部 局 等	12 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	322 事業主	
	徴収過大があった事業主数	120 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	386,025,697 円(平成 25 年度～27 年度)	
	徴収過大額	86,996,378 円(平成 25 年度～27 年度)	

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

(2) 保険料の徴収

保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 事業主は、毎年度の6月1日から40日以内に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率^(注)を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成27年度の収納済額は3兆1022億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して事業の種類ごとに定められており、平成25、26両年度の場合は最低1000分の2.5から最高1000分の89、27年度の場合は最低1000分の2.5から最高1000分の88となっている。
- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、25年度から27年度までは1000分の13.5(ただし、農林、水産等の事業は1000分の15.5、建設の事業は1000分の16.5)となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち12労働局管内の事業主から短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる620事業主を選定して、25年度から27年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記の12労働局において、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を同保険に加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかったり、労災保険率の適用を誤っていたりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記620事業主のうち、12労働局管内の322事業主について徴収額が386,025,697円不足していたり、12労働局管内の120事業主について徴収額が86,996,378円過大になっていたりして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりして、賃金総額の記載が事実と相違するなどしていたのに、上記の12労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局は、小売業を営む事業主Aから、平成26年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者2,088人に対して支払った賃金総額は5,906,038千円、その雇用保険分の保険料は79,731,513円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者719人を雇用保険に加入さ

せておらず、これらの者に対して支払った賃金 1,248,220 千円を確定保険料申告書に記載する賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料 16,850,970 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
北海道	44	28 8	千円 29,384 △ 10,606
岩手	43	22 13	12,859 △ 4,611
宮城	43	20 9	46,645 △ 1,991
東京都	88	44 30	78,286 △ 37,030
神奈川県	76	45 11	60,095 △ 3,592
新潟	46	23 7	10,511 △ 1,437
富山	36	20 4	4,179 △ 420
岐阜	48	21 12	7,115 △ 3,116
愛知	70	43 10	52,907 △ 10,664
京都	43	13 3	7,585 △ 585
大阪	65	39 10	75,847 △ 12,090
島根	18	4 3	607 △ 849
計	620	322 120	386,025 △ 86,996

(45) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

会計名及び科目	年金特別会計(健康勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部局等	厚生労働本省		
健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構		
保険料納付義務者	477 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	180,887,102 円(平成 24 年度～27 年度)	
	厚生年金保険保険料	313,321,502 円(平成 24 年度～27 年度)	
	計	494,208,604 円	

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部(平成28年4月1日以降は本部に統合)、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険であり、常時従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届
- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を審査するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額^(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査し決定するなどして徴収している。

保険料の27年度の収納済額は、健康保険保険料8兆7127億余円、厚生年金保険保険料27兆8361億余円、計36兆5489億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第47級1,210,000円まで、厚生年金保険では第1級98,000円から第30級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で540万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、9ブロック本部の管轄区域内に所在する194年金事務所が管轄する事業所の事業主のうち、短時間就労者を多数使用していると思込まれるなどの1,570事業主を選定するなどして、24年度から27年度までの間における保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の194年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所へ調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記1,570事業主のうち、9ブロック本部の管轄区域内に所在する143年金事務所が管轄する477事業主について、徴収額が494,208,604円(健康保険保険料180,887,102円、厚生年金保険保険料313,321,502円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったり誠実でなかったりして、届出を適正に行っていなかったのに、上記の143年金事務所においてこれについての指導及び調査確認が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A会社は、飲食業等の業務に従事する従業員331人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち261人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の261人について調査したところ、同会社はこのうち18人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料2,840,890円、厚生年金保険保険料4,139,639円、計6,980,529円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険料	厚生年金保険料	計
				千円	千円	千円
北海道	札幌東等11	130	34	10,586	12,974	23,561
東北	山形等4	42	17	7,422	10,902	18,325
北関東・信越	宇都宮東等19	235	87	33,776	53,184	86,961
南関東	千葉等31	210	80	25,944	77,637	103,581
中部	金沢北等16	126	40	14,829	20,812	35,642
近畿	大津等27	210	68	34,421	58,658	93,080
中国	松江等9	83	32	9,999	14,952	24,951
四国	高松東等3	53	15	3,122	4,578	7,701
九州	東福岡等23	244	104	40,782	59,619	100,402
計	143か所	1,333	477	180,887	313,321	494,208

保険給付(46)-(49)

(46) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部局等	15 労働局
支給の相手方	75 事業主
雇用調整助成金の支給額の合計	628,187,674 円(平成22年度～27年度)
不当と認める支給額	174,460,497 円(平成22年度～27年度)

1 保険給付の概要

(1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険(後掲202ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者(以下「被保険者」という。)について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

(2) 雇用調整助成金の支給

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等についての協定を結び、これに基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額については、休業等を行った期間ごとに、1人1日当たりの平均賃金額に上記の協定による賃金の支払率及び所定の助成率を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて算定することとなっている。また、教育訓練を行った場合には、上記のとおり算定した額に、訓練費として所定の単価に教育訓練を行った延べ人日数を乗じて得た額を加算することとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で、支給決定を行い、これに基づいて雇用調整助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給決定の取消しを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を、被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については3分の2、中小企業事業主については5分の4。ただし、平成25年4月以降(岩手、宮城、福島各県に所在する事業主については25年10月以降)は、中小企業以外の事業主については2分の1、中小企業事業主については3分の2

(注3) 所定の単価 中小企業以外の事業主については1人1日当たり1,000円、1,200円、2,000円及び4,000円、また、中小企業事業主については1人1日当たり1,200円、1,500円、3,000円及び6,000円となっており、事業所内訓練及び事業所外訓練の別、訓練を行った時期等により単価が異なる。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する雇用調整助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、20労働局において会計実地検査を行い、平成22年度から27年度までの間に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた事業主から256事業主を選定して、雇用調整助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、15労働局管内において22年度から27年度までの間に雇用調整助成金の支給を受けた75事業主は、休業等を行っていないのに行ったなどと偽ったり、支給額算定の基礎となる休業等を行った延べ人日数を誤るなどしたりして、雇用調整助成金の支給を申請しており、これら75事業主に対する雇用調整助成金の支給額計628,187,674円のうち計174,460,497円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の15労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

埼玉労働局は、事業主 A から、平成 23 年 2 月から 25 年 8 月までの間に、30 回、延べ 4,397 人日の休業を行ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計 27,625,526 円を事業主 A に支給していた。

しかし、実際には、事業主 A は、被保険者の勤務の状況等について事実と相違する添付書類を作成して、休業を行っていないのに、上記のとおり行っていると偽って申請していたことから、事業主 A に対する雇用調整助成金計 27,625,526 円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金	
				千円	千円
北海道	19	6	21,010	20,027	
青森	16	4	21,556	4,320	
岩手	14	3	44,481	4,047	
茨城	21	8	121,734	5,451	
埼玉	10	3	36,770	27,727	
千葉	20	10	63,946	22,820	
東京	19	8	41,500	14,635	
愛知	16	8	69,611	15,727	
大阪	7	3	54,542	12,576	
鳥取	12	4	23,593	3,465	
福岡	12	5	33,195	20,793	
長崎	15	1	5,835	974	
大分	7	6	52,910	11,031	
鹿児島	12	3	18,604	1,204	
沖縄	10	3	18,892	9,656	
計	210	75	628,187	174,460	

(47) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部局等	12 労働局
支給の相手方	22 事業主
不当と認める特定求職者雇用開発助成金	(1) 特定就職困難者雇用開発助成金 (2) 高年齢者雇用開発特別奨励金 (3) 被災者雇用開発助成金
特定求職者雇用開発助成金の支給額の合計	(1) 88,093,835 円(平成 23 年度～26 年度) (2) 1,050,000 円(平成 25、26 両年度) (3) 3,350,085 円(平成 24、25 両年度)
計	92,493,920 円

不当と認める支給額	(1)	26,310,191 円(平成 24 年度～26 年度)
	(2)	600,000 円(平成 25、26 両年度)
	(3)	1,804,026 円(平成 24、25 両年度)
	計	28,714,217 円

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(後掲 202 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、特定の求職者(60 歳以上 65 歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な者(以下「就職困難者」という。)、65 歳以上の離職者、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震(同月 12 日に発生した長野県北部を震源とする地震を含む。))及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による離職者等をいう。)の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、特定の求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者雇用開発助成金(以下「就職困難者助成金」という。)、高年齢者雇用開発特別奨励金(以下「高年齢者奨励金」という。))及び被災者雇用開発助成金(以下「被災者助成金」という。)の三つがある。

(2) 特定求職者雇用開発助成金の支給

ア 就職困難者助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等(以下「安定所等」という。)の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

イ 高年齢者奨励金の支給要件は、事業主が雇入れ日における満年齢が 65 歳以上の離職者を安定所等の紹介により、新たに 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ 1 年以上継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

ウ 被災者助成金の支給要件は、事業主が東日本大震災の被災地域における被災離職者等を安定所等の紹介により、新たに 1 年以上継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れることなどとなっている。

そして、支給額は、就職困難者助成金の場合、原則として、表 1 に記載のとおりとなっていて、高年齢者奨励金及び被災者助成金の場合、原則として、表 2 に記載のとおりとなっている。

表1 就職困難者助成金の支給額

	区 分	企 業 規 模	第1期 支給額	第2期 支給額	第3期 支給額	第4期 支給額	支給総額	支給 回数
短時間労働者以外	60歳以上65歳未満の高年齢者等	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円			50万円	2回
		中小企業事業主	45万円	45万円			90万円	2回
	身体障害者及び知的障害者	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円			50万円	2回
		中小企業事業主	45万円	45万円	45万円		135万円	3回
	重度障害者等	中小企業事業主以外の事業主	33万円	33万円	34万円		100万円	3回
		中小企業事業主	60万円	60万円	60万円	60万円	240万円	4回
短時間労働者	下記の区分に該当しない、労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円			30万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円			60万円	2回
	労働時間が週20時間以上30時間未満の障害者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円			30万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円	30万円		90万円	3回

(注) 雇入れ日から起算した最初の6か月を第1期、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期とする。

表2 高年齢者奨励金及び被災者助成金の支給額

区 分	企 業 規 模	第1期 支給額	第2期 支給額	支給総額	支給 回数
下記の区分に該当しない者	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円	50万円	2回
	中小企業事業主	45万円	45万円	90万円	2回
労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円	30万円	2回
	中小企業事業主	30万円	30万円	60万円	2回

(注) 雇入れ日から起算した最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とする。

特定求職者雇用開発助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で、支給決定を行い、これに基づいて特定求職者雇用開発助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給決定の取消しを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、17労働局において会計実地検査を行い、22年度から26年度までの間に特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業

主から 286 事業主を選定して、特定求職者雇用開発助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、12 労働局管内において 23 年度から 26 年度までの間に特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた 22 事業主は、既に雇い入れている者又は事実上雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととして、特定求職者雇用開発助成金の支給を申請するなどしており、これら 22 事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給額計 92,493,920 円(就職困難者助成金 88,093,835 円、高年齢者奨励金 1,050,000 円、被災者助成金 3,350,085 円)のうち計 28,714,217 円(就職困難者助成金 26,310,191 円、高年齢者奨励金 600,000 円、被災者助成金 1,804,026 円)は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の 12 労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北海道労働局は、事業主 A から、就職困難者 B を平成 24 年 6 月に旭川公共職業安定所の紹介を受けて同年 7 月に雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、就職困難者助成金 2,400,000 円を事業主 A に支給していた。

しかし、実際には、就職困難者 B は同年 3 月から既に就労しており、事業主 A は就職困難者 B に形式的に同公共職業安定所の紹介を受けさせていたことから、就職困難者 B は就職困難者助成金の対象とならず、就職困難者助成金 2,400,000 円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金	
			千円	千円
北海道	21	1	3,300	2,400
			—	—
青森	15	1	2,865	900
			—	—
茨城	23	1	1,950	600
			3,350	1,804
埼玉	27	6	48,002	9,772
			—	—

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金	左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金
大阪	10	3	千円 7,455 1,050 —	千円 4,078 600 —
兵庫	8	1	1,800 —	900 —
奈良	7	1	2,080 —	900 —
和歌山	34	1	2,400 —	1,800 —
香川	18	1	2,700 —	600 —
福岡	13	1	1,800 —	900 —
長崎	20	4	8,420 —	2,559 —
大分	8	1	5,319 —	900 —
計	204	22	88,093 1,050 3,350	26,310 600 1,804
合計			92,493	28,714

(注) 「左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金」及び「左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金」の上段は就職困難者助成金に係る分、中段は高年齢者奨励金に係る分、下段は被災者助成金に係る分である。

(48) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 失業等給付費
部局等	(1)(2) 厚生労働本省(支給庁) 51 公共職業安定所(支給決定庁)
	(3) 厚生労働本省(支給庁) 32 公共職業安定所(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	(1) 85人 (2) 20人 (3) 114人 計 203人(純計)
不当と認める失業等給付金	(1) 求職者給付(日雇労働求職者給付金を除く。) (2) 就職促進給付 (3) 日雇労働求職者給付金
失業等給付金の支給額の合計	(1) 48,681,296円(平成23年度～28年度) (2) 9,167,927円(平成25年度～27年度) (3) 151,224,000円(平成25年度～28年度) 計 209,073,223円

不当と認める支給額	(1)	16,465,887 円(平成 23 年度～28 年度)
	(2)	9,167,927 円(平成 25 年度～27 年度)
	(3)	91,958,300 円(平成 25 年度～28 年度)
	計	117,592,114 円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の4種がある。

ア 求職者給付には基本手当、日雇労働求職者給付金(以下「日雇給付金」という。)等7種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大半を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、^(注)受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ 就職促進給付には6種の手当等があり、このうち再就職手当は、早期の再就職の促進を図るもので、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の3分の1以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。また、就業促進定着手当は、再就職手当の支給を受けた者が再就職先に6か月以上雇用され、かつ、再就職後の6か月間の賃金日額が離職前の6か月間の賃金日額を下回る場合に支給される。

ウ アの求職者給付の手当等のうち、日雇給付金は、日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者であって、一定の要件を満たす者(以下「日雇労働被保険者」という。)が失業した場合に支給される。

(注) 受給資格者 被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たしている、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

上記の手当等は、公共職業安定所(以下「安定所」という。)が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省等が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就

職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等の事実について確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ 再就職手当及び就業促進定着手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書及び就業促進定着手当支給申請書に記載されている雇入年月日や賃金額等について調査し確認した上で、支給決定を行う。

ウ 日雇給付金については、後掲 261 ページの「日雇労働求職者給付金に係る制度の運用に当たり、一般被保険者等への切替えなどの取扱いが適切に行われるよう是正改善の処置を求め、失業認定における労働の意思の有無等の確認が十分に行われるよう意見を表示し、及び日雇労働被保険者に対する支給要件の確認が十分に行われるとともに、日雇労働求職者給付金の不正受給を防止するための取組が効果的に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの」参照

また、偽りその他不正の行為により上記手当等の支給を受け、又は受けようとした者に対しては、その支給を受け、又は受けようとした日以後、当該手当等を支給しないことなどとなっており、安定所は、既に支給した手当等の返還等を命ずることができることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者(ただし、日雇給付金の支給を受けた者(以下「日雇受給者」という。))を除いた者。以下「受給者」という。)に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国 47 都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の 436 安定所(平成 28 年 3 月末現在)のうち、15 労働局の 135 安定所において会計実地検査を行い、23 年度から 28 年度までの間における受給者から 4,970 人を選定して、失業等給付金の支給の適否について検査した。また、合規性等の観点から、日雇受給者に対する日雇給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、12 労働局の 59 安定所において会計実地検査を行い、日雇労働被保険者を雇用している管内の 1,659 事業所のうち 203 事業所を選定して、26 年度にこれらの事業所が雇用するなどした日雇受給者 2,234 人に対する日雇給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、受給者から提出された失業認定申告書、日雇受給者に係る認定・支給歴照会票等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該安定所に調査及び報告を求めて、また、当該日雇受給者が他の労働局管内の安定所において日雇給付金の支給を受けている場合には、その労働局に調査及び報告を求めて、それらの報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、14 労働局の 51 安定所管内における 23 年度から 28 年度までの間の受給者 89 人、及び 12 労働局の 32 安定所管内における 25 年度から 28 年度までの間の日雇受給者 114 人に対する失業等給付金の支給額計 209,073,223 円のうち計 117,592,114 円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付等の種別に示すと次のとおりである(下記ウの安定所、事業所及び日雇受給者の数については、複数の態様に該当するものがある。)

ア 求職者給付(日雇給付金を除く。)

48 安定所管内の受給者 85 人は、再就職した後も引き続き基本手当の支給を受けるなどしており、これらに対する基本手当の支給額計 48,681,296 円のうち計 16,465,887 円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

19 安定所管内の受給者 20 人は、事実と相違した雇入年月日により再就職手当の支給を受けるなどしており、これらに対する再就職手当等の支給額計 9,167,927 円(再就職手当計 8,183,652 円、就業促進定着手当計 984,275 円)の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

ア及びイの事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例 1＞

旭川安定所は、受給者 A から、平成 27 年 6 月に就職したとする失業認定申告書及び再就職手当支給申請書の提出を受けて、これに基づき、基本手当 17,319 円及び再就職手当 1,132,662 円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、受給者 A は 27 年 5 月に就職していたのに、上記のとおり 27 年 6 月に就職したと偽って申告したことから、受給者 A に対する基本手当 17,319 円及び再就職手当 1,132,662 円、計 1,149,981 円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

ウ 日雇給付金

(ア) 30 安定所管内の日雇受給者 96 人(当該日雇受給者が雇用されていた事業所数 27) は、実際には就労していた日について、事業主から日雇労働被保険者手帳(以下「日雇手帳」という。)に印紙の貼付を受けないまま、後日、その日に就労していないこととするなどして失業認定を受けることで支給を受けており、これらに対する日雇給付金の支給額計 57,066,200 円は、支給の要件を満たしていなかった。

(イ) 5 安定所管内の日雇受給者 36 人(当該日雇受給者が雇用されていた事業所数 8) は、実際には就労していない日について、事業主から日雇手帳に印紙の貼付を受け、その日を含めて失業の日の属する月の前 2 月間に通算して 26 日以上印紙保険料が納付されていることとして支給を受けており、これらに対する日雇給付金の支給額計 33,262,500 円は、支給の要件を満たしていなかった。

(ウ) 3 安定所管内の日雇受給者 17 人(当該日雇受給者が雇用されていた事業所数 4) は、就労していた日について、事業主から日雇手帳に賃金の日額に対応しない種類の印紙の貼付を受け、所定の額よりも高額な日雇給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する日雇給付金の支給額計 1,629,600 円は、支給の要件を満たしていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例 2＞

名古屋中安定所は、管内の事業主 B に雇用されていた日雇受給者 8 名が安定所に提出した日雇手帳等に基づき失業認定を行うなどして、平成 26 年 3 月から 27 年 11 月までの間の 1,744 日分について、日雇給付金計 13,080,000 円の支給決定を行っていた。

しかし、日雇受給者 8 名は、実際には就労していた日について、事業主 B から日雇手帳に印紙の貼付を受けないまま、後日、就労していた事実を安定所に申告せずに失業していたと偽って日雇給付金の支給を受けるなどしており、当該 1,744 日分の日雇給付金計 13,080,000 円が支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、ア及びイの事態については、受給者が誠実でなかったなどのため、失業認定申告書、再就職手当支給申請書及び就業促進定着手当支給申請書の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、前記の51安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。また、ウの事態については、日雇受給者が誠実でなかったなどのため、日雇受給者が提出した日雇手帳の印紙の貼付状況が日雇受給者の実際の就労状況と相違していたのに、前記の32安定所においてこれに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたこと、厚生労働本省において日雇給付金の適正な支給に関する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額は、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

ア及びイの事態

労働局名	安	定	所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
				人	人	千円	千円
北海道	旭	川	等 6	303	16	7,344	1,452
			等 3	78	3	1,885	1,885
	小	計				9,230	3,338
青森	弘	前	等 3	119	8	3,132	561
			等 2	78	3	1,784	1,784
	小	計				4,917	2,345
茨城	筑	西	等 2	61	2	2,246	698
				—	—	—	—
	小	計				2,246	698
埼玉	川	口	等 4	96	5	4,331	3,210
				38	1	195	195
	小	計				4,526	3,406
神奈川	相	模	原	48	2	3,016	1,461
				—	—	—	—
	小	計				3,016	1,461
愛知	名	古	等 4	174	6	4,438	1,037
				16	1	445	445
	津	東				4,883	1,483
	小	計					
大阪	梅	田	等 5	72	5	1,981	824
				35	1	275	275
	池	田				2,256	1,099
兵庫	神	戸	等 3	128	5	1,242	545
				51	1	202	202
	神	計				1,444	747
奈良	奈	良	等 3	154	3	790	445
			等 3	102	3	1,246	1,246
	小	計				2,037	1,692
和歌山	和	山	等 3	153	11	6,458	1,753
				23	1	60	60
	橋	本				6,519	1,814
香川	高	松	等 5	168	9	5,524	1,398
				23	1	940	940
	観	寺				6,465	2,338
福岡	大	田		46	1	789	301
				18	1	304	304
	福	西				1,093	606
熊本	熊	本	等 4	231	7	4,521	1,621
			等 3	153	3	1,498	1,498
	小	計				6,019	3,119

労働局名	安 定 所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
大 分	大 日 分 等 4 小 田 計	165 21	5 1	2,863 327	1,151 327
求職者給付計	48か所	1,918	85	48,681	16,465
就職促進給付計	19か所	636	20	9,167	9,167
合 計				57,849	25,633

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ51か所、89人である。

ウの事態

労働局名	安 定 所	本院の調査に係る日雇受給者数	労働局管内に所在する事業所数	不適正日雇受給者数	左の日雇受給者に支給した日雇給付金	左のうち不当と認める日雇給付金
		人		人	千円	千円
北 海 道	小 樽 等 2	13	2	4	4,695	416
埼 玉	川 口	164	—	1(1)	1,215	1,215
千 葉	市 川	—	—	3(3)	2,332	435
東 京	上 野 等 4	429	7	13(1)	10,320	6,930
神 奈 川	横 浜 等 2	347	4	29	38,760	24,735
愛 知	名古屋中	117	5	23	35,857	28,640
京 都	京都田辺	—	—	3(3)	2,407	697
大 阪	大 阪 港 等 11	499	7	27(4)	40,531	21,613
兵 庫	神 戸 等 3	324	3	6(3)	6,735	802
奈 良	奈 良 等 4	238	4	13	15,945	6,427
和 歌 山	湯 浅	—	—	1(1)	1,020	15
島 根	石見大田	—	—	1(1)	855	30
計	32か所	1,991	32	114	151,224	91,958

注(1) 本院の調査に係る日雇受給者数については、異なる労働局管内に所在する複数の事業所で就労する日雇受給者がいるため、数値を合計しても計とは一致しない。

注(2) 不適正日雇受給者数の()書きは、他の労働局管内に所在する事業所で就労した不適正日雇受給者数で、内数である。

注(3) 不適正日雇受給者数及び不適正日雇受給者に支給した日雇給付金については、異なる労働局管内に所在する2安定所で不適正な支給を受けている日雇受給者が7人、4安定所で不適正な支給を受けている日雇受給者が1人いるため、数値を合計しても計とは一致しない。

ア、イ及びウの事態の合計(純計)

不適正受給者及び不適正日雇受給者数	左に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
人	千円	千円
203	209,073	117,592

(49) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	年金特別会計(厚生年金勘定)	(項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省	

厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	31人
老齢厚生年金の支給額の合計	38,128,912円(平成25年度～27年度)
不当と認める支給額	18,030,368円(平成25年度～27年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、全国9ブロック本部(平成28年4月1日以降は本部に統合)、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲193ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が65歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が25年以上ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)などとなっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に常用的に使用されて被保険者となった場合において、総報酬月額相当額と基本月額(注)(基本年金額を12で除して得た額)との合計額が280,000円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

- ① 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、常用的に使用している者が受給権者であるときは、その者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認した上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届を年金事務所に提出する。
- ② 年金事務所は、これを調査し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。

③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する。

(注) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、9ブロック本部の管轄区域内に所在する88年金事務所が管轄する事業所のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用している159事業所について、25年度から27年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否を検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、上記の88年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、7ブロック本部の管轄区域内に所在する20年金事務所が管轄する26事業所の特別支給の老齢厚生年金等の受給権者31人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしており、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの31人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の31人に対する老齢厚生年金の支給(支給額38,128,912円)のうち18,030,368円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していないなどとしていて、事業主が前記の届出を適正に行っていなかったのに、前記の20年金事務所においてこれについての指導及び調査確認が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額をブロック本部ごとに示すと次のとおりである。

ブロック本部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額	
		人	人	千円	千円	
東北	米沢	1	18	5	2,636	960
北関東・信越	宇都宮西等	5	41	9	11,298	6,061
南関東	平塚等	3	9	3	3,350	1,755
中部	静岡岡	1	10	1	2,503	1,365
近畿	天王寺等	5	47	7	14,299	5,488
四国	高松西等	3	20	4	2,538	1,443
九州	西福岡等	2	13	2	1,500	957
計	20か所		158	31	38,128	18,030

医 療 費

(50) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、8 厚生(支)局(指導監督庁)、23 都道府県	
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等	
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療	
実施主体	全国健康保険協会、都、道、府2、県9、市270、特別区20、町81、村7、国民健康保険組合23、後期高齢者医療広域連合35、計450実施主体	
医療機関等数	154医療機関、2薬局	
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目等	入院基本料、リハビリテーション料、調剤報酬等	
過大に支払われていた医療費の件数	69,091件(平成23年度～27年度)	
過大に支払われていた医療費の額	1,279,906,287円(平成23年度～27年度)	
不当と認める国の負担額	507,548,321円(平成23年度～27年度)	

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法、国民健康保険法等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

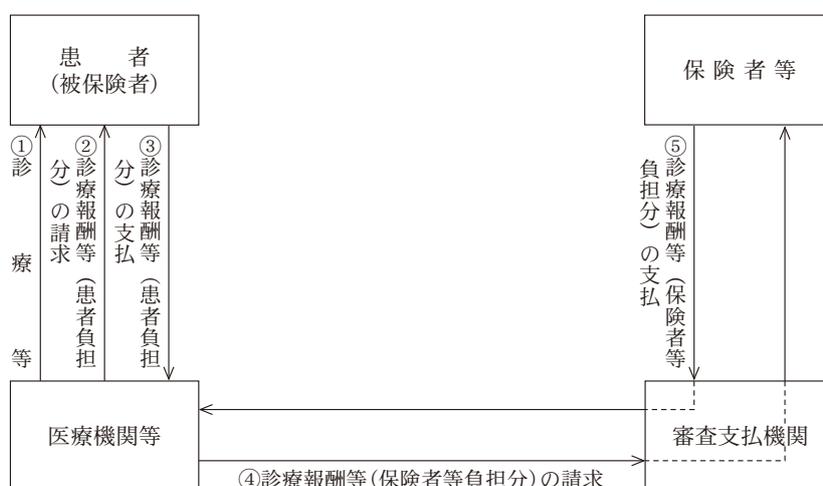
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法等に基づき被保護者等に対して行う医療

(2) 診療報酬又は調剤報酬

これらの医療給付においては、被保険者((1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合又は薬局で薬剤の支給等を受けた場合に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関又は薬局(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は調剤報酬(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬等の支払の手続



ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は調剤報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法に基づき、国は市町村等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合の医療費は全国健康保険協会が支払った額の16.4%を、②市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合の医療費は市町村が支払った額の41%(平成23年度以前は43%)を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合の医療費は国民健康保険組合が支払った額の47%をそれぞれ負担している。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、25年度に40兆円を超え、その後も毎年増加している。また、このうち後期高齢者医療費は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、8厚生(支)局及び24都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(3) 検査の結果

検査の結果、23都道府県に所在する154医療機関及び2薬局の請求に対して450実施主体において、23年度から27年度までの間における医療費が、69,091件で計1,279,906,287円過大に支払われており、これに対する国の負担額507,548,321円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	166 市区町村等 (100)	14,863	960,844	386,830
②リハビリテーション料	69 市区町村等 (16)	8,275	174,704	68,734
③初診料・再診料	198 市区町村等 (15)	24,517	48,221	17,670
④在宅医療料	40 市区町等 (8)	4,620	30,828	10,957
⑤医学管理料	107 市区町等 (10)	8,007	30,050	10,459
⑥入院基本料等加算	65 市町等 (4)	6,453	26,475	9,286
⑦検査料	36 市町等 (1)	973	2,592	1,504
①-⑦の計	444 実施主体 (154)	67,708	1,273,717	505,444
⑧調剤報酬	21 市町等 (2)	1,383	6,188	2,104
①-⑧の計	450 実施主体 (156)	69,091	1,279,906	507,548

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものと一致しない。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

- ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと
- イ 地方厚生(支)局等及び都道府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

(4) 過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、主な診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア 入院基本料

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。)等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、19都道府県に所在する100医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが14,863件あった。その態様は、療養病棟入院基本料等に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記14,863件の請求に対して、166市区町村等において医療費が計960,844,861円過大に支払われており、これに対する国の負担額386,830,894円は負担の必要がなかったものである。

イ リハビリテーション料

算定基準等によれば、リハビリテーション料のうち、運動器リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等から150日以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。そして、この場合には、レセプトの摘要欄に当該疾患名、発症日等を記載することとされている。

検査したところ、7道県に所在する16医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが8,275件あった。その主な態様は、患者に疾患の発症等があった後、新たな疾患の発症等がないのに、レセプトの摘要欄に150日以内に新たな疾患の発症等があったなどと記載して、150日以内に限り算定することとされている運動器リハビリテーション料の算定を繰り返し行っていたものである。

このため、上記8,275件の請求に対して、69市区町村等において医療費が計174,704,430円過大に支払われており、これに対する国の負担額68,734,484円は負担の必要がなかったものである。

ウ 初診料・再診料

算定基準等によれば、初診料については、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、また、再診料については、その後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、指定障害者支援施設等に配置されている医師(以下「配置医師」という。)が当該施設の入所者に対して行う診療については、原則として、初診料、再診料等は算定できないこととされている。

検査したところ、9都道府県に所在する15医療機関において、初診料・再診料等の請求が不適正と認められるものが24,517件あった。その主な態様は、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料等を算定していたものである。

このため、上記24,517件の請求に対して、198市区町村等において医療費が計48,221,752円過大に支払われており、これに対する国の負担額17,670,157円は負担の必要がなかったものである。

エ 在宅医療料

算定基準等によれば、在宅医療料のうち、在宅患者訪問診療料等については、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医療機関が計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合等に算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等の入所者に対して行う診療については、原則として、在宅患者訪問診療料等は算定できないこととされている。

検査したところ、6道府県に所在する8医療機関において、在宅医療料等の請求が不適正と認められるものが4,620件あった。その主な態様は、特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、在宅患者訪問診療料等を算定していたものである。

このため、上記4,620件の請求に対して、40市区町等において医療費が計30,828,015円過大に支払われており、これに対する国の負担額10,957,527円は負担の必要がなかったものである。

オ 医学管理料

算定基準等によれば、医学管理料のうち、特定疾患療養管理料については、生活習慣病等を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合等に算定することとされている。ただし、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行う診療については、原則として、特定疾患療養管理料は算定できないこととされている。

検査したところ、8都府県に所在する10医療機関において、医学管理料等の請求が不適正と認められるものが8,007件あった。その主な態様は、配置医師が指定障害者支援施設等の入所者に対して行った診療について、特定疾患療養管理料を算定していたものである。

このため、上記8,007件の請求に対して、107市区町等において医療費が計30,050,936円過大に支払われており、これに対する国の負担額10,459,966円は負担の必要がなかったものである。

カ 入院基本料等加算

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、療養病棟療養環境加算等については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関について、1日につき所定の点数を算定することとされている。ただし、療養病棟療養環境加算等は、当該医療機関における医師等の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていない場合には算定できないこととされている。

検査したところ、4府県に所在する4医療機関において、入院基本料等加算の請求が不適正と認められるものが6,453件あった。その主な態様は、医師の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定していたものである。

このため、上記6,453件の請求に対して、65市町等において医療費が計26,475,435円過大に支払われており、これに対する国の負担額9,286,191円は負担の必要がなかったものである。

キ 調剤報酬

算定基準等によれば、調剤報酬のうち、在宅患者訪問薬剤管理指導料等については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った薬局において、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、薬剤師が医師の指示に基づき、患家を訪問して薬学的管理指導を行った場合に算定することとされている。ただし、指定障害者支援施設等の入所者に対して行う薬学的管理指導については、原則として、在宅患者訪問薬剤管理指導料等は算定できないこととされている。

検査したところ、2県に所在する2薬局において、調剤報酬の請求が不適正と認められるものが1,383件あった。その態様は、指定障害者支援施設の入所者に対して行った薬学的管理指導について、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定していたものである。

このため、上記1,383件の請求に対して、21市町等において医療費が計6,188,557円過大に支払われており、これに対する国の負担額2,104,211円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関等の所在する都道府県別に示す

と次のとおりである。

第3章 第1節 第9 厚生労働省	都道府県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払わ	過大に支払わ	不当と認める	摘 要
			れていた医療 費の件数	れていた医療 費の額	国の負担額	
			件	千円	千円	
	北海道	42 市区町村等 (16)	8,501	112,466	45,654	①②③④
	青森県	2 市等 (1)	1,619	1,535	597	③
	茨城県	44 市区町村等 (6)	4,176	21,991	8,056	①②③⑤
	栃木県	9 市等 (4)	483	36,642	14,332	①
	埼玉県	87 市区町等 (12)	11,409	56,713	19,827	①③④⑤
	東京都	48 市区等 (10)	1,927	39,715	15,632	①③⑤
	神奈川県	5 市町等 (5)	843	14,884	6,475	①⑤
	長野県	16 市区町等 (2)	1,326	9,165	3,478	①⑤
	岐阜県	6 市等 (2)	1,140	23,026	8,937	②
	静岡県	26 市区町等 (7)	1,252	97,308	36,958	①
	愛知県	46 市町等 (12)	5,902	89,084	36,193	①②⑥⑧
	京都府	25 市町等 (6)	3,735	76,916	30,191	①③⑤⑥
	大阪府	50 市町等 (7)	4,971	23,195	9,889	①③④⑤⑦
	兵庫県	25 市等 (11)	4,794	147,532	57,126	①⑤
	奈良県	27 市町村等 (1)	2,482	1,588	510	③
	和歌山県	16 市町等 (2)	800	3,935	1,404	①③
	島根県	12 市町等 (4)	3,030	17,007	6,507	①②④
	岡山県	4 市町等 (2)	340	9,452	3,375	④⑥
	広島県	32 市町等 (8)	3,120	41,653	15,321	①②⑥⑧
	香川県	3 市等 (3)	361	14,952	5,779	①
	高知県	3 市等 (4)	341	20,197	8,309	①
	福岡県	36 市町等 (30)	6,373	411,804	169,316	①②④
	長崎県	5 市等 (1)	166	9,132	3,671	①
	計	450 実施主体 (156)	69,091	1,279,906	507,548	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道府県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から⑧までは、213 ページの 2(3)の検査の結果の診療報酬項目等の別に対応している。

補 助 金

(51)
↓
(218) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

第3章
第1節
第9
厚生労働省

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省	(項)医療保険給付諸費 (項)高齢者等雇用安定・促進費 (項)職業能力開発強化費 (項)保育所運営費 (項)子ども・子育て支援対策費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費 (項)介護保険制度運営推進費 (項)東日本大震災復旧・復興高齢者等雇用安定・促進費
	東日本大震災復興特別会計	
	(組織)厚生労働本省	(項)社会保障等復興政策費
	労働保険特別会計(労災勘定)	(項)労働安全衛生対策費
	(雇用勘定)	(項)地域雇用機会創出等対策費
	年金特別会計(子どものための金銭の給付勘定)	(項)児童育成事業費(平成24年度は(項)育成事業費、22年度及び23年度は年金特別会計(児童手当及び子ども手当勘定)(項)児童育成事業費)
部 局 等	厚生労働本省、35都道府県	
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)等、予算補助	
補助事業者等(事業主体等)	都、道、府1、県21、市122、区15、町12、団体3、計176補助事業者等(道、県13、市122、区15、町12、団体3、計166事業主体等)	
間接補助事業者等(事業主体)	市16、区1、町1、計18間接補助事業者等	
国庫補助金等	生活扶助費等負担金等、財政調整交付金、療養給付費負担金等	
上記の国庫補助金等交付額の合計	1,289,638,133,402円	
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	2,981,617,202円	

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体又は保険者となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体等に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、44 都道府県、891 市区町村、1 一部事務組合、2 広域連合及び3 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、14 道県、161 市区町、3 団体、計 178 事業主体等(うち 6 事業主体等が補助事業者等と間接補助事業者等の両方に該当する。)が生活扶助費等負担金等、財政調整交付金、療養給付費負担金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金等 2,981,617,202 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

21 件 不当と認める国庫補助金 275,658,253 円

国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となつて、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村が行う国民健康保険の被保険者は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づき、一般被保険者と退職被保険者^(注1)及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)となっている。そして、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して 14 日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成 26 年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に 65 歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために、同法に基づき療養給付費負担金(以下「国庫負担金」という。)が交付されている。

国庫負担金の交付の対象は、一般被保険者に係る医療費となっており、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、国庫負担金の交付の対象となっていない。

毎年度の国庫負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和 34 年政令第 41 号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{r}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金の1/2}^{(注2)}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等}^{(注3)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合}^{(注4)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注2) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注3) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注4) 国の負担割合 平成18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。

ただし、届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

また、都道府県又は市町村が、国の負担金等の交付を受けずに自らの財政負担で、年齢その他の事由により、被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合がある。そして、負担軽減措置の対象者の延べ人数の被保険者数に占める割合が一定の割合を超える市町村については、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用の額、高額療養費の支給に要する費用の額等に、被保険者の負担の軽減の度合いに応じた所定の率を乗じて減額調整^(注5)を行うこととなっている。

(注5) 減額調整 負担軽減措置により被保険者が医療機関等の窓口で支払う一部負担金が軽減されると、一般的に受診が増えて医療給付費が増加する(波及増)傾向があるとし、波及増に係る医療給付費を国庫負担対象費用額に含めると、負担軽減措置を講じていない市町村との公平を欠くことになるとして、この波及増に係る国庫負担対象費用額を減額するために行われる調整

国庫負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で厚生労働省に提出し、③厚生労働省は、これに基づき交付決定を行って国庫負担金を交付することとなっている。そして、④市町村は、当該年度の終了後に都道府県に事業実績報告書を提出し、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査した上で厚生労働省に提出し、⑥厚生労働省は、これに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、29都道府県の190市区町村において、平成21年度から26年度までの間に交付された国庫負担金について、会計実地検査を行った。その結果、14道府県の21市町において、負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったり、集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたりするなどしていたため、国庫負担金交付額計96,524,372,862円のうち計275,658,253円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の21市町において制度の理解が十分でなく事務処理が適切でなかったこと、上記の14道府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府三島郡島本町は、平成25年度の国庫負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、高額療養費等の集計を誤り246,163,286円過大に計上するなどしていたため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、国庫負担金が79,120,684円過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先(保険者)	年度	国庫負担対象費用額	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象費用額	不当と認める国庫負担金	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(51)	北海道 函館市	21~25	58,727,889	19,503,616	80,461	26,777	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの
(52)	同 帯広市	21~25	32,290,626	10,730,450	40,741	13,568	同
(53)	青森県 青森市	21~25	54,668,659	18,157,179	74,056	24,533	同
(54)	福島県 伊達市	21~25	13,083,370	4,342,702	32,915	10,850	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったものなど
(55)	山梨県 甲府市	24、25	13,366,887	4,306,550	80,959	25,907	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの
(56)	愛知県 尾張旭市	26	2,218,683	709,195	5,448	1,743	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(57)	大阪府 松原市	26	5,618,271	1,797,215	32,205	10,305	同
(58)	同 箕面市	23~25	13,158,836	4,287,356	16,865	5,504	同
(59)	同 高石市	21、22、24、25	9,634,575	3,184,053	10,075	3,832	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったものなど
(60)	同 三島郡 島本町	25	1,121,087	356,320	247,546	79,120	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたものなど
(61)	同 泉南郡 泉南町	26	884,002	282,818	4,805	1,537	負担軽減措置の対象となっている医療給付費に係る減額調整を誤っていたものなど
(62)	兵庫県 赤穂市	23	1,838,469	625,079	4,309	1,465	遡及退職被保険者等 ^(注6) に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(63)	鳥取県 東伯郡 湯梨浜町	25	552,557	175,448	5,500	1,866	同
(64)	島根県 松江市	22~26	30,333,043	9,945,779	36,735	12,088	負担軽減措置の対象者に対する高額療養費の一部を減額調整の対象としていなかったもの

部局等	交付先 (保険者)	年 度	国庫負担 対象費用 額	左に對す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要	
(65)	広島県 東広島市	25	千円 4,778,253	千円 1,517,935	千円 5,041	千円 1,702	遡及退職被保険者等に 係る遡及期間中の 医療給付費を控除し ていなかったもの	第3章 第1節 第9 厚生労働省
(66)	愛媛県 新居浜市	21~25	20,757,822	6,876,601	89,844	30,079	負担軽減措置の対象 者に対する高額療養 費の一部を減額調整 の対象としていな かったもの	
(67)	同 四国中央市	21~25	15,274,719	5,045,675	15,131	5,027	同	
(68)	福岡県 朝倉市	21~24	10,808,803	3,622,131	37,346	12,501	負担軽減措置の対象 となつている医療給 付費に係る減額調整 を誤っていたものな ど	
(69)	同 遠賀郡 遠賀町	25	760,553	243,900	(注7) —	2,472	計算を誤つて国庫負 担金を過大に算定し ていたもの	
(70)	長崎県 南松浦郡 新上五島町	25	1,116,845	358,013	11,535	3,691	集計を誤つて一般被 保険者に係る医療給 付費を過大に算定し ていたもの	
(71)	大分県 国東市	23	1,339,028	456,349	(注7) —	1,079	計算を誤つて国庫負 担金を過大に算定し ていたもの	
(51)-(71)の計			292,332,986	96,524,372	831,526	275,658		
(注6)	遡及して退職被保険者等の資格を取得した者							
(注7)	遠賀郡遠賀町及び国東市は、計算を誤つて国庫負担金を過大に算定していたもので、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。							

(2) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

29件 不当と認める国庫補助金 926,441,000円

国民健康保険(前掲218ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づいて交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない市町村に対して、その不足を公平に補うことを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)、後期高齢者^(注1)支援金等に係るもの(以下「後期分」という。)及び介護納^(注2)付金に係るもの(以下「介護分」という。)の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(昭和38年厚生省令第10号)等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注1) 後期高齢者支援金等 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金等

(注2) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、結核性疾病及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金(以下「結核・精神病特別交付金」という。)等がある。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で厚生労働省に提出し、③厚生労働省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、29都道府県の196市区町村において、平成21年度から26年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、17都道府県の29市区町において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金の交付額計62,731,986,000円のうち計926,441,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の29市区町において制度の理解が十分でなく事務処理が適切でなかったこと、上記の17都道府県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分に係る調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

9道府県の12市は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定しており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計102,114,000円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

長崎県壱岐市は、平成24年度から26年度までの間の普通調整交付金の実績報告等に当たり、療養の給付に要する費用の額の一部を二重に計上したため、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定しており、調整対象需要額を過大に算定していた。

その結果、適正な一般被保険者に係る医療給付費により算定した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の額を算定すると、計23,092,000円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額との合計額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日現在において一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することとなっている。ただし、同一世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が別に計算される金額(以下「所得限度額」という。)を超えて高額である世帯(以下「所得限度額超過世帯」という。)がある場合には、当該世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額に一定の方法により計算した率を乗じて得た額を上記一般被保険者の所得金額の合計額から控除して、算定基礎所得金額とすることとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

5府県の5市は、普通調整交付金の実績報告等に当たり、算定基礎所得金額を過小に算定するなどしており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金計 261,876,000 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

埼玉県上尾市は、平成 25、26 両年度の普通調整交付金の実績報告等に当たり、同市の電算システムの不具合による誤った出力帳票を基に集計を行ったため、所得限度額超過世帯の所得金額のうち所得限度額を超える部分の額が過大となり、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算定した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の額を算定すると、計 187,443,000 円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していた事態

結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額のうち結核性疾患及び精神病に係る額(以下「結核・精神病に係る実質保険者負担額」という。)の占める割合(以下「結核・精神病負担額割合」という。)が 100 分の 15 を超える場合に交付するものである。このうち、結核・精神病に係る実質保険者負担額は、傷病が結核性疾患又は精神病のみである場合の医療給付費及び結核性疾患又は精神病が主要疾病であると判定された場合の医療給付費を集計するなどして算定することとなっている。

そして、この結核・精神病特別交付金の額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から 100 分の 15 を控除して得た割合を乗じて得た額の 10 分の 8 (24 年度以前は 10 分の 9)以内の額とすることとなっている。

4 県の 8 市町は、結核・精神病特別交付金の実績報告等に当たり、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。このため、交付金計 464,446,000 円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

鹿児島県始良市は、平成 22 年度から 24 年度までの間の結核・精神病特別交付金の実績報告等に当たり、結核性疾患又は精神病が主要疾病ではない場合の医療給付費を含めて集計したため、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。

その結果、適正な結核性疾患及び精神病に係る医療給付費に基づいて結核・精神病特別交付金の額を算定すると、結核・精神病負担額割合が 100 分の 15 を下回るなどして、計 274,057,000 円が過大に交付されていた。

上記のほか、7都道府県の9市区町は、特別調整交付金の実績報告等に当たり、対象となる一般被保険者数を過大に算定するなどしていた。このため、非自発的失業軽減特別^(注3)交付金70,066,000円、非自発的失業財政負担増特別^(注4)交付金23,650,000円、財政負担増影響額等特別^(注5)交付金4,227,000円、療養担当手当特別^(注6)交付金62,000円、計98,005,000円が過大に算定されていた。

(注3) 非自発的失業軽減特別交付金 賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注4) 非自発的失業財政負担増特別交付金 賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料(税)軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注5) 財政負担増影響額等特別交付金 前年度の財政調整交付金の交付額を過小に申請していたことなどにより国民健康保険の財政負担となる影響額等がある場合に交付される交付金

(注6) 療養担当手当特別交付金 療養担当手当(暖房料加算)に係る額がある場合に交付される交付金

なお、前記の29市区町のうち6市町については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当 と認める額 千円	摘 要
(72)	北海道 函館市	普通調整交付金、特別調整交付金(療養担当手当特別交付金)	22~25	9,604,305	14,027	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(73)	同 帯広市	普通調整交付金	22~25	3,755,680	5,175	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(74)	青森県 青森市	同	22~25	9,854,744	12,846	同
(75)	福島県 伊達市	同	22~25	2,038,944	3,792	同
(76)	埼玉県 上尾市	同	25、26	1,695,484	187,443	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(77)	東京都 北区	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	22、24、25	60,600	3,319	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(78)	石川県 金沢市	普通調整交付金	21~24	8,182,177	21,534	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(79)	同 七尾市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	22~25	1,796,197	46,476	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(80)	同 小松市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	24	12,184	7,360	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
(81)	同 羽咋市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	22~25	598,017	30,776	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(82)	同 かほく市	同	22~25	795,495	55,940	同
(83)	山梨県 甲府市	普通調整交付金	24、25	2,236,711	10,148	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(84)	大阪府 岸和田市	同	23	1,420,770	1,998	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(85)	同 池田市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	24	16,757	3,921	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要	
(86)	大阪府	富田林市	普通調整交付金、特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	24、25	千円 1,434,604	千円 56,110	一般被保険者数を過小に算定していたものなど
(87)	同	箕面市	同	23～25	900,232	15,855	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたものなど
(88)	同	大阪狭山市	普通調整交付金	26	270,537	3,670	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(89)	奈良県	橿原市	同	26	949,624	2,631	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(90)	和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金等)	25	200,029	1,986	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたものなど
(91)	同	東牟婁郡串本町	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	23～25	668,410	10,739	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(92)	島根県	松江市	普通調整交付金	23～26	3,497,316	5,109	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(93)	岡山県	倉敷市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	23～26	33,048	14,469	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(94)	同	瀬戸内市	普通調整交付金	25	251,780	48,270	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(95)	愛媛県	新居浜市	同	22～25	3,309,604	17,866	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(96)	福岡県	朝倉市	普通調整交付金、特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	22～24	1,356,255	2,734	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(97)	長崎県	壱岐市	普通調整交付金	24～26	1,362,548	23,092	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(98)	大分県	別府市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	22～24	3,835,540	40,354	結核性疾患及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(99)	鹿児島県	伊佐市	同	23	379,137	4,744	同
(100)	同	姪良市	同	22～24	2,215,257	274,057	同
(72)～(100)の計					62,731,986	926,441	

(3) 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 29,169,000円

緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金は、厚生労働省が定めた平成21年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱(平成21年厚生労働省発能第0605001号)等に基づき、中央職業能力開発協会(以下「協会」という。)が、同交付金を原資として、緊急人材育成・就職支援基金(以下「基金」という。)を造成し、緊急人材育成・就職支援基金事業(以下「基金事業」という。)を実施するために国が交付するものである。

協会は、同省が定めた緊急人材育成・就職支援基金事業実施要領(平成25年厚生労働省発能0306第1号)に基づき、基金事業の一つとして若者育成支援事業を実施している。

上記の若者育成支援事業において支給される若年者人材育成・定着支援奨励金(以下「奨励金」という。)は、若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)業務実施要領(平成25年職発0307第2号、能発0307第1号。以下「実施要領」という。)等に基づき、若年者の正規雇用労働者としての就職等の雇用の安定化等を図ることを目的として、非正規雇用の若年者に対して職業能力の向上を目指した実践的な職業訓練(以下「訓練」という。)を実施した事業主等を助成するものである。そして、協会は、基金を取り崩して事業主に奨励金を支給している。

奨励金には訓練奨励金と正社員雇用奨励金がある。このうち、訓練奨励金は、35歳未満の非正規雇用の若年者に対して、事業主が、訓練実施時間数等についてあらかじめ管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)の確認を受けた訓練実施計画に基づき、訓練終了後に自社の正社員として雇用することを前提として、労働者に仕事をさせながら行う訓練と、通常の業務を離れて行う訓練とを組み合わせ実施した場合に、訓練実施期間に訓練受講者1人につき1月当たり15万円を事業主に支給するものである。

実施要領等によれば、訓練奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練の終了後、訓練実施時間数、実施内容等を記載した実施状況報告書、訓練受講者に係る雇用契約書、出勤簿、賃金台帳等の関係書類を添えて、支給申請書を労働局に提出することとされている。そして、事業主から支給申請書の提出を受けた労働局は、事業主の申請内容が訓練奨励金の支給要件を満たしているかなどについて審査を行い、その審査結果を協会に送付し、協会は、労働局の審査結果に基づいて訓練奨励金の支給決定を行い、基金から支給決定額を取り崩して訓練奨励金を支給することとされている。

そして、訓練奨励金の支給要件は、訓練が実施されていること、期間の定めのある労働契約を締結する者(以下「有期契約労働者」という。)を訓練の対象者とすることなどとされている。

また、協会は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない奨励金の支給を受け、又は受けようとした事業主であると労働局が認める者については、労働局からの通知に基づき、奨励金を不支給とし又はその支給を取り消すこととされている。

本院が、15労働局^(注1)において、平成25年度から27年度までの間に、協会の支給決定に先立ち支給申請書等の記載内容について各労働局が審査を行った訓練奨励金を対象に会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(事業主体)	交付金の交付年度	支給要件確認庁(労働局)	訓練奨励金の支給年度	不適正な訓練奨励金支給額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
(101) 厚生労働本省	中央職業能力開発協会	21、22、24	4労働局	25、26	千円 29,169	千円 29,169	千円 29,169

4労働局^(注2)は、6事業主から、所定の訓練を実施したとする支給申請書及び関係書類の提出を受け、訓練奨励金の支給の要件を満たしているとする審査結果を協会に送付し、協会はこの審査結果に基づき、平成25、26両年度に訓練奨励金計29,169,000円を6事業主に支給していた。

しかし、6事業主は、訓練を実施していないのに実施したこととしたり、正社員として雇用している者を有期契約労働者であるとしたりする虚偽の内容の関係書類を支給申請書に添付して労働局に提出するなどしていた。したがって、上記訓練奨励金の支給は適正なものではなく、計29,169,000円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、協会の支給決定に先立ち4労働局が行った調査確認が十分でなかったことによると認められる。

(注1) 15労働局 北海道、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、愛知、三重、大阪、岡山、広島、福岡、長崎、鹿児島各労働局

(注2) 4労働局 千葉、愛知、大阪、福岡各労働局

(4) 児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの

10件 不当と認める国庫補助金 35,697,520円

児童保護費負担金(保育所運営費国庫負担金に係る分)(平成25年度以前は児童保護費等負担金。以下「負担金」という。)は、保護者の労働、疾病等の事由により保育に欠ける児童の保育の実施を社会福祉法人等が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)に委託した市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、その委託に要した費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{徴収金の額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率 (1/2)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}}
 \end{array}$$

この費用の額及び徴収金の額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所の所在地域、入所定員、児童の年齢等の別に1人当たり月額で定められている保育単価に、各月の入所児童数を乗ずるなどして算出した年間の額による。
- ② 徴収金の額は、児童の扶養義務者の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税の有無等に応じて、階層別に児童1人当たり月額で定められている徴収金基準額等から算出した年間の額による。この階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全てについて、それらの者の所得税額の合計額等により行う。なお、児童の属する世帯が母子世帯等の場合等には、階層に応じて徴収金の額を軽減する。

本院が、27都道府県の167事業主体において会計実地検査を行ったところ、7都県の10事業主体は、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価の適用を誤り費用の額を過大に算定したりしていた。

このため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金計35,697,520円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において徴収金の額又は費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、都県において適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の徴収金の額を過小に算定していた事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A市は、平成25年度に、民間保育所Bに保育を委託した児童Cについて、その扶養義務者である母の24年分の所得税額及び24年度分の市町村民税額がないこと並びに母子世帯であることから、徴収金の額を0円と算定していた。しかし、実際は、母のほかに児童Cの扶養義務者として、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている祖父がおり、この祖父が家計の主宰者であることから、徴収金の額は、祖父の24年分の所得税61万余円を基に算定すべきであり、これにより計算すると960,000円となり、同額が過小となっていた。

そして、同市では、このように扶養義務者の所得税額等を誤認して徴収金の額を過小に算定していた事態が、上記を含め24年度2人、25年度7人の児童について見受けられ、同市に係る徴収金の額が過小となっていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(102)	青森県 黒石市	21～25	3,886,212	1,943,106	11,124	5,562	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(103)	岩手県 盛岡市	25	2,965,809	1,482,904	7,245	3,622	保育単価の適用を誤っていたもの
(104)	茨城県 龍ヶ崎市	22～26	2,739,600	1,369,800	9,568	4,784	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(105)	同 つくば市	23～26	5,586,959	2,793,479	5,772	2,886	同
(106)	群馬県 前橋市	25、26	5,013,846	2,506,923	4,261	2,130	同
(107)	東京都 文京区	23～26	1,927,903	963,951	4,291	2,145	扶養義務者の所得税額等を誤認していたもの
(108)	同 稲城市	24、25	974,389	487,194	4,401	2,200	同
(109)	長野県 長野市	24	2,242,121	1,121,060	15,335	7,667	同
(110)	兵庫県 姫路市	23～26	12,710,286	6,355,143	7,348	3,674	扶養義務者の所得税額を誤認していたもの
(111)	同 西宮市	26	2,166,687	1,083,343	2,046	1,023	扶養義務者の所得税額等を誤認していたものなど
(102)～(111)の計			40,213,818	20,106,909	71,395	35,697	

(5) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 15,123,000円

地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもので、各年度の事業の実施要綱等により専任の者を2名以上配置することなどが実施要件となっている。

そして、国は、平成23、24両年度に市町村に対して子育て支援交付金を交付し、また、25年度に都道府県に対して子育て支援対策臨時特例交付金を交付し、その交付金を受けた都道府県が造成した基金を取り崩して市町村に助成金を交付することとして(以下、基金から取り崩して交付したものを「助成金」という。)、拠点事業に要する費用の一部を補助している(以下、各年度の子育て支援交付金、助成金を合わせて「助成金等」という。)(表参照)。

表 拠点事業に係る助成金等の年度別概要

年度	助成金等名	国庫補助等の概要	実施要綱
平成23	子育て支援交付金	市町村に対して国が交付	平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について (平成23年雇児発 0930 第1号)
24			平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について (平成24年雇児発 0727 第5号)
25	子育て支援対策臨時特例交付金	国が交付した子育て支援対策臨時特例交付金により、都道府県に造成された基金による助成	平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について (平成21年雇児発第 0305005号)

一方、法第6条の3第7項に定める一時預かり事業(以下「一時預かり事業」という。)については、別の助成金等が交付されることとなっていることから、一時預かり事業の実施に係る経費は、拠点事業の助成等の対象とはならないこととなっている。

助成金等の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

ア 子育て支援交付金

拠点事業に係る子育て支援交付金の交付額は、実施要綱等によれば、23年度は、対象経費の実支出額の合計額から寄附金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額と、基準点数から算出した額とを比較して少ない方の額を選定するなどして得た額とすることとされており、また、24年度は、基準点数の合計点を基に算出した額と、総事業費の合計額から寄附金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定するなどして得た額とすることとされている。

イ 助成金

拠点事業に係る助成金の交付額は、実施要綱等によれば、対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して、その選定額と基準額の合計額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額とすることとされている。

本院が、25都道府県の227市町村において会計実地検査を行ったところ、2県の2市において、助成金等の交付額の算定に当たり、地域子育て支援拠点の開設時間中に専任の者を2名以上配置するとした実施要件を満たしていないことから助成等の対象とならない事業費や一時預かり事業の助成金の交付対象となっているため拠点事業の助成の対象とならない経費を対象経費の実支出額等を含めるなどしていたため、助成金等計15,123,000円が過大に使用されるなどして不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において実施要綱等で定められた子育て支援交付金等の対象となる拠点事業についての理解が十分でなかったり、実施要綱等の理解が十分でなく、拠点事業に係る補助対象経費についての調査確認が十分でなかったりしたこと、秋田、香川両県において2市から提出された実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、厚生労働省において秋田、香川両県及び事業主体に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	国庫補助金等の種類	年度	国庫補助金等交付額又は基金使用額	不当と認める交付金額等	摘要
(112) 厚生労働本省	秋田県 北秋田市 (事業主体)	—	子育て支援交付金	23、24	千円 48,077	千円 5,533	専任の者を2名以上配置していなかったものなど
	秋田県 北秋田市 (事業主体)	北秋田市 (事業主体)	安心こども基金	25	19,132	7,114	同

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者等	国庫補助金等の種類	年 度	国庫補助金等交付額又は基金使用額	不当と認める交付金額等	摘 要
(113) 厚生労働本省	香川 丸亀市 (事業主体)	—	子育て支援交付金	23	千円 44,263	千円 990	対象外経費を計上していたものなど
	香川 丸亀市 (事業主体)	丸亀市 (事業主体)	安心こども基金	25	45,669	1,486	対象外経費を計上していたもの
(112) (113) の計					157,141	15,123	

(前掲 65 ページの「地域子育て支援拠点事業の対象経費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの」参照)

(6) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの

60 件 不当と認める国庫補助金 1,278,196,003 円

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(平成 20 年度から 25 年度までは、これらを合わせて生活保護費等負担金。以下「負担金」という。)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」という。)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としており、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)等の生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)以外の他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者については極力その利用に努めさせることとなっている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者から、その費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができることとなっている(以下、これらを「返還金等」という)。そして、事業主体は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)等に基づき、返還金等に係る債権(以下「返還金等債権」という。)を管理することとなっている。

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{費用の額}} - \boxed{\text{返還金等の調定額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} = \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象事業費}} \times \boxed{\text{国庫負担率(3/4)}} = \boxed{\text{負担金の交付額}}
 \end{array}$$

この費用の額、返還金等の調定額及び不納欠損額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②の額とする。

- ① 保護を受ける世帯(以下「被保護世帯」という。)を単位として、その所在地域、構成員の数、年齢等の別に応じて算定される生活費の額から、被保護世帯における就労収入、年金又は手当の受給額等を基に収入として認定される額を控除して決定された生活扶助等に係る保護費の額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その全額又は一部を事業主体が負担するものとして決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ 返還金等の調定額は、事業主体において、当該年度に調査、決定した返還金等の額とする。

ウ 不納欠損額は、返還金等債権のうち、時効が成立し権利が消滅するなどした額とする。なお、返還金等債権に対して時効中断措置及び適切な納入指導等の措置(以下「時効中断措置等」という。)を執らないまま消滅時効が成立した場合は、適時適切な債権管理を行っていたとは認められず、これに係る不納欠損額は国庫負担の対象から除かれる。

本院が、31都道府県の298事業主体において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、6都県の29事業主体の返還金等債権について、時効中断措置等が執られておらず、適時適切な債権管理が行われていなかったのに、これに係る不納欠損額を国庫負担の対象として計上していた。また、13都道府県の31事業主体において、被保護世帯の世帯主等に年金受給権が発生していたにもかかわらず裁定請求手続が行われていなかったことから、当該世帯主等が年金を受給しておらず年金が収入として認定されていなかったなどのため、保護費が過大に支給されていた。これらの結果、負担金計1,278,196,003円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、返還金等債権について適時適切な債権管理を行う必要性についての認識が欠けていたこと、適時適切な債権管理を行っていない返還金等債権に係る不納欠損額は国庫負担の対象とならないことについての理解が十分でなかったこと、被保護者の年金受給権等に係る調査確認及び裁定請求手続に係る指導が十分でなかったこと、都道府県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例〉

東京都江戸川区は、平成22年度から25年度までに不納欠損処理した返還金等債権3,705件、計344,510,501円について全て適切な債権管理を行っていたとして、各年度の事業実績報告書に国庫負担の対象として計上していたが、実際には、上記の返還金等債権のうち3,654件、計342,694,661円について時効中断措置等を執っておらず、適時適切な債権管理を行っていなかった。したがって、これらの返還金等債権に係る不納欠損額を国庫負担の対象として計上していたことは適切でなく、これに係る負担金計257,020,996円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(114)	北海道	北海道	20~26	21,860	16,395	1,735	1,301	返還決定額を誤っていたもの
(115)	宮城県	栗原市	22~27	16,305	12,229	6,538	4,904	年金受給権の調査が十分でなかったものなど
(116)	同	大崎市	22~27	19,977	14,983	5,053	3,790	同
(117)	茨城県	水戸市	21~26	23,782	17,836	4,045	3,033	年金受給権の調査が十分でなかったもの
(118)	同	土浦市	21~26	7,702	5,776	1,787	1,340	同
(119)	同	古河市	21~26	44,666	33,500	11,989	8,991	同
(120)	同	石岡市	21~26 (注)	51,869	38,901	3,425	2,568	同
(121)	栃木県	栃木県	22~24	1,721,303	1,290,977	4,611	3,458	時効中断措置等を執っていないもの
(122)	同	小山市	23 (注)	2,209,413	1,657,060	6,031	4,523	同
(123)	同	真岡市	22、24	1,997,116	1,497,837	4,497	3,372	同

第3章 第1節 第9 厚生労働省	部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担	左に対す	不当と認	不当と認	摘 要	
				対象事業 費	る国庫負 担金交付 額	める国庫 負担対象 事業費	める国庫 負担金交 付額		
				千円	千円	千円	千円		
	(124)	群馬県	群馬県	21~26	12,425	9,318	4,132	3,099	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(125)	同	前橋市	22~26	16,400	12,300	1,863	1,397	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(126)	同	桐生市	21~26	39,946	29,959	2,365	1,773	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(127)	同	太田市	22~26	7,379	5,534	3,660	2,745	同
	(128)	同	藤岡市	21~26	5,955	4,466	1,771	1,328	同
	(129)	東京都	中央区	(注) 22~25	9,150,697	6,863,022	14,582	10,936	時効中断措置等を 執っていないかったもの
	(130)	同	港区	24、25	2,560	1,920	2,057	1,543	就労収入の調査が 十分でなかったもの
	(131)	同	新宿区	(注) 22~25	84,881,828	63,661,371	136,896	102,672	時効中断措置等を 執っていないかったもの
	(132)	同	台東区	(注) 22~25	82,345,704	61,759,278	15,098	11,323	同
	(133)	同	墨田区	(注) 22~25	63,829,483	47,872,112	150,237	112,678	同
	(134)	同	中野区	(注) 22~25	57,509,392	43,132,044	95,137	71,353	同
	(135)	同	杉並区	(注) 22~25	47,468,118	35,601,088	91,307	68,480	同
	(136)	同	荒川区	24、25	6,095	4,571	1,697	1,273	就労収入の調査が 十分でなかったもの
	(137)	同	板橋区	(注) 24~26	4,498	3,374	4,288	3,216	同
	(138)	同	足立区	(注) 22~25	56,609,849	42,457,387	135,842	101,881	時効中断措置等を 執っていないかったもの
	(139)	同	葛飾区	(注) 22~25	93,978,162	70,483,622	127,867	95,900	同
	(140)	同	江戸川区	(注) 22~25	117,403,617	88,052,713	342,694	257,020	同
	(141)	同	立川市	(注) 24、25	18,465,180	13,848,885	12,316	9,237	同
	(142)	同	町田市	21~26	2,421	1,816	1,725	1,294	就労収入の調査が 十分でなかったもの
	(143)	同	多摩市	(注) 22~25	15,385,937	11,539,453	13,505	10,129	時効中断措置等を 執っていないかったもの
	(144)	新潟県	新潟市	21~26	43,475	32,606	4,926	3,694	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(145)	山梨県	甲府市	21~26	24,414	18,311	2,692	2,019	年金受給権の調査が 十分でなかったもの など
	(146)	同	山梨市	20~25	6,825	5,119	2,009	1,507	同
	(147)	愛知県	岡崎市	22	3,123,156	2,342,367	4,433	3,325	時効中断措置等を 執っていないかったもの
	(148)	同	一宮市	(注) 22、24、 25	14,653,544	10,990,158	3,997	2,998	同
	(149)	同	安城市	(注) 22、24	2,365,905	1,774,429	2,417	1,813	同
	(150)	京都府	宇治市	21~25	15,290	11,467	1,987	1,490	年金受給権の調査が 十分でなかったもの
	(151)	同	長岡京市	21~25	51,740	38,805	3,608	2,706	同
	(152)	同	八幡市	20~26	40,375	30,281	6,434	4,825	同
	(153)	広島県	広島市	(注) 22~25	100,093,068	75,069,801	207,768	155,826	時効中断措置等を 執っていないかったもの
	(154)	同	呉市	(注) 22~25	28,112,910	21,084,682	18,176	13,632	同
	(155)	同	尾道市	(注) 23	2,719,172	2,039,379	2,625	1,969	同
	(156)	同	福山市	(注) 22~24	35,601,131	26,700,848	6,406	4,805	同

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(157)	広島県 三次市	(注) 24	715,099	536,324	3,738	2,804	時効中断措置等を 執っていないかつたもの
(158)	同 庄原市	(注) 23~25	1,354,967	1,016,225	1,953	1,465	同
(159)	同 東広島市	(注) 23~25	5,620,141	4,215,106	15,570	11,677	同
(160)	同 廿日市市	23、24	1,860,647	1,395,485	1,917	1,438	同
(161)	香川県 高松市	20~26	305,723	229,292	42,837	32,128	年金受給権の調査が 十分でなかつたもの など
(162)	高知県 南国市	21~26	14,143	10,607	2,090	1,568	年金受給権の調査が 十分でなかつたもの
(163)	佐賀県 佐賀市	21~26	16,632	12,474	3,516	2,637	同
(164)	同 唐津市	21~26	56,295	42,221	4,672	3,504	同
(165)	長崎県 長崎市	20~26	202,645	151,984	20,923	15,692	年金受給権の調査が 十分でなかつたもの など
(166)	大分県 大分市	(注) 22~25	59,496,181	44,622,135	57,469	43,102	時効中断措置等を 執っていないかつたもの
(167)	鹿児島県 日置市	23~25	4,135	3,101	2,164	1,623	年金受給権の調査が 十分でなかつたもの
(168)	同 霧島市	20~25	5,812	4,359	5,527	4,145	同
(169)	同 いちき串木 野市	20~25	22,875	17,156	1,763	1,322	同
(170)	同 奄美市	21~25	11,789	8,842	1,629	1,222	同
(171)	沖縄県 沖縄県	(注) 22、24	2,619,699	1,964,774	2,956	2,217	時効中断措置等を 執っていないかつたもの
(172)	同 那覇市	(注) 22~24	53,031,735	39,773,801	55,249	41,437	同
(173)	同 沖縄市	(注) 22~24	18,874,886	14,156,164	4,030	3,023	同
(114)-(173)の計			984,304,080	738,228,060	1,704,261	1,278,196	

第3章
第1節
第9
厚生労働省

(注) 栃木、沖縄両県、真岡、立川、多摩、一宮、安城、広島、呉、尾道、福山、三次、庄原、東広島、大分、那覇、沖縄各市、中央、新宿、台東、墨田、中野、杉並、足立、葛飾、江戸川各区は、返還金等債権に係る不納欠損額について、平成25年度においても他年度と同様に国庫負担の対象として過大に計上していたが、当該事態については平成26年度決算検査報告252ページの「生活保護費に係る返還金等債権について、適時適切な債権管理を行うことなどにより、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」において指摘金額としていることから、重複する額については除外している。

(7) 生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 34,283,788円

生活保護費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分。以下「負担金」という。)(生活保護費等負担金の概要については、前掲230ページの「生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの」参照)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な被保護者等について、社会福祉法人等が設置する救護施設等の保護施設(以下「保護施設」という。)に入所を委託するなどしたことに伴い必要な保護施設の事務費(以下「施設事務費」という。)を支弁した場合に、その一部(4分の3)を国が負担するものである。

施設事務費の月額、施設事務費支弁基準額(以下「基準額」という。)に各月初日の入所実人員を乗ずるなどして算定することとなっている。

基準額は、入所者1人当たりの月額単価であり、保護施設ごとに保護施設を管轄する都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が、保護施設の所在する地域

区分、取扱定員ごとに定められた一般事務費単価に保護施設からの申請に基づき指導員加算、看護師加算(以下、これらを「指導員等加算」という。)等の所定の単価を加算して設定することとなっている。そして、事業主体の長が保護施設に入所を委託するなどした場合、事業主体は当該保護施設を管轄する都道府県知事等が設定した基準額に基づき施設事務費を支弁することになる。

指導員等加算は、指導員又は看護師の増員が必要と認定される場合に算定される加算であり、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」(昭和63年社施第85号)に定める職員配置基準による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において、加算配置数として規定された指導員又は看護師が配置されていることなどの要件を全て満たす場合に加算されることとなっている。

本院が、22道府県及び23市において会計実地検査を行ったところ、2県及び1市は、管轄する4救護施設について、指導員等加算の要件を満たしていないのに、一般事務費単価に指導員等加算の単価を加算するなどして当該救護施設に係る基準額を設定していた。そして、42事業主体は、当該基準額に基づき、施設事務費を支弁していたため、適正な基準額に基づく施設事務費との差額に係る負担金計34,283,788円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、当該救護施設において制度に対する理解が十分でなかったことにもよるが、上記の2県及び1市において制度に対する理解が十分でなかったため、基準額の設定に当たり施設の実態確認及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 2県及び1市 三重、広島両県、宮崎市

(注2) 42事業主体 三重、宮崎両県、津、四日市、伊勢、松阪、鈴鹿、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩、伊賀、京都、吹田、広島、呉、竹原、三原、尾道、福山、府中、三次、庄原、東広島、廿日市、江田島、宮崎、都城、延岡、小林、日向、串間、西都、えびの、曾於、霧島、志布志各市、安芸郡海田、熊野、豊田郡大崎上島、世羅郡世羅、神石郡神石高原各町

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

宮崎県宮崎市は、管轄する1救護施設について、職員配置基準で定める1名に加算配置数1名を加えた2名以上の指導員が配置されているなどの指導員加算の要件を満たしているとして、一般事務費単価に指導員加算の単価を加算するなどして当該救護施設に係る基準額(平成24年4月171,130円、同年5月から25年3月まで168,390円、同年4月174,380円、同年5月から26年3月まで171,590円)を設定していた。

そして、12事業主体は、同市が設定した基準額に基づき、施設事務費として24、25両年度に計330,765,702円を支弁して、これに係る負担金計248,074,271円の交付を受けていた。

しかし、実際には、当該救護施設は、24年4月から26年3月までの間は指導員を1名しか配置していなかったことから、前記指導員加算の要件を満たしていないのに、同市は、前記のとおり、当該加算の単価を加算するなどして基準額を設定していた。

したがって、適正な基準額(24年4月165,480円、同年5月から25年3月まで162,740円、同年4月168,630円、同年5月から26年3月まで165,850円)により施設事務費を算定すると24、25両年度の施設事務費は計319,542,742円となり、支弁された施設事務費との差額11,222,960円が過大に支弁されていた。そして、適正な施設事務費に基づき負担金を算定すると計239,657,055円となり、交付額との差額8,417,216円が過大に交付されていた。

(注) 12事業主体 宮崎県、宮崎、都城、延岡、小林、日向、串間、西都、えびの、曾於、霧島、志布志各市
以上を部局等別・補助事業者別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (基準額を 設定した 者)	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(174) 三重県、 大阪府	三 重 県	12事業主体	23、24	382,682	287,011	12,293	9,220	加算の要件 を満たして いなかった ものなど
(175) 京都府、 広島県	広 島 県	18事業主体	23、24	549,208	411,906	22,194	16,646	同
(176) 宮崎県、 鹿児島県	宮 崎 市	12事業主体	24、25	330,765	248,074	11,222	8,417	同
(174)-(176)の計		42事業主体		1,262,656	946,992	45,711	34,283	

(8) 身体障害者体育等振興費補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 29,957,000円

身体障害者体育等振興費補助金は、障害者スポーツの振興を図ることなどを目的として、公益財団法人日本障害者スポーツ協会(平成23年11月30日以前は財団法人日本障害者スポーツ協会、26年8月6日以降は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会。以下「協会」という。)が行う総合国際競技大会指定強化事業(以下「指定強化事業」という。)等に要する経費に対して、その一部を国が補助するものである。

指定強化事業に係る国庫補助金の交付額は、「身体障害者体育等振興費の国庫補助について」(平成18年厚生労働省発障第0614002号)によれば、指定強化事業に係る基準額と指定強化事業に必要な委託料等の補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定して、選定された額と、指定強化事業の総事業費からその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とすることとされている。

協会は、指定強化事業の一環として、指定強化選手・競技団体国内外強化活動費助成事業(以下「選手強化事業」という。)を、日本パラリンピック委員会に加盟する障害者競技団体(以下「スポーツ団体」という。)に委託するなどして実施している。その際、協会は、各スポーツ団体との間で委託契約及び委託料の対象費目等を定めた協定をそれぞれ締結しており、スポーツ団体は、委託契約書、協定書及び協会がスポーツ団体の担当者向けに作成した「指定強化選手・競技団体国内外強化活動費助成事業(国庫補助事業)事務の手引き」(以下、これらを合わせて「委託契約書等」という。)に基づいて受託した選手強化事業を実施することとなっている。

委託契約書等によれば、選手強化事業に必要な委託料は、選手等の渡航費、滞在費(海外における宿泊費。以下同じ。)、国内交通費、宿泊費等の対象費目について実際に要した費用等の額とすることとされ、費目によっては限度額が設けられるなどしている。そして、スポーツ団体は、実際に要した費用の根拠となる精算明細を明らかにすることとされており、業者が発行した領収書、旅費等の受領者が書いた領収書等の証拠書類の写し、その他協会が求める書類等を助成事業完了報告書(以下「完了報告書」という。)に添付して提出することとされている。

本院が、協会において、13スポーツ団体に対する選手強化事業の委託に係る書類等により会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	国庫補助金交 付額	不当と認める 国庫補助金	摘 要
				千円	千円	
(177) 厚生労働 本省	公益財団法人 日本障害 者スポーツ 協会 (注)	総合国際競技 大会指定強化	22～24	1,059,047	29,957	補助対象経費を過大 に算定していたもの

5スポーツ団体は、平成22年度から24年度までの間に協会から受託した選手強化事業に係る委託契約計18件において、旅行会社や選手等に対して渡航費、宿泊費、滞在費等を支払ったとする領収書

等に基づき計 165,827,889 円を実際に要した費用とした上で、限度額を超えるなどしていて委託料の対象とならない額を控除するなどした額計 150,394,700 円を委託料相当額であるとして、協会に完了報告書を提出していた。そして、協会は、これに基づいて同額の委託料計 150,394,700 円を 5 スポーツ団体に支払っていた。

(注) 5 スポーツ団体 日本ブラインドサッカー協会(平成 27 年 10 月 27 日以降は特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会)、特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟、日本車椅子バスケットボール連盟(25 年 8 月 20 日以降は一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟)、特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟、一般社団法人日本デフバレーボール協会

しかし、5 スポーツ団体は、上記の実際に要した費用としていた計 165,827,889 円に、(ア)選手等に係る渡航費等を旅行会社に対して支払った後に、一部の選手等が勤務している会社等が渡航費等を旅行会社に対して別途支払ったことから、旅行会社から当該会社等の支払額と同額の返金を受けていて、その結果、自らが実際には負担していない額計 23,486,412 円を含めたり、(イ)宿泊費等を直接宿泊施設等に支払っていたにもかかわらず、それよりも高額の宿泊費等を選手等の個人に対して支払ったとするなど事実と異なる領収書に基づき、自らが実際には負担していない額計 12,643,091 円を含めたりなどしていた。

そこで、実際に要した費用に基づくなどして協会が 5 スポーツ団体に対して支払うべき適正な委託料を修正計算すると、表のとおり、計 120,429,312 円となり、計 29,965,388 円が過大に支払われていた。

表 委託契約 18 件に係る支払われていた委託料及び適正な委託料

スポーツ団体名	件数	支払われていた委託料 (A)	適正な委託料 (B)	差 額 (A) - (B)	主な態様
日本ブラインドサッカー協会	3 件	9,220,510 円	6,395,800 円	2,824,710 円	(イ)
特定非営利活動法人日本視覚障害者柔道連盟	3 件	24,809,081 円	22,992,640 円	1,816,441 円	(イ)
日本車椅子バスケットボール連盟	2 件	27,177,787 円	26,755,333 円	422,454 円	(イ)
特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟	3 件	41,113,120 円	19,436,664 円	21,676,456 円	(ア)
一般社団法人日本デフバレーボール協会	7 件	48,074,202 円	44,848,875 円	3,225,327 円	(イ)
5 スポーツ団体計	18 件	150,394,700 円	120,429,312 円	29,965,388 円	

(注) 態様について、(ア)は旅行会社から返金を受けていて実際には負担していない額を含めていたもの、(イ)は宿泊費等を選手等の個人に支払ったとするなど事実と異なる領収書に基づき、実際には負担していない額を含めていたものである。

したがって、5 スポーツ団体に対する適正な委託料に基づくなどして、協会に交付されるべき適正な国庫補助金の額を修正計算すると、計 1,029,090,000 円となり、国庫補助金計 29,957,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5 スポーツ団体が事実即した証拠書類等に基づく適正な完了報告書を提出していなかったのに、協会において、完了報告書の審査及び確認が十分でなかったり、5 スポーツ団体に対して、委託契約書等を遵守し、事実即した証拠書類等に基づいて完了報告書を提出する必要があることについての指導等が十分でなかったりしたことなどによると認められる。

(9) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 3,517,035 円

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事等の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、24都道府県の229事業主体において会計実地検査を行ったところ、東京都の2事業主体において、負担金の交付額の算定に当たり、誤って、対象となる経費を二重に計上したり、対象とならない経費を計上したりするなどしていたため、負担金計3,517,035円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において負担金の交付額の算定についての理解が十分でなかったこと、東京都において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都千代田区は、障害福祉サービス費等の基準額の算定に当たり、誤って特定障害者特別給付費を二重に計上したり、サービスごとの対象経費の集計を誤ったりなどしていたことから、平成25年度の基準額を過大に算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費が4,311,938円過大に算定されており、これに係る負担金2,155,969円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(178) 東京都	千代田区	25	327,682	163,841	4,311	2,155	対象経費を二重に計上していたものなど
(179) 同	江戸川区	25	6,168,520	3,084,260	2,722	1,361	対象外経費を計上していたもの
(178)(179)の計			6,496,203	3,248,101	7,034	3,517	

(10) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの

8件 不当と認める国庫補助金 85,642,291 円

障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。平成25年3月31日以前は障害者自立支援法。以下「法」と

いう。)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地の市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県が、都道府県知事等の指定する医療機関において、自立した日常生活等を営むために必要な医療である自立支援医療を障害者及び障害児に提供し、当該自立支援医療に要した費用(以下「自立支援医療費」という。)を障害者及び障害児の保護者に支給した場合に、その費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、障害者医療費国庫負担金交付要綱(平成21年厚生労働省発障第0519001号)等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 自立支援医療費の額から法第7条に基づき他の法令による給付等との調整により給付を行わないとした額を控除して得た額と、市町村等が自立支援医療費の支給に要する費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

また、医療保険の高額療養費制度は、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたって継続しなければならない疾病として、人工透析療法を受ける慢性腎不全等の厚生労働大臣が定めた疾病(以下「特定疾病」という。)に係る療養を受けた場合の自己負担の限度額を、被保険者の負担軽減を図るために、特例的に1万円(標準報酬月額等が所定額以上の被保険者で70歳未満の者については2万円)とし、これを超える額全額を保険者が負担する制度である(以下、高額療養費制度のうち特定疾病の患者に対するこの負担軽減制度を「医療保険の特定疾病制度」という。)

特定疾病のうち、人工透析療法を受ける慢性腎不全の患者は、市町村長の支給認定を受けると自立支援医療費の支給認定障害者になるとともに、保険者の認定を受けると医療保険の特定疾病制度の対象にもなる(以下、両方の認定を受けた者を「特定疾病併用者」という。)。そして、特定疾病併用者の自立支援医療費の支給に当たっては、法に基づき、医療保険により同等の給付を受けることが可能な部分については、自立支援医療費の支給の対象とならないこととなっている。

本院が、18道府県の451市町村において会計実地検査を行ったところ、4道府県の8市において、負担金の交付額の算定に当たり、特定疾病併用者の自立支援医療費について医療保険の特定疾病制度の給付対象とすべき額を計上していたり、対象となる費用の額の集計を誤っていたりしていたため、負担金計85,642,291円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7市において制度の理解が十分でなく自立支援医療費の審査が十分でなかったこと、1市において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、道府県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

京都市は、平成23年度の特定疾病併用者の自立支援医療費の算定に当たり、誤って医療保険の特定疾病制度の給付対象とすべき額を計上していたため、自立支援医療費が94,586,225円過大になっていた。

この結果、国庫負担対象事業費が同額過大に算定されており、これに係る負担金計47,293,112円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費 千円	左に対す る国庫負 担金交付 額 千円	不当と認 める国庫 負担対象 事業費 千円	不当と認 める国庫 負担金交 付額 千円	摘 要
(180) 北海道	札幌市	23、24	6,720,384	3,360,192	21,510	10,755	対象外経費を計上していたもの
(181) 同	石狩市	26	120,127	60,063	24,592	12,296	対象経費の集計を誤っていたもの
(182) 京都府	京都市	(注) 23	3,605,456	1,802,728	94,586	47,293	対象外経費を計上していたもの
(183) 同	舞鶴市	(注) 23	74,537	37,268	6,198	3,099	同
(184) 同	城陽市	(注) 23	60,682	30,341	5,095	2,547	同
(185) 同	向日市	(注) 23	52,234	26,117	5,142	2,571	同
(186) 福岡県	春日市	(注) 23	107,094	53,547	5,521	2,760	同
(187) 長崎県	五島市	(注) 23	52,271	26,135	8,637	4,318	同
(180)-(187)の計			10,792,789	5,396,394	171,284	85,642	

第3章
第1節
第9
厚生労働省

(注) 京都、舞鶴、城陽、向日、春日、五島各市は、特定疾病併用者に係る自立支援医療費について、平成24年度においても他年度と同様に国庫負担対象事業費を過大に算定していたが、当該事態については平成25年度決算検査報告314ページの「特定疾病併用者に係る自立支援医療費の支給の制度、審査方法を周知して、適正に審査を実施することにより、特定疾病併用者に係る自立支援医療費の額の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの」に掲記していることから、特定疾病併用者に係る24年度分については除外している。

(11) 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 28,911,013円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、国から市町村に対して介護給付費負担金(以下「負担金」という。)が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{介護給付及び予防給付に要する費用等の額}} \times \boxed{\left(\begin{array}{l} \text{国の負担割合} \\ \text{施設等分 } 15/100 \\ \text{その他分 } 20/100 \end{array} \right)} = \boxed{\text{交付額}}$$

各算出要素については、次のとおりとなっている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用等の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用等の額から、損害賠償金等の収入額を控除した額(以下「介護給付費等」という。)とする。

イ 国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ア) 施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費等及び介護予防特定施設入居者生活介護等に係る予防給付費であり、負担割合は100分の15

(イ) その他分は、介護給付費等のうち、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は100分の20

負担金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、これを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院が、16都道府県の179市区町村、1一部事務組合及び1広域連合において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付先 (保険者)	年度	負担金交付額 千円	不当と認める負担金交付額 千円	摘 要
(188) 長崎県	佐世保市	25	4,019,022	28,911	施設等分とその他分とを取り違えていたもの

佐世保市は、平成25年度の負担金交付額の算定に当たり、介護給付費等のうち特定入所者介護サービス費770,597,188円について、施設等分が674,408,718円、その他分が96,188,470円であったのに、施設等分とその他分とを取り違えていた。

この結果、負担金交付額4,019,022,999円のうち28,911,013円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において負担金の算定に当たり確認が十分でなかったこと、長崎県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(12) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 1,165,000円

介護保険(前掲239ページの「介護給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、「介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(平成12年厚生省令第26号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}^{(注)}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する交付金の総額と市町村ごとに算定した交付金の総額との[・]かゝり離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、③国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用等の合計額から、前年度の12月から当該年度の11月までの間における損害賠償金等の収入額を控除した額とする。

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数(ただし、4月1日から12月31日までの間に所得の更正決定等により賦課期日における所得段階の区分が変更となった第1号被保険者がいる場合は、当該変更後の所得段階の区分ごとの第1号被保険者数)を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上でこれを厚生労働省に提出し、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院が、16都道府県の172市区町村、1一部事務組合及び1広域連合において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付先 (保険者)	年 度	交付金交付額 千円	左のうち不当と 認める額 千円	摘 要
(189)	愛知県 江南市	24	76,281	1,165	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤るなどしていたもの

江南市は、平成24年度の所得段階別加入割合補正係数の算出に当たり、所得の更正決定等により所得段階の区分を変更すべき第1号被保険者について、所得段階の区分を変更していないなどして、誤った所得段階の区分ごとの第1号被保険者数に基づき算出するなどしていた。

この結果、普通調整交付金交付割合が過大に算出されるなどしており、交付金交付額76,281,000円のうち1,165,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において制度を十分に理解していなかったこと、愛知県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(13) 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等により造成した基金を活用して実施した事業において、仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が基金に返還されていなかったもの **6件 不当と認める国庫補助金 10,182,392円**

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金(以下、これらを合わせて「交付金」という。)は、「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付について」(平成21年厚生労働省発老0701第19号)、「平成22年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について」(平成22年厚生労働省発老1222第1号)等に基づき、地域密着型サービスの拠点等の施設等を整備するために市町村(特別区を含む。以下同じ。)が策定する面的整備計画に基づく事業を支援することなどを目的として、都道府県に設置する介護基盤緊急整備等臨時特例基金(以下「基金」という。)の造成に必要な経費を国が交付するものである。

都道府県は、「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」(平成21年老発0820第5号)等に基づき、管内の市町村が基金を活用して実施する事業(以下「特別対策事業」という。)に必要な経費を基金から取り崩し、市町村に交付することなどとなっており(以下、基金を取り崩して市町村に交付する資金を「県交付金」という。)、市町村は、県交付金を財源の全部又は一部として、民間事業者等に対して補助金(以下「市補助金」という。)を交付するなどしている(以下、市補助金の交付を受けた民間事業者等を「事業者」という。)

なお、特別対策事業の実施期限は平成26年度末までとなっているが、27年12月末日までその期限を延長することができることとなっている。そして、特別対策事業を終了した場合には、基金を解散して、その時点で保有する残余额を国庫に返還しなければならないこととなっており、基金の解散後に特別対策事業に係る返還額が生じた場合には、これを国庫に返還しなければならないこととなっている。

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、消費税法(昭和63年法律第108号)等に基づき消費税の課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ(消費税の課税対象となる資産の譲渡等)に係る消費税額から課税仕入れ(消費税の課税対象となる資産の譲受け等)に係る消費税額を控除(以下「仕入税額控除」という。)する仕組みとなっている。

そして、消費税の課税事業者である事業者が、市補助金の交付を受けて事業を実施するに当たり、建物を取得するなどした場合であって、確定申告の際に当該建物の取得等の課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、これらに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

このため、事業者は、実績報告書の提出後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税に係る市補助金相当額が確定したときには、市町村にその額を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこととなっている。また、市町村は、当該事業者から返還を受けたときには、当該金額に係る県交付金相当額を都道府県に返還しなければならないこととなっている。さらに、都道府県は、当該市町村から返還を受けたときには、当該金額を基金に積み立てるなどすることになっている。

本院が、5県及びこれらの5県から県交付金の交付を受けた136市町村のうち37市町村において会計実地検査を行うとともに、それ以外の99市町村については5県を通じて上記の報告に関する書類の提出状況等について検査したところ、^(注1)^(注2)3県の6市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(注1) 3県 福岡、長崎、鹿児島各県

(注2) 6市 北九州、柳川、長崎、西海、南島原、伊佐各市

6市がそれぞれ市補助金を交付した7事業者は、消費税の確定申告の際に特別対策事業に係る消費税額計29,949,773円を仕入税額控除しており、これに係る市補助金相当額が計10,182,392円(県交付金相当額同額)と確定していた。^(注3)しかし、5市は、6事業者から市補助金相当額の報告及び返還を受けておらず、また、伊佐市は、1事業者から市補助金相当額についての報告を受けていたのに、当該事業者から返還を受けていなかった。このため、3県は、それぞれ当該市補助金相当額に係る県交付金相当額計10,182,392円(交付金相当額同額)の返還を受けておらず、当該県交付金相当額を基金に積み立てていなかったもので、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5市において事業者に対して消費税の取扱いに関する指導、確認等が十分でなかったこと、福岡、長崎両県において5市に対して消費税の取扱いに関する指導、確

認等が十分でなかったこと、鹿児島県において消費税の取扱いについての理解が十分でなく伊佐市に対する指導等が適切でなかったことなどによると認められる。

(注3) 5市 北九州、柳川、長崎、西海、南島原各市
前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

長崎県西海市は、平成25年度に、特別対策事業として、小規模多機能型居宅介護事業所の整備事業を行う株式会社九州たまがわに対して県交付金を財源とする市補助金30,000,000円の交付決定を行っており、26年7月に実績報告書の提出を受けて、同額を交付していた。

しかし、同市は、同会社が実績報告書の提出後に行った消費税の確定申告の際に特別対策事業に係る消費税額2,942,844円を仕入税額控除しており、これに係る市補助金相当額が1,958,240円(県交付金相当額同額)と確定していたのに、同会社から当該金額の報告及び返還を受けていなかった。このため、同県は、当該市補助金相当額に係る県交付金相当額1,958,240円(交付金相当額同額)の返還を受けておらず、これを基金に積み立てていなかった。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業	年 度	基金使用額	左に対する交付金交付額	不当と認める交付金相当額
					千円	千円	千円
(190) 厚生労働本省	福岡県	北九州市(事業主体)	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	24、25	105,000	105,000	1,777
(191) 同	同	柳川市(事業主体)	同	25	26,250	26,250	1,038
(192) 同	長崎県	長崎市(事業主体)	同	23、24	60,000	60,000	2,415
(193) 同	同	西海市(事業主体)	同	25、26	30,000	30,000	1,958
(194) 同	同	南島原市(事業主体)	同	25、26	30,000	30,000	1,743
(195) 同	鹿児島県	伊佐市(事業主体)	同	22	26,250	26,250	1,250
(190)-(195)の計					277,500	277,500	10,182

(14) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの

9件 不当と認める国庫補助金 147,381,614円

緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、厚生労働省が定めた「平成20年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(平成21年厚生労働省発職第0130003号)等に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「緊急雇用創出基金」という。)を造成するために国が交付するものであり、平成20年度から25年度までに計1兆5798億余円が交付されている。

また、ふるさと雇用再生特別交付金は、同省が定めた「平成20年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱」(平成21年厚生労働省発職第0130002号)に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、ふるさと雇用再生特別基金(以下「ふるさと基金」という。)を造成するために国が交付するものであり、20年度に2500億円が交付されている。

そして、各都道府県及び各市町村等(以下「都道府県等」という。)は、同省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」(平成21年発職第0130008号)等に基づき、緊急雇用創出基金を財源として失業者に対する原則として1年以内の短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの緊急雇用創出事業を、また、同

省が定めた「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」(平成21年職発第0130005号)等に基づき、ふるさと基金を財源として地域の求職者等を雇い入れて、原則として1年以上の長期的な雇用機会を創出するふるさと雇用再生特別基金事業を、それぞれ実施している(以下、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別基金事業とを合わせて「基金事業」といい、また、緊急雇用創出事業実施要領とふるさと雇用再生特別基金事業実施要領を合わせて「実施要領」という。)。なお、ふるさと雇用再生特別基金事業の実施は23年度に終了している。

基金事業では、都道府県等が企画した事業を民間企業等に委託して、当該民間企業等(以下「受託者」という。)が公募により失業者を雇い入れて行う事業(以下「委託事業」といい、また、公募により雇用された失業者を「新規雇用者」という。)等が実施されている。都道府県は、自らが委託事業等を実施する場合は、委託費相当額等をそれぞれの基金から取り崩して受託者に支払い、管内の市町村等が委託事業等を実施する場合は、当該市町村等に対して基金を財源とした補助金(補助率10分の10以内)を交付している。

実施要領等によれば、基金事業の対象となる経費は、新規雇用者、既に受託者等に雇用されている者等(以下「既存雇用者」という。)が基金事業に従事した分に係る賃金等の人件費及び基金事業の実施に必要なその他の経費とされている。

本院が、^(注1)9県において、9県及びこれらの県から補助金の交付を受けた管内の127市町村が実施した基金事業を対象に会計実地検査を行った結果、^(注2)8県及び^(注3)25市町が実施した基金事業において、受託者等が、基金事業の対象とならない経費を計上したり、新規雇用者に係る人件費の算出を誤ったりなどしていたため、計147,381,614円(交付金相当額同額)が9県に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の9県及び25市町において市町又は受託者から提出された委託事業等に係る実績報告書等の審査が十分でなかったこと、9県において25市町に対する指導監督が十分でなかったこと、厚生労働省において9県に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 9県 宮城、秋田、埼玉、石川、長野、島根、愛媛、福岡、沖縄各県

(注2) 8県 宮城、埼玉、石川、長野、島根、愛媛、福岡、沖縄各県

(注3) 25市町 白石、多賀城、大崎、にかほ、和光、北本、幸手、所沢、珠洲、羽咋、小諸、浜田、松山、大洲、西予、東温、福岡、太宰府、那覇、石垣各市、雄勝郡羽後、鹿足郡津和野、邑智郡美郷、邑智郡邑南、北宇和郡鬼北各町

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

宮城県は、緊急雇用創出基金を財源とした委託事業として、平成24年度に、市町村におけるシステム管理の効率化等のために指導や助言を継続的に実施する事業等を行う「市町村クラウド導入等支援業務」を契約金額18,270,000円でA社に委託していた。そして、A社は、本件委託事業に要した経費を18,332,717円とする実績報告書を同県に提出し、これにより同県は、委託費の額を上記の契約金額と同額で確定し、A社に対して同額を支払っていた。

A社は、上記の実績報告書に計上した既存雇用者1名に係る人件費について、本件委託事業に従事した日数を115日とし、これに1日当たりの人件費単価47,250円を乗じて5,433,750円と算出していた。

しかし、業務実績報告書、賃金台帳等により確認したところ、同人が本件委託事業に実際に従事した日数は66.8日であり、また、同人に実際に支払われた給与額に基づく1日当たりの人件費単価は23,625円となって

いた。このため、これらを基に同人に係る適正な人件費を算出すると1,578,150円となり、上記の5,433,750円には本件委託事業の対象とならない人件費3,855,600円が計上されていた。また、これに伴い人件費以外の経費についても421,431円が過大に計上されていた。

したがって、上記の過大計上額計4,277,031円を控除して本件委託事業に要した経費を算定すると14,055,686円となり、前記委託費の支払額18,270,000円との差額4,214,314円は基金事業の対象とは認められず、同額が緊急雇用創出基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業 年度	基金造成額	左に対する 交付金交付 額	不当と認める 基金使用 額	不当と認める 交付金相 当額
			千円	千円	千円	千円
(196)	厚生労働本省 宮城県	緊急雇用創出基金 20~25	144,715,600	144,715,600	9,601	9,601
(197)	同 秋田県	同 20~25	19,425,000	19,425,000	22,192	22,192
(198)	同 埼玉県	同 20~25	34,052,500	34,052,500	31,214	31,214
		ふるさと基金 20	5,420,000	5,420,000	2,474	2,474
		小計	39,472,500	39,472,500	33,689	33,689
(199)	同 石川県	緊急雇用創出基金 20~25	17,856,800	17,856,800	12,702	12,702
(200)	同 長野県	同 20~25	25,042,593	25,042,593	3,659	3,659
(201)	同 島根県	同 20~25	13,047,600	13,047,600	7,049	7,049
		ふるさと基金 20	4,110,000	4,110,000	5,189	5,189
		小計	17,157,600	17,157,600	12,239	12,239
(202)	同 愛媛県	緊急雇用創出基金 20~25	16,799,100	16,799,100	18,884	18,884
(203)	同 福岡県	同 20~25	44,523,400	44,523,400	10,006	10,006
(204)	同 沖縄県	同 20~25	22,329,600	22,329,600	20,347	20,347
		ふるさと基金 20	7,460,000	7,460,000	4,058	4,058
		小計	29,789,600	29,789,600	24,405	24,405
(196)-(204)の計			354,782,193	354,782,193	147,381	147,381

(15) 労働災害防止対策費補助金の補助対象経費が過大に精算されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 6,236,293円

労働災害防止対策費補助金(以下「補助金」という。)は、労働災害防止団体系(昭和39年法律第118号)に基づき、労働災害の防止を図ることを目的として設立された団体に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項についての指導及び援助を行うなどの労働災害防止対策事業(以下「補助事業」という。)の実施に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の一部を国が補助するものである。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会(以下「協会」という。)は、陸上貨物運送事業に係る労働災害の防止を図ることを目的として設立された団体であり、補助事業の実施に当たり国から補助金の交付を受けている。

本院が、協会において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	補助対象経 費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(205)	厚生労働本省 陸上貨物運送事業労働災害防止協会	24~26	293,905	220,786	8,315	6,236	精算過大

協会は、平成24年度から26年度までの各年度の実績報告書の提出に当たり、24年度8人、25年度7人、26年度9人(実人数で計12人)の安全管理士等の職員(以下「安全管理士等」という。)が各年度の補助事業に専従していたとして、24年度から26年度までの安全管理士等に係る給与等の人件費を計167,648,421円とし、各年度にそれぞれの人件費の全額を補助対象経費に計上していた。

しかし、協会は、24年度から26年度までの各年度において、補助事業とは別に、厚生労働省から、同省が策定した安全対策ガイドライン普及のための研修会を実施するなどの事業(以下「委託事業」という。)を受託しており、補助事業に専従していたとしていた安全管理士等のうち、24年度6人、25年度6人、26年度7人(実人数で計9人)は、この委託事業にも従事していて、実際には補助事業に専従していなかった。そして、協会は、委託事業に係るこれらの安全管理士等の人件費相当額計9,183,760円を控除することなく補助対象経費に計上していた。

したがって、これらの安全管理士等の当該委託事業に係る人件費相当額を控除するなどして各年度の適正な補助対象経費を算出すると計285,590,719円となり、本件補助対象経費計293,905,779円との差額8,315,060円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計6,236,293円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、厚生労働本省において協会から提出された実績報告書等の審査及び確認並びに協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(16) 放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業費等に係る分)が過大に交付されていたもの 2件 不当と認める国庫補助金 10,300,000円

放課後子どもプラン推進事業費補助金(放課後児童健全育成事業費等に係る分)(以下「補助金」という。)は、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の小学校に就学している児童等(以下「放課後児童」という。)に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、放課後児童の健全な育成を図ることを目的として、政令指定都市及び中核市(以下、これらを「指定都市等」という。)並びにその他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行う放課後児童クラブの運営等を行う事業について、その事業に要する費用の一部を指定都市等に対しては直接、その他の市町村に対しては都道府県を経由して、それぞれ国が補助するものである。

補助金の交付額は、「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」(平成19年18文科生第586号、厚生労働省発雇第0330019号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

ア 指定都市等が行う事業について補助する場合

所定の方法により算定した基準額と対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とのいずれか少ない方の額を選定して、選定された額(以下「選定額」という。)に3分の1を乗ずるなどして得た額とする。

イ 指定都市等以外の市町村の行う事業について補助する場合

選定額に3分の2を乗じた額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗ずるなどして得た額とする。

本院が、2道府の22市町において会計実地検査を行ったところ、補助金の交付額の算定に当たり、札幌市において、誤って支出見込額を実支出額に計上するなどしていたり、大阪府門真市において、同市の委託先が放課後児童クラブの運営等のために当該年度に実際には支出していない額を実支出額

に含めていたりしていた。このため、補助金計 10,300,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2市において交付要綱等の理解が十分でなかったことなど、厚生労働省及び大阪府において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大阪府門真市は、社会福祉法人 A 等に 32 か所の放課後児童クラブの運営等を委託しており、当該放課後児童クラブの運営等の委託に要した経費と同市が支払った経費を実支出額に計上するなどして大阪府に実績報告書を提出していた。そして、大阪府は平成 23 年度から 25 年度までに補助金計 147,316,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市が大阪府に提出した実績報告書に記載されていた本件事業の実支出額には、社会福祉法人 A 等が放課後児童クラブの運営等のために当該年度に実際には支出しておらず、翌年度への繰越金等としていた額が含まれていた。

したがって、上記の額を実支出額から除くなどして、これに基づき適正な補助金を算定すると計 139,683,000 円となることから、前記の補助金との差額 7,633,000 円が過大となっていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
(206) 厚生労働本省	札幌市 (事業主体)	—	25	千円 401,655	千円 2,667	支出見込額を実支出額に計上するなどしていたもの
(207) 同	大阪府	門真市 (事業主体)	23~25	147,316	7,633	委託先が当該年度に実際には支出していない額を実支出額に計上していたもの
(206) (207) の計				548,971	10,300	

(17) 保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)が過大に交付されていたもの 11件 不当と認める国庫補助金 63,756,000 円

保育対策等促進事業費補助金(延長保育促進事業等に係る分)(以下「補助金」という。)は、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)に規定する児童育成事業として、延長保育促進事業、病児・病後児保育事業等を円滑に実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的として、政令指定都市及び中核市(以下、これらを「指定都市等」という。)並びにその他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行うこれらの事業に要する費用の一部を指定都市等に対しては直接、その他の市町村に対しては都道府県を経由して、それぞれ国が補助するものである。このうち、延長保育促進事業は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する市町村以外の者が設置する保育所(以下「民間保育所」という。)等において開所時間を超えて保育するなどのものであり、また、病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するものである。

補助金の交付額は、都道府県が補助する場合、「保育対策等促進事業費の国庫補助について」(平成 20 年厚生労働省発雇児第 0609001 号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

① 延長保育時間、年間延べ利用児童数等により定められた基準額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額(以下「補助対象経費」という。)とを市町村ごとに比較して、少ない方の額を算定する。

② ①により選定された額に3分の2を乗じた額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

また、指定都市等が行う場合、交付要綱等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

① 延長保育時間、年間延べ利用児童数等により定められた基準額と、補助対象経費とを比較して、少ない方の額を算定する。

② ①により選定された額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、27都道府県の219市町村において会計実地検査を行ったところ、9都府県の9市1区1町において、補助金の交付額の算定に当たり、実績報告書に記載する対象経費の実支出額にはこれらの市区町が民間保育所に対して支出した額を記載すべきであるのに、誤って民間保育所が支出した額を記載するなどしていた。このため、実支出額が過大に計上されるなどしており、補助金計63,756,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、9市1区1町において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、厚生労働省及び7都府県において9市1区1町の実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、同省において7都府県及び3市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

千葉県流山市は、平成23年度から25年度までの間に、延長保育促進事業を同市の補助事業として民間保育所において実施しており、交付要綱等に基づき、基準額と補助対象経費とを比較して、少ない方の額計328,238,414円を算定していた。

そして、千葉県は、上記により選定された額に3分の2を乗じて得られる額と同県が同市に対して補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗ずるなどして得られる額計109,405,000円を補助金の交付額としていた。

しかし、同市は、実績報告書に記載する対象経費の実支出額には同市が実際に民間保育所に対して支出した額を記載すべきであるのに、誤って民間保育所が支出した額を記載しており、この民間保育所が支出した額については同市が民間保育所に対して支出した額を上回っていた。このため、実支出額が過大に計上されており、23年度から25年度までの間に、補助金計15,505,000円が過大に交付されていた。

以上を補助事業者別、間接補助事業者別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
					千円	千円	
(208) 厚生労働本省	盛岡市(事業主体)	—	延長保育促進事業	25	96,556	1,397	実支出額を過大に計上していたもの
(209) 同	仙台市(事業主体)	—	同	22~25	656,142	9,054	同
(210) 同	千葉県	流山市(事業主体)	同	23~25	109,405	15,505	同
(211) 同	同	我孫子市(事業主体)	同	25	23,197	1,645	同
(212) 同	東京都	中央区(事業主体)	同	26	26,992	1,737	基準額の適用を誤っていたもの
(213) 同	静岡県	御殿場市(事業主体)	病児・病後児保育事業	26	6,192	1,645	実支出額を過大に計上していたもの
(214) 同	同	菊川市(事業主体)	延長保育促進事業	22~26	54,125	5,397	実支出額を過大に計上していたものなど

部局等	補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める国庫補助金交付額 千円	摘要
(215) 厚生労働本省	愛知県	愛西市(事業主体)	延長保育促進事業	22~26	39,435	4,555	実支出額を過大に計上していたもの
(216) 同	大阪府	豊中市(事業主体)	同	23	50,223	1,127	同
		豊中市(事業主体)	同	24、25	115,418	5,267	同
(217) 同	兵庫県	美方郡香美町(事業主体)	同	23~26	12,976	4,636	同
(218) 同	鳥取県	鳥取市(事業主体)	同	22~25	94,543	11,791	実支出額を過大に計上していたものなど
(208)-(218)の計					1,285,204	63,756	

その他の (219) (220)

(219) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省
	(項)介護保険制度運営推進費(平成19年度以前は、 (項)老人医療・介護保険給付諸費、(項)国民健康保険助成費) (項)介護納付金年金特別会計へ繰入(平成19年度以前は、(項)社会保険国庫負担金) (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費)
部局等	7都県、4市
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)
実施主体事業者	市66、区18、町24、村5、広域連合4、計117実施主体 22事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	通所介護、介護福祉施設サービス等
過大に支払われた介護給付費の件数	14,428件(平成18年度~27年度)
過大に支払われた介護給付費の額	72,374,264円(平成18年度~27年度)
不当と認める国の負担額	21,700,361円(平成18年度~27年度)

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)と

なった者に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)に係る保険給付を行うものであり、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者、当該市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

(2) 介護サービス

被保険者が介護保険法に基づき受ける介護サービスには、居宅サービス^(注1)、施設サービス及び地域密着型サービス^(注2)並びに居宅の要介護状態となった者が利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画(以下「居宅サービス計画」という。)の作成等を行う居宅介護支援等がある。また、居宅サービスには通所介護等^(注3)が、施設サービスには介護福祉施設サービス等^(注4)がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 要介護状態等にあること及びその該当する要介護状態等の区分について、市町村の認定を受ける(以下、市町村から要介護状態にあるものとして認定を受けた者を「要介護者」といい、要支援状態にあるものとして認定を受けた者と合わせて「要介護者等」という。)
- ② 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。
- ③ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者若しくは介護保険施設又は市町村長の指定を受けた地域密着型サービス事業者(以下、これらと居宅介護支援事業者等を合わせて「介護サービス事業者」という。)において介護サービスを受ける。

(注1) 居宅サービス 居宅サービスには介護予防サービスを含む。

(注2) 地域密着型サービス 地域密着型サービスには地域密着型介護予防サービスを含む。

(注3) 通所介護 居宅の要介護者が、指定通所介護事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるもの

(注4) 介護福祉施設サービス 指定介護老人福祉施設に入所している要介護者が、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を受けるもの

(3) 介護報酬の算定

介護サービス事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)(以下、両者を合わせて「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類の別に定められた単位数に単価(10円から11.26円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

(4) 介護給付費

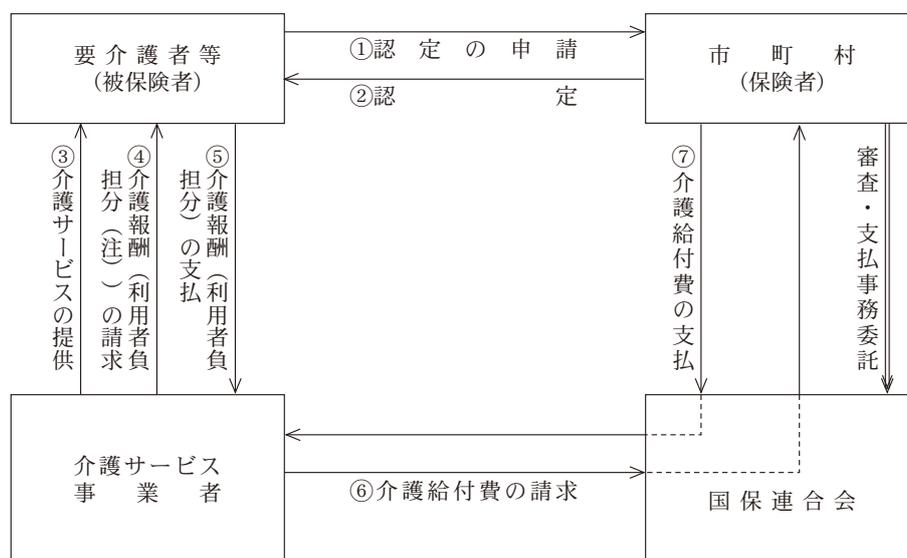
市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスの提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援等の提供を受けたときは、介護報酬の全額をそれぞれ介護サービ

事業者に支払うこととなっている(以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。)

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

- ① 介護サービス事業者は、要介護者等に提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。
- ② 国保連合会は、介護サービス事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。
- ③ 請求を受けた市町村は、金額等を確認した上で、国保連合会を通じて介護サービス事業者に介護給付費を支払う。

図 介護給付費の支払の手続



(注) 要介護者等は、居宅サービス等の提供を受けたときは、利用者負担分として、原則、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担として、介護給付費のうち、施設等分については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者^(注6)が同基金に納付する介護給付費納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注5) 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

(注6) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、13都道府県及び9市において、144事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費請求書等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、7都県及び4市に所在する22事業者に対して17都道府県の117市区町村等の実施主体が行った平成18年度から27年度までの間における介護給付費の支払が計14,428件、計72,374,264円過大となっていて、これに対する国の負担額21,700,361円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別を示すと次のとおりである。なお、同一の事業者が複数の事態に該当しているものがある。

ア 通所介護

算定基準等によれば、通所介護については、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が300人以内の場合は小規模型通所介護費、300人超750人以内(20年度までは300人超900人以内)の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費(I)及び900人超の場合は大規模型通所介護費(II)とし、それぞれの事業所規模ごとの区分等に応じて、小規模の事業所については大規模の事業所よりも高く定められた単位数等により介護報酬を算定することとされている。

しかし、9事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人を超えていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらずに小規模型通所介護費の区分により単位数を算定していた。また、3事業者は、750人を超えていたのに、大規模型通所介護費(I)の区分によらずに通常規模型通所介護費の区分により算定していた。さらに、2事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所介護費(II)の区分によらずに大規模型通所介護費(I)の区分により算定していた。

このため、9,160件の請求に対して55市区町村等が支払った介護給付費が計46,461,193円過大となっていて、これに対する国の負担額14,292,662円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

事業者Aは、平成20年1月に静岡県から通所介護事業所の指定を受けて通所介護を提供している。そして、22年4月から23年3月までの間に提供した通所介護に係る介護報酬について、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人以内であるとして、小規模型通所介護費の区分により算定していた。しかし、事業者Aの前年度における1月当たりの平均利用延べ人員数は、実際には319人となっていた。したがって、22年4月から23年3月までの間に提供した通所介護に係る介護報酬については、通常規模型通所介護費の区分により算定する必要があった。

このため、601件の請求に対して3市が支払った介護給付費計7,524,772円が過大となっていた。

イ 介護福祉施設サービス

算定基準等によれば、介護福祉施設サービスについては、多床室に入所させるとその者の著しい精神症状等により同室の他の要介護者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして個室への入所が必要であるとの医師の判断により個室を利用する要介護者であるなどの場合には、個室の単位数よりも単位数が高く定められた多床室の単位数により介護報酬を算定することとされている。

しかし、4事業者は、医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合においても多床室の単位数により介護報酬を算定していた。

このため、529件の請求に対して9市町等が支払った介護給付費が計8,975,566円過大となっていて、これに対する国の負担額2,393,540円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイの介護サービスのほか、介護療養施設サービス、介護保健施設サービス、短期入所生活介護、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の5介護サービスについて、7事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、4,739件の請求に対して60市区町村等が支払った介護給付費が計16,937,505円過大となっていて、これに対する国の負担額5,014,159円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市区町村、広域連合及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、都県等において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業者の所在する都県等別に示すと次のとおりである。

都県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
札幌市	2市町(1)	26、27	647	2,373	726	ア
福島県	22市町村(3)	25～27	3,735	7,237	2,204	ア、ウ
いわき市	6市町(1)	25、26	185	6,088	1,907	ア
埼玉県	11市区(2)	24、25	1,426	4,482	1,372	ア
東京都	40市区町(1)	23～25	956	3,349	1,143	ウ
静岡県	8市町(3)	22～24	2,680	12,860	3,970	ア
三重県	15市町等(6)	18～22	2,345	20,621	5,672	イ、ウ
滋賀県	8市町(1)	24、25	196	3,233	987	ア
大阪市	1市(1)	24、25	341	3,959	1,209	ア
和歌山市	5市町(1)	26	486	5,364	1,641	ア
沖縄県	3市等(2)	23、24	1,431	2,803	863	ア
計	117実施主体 (22)	18～27	14,428	72,374	21,700	

注(1) 計欄の実施主体数は、都県等の間で実施主体が重複することがあるため、各都県等の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

(220) 自立支援給付の介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	2 県、1 市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第 123 号。平成 25 年 3 月 31 日以前は障害者自立支援法)
実施主体	市 11、区 1、町 6、計 18 実施主体
事業者	5 指定生活介護事業者
過大に支払われた介護給付費に係る障害福祉サービスの種類	生活介護
過大に支払われた介護給付費の件数	1,238 件(平成 22 年度～26 年度)
過大に支払われた介護給付費の額	21,326,080 円(平成 22 年度～26 年度)
不当と認める国の負担額	10,663,039 円(平成 22 年度～26 年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 3 月 31 日以前は障害者自立支援法)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、介護給付費及び訓練等給付費(以下、これらを合わせて「介護給付費等」という。)があり、介護給付費の支給の対象には生活介護^(注1)、施設入所支援等がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害者又は障害児の保護者は、居住地の市町村から介護給付費等を支給する旨の決定を受ける。
- ② 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事等の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

(注1) 生活介護 常時介護を要する障害者に対して行われる、入浴、排せつなどの介護、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能等の向上のために必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた単位数に単価(10円から11.32円)を乗じて算定することとなっている。

そして、生活介護等の各サービスに係る介護給付費等は、事業者が過度に利用者を受け入れることを未然に防止して、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、算定基準等に基づき、サービスの利用定員が12人以上の事業所において、直近の過去3か月間のサービスの利用者の延べ人数が当該サービスの利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数等(以下「受入可能人数」という。)を超えるなどの場合には、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に100分の70を乗じて得た単位数により算定することとなっている。

また、手厚い人員配置を行う事業所を評価するために、算定基準等に基づき、常勤換算^(注2)方法による従業者の員数が前年度の利用者数の平均値を所定の区分に応じて定められた値で除して得た数以上であるなどの場合には、当該区分に応じた人員配置体制加算の単位数を基本報酬の単位数に合算した単位数により算定することとなっている。

(注2) 常勤換算方法 従業者の勤務延べ時間数を、事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

(4) 介護給付費等

市町村は、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る介護給付費等を事業者に支払うこととなっており、介護給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を^しん^{しゃ}くして政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

介護給付費等の支払手続については、①事業者が介護給付費等を記載した介護給付費・訓練等給付費等請求書等(以下「請求書等」という。)を市町村から介護給付費等に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、介護給付費等を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査した上で、同連合会を通じて事業者に介護給付費等を支払うこととなっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した介護給付費等の100分の50を負担している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、介護給付費等の算定が適正に行われているかに着目して、26都道府県において、1,366事業者に対する介護給付費等の支払について、介護給付費等の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費等の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査の結果、2県及び1市に所在する5事業者は、事業所における直近の過去3か月間のサービスの利用者の延べ人数が受入可能人数を超えるなどしていたのに基本報酬の単位数に100分の70を乗ずることなく単位数を算定していたり、常勤換算方法による従業員の員数が前年度の利用者数の平均値を所定の区分に応じて定められた値で除して得た数を下回っていたのに適切な区分によらない人員配置体制加算の単位数を算定していたりしていた。このため、22年度から26年度までの間に、上記の5事業者に対して18市区町が行った介護給付費の支払が計1,238件、計21,326,080円過大となっていて、これに対する国の負担額10,663,039円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市区町において介護給付費の算定について審査が十分でなかったこと、県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

奈良県奈良市に所在する事業者Aは、生活介護の提供を行った事業所において、平成25年6月から26年3月までの間のうち25年8月を除く9か月に、常勤換算方法による従業員の員数が前年度の利用者数の平均値を所定の区分に応じて定められた値で除して得た数を下回っていたのに、その間に障害福祉サービスの提供を受けた利用者に係る395件について、適切な区分によらない人員配置体制加算の単位数を基本報酬の単位数に合算した単位数により介護給付費を算定していた。

このため、395件の請求に対して3市が支払った介護給付費が計8,170,884円過大となっていて、これに対する国の負担額4,085,442円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する県等別に示すと次のとおりである。

県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
埼玉県	13市区町(2)	25、26	88	4,776	2,388	生活介護
奈良県	2市町(2)	22～26	755	8,378	4,189	同
奈良市	3市(1)	25、26	395	8,170	4,085	同
計	18市区町(5)	22～26	1,238	21,326	10,663	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の交付額の算定に当たり、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組に係る加算分の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)子ども・子育て支援対策費
部局等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
地域子育て支援拠点事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

検査の対象とした市区町村が設置した地域子育て支援拠点において子育て支援展開取組を実施していた市区町村数及び助成金の額	60 市区町	8 億 2259 万余円 (平成 25 年度)
上記のうち子育て支援展開取組に係る加算分を誤って算定していた市町数及び助成金の額	9 市町	1 億 5076 万余円
上記のうち過大となっていた助成金の額		1538 万円

(前掲 65 ページの「地域子育て支援拠点事業の対象経費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの」及び 228 ページの「子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されるなどしていたもの」参照)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の算定について

(平成 28 年 10 月 28 日付け 内閣総理大臣
厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 地域子育て支援拠点事業の概要

地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(以下「拠点施設」という。)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。

国は、平成 25 年度に、拠点事業を実施する市町村等を助成するために都道府県に造成された基金に対して子育て支援対策臨時特例交付金(以下「特例交付金」という。)を交付し、また、26 年度には、拠点事業を実施する市町村に対して保育緊急確保事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付して、拠点事業の実施に要する費用の一部について助成している。そして、拠点事業は、25 年度は 6,233 か所、26 年度は 6,538 か所の拠点施設で実施されている。

なお、拠点事業については、従来、厚生労働省所管となっているが、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)等の制定に伴い、26 年度以降、拠点事業に係る補助金等の交付事務は内閣府が行うこととなっている。

(2) 特例交付金及び補助金の概要

ア 特例交付金の概要

特例交付金は、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について」(平成21年厚生労働省発雇児第0305005号)等に基づき、保育所の整備等を実施することなどにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的として、都道府県が行う基金(以下「安心こども基金」という。)の造成に必要な経費として国が交付するものである。

都道府県は、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年雇児発第0305005号。以下「管理運営要領」という。)等に基づき、安心こども基金の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)を実施することとなっており、基金事業に係る計画の範囲内で、市町村等が行う拠点事業を含む特別対策事業に必要な経費を安心こども基金から取り崩して市町村に助成金を交付することとしている(以下、基金から取り崩して交付したものを「助成金」という。)

管理運営要領等によれば、拠点事業に係る助成金の交付額は、①対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して、②その選定額と基準額(拠点施設の開設日数等の区分により定められているものを合計した額)とを比較して少ない方の額に、補助率(2分の1)を乗じて得た額の範囲内とすることとされている。そして、助成金の交付を受けようとする市町村は、特別対策事業が終了したときは、都道府県に対して事業報告書を提出することとされており、都道府県は、これに基づき基金から必要な額を取り崩して助成金を交付することとされている。

イ 補助金の概要

補助金は、「平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について」(平成26年府政共生第383号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、市町村が、子ども・子育て支援法に基づき実施する拠点事業を含む保育緊急確保事業の実施に要する経費を補助するために、国が当該市町村に対して交付するものである。

交付要綱等によれば、拠点事業に係る補助金の交付額は、①基準額(拠点施設の開設日数等の区分により定められているものを合計した額)と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して、②その選定額に、補助率(3分の1)を乗じて得た額とすることとされている。そして、補助金の交付を受けようとする市町村は、保育緊急確保事業が終了したときは、都道府県に対して事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を提出して、都道府県は、市町村から実績報告書の提出があったときは、必要な審査を行った上で、これを国に提出することとされている。

(3) 拠点事業の実施方法

管理運営要領及び「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年雇児発0529第18号。以下「実施要綱」という。)によれば、市町村又は市町村が適当と認めて拠点事業の実施を委託した者等は、拠点施設を設置して、拠点事業の基本事業として、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連

情報の提供、④月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等を全て実施することとされている。また、拠点施設では、基本事業に加えて、地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(以下「子育て支援展開取組」という。)等を実施することができることとされている。

このうち子育て支援展開取組は、拠点施設の開設場所(近接施設を含む。)を活用して行う一時預かり事業等を実施するとともに、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図るなどして、地域の子育て家庭に対して、よりきめ細かな支援を実施するものである。

(4) 助成金及び補助金の交付額の算定

基本事業の基準額(以下「基本分」という。)は、交付要綱等において、各拠点施設に配置する常勤又は非常勤職員の区分と、週当たりの開設日数の区分により定められている。

実施要綱等によれば、拠点事業の実施に当たり、市町村からの委託等により子育て支援展開取組を実施する場合には、拠点施設の業務を円滑に実施するために、当該市町村における助成金又は補助金の交付額の算定に当たり、基本分に加算する額(以下「加算分」という。)を算定できることとされている。そして、厚生労働省は、市町村が子育て支援展開取組を第三者に対する委託又は補助(以下「委託等」という。)により事業を実施する場合には、受託者等との連絡調整等を円滑に実施することが必要となることから加算分を算定できるとしており、市町村が自ら子育て支援展開取組を実施する場合には、加算分を算定することはできないとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、助成金又は補助金の交付額は適切に算定されているかなどに着眼して、25、26両年度に、市町村が設置した拠点施設において子育て支援展開取組を実施していた17都府県管内の87市区町村(13都府県管内の60市区町、助成金の額計8億2259万余円及び16都府県管内の58市区町村、補助金の額計5億7975万余円)を対象として、14都府県管内の25市区町において実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、14都府県管内の62市区町村から関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(検査の結果)

前記のとおり、厚生労働省は、拠点事業の実施に関する助成金又は補助金の交付額の算定に当たり加算分を算定することができるのは、市町村以外の第三者が当該市町村からの委託等を受けて子育て支援展開取組を実施する場合であるとしている。

しかし、検査したところ、11府県管内の15市町において、拠点事業の実施に関する助成金又は補助金の交付額の算定に当たり、第三者に委託等を行うことなく自ら子育て支援展開取組を実施しているのに加算分を算定するなどしている事態が見受けられた。このため、表のとおり、25年度は6府県管内の9市町(助成金の額計1億5076万余円)、26年度は8府県管内の10市町(補助金の額計8944万余円)が、子育て支援展開取組に係る加算分を誤って算定するなどしており、25年度助成金の額計1538万余円、26年度補助金の額計909万余円が過大に交付されていた。

表 拠点事業に係る助成金又は補助金が過大に交付されていたもの

(単位：千円)

府県名	年度	市町名 注(1)	助成金又は補助金 の額	過大に交付されて いた助成金又は補 助金の額
茨城県	平成 26	取手市	12,592	1,023
群馬県	25	明和町	4,516	806
	26		3,227	335
新潟県	25	津南町	5,245	1,535
	26		3,507	1,023
富山県	26	高岡市	6,053	920
福井県	26	美浜町	3,977	920
大阪府	25	豊中市	80,671	5,371
		河内長野市	13,060	1,380
		四條畷市	17,512	1,134
	26	八尾市	24,157	1,148
		河内長野市	8,754	920
		四條畷市	12,108	1,023
兵庫県	25	加東市	13,260	1,380
		市川町	5,245	1,535
和歌山県	26	有田市	4,420	805
鳥取県	25	智頭町	5,245	1,535
岡山県 注(2)	26	玉野市	10,654	979
福岡県	25	糸島市	6,010	710
25 年度計		9	150,764	15,386
26 年度計		10	89,449	9,096
合 計		15	240,213	24,482

注(1) 平成 25、26 両年度に該当する市町があるため、合計数は一致しない。

注(2) 岡山県玉野市の過大に交付されていた補助金の額には、基本事業を実施する拠点施設の開設日数を誤るなどして基準額を誤って算定していたものが含まれている。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

助成金又は補助金の交付額の算定に当たり、第三者に委託等を行うことなく自ら子育て支援展開取組を実施しているのに、加算分を算定して助成金又は補助金が過大に交付されている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 厚生労働省において、助成金又は補助金の交付額の算定に当たっては、第三者に対する委託等により子育て支援展開取組を実施する場合に限り加算分を算定できるとしていることが、実施要綱等の上で必ずしも明確でないこと

イ 府県及び市町において、実施要綱等における加算分の算定の趣旨についての理解が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

内閣府は、少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)において、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するために、31年度末までに全国で8,000か所の拠点施設を設置することを目標としており、27年度以降、従来の拠点事業については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援交付金の交付対象事業として実施している。

については、厚生労働省及び内閣府において、助成金又は補助金の過大な交付を受けていた11府県管内の15市町に対して過大に交付されていた助成金又は補助金の返還等の手続を行わせるよう是正の処置を要求するとともに、厚生労働省において、拠点事業の子育て支援展開取組に係る加算分の算定が適正に行われるようにするために、実施要綱等に加算分を算定できる場合についてより明確に規定するなどした上で、加算分の算定の趣旨について、都道府県及び都道府県を通じて市町村に対して周知徹底するよう、是正改善の処置を求める。

- (2) 日雇労働求職者給付金に係る制度の運用に当たり、一般被保険者等への切替えなどの取扱いが適切に行われるよう是正改善の処置を求め、失業認定における労働の意思の有無等の確認が十分に行われるよう意見を表示し、及び日雇労働被保険者に対する支給要件の確認が十分に行われるとともに、日雇労働求職者給付金の不正受給を防止するための取組が効果的に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部 局 等	厚生労働本省、16労働局
日雇労働求職者給付金の概要	日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者であって一定の要件を満たす日雇労働被保険者が失業した場合に支給されるもの
検査の対象とした日雇労働求職者給付金の額	58億7980万円(平成25年度～28年度)
一般被保険者等への切替えなどの取扱いが適切に行われていないと認められる日雇労働被保険者数及び当該者に支給された日雇労働求職者給付金の額(1)	646人 4億6597万円(平成26年度)
失業認定における日雇労働被保険者の労働の意思の有無等の確認が十分に行われているとは認められない者に支給された日雇労働求職者給付金の額(2)	58億3571万円(背景金額)(平成26年度)

日雇労働求職者 給付金が不適正 に支給されてい た日雇労働被保 険者数及び支給 額(3)	114 人	9195 万円(平成 25 年度～28 年度)
(1)及び(3)の純計	705 人	5 億 2854 万円(平成 25 年度～28 年度)

(前掲 202 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

日雇労働求職者給付金に係る制度の運用について

(平成 28 年 10 月 14 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 日雇労働求職者給付金に係る制度の概要

貴省は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づき、雇用保険の被保険者が失業した場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金を支給している。失業等給付金には、求職者給付、就職促進給付等の 4 種があり、このうち求職者給付には、一般求職者給付、日雇労働求職者給付等がある。

日雇労働求職者給付金(以下「日雇給付金」という。)は、雇用保険法等に基づき、日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者であって一定の要件を満たす者(以下「日雇労働被保険者」という。)が失業した場合に、その生活の安定を図るために支給されるものである。この失業とは、雇用保険法によれば、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するのに職業に就くことができない状態にあることとされている。

(2) 日雇労働被保険者の一般被保険者等への切替え

雇用保険法第 42 条の規定によれば、日雇労働被保険者が前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主に雇用された場合及び同一の事業主に継続して 31 日以上雇用された場合は、原則として日雇労働被保険者資格を失うこととされている。そして、貴省の雇用保険日雇関係の業務取扱要領(平成 26 年職発 0630 第 4 号。以下「業務取扱要領」という。)によれば、「前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主に雇用された」場合には翌月の最初の日から、また、「同一の事業主に継続して 31 日以上雇用された」場合には当該雇用が 31 日以上継続するに至った日から、一般被保険者等として取り扱うこととされている(以下、この取扱いを「一般被保険者等への切替え」という。)

ただし、雇用保険法第 43 条の規定等によれば、前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主に雇用されていたなどの場合であっても、日雇労働被保険者がその被保険者資格の継続について日雇労働被保険者の住所地等を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)又は日雇労働被保険者が雇用されている事業所(以下「日雇適用事業所」という。)の所在地を管轄する安定所の長の認可を受けた場合には、引き続き日雇労働被保険者となることができることとされている(以下、この認可を「継続認可」という。)。そして、業務取扱要領によれば、安定所の長は、継続認可に当たっては、当該日雇労働被保険者が一の事業主の

下において一般被保険者等として固定することができないような就労実態にあるかどうかなどについて調査することなどとされている。

(3) 日雇労働被保険者に係る保険料の納付の手続

日雇労働被保険者は、極めて不安定な就労状態にあることから、雇用保険法等に基づき、保険料の納付や日雇給付金の支給について、一般被保険者とは異なる特別な仕組みが設けられている。

すなわち、日雇労働被保険者となった者は、当該日雇労働被保険者の住所地等を管轄する安定所に日雇労働被保険者資格取得届を提出するとともに、日雇労働被保険者手帳(以下「被保険者手帳」という。)の交付を受けなければならないこととなっている。そして、安定所は、被保険者手帳の交付に当たっては、日雇労働被保険者資格を確認しなければならないこととなっている。

また、日雇労働被保険者を雇用した事業主は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)等に基づき、日雇労働被保険者については、一般の保険料を納付するほか、合わせて賃金の支払の都度、雇用保険印紙(以下「印紙」という。)により雇用保険印紙保険料(以下「印紙保険料」という。)を納付することとなっている。印紙保険料の納付に当たっては、事業主は、安定所からあらかじめ雇用保険印紙購入通帳(雇用保険印紙購入票、雇用保険印紙購入申込書等のつづり。)の交付を受け、これにより郵便局から印紙を購入して、日雇労働被保険者に対する賃金の支払の都度、日雇労働被保険者から提出された被保険者手帳に、当該賃金の日額に応じた印紙を貼付し、消印しなければならないことなどとなっている。

(4) 日雇給付金の支給事務及び支給要件

日雇給付金の支給に関する事務は、雇用保険法等に基づき、次のとおり行われることとなっている。

- ① 安定所は、求職の申込みを行う日雇労働被保険者がその日の求人状況等からみて労働の意思及び能力を有するのに職業に就くことができない状態であると認める場合には、その日の失業の認定(以下「失業認定」という。)を行う。ただし、安定所の閉庁日については、後日、当該日について失業認定を行う。
- ② 安定所は、失業認定を行った当該日雇労働被保険者から提出を受けた被保険者手帳に基づき、失業の日の属する月の前2月間に通算して26日分以上の印紙保険料が納付されているかなど支給の要件を満たしていることを確認した上で、当該失業認定を行った日について日雇給付金の支給決定を行う。
- ③ 安定所は、支給決定に基づき、現金で支給する場合にはその当日に、口座振込で支給する場合には後日、当該日雇労働被保険者に日雇給付金を支給する。

このことから、日雇労働被保険者に対して日雇給付金を支給するに当たっては、支給対象労働者が日雇労働被保険者資格を有すること、失業認定を受けていること、被保険者手帳に所定の印紙が貼付されて所定の印紙保険料が納付されていることなどの支給要件を満たしていることが必要となっている。

なお、日雇給付金の支給日額は、表のとおり、印紙の種類及び印紙保険料の納付日数に応じたものとなっている。

表 日雇給付金の支給日額

要 件	支給日額
①前2月間に納付された印紙保険料のうち第1級印紙保険料(日額176円)が24日分以上である場合	7,500円
②前2月間に納付された印紙保険料のうち第1級印紙保険料(日額176円)及び第2級印紙保険料(日額146円)を合計すると24日分以上であるなどの場合(①に該当するものを除く。)	6,200円
③①及び②以外の場合	4,100円

(5) 貴省における日雇給付金の不正受給に対する取組

貴省は、不正受給に関する対応策として、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、「日雇労働求職者給付金に係る適切な事務処理の徹底と不正受給防止等対策の実施について」(平成25年基勞徴発1001第1号、職保発1001第1号)を発するとともに、不正受給対策業務関係要領(平成26年職保発0701第1号。以下「不正対策要領」という。)を作成して労働局等に配布しており、日雇給付金が不正に受給されることのないように努めているとしている。

不正対策要領等によれば、安定所は、不正受給発見のために、日雇適用事業所を訪問して行う調査(以下「事業所調査」という。)等を計画的に行うことなどとされている。また、一般被保険者等への切替え及び継続認可についても適正に行われるよう徹底することとされている。

さらに、福知山安定所において平成23年度から26年度までの間に支給決定を行った日雇給付金が不正受給されていた事態を踏まえ、京都労働局及び管内の安定所は、27年3月に福知山安定所管内における全ての日雇適用事業所について、また、同年6月には同労働局管内の全ての日雇適用事業所について、日雇給付金の不正受給の有無等に関する調査を実施している。そして、事態の全容解明、不正受給に係る日雇給付金の回収等に努めるとともに、調査の過程で一般被保険者等への切替えが適切に行われていなかったことが判明したことを踏まえて、一般被保険者等への切替えを適切に行うことについても重点的に指導したとしている。

そして、貴省は、27年7月、上記の日雇給付金の不正受給事案を踏まえ、47労働局に対して、各労働局管内の全ての雇用保険印紙購入通帳交付事業所(調査対象1,698事業所)を対象とした緊急点検(以下「緊急点検」という。)を実施するよう指示している。緊急点検の実施内容は、47労働局の管内の全ての安定所において、27年度における各日雇適用事業所の事業実態や日雇労働被保険者の雇用実態の把握、被保険者手帳における印紙の貼付状況等の確認等を行うこととなっており、一部を除き27年度末までに終了している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、日雇労働被保険者の被保険者資格の確認等、日雇給付金の支給に係る制度の運用は適切なものとなっているかなどに着眼して、16労働局管内の158安定所が支給した日雇給付金58億7980万円を対象として関係書類の提出を求めるとともに、12労働局管内の103安定所において、安定所で保有している被保険者手帳等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 16労働局 北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、香川、福岡、熊本、大分各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 日雇労働被保険者資格の確認等について

12 労働局管内の 59 安定所において、日雇労働被保険者 2,173 人の被保険者資格の確認状況等についてみたところ、次のような状況となっていた。

ア	前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主に雇用されていると認められる者	358 人	26 年度に支給された日雇給付金	1 億 8421 万余円
イ	同一の事業主に継続して 31 日以上雇用されていると認められる者	498 人	26 年度に支給された日雇給付金	4 億 1031 万余円
	合計	646 人	26 年度に支給された日雇給付金	4 億 6597 万余円

(注 2) 人数及び金額の合計は、ア及びイの重複分を除外したものである。

したがって、上記の 646 人について、安定所の支給決定に当たり、日雇労働被保険者資格を有するかどうかについての十分な確認が行われておらず、一般被保険者等への切替えが適切に行われていないと認められる状況となっていた。

また、継続認可に関する調査等の状況についてみたところ、継続認可の申請があった場合に、日雇労働被保険者本人又は事業主に対する調査を行うことなく認可していたり、日雇労働被保険者本人の申告のみに基づき認可していたりするなどして、十分な審査に基づく認可が行われていないと認められる状況となっていた。

(2) 日雇労働被保険者に対する失業認定と日雇労働被保険者の就労状況等について

ア 失業認定について

12 労働局管内の 154 安定所(26 年度に支給された日雇給付金計 58 億 3571 万余円)における失業認定に関する事務処理の状況についてみたところ、多くの場合、安定所は、日雇労働被保険者が所定の時刻までに安定所に赴き被保険者手帳を提示すれば、労働の意思があったのに就労できなかったものとして取り扱うこととするなどして、労働の意思の有無等の十分な確認が行われているとは必ずしも認められない状況となっていた。

そして、安定所における失業認定がこのような状況となっているのに、貴省は、日雇労働被保険者の労働の意思の有無等をどのように確認すべきかなどについて、業務取扱要領等に明示するなどしておらず、個々の安定所の判断に委ねていた。

イ 日雇労働被保険者の就労状況等について

日雇給付金は、失業の日の属する月の前 2 月間に通算して 26 日分以上の印紙保険料が納付されていることなどが支給の要件となっていることから、26 年度に 12 労働局管内において、日雇給付金の支給を受けていた 2,173 人の就労状況についてみたところ、4 月から翌年 3 月まで毎月 13 日ずつ就労し、不就労の日を除いた残りの 11 日から 13 日については日雇給付金の支給を受けているなどの者が計 170 人見受けられた。

このように、日雇給付金の支給を受けている者の中には、1 か月のうち 13 日程度しか労働の意思を有しておらず、その他の日については常態として日雇給付金の支給を受けるなどしている日雇労働被保険者が一定数存在すると考えられるのに、労働の意思の有無等の十分な確認が行われているとは必ずしも認められない状況となっていた。

(3) 日雇給付金の不正受給の防止の取組について

12 労働局管内の 59 安定所管内に所在する 203 事業所に雇用されていた日雇労働被保険者 2,234 人についてみたところ、25 年度から 28 年度までの間に計 114 人に対して支給された日雇給付金計 151,224,000 円のうち、実際には就労するなどしていたのに、各安定所において、支給要件の確認等を十分に行わないまま日雇給付金を支給してきて支給が適正でないものが 12 労働局^(注3)の 32 安定所^(注4)において計 91,958,300 円見受けられた。

(注3) 12 労働局 北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根各労働局

(注4) 32 安定所 小樽、室蘭、川口、市川、上野、品川、足立、木場、横浜、川崎、名古屋中、京都田辺、大阪港、あいりん、淀川、布施、堺、岸和田、泉大津、河内柏原、枚方、泉佐野、河内長野、神戸、尼崎、西宮、奈良、大和高田、桜井、大和郡山、湯浅、石見大田各安定所

そこで、会計実地検査を行った 12 労働局管内の安定所のうち、管内に日雇適用事業所が所在する 86 安定所において、不正受給の防止の取組として、緊急点検の実施前に事業所調査を行っていたかについてみたところ、11 労働局管内の 72 安定所(83.7%)では、外部通報等があった場合を除き、事業所調査を行っておらず、不正受給の防止の取組が効果的に行われていないと認められる状況となっていた。

また、上記の 12 労働局における緊急点検の結果において、日雇給付金の支給が適正でなかった事態が判明したのは、点検の対象とした 996 事業所のうち 5 事業所(0.5%)のみとなっていた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

日雇給付金の支給に当たり、日雇労働被保険者資格の確認が十分に行われておらず、一般被保険者等への切替えなどが適切に行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、失業認定において日雇労働被保険者の労働の意思の有無等の確認が必ずしも十分に行われていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

さらに、支給要件の確認等を十分に行わないまま日雇給付金を支給している事態及び日雇給付金の不正受給を防止するための取組が効果的に行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 労働局等において、日雇給付金の支給に当たり、日雇労働被保険者資格を十分に確認することや一般被保険者等への切替えなどの取扱いを適切に行う必要があること、失業認定に当たり、日雇労働被保険者の労働の意思の有無等の確認を十分に行う必要があること、日雇労働被保険者に対する支給要件の確認等を十分に行う必要があること、事業所調査の計画的な実施等により、日雇給付金の不正受給の防止対策の取組を効果的に実施する必要があることについての認識が欠けていること

イ 貴省本省において、上記についての労働局等に対する具体的な指導等が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

日雇給付金は、極めて不安定な就労状態にある日雇労働被保険者が失業した場合に、その生活の安定を図るなどのために支給されるものであるが、前記のとおり、支給が適正でなかった事態が多数見受けられるところであり、制度の運用を適切に行う必要がある。

については、貴省本省において、日雇給付金に係る制度の運用の見直しを行うなどしてその運用を適切なものとするよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

- ア 労働局等に対して、日雇労働被保険者資格の確認を十分に行い、一般被保険者等への切替えなどの取扱いを適切に行うよう指導すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 労働局等に対して、失業認定に当たり、日雇労働被保険者の労働の意思の有無等を確認するための具体的な方法等を業務取扱要領等に明示するなどして、日雇労働被保険者の労働の意思の有無等の確認を十分に行うよう指導すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)
- ウ 労働局等に対して、日雇労働被保険者に対する支給要件の確認を十分に行わせるとともに、事業所調査を計画的に実施させるなどして、日雇給付金の不正受給を防止するための取組を効果的に実施するよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

(3) 生活福祉資金の貸付事業を実施するための保有資金について、判断基準を作成して適切に評価することなどにより、保有資金が適正な規模のものとなるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)地域福祉推進費
部 局 等	厚生労働本省
補助事業者	25 都道府県
補助の根拠	予算補助
補助事業	生活福祉資金の貸付け
補助事業の概要	低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるようにすることを目的として、都道府県社会福祉協議会が低所得世帯等に対して福祉資金、総合支援資金等の資金の貸付けと必要な相談支援を行う事業
保有資金の額が適正な規模を上回っていると認められる都道府県数	17 都道府県
保有資金の額	504 億 4990 万余円
保有資金の額のうち適正な規模を上回っていると認められる額(試算額)	399 億 3932 万余円

上記に係る国庫補助金相当額 272 億 2787 万円

【意見を表示したものの全文】

生活福祉資金貸付事業の実施のために保有されている資金の規模等について

(平成 28 年 10 月 24 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 生活福祉資金貸付事業の概要

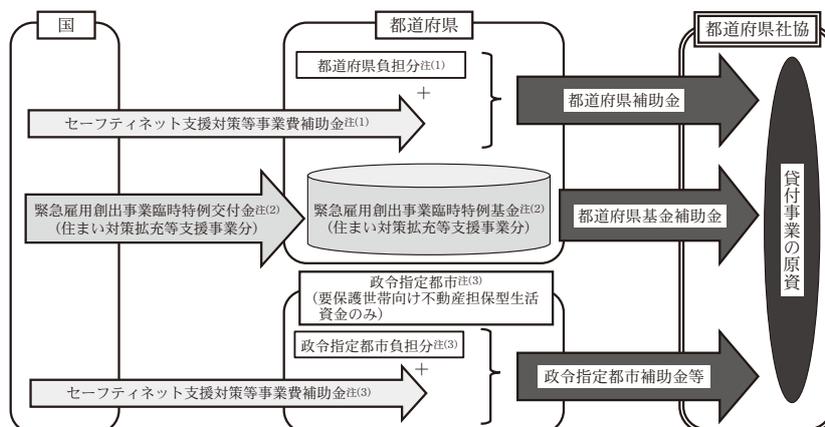
(1) 貸付事業に対する国庫補助金等の概要

貴省は、都道府県の社会福祉協議会(以下「社協」という。)が生活福祉資金貸付事業(以下「貸付事業」という。)を実施するに当たり、都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に対してセーフティネット支援対策等事業費補助金を交付している。同補助金は、都道府県等がそれぞれ都道府県の補助金又は政令指定都市の補助金等を各都道府県社協に対して交付する際の財源となるもので、各都道府県社協は、これらを貸付事業の原資としている。

また、貴省は、都道府県が緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分。以下「基金」という。)を設置して造成するに当たり、各都道府県に緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい対策拡充等支援事業分。以下「特例交付金」という。)を交付している。そして、各都道府県は、造成された基金を取り崩して求職中の貧困・困窮者等に対する生活支援等を目的とした特別対策事業(都道府県が行う貸付事業の原資に対する補助金の交付事業を含む。)を実施している(以下、上記の都道府県の補助金及び政令指定都市の補助金等を合わせて「都道府県等補助金」という。)

セーフティネット支援対策等事業費補助金及び特例交付金(以下、合わせて「国庫補助金等」という。)の交付等の概要については、図のとおりとなっている。

図 貸付事業における国庫補助金等の交付等の概要(平成 21 年度から 26 年度まで)



注(1) セーフティネット支援対策等事業費補助金の補助率は原則として3分の2となっているが、要保護世帯向け不動産担保型生活資金及び激甚災害被災世帯に対する貸付原資として交付されるものについては4分の3となっている。また、総合支援資金に対する貸付原資とし

て交付される同補助金については、平成 21 年度に補助率 10 分の 10 として交付されるなどしている。

注(2) 都道府県は、国から特例交付金の交付を受けて、基金を設置し、求職中の貧困・困窮者等に対する生活等の支援を行うための各種の特別対策事業を実施しているが、このうち総合支援資金の貸付けに対する都道府県補助金の交付については、平成 26 年度をもって終了している。

注(3) 政令指定都市は、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付けについては、その財源の 4 分の 1 を負担することとなっている。

注(4) 貸付事業については、原資に対する国庫補助のほか貸付事業に要した事務費についても別途セーフティネット支援対策等事業費補助金による国庫補助の対象となっている。

(2) 貸付事業の資金の種類等

貸付事業は、生活福祉資金貸付制度要綱(平成 21 年厚生労働省発社援 0728 第 9 号)に基づき、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(以下「低所得世帯等」という。)の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるようにすることを目的として、都道府県社協が低所得世帯等に対して資金の貸付けと必要な相談支援を行うものである。

貸付事業については、昭和 30 年に制度が創設された後、貸付対象の拡大や資金種類の拡充等が行われてきたが、平成 21 年 10 月、厳しい雇用経済情勢等に対応するために制度の抜本的な見直しが行われた結果、資金の種類、貸付条件の緩和等が行われ、失業者等の世帯に対する資金の貸付け及び継続的な相談支援を一体的に行う総合支援資金が新設されている。26 年度末現在の貸付事業の資金の種類等は表 1 のとおりとなっている。

表 1 生活福祉資金の資金種類等(平成 26 年度末現在)

資金の種類		貸付対象	資金の用途
総合支援資金		貸付けにより自立が見込まれる失業者等の世帯	生活再建までの間に必要な生活費用等
福祉資金	福祉費	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯	自立生活に資するなどのために一時的に必要と見込まれる費用
	緊急小口資金		緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
教育支援資金		低所得世帯に属する者	高等学校、大学又は高等専門学校への就学に必要な経費等
不動産担保型生活資金	一般世帯向け	低所得の高齢者世帯	一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活費
	要保護世帯向け	要保護の高齢者世帯	

また、上記の資金に対して、厚生労働大臣が特に必要と認めるときは、貸付金の限度額、据置期間、償還期限及び利率について特別の措置(以下、この措置に基づく貸付けを「特例貸付」という。)を講ずることができるとされている。

特例貸付は、主として災害の発生時において、地域や期間を限定して実施されるもので、東日本大震災に際しては、23 年 3 月から 24 年 3 月までの間に限り、福祉資金のうち

緊急小口資金の貸付けについて、低所得世帯等のほか、被災世帯についても貸付対象として当座の生活費を貸し付ける特別の措置(以下、この措置に基づく貸付けを「緊急小口資金の特例貸付」という。)が講じられている。また、23年5月以降は、福祉資金のうち福祉費について、被災した低所得世帯の生活の復興のために一時的に必要な経費を生活復興支援資金として貸し付ける特別の措置が講じられている。なお、一部の都道府県に対しては、東日本大震災による被災者を支援するために、緊急小口資金の特例貸付及び生活復興支援資金の原資として国庫補助金が交付されている(以下、原資として当該国庫補助金の交付を受けて行われた緊急小口資金の特例貸付と生活復興支援資金とを合わせて「東日本大震災に係る特例貸付」という。))。

(3) 貸付事業に対する国の指導監督等

貴省は、国庫補助金等の交付に当たり、交付要綱等に基づき、貸付事業を廃止する場合の国庫補助金相当額の返還等を交付条件として付しているが、都道府県社協が貸付事業の原資として保有する資金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第4条第2項に規定する基金には該当しない。このため、貴省は、各年度において都道府県社協に交付された都道府県等補助金の交付額の累計(以下「貸付原資」という。)がどの程度貸付けに充てられているかといった状況等を報告すべきことや貸付事業を廃止する場合以外の国庫補助金相当額の返還については交付条件として付していない。

また、貴省は、各都道府県社協における貸付事業の実施状況等については、都道府県から提出される国庫補助金等の実績報告書や貸付事業の実施状況等調により確認しているが、貸付原資の規模については、それらの報告等に基づく見直しを行っていない。

生活福祉資金(総合支援資金)運営要領(平成21年厚生労働省社援発0728第12号)等によれば、都道府県知事は、都道府県社協等に対し、その業務の実施状況に関し、報告を徴し、又は実施につき調査指導するなど、資金の適正かつ効果的な運営が行われるよう努めることとされている。そして、都道府県社協の会長は、毎会計年度の終了後に貸付事業報告書を作成し、また、各年度の上半期及び下半期ごとに経理状況報告書を作成して都道府県知事に提出し、都道府県知事はその内容を審査し、貸付業務の実施について必要な指導を行うこととされているが、貴省は、審査や指導の具体的内容や方法については示していない。

(4) 21年度以降の国庫補助金等交付額及び貸付事業における貸付実績

貸付原資となる21年度から26年度までにおける47都道府県及び20政令指定都市に対する国庫補助金等の交付額は、セーフティネット支援対策等事業費補助金が計883億4491万余円、特例交付金が計585億7166万余円、合計1469億1657万余円となっている。このうち、セーフティネット支援対策等事業費補助金172億7312万余円は、東日本大震災に係る特例貸付の原資として、23年度に9都県に対して交付されたものである。

一方、47都道府県社協における21年度から26年度までの間の貸付事業における生活福祉資金の貸付実績(貸付決定額)は、表2のとおり、前記の総合支援資金が新設されるな

どした制度の改正直後の22年度における455億9789万余円をピークとして、その後は減少しており、26年度における貸付実績額は167億4594万余円(22年度における貸付実績額の36.7%)となっている。

表2 貸付実績の年度推移

(単位：百万円)

資金種類		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
福祉資金	福祉費	3,346	3,895	3,133	2,467	2,212	1,966
	緊急小口資金	1,325	1,861	10,670	854	695	656
教育支援資金		9,298	9,972	9,399	9,484	9,011	9,514
総合支援資金 (平成21年10月～)		17,866	26,222	10,318	5,111	1,854	1,147
離職者支援資金 (平成13年12月～21年9月)		2,408	—	—	—	—	—
不動産担保型生活資金		3,671	3,645	2,962	3,260	3,001	3,462
計		37,916	45,597	36,484	21,178	16,775	16,745
(22年度との対比)			100.0%	80.0%	46.4%	36.7%	36.7%

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、貸付事業に関する国庫補助金等の交付額は多額に上っている一方で生活福祉資金の貸付実績は減少傾向となっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、都道府県社協において貸付事業のために保有されている資金の状況及び貸付事業の実施状況はどのようになっているか、特に、貸付事業のために保有されている資金の額は貸付事業の実施状況等に照らして適正な規模となっているかなどに着眼して、^(注1)貴省及び25都道府県において、実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注1) 25都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、茨城、群馬、神奈川、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、静岡、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 25都道府県社協における貸付事業の実施のために保有されている資金の状況等

25都道府県社協に対して21年度から26年度までの間に交付された都道府県等補助金については表3のとおり、累計で1207億3598万余円(うち国庫補助金相当額1173億5009万円)となっている。

表3 25 都道府県社協に対する都道府県等補助金交付額

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	計
都道府県等補助金交付額	50,852	24,110	24,406	4,822	2,141	14,401	120,735
うち基金執行額		23,976	13,906	4,617	1,949	10,028	54,478
うち国庫補助額(セーフティネット 支援対策等事業費補助金)	50,819	100	7,874	153	144	3,778	62,872
下記以外の生活福祉資金の 貸付原資(補助率 2/3)	—	—	—	—	—	42	42
要保護世帯向け不動産担保 型生活資金貸付原資(補助率 3/4)	99	100	138	153	144	1,721	2,358
激甚災害被災世帯に対する 貸付原資(補助率 3/4)	—	—	7,736	—	—	—	7,736
総合支援資金貸付原資(補助 率 10/10)	50,720	—	—	—	—	2,015	52,735
国負担計	50,819	24,076	21,781	4,771	2,093	13,806	117,350

(注2)

そこで、25 都道府県に提出されている 25 都道府県社協の生活福祉資金会計の財務諸表等により、25 都道府県社協の貸付原資について確認したところ、表 4 のとおり、26 年度末現在で 2216 億 4219 万余円となっていて、このうち 1072 億 0642 万余円(同年度末現在の貸付原資に対する割合 48.4%)については貸付資金として利用されておらず、預貯金又は国債等の有価証券等として保有されていた(以下、貸付資金として貸し出されることなく保有されている資金を「保有資金」という。)

そして、保有資金の貸付原資に占める割合を 25 都道府県社協別にみると、26.4% から 83.1% までとなっていて、その割合には大きな差が見受けられた。

表4 25 都道府県社協における貸付実績額、貸付原資及び保有資金の年度推移

(単位：百万円)

都道府県	平成24年度			25年度			26年度			保有資金の 貸付原資に 占める割合 (26年度)
	貸付実 績額	貸付原 資	うち保 有資金	貸付実 績額	貸付原 資	うち保 有資金	貸付実 績額	貸付原 資	うち保 有資金	
北海道	718	12,420	3,183	535	12,408	3,279	450	14,759	5,837	39.5%
岩手県	836	8,210	3,793	831	8,210	3,377	807	8,848	3,567	40.3%
宮城県	138	11,408	6,167	62	11,397	7,381	58	11,564	8,013	69.3%
茨城県	56	3,755	2,226	32	3,755	2,292	45	3,848	2,477	64.4%
群馬県	268	2,745	1,389	221	2,716	1,252	194	2,716	1,144	42.1%
東京都	2,617	31,596	9,932	2,364	31,596	9,096	2,513	32,632	10,003	30.7%
神奈川県	527	13,666	6,810	417	13,786	6,845	344	14,268	7,340	51.4%
新潟県	226	5,526	3,267	141	5,515	3,336	89	5,502	3,438	62.5%
富山県	53	1,473	690	38	1,471	724	36	1,564	853	54.5%
福井県	58	1,527	853	42	1,527	882	34	1,575	969	61.5%
山梨県	22	1,480	1,171	13	1,467	1,186	6	1,463	1,216	83.1%
岐阜県	68	3,156	2,172	69	3,156	2,205	81	3,156	2,214	70.2%
静岡県	304	7,122	3,564	122	7,122	3,713	89	7,185	3,902	54.3%
愛知県	162	8,546	5,214	130	8,640	5,422	101	8,898	5,848	65.7%
大阪府	2,526	35,745	11,929	1,968	37,436	12,971	1,728	43,494	18,637	42.8%
兵庫県	1,043	20,102	10,733	674	20,102	10,594	509	20,101	10,534	52.4%
和歌山県	63	2,147	1,439	69	2,147	1,427	42	2,169	1,514	69.8%
鳥取県	94	1,378	817	87	1,378	774	56	1,378	775	56.2%
岡山県	19	3,226	2,478	18	3,226	2,516	15	3,226	2,555	79.2%
徳島県	55	3,246	1,934	59	3,243	1,986	74	3,943	2,728	69.2%
香川県	51	2,978	1,865	31	2,967	1,916	30	3,000	2,008	66.9%
福岡県	1,314	13,682	4,636	1,134	13,682	4,147	1,077	13,682	3,618	26.4%
佐賀県	7	2,855	2,219	4	2,852	2,278	1	2,843	2,333	82.1%
長崎県	442	5,212	2,031	394	5,211	1,960	351	5,211	1,932	37.1%
鹿児島県	108	4,628	3,683	75	4,625	3,703	79	4,603	3,738	81.2%
計	11,786	207,839	94,209	9,540	209,647	95,273	8,824	221,642	107,206	48.4%

(注2) 生活福祉資金会計 都道府県等補助金の大部分を占める総合支援資金や緊急小口資金に係る貸付原資を一体として経理している会計単位

(2) 25 都道府県社協における貸付事業の実施状況等

25 都道府県社協における貸付事業の実施状況についてみたところ、貸付金の支出額(以下「貸付金支出額」という。)は、全体としてはおおむね22年度をピークとして、その後は減少傾向となっており、26年度では88億2407万余円となっていた。

一方、過去の貸付金に対する各年度の返済額(以下「償還金収入額」という。)は、24年度以降はほぼ横ばいとなっており、25 都道府県社協のうちの15 道県社協は、25年度以降、償

還金収入額が貸付金支出額を上回っている状況となっていた(以下、貸付金支出額と償還金収入額の差額を「貸付収支」という。)

なお、15 道県社協のうち東日本大震災に係る特例貸付を行っている宮城、新潟両県社協については、東日本大震災に係る特例貸付における貸付収支が全体の貸付収支に与える影響が大きいと考えられることから、貸付金支出額及び償還金収入額から東日本大震災に係る特例貸付の影響を除いた貸付収支の状況について確認したところ、両県社協共に償還金収入額が貸付金支出額を上回る状況となっていた。

このように、貸付収支の状況がこのまま推移すれば、15 道県社協では、当年度の貸付事業の実施に必要な貸付資金を当年度の償還金収入額で賄うことができることから、貸付事業の安定的で円滑な実施のために、多額の保有資金を保有し続ける必要性は低いことになる。

(注3) 15 道県 北海道、宮城、茨城、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、静岡、愛知、岡山、徳島、香川、佐賀、鹿児島各県

(3) 4 都県社協における東日本大震災に係る特例貸付の実施状況等

東日本大震災に係る特例貸付を実施していた4 都県社協^(注4)について、その実施状況をみると、表5 のとおり、26 年度末現在における保有資金の額は73 億 0541 万余円(うち国庫補助金相当額 54 億 7906 万余円)となっている。

これは、緊急小口貸付に係る特例貸付が実施されていた23 年度をピークとして、その後、新規の貸付実績額が大幅に減少し、26 年度の貸付実績は、宮城県社協における生活復興支援資金の356 万余円にとどまっている一方で、24 年度以降、緊急小口資金の特例貸付の償還金収入額が増大し、その累計が26 年度末現在で34 億 9675 万余円に上っていることなどによるものである。

このような状況を踏まえると、今後、4 都県社協において、東日本大震災に係る特例貸付の実施のために、多額の保有資金を保有し続ける必要性は低いことになる。

(注4) 4 都県 東京都、岩手、宮城、新潟各県

表5 4 都県社協における東日本大震災に係る特例貸付の実施状況(平成26 年度末現在) (単位:千円)

都県社協	都県補助額(原資分)		緊急小口資金		生活復興支援資金		保有資金	
	A	うち国費相当 (A×3/4)	貸付累計 B	償還累計 (注) C	貸付累計 D	償還累計 (注) E	F=A-B-D+C+E	うち国費相当 (F×3/4)
岩手県	1,210,500	907,875	403,050	292,549	53,422	5,978	1,052,555	789,416
宮城県	7,350,000	5,512,500	5,682,222	3,145,907	165,276	26,997	4,675,406	3,506,555
東京都	1,300,719	975,539	49,700	16,568	9,109	1,696	1,260,175	945,131
新潟県	333,950	250,462	57,510	41,731	1,200	307	317,278	237,958
4 都県	10,195,169	7,646,376	6,192,482	3,496,755	229,007	34,980	7,305,415	5,479,061

(注) 東京都及び岩手、宮城両県については実施状況等調に基づき作成した。

(4) 貸付事業の運営に必要な保有資金の適正な規模の試算

(2)及び(3)の15 道県社協及び4 都県社協(宮城、新潟両県社協が重複している。以下、これらを「17 都道県社協^(注5)」という。)における貸付事業の実施状況、保有資金の状況等を踏ま

えて、それぞれの17都道府県社協における当面の貸付事業の運営に必要と認められる保有資金の額について試算した。

試算に当たっては、東日本大震災に係る特例貸付分を除いた貸付事業の当面の運営に必要な額として、次の①から③までの額の合計額を15道県社協における当面の貸付事業の運営に必要な保有資金の額と仮定した。

- ① 貸付事業の安定的で円滑な運営に必要な保有資金の額として、直近の26年度における貸付金支出額の実績額
- ② 急激な社会経済情勢の変化等に対応した緊急的な貸付需要の増大に対応するための原資相当額として、15道県社協における21年度から26年度までの間の各年度の貸付金支出額のうち^(注6)の最大額
- ③ ^(注6)償還免除額の発生に備える額として、直近の26年度における償還免除額の実績額と、償還免除額の増大に対応するための額として21年度から26年度までの間の各年度の償還免除額の実績額のうち^(注6)の最大額の合計額

また、4都県社協における東日本大震災に係る特例貸付に関する貸付事業の当面の運営に必要な保有資金の額としては、23年度から32年度までの10年間は復興期間とされていることから、27年度から32年度までの6か年度において、26年度の宮城県社協における東日本大震災に係る特例貸付の貸付額と同額の貸付金支出額が4都県社協の26年度末におけるそれぞれの保有資金の額から連続して支出されると仮定した場合における当該6か年度分の貸付金支出相当額とした。

その結果、15道県社協の貸付事業(東日本大震災に係る特例貸付分を除く。)に必要な保有資金の額は計104億2507万余円、また、4都県社協の東日本大震災に係る特例貸付の事業運営に必要な保有資金の額は計8551万余円となる。

したがって、17都道府県社協における26年度末現在の保有資金の計504億4990万余円から上記両試算額の計105億1058万余円を差し引いた399億3932万余円(うち国庫補助金相当額^(注7)272億2787万余円)については、当面の貸付事業の安定的で円滑な実施のために引き続き保有し続ける必要性は低いものと認められる。

(注5) 17都道府県 東京都、北海道、岩手、宮城、茨城、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、静岡、愛知、岡山、徳島、香川、佐賀、鹿児島各県

(注6) 償還免除 死亡その他やむを得ない事由により貸付元利金を償還することができなくなったと認められるときに、貸付元利金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除すること

(注7) 国庫補助金相当額の算出に当たって国庫補助率を東日本大震災に係る特例貸付に係る分は4分の3、その他に係る分は3分の2として算出した。

表6 17都道府県社協における26年度末の保有資金と貸付事業の当面の運営に必要な保有資金の額(試算額)
(単位:千円)

都道府県社協	特例貸付以外分		特例貸付分		計		差額 C-C'
	保有資金の額 A	左のうち貸付事業の当面の運営に必要な額 A'	保有資金の額 B	左のうち貸付事業の当面の運営に必要な額 B'	保有資金の額 C=A+B	左のうち貸付事業の当面の運営に必要な額 C'=A'+B'	
1 北海道	5,837,524	2,294,380	—	—	5,837,524	2,294,380	3,543,144
2 岩手県	—	—	1,052,555	21,378	1,052,555	21,378	1,031,177
3 宮城県	3,338,365	358,166	4,675,406	21,378	8,013,771	379,544	7,634,227
4 茨城県	2,477,716	653,549	—	—	2,477,716	653,549	1,824,166
5 東京都	—	—	1,260,175	21,378	1,260,175	21,378	1,238,797
6 新潟県	3,121,399	884,174	317,278	21,378	3,438,678	905,552	2,533,125
7 富山県	853,244	302,617	—	—	853,244	302,617	550,627
8 福井県	969,222	241,472	—	—	969,222	241,472	727,750
9 山梨県	1,216,416	144,979	—	—	1,216,416	144,979	1,071,437
10 岐阜県	2,214,547	532,393	—	—	2,214,547	532,393	1,682,154
11 静岡県	3,902,878	1,653,033	—	—	3,902,878	1,653,033	2,249,844
12 愛知県	5,848,731	1,791,844	—	—	5,848,731	1,791,844	4,056,887
13 岡山県	2,555,921	106,386	—	—	2,555,921	106,386	2,449,535
14 徳島県	2,728,813	290,832	—	—	2,728,813	290,832	2,437,980
15 香川県	2,008,094	679,213	—	—	2,008,094	679,213	1,328,880
16 佐賀県	2,333,310	62,527	—	—	2,333,310	62,527	2,270,782
17 鹿児島県	3,738,303	429,500	—	—	3,738,303	429,500	3,308,803
計	43,144,491	10,425,071	7,305,415	85,512	50,449,907	10,510,583	39,939,324

このことから、17都道府県社協における貸付事業の実施状況や保有資金の状況等を踏まえると、保有資金の額が適正な規模であるとは認められず、都道府県社協における保有資金の規模が貸付事業の実施状況等に照らして適正かどうかについて評価する仕組みが必要であると認められる。

しかし、貴省は、上記の評価を行っておらず、また、都道府県において行った評価についての報告を受けるなどの仕組みはなく、さらに、貴省又は都道府県において適時に適切な評価を行うための判断基準も作成していない。

一方、保有資金の額が適正な規模を上回っていると認められる場合に国庫補助金相当額の一部を返還することについては、現在の国庫補助金の交付要綱等に定めがなく、また、貴省が国庫補助金の交付決定を行うときに交付条件として付すこともしていないため、既に交付した国庫補助金相当額の一部を国庫に返還させることはできない状況となっている。

(改善を必要とする事態)

多くの都道府県社協における保有資金の額が貸付事業の運営に必要な額を上回る状況となっているのに、貴省において、保有資金の額が適正な規模となっているかについての評価を行うための判断基準がなく、また、都道府県が、そのような評価を行い又は都道府県からその評価について報告を受ける仕組みがない事態、及び保有資金の額が適正な規模ではないと認められる場合に国庫補助金相当額の一部を国庫に返還させることができない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、都道府県社協における貸付事業の実施の際に保有資金の状況等を十分把握していないこと、その保有資金の額が貸付事業の安定的で円滑な運営に必要な額を上回るものとなっているかどうかについての評価を行う仕組みや判断基準を設ける必要があることについての認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

前記のとおり、貸付事業は、低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るなどのために重要な制度であり、多額の国庫補助金等が交付されてきたもので、今後とも継続して実施されることが見込まれる。

については、貴省において、保有資金の額が適正な規模となっているかなどについて適切な評価を行うとともに、保有資金の額が適正な規模を上回っていると認める場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県に対して、各都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること

イ 保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともに、その旨を都道府県に対して周知すること

- (4) 地域支援事業交付金の交付額の算定に当たり、指定介護予防支援の業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から適切に控除するなど、交付額の算定を適正なものとするための具体的な算定方法を示し、周知するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)高齢者日常生活支援等推進費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
補助事業者 (事業主体)	市45、区6、町2、一部事務組合2、計55市区町等

地域支援事業交付金の概要	介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、市町村が実施する包括的支援事業等の地域支援事業に対して交付金を交付するもの
包括的支援事業の対象経費の算定に当たり、兼務職員が指定介護予防支援に係る業務に従事したことを適切に考慮していない市区町等数	(1) 直営支援センター分 7府県9市 (2) 委託支援センター分 12都府県50市区町等 (1)及び(2)の市区町等数の合計から重複する4市を除いた市区町等数 13都府県55市区町等)
上記の55市区町等における地域支援事業交付金に係る交付基本額	(1) 直営支援センター分 28億4068万余円(平成24年度～26年度) (2) 委託支援センター分 175億5041万余円(平成26年度) (1)及び(2)の純計 202億3582万余円)
上記に係る交付金交付額	(1) 直営支援センター分 9億9930万余円 (2) 委託支援センター分 62億8016万余円 (1)及び(2)の純計 72億2113万余円)
上記交付基本額のうち、包括的支援事業の対象経費としていた直営支援センターの兼務職員に係る人件費の額及び委託支援センターに係る委託費の額	(1) 直営支援センター分 6億5815万余円(平成24年度～26年度) (2) 委託支援センター分 97億9020万余円(平成26年度)
上記に係る交付金相当額	(1) 直営支援センター分 2億5997万円(背景金額) (2) 委託支援センター分 38億6713万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

地域支援事業交付金の交付額の算定について

(平成28年10月18日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 地域支援事業等の概要

(1) 地域支援事業の概要

貴省は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)等の規定に基づき、平成18年度から、市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。)が実施主体として実施する地域支援事業に対して地域支援事業交付金(以下「交付金」という。)を交付して、その実施を助成している。

市町村は、介護保険制度の保険者として、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「介護保険事業計画」という。)を策定することとなって

いる。そして、各市町村が24年度から26年度までの3か年度を計画期間として定めた第5期介護保険事業計画には、各年度の地域支援事業の実施についても定められている。

地域支援事業は、介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするもので、介護予防事業、包括的支援事業及び地域の実情に応じた必要な支援を行う任意事業の三つの事業がある。

(2) 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、包括的支援事業等を実施して、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であり、市町村は、自ら地域包括支援センターを設置することができることとなっている(以下、市町村が設置した地域包括支援センターを「直営支援センター」という。)

また、市町村は、社会福祉法人等に対して、包括的支援事業の実施を委託することができることとなっており(以下、市町村から包括的支援事業の実施の委託を受けた社会福祉法人等を「受託者」という。)、この場合、受託者は、自ら地域包括支援センターを設置することができることとなっている(以下、受託者が設置した地域包括支援センターを「委託支援センター」という。)。委託支援センターは、包括的支援事業のほか、市町村から委託を受けて介護予防事業及び任意事業を実施することができることとなっている。

そして、地域包括支援センターは、包括的支援事業の一つとして、介護保険の被保険者に対する介護予防ケアマネジメントに関する業務を実施することとなっている。介護予防ケアマネジメントは、被保険者が要介護状態等となることを予防するために、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うものである。

(3) 交付金の交付額の算定方法等

「地域支援事業交付金交付要綱」(平成20年厚生労働省発老第0523003号)によれば、交付金の交付額は次のとおり算定することとされている。

- ① 介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業のそれぞれについて、所定の方法により算定した基準額と、各事業の実施に必要な経費(以下「対象経費」という。)の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額(以下「交付基本額」という。)を選定する。
- ② ①により選定したそれぞれの交付基本額に、介護予防事業については25/100、包括的支援事業及び任意事業については39.5/100を乗じて、それぞれ得た額の合計額を交付額とする。

包括的支援事業の対象経費の主なものは、直営支援センターの場合には、直営支援センターに配置されている市町村職員の人件費(給料、賃金等)となっており、委託支援センターの場合には、市町村が受託者との間で締結した包括的支援事業の実施に関する委託契約に基づき受託者に対して支払った業務委託費(受託者が委託支援センターに配置した職員に係る人件費等)となっている。

貴省が第5期介護保険事業計画の期間中に市町村に交付した交付金の額は、24年度624億6804万余円、25年度622億8775万余円、26年度641億4608万余円、計1889億0188万余円となっている。

(4) 指定介護予防支援の概要

地域包括支援センターは、包括的支援事業を実施するほか、市町村から指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合には、指定介護予防支援を行うこととなっている。指定介護予防支援は、介護保険事業の一環として実施されるもので、要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるように、要支援者に対する介護予防サービス計画の作成等を行うものである。

地域包括支援センターは、要支援者に対する介護予防サービス計画の作成等を行った場合には、計画の件数等に応じ、介護報酬(介護予防サービス計画費)の支払を受けることとなっている。

介護報酬は、要介護者等に対して介護保険サービスが行われた場合に、所定の単位数に基づき介護保険の保険者である市町村から支払われるもので、国は介護報酬の一部を負担している。

(5) 包括的支援事業と指定介護予防支援の兼務

地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメントは、包括的支援事業の一つであり、その実施に必要な経費については包括的支援事業の対象経費となっている。

一方、地域包括支援センターにおける指定介護予防支援は、介護保険事業であり、介護予防サービス計画の作成等については介護報酬(介護予防サービス計画費)が支払われることとなっている。

このように、介護予防ケアマネジメントと指定介護予防支援とは、制度としては別のものであるが、貴省が発した「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年老計発第1018001号等)によれば、その実施に当たっては、共通の考え方にに基づき、一体的に行われるものとされている。

また、地域包括支援センターの職員は、包括的支援事業に係る業務と指定介護予防支援に係る業務とを兼務することができることとなっている(以下、地域包括支援センターの職員のうち、包括的支援事業に係る業務と指定介護予防支援に係る業務とを兼務する職員を「兼務職員」という。)

さらに、貴省が18年12月に発した「地域支援事業交付金の人件費の算定について」(平成18年12月11日付け厚生労働省老健局介護保険課、振興課事務連絡。以下「事務連絡」という。)によれば、兼務職員に係る人件費を交付金の対象経費とするに当たっては、包括的支援事業を実施するために必要な経費として予算上適正に見込んだ額を算定することとされ、実際に兼務職員が包括的支援事業に係る業務に従事した勤務時間割合によることなく算定して差し支えないこととされており、貴省は、兼務職員に係る人件費を包括的支援事業の対象経費とする際の具体的な算定方法については明確に示していない。

このような取扱いとした経緯について、貴省は、兼務職員が包括的支援事業に係る業務に従事した勤務時間と、指定介護予防支援に係る業務に従事した勤務時間とを明確に区分することは困難であることから、事務連絡を発したものであると説明している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、交付金の交付額の算定は適切に行われているか、特に、包括的支援事業の対象経費の算定に当たり、兼務職員が介護報酬(介護予防サービス計画費)の支払われる指定介護予防支援に係る業務に従事したことは適切に考慮されているかなどに着眼して、14都府県の159市区町村等において会計実地検査を行った。検査に当たっては、第5期介護保険事業計画の計画期間である24年度から26年度までの3か年度にこれらの市区町村等に交付された交付金(24年度125億4219万余円、25年度130億4666万余円、26年度137億4013万余円、計393億2898万余円)を対象として事業実績報告書等の関係書類により検査した。

(注1) 14都府県 東京都、京都府、青森、茨城、埼玉、千葉、静岡、愛知、岡山、香川、高知、福岡、長崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 直営支援センターにおける包括的支援事業の対象経費

24年度から26年度までの間に14都府県管内の89市区町村の直営支援センター107か所において実施された包括的支援事業に従事した職員の人件費についてみたところ、7府県管内の9市は、交付金計9億9930万余円(交付基本額計28億4068万余円)の交付を受けるに当たり、直営支援センターに配置された職員のうち延べ95名の兼務職員に係る人件費計6億5815万余円(交付金相当額計2億5997万余円)の全額を包括的支援事業の対象経費としていた。

すなわち、当該9市が交付金の当該交付額の算定に当たり用いた交付基本額に含まれる兼務職員の人件費には、指定介護予防支援の実施に要する経費に相当する額が含まれていた。

しかし、兼務職員が行う業務のうち、指定介護予防支援に係る業務については所定の介護報酬が支払われていることを踏まえると、兼務職員に係る人件費を包括的支援事業の対象経費とするに当たり、介護報酬の支払を受けていることを考慮していないことは適切でないと認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

京都府京丹後市は、同市内に直営支援センター1か所を設置しており、同直営支援センターでは包括的支援事業及び指定介護予防支援を実施していた。

同直営支援センターにおいて実施された包括的支援事業に従事した職員に係る人件費についてみたところ、同市は、平成26年度分の交付金5201万余円(交付基本額1億4217万余円)の交付を受けるに当たり、同直営支援センターに配置された職員16名のうち兼務職員11名に係る人件費計7939万余円(交付金相当額計3136万余円)の全額を包括的支援事業の対象経費としていた。なお、同直営支援センターは、指定介護予防支援について、兼務職員以外の者が行った分を含め、介護報酬(介護予防サービス計画費)2609万余円の支払を受けていた。

(注2) 7府県 京都府、青森、茨城、静岡、岡山、高知、長崎各県

(2) 委託支援センターにおける包括的支援事業の対象経費

26年度に包括的支援事業を委託により実施していた14都府県管内の95市区町等(委託支援センター717か所、交付金交付額計118億6010万余円)は、包括的支援事業等の実施に関する委託契約を締結しており、これらの業務に係る委託費(以下「委託費」という。)計192億7318万余円を支払っていた。そして、当該95市区町等の委託費についてみたところ、その中には、受託者が委託支援センターに配置している職員(兼務職員を含む。)に対する人件費が含まれていた。

そこで、更に調査したところ、上記のうち12都府県管内の50市区町等(委託支援センター373か所、交付金交付額計62億8016万余円(交付基本額計175億5041万余円))は、委託契約を締結する際の予定価格の作成等又は委託契約終了の際の委託費の精算において、兼務職員の人件費には指定介護予防支援の実施に要する経費に相当する額が含まれていることを考慮することなく、委託費計103億7195万余円のうち計97億9020万余円(交付金相当額計38億6713万余円)を包括的支援事業の対象経費としていた。

しかし、兼務職員が行う業務のうち、指定介護予防支援に係る業務については所定の介護報酬が支払われていることを踏まえると、委託契約に基づき受託者に支払った委託費を包括的支援事業の対象経費とするに当たり、介護報酬の支払を受けていることを考慮していないことは適切でないと認められる。

(注3) 12都府県 東京都、京都府、青森、茨城、埼玉、千葉、静岡、愛知、岡山、福岡、長崎、鹿児島各県

(改善を必要とする事態)

地域包括支援センターに配置された兼務職員が指定介護予防支援に係る業務に従事した場合には所定の介護報酬が支払われていることを踏まえると、市町村においてこれを考慮することなく、兼務職員に係る人件費や委託契約に基づき受託者に支払った委託費を包括的支援事業の対象経費として、これにより交付金の交付を受けている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、交付金の交付額の算定を適正なものとするために必要となる交付金の対象経費の具体的な算定方法について、市町村に対して明確に示していないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴省は、2025(平成37)年を目途とした医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けて、包括的支援事業や介護予防事業の見直しなどを行い、地域支援事業を再編し、充実させて引き続き実施することとしている。

については、貴省において、市町村に対して、交付金の交付額の算定に当たっては、指定介護予防支援に係る業務については所定の介護報酬が支払われることを踏まえ、同業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から適切に控除するなど、交付額の算定を適正なものとするための具体的な算定方法を示し、周知するよう意見を表示する。

- (5) 国民健康保険の療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、医療機関等に対する加算金の額を医療給付費の額から控除することを交付要綱等に明記するなどして、その交付額の算定が適正に行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省
交付の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
交付先(保険者)	市134、区16、町32、村2、広域連合1、国民健康保険組合26、計211市区町村等
療養給付費負担金及び療養給付費補助金の概要	市町村及び国民健康保険組合の国民健康保険事業運営の安定化を図るために交付するもの
上記の保険者に交付した療養給付費負担金等交付額の合計	9833億5113万余円(平成24年度～26年度)
上記の保険者が調定した加算金の額の合計	1億0830万余円(平成24年度～26年度)
上記加算金の額を医療給付費の額から控除した場合の上記の交付額との開差額	3347万円

【改善の処置を要求したものの全文】

国民健康保険の療養給付費負担金等の交付額の算定における医療機関等に対する加算金の取扱いについて

(平成28年10月27日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 国民健康保険の概要

貴省は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)に基づく国民健康保険制度を所管している。国民健康保険は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)及び国民健康保険組合(以下、これらを合わせて「市町村等」という。)が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者、75歳以上の後期高齢者等を対象とする後期高齢者医療制度の被保険者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

(2) 国民健康保険に係る国庫助成の概要等

貴省は、国民健康保険の保険者である市町村等に対して各種の国庫助成を行っており、その主なものとして、市町村に交付する療養給付費負担金及び国民健康保険組合に交付する療養給付費補助金(以下、これらを合わせて「療養給付費負担金等」という。)がある。

療養給付費負担金等は、法に基づき、国民健康保険の事業運営の安定化を図るために市町村等に交付されるものである。

療養給付費負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号)等に基づき、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額とを合算し、更にこの合算額(以下「医療給付費」という。)から所定の額を控除するなどして算出した額に国の負担割合(100分の32)を乗ずるなどして算定することとなっている。また、療養給付費補助金の交付額は、医療給付費に国の負担割合(100分の32又は100分の13)を乗ずるなどして算定することとなっている。

そして、貴省が療養給付費負担金等を交付するに当たり、都道府県は、市町村等が提出した交付申請書及び事業実績報告書の内容を審査した上で、当該交付申請書及び事業実績報告書を貴省に提出することとなっている。

また、貴省は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく後期高齢者医療制度を所管しており、療養給付費負担金等と同様の国庫助成として、後期高齢者医療制度の運営主体である後期高齢者医療広域連合に交付する後期高齢者医療給付費負担金がある。後期高齢者医療給付費負担金は、後期高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう交付されるもので、その交付額は、後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱(平成25年厚生労働省発保0329第6号)に基づき、療養の給付等に要した費用の額等を基に算定することとなっている。

(3) 不正の行為により支払を受けた医療機関等に対する加算金

医療機関等で国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者が療養の給付等を受けた場合、国民健康保険の保険者又は後期高齢者医療広域連合(以下「保険者等」という。)は、当該医療機関等に対して、療養の給付に要する費用の額から、被保険者が医療機関等に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額等を支払うこととなっている。

医療機関等が偽りその他不正の行為によって療養の給付等に関する費用の支払を受けたときは、保険者等は、当該医療機関等に対し、法第65条又は高齢者の医療の確保に関する法律第59条の規定に基づき、その支払った額を返還させるほか、当該返還させる額に100分の40を乗じて得た額(以下「加算金」という。)を当該医療機関等に支払わせることができることとなっている。

保険者等は、医療機関等に加算金を支払わせる場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)等の規定に基づき、当該加算金について調査及び決定(以下「調定」という。)し、医療機関等に対して加算金を納付すべき旨を通知することとなっている。

(4) 療養給付費負担金等の交付額の算定における加算金の取扱い

「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取り扱いについて」(昭和35年会発第1312号厚生大臣官房会計課長通知。以下「課長通知」という。)によれば、法令に基づく徴収金返還金等の収入があるときは、国庫補助金の算定に当たり、国庫補助事業の総事業費から当該収入額を控除することとされており、その具体的な取扱いは、別途、各国庫補助金の交付要綱によることとされている。

そして、後期高齢者医療給付費負担金の交付額の算定に当たっては、後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱に基づき、療養の給付等に要した費用の額から加算金の額を控除することとなっている。

一方、療養給付費負担金等の交付額の算定については、国民健康保険療養給付費等負担金等交付要綱(平成12年厚生省発保第97号。以下「交付要綱」という。)等に加算金の取扱いに関する定めがない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、市町村等における療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、加算金の取扱いが適切なものとなっているかなどに着眼し、19都道府県管内の247市区町村等に対して平成24年度から26年度までの間に交付された療養給付費負担金等計1兆2184億7638万余円を対象として、貴省本省及び上記247市区町村等のうち68市区町村等において、事業実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、残りの179市区町村等については、都道府県を通じて関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注) 19都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、茨城、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、滋賀、兵庫、奈良、岡山、香川、高知、福岡、長崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、19都道府県管内の211市区町村等は、24年度から26年度までの間に交付された療養給付費負担金等(計9833億5113万余円)の交付額の算定に当たり、加算金の額を医療給付費の額から控除していなかった。

しかし、貴省本省は、加算金について、課長通知における法令に基づく徴収金返還金等の収入に該当するものとしていることから、市町村等における療養給付費負担金等の交付額の算定に当たっては、加算金の額を医療給付費の額から控除する必要があると認められる。

また、前記のとおり、後期高齢者医療給付費負担金について、その交付額の算定に当たり療養の給付等に要した費用の額から加算金の額を控除することとなっている一方で、療養給付費負担金等について、その交付額の算定において加算金の額が控除されていない事態は、保険者等に対する同様の国庫助成であるのに、均衡を欠いていると認められる。

そこで、療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、加算金の額を医療給付費の額から控除していなかった前記の211市区町村等について、24年度から26年度までの間に調定した加算金の額計1億0830万余円を医療給付費の額から控除することとした場合における療養給付費負担金等相当額を試算すると、211市区町村等が交付を受けた前記の療養給付費負担金等の額と比べて計3347万余円の開差を生ずることとなる。

(改善を必要とする事態)

市町村等において、療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、加算金の額を医療給付費の額から控除していない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、加算金の額を医療給付費の額から控除することを交付要綱等に定めることの必要性に対する認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

国民健康保険制度が我が国の社会保障制度において重要な役割を果たしていること、毎年度、保険者である市町村等には多額の療養給付費負担金等が交付されていることなどを踏まえると、療養給付費負担金等の交付額の算定及び交付を適正なものとする必要がある。

については、貴省において、療養給付費負担金等の交付額の算定に当たり、偽りその他不正の行為によって療養の給付等に関する費用の支払を受けた医療機関等に対する加算金の額を医療給付費の額から控除することを交付要綱等に明記して、その控除方法を定めるとともに、都道府県を通じて、市町村等に対して周知するよう改善の処置を要求する。

- (6) 第三者行為災害において取得した求償権について、通達を改正するなどして、会計法令に基づき、納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	厚生労働本省、12 労働局
第三者行為災害において国が取得する損害賠償請求権の概要	保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じた場合において、国が保険給付をしたときに、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するもの
債権管理事務が適切に行われていなかった件数及び債権額	177 件 1 億 1561 万円(平成 23 年度～27 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

第三者行為災害において取得した求償権の債権管理等について

(平成 28 年 10 月 18 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 第三者行為災害において取得した求償権の債権管理等の概要

(1) 第三者行為災害において国が取得する損害賠償請求権の概要

貴省は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。)に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に関して、被災労働者又はその遺族(以下「被災労働者等」という。)に対して療養補償給付、休業補償給付、休業給付、傷病補償年金、傷病年金、障害補償年金、障害年金等の保険給付(以下「保険給付」という。)を行っている。

労災保険法によれば、政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じた場合(以下「第三者行為災害」という。)において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権(以下「求償権」という。)を取得するとされている。

そして、貴省本省が昭和49年11月に定めた「第三者行為災害事務取扱手引」(最終改訂平成27年4月。以下「手引」という。)によれば、労災保険法に基づく求償権の取得は、同時に債権の発生となるとされており、その債権額(以下「求償債権額」という。)については、原則として、被災労働者等に生じた総損害額に第三者の過失割合を乗ずるなどした額と、保険給付額とを比較していずれか低い額とするとされている。

また、求償権は被災労働者等が第三者に対して有する民事上の損害賠償請求権を国が代位取得するものであるから、損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、民法(明治29年法律第89号)第724条の規定により時効によって消滅する。このため、求償権の管理に当たっては、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号。以下「債権管理法」という。)、会計法(昭和22年法律第35号)等(以下、これらを合わせて「会計法令」という。)に基づき、時効中断の効力を有する納入の告知を行うなどの適切な債権管理を行う必要がある。

(2) 会計法令に基づく求償権の債権管理

会計法令によれば、債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも国の利益に適合するように処理しなければならないとされている。そして、歳入徴収官は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したときは、遅滞なく、債務者の住所、氏名、債権金額、履行期限等を債権管理簿に記載し、その履行を請求するために、政令で定めるものを除き、債務者に対して納入の告知をしなければならないなどとされている。また、歳入徴収官が債権の履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)をすることができるのは、債務者が無資力又はこれに近い状態(以下「無資力等の状態」という。)にあるときなどの場合に限られ、履行延期の特約等をする場合には、確実な担保が付されている場合等を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置を執らなければならないなどとされている。さらに、歳入徴収官が当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができるのは、債務者が無資力等の状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお債務者が無資力等の状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合に限られるとされている。

そして、各省各庁の長は、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の毎年度末における現在額について報告書(以下「債権現在額報告書」という。)を作成し、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付しなければならないとされており、この債権の現在額については、歳入歳出決算とともに国会に報告されることとなっている。

(3) 求償権の行使の差し控え

手引によれば、一定の合理的な理由があつて明確な基準に沿って処理が行われる限り、歳入徴収官の裁量によって求償権の行使を差し控えることも可能であるとされており、第三者が無資力の場合等において、求償権の行使を差し控えることとされている。

そして、貴省本省が37年2月に発した「法第20条第1項の規定により政府が取得した求償権の行使について」(昭和37年基発第144号。平成8年3月以降は「第三者行為災害における支給調整事務の一部改正について」(平成8年基発第99号))によれば、求償に応ずる資

力のない者に対する求償には実益がなく、むしろ事案の解決をいたずらに遅延させ、事務処理上支障を来たすおそれがあるなどとして、歳入徴収官である都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)は、保険給付の原因である事故が無資力又はこれに近い者(以下「無資力者等」という。)の行為によって生じた場合であって、求償権を行使したとしても、結果的に債権管理法に定める徴収停止、免除等の措置に移行することが見込まれる事案については、求償権の行使を差し控えることとされている(以下、無資力者等に対して求償権の行使を差し控える事案を「差し控え事案」という。)。そして、貴省本省が昭和49年4月に発した「第三者行為災害に係る損害賠償金債権のうち、債務者が「無資力又はこれに近い者」である場合の取扱基準について」(昭和49年基発第181号。以下「取扱基準」という。)によれば、無資力者等の認定については、次の3要件(以下「3要件」という。)を全て具備する場合とされている。

- ① 処分可能な不動産、動産がないこと
- ② 債務者が現に生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条から第18条までに規定する扶助を受けている場合又は債務者及びこれと生計を一にする家族の年間総収入の合計額を12で除した額(以下「世帯収入の月割額」という。)が、生活保護法に定める生活扶助基準により計算した金額の2.0倍相当額等を12で除した額(以下「生活扶助基準に基づく月割額」という。)に満たないこと
- ③ 債務者の年齢等から判断して、将来において応償能力を獲得することが困難であると見込まれること

このうち上記③の要件については、債務者の年齢が40歳以上の中高年齢者であることなどとされている。

また、手引によれば、労働局長は、求償権の行使を差し控えることとしたときは、納入の告知は行わず、手引に定める簡易な債権管理簿等の様式によりその債権管理を行うこととされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、貴省本省は、第三者が無資力者等である場合には、求償権の行使を差し控えることとしている。そこで、本院は、合規性等の観点から、求償権に係る債権管理は会計法令に照らし適切に行われているかなどに着眼して、13都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)において、債権管理簿等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注1) 13都道府県労働局 北海道、岩手、宮城、東京、神奈川、新潟、富山、岐阜、愛知、京都、大阪、島根、福岡各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 差し控え事案における求償権の債権管理の状況

13労働局における無資力者等に対する求償権の行使の状況についてみたところ、表のとおり、平成23年度から27年度までの間における差し控え事案は、12労働局において、計177件、28年3月末現在までの保険給付額計1億4565万余円となっていた。

表 労働局別の求償権の行使差し控え件数及び保険給付額 (単位：件、千円)

労働局	平成 23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	3	173	7	10,740	6	251	10	1,449	6	679	32	13,294
岩手	—	—	1	868	—	—	1	178	4	138	6	1,184
宮城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	4	419	1	295	—	—	1	4	3	45	9	764
神奈川	7	1,043	4	2,237	2	271	1	216	2	70	16	3,839
新潟	—	—	—	—	—	—	—	—	3	200	3	200
富山	—	—	—	—	2	6,406	—	—	—	—	2	6,406
岐阜	1	91	—	—	—	—	—	—	—	—	1	91
愛知	8	4,805	7	615	4	3,344	2	750	1	20	22	9,536
京都	—	—	—	—	—	—	8	12,187	—	—	8	12,187
大阪	17	6,562	6	612	6	9,688	5	2,008	4	6,995	38	25,868
島根	—	—	1	47	—	—	1	4,254	1	8	3	4,310
福岡	4	532	11	7,406	9	17,196	6	41,349	7	1,486	37	67,972
計	44	13,629	38	22,823	29	37,158	35	62,400	31	9,644	177	145,656

注(1) 表中の金額は単位未満を切り捨てているため、合計額と一致しないものがある。

注(2) 各年度の件数は、労働局において、求償権の行使の差し控えの決定が行われた年度により区分している。

注(3) 宮城、岐阜両労働局は、安易に求償権の行使を差し控えることは適正を欠くなどとして、3要件の全てを満たしている場合であっても、原則として求償権を行使することとしている。

そして、上記の177件に係る求償権の債権管理の状況について確認したところ、労働局において、手引等に基づき求償権の行使が差し控えられたことにより、次のように、会計法令に定める債権管理事務が適切に行われていない事態が見受けられた。

ア 債権管理簿の作成及び債権現在額報告書

前記のとおり、歳入徴収官である労働局長は、求償権の行使を差し控えることとしたときは、手引に定める簡易な債権管理簿等の様式によりその債権管理を行うこととされている。そして、労働局長の所掌する債権については、原則として官庁会計システム(以下「ADAMS」という。)の端末を債権管理簿としている。

しかし、手引によれば、差し控え事案については、求償債権額をADAMSに登録することは不要とされていることから、貴省本省から財務省に送付される債権現在額報告書に記載されないままとなっていた。

また、手引に定める様式には、会計法令において記載することと定められている債権金額を記載する欄が設けられていないことなどから、前記177件のうち、2労働局^(注2)の9件を除く168件については、被災労働者等の損害額等が把握されず、求償債権額が不明となっていた。

そこで、本院が更に調査したところ、これらの168件を含む前記177件の28年3月末現在の求償債権額は計1億1561万余円となっていた。

(注2) 2労働局 岐阜、京都両労働局

イ 納入の告知等

前記のとおり、求償権は国の管理する債権であることから、会計法令に基づき、原則として、その履行を請求するために債務者に対して納入の告知をしなければならないこととなっている。

しかし、12労働局は、手引等に基づき、前記の177件について納入の告知をしておらず、また、前記のとおり、求償権の行使を差し控えることとした後は、手引に定める簡易な債権管理簿等の様式によりその債権管理を行うこととされているが、手引には当該差し控え後の具体的な債権管理の手続等が何ら定められていないことなどから、いずれも、第三者に対して資力の状況、^(注3) 弁済の意思等について一切確認を行っていなかった。このため、177件のうち11労働局における計120件(求償債権額計9851万余円)については、28年3月末までに災害発生時から3年が経過し、求償権が時効によって消滅していた。

(注3) 11労働局 北海道、岩手、東京、神奈川、富山、岐阜、愛知、京都、大阪、島根、福岡各労働局

ウ 履行延期の特約等

前記のとおり、債権管理法によれば、国の債権については債務者が無資力等の状態にあっても直ちに免除されることはなく、履行延期の特約等をした上で、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお債務者が無資力等の状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合に限り、免除の措置を執ることができるなどとされている。また、履行延期の特約等をする場合には、確実な担保が付されている場合等を除き、当該債権について債務名義を取得するなどの債権の保全措置を講ずることとされている。

しかし、12労働局は、前記の177件について、求償権の行使を差し控えていたため、履行延期の特約等をしておらず、上記の保全措置も講じていなかった。

(2) 無資力者等に対する求償権の行使の差し控えの状況

前記の177件に係る第三者行為災害の発生事由についてみると、勤務中に第三者から暴力行為を受けたものが96件、通勤途上等の交通事故によるものが62件、その他の事故によるものが19件となっていた。

そして、これらについて、求償権の行使の差し控えを行うこととしていることが適切かについてみたところ、処分可能な不動産又は動産を所有している可能性があったのにその確認を行っていなかったり、第三者の収入の状況について十分な確認を行っていなかったり、第三者が弁済の意思を示していたりするなどして、必ずしも債権の回収が困難であったとは認められないのに無資力者等と認定し、求償権の行使が差し控えられていたものが見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 処分可能な不動産又は動産を所有している可能性があったのにその確認を行っていない事態

愛知労働局管内の事業場に勤務していた被災労働者Aは、平成22年8月に自動車通勤の途上で第三者Bが運転する自動車を追い越したところ、Bから暴行を受け、通勤災害と認定されたことから、108万余円の保険給付を受けていた。

同労働局は、①Bが賃貸住宅に居住していること、②Bの世帯収入の月割額17万余円が生活扶助基準に基づく月割額34万余円を下回っていること、③災害発生当時にBが41歳である

ことなどから、3要件を全て具備している事案であるとして、23年6月にBに対する求償権の行使を差し控えていた。

しかし、前記のとおり、Bは災害発生時に自動車を運転していたことから、処分可能な動産である自動車を所有していた可能性があり、また、Bの源泉徴収票によれば、Bは生命保険に加入していて解約返戻金による債権回収の可能性があったのに、同労働局は、これらについて確認を行っていなかった。

＜事例2＞ 第三者が弁済の意思を示している事態

福岡労働局管内の事業場に勤務していた被災労働者Cは、平成23年7月に、通勤途上で青信号の横断歩道上を歩行していたところ、第三者Dが運転する貨物自動車に衝突され、通勤災害と認定されたことから、786万余円の保険給付を受けていた。

同労働局は、第三者行為災害については、原則として全ての事案について3要件の確認を行うこととしていた。そして、同労働局は、Dが弁済の意思を示していたのに、①Dが固定資産課税台帳に記載されている土地及び家屋の所有者として登録されていないこと、②Dの世帯収入の月割額15万余円が生活扶助基準に基づく月割額26万余円を下回っていること、③災害発生時にDが56歳であることなどから、3要件を全て具備している事案であるとして、25年7月にDに対する求償権の行使を差し控えていた。

しかし、上記のとおり、Dが弁済の意思を示していたことなどを踏まえると、必ずしも債権の回収が困難であったとは認められない。

(改善を必要とする事態)

労働局において、貴省本省が定めた取扱基準等の通達に基づき求償権の行使の差し控えが行われていて、会計法令に定める債権管理事務が適切に行われず求償権が時効によって消滅していたり、必ずしも債権の回収が困難であったとは認められないのに求償権の行使が差し控えられていたりするなどしている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省本省において、取扱基準等の通達の発出等に当たり、会計法令に従って求償権の債権管理事務を適切に行う必要があることについての理解が十分でなく、労働局に対する差し控え事案についての指導が適切でないこと
- イ 労働局において、会計法令に従って求償権の債権管理事務を適切に行う必要があることについての理解が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省においては、今後とも第三者行為災害によるものも含めて労災保険法に基づく保険給付等を適切に行う必要があることから、これに伴い、取得する求償権に係る債権管理に当たっては、会計法令に従って、損害賠償責任を負う第三者に対する求償を適切かつ迅速に行う必要がある。

については、貴省本省において、労働局における求償権に係る債権管理事務が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 通達を改正するなどして、無資力等の状態にある第三者に係る事案について、会計法令に基づき納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うこととすること
- イ アに基づき、労働局が納入の告知、履行延期の特約等の手続を適切に行うよう周知徹底を図るとともに、前記177件のうち求償権が時効によって消滅していないものについて

は、改めて調査確認を行うとともに、個別の事情等も考慮した上で、速やかに納入の告知等を行うよう指示すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 国立更生援護施設において利用者等の食費等負担額が基準費用額等に基づいた適切なものとなるように、食費等の単価の算定方法を見直すよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)雑入
部 局 等	厚生労働本省
検 査 の 対 象	厚生労働本省、国立障害者リハビリテーションセンター、国立更生援護施設
食費等負担額の概要	国立更生援護施設における食費及び光熱水費について、利用者等が国立更生援護施設に支払うもの
国立更生援護施設が利用者等に請求した食費等負担額(1)	2億4686万余円(平成26、27両年度)
基準費用額等に基づいて算定した食費等負担額により試算した収入額(2)	2億9309万余円(平成26、27両年度)
(1)と(2)との差額	4623万円

1 国立更生援護施設における食費等に係る利用者等の負担額等の概要

(1) 国立更生援護施設の概要

厚生労働省は、障害者の自立及び社会参加を支援するために、医療から職業訓練まで一貫した体系の下に、障害者の生活機能全体の維持・回復のための先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスの提供等を行う施設等機関として、国立障害者リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)を設置している。センターには、医学的リハビリテーション等を提供する病院のほか自立支援局があり、自立支援局に設置された7施設(以下「国立更生援護施設」という。)は、障害福祉サービス等の中の自立訓練、就労移行支援、施設入所支援及び障害児入所支援を提供している。

(注1) 7施設 国立更生援護施設7施設のうち、埼玉県所沢市に設置されている施設の名称は「国立障害者リハビリテーションセンター」であるが、センターの名称と同一であることから、両者を区別するために、所沢市の国立更生援護施設については、以下「所沢センター」と表記する。

国立更生援護施設には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく指定障害者支援施設に区分される6施設(所沢センター、函館、神戸、福岡各視力障害センター、伊東、別府両重度障害者センター)と、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児入所施設に区分される1施設(秩父学園)がある。そして、施設入所支援は、施設に通所して自立訓練等の提供を受けることが困難な障害者に対して、宿舎を提供し、主として夜間にお

いて、入浴、排せつ又は食事の介護等を供与するものであり、障害児入所支援は、障害児に対して保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与等を行うものである。

(2) 指定障害者支援施設等における食費等に係る利用者等の負担額

指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設は、都道府県知事の指定を受けて、社会福祉法人、地方公共団体等が運営するものである。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)等によれば、指定障害者支援施設又は指定障害児入所施設は、施設入所支援又は障害児入所支援を提供した場合、市町村から介護給付費等の支給決定を受けた障害者(以下「支給決定障害者」という。)又は都道府県から入所給付決定を受けた障害児の保護者(以下、支給決定障害者と合わせて「利用者等」という。)から食費及び光熱水費(以下、これらを合わせて「食費等」という。)の支払を受けることができるなどとされている。そして、「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」(平成18年厚生労働省告示第545号)等によれば、食費に係る利用者等の負担額は、指定障害者支援施設等における食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること、また、光熱水費に係る利用者等の負担額は、光熱水費に相当する額とすることなどとされている。

このように、支給決定障害者等が指定障害者支援施設等に入所して施設入所支援等を受ける場合には、原則として、利用者等が食費等を負担することとなっている。

また、利用者等の食費等に係る負担額(以下「食費等負担額」という。)については、障害者総合支援法等に基づき、市町村から支給決定障害者のうち低所得者等に対して、利用者等の経済的負担を軽減するための給付費を支給することとなっているが、利用者等が指定障害者支援施設等に対して食費等負担額として指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下「基準費用額」という。)を超える金額を支払った場合には、当該給付費を支給しないこととなっている。

(注2) 厚生労働大臣が定める費用の額 「障害者自立支援法施行令第21条の3第1項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額」(平成18年厚生労働省告示第531号)等に基づき、平成18年10月以降は月額58,000円となっていたが、その後、27年度の障害福祉サービス等の報酬改定の際に、指定障害者支援施設等における食費等の実態調査等を踏まえた見直しが行われて、27年4月以降は月額53,500円となっている。

(3) 国立更生援護施設における食費等に係る利用者等の負担額

厚生労働本省は、前記の基準等を受けて、国立更生援護施設における利用者等の食費等負担額の算定方法について定めており、平成19年に示した「国立更生援護施設における食費・光熱水費の考え方について」等によれば、支給決定障害者等が国立更生援護施設から施設入所支援等の提供を受ける場合における利用者等の食費等負担額は、実費相当額とされていて、その月額は、所定の食費等の単価(食費については朝食、昼食、夕食別)に、それぞれ当該月の食事の実食数及び施設入所支援等の利用日数を乗じて算定するなどされている。

そして、原則として毎年7月に、食費と光熱水費それぞれの前年度の支出実績に基づき、施設ごとに食費の試算額(月額)及び光熱水費の試算額(月額)が算定されていて、これらを合計した試算額(月額)が基準費用額を超過する場合には、利用者等の食費等負担額は、基準費用額を限度とすることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、センターが設置する国立更生援護施設において算定されている利用者等の食費等負担額は適切なものとなっているかなどに着眼して、26、27両年度の食費等に係る収入及び支出を対象として、厚生労働本省、センター(所沢センターを含む。)^(注3)及び4施設^(注4)において関係書類等により会計実地検査を行うとともに、2施設については関係書類の提出を受けるなどして検査した。

(注3) 4施設 函館視力障害センター、福岡視力障害センター、別府重度障害者センター、秩父学園

(注4) 2施設 神戸視力障害センター、伊東重度障害者センター(平成28年6月30日をもって、所沢センターに統廃合された。)

(検査の結果)

検査したところ、国立更生援護施設における26、27両年度の食費等に係る収支の状況を見ると、表1のとおり、いずれの国立更生援護施設も支出額が収入額を大きく超過しており、支出額に対する収入額の比率は20.5%から68.4%となっていた。

表1 平成26、27両年度の国立更生援護施設における食費等に係る収支の状況 (単位：千円)

施設名	年度	収入額 a	支出額 b	収支差額 a-b	比率 a/b
所沢センター	平成26年度	51,030	123,414	△ 72,384	41.3%
	27年度	54,025	128,814	△ 74,788	41.9%
函館視力障害センター	26年度	7,129	22,054	△ 14,924	32.3%
	27年度	5,898	20,409	△ 14,510	28.9%
神戸視力障害センター	26年度	8,554	31,512	△ 22,958	27.1%
	27年度	6,551	31,910	△ 25,359	20.5%
福岡視力障害センター	26年度	12,630	31,235	△ 18,604	40.4%
	27年度	11,307	23,617	△ 12,310	47.8%
伊東重度障害者センター	26年度	13,248	28,514	△ 15,265	46.4%
	27年度	7,706	22,563	△ 14,857	34.1%
別府重度障害者センター	26年度	22,753	42,283	△ 19,530	53.8%
	27年度	20,042	37,399	△ 17,356	53.5%
秩父学園	26年度	20,533	29,979	△ 9,445	68.4%
	27年度	16,654	25,453	△ 8,798	65.4%
計	26年度	135,880	308,995	△ 173,114	43.9%
	27年度	122,185	290,167	△ 167,982	42.1%
合計		258,066	599,163	△ 341,096	43.0%

そこで、その原因についてみると、次のような状況となっていた。

すなわち、国立更生援護施設は、25年度から27年度までの食費等の単価の算定に当たり、前記の「国立更生援護施設における食費・光熱水費の考え方について」に基づき、それぞれ24年度から26年度までの支出実績に基づく試算額(月額)を算定していたが、24年度の所沢センター及び秩父学園の試算額(月額)以外の各試算額(月額)は基準費用額を超えていた。

(注5) 各年度の食費等の単価の適用期間は、当該年度の7月から翌年度の6月までとなっていることから、平成26、27両年度の収入額は、25年度から27年度までの食費等の単価によるものである。

そして、国立更生援護施設は、食費等の単価を基準費用額又は試算額(月額)のいずれか低い方の額(以下、この額を「基準費用額等」という。)に基づき算定することとしていたほか、次のような取扱いをしていた。

すなわち、国立更生援護施設は、19年6月に厚生労働本省が追加して示した「各センターにおける実費負担額(食費・光熱水費)の取扱いについて」(以下「実費負担額の取扱い」という。)により、各施設の基準費用額等に基づき算定した食費(朝食、昼食、夕食の別)及び光熱水費の単価とそれぞれの前年度の単価とを比較して、基準費用額等に基づき算定した食費(朝食、昼食、夕食の別)及び光熱水費の単価が前年度の単価より高くなる場合には、当年度の単価を前年度の額に据え置き、前年度の単価より低くなる場合には、当年度の単価を当該額に減額することなどとしていた。

このため、国立更生援護施設における25年度から27年度までの食費等の単価は、19年度と同額又は19年度よりも低額となっていた。そして、表2のとおり、25年度から27年度までの国立更生援護施設における朝食、昼食、夕食及び光熱水費の各単価の合計額(以下「日額単価」という。)は、いずれも基準費用額等を日額に換算した額を下回っていて、1日当たり最小で29円、最大で487円の開差額が生じていた。

表2 食費等の日額単価と基準費用額等を日額に換算した額との比較 (単位：円)

施設名	年度	適用期間	朝食 a	昼食 b	夕食 c	食費計 d=a+b+c	光熱 水費 e	日額単価 f=d+e	前年度単 価との比 較	基準費用額等 (日額換算) g	差 額 f-g
所沢センター	平成25年度	25年7月～ 26年6月	300	400	540	1,240	180	1,420	据置き	1,766	△ 346
	26年度	26年7月～ 27年3月	300	400	540	1,240	180	1,420	据置き	1,907	△ 487
		27年4月～ 27年6月	300	400	540	1,240	180	1,420	据置き	1,759	△ 339
	27年度	27年7月～ 28年6月	300	400	540	1,240	180	1,420	据置き	1,759	△ 339
函館視力障害センター	25年度	25年7月～ 26年6月	430	570	560	1,560	120	1,680	据置き	1,907	△ 227
	26年度	26年7月～ 27年3月	430	570	560	1,560	120	1,680	据置き	1,907	△ 227
		27年4月～ 27年6月	400	530	520	1,450	120	1,570	一部減額	1,759	△ 189
	27年度	27年7月～ 28年6月	400	530	520	1,450	120	1,570	据置き	1,759	△ 189
神戸視力障害センター	25年度	25年7月～ 26年6月	340	580	580	1,500	130	1,630	据置き	1,907	△ 277
	26年度	26年7月～ 27年3月	340	580	580	1,500	130	1,630	据置き	1,907	△ 277
		27年4月～ 27年6月	340	580	580	1,500	130	1,630	据置き	1,759	△ 129
	27年度	27年7月～ 28年6月	340	580	580	1,500	130	1,630	据置き	1,759	△ 129
福岡視力障害センター	25年度	25年7月～ 26年6月	410	600	600	1,610	90	1,700	一部減額	1,907	△ 207
	26年度	26年7月～ 27年3月	410	600	600	1,610	90	1,700	据置き	1,907	△ 207
		27年4月～ 27年6月	410	600	600	1,610	90	1,700	据置き	1,759	△ 59
	27年度	27年7月～ 28年6月	410	600	600	1,610	90	1,700	据置き	1,759	△ 59
伊東重度障害者センター	25年度	25年7月～ 26年6月	510	510	510	1,530	150	1,680	据置き	1,907	△ 227
	26年度	26年7月～ 27年3月	510	510	510	1,530	150	1,680	据置き	1,907	△ 227
		27年4月～ 27年6月	470	470	470	1,410	150	1,560	一部減額	1,759	△ 199
	27年度	27年7月～ 28年6月	450	450	450	1,350	150	1,500	一部減額	1,759	△ 259
別府重度障害者センター	25年度	25年7月～ 26年6月	360	590	590	1,540	290	1,830	一部減額	1,907	△ 77
	26年度	26年7月～ 27年3月	360	590	590	1,540	290	1,830	据置き	1,907	△ 77
		27年4月～ 27年6月	340	550	550	1,440	290	1,730	一部減額	1,759	△ 29
	27年度	27年7月～ 28年6月	340	520	520	1,380	290	1,670	一部減額	1,759	△ 89
秩父学園	25年度	25年7月～ 26年6月	300	610	610	1,520	90	1,610	据置き	1,758	△ 148
	26年度	26年7月～ 27年3月	300	610	610	1,520	90	1,610	据置き	1,907	△ 297
		27年4月～ 27年6月	300	610	610	1,520	90	1,610	据置き	1,759	△ 149
	27年度	27年7月～ 28年6月	300	610	610	1,520	90	1,610	据置き	1,759	△ 149

注(1) 平成26年度の単価については、27年4月1日に基準費用額が改定されたため、27年4月にも見直しが行われている。

注(2) 「基準費用額等(日額換算)」欄は、基準費用額を日額に換算した額となっている。なお、平成25年度の所沢センター及び秩父学園の金額は、24年度の支出実績に基づく試算額(月額)が基準費用額を下回っていたことから、試算額(月額)を日額に換算した額となっている。

このように、国立更生援護施設において、前記のとおり、厚生労働本省が食費等の単価の据置き又は減額を行うなどの「実費負担額の取扱い」を追加して示したことを受けて、利用者等の食費等負担額を算定していたことから、食費等の日額単価がいずれも基準費用額等を日額に換算した額を下回っていて、利用者等の食費等負担額が基準費用額等に基づいたものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(基準費用額等に基づく利用者等の食費等負担額とした場合の収入額の試算)

25年度から27年度までの食費等の単価について前記の据置き又は減額を行わずに、基準費用額等に基づいて利用者等の食費等負担額を算定した場合の収入額を試算すると、26、27両年度の合計で2億9309万余円となり、同期間における実際の請求額計2億4686万余円と比較して4623万余円の増となると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、食費等の日額単価が基準費用額等を日額に換算した額を下回っている状況が継続しているのに、これを十分に考慮しておらず、食費等の単価の算定方法を適時に見直していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、28年8月、センターに対して事務連絡を発して「実費負担額の取扱い」を廃止し、国立更生援護施設における利用者等の食費等負担額が基準費用額等に基づいた適切なものとなるように、食費等の単価の算定方法を見直し、同年10月からこれを適用することとする処置を講じた。

(2) 年金給付の過誤払等に係る返納金債権について、厚生労働省において日本年金機構に対して返納金債権の保全等を適切に行うことなどを指導し、日本年金機構において事務処理の手順書を作成するなどして、債権管理を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	年金特別会計 (基礎年金勘定) (款)雑収入 (項)雑収入 (国民年金勘定) (款)雑収入 (項)雑収入 (厚生年金勘定) (款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	厚生労働本省 日本年金機構
厚生年金保険等の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	
年金給付の過誤払等に係る返納金債権の管理の概要	年金給付の過誤払等に係る返納金債権について、国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)等に基づき、債務者に対して督促を行ったり、時効を中断するために必要な措置を執ったりなどして管理するもの
不納欠損と整理された返納金債権のうち本部において納付督促が行われていなかったもの(1)	724件(債権額 7億0855万円)(平成26、27両年度)

不納欠損と整理された返納金債権のうち本部において訴訟手続による履行の請求等が行われていなかったもの(2)	4 件(債権額	320 万円)(平成 26、27 両年度)
不納欠損と整理された返納金債権のうち年金事務所等において督促状による督促が行われていなかったもの(3)	1,125 件(債権額	3 億 6307 万円)(平成 26、27 両年度)
(3)のうち年金事務所等において納付督促が行われていなかったもの	623 件(債権額	2 億 1077 万円)
(3)のうち消滅時効が完成していないのに年金事務所において不納欠損として整理されていたもの	35 件(債権額	299 万円)
(1)から(3)までの計	1,853 件(債権額	10 億 7483 万円)

1 年金給付の過誤払等により生じた債権の概要

(1) 年金給付の過誤払等により生じた債権の管理事務の概要

厚生労働省は、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)等に基づき、被保険者等に対して老齢厚生年金等の各種年金の給付を行っており、この年金給付に係る事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、これらの事務の委任又は委託を受けて、年金記録の訂正や年金受給者の死亡等により年金給付の過誤払が発生した場合の返還金及び事務処理の過誤等により国民年金等の保険料の誤還付が発生した場合の返還金(以下、これらの返還金を合わせて「返納金」という。)の収納等の事務を行うとともに、返納金に係る債権(以下「返納金債権」という。)の管理に関する事務を行っている。これらの返納金債権の管理に関する事務については、国の債権の管理等に関する法律(昭和 31 年法律第 114 号。以下「債権管理法」という。)等に基づき、次のように行うこととなっている。

- ① 歳入徴収官は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 6 条及び債権管理法第 13 条の規定に基づき、その所掌に属する債権について履行を請求するために、債務者に対して納入の告知を行い、その全部又は一部が納入の告知で指定された期限を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。そして、歳入徴収官は、債務の履行の督促に当たっては、歳入徴収官事務規程(昭和 27 年大蔵省令第 141 号)第 21 条の規定に基づき、所定の督促状(以下「督促状」という。)を送付して完納すべき旨の督促をしなければならない。

- ② 歳入徴収官は、債権管理法第18条第5項の規定に基づき、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するために必要な措置を執らなければならない。
- ③ 歳入徴収官は、債権管理法第15条の規定に基づき、債務者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、法務大臣に対し、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。以下同じ。)により履行を請求することを求めるなどの措置を執らなければならない。

(2) 返納金債権の消滅時効等

厚生労働省は、返納金債権のうち年金給付の過誤払により生じた返還金に係るものについて、会計法第30条の規定により5年間行使しないときは時効により消滅するとしている。また、返納金債権のうち国民年金等の保険料の誤還付により生じた返還金に係るもの(以下「誤還付債権」という。)について、民法(明治29年法律第89号)第167条の規定により、10年間行使しないときは時効により消滅するとしている。

そして、債務者による一部納付、債務承認書等の提出、訴訟手続による履行の請求等があったときは、これらの債権の消滅時効は民法第147条の規定により中断されることとなっている。また、前記のとおり、歳入徴収官は、債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するために必要な措置を執らなければならないこととなっていることを踏まえると、返納金債権の管理に関する事務を実施する機構は、債務者に納付の督促(以下「納付督促」という。)を行い、債務承認書等の徴取等により時効中断の措置を執る必要があることになる。

(3) 返納金債権の管理に関する事務の実施体制

年金給付の過誤払に係る返納金債権のうち、平成16年度以前に調査決定が行われたものの管理に関する事務は、機構の年金事務所又は事務センター(以下、これらを合わせて「年金事務所等」という。)が行っており、一方、17年度以降に調査決定が行われたものの管理に関する事務は、機構の本部(以下「本部」という。)が行っている。このほか、誤還付債権等の管理に関する事務は、調査決定の時期にかかわらず、年金事務所等が行っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、返納金債権の管理に関する事務は債権管理法等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、厚生労働本省、本部及び170年金事務所等において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、消滅時効が完成したとして26、27両年度に不納欠損として整理された返納金のうち、本部において管理していた不納欠損額30万円以上の返納金債権1,036件、計10億2,198万余円及び170年金事務所等において管理していた返納金債権1,125件、計3億6,307万余円を対象として、22年1月の機構設立以降における返納金債権に係る債権管理の状況、厚生労働本省における機構の債権管理に対する指導の状況等について、債権管理簿、不納欠損決議書等の関係書類により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 本部において管理していた債権

機構は、本部において管理する返納金債権に係る事務処理等についての要領等を作成して、本部の担当職員が債務者を訪問して行う納付督促の対象者を選定するための基準等を定めていたが、訪問による納付督促を行う本部の担当職員の数に限られているなどとして、その対象を加給年金の過払等により発生したものに限定するなどしていた。

このため、本部は、管理していた返納金債権 724 件、計 7 億 0855 万余円について、消滅時効の完成に至るまで、債務者に対して督促状による督促を行っていたのみで、訪問等による納付督促を全く行っていなかった。

一方、本部は、312 件、計 3 億 1342 万余円について、訪問等による納付督促を行っていたが、債務者と面談することができた 24 件、計 2024 万余円のうち 4 件、計 320 万余円について、債務承認書等の提出を拒否されるなどしていた。このような場合、本部は、債務者の資力を考慮するなどした上で訴訟手続により履行を請求することを求めるなどして時効中断の措置を執る必要があったのに、消滅時効の完成に至るまで、これを行っていなかった。

(2) 年金事務所等において管理していた債権

機構は、年金事務所等において管理する返納金債権に係る事務処理等についての要領等を作成しておらず、また、本部は、年金事務所等において管理している返納金債権の保全等の状況について把握していなかった。

このため、170 年金事務所等において管理していた全ての返納金債権 1,125 件、計 3 億 6307 万余円について、各年金事務所等は、債務者に対して督促状による督促を行ってなかった。このうち、109 年金事務所等において管理していた返納金債権 623 件、計 2 億 1077 万余円について、各年金事務所等は、消滅時効の完成に至るまで、納付督促を全く行っていなかった。また、29 年金事務所において管理していた返納金債権 35 件、計 299 万余円について、これらは誤還付債権であるのに、各年金事務所は、誤って消滅時効の期間を 5 年間であるとして、歳入徴収官(年金局事業管理課長)に対して不納欠損として整理する旨の承認伺いを提出していた。そして、歳入徴収官は、消滅時効の期間が適正かどうか確認しておらず、消滅時効が完成していない誤還付債権を不納欠損として整理していた。

このように、機構において管理していた返納金債権 1,853 件、計 10 億 7483 万余円について、本部において納付督促が行われていなかったり、納付督促は行われていたものの訴訟手続により履行を請求することを求めるなどの措置が執られていなかったり、年金事務所等において督促状による督促が行われておらず、一部で納付督促が行われていなかったり、消滅時効が完成していないのに不納欠損として整理されていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 厚生労働省において、機構に対して、返納金債権の保全等を適切に行う必要があることについての指導及び誤還付債権の消滅時効に係る取扱いについての指導が十分でなかったこと

イ 機構において、返納金債権の管理に関する事務を適切に行うための要領等を作成しておらず、また、本部において年金事務所等が管理する返納金債権の保全等の状況について把握していないなど返納金債権の管理の体制が十分でなかったことや、年金事務所において誤還付債権の消滅時効の期間について理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省及び機構は、債権管理法等に基づき債権管理を適切に行うよう、次のような処置を講じた。

ア 厚生労働省において、28年8月に機構に対して指針を発出して、返納金債権の保全等を適切に行うよう指導するとともに、同年7月に機構に対して指示文書を発出して、誤還付債権の消滅時効に係る取扱いを適正に行うことなどについて指導した。

イ 機構において、28年9月に、本部で管理する債権に係る事務処理の要領を改正し、年金事務所等で管理する債権に係る事務処理の手順書を新たに作成するとともに、同手順書において、年金事務所等に返納金債権管理表等を作成させて定期的に報告を求めることで本部が的確に把握することとした。そして、同年6月に、都道府県ごとに指定した年金事務所に専任チームを設置して納付督促を行うこととした。また、同年8月に年金事務所に対して指示文書を発出して、誤還付債権の消滅時効の期間が10年間であることについて指導し、周知徹底を図った。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 厚生年金特例法の運用について

〔平成25年度決算検査報告302、790ページ参照〕
〔平成26年度決算検査報告341、678ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

日本年金機構(以下「機構」という。)は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)等に基づき、厚生労働省から委託を受けて、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除していたにもかかわらず当該保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない事業主等に対して、未納の厚生年金保険料に相当する額に所定額を加算した額(以下「特例納付保険料」という。)について納付の勧奨(以下「納付勧奨」という。)等を行っている。しかし、過半の年金事務所において、納付勧奨等の対象となる事業主等(以下「対象事業主等」という。)に対する特例納付保険料の納付勧奨等が「厚生年金特例法業務処理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)等に定められた所定の回数行われておらず、その結果、特例納付保険料の納付を適切に行わせることができていないなどしている事態が見受けられた。

したがって、日本年金機構理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第34条の規定により、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行っていなかった事案について、マニュアル等に定められた処理を完結させるよう是正の処置を要求するとともに、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に対して同月に、同条の規定により次のとおり是正改善の処置を求めた。

ア 機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所内での確に把握して、その状況を機構本部に報告するようにマニュアル等の改正等を行い、また、年金事務所に納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うことを周知徹底すること

イ 厚生労働省において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に実施されるよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、機構において、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行っていなかった事案について、マニュアル等に定められた処理を適切に行うとともに、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、26年11月に年金事務所に対して指示文書を発出して、対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の進捗状況を年金事務所内での確に把握して、その状況を機構本部に報告させることとするとともに、納付勧奨等をマニュアル等に従って適切に行うことを周知徹底した。また、27年6月に上記指示文書の内容等を明確化した「厚年特例法による納付勧奨・徴収マニュアル」を新たに策定して、同年7月に関係職員に対して研修を行い、同マニュアルに従って納付勧奨等を適切に行うことを周知徹底した。

イ 厚生労働省は、26年10月に機構に対して通知を発出して、年金事務所において対象事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等がマニュアル等に従って適切に行われているかについて機構本部が確認を行い、その結果を同省に対して定期的に報告することなどを指示した。そして、同省は、機構と報告内容の詳細等について検討等を行い、28年1月に機構から初回の確認結果の報告を受けて、特例納付保険料の納付勧奨等の適切な実施について指導を行い、それ以降も特例納付保険料の納付勧奨等が適切に実施されるよう機構に対して引き続き必要な指導監督を行うこととした。

(2) 病床転換助成事業の実施に当たり社会保険診療報酬支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金について

〔平成25年度決算検査報告331ページ参照〕
〔平成26年度決算検査報告346ページ参照〕

1 本院が表示した意見及び求めた是正改善の処置

病床転換助成事業(以下「転換事業」という。)は、厚生労働省が定めた医療費適正化に関する施策についての基本的な方針に基づき、医療保険制度及び後期高齢者医療制度が適用される療養病床の介護保険施設等への転換を促進するために、平成20年度から都道府県が実施している事業である。転換事業の実施に要する費用の一部は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が都道府県に交付する病床転換助成交付金をもって充て、同交付金は支払基金が保険者から徴収する病床転換支援金をもって充てることとなっており、支払基金は転換事業に係る経理を他の経理と区分するために病床転換助成事業特別会計(以下「特別会計」という。)を設けている。そして、厚生労働省は、病床転換支援金を支払基金に納付する

保険者のうち、全国健康保険協会、市町村及び国民健康保険組合に対して、国民健康保険病床転換支援金負担金等(以下「国庫補助金」という。)を交付しているが、支払基金が保険者から病床転換支援金とともに徴収する病床転換助成関係事務費拠出金(以下「事務費拠出金」という。)については国庫補助金の交付の対象外となっている。しかし、転換事業の実施状況は極めて低調となっており、病床転換支援金の大部分が支払基金の特別会計の事業費勘定における利益処分後の積立金残高(以下「剰余金」という。)となっていて、転換事業の実施に必要な資金としてほとんど活用されていない事態及び剰余金が国庫補助金の交付の対象外である事務費拠出金に係る経理を行う特別会計の事務費勘定に繰り入れられて、事務の処理に要する経費(以下「事務費」という。)の財源に充当されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して26年10月に、次のとおり意見を表示し、及び是正改善の処置を求めた。

- ア 支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金に含まれる国庫補助金相当額の有効な活用を図るために、病床転換支援金の十分な活用について見直しなどを行うこと(会計検査院法第36条の規定により意見を表示したもの)
- イ 国庫補助金相当額が含まれる病床転換支援金の一部を特別会計の事務費勘定に繰り入れて事務費の財源に充当している支払基金の経理について、国庫補助金相当額の返還を含む見直しの指導等を行うこと(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、国庫補助金相当額が含まれる病床転換支援金の一部を事務費の財源に充当していた支払基金の経理については、28年度からこれを行わないよう指導する処置を講じていた。

一方、厚生労働省は、支払基金に剰余金として保有されている病床転換支援金の活用等については、厚生労働省に設置された社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会での議論等を踏まえて検討を進めており、事務費の財源に充当した国庫補助金相当額の返還についても併せて検討を進めることとしている。

(3) 国民健康保険等における海外療養費の支給について

平成25年度決算検査報告349ページ参照
平成26年度決算検査報告348ページ参照

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)等が行う保険給付に関する事務を所管している。そして、保険者である市町村及び広域連合(以下「保険者等」という。)は、海外渡航期間中に現地の病院等で診療等を受けた被保険者から療養費(以下「海外療養費」という。)の支給申請があった場合には、審査を行った上で海外療養費を支給することとなっている。しかし、保険者等において、海外療養費の支給に当たり、被保険者が保険者等である市町村又は広域連合の区域内(以下「市町村等の区域内」という。)に生活の本拠を有する者であるかについての審

査を行っていた事績を確認することができない事態及び国内の保険医療機関等において同様の疾病等について療養の給付等を受けた場合を標準として算定される額(以下「標準額」という。)の算定を行うことなく実際に海外の病院等に対して支払われた額に基づき支給額を決定している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、海外療養費の支給に当たり適切な審査等が行われるよう、保険者等に対して、都道府県を通じるなどして、海外療養費の支給に当たってはパスポート(写し)の提出を受けるなどして被保険者の海外渡航期間を確認するほか、その理由、渡航期間中の居住実態等についても併せて確認することなどにより、当該被保険者が市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査を行う必要があることについて周知したり、審査の具体的な方法等について技術的助言を行ったり、海外療養費の支給額の算定のために必要となる標準額の算定方法を具体的に示して、その周知徹底を図ったりするよう、厚生労働大臣に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、28年2月に国民健康保険法施行規則等を改正し、同年3月に都道府県に対して通知を発して、同年4月以降の海外療養費の支給申請については、パスポート(写し)の提出を受けるなどして保険者等が被保険者の海外渡航期間を確認することなどについて周知する処置を講じていた。

一方、厚生労働省は、市町村等の区域内に生活の本拠を有する者であるかどうかの審査の具体的な方法等及び海外療養費の支給額の算定のために必要となる標準額の算定方法について検討を行っているところであり、その結果を踏まえて、保険者等に対して、これらの周知徹底を図ることとしている。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 生活保護費に係る返還金等の債権管理について

(平成26年度決算検査報告252ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)等に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下「事業主体」という。)が、法による生活保護を受ける世帯に支弁した保護に要する費用(以下「保護費」という。)等に対して、生活保護費等負担金(以下「負担金」という。)を交付している。事業主体は、法に基づき、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者からその費用の額を返還させることなどができることとなっており、当該返還金等に係る債権(以下「返還金等債権」という。)に係る不納欠損額は、負担金の算定要素となっている。そして、厚生労働省は、事業主体に対して、返還金等債権については適時適切に債権管理を行わなければならないこと、適時適切に債権管理が行われていない返還金等債権に係る不納欠損額は国庫負担の対象とならないことなどについて周知

している。しかし、返還金等債権の管理体制が十分なものとなっていない事態、延滞が生じている返還金等債権の管理が適時適切に行われていない事態及び適時適切に債権管理が行われていない返還金等債権に係る不納欠損額を国庫負担の対象としていたため負担金が過大に交付されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成27年10月に、会計検査院法第34条の規定により、適時適切に債権管理が行われていない返還金等債権に係る不納欠損額を国庫負担の対象としていた事業主体に対して過大に交付されていた負担金の返還の手続を速やかに行わせるよう是正の処置を要求するとともに、次のとおり是正改善の処置を求めた。

- ア 事業主体に対して、保護費に係る返還金等債権の特徴に応じた適時適切な債権管理を行う体制を整備する必要があること、返還金等債権に係る不納欠損額は負担金の算定要素であること及び債権管理を適時適切に行っていない場合には国庫負担の対象とならないことについて周知徹底を図ること
- イ 都道府県に対して、債権管理体制の整備について事業主体に対する指導及び助言を行うことや、施行事務監査並びに事業実績報告書の審査及び確認を十分に行うことについて周知及び指導を行うこと
- ウ 厚生労働省が事業主体に対して行う施行事務監査の際に、返還金等債権の管理状況を的確に把握し、債権管理が適時適切に行われていない事業主体に対しては指導の徹底を図ること。また、事業実績報告書の添付資料を見直すなどして、不納欠損処理を行った返還金等債権は適時適切に債権管理を行っていたものかを同省や都道府県が的確に把握できるようにすること

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、過大に交付されていた負担金について事業主体に返還の手続を行わせるとともに、28年3月までに関係通知を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 事業主体に対して、保護費に係る返還金等債権の特徴に応じた適時適切な債権管理を行う体制を整備する必要があること、返還金等債権に係る不納欠損額は負担金の算定要素であること及び債権管理を適時適切に行っていない場合には国庫負担の対象とならないことについて周知徹底した。
- イ 都道府県に対して、債権管理体制の整備について事業主体に対する指導及び助言を行うことや、施行事務監査並びに事業実績報告書の審査及び確認を十分に行うことについて周知及び指導を行った。
- ウ 厚生労働省が事業主体に対して行う施行事務監査の際に事業主体から提出を受ける資料に項目を追加するなどして、返還金等債権の管理状況を的確に把握することとし、債権管理が適時適切に行われていない事業主体に対しては指導の徹底を図ることとした。また、事業実績報告書の添付資料の様式を大幅に変更するなどして、不納欠損処理を行った返還金等債権は適時適切に債権管理を行っていたものかを同省や都道府県が的確に把握できるようにした。

(2) 国民健康保険に係る国庫負担金の交付額算定における高額療養費の減額調整について

(平成 26 年度決算検査報告 259 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

厚生労働省は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づく国民健康保険制度を所管しており、国民健康保険の保険者である市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)に対して、療養給付費負担金(以下「負担金」という。)及び財政調整交付金を交付している。厚生労働省は、市町村が自らの財政負担で被保険者の一部負担金相当額を当該被保険者に代わって医療機関等に支払う措置(以下「負担軽減措置」という。)を講じている場合には、一般に、当該市町村において医療機関における受診等が増えて、医療給付費が増加する傾向があるとして、負担金及び財政調整交付金のうち普通調整交付金(以下、これらを合わせて「国庫負担金」という。)の交付額算定に当たり、負担軽減措置の対象となる被保険者(以下「負担軽減措置対象者」という。)に係る医療給付費に所定の減額調整率を乗じて医療給付費を減額することとしている(以下、この減額調整率を乗じて行う医療給付費の減額を「減額調整」という。)。そして、被保険者の一部負担金が一定の限度額を超える場合に、当該超過額が高額療養費として被保険者に支給されるが、負担軽減措置対象者に対する高額療養費については、市町村の国民健康保険の担当部門からの支払が、先に医療機関等に高額療養費相当額を含む負担軽減額を支払った当該市町村の負担軽減措置の担当部門に対して行われる方法(以下「償還払い」という。)又は医療機関等に対して直接行われる方法(以下「現物給付」という。)のいずれによる場合であっても、原則として、減額調整の対象とする必要があるとしている。しかし、負担軽減措置を講じている市町村において、国庫負担金の交付額の算定に当たり、当該市町村の国民健康保険の担当部門が、償還払いにより支払ったものを減額調整の対象としていなかったり、現物給付により支払ったものを減額調整の対象としていなかったりしていたため、国庫負担金が過大に算定され、交付されている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、都道府県に対して減額調整の対象となる高額療養費及びその集計方法等を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知徹底することにより、国庫負担金の交付額の算定が適正なものとなるよう、厚生労働大臣に対して平成 27 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、27 年 12 月に都道府県に対して通知を発して、負担軽減措置を講じている市町村において、負担軽減措置対象者に係る高額療養費の支給があったときは、当該高額療養費の支払が償還払い又は現物給付のいずれによる場合であってもその支給額については減額調整の対象となること及びその集計方法等を具体的に示して、これを都道府県を通じて市町村に対して周知徹底する処置を講じていた。

(3) 国立ハンセン病療養所における物品の調達等について

(平成 26 年度決算検査報告 277 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

厚生労働省は、厚生労働省設置法(平成 11 年法律第 97 号)に基づき全国の 13 か所に設置された国立ハンセン病療養所(以下「療養所」という。)において、「ハンセン病問題の解決の促進

に関する法律」(平成20年法律第82号)に規定する入所者に対して、必要な療養等を行っている。そして、多くの療養所は、毎年度、施設内等で使用する家電製品等の物品(以下「生活用物品」という。)を国の物品として調達するなどして、入所者に対して供用している。また、療養所は、療養所内で必要な医薬品についても、国の物品として調達して、入所者に対して処方している。一方、厚生労働省は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づいて厚生労働大臣に承認された医薬品と効能、効果等について同一性を有する医薬品(以下「後発医薬品」という。)の使用促進のための施策に積極的に取り組んでいる。しかし、療養所における生活用物品の調達及び管理について、療養所が適正に契約に関する事務を行っていなかったり、会計法令に基づき給付の完了の確認をするために必要な検査(以下「検収」という。)を行わないまま業者から提出された請求書等に基づき購入代金を支払っていたり、備品として管理すべき生活用物品を物品管理簿に記録するなどして管理していなかったりして会計経理が適正を欠いている事態並びに後発医薬品の使用の促進が十分図られていない療養所がある事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成27年10月に、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示した。

- ア 療養所に対して、生活用物品の調達及び管理に当たっては、見積書を徴取した上で業者及び購入価格を決定するなどして契約に関する事務を行ったり、検収を行った上で請求書等に基づき支払ったり、備品として物品管理簿に記録するなどして管理したりして、会計経理を適正に行うよう周知し、指導すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- イ 後発医薬品の使用の促進が図られている療養所の情報を収集して、どのような方策によって促進が図られているかなどを検討した結果を各療養所に提供すること、療養所に対して、療養所が調達している後発医薬品の具体的な情報等を療養所間で共有することにより、医師、入所者等に対する後発医薬品についての説明を十分に行うよう指導すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、28年1月までに各療養所の施設長等が出席する会議を開催するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 生活用物品の調達及び管理に当たっては、見積書を徴取した上で業者及び購入価格を決定するなどして契約に関する事務を行ったり、検収を行った上で請求書等に基づき支払ったり、備品として物品管理簿に記録するなどして管理したりして、会計経理を適正に行うよう周知するとともに、各療養所の事務部長等に対して実務担当者に適正な会計事務の徹底を図るよう指導した。
- イ 後発医薬品の使用の促進が図られている療養所における後発医薬品への切替えの取組に関する情報を収集し、その具体的な取組内容等を各療養所に提供したり、後発医薬品への切替えについて検討を行ったり、療養所が調達している後発医薬品の具体的な情報等を療養所間で共有したりするなどして、医師、入所者等に対する後発医薬品についての説明を十分に行うよう指導した。

(4) レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムにおける収集・保存データの不突合の状況等について

(平成 26 年度決算検査報告 282 ページ参照)

1 本院が表示した意見

厚生労働省及び都道府県は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、医療に要する費用の適正化(以下「医療費適正化」という。)を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「医療費適正化計画」という。)を定めて、医療費適正化計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況並びに当該施策に要した費用に対する効果に係る調査及び分析を行い、医療費適正化計画の実績に関する評価を行うことなどとなっている。そして、同省は、全ての医療保険者等から全ての特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健診等」という。)の内容等に関する電子情報(以下「特定健診等データ」という。)及び全てのレセプトの内容等に関する電子情報(以下「レセプトデータ」という。)を収集し保存した上で、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果等について適切な分析を行うことなどを目的として、レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム(以下「NDB システム」という。)を構築している。しかし、被保険者の個人情報を入力形式等が両データで異なるものとなっていたり、電算処理システムにおいて被保険者等の個人情報を入力形式等を同じものとする処理(以下「置換処理」という。)が特定健診等データに関する電算処理システムとレセプト電算処理システムとで異なるものとなっていたり、匿名化・提供システムにおける置換処理機能が限定的なものとなっていたりするなどしているため、多数の保険者の特定健診等データをレセプトデータと突合できない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、NDB システムの運用状況を大幅に改善し、第 2 期医療費適正化計画の実績に関する評価に当たっては、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費適正化に及ぼす効果について、収集され保存されている特定健診等データ及びレセプトデータを十分に活用した適切な評価を行うことができるようにするために、両データの不突合の原因等を踏まえたシステムの改修等を行うなどするよう、厚生労働大臣に対して平成 27 年 9 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、27 年度に、特定健診等データとレセプトデータの不突合の原因等を踏まえて、今後 NDB システムに収集され保存される両データ及び既に NDB システムに収集され保存されている両データについて、被保険者の個人情報を入力形式等が異なるなどしている場合であっても突合できるようにするために匿名化・提供システムの改修を行うなどの処置を講じていた。

(5) 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給に係る障害者の離職状況等について

(平成 26 年度決算検査報告 293 ページ参照)

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、60 歳以上 65 歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所等

の紹介により、継続して雇用することが確実であると認められる労働者として新たに雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成する特定就職困難者雇用開発助成金を支給している。しかし、支給対象となった障害者(以下「支給対象障害者」という。)のうち、雇入れ後3年未満の早期に離職している者が多数見受けられる一方で、支給対象障害者の就労・離職等の雇用状況の把握、離職した場合の具体的な離職理由の調査及び離職の実態等を踏まえた助成の効果の検証が行われていない事態並びに事業主においてこれまでに雇い入れた障害者の雇用状況等を考慮した障害者に対する職業紹介や障害者及び事業主に対する職場適応等のための指導(以下「定着指導」という。)が行われていないなどの事態が見受けられた。

したがって、厚生労働本省において、都道府県労働局(以下「労働局」という。)等に対して障害者の就労・離職状況や具体的な離職理由等の把握及び調査を十分に行うよう指導したり、障害者の離職の実態等を十分に踏まえて障害者の雇用に関する事業主に対する助成の効果の検証を行ったりするとともに、労働局等に対して事業主における障害者の就労・離職等の雇用状況等を考慮して職業紹介や定着指導を行うよう指導するよう、厚生労働大臣に対して平成27年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 28年4月に通知を発するなどして、労働局等に対して、障害者の就労・離職状況や具体的な離職理由等の把握及び調査を十分に行うこと、事業所における障害者の離職状況等に関する情報を職業紹介等を担当する部門に提供することなどを指示した。また、28年5月までに、障害者の離職の実態等を踏まえて障害者の雇用に関する事業主に対する助成の効果の検証を行った。

イ アの通知等により、事業主における障害者の就労・離職等の雇用状況等を考慮して職業紹介や定着指導を適切に行うよう労働局等に指示した。

(6) 日本年金機構が保有している固定資産の状況について

(平成26年度決算検査報告299、678ページ参照)

1 本院が表示した意見

日本年金機構(以下「機構」という。)は、平成22年1月に、日本年金機構法(平成19年法律第109号。以下「機構法」という。)に基づき設立され、その際、国の年金特別会計で保有していた固定資産を承継しており、その資産は国から出資されたものとされている。そして、機構法等によれば、土地及び建物といった重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている。しかし、上記資産のうち宿舎、事務所等の土地及び建物(以下「土地及び建物」という。)について、機構において長期間入居者のいない宿舎や他の宿舎に集約が可能な宿舎を保有し続けていたり、処分方針等が決まらない事務所等を保有し続けていたりしている事態及び厚生労働省において機構の土地及び建物が不要となった場合に、これを国庫に納付することができるような制度を整備しておらず、土地の一部を売却して得た資金が機構内部に留保されたままとなっている事態が見受けられた。

したがって、機構において、上記の長期間入居者のいない宿舎や他の宿舎に集約が可能な宿舎及び処分方針等が決まらない事務所等について処分等を検討したり、検討した結果保有する合理的理由が認められないと判断した土地及び建物について、国庫に納付することができるような制度が整備され次第、土地及び建物を売却して機構内部に留保されている資金と合わせて、確実に国庫に納付することができるよう備えることとしたり、個々の土地及び建物について保有の必要性を見直すよう資産管理責任者に周知徹底を図ったりするとともに、厚生労働省において、機構における検討等により上記の宿舎、事務所等を含む個々の土地及び建物の保有の必要性を見直した結果、機構が保有する合理的理由が認められない資産について、これを国庫に納付させるための適切な制度を整備するよう、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に対して27年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 機構は、保有する合理的理由が認められないと判断した8宿舎、4事務所等を国庫へ納付する方針を固め、また、既に土地の一部を売却して機構内に留保している資金と合わせて、国庫に納付することができる制度が整備され次第、納付することができるよう備えていた。そして、28年7月に全資産管理責任者に対して指示文書を発出して、機構が保有する個々の土地及び建物について保有の必要性を継続的に見直すよう周知徹底した。

イ 厚生労働省は、機構が保有する合理的理由が認められない資産について、これを国庫に納付させることができるよう、28年3月に「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」を作成した。同法律案は、同年3月11日に閣議決定されて、第190回国会(常会)に提出された。

なお、同法律案は、同年9月末現在、継続審議となっている。

(7) 健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について

(平成26年度決算検査報告304、669ページ参照)

(657ページの日本年金機構の項に掲記)

(8) 労働者災害補償保険の休業補償給付等と厚生年金保険の障害厚生年金等との併給調整について

(平成26年度決算検査報告304ページ参照)

1 本院が求めた改善の処置

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づき、休業補償給付、休業給付(以下、これらを合わせて「休業補償給付等」という。)等の保険給付等を行うものである。労災保険法によれば、休業補償給付等は、業務上又は通勤による傷病に係る療養のため労働することができない労働者がその支給の原因となった傷病と同一の事由により、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金又は国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金の支給を受ける

場合には減額して支給することとされている(以下、これらの取扱いを「併給調整」という。)。そして、厚生労働本省は、労災保険法に基づく年金給付(以下「労災年金」という。))については、日本年金機構(以下「機構」という。))との間で協定を締結して、機構から障害厚生年金、障害基礎年金等の受給権者情報(以下「年金等受給権者情報」という。))の提供を受けて、同本省が保有する労災年金の受給者データと年金等受給権者情報とを照合して、併給調整を行う必要があるか否かなどについて確認を行うべき者(以下「併給調整の確認対象者」という。))を抽出したリストを作成し、労働基準監督署(以下「監督署」という。))に対して配信している。しかし、休業補償給付等の支給決定に当たり、労災年金のように、併給調整の確認対象者を把握するための仕組みが構築されておらず、監督署の審査担当者等の個別的な判断により併給調整の確認対象者を把握しているため、併給調整が適正に行われず、その支給が適正となっていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、休業補償給付等の併給調整に係る事務を適切かつ効果的に行うために、機構との間で締結している協定を改正するなどし、休業補償給付等の受給者データと年金等受給権者情報とを照合し、併給調整の確認対象者を抽出するなどして、これらの者に係る情報を監督署に配信するなどするとともに、都道府県労働局に対して、監督署が上記の情報を活用するなどして併給調整の確認対象者を適切に把握することなどについて指導するよう、厚生労働大臣に対して平成27年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 日本年金機構法(平成19年法律第109号)第38条の規定に基づき機構から年金等受給権者情報の提供を受け、休業補償給付等の受給者データと年金等受給権者情報とを照合し、併給調整の確認対象者を抽出するなどして、28年4月からこれらの者に係る情報を監督署に配信することを開始し、今後も毎年これらを継続していくこととした。

イ 28年4月に通達等を発出し、都道府県労働局に対して、監督署が上記の情報を活用して併給調整の確認対象者を適切に把握することなどについて指示した。

(9) 地域雇用創造推進事業及び実践型地域雇用創造事業の実施による効果の把握等について

(平成26年度決算検査報告310ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、地域雇用開発推進法(昭和62年法律第23号)等に基づき、平成19年度から23年度までの間に地域雇用創造推進事業を、また、24年度からは実践型地域雇用創造事業を実施している(以下、これらの事業を合わせて「パッケージ事業」という。)。パッケージ事業は、都道府県労働局(以下「労働局」という。))が市町村等で構成される地域の協議会(以下「協議会」という。))と委託契約を締結した上で実施されている。同省が定めた実践型地域雇用創造事業実施要領(24年3月以前は地域雇用創造推進事業実施要領。以下「実施要領」という。))及び実践型地域雇用創造事業募集要項(24年1月以前は地域雇用創造推進事業募集要項。以下「募集要項」という。))によれば、協議会は、パッケージ事業の実施に当たり、雇用の

創出効果に係る数値目標について、対象地域内において求職している失業者等(以下「地域求職者」という。)のうち事業を利用する人数等の見込みをアウトプット指標、また、地域求職者の就職者数等の見込みをアウトカム指標としてそれぞれ設定し、パッケージ事業の実施による効果としてアウトプット指標の達成状況(以下「アウトプット実績」という。)及びアウトカム指標の達成状況(以下「アウトカム実績」という。)をそれぞれ把握することなどとされている。しかし、アウトプット実績及びアウトカム実績を協議会が適切に把握していない事態、個別の雇用対策事業(以下「個別事業」という。)の利用対象者の範囲の設定等が適切なものとなっていない事態、原則として地域求職者を対象とすることとなっている研修等の取組(以下「人材育成メニュー」という。)等に係る個別事業において地域求職者以外の人数が地域求職者の人数を上回っている事態及び労働局がそれらの確認を十分に行っていないなどの事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、協議会がアウトプット実績及びアウトカム実績を適切に把握する具体的な方法、個別事業の利用対象者の範囲の設定等を適切に行うこと、労働局がそれらの確認を適切に実施することなどについて、実施要領及び募集要項に明示するなどしてこれを労働局に対して周知したり、人材育成メニュー等に係る個別事業の対象について、原則として地域求職者とすることを実施要領及び募集要項に明示するなどして、労働局等に対して周知等し、また、地域求職者が対象となっていない個別事業については、その原因等の検証を十分に行った上で、検証結果を踏まえた改善策を労働局等に対して周知したりするよう、厚生労働大臣に対して27年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、28年6月に実施要領及び募集要項を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 協議会において、アウトプット実績及びアウトカム実績を個別事業の受講申込書、利用者アンケート調査票等に基づき適切に把握すること、個別事業の利用対象者を明確にして利用対象者の範囲の設定等を適切に行うこと、また、労働局においてそれらの確認を適切に実施することなどについて、それぞれ実施要領及び募集要項に明示するなどして、労働局等に対して周知した。

イ 人材育成メニュー等に係る個別事業の対象について、原則として地域求職者とすることを実施要領及び募集要項に明示するなどして、労働局等に対して周知した。

一方、厚生労働省は、原則として地域求職者を対象としているのに地域求職者が対象となっていない人材育成メニュー等に係る個別事業については、今後、その実態を本省に報告させることとし、原因等の検証を行った上で、検証結果を踏まえた改善策を労働局等に対して周知することとしている。

第10 農林水産省

不 当 事 項

工 事

(221) 林道新設工事における残土処理場の選定に当たり、別の森林整備事業で開設する森林作業道の位置等を調整して経済的な設計を行うことについての検討が十分でなく、残土を遠方の残土処理場に運搬することとしたため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林整備事業費
部 局 等	九州森林管理局宮崎森林管理署
工 事 名	軍谷 ^{いくさだに} 2024 林道新設及び改良工事
工 事 の 概 要	国有林野における間伐等の実施に伴い、既設林道の延伸及び改良のために、切土工、盛土工、残土処理工等を行うもの
契 約 額	64,044,000 円(当初契約額 54,540,000 円)
請 負 人	株式会社丸山工務店
契 約	平成 26 年 6 月 一般競争契約
支 払	平成 26 年 6 月、27 年 3 月 計 2 回
割高となっていた契約額	810 万円(平成 26 年度)

1 工事等の概要

九州森林管理局宮崎森林管理署(以下「宮崎署」という。)は、平成 26 年 6 月に、軍谷^{いくさだに}2024 林道新設及び改良工事に係る請負契約を、一般競争契約により、株式会社丸山工務店(以下「会社」という。)との間で契約額 54,540,000 円で締結している。この工事は、宮崎署が、既設の軍谷 2024 林道(以下「軍谷林道」という。)の延伸(延長 660.0m)及び改良(延長 80.5m)のために、切土工、盛土工、残土処理工等を行うものである。

宮崎署は、本件工事の残土処理工の設計に当たり、軍谷林道の延伸に伴い発生する残土 8,247m³を、残土の発生現場から近い順に、まず、軍谷林道沿いの地点(残土の平均運搬距離 1,008.9m)に盛土して処理(残土処理予定量 2,295.9m³)し、次に、軍谷林道に近接している橋満^{はしみつ}林道 31 支線(以下「橋満支線」という。)沿いの地点(残土の平均運搬距離 4,357.3m。以下「橋満処理場」という。)に盛土して処理(残土処理予定量 5,950.7m³)することとしていた。そして、この設計に基づき、残土の平均運搬距離を 3,420m と算定するなどして、上記残土処理工の工事費(以下「残土処理費」という。)を 9,731,000 円と算定していた。

一方、宮崎署は、同年 8 月に、橋満支線周辺の国有林野において、本件工事とは別の間伐等を行うなどの森林整備事業に係る契約を会社とは別の業者と締結して、この間伐等^(注)で生産される丸太を林内から橋満支線へ搬出等するための森林作業道を開設するために、当該業者に森林作業道と橋満支線との接続位置を検討させた。その結果、宮崎署は、橋満支線沿いの土地の傾斜等の現地条件や林業機械が走行可能な勾配を考慮すると、橋満処理場の予定地以外の場所での接続は困難であるとして、橋満処理場の予定地に、橋満支線と接続する森林作業道(以下「接続道」という。)及び接続道の途中から分岐する別の森林作業道(以下「分岐道」と

いう。)を開設することとした(参考図参照)。

このため、宮崎署は、橋満処理場で残土を処理することができなくなったとして、同年11月に、橋満処理場に代わる残土処理場を、本件工事現場からの距離が橋満処理場より更に遠方となる地点(残土の平均運搬距離 11,657.3m。以下「新処理場」という。)に設けることとし、橋満処理場に盛土して処理することとしていた残土処理予定量 5,950.7m³の全量を新処理場に盛土して処理することとする設計変更を行っていた。そして、27年3月に、この設計変更により残土の平均運搬距離が当初の 3,420mから 8,700mに変更となったことなどに伴い、残土処理費を 17,414,000 円と算定するなどして、契約額を 54,540,000 円から 64,044,000 円に増額する変更を行っていた。

(注) 森林作業道 間伐等の事業の用に供する道をいう。林道が 10 トン積程度のトラック等の通行を想定しているのに対し、森林作業道は、主として林内で専用に使用される林業機械の通行を想定した簡易な道である。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、残土処理工の設計等が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、宮崎署において、契約書、設計図書、予定価格の積算書等の書類、現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

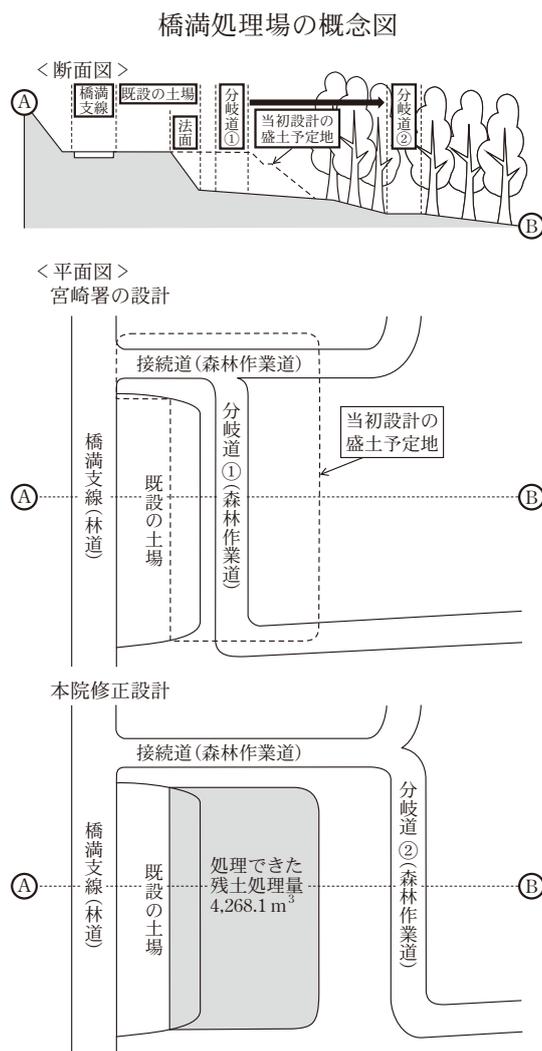
すなわち、宮崎署は、前記のとおり、橋満処理場の予定地に本件工事とは別の森林整備事業の実施に必要な接続道及び分岐道を開設することとしたことから、残土処理予定量 5,950.7m³の全量について、新処理場に盛土して処理することにする設計変更を行っていた。

しかし、設計図書、現地の状況等によれば、接続道は橋満処理場の予定地に開設せざるを得なかったものの、分岐道は周辺の傾斜が比較的緩やかであることなどのため、その位置を大きく変更することなく橋満処理場の予定地と重ならないように開設することができることから、上記残土処理予定量 5,950.7m³の一部は新処理場に運搬せず橋満処理場に盛土して経済的に処理することができたと認められる(参考図参照)。

したがって、新処理場に盛土して処理することとしていた 5,950.7m³のうち、上記のとおり橋満処理場で処理することができた残土処理量を算出すると 4,268.1m³となり、これらを橋満処理場に、残りの 1,682.6m³を新処理場にそれぞれ盛土して処理することとすれば、残土の平均運搬距離は 4,920m、残土処理費は 12,303,000 円となる。これにより本件工事費を修正計算すると 55,844,640 円となることから、変更後の契約額 64,044,000 円はこれに比べて約 810 万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、宮崎署において、本件工事における残土処理場の選定に当たり、本件工事とは別の森林整備事業で開設する森林作業道の位置等を調整して経済的な設計を行うことについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



(注) 土場 林内から切り出した木材を搬出するまでの間、一時的に保管するために利用する木材の集積場所等

役務・補助金

- (222) 委託事業、補助事業及び基金補助事業において、従事者が実際に事業に従事した時間数等に基づかず、人件費を算定したり、対象事業費に含めることができない経費を含めたりしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省
	(項)農林水産物・食品輸出促進対策費(委託事業 平成21年度、補助事業 平成21年度)
	(項)農山漁村6次産業化対策費(委託事業 平成24 年度、補助事業 平成22年度～24年度、26年 度、基金事業 平成23、24両年度)

(項)国産農林水産物消費拡大対策費(委託事業 平成25年度、補助事業 平成25年度)

部 局 等	農林水産本省
<役 務>	
契 約 名	(1) 平成21年度海外日本食優良店調査・支援委託事業 (2) 平成24年度輸出拡大リード事業のうち日本食文化祭典(米国 International Restaurant & Foodservice Show of New York 2013)等4契約
契 約 の 概 要	海外の日本食レストラン関係者のネットワークを構築するための調査、日本食・日本食材・日本食レストランについての普及啓発活動等を実施するもの
契 約 の 相 手 方	(1) 特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構 (2) 一般社団法人日本フードサービス協会(平成25年3月31日以前は社団法人日本フードサービス協会)
契 約	(1) 平成21年4月 契約1件 一般競争入札 (2) 平成25年2月ほか 契約4件 一般競争入札
支 払 額	(1) 107,070,000円(平成21年度) (2) 74,713,719円(平成24、25両年度) 計 181,783,719円
過大となっていた支払額(ア)	(1) 14,275,287円(平成21年度) (2) 30,533,563円(平成24、25両年度) 計 44,808,850円
<補 助 金>	
(補 助 事 業)	
補 助 の 根 拠	予算補助
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	(1) 特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構 (2) 一般社団法人日本フードサービス協会
補 助 事 業	(1) 農林水産物等輸出促進支援事業等13件 (2) 未来を切り拓く6次産業創出推進事業
補助事業の概要	(1) 日本食や日本食材・食品、日本食レストラン等について海外における普及啓発活動、海外外食事業者向け商談会等への出展支援等を実施するもの (2) 外食産業フェアの開催等を実施するもの
上記の補助事業 に対する国庫補 助金交付額	(1) 830,664,862円(平成21年度～26年度) (2) 13,995,000円(平成22年度) 計 844,659,862円
上記に対する不 当と認める国庫 補助金交付額(イ)	(1) 119,537,679円 (2) 2,980,021円 計 122,517,700円

(基金補助事業)	
補助の根拠	予算補助
補助事業者	公益財団法人食品流通構造改善促進機構(平成25年3月31日以前は財団法人食品流通構造改善促進機構)
間接補助事業者(事業主体)	(1) 特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構
基金補助事業	輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策事業等2件
基金補助事業の概要	海外外食事業者等による国内食品工場の視察、商談会の開催等を実施するもの
上記の基金補助事業に対する国庫補助金相当額	(1) 163,636,721円(平成24、25両年度)
上記に対する不当と認める国庫補助金相当額(ウ)	(1) 20,387,566円
(ア)、(イ)及び(ウ)の計	(1) 154,200,532円(平成21年度～26年度) (2) 33,513,584円(平成22、24、25各年度) 計 187,714,116円

1 委託事業等の概要

(1) 委託事業

農林水産本省(以下「本省」という。)は、日本産の農林水産物及び食品の輸出を拡大するため、平成21年度に、特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構(以下「推進機構」という。)、24、25両年度に、一般社団法人日本フードサービス協会(25年3月31日以前は社団法人日本フードサービス協会。以下「協会」といい、推進機構と合わせて「2法人」という。)との間で、「平成21年度海外日本食優良店調査・支援委託事業」等5件(推進機構1件、協会4件)の委託契約を締結して事業を実施させて、委託費計181,783,719円(推進機構107,070,000円、協会74,713,719円)を支払っている。

(2) 補助事業及び基金補助事業

本省は、21年度から26年度までに、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱(平成18年17国際第1419号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)等に基づき、2法人が実施した海外で開催される食関連見本市への出展等の補助事業に対して、農林水産物・食品輸出促進対策費補助金等14件(推進機構13件、協会1件)、計844,659,862円(推進機構830,664,862円、協会13,995,000円)を交付している。

また、本省は、日本産農林水産物・食品の輸出拡大、日本食・食文化の魅力を発信する取組等を支援するために、食品流通構造改善緊急対策事業費等補助金交付要綱(平成4年4食流第2350号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、23、24両年度に、公益財団法人食品流通構造改善促進機構(25年3月31日以前は財団法人食品流通構造改善促進機構。以下「食流機構」という。)に対して、農山漁村6次産業化対策事業費補助金を交付して、基金を造成させている。そして、食流機構は、24、25両年度に、農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領(平成24年24食流機構第51号)等に基づき、推進機構が上記の取組として実施した海外外食事業者に対する研修会等の事業(以下「基金補助事業」という。)に対し

て、基金を取り崩すなどして補助金(以下「基金補助金」という。)2件、計163,636,721円を交付している。

(3) 委託費及び補助金の額の算定

前記の委託契約によれば、委託費の額は、委託事業に要した経費の実支出額と委託契約書に記載された委託費の限度額のいずれか低い額とされている。また、交付要綱等によれば、国庫補助金及び基金補助金(以下、これらを合わせて「補助金」という。)の額は、交付決定された金額の範囲で補助事業及び基金補助事業(以下、これらを合わせて「補助事業等」といい、委託事業と合わせて「委託事業等」という。)の実施に必要な経費を定額で補助することとされている。

そして、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成22年22経第961号農林水産省大臣官房経理課長通知)等によれば、人件費は、各委託事業等に直接従事する者(以下「従事者」という。)ごとに算出した時間単価に当該従事者が当該委託事業等に従事した作業時間数を乗じて算定することなどとされている。

また、補助事業等に係る公募要領等によれば、補助金の交付決定前に発生した経費は、事業の実施に必要なものであっても補助金の対象事業費に含めることができないとされている。そして、本省及び食流機構は、交付決定後に支払われた経費であっても、交付決定前に契約を締結していたものは、上記の「交付決定前に発生した経費」に該当し、対象事業費に含めることができないとしており、委託事業においても同様の取扱いとするとされている。

さらに、委託契約、公募要領等によれば、当該委託事業等の実施に要した経費であることを証明できない経費は対象事業費に含めることができないとされている。

本省及び食流機構は、上記の委託契約、交付要綱等に基づき、委託事業等が終了し、2法人から委託事業等の成果が記載された実績報告書等の提出を受けたときは、当該委託事業等が委託契約や補助金の交付決定の内容等に適合するものであるかどうかについて審査及び確認を行い、その結果、適合すると認めるときは、委託費又は補助金の額を確定して2法人に支払うこととしている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、委託事業等に係る経費の算定は適正かなどに着眼して、前記の委託事業5件、補助事業14件及び基金補助事業2件の委託事業等計21件を対象として、本省、食流機構及び2法人において、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 人件費の算定が適正でなかった事態

2法人は、委託事業1件、補助事業10件及び基金補助事業2件において、従事者が委託事業等に従事した日数に日額単価を乗ずるなどして算定した額を人件費として実績報告書に計上していた。

しかし、2法人は、委託事業等に従事した日数の算定に当たり、従事者が委託事業等に全く従事していない日や1日のうち一部の時間しか従事していない日を終日従事したとするなどして、これに係る人件費の額24,600,854円を含めていた。

イ 対象事業費に含めることができない経費を含めていた事態

2法人は、委託事業4件、補助事業9件及び基金補助事業1件において、見本市、商談会、研修会等を実施するための会場の借上費及びこれに関連する経費を委託事業等の対象事業費として実績報告書に計上していた。

しかし、2法人は、委託契約前又は補助金の交付決定前に会場借上げ等に係る契約を締結していて、対象事業費に含めることができないとされている委託契約等の前に発生した経費計51,915,146円を委託事業等の対象事業費に含めていた。

このほか、2法人は、前記の委託事業等21件に係る実績報告書に委託事業等に必要のない経費や当該委託事業等の実施に要した経費であることを証明できない経費計111,198,116円を含めていた。

したがって、各従事者が実際に委託事業等に従事した時間数等に基づき適正な人件費を算定するとともに、対象事業費に含めることができない経費を除外して適正な対象事業費を算定すると、委託事業計136,974,869円、補助事業計722,142,162円、基金補助事業計143,249,155円となることから、前記の委託費支払額、国庫補助金交付額及び基金補助金交付額との差額44,808,850円(推進機構14,275,287円、協会30,533,563円)、122,517,700円(推進機構119,537,679円、協会2,980,021円、国庫補助金相当額同額)及び20,387,566円(推進機構、国庫補助金相当額同額)、計187,714,116円(推進機構154,200,532円、協会33,513,584円)が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2法人において委託事業等に係る経費を適正に算定することなどについての認識が欠けていたこと、食流機構において基金補助事業の実績報告書等の審査及び確認並びに推進機構に対する指導が十分でなかったこと、本省において委託事業等の実績報告書等の審査及び確認並びに食流機構及び2法人に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

- (224) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
- (246)

会計名及び科目	一般会計(組織)農林水産本省 (項)農業・食品産業強化対策費 (項)農業経営対策費 (項)農業生産基盤保全管理等推進費 (項)農業生産基盤整備・保全事業費 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業費 (項)農業競争力強化基盤整備事業費 (項)農林水産物・食品輸出促進対策費 (項)農山漁村6次産業化対策費 (項)国産農林水産物消費拡大対策費 (項)農山漁村活性化対策費
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	(項)地域自主戦略推進費
	(項)農山漁村地域整備事業費
	(組織)農林水産技術会議
	(項)農林水産業研究開発費
	(組織)林野庁
	(項)森林整備事業費
	(項)森林整備・林業等振興対策費
	(組織)水産庁
	(項)水産業強化対策費
部 局 等	農林水産本省、農林水産技術会議事務局、林野庁、水産庁、5農政局、北海道農政事務所
補助等の根拠	森林法(昭和26年法律第249号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	道、府1、県9、市2、団体9、計22補助事業者等(県3、市1、団体6、計10事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	県1、市2、町3、団体4、その他9、計19間接補助事業者等(市2、町2、団体4、その他8、計16事業主体)
補助事業等事業費の合計	4,122,392,545円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	2,511,797,483円
不当と認める事業費の合計	495,973,832円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	311,767,225円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、有効性等の観点から、44都道府県、1,567市町村等及び891団体において、実績報告書、設計図面等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、3県、13市等、10団体、計25事業主体(うち1事業主体が補助事業者等と間接補助事業者等の両方に該当する。)が実施した森林整備加速化・林業再生基金事業、農山漁村6次産業化対策事業等に係る国庫補助金等311,767,225円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 補助金等により造成した基金等の使用が適切でなかったもの

7件 不当と認める国庫補助金 41,704,117円

(2) 補助の対象とならないなどのもの

6件 不当と認める国庫補助金 169,085,716円

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	4 件	不当と認める国庫補助金	31,115,890 円
(4) 補助の目的を達していなかったもの	2 件	不当と認める国庫補助金	25,103,000 円
(5) 工事の設計及び施工が適切でなかったなどのもの	2 件	不当と認める国庫補助金	22,063,934 円
(6) 工事の設計が適切でなかったなどのもの	2 件	不当と認める国庫補助金	12,008,830 円
(7) 工事の施工が適切でなかったもの	1 件	不当と認める国庫補助金	8,584,899 円
(8) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	1 件	不当と認める国庫補助金	2,100,839 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金等により造成した基金等の使用が適切でなかったもの

7 件 不当と認める国庫補助金 41,704,117 円

森林整備加速化・林業再生事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、基金事業の対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

(3 件 不当と認める国庫補助金 13,632,760 円)

森林整備加速化・林業再生事業費補助金は、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることなどを目的として、「森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱」(平成 21 年 21 林整計第 82 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、林野庁が都道府県に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した都道府県は、間伐等の事業(以下「基金事業」という。)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩すなどして補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。

本院が、22 道府県において会計実地検査を行ったところ、大阪府及び岩手、埼玉両県の 3 事業主体が実施した基金事業において、樹幹注入を実施した松を所要の手続を経ることなく無断で処分していたり、基金事業の対象となる事業費(以下「基金事業対象事業費」という。)を過大に精算していたり、仕様書の内容に適合した履行が確保されていなかったりしており、取り崩された基金計 13,632,760 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3 事業主体において基金事業の適正な実施に対する認識が欠けるなどしていたこと、大阪府及び埼玉県において実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、大阪府及び岩手、埼玉両県において 3 事業主体に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(224)	林	野	庁	岩	手	県	25	2,384	2,264	1,250	1,250
				紫波郡矢巾町(事業主体)	森林整備加速化・林業再生						

部	局	等	補助事業者 等	間接補助事 業者等	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対す る国庫補 助金等交 付額 千円	不当と認 める事業 費 千円	不当と認 める国庫 補助金等 相当額 千円			
					(注)								
					矢巾町は、平成 25 年度に、松くい虫が運ぶ線虫による松の枯死を防止するために松 118 本に係る樹幹注入を事業費 2,384,928 円(基金事業対象事業費 2,264,731 円)で実施し、岩手県に対して事業実績書等を提出して、基金補助金 2,264,731 円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。								
					しかし、同町は、27 年度に、上記 118 本の松のうち 72 本について、県知事の承認を得て基金補助金を同知事に納付する手続きを経ることなく、無断で処分していた。								
					したがって、上記 72 本の松に係る樹幹注入の基金事業対象事業費 1,250,614 円に対する同額の基金補助金(国庫補助金相当額同額)が不当と認められる。								
					(注) 松くい虫 松の枯死の原因となるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリをいう。								
(225)	林	野	庁	埼	玉	県	協同組合彩 の森とき川 (事業主体)	森林整備加 速化・林業 再生	22~26	36,826	33,061	10,498	9,982
					協同組合彩の森とき川(埼玉県比企郡ときがわ町所在)は、平成 22 年度から 26 年度までの間に、施業面積計 52.6ha の間伐及び森林作業道 11,611m の開設の事業を事業費計 36,826,046 円(基金事業対象事業費計 34,759,300 円)で実施したとして、埼玉県に対して実績報告書を提出して、基金補助金計 34,759,300 円(国庫補助金相当額計 33,061,000 円)の交付を受けていた。								
					しかし、同組合は、実際には支払っていない作業員の労務費等の経費を計上するなどして、経費を過大に計上していたことから、事業の実施に要した費用は上記の事業費よりも低額となっていた。								
					したがって、適正な基金事業対象事業費を算定すると計 24,260,501 円となり、本件基金事業対象事業費計 34,759,300 円との差額 10,498,799 円が過大に精算されていて、これに係る同額の基金補助金(国庫補助金相当額計 9,982,146 円)が不当と認められる。								
(226)	林	野	庁	大	阪	府	信達郷共有 林野組合 (事業主体)	森林整備加 速化・林業 再生	25	2,400	2,400	2,400	2,400
					信達郷共有林野組合(大阪府泉南市所在)は、平成 25 年度に、既に被害を受けた松の中にある松くい虫の幼虫等を駆除して被害の拡大を防止するための伐倒駆除を事業費 2,400,000 円(基金事業対象事業費同額)で実施したとして、大阪府に対して実績報告書等を提出して、同額の基金補助金(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。								
					しかし、同組合から伐倒駆除の作業を請け負った施工業者は、40 倍から 60 倍に希釈して使用する殺虫剤を 50 倍に希釈した上で使用したとしていたが、実際には、本来希釈せずに使用する殺虫剤を、誤って、50 倍に希釈した上で使用していて、仕様書の内容に適合した履行が確保されていなかった。このため、松くい虫の幼虫等が的確に駆除できていなかった。								
					したがって、本件基金事業対象事業費 2,400,000 円に対する同額の基金補助金(国庫補助金相当額同額)が不当と認められる。								
(224)-(226)					の計		41,610	37,725	14,149	13,632			

農山漁村 6 次産業化対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、助成金が過大に交付されていたもの

(2 件 不当と認める国庫補助金 11,142,532 円)

農山漁村 6 次産業化対策事業費補助金は、農林漁業者等による 6 次産業化の取組を促進し、農山漁村における雇用の創出等を図ることを目的として、食品流通構造改善緊急対策事業等実施要領(平成 4

年4食流第2349号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、農林水産省が公益財団法人食品流通構造改善促進機構(平成25年3月31日以前は財団法人食品流通構造改善促進機構。以下「機構」という。)に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した機構は、農林水産物の生産、加工等のための施設の整備等の事業(以下「基金事業」という。)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

本院が、機構及び基金事業を実施した39事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体において、基金事業を実績報告書の事業費よりも低額で実施していたり、基金事業に必要な機械に係る経費を事業費に含めていたりして、取り崩された基金計11,142,532円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において基金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、機構において実績報告書の審査、基金事業の実施及び事業費の支払の確認並びに2事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金相当額
							千円	千円	千円	千円
(227)	農林水産	本省	公益財団法人食品流通構造改善促進機構	株式会社いわき遠野らばん(事業主体)	農山漁村6次産業化対策	24、25	45,300	22,325	20,478	10,092

株式会社いわき遠野らばん(福島県いわき市所在。以下「会社」という。)は、平成24、25両年度に、自社で栽培した野菜を活用した味付け乾燥野菜を新商品として製造及び販売するための加工場の建設、乾燥機械の設置等の工事を契約金額45,300,000円で施工業者に請け負わせて、本件基金事業を事業費45,300,000円で実施したとして、25年5月に、機構に対して実績報告書を提出し、助成金22,325,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、会社は、助成金の交付を受けた後、これと同額の22,325,000円を支払ったのみで、残額の22,975,000円は支払っていなかった。そして、会社は、施工業者から残額等の支払を求める訴訟を提起され、契約で求めた機械等より性能が劣る機械が設置されていて支払う必要がないなどとして争った結果、27年10月に、施工業者に対して解決金を支払うこととして和解が成立していた。

したがって、上記解決金のうち本件工事に係る額2,496,370円を事業費に含めたとしても適正な事業費は上記の22,325,000円と2,496,370円の計24,821,370円となり、これに基づき適正な助成金額を算定すると12,232,468円となることから、助成金22,325,000円との差額10,092,532円(国庫補助金相当額同額)が過大に交付されていた。

(228)	農林水産	本省	公益財団法人食品流通構造改善促進機構	資源エコロジーリサイクル事業協同組合(事業主体)	農山漁村6次産業化対策	26	32,421	15,125	2,268	1,050
-------	------	----	--------------------	--------------------------	-------------	----	--------	--------	-------	-------

資源エコロジーリサイクル事業協同組合(石川県加賀市所在。以下「組合」という。)は、平成26年度に、金時草を加工して販売するために、食品加工場改修工事や、洗浄、乾燥及び真空梱包に係る装置等の設置を行い、本件基金事業を事業費32,421,000円で実施したとして、27年3月に、機構に対して実績報告書を提出し、助成金15,125,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、組合は、26年10月頃に金時草の加工品の出荷方法について販売予定先と協議を行った際に、真空梱包は必要ないとされたことから、真空梱包機(事業費2,268,000円)は本件基金事業の実施に

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
<p>必要なかったにもかかわらず、これに係る経費を含めて事業費を実績報告書に計上して、助成金の交付を受けていた。そして、当該真空梱包機は、会計実地検査を行った28年7月までの間、全く使用されていなかった。</p> <p>したがって、適正な事業費は30,153,000円となり、これに基づき適正な助成金額を算定すると14,075,000円となることから、助成金15,125,000円との差額1,050,000円(国庫補助金相当額同額)が過大に交付されていた。</p>								
(227) (228) の計					77,721	37,450	22,746	11,142

土地改良施設維持管理適正化資金を用いて実施した工事において、揚水機場に設置した主ポンプ盤等の設備の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 14,553,825円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(229) 農林水産本省	全国土地改良事業団体連合会	岐阜県土地改良事業団体連合会	土地改良施設維持管理適正化 可児土地改良区 (事業主体)	26	62,542	17,400	51,175	14,553

この補助事業は、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資することなどを目的として、農林水産省が全国土地改良事業団体連合会(以下「全土連」という。)に対して土地改良施設維持管理適正化資金(以下「資金」という。)を造成させるために、国庫補助金を交付するものである。

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年52構改B第600号農林事務次官依命通知)等によれば、全土連は、土地改良区等が実施する土地改良施設の定期的な整備補修の実施に要する経費の全部又は一部について、農林水産省から交付された国庫補助金等により造成した資金を取り崩して都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方土連」という。)に交付金として交付し、交付を受けた地方土連が当該事業を実施する土地改良区等に当該交付金を交付することとされている。そして、地方土連が土地改良区等に交付金を交付するに当たっては、工事の実施状況の検査を実施することとされている。

可児土地改良区は、岐阜県可児郡御嵩町伏見地区において、上記事業の一環として、揚水機を制御する主ポンプ盤、高圧受電盤、変圧器盤及び補器盤(以下、これらを「主ポンプ盤等」という。)の更新等をするために、新たに主ポンプ盤等の製作及び据付けを実施して、岐阜県土地改良事業団体連合会(以下「岐阜土連」という。)の検査を経て交付金52,200,000円(国庫補助金相当額17,400,000円)の交付を受けていた。

本件工事の設計については、「電気設備計画設計技術指針(高低圧編)」(農林水産省農村振興局整備部設計課監修)、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(一般財団法人日本建築センター編)等(以下、これらを「指針等」という。)に基づき行っている。指針等によれば、機器を据え付けるためのアンカーボルトは、必ずく体コンクリートに埋め込むこととされ、構造用としての強度が期待できないラフコンクリート等には埋め込まないこととされている。

請負人は、指針等に基づき、アンカーボルトについて耐震設計計算を行い、主ポンプ盤等を据え付けるための架台(以下「据付架台」という。)とく体コンクリートである床面とを主ポンプ盤等の機器ごと

にそれぞれアンカーボルト(埋込長さ 90mm) 4 本を使用して固定し、据付架台の上に主ポンプ盤等を緊結して固定することとしていた。そして、耐震設計計算の結果や図面等を記載した耐震計算書(以下「提出図書」という。)を作成して同土地改良区に提出し、同土地改良区は提出図書を審査するなどした上で承諾し、請負人はこれにより施工していた。

しかし、アンカーボルトを埋め込むこととしていた床面は、く体コンクリートでなく建屋建設時に打設した厚さ 300mmのラフコンクリートであった(参考図参照)。このため、本件工事で使用したアンカーボルトは、地震時に生ずる引抜きに抵抗するための耐力が確保されていない状態となっていた。

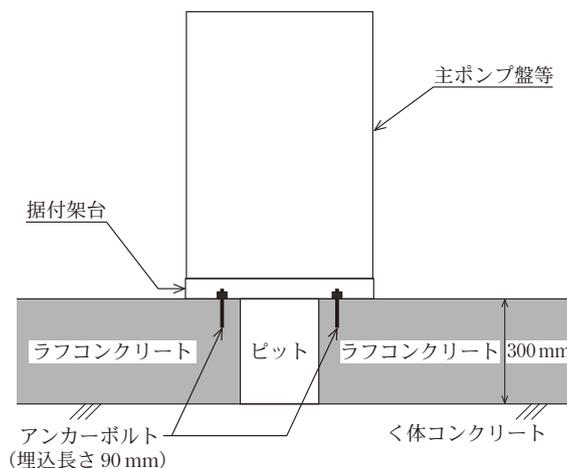
したがって、主ポンプ盤等(工事費相当額 51,175,771 円)は、設計が適切でなかったため、地震時に転倒するなどして破損するおそれがあり、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっており、これに係る交付金相当額 42,712,753 円(国庫補助金相当額 14,553,825 円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同土地改良区において提出図書に誤りがあったのにこれに対する審査が十分でなかったこと、岐阜土連において工事の検査等が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) ラフコンクリート ビット築造のために機械室床の上に増打ちされるなどのコンクリートで、構造用としての強度を期待しないもの

(参 考 図)

アンカーボルトがラフコンクリートに埋め込まれた据付概念図



農業経営対策事業費補助金により造成した基金を用いて実施した青年就農給付金事業において、給付の要件を満たしていない者に給付していて基金補助金の交付の対象とならないもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,375,000 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(230)	農林水産	本省	全国農業会議所	鹿児島県出水郡長島町(事業主体)	青年就農給付金	25、26	43,500	43,500	2,375	2,375

この補助事業は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図ることなどを目的として、農林水産省が全国農業会議所(平成 28 年 4 月 1 日以降は一般社団法人全国農業会議所)に対して基金を造成させるために農業経営対策事業費補助金を交付するものである。そして、

基金を造成した同会議所は、経営の不安定な就農初期段階の者(以下「新規就農者」という。)に原則として年間1,500,000円の青年就農給付金(以下「給付金」という。)を給付する事業を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩して都道府県を通じて補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。

新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(平成24年23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)によれば、給付金の給付対象者は、新規就農者のうち農地の所有権又は利用権を有しており、原則として本人の所有と親族以外からの貸借が主であること(以下「農地要件」という。)などの要件を満たす者とされている。

長島町は、新規就農者計18名に対して給付金を給付する事業を事業費計43,500,000円で実施したとして鹿児島県に実績報告書を提出し、これにより同額の基金補助金(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、同町は、新規就農者1名について、同人の農地が親族からの貸借が主となっているなどして農地要件を満たしていない期間があったのに、この期間に係る給付金を給付していた。

したがって、同町が上記の新規就農者に給付した給付金計2,375,000円は基金補助金の交付対象とはならず、取り崩された基金計2,375,000円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において給付金の給付に当たって農地要件を満たすことが必要であることについての認識が欠けていて審査が十分でなかったこと、同県において同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助の対象とならないなどのもの 6件 不当と認める国庫補助金 169,085,716円
 農林水産物等輸出促進支援事業等の対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの (2件 不当と認める国庫補助金 142,905,266円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(222)	農林水産	本省	特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構(事業主体)	—	農林水産物等輸出促進支援等13事業	21~26	848,305	830,664	119,537	119,537
			公益財団法人食品流通構造改善促進機構	特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構(事業主体)	輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策等2事業	24, 25	163,657	163,636	20,387	20,387
小計							1,011,962	994,301	139,925	139,925
(223)	同		一般社団法人日本フードサービス協会(事業主体)	—	未来を切り拓く6次産業創出推進	22	13,995	13,995	2,980	2,980
(222)	(223)	の計					1,025,957	1,008,296	142,905	142,905

(315 ページの「委託事業、補助事業及び基金補助事業において、従事者が実際に事業に従事した時間数等に基づかずに入件費を算定したり、対象事業費に含めることができない経費を含めたりしていたため、委託費の支払額及び補助金の交付額が過大となっていたもの」に掲記)

森林環境保全整備事業等の整備事業等対象事業費に、補助の対象とならない経費を含める
 などしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 14,793,975円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(231)	林	野	庁	兵	庫	県	75,813	22,896	48,803	14,793
			山東町森林組合 (事業主体)		森林環境保全整備等5事業	22~25				

これらの補助事業等は、山東町森林組合(兵庫県朝来市所在。以下「組合」という。)が、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために間伐等の森林の整備を実施したものである。

間伐等の事業に対しては、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年13林整整第885号林野庁長官通知。以下「整備事業要領」という。)等により、林野庁から都道府県を通じて森林環境保全整備事業等4事業(以下、これらの事業を「整備事業等」という。)の補助金等が交付されるなどしている。また、森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱(平成21年21林整計第83号農林水産事務次官依命通知)等により、都道府県が林野庁から補助金の交付を受けて造成した基金を取り崩して、補助金(以下、この補助金を「基金補助金」といい、基金補助金を受けて実施される事業を「基金事業」という。)が交付されている。そして、整備事業要領等によれば、整備事業等の対象とする間伐等の事業は、森林所有者等が市町村の長の認定を受けて策定する森林経営計画等に定められた伐採率^(注)を満たすこと、間伐においては伐採木の搬出を一定量以上行うことなどの要件を満たすものとされており、これに係る補助金等の交付額は、事業ごとに定められた標準単価に事業量を乗ずるなどして算出した整備事業等対象事業費に、補助率を乗じて算定することとされている。

(注) 伐採率 森林の立木数に対する伐採する立木数の割合

組合は、平成22年度から25年度までの間に、整備事業等により、施業面積計221.5haの間伐等の事業を整備事業等対象事業費計75,049,176円で実施したとして、兵庫県に交付申請書を提出し、国庫補助金等計22,514,696円の交付を受けていた。また、組合は、24年度に、基金事業により、施業面積3.0haの間伐の事業を事業費764,220円(基金事業対象事業費同額)で実施したとして、同県に実績報告書を提出し、基金補助金519,669円(国庫補助金相当額382,110円)の交付を受けていた。

しかし、上記の整備事業等を実施したとする221.5haのうち91.6haは、実際は間伐等を実施していなかったり、森林経営計画等に定められた伐採率の要件を満たしていなかったり、伐採木の搬出を行っていなかったりなどして、補助の対象とならないものであった。また、上記の91.6haを除いた残りの129.9haのうち99.7haは、施業面積を実際の間伐等を実施した面積よりも過大に算出するなどして、補助金等の交付額の算定が適切でなかった。さらに、基金事業を実施したとする上記の3.0haは、実際は間伐を実施していなかった。

したがって、整備事業等について、実際の施業面積に基づくなどして適正な整備事業等対象事業費を算定すると計27,009,591円となり、前記の整備事業等対象事業費計75,049,176円との差額48,039,585円が過大に算出されており、また、基金事業について、実際には事業は実施されておらず、取り崩された基金519,669円の使用が適切でなく、これらに係る国庫補助金相当額計14,793,975円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において整備事業等及び基金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において組合に対する指導監督及び検査並びに交付申請書、実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

農林水産業の革新的技術緊急展開事業の実施に当たり、事業が年度内に完了しておらず、補助の対象とならないもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,000,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(232)	農林水産技術会議事務局		加賀地域資源再生研究会(事業主体)	—	農林水産業の革新的技術緊急展開	26	5,000	5,000	5,000	5,000

この補助事業は、加賀地域資源再生研究会(代表機関：資源エコロジーリサイクル事業協同組合。以下「研究会」という。)が、地域で未利用となっている農・水産物や農・水産廃棄物を熱分解することにより肥料を製造する高圧・高温分解装置(以下「分解装置」という。)の性能を向上させるために要した改造経費について、農林水産省が農林水産試験研究費補助金を交付したものである。

農林水産試験研究費補助金交付要綱(平成27年26農会第1000号農林水産事務次官依命通知)等によれば、平成26年度の事業実施期間は交付決定日から27年3月31日までとされており、また、補助対象経費は証拠書類等によって金額等が確認できるものとされている。そして、農林水産技術会議事務局(以下「事務局」という。)は、補助金の額の確定を行う際には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行うこととされている。

研究会は、26年度に分解装置の改造を事業費5,000,000円で実施したとして、事務局に実績報告書等を提出し、事務局は、同報告書等の審査等を行った上で、事業は適正に実施されたとして、補助金の額の確定を行い、国庫補助金5,000,000円の交付を行っていた。

しかし、研究会は、本件補助事業が同年度内に完了していなかったにもかかわらず、27年3月27日に改造が完了したとして、虚偽の実績報告書を提出していた。

したがって、本件補助事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金5,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究会において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、事務局において実績報告書等の審査及び確認並びに研究会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

東日本大震災農業生産対策交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,691,475円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(233)	東北農政局	岩手県	岩手ふるさと農業協同組合(事業主体)		東日本大震災農業生産対策交付金	23, 24	530,595	200,849	9,749	3,691

この交付金事業は、岩手ふるさと農業協同組合(岩手県奥州市所在。以下「組合」という。)が、東日本大震災からの農業生産の復旧等に資するために、産地競争力の強化に関する取組として、直売施設、レストラン等の農産物処理加工施設を整備したものである。

東日本大震災農業生産対策交付金実施要領(平成23年23環第44号、23生産第721号、23経営第234号大臣官房環境バイオマス政策課長、生産局長及び経営局長通知)等によれば、農産物処理加工施設等の共同利用施設の整備を行う事業においては、汎用性のある事務用機器等は目的外使用のおそれが多いなどのため交付の対象とならないこととされている。

組合は、本件交付金事業について、農産物処理加工施設の整備を事業費 530,595,450 円(交付対象事業費同額)で実施したとして、岩手県に実績報告書を提出して、交付金 200,849,000 円の交付を受けていた。

しかし、組合は、交付の対象とならない作業台、机等の汎用性のある事務用機器等に係る購入費計 9,749,579 円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記汎用性のある事務用機器等に係る購入費計 9,749,579 円は、交付の対象とは認められず、これらに係る交付金相当額計 3,691,475 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において本件交付金事業における交付の対象となる経費についての確認が十分でなかったこと、同県において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

地域バイオマス産業化整備事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,695,000 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(234) 北海道農政事務所	株式会社 DISPO. (事業主体)	—	地域バイオマス産業化整備	26	41,904	19,400	5,821	2,695

この補助事業は、株式会社 DISPO. (北海道帯広市所在。以下「会社」という。)が、地域のバイオマスを活用した地域循環型エネルギーの強化を図るために、食品残さなどを原料として発生させたメタンガスを利用して発電を行うバイオマス利活用施設の整備に必要な設計を行ったものである。

地域バイオマス産業化推進事業実施要領(平成 25 年 24 食産第 5349 号農林水産省食料産業局長通知)等によれば、再生可能エネルギーの固定価格買取制度^(注)を活用して売電するための発電設備に係る経費は補助の対象としないこととされているほか、設計費については、工事に必要な設計費のみを補助の対象とすることとされている。

(注) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づき、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で買い取るなどする制度

会社は、本件補助事業について、バイオマス利活用施設である嫌気性発酵処理施設の設計を事業費 41,904,000 円(補助対象事業費 38,800,000 円)で行ったとして、北海道農政事務所に実績報告書を提出して、これにより補助金 19,400,000 円の交付を受けていた。

しかし、会社は、同施設の設計に係る事業費 41,904,000 円に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電設備である発酵槽、発電機等及び工事を伴わない液肥散布車に係る経費計 5,821,200 円を含めていた。

したがって、上記の発電設備等に係る経費計 5,821,200 円(補助対象事業費 5,390,000 円)は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 2,695,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において補助対象事業費についての理解が十分でなかったこと、同事務所において実績報告書の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

4件 不当と認める国庫補助金 31,115,890円

農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったもの

(3件 不当と認める国庫補助金 15,109,902円)

第3章
第1節
第10
農林水産省

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(235)	東北	農政局	秋田県にかほ市 (事業主体)	—	農業基盤整備促進	25、26	22,095	22,095	3,482	3,482
(236)	北陸	農政局	常西用土地改良区 (事業主体)	—	農業基盤整備促進等2事業	24～26	28,587	28,425	5,712	5,712
(237)	九州	農政局	三根土地改良区 (事業主体)	—	農業基盤整備促進	26	49,050	49,050	5,914	5,914
(235)～(237)の計							99,732	99,570	15,109	15,109

(注) 平成27年2月9日以前は土井外坂口土地改良区

これらの補助事業は、3事業主体が、ほ場内の地下水や地表残留水等を排除するために、吸水管や疎水材等^(注)で構成される暗渠排水施設^{きよ}(以下、この施設を「暗渠排水」という。)の新設を実施したものである。暗渠排水は、ほ場内に吸水管を埋設するなどして、ほ場内の地下水や地表残留水等を吸水管に導き入れて排水路まで自然に流下させるものである。

農業基盤整備促進事業実施要領(平成25年24農振第2090号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。)等によれば、助成の対象となる経費は、暗渠排水の新設に必要な経費とされており、その助成額は、施工対象の耕地面積(以下「受益面積」という。)に助成単価を乗じた額とされ、吸水管の間隔が10m以下の場合の助成単価は、10a当たり15万円とされている。また、吸水管の間隔が10m以上となる場合は、10mを吸水管の間隔で除した割合を乗ずることにより、受益面積を割り引いて助成額を算定することとされている。

しかし、3事業主体において、本件補助事業で新設した吸水管の間隔が10m以上となっていたほ場に係る助成額について、受益面積を割り引いて算定していなかったり、受益地とならないほ場の面積を受益面積に含めて助成額を算定していたりしているなどの事態が見受けられた。

したがって、本件補助事業について、受益面積を割り引いたり、補助の対象とならない面積を除いたりするなどして適正な国庫補助金額を算定すると、計84,460,098円となり、国庫補助金交付額計99,570,000円との差額15,109,902円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において要領等の理解が十分でなかったこと、3農政局において本件補助事業に係る審査及び確認並びに3事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

常西用土地改良区(富山県富山市所在)は、平成24年度から26年度までの間に、受益面積計1,905aについて暗渠排水を新設したとして、国庫補助金計28,425,000円の交付を受けていた。

しかし、同土地改良区は、受益面積としていた計1,905aのうち計578aについて、新設した吸水管の間隔をほ場の現状等に合わせるために10m以上(10.7m～85.0m)として施工していたことから、10mを吸水管の間隔で除した割合(0.12～0.93)を乗ずることにより受益面積を割り引くべきであったのに、割り引くことなく、そ

のままこれに助成単価を乗じて助成額を算定していた。また、同土地改良区は、受益面積としていた計 1,905a のうち計 59.1a は受益地とならないのに、これを受益面積に含めていた。

したがって、本件補助事業について、受益面積を割り引いたり、補助の対象とならない面積を除いたりするなどして適正な国庫補助金額を算定すると、計 22,712,593 円となり、国庫補助金交付額計 28,425,000 円との差額 5,712,407 円が過大に交付されていた。

(注) 疎水材 吸水効率を高める目的で、吸水管の周囲を覆うのに用いる透水性の材料(碎石、粗殻等)

水道管等の移設補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 16,005,988 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(238)	農林水産本省、東海農政局		愛知県(事業主体)	—	地域自主戦略交付金等3事業	25、26	60,170	30,085	32,011	16,005

この補助事業等は、愛知県が、パイプライン設置工事等に伴い支障となる3水道事業者所有の既存の水道管(プラスチック管、鋼管及び鋳鉄管)等の移設に要する費用として、各水道事業者に対し、計 60,170,455 円(国庫補助金等交付額計 30,085,227 円)を補償したものである。

「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和 42 年閣議決定)、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和 42 年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の機能の廃止又は休止が必要となり、その機能の回復を代替施設の建設により行う場合には、当該代替施設の建設に必要な費用から既存公共施設等の機能廃止時までの財産価値の減耗分(以下「減耗分」という。)を控除するなどして移設補償費を算定することとされている。ただし、地方公共団体等が管理する既存公共施設等であって、当該施設等の管理・運営に係る決算が継続的に赤字状況にあるなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められるときは、減耗分の全部又は一部を控除しないことができることとされている。

同県は、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合に該当するとして減耗分を控除しないで移設補償費を算定していた。

しかし、3水道事業者の水道事業に係る決算について、平成 21 年度から 25 年度までの実績をみるところ、収益的収支決算はいずれの年度も黒字であったり、黒字の年度があつたりしていて継続的な赤字状況にないなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められるときには該当しないことから、減耗分を控除する必要があつた。

したがって、本件補償費は、水道管等の標準耐用年数 35 年から 55 年(プラスチック管、鋼管及び鋳鉄管)に対する移設対象の水道管等の経過年数 2 年から 43 年に応じた減耗分計 32,011,982 円が過大になっており、これに係る国庫補助金等相当額計 16,005,988 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、補償費の算定に当たり、公共補償基準における減耗分の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 3水道事業者 小牧市水道事業管理者、愛知中部水道企業団、丹羽広域事務組合

(4) 補助の目的を達していなかったもの 2件 不当と認める国庫補助金 25,103,000円
地域自主戦略交付金事業等の実施に当たり、設置したファームポンドに必要な水源が確保
されておらず、補助の目的を達していなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 20,710,500円)

部	局	等	補助事業者 等	間接補助事 業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
							千円	千円	千円	千円
(239)	農林水産	本省	静岡県 (事業主体)	—	地域自主戦 略交付金	24、25	40,467	20,233	40,467	20,233
	関東農政	局	同	—	農山漁村活 性化プロ ジェクト支 援交付金	25	954	477	954	477
計							41,421	20,710	41,421	20,710

この交付金事業は、静岡県が、静岡市清水区尾羽地区内において、かんがい用水を人為的に制御し、畑に適切な水分補給を行う用水管理を目的として、ファームポンド^(注)(高さ5.7m、全幅11.3m、全長16.0m、容量688m³。以下「新設ファームポンド」という。)を地区内の既設のファームポンド2基に加えて新たに設置する工事を地域自主戦略交付金及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金により実施したものである。

同県は、新設ファームポンドの設置に係る事業計画等を「土地改良事業計画設計基準 計画「農業用水(畑)」(農林水産省構造改善局監修)等に基づき作成している。この設計基準等によれば、ファームポンドの容量及び水源からの揚水量については、10年に1回程度の干ばつ時に対応できるように算出することとされている。

そして、同県は、事業計画の作成に当たり、新設ファームポンドを含むファームポンド3基にかんがい用水を供給して貯留するために必要となる水源からのポンプの揚水量について、1.01m³(1分当たりの揚水量。以下同じ。)と算定し、既設のポンプ1基(0.10m³)に加え、新たにポンプ4基(計0.91m³)を設置することとしていた(参考図参照)。

また、同県は、平成22年度に、事業の実施に当たり、事業計画として全体の実施スケジュールを示した工程表等を作成していた。この工程表等によれば、同県は、事業を23年度から25年度までの整備(以下「1期事業」という。)と26年度から28年度までの整備(以下「2期事業」という。)の2期に分割して実施することとし、1期事業として新設ファームポンド1基、新設ポンプ1基(0.20m³)等を、2期事業として残りの新設ポンプ3基(計0.71m³)等をそれぞれ整備することとしていた。このうち、2期事業で整備する新設ポンプ3基については、本件事業の受益地外の水源3か所に設置することとして、これらの水源の所有者3名との交渉を地元の土地改良区に任せ、26年度からの2期事業の開始に先立って、水源を譲り受けることとしていた。

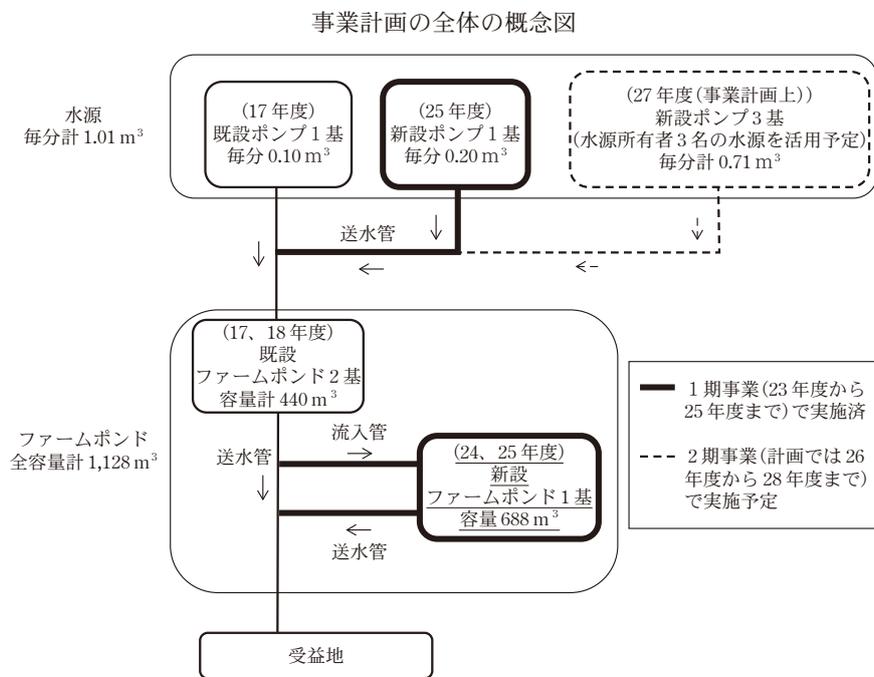
しかし、27年11月の会計実地検査時点においても、同県は、水源の所有者から水源を譲り受けることができていなかったにもかかわらず、水源の所有者との交渉を地元の土地改良区に任せきりにしていたばかりでなく、代替となる水源を自ら確保するなどの他の方策を全く講じていなかったことから、2期事業に着手できる状況となっていなかった。

したがって、2期事業に着手する前提となる水源が確保されていなかったため、新設ファームポンド(交付対象事業費41,421,000円)は、干ばつ時に所要の用水量を貯留できる見込みが立っていない状況となっていて、補助の目的を達成しておらず、これに係る交付金相当額計20,710,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、事業の実施に当たり、水源を確保することの重要性についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

(注) ファームポンド かんがい用の水路の通水量と実際の使用水量を調節し、自然流下又はポンプ等による加圧により配水するための農業用貯水施設

(参 考 図)



強い水産業づくり交付金により整備した電子入札システムが利用されておらず、補助の目的を達していなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 4,392,500円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(240)	水産庁	青森県	八戸市	強い水産業づくり交付金(事業主体)	強い水産業づくり交付金	21~23	1,123,256	559,431	13,177	4,392

この交付金事業は、八戸市が、八戸漁港区域内において、対欧州連合(EU)輸出基準を満たし、従来の産地市場にない安全・安心な水産物を消費者に供給することなどを目的として、館鼻地区第3魚市場荷さばき施設A棟(以下「A棟」という。)にフィッシュポンプ^(注)等の設備の整備に併せて、電子入札システムの整備を実施したものである。この電子入札システムは、インフォメーション用ディスプレイに表示された漁獲情報等を基に、買受人が端末に入札金額を入力することなどにより、入札業務の効率化を図ることを目的として導入されたものである。

同市は、本件交付金事業の事業計画において、A棟で取り扱うサバの年間取扱数量を、フィッシュポンプを利用した水揚げに対応した漁船の水揚実績等に基づき31,200tと設定していた。

しかし、整備したフィッシュポンプ等の操作や調整に手間取り、水揚げから出荷までの一連の作業に想定以上の時間を要したことなどにより、多くの漁業者がA棟での水揚げを敬遠し、網による従来型の水揚げにより水揚げを行っている同漁港区域内の鮫地区第1魚市場(以下「第1魚市場」という。)での水揚げを選択していた。このため、A棟のサバの年間水揚量は、年々増加しているものの、平成

27年度における同漁港全体のサバの年間水揚量 54,424.0t のうち 1,644.2t (54,424.0t に対する割合 3.0%。上記の事業計画における年間取扱数量 31,200t に対する割合 5.3%)にとどまっており、残る 52,779.8t の水揚げは第1魚市場で行われていた。そして、このように第1魚市場とA棟の年間水揚量に大きな差がある状況の下で、A棟において入札を行うのは入札関係者である卸売業者や買受人にとって負担となることから、A棟で水揚げされたものも含む全てのサバの入札が第1魚市場において行われていた。その結果、A棟に整備した電子入札システムは、24年10月に供用が開始された後全く利用されていなかった。そして、フィッシュポンプ等については、輸出を視野に入れたサバの高度な衛生管理に資するものであることから、同市がその利用を向上させるべく改善策を検討しているものの、電子入札システム(法定耐用年数5年)については、利用されるめどが立っておらず、今後も利用が見込めない状況となっていた。

したがって、本件交付金事業により整備した電子入札システム(事業費 13,177,500 円)は、補助の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額 4,392,500 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において補助事業の適正な実施についての認識が欠けていたこと、青森県において同市に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) フィッシュポンプ 吸引ホースを用いて漁船の魚槽内の漁獲物と冷海水を一緒に吸い上げることにより、外気及び人手に触れることなく漁獲物を荷さばき施設内に搬送する設備

(5) 工事の設計及び施工が適切でなかったなどのもの

2件 不当と認める国庫補助金 22,063,934 円

木造建築物の設計及び施工が適切でなかったなどのもの

(2件 不当と認める国庫補助金 22,063,934 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(241)	関東農政局	長野県	大北地区獺友会(事業主体)	鳥獣被害防止総合対策交付金	26	48,049	24,024	20,241	10,120	
(242)	水産庁	五島市	五島漁業協同組合(事業主体)	産地水産業強化支援	24	36,468	17,365	25,081	11,943	
(241)	(242)の計						84,517	41,389	45,323	22,063

これらの交付金事業は、2事業主体が、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により木造施設(以下「木造建築物」という。)の建築等を実施したものである。

木造建築物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁を張り間方向及び桁行方向に配置し、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなど設計計算上安全な構造のものでなければならないこととなっている。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号)等に基づき、必要な引抜耐力を有する金物等を選定して、梁、土台、基礎コンクリート等と接合することとなっている(参考図参照)。

しかし、2事業主体において、誤って引抜耐力が不足している金物により柱と梁、土台等とを接合することとして設計し、これにより施工するなどしたり、請負人が設計と相違して、梁、土台等との接合箇所の一部に金物を使用せずに施工するなどしたりしていた事態が見受けられた。

このように、梁、土台等との接合が適切でない柱で構成された壁は耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向及び桁行方向のそれぞれにおいて、水平力に対して必要な耐力壁の長さを大幅に下回っており、木造建築物の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計 22,063,934 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 事業主体において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったり、請負人が設計図書、法令等についての理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったりなどしていたこと、長野県及び五島市において、2 事業主体に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大北地区猟友会(長野県大町市所在。以下「猟友会」という。)は、大町市大町字中山地内において、鳥獣被害防止に資する狩猟者の射撃技能向上を図ることなどを目的として、射撃場の射屋(木造平屋建て)の建築等を行った。

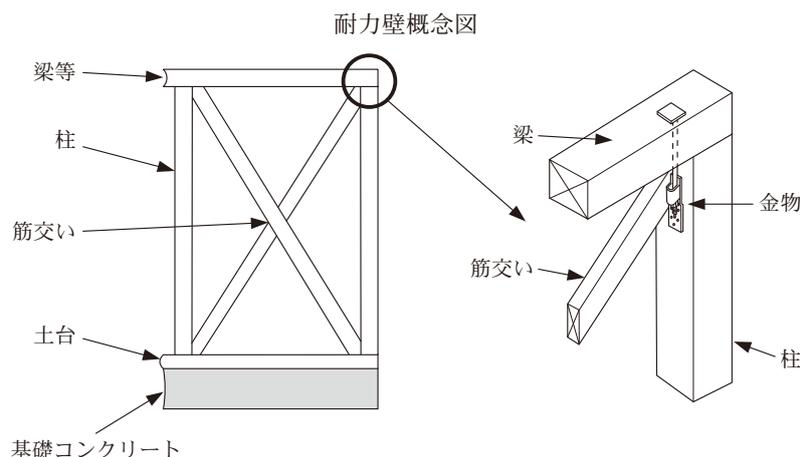
しかし、たすき掛け筋交い等を取り付けた耐力壁を構成する 34 か所の柱のうち 25 か所の柱について、猟友会は、誤って引抜耐力が不足している金物により柱と梁、土台等とを接合することとして設計していた。また、施工の際に、上記 25 か所の柱のうち 6 か所の柱について、請負人は、誤って引抜耐力が更に下回る金物を用いて柱と梁、土台等とを接合していた。

このように、梁、土台等との接合が適切でない柱で構成された壁は耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向で 9.10m、桁行方向で 12.75m となり、両方向とも水平力に対して必要な耐力壁の長さ 37.20m を大幅に下回っていた。

したがって、本件射屋(工事費相当額計 20,241,720 円、交付金相当額計 10,120,860 円)は、設計及び施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(参 考 図)



(6) 工事の設計が適切でなかったなどのもの

2 件 不当と認める国庫補助金 12,008,830 円

農林水産物の加工及び直売施設の設計が適切でなかったなどのもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 8,142,000 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認められる事業費	不当と認められる国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(243)	東北農政局	福島県	農事組合法人平石野菜生産組合(事業主体)	農山漁村6次産業化対策整備交付金	25	17,098	8,142	17,098	8,142	

この交付金事業は、農事組合法人平石野菜生産組合(以下「組合」という。))が、いわき市において、いちごを使った加工品の製造及び販売を目的として、農林水産物の加工及び直売施設(以下「加工直売施設」という。))並びに加工品の製造に必要なガステーブル等の機器(以下「機器」という。))の整備を事業費17,098,200円(交付対象事業費16,284,000円)で実施したものである。

加工直売施設は、加工品の製造及び販売を行う木造部分、その周囲に椅子や机を配置した不特定多数の者が利用する飲食スペース等並びにこれら全体を覆う鉄骨ハウスで構成されている(参考図参照)。

「園芸用施設に関する建築確認上の取扱いについて(通知)」(平成14年14住第669号福島県土木部長通知。以下「園芸通知」という。))等によれば、野菜、花きなどの園芸作物の栽培を目的として設置される鉄骨ハウス等の園芸用施設等については、建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築物に該当しないものとして取り扱うこととされており、組合は、加工直売施設について、園芸通知等に定められている鉄骨ハウスに該当し、同法に規定する建築物には該当しないとして設計し、これにより施工していた。

しかし、加工直売施設は、園芸作物の栽培を目的としたものではないことから、園芸通知等に定められている鉄骨ハウスには該当せず、全体として同法に規定する建築物に該当すると認められた。

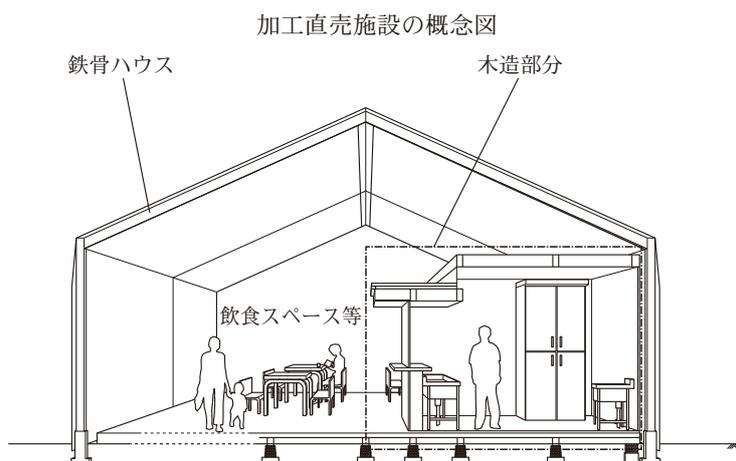
同法によれば、加工直売施設は、安全な構造のものとして政令で定める技術的基準(以下「技術的基準」という。))に適合するものでなければならず、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)等によれば、木造部分にあっては、地震等により生ずる全ての方向の水平力に対して安全であるように、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁を鈎合い良く配置しなければならないなどとされている。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号)等に基づき、筋交いの向きや種類、柱の位置等に応じて、必要な引抜耐力を有する金物等を選定して、梁、土台等と接合することとなっている。

そして、組合は、前記のとおり、加工直売施設について、同法に規定する建築物に該当しないと誤認していたため、その設計に当たり、技術的基準に適合する建築物とするための検討を全く行っていなかった。そこで、加工直売施設が技術的基準に適合するものとなっているか確認したところ、木造部分の壁を構成する柱と梁、土台等が必要な引抜耐力を有する金物等で接合されていないなどしていた。このため、木造部分の壁は耐力壁として機能しない状態となっており、加工直売施設は、木造部分に耐力壁が全く設置されていない状態となっていた。

したがって、加工直売施設は、設計が適切でなかったため、技術的基準に適合しない違法な建築物となっており、加工品の製造及び販売を行うことができない状態になるなどして、加工直売施設及び機器は、交付金事業の目的を達していないなどしており、これらに係る交付金相当額8,142,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において関係法令についての理解が十分でなかったこと、福島県において本件交付金事業に係る審査及び確認並びに組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



揚水機場に設置した補機計装盤の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,866,830 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(24)	農林水産本省	福岡県 (事業主体)	—	地域自主戦 略交付金	24、25	87,517	43,758	7,733	3,866

この交付金事業は、福岡県が、朝倉市杷木久喜宮地区において、揚水機場の機能を保全することなどを目的として、既設の2か所の揚水機場を更新するために、新たに揚水機、吸水槽の水位の検知等を行う補機計装盤等の製作、据付けなどを実施したものである。

本件工事については、特別仕様書において同県が作成した設計図書等に基づき請負人が詳細な設計を行い、施工することとなっており、請負人において設計図書等に関して疑義がある場合には、同県と協議するなどしてその指示に従うこととなっている。請負人は、両揚水機場における補機計装盤の据付けについては、平坦な床に補機計装盤の底面と同一の寸法の鋼製の架台(以下「据付架台」という。)をアンカーボルト4本により前方2か所と後方2か所で固定し、据付架台の上に補機計装盤を緊結して固定することなどとして設計していた。そして、機器配置図、主要機器断面寸法図等(以下「提出図書」という。)を作成して同県に提出して、同県は提出図書を審査するなどした上で承諾し、請負人はこれにより施工することとしていた。

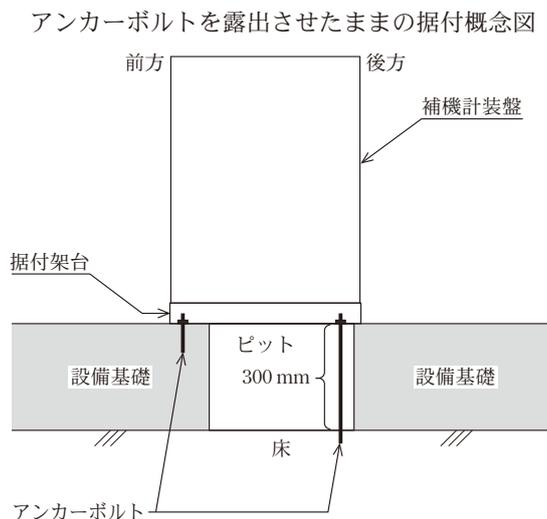
しかし、設計図書においては、補機計装盤は、別の工事契約で築造した鉄筋コンクリート造の基礎(建屋の床スラブと一体構造の堅固なもの。以下「設備基礎」という。)に据え付けられることとなっていて、設備基礎はピットを設けるために前方用及び後方用に分かれていたのに、提出図書においては、請負人は設計図書を考慮せずに補機計装盤を平坦な床に据え付ける設計としていた。

そして、請負人は、本件工事の施工時に、提出図書の設計どおりに施工すると、前方か後方のいずれか一方のアンカーボルトの固定位置が設備基礎ではなくピット部となることを認識したものの、同県と協議することなくそのまま据え付けることとしたため、後方2か所のアンカーボルトについて、提出図書で用いることとしていたものより長いアンカーボルトを用いてピットの床に先端のみを埋め込み、据付架台と床との間(300mm)はアンカーボルトを露出させたままの状態としていた(参考図参照)。そのため、アンカーボルトは、コンクリートに埋め込む必要があるのに、このように露出させたままの状態では、地震時に発生する水平力に対して容易に変位してしまうことなどから、後方2か所のアンカーボルトは、地震時に所定の機能を発揮できない状態となっていた。

したがって、両揚水機場の補機計装盤(工事費相当額計7,733,660円)は、設計が適切でなかったため、地震時に転倒するなどして破損するおそれがあり、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、これに係る交付金相当額3,866,830円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人において設計が誤っていることを認識したのに同県と協議することなく据え付けることとしたことにもよるが、同県において提出図書に誤りがあったのにこれに対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



(7) 工事の施工が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 8,584,899円
集塵庫の施工が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 8,584,899円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(245) 農林水産本省 北海道	夕張郡栗山町	農業・食品産業強化対策整備交付金	農業・食品産業強化対策整備交付金	25	647,311	287,830	17,169	8,584
	そらち南農業協同組合(事業主体)							

この交付金事業は、そらち南農業協同組合(以下「組合」という。)が、栗山町において、既存の米の乾燥調製貯蔵施設の能力の増強等を図る取組として集塵庫(建物高さ7.3m、延べ面積20.6㎡)、穀物貯蔵庫等を整備するなどしたものである。

組合は、本件事業の実施に当たり、ホクレン農業協同組合連合会(以下「連合会」という。)との間で、設計業務、建設工事等の施工管理業務を行わせる施工代行委任契約を締結しており、これに基づき連合会は、予定期日までに設計図書に基づく工事を完成して、組合に引き渡すこととしていた。そして、連合会は、施工代行業務の一環として、建設工事等を施工業者に請け負わせていた。

本件集塵庫は、米の乾燥・調製作業を行った際に発生する種々の異物を風力によって収集し排出するための施設であり、その基礎の設計及び施工については、設計図書等によれば、基礎杭として地中に外径300mm、杭長10.0mの既製コンクリート杭(以下「PHC杭」という。)6本を施工し、PHC杭とフーチングを6か所でそれぞれ接合する構造とされていた(参考図参照)。また、本件PHC杭の施工に当たっては、掘削機を用いて地盤を支持層まで掘削して、その掘削孔にPHC杭を埋設し支持層に定着させることとされていた。さらに、施工業者は、掘削の際に掘削機先端にかかる抵抗から掘削機の先

端が支持層へ到達したか推定するため、掘削機の先端を回転させるモーターに流れる電流値を記録した紙(以下「記録紙」という。)の写しを杭打工事施工報告書に添付して連合会に提出することとされていた。

しかし、施工業者は、地中に埋設されている高圧電線が支障となったため、6本のうちの2本のPHC杭を施工できないと判断し、連合会の承認を得ることなく、4本のみを施工し、残りの2本を施工しなかった(参考図参照)。そして、施工業者は、2本のPHC杭を施工しなかったことを隠ぺいするため、施工した4本のPHC杭の記録紙を複写するなどして、6本のPHC杭全てを施工したとする虚偽の内容の杭打工事施工報告書等を作成して連合会に提出していた。組合は、連合会を通じてこれを受領し、集塵庫の引渡しを受けていた。

そこで、実際の施工状況に基づいて、本件集塵庫のような規模の工作物の設計に適用される小規模建築物基礎設計指針(一般社団法人日本建築学会編集)により、集塵庫の構造計算を行ったところ、PHC杭を施工していない2か所のフーチング下部における鉛直荷重が許容鉛直支持力度をそれぞれ上回っており、鉛直荷重は最大で282.0kN/m²となり、許容鉛直支持力度57.9kN/m²を大幅に上回っており、構造計算上安全であるとされる範囲に収まっていなかった。

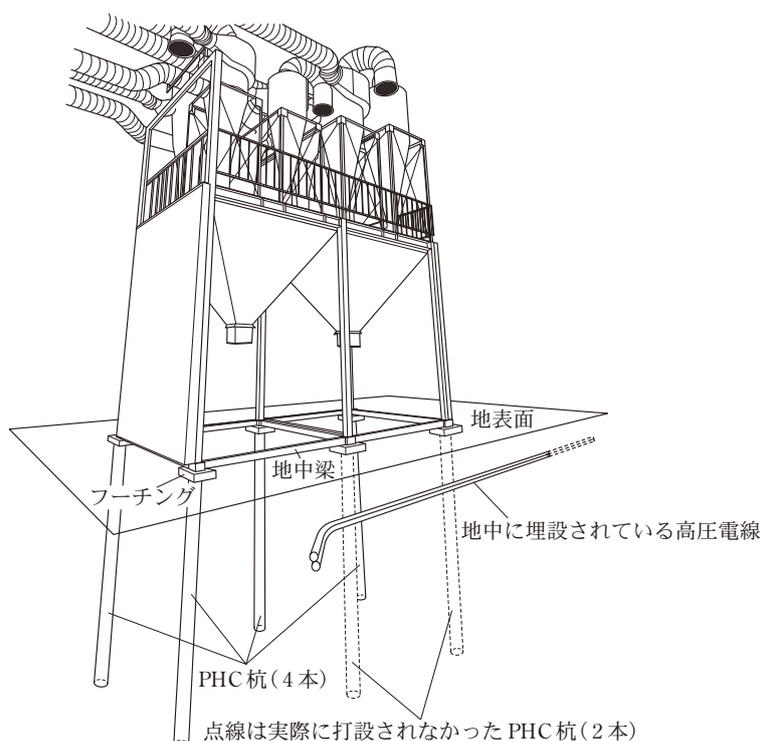
したがって、本件集塵庫(工事費相当額17,169,797円)は、施工が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額8,584,899円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、施工業者による施工が著しく粗雑であったのに、連合会において適切に施工管理を実施していなかったこと、また、組合において連合会に対する監督及び集塵庫の引渡しの際の確認が十分でなかったこと、北海道及び栗山町において組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 鉛直荷重・許容鉛直支持力度 「鉛直荷重」とは、構造物の自重等が地盤に対し鉛直方向に働く単位面積当たりの力をいう。その数値が設計上許される上限を「許容鉛直支持力度」という。

(参 考 図)

集塵庫の概念図



(8) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,100,839円

仕入税額控除した消費税額に係る補助金を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,100,839円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(246) 東北農政局	福島県	福島市	経営体育成(事業主体)支援	27	56,722	28,361	4,201	2,100

この補助事業は、福島市が、平成26年2月の大雪により被害を受けた農産物の生産に必要な大型鉄骨ハウス等の再建等を行った法人(以下「助成対象者」という。)に対し、当該再建等に係る経費について助成を行ったものである。

そして、同市は、助成対象者が消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めて事業費56,722,672円で実施した上記の再建等に対して、助成金51,049,336円(国庫補助金交付額28,361,336円)を交付したとして、福島県に対して27年11月に実績報告書を提出し、これにより補助対象事業費の精算を受けていた。

消費税は、事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、補助事業に係る助成対象者が助成対象の施設等を取得することも課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に助成対象事業で取得した施設等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、補助事業に係る助成対象者は当該施設等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

農業経営対策事業費補助金等交付要綱(平成12年12構改B第350号農林水産事務次官依命通知)等によれば、補助事業の事業主体は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る仕入税額控除に係る消費税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならないこととされている。そして、実際に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額を仕入税額控除するのは助成対象者であることから、事業主体である同市は、実績報告書を提出するに当たり、助成対象者が仕入税額控除した消費税額に係る補助金の額について確認する必要がある。

しかし、同市は、助成対象者が27年8月に消費税の確定申告を行い、本件補助事業に係る消費税額4,201,679円を仕入税額控除していたのに、この消費税額に係る補助金額2,100,839円について、実績報告書の提出に当たり確認しておらず、減額して報告していなかったため、同額が過大に精算されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において助成対象者における仕入税額控除の対象となる消費税額に係る補助金の取扱いに対する理解が十分でなかったこと並びに本件補助事業の審査及び確認が十分でなかったこと、同県において実績報告書の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

そ の 他

- (247) 国営かんがい排水事業の実施における移設補償費の支払に当たり、移設対象の水道管
 (248) 等に係る財産価値の減耗分を誤って控除せずに移設補償費を算定していたため、支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業費
部 局 等	(1) 関東農政局 (2) 関東農政局大井川用水農業水利事業所
契 約 名	(1) 大井川用水(二期)農業水利事業瀬戸川左岸幹線水路整備工事(その5)に係る物件移転等補償契約 (2) 大井川用水(二期)農業水利事業瀬戸川左岸幹線水路整備工事(その3)に係る物件移転等補償契約
契 約 の 概 要	国営かんがい排水事業の実施に伴い支障となる水道管等の移設補償を行うもの
契 約 の 相 手 方	(1)(2) 藤枝市水道事業管理者
契 約	(1)(2) 平成 27 年 1 月
契 約 額	(1) 25,685,918 円 (2) 6,875,104 円 計 32,561,022 円
支 払	(1)(2) 平成 27 年 4 月
過大となっていた支払額	(1) 3,579,938 円 (2) 2,278,116 円 計 5,858,054 円

1 契約の概要

関東農政局は、国営かんがい排水事業の一環として、平成 26 年度に、静岡県藤枝市稲川地内における瀬戸川左岸幹線水路整備工事(その 5)に伴い支障となる藤枝市水道事業管理者(以下「水道事業者」という。)所有の既存の水道管(鑄鉄管及びプラスチック管)等の移設に要する費用について、水道事業者と補償契約(以下「その 5 契約」という。)を契約額 25,685,918 円で締結し、同額を支払っている。また、同局大井川用水農業水利事業所(以下、関東農政局と合わせて「関東農政局等」という。)は、同年度に、同市立花一丁目地内における瀬戸川左岸幹線水路整備工事(その 3)に伴い支障となる水道事業者所有の既存の水道管(プラスチック管)等の移設に要する費用について、水道事業者と補償契約(以下「その 3 契約」という。)を契約額 6,875,104 円で締結し、同額を支払っている。

国営かんがい排水事業等の公共事業の施行により事業地内の公共施設等についてその機能の廃止又は休止が必要となる場合(以下、このような公共施設等を「既存公共施設等」という。)であって、公益上、その機能回復を図ることが必要である場合は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和 42 年閣議決定)、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和 42 年

用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)等に基づき、当該公共事業の事業主体がその原因者として既存公共施設等の管理者に対して補償費を支払うこととなっている。

公共補償基準によれば、既存公共施設等の機能回復は、代替施設を建設することなどにより行うこととされており、このうち代替施設の建設による場合の補償費(以下「移設補償費」という。)は、当該代替施設の建設費等とされている。そして、建設費については、代替施設を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能の廃止の時(以下「補償時点」という。)までの財産価値の減耗分(以下「減耗分」という。)を控除するなどして算定することとされており、減耗分は、既存公共施設等の耐用年数に対する補償時点における経過年数の割合等に応じて算定することとされている。ただし、地方公共団体等が管理する既存公共施設等であって、当該施設等の管理・運営に係る決算が継続的に赤字状況にあるなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められるときは、減耗分の全部又は一部を控除しないことができるとされている。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、移設補償費の算定における減耗分の取扱いは公共補償基準に基づき適切に行われているかなどに着眼して、前記2件の補償契約を対象として、関東農政局等において、移設補償費の算定調書等の書類等により会計実地検査を行った。

検査したところ、移設補償費の算定が次のとおり適切でなかった。

すなわち、関東農政局等は、本件補償費の算定に当たり、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合に該当するとして既存の水道管等の減耗分を控除していなかった。

しかし、水道事業者の水道事業に係る決算について、23年度から25年度までの実績をみると、収益的収支決算はいずれの年度も黒字となっており、継続的な赤字状況にないなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められるときには該当しないことから、減耗分を控除する必要があった。

したがって、本件補償費は、その5契約に係る支払額については、水道管等の標準耐用年数55年(鑄鉄管)及び35年(プラスチック管)に対する移設対象の水道管等の経過年数32年(鑄鉄管)及び38年(プラスチック管)に応じた減耗分の3,579,938円、その3契約に係る支払額については、水道管等の標準耐用年数35年(プラスチック管)に対する移設対象の水道管等の経過年数26年及び40年に応じた減耗分の2,278,116円、計5,858,054円が過大になっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、関東農政局等において、補償費の算定に当たり、公共補償基準における減耗分の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 農業農村整備事業の実施における既存公共施設等の移設補償費の算定に当たり、移設対象の水道管等に係る財産価値の減耗分を適切に控除することにより、移設補償費の支払が適正なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業費 (項)農業競争力強化基盤整備事業費 等		
部 局 等	農林水産本省 直轄事業 関東農政局、関東農政局大井川用水農業水利事業所 補助事業 農林水産本省、東海農政局		
事業及び補助の根拠	土地改良法(昭和24年法律第195号)、予算補助		
事業主体	直轄事業 関東農政局、関東農政局大井川用水農業水利事業所 補助事業 愛知県 計 3事業主体		
事業の概要	国が事業主体として実施し、又は地方公共団体等が国の補助を受けて実施する農業農村整備事業の実施に伴い支障となる水道管等の移設補償を行うもの		
財産価値の減耗分を控除せずに支払われていた移設補償費	直轄事業	2契約	3256万余円(平成26年度)
	補助事業	10契約	8383万余円(平成25、26両年度)
		(国庫補助金等相当額)	4191万余円)
上記のうち過大となっていた支払額	直轄事業		585万円
	補助事業		3720万円
		(国庫補助金等相当額)	1860万円)

(前掲331ページの「水道管等の移設補償費の算定が適切でなかったもの」及び341ページの「国営かんがい排水事業の実施における移設補償費の支払に当たり、移設対象の水道管等に係る財産価値の減耗分を誤って控除せずに移設補償費を算定していたため、支払額が過大となっていたもの」参照)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

農業農村整備事業の実施における既存公共施設等の移設補償費の算定について

(平成28年10月28日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 移設補償費の概要

貴省は、土地改良法(昭和24年法律第195号)等に基づき、農業・農村の健全な発展を図ることを目的として、かんがい排水事業、農村地域防災減災事業等の農業農村整備事業を

自ら事業主体となって実施するほか、都道府県、市町村等が事業主体となって同事業を実施する場合に事業の実施に要する経費の一部を補助している。

上記の事業に係る経費は、工事費のほか、用地費及び補償費、測量設計費、事務費等から成っており、このうち補償費の対象には、事業実施の際に支障となる一般の建物等のほかに、水道管、電柱等の公共施設及び公共施設に類する施設(以下「公共施設等」という。)が含まれている。

公共事業の施行により事業地内の公共施設等についてその機能の廃止又は休止が必要となる場合(以下、このような公共施設等を「既存公共施設等」という。)であって、公益上、その機能回復を図ることが必要である場合は、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年閣議決定)及び「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)に基づき、既存公共施設等の機能回復が図られるよう、国、都道府県等の当該公共事業の事業主体がその原因者として既存公共施設等の管理者(以下「被補償者」という。)に対して補償費を支払うこととなっている。また、農業農村整備事業の場合は「既存公共施設等の機能回復補償に係る建設費の細部運用について」(平成16年16農振第926号農村振興局整備部設計課長通知。以下「細部運用」という。)が別途定められている。

そして、事業主体は、既存公共施設等に対する補償に当たっては、被補償者と協議するなどして、補償契約を締結し、これに基づき補償費を支払っている。

(2) 移設補償費の算定方法

公共補償基準によれば、既存公共施設等の機能回復は、代替施設を建設すること又は当該既存公共施設等を移転することにより行うこととされており、このうち代替施設の建設による場合の補償費(以下「移設補償費」という。)は、当該代替施設の建設に必要な土地の取得費、建設費及び建設雑費その他通常要する費用とされている。そして、建設費については、代替施設を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能の廃止の時(以下「補償時点」という。)までの財産価値の減耗分(以下「減耗分」という。)を控除するなどして算定することとされており、減耗分は、既存公共施設等の耐用年数に対する補償時点における経過年数の割合等に応じて算出することとされている。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理している既存公共施設等について、やむを得ないと認められるときは、減耗分の全部又は一部を控除しないことができることとされている。この「やむを得ないと認められるとき」とは、地方公共団体等が管理する既存公共施設等であって、当該施設等の管理・運営に係る決算(以下「既存公共施設等の決算」という。)が継続的に赤字状況にあるなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等とするとされている。

そして、細部運用によれば、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合に該当するか否かについては、既存公共施設等が地方公営企業等の特別会計により運営されている場合には、次の方法により判断することとされている。

- ① 既存公共施設等の管理・運営に係る年度決算書のうち、決算報告書の収益的支出の決算状況、財務諸表の損益計算書における他会計からの補助金及び年度純利益の有無等を調査し、年度純利益がある場合は、剰余金計算書及び剰余金処分計算書においてその使

途及び内部留保の状況を調査する。

- ② ①の調査の結果、減耗分相当額に充当可能な未処分剰余金及び積立金等の内部留保がない場合等は、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合として控除額を判断する。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、移設補償費の算定における減耗分の取扱いは公共補償基準及び細部運用に基づき適切に行われているかなどに着眼して、平成25、26両年度に実施した補償に係る関東農政局及び3農政局等管内の3事業所等が締結した補償契約計22件(契約額計1億4922万余円)並びに14県等が締結した補償契約計130件(契約額計6億2791万余円、国庫補助金等相当額計3億2208万余円)、合計152件(契約額合計7億7714万余円、直轄事業に係る契約額及び補助事業に係る国庫補助金等合計4億7131万余円)を対象として、移設補償費の算定調書等の書類等により会計実地検査を行った。

(注1) 3農政局等 関東、九州両農政局、北海道開発局

(注2) 3事業所等 大井川用水農業水利事業所、筑後川下流農業水利事務所、札幌開発建設部

(注3) 14県等 秋田、茨城、富山、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、山口、愛媛、高知、長崎、鹿児島各県、富山、新城、豊橋、光各市、揖斐郡揖斐川町

(検査の結果)

検査したところ、上記補償契約152件のうち、関東農政局、関東農政局大井川用水農業水利事業所(以下「大井川事業所」という。)及び愛知県が締結した水道施設に係る補償契約計12件(関東農政局1件(契約額2568万余円)、大井川事業所1件(同687万余円)、愛知県10件(同計8383万余円、国庫補助金等計4191万余円)、契約額合計1億1639万余円)において、各事業主体は、移設補償費の算定に当たり、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合に該当するとして、減耗分を控除していなかった。

すなわち、各事業主体は、上記の補償契約12件に係る既存公共施設等の決算において、資本的収支決算と収益的収支決算を合算すると赤字であったり、被補償者から水道事業の健全な経営のためには一定額以上の内部留保資金を確保する必要があり、減耗分を負担することは困難であるなどの申出があるなどしたため、減耗分相当額に充当可能な内部留保がないと判断したりしたことにより、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合に該当するとしていた。これについて、各事業主体は、「公共補償基準要綱の解説」(公共用地補償研究会編)において、継続的に赤字状況にあるか否かは既存公共施設等の決算が設備等の建設に係る資本的収支決算と事業運営に係る収益的収支決算に区分されている場合は、後者に基づくことが妥当であるが、後者が黒字であっても、前者の資本的収支決算と合算して赤字となる場合は、赤字の程度や財政規模等を勘案して判断すべきであるとされていることなどによるとしていた。

しかし、貴省は、資本的収支決算と収益的収支決算を合算すると赤字となる場合であっても、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額(以下「資本的収入額の不足額」という。)を損益勘定留保資金等の補填財源により補填した上で、なお内部留保があれば、減耗分

相当額を調達することが極めて困難な場合には該当しないとするとともに、減耗分相当額に充当可能な内部留保がない場合とは、内部留保を累積欠損金の補填に当てるため減耗分相当額に充当することができない場合を指すとしている。そして、前記12件の既存公共施設等の決算は、補償契約締結時の直前の年度(以下「直近年度」という。)以前の3か年分の収益的収支決算が継続的な赤字状況になく、直近年度において資本的収入額の不足額を補填財源により補填するなどした上で、なお減耗分相当額を上回る内部留保を有しており、累積欠損金もなかった。

したがって、前記の補償契約12件は、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合には該当しないことから、移設補償費の算定に当たり、減耗分(関東農政局357万余円、大井川事業所227万余円、愛知県計3720万余円(国庫補助金等相当額計1860万余円)、合計4306万余円)を控除する必要がある、前記の支払額は当該減耗分が過大になっていたと認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

関東農政局は、国営かんがい排水事業の一環として、静岡県藤枝市稲川地内において、「瀬戸川左岸幹線水路整備工事(その5)」の施行により支障となる藤枝市水道事業管理者所有の既存の水道管(鋳鉄管及びプラスチック管。それぞれ耐用年数55年及び35年、経過年数32年及び38年)等の移設について、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合に該当するとして、減耗分を控除せずに移設補償費を2568万余円と算定し、平成26年度に同額を同事業管理者に支払っていた。

しかし、藤枝市水道事業管理者の水道事業に係る23年度から25年度までの収益的収支決算はいずれの年度も黒字となっていて、継続的な赤字状況になく、直近年度である25年度の資本的収支決算と収益的収支決算を合算すると赤字となるものの、資本的収入額の不足額を損益勘定留保資金等の補填財源により補填した上で、なお減耗分相当額を上回る内部留保額8億6147万余円を有しており、累積欠損金もなかった。

したがって、本件は減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等やむを得ないと認められるときには該当しないことから、移設補償費の支払いに当たっては減耗分の357万余円を控除する必要がある、前記の支払額は当該減耗分が過大になっていた。

(注4) 損益勘定留保資金 減価償却費等の収益的収支における現金支出を伴わないものを費用として計上することにより留保される資金

(是正及び是正改善を必要とする事態)

農業農村整備事業の実施に当たり、既存公共施設等の移設補償費の算定において減耗分を控除していないため、移設補償費が過大となっている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、移設補償費の算定に当たり、減耗分の控除に関し、資本的収支決算と収益的収支決算を合算して赤字となる場合の取扱いや減耗分相当額に充当可能な内部留保がない場合に該当するか否かの判断について、細部運用に取扱いや判断方法及び判断基準を明示していないこと、関東農政局、大井川事業所及び愛知県に

において、公共補償基準における減耗分の取扱いについての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

農業・農村の健全な発展を図ることは重要な課題であり、今後も、農業農村整備事業の実施に伴う公共補償は引き続き全国で多数実施されることが見込まれる。そして、補償対象となる既存公共施設等には設置後長期間を経過しているものが多く存在することから、その減耗分の取扱いによって移設補償費に大きな差が生ずることとなる。

については、貴省において、関東農政局、大井川事業所及び愛知県に対して、前記の12件に係る過大となっていた支払額又は国庫補助金等が返還されるよう被補償者と協議を行うよう指導するなどの是正の処置を要求するとともに、今後、適正な移設補償費の算定が行われるよう、減耗分を控除しないことができる場合に該当するか否かについての判断方法及び判断基準を細部運用で明示するなどし、地方農政局等の事業主体に対して、その内容を周知及び助言するなどの是正改善の処置を求める。

(2) 国有林野事業における立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費について、林業機械の使用実態に即して、高性能林業機械を採用して積算を適切に行うよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計	(部)官業益金及官業収入	(款)官業収入 (項)国有林野事業収入 (部)政府資産整理収入 (款)国有財産処分収入 (項)国有財産売払収入
部 局 等	林野庁、3 森林管理局、50 森林管理署、9 森林管理署支署		
立木販売の概要	林産物のうち木材を立木の状態で販売する販売方法で、立木の買受者が立木の伐倒、造材、集材等の作業を行うもの		
検査の対象とした立木販売の契約件数及び契約金額	690 件	59 億 0403 万余円(平成 25、26 両年度)	
上記のうち造材作業及び集材作業に高性能林業機械を採用して積算するべきであったと認められる契約件数及び契約金額	139 件	11 億 8742 万余円	
上記の契約における造材、集材等の作業に係る経費の積算額		6 億 1170 万余円	
過大に積算されていた造材、集材等の作業に係る経費の積算額		2 億 6880 万円(平成 25、26 両年度)	

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国有林野事業における立木販売に係る造材作業及び集材作業に係る経費の積算について

(平成 28 年 10 月 14 日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 立木販売等の概要

貴庁は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)等に基づき、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的かつ計画的に供給することなどを目標として、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を行うこととしている。

貴庁は、林産物のうち木材の販売について、立木の状態で販売する立木販売と、立木を伐倒等して丸太にして販売する素材販売を行っている。このうち、立木販売は、貴庁が立木の買受者と契約を締結して、買受者(買受者が作業を委託した森林組合、業者等の林業事業体を含む。以下同じ。)が、立木の引渡し^(注1)が完了した日から起算して一定期間内に立木の伐倒、造材、集材等の作業を行うこととして販売するものである。また、素材販売は、林業事業体が貴庁との契約により立木の伐倒、造材、集材等の作業を行い、丸太を生産する事業(以下、この事業を「製品生産事業」という。)を行った後、貴庁が木材市場と契約を締結して丸太の販売を行うことを委託等するものである。

立木販売の契約及び製品生産事業の契約に係る予定価格は、各森林管理局が制定した予定価格を算定するための基準(以下「積算基準」という。)等に基づいて算定されている。そして、このうち立木販売の契約に係る予定価格は、各森林管理局が、木材市況調査の結果等を踏まえて地域ごとに定めた丸太の材積 1 m³当たりの基準単価に基づき算出した丸太の価格から、買受者が負担することになる立木の伐倒、造材、集材等の作業に係る経費、これらの作業の実施に当たって必要となる作業道の整備に係る経費等を差し引くなどして算定されている。また、製品生産事業に係る予定価格は、立木の伐倒、造材、集材等の作業に要する経費等に基づいて算定されている。

(注 1) 立木の伐倒、造材、集材 立木を伐採する作業を伐倒、伐倒木の枝を払い、一定の長さに切りそろえるなどして丸太に加工する作業を造材、丸太を林内からトラック等の車両が通行可能な林道等まで運搬する作業を集材という。

(2) 林業の機械化の状況

我が国の林業では、従来、伐倒作業及び造材作業は主にチェーンソーを使用して行われ、集材作業は主に緩傾斜地では従来型の林業機械であるトラクターを使用して伐倒木を林道等まで引きずる方法により行われてきた。しかし、このような方法は生産性が低いことなどから、貴庁は、森林・林業基本計画(平成 23 年 7 月閣議決定)等に基づき、低コスト^(注2)で効率的な木材生産を実現するために、ハーベスタ^(注3)、プロセッサ^(注4)、フォワーダ等の多機能で高性能な林業機械(以下「高性能林業機械」という。)の導入及び高性能林業機械等の効率的な運用に必要な路網の整備を図ることとしており、林業事業体に対して高性能林業機械

の購入に対する補助や機械運転手の人材育成等を行い、高性能林業機械の普及・定着を図っている。そして、貴庁の調査によると、立木販売の契約や製品生産事業の契約等の実績のある林業事業体には高性能林業機械が普及しているとされている。

(注2) ハーベスタ 従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、造材等の作業を一貫して行う自走式の高性能林業機械

(注3) プロセッサ 従来チェーンソーで行っていた伐倒木の造材等の作業を行う自走式の高性能林業機械

(注4) フォワーダ 従来トラクター等で伐倒木を引きずる方法により行っていた集材作業について、プロセッサ等で玉切りした丸太をアームで荷台に積んで運搬する自走式の高性能林業機械

(3) 立木販売及び製品生産事業に係る積算基準における林業機械の採用状況

各森林管理局は、立木販売の契約及び製品生産事業の契約に係る積算基準の制定及び改定を行っており、積算基準において立木の伐倒、造材、集材等の作業に採用する林業機械について、それぞれ独自に検討を行っている。そして、製品生産事業については、高性能林業機械の普及状況を反映して、全7森林管理局^(注5)において、立木の曲がりが大きかったり、集材作業の集材距離が短距離であったりするなど高性能林業機械を効果的に使用できない場合を除き、造材作業及び集材作業に高性能林業機械を採用するなどしている。

これに対して、立木販売については、製品生産事業と同様に造材作業及び集材作業に高性能林業機械を採用して積算を行うこととしている森林管理局がある一方、製品生産事業とは異なり、造材作業及び集材作業の両方又は一方について従来型の林業機械のみで積算を行うこととしている森林管理局がある。すなわち、作業の方法が異なる四国森林管理局を除く6森林管理局のうち、関東、中部、近畿中国各森林管理局においては造材作業及び集材作業に高性能林業機械を採用しているが、東北、九州両森林管理局においては造材作業にチェーンソーのみを、また、北海道、東北両森林管理局においては集材作業にトラクターのみを採用しており、高性能林業機械を採用していない。

(注5) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴庁は、造材、集材等の作業を効率的に行うなどのために、高性能林業機械の普及・定着を図っており、多くの林業事業体が高性能林業機械を保有している。しかし、立木販売について、北海道、東北、九州各森林管理局は、積算基準において造材作業又は集材作業に高性能林業機械を採用せずに従来型の林業機械で積算を行うこととしている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、立木販売の予定価格の積算に当たり丸太の価格から差し引かれる造材作業及び集材作業に係る経費が高性能林業機械の使用実態に即して適切に積算されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、北海道、東北、九州各森林管理局管内の59森林管理署等が平成25、26両年度に締結した立木販売の契約(27年度末までに買受者が立木の伐倒、造材、集材等の全ての作業に着手していたものに限る。)690件(契約金額計59億0403万余円)を対象として、貴庁から造材作業及び集材作業における林業機械の使用状況等に係る調書を徴するなどして検査するとともに、上記の3森林管理局及び15森林管理署等^(注6)において、予定価格調書

等の書類、現地の状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注6) 15 森林管理署等 空知、胆振東部、日高南部、上川中部、網走南部、檜山、青森、宮城北部、米代東部、米代西部、長崎、宮崎、大隅各森林管理署、金木、久慈両森林管理署支署

(検査の結果)

前記のとおり、立木販売に係る積算基準において、東北、九州両森林管理局は造材作業にチェーンソーのみを、また、北海道、東北両森林管理局は集材作業にトラクターのみを採用している。

そこで、前記立木販売の契約 690 件について、買受者が造材作業及び集材作業で実際に使用した林業機械を検査したところ、使用機械を把握できなかったなどの 32 契約を除く 658 契約において、次のとおり、高性能林業機械が多数使用されていた(表参照)。

- ① 造材作業について、積算基準ではチェーンソーのみを採用していた東北、九州両森林管理局においては、管内の各森林管理署等が締結した契約のそれぞれ 96.0%、82.1% の契約においてプロセッサやハーベスタが使用されていた。
- ② 集材作業について、積算基準ではトラクターのみを採用していた北海道、東北両森林管理局においては、管内の各森林管理署等が締結した契約のそれぞれ 86.0%、99.6% の契約においてフォワーダ等が使用されていた。

表 立木販売の契約において買受者が造材作業及び集材作業で実際に使用していた林業機械の状況

(単位：件、%)

森林管理局名	契約件数	① 造材作業		② 集材作業	
		チェーンソーのみを使用	プロセッサやハーベスタを使用	トラクターのみを使用	フォワーダ等を使用
北海道	193			27 (13.9)	166 (86.0)
東北	280	11 (3.9)	269 (96.0)	1 (0.3)	279 (99.6)
九州	185	33 (17.8)	152 (82.1)		
計	658				

注(1) ①のうち「プロセッサやハーベスタを使用」の契約件数には、契約数量の一部をチェーンソーで造材しているものを含む。

注(2) 括弧書きは、契約件数に対する割合を示している。

したがって、3 森林管理局の立木販売における造材作業及び集材作業に係る経費については、製品生産事業と同様に、高性能林業機械を効果的に使用できない場合を除き、林業機械の使用実態に即して高性能林業機械を採用して積算する必要があると認められる。

前記立木販売の契約 658 件のうち会計実地検査を行った 15 森林管理署等が締結した契約 166 件から、高性能林業機械を効果的に使用できない作業条件のものを除くと、^(注7) 13 森林管理署が締結した契約 25 年度 76 件、26 年度 63 件、計 139 件(契約金額 25 年度計 6 億 2076 万余円、26 年度計 5 億 6666 万余円、合計 11 億 8742 万余円。^(注8) 一般材の造材、集材等の作業に係る経費の積算額 25 年度計 3 億 6001 万余円、26 年度計 2 億 5168 万余円、合計 6 億 1170 万余円)となる。そして、この 139 件の立木販売における造材、集材等の作業に

係る経費について、一般材の造材作業及び集材作業に高性能林業機械を採用して修正計算すると、高性能林業機械の走行のために必要となる作業道の整備に係る経費を見込んだとしても、25年度計1億9725万余円、26年度計1億4555万余円、合計3億4280万余円となり、上記の積算額と比べて、25年度計約1億6270万円、26年度計約1億0610万円、合計約2億6880万円が過大に積算されていたと認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北海道森林管理局網走南部森林管理署は、平成25年10月に立木1,661.06m³の販売を261万余円で実施しており、このうち集材作業に係る経費の積算に当たっては、同森林管理局が定めた立木販売に係る積算基準に基づき、集材作業について従来型の林業機械であるトラクターを採用しており、一般材の集材作業に係る経費を309万余円と積算していた。

しかし、同森林管理局は、高性能林業機械であるフォワーダの普及に伴い、製品生産事業に係る積算基準においては、集材作業にフォワーダを採用している。また、本件立木販売は、製品生産事業と作業条件に差はなく、現に、本件立木の買受者は、フォワーダを使用して集材作業を行っていた。

したがって、集材作業に高性能林業機械を採用して、本件集材作業に係る経費を積算すると187万余円となり、これと比べて前記の積算額309万余円は約120万円過大に積算されていたと認められる。

(注7) 13森林管理署 空知、胆振東部、日高南部、上川中部、網走南部、檜山、青森、宮城北部、米代東部、米代西部、長崎、宮崎、大隅各森林管理署

(注8) 一般材 曲がり大きいなど形状等が低質な木材以外の木材

(是正改善を必要とする事態)

高性能林業機械の普及が進み、立木販売においても高性能林業機械が多数使用されているにもかかわらず、立木販売における造材作業及び集材作業に係る経費の積算に当たり、高性能林業機械の使用実態を積算基準に反映させることなく、従来型の林業機械を採用して積算している事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、3森林管理局に対して、立木販売における高性能林業機械の使用実態を把握して、これを積算基準に反映させて、立木販売における造材作業及び集材作業に係る経費について実態に即した積算を行うことについての指導が十分でないこと、また、3森林管理局において、貴庁の施策等により高性能林業機械が普及しているのに、立木販売における高性能林業機械の使用実態を把握して、これを積算基準に反映させて実態に即した積算を行うことの必要性を十分に理解しておらず、積算基準の改定等のために林業機械の使用実態を把握することとしていないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

前記のとおり、貴庁は、低コストで効率的な木材生産を実現するために、林業事業体に対して高性能林業機械の導入に対する補助を行うなどしており、高性能林業機械が普及している。そして、立木販売の予定価格は、丸太の価格から、立木の伐倒、造材、集材等の作業に係る経費を差し引くなどして算定されていることから、予定価格の積算を適切に行うためには、これらの作業に係る経費を適切に積算する必要がある。

については、貴庁において、3森林管理局に対して、立木販売における高性能林業機械の使用実態を把握して、これを積算基準に反映させて、立木販売における造材作業及び集材作業に係る経費について実態に即した積算を行わせるよう是正改善の処置を求める。

(3) 森林病虫害等防除事業等における樹幹注入について、各都道府県において樹幹注入剤の実勢価格を適切に把握するよう定めて、補助単価が取引の実態を反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林整備・保全費 (項)森林整備・林業等振興対策費
部 局 等	林野庁
補助の根拠	森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)、予算補助
補助事業者	17県(うち事業主体4県)
間接補助事業者(事業主体)	118市町村
補助事業	森林病虫害等防除事業、森林整備加速化・林業再生事業
補助事業の概要	森林病虫害等を早期にかつ徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もって森林の保全を図るなどのために、県、市町村等が樹幹注入等を実施するもの
上記の事業主体が実施した樹幹注入に係る事業費	8億0934万余円(平成25年度～27年度)
上記に係る標準価額	8億3018万余円
上記に対する国庫補助金相当額	5億7838万余円
低減できたと認められる標準価額	1億6100万円(平成25年度～27年度)
上記に対する国庫補助金相当額	1億2225万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

森林病虫害等防除事業等における樹幹注入の補助単価の設定について

(平成28年10月12日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 補助事業の概要

(1) 森林病虫害等防除事業及び森林整備加速化・林業再生事業の概要

貴庁は、森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)及び森林病虫害等防除事業実施要領(昭和57年57林野保第122号。以下「防除事業実施要領」という。)に基づき、森林病虫害等を早期にかつ徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もって森林の保全を図ることを

目的として、森林病虫害等防除事業(以下「防除事業」という。)を実施する都道府県に対して、森林病虫害等防除事業費補助金を交付している。そして、各都道府県は、自ら防除事業を実施するほか、管内の市町村等が事業主体として実施する防除事業に対して補助金を交付している。

防除事業の補助金額は、防除事業実施要領等によれば、都道府県知事が定めた補助単価に事業量に乗じて算定した額(以下「防除事業標準価額」という。)と事業主体において防除事業に要した経費とを比較して、いずれか低い方の額に所定の補助率を乗ずるなどして算定することとされている。

また、貴庁は、森林整備加速化・林業再生事業実施要綱(平成21年21林整計第83号農林水産事務次官依命通知。以下「基金事業実施要綱」という。)に基づき、地域材の需要拡大等を図ることを目的として、都道府県に対して森林整備加速化・林業再生整備費補助金を交付している。そして、同補助金の交付を受けた各都道府県は、森林整備加速化・林業再生基金(以下「基金」という。)を財源として、平成25年度に森林病虫獣害対策(以下「基金事業」という。)等の事業を自ら実施するほか、管内の市町村等が事業主体として実施する基金事業に対して基金を取り崩すなどして補助金を交付している。

基金事業の補助金額は、都道府県知事が定めた定額の単価に事業量に乗じて算定した額(以下、この額と防除事業標準価額を「標準価額」と総称する。)と事業主体において基金事業に要した経費とを比較して、いずれか低い方の額とすることとなっている。

(2) 防除事業及び基金事業における樹幹注入の概要

防除事業実施要領によれば、防除事業のうち「環境に配慮した松林保全対策事業」は、松(注1)くい虫が運ぶ線虫による松の枯死を予防するために行う松の生立木への薬剤の注入の事業(以下「樹幹注入」という。)等を実施するものとされている。そして、各都道府県知事は、防除事業における樹幹注入に係る補助単価を設定して、管内の市町村等に周知している。

また、基金事業実施要綱によれば、基金事業においても防除事業と同様に、樹幹注入を実施できることとされている。そして、各都道府県知事は、基金事業における樹幹注入に係る定額の単価について、防除事業の補助単価を採用して、管内の市町村等に周知している。

補助単価は、資材費、労務費等の直接費と、直接費に一定の割合を乗ずるなどして算定される間接費から構成されており、このうち資材費は、樹幹注入剤の価格等を基に算定されている。

(注1) 松くい虫 松の枯死の原因となるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリをいう。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

樹幹注入は、通常、請負契約により実施されており、その契約に係る予定価格は、一般的に、標準価額を基に算定されている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、防除事業及び基金事業における樹幹注入について、各都道府県知事が定めた補助単価の大部分を占める資材費の価格が取引の実態を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、25年度から27年度までの間に、(注2) 4県及び(注3) 17県管内の118市町村の

計 122 事業主体が行った樹幹注入計 305 事業(防除事業 212 事業、基金事業 93 事業、防除事業に係る事業費 4 億 1528 万余円、基金事業に係る事業費 3 億 9406 万余円、計 8 億 0934 万余円、防除事業に係る国庫補助金相当額 1 億 9248 万余円、基金事業に係る国庫補助金相当額 3 億 8589 万余円、計 5 億 7838 万余円)を対象として、貴庁、17 県及び 118 市町村において、実績報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注 2) 4 県 富山、石川、大分、沖縄各県

(注 3) 17 県 岩手、宮城、秋田、山形、茨城、新潟、富山、石川、長野、三重、兵庫、広島、山口、福岡、長崎、大分、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

17 県は、樹幹注入に係る補助単価を設定した上で、毎年度それを見直している。補助単価を構成する資材費のうち樹幹注入剤の価格についてみたところ、各県は、樹幹注入剤の製造業者等から見積価格を徴取し、この見積価格をそのまま採用するなどして、補助単価における樹幹注入剤の価格を 1 本当たり 1,600 円から 2,620 円まで(17 県の単純平均は 2,483 円)としていた。

そして、各県は、上記樹幹注入剤の見積価格等を基に補助単価を設定し、各事業主体は、補助単価を基にして前記の 305 事業に係る標準価額を計 8 億 3018 万余円(防除事業に係る標準価額 4 億 1680 万余円、基金事業に係る標準価額 4 億 1338 万余円)と算定していた。

しかし、前記見積価格のうち、メーカー希望小売価格である 1 本当たり 2,500 円となっているものが約 9 割となっていて、施工業者等が実際の取引で購入する価格(以下「実勢価格」という。)は、メーカー希望小売価格よりも低くなるかと思料される。そこで、305 事業のうち、事業主体を通じて施工業者の購入伝票等を入手することができた 257 事業について、樹幹注入剤の実勢価格を確認したところ、1 本当たり 1,378 円から 2,500 円まで(17 県の使用量による加重平均は 1,950 円)となっていた。これらと補助単価における樹幹注入剤の価格とを県ごとに比較すると、同額となっていた茨城県を除く 16 県において、実勢価格は、補助単価における樹幹注入剤の価格より低い価格(価格差は 1 本当たり 37 円から 1,165 円まで)となっていた。

このように、16 県は、補助単価を構成する資材費のうち、樹幹注入剤の見積価格の調査に当たり、実勢価格を適切に把握しておらず、補助単価を割高に設定していた。

したがって、前記樹幹注入 305 事業のうち、上記の 16 県で実施された 304 事業(標準価額計 8 億 2903 万余円)について、補助単価における樹幹注入剤の価格を実勢価格に基づいて適切に設定していたとすれば、標準価額は計 6 億 6800 万余円となり、上記の 304 事業に係る標準価額を約 1 億 6100 万円(国庫補助金相当額 1 億 2225 万余円)低減できたと認められる。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

広島県管内の 3 事業主体は、平成 27 年度に、防除事業として樹幹注入 3 事業(事業費計 612 万余円、国庫補助金相当額計 306 万余円)を実施しており、これらの事業に係る標準価額は計 705 万余円となっている。

同県は、同年度の樹幹注入に係る補助単価の見直しに当たり、樹幹注入剤 1 本当たりの見積価格を販売業者 2 社から 27 年 4 月に徴取したところ、全て 2,500 円であったことから、この見積価

格をそのまま採用して、補助単価における樹幹注入剤の価格を1本当たり2,500円としていた。

しかし、前記の3事業における樹幹注入剤の実勢価格を確認したところ、平均で1本当たり1,742円となっており、上記の補助単価における樹幹注入剤の価格2,500円を758円下回っていた。

したがって、前記の3事業について、補助単価における樹幹注入剤の価格を実勢価格に基づいて適切に設定していたとすれば、標準価額は計529万余円となり、標準価額計705万余円を176万余円(国庫補助金相当額88万余円)低減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

樹幹注入の実施に当たり、補助単価における樹幹注入剤の価格が取引の実態を反映しておらず、標準価額が割高に算定されており、ひいては補助対象事業費が過大になっている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、各県が、毎年度の補助単価の設定の際に、樹幹注入剤の取引の実態を十分に把握して適切な補助単価を設定することについての理解が十分でないことにもよるが、貴庁において、都道府県が樹幹注入剤の製造業者等から見積価格を徴取する際に、実勢価格を適切に把握するよう要領等に定めていないこと、また、樹幹注入剤の取引の実態を十分に把握して適切な補助単価を設定することについて都道府県に対する周知が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴庁は、松くい虫による被害が依然として続いていることから、そのまん延を防止して、森林の保全を図るために、樹幹注入を今後も引き続き実施することとしている。

については、貴庁において、各都道府県の樹幹注入に係る補助単価が取引の実態を反映して設定され、樹幹注入が経済的に実施されることとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 防除事業実施要領等を改正して、都道府県が樹幹注入剤の製造業者等から見積価格を徴取する際に、実勢価格を適切に把握するよう定めること

イ 都道府県に対してアの改正内容を周知して、都道府県が毎年度の補助単価の設定の際に樹幹注入剤の取引の実態を十分に把握して適切な補助単価を設定するよう周知すること

(4) 木造公共施設等の整備事業の実施に当たり、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象から除くなど、補助対象とする工事の範囲について十分に検討した上で要領等に定めたり、地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備を行う事業を選定するための具体的な基準等を設けたりするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)森林整備・林業等振興対策費
部 局 等	林野庁
交付の根拠等	予算補助
補助事業者	22 道府県
間接補助事業者 (事業主体)	240 事業主体

交付金等事業	森林・林業再生基盤づくり交付金事業(平成25年度～27年度)、森林整備加速化・林業再生事業(21年度～25年度)、森林整備加速化・林業再生総合対策事業(26年度)
交付金等事業の概要	森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進等のために、木造の公共施設等の整備等を行うもの
地域材の利用促進に寄与しない設備工事等を補助対象に含めているもの	115事業主体、133事業 交付金等相当額 6億6420万円 (平成25年度～27年度)
総量基準が採択基準として効果的に機能していないもの	10道府県、155事業 交付金等相当額 107億4943万円(背景金額) (平成25年度～27年度)
基準とした地域材利用割合の値が過小となり、採択基準として効果的に機能していないもの	7県、77事業 交付金等相当額 53億9270万円(背景金額) (平成25年度～27年度)
地域材利用割合が非常に低く、地域材利用のモデルとしての効果を期待し難い事業が採択されているもの	22事業主体、22事業 交付金等相当額 16億1664万円(背景金額) (平成25年度～27年度)

【意見を表示したものの全文】

木造公共施設等の整備事業における補助対象とする工事の範囲及び事業の採択基準について

(平成28年10月24日付け 林野庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 補助事業の概要

(1) 木造公共施設等整備事業の概要

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)によれば、国及び地方公共団体は、木材に対する需要の増進に資するために、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとされている。また、国は、森林・林業基本計画(平成28年5月閣議決定)において、平成37年の我が国の木材総需要量の見通し7900万 m^3 に対して我が国の森林から生産される木材の供給・利用量を4000万 m^3 (総需要量に対する割合50.6%)とする目標を掲げている。

貴庁は、従来、木造公共施設等の整備に対して補助金等を交付してきており、25年度からは、森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱(平成25年25林政経第105号)等に基づき、木材利用の推進等を図るために、都道府県、市町村等が事業主体として実施する木造

公共施設等の整備等の事業に対して、森林・林業再生基盤づくり交付金(以下「基盤づくり交付金」という。)を交付している。

また、貴庁は、上記の補助金等や基盤づくり交付金に加えて、経済対策等の一環として、21年度から25年度までの間に、各年度の補正予算により、森林整備加速化・林業再生事業実施要綱(平成21年21林整計第83号)等に基づき、地域材の需要拡大等を図るために、都道府県に対して森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び森林整備加速化・林業再生整備費補助金を交付している。そして、上記の両補助金の交付を受けた都道府県は、森林整備加速化・林業再生基金(以下「基金」という。)に積み増しを行った上で、基金を財源とする木造公共施設等の整備等の事業(以下「基金事業」という。)を自ら実施するほか、管内の市町村等が事業主体として実施する基金事業に対して基金を取り崩すなどして補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。さらに、26年度には、上記の両補助金による補助事業の後継事業として、補正予算により、森林整備加速化・林業再生交付金実施要綱(平成27年26林整計第733号)等に基づき、森林整備加速化・林業再生交付金を交付している(以下、基盤づくり交付金、基金事業のために取り崩して使用される基金及び森林整備加速化・林業再生交付金を合わせて「交付金等」という。)

そして、森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領(平成25年25林政経第106号)、「森林整備加速化・林業再生事業の運用改善について」(平成21年21林整計第210号林野庁長官通知)等(以下「要領等」という。)によれば、都道府県知事は、交付金等により木造公共施設等の整備の事業(以下「整備事業」という。)を実施するに当たっては、その必要性や効率性、有効性等を厳に検証し、木材の特性が積極的に発揮される施設整備の内容となっているかどうかについても吟味すること、事業の採択に当たっては、事業の効果が当該施設自体の整備に伴う地域材の利用にとどまらず、他の公共施設等の整備においても地域材の利用を喚起するなど木材需要の更なる拡大につながるよう、真にモデル的な施設の整備と認められるものに絞り込んだ上でこれを行うこととされている。

(2) 補助対象とされている工事の範囲

要領等によれば、整備事業の内容は、木造公共施設、木質内装、木製外構施設、附帯施設等とされている。また、整備事業において実施される工事は、建築工事と設備工事に大別されるが、「森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について」(平成25年25林政経第107号)等によれば、設備工事のうち電気・上下水道工事等は補助対象から除くこととされている。これについて、貴庁は、整備事業は地域材の利用促進を目的としており、電気・上下水道工事等は、木材等を用いて建築を行う建築工事とは異なり、地域材の利用促進に直接寄与するものではないことよるとしている。

(3) 地域材利用量の目標値及び事業の採択基準

要領等によれば、整備事業の採択に当たっては、事業費当たり又は延床面積当たりの地域材利用量等の目標が原則として都道府県の目標値以上であること、地域材の利用促進に関する都道府県の目標値の達成に必要なことが明らかであることなどを事業の採択基準として設定することとされている。そして、各都道府県は、それぞれ目標値及び採択基準を設定した上で、当該採択基準に照らして、事業主体から提出された事業計画を審査し、適当と認めた事業を採択している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、補助対象とされている工事の範囲は地域材の利用促進という目的に直接寄与するものになっているか、地域材利用量等の目標値及び採択基準が要領等に沿って地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備に絞り込んで対象事業を選定するものとなっていて、地域材利用のモデルとしての効果を期待し得る事業が選定されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、25年度から27年度までの間に^(注1)22道府県管内の240事業主体が実施した木造公共施設に係る311事業(補助対象事業費計438億1794万余円、交付金等相当額計206億7953万余円)を対象として、貴庁及び22道府県において、設計書等の関係書類及び整備された施設を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、事業の実施状況に関する調書を徴するなどの方法により検査した。

(注1) 22道府県 北海道、大阪府、岩手、宮城、秋田、山形、茨城、埼玉、新潟、富山、石川、長野、三重、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、福岡、長崎、大分各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 木材をほとんど使用せず、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象に含めている事態

前記のとおり、要領等によれば、整備事業の補助対象とされている工事からは、地域材の利用促進に直接寄与しない電気・上下水道工事等を除くとされている。一方、電気・上下水道工事以外の設備工事については、要領等上、補助対象に含まれるかどうか明確でないため、18道府県管内の106事業主体は、123事業において、昇降機設備や空気調和設備等の設備工事を補助対象に含めていたり、電気・上下水道工事である電線等の敷設工事については補助対象から除いているのに、通常これと一体として施工される照明器具等の設置工事を補助対象に含めていたりしていた。^(注2)また、^(注3)附帯施設について、13道県管内の48事業主体は、53事業において、施設の敷地内に整備した駐車場のアスファルト舗装や鋼製フェンス等の外構施設等を附帯施設として補助対象に含めていた(これらの設備工事及び附帯施設に係る補助対象事業費計15億4329万余円、交付金等相当額計6億6420万余円)。

しかし、これらの設備工事及び附帯施設は、いずれも木材をほとんど使用しないものであり、電気・上下水道工事と同様に、地域材の利用促進に直接寄与するものではないと考えられること、また、これらの設備工事及び附帯施設に係る工事費は、一般に施設本体の建築工事等と区分して把握することが容易であって、その工事費は多額に上ることから、交付金等の効率的執行を図るためには、これらの設備工事及び附帯施設についても、電気・上下水道工事と同様に補助対象から除くことが適切であると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

新潟県胎内市は、平成25年度に、整備事業として、木造の認定こども園の整備を事業費8億1403万余円(補助対象事業費6億0636万余円)で実施し、同県から基金補助金3億0156万余円(交付金等相当額同額)の交付を受けていた。そして、同市は、空気調和設備等の設備工事

及び駐車場のアスファルト舗装等の外構施設(補助対象事業費1億2746万余円、交付金等相当額6211万余円)を補助対象に含めていた。

しかし、これらはいずれも木材をほとんど使用しておらず、地域材の利用促進に直接寄与するものではないと考えられる。

(注2) 18道府県 北海道、大阪府、岩手、宮城、秋田、山形、埼玉、新潟、富山、長野、三重、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、福岡各県

(注3) 13道県 北海道、岩手、宮城、秋田、山形、新潟、富山、長野、三重、兵庫、広島、福岡、長崎各県

(2) 採択基準の設定が適切でなかったことから地域材利用のモデルとしての効果を期待し難い事業が採択されているなどの事態

前記の検査の対象とした22道府県における目標値及び採択基準の設定状況についてみると、表1のとおり、13県は、事業費当たりの地域材利用量又は施設の延床面積当たりの地域材利用量を採択基準として設定していた(以下、事業費当たり又は延床面積当たりの地域材利用量を「地域材利用割合」といい、これらの採択基準をそれぞれ「事業費基準」及び「面積基準」という。)。一方、10道府県は、各年度における地域材の利用量の総量等为目标値とした上で、個々の事業がこの目標値の達成に必要なことが明らかであることを採択基準として設定していた(以下、この採択基準を「総量基準」という。)

表1 22道府県における採択基準の設定状況

採択基準	事業費基準	面積基準	総量基準
道府県(道府県数)	秋田、埼玉、新潟、富山、石川、兵庫、奈良、和歌山、大分各県(9)	茨城、三重、山口、長崎各県(4)	北海道、大阪府、岩手、宮城、山形、長野、三重、岡山、広島、福岡各県(10)
上記の道府県における事業数	118件	38件	155件
基準の具体的内容	5.2m ³ /億円~75.91m ³ /億円 (平均32.6m ³ /億円)	0.11m ³ /m ² ~0.2m ³ /m ² (平均0.1m ³ /m ²)	(例) 北海道における地域材利用量の目標数値(453万3000m ³)の達成に必要なことが明らかであること

(注) 三重県は、平成25年度に総量基準、26、27両年度に面積基準をそれぞれ採用していたため、両基準欄に掲載している。

そこで、これらの各採択基準によって採択され、実施された整備事業による地域材の利用状況を比較するため、前記の検査の対象とした311事業について事業費当たり及び延床面積当たりの地域材利用割合を採択基準別にみると、表2及び表3のとおり、事業費1億円当たりの地域材利用割合は16.3m³から219.1m³まで(平均70.3m³)で差は13倍余、延床面積1m²当たりの地域材利用割合は0.02m³から0.7m³まで(平均0.1m³)で差は35倍余とそれぞれ区々となっており、いずれも特に総量基準を採用している場合に地域材利用割合が低いものが多く、次いで事業費基準を採用している場合に地域材利用割合が低いものが多くなっていた。

表2 事業費1億円当たりの地域材利用割合の状況

採択基準		事業費1億円当たりの地域材利用割合							最小値	平均値	最大値
		50m ³ 未満	50m ³ 以上 100m ³ 未満	100m ³ 以上 150m ³ 未満	150m ³ 以上 200m ³ 未満	200m ³ 以上	計				
事業費基準	事業数	33件	65件	18件	2件	0件	118件	16.3m ³	70.3m ³	189.5m ³	
	割合	27.9%	55.0%	15.2%	1.6%	0.0%	100%				
面積基準	事業数	6件	25件	4件	2件	1件	38件	28.2m ³	82.7m ³	219.1m ³	
	割合	15.7%	65.7%	10.5%	5.2%	2.6%	100%				
総量基準	事業数	54件	80件	14件	6件	1件	155件	16.4m ³	67.3m ³	210.5m ³	
	割合	34.8%	51.6%	9.0%	3.8%	0.6%	100%				
計	事業数	93件	170件	36件	10件	2件	311件	16.3m ³	70.3m ³	219.1m ³	
	割合	29.9%	54.6%	11.5%	3.2%	0.6%	100%				

表3 延床面積1㎡当たりの地域材利用割合の状況

採択基準		延床面積1㎡当たりの地域材利用割合						最小値	平均値	最大値
		0.05m ² 未満	0.05m ² 以上 0.1m ² 未満	0.1m ² 以上 0.15m ² 未満	0.15m ² 以上 0.2m ² 未満	0.2m ² 以上	計			
事業費基準	事業数	1件	7件	23件	37件	50件	118件	0.04m ³	0.1m ³	0.7m ³
	割合	0.8%	5.9%	19.4%	31.3%	42.3%	100%			
面積基準	事業数	0件	0件	5件	9件	24件	38件	0.1m ³	0.2m ³	0.4m ³
	割合	0.0%	0.0%	13.1%	23.6%	63.1%	100%			
総量基準	事業数	2件	12件	33件	47件	61件	155件	0.02m ³	0.1m ³	0.7m ³
	割合	1.2%	7.7%	21.2%	30.3%	39.3%	100%			
計	事業数	3件	19件	61件	93件	135件	311件	0.02m ³	0.1m ³	0.7m ³
	割合	0.9%	6.1%	19.6%	29.9%	43.4%	100%			

上記のような状況を踏まえて、整備事業を通じて地域材の利用を効率的、効果的に促進する上で、各採択基準が、対象事業を地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備に絞り込むのに適切なものとなっているかどうかについて検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 総量基準が採択基準として効果的に機能していない事態

総量基準については、目標値に対してどの程度の寄与があれば、その達成に「必要なことが明らかである」とされるのかは明確でなく、個々の事業において、僅かでも地域材が利用されていれば、地域材利用割合の高低にかかわらず採択基準を満たすとされる可能性がある。

そこで、総量基準を採用している前記の10道府県(155事業、補助対象事業費計228億8465万余円、交付金等相当額計107億4943万余円)における実際の採択基準の適用状況をみると、各道府県は、より多くの地域材が公共施設等に利用されることが重要であるなどとして、地域材が利用されていれば、目標値の達成に対してどの程度の寄与があるのかなどにかかわらず、採択基準を満たすとしていた。このため、総量基準により採択された整備事業の中には、前記のとおり、地域材利用割合が低いものが多い状況となっており、総量基準は、地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備に絞り込む採択基準として効果的に機能していないおそれがあると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

北海道は、平成25年度の道内における地域材利用の全体目標値を453万3000 m^3 と定めただけで、そのうち整備事業により達成する量や地域材利用割合の目標を定めていなかった。そして、整備事業の採択に当たり、道内の20事業主体が実施する26事業について、地域材の利用量や地域材利用割合にかかわらず、いずれも全体目標値の達成に必要なことが明らかであるとして採択していた。このため、これらの26事業における事業ごとの地域材利用量は6.0 m^3 から257.7 m^3 までとなっていて、事業費1億円当たりの地域材利用割合は16.4 m^3 から120.1 m^3 まで(平均58.4 m^3)、延床面積1 m^2 当たりの地域材利用割合は0.07 m^3 から0.2 m^3 (平均0.1 m^3)となっており、地域材利用割合が低い事業も採択されていた。

イ 事業費基準及び面積基準の設定に当たり、基準とした地域材利用割合の値が過小となっており、採択基準として効果的に機能していない事態

事業費基準又は面積基準については、その基準とする地域材利用割合の値が適切に設定されれば、地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備に絞り込む採択基準として有効に機能し得ると考えられる。

しかし、事業費基準又は面積基準を採用している前記13県のうち、事業費基準を採用している6県及び面積基準を採用している1県、計7県^(注4)(77事業、補助対象事業費計111億5761万余円、交付金等相当額計53億9270万余円)における採択基準の基となる目標値の算定についてみたところ、算定の基礎とした過去の事業における地域材利用量、事業費又は施設の面積の実績値に、木造公共施設等に係る地域材利用量だけでなく、非木造の公共施設や公共土木工事等における内装、型枠等に係る地域材利用量並びに事業全体の事業費及び面積を含めた上で、全体の平均的な地域材利用割合を算定していた。このように算定された地域材利用割合は、木造公共施設等のみに係る実績により算定した地域材利用割合よりも相当程度低くなり、それを基に算定した採択基準の値は木造公共施設等の整備事業であれば容易に満たすような低いものとなるため、地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備に絞り込む採択基準として効果的に機能していないと認められる。そして、このことが、前記のとおり、事業費基準又は面積基準により採択された事業においても、一定程度、地域材利用割合が低いものが見受けられることの一因となっていると考えられる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

(注4) 7県 茨城、新潟、富山、石川、兵庫、和歌山、大分各県

＜事例3＞

兵庫県は、事業費基準の設定に当たり、木造公共施設だけでなく非木造の公共施設等も含めた過去の実績値を基に、地域材の利用量及び事業費をそれぞれ1,193.0 m^3 、251億1040万余円と算定し、この地域材利用量を目標値として設定していた。そして、この地域材利用量を事業費で除するなどして事業費1億円当たり5.2 m^3 の地域材利用割合を採択基準として定めていた。このため、木造公共施設等のみに係る実績により算定した場合の地域材利用割合(事業費1億円当たり50.7 m^3)よりも相当低く、木造公共施設等を整備する事業であれば容易に満たすことができるような低い値となっていた。そして、同県管内において平成25、26両年度に実施された整備事業8件に係る事業費1億円当たりの地域材利用割合は21.4 m^3 から102.0 m^3 まで(平均55.2 m^3)、延床面積1 m^2 当たりの地域材利用割合は0.04 m^3 から0.2 m^3 まで

(平均0.1㎡)となっており、地域材利用割合が低い事業も採択されていた。

ウ 地域材利用割合が非常に低く、地域材利用のモデルとしての効果を期待し難い事業が採択されている事態

前記のとおり、要領等に沿って地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備を整備事業の対象として選定するためには、当該施設における地域材利用割合がモデルとなるに足りるものであることが必要であると考えられる。そして、23年版の森林・林業白書によれば、「木造住宅における木材使用量は、在来工法(木造軸組工法)の場合、通常、床面積1㎡当たり約0.2㎡程度であることが知られている。」とされている。

しかし、アの事態やイの事態などにより、表2及び表3のとおり、事業費及び延床面積当たりの地域材利用割合が低い事業が多く見受けられており、特に総量基準又は事業費基準^(注5)を採用していた19道府県のうち11道府県においては、延床面積1㎡当たりの地域材利用割合が0.1㎡未満と非常に低いものが22事業主体の22事業(補助対象事業費計33億9412万余円、交付金等相当額計16億1664万余円)見受けられた。木造公共施設等と木造住宅とは用途も構造も異なり、単純な比較はできないものの、上記の1㎡当たり0.1㎡未満という地域材利用割合は、木造住宅における通常の木材利用割合の半分にも満たない非常に低いものとなっていて、当該施設は地域材利用のモデルとしての効果を期待し難いものとなっている。

したがって、このように地域材利用割合の低い事業の選定につながっている採択基準は、地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備に絞り込む基準として効果的に機能していないと認められる。

(注5) 11道府県 北海道、大阪府、宮城、秋田、埼玉、新潟、富山、長野、兵庫、和歌山、福岡各県

(改善を必要とする事態)

整備事業の実施に当たり、地域材の利用促進という目的に直接寄与しない設備工事等を補助対象とする工事に含めている事態、及び採択基準が地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備を行う事業を選定する上で適切なものになっておらず、地域材利用割合が非常に低く、地域材利用のモデルとしての効果を期待し難い事業が採択されている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体及び道府県において、地域材の利用を促進するために整備事業を効率的、効果的に実施することの重要性についての理解が十分でないことにもよるが、貴庁において、補助対象とする工事の範囲を定めるに当たり、地域材の利用促進に直接寄与するものかどうかという点からの検討が十分でないこと、採択基準が地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備を行う事業が選定されるものとなるよう、その設定に当たっての具体的な基準等を示していないこと、また、事業主体及び道府県に対して、地域材の利用を促進するために整備事業を効率的、効果的に実施することの重要性についての周知が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴庁は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等を踏まえて、今後も引き続き、公共建築物における木材の利用を促進するために、地域材を利用した木造公共施設

等の整備を推進していくこととしている。

については、貴庁において、地域材の利用促進という目的の達成のために整備事業が効率的、効果的に実施されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象から除くなど、補助対象の範囲について十分に検討した上で要領等に定めて、事業主体及び都道府県に対して周知すること
- イ 整備事業の採択基準について、地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備を行う事業を選定するのに効果的なものとなるよう、地域材利用割合が一定程度以上であることを要件とするなど具体的な基準等を設けるとともに、その内容及び地域材の利用を促進するために整備事業を効率的、効果的に実施することの重要性について事業主体及び都道府県に対して周知すること

- (5) TMRセンターを整備する事業について、地域の農家、市町村等と連携することの重要性について事業主体に周知したり、計画値等の達成状況の確認、達成されていない場合の原因分析及びこれに基づく改善に向けた指導等を適切に行うよう都道府県等を指導したりすることなどにより、事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したものの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業・食品産業強化対策費 等
部 局 等	農林水産本省、4農政局、沖縄総合事務局
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等 (事業主体)	町1、農業協同組合4、有限会社1、農事組合法人1、計7事業主体
補助事業等	強い農業づくり交付金事業等5事業
補助事業等の概要	農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、食品流通の合理化等の地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進することなどを目的として、完全混合飼料を生産するTMRセンターの整備等を行うもの
目標達成率が50%未満となっていたTMRセンターの数及び事業費	7センター 11億6380万余円(平成11年度～23年度)
上記に対する国庫補助金等交付額	5億2591万円

【改善の処置を要求したものの全文】

強い農業づくり交付金事業等によるTMRセンターの整備に係る事業効果について

(平成28年10月18日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 TMR センターの整備に係る補助事業等の概要等

(1) TMR センターの整備に係る補助事業等の概要

貴省は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、食品流通の合理化等の地域における生産から流通・消費までの対策を総合的に推進することなどを目的として、強い農業づくり交付金事業、畜産担い手育成総合整備事業等の各補助事業等により、完全混合飼料^(注1)(Total Mixed Ration。以下「TMR」という。)等の飼料生産の基盤施設である TMR センター(以下「センター」という。)の整備を行う地方公共団体、農業協同組合等の事業主体に対して国庫補助金等を交付している。

センターは、TMR 等の調製及び供給を行う施設であり、TMR の供給を受ける畜産農家(以下「受益農家」という。)に良質な飼料を供給するとともに、センター、受益農家等が自ら生産する自給飼料のほか、食品の加工工場等で発生する豆腐粕、ジュース粕等の食品残さを原料として作られた家畜の飼料(以下「エコフィード」という。)の活用を通じて、輸入飼料原料に過度に依存した畜産から国内の飼料生産基盤に立脚した畜産への転換を図る上で重要な施設として位置付けられている。そして、センターを整備する事業(以下「センター整備事業」という。)は、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)等において飼料自給率向上計画を策定していることなどを採択要件とするなど、飼料自給率の向上を図るための諸施策の一つとして位置付けられている。

(注1) 完全混合飼料 とうもろこしなどの濃厚飼料や牧草等の粗飼料のほか、豆腐粕等の食品残さ、ビタミン剤等の添加物等がバランスよく配合され、牛の発育段階等に応じて必要な全ての栄養素を満たすように設計された牛の飼料

(2) センター整備事業に係る計画値等の設定、目標達成状況についての評価等

各補助事業等の実施要綱等によれば、センターを整備しようとする事業主体は、整備するセンターの利用計画等に係る具体的な数値(以下「計画値」という。)等を設定し、これを記載した事業実施計画を作成して都道府県又は地方農政局等(以下「農政局等」という。)に提出することとされており、都道府県又は農政局等は、提出された事業実施計画について採択要件に適合しているかなどを審査することとされている。事業実施計画においては、一般に、TMR の製造量、センター又は受益農家における飼料自給率等の計画値が設定されている。また、各補助事業等の実施要綱等においては、計画値について、必ずしも目標年度(達成見込み年度等を含む。以下同じ。)を設定することとはなっておらず、その達成状況についての評価等を行うこととはなっていない。

一方、各補助事業等のうち、強い農業づくり交付金等の交付金事業に係る実施要綱等によれば、事業主体は、計画値に加えて、センター又は受益農家における飼料自給率の向上等に資する成果目標及びその目標年度を事業実施計画に記載することとされている。そして、事業主体は、成果目標の達成状況について自ら評価を行い、都道府県は、事業実施計画における成果目標が達成されていない場合には、当該事業主体に対して必要な改善措置を指導し、また、農政局等は、都道府県からの報告を受けて、成果目標の達成度等の評価を行い、必要に応じて都道府県を指導することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、センター整備事業について、事業実施計画における計画値

及び成果目標(以下「計画値等」という。)は達成されているか、計画値等の達成状況の確認、改善に向けた指導等は十分に行われているかなどに着眼して、TMRの製造量、飼料自給率等の計画値等が設定されている事業実施計画(目標年度が平成27年度以降に設定されているものを除く。^(注2))に基づき、5年度から24年度までの間に11道県管内の33事業主体が実施した50センターに係るセンター整備事業計64事業(事業費計177億1297万余円、国庫補助金等交付額計84億6024万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、上記11道県のうち熊本県を除く10道県から計画値等の達成状況等に関する調書を徴してその内容を分析するとともに、貴省本省、上記11道県のうち岩手県を除く10道県及びその管内の25事業主体において、事業実施計画の内容、計画値等の達成状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 11道県 北海道、青森、岩手、長野、静岡、鳥取、長崎、熊本、大分、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査の対象とした50センターについて、計画値等に対する実績値の割合(以下「目標達成率」という。)等を検査したところ、7センター(7事業主体、事業費計11億6380万余円、国庫補助金等交付額計5億2591万円)において次のような事態が見受けられた((1)及び(2)の事態には重複しているものがある。)

(1) TMRの製造量に係る計画値の達成状況等

上記の50センターについては、いずれも事業実施計画においてTMRの製造量が計画値として設定されている。目標年度(目標年度が設定されていない場合は26年度)におけるTMRの製造量に係る計画値の達成状況をみると、21センター(全体の42.0%)は目標を達成していたが、残りの29センター(同58.0%)は目標を達成しておらず、これらが全体の過半を占めていて、このうち目標達成率が50%以上100%未満のものが24センター、50%未満のものが5センター^(注3)(5事業主体、事業費計6億5791万余円、国庫補助金等交付額計2億9712万余円)となっていた。

目標を達成していた21センターについて、その要因を道県に確認したところ、地域の農家からTMRの原料となる自給飼料を調達したり、市町村等から技術指導や情報提供を受けたりするなどして、地域の農家、市町村等との連携が円滑に行われたことよるとしているものが13センター(21センターの61.9%)と最も多くなっていた。

一方、目標を達成していなかった29センターについて、その要因を同様に確認したところ、受益農家における牛の増頭が予定どおり進まなかったことなどからTMRの需要が減少したためという外的要因を挙げているものが18センター(29センターの62.1%)と最も多くなっており、地域の農家、市町村等との連携が円滑に行われなかったことを要因として挙げているものは3センター(同10.3%)と少数にとどまっていた。

そこで、目標を達成していなかった上記29センターのうち、目標達成率が50%未満と低調になっていた5センターについて、その具体的な要因を事業主体に更に聴取するなどしたところ、次のとおりとなっていた。

(注3) 5センター ゆうき青森(事業主体らくのう青森農業協同組合)、ティーエムアール鳥取(同有限会社ティーエムアール鳥取)、八代(同熊本県酪農業協同組合連合会)、徳之島町(同大島郡徳之島町)、伊江(同沖縄県農業協同組合)各TMRセンター

ア TMR の原料となる自給飼料等を全く又は十分に調達できなかつたことなどによるもの

5センターのうち4センターは、市町村等からの技術指導を十分に活用するなどしなかつたため自給飼料の栽培やTMRの調製・保管に失敗したり、地域の農家等と事前に自給飼料等の提供を受けることについて交渉を行うなどしなかつたため自給飼料等を全く又は十分に調達できなかつたりしていた。この結果、不足するTMRの原料を地域の農家等以外から自給飼料等よりも割高な金額で購入したためTMRの販売単価が高くなり、需要が減少したことなどから、TMRの製造量を削減したり製造を中止したりしていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

沖縄県農業協同組合は、平成17年度に、強い農業づくり交付金事業により、事業費1897万余円(交付金交付額599万円)で沖縄県国頭郡伊江村に伊江TMRセンターを整備している。同組合は、同センターの事業実施計画において、TMRの製造量を年間2,134tとする計画値(目標年度は設定していない。)及び飼料自給率を16年度の0%から目標年度の19年度に20%まで向上させるとする成果目標を設定していた。

同センターは、TMRの試作段階において自給飼料として牧草の活用を試みたものの、同村や同県から技術指導を受けるなどしなかつたため、カビが発生するなどTMRの品質に問題が生じたことなどから自給飼料の活用を断念し、18年7月の本稼働後は輸入飼料のみを原料としてTMRを製造していた。

その後、輸入飼料の価格が高騰し、TMRの販売単価が高くなったことなどから、TMRの製造量の実績は18年度の1,097t(目標達成率51.4%)をピークに減少し、25年4月以降、同センターはTMRの製造を全く行っておらず、26年度におけるTMRの製造量に係る目標達成率は0%となっていた。また、成果目標として設定した飼料自給率の目標達成率も19年度以降0%のままとなっていた。

同県は、20年度に、同組合から成果目標の達成状況に係る評価結果等の報告を受けて、同センターの成果目標が全く達成されていなかったことなどを把握していたものの、同組合に対して改善措置の指導を十分に行っておらず、また、同県から報告を受けた沖縄総合事務局も、同県に対して十分に指導を行っていなかった。

<事例2>

鹿児島県大島郡徳之島町は、平成23年度に、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金事業により、事業費1億7991万余円(交付金交付額7367万余円)で同町に徳之島町TMRセンターを整備している。同町は、同センターの事業実施計画において、TMRの製造量を年間7,428tとする計画値を設定していた(目標年度は設定していない。)

同センターは、自給飼料としてさとうきびを栽培することとしていたが、栽培技術が未熟であったにもかかわらず、同県から指導を受けるなどしなかつたため、十分な量の自給飼料を栽培することができなかった。そして、同県は、26年6月及び27年2月に、同センターに対して近隣地区において生産されたさとうきびをTMRの原料として利用するなどするよう指導を行ったとしているものの、近隣地区のさとうきびの利用等が進まなかつたことなどから、原料が不足し、TMRの製造量の実績は26年度で319t(目標達成率4.3%)と低調に

なっていた。

なお、27年4月の本院の会計実地検査を受けて、同年7月に、同県が同町に対して原料に占めるさとうきびの割合を少なくして牧草の割合を多くするなどするよう指導を行った結果、同センターの27年度におけるTMRの製造量の実績は4,012t(同54.0%)と相当程度の改善がみられた。

イ 受益農家の求める配合割合や栄養分に適合したTMRを製造していなかったことによるもの

アの事態の4センターを除く残りの八代TMRセンター(事業主体熊本県酪農業協同組合連合会)は、受益農家の要望を十分に把握しておらず、受益農家が求めるTMRの原料となる飼料の配合割合や栄養分に適合したTMRを製造していなかったため、TMRの需要が減少したことなどから、TMRの製造量は、年間13,841tとする計画値に対して26年度の実績値が6,069t(目標達成率43.8%)と低調になっていた。

なお、26年12月の本院の会計実地検査に際して、熊本県が事業主体に対してTMRの原料となる飼料の配合割合等の見直しなどについて指導を行った結果、同センターの27年度におけるTMRの製造量の実績値は9,219t(同66.6%)と一定程度の改善がみられた。

(2) 飼料自給率等に係る計画値等の達成状況等

前記50センターのうち13センターについては、事業実施計画において、センター又は受益農家における飼料自給率のほか、飼料自給率の向上に資する自給飼料の増産、エコフィードの利用の拡大等に係る数値が計画値等として設定されている。目標年度(目標年度が設定されていない場合は26年度)における飼料自給率等に係る計画値等の達成状況をみると、7センター(13センターの53.8%)は目標を達成していたが、残りの6センター(同46.2%)は目標を達成しておらず、このうち目標達成率が50%以上100%未満のものが3センター、50%未満のものが3センター^(注4)(3事業主体、事業費計5億2486万余円、国庫補助金等交付額計2億3477万余円)となっていた。

目標を達成していた7センターについて、その要因を道県に確認したところ、地域の農家からTMRの原料となる自給飼料を調達したり、センターが自ら自給飼料を生産するために地域の農家から農地を借り入れたり、食品加工工場等からエコフィードの提供を受けたりするなどして、TMRの製造に必要な量の自給飼料等を調達できたことなどによるものとしていた。

上記のうち、地域の農家から農地を借り入れてセンターが自ら自給飼料を生産していた参考事例を示すと、次のとおりである。

<参考事例>

らくのう青森農業協同組合は、平成17年度に、強い農業づくり交付金事業により、事業費2億6725万余円(交付金交付額1億3362万余円)で青森県上北郡東北町にセンターの施設を整備した上で、貴省の承認を受けて農事組合法人北栄トラクター利用組合に譲渡しており、同法人が北栄TMRセンターの運営を行っている。らくのう青森農業協同組合は、同センターの事業実施計画において、受益農家における飼料自給率を16年度の59.5%から目標年度の19年度に63.9%まで向上させるとする成果目標を設定していた。

同センターは、地域の農家と交渉を行って農地を借り入れ、TMRの原料となるとうもろこ

し及び牧草を自ら生産して、自給飼料を大量に調達しており、受益農家における飼料自給率は、19年度において65.9%（目標達成率103.1%）となっていた。

一方、目標を達成していなかった6センターのうち、目標達成率が50.0%未満と低調になっていた3センターは、市町村等からの技術指導や情報提供を十分活用するなどしなかったため自給飼料の保管等に失敗したり、食品加工工場等と事前に交渉を行うなどしなかったためエコフィードの提供を受けることができなかつたりして、自給飼料を十分に調達できなかつたことが目標達成率が低調になっている要因となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

浜名酪農業協同組合は、平成20年度に、強い農業づくり交付金事業により、事業費4億8489万円（交付金交付額2億1878万余円）で静岡県浜松市に浜名酪農業協同組合TMRセンターを整備している。同組合は、同センターの事業実施計画において、自給飼料である青刈りとうもろこしの生産量を年間8,000tとする計画値を設定していた（目標年度は設定していない）。

同センターは、耕作放棄地を開拓して青刈りとうもろこしを生産することとしていたが、その栽培、保管方法等に関する技術が十分でなかつたため、収穫した青刈りとうもろこしの一部が発酵不良によって変質したことなどから、青刈りとうもろこしの26年度における生産量の実績は1,883t（目標達成率23.5%）と低調になっていた。

なお、計画値については達成状況を評価することとなっておらず、同県は、目標達成率が低調になっていたことについての原因分析や改善に向けた指導を行っていなかった。

（注4） 3センター 浜名酪農業協同組合（事業主体浜名酪農業協同組合）、中野固形粗飼料（同農事組合法人中野固形粗飼料）、伊江（同沖縄県農業協同組合）各TMRセンター

(1)及び(2)のとおり、計画値等を達成していたセンターについては、その主な要因として、地域の農家からTMRの原料となる自給飼料を調達したり、市町村等から技術指導や情報提供を受けたりするなどしていたことが挙げられており、計画値等の達成のためには、地域の農家、市町村等との連携を図ることが重要であると考えられるが、TMRの製造量や飼料自給率等に係る目標達成率が低調になっていた7センターについては、このような地域の農家、市町村等との連携が十分に図られていなかった。

（改善を必要とする事態）

センター整備事業により整備されたセンターについて、地域の農家、市町村等との連携が十分に図られておらず、TMRの製造量や飼料自給率等に係る目標達成率が50%未満と低調になっているものがあるなど、事業効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、事業主体において地域の農家、市町村等と連携することの重要性についての理解が十分でないことにもよるが、主として次のことによると認められる。

ア 県において、地域の農家、市町村等と連携することの重要性について事業主体に周知していないこと及び事業実施計画の審査に当たり地域の農家、市町村等と連携することについての審査が十分でないこと、また、県及び市町村において、センターに十分に技術指導

や情報提供を行うなどしてセンターとの円滑な連携を図っていないこと

- イ 貴省において、計画値等の達成状況の確認、達成されていない場合の原因分析及びこれに基づく改善に向けた指導を十分に行うことについての県及び農政局等に対する指導が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、畜産農家への良質な飼料の供給を推進するとともに、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産への転換を図ることなどを目的として、今後も引き続きセンター整備事業に対する交付金等の交付を実施するとしている。

については、貴省において、センター整備事業に係る事業効果が十分に発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 都道府県に対して、地域の農家から TMR の原料となる自給飼料を調達したり、市町村等から技術指導や情報提供を受けたりすることなどにより、地域の農家、市町村等と連携することの重要性について事業主体に周知するとともに、事業実施計画の審査に当たってはセンターと地域の農家、市町村等との連携について十分に審査するよう指導すること、また、都道府県及び市町村に対して、センターに十分に技術指導や情報提供を行うなどしてセンターとの円滑な連携を図るよう要請すること

- イ 都道府県及び農政局等に対して、計画値等の達成状況の確認、達成されていない場合の原因分析及びこれに基づく改善に向けた指導を十分に行うよう指導するとともに、事業主体に対する指導で得られた知見や事業効果が発現しているセンターの取組事例が他のセンターにおいても有効に活用されるよう、事業主体に対して指導を行う際の留意事項や事例集等を取りまとめるなどして周知すること

- (6) 経営体育成支援事業について、経営改善目標の設定や達成状況の確認等を適切に行うことにより事業の効果が十分に発現するようにするとともに、目標の設定や達成状況の確認に係る資料を一定期間保存することによりこれらが適切に行われているかの検証が行えるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業経営対策費
部 局 等	農林水産本省、7 農政局、沖縄総合事務局
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	市町村 4、地域協議会 170、計 174 協議会等
補助事業	経営体育成支援事業
補助事業の概要	意欲ある農業経営体等の育成・確保を図ることを目標として、農業用機械、施設等の導入等について助成を行うもの
検査の対象とした 174 協議会等における経営改善目標数、当該目標を設定した経営体数及びこれに係る助成対象事業費	4,730 経営改善目標 1,433 経営体 74 億 8707 万余円 (平成 23、24 両年度)

数値目標の目標値が実現状況以下に設定されていた経営改善目標数、当該目標を設定した経営体数及びこれに係る助成対象事業費	135 経営改善目標	121 経営体	6 億 3353 万余円 (平成 23、24 両年度)
上記に係る国庫補助金相当額(1)			1 億 8463 万円
達成されたとしていたが実際には達成されていなかった経営改善目標数、当該目標を設定した経営体数及びこれに係る助成対象事業費	179 経営改善目標	164 経営体	7 億 9657 万余円 (平成 23、24 両年度)
上記に係る国庫補助金相当額(2)			2 億 4291 万円
(1)及び(2)の純計		264 経営体	3 億 9344 万円
数値目標の妥当性を確認できない経営改善目標数、当該目標を設定した経営体数及びこれに係る助成対象事業費	1,161 経営改善目標	745 経営体	39 億 7216 万余円 (平成 23、24 両年度)
上記に係る国庫補助金相当額(3)			11 億 7506 万円
実際の達成状況を確認できない経営改善目標数、当該目標を設定した経営体数及びこれに係る助成対象事業費	82 経営改善目標	75 経営体	3 億 7944 万余円 (平成 23、24 両年度)
上記に係る国庫補助金相当額(4)			1 億 2690 万円
(3)及び(4)の純計		770 経営体	12 億 2466 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

経営体育成支援事業における経営改善目標の設定及びその達成状況の確認等について

(平成 28 年 10 月 20 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 経営体育成支援事業の概要等

(1) 経営体育成支援事業の概要

貴省は、平成 23 年度から 27 年度までの間に、経営体育成支援事業実施要綱(平成 23 年 22 経営第 7296 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等に基づき、経営体育

成支援事業を実施する地域協議会等(以下「協議会等」という。)に対して、農業経営対策事業費補助金等の国庫補助金計 444 億 0139 万余円を交付している。

経営体育成支援事業は、意欲ある農業経営体等(25年度以降に実施する事業においては人・農地プランにおいて中心経営体^(注1)に位置付けられている者等。以下、これらを合わせて「経営体」という。)の育成・確保を図ることを目標として、事業主体である協議会等が経営規模の拡大や経営の多角化等に取り組む経営体に対してトラクター等の農業用機械やビニールハウス等の施設等(以下「機械等」という。)の導入等に係る費用に所定の補助率を乗ずるなどして算定した額を助成するものである。そして、貴省は、協議会等に対して(25年度以降に実施する事業においては都道府県を通じて)、上記の助成事業に要する経費について国庫補助金を交付している。

(注1) 人・農地プランにおいて中心経営体^(注1)に位置付けられている者 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のために作成された人・農地プランにおいて今後の地域の中心となる経営体として位置付けられている者

(2) 成果目標及び経営改善目標の設定

実施要綱等によれば、協議会等は、協議会等の活動地域や集落等(25年度以降に実施する事業においては人・農地プランを作成する地域等)を単位とする事業実施地区ごとに、経営体の育成・確保を図るために行う具体的な取組の内容及びその取組についての成果目標を定めた経営体育成支援計画(以下「支援計画」という。)を作成して、目標の達成に向けて事業を実施することとされている。

そして、成果目標は、農業の6次産業化、経営面積の拡大、新規作物の導入、農産物の品質向上、生産コストの縮減等の目標項目(表1参照)について、次のように設定することとされている。

① 助成対象となる経営体は、原則として実施要綱等に定められた目標項目から、事業の実施により達成が見込まれる目標項目を一つ以上(25年度以降に実施する事業においては原則として二つ以上)選択し、選択した目標項目に係る事業計画時の現状値(以下「現状値」という。)を基準とするなどして、事業実施年度の翌々年度(以下「目標年度」という。)に達成することを目標とした数値目標(農産物の直売数量、拡大後の経営面積、一等米の比率等)、又は計画時点で未実施である目標項目について目標年度までに実施することなどを目標とした定性的目標(農業経営の法人化等)を設定する(以下、各経営体が設定するこれらの目標を「経営改善目標」という。)

表1 成果目標及び経営改善目標の目標項目等(平成23年度に実施する事業の場合)

成果目標の目標項目	経営改善目標		
	目標項目	目標の内容	
農業の6次産業化	農業の6次産業化	農産物の加工、直売又は契約栽培等の拡大に取り組むなど	数値目標
経営面積の拡大	経営面積の拡大	現状より経営面積を拡大する	数値目標
	耕作放棄地の解消	過去1年以上無作付の農地を対象として、所有権又は賃借権等により経営規模を拡大する	数値目標
農業経営の法人化等	農業経営の法人化	目標年度までに法人化する	定性的目標
新規作物の導入	新規作物の導入	新たな作物等の導入に取り組む	数値目標
農産物の品質向上	農産物の品質向上	栽培及び管理技術の改善等により農産物の品質向上に取り組む	数値目標
生産コストの縮減	生産コストの縮減	栽培及び管理技術の改善等により生産コストの縮減に取り組む	数値目標
集落営農組織の育成(注)	—		
新規就農者の育成・確保(注)			
雇用者の確保	雇用者の確保	雇用者の増加に取り組む	数値目標
家族経営協定	家族経営協定	新たに家族経営協定を締結する	定性的目標
環境への配慮	環境への配慮	環境と調和のとれた農業生産活動の取組みに関する点検を行い、点検シートを協議会等に提出する	定性的目標

(注) 「集落営農組織の育成」及び「新規就農者の育成・確保」については、それぞれ、集落営農又は新規就農者である経営体の数を成果目標の目標値とするものであり、経営体が設定する経営改善目標ではない。

② 協議会等は、目標項目ごとに、経営改善目標を達成する経営体の数等を目標値として、事業実施地区における成果目標を設定する。

そして、実施要綱等によれば、設定する経営改善目標については、経営体における経営改善効果が見込まれるものであり、目標の達成に向けて経営体が経営改善に取り組むものであるとされている。このため、貴省は、経営改善目標として数値目標を設定するに当たり、数値目標の目標値を現状値以下に設定することは、当該目標値が現状値に対して経営改善効果が見込まれるものとはならず、適切ではないとしている。

(3) 成果目標の達成状況の報告、評価、指導等

実施要綱等によれば、協議会等は、目標年度の翌年度の7月末までに、事業実施地区ごとの目標年度における成果目標の達成状況等について記載した経営体育成支援事業目標達成状況報告書(以下「達成状況報告書」という。)を地方農政局長等(25年度以降に実施する事業においては都道府県知事。以下同じ。)に提出することとされている。また、達成していない成果目標がある場合は、達成状況報告書に目標達成に向けた具体的な改善措置等を記載して提出することとされている。この報告を受けた地方農政局長等は、成果目標等の達成状況の評価を行い、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、目標年度の翌々年度までの間、当該目標が達成されるよう協議会等に対して指導等を行うことなどとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

経営体育成支援事業における成果目標の達成状況について、貴省は、26年度までに目標年度に達した事業では、目標年度において成果目標の目標値の約8割が達成されているとしている。しかし、成果目標の達成により経営体において経営改善効果が発現するためには、当該成果目標が経営改善効果が見込まれるよう適切に設定されていることが前提となる。また、前記のとおり、成果目標の達成状況等について評価を実施し、達成されていない場合には改善指導等を行うことなどにより、その達成を図ることとされているため、達成状況を客観的に確認することが必要である。そして、協議会等が設定する成果目標においては、経営改善目標を達成する経営体の数等を目標値とすることとなっているため、協議会等が成果目標を達成して、事業の効果を十分に発現させるためには、協議会等において、各経営体に対して適切な経営改善目標を設定させた上で、その達成状況を確認し、十分でない場合には改善措置を講ずることが必要である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、経営改善目標は適切に設定されているか、経営改善目標の達成状況の確認等は適切に行われているかなどに着眼して、貴省本省及び8農政局等管内の24道府県に所在する174協議会等が23、24両年度に延べ689地区で実施して、26年度までに目標年度に到達している経営体育成支援事業を対象として検査した。

検査に当たっては、174協議会等において、助成対象となった1,433経営体(助成対象事業費計74億8707万余円、国庫補助金交付額計24億2132万余円)が設定した経営改善目標、その達成状況等に関する調書を徴するとともに、達成状況報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 8農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局

(注3) 24道府県 北海道、京都府、青森、秋田、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、愛知、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 経営改善目標の設定状況

前記の1,433経営体が設定した4,730件の経営改善目標のうち、数値目標を設定している3,761件についてみると、表2のとおり、数値目標の設定に当たり、協議会等が数値を客観的に確認できる資料(以下「客観資料」という。)により現状値の確認を行ったとしているものが1,834件(3,761件の48.7%)、客観資料によらず各経営体からの聞き取りなどにより確認を行ったとしているものが1,927件(同51.2%)となっていた。

ア 数値目標の目標値が実際の現状値以下となっており、経営改善効果が見込まれるものとなっていなかった事態

上記の1,927件において、各経営体は、農産物の直売数量、経営面積、一等米の比率等を現状値より向上させるとして数値目標を設定していた。

しかし、その設定に当たって基準とした農産物の直売数量、経営面積、一等米の比率等の現状値(以下「設定現状値」という。)について、協議会等を通じて各経営体等から農

地基本台帳、営農計画書、農産物の販売に係る資料等の客観資料の提供を受けるなどして実際の現状値(以下「実現値」という。)を確認したところ、表2のとおり、客観資料の提供を受けることができた766件のうち289件については、設定現状値が実現値を下回っていた。そして、このうち113件については、数値目標の目標値が実現値以下となっていて、これを達成したとしても経営改善にならないものとなっていた。

また、協議会等が客観資料により設定現状値の確認を行ったとしている1,834件のうち85件については、協議会等による集計や転記の誤りなどのため、設定現状値が実現値を下回っていた。そして、85件のうち22件については、数値目標の目標値が実現値以下で設定されていた。

表2 協議会等による現状値の確認状況及び本院による確認結果 (単位：件)

		協議会等による現状値の確認状況		本院による現状値の確認結果				
				客観資料により確認することができたもの	766	設定現状値が適切であったもの		477
検査の対象とした経営改善目標数	3,761	聞き取りなどにより確認を行ったとしているもの	1,927			客観資料により確認することができたもの	766	
				289	目標値が実現値を上回っていたもの			176
					目標値が実現値以下となっていたもの			113
					客観資料により確認することができなかったもの	1,161		
			客観資料により確認を行ったとしているもの	1,834	設定現状値が適切であったもの		1,749	
					85	目標値が実現値を上回っていたもの	63	
目標値が実現値以下となっていたもの						22		

このように、設定現状値が実現値を下回っていた前記の289件及び85件、計374件の数値目標については、現状値の確認が客観資料に基づいて適切に行われていなかったり、集計等の誤りがあったりなどしたため、設定現状値が計画時における経営体の経営状況の実態を正確に反映したものとなっていなかった。そして、これらのうち、数値目標の目標値が実現値以下となっていた前記の113件及び22件、計135件(3,761件の3.5%、客観資料で確認できた計2,600件の5.1%)。当該数値目標を設定した経営体の数121経営体、国庫補助金相当額計1億8463万余円)については、数値目標の目標値が実現値に対して経営改善効果が見込まれるものとなっておらず、数値目標が適切に設定されていないと認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

小野市農業再生協議会(兵庫県小野市所在)は、平成23年度に下東条地区において経営体育成支援事業を実施し、機械等を導入した3経営体に対して助成金を交付している(助成対象事業費計861万余円、国庫補助金相当額計255万余円)。

そして、上記3経営体のうち1経営体(助成対象事業費566万円、国庫補助金相当額169万余円)は、農産物の品質向上等の三つの経営改善目標を設定して、その達成に向けた取組のためにコンバイン1台を導入している。この経営体は、上記経営改善目標のうち農産物の品質向上について、一等米比率の現状値が30%であるとして、これを90%に向上させると

いう数値目標を設定し、同協議会は、この現状値についてこの経営体からの聞き取りにより確認したとしていた。

しかし、米の販売先である農業協同組合からの精算金振込通知書により確認したところ、一等米比率の実現状値は100%となっており、数値目標の目標値として設定した90%は実現状値を下回っており、また、現状値よりも一等米比率を向上させて経営改善効果を発現させることができないものとなっており、設定した数値目標が適切なものとなっていなかった。

イ 客観資料が保存されておらず、数値目標の妥当性を確認することができないものとなっていた事態

前記1,927件のうち1,161件(3,761件の30.8%。当該数値目標を設定した経営体の数745経営体、国庫補助金相当額計11億7506万余円)については、客観資料が保存されておらず、設定現状値が適切であるかを確認することができず、数値目標の妥当性について検証できないものとなっていた。

(2) 経営改善目標の達成状況の確認等について

前記の1,433経営体が設定した4,730件の経営改善目標のうち、数値目標が適切に設定されていたと認められるもの及び定性的目標を設定していたものであって、26年度までに経営改善目標を達成したとしていたもの計2,550件についてみると、表3のとおり、経営改善目標の達成状況の確認に当たり、協議会等が客観資料により数値目標に係る実績値や定性的目標に係る実績(以下、両者を合わせて「実績値等」という。)の確認を行ったとしているものが2,132件(2,550件の83.6%)、客観資料によらず各経営体からの聞き取りなどにより確認を行ったとしているものが418件(同16.3%)となっていた。

ア 協議会等において経営改善目標を達成したとしていたが、実際には達成していなかった事態

上記の418件において、各経営体は、農産物の直売数量、経営面積、一等米の比率等について数値目標を設定するなどし、実績値等はこれを上回るなどして目標を達成したとしていた。

しかし、実績値等について、協議会等を通じて各経営体等から客観資料の提供を受けるなどして確認したところ、表3のとおり、客観資料の提供を受けることができた336件のうち114件については、目標年度における実際の農産物の直売数量、経営面積、一等米の比率等の実績値等は経営体からの聞き取りなどによる数値を下回るなどしており、経営改善目標を達成していなかった。

また、協議会等が客観資料により実績値等の確認を行ったとしている2,132件のうち65件については、協議会等による集計や転記の誤りなどのため、実際には経営改善目標を達成していなかった。

表3 協議会等による実績値等の確認状況及び本院による確認結果

(単位：件)

		協議会等による実績値等の確認状況		本院による実績値等の確認結果			
検査の対象とした経営改善目標数	2,550	聞き取りなどにより確認を行ったとしているもの	418	客観資料により確認することができたもの	336	実際に経営改善目標を達成していたもの	222
						実際には経営改善目標を達成していなかったもの	114
				客観資料により確認することができなかったもの	82		
		客観資料により確認を行ったとしているもの	2,132	実際に経営改善目標を達成していたもの	2,067		
実際には経営改善目標を達成していなかったもの	65						

第3章 第1節 第10 農林水産省

このように、前記の114件及び65件、計179件(2,550件の7.0%)。当該経営改善目標を設定した経営体の数164経営体、国庫補助金相当額計2億4291万余円)の経営改善目標については、実績値等の確認が客観資料に基づいて行われていなかったり、集計等の誤りがあったりなどしたため、実際には数値目標等を達成していなかったのに、協議会等において達成したと評価していた。このため、実際には経営改善目標を達成しておらず経営改善効果が十分に発現しているとは認められないにもかかわらず、協議会等において、経営改善目標の達成に向けた具体的な改善措置を検討して、経営体に改善措置に基づいた取組を行わせるなどの措置が講じられていない事態となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

仙北市地域農業再生協議会(秋田県仙北市所在)は、平成24年度に仙北市地区において経営体育成支援事業を実施し、機械等を導入した15経営体に対して助成金を交付している(助成対象事業費計6651万余円、国庫補助金相当額計1927万余円)。

そして、上記15経営体のうち1経営体(助成対象事業費505万余円、国庫補助金相当額144万余円)は、経営面積の拡大等の三つの経営改善目標を設定して、その達成に向けた取組のためにトラクター等一式を導入している。この経営体は、上記経営改善目標のうち経営面積の拡大について、水稲作付面積を現状値の2,050aから2,500aに拡大させるという数値目標を設定していた。そして、目標年度における水稲作付面積について、同協議会は、この経営体からの聞き取りにより確認して、水稲作付面積が2,500aとなり数値目標を達成したと評価していた。

しかし、営農計画書により確認したところ、目標年度における実際の水稲作付面積は1,923a(現状値より127a減少)となっていて、数値目標を達成しておらず、経営改善効果が発現していなかった。

イ 客観資料が保存されておらず、経営改善目標の達成状況を確認することができない事態

前記418件のうち82件(2,550件の3.2%)。当該経営改善目標を設定した経営体の数75経営体、国庫補助金相当額計1億2690万余円)については、客観資料が保存されておらず、実際に経営改善目標を達成しているかを確認することができなかった。

(1)ア及び(2)アのとおり、264経営体(両事態の重複分を除く。国庫補助金相当額計3億

9344 万余円)が設定した 314 件の経営改善目標について、経営改善目標における数値目標の設定や経営改善目標の達成状況の確認等が適切に行われていなかった。また、(1)イ及び(2)イのとおり、770 経営体(両事態の重複分を除く。国庫補助金相当額計 12 億 2466 万余円)が設定した 1,243 件の経営改善目標については、数値目標の妥当性や経営改善目標の達成状況を確認することができなかった。

(改善を必要とする事態)

協議会等において、経営体の経営改善目標における数値目標の目標値が現状値に対して経営改善効果が見込まれるものとなっていなかったり、実際には経営改善目標を達成しておらず経営改善効果が十分に発現しているとは認められないにもかかわらず目標を達成したと評価して、必要な改善措置が講じられていなかったりしている事態や、客観資料が保存されていなかったことなどにより、経営改善効果や改善措置の必要性を検証することができなくなっている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、主として次のことによると認められる。

- ア 協議会等において、各経営体の経営改善目標に係る現状値及び実績値等を正確に確認することが、適切な数値目標を設定したり、経営改善目標の達成状況を適切に確認して経営改善効果を適切に把握することにより各経営体に対する改善措置を適切に講じたりなどする上で重要であることについての理解が十分でなく、経営体からの聞き取りなどのみにより確認していること
- イ 貴省において、協議会等が経営改善目標に係る現状値及び実績値等を客観資料により確認し、当該資料を一定期間保存することについて実施要綱等に定めておらず、また、現状値及び実績値等の確認の重要性について、協議会等に対する指導が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、農業従事者の減少と高齢化が進む中であって、中心経営体等を育成及び確保することなどにより、農業の持続的発展を図りつつ、国民への食料の安定供給を図るために、28 年度以降も引き続き、経営体育成支援事業を実施することとしている。

については、貴省において、経営体による経営改善目標の数値目標の設定や協議会等による経営改善目標の達成状況の確認等が適切に行われて、事業の効果が十分発現するようにするとともに、目標の設定や達成状況の確認等が適切に行われているかの検証が行えるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 実施要綱等において、経営改善目標に係る現状値及び実績値等について、協議会等が客観資料により確認を行うこと及び当該資料を協議会等において一定期間保存することを具体的に定めること
- イ 事務連絡を発出するなどして、協議会等において各経営体の経営改善目標に係る現状値及び実績値等を正確に確認することが、経営改善目標における数値目標を適切に設定したり、経営改善目標の達成状況を適切に確認して経営改善効果を適切に把握することにより各経営体に対する改善措置を適切に講じたりなどする上で重要であることを協議会等に周知すること
- ウ 経営改善目標を達成したとしていたが実際には達成していなかったものについては、協議会等に対して、改善措置について検討させて、必要に応じて経営体に対して経営改善に向けた取組を行わせるよう指導すること

- (7) 都市農村共生・対流総合対策事業の実施に当たり、数値目標の設定方法を定めるなどして数値目標を適切に設定させたり、取組の実施や数値目標の達成率が低調となっている事業主体に対して適時適切な重点指導を行うようにしたりするなどして、事業が適切に実施され、事業完了後に自立的、継続的な取組が実施されていくこととなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)都市農村交流等対策費	
部 局 等	農林水産本省、6 農政局	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者 (事業主体)	220 事業主体	
補助事業	都市農村共生・対流総合対策事業	
補助事業の概要	都市と農山漁村の共生・対流を推進し、もって農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図るために、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動を総合的に支援する事業	
数値目標が適切に設定されていない事業数及び事業費	134 事業	10 億 4449 万余円(平成 25 年度～27 年度)
上記に対する交付金交付額(1)		9 億 7518 万円
目標年度における取組の実施が低調となっている事業数及び事業費	8 事業	5289 万余円(平成 25、26 両年度)
上記に対する交付金交付額(2)		5127 万円
数値目標の達成率が低調となっている事業数及び事業費	21 事業	1 億 4849 万余円(平成 25、26 両年度)
上記に対する交付金交付額(3)		1 億 4441 万円
重点指導の仕組みが十分に活用されていない事業数及び事業費	27 事業	1 億 9044 万余円(平成 25、26 両年度)
上記に対する交付金交付額(4)		1 億 8481 万円
(1)から(4)までの純計		11 億 1960 万円(平成 25 年度～27 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

都市農村共生・対流総合対策事業の実施について

(平成 28 年 10 月 27 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

1 事業の概要

(1) 都市農村共生・対流総合対策事業の概要

(注1)
貴省は、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する集落連合体による地域の手づくり活動を支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流を推進することなどを目的として、平成25年度から、都市農村共生・対流総合対策事業(以下「共生・対流事業」という。)を実施する集落連合体等の事業主体に対して、都市農村共生・対流総合対策交付金(以下「交付金」という。)を交付しており、25年度から27年度までの交付金交付額は計51億3111万余円となっている。都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱(平成25年25農振第393号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)等によれば、共生・対流事業は、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動を行う取組(以下「集落連携推進対策」という。)等とされている。

(注1) 集落連合体 集落が他の集落、市町村、特定非営利活動法人等の多様な主体と連携して形成する連合体

(2) 共生・対流事業の要件等

実施要綱等によれば、共生・対流事業は、事業主体の立ち上がり段階の取組支援が主であるとされており、このうち集落連携推進対策については、自立的、発展的な取組であって、効果が見込まれることなどが事業採択の要件とされており、実施期間(交付金の交付対象となる期間)の上限を2年間とした上で、その翌年度である事業開始年度から3年目を事業の目標年度とすることとされている。

実施要綱等によれば、事業主体は、事業の応募に当たって、交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標を設定することとされており、都市農村共生・対流総合対策交付金公募要領(平成25年3月制定)等によれば、地方農政局等は、事業実施提案書(以下「提案書」という。)の採択に当たって、数値目標の設定は妥当であるか、事業完了後に自立的、継続的な取組が可能であるかなど、事業計画の有効性等について、外部有識者等による選定審査委員会の審査を経た上で提案書を採択することとされている。また、実施要綱等によれば、提案書が採択された事業主体は、集落連携推進対策において予定している体制整備、実践活動等の各種の取組項目、1年目から3年目までの毎年の交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標等を取りまとめた共生・対流促進計画(以下「促進計画」という。)を作成して、地方農政局長等に提出することとされ、地方農政局長等は、自立的、発展的な取組であることなどを要件として、実施要綱等に照らして適当であると認める場合は促進計画を承認することとされている。

(3) 共生・対流事業の評価等

実施要綱等によれば、共生・対流事業を実施する事業主体は、事業開始年度の翌年度から目標年度の翌年度までの毎年度、促進計画に定めた数値目標の達成状況等について評価(以下「自己評価」という。)を行い、地方農政局長等に報告することとされている。

そして、地方農政局長等は、自己評価の内容について、有識者から意見を聴取した上で、事業の実施状況、数値目標の達成状況等の各評価項目について、A(優良)、B(良好)、C(低調)の3段階で評価し、これらの結果を踏まえて、AからCまでの総合的評価

を行うこととされている(以下、これら一連の評価を「事業評価」という。)。事業評価に当たっては、事業完了後の持続可能な取組への展開につながるものであることに留意しなければならないとされており、総合的評価がCとされた事業については、より効果的、効率的かつ継続的なものとなるよう、事業主体に対して重点指導を実施することとされている。

重点指導は、地方農政局等が、事業評価において総合的評価がCとなった要因を分析し、目標の達成に向けた方策を検討した上で、取組の改善を図るために直接現地に赴くなどして実施するものである。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、促進計画における数値目標等は適切に設定されているか、共生・対流事業の各種の取組は促進計画に基づき適切に実施されているか、数値目標は達成されているか、事業評価及び重点指導は適切に実施されているかなどに着眼して、25年度から27年度までの間に220事業主体が実施した集落連携推進対策220事業(以下「220事業」という。事業費計27億3311万余円、交付金交付額計22億6154万余円)を対象として、^(注2)貴省本省及び6農政局において、促進計画の審査、事業評価等の状況を確認するとともに、上記の220事業主体から事業の実施状況に関する調書を徴した上で、このうちの166事業主体において、促進計画の内容、促進計画に定めた取組の実施状況、数値目標の達成状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 6農政局 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国各農政局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 数値目標が適切に設定されていなかった事態

前記のとおり、事業主体は、事業の応募に当たっては、交流人口、売上げ及び雇用に係る数値目標を設定することとなっており、地方農政局等は、提案書の採択及び促進計画の承認に当たって、数値目標の設定は妥当であるかなどについて審査することとなっている。

数値目標の設定状況についてみたところ、集落連携推進対策で実施することとした取組に対応した数値目標を設定するよう実施要綱等に明示されていないことから、取組の実施により交流が図られる人数ではなく、地域全体の年間の観光客数を交流人口の数値目標としたり、取組の実施により発生する売上げではなく、地域全体の年間の農産品販売額等を売上げの数値目標としたりするなど、集落連携推進対策で実施することとした取組と直接関連しない数値を目標としている事態が、220事業のうち134事業(220事業の60.9%。事業費計10億4449万余円、交付金交付額計9億7518万余円)において見受けられた。これらの事態は、数値目標が適切に設定されていないのに提案書の採択及び促進計画の承認がされているものであり、数値目標が適切でないため、数値目標の達成状況により事業の効果を的確に把握したり、適切な事業評価を行ったりすることができない状況となっていると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

築地松景観保全対策推進協議会(島根県出雲市所在)は、平成25、26両年度に、築地松散居景観の保全・活用の推進を図るとして、築地松の景観への関心を高めてもらうためのボランティアガイドの実施、築地松のライトアップイベントの実施等の取組項目から成る集落連携推進対策(事業費計614万余円、交付金交付額計559万余円)を実施している。

しかし、同協議会は、上記ライトアップイベントの実施等の取組に直接関連した交流人口、売上げ等ではなく、築地松散居景観を活用した共生・対流の推進により地域全体の交流人口等の増大が図られるとして、これらの取組と直接関連しない地域全体の観光施設の入込客数や地域全体の年間商品販売額、商店の従業員数等を数値目標として設定しており、これらの数値目標を基に提案書が採択され、促進計画が承認されていた。

そして、事業開始から2年目の26年度の数値目標の達成状況をみると、例えば、地域全体の観光施設の入込客数の達成率は100%となるなどしていたが、上記のとおり、実施された取組と直接関連しない数値目標となっていることから、取組の実施が達成状況に与えた影響が判別できず、事業の効果を的確に把握することなどができない状況となっていた。

(2) 取組の実施状況等

ア 取組の実施が低調となっている事態

前記のとおり、地方農政局等は、提案書の採択及び促進計画の承認に当たって、事業完了後に自立的、継続的な取組が可能かなどについて審査することとなっており、提案書が採択された事業主体は、集落連携推進対策において予定している各種の取組項目を取りまとめて作成した促進計画の承認を受けて、これに基づいて取組を実施することとなっている。

220事業のうち、27年度に目標年度が到来したのは134事業であった。このうち、促進計画において目標年度である3年目までの年度ごとに、体制整備、実践活動等の各種の取組項目を設定していた62事業について、これらの取組の実施状況をみると、事業開始から1年目及び2年目においては、促進計画に定めた取組項目の全てを実施していたものが1年目37事業、2年目33事業となっていた。そして、残りの事業については、取組項目の全ては実施していなかったものの、取組項目の半数以上は実施していた。

一方、目標年度である3年目においては、交付金の交付期間が終了した後、実施体制が整わなかったり、資金不足になったりしたことなどの理由により、促進計画に定めた取組項目の半数未満しか実施していない事態が8事業(62事業の12.9%。事業費計5289万余円、交付金交付額計5127万余円)において見受けられた。これらの事態は、提案書や促進計画に記載されて、事業完了後に自立的、継続的な取組が可能であるかについて審査を受け、採択及び承認がされている取組の実施が低調となっているものであり、自立的、継続的な取組へと展開できていない状況となっていると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

南種子元気なまちづくり推進協議会(鹿児島県熊毛郡南種子町所在)は、平成25、26両年度に、事業内容や地域の農産品等を紹介するためのウェブサイトを構築したり、グリーン・^(注)ツーリズムの実施に向けた課題を検討したりなどする集落連携推進対策(事業費計758万余

円、交付金交付額計 757 万余円)を実施している。

同協議会は、促進計画において、1年目には10項目、2年目には14項目の取組を実施し、目標年度である3年目(27年度)には、ITを活用した消費者とのネットワークづくり及び地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズムに係る20項目の取組を実施するなど自立的、継続的な取組を実施することとしていた。

しかし、同協議会は、1年目には10項目全て、2年目には14項目中9項目(64.2%)の取組を実施したものの、3年目には、関係団体との調整がつかず実施体制が整わなかったなどの理由により、20項目のうち、1年目及び2年目より少ない6項目(30.0%)の取組しか実施していなかった。そして、これらの20項目のうち、本件事業において重要な取組の一つであるグリーン・ツーリズムに係る実施状況についてみると、10項目中9項目を実施しておらず、グリーン・ツーリズムに関する課題の整理、検討等の取組1項目を実施していたにすぎなかった。

一方、本件事業に対する27年度における事業評価での事業の実施状況の評価及び総合的評価についてみると、2年目は取組の一部を実施していなかったものの、いずれの評価もBとなっており、本件事業は重点指導の対象となっていなかった。

(注) グリーン・ツーリズム 農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

イ 数値目標の達成率が低調となっている事態

27年度に目標年度が到来したアの134事業のうち、(1)のとおり数値目標が適切に設定されていなかったため、数値目標の達成状況により事業の効果を的確に把握できない状況となっている85事業を除く49事業について、数値目標の達成状況をみたとところ、目標年度における数値目標の全部又は一部が達成されていないものが39事業あった。

そこで、上記の39事業について、1年目及び2年目の数値目標の達成状況についても併せてみたとところ、実施体制が整わなかったり、集客のための広報活動が十分でなかったりしたことなどの理由により、各年度における数値目標の全部又は一部が達成されておらず、その達成率が30%未満と低調になっている事態が21事業(49事業の42.8%。事業費計1億4849万余円、交付金交付額計1億4441万余円)において見受けられた。これらの中には、目標年度において交流人口、売上げ及び雇用の数値目標のいずれについても達成率が30%未満となっているものも6事業あった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

メンタルヘルス・コンソーシアム協議会(石川県珠洲市所在)は、平成25、26両年度に、「農」を活用した医療・福祉との連携を図るとして、企業等を対象としたメンタルヘルスに係るプログラムの作成やそのプログラムの実施等の集落連携推進対策(事業費計895万余円、交付金交付額計865万余円)を実施している。

そして、同協議会は、交流人口についてはプログラム参加者数80人(1年目)、400人(2年目)、500人(3年目)、売上げについては上記対策の実施により発生する売上額1,200,000円(1年目)、4,500,000円(2年目)、7,500,000円(3年目)、雇用については同協議会による雇用者1人(各年とも同人数)を数値目標としていた。

しかし、雇用の数値目標は1年目及び2年目ともに達成していたものの、予定したプログ

ラムに対する集客が思わしくなかったため、交流人口及び売上げの数値目標の達成率は、それぞれ1年目90.0%、23.8%、2年目29.0%、7.4%と数値目標が達成されていなかった。そして、目標年度である3年目は交流人口22.8%、売上げ4.0%及び雇用0%といずれの数値目標もその達成率は30%未満と低調なものとなっていた。

一方、本件事業に対する26、27両年度における事業評価での数値目標の達成状況の評価は26年度B、27年度Cとされていたものの、総合的評価は両年度ともBとなっており、本件事業は重点指導の対象となっていなかった。

(3) 重点指導の仕組みが十分に活用されていない事態

前記のとおり、重点指導は、地方農政局等が、事業評価において総合的評価がCとなった事業について、その要因を分析するなどした上で、取組の改善を図るために実施するものである。

27年度に目標年度が到来した(2)ア及び(2)イの134事業について、目標年度である3年目に係る事業評価は会計実地検査時点でまだ実施されていなかったことから、既に実施されている1年目及び2年目についての事業評価の結果をみたところ、促進計画に定めた取組項目の半数未満しか実施していなかった8事業((2)アの事態)及び数値目標の達成率が30%未満と低調になっているものがあった21事業((2)イの事態)、重複分を除く純計27事業(事業費計1億9044万余円、交付金交付額計1億8481万余円)は、取組の実施や数値目標の達成率が低調となっており、当該評価項目の評価がCとされていたものの総合的評価はBとなる(事例3参照)などしていたため、実施要綱等に基づく改善に向けた重点指導の対象となっていなかった。

このように取組の実施や数値目標の達成率が低調である場合は、早期に改善策を講ずることが肝要であり、そのためには重点指導の仕組みを活用することが考えられるが、上記のとおり、現在の重点指導の仕組みにおいては、重点指導の対象とする事業を総合的評価がCとされたものに限定していることから、取組の実施や数値目標の達成率が低調である場合であっても重点指導が十分に活用されていない状況となっていると認められる。

なお、(1)から(3)までの事態について、重複分を除くと、155事業(事業費計11億9299万余円、交付金交付額計11億1960万余円)となる。

(改善を必要とする事態)

集落連携推進対策について、数値目標が適切に設定されていないのに提案書の採択及び促進計画の承認がされている事態、提案書や促進計画に記載され、事業完了後に自立的、継続的な取組が可能であるかについて審査を受け、採択及び承認がされている取組の実施が低調となっていたり、数値目標の達成率が低調となっていたりしている事態並びに取組の実施や数値目標の達成率が低調となっているにもかかわらず、重点指導が十分に活用されていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 貴省において、集落連携推進対策で実施する取組に対応したものとなるよう数値目標の設定方法を定めていないこと

イ 地方農政局等において、提案書の採択、促進計画の承認等に当たり、数値目標の設定の

妥当性や、事業完了後に自立的、継続的な取組へ展開していくことの重要性についての理解が十分でなく、また、貴省において、これについての指導が十分でないこと

ウ 事業主体において、促進計画で定め、承認を受けた取組を着実に実施するとともに、事業完了後に自立的、継続的な取組へ展開していくことの重要性についての理解が十分でなく、また、貴省において、これについての指導が十分でないこと

エ 貴省において、取組の実施や数値目標の達成率が低調となっている事業に対して重点指導を行うことの必要性についての理解が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、共生・対流事業の実施は、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、農山漁村の地域活性化と地域コミュニティの再生を図ることをもって、食料の安定供給等の多面的機能の発揮につながるものであるとして、28年度に新設された農山漁村振興交付金の制度に組み込んで、今後も引き続き実施していくこととしている。

については、貴省において、共生・対流事業が適切に実施され、事業完了後に自立的、継続的な取組が実施されていくこととなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 実施要綱等において数値目標の設定方法を定めるなどして、事業主体に対して、集落連携推進対策で実施する取組に対応した数値目標を適切に設定するよう指導すること

イ 地方農政局等に対して、提案書の採択及び促進計画の承認に当たり、数値目標の設定の妥当性及び事業完了後の自立的、継続的な取組への展開の可能性について適切に審査するよう指導すること

ウ 事業主体及び地方農政局等に対して、事業完了後に自立的、継続的な取組へ展開していくことの重要性について周知するとともに、重点指導の対象とする範囲を拡充するなどした上で、地方農政局等に対して、取組の実施や数値目標の達成率が低調となっている事業主体に対して適時適切な重点指導を行うように指導すること

(8) 漁港施設について、機能保全計画に基づいて機能保全工事や点検結果の記録及び保存を適切に実施するなどして、施設の効率的な維持管理が行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)水産基盤整備費
部 局 等	水産庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	道、県 14、市 81、町 33、村 5 計 134 事業主体
補助事業	水産物供給基盤機能保全事業
補助事業の概要	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るために、漁港・漁場施設の機能保全計画の策定等に要する経費について補助するもの
機能保全計画に沿って機能保全工事が実施されていない漁港数及びこれに係る機能保全計画策定事業費	5 漁港 7516 万余円(平成 21 年度～23 年度、25 年度)

上記に対する国庫補助金相当額(1)		3796 万円
日常点検の結果の記録及び保存が行われていない漁港数及びこれに係る機能保全計画策定事業費	27 漁港	2 億 4764 万余円(平成 24 年度～26 年度)
上記に対する国庫補助金相当額(2)		1 億 3378 万円
漁港台帳に添付すべき標準断面図が保存されていない漁港数及びこれに係る機能保全計画策定事業費	187 漁港	27 億 4202 万余円(平成 20 年度～27 年度)
上記に対する国庫補助金相当額(3)		16 億 5306 万円
(1)から(3)までの純計	213 漁港	17 億 8215 万円(背景金額)(平成 20 年度～27 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

機能保全計画に基づく漁港施設の維持管理について

(平成 28 年 10 月 28 日付け 水産庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 漁港施設の維持管理の概要

(1) 漁港の整備及び維持管理の概要

貴庁は、漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号。以下「整備法」という。)等に基づき、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図り、国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与するために、漁港の整備を推進して、その維持管理を適正に行うこととしている。漁港の整備は、都道府県、市町村等が事業主体となって、水産流通基盤整備事業等の補助事業等により実施されており、整備法に基づき、漁港の所在する都道府県又は市町村が漁港管理者となって、適正に漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずることとなっている。なお、利用範囲が全国的な漁港はその施設等が大規模になることから都道府県が、一方、利用範囲が地元の漁業を主とする漁港は市町村が漁港管理者となることが原則となっている。

(2) 漁港施設のストックマネジメントの概要

漁港は、防波堤、護岸等の外郭施設、岸壁、棧橋等の係留施設等の漁港施設から構成されている。

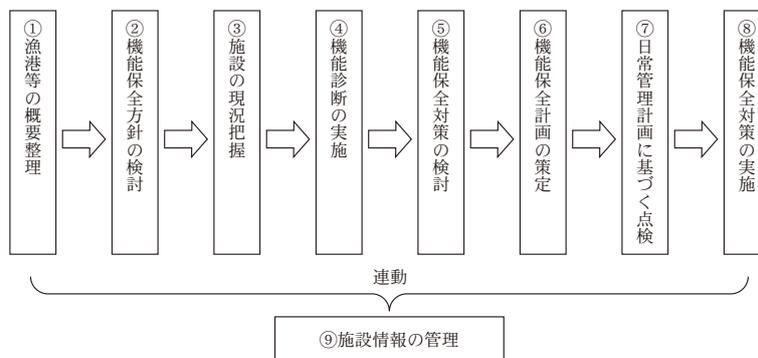
貴庁は、既存の漁港施設は高度経済成長期に整備されたものが多く、近年、老朽化が進行して、改良・更新の時期を迎えた施設が多くなっていることから、厳しい財政状況の中で、今後とも漁港施設等が適切な機能を継続的に発揮していくためには、効果的かつ効率

的な維持管理、更新等により長寿命化や更新コストの縮減を図ることが強く求められているとしている。

このため、貴庁は、漁港施設の維持管理に関して、従来のような事後保全中心の維持管理から予防保全を積極的に取り入れた戦略的な維持管理への転換が必要であるなどとして、漁港施設の適切な機能を維持するための基本的な考え方や検討手順、検討内容、施設情報の管理の在り方等を包括的に取りまとめた「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」(平成24年10月水産庁漁港漁場整備部。以下「ガイドライン」という。)を策定している。

ガイドラインによれば、漁港管理者において、施設の現況把握、機能診断の実施、機能保全対策の検討等の一連の検討過程を経て機能保全計画の策定を行い、同計画に定めた日常管理計画に基づく点検を行うとともに、計画的に機能保全対策を実施し、これらを通じて得られた一連の施設情報を蓄積及び活用して効率的な維持管理を行うなどの取組(以下「ストックマネジメント」という。)が重要であるとされている(図1参照)。

図1 漁港施設のストックマネジメントの概要(フロー)



(注) 水産庁のガイドラインを基に作成した。

そして、貴庁は、水産基盤整備事業補助金交付要綱(平成13年12水港第4494号)、水産物供給基盤整備事業等実施要領(平成13年12水港第4457号)等に基づき、平成20年度に水産物供給基盤機能保全事業を創設して、機能保全計画の策定を行い、同計画に基づく漁港施設等の機能保全対策を実施するための工事(以下「機能保全工事」という。)を行う都道府県又は市町村に対して補助金を交付することとしており、20年度から27年度までの補助金交付額は計495億4638万余円に上っている。

(3) 機能保全計画の策定の概要

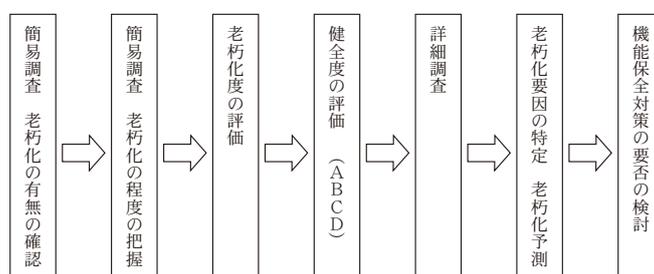
貴庁は、ガイドラインのほか、漁港管理者が機能保全計画を策定する際に留意すべき事項を取りまとめた「水産基盤施設機能保全計画策定の手引き」(平成21年2月水産庁漁港漁場整備部。以下、ガイドラインと合わせて「ガイドライン等」という。)を策定している。

ガイドライン等によれば、漁港管理者は、機能保全計画の策定に当たっては、対象とする漁港等の概要整理等を行った上で、漁港施設の現況把握として、施設の構造形式、断面形状、建設年次等を把握することとされている。また、漁港管理者は、整備法等に基づき、漁港台帳を調製して、これに漁港の平面図、外郭施設及び係留施設の標準断面図等を添付しなければならないこととなっており、上記の現況把握に当たっては、漁港台帳をはじめ、施設の現況や過去の履歴が分かる施設情報に関する資料を整理することとなっている。

そして、漁港管理者は、上記の現況把握を踏まえて機能診断を行うこととなっている(図2参照)。機能診断に当たっては、まず目視等による簡易調査を実施して、漁港施設を構成する部材の性能低下の程度(以下「老朽化度」という。)を評価し、それが施設の安全性に及ぼす影響度を踏まえて、施設ごとに、その総体的な性能低下の程度(以下「健全度」という。)をA、B、C及びDの4段階で評価することとされている。このうち、健全度が最も低いとされるAは、施設の主要部に著しい老朽化が発生しており、施設の性能が要求性能を下回る可能性のある状態であるとなっている。また、漁港管理者は、必要に応じて詳細調査を実施することとなっている。

さらに、これらの結果を踏まえて、施設の供用期間を機能保全計画策定時から50年として老朽化予測を行うことを基本とし、施設に生じている老朽化の程度や老朽化予測から将来的な状態等を勘案して対策を検討することとなっている。

図2 機能診断の概要(フロー)



(注) 水産庁のガイドラインを基に作成した。

また、対策の一環として、日常的な維持管理として実施する日常点検等の内容、頻度等を日常管理計画として整理することとなっている。

このように、機能保全計画の策定に当たっては、施設の現況把握、機能診断及び機能保全対策(対策工法、対策時期、日常管理計画等)について取りまとめる必要があり、その策定には専門性等が必要となることから、漁港管理者は、コンサルタント業者に委託するなどして多額の費用をかけている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性、有効性等の観点から、漁港施設の効率的な維持管理のために、機能保全計画に基づき機能保全工事や点検が適切に実施されているか、施設情報は適切に保存され、有効に活用されて、機能保全計画に基づく効率的な維持管理に資するものとなっているかなどに着眼して、15道県内の134漁港管理者が機能保全計画を策定して管理している499漁港に係る20年度から27年度までの機能保全計画の策定に係る事業費計61億0097万余円(国庫補助金相当額計34億9686万余円)を対象として、機能保全計画、漁港台帳、漁港の現況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注) 15道県 北海道、青森、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、三重、兵庫、山口、愛媛、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 機能保全計画に沿って機能保全工事が実施されていない事態

機能保全計画の策定に当たって実施される機能診断の結果、施設の健全度が既にA、す

なわち、施設の性能が要求性能を下回る可能性のある状態であることが判明した場合、このような状態が継続すると、必要な性能が発揮されないばかりか、早急に対策を行えば施設の補修で対応できたものが、老朽化の更なる進行等により施設の全面的な更新を必要とするようになるなどして、対策に要する費用が増大するおそれがある。

そこで、機能保全計画に沿って適切に機能保全工事が実施されているかみたところ、4漁港管理者が管理する5漁港(機能保全計画の策定に係る事業費計7516万余円、国庫補助金相当額計3796万余円)の漁港施設において、漁港管理者が自ら策定した機能保全計画において施設の健全度をAと評価して早急に機能保全工事が必要であるなどとしているのに、当該施設に係る機能保全工事が実施されていない事態が見受けられた。そして、これらの漁港施設の中には、機能保全計画の策定から機能保全工事が実施されないまま4年以上も経過していたり、機能保全工事の実施についての具体的な計画が立てられていなかったりしているものも見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

鹿児島県は、坊泊漁港について、平成22、23両年度に補助金の交付を受けて機能保全計画の策定を行っている(事業費7,586,650円、国庫補助金交付額3,793,300円)。

同県は、機能保全計画において、漁船の入出港時における航路の静穏度の確保及び背後にある養殖区域の防護のために消波ブロックを設置した松島防波堤(延長120m)において、消波ブロックの損傷があり、施設全体の沈下が顕著であるため、施設の機能が低下しているとしており、26年度に機能保全工事を実施するとしていた。

それにもかかわらず、同県は、同防波堤の内側の水域にある東防波堤によって、少なくとも東防波堤背後の船だまりにおいては静穏度が保たれていることなどを勘案すると早急な機能保全工事は必要ないとして、機能保全計画の策定から4年以上が経過した会計実地検査時(28年4月)においても同工事の実施時期について具体的な検討を行っておらず、機能保全計画に沿った機能保全工事を実施していなかった。

しかし、松島防波堤は、上記船だまりの静穏度を保つ機能以外に、漁船の入出港時における航路の静穏度の確保及び同防波堤の背後にある養殖区域の防護の機能を有していることから、その機能を保全するための対策が必要であったと認められる。なお、本院の検査を踏まえて、同県では、松島防波堤について、今後改めて機能保全工事の実施を検討するとしている。

<事例2>

長崎県対馬市は、大船越漁港について、平成25年度に補助金の交付を受けて機能保全計画の策定を行っている(事業費3,177,000円、国庫補助金交付額1,969,000円)。

同市は、同漁港の浮棧橋を固定していた4本の係留チェーンのうち3本が23年6月の台風被害により破断したことから、残った係留チェーン1本と、応急対策として同年8月に設置した3本のロープにより同浮棧橋を岸壁に係留していたが、25年10月に実施した機能保全計画策定の際の機能診断で、係留チェーン1本とロープ1本が破断していたことが判明した。そこで、同市は、機能保全計画において、同浮棧橋が2本のロープのみで係留されている状態は非常に危険であり、早急に対策が必要であるとして、健全度をAと評価して、翌年度である26年度に機能保全工事を実施することとしていた。

一方、同漁港を利用している漁業協同組合内で同漁港の陸揚げ機能を将来的に近隣の漁港に集約する案も検討されていたことから、同市は、その検討結果次第では同浮棧橋の利用形態が変わる可能性があるとして、その方針が定まるまでは同浮棧橋の補修に着手しないことにするとともに、同浮棧橋の利用は危険であるので使用を控えるよう漁業者に対して注意喚起をしていた。しかし、上記の案は具体化に至らず、漁業者は、水揚作業の集中時に引き続き同浮棧橋を使用していた。そして、同浮棧橋は、機能保全計画において早急に対策が必要であるとされた時点からほぼ2年が経過した会計実地検査時(28年3月)においても、機能保全計画に沿った機能保全工事が実施されず、安全性が十分に確保されることのないまま使用され続けていた。

このように、これらの漁港施設は、機能保全計画に沿った機能保全工事が行われないうまま使用され続けており、策定した機能保全計画が十分に活用されて施設の効率的な維持管理が図られているとは認められない状況となっていた。

(2) 機能保全計画に基づく日常点検の結果の記録及び保存が行われていない事態

漁港施設は、波浪、海水及び潮風の影響を受けるなど、構造物の劣化が進行しやすい厳しい環境条件下にある。ガイドライン等によれば、おおむね年1回以上行う日常点検等の結果は、新たな老朽化の進行箇所の発見のほか、その後5年から10年までの間に1回行う定期点検における機能診断の基礎的な情報として重要であり、漁港管理者は、これを適切に管理する必要があるとされている。そして、ガイドライン等には、施設、部位、損傷の種類ごとに変状の有無や状況を記録する様式が参考として示されている。

そこで、健全度をAと評価した漁港施設を管理している漁港管理者による日常点検等の実施並びに点検結果の記録及び保存の状況についてみたところ、6漁港管理者が管理する27漁港(機能保全計画の策定に係る事業費計2億4764万余円、国庫補助金相当額計1億3378万余円)において、機能保全計画において定められた日常管理計画では、ガイドライン等に示されている様式によって点検の結果を記録することとされているのに、漁港管理者が全く記録を残していなかったり、点検を行った際の日誌に漁港全体として特に異常がなかった旨だけを記録したりなどしている事態が見受けられた。このため、これらの漁港施設においては、点検項目やその内容、施設の異常や変状の有無、その程度に係る記録及び保存が適切に行われておらず、これらの経年的な記録によって把握することができる新たな老朽化の進行箇所や機能診断により把握された老朽化の進行状況が確認できない状況となっていた。

上記のような事態が継続すると、点検結果を定期点検や老朽化予測に活用することができず、おおむね50年とされている施設の全供用期間にわたって行う経過観察が十分に行えなくなったり、担当者の異動により従前の施設の状況を十分に引き継ぐことができなくなったりするおそれがあると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3>

愛媛県南宇和郡愛南町は、西浦漁港について、平成25年度に補助金の交付を受けて機能保全計画の策定を行っている(事業費9,920,000円、国庫補助金交付額4,960,000円)。そして、同町は、施設の点検作業の効率化や今後の老朽化予測等の精度向上を図るために、機能保全計画における日常管理計画に基づき、機能保全計画の策定対象とした施設について所要の点検を実施して、その点検結果を記録し保存することとしている。

しかし、同町は、日常点検をおおむね1年に2回実施したとしているが、26、27両年度の各施設の日常点検の結果について全く記録を残しておらず、機能保全計画において健全度をAと評価している物揚護岸を含め、各施設における新たな老朽化の進行箇所の有無や機能診断により把握されていた老朽化の進行状況が把握できない状況となっていた。

このように、これらの漁港施設は、機能保全計画に基づく日常点検の結果の記録及び保存が行われておらず、策定した機能保全計画が十分に活用されて施設の効率的な維持管理が図られているとは認められない状況となっていた。

(3) 施設情報が適切に保存され、活用されていない事態

漁港台帳等の保存及び活用の状況についてみたところ、54漁港管理者が管理する187漁港(機能保全計画の策定に係る事業費計27億4202万余円、国庫補助金相当額計16億5306万余円)において、整備法等の定めにもかかわらず、漁港台帳に添付すべき外郭施設又は係留施設の標準断面図の全部又は一部が保存されていない事態が見受けられた。このため、これらの漁港施設においては、機能保全計画の策定に施設情報を活用することができておらず、また、今後の維持管理にも活用することができない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

機能保全計画に沿って機能保全工事が実施されていない事態、機能保全計画において定めた日常管理計画に基づく点検の結果が適切に記録及び保存されておらず、老朽化の進行状況が確認できない事態、施設情報が保存されておらず、機能保全計画の策定等に活用されていない事態は、機能保全計画の策定に係る事業の効果が十分に発現しておらず、機能保全計画に基づく漁港施設の効率的な維持管理が図られていないことから適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体である漁港管理者において、機能保全計画に基づく機能保全工事や点検結果の記録及び保存の適切な実施並びに施設情報の保存の重要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

高度経済成長期に整備されて老朽化が進行して更新時期を迎える漁港施設が増大していることから、近年、施設の長寿命化や更新コストの縮減を図るために、ストックマネジメントの重要性が高まっている。そして、漁港施設のストックマネジメントを行うに当たっては、施設の機能診断の結果や今後の機能保全対策等について漁港管理者自らが取りまとめた機能保全計画がその基本となる。

については、貴庁において、漁港管理者に対して、施設の効率的な維持管理を図る上で、機能保全計画に基づいて機能保全工事や点検結果の記録及び保存を適切に実施すること並びに施設情報を保存することの重要性を周知徹底して、機能保全計画に基づいて施設の維持管理を効率的に行うことを助言するよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 森林における除染等実証事業の実施に要した費用のうち、関係原子力事業者に対して求償を行うべきものについて、具体的な事務手続等を定めることにより必要な体制を整備するなど、求償に係る事務が確実に行われることとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (款)雑収入 (項)事故由来放射性物質汚染対処費 回収金収入
部 局 等	林野庁本庁、6 森林管理署等
森林における除染等実証事業の概要	集落周辺等の森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術の早期確立・改善に必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を推進するもの
事業に係る委託契約のうち、求償を行うべきものに係る件数	34 件(平成 24 年度～26 年度)
上記の契約に係る支払額	2 億 4345 万余円
求償の相手方	東京電力株式会社(平成 28 年 4 月 1 日以降は東京電力ホールディングス株式会社)
上記支払額のうち求償を行っていなかった額	2 億 4345 万円

1 制度の概要

(1) 特措法に基づき実施される除染等の措置等

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号。以下「特措法」^(注 1))等によれば、都道府県知事又はその区域の全部若しくは一部が汚染状況重点調査地域^(注 1)内にある市町村の長は、同地域内の区域であって、調査測定の結果により、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社(平成 28 年 4 月 1 日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」という。)の福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置等(以下「除染等の措置等」という。)を総合的かつ計画的に講ずるために、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画(以下「除染実施計画」という。)を定めることとされている。そして、除染実施計画に定められた区域(以下「除染実施区域」という。)内の土地であって国が管理する土地及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等は、国が実施することとされている(以下、特措法に基づき実施される除染等の措置等を「特措法除染等」という)。また、環境省は、除染関係ガイドラインを策定して、特措

法除染等の対象、範囲、方法等を具体的に明示しており、特措法除染等のうち森林の除染は、林縁から20m程度の範囲を目安に落葉等の堆積有機物の除去等を行うことになっている。

(注1) 汚染状況重点調査地域 事故由来放射性物質による環境の汚染状態が、環境省令で定める要件(0.23 μ Sv/h未満)に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合に、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域であるとして環境大臣が指定した地域

(2) 森林における除染等実証事業の概要

林野庁は、森林における除染等実証事業を実施しており、集落周辺等の森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術の早期確立・改善に必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を推進している。

同事業のうち国有林に関するものは、林野庁本庁、関東森林管理局、6森林管理署等が委託契約により実施しており、その内容は、^(注2)①表土流出の防止等に資する森林施業等による放射性物質拡散防止・低減に向けた技術実証、②除染等の技術実証、③①及び②を行う箇所におけるモニタリング・データの蓄積となっている。このうち、②の除染等の技術実証は、国有林周辺の放射線量の低減を図るとともに、国有林から隣接する住宅地や農地等への放射性物質の流出等を防止するために、集落周辺や生活基盤となっている国有林について土壌等の除染等を実施するものである。

(注2) 6森林管理署等 福島、磐城、棚倉、群馬、茨城各森林管理署、福島森林管理署白河支署

(3) 特措法除染等の実施に要した費用の求償

特措法によれば、事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するために特措法に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)の規定により関係原子力事業者(事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。以下同じ。)が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとされている。また、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月閣議決定)において、国と東京電力の役割分担が具体的に示されており、実施済み又は現在計画されている除染・中間貯蔵施設事業の費用は、特措法に基づき、復興予算として計上した上で、事業実施後に、関係府省等から東京電力に求償を行うこととなっている。このように、国が特措法に基づき講じた措置に要する費用については、当該関係原子力事業者に対して求償を行うべきものであり、関係府省等は求償に係る事務を行う必要がある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、特措法除染等の実施に要した費用の求償に係る事務が適切に行われているかなどに着眼して、24年度から26年度までの間に6森林管理署等が実施した34件(24年度15件、25年度16件、26年度3件)の委託契約(以下「34契約」という。)に係る支払額計2億4345万余円を対象として、林野庁本庁において、関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

34 契約は、前記②の除染等の技術実証であり、11 市町村^(注3)の長が定めた除染実施計画に基づき、6 森林管理署等が管理する除染実施区域内の国有林において林縁から 20m 程度の範囲を目安に土壌等の除染等を実施したもので、特措法除染等に該当する。

そこで、特措法除染等として実施した上記除染等の技術実証に係る費用の求償状況について確認したところ、林野庁は、34 契約に係る支払額計 2 億 4345 万余円について、特措法除染等の実施に要した費用として求償を行うべきものであったにもかかわらず、求償を行うために必要な契約関係書類を準備して関係原子力事業者である東京電力に送付するなどの求償に係る事務を全く行っていなかった。

このように、林野庁において、東京電力の負担の下に実施するとされている特措法除染等の実施に要した費用について、求償に係る事務を全く行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 11 市町村 いわき、白河、二本松、田村、常陸太田、桐生各市、伊達郡川俣、東白川郡棚倉、双葉郡広野各町、東白川郡鮫川、双葉郡川内両村

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、林野庁において、特措法除染等の実施に要した費用について、求償に係る事務を行う必要があることについての認識が欠けていて、求償に係る事務を行うために必要な体制を整備していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、林野庁は、34 契約に係る支払額について、28 年 4 月末までに、求償を行うために必要な契約関係書類を準備して東京電力に送付するなどの求償に係る事務を行った。そして、28 年 6 月に、特措法除染等の実施に要した費用の求償に係る事務が確実に行われることとなるよう、具体的な事務手続等を定めることにより必要な体制を整備するとともに、特措法除染等の対象となる国有林を管轄する東北、関東両森林管理局に対して事務連絡を発して周知徹底を図るなどの処置を講じた。

(2) 農業基盤整備促進事業等の実施に当たり、現場条件等に応じた助成単価の設定を行うなどすることにより、事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省	(項)優良農地確保・有効利用対策費 (項)農業生産基盤保全管理等推進費 (項)農業競争力強化基盤整備事業費 (項)北海道開発事業費
部 局 等	農林水産本省、6 農政局	
補助の根拠	予算補助	
事業主体	県 3、市 36、町 24、村 3、土地改良区等 212、計 278 事業主体	
補助事業	農業体質強化基盤整備促進事業、農業基盤整備促進事業、農地耕作条件改善事業	
補助事業の概要	農業生産基盤に係る課題について、迅速かつきめ細かく対応するために、土地改良区等の事業主体が区画の拡大や暗渠排水 ^{きよ} 施設等の整備を実施するもの	

請負施工に係る 実事業費	420 億 0612 万余円(平成 24 年度～27 年度)
上記に対する国 庫補助金額	385 億 9931 万余円
請負施工に係る 国の負担割合を 2 分の 1 として 試算した場合の 国庫補助金額と の開差額	175 億 9625 万円(平成 24 年度～27 年度)
農業者施工にお いて実事業費が 確認できなかつ た農業者が実施 した作業に係る 国庫補助金相当 額	62 億 2807 万円(背景金額)(平成 24 年度～27 年度)

1 農業基盤整備促進事業等の概要等

(1) 農業基盤整備促進事業等の概要

農林水産省は、国内農業の生産性の向上を図るなどのために、農業生産基盤の整備を推進している。そして、農林水産省は、農地の区画狭小、排水不良等の農業生産基盤に係る課題について、迅速かつきめ細かく対応するために、平成 24 年 2 月に農業体質強化基盤整備促進事業を創設し、25 年 2 月にこれを農業基盤整備促進事業に改めて実施しており、27 年 4 月からはこれに加えて農地耕作条件改善事業も実施している。

農林水産省は、交付申請に係る事務負担の軽減を図りつつ、地域の創意工夫を引き出し、農地整備を機動的に進める手法として、定額助成が有効であるとして、農業基盤整備促進事業実施要綱(平成 25 年 24 農振第 2089 号農林水産事務次官依命通知)等(以下「要綱等」という。)に基づき、事業の受益面積等に要綱等であらかじめ定めた単位面積当たりなどの単価(以下「助成単価」という。)を乗じた額を国庫補助金として助成する定額助成を行っている。また、農林水産省は、農業者による施工等も活用しつつ行うことが有効であるなどとしている。このため、都道府県、市町村、土地改良区等の事業主体は、次のような実施形態により、各農地において事業を実施している。

- ① 事業主体又は事業主体が施工を行わせることとした農業者が、施工の全部を業者に請け負わせて実施するもの(以下「請負施工」という。)
- ② 事業主体が農業者に施工を行わせることとし農業者が全部の作業を実施したり、事業主体又は事業主体が施工を行わせることとした農業者が、施工の一部を業者に請け負わせ、残りの作業を農業者が実施したりするもの(以下「農業者施工」という。)

(2) 定額助成に係る助成単価の設定等

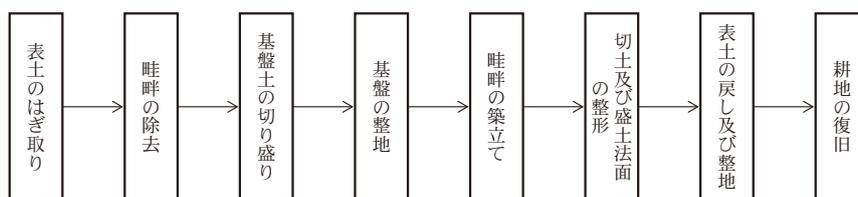
農林水産省は、「農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)平成 23 年度」(農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「積算基準」という。)等により、区画の拡大及び暗渠排水施設の整備の事業種類ごとに標準的な作業内容、作業量等を想定して、次のように積算した上で助成単価を設定している。すなわち、農林水産省は、積算基準等に基づき、直接工事費、諸経費等を合計して工事の実施に要する費用(以下「工事費」という。)を積算した上で、農業生産基盤を整備する同種の国庫補助事業における補助率を踏まえ、事業費の 2 分

の1を助成するという考えに基づき、単位面積当たりとして想定した工事費の2分の1に相当する額を基に、次のとおり、助成単価を設定している。

ア 区画拡大

水路の変更を伴わない区画の拡大(以下「区画拡大」という。)について、農林水産省は、①表土のはぎ取り、②畦畔の除去、③基盤土の切り盛り(田面の標高が高い側の基盤土の切取り、田面の標高が低い側への切り取った土の運搬・盛立て)及び基盤の整地、④表土の戻し及び整地等の作業(図1参照)を実施するものと想定し、10a当たりの工事費を239,000円(うち諸経費等101,000円)と積算し、この2分の1に相当する額を基に、10a当たりの助成単価を一律100,000円と設定している。

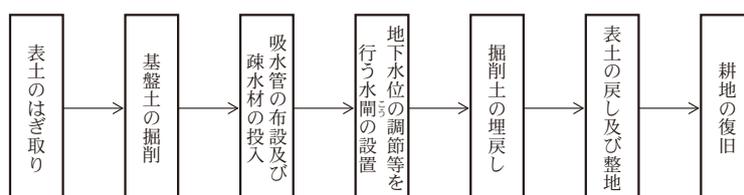
図1 区画拡大における標準的な作業内容のフロー図



イ 暗渠排水

暗渠排水施設の整備(以下「暗渠排水」という。)について、農林水産省は、①表土のはぎ取り、②バックホウによる基盤土の掘削、③吸水管の布設、④表土の戻し及び整地等の作業(図2参照)を実施するものと想定するとともに、吸水管の資材単価を直径50mmから100mmまでの6規格の管径の単価を基に1m当たり490円とするなどして、10a当たりの工事費を313,000円(うち諸経費等133,000円)と積算し、この2分の1に相当する額を基に、10a当たりの助成単価を一律150,000円と設定している。

図2 暗渠排水における標準的な作業内容のフロー図



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、助成単価が適切に設定されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては^(注1)3県並びに^(注2)12道県管内の63市町村及び212土地改良区等の計278事業主体が実施し、24年度から27年度までの間に完了した区画拡大に係る468事業(事業実施面積計5,700ha、事業費計62億2407万余円、国庫補助金額計56億4311万余円)及び暗渠排水に係る717事業(事業実施面積計31,671ha、事業費計439億0847万余円、国庫補助金額計413億6075万余円)を対象として、農林水産省及び上記の278事業主体において、事業主体が農林水産本省又は^(注3)6農政局に提出した実績報告書や契約書等の関係書類、事業主体から徴した調査及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 3県 石川、岐阜、島根各県

(注2) 12道県 北海道、秋田、茨城、埼玉、富山、石川、福井、岐阜、島根、佐賀、長崎、
鹿児島各県

(注3) 6農政局 東北、関東、北陸、東海、中国四国、九州各農政局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 請負施工における実事業費

請負施工の事業費について事業主体において確認したところ、実際に事業に要した経費(以下「実事業費」という。)は、区画拡大に係る381事業(事業実施面積計3,798ha)については計44億1284万余円(国庫補助金額計37億7149万余円)、暗渠排水に係る666事業(事業実施面積計24,031ha)については計375億9328万余円(国庫補助金額計348億2782万余円)、合計420億0612万余円(国庫補助金額合計385億9931万余円)となっていた。そして、10a当たりの実事業費は、区画拡大約116,000円、暗渠排水約156,000円となっており、いずれも農林水産省が助成単価の設定の際に積算した工事費の区画拡大239,000円、暗渠排水313,000円の半分以下となっていた。このため、実事業費に対する国庫補助金額の割合は、区画拡大85%、暗渠排水92%となっており、いずれも農林水産省が助成単価を設定する際に想定していた2分の1を大幅に上回っていた。

そこで、10a当たりの実事業費が助成単価設定の際に積算した工事費を大きく下回っていた原因について、設計図書等の関係書類や前記の事業主体から徴した調書等により、作業内容等を分析したところ、次のことなどによると認められた。

ア 区画拡大における作業内容等

区画拡大について、田面の標高差が小さい平坦地においては、表土のはぎ取り・戻しや基盤土の切り盛りの作業が不要となる場合が多いことから、より経済的に区画拡大を行うことができることになる。そこで、実際の作業内容等をみたところ、作業の実施の有無が確認できた事業の実施面積のうち、50%の面積で表土のはぎ取り・戻しが、56%の面積で基盤土の切り盛りが、それぞれ実施されていなかった。このように、区画拡大は、平坦地において事業の多くが実施されていた。

イ 暗渠排水における作業内容等

前記のとおり、暗渠排水における助成単価の設定に際して、掘削の工法はバックホウによる工法(以下「バックホウ工法」という。)が想定されていた。しかし、積算基準によれば、トレンチャ^(注4)による工法(以下「トレンチャ工法」という。)が施工効率が良いなど経済的であるが、砂れき地盤等のためトレンチャ工法が適さないと判断した場合には、バックホウ工法を適用することとされている。そこで、実際の作業内容等をみたところ、掘削方法が確認できた掘削延長のうち66%でトレンチャ工法が採用されていた。また、吸水管の資材単価は、直径50mmや60mmの管が多く採用されていたことから、1m当たり約280円と、想定490円に比べて安価になっていた。

ア及びイのとおり、多くの事業で想定より経済的に作業が実施されているのに、農林水産省はこの状況を把握していなかった。

そして、前記の区画拡大に係る381事業及び暗渠排水に係る666事業について、実事業費を基に、事業費の2分の1を助成するという農林水産省の考えに基づき国の負担割合を2分の1として、国庫補助金額を試算すると、前記の37億7149万余円及び348億2782

万余円は、それぞれ22億0642万余円及び187億9664万余円となり、15億6506万余円、160億3118万余円、計175億9625万余円の開差が生じていた。

(注4) トレンチャ 走行しながら幅が狭くて深い垂直断面の溝を連続的に掘削する機械

(2) 農業者施工における実事業費

農業者施工の事業費について確認したところ、事業主体は、農業者が実施した作業に係る実事業費を、区画拡大に係る201事業については計16億0442万余円(国庫補助金相当額計15億6731万余円)、暗渠排水に係る155事業については計47億2957万余円(同計46億6076万余円)、合計63億3400万余円(同合計62億2807万余円)としていた。

しかし、実事業費の内訳となる労務費、機械経費、材料費及びその他の経費を事業主体は不明等としていて、確認することができなかったが、助成単価を構成している諸経費等の中には、農業者が施工を行う場合には必要がない交際費、広告宣伝費等の経費が含まれており、請負施工より経済的に実施できていると思料される。

このように、実際の作業内容等が現場条件等により想定と異なっていて、より経済的に作業を実施できる場合があるのに、一律の助成単価で事業が実施されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、実際の作業内容等が想定した作業内容等より簡易で経済的に作業を実施できる場合があるのに、現場条件、事業の実施形態等に応じた助成単価を設定していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、28年10月に、要綱等の改正を行うなどして、請負施工については実事業費に定められた補助率を乗じた額を助成する定率助成で行うこととするなどとともに、引き続き定額助成で行うこととした農業者施工については現場条件等に応じた助成単価の設定を行うこととするなどの処置を講じた。

(3) 農業水利施設としての揚排水機場について、施設造成者等に対して耐震診断の実施の重要性等を周知したり、耐震診断の実施状況等を把握して適切に助言や検討を行うようにしたりすることにより、耐震診断の実施が推進されるよう改善させたもの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費 等 農林水産本省 直轄事業 7 農政局、北海道開発局、沖縄総合事務局 補助事業 26 道県
耐震診断の概要	揚排水機場について、法令等で求められている耐震性能が確保されているかを診断するもの
昭和22年度から平成26年度までに整備した揚排水機場の箇所数及び整備に要した事業費	直轄事業 556 箇所 4532 億 7133 万余円 補助事業 1,946 箇所 5848 億 3716 万余円 (国庫補助金等相当額 3008 億 0127 万余円)

上記のうち耐震診断を実施する必要があるのに実施していなかった揚排水機場の箇所数及び整備に要した事業費(1)	直轄事業	226 箇所	1906 億 7344 万円 (昭和 28 年度～平成 20 年度)
	補助事業	265 箇所	929 億 9477 万円 (昭和 28 年度～平成 23 年度)
	(国庫補助金等相当額)		483 億 2355 万円)
重要度区分を設定するなどした上で必要に応じて耐震診断を実施する必要がある揚排水機場の箇所数及び整備に要した事業費(2)	直轄事業	13 箇所	19 億 3343 万円 (昭和 46 年度～平成 17 年度)
	補助事業	470 箇所	1953 億 4885 万円 (昭和 32 年度～平成 20 年度)
	(国庫補助金等相当額)		1000 億 6155 万円)
設計図書が保管されていなかった揚排水機場の箇所数及び整備に要した事業費(3)	直轄事業	370 箇所	2206 億 2852 万円 (昭和 22 年度～平成 18 年度)
	補助事業	1,393 箇所	4014 億 7208 万円 (昭和 27 年度～平成 25 年度)
	(国庫補助金等相当額)		2057 億 8160 万円)
(1)から(3)までの純計	直轄事業	422 箇所	2940 億 9018 万円 (背景金額)
	補助事業	1,499 箇所	4528 億 3499 万円
	(国庫補助金等相当額)		2324 億 9402 万円) (背景金額)

1 揚排水機場の概要等

(1) 揚排水機場の概要

農林水産省は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)等に基づき、農業生産の基盤の整備等を行うことにより、農業の生産性の向上、農業総生産の増大等に資することなどを目的として、国が行う直轄事業又は地方公共団体等が行う国庫補助事業(以下「補助事業」という。)により、農業水利施設としての揚排水機場の整備を実施している(以下、揚排水機場を整備した者を「施設造成者」という。)

農業水利施設としての揚排水機場は、揚水機場として、農業用水を供給する機能を有し、また、排水機場として、かんがいを使用された農業用水、雨水等を排水するとともに、農地や周辺の土地の湛水被害を軽減する機能を有しているものであり、このような揚排水機場の機能が地震等で失われると、農地ばかりか周辺の土地に甚大な被害を及ぼすことになる。特に都市化の進行等に伴い、かつては農地のみが存在していた地域にも人家が増加するなどして、揚排水機場の機能が失われた場合、周辺住民の人命・財産やライフラインにも大きな被害を及ぼすおそれがあることなどから、農林水産省は、揚排水機場の耐震性能の確保を図ることとしている。

(2) 揚排水機場の構造及び耐震設計の概要

揚排水機場は、揚排水設備等を収容する建屋(以下「上部工」という。)、円滑に水を吸い上げるための吸水槽(以下「下部工」という。)等で構成されており、上部工と下部工が一体となって機能するようになっている。

農林水産省が平成 16 年 3 月に制定した「土地改良施設 耐震設計の手引き」(農林水産省

農村振興局整備部設計課監修。以下「手引」という。)において、上部工の耐震設計の実施に当たっては、建築物として建築基準法(昭和25年法律第201号)等に従うこととなっており、昭和55年に改正され56年に施行された建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)において現行の耐震基準が定められている。また、下部工の耐震設計の実施に当たっては、土木構造物として手引によることとなっており、被災による周辺住民の人命・財産やライフライン等への影響を施設ごとに総合的に判断して、影響が極めて大きい施設をA種、影響が大きい施設をB種、影響が少ない施設をC種と3種類の重要度区分に設定した上で、A種及びB種の施設についてはその重要度区分に応じた耐震性能を確保すること、C種の施設については耐震設計を行わないこととなっている。

(3) 耐震診断の概要

農林水産省は、施行令の改正前に設計した上部工及び手引の制定前に設計した下部工については、施行令及び手引で求める耐震性能が確保されていないおそれがあるため、耐震性能が確保されているかを判断するために必要に応じて耐震診断を実施することとしている。そして、耐震診断の実施に当たっては、施設の状況等を把握する調査、劣化の評価及び構造解析を適切に実施することとしており、そのためには、施設の構造諸元を整理することになり、整備当時の設計図書が必要となる。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、平成23年12月に、参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づく検査要請を受けて、24年10月及び25年10月に「公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する会計検査の結果について」を報告しており、これらの所見において、農林水産省等は、自ら又は地方公共団体等に助言するなどして地震・津波対策を適切かつ計画的、効率的に実施するよう努める必要がある旨を記述した。そして、農林水産省は、上記の所見を踏まえて、揚排水機場を含む農業水利施設等について、耐震診断等を推進するなどのために、24年10月及び25年10月に地方農政局等に事務連絡を発している。

これらの報告では、揚排水機場のうち土木構造物である下部工を検査の対象としていたが、上部工についても、施行令の改正前に設計されたものが多数供用されていて、その中には耐震診断を実施する必要があるものがあると思料される。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、揚排水機場の上部工及び下部工の全体について、施設造成者等において、手引や前記の事務連絡を踏まえて耐震診断等が適切に実施されているか、耐震診断に用いる設計図書が適切に保管されているか、農林水産省において、耐震診断の実施状況等が適切に把握されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、昭和22年度から平成26年度までの間に、9農政局等が直轄事業により整備した揚排水機場のうち556か所(事業費計4532億7133万余円)及び27道県が補助事業により整備した揚排水機場のうち1,946か所(事業費計5848億3716万余円、国庫補助金等相当額計3008億0127万余円)、計2,502か所を対象として、9農政局等及び27道県から耐震診断の実施状況等に関する調書の提出を受け、その内容を分析するとともに、現地で揚排水機場の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 9農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注2) 27道県 北海道、青森、山形、栃木、群馬、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、9農政局等及び神奈川県を除く26道県が整備した揚排水機場について次のような事態が見受けられた。

検査した揚排水機場2,502か所のうち、更新予定があるものなど1,225か所を除く1,277か所について、重要度区分の設定状況をみたところ、A種が265か所、B種が429か所、C種が99か所、重要度区分が設定されていないものが484か所となっていた。

そして、重要度区分がA種又はB種とされた計694か所について、耐震診断の実施状況をみると、表1のとおり、203か所については、耐震診断が実施されており、耐震診断の結果、このうち128か所(63.0%)について耐震整備が必要とされ、耐震設計等が進められていた。一方、残りの491か所(直轄事業226か所、事業費計1906億7344万余円、補助事業265か所、事業費計929億9477万余円(国庫補助金等相当額計483億2355万余円))については、施設造成者等が、耐震診断の実施についての具体的な検討をしていなかったり、揚排水機場に設置されたポンプ等の機能の保全を優先するとしていたり、日常管理において施設の変状が見受けられていないため耐震診断は不要であると独自に判断していたりなどして、耐震診断が実施されていなかった。

しかし、前記のとおり、地震等により揚排水機場の機能が失われると周辺住民の人命・財産やライフラインにも大きな被害を及ぼすおそれがあり、特に重要度区分がA種又はB種の施設はその点で影響が大きいとされているものであること、また、上記のとおり、重要度区分がA種又はB種とされて耐震診断が実施された施設についてみたところ、その約6割において耐震整備が必要と判断されていることなどからすると、上記491か所の施設についても手引ののっとり耐震診断を実施する必要があると認められた。

表1 重要度区分がA種又はB種とされた施設の耐震診断の実施状況 (単位：箇所)

施設造成者	A種			B種			合計		
	耐震診断が実施されていたもの	耐震診断が実施されていなかったもの	計	耐震診断が実施されていたもの	耐震診断が実施されていなかったもの	計	耐震診断が実施されていたもの	耐震診断が実施されていなかったもの	計
農政局等	34	64	98	20	162	182	54	226	280
道県	70	97	167	79	168	247	149	265	414
計	104	161	265	99	330	429	203	491	694

注(1) 耐震診断が実施されていたものには、耐震診断を実施中のものを含む。
 注(2) 耐震診断が実施されていなかったものには、上部工又は下部工のいずれか一方の耐震診断が実施されていなかったものを含む。

また、重要度区分が設定されていなかった揚排水機場484か所のうち1か所を除く483か所(直轄事業13か所、事業費計19億3343万余円、補助事業470か所、事業費計1953億4885万余円(国庫補助金等相当額計1000億6155万余円))については、耐震診断が実施され

ておらず、耐震性能が確保されていないおそれがあるため、重要度区分を設定するなどした上で、重要度区分がA種又はB種とされるなどした施設については耐震診断を実施する必要があると認められた。

さらに、耐震診断を実施するためには、設計図書を用いることとなるが、表2のとおり、検査の対象とした2,502か所のうち1,763か所(直轄事業370か所、事業費計2206億2852万余円、補助事業1,393か所、事業費計4014億7208万余円(国庫補助金等相当額計2057億8160万余円))については、設計図書が保管されておらず、耐震診断を実施するに当たって支障が生じていたり、今後、実施する際に支障が生ずるおそれがあったりなどする状況となっていた。

表2 設計図書の保管状況 (単位：箇所)

施設造成者	施設数	設計図書が保管されていたもの	設計図書が保管されていなかったもの				
			A種	B種	C種	重要度区分未設定	
農政局等	556 (46)	186 (46)	370 (0)	79 (0)	162 (0)	111 (0)	18 (0)
道県	1,946 (114)	553 (87)	1,393 (27)	119 (0)	268 (4)	240 (9)	766 (14)
計	2,502 (160)	739 (133)	1,763 (27)	198 (0)	430 (4)	351 (9)	784 (14)

(注) 括弧書きは、手引の制定後に設計されたものの数で内数である。

そして、農林水産省における上記の事態への対応についてみると、前記のとおり、地方農政局等に事務連絡を発して揚排水機場の耐震診断の実施を推進するよう周知したものの、手引や同事務連絡を踏まえて実際にどの程度耐震診断が進捗しているか、耐震診断が実施されていない場合の原因は何かなどを把握しておらず、耐震診断を実施していない施設造成者等に対する適切な助言や耐震診断の実施の推進に関する検討を十分に行っていなかった。

このように、施設造成者等において、被災による影響が大きい揚排水機場の耐震診断を実施していなかったり、設計図書を保管していなかったり、農林水産省において、耐震診断の実施状況等を把握しておらず、耐震診断の実施の推進のための助言や検討を十分に行っていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 施設造成者等において、耐震性能が確保されているかを判断するための耐震診断を実施すること及び設計図書を保管することの重要性に対する理解が十分でなかったこと
- イ 農林水産省において、耐震診断の実施の推進に向けて、耐震診断の実施状況等を把握することの重要性に対する理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、28年7月に地方農政局等に対して通知を発して、耐震診断の実施及び設計図書の保管の重要性を認識して耐震診断の実施を推進することなどを周知徹底し、また、地方農政局等を通じて都府県等に対しても同様の内容を周知するとともに、耐震診断の実施状況等に応じた助言や耐震診断の実施の推進に関する検討を適切に行えるようにするために、施設造成者等から耐震診断の実施状況等について報告させることとする処置を講じた。

- (4) 6次産業化ネットワーク活動交付金等により実施する農林水産物等の加工等のために必要な施設の整備に当たり、交付金等の交付対象となる施設に係る事業費の範囲を具体的に定めることにより、事業が効率的、効果的に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農山漁村 6次産業化対策費
部 局 等	農林水産本省、8農政局等
補助等の根拠	予算補助
補助事業者	18会社等(事業主体)、公益財団法人食品流通構造改善促進機構(平成25年3月31日以前は財団法人食品流通構造改善促進機構)、7県
間接補助事業者(事業主体)	46会社等
補助事業等	6次産業化ネットワーク活動交付金等
補助事業等の概要	農山漁村が有する地域資源の価値を向上させ、消費者等に提供していく6次産業化等の推進に資することを目的として、農林水産物等を活用した新商品開発や販路開拓の取組に必要な機械又は施設の整備に対して支援を実施するもの
交付対象施設とは認められない施設に係る事業費を交付対象事業費に含めていた事業数及びこれらの施設に係る事業費	64事業 1億2203万余円(平成24年度~27年度)
上記に対する交付金等相当額	5638万円

1 6次産業化ネットワーク活動交付金等による事業の概要

農林水産省は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号)等に基づく施策の一環として、農山漁村が有する地域資源の価値を向上させ、消費者等に提供していく6次産業化等の推進に資することを目的とした6次産業化ネットワーク活動交付金等による事業を実施している。

この事業は、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(平成25年25食産第599号農林水産事務次官依命通知)等(以下「実施要綱等」という。)に基づき、農林水産物等を活用した新商品開発や販路開拓の取組に必要な機械又は施設の整備(以下「整備事業」という。)等に対して支援を実施するものである。そして、農林水産省は、整備事業を実施する会社等の事業主体に対して、平成22年度から27年度までの間に、直接補助金を交付したり、公益財団法人食品流通構造改善促進機構(25年3月31日以前は財団法人食品流通構造改善促進機構。以下「機構」という。)を通じて助成金を交付したり、都道府県を通じて交付金を交付したりしており(以下、これらを合わせて「交付金等」という。)、22年度から27年度までの交付金等交付額は計172億8443万余円となっている。

実施要綱等によれば、事業主体は、交付金等の交付を受けるに当たって、事業実施計画を地方農政局長等、機構の会長又は都道府県知事(以下、これらを「事業承認者」という。)へ提出することなどとされている。また、整備事業における交付金等の交付対象となる施設(以

下「交付対象施設」という。)は、農林水産物等の処理加工、集出荷、販売等(以下「加工等」という。)のために必要な機械、建物等とすることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性、有効性等の観点から、整備事業のうち建物の整備を行う事業について、農林水産物等の加工等のために必要不可欠なものが交付金等の交付対象とされているかなどに着眼して、24年度から27年度までの間に実施された計315事業主体に係る計320事業(事業費計206億6091万余円、交付金等交付額計97億4591万余円)を対象として、農林水産本省、8農政局等、機構、19県及び52事業主体において、実績報告書等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、沖縄総合事務局及び263事業主体については、実績報告書等を徴するなどして検査した。

(注1) 8農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所

(注2) 19県 青森、秋田、埼玉、新潟、富山、石川、福井、愛知、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、山口、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

前記の320事業について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、実施要綱等によれば、交付対象施設は、農林水産物等の加工等のために必要な機械、建物等とすることとされているが、建物のうちの事務室等や外構等並びにこれらの工事に係る共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の諸経費の取扱いについては、実施要綱等に具体的に定められていなかった。

そこで、各事業におけるこれらの取扱いについてみたところ、37事業において、農林水産物等の加工等に係る生産管理等ではなく、専ら会社等全体の会計事務を行うなどのための事務室等であって、農林水産物等の加工等のために必要不可欠とはいえ、交付対象施設とは認められない事務室等を交付金等の交付対象としていたり、18事業において、農林水産物等の加工等のために設置する建物と一体的に整備する必要のある附帯設備ではなく、交付対象施設とは認められない外構等を交付対象としていたり、18事業において、交付対象外としている施設に係る諸経費を交付対象事業費から控除することなく、交付対象としていたりしていた。

上記の各事態には重複しているものがあるので、この分を除くと、交付対象施設に係る事業費とは認められないものを交付対象に含めていたものが、表のとおり、8農政局等、機構及び7県において、計64事業(交付対象施設とは認められない施設に係る事業費相当額計1億2203万余円、交付金等相当額計5638万余円)あった。

このように、整備事業において、交付対象施設とは認められない施設に係る事業費を交付対象事業費に含めていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 7県 新潟、三重、滋賀、鳥取、山口、佐賀、沖縄各県

表 交付対象施設とは認められない施設に係る事業費等

(単位：事業、千円)

事業承認者	事務室等		外構等		諸経費		純 計	
	左に係る事業費相当額 (交付金等相当額)		左に係る事業費相当額 (交付金等相当額)		左に係る事業費相当額 (交付金等相当額)		左に係る事業費相当額 (交付金等相当額)	
8 農 政 局 長 等	4	3,578 (1,768)	10	15,108 (7,467)	6	1,235 (613)	18	19,386 (9,585)
機 構 会 長	25	72,557 (36,013)	7	14,311 (7,142)	12	7,787 (3,894)	37	76,861 (38,155)
7 県 知 事	8	14,740 (5,339)	1	11,043 (3,300)	0	— (—)	9	25,784 (8,640)
計	37	90,877 (43,121)	18	40,463 (17,910)	18	9,023 (4,508)	64	122,032 (56,381)

(注) 千円未満を切り捨てているため、合計は一致しない。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体及び事業承認者において交付対象施設に係る事業費の範囲を十分に検討していなかったことにもよるが、主として、農林水産本省において交付対象施設に係る事業費の範囲を実施要綱等に具体的に定めていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、28年4月に、整備事業が効率的、効果的に実施されるよう、交付対象施設に係る事業費の範囲を実施要綱等に具体的に定めて、これを事業主体及び事業承認者に周知する処置を講じた。

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

家畜導入事業に係る基金の国庫補助金相当額の返納について

平成 23 年度決算検査報告 407 ページ参照
 平成 24 年度決算検査報告 452 ページ参照
 平成 25 年度決算検査報告 502 ページ参照
 平成 26 年度決算検査報告 410 ページ参照

1 本院が要求した適宜の処置

農林水産省は、家畜導入事業のうち特別導入事業の実施に必要な資金に充てるための基金を造成する事業主体に補助金を交付する都道府県に対して、国庫補助金を交付していた。そして、本事業を平成 17 年度に終了させたことに伴い、各事業主体は、18 年度から 23 年度までに本事業に係る基金の国庫補助金相当額を、都道府県を経由して国庫に納付することとなった。しかし、鹿児島県は「鹿児島県家畜導入事業実施要領」等を定めて、本事業の事業主体となっていた同県下の市町村が引き続き本事業と同様の事業を実施できるようにしていた。そして、この事業の財源として、事業主体が特別導入事業により造成した基金を取り崩すことができることとしていたため、同県下の 34 事業主体は、18 年度以降、国庫補助金相当額の納付を全く行っておらず、また、農林水産省も、国庫補助金相当額の納付の進捗に向けた具体的な措置を十分に講じていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、本事業に係る事業主体間の公平を確保するとともに、国費を効率的に使用することができるようにするために、鹿児島県下の34事業主体が納付すべきであった国庫補助金相当額を速やかに返納させるよう、農林水産大臣に対して24年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求した。

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省及び鹿児島県において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、25年3月に、鹿児島県から国庫補助金相当額の返納について詳細な返納計画を提出させた上で、本院指摘の趣旨に沿い、34事業主体のうち9事業主体について、18年度から23年度までに納付すべきであった国庫補助金相当額(以下「要返納額」という。)の全額に24年度に発生した利子を加えた額を25年4月に国庫に返納させ、また、5事業主体について、上記の返納計画に基づき分割して返納させることとした上で、要返納額にその後発生した利子を加えた額を28年4月までに国庫に返納させる処置を講じていた。

一方、農林水産省は、残る20事業主体について、上記の返納計画に基づき、要返納額にその後発生する利子を加えた額を24年度から29年度までに分割して返納させることとしており、返納計画に沿って、上記の額の一部について25年4月、26年4月、27年4月及び28年4月にそれぞれ国庫に返納させていて、残りの要返納額についても、今後返納させることとしている。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 森林環境保全整備事業における鳥獣害防止施設等整備の標準単価の設定について

(平成26年度決算検査報告373ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

林野庁は、市町村、森林組合等が事業主体となって実施する森林環境保全整備事業に対して都道府県が補助する場合等に、その費用の一部として、都道府県に補助金を交付している。同事業の要領等によれば、事業主体は、鹿等の鳥獣による森林被害の防止等を図るために、防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備を、造林等の施業と一体的に行うことができ、補助金額は、都道府県が定めた資材費、労務費等で構成される標準単価に事業量等を乗ずるなどして算定した事業費を補助の対象とし、所定の補助率を乗ずるなどして算定することとされている。そして、都道府県は、標準単価の設定に用いる1m等の単位当たりの作業に必要な作業員数(以下「作業歩掛り」という。)について、林野庁が提示していない場合には、適宜の方法により把握した上で、実態とかい離しないよう適時適切に見直すことなどとされている。しかし、17道府県の242事業主体が実施した大半の鳥獣害防止施設等の整備において、実際の資材費や労務費が標準単価を構成する資材費や労務費を下回っており、実際の施工に要した事業費が補助の対象とした事業費を下回っていて、施工の実態を反映した適切な標準単価が設定されていない事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、要領等を改正して、資材費について、実際に使用される資

材の仕様や購入価格に係る調査を都道府県が行うよう定めたり、労務費について、作業歩掛かりに係る実態調査を行い、その結果を踏まえて標準的な作業歩掛かりを提示したりするとともに、都道府県に対して、要領等の改正内容を周知し、標準単価を適時適切に見直すように周知徹底を図るよう、林野庁長官に対して平成27年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 28年4月に要領等を改正して、資材費については、各都道府県において、その森林状況に応じた必要最低限の性能を確保する仕様とした上で、物価資料や生産者の見積価格等により把握した単価と、前年度に実施した同事業の実績から把握した単価のうち最低のものを比較して、いずれか低い方を採用することなどとし、実績の把握に当たっては、事業主体から資材購入に係る領収書等を提出させることなどにより、都道府県が調査を行うこととするよう定めた。また、労務費については、27年度に作業歩掛かりに係る実態調査を行い、その結果を踏まえて新たに「獣害防護柵設置」等について標準的な作業歩掛かりを提示した。

イ 28年5月に開催した会議において、都道府県に対して、アの要領等の改正内容を周知し、標準単価を適時適切に見直すように周知した。

(2) 研究に関する委託事業により取得した物品の管理について

(平成26年度決算検査報告377ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

農林水産省は、プロジェクト研究等を研究機関に委託して実施している。そして、農林水産技術会議事務局(以下「事務局」という。)が、委託契約に基づいて支払った委託費により、受託者である研究機関、再委託先等(以下、これらを「受託者等」という。)は必要な試験機器等の物品を取得している。そして、委託契約書等によれば、受託者等は、委託事業終了後に同種の研究を実施するために、事務局の承諾を得て、委託事業により取得した取得価格3万円以上の物品(以下「取得物品」という。)を継続使用することができるとされている。しかし、事務局が継続使用の承諾の手続を経ないまま引き続き受託者等に取得物品を使用させている事態、取得物品が無断で処分され又は紛失していたり、取得物品が遊休したりしている事態及び事務局が受託者等に継続使用させている取得物品の使用状況を把握するなどしていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して平成27年10月に、会計検査院法第34条の規定により、継続使用の承諾の手続を経ないまま引き続き受託者等に使用させている取得物品について速やかに継続使用の承諾の手続を行ったり、無断で処分されるなどしている取得物品について継続使用を中止した時点を確認した上で残存価額がある場合にこれを納付させるなどしたり、遊休している取得物品について現在の状態を確認した上で使用可能な場合にその引渡しを受けて有効活用を図るなどしたりするよう是正の処置を要求するとともに、次のとおり、同法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求した。

- ア 委託事業終了の際、受託者等から提出される実績報告書を確認した上で、取得物品の受託者等からの引渡しや継続使用の承諾の手続等を適切に行うこと(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- イ 受託者等に対して、継続使用する取得物品を善良なる管理者の注意をもって管理し、取得物品の継続使用を中止する場合等は、遅滞なくその旨を報告するよう周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 受託者等に継続使用させている取得物品の使用状況を定期的に把握して、継続使用させる必要がないと判断した場合は、取得物品の引渡しを受けて有効活用を図るなど、取得物品の管理を適切に行うための実効性のある体制を整備すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、28年7月までに、継続使用の承諾の手続を経ないまま引き続き受託者等に使用させていた取得物品について無断で処分されるなどしていた取得物品を除き継続使用の承諾の手続を行い、無断で処分されるなどしていた取得物品について継続使用を中止した時点を確認した上で残存価額がある場合に納入告知を行い、遊休していた取得物品について使用可能な場合にその引渡しを受けて有効活用を図り、また、有効活用を図れない取得物品について廃棄又は売却の手続を行うとともに、次のような処置を講じていた。

- ア 28年4月に、同月以降に適用する委託契約書の条項を改正して、継続使用の申請手続を明確化するとともに、委託事業終了時に実績報告書と併せて物品管理簿を提出させることにより、取得物品の受託者等からの引渡しや継続使用の承諾の手続等を適切に行うこととした。
- イ 28年4月に、同月以降に適用する委託契約書の条項を改正して、継続使用する取得物品を善良なる管理者の注意をもって管理することを明記するとともに、取得物品の継続使用を中止する場合等の手続を明確化した。また、28年7月に、受託者等に対して事務連絡を発出して、27年度以前の委託事業に係る取得物品についても、継続使用する取得物品を善良なる管理者の注意をもって管理し、取得物品の継続使用を中止する場合等は遅滞なくその旨を報告するよう周知した。
- ウ 28年4月に、同月以降に適用する委託契約書の条項を改正して、受託者等に継続使用させている取得物品の使用状況報告書を毎年度提出させることとし、この報告書により取得物品の使用状況を定期的に把握して、継続使用させる必要がないと判断した場合は、取得物品の引渡しを受けて有効活用を図ることとするなど、取得物品の管理を適切に行うための体制を整備した。

(3) 農業・食品産業強化対策整備交付金事業における成果目標の達成状況の評価等について

(平成26年度決算検査報告382ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、平成17年度以降、産地競争力の強化、食品流通の合理化等を政策目的と

する農業・食品産業強化対策整備交付金事業により、施設等を整備する事業(以下「整備事業」という。)を実施する事業主体に交付金を交付する都道府県に対して、交付金を交付している。都道府県は、事業主体から目標年度における成果目標等が記載された事業実施計画の提出を受けて、その内容の審査を行い、地方農政局等(以下「農政局等」という。)とその成果目標の妥当性について協議することとなっている。また、事業主体は、整備する施設等の導入効果について費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討することとなっている。そして、都道府県は、目標年度の翌年度において、事業主体から成果目標の達成状況が記載された評価報告書の提出を受けて、その内容の点検評価を行うことなどとなっており、農政局等は、都道府県から点検評価の結果について報告を受けた場合には、成果目標の達成度等の評価を行うことなどとなっている。しかし、整備事業の実施に当たり、事業実施計画における成果目標の妥当性の審査が十分に行われていない事態及び評価報告書の点検評価において成果目標の実質的な評価が行われていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して27年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 農林水産本省において、事業実施計画における成果目標の妥当性の審査及び評価報告書の点検評価のための手引等を作成するとともに、必要に応じて、成果目標の基準等を見直すこと

イ 農政局等に対して、評価報告書の点検評価に当たり、アの手引等により、成果目標の目標値の算出根拠となる出荷量等の把握に努めるなどした上で、成果目標の達成度等を評価するよう指示すること

ウ 都道府県に対して、事業実施計画における成果目標の妥当性の審査に当たり、アの手引等により、成果目標の内容が費用対効果分析の主要な効果項目の内容と関連性が確保されるよう留意するとともに、成果目標の目標値と費用対効果分析の年効果額を算出するための指標(以下「効果指標」という。)の計画値との整合性が確保されていることなどの確認を適切に行うよう、また、評価報告書の点検評価に当たり、アの手引等により、成果目標の目標値の算出根拠となる出荷量等の把握に努めるなどした上で審査するとともに、出荷量等の実績が計画を下回るなどの状況になっている場合には、必要に応じて、事業主体に対して改善に向けた指導等を行うよう周知すること

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 27年10月に農政局等及び都道府県に対して事業実施計画における成果目標の妥当性の審査及び評価報告書の点検評価に係る留意事項について通知を発するとともに、28年7月に事業実施計画における成果目標の妥当性の審査及び評価報告書の点検評価のための手引を作成するなどした。

イ 28年7月に農政局等に対して通知を発して、評価報告書の点検評価に当たり、アの手引により、成果目標の目標値の算出根拠となる出荷量等の把握に努めるなどした上で、成果目標の達成度等を評価するよう指示した。

ウ 28年7月に都道府県に対して通知を発して、事業実施計画における成果目標の妥当性の審査に当たり、アの手引により、成果目標の内容が費用対効果分析の主要な効果項目の

内容と関連性が確保されるよう留意するとともに、成果目標の目標値と費用対効果分析の効果指標の計画値との整合性が確保されていることなどの確認を適切に行うこと、また、評価報告書の点検評価に当たり、アの手引により、成果目標の目標値の算出根拠となる出荷量等の把握に努めるなどした上で審査するとともに、出荷量等の実績が計画を下回るなどの状況になっている場合には、必要に応じて、事業主体に対して改善に向けた指導等を行うことを周知した。

第11 経済産業省

不 当 事 項

補 助 金

- (249) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (259)

第3章 第1節 第11 経済産業省

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計 (組織) 経済産業本省 (項) 産業保安費 (組織) 中小企業庁 (項) 経営革新・創業促進費 東日本大震災復興特別会計 (組織) 経済産業本省 (項) 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費 (組織) 中小企業庁 (項) 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費(平成23年度は、一般会計 (組織) 中小企業庁 (項) 中小企業事業環境整備費) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項) エネルギー需給構造高度化対策費 {平成23年度以前は、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項) エネルギー需給構造高度化対策費 }
部 局 等	経済産業本省、資源エネルギー庁、中小企業庁、2 経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	県2、会社等6、計8補助事業者(2会社等)
間接補助事業者(事業主体)	10会社等
補助事業	中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地事業等
事業費の合計	1,150,850,552 円
補助対象事業費の合計	1,092,035,528 円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	459,083,942 円
不当と認める補助対象事業費の合計	539,565,365 円

不当と認める国 庫補助金相当額 の合計	212,451,241 円
---------------------------	---------------

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業は、企業、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、9道県、41市町村及び1,035会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、11会社等が事業主体となって実施した中小企業組合等共同施設等災害復旧事業、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地事業等に係る国庫補助金212,451,241円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|-------------------------------|----|-------------|--------------|
| (1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの | 4件 | 不当と認める国庫補助金 | 105,080,501円 |
| (2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの | 4件 | 不当と認める国庫補助金 | 91,220,237円 |
| (3) 補助の対象とならないもの | 3件 | 不当と認める国庫補助金 | 16,150,503円 |
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

- | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|--------------|
| (1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの | 4件 | 不当と認める国庫補助金 | 105,080,501円 |
| 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により造成した基金を用いた事業の実施に当たり、基金補助事業の対象とならない経費を含めていたり、基金補助事業の対象事業費を過大に精算していたりしていたもの | (2件) | 不当と認める国庫補助金 | 87,792,354円 |

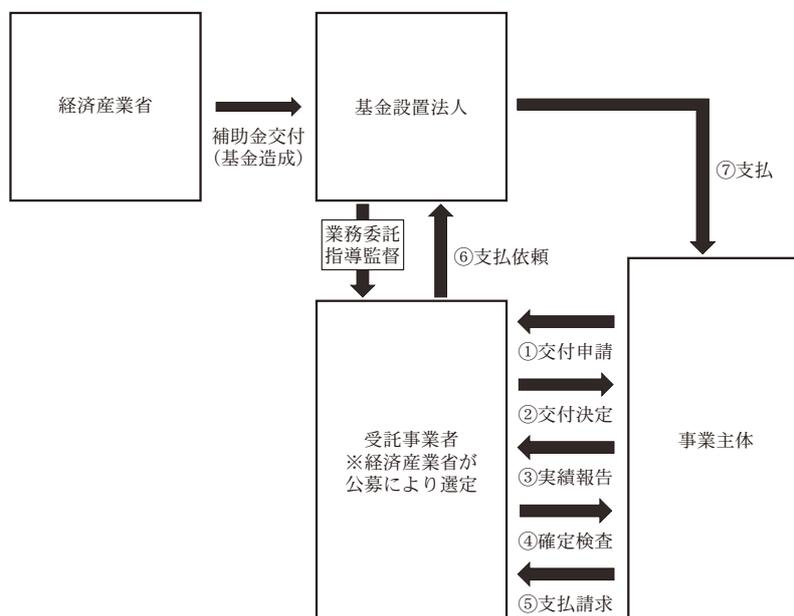
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、東日本大震災で特に大きな被害を受けた青森、岩手、宮城、福島、茨城各県の津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等であって避難指示が解除された地域を始めとする福島県(以下、これらを「津波・原子力災害被災地域」という。)の産業復興を加速するために、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金交付要綱(平成25年5月20130515財地第1号)等(以下「要綱等」という。)に基づき、平成25、26両年度に、経済産業省が一般社団法人地域デザインオフィス(以下「基金設置法人」という。)に基金を造成させるために交付するものである。そして、基金設置法人は、要綱等に基づき、津波・原子力災害被災地域において工場等を新增設する企業に対して、この基金を取り崩して土地及び建物の取得費や設備費等を対象とした補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。基金設置法人は、基金補助金の交付を受けて実施する事業(以下「基金補助事業」という。)に係る公募、交付申請の受理、交付決定、基金補助事業の実施者(以下「事業主体」という。)に対する確定検査等の事務を、同省が公募により選定した事業者(以下「受託事業者」という。)に委託している(図参照)。

そして、受託事業者が同省の補助事業事務処理マニュアルに準拠して作成した基金補助金の公募要領によれば、交付決定日より前に発生した経費については、受託事業者に事前着手の承認申請書を提出し事前着手の承認を受けた場合を除き、補助対象経費として認められないとされている。

本院が、6事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体が実施した基金補助事業において、交付決定より前に締結された契約に係る経費を基金補助事業の対象となる事業費(以下「基金補助対象事業費」という。)に含めていたり、基金補助対象事業費を過大に精算していたりしていたため、取り崩された基金計87,792,354円(国庫補助金額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において基金補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、受託事業者における実績報告書の確認及び2事業主体に対する指導が十分でなかったのに基金設置法人において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

図 事業執行の主な枠組み



以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(249) 経済産業本省	一般社団法人地域デザインオフィス (東京都千代田区)	e-フレッシュ株式会社、株式会社舞台ファーム (宮城県仙台市) (事業主体)	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地	25、26	462,337 (429,064)	135,279	276,921	84,565

e-フレッシュ株式会社及び株式会社舞台ファーム(以下「両会社」という。)は、カット野菜商品の製造工場を新設するために、平成26年1月に、工場建屋の建設及び設備の導入を行うとして受託事業者に交付申請書を共同で提出していた。そして、受託事業者は、同月に基金補助金の交付決定を行い、同年7月に両会社から工場建屋の建設等の基金補助事業に要した経費を462,337,507円(基金補助対象事業費429,064,354円、国庫補助対象事業費同額)とした実績報告書の提出を受けて、同年9月に基金補助金の額を135,279,825円(国庫補助金額同額)と確定していた。これを受けて、基金設置法人は、同年10月に、本件基金を取り崩して両会社へ同額の基金補助金を交付していた。

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金相当額 千円
-----	----------------	------------------	------	----	------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------------

しかし、e-フレッシュ株式会社は、工場建屋の建設について、26年1月の交付決定より前の25年9月に、受託事業者に事前着手の承認申請書を提出することなく、工事請負契約を締結していた。そして、本件工場建屋の建設工事は、同月に着工され、26年3月に完了して、両会社は、これに係る経費276,921,175円を基金補助対象事業費に含めるとともに、基金補助金に係る確定検査に当たり、受託事業者に上記の25年9月に締結した工事請負契約書を提示せず、交付決定より後の26年1月に改めて締結した工事請負契約書のみを提示するなどしていた。

したがって、交付決定より前に契約が締結され着工された工場建屋に係る建物取得費は基金補助事業の対象とは認められず、これを除外するなどして適正な基金補助対象事業費を算定すると152,143,179円となり、前記の基金補助対象事業費429,064,354円との差額276,921,175円(国庫補助金相当額84,565,432円)が過大に精算されていた。

(250)	経済産業本省	一般社団法人地域デザインオフィス (東京都千代田区)	株式会社川崎溶缶 (茨城県日立市) (事業主体)	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地	25、26	77,235 (77,235)	12,872	19,361	3,226
-------	--------	-------------------------------	--------------------------------	----------------------	-------	--------------------	--------	--------	-------

株式会社川崎溶缶(以下「会社」という。)は、受注体制の強化や事業拡張を目的として、平成26年3月に、工場用地、建物及び設備の取得等を行うとして受託事業者に交付申請書を提出していた。そして、受託事業者は、同月に基金補助金の交付決定を行い、同年9月に会社から基金補助事業に要した経費を77,235,561円(基金補助対象事業費同額、国庫補助対象事業費同額)とした実績報告書の提出を受けて、27年4月に基金補助金の額を12,872,592円(国庫補助金額同額)と確定していた。これを受けて、基金設置法人は、同年5月に、本件基金を取り崩して会社へ同額の基金補助金を交付していた。

しかし、会社は、本件基金補助事業により実施した建物及び設備の取得等について、虚偽の領収書等を取引業者等に作成させて、基金補助対象事業費を増やしていたり、無償で貸与を受けるなどして設備を整備していたのに有償で整備したとして基金補助対象事業費を計上していたり、基金補助事業期間内に支払が完了していない経費を基金補助対象事業費に計上していたりしていた。

したがって、真正な領収書等に基づくなどして、本件基金補助事業の適正な基金補助対象事業費を算定すると57,874,027円となり、前記の基金補助対象事業費77,235,561円との差額19,361,534円(国庫補助金相当額3,226,922円)が過大に精算されていた。

(249)	(250)の計					539,573 (506,299)	148,152	296,282	87,792
-------	---------	--	--	--	--	----------------------	---------	---------	--------

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、基金補助事業を事業完了期限内に終了しておらず補助の対象とならないもの
(1件 不当と認める国庫補助金 14,814,814円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助 対象事業費 千円	不当と認める国庫 補助金相当額 千円	
(251)	中小企業庁	全国中小企業団体中央会 (東京都中央区)	資源エコロジリーサイクル事業協同組合 (石川県加賀市) (事業主体)	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援	26、27	24,000 (22,222)	14,814	22,222	14,814

この補助事業は、我が国製造業等を支えるものづくり産業基盤等の底上げを図ることなどを目的として、平成 24、25 両年度に、全国中小企業団体中央会(以下「基金設置法人」という。)が、中小企業庁からものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金の交付を受けて、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援基金を造成したものである。基金設置法人は、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱(20130227 財中第 8 号)等に基づき、試作品の開発や設備投資等を行う中小企業者等に対して、機械装置費等を対象として、基金を取り崩して補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。また、基金設置法人は、基金補助金の交付を受けて石川県内において実施する事業(以下「基金補助事業」という。)に係る公募、交付決定、基金補助事業の実施者に対する確定検査等の事務を、中小企業庁が公募により選定した事業者(以下「受託事業者」という。)に委託している(図参照)。そして、中小企業庁の指導により受託事業者が設定した基金補助事業の事業完了期限は、26 年 7 月に受託事業者が定めた公募要領によれば、27 年 9 月 30 日とされている。

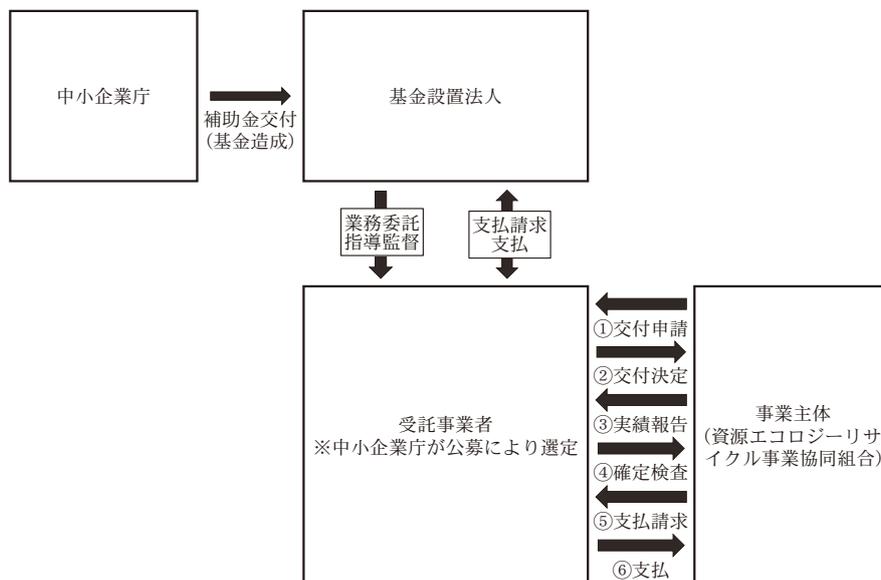
事業主体は、地元で発生する水産廃棄物を主原料として肥料を製造するために、高温高压加水分解装置(以下「分解装置」という。)を 24,000,000 円(基金補助対象事業費 22,222,222 円)で製造業者に試作・開発を行わせて、27 年 9 月 10 日にこれを取得したとする実績報告書を、受託事業者に提出し、28 年 1 月に受託事業者による確定検査を受けた上で、基金補助金 14,814,814 円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、実際に分解装置を取得したのは、事業完了期限の 27 年 9 月 30 日を過ぎた同年 12 月 22 日であったにもかかわらず、基金補助事業を同年 9 月 30 日に終了したとする虚偽の実績報告を行っていた。また、事業主体は、確定検査に当たり、受託事業者に分解装置の試作・開発に係る虚偽の納品書を示すなどしていた。

したがって、本件基金補助事業の実施に要した経費(基金補助対象事業費 22,222,222 円、基金補助金交付額 14,814,814 円)は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 14,814,814 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において基金補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、受託事業者における事業主体に対する指導並びに実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったのに基金設置法人において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

図 事業執行の主な枠組み



補助金により造成した基金を用いて実施した事業が助成事業の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,473,333 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円	
(252)	資源エネルギー庁	一般社団法人全国石油協会 (東京都千代田区)	平和石油株式会社 (北海道函館市) (事業主体)	石油基地等産業保安強化	25	4,027 (3,710)	2,473	3,710	2,473

この補助事業は、石油製品の安定的な供給の確保を図ることなどを目的として、平成24年度に、一般社団法人全国石油協会(25年3月31日以前は社団法人全国石油協会。以下「基金設置法人」という。)が、資源エネルギー庁から石油基地等産業保安強化事業費補助金(災害時等石油製品供給・利用インフラ等整備事業に係るもの)の交付を受けて、環境・安全等対策基金(災害時等石油製品供給・利用インフラ等整備事業) (以下「基金」という。)を造成したものである。基金設置法人は、「石油基地等産業保安強化事業費補助金(災害時等石油製品供給・利用インフラ等整備事業に係るもの)交付要綱」(20130308財資第3号)等に基づき、新たに灯油配送用タンクローリー(以下「ローリー」という。)を導入することにより、灯油配送量を拡大して豪雪地帯及び石油の供給不安地域への灯油の配送を効率的に行う揮発油販売業者等に対して、ローリーの導入に要する経費の一部を対象として、基金を取り崩して助成金を交付する事業(以下「助成事業」という。)を実施している。そして、同要綱等によれば、助成金の交付申請時点で使用しているローリーを手放してより積載量の大きいローリーを新たに導入するか、又は、ローリーを増車することが助成金の交付の要件とされている。

事業主体は、25年12月に、新たに積載量3.6kLのローリーを4,027,390円(助成対象事業費3,710,000円)で導入したとして、基金設置法人に実績報告書を提出して、助成金2,473,333円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、25年4月の助成金の交付申請時点で使用していた積載量4.0kLのローリーを同年10月に第三者に譲渡して、上記の積載量3.6kLのローリーを導入していた。そして、これ以外にローリーを導入していなかったことから、申請時点で使用しているローリーを手放して新たに積載量の大きいローリーを導入しておらず、また、ローリーを増車していなかった。

したがって、前記ローリーの導入は助成事業の対象とは認められず、取り崩された基金2,473,333円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において助成事業に対する理解が十分でなかったこと、基金設置法人において事業主体に対する指導、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

4件 不当と認める国庫補助金 91,220,237 円

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 85,472,143 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円	
(253)	東北経済産業局	岩手県	丸高商事株式会社 (岩手県盛岡市) (事業主体)	中小企業組合等共同施設等災害復旧	24, 25	431,097 (410,569)	205,284	170,944	85,472

この補助事業は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた岩手県が、施設及び設備の復旧・整備を行う中小企業等グループ又はその構成員に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

本件補助事業に係る交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊等したもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要する経費とされている。そして、事業者への貸貸を目的とした施設の復旧について、補助の対象となるのは、当該中小企業等グループの構成員となっている中小企業者が入居している部分(以下「中小企業者入居部分」という。)のみであり、当該中小企業等グループの構成員である中小企業者以外の者が入居している部分は、補助の対象とはならないこととされている。

中小企業等グループの構成員である事業主体は、東日本大震災で損壊した事業主体所有のショッピングモールB棟、C棟、D棟の3棟(以下「モールB、C、D棟」という。)の建替えなどによる復旧に要したとする事業費431,097,638円(補助対象事業費410,569,179円)に対して国庫補助金205,284,589円の交付を受けていた。そして、上記のとおり、補助の対象が中小企業者入居部分のみとされていることから、補助対象事業費の算定に当たっては、モールB、C、D棟の建設(共用の外構工事等を含む。以下同じ。)に係る事業費に、復旧した施設全体の延床面積に占める中小企業者入居部分の延床面積の割合(以下「中小企業者入居面積率」という。)を乗じて案分計算していた。

しかし、事業主体は、モールB、C、D棟の建設に係る事業費の算定に当たり、モールB、C、D棟と同じ敷地内にショッピングモールA棟(以下「モールA棟」という。)を建設した者から共用の外構工事等に係る費用負担として38,958,053円を受領していて、この金額については費用を自ら負担しないことになるにもかかわらず、この金額を差し引いていなかった。また、事業主体は、中小企業者入居面積率について、モールA棟の延床面積3,134.3㎡及びこれに係る中小企業者入居部分の延床面積3,134.3㎡を含めて、復旧した施設全体の延床面積を5,961.0㎡、中小企業者入居部分の延床面積を4,211.2㎡とした上で、70.6%と算出していた。しかし、これらの面積それぞれに事業主体が建設した施設ではないモールA棟に係る面積を含めていたことは誤りであって、正しくは、モールA棟に係る面積を含めずに、復旧した施設全体の延床面積は2,826.3㎡、中小企業者入居部分の延床面積は1,076.5㎡とした上で、38.0%と算出すべきであった。

したがって、共用の外構工事等に係る費用負担として受領した金額を差し引くなどして算定したモールB、C、D棟の建設に係る事業費に、上記の中小企業者入居面積率38.0%を乗じて適正な補助対象事業費を算定すると239,624,893円となり、前記の補助対象事業費410,569,179円との差額170,944,286円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額85,472,143円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、岩手県において本件補助事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

次世代エネルギー・社会システム実証事業の実施に当たり、事業主体が関係会社に工事を外注した場合に控除すべき当該関係社の利益相当額の算定を誤るなどしたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,289,023円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する 国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円	
(254)	資源エネルギー庁	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 (東京都豊島区)	岩谷産業株式会社 (東京都港区) (事業主体)	次世代エネルギー・社会システム実証	24	90,739 (90,332)	59,620	5,148	3,289

この補助事業は、次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金の交付を受けた一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「協議会」という。)が、再生可能エネルギーを効率的に活用するエネルギーマネジメントシステムを構築することなどにより産業競争力の強化を図ることを目的として、地域において同システムの実証等を行う事業者等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

協議会が経済産業省の補助事業事務処理マニュアル(平成24年4月)に準拠して作成した採択者説明会資料(平成24年6月)によれば、補助対象事業費の算定に当たっては、事業費の中に事業主体がその関係会社等から行った調達(工事等の外注を含む。)に係る経費が含まれる場合、その調達に係る取引価格から当該関係会社等の利益相当額を控除することとされている。そして、関係会社のうち100%同一の資本に属するグループ企業(以下「100%グループ企業」という。)から調達する場合には、調達先の直近年度の決算報告における売上高に対する売上総利益^(注1)の割合を乗じて算定した額を利益相当額として取引価格から控除することとされている。

事業主体は、平成24年度に、水素及び燃料電池を活用した地域エネルギー需給バランスの調整に関する実証に要したとする事業費90,739,302円(補助対象事業費90,332,302円)に対して、国庫補助金59,620,366円の交付を受けていた。そして、事業主体は、本件事業のうち水素による電力貯蔵システムの設置に係る工事を関係会社に外注して実施しており、当該関係会社については、事業主体が直接にはその資本金の全額を出資していないため、100%グループ企業以外の関係会社であると認識していた。このため、事業主体は、補助対象事業費の算定に当たり、100%グループ企業以外の関係会社から調達する場合に用いる前年度決算報告の売上高に対する営業利益^(注2)の割合を乗じて算定した利益相当額を控除するなどしていた。

しかし、当該関係会社の資本金についてみると、事業主体からの出資による分以外は事業主体の完全子会社からの出資によるものであることから、当該関係会社は、100%グループ企業に該当するものであった。このため、事業主体は、上記の外注した工事について、前年度決算報告の売上高に対する売上総利益の割合を乗じて算定した利益相当額を控除するなどして、補助対象事業費を算定すべきであった。

したがって、売上総利益の割合を乗じて利益相当額を算定するなどして、本件補助事業の適正な補助対象事業費を算定すると85,184,120円となり、前記の補助対象事業費90,332,302円との差額5,148,182円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額3,289,023円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において関係会社に工事を外注するなどした場合に補助対象事業費から控除すべき利益相当額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、協議会において事業主体に対する指導、実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 売上総利益 売上高から売上高に対応する商品等の仕入原価又は製造原価を控除した額

(注2) 営業利益 売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した額

ものづくり中小企業製品開発等支援事業の実施に当たり、事業に使用していない機械装置の購入等に係る経費を含めていたため、補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,603,491円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(255) 中小企業庁	全国中小企業団体中央会 (東京都中央区)	コネクテックジャパン株式会社 (新潟県妙高市) (事業主体)	ものづくり中小企業製品開発等支援	22	4,381 (4,266)	2,844	2,405	1,603

この補助事業は、我が国経済をけん引する製造業の国際競争力の強化と次代を担う新産業の創出を促進することなどを目的として、ものづくり中小企業製品開発等支援補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)が、試作開発等の事業を行う中小企業者に対して、当該事業に要する経費の一部を補助するものである。

事業主体は、平成22年度に、薄型ディスプレイ用の半導体パッケージの開発に要したとする事業費4,381,272円(補助対象事業費4,266,480円)に対して、国庫補助金2,844,320円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記の補助対象事業費4,266,480円に、誤って、他の開発事業に使用しており本件開発に使用していない機械装置の購入等に係る経費2,405,236円を含めていた。

したがって、本件開発に使用していない上記の経費2,405,236円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額1,603,491円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において事業ごとの経費の管理や確認の体制が構築されていないなど補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、全国中央会において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農商工等連携対策支援事業の実施に当たり、実際の事業費が実績報告書の事業費よりも低額となっていて補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 855,580円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(256) 中部経済産業局	資源エコロジリーサイクル事業協同組合 (石川県加賀市) (事業主体)	—	農商工等連携対策支援	26	5,376 (5,052)	3,367	1,283	855

この補助事業は、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、中小企業者及び農林漁業者が「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年法律第38号)に基づく主務大臣の認定を受けた計画に従って新商品の開発等を行う場合に、その代表者に対して、必要な経費の一部を補助するものである。

事業主体は、加賀地域の食品リサイクルから生まれた肥料を用いて生産する農産物の生産・販売事業に係る計画について上記の認定を受け、この計画に基づき、加賀地域で生産される金時草等の独自の商品化を行うために、それらの色、成分等の特性を保持したまま加工して包装する機械(以下「作物加工包装機」という。)の試作・開発を行うなどの事業を事業費 5,376,160 円(補助対象事業費 5,052,000 円)で実施したとして中部経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 3,367,999 円の交付を受けていた。そして、事業主体は、製造業者に作物加工包装機の試作・開発を行わせるなどして、2,999,160 円(補助対象事業費 2,777,000 円)を支払ったとしていた。

しかし、事業主体は、実際には、作物加工包装機のうちの包装用の機械を取得していなかったり、上記作物加工包装機等の発注金額 2,999,160 円の全額を製造業者に一旦支払った後、その一部を製造業者から事業主体の関係会社に返金させたりして、事業費が実績報告書の事業費よりも低額となっていたのに、これらに係る経費計 1,283,370 円を上記の補助対象事業費 5,052,000 円に含めていた。

したがって、上記の経費を除いて適正な補助対象事業費を算定すると 3,768,630 円となり、前記の補助対象事業費 5,052,000 円との差額 1,283,370 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額 855,580 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、中部経済産業局において事業主体に対する指導並びに実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助の対象とならないもの 3件 不当と認める国庫補助金 16,150,503 円
 再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業で実施した設備導入事業に係る経費を割賦契約により支払っており、補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 8,154,666 円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金交付額 千円	不当と認める補助対象事業費 千円	不当と認める国庫補助金相当額 千円
(257) 資源エネルギー庁	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 (東京都豊島区)	株式会社勝浦御苑 (和歌山県東牟婁郡那智勝浦町) (事業主体)	再生可能エネルギー熱事業者支援対策	23	25,687 (24,464)	8,154	24,464	8,154

この補助事業は、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金の交付を受けた一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「協議会」という。)が、再生可能エネルギーの熱利用の加速的な導入促進を図ることを目的として、再生可能エネルギー熱利用設備を導入する民間事業者等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。事業主体は、平成 23 年度に、三重県伊勢市に所在する施設において、再生可能エネルギー熱利用設備であるバイオマスボイラー等(以下「ボイラー等」という。)の導入を事業費 25,687,200 円(補助対象事業費 24,464,000 円)で実施したとして、国庫補助金 8,154,666 円の交付を受けていた。

協議会が作成した本件補助事業に係る公募要領によれば、補助対象経費全額の支払が完了したことをもって補助事業は完了すること、また、割賦契約による支払は補助の対象とはならないこととされている。

事業主体は、ボイラー等の導入を請け負った事業者(以下「業者」という。)に対して導入に要した経費全額を支払ったとする実績報告書を協議会に提出しており、協議会はこれに基づき24年3月に補助金の額の確定を行っていた。

しかし、事業主体は、同年2月に業者から上記の支払額と同額を別途受領しており、業者に対する支払を実質的に行っていない。そして、業者からボイラー等を購入したリース会社とボイラー等を対象物件とした割賦契約を締結して、当該契約に基づき31年1月まで賦払金を支払うこととしていた。

したがって、事業主体が行ったボイラー等の導入に要した経費全額の支払が完了しておらず、補助事業が完了していないこととなり、また、割賦契約による支払であることから、本件事業は補助の対象とはならず、これに係る国庫補助金相当額8,154,666円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、協議会において事業主体に対する指導並びに実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補助の対象とならない機器の開発に係る経費を補助対象事業費に含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,946,257円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(258) 東北経済産業局	株式会社マツザワ (秋田県秋田市) (事業主体)	—	中小企業・小規模事業者連携促進支援(新連携支援)	26	12,066 (11,217)	7,420	9,006	5,946

この補助事業は、中小企業の新たな事業活動の促進を図ることなどを目的として、事業の分野を異にする2以上の中小企業者が「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(平成11年法律第18号。平成28年7月1日以降は中小企業等経営強化法)に基づく主務大臣の認定を受けた計画に従って新たな事業活動を実施する場合に、その代表者に対して、必要な経費の一部を補助するものである。事業主体は、25年度から29年度までの5年間にわたり、試験環境を選ばない生産現場対応型硬さ試験機(注)の開発及び事業化を連携先の会社と共に行うとして、ロックウェル硬さ試験(注)を行う従来型の硬さ試験機を小型・軽量化した卓上型の試作機(以下「ロックウェル試作機」という。)を開発し、改良していくなどとする計画について上記の認定を受け、26年度は、認定を受けた計画のうち、前年度までに開発したロックウェル試作機の更なる仕様検討等を行う事業を対象として、東北経済産業局から補助金の交付決定を受けていた。そして、事業主体は、ロックウェル試作機の仕様検討を行うとともに、新たにハンディタイプの硬さ試験機(以下「ハンディタイプ新試験機」という。)の開発を行い、これらの事業を事業費12,066,715円(補助対象事業費11,217,623円)で実施したとして東北経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金7,420,538円の交付を受けていた。

しかし、ハンディタイプ新試験機は、日本工業規格で定められていない硬さ試験を行うこととしていてロックウェル硬さを測定できないなど、硬さ試験の方法、機器の構造、使用方法等の点においてロックウェル試作機とは全く異なる機器であり、その開発は、認定を受けた計画に記載されていた事業ではなく、また、補助金の交付決定の対象となっていた事業であるとも認められない。なお、ハンディタイプ新試験機は、28年5月の会計実地検査時点においても、内部の配線がなされていないなどのため、全く作動しない状態であった。

したがって、補助の対象とならないハンディタイプ新試験機の開発に係る経費を除いて、適正な補助対象事業費を算定すると2,211,423円となり、前記の補助対象事業費11,217,623円との差額9,006,200円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額5,946,257円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する理解が十分でなかったこと、東北経済産業局において実績報告書等の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) ロックウェル硬さ試験 日本工業規格で定められた硬さ試験方法の一つである。特定の形状、寸法の円すい状のダイヤモンド、鋼製の圧子を、一定の基準荷重で試料の試験面に押し付け、更に一定の荷重を加えて圧子を押し込み、再び基準荷重に戻したときの圧子の侵入深さを、最初に基準荷重を加えたときの侵入深さを基準にして測定し、その値から硬さを測定する試験である。

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,049,580円)

部局等	補助事業者 (所在地)	間接補助事業者 (所在地)	補助事業	年度	事業費 (補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(259)	東北経済産業局	宮城県	高橋工業株式会社 (宮城県多賀城市) (事業主体)	中小企業組合等共同施設等災害復旧	23、24	13,901 (13,901)	6,950	4,099	2,049

この補助事業は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた宮城県が、施設及び設備の復旧・整備を行う中小企業等グループ又はその構成員に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

本件補助事業に係る交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により滅失等したもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要する経費とされている。そして、復旧に際しては、被災した施設及び設備と同等の性能等のものに取り替えた場合の費用を補助の対象とすることとされている。

中小企業等グループの構成員である事業主体は、施設及び設備の復旧に要したとする事業費13,901,807円(補助対象事業費同額)に対して国庫補助金6,950,900円の交付を受けていた。そして、設備の復旧のうち、東日本大震災における津波により水没して使用できなくなったとして取り替えたバックホウの数量を2台としていた。

しかし、実際に事業主体において水没して使用できなくなったバックホウは1台であった。このため、取替えによる復旧を行ったとしていたバックホウ2台のうち、水没して使用できなくなったバックホウと同等の性能を有する1台は補助の対象となるが、もう1台は東日本大震災により滅失等した設備を復旧したものではないことから、補助の対象とならないものであった。

したがって、上記補助の対象とならないバックホウに係る経費を除いて、適正な補助対象事業費を算定すると9,802,647円となり、前記の補助対象事業費13,901,807円との差額4,099,160円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額2,049,580円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、宮城県において本件補助事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

全国商工会連合会等が小規模事業者に対して交付する国庫補助金を原資とした小規模事業者持続化補助金について、雇用を増加させる取組に対する補助上限額の引上げの対象となるのは従業員数を純増させる事業者であることを公募要領等に明記するなどして、補助上限額の引上げが適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)中小企業庁 (項)経営革新・創業促進費	
部 局 等	中小企業庁	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者	全国商工会連合会、日本商工会議所	
補助事業	地域力活用市場獲得等支援事業(平成25年度) 小規模事業者支援パッケージ事業(平成27年度)	
補助事業の概要	小規模事業者が取り組む販路開拓等を支援するもの	
雇用を増加させる取組を実施したことにより補助上限額が引き上げられた小規模事業者数及び小規模補助金交付額	延べ 1,346 事業者	12 億 3758 万余円(平成 26、27 両年度)
上記に対する国庫補助金相当額		12 億 3758 万余円
雇用を増加させる取組を実施したことにより補助上限額が引き上げられた小規模事業者のうち従業員数を純増させていなかった事業者数及び補助上限額の引上げ分の小規模補助金交付額	延べ 226 事業者	9279 万余円(平成 26、27 両年度)
上記に対する国庫補助金相当額		9279 万円

1 事業の概要

(1) 小規模事業者持続化補助金の概要

中小企業庁は、平成25年度に、地域力活用市場獲得等支援事業費補助金交付要綱(20130226 財中第3号)に基づき、中小・小規模事業者の販売力の向上等を目的として、全国商工会連合会及び日本商工会議所(以下、両者を合わせて「2団体」という。)に対して地域力活用市場獲得等支援事業費補助金を交付している。

また、中小企業庁は、27年度に、小規模事業者支援パッケージ事業費補助金交付要綱(20150210 財中第5号)に基づき、中小企業・小規模事業者に対して各種の販路開拓支援等を行うことを目的として、2団体に対して小規模事業者支援パッケージ事業費補助金を交付している。

そして、2団体は、地域力活用市場獲得等支援事業費補助金及び小規模事業者支援パッ

ケース事業費補助金を原資として、26、27両年度に小規模事業者が取り組むチラシ作成、店舗改装等の販路開拓等の事業に要する経費の一部を補助するために、公募により採択された小規模事業者に対して、小規模事業者持続化補助金(以下「小規模補助金」という。)を、計195億2042万余円交付している。

(2) 補助上限額の引上げ

2団体が中小企業庁長官等の承認を受けるなどしてそれぞれ定めた小規模補助金に係る交付要綱等によれば、小規模補助金の補助率は3分の2以内とされており、補助上限額は、原則として、1事業当たり50万円とされている。また、2団体は、平成25年度補正予算の基本的考え方等が示されている「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月閣議決定)において、地域の活力を発揮させるための中小企業・小規模事業者の支援策を推進することや地域における人材育成・雇用拡大の取組を支援することが盛り込まれていることなどを踏まえて、雇用を増加させる取組を行う小規模事業者を一層手厚く支援するために、販路開拓等の取組に加えて雇用を増加させる取組を実施する小規模事業者については、小規模補助金の補助上限額を1事業当たり50万円から100万円に引き上げることとしている(以下、雇用を増加させる取組を実施したことにより補助上限額が引き上げられた小規模事業者を「引上げ事業者」という。)。そして、補助上限額の引上げの要件は、2団体が定めた小規模補助金に係る公募要領等(以下「公募要領等」という。)によれば、社会保険(健康保険及び厚生年金保険をいう。以下同じ。)に加入している事業所が作成した経営計画を実行するため、公募開始日以降に新たに従業員を雇用し、当該従業員に対し社会保険を適用して少なくとも事業完了時点まで雇用を継続していることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、引上げ事業者が適切に雇用を増加させているかなどに着眼して、26年度又は27年度における引上げ事業者のうち、平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた熊本県に所在する事業者等を除く延べ1,346事業者(補助対象経費計21億8095万余円、小規模補助金交付額計12億3758万余円(国庫補助金相当額同額))を対象として、調書を徴するとともに、中小企業庁、2団体及び21事業者において実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

中小企業庁は、雇用の純増が図られなければ従業員の解雇や入替えにつながるおそれもあることから、引上げ事業者は雇用を純増させる者を対象とすることを想定していたが、公募要領等において、雇用の純増は、補助上限額の引上げの要件とはされていなかった。そこで、引上げ事業者延べ1,346事業者について、小規模補助金公募開始前日時点の従業員(社会保険の適用を受けている者に限る。以下同じ。)数と比較して事業完了時点の従業員数を純増させているか検査したところ、表のとおり、延べ1,120事業者は従業員数を純増させていたものの、上記1,346事業者の16.7%に当たる延べ226事業者は従業員数を純増させておらず、この延べ226事業者のうち延べ75事業者は従業員数が減少していた。

そして、従業員数を純増させていなかった延べ226事業者に係る補助上限額の引上げ分の小規模補助金交付額は計9279万余円(国庫補助金相当額同額)となっていた。

表 引上げ事業者における従業員数の状況

年度	事業者数等 引上げ事業者数 (A)	従業員数を純増させた事業者数	従業員数を純増させていなかった事業者数 (B)	従業員数が減少していた事業者数			引上げ事業者数のうち、従業員数を純増させていなかった事業者数の割合 (B/A)
				1名減	2名以上減		
平成 26	481	405	76	19	15	4	15.8%
27	865	715	150	56	40	16	17.3%
計	1,346	1,120	226	75	55	20	16.7%

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大阪府に所在する食料品製造業の事業者 A は、平成 26 年度に、製造した商品を販売するために直売所の新設等を実施し、さらに、小規模補助金公募開始日時点(26 年 2 月 27 日)から事業完了時点(27 年 1 月 31 日)までの間に、社会保険の適用を受ける従業員 1 名を新たに雇用して、補助上限額の引上げを受け、事業費 150 万円に対して小規模補助金 100 万円の交付を受けていた。

しかし、A の従業員数の推移を確認したところ、小規模補助金公募開始前日時点で従業員数は 10 名であったが、その後、このうち 6 名が退職するなどして減少したことから、事業完了時点では、新たに雇用した 1 名を合わせても従業員数は 5 名にとどまっていた、小規模補助金公募開始前日時点と比較して従業員数が減少していた。

このように、補助上限額の引上げを受けていながら雇用を純増させていない引上げ事業者が多数見受けられ、中小企業庁の想定どおりに取組の効果が上がっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、中小企業庁において、2 団体に対して、公募要領等における引上げ事業者の要件を定めるに当たり、雇用を純増させる事業者に限定することについての指導等が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、中小企業庁は、28 年 2 月に 2 団体に対して通知を発して、平成 27 年度補正予算を財源として交付する小規模補助金において、補助上限額の引上げの対象となるのは、小規模補助金公募開始前日時点から事業完了時点までの間に従業員数を純増させる事業者であることを公募要領等に明記した上で、事業者に対して従業員数の純増を確認できる証拠書類の提出を求めるよう、指導を行うとともに、今後、小規模補助金が予算計上された場合には、本院の指摘を踏まえた制度設計とする処置を講じた。

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(離島ガソリン流通コスト支援事業に係るもの)における補助単価の設定について

〔平成 25 年度決算検査報告 531 ページ参照〕
〔平成 26 年度決算検査報告 446 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

資源エネルギー庁は、平成 23 年度から、全国石油商業組合連合会を通じて、離島の消費

者に対して本土に比べて高額なガソリン小売価格の値引きを行う事業を実施する揮発油販売業者等に当該経費を助成する離島ガソリン流通コスト支援事業を実施しており、助成額については、揮発油販売業者等が値引きしたガソリンの販売数量に、離島までの輸送の形態等に依りて離島ごとに設定した補助金額の単価(以下「補助単価」という。)を乗じて算出することとしている。しかし、実際の輸送条件が同一でない離島に同一の補助単価が設定されていたり、離島の住民等に対するガソリン小売価格から算出される各離島における平均価格(以下「離島価格」という。)が距離や航路等からみて当該離島に経済的に影響があると考えられる本土地域のガソリン小売価格(以下「本土価格」という。)を下回っているのに補助単価の見直しが行われていなかったりなどして、同事業の実施後も離島価格が本土価格を大きく上回っている離島がある一方、離島価格が本土価格を下回っている離島が多数ある事態が見受けられた。

したがって、資源エネルギー庁において、離島価格が本土価格を継続的に下回っている離島が多数見受けられるなどの場合には、ガソリンの輸送費を調査するなどして、補助単価の見直しの要否を検討し、実態に即した補助単価の見直しを行うよう、資源エネルギー庁長官に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、26年度に離島におけるガソリンの輸送費等の実態を把握するための調査を行っていた。そして、同庁は、この調査結果を踏まえて補助単価の見直しの要否を検討した結果、28年3月に交付要綱を改正して、離島価格が本土価格を継続的に下回っている離島の補助単価を引き下げるなどして、実態に即した補助単価とする処置を講じていた。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 自家発電設備導入促進事業等の効果の把握について

(平成26年度決算検査報告430ページ参照)

1 本院が表示した意見

資源エネルギー庁は、平成23年度から26年度までの間に、東日本大震災の影響等によって電力需給がひっ迫する、又はひっ迫するおそれがある地域において、電気の供給力を強化し、電力需給状況の安定化に資することを目的として、民間団体等が電気事業者への電気の供給又は自家消費のために、重油、ガス、石炭等を燃料として使用する自家発電設備の新增設・増出力、休止・廃止設備の再稼働を行う場合に必要な設備の購入費、燃料費等の2分の1以内又は3分の1以内を補助するなどの自家発電設備導入促進事業等(以下「自家発電事業」という。)を実施している。しかし、自家発電事業は国の緊急措置の一環として実施された事業であり、その制度設計に多くの時間をかけることができなかつたと思料される状況においては、事業実施中における検証とそれに基づく見直しが重要であるにもかかわらず、定められた自家発電事業の事業実施期間中において自家発電設備の運転状況が低調となるなどしているのに、実施済みの事業の効果把握した上で検証して、翌年度以降の事業にその検証結果を十分に反映させないまま事業を継続してきた事態が見受けられた。

したがって、資源エネルギー庁において、自家発電事業について、事業効果について改めて検証を行うとともに、将来同様の緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積して、これを制度設計に活用する方法を検討するよう、資源エネルギー庁長官に対して27年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、事業効果について改めて検証を行うとともに、28年2月から、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積するために、自家発電事業において補助を受けた事業者へのヒアリング等によるフォローアップ調査を実施しており、当該調査結果等を踏まえて、制度設計に活用する方法を検討することとしている。

(2) コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍について

(平成26年度決算検査報告439ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

経済産業省は、平成23、24両年度に、東北関連情報の発信、東日本大震災の被災地域(以下「被災地域」という。)における知へのアクセスの向上及び被災地域における新規事業の創出を促進して、持続的な復興及び振興や我が国全体の経済回復を図ることを目的として、電子書籍の流通の促進に適切な形式による書籍等の電子化等を行う事業(以下「コンテンツ緊急電子化事業」という。)を実施している。経済産業省は、一般社団法人日本出版インフラセンター(以下「センター」という。)を補助事業者として選定し、センターに対して事業を実施するための経費の一部として国庫補助金を交付している。しかし、経済産業省及びセンターは、電子化された書籍の配信状況について把握しておらず、出版社等が著作権者の許諾を得ていなかったり、出版社等が配信するための技術的な修正を完了していなかったりしたため、コンテンツ緊急電子化事業のうち書籍を電子化する作業が完了していても配信が可能な状態になっていない書籍が多数ある事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍について、配信状況が確認できていない電子化された書籍も含めて配信が可能な状態になっているか把握した上で、出版社等に著作権者の許諾を得るようにさせたり、出版社等において配信するための技術的な修正を完了させたりして、配信が可能な状態になるようにセンターに指示するよう、経済産業大臣に対して27年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、経済産業本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年8月及び28年3月にセンターに事務連絡を発して、コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍の配信状況について、出版社等に対する調査を実施させて27年11月及び28年5月に報告を受けて、配信が可能な状態になっているか把握するとともに、配信が可能な状態になっていないものについて、出版社等に対して著作権者の許諾を得たり配信するための技術的な修正を完了したりするよう促して、配信が可能な状態になるよう指示する処置を講じていた。

第12 国土交通省

不 当 事 項

予 算 経 理

(260) 東日本大震災復興特別会計に返納させるべき預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金について使用する見込みのない額を一般会計に誤って返納させていて、会計法令に違反していたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金 東日本大震災復興特別会計 (款)雑収入 (項)雑収入
部 局 等	国土交通本省
補助金の名称及び交付額	災害復興住宅融資等緊急対策費補助金 18,300,000,000 円
上記補助金の交付を受けて設置された預り補助金を取り崩すことにより実施された事業	独立行政法人住宅金融支援機構が実施する既往貸付者に係る返済方法の変更事業
前記の補助金が計上された予算	平成 23 年度一般会計補正予算(第 1 号、第 3 号)
東日本大震災復興特別会計に返納させる根拠	特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 15 号)
一般会計に誤って返納させた額	8,386,313,263 円(平成 27 年度)

1 事業等の概要

(1) 事業の概要

国土交通省は、東日本大震災からの復旧・復興事業の一環として、独立行政法人住宅金融支援機構災害復興住宅融資等緊急対策費補助金交付要綱(平成 23 年国住民支第 24 号。以下「交付要綱」という。)に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)が実施する既往貸付者に係る返済方法の変更事業(以下「変更事業」という。)の円滑な遂行を図ることを目的として、機構に対して、平成 23 年 6 月に平成 23 年度一般会計補正予算(第 1 号)に計上された災害復興住宅融資等緊急対策費補助金(以下「融資補助金」という。)3,400,000,000 円、また、同年 12 月に平成 23 年度一般会計補正予算(第 3 号)(以下「23 年度 3 次補正予算」という。)に計上された融資補助金 14,900,000,000 円、計 18,300,000,000 円を交付している。そして、機構は、融資補助金により、預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金(以下「預り補助金」という。)を設置し、これを財源として変更事業を実施している。変更事業は、機構から現に融資を受けている債務者のうち、東日本大震災により被災して今後の返済が困難となった者に対して、返済負担を軽減し、返済が継続できるように、り災割合に応じて 1 年から 5 年までの間の金利引下げの実施等の返済方法変更の特例

措置を実施するもので、機構は、金利引下げの実施に伴い生ずる利息収入の減収額に相当する額について、預り補助金を取り崩すことにより充てることとしている。

交付要綱によれば、各年度末時点の変更事業の実施状況を踏まえて、預り補助金について翌年度以降に使用する見込みのない額があると国土交通大臣が認めた場合には、機構は、速やかにこれを国庫に返納しなければならないこととされている。

(2) 23年度3次補正予算に計上された復興費用に関する権利義務の復興特会への帰属

復興事業に係る歳入歳出については、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として、24年度から新たに設置された東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)において経理することとなっている。そして、特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第15号)附則第3条の規定(以下「特会法改正法の規定」という。)によれば、23年度3次補正予算に計上された費用のうち「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条第5項の規定により国会の議決を受けた復興施策に要する費用(以下「復興費用」という。)に関する権利義務は、翌年度以降に繰り越して使用することとされたものを除き復興特会に帰属することとされている。これにより、23年度3次補正予算に復興費用として計上されて23年度内に交付された融資補助金等について、当該補助金を活用した事業において使用する見込みのないなどの額を国庫に返納させる場合に、国は復興特会に返納させることとなる。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、融資補助金により設置された預り補助金について、使用する見込みのない額を国庫に返納させる場合に、特会法改正法の規定等に基づき適正に返納させているかなどに着眼して、国土交通本省が機構に送付した国庫への返納に関する書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、預り補助金について使用する見込みのない額を国庫に返納させるに当たり、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

国土交通省は、既往貸付者の返済方法変更の特例措置に係る申請件数が当初の想定よりも少なかったことなど26年度末の変更事業の実施状況を踏まえて、預り補助金について27年度以降に使用する見込みのない額のうち23年度3次補正予算に係る分を8,386,313,263円と算出し、28年2月に機構に対して同額を一般会計に返納させる納入告知書を送付しており、機構は、同年3月に同額を一般会計に返納していた。

しかし、上記の返納額は、23年度3次補正予算に復興費用として計上されて23年度内に交付された融資補助金に係る分であることから、国土交通省は、特会法改正法に基づき一般会計ではなく復興特会に返納させるべきであった。

したがって、復興特会に返納させるべき預り補助金について使用する見込みのない額を一般会計に誤って返納させていた事態は、特会法改正法の規定に違反しており、ひいては復興債の償還の適切な管理に支障を来すおそれなどがあり、23年度3次補正予算に係る返納額8,386,313,263円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、預り補助金について使用する見込みのない額のうち 23 年度 3 次補正予算に係る分を国庫に返納させるに当たり、特会法改正法の規定等についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

工 事 (261) (262)

(261) 既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、変位制限構造等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)道路交通安全対策事業費
部 局 等	九州地方整備局大分河川国道事務所
工 事 名	杉河内橋橋 ^{りょう} 梁耐震補強外工事
工 事 の 概 要	既設橋りょうにおいて、橋りょう附属物工、橋脚巻立て工等を施工するもの
工 事 費	212,220,000 円
請 負 人	梅林建設株式会社
契 約	平成 26 年 3 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 27 年 2 月
支 払	平成 26 年 5 月、10 月、27 年 3 月
不適切な設計となっていた変位制限構造等の設置等に係る工事費	15,790,000 円(平成 26 年度)

1 工事の概要

この工事は、九州地方整備局大分河川国道事務所(以下「事務所」という。)が、既設橋りょうの耐震対策等の一環として、平成 26 年度に、大分県玖珠郡玖珠町地内において、一般国道 210 号の杉河内橋(昭和 48 年築造。橋長 127.0m、幅員 9.4m、橋台 2 基及び橋脚 2 基。3 径間)に橋りょう附属物工、橋脚巻立て工等を工事費 212,220,000 円で梅林建設株式会社に請け負わせて施工したものである。

このうち、橋りょう附属物工は、橋台及び橋脚に設置されていたタイプ A の支承がレベ^(注1)ル 2 地震動による水平力に抵抗することができないことから、橋台又は橋脚と橋桁との間の相対変位が大きくなるように支承部と補完し合^(注2)って抵抗する変位制限構造を設置するなどしたものである。

事務所は、変位制限構造の設計を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行うこととしており、示方書等によれば、変位制限構造を設置する橋台及び橋脚の橋座部は、地震発生時に作用する水平力に対して損傷しないように十分な耐力を有するようにすることなどとされている。また、橋座部が所要の耐力を有していても、地震発生時に作用する水平力等によりアンカーボルトの前面のコンクリートにひび割れが生じたり、欠け落ちたりしないように、橋座部に埋め込まれた前面側のアンカーボルト等

と橋座部の縁端との距離(以下「縁端距離」という。)は、支間長の0.5%に200mmを加えた値(以下「最小値」という。)以上を確保することとされている。そして、事務所は、本件工事の設計を設計コンサルタントに委託して、設計業務委託の成果品の提出を受けていた。

上記の成果品によれば、橋脚2基に設置した計4個の変位制限構造は、鉄筋コンクリート(橋軸方向の長さ340mm、橋軸直角方向の長さ880mm、高さ700mm)で拡幅した橋座部及び既設の橋座部にアンカーボルト(径32mm又は35mm)で固定した鋼製のブラケットと、橋桁に固定した鋼製のブラケットとを組み合わせた構造となっている(参考図1参照)。また、橋台2基に設置した計8個の変位制限構造は、既設の橋座部にアンカーボルト(径35mm)で固定した鋼製架台と、その鋼製架台に取り付けられている鋼棒と、橋桁に固定した連結板とを組み合わせた構造となっている(参考図2参照)。そして、事務所は、上記の成果品によれば、拡幅した橋座部及び既設の橋座部について所要の安全度が確保されるとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、工事の設計が示方書等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、事務所において、本件工事を対象に、設計図面、設計計算書等の書類及び現場の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 橋座部の耐力について

既設の橋座部及び拡幅した橋座部は、地震発生時に変位制限構造のアンカーボルトから伝達される水平力に対して十分な耐力を有している必要がある。しかし、事務所は、橋座部の耐力について検討を行っていなかった。

そこで、改めて、既設の橋座部及び拡幅した橋座部の耐力を計算すると、橋台1基の変位制限構造4個及び橋脚2基の同構造計4個が設置された箇所の耐力は282kNから322kN(橋台)又は381kNから547kN(橋脚)となり、地震発生時にこれらの橋座部に作用する水平力330kN(橋台)又は995kNから1,071kN(橋脚)を大幅に下回っていて、設計上安全とされる耐力を有していなかった。

(2) 縁端距離について

縁端距離は、橋座部のひび割れや欠け落ちを防止するため最小値以上を確保することとなっている。しかし、事務所は、縁端距離が最小値以上を確保しているかを確認していなかった。

そこで、改めて、変位制限構造の縁端距離が最小値以上を確保しているか確認すると、橋台2基及び橋脚2基に設置した同構造計12個の縁端距離は130mmから200mmとなっており、最小値403mmから415mmを大幅に下回っていて、設計上必要とされる縁端距離を確保できていなかった。

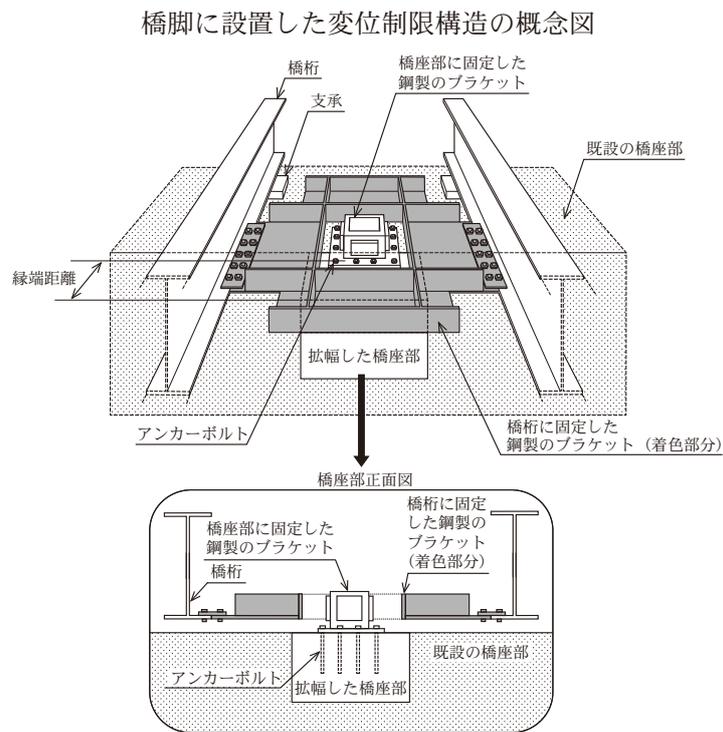
したがって、橋台2基又は橋脚2基に設置した(1)の事態に係る8個、(2)の事態に係る12個、計12個((1)の8個は(2)にも該当する。)の変位制限構造及び同構造が設置された橋座部は、設計が適切でなかったため、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっていて工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額15,790,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

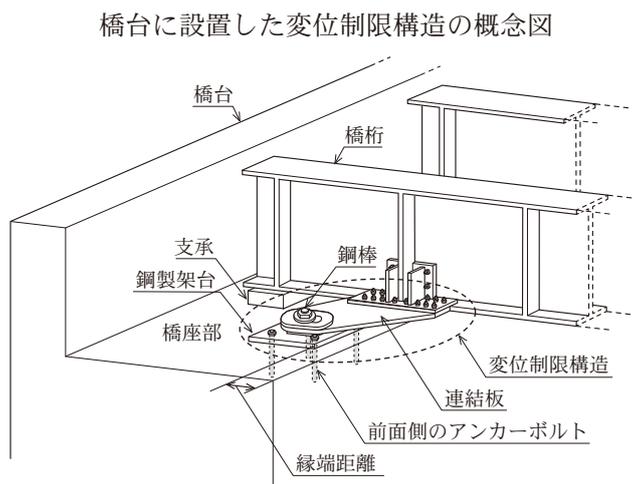
(注1) タイプAの支承 橋の供用期間中に発生する確率が高い地震動まで支承の機能を確保できる支承をいう。

(注2) レベル2地震動 橋の供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動をいう。

(参考図1)



(参考図2)



(262) 既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、水平力分担構造等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)道路交通安全対策事業費
部 局 等	九州地方整備局延岡河川国道事務所
工 事 名	平成 26 年度 延岡北地区橋梁耐震補強工事
工 事 の 概 要	既設 5 橋りょうにおいて、橋りょう附属物工、橋脚巻立て工等を施工するもの
工 事 費	130,140,000 円
請 負 人	ライト工業株式会社
契 約	平成 26 年 6 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 27 年 3 月
支 払	平成 26 年 8 月、27 年 4 月
不適切な設計となっていた水平力分担構造等の設置等に係る工事費	9,929,000 円(平成 26 年度)

1 工事の概要

この工事は、九州地方整備局延岡河川国道事務所(以下「事務所」という。)が、既設橋りょうの耐震対策等の一環として、平成 26 年度に、宮崎県延岡市北川町地内等において、一般国道 10 号の桑之内橋(昭和 41 年築造。橋長 68.7m、幅員 8.2m~9.2m、橋台 2 基及び橋脚 1 基。2 径間)、大峽橋(上り)(昭和 38 年築造。橋長 23.0m、幅員 9.1m~9.4m、橋台 2 基及び橋脚 1 基。2 径間)等 5 橋りょうに、橋りょう附属物工、橋脚巻立て工等を工事費 130,140,000 円でライト工業株式会社に請け負わせて施工したものである。

このうち、橋りょう附属物工は、桑之内橋、大峽橋(上り)等の橋台及び橋脚に設置されていたタイプ A の^(注1)支承が^(注2)レベル 2 地震動による水平力に抵抗することができないことから、橋桁等に作用する橋軸方向及び橋軸直角方向の水平力を分担する構造(以下「水平力分担構造」という。)を設置するなどしたものである。

事務所は、水平力分担構造の設計を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行うこととしており、示方書等によれば、水平力分担構造を設置する橋台及び橋脚の橋座部は、地震発生時に作用する水平力に対して損傷しないように十分な耐力を有するようにすることなどとされている。そして、事務所は、本件工事の設計を設計コンサルタントに委託して、設計業務委託の成果品の提出を受けていた。

上記の成果品によれば、桑之内橋の橋台及び橋脚に設置した計 20 個の水平力分担構造は、鉄筋コンクリート(橋軸方向の長さ 600mm~1,500mm、橋軸直角方向の長さ 2,000mm~8,663mm、高さ 1,024mm~2,240mm)で拡幅した橋座部に垂直に埋め込んだアンカーバー(長さ 915mm~1,130mm、径 70mm~85mm)と橋桁に固定した連結板とを組み合わせた構造となっている(参考図 1 参照)。また、大峽橋(上り)の橋台及び橋脚に設置した計 48 個の水平力分担構造は、鉄筋コンクリート(橋軸方向の長さ 500mm又は 600mm、橋軸直角方向の長さ 8,000mm~

8,800mm、高さ 630mm)で拡幅した橋座部に垂直に埋め込んだアンカーバー(長さ 660mm～860mm、径 32mm～42mm)の上部を橋桁に差し込んだ構造となっている(参考図2参照)。そして、事務所は、上記の成果品によれば、拡幅した橋座部について所要の安全度が確保されるとして、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、工事の設計が示方書等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、事務所において、本件工事を対象に、設計図面、設計計算書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、示方書等によれば、拡幅した橋座部は、地震発生時に水平力分担構造のアンカーバーから伝達される水平力に対して十分な耐力を有している必要がある。しかし、事務所は、桑之内橋の橋台及び橋脚の拡幅した橋座部の耐力を算出する際に、拡幅した橋座部よりも 24mmから 110mm低い既設の橋座部の高さを用いたため、地震発生時に橋座部に作用する水平力に対する抵抗面が実際よりも低い位置にあることとして、耐力を算出していた(参考図1参照)。また、大峡橋(上り)の橋台又は橋脚の拡幅した橋座部の耐力を算出する際に、橋桁等の耐力に用いる算出方法を適用して、適切な橋座部の耐力を算出しておらず、いずれも適切な検討を行っていなかった。

そこで、改めて、桑之内橋は実際の高さの抵抗面により、大峡橋(上り)は橋座部の耐力に用いる計算方法を適用して両橋りょうの拡幅した橋座部の耐力を計算すると、桑之内橋の橋台1基の水平力分担構造3個及び橋脚1基の水平力分担構造6個が設置された橋座部の耐力は 265kNから 298kN(橋台)又は 138kNから 192kN(橋脚)となり、また、大峡橋(上り)の橋脚の水平力分担構造10個が設置された橋座部の耐力は 79kNとなり、地震発生時に桑之内橋の橋座部に作用する水平力 326kN(橋台)又は 451kN(橋脚)及び大峡橋(上り)の橋座部に作用する水平力 220kNをそれぞれ大幅に下回っていて、拡幅した橋座部は設計上安全とされる耐力を有していなかった。

したがって、両橋りょうに設置した計 19 個の水平力分担構造及びこれらが設置された橋座部は、設計が適切でなかったため、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっていて工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額 9,929,000 円が不当と認められる。

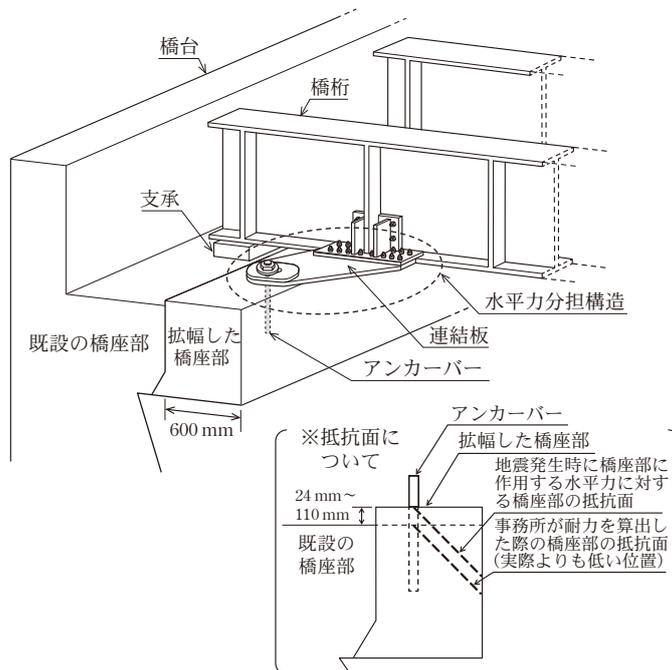
このような事態が生じていたのは、事務所において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) タイプAの支承 橋の供用期間中に発生する確率が高い地震動まで支承の機能を確保できる支承をいう。

(注2) レベル2地震動 橋の供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動をいう。

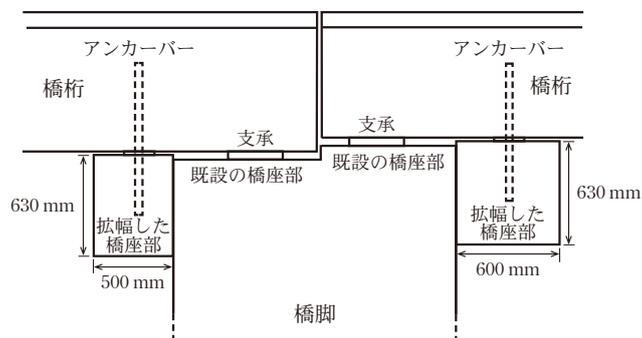
(参考図1)

桑之内橋の橋台及び橋脚に設置した水平力分担構造の概念図(橋台の例)



(参考図2)

大峡橋(上り)の橋台及び橋脚に設置した水平力分担構造の概念図(橋脚の例)



補 助 金

(263) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (305)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省	(項)住宅防災事業費 (項)社会資本総合整備事業費 (項)北海道開発事業費 (項)地域自主戦略推進費 (項)沖縄開発事業費
	東日本大震災復興特別会計	
	(組織)国土交通本省	(項)東日本大震災復興推進費
	治水特別会計(治水勘定)	(項)河川総合開発事業費
部 局 等	国土交通本省、22 都道県	
補助等の根拠	下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)、東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年法律第 122 号)、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)等、予算補助	
補助事業者等 (事業主体)	都、県 6、市 20、区 6、町 3、村 1、団体 9、計 46 補助事業者等 (都、県 5、市 18、町 3、村 1、団体 9、計 37 事業主体)	
間接補助事業者 等(事業主体)	12 団体	
補助事業等	社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業、耐震対策緊急 促進事業等	
事業費の合計	10,433,755,093 円	
上記に対する国 庫補助金等交付 額の合計	6,083,911,266 円	
不当と認める事 業費の合計	1,212,620,947 円	
上記に対する不 当と認める国庫 補助金等相当額 の合計	564,315,767 円	

1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、47 都道府県、808 市区町村等、2 独立行政法人、75 団体において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、6 都県、22 市町村、12 団体、計 40 事業主体が実施した社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業、耐震対策緊急促進事業等に係る国庫補助金等 564,315,767 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの	18件	不当と認める国庫補助金	223,338,961円
(2) 補助金を過大に受給していたもの	11件	不当と認める国庫補助金	16,625,000円
(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	5件	不当と認める国庫補助金	148,564,229円
(4) 工事の施工が設計と相違していたもの	4件	不当と認める国庫補助金	75,282,000円
(5) 計画が適切でなかったもの	2件	不当と認める国庫補助金	54,582,720円
(6) 国庫納付額が過小となっていたもの	1件	不当と認める国庫補助金	27,273,857円
(7) 補助の目的外に使用していたもの	1件	不当と認める国庫補助金	12,022,500円
(8) 工事の施工が適切でなかったもの	1件	不当と認める国庫補助金	6,626,500円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの	18件	不当と認める国庫補助金	223,338,961円
------------------------	-----	-------------	--------------

既設橋りょうの耐震補強工事の設計が適切でなかったもの

(6件 不当と認める国庫補助金 113,897,489円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(263) 東京都	東京都	防災・安全交付金 (道路)	25、26	107,347 (73,475)	35,200	41,481 (41,239)	19,756
(264) 同	同	同	25、26	347,699 (108,974)	55,000	50,027 (49,903)	25,186
(265) 同	同	同	25、26	508,025 (364,929)	148,500	106,074 (106,074)	43,164
(266) 高知県	高知市	同	25	28,312 (28,312)	15,571	28,312 (28,312)	15,571
(267) 佐賀県	佐賀県	地域自主 戦略交付 金	24、25	65,485 (65,485)	32,742	14,834 (14,834)	7,417
(268) 大分県	大分県	防災・安全交付金 (道路)	25、26	62,377 (23,222)	15,094	11,577 (4,310)	2,801
(263)-(268)の計				1,119,247 (664,399)	302,108	252,305 (244,672)	113,897

これらの交付金事業は、1都2県1市が、既設の6橋りょうの耐震対策等の一環として、支承を取り替えたり、橋台及び橋脚(以下「橋台等」という。)の橋座部に、橋桁等に作用する橋軸方向及び橋軸直角方向の水平力を分担する構造を設置したり、橋台等と橋桁との間の相対変位が大きくなるように支承部と補完し合って抵抗する変位制限構造を設置したり、橋桁等の移動量が橋桁の端部から橋座

部の縁端までの長さを超えないようにする落橋防止構造(以下、水平力を分担する構造、変位制限構造及び落橋防止構造を合わせて「水平力分担構造等」という。)を設置したりなどしたものである。そして、1都2県1市は、水平力分担構造等を設置するために鉄筋コンクリートを打設して橋座部を橋軸方向に拡幅したり、橋座部に新たに台座を設置したりなどして耐震補強工事を実施していた。

1都2県1市は、これらの耐震補強工事の設計を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づき行うこととしており、示方書等によれば、水平力分担構造等を設置する橋台等の橋座部は、地震発生時に作用する水平力に対して損傷しないように十分な耐力を有するようにすることなどとされている。また、橋座部が所要の耐力を有していても、地震発生時に作用する水平力等によりアンカーボルト等の前面のコンクリートにひび割れなどの損傷が生じないように、橋座部に埋め込まれた前面側のアンカーボルト等と橋座部の縁端との距離(以下「縁端距離」という。)を所定の計算式により算出した長さ(以下「最小値」という。)以上確保することとされている(参考図参照)。さらに、鉄筋コンクリートについては、外力に対して鉄筋とコンクリートが一体となって働く必要があるため、鉄筋端部のコンクリートとの定着は極めて重要であり、完全に行わなければならないとされており、鉄筋とコンクリートとの付着により定着させる場合には、鉄筋の定着に必要な付着の長さ(以下「定着長」という。)を所定の計算式により算出した長さ以上確保することとされている。

そして、1都2県1市は、本件工事の設計を設計コンサルタントに委託して、その成果品によれば、所要の安全度が確保されるとして、これにより施工していた。

しかし、1都2県1市の6橋りょうにおいて、橋台等の橋座部等が所要の耐力を有していなかったり、縁端距離の最小値以上を確保できていなかったり、台座に配置する鉄筋の定着長が不足していたりなどしている事態が見受けられた。したがって、これらの6橋りょうに設置等した支承、橋座部、水平力分担構造等(工事費相当額計252,305,200円、うち交付対象工事費計244,672,200円)は、設計が適切でなかったため、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっていて、工事の目的を達しておらず、これらに係る交付金相当額計113,897,489円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1都2県1市において委託した設計業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、1都1県において請負人の申請に基づく設計変更に対する検討を十分行っていなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都は、大田区平和島地先において、平成25、26両年度に、都道318号の橋りょう(昭和47年築造。橋長430.0m、幅員22.0m～34.5m、橋台2基及び橋脚13基。14径間)の支承取替工、工場製作工等を実施していた。

このうち、支承取替工は、同橋の橋台1基及び橋脚7基に設置されていたタイプAの^(注1)支承計195個(固定支承102個、可動支承93個)が^(注2)レベル2地震動による水平力に抵抗することができないことなどから、全てタイプBの^(注1)支承に取り替えることとして、タイプAの支承を全て撤去した上で、タイプBの支承を1支承当たり4本のアンカーボルトにより橋台及び橋脚の橋座部に固定していた(参考図参照)。

しかし、都は、支承が設置された橋台等の橋座部の耐力についての検討を行っていなかった。また、本件工事の発注後、請負人が、アンカーボルトの設置予定位置を事前に探査したところ、上記計195個の全てについて、その下部に既存の鉄筋が配置されていることが判明したことから、請負人からアンカーボルトの設置位置を橋座部の縁端側に最大276mm変更することなどについて確認の申請がなされたのに、都は、縁端距離の最小値以上を確保しているかを確認していなかった。

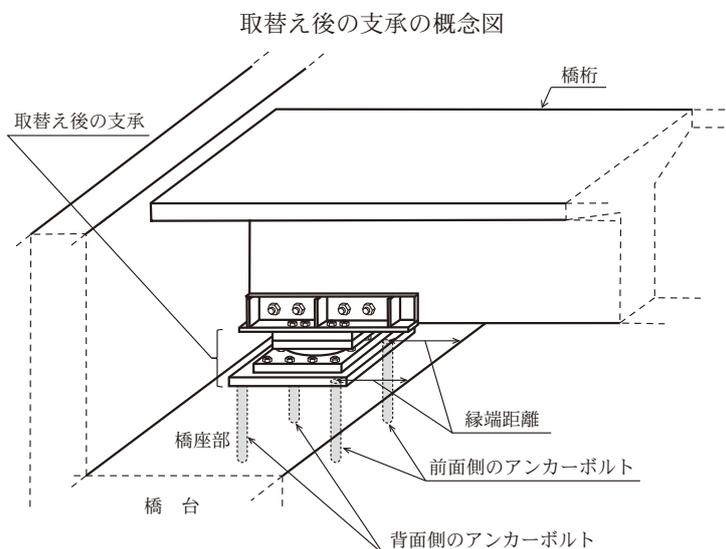
そこで、改めて、支承が設置された橋台等の橋座部の耐力を計算すると、支承4個が設置された橋脚1基の橋座部の耐力は464kNから490kNとなり、地震発生時に橋座部に作用する水平力517kNを下回っていて、設計上安全とされる耐力を有していなかった。また、縁端距離を確認したところ、橋台等の支承計60個の縁端距離は205mmから373mmとなり、最小値331mmから379mmを下回っていて、縁端距離の最小値以上を確保できていなかった。

したがって、上記4個及び計60個の支承のうち、重複分を除く計62個に係る支承取替工(工事費相当額106,074,000円、これに係る交付金相当額43,164,431円)は設計が適切でなかったため、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注1) タイプAの支承・タイプBの支承 「タイプAの支承」とは、橋の供用期間中に発生する確率が高い地震動まで機能を確保できる支承をいい、「タイプBの支承」とは、橋の供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動まで機能を確保できる支承をいう。

(注2) レベル2地震動 橋の供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動をいう。

(参 考 図)



公営住宅等の木造施設の設計が適切でなかったもの

(4件 不当と認める国庫補助金 51,355,200円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(269) 秋 田 県	北 秋 田 市	社会資本整備総合交付金(公営住宅等整備)	27	23,738 (23,738)	10,682	23,636 (23,636)	10,636
(270) 岡 山 県	瀬 戸 内 市	同	25	196,398 (135,400)	67,700	15,260 (10,521)	5,260
(271) 愛 媛 県	上 浮 穴 郡 久 万 高 原 町	同	26	72,963 (48,652)	24,326	70,238 (47,097)	23,548
(272) 長 崎 県	長 崎 県	同(都市公園)	25	30,174 (30,174)	15,087	23,820 (23,820)	11,910
(269)–(272)の計				323,275 (237,965)	117,795	132,956 (105,074)	51,355

これらの交付金事業は、1県2市1町が、公営住宅等整備事業及び都市公園事業の一環として、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により公営住宅、公園のトイレ棟等の木造施設(以下「木造建築物」という。)の建築等を実施したものである。

木造建築物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱との間に筋交い、構造用合板、国土交通大臣の認定を受けた耐力壁用パネル(以下「耐力壁用パネル」という。)^(注1)等を設置した耐力壁^(注1)を張り間方向及び桁行方向に配置し、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなど設計計算上安全な構造のものでなければならないこととなっている。

そして、同法等によれば、耐力壁の配置に偏りがあると一部分に変形が集中して壊れやすくなることがあるため、設計に当たっては、耐力壁を鈎合い良く配置しなければならないとされている(参考図1参照)。耐力壁の配置については、同法等に基づく告示「木造建築物の軸組の設置の基準を定める件」(平成12年建設省告示第1352号)によれば、張り間方向及び桁行方向共に、両端からそれぞれ4分の1の部分(以下「側端部分」という。)における、設計計算上の耐力壁の長さを水平力に対して必要とされる耐力壁の長さで除した数値(以下「壁量充足率」という。)を算出することとされている。さらに、各側端部分の壁量充足率のいずれかが1.0以下となる場合には、張り間方向及び桁行方向ごとに壁量充足率の小さい方を大きい方で除した数値(以下「壁率比」という。)が0.5以上となるようにしなければならないとされている。

そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号。以下「告示」という。)等に基づき、耐力壁の種類や強度、柱の位置等に応じて、告示に定める表(以下「告示の表」という。)又は所定の係数を用いるなどした設計計算により、必要な引抜耐力を有する金物等を選定して、^{はり}梁、土台、基礎コンクリート等と接合することとなっている(参考図2参照)。また、筋交いについても、告示に基づき、筋交いの厚さなどに応じて定められた接合方法又はこれと同等以上の引抜耐力を有する接合方法により柱等と接合することとなっている。

しかし、次のとおり、木造建築物の設計が適切でなかった。

すなわち、北秋田市において、出隅の柱^(注2)について、告示の表の適用を誤って金物を選定していたり、瀬戸内市において、出隅の柱について、出隅の柱以外の柱に適用する係数を用いて設計計算を行って金物を選定していたり、久万高原町において、耐力壁用パネルを取り付けた柱について、耐力壁用パネルより壁倍率^(注3)の低い構造用合板に対応する金物を告示の表から選定していたりしたため、いずれも必要な引抜耐力を下回る金物を使用して施工している事態が見受けられた。また、長崎県において、一部の柱について、金物を使用すべきことを設計図書に示していなかったため、金物を取り付けずに施工しているなどの事態が見受けられた。

このように、梁、土台等との接合方法が適切でない柱で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、北秋田市及び久万高原町の木造建築物について、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出したところ、張り間方向及び桁行方向において、有効な設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さを大幅に下回っていた。また、瀬戸内市及び長崎県の木造建築物について、改めて壁量充足率及び壁率比を計算したところ、耐力壁の側端部分における壁量充足率が1.0以下であるのに必要とされる壁率比0.5を大幅に下回っていた。したがって、いずれも木造建築物の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計51,355,200円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

久万高原町は、公営住宅等整備事業の一環として、久万高原町東明神地内において、本組団地(間取りと構造が同じ木造平屋建て2棟)の建築等を行った。

同町は、壁倍率 4.2 倍及び 3.7 倍の耐力壁用パネル等を取り付けた耐力壁を配置することとしており、耐力壁を構成する柱については、告示の表から金物を選定するなどして、土台等と接合することとしていた。

しかし、耐力壁用パネルを取り付けた柱については、耐力壁用パネルが告示の表に記載されていないことから、設計計算により金物を選定する必要があるのに、同町は、設計計算を行わずに、告示の表から必要な引抜耐力を下回る壁倍率 2.5 倍の構造用合板に対応する金物を選定するなどし、これにより施工していた。

このように、必要な引抜耐力を下回る金物で接合された柱で構成される壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、張り間方向で 11.40m、桁行方向で 3.80m となり、水平力に対して必要な長さ 38.63m 及び 22.13m を大幅に下回っていた。

したがって、本件住宅 2 棟(工事費相当額計 70,238,630 円、交付対象工事費計 47,097,000 円、交付金相当額計 23,548,500 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

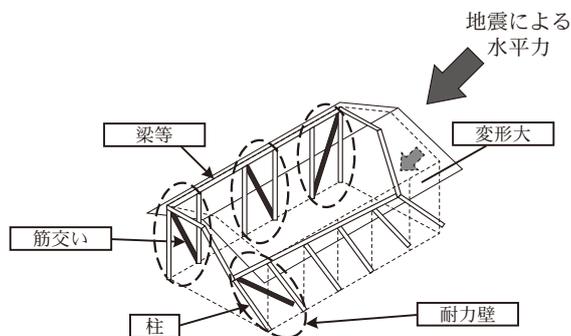
(注 1) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(注 2) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

(注 3) 壁倍率 耐力壁の種類等に応じて建築基準法等において定められている耐力壁の強さを表す数値

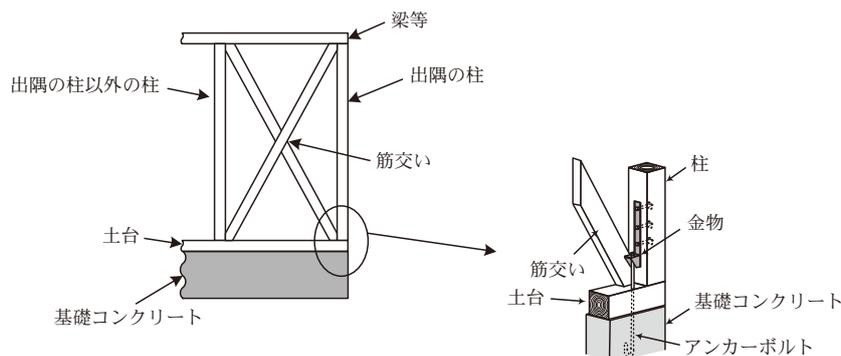
(参考図 1)

耐力壁の釣合いがとれていない場合の変形の概念図



(参考図 2)

耐力壁の概念図



かんきよ
函渠埋設工事の設計が適切でなかったもの

(3件 不当と認める国庫補助金 27,634,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(273) 新潟県	五泉市	防災・安全交付金 (下水道)	25、26	39,551 (37,284)	18,642	11,832 (11,154)	5,577
(274) 石川県	金沢市	同	25	29,692 (29,692)	14,846	22,881 (22,881)	11,440
(275) 広島県	府中市	同	26	50,737 (46,499)	23,249	21,233 (21,233)	10,616
(273)–(275) の計				119,982 (113,477)	56,738	55,947 (55,268)	27,634

第3章
 第1節
 第12
 国土交通省

これらの交付金事業は、3市が、下水道事業の一環として、雨水管、マンホール等を整備するなどの工事を実施したものであり、このうち雨水管の整備は、道路を開削して函渠^{かんきよ}を埋設し、その埋戻し、舗装の復旧等を行ったものである(以下「函渠埋設工事」という。)

道路の構造は、道路法(昭和27年法律第180号)によれば、当該道路の交通状況等を考慮して、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならぬことが原則とされており、舗装の構造については、「舗装の構造に関する技術基準・同解説」(社団法人日本道路協会編)によれば、道路管理者は、この原則に従って、道路に下水道管等を埋設しようとする事業者に対して路面の機能を損なわないよう指導する必要があるとされている。そして、本件工事に係る3道路管理者は、道路を開削した場合の復旧について、路面の機能を損なわないように、道路管理者が定めた道路の復旧に係る基準(以下「道路復旧基準」という。)に基づく舗装厚とすることなどとしていた。

また、函渠の埋設に当たっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」(社団法人日本下水道協会編。以下「設計指針」という。)によれば、適切な流速を確保するために必要な勾配としなければならないとされている。

3市は、函渠埋設工事の設計に当たり、設計指針等に基づいて、適切な流速を確保するために必要な勾配が確保されるように、函渠の埋設位置及び函渠を埋設する道路表面から函渠頂部までの深さ(以下「埋設深さ」という。)を決定し、これにより施工していた。

しかし、3市は、埋設深さの決定に当たり、道路復旧基準等に基づく舗装厚を確保するようにしていなかったため、函渠が舗装の一部である下層路盤、上層路盤等に入り込んでいて、道路復旧基準等に基づく舗装厚となっておらず、また、道路の復旧について舗装の構成を変更するなどの路面の機能を損なわないようにするための措置も執っていなかった。このため、函渠が路盤等に入り込んでいる箇所とそれ以外の箇所とは舗装厚が異なっていて、舗装構造が一樣でなく、不同沈下に伴う路面の不陸等が生じて路面の機能が損なわれるおそれがあるなどの状況となっていた。

したがって、前記工事のうち函渠埋設工事については、設計が適切でなかったため、路面の機能が損なわれて安全かつ円滑な交通が確保されていないおそれがある状態になっており、舗装構造が一樣でなくなった区間に係る交付金相当額計27,634,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市において、函渠埋設工事の設計に当たり、函渠を道路に埋設する際に路面の機能を損なわないようにすることについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

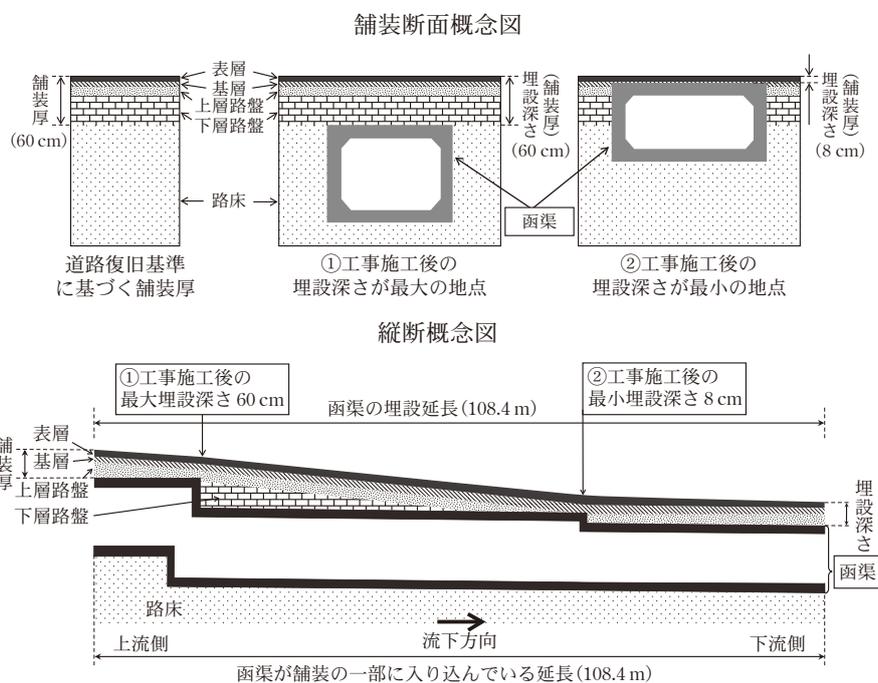
＜事例＞

金沢市は、金沢市神宮寺2丁目地内において、平成25年度に、一般県道金沢停車場北線の車道(幅員11.0m、舗装厚60cm)を開削して、函渠(内空断面の幅0.9m～1.0m、高さ0.6m～1.1m、延長108.4m)を埋設し、舗装の復旧等を行っていた。そして、同市は、埋設深さを8cmから60cmとし、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、車道の舗装厚については、上記のとおり、埋設深さを8cmから60cmとしたため、函渠を車道下に埋設した延長108.4mの区間において、函渠が舗装の一部である下層路盤、上層路盤等に入り込んでいて、石川県が定めた道路復旧基準に基づく舗装厚60cmを満たしていなかった。

したがって、本件函渠埋設工事(工事費相当額22,881,000円、交付金相当額11,440,500円)は、設計が適切でなかったため、路面の機能が損なわれて安全かつ円滑な交通が確保されていないおそれがある状態になっていた。

(参考図)



かんきょ
函渠の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 16,439,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(276) 北海道	登別市	防災・安全交付金 (下水道)	26、27	千円 33,836 (33,836)	千円 16,918	千円 32,878 (32,878)	千円 16,439

この交付金事業は、登別市が、下水道事業の一環として、登別市若山町地先において、雨水管、集水桝等を整備するなどの工事を実施したものである。

このうち雨水管の整備は、市道若山16号線の車道を開削して函渠(内空断面の幅1,200mm、高さ700mm、延長112.1m)を埋設し、その埋戻し、舗装の復旧等を行ったものである。

同市は、本件函渠の設計を「道路土工 カルバート工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「設計指針」という。)等に基づいて行っている。そして、同市は、函渠の設計に当たり、活荷重を考慮せず、函渠

本体の荷重、土圧等により、基礎地盤に作用する鉛直荷重^(注2)を算出し、許容鉛直支持力度^(注2)を下回ることから設計計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、設計指針によれば、函渠の設計に当たっては、活荷重を考慮しなければならないとされており、本件函渠は車道下に埋設される函渠であることから、自動車による活荷重も基礎地盤に作用するとして鉛直荷重を算出すべきであった。

そこで、改めて活荷重を考慮するなどして設計計算を行ったところ、基礎地盤に作用する鉛直荷重は74.73kN/m²となり、許容鉛直支持力度43.86kN/m²を大幅に上回っており、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件函渠(工事費相当額計32,878,000円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計16,439,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 活荷重 自動車等が構造物上を移動する際に作用する荷重

(注2) 鉛直荷重・許容鉛直支持力度 「鉛直荷重」とは、構造物の自重等が地盤に対し鉛直方向に働く単位面積当たりの力をいい、鉛直荷重を基礎底面地盤が支えることのできる設計上許される単位面積当たりの限度を「許容鉛直支持力度」という。

植生工の設計及び管理が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 6,429,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(277) 三重県	三重県	社会資本整備総合交付金 (道路)	23、24	20,401 (20,401)	11,220	11,690 (11,690)	6,429

この交付金事業は、三重県が、伊賀市三田地区において、一般国道422号三田坂バイパスの新設に伴い、道路の左右両側の切土法面6か所(面積計3,175.3m²)に雨水による侵食を防止することなどを目的として植生工を実施したものである。

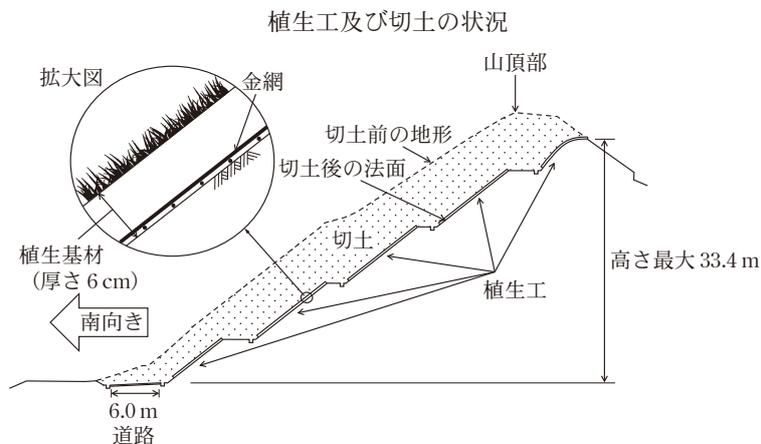
同県は、植生工の設計及び管理を「道路土工 切土工・斜面安定工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づき行うこととしている。そして、指針によれば、植生工の設計に当たっては、植物の選定、施工時期等の検討に必要な気温、降水量、日照等や法面の形状、規模、高さ、方位、勾配等についての調査を行うこととされている。また、植生工の工法選定に当たっては、植物の発芽及び生育は、温度、水分、光量、肥料等の影響を大きく受けるため、立地条件等に適した植物等の材料及び工法を用いることとされており、さらに、施工後の管理に当たっては、植生工の施工後の成績判定を行い、植物の生育状況を確認し、生育不良が見受けられた場合にはその原因等も確認し、必要な対応策を検討することとされている。そして、同県は、上記の調査を実施した上で、本件工事の立地条件等に適合する工法として、種子、基盤材(堆肥及び土壌改良資材)、肥料等を混合した植生基材(厚さ6cm)を切土法面に吹き付けて緑化する工法を選定して、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、植生工を施工した6か所の法面のうち、南向きの法面1か所(面積1,822.0㎡。以下「本件法面」という。)は、高さ33mを超える長大法面であり、山頂部を含めて切土したことなどにより法面上部からの雨水の浸透水が少なくなっていること、南向きの法面であることなどのため非常に乾燥しやすい条件となっていた(参考図参照)。このような立地条件等から、本件法面に吹き付ける植生基材については、より保水力の高い配合としたり、播種量を割増ししたりするなどの措置を執るべきであったのに、同県は、これらの措置を執ることなく上記の植生基材の配合を決定していた。また、指針によれば、植生工の施工時期の目安は日平均気温が10℃から25℃までの期間であるとされているのに、同県は、本件工事の施工時期を日平均気温の平年値が3.6℃(近隣の気象観測地の値)である2月に決定して施工していた。さらに、同県は、指針に定められた植生工施工後の成績判定、植物が生育不良の場合の原因等の確認や対応策の検討を実施していなかった。このことなどのため、本件法面は、平成27年12月の会計実地検査時点において、植生工施工後2年9か月を経過しているにもかかわらず種子の発芽や生育がほとんど見受けられず、植生基材が流出して地山が露出している状態となっていた。

したがって、本件法面における植生工(工事費相当額11,690,000円)は、設計及び管理が適切でなかったため、雨水による侵食を防止するなどの効果が期待できないものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額6,429,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件法面における植生工の設計及び管理についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



雨水排水管工の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,348,122円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(278) 石川県	輪島市	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画)	23, 24	48,615 (48,615)	23,432	9,021 (9,021)	4,348

この交付金事業は、輪島市が、都市再生整備計画事業の一環として、輪島市河井町地内において、市道市役所前通線の雨水を排除するために、雨水排水管工、樋管工等を実施したものである。

このうち、雨水排水管工は、道路を開削して車道下に管渠(内径 1.65m、延長 12.4m)を埋設し、その埋戻しを行うもので、道路の開削に当たっては、管渠の埋設予定箇所の両側に仮設の土留工として鋼矢板(長さ 9.5m)を打設し、埋戻し後は片側の鋼矢板を引き抜くものである(参考図参照)。

同市は、本件管渠の設計を「下水道用鉄筋コンクリート管」(社団法人日本下水道協会。以下「設計基準」という。)等に基づいて行っており、矢板で土留めをし、開削した溝の内側に、遠心力鉄筋コンクリート管 1 種の管渠を、管渠の全周を砂で巻く砂基礎で設置すれば、管渠に作用する鉛直土圧等の荷重が管渠の耐荷力を下回ることから、設計計算上安全であるとして、これにより施工していた。

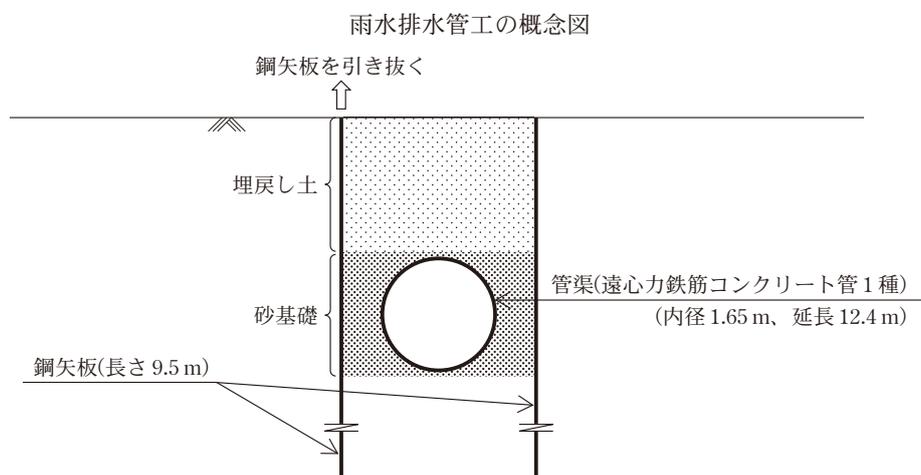
しかし、埋戻し後に矢板を引き抜く場合は、矢板を引き抜かない場合に比べて、埋戻し土の緩みにより、管渠に作用する鉛直土圧が大きくなることから、設計基準によれば、管渠に作用する鉛直土圧を計算する際は、矢板の引き抜きの有無に応じた計算式を用いることとされている。本件工事においては、矢板を引き抜く場合の計算式を用いて管渠に作用する鉛直土圧を計算すべきであったのに、同市は、誤って、矢板を引き抜かない場合の計算式を用いて計算していた。

そこで、改めて、矢板を引き抜く場合の計算式を用いて計算したところ、管渠に作用する鉛直土圧等の荷重は 95.2kN/m²となり、管渠の耐荷力 68.1kN/m²を大幅に上回っていて、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件雨水排水管工(工事費相当額 9,021,000 円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 4,348,122 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



橋りょうの補強工事に用いる炭素繊維シートの選定が適切でなかったため工事費が過大

となっていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 2,076,900 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(279) 熊 本 県	球磨郡球磨村	防災・安全交付金 (道路)	26	千円 25,193 (25,193)	千円 17,627	千円 2,967 (2,967)	千円 2,076

この交付金事業は、球磨村が、球磨村渡地区において、村道渡大槻線の橋りょう(橋長 19.2m、幅員 3.6m、3 径間)の補強を行うために、床版補強工、防護柵取替工、伸縮装置設置工等を実施したものである。

このうち、床版補強工は、本件工事で施工する防護柵の取替え及び地覆の改良に伴って、鉄筋コンクリート製の床版にかかる荷重が増加することから、これを補強するために、床版上面に炭素繊維シート(以下「シート」という。)を接着することにより所要の安全度を確保するものである。

同村は、床版上面に接着するシートの種類等については、目付量(シート 1 m²当たりの炭素繊維の重量)900 g/m²の高弾性^(注1)シートを選定し、当該シートを計 52m²床版上面に 1 層接着することとすれば、床版の鉄筋に生ずる引張応力度が 66.14N/mm²^(注2)、コンクリートに生ずる曲げ圧縮応力度が 6.02N/mm²^(注3)となり、鉄筋の許容引張応力度 140N/mm²^(注2)、コンクリートの許容曲げ圧縮応力度 8 N/mm²^(注3)をそれぞれ下回ることから応力計算上安全であるとして設計し、これにより施工していた。

しかし、本件床版補強工の設計に当たっては、汎用性のある複数のシートの種類等の中から、引張強度が高いという特性を有する高強度^(注1)シートを選定すべきであったのに、同村は、シートの特性等を踏まえた比較を行わないまま、剛性が高いという特性を有する高価な目付量 900 g/m²の高弾性シート(設計に用いた単価 55,000 円/m²(見積り価格))を選定していた。

そこで、改めて、本件橋りょうの床版補強に用いるのに所要の安全度が確保でき、かつ、経済的なシートの種類等を選定して応力計算を行ったところ、市販の積算参考資料に掲載されている目付量 450 g/m²、単価 7,210 円/m²の高強度シートを計 52m²床版上面に 1 層接着することとすれば、床版の鉄筋に生ずる引張応力度は 131.94N/mm²、コンクリートに生ずる曲げ圧縮応力度は 7.82N/mm²となり、それぞれの許容値を下回り所要の安全度が確保でき、かつ、最も経済的な設計になったと認められる。

したがって、上記のシートを用いることとして本件工事費を修正計算すると、22,225,320 円となり、本件工事費 25,193,216 円はこれに比べて 2,967,000 円が過大となっていて、これに係る交付金相当額 2,076,900 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において、所要の安全度が確保でき、かつ、経済的なシートを選定することについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 高弾性シート・高強度シート 「高弾性シート」とは、大きなひずみの発生が許されないような箇所
で、より大きな荷重をシート側に分担させるために用いられる特に高い剛性を有するシートをい
い、「高強度シート」とは、主材料である炭素繊維の持つ高強度の特性を生かした、橋りょうの補
強等に幅広く用いられる、高い引張強度を有するシートをいう。

(注2) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために
材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容
引張応力度」という。

(注3) 曲げ圧縮応力度・許容曲げ圧縮応力度 「曲げ圧縮応力度」とは、材に外から曲げようとする力が加
かったとき、そのために材の内部に生ずる力のうち圧縮側に生ずる力の単位面積当たりの大き
さをいう。その数値が設計上許される上限を「許容曲げ圧縮応力度」という。

軽量盛土工の設計が適切でなかったため工事費が過大となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,158,750 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(280) 熊 本 県	人 吉 市	社会資本 整備総合 交付金 (道路)	25	59,000 (59,000)	35,350	1,934 (1,934)	1,158

第3章
第1節
第12
国土交通省

この交付金事業は、人吉市が、人吉市東大塚地区において、市道大塚桑木津留線の拡幅等を行うために、軽量盛土工、落石対策工、舗装工、車両用防護柵工等を実施したものである。

このうち軽量盛土工は、道路を拡幅して道路幅員(計画幅員4m)を確保するために、道路の谷側に盛土材として、軽量盛土用大型発泡スチロールブロック(天端位置における設置幅2.7m~3.5m、延長24.9m。以下「EPSブロック」という。)229.3m³を設置等するものである。

同市は、本件工事の設計に当たり、落石対策工として、重力式擁壁と金網等とを組み合わせた落石防護柵(延長30m)を道路の山側に設置するとともに、道路の幅員を確保するために必要となる谷側の盛土幅(以下「必要盛土幅」という。)に基づくなどしてEPSブロックの設置幅を算定していた。その後、同市は、落石対策工を落石防護柵からポケット式落石防護網(249m²)に変更するとともに、道路及び車両用防護柵の位置を山側に0.6mから1.1m移動するなどの変更を行い、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、上記の変更により必要盛土幅は狭くなることから、変更後の必要盛土幅に基づくなどして改めてEPSブロックの設置幅を算定すべきであったのに、同市は、この算定を行っていなかった。

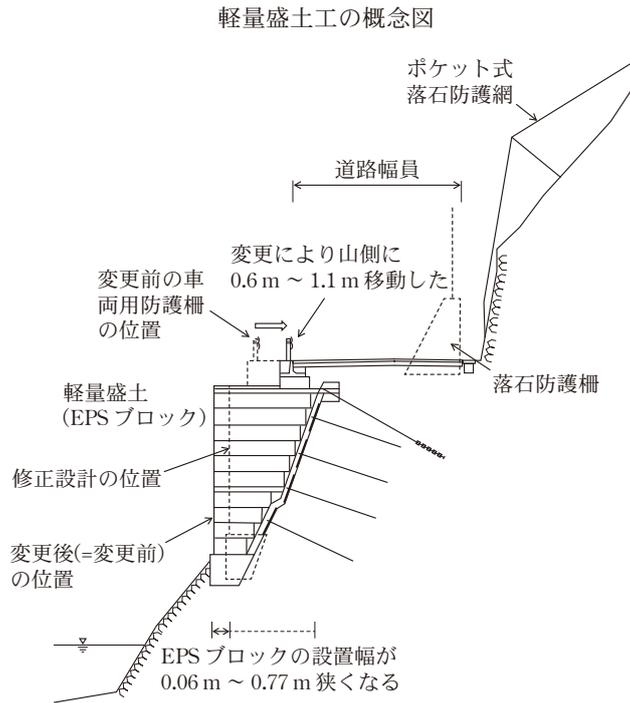
そこで、変更後の必要盛土幅に基づくなどして、改めてEPSブロックの設置幅を算定すると、EPSブロックの天端位置における設置幅は設計より0.06mから0.77m狭くなること(参考図参照)から、EPSブロックの設置量は174.8m³となり、前記の設置量229.3m³はこれに比べて54.5m³過大となっていた。

したがって、上記により本件工事費を修正計算すると57,066,450円となり、本件工事費59,000,829円はこれに比べて1,934,000円過大となっていて、これに係る交付金相当額1,158,750円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、軽量盛土工について経済的な設計を行うことの検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

第3章
第1節
第12
国土交通省



(2) 補助金を過大に受給していたもの 11件 不当と認める国庫補助金 16,625,000円
仕入税額控除した消費税額に係る交付金等を返還していなかったもの

(11件 不当と認める国庫補助金 16,625,000円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(281) 東京都 (291)	1市6区	11事業主体	社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成)	26	964,537 (964,537)	237,172	70,604 (70,604)	14,359
同	9事業主体	—	耐震対策緊急促進	26	718,297 (718,297)	38,221	52,498 (52,498)	2,266

(注1) 1件ごとの内訳については、表参照

これらの交付金事業等は、地震により倒壊した場合に緊急輸送道路等を閉塞するおそれのある建築物について、その所有者が事業主体となって耐震改修工事等を実施したものである。

このうち、住宅・建築物安全ストック形成事業(以下「ストック形成事業」という。)については、東京都が、法定受託事務として、管内の1市6区^(注2)に対して社会資本整備総合交付金(以下「交付金」という。)を交付し、1市6区が、これを財源として11事業主体が実施した耐震改修工事等に要した費用の一部を補助している。また、耐震対策緊急促進事業(以下「緊急促進事業」という。)については、都が、法定受託事務として、上記11事業主体のうち1市5区^(注3)の9事業主体に対して、ストック形成事業による交付金交付額に上乗せして国庫補助金を交付している。

そして、11事業主体は、ストック形成事業について、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)を含めた事業費計964,537,200円(交付対象事業費同額、交付金計237,172,000円)で実施したとして1市6区に実績報告書を提出して、補助金の交付を受けていた。また、9事業主体は、緊急促進事業について、消費税を含めた事業費計718,297,200円(国庫補助対象事業費同額、国庫補助金計38,221,000円)で実施したとして、1市5区を通じて都に実績報告書を提出して、国庫補助金の交付を受けていた。

消費税は、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除(以下、この控除を「仕入税額控除」という。)する仕組みが採られている。

そして、交付金事業等の事業主体が交付対象等の建築物を改修することなども課税仕入れに該当して、上記の仕組みにより確定申告の際に交付金事業等で改修した建築物の改修費等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、交付金事業等の事業主体は当該改修費等に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。

「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」(平成17年国住総発第37号国土交通省住宅局長通知。以下「住宅局長通知」という。)によれば、事業主体は、補助事業等完了後に仕入税額控除した消費税額に係る補助金等の金額が確定した場合には、消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を報告するとともに当該金額を返還することとされている。そして、消費税の取扱いについて、ストック形成事業においては、1市6区がそれぞれ制定した交付要綱により、いずれも住宅局長通知と同様の消費税仕入控除税額に係る報告及び返還に関する取扱いが定められており、また、緊急促進事業においては、住宅局長通知によることとなっている。

しかし、11事業主体は、ストック形成事業において、いずれも実績報告書を提出した後に行った消費税の確定申告の際に、本件交付金事業等に係る仕入税額控除した消費税額が計70,604,954円と確定していたにもかかわらず、この消費税額に係る交付金相当額計14,359,000円について報告及び返還を行っておらず、また、9事業主体は、緊急促進事業においても、同様に国庫補助金相当額計2,266,000円について報告及び返還を行っておらず、それぞれ不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、11事業主体において交付金事業等における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、都及び1市6区において交付金事業等における消費税の取扱いについての11事業主体に対する指導及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注2) 1市6区 立川市、中央、港、台東、杉並、豊島、練馬各区

(注3) 1市5区 立川市、中央、港、台東、杉並、練馬各区

表 事業主体等一覧

(単位：円)

市区名	事業主体	区 分	年度	事業費 (国庫補助対象事業費等同額)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費同額)	不当と認める国庫補助金等相当額	
(281)	中央区	株式会社 ニューギン	ストック形成 事業	26	165,240,000	27,540,000	12,106,584	2,018,000
(282)	中央区	丸柏ビル 株式会社	ストック形成 事業	26	135,000,000	19,068,000	10,000,000	1,412,000
			緊急促進事業			3,813,000		282,000
(283)	港区	石川ガスケット 株式会社	ストック形成 事業	26	99,360,000	31,560,000	7,286,400	1,215,000
			緊急促進事業			6,311,000		242,000
(284)	台東区	株式会社 文昌堂	ストック形成 事業	26	154,440,000	35,063,000	11,436,568	1,855,000
			緊急促進事業			7,012,000		371,000
(285)	台東区	日産ネットワー クホールディン クス株式会社	ストック形成 事業	26	48,384,000	16,128,000	3,584,000	1,195,000
			緊急促進事業			3,225,000		239,000
(286)	台東区	メトロ設計 株式会社	ストック形成 事業	26	44,928,000	14,976,000	3,328,000	1,110,000
			緊急促進事業			2,995,000		222,000
(287)	台東区	株式会社ハッ ピージャパン	ストック形成 事業	26	86,333,040	24,388,000	6,395,040	1,065,000
			緊急促進事業			4,877,000		213,000
(288)	杉並区	TSUMO・JP 株式会社	ストック形成 事業	26	38,750,400	12,916,000	2,870,400	956,000
			緊急促進事業			2,583,000		191,000
(289)	豊島区	ダイヤ通商 株式会社	ストック形成 事業	26	81,000,000	18,500,000	6,000,000	1,000,000
(290)	練馬区	株式会社 丸の内よろず	ストック形成 事業	26	48,461,760	16,153,000	2,957,962	986,000
			緊急促進事業			3,230,000		197,000
(291)	立川市	秋山産業 株式会社	ストック形成 事業	26	62,640,000	20,880,000	4,640,000	1,547,000
			緊急促進事業			4,175,000		309,000
計	1市6区	11事業主体	ストック形成 事業		964,537,200	237,172,000	70,604,954	14,359,000
	1市5区	9事業主体	緊急促進事業		718,297,200	38,221,000	52,498,370	2,266,000

(3) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

5件 不当と認める国庫補助金 148,564,229円

建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(2件 不当と認める国庫補助金 56,607,551円)

部 局 等	補助事業者 等	間接補助事 業者等 (事業主体)	補助事業 等	年 度	事 業 費 (国庫補 助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(292) 福岡県	福岡県 久留米市	六ツ門8番 街地区市街 地再開発組 合	社会資本 整備総合 交付金 (市街地 再開発)	24、25	588,544 (585,350)	234,140	138,101 (138,097)	55,238

この交付金事業は、六ツ門8番街地区市街地再開発組合が、市街地再開発事業の一環として、六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業を行う上で支障となる店舗等(鉄筋コンクリート造り)の所有者に対し、その移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用(以下「移転補償費」という。)として、

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(293)	沖縄県	宜野湾市	25	121,700 (121,691)	97,353	1,720 (1,710)	1,368
		社会資本整備総合交付金(道路)、防災・安全交付金(同)					

588,544,200 円(交付対象事業費 585,350,000 円、交付金交付額 234,140,000 円)の補償を福岡県及び久留米市を通じて交付された社会資本整備総合交付金により行ったものである。

同組合は、移転補償費の算定を「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(平成13年国土交通省訓令第76号)等に準じて同組合が定めた「六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業評価・損失補償基準」(平成25年1月策定。以下「補償基準」という。)等に基づいて行うこととしている。

補償基準等によれば、建物の移転補償費は、建物、工作物等に区分して、それぞれ算定することとされている。そして、建物のうち建築設備は、建物と一体として施工され、建物の構造及び効用と密接不可分な関係にあり、分離することが困難なものであるとされており、その再調達価格を含む建物の推定再建築費に当該建物の耐用年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして建物移転料を算定することとされている。一方、工作物は、建物から分離することが可能な機械設備等であるとされており、移転しても従前の機能を確保することが可能な工作物については運搬費等の再利用に要する費用を算定して、また、移転することが不可能な工作物についてはその再調達価格に当該工作物の耐用年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして、それぞれ工作物移転料を算定することとされている。

同組合は、店舗等で使用されている機械設備について、店舗等と一体の設備であるとして、工作物ではなく建築設備に該当するとし、その再調達価格を含む店舗等の推定再建築費に当該店舗等の再築補償率を乗ずるなどして建物移転料を算定するなどしていた。

しかし、本件機械設備は、店舗等と一体として施工されておらず、店舗等の構造及び効用と密接不可分な関係になく、店舗等から分離させることが可能であることから、建築設備ではなく工作物に該当するものであった。このため、移転しても従前の機能を確保することが可能な機械設備については再利用に要する費用を算定して、また、移転することが不可能な機械設備についてはその再調達価格に当該機械設備の再築補償率を乗ずるなどして、それぞれ工作物移転料を算定するなどすべきであった。

したがって、本件機械設備を建築設備ではなく工作物とするなどして適正な移転補償費を算定すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても 447,253,000 円となり、本件移転補償費の交付対象事業費 585,350,000 円はこれに比べて 138,097,000 円過大となっており、これに係る交付金相当額 55,238,800 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において、移転補償費の算定に当たり、補償基準等における建築設備及び工作物の取扱いなどについての理解が十分でなかったこと、福岡県及び久留米市において、本件交付金事業の審査及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

この交付金事業は、宜野湾市が、市道真栄原9号道路改良事業の一環として、道路を拡幅する上で支障となる住宅(鉄筋コンクリート造り2階建て)及び店舗兼事務所(同)の所有者に対し、その移転に要する建物移転料、工作物移転料等の費用(以下「移転補償費」という。)として、121,700,500 円(交付対

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
-----	------------------	-------	----	--------------------------	----------------------	--------------------------------	-----------------------

象事業費 121,691,300 円、交付金交付額 97,353,040 円)を補償したものである。

同市は、公共事業の施行に伴う損失補償を「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和 37 年閣議決定)等に準じて制定された「損失補償算定標準書」(平成 24 年度版。沖縄地区用地対策連絡会発刊。以下「標準書」という。)等に基づき行うこととしている。

標準書等によれば、移転補償費のうち建物移転料は、従前の建物と同種同等の建物を建築する場合、従前の建物の推定再建築費に建物の耐用年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして算定することとされており、推定再建築費は、直接工事費、共通仮設費、建物等諸経費(以下、共通仮設費及び建物等諸経費を合わせて「諸経費」という。)等とするとされている。そして、道路改良事業等に併い同一所有者が同一敷地内に所有するなどしている複数の建物を一括して補償するなどの場合には、建物ごとに算定した推定再建築費のうちの直接工事費の合計額に対応した共通仮設費率を適用して共通仮設費を算定するとともに、建物ごとに算定した直接工事費に共通仮設費等を加えた純工事費の合計額に対応した建物等諸経費率を適用して建物等諸経費を算定することとされている。

しかし、同市は、本件住宅及び店舗兼事務所の諸経費の算定に当たり、誤って、両建物の直接工事費の合計額ではなく、建物ごとの直接工事費に対応した共通仮設費率をそれぞれ適用するとともに、両建物の純工事費の合計額ではなく、建物ごとの純工事費に対応した建物等諸経費率をそれぞれ適用していた。

したがって、本件住宅及び店舗兼事務所の直接工事費等の合計額に対応した共通仮設費率等により諸経費を算定するなどして適正な移転補償費を算定すると 119,980,362 円となり、本件移転補償費の交付対象事業費 121,691,300 円はこれに比べて 1,710,938 円過大となっており、これに係る交付金相当額 1,368,751 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、移転補償費の算定に当たり、標準書等における建物移転料に係る諸経費の算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(292) (293) の計				710,244 (707,041)	331,493	139,821 (139,807)	56,607
----------------	--	--	--	----------------------	---------	----------------------	--------

交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 85,411,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(294) 岩手県	陸前高田市	東日本大震災復興交付金 (市街地復興効果促進)	26	4,823,152 (4,823,152)	3,858,521	106,764 (106,764)	85,411

この交付金事業は、陸前高田市が、東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために復興交付金事業計画に基づき実施する事業の一環として、都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)等と一体と

なってその効果を増大させるために必要な復興まちづくりのための住民合意形成の促進等を行う事業(以下「市街地復興効果促進事業」という。)の事業費として国土交通省から交付金の交付を受け、基金を造成して実施するものである。

東日本大震災復興交付金制度要綱(平成24年府復第3号等)、東日本大震災復興交付金基金交付要綱(平成24年国官会第2412号国土交通事務次官通知)等(以下、これらを総称して「要綱等」という。)によれば、市町村が実施する市街地復興効果促進事業に係る交付金の交付額は、当該市町村が実施する都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)等の基幹事業の交付対象事業費(以下「対象基幹事業費」という。)の合計額から、民間事業者等の負担額を減じた額に10分の2を乗ずるなどして得られる額(以下「効果促進事業費」という。)に10分の8を乗じて算定することとされている。

また、復興庁は、市町村から提出された復興交付金事業計画の内容を基に市街地復興効果促進事業を所管する国土交通省と協議した上で、復興交付金交付可能額(以下「交付可能額」という。)を決定して、市町村に通知することとなっている。そして、市町村は、通知で示された交付可能額の範囲内で、要綱等に基づく上記の算定方法により交付額を算定して、交付金の交付申請をすることとなっている。

しかし、同市は、交付申請書の作成に当たり、誤って算定の対象とならない岩手県が陸前高田市内で実施する事業に係る事業費533,822,000円を含めて対象基幹事業費の合計額を算定し、これにより効果促進事業費を4,823,152,000円と算定していた。

したがって、岩手県が陸前高田市内で実施する事業に係る事業費を含めずに対象基幹事業費の合計額を算定し、これを基に適正な効果促進事業費を算定すると4,716,388,000円となることから、上記の効果促進事業費4,823,152,000円はこれに比べて106,764,000円過大となっており、これに係る交付額85,411,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、復興庁が通知した交付可能額に、岩手県が陸前高田市内で実施する事業に係る分が含まれていたことにもよるが、同市において交付可能額の範囲内で交付申請額を適切に算定することについての理解が十分でなかったこと、岩手県において交付申請書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

用地の再取得に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,001,846円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(295) 奈良県	大和高田市	社会資本整備総合交付金(道路)、防災・安全交付金(同)	23~25	221,787 (218,864)	120,375	9,094 (9,094)	5,001

この交付金事業は、大和高田市が、街路事業の一環として、都市計画道路本郷大中線を拡幅するために、大和高田市土地開発公社(以下「開発公社」という。)に平成21、24両年度に先行取得させていた事業用地計809.6㎡を、23年度から25年度までの間に開発公社から計221,787,524円(交付対象事業費計218,864,397円、交付金交付額計120,375,418円)で再取得したものである。

「街路事業に係る用地先行取得国庫債務負担行為等の取扱いについて」(平成2年建設省都街発第7号。以下「通達」という。)によれば、土地開発公社等が先行取得した土地を補助事業者が事業用地として再取得する場合の交付対象事業費は、再取得時の近傍類地の取引価額を勘案した土地の額に、当該土地に存する物件の移転に要した費用等及び事務費等を加えた額(以下「再取得時の時価」という。)と、土地開発公社等が負担した土地の取得費、当該土地に存する物件の移転に要した費用等、事務費等、直接管理費及びこれらの費用に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額の合計額(以下「再取得時までに要した費用」という。)のいずれか低い方の額とすることとされている。そして、再取得時の時価には、上記の利子支払額を含めないこととされている。

同市は、23年度から25年度までの間において、各年度とも再取得時の時価が再取得時までに要した費用と同額又はこれよりも低い額であったことから、各年度の再取得時の時価計218,864,397円を交付対象事業費としていた。

しかし、同市は、再取得時の時価の算定に当たり、誤って、本件事業用地の取得費及び物件の移転に要した費用に充てるための借入金に係る開発公社の利子支払額を含めるなどしていた。

したがって、上記の利子支払額を控除するなどして適正な交付対象事業費を算定すると、計209,770,129円となることから、本件交付対象事業費は、これに比べて9,094,268円過大になっており、これに係る交付金相当額計5,001,846円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、通達の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

道路の拡幅等に係る用地費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,543,832円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(296) 大分県	大分市	防災・安全交付金(住宅市街地総合整備)等3事業	22、24、26、27	37,608 (37,607)	18,803	3,088 (3,087)	1,543

この交付金事業等は、大分市が、住宅市街地総合整備事業の一環として、道路を拡幅するなどのために、土地計1,934.5㎡を用地費計37,608,280円(交付対象事業費計37,607,520円、交付金等交付額計18,803,759円)で取得したものである。

同市は、公共事業の施行に伴う損失補償を「公共用地の取得に伴う損失補償基準」(昭和37年用地対策連絡会決定。以下「補償基準」という。)等に基づいて行うこととしている。

補償基準等によれば、公共事業の実施により土地を取得するに当たっては、正常な取引価格をもって補償することとされており、この正常な取引価格は、近傍地等の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地の位置、形状、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものとされている。そして、これらの諸要素の比較を行うに当たって適用することとされている「土地価格基準表」(昭和50年50国土第4号国土庁地価調査課長通達)によれば、私道の取得に当たっては、道路の敷地の用に供するために生ずる価値の減少分について、一定の減価率を用いて土

地の価格を減価することとされている。この考え方を参考にして、同市では、市道内の^(注)民有地の取得に当たっては、道路以外の利用が考えられないことから、減価率を100%として評価することにして

いる。
同市は、本件土地計1,934.5㎡の取得に当たり、1㎡当たりの土地単価を、宅地計1,665.1㎡については18,200円から24,800円、私道計124.5㎡については5,000円又は5,700円、境内地144.9㎡については28,700円として、それぞれの地目ごとの面積に土地単価を乗ずるなどして用地費を計37,608,280円と算定していた。

しかし、同市は、宅地計1,665.1㎡及び私道計124.5㎡の中に、市道内の民有地が計449.5㎡含まれているのに、これらについて減価率を100%として評価することなく、誤って宅地又は私道として評価していた。

したがって、市道内の民有地計449.5㎡について減価率を100%として評価するなどして、適正な用地費を算定すると計34,519,854円となり、本件用地費計37,608,280円は、これに比べて3,088,426円(交付対象事業費3,087,666円)過大となっており、これに係る交付金等相当額計1,543,832円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、利用実態の把握や用地費の算定内容に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 市道内の民有地 道路管理者への所有権移転登記が行われておらず、市道として使用されている民有地

(4) 工事の施工が設計と相違していたもの 4件 不当と認める国庫補助金 75,282,000円
公営住宅の施工が設計と相違していたもの

(4件 不当と認める国庫補助金 75,282,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(297) 秋田県	男鹿市	社会資本整備総合交付金(公営住宅等整備)	23	59,251 (54,000)	27,000	54,890 (50,025)	25,012
(298) 同	鹿角市	同	25	20,191 (19,652)	8,843	12,382 (12,052)	5,423
(299) 島根県	益田市	同	23	113,597 (113,401)	51,030	54,052 (53,979)	24,290
(300) 同	隠岐郡西ノ島町	同	23	62,160 (62,160)	27,972	45,679 (45,679)	20,555
(297)-(300)の計				255,200 (249,213)	114,845	167,005 (161,735)	75,282

これらの交付金事業は、3市1町が、公営住宅等整備事業の一環として、木造軸組工法により公営住宅(以下「木造建築物」という。)の建築等を実施したものである(木造建築物の設計の概要については、前掲438ページの「公営住宅等の木造施設の設計が適切でなかったもの」参照)。

しかし、次のとおり、木造建築物の施工が設計と相違していた。

すなわち、男鹿市において請負人が、柱と厚さ9cmの筋交いとを接合する際に、誤って厚さ4.5cmの筋交いに対応した方法により接合していたり(参考図1参照)、鹿角市において請負人が、金物を柱、

はり梁等に取り付ける際に、梁の側には長さ100mmのねじを使用しなければならないのに、誤って柱側を使用する長さ65mmのねじを使用するなどしていたり、益田市において請負人が、筋交いのみを取り付けることになっている出隅^(注1)の柱に、誤って筋交いに加え耐力壁用パネルを取り付けていたりしたため、鋼板添え板や金物の引抜耐力が不足して、引抜力等に対して抵抗できない状態となっている事態が見受けられた。また、西ノ島町において請負人が、4か所の耐力壁の長さがそれぞれ1.9mとなるように筋交いを取り付けることとなっているのに、誤って3か所について、耐力壁の長さをそれぞれ0.95mとして筋交いを取り付けている事態が見受けられた(参考図2参照)。

このように、梁、土台等との接合方法が適切でない柱で構成された壁及び柱との接合方法が適切でない筋交いで構成された壁は、いずれも設計計算上耐力壁とは認められないことなどから、鹿角市及び益田市の木造建築物について、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出したところ、張り間^(注2)方向及び桁行方向において、有効な設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さを大幅に下回っていた。また、男鹿市及び西ノ島町の木造建築物について、改めて壁量充足率及び壁率比を計算したところ、耐力壁の側端部分における壁量充足率が1.0以下の場合に必要な壁率比0.5を大幅に下回っていた。したがって、いずれも木造建築物の所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計75,282,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において、請負人が設計図書等についての理解が十分でないまま施工していたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

男鹿市は、公営住宅等整備事業の一環として、男鹿市船越地内において、内子第3団地(間取りと構造が同じ木造2階建て4棟)の建築等を行った。

同市は、本件住宅の1階については、筋交いを取り付けた耐力壁を配置することとし、このうち厚さ9cm、幅9cmの筋交いの端部については、建築基準法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1460号。以下「告示」という。)に基づき、径12mmのボルトを使用して柱と接合することとされていた。

しかし、請負人は、上記筋交いの端部を柱と接合する際に、誤って、径12mmのボルトではなく、告示において、厚さ4.5cm、幅9cmの筋交いを接合する際に使用することとなっている鋼板添え板により接合していたため、鋼板添え板の引抜耐力が不足しており、引抜力等に抵抗できないものとなっていた。

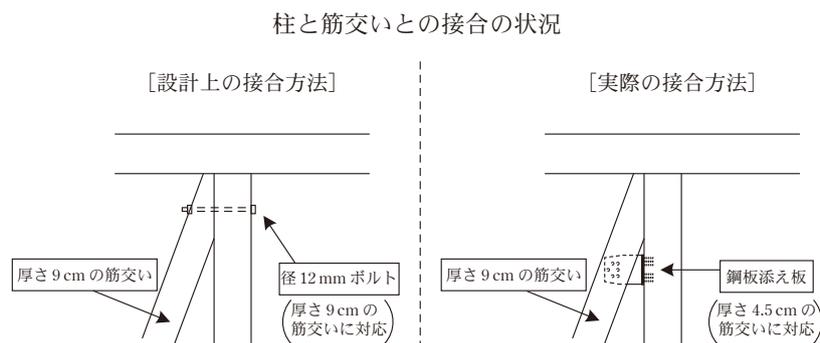
このように、柱との接合方法が適切でない筋交いで構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、改めて本件住宅の1階の耐力壁の壁量充足率を計算したところ、桁行方向の両側端部分における壁量充足率は、それぞれ0及び5.29となり、その結果、壁率比は0となっていて、設計計算上必要とされる壁率比0.5を大幅に下回っていた。

したがって、本件住宅4棟(工事費相当額計54,890,245円、交付対象工事費相当額計50,025,000円、交付金相当額計25,012,500円)は、施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

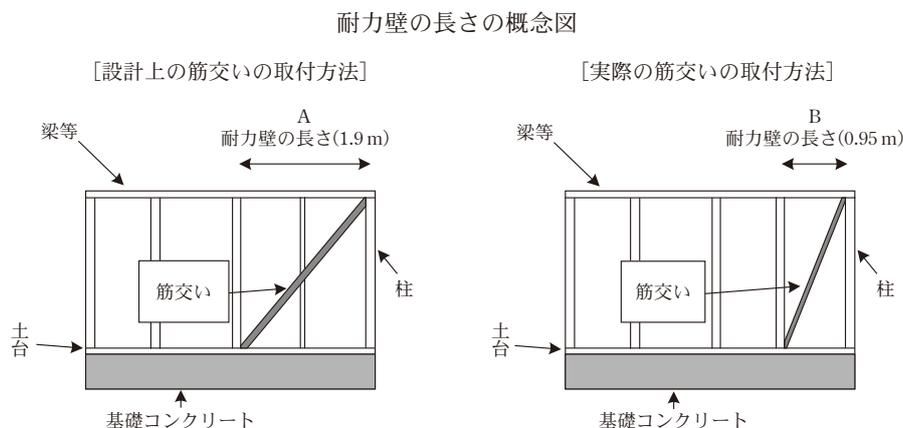
(注1) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

(注2) 張り間方向・桁行方向 一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

(参考図1)



(参考図2)



(5) 計画が適切でなかったもの 2件 不当と認める国庫補助金 54,582,720 円

防災行政無線の親局の設備を耐震性が確保されていない建物に設置していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 40,951,500 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(301) 高知県	香南市	防災・安全交付金(都市防災総合推進)	25~27	1,035,228 (1,006,704)	503,352	81,903 (81,903)	40,951

この交付金事業は、香南市が、都市防災総合推進事業の一環として、防災行政無線の設備を設置し、防災情報通信ネットワークを整備する工事を実施したものである。

同市は、地震防災対策として今後5年間で緊急に整備すべき事業に関する計画である「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」の一部として防災情報通信ネットワークに係る整備計画(以下「整備計画」という。)を定めており、整備計画に基づき、本件工事で、南海地震が発生したときに市民に迅速かつ正確な情報を伝達等するための防災行政無線の設備として、市内の各地で拡声放送を行う子局に対してデータを送信等する親局を、災害対策本部が置かれる市庁舎に設置するなどしていた。

本件交付金事業は、「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」に基づくものであり、設置する防災行

政無線の設備は、地震発生時における迅速な避難等のために必要な情報を伝達するものであることから、上記親局の設備は、地震発生時においても破損等することなく有効に機能するよう耐震性能を有する建物に設置する必要がある。

しかし、同市が整備計画において親局の設備を設置することとした市庁舎は、同市が平成24年に「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」(財団法人日本建築防災協会編)等に基づき行った耐震診断の結果によれば、建物の耐震性能を数値化した構造耐震指標が災害対策本部としての用途を考慮した補正係数を用いるなどして同市の設定した目標値0.9に対して0.43となっており、地震時における耐震性が確保されていない状況となっていた。

したがって、本件工事で設置した親局の設備(工事費相当額81,903,922円)は、整備計画が適切でなかったため、耐震性が確保されていない建物に設置されていることから、地震発生時に防災行政無線として有効に機能しない状態になっており、これに係る交付金相当額40,951,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、防災行政無線の設備である親局の設置に当たり、その設置場所の耐震性の確保の必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

車道下に埋設された下水道管の更新工事において、著しく劣化した既設管について撤去等の措置を執ることを計画しておらず、工事実施後も車道下に残置していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 13,631,220円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(302) 福井県	福井市	防災・安全交付金 (下水道)	26, 27	28,850 (27,262)	13,631	28,850 (27,262)	13,631

この交付金事業は、福井市が、下水道事業の一環として、市道中央3-167号線の車道下に埋設された下水道管(昭和43年供用開始の鉄筋コンクリート管。内径700mm、延長102.5m。以下「既設管」という。)の老朽化に伴い、既設管を耐久性及び耐震性に優れている強化プラスチック複合管(内径700mm、延長104.4m。以下「新設管」という。)に更新する工事を実施したものである。

同市は、本件工事を社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年国官会第2317号)、「社会資本整備総合交付金交付要綱(下水道事業)の運用について」(平成26年国水企第107号、国水事第82号、国水 downstream 第41号。以下、これらを合わせて「要綱」という。)等において定められている下水道長寿命化支援制度により実施している。要綱等によれば、同制度は、管路施設の老朽化に起因した道路陥没が多数発生したことなどから創設されたものであり、下水道施設の健全度に関する点検調査(以下「点検調査」という。)の結果に基づき、計画的な改築等を行うことにより、管路施設の老朽化に起因した道路陥没等の事故や下水機能の停止を未然に防止し、及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的としている。

そして、同市は、点検調査の結果、老朽化により既設管にひび割れ、浸入水等の著しい劣化が見受けられたことなどから、既設管の老朽化に起因した道路陥没等の事故の未然防止を図るなどとして、本件工事を実施することとしていた。

しかし、同市は、本件工事を実施するに当たって、その手順として、既設管に並行して新設管を布設して埋戻しを行い、新設管の埋戻し完了後に、既設管から新設管へ排水の切替えを行うことを計画していたものの、更新の対象である既設管については、撤去やモルタルによる充填等の措置を執ることを計画していなかった。

このため、既設管は、本件工事が実施された後も撤去等の措置が執られないまま車道下に残置されていて、当該市道は、著しく劣化した既設管が埋設されたままの状態となっていた。

したがって、本件工事(工事費 28,850,040 円)は、計画が適切でなかったため、工事実施後も既設管の老朽化に起因した道路陥没等の事故が生ずるおそれがある状況となっており、これに係る交付金交付額 13,631,220 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、管路施設の老朽化に起因した道路陥没等の事故の未然防止を図ることについての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 国庫納付額が過小となっていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 27,273,857 円

ダム管理用発電による売電に係る国庫納付額が過小となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 27,273,857 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(303) 山形県	山形県	河川総合 開発	19	368,300 (266,649)	146,657	68,492 (49,588)	27,273

この補助事業は、山形県が、米沢市大字^{やなざわ}築沢地内の綱木川ダムにおいて、ダムから河川への放流水を利用してダムの維持管理に必要な発電を行うダム管理用水力発電設備(以下「管理用発電設備」という。)を設置したもので、同県は、管理用発電設備による発電(以下「ダム管理用発電」という。)により、取水用ゲート、管理事務所内電気設備等の稼働に要する電力を賄うとともに、余剰電力を売電することとしている。

ダム管理用発電の実施に当たっては、「補助ダム事業に係るダムエネルギー適正利用化事業の実施について」(昭和 56 年建設省河開発第 43 号建設省河川局長通知。以下「通知」という。)等によれば、次のように算定した額を、交付された国庫補助金の額を限度として国庫に納付(以下、この国庫に納付する額を「国庫納付額」という。)することとされている。

すなわち、国庫納付額は、ダム管理用発電のために要した人件費、修繕費等の費用に、全発生電力量に占める売電電力量の割合を乗じて売電のために要した費用(以下「売電費用」という。)を算出し、売電収入から売電費用を控除した後に剰余金が生じている場合に、当該剰余金に、管理用発電設備の設置に係る事業費に対する国庫補助対象事業費の比率及び国庫補助率を乗じた額とされている。

そして、同県は、平成22年度分から26年度分までにおける剰余金を計183,147,082円、これらに係る国庫納付額を計72,929,165円と算定して国庫に納付していた。このうち、26年度分についてみると、売電収入107,052,895円から売電費用15,822,907円を控除した剰余金91,229,988円に、管理用発電設備の設置に係る事業費に対する国庫補助対象事業費(水道用水の供給に係る事業者の負担分を除いた事業費)の比率72.4%及び国庫補助率55.0%を乗じて国庫納付額を36,327,781円と算定して国庫に納付していた。しかし、同県は、上記売電費用の算定に当たり、ダム管理用発電のために要した費用ではない管理用発電設備以外の保守点検経費等を含めた、同ダムの管理に要する全ての費用を計上するなどした上で、これに全発生電力量(計3,391,440kWh)に占める売電電力量(計3,078,887kWh)の割合90.8%を乗ずることなく算定していた。これは、22年度分から25年度分までの売電費用の算定についても同様の事態となっていた。

したがって、通知等に基づき、22年度分から26年度分までの売電費用を、実際にダム管理用発電のために要した費用に全発生電力量に占める売電電力量の割合を乗じて修正計算すると、計9,481,659円となる。この適正な売電費用に基づき適正な剰余金を算定すると、計251,639,941円となり、これに係る国庫納付額は計100,203,022円となることから、これに比べて同県が算定した剰余金は68,492,859円、これに係る国庫納付額は27,273,857円(国庫補助金相当額同額)過小に算定されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、通知等における国庫納付額の算定方法について、理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 補助の目的外に使用していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 12,022,500円
 地域自主戦略交付金で整備したフォークリフトを交付の目的外に使用していたもの
 (1件 不当と認める国庫補助金 12,022,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(304) 国土交通 本省	長崎県	地域自主 戦略交付 金 (効果促 進)	24、25	24,045 (24,045)	12,022	24,045 (24,045)	12,022

この交付金事業は、長崎県が、地域自主戦略交付金事業における効果促進事業の一環として、長崎港小ヶ倉柳地区において、フォークリフト1台を事業費24,045,000円(交付金交付額12,022,500円)で平成25年12月に整備したものであり、交付金の交付目的は、大規模地震発生等の災害時において、緊急物資の搬入、荷さばきなどに使用することとなっている。

補助事業者等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定等に基づき、補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して使用したり、貸し付けたりなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとなっている。

しかし、同県は、本件フォークリフトについて、整備した直後の26年1月から、上記の承認を受けずに交付の目的に反し一般貨物の荷役に使用する目的で、港湾荷役を行う事業者へ継続的に使用許可を与えて使用させていた。そして、同県は、同地区において以前から所有し一般貨物の荷役に使用させていた同規格のフォークリフトを26年3月に売却しており、本件フォークリフトは売却したフォークリフトの実質的な後継機となっていた。

したがって、本件フォークリフト(事業費24,045,000円)は、前記の承認を受けずに交付の目的外に使用されており、これに係る交付金交付額12,022,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、交付金事業により取得した財産の適正な使用についての認識が欠けていたことなどによると認められる。

(8) 工事の施工が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 6,626,500円

園路広場整備工における弾性ゴム舗装の施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 6,626,500円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(305) 静岡県	田方郡函南町	防災・安全交付金 (都市公園)	25	215,250 (215,250)	107,625	13,253 (13,253)	6,626

この交付金事業は、函南町が、函南町平井地内において、都市公園事業の一環として、函南運動公園の施設を整備するために、園路広場整備工、上水道設備工等を実施したものである。このうち、園路広場整備工は、ウレタン製のクッションマット遊具(直径4.0m、高さ0.75m)を設置し、その周囲347㎡に、遊具と一体として利用するための広場として、アスファルト等により基層を施工した上に弾性のあるゴムチップを用いたゴムチップ弾性層を施工した舗装(以下「弾性ゴム舗装」という。)を施工した広場(以下、遊具と広場を合わせて「子供広場」という。)を整備するなどしたものである。

同町は、弾性ゴム舗装の施工を「土木工事共通仕様書」(静岡県交通基盤部監修。以下「仕様書」という。)に基づいて行っている。仕様書によれば、弾性ゴム舗装の施工に当たっては、弾性ゴム舗装を構成する基層とゴムチップ弾性層とを密着させるために、プライマーを全面に塗布しなければならないとされている。

しかし、弾性ゴム舗装の施工状況等について確認したところ、プライマーは、接着剤として基層の全面に塗布されなければならないのに、不規則な縞模様状に一部しか塗布されていなかった。このため、ゴムチップ弾性層が基層から剥離して不陸や目地での段差が多数生じていた。そして、同町は、子供広場を利用する児童等が転倒するおそれがあるなど、安全な利用ができないとして、子供広場への立入りを制限していた。

したがって、子供広場(工事費相当額13,253,000円)は、弾性ゴム舗装の施工が著しく粗雑であったため、不陸や段差が生じていて、安全な利用ができない状況となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金交付額6,626,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が粗雑な施工を行っていたのに、これに対する同町の監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

第3章
第1節
第12
国土交通省

- (1) 物品管理簿に記録されていないなどの電気通信設備について物品管理簿に適切に記録するために必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、今後取得する電気通信設備について適切な管理を行うために、物品管理簿に必要事項を正確かつ速やかに記録する体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名	一般会計	
部局等	国土交通本省、6 地方整備局等、24 河川国道事務所等	
電気通信設備の概要	道路や河川の管理業務及び台風や局地的な集中豪雨等に対する防災業務に資するための無線通信設備等	
検査の対象とした電気通信設備の台数及び重要物品の取得価格	18,818 台(うち重要物品 8,737 台)	807 億 0182 万余円 (平成 27 年度末)
物品管理簿に記録していない電気通信設備の台数及び重要物品の取得価格(1)	3,262 台(うち重要物品 1,962 台)	83 億 3933 万円 (平成 27 年度末)
国有財産である道路附属物等となったため物品に該当しないこととなった電気通信設備について、物品管理簿の数量等を減ずることなく記録したままとしていたなどの電気通信設備の台数及び重要物品の取得価格(2)	593 台(うち重要物品 163 台)	11 億 8312 万円 (平成 27 年度末)
(1)及び(2)の計	3,855 台(うち重要物品 2,125 台)	95 億 2246 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

道路事業、河川事業及び砂防事業において取得した電気通信設備の物品管理簿への記録について

(平成 28 年 10 月 28 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 電気通信設備の管理等の概要

(1) 電気通信設備の概要

貴省は、道路事業、河川事業及び砂防事業(以下、河川事業と砂防事業を合わせて「河川等事業」という。)の一環として、道路や河川の管理業務及び防災業務に資することを目的

とした気象観測施設、CCTV システム、無線通信設備等(以下「電気通信設備」という。)を多数取得しており、これらの電気通信設備は貴省本省、地方整備局等及び河川国道事務所等が管理している。

(注1) CCTV システム 地方整備局等管内の回線内において、CCTV カメラから取得する画像情報等を共有するシステム。CCTV は Closed Circuit Tele Vision (閉回路テレビ) の略

(2) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和31年法律第113号)等によれば、国の物品については、各省各庁の長が物品の取得、保管、供用及び処分を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。そして、物品管理官は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされており、取得価格が50万円以上の機械及び器具(以下「重要物品」という。)については、その取得価格を記録することとされている。

各省各庁の長は、重要物品について、物品管理簿に基づいて、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書(以下「物品報告書」という。)を作成することとなり、物品報告書に基づいた物品の現在額等は内閣から国会に報告されている。

(3) 貴省における物品の管理等

貴省は、国土交通省所管物品管理事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第63号)により、貴省本省における物品の管理については大臣官房会計課長を、地方整備局等における物品の管理については地方整備局総務部長等を、それぞれ物品管理官に指定しており、河川国道事務所等における物品の管理については、当該河川国道事務所等の長を、物品管理官の事務の一部を分掌する分任物品管理官に指定している。

(4) 道路法等に基づく管理等

道路法(昭和27年法律第180号)によれば、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物は道路の附属物とされ、電気通信設備のうち、道路区域内に設置された道路情報提供装置等はこれに当たるとされている。また、電気通信設備のうち、水位観測や水門制御のための装置等は河川法(昭和39年法律第167号)に規定する河川管理施設に、治水上砂防のために砂防指定地内に設置された装置等は砂防法(明治30年法律第29号)に規定する砂防設備に、それぞれ当たるとされている。そして、これらの道路の附属物、河川管理施設及び砂防設備(以下、これらを合わせて「道路附属物等」という。)は、国有財産法(昭和23年法律第73号)に規定する国有財産に該当するものであり、その管理については、道路法、河川法又は砂防法に基づき行われることとなる。

そして、電気通信設備のうち国有財産に該当しないものについては、物品管理法等に基づき物品として管理されることとなる。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

貴省は、前記のとおり、道路や河川の管理業務及び台風や局地的な集中豪雨等に対する防災業務に資するために、各種の電気通信設備を取得し管理しており、その数は多数に上っている。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、物品管理法等に基づき物品として管理されている電気通信設備について、物品管理簿に正確に記録されているか、道路附属物等となった電気通信設備について、物品管理簿から適切に数量等が減じられているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、平成27年度末現在、貴省本省、10地方整備局等及び28河川国道事務所等^(注3)(以下、地方整備局等と河川国道事務所等を合わせて「事務所等」という。)が、道路事業及び河川等事業において取得し管理している電気通信設備(道路事業13,061台^(注4)(うち重要物品6,056台、取得価格計517億4322万余円)、河川等事業5,757台(うち重要物品2,681台、取得価格計289億5860万余円)、計18,818台(うち重要物品計8,737台、取得価格合計807億0182万余円))を対象として、貴省本省、10地方整備局等及び28河川国道事務所等において、関係書類及び電気通信設備の現況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求め、その内容を集計、分析するなどして検査した。

(注2) 10地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注3) 28河川国道事務所等 南部、常総、宇都宮、岐阜、名四、滋賀、広島各国道事務所、湯沢、酒田、羽越、金沢、福井、豊岡、浜田、福山、香川、松山、大分、佐伯、延岡各河川国道事務所、多治見砂防国道事務所、中部、近畿、四国、九州各技術事務所、網走、留萌、稚内各開発建設部

(注4) 電気通信設備の数量の単位は、テレメータ観測局装置のように「台」を用いるもの、道路情報表示設備のように「基」を用いるものなど様々であるため、表記上「台」で統一している。また、台数については、国土交通省制定の電気通信施設点検基準(案)に基づく点検実績等により把握したものである。

(検査の結果)

検査したところ、次のとおり、電気通信設備3,855台(うち重要物品2,125台、取得価格計95億2246万余円)について、物品管理簿の記録が適切でなく、このため物品報告書が重要物品の現況を正確に反映したものとなっていない事態が見受けられた。

(1) 物品管理簿に記録していない事態

貴省本省及び30事務所等^(注5)は、表1のとおり、庁舎内等に設置して管理している物品であるCCTVシステム等の電気通信設備18,818台のうち3,262台(道路事業2,675台、河川等事業587台。うち重要物品1,962台、取得価格計83億3933万余円)について、物品管理簿に記録していなかった。これらの中には、長期間未記録となっているものや取得日が不明となっているものが多数見受けられた。

表1 物品管理簿に記録していない事態(平成27年度末現在) (単位:台、円)

	物品管理簿に記録していない事態		
	台数	うち重要物品	
		台数	取得価格
道路	2,675	1,565	6,502,142,823
河川等	587	397	1,837,195,986
計	3,262	1,962	8,339,338,809

(注) 平成27年度末現在で取得から3か月以内のものを除いている。

<事例1>

福井河川国道事務所は、庁舎内等に設置された電気通信設備のうち、道路情報表示装置の制御装置等516台(道路事業510台、河川等事業6台。うち重要物品366台、取得価格計10億0219万余円)について、手続に対する理解が十分でなかったことにより、これらの電気通信設備を物品管理簿に記録しておらず、その全てが取得日不明となっていた。

(注5) 30事務所等 東北、北陸、中部、近畿、四国各地方整備局、北海道開発局、南部、岐阜、滋賀、広島各国道事務所、湯沢、酒田、羽越、金沢、福井、豊岡、浜田、福山、香川、松山、大分、佐伯、延岡各河川国道事務所、多治見砂防国道事務所、中部、近畿、四国各技術事務所、網走、留萌、稚内各開発建設部

(2) 国有財産である道路附属物等となったため物品に該当しないこととなった電気通信設備について、物品管理簿の数量等を減ずることなく記録したままとしていたなどの事態

(注6) 12事務所等は、表2のとおり、道路区域内、砂防指定地内等に設置して管理しているテレメータ観測局装置等の電気通信設備593台(道路事業526台、河川等事業67台。うち重要物品163台、取得価格計11億8312万余円)について、国有財産である道路附属物等となったため物品に該当しないこととなったのに、物品管理簿に記録したままとするなどしていた。

表2 国有財産である道路附属物等となったため物品に該当しないこととなった電気通信設備について、物品管理簿の数量等を減ずることなく記録したままとしていたなどの事態(平成27年度末現在) (単位:台、円)

	国有財産である道路附属物等となったため物品に該当しないこととなった電気通信設備について、物品管理簿の数量等を減ずることなく記録したままとしていたなどの事態		
	台数	うち重要物品	
		台数	取得価格
道路	526	120	851,950,310
河川等	67	43	331,172,920
計	593	163	1,183,123,230

(注) 平成27年度末現在で取得から3か月以内のものを除いている。

<事例2>

滋賀国道事務所は、テレメータ観測局装置等の道路事業に係る電気通信設備86台(うち重要

物品29台、取得価格計1億3748万余円)について、物品として取得し物品管理簿に記録した。その後、これらの電気通信設備を道路区域内にある中継所等に設置したことから、これらの電気通信設備は国有財産である道路法上の道路附属物となったため物品に該当しないこととなったのに、物品管理簿から減ずることなく記録したままとしていた。

(注6) 12事務所等 南部、滋賀両国道事務所、金沢、福井、豊岡、浜田、福山、松山各河川国道事務所、多治見砂防国道事務所、網走、留萌、稚内各開発建設部

(是正及び是正改善を必要とする事態)

物品である電気通信設備を物品管理簿に記録していなかったり、道路附属物等となった電気通信設備について、物品管理簿の数量等を減ずることなく記録したままとしていたりなどして、物品管理簿、ひいては物品報告書が物品の現況を正確に反映したものとなっていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事務所等において、電気通信設備について、物品管理簿に数量等を正確に記録することについて理解が十分でないこと、また、物品管理簿に必要な事項を正確かつ速やかに記録する体制が十分でないことなどにもよるが、貴省本省において、次のことなどによると認められる。

ア 電気通信設備を物品として取得するなどした際に、物品管理簿に速やかに記録することについての事務所等に対する指導が十分でないこと

イ 電気通信設備について、管理する物品が道路附属物等となった際に、速やかに物品管理簿の数量等を減ずることなどについての事務所等に対する周知が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

物品管理簿は、国の物品を適切に管理するための基本的な帳簿であり、各省各庁の長は、物品管理簿の記録内容に基づいて、毎年度、物品報告書を作成している。そして、物品報告書に基づき毎会計年度末における重要物品の現在額等を内閣から国会に報告することは、国民に対して重要物品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっている。したがって、物品の数量等及び重要物品の取得価格を正確に記録することは、極めて重要である。

については、貴省において、前記の物品管理簿に記録されていないなどの電気通信設備について物品管理簿に適切に記録するために必要な措置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、今後取得する電気通信設備について適切な管理を行うために、物品管理簿に必要な事項を正確かつ速やかに記録する体制を整備するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 電気通信設備を物品として取得するなどした際に、物品管理簿に速やかに記録することについて、事務所等を指導すること

イ 電気通信設備が道路附属物等となった際に、速やかに物品管理簿の数量等を減ずることなどについて、事務所等に周知すること

- (2) 都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの設備について、耐震性が確保されていない建物等に設置されているなどのものを地震発生時に有効に機能させるために必要な措置を講ずるための計画を策定させるよう適宜の処置を要求し、設備の設置場所の耐震性を確保しなければならないことを周知するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 (項)東日本大震災復旧・復興推進費等
	東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費
部 局 等	15 都道府県
交付金等の根拠	予算補助、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)
補助事業者 (事業主体)	市59、区9、町25、村2、計95事業主体
都市防災総合推進事業の概要	市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、被災地における復興まちづくりなどを総合的に推進するもの
検査の対象とした20都道府県管内における防災行政無線の設備の基数及び交付金等交付対象事業費	14,093基 251億0179万余円(平成20年度～27年度)
上記に対する交付金等相当額	126億5229万余円
耐震性が確保されていない建物等に防災行政無線の設備を設置した事業主体数及び設備の基数	27事業主体 87基
上記に係る工事費相当額	4億9284万余円(平成21年度～27年度) (交付金等相当額 2億4046万円)
耐震性が確保されていない建物等に設置されている親局から防災情報を受信する屋外拡声子局等の設備を設置した事業主体数及び設備の基数	4事業主体 732基
上記に係る工事費相当額	19億7786万余円(平成21年度、24年度～27年度) (交付金等相当額 11億2550万円)(背景金額)

(前掲457ページの「防災行政無線の親局の設備を耐震性が確保されていない建物に設置していたもの」参照)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの整備について

(平成 28 年 10 月 20 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 都市防災総合推進事業の概要等

(1) 都市防災総合推進事業の概要

貴省は、都市防災推進事業制度要綱(平成 20 年国都防第 76 号)、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 22 年国官会第 2317 号)、東日本大震災復興交付金制度要綱(平成 24 年国官会第 2357 号等)等(以下、これらを合わせて「要綱」という。)に基づき、平成 20 年度から、市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るために、都市の防災構造化、被災地における復興まちづくりなどを総合的に推進する都市防災総合推進事業(以下「都市防災事業」という。)を実施する地方公共団体等に対して、社会資本整備総合交付金等を交付している。

要綱によれば、地方公共団体等は、都市防災事業として、地区の防災性向上や大規模な災害により被災した地区における復興のために、防災上緊急に整備する必要があるなどの施設、防災まちづくりの拠点や災害時の活動拠点として機能する施設等の整備等を行うこととされている。そして、市区町村が地震防災対策として今後 5 年間で緊急に整備すべき事業に関する計画として策定した「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」に基づく場合は、交付対象施設の特例として、災害時の情報通信を確保するために情報の送受信等を行うのに必要な施設(以下「防災情報通信ネットワーク」という。)を都市防災事業で整備することができることとされている。

(2) 防災情報通信ネットワークとして整備した防災行政無線の設備の設置場所

建物の耐震設計のための基準(以下「耐震基準」という。)は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)等において示されており、同施行令は、建物の耐震性を向上させるため昭和 56 年に改正されている(以下、この改正後の耐震基準を「新耐震基準」といい、改正前の耐震基準を「旧耐震基準」という。)。また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年法律第 123 号)等によれば、旧耐震基準に基づき建設されている建物のうち、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建物の所有者は、当該建物について、耐震診断を行い、その結果を都道府県知事等へ報告しなければならないとされており、耐震性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないとされている。

そして、都市防災事業により整備される防災情報通信ネットワークは、「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」の一部として定められた防災情報通信ネットワークに係る整備の計画(以下「整備計画」という。)に基づくものであり、地震発生時における迅速な避難等に必要な情報を伝達するためのものである。このため、防災情報通信ネットワークの整備として防災行政無線の設備を建物に設置する場合は、地震発生時に有効に機能するよう、新耐震基準に基づき建設されている建物又は耐震診断により耐震性が確保されていることが確認できている建物に設置する必要がある。

また、防災行政無線は、防災情報の発信元である親局から、各地に配置されている屋外拡声子局(以下「子局」という。)等に対して防災情報を送信して伝達し、子局等が周辺地域に対して拡声放送等を行うものであるため、親局が地震発生時に破損したり、操作できなくなったりした場合には、親局から子局等へ防災情報の送信ができなくなるなど、防災情報を伝達するためのネットワークとして十分に機能しなくなる。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、防災行政無線の設備は地震発生時に機能するよう適切な場所に設置されているかなどに着眼して、20都道府県管内^(注1)において、95市区町村が平成20年度から27年度までの間に設置した防災行政無線の親局の設備72基、子局等の設備14,021基、計14,093基(交付金等交付対象事業費計251億0179万余円、交付金等相当額計126億5229万余円)を対象として、防災行政無線の設備の設置状況について、都市防災事業計画、地震に強い都市づくり推進五箇年計画等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 20都道府県 東京都、北海道、大阪府、宮城、福島、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、奈良、和歌山、広島、徳島、愛媛、高知各県

(検査の結果)

^(注2) 12市区の防災行政無線の親局の設備2基、子局等の設備23基、計25基(工事費相当額計1億9922万余円、交付金相当額計1億0543万余円)は、各市区の整備計画により、旧耐震基準に基づき建設され、耐震診断の結果、地震の震動等に対して倒壊等する危険性が高いなどと判定された耐震性が確保されていない建物に設置されていた。また、20市区町の防災行政無線の親局の設備2基、子局等の設備60基、計62基^(注3)(工事費相当額計2億9361万余円、交付金等相当額計1億3502万余円)は、各市区町の整備計画により、旧耐震基準に基づき建設されているのに耐震診断が行われておらず耐震性が確保されているか確認できない建物に設置されていた。

^(注4) このため、これらの27市区町における防災行政無線の設備計87基(工事費相当額計4億9284万余円、交付金等相当額計2億4046万余円)は、地震発生時に建物が倒壊等することにより、破損したり、操作できなくなったりするおそれがある状況となっていた。

また、前記の耐震性が確保されていない建物に設置されている親局の設備2基及び耐震性が確保されているか確認できない建物に設置されている親局の設備2基、計4基^(注5)を設置した4市町は、子局等の設備計732基(工事費相当額計19億7786万余円、交付金等相当額計11億2550万余円)を、耐震性が確保されている建物等に設置していた。しかし、地震発生時に、親局が、破損したり、操作できなくなったりすると防災情報の送信ができなくなることから、防災情報を伝達するネットワークの設備であるこれらの子局等は、親局からの防災情報を受信して、周辺地域に対して拡声放送等を行うことができなくなるなどのおそれがある状況となっていた。

このように、27市区町が設置した親局、子局等の設備計819基(工事費相当額計24億7071万余円、交付金等相当額計13億6596万余円)について、地震発生時に有効に機能しないおそれがある事態が見受けられた(表参照)。

(注2) 12市区 相馬、八潮、市川、日野、半田、東大阪、鳴門、阿南、西条、西予、香南各市、大田区

(注3) 20市区町 和光、新座、伊那、東大阪、阪南、奈良、新宮、福山、鳴門、阿南、西予、室戸、香南各市、葛飾区、鉏路郡鉏路、安房郡鋸南、足柄下郡湯河原、東牟婁郡串本、安芸郡海田、海部郡美波各町

(注4) 27市区町 相馬、和光、新座、八潮、市川、日野、伊那、半田、東大阪、阪南、奈良、新宮、福山、鳴門、阿南、西条、西予、室戸、香南各市、大田、葛飾両区、鉏路郡鉏路、安房郡鋸南、足柄下郡湯河原、東牟婁郡串本、安芸郡海田、海部郡美波各町

(注5) 4市町 相馬、新宮、香南各市、安芸郡海田町

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京都大田区は、平成22年度から26年度までの間に、防災行政無線の親局の設備1基、子局等の設備609基、計610基を整備するなどの工事を、工事費計11億1614万余円で実施している。これらの工事は、災害発生時に区内全域に避難勧告するなどのために、同区の区役所本庁舎に親局の設備を、また、災害時の避難所等の施設に子局等の設備を設置するものである。

しかし、子局計2基(工事費相当額計766万余円、交付金相当額計383万余円)の設備が設置された仲六郷保育園の建物(昭和44年建設)及び蒲田西特別出張所の建物(昭和41年建設)は、同区が平成8年度に行った耐震診断の結果によると、建物の耐震性能を数値化した構造耐震指標が目標値0.75に対して、それぞれ0.35及び0.51となっていて、地震時における耐震性が確保されていない状況となっていた。

表 地震発生時に有効に機能しないおそれがある防災行政無線の設備 (単位：基)

都道府県名	市区町名	耐震性が確保されていない建物に設置されている防災行政無線の設備		耐震性が確保されているか確認できない建物に設置されている防災行政無線の設備		耐震性が確保されていない建物等に設置されている親局から防災情報を受信する設備
		親局	子局等	親局	子局等	子局等
北海道	釧路郡釧路町	—	—	—	1	—
福島県	相馬市	1	—	—	—	467
埼玉県	和光市	—	—	—	2	—
	新座市	—	—	—	1	—
	八潮市	—	1	—	—	—
千葉県	市川市	—	1	—	—	—
	安房郡鋸南町	—	—	—	1	—
東京都	大田区	—	2	—	—	—
	葛飾区	—	—	—	2	—
	日野市	—	1	—	—	—
神奈川県	足柄下郡湯河原町	—	—	—	4	—
長野県	伊那市	—	—	—	2	—
愛知県	半田市	—	1	—	—	—
大阪府	東大阪市	—	6	—	14	—
	阪南市	—	—	—	1	—
奈良県	奈良市	—	—	—	1	—
和歌山県	新宮市	—	—	1	—	97
	東牟婁郡串本町	—	—	—	4	—
広島県	福山市	—	—	—	1	—
	安芸郡海田町	—	—	1	—	22
徳島県	鳴門市	—	2	—	18	—
	阿南市	—	1	—	3	—
	海部郡美波町	—	—	—	1	—
愛媛県	西条市	—	5	—	—	—
	西予市	—	2	—	2	—
高知県	室戸市	—	—	—	1	—
	香南市	1	1	—	1	146
計	27 市区町	2	23	2	60	732
		(12 市区)		(20 市区町)		(4 市町)

(是正及び是正改善を必要とする事態)

防災行政無線の設備が、耐震性が確保されていない建物又は耐震性が確保されているか確認できない建物に設置されているなどして、地震発生時に有効に機能しないおそれがある事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、地方公共団体等において、防災行政無線の設備の設置場所に係る耐震性の確保の必要性についての理解が十分でないことにもよるが、貴省において、地方公共団体等に対して、都市防災事業により整備する防災情報通信ネットワークが地震発生時に有効に機能するために、その設備を設置する建物の耐震性を確保しなければならないことを周知していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、今後も、市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るために、都市防災事業により、都市の防災構造化、被災地における復興まちづくりなどを総合的に推進する地方公共団体等に対して、社会資本整備総合交付金等を交付していくことが見込まれる。

については、貴省において、防災行政無線が地震発生時に有効に機能するよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 27市区町に対して、防災行政無線の設備のうち耐震性が確保されていない建物等に設置されている設備について、地震発生時に有効に機能させるために、耐震診断、設備の移設等の各設備に応じた必要な措置を講ずるための計画を策定させること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ 地方公共団体等に対して、都市防災事業により整備する防災情報通信ネットワークを地震発生時に有効に機能させるために、その設備の設置場所に係る耐震性を確保しなければならないことを周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

(3) 木造公営住宅等の建築に当たり、出隅の柱と土台等との接合方法等の確認等に重点を置いたチェックリストを作成するなどして、設計及び施工が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)
補助事業者(事業主体)	市5、町2、計7市町
補助事業	公営住宅等整備事業、地域優良賃貸住宅整備事業
補助事業の概要	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を行うもの
所要の安全度が確保されていない木造公営住宅等数	8住宅等
上記の木造公営住宅等に係る交付対象事業費相当額	3億0084万円(平成23、25、27各年度)
上記に対する交付金相当額	1億4365万円

(前掲 438 ページの「公営住宅等の木造施設の設計が適切でなかったもの」及び 455 ページの「公営住宅の施工が設計と相違していたもの」参照)

【是正改善の処置を求めたものの全文】

木造公営住宅等の設計及び施工における事業主体の確認等について

(平成 28 年 10 月 14 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求め

る。

記

1 事業の概要

(1) 木造公営住宅等の概要

貴省は、社会資本整備総合交付金(以下「交付金」という。)による公営住宅等整備事業等の一環として、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するなどのために、公営住宅等を整備する地方公共団体(以下「事業主体」という。)に対して交付金を交付している。

この公営住宅等の建築工法には、柱、^{はり}梁、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法が多数採用されている(以下、この木造軸組工法により建築した公営住宅等を「木造公営住宅等」という。)

木造公営住宅等は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。)等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱の間に筋交いなどを設置した軸組(以下、筋交いなどが設置された壁を「耐力壁」という。)を設計計算上必要な長さ以上、釣合い良く配置しなければならないとなっている。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、基準法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1460 号。以下「告示」という。)等に基づき、告示に定める表(以下「告示の表」という。)等により耐力壁の種類、柱の位置等に応じて必要な引抜耐力を有する金物等を選定して、梁、土台、筋交いなど(以下「土台等」という。)と接合することとなっている。

木造公営住宅等の建築物については、基準法等により、採光等のために、窓その他の開口部を設ける必要があり、開口部が設けられた壁は耐力壁にはならないことから、耐力壁は、開口部を設けること^(注1)の少ない出隅の柱等により構成される壁に配置されることが多い。そして、耐力壁を構成する柱のうち出隅の柱は、その他の柱に比べて水平力により生ずる引抜力が大きくなるため、柱と土台等とを接合するためには引抜耐力の大きい金物を使用して土台等と接合する必要があることなどから、軸組構造上の重要な部分となっている。

(注1) 出隅の柱 建物の外側の隅の柱

(2) 木造公営住宅等に係る設計及び施工における事業主体等の確認等

事業主体は、木造公営住宅等の設計を、主に、建築設計事務所(以下「設計事務所」という。)に委託しており、設計図書等の成果品の内容を確認するなどした上で受領している。

また、事業主体は、施工における工事監理については事業主体が自ら行うか、又は設計事務所に委託するなどして行うとともに、発注者として工事完了に伴う確認等も行っている。

上記のほか、木造公営住宅等が基準法等に適合しているかについては、基準法等において、①建築工事に着手する前に建築物の計画を確認する建築確認、②特定の工程に係る工事が終了した段階でその建築物を検査する中間検査及び③建築工事が完了した段階でその建築物を検査する完了検査の実施がそれぞれ規定されている。これらの確認及び検査については、基準法等に基づいて、都道府県等に置かれた建築主事又は民間等の指定確認検査機関(以下、これらを合わせて「建築主事等」という。)が行うこととなっている。

そして、基準法等によれば、建築確認については、2階建て以下等の木造建築物に係る設計を建築士が行った場合には、耐力壁を設計計算上必要な長さ以上、釣合い良く配置するための軸組構造等に係る項目の審査が省略されることとされている。また、完了検査については、建築士が工事監理者として設計図書どおりに施工されたことを確認した場合には、主要な軸組等に金物等が設置されている写真等を提出すれば、建築確認と同様に上記に係る項目の検査が省略されることとされている。さらに、都道府県等が特に指定している場合を除いて中間検査は不要とされている。

(3) 貴省における周知

本院は、木造公営住宅等の設計及び施工が適切でないため、所要の安全度が確保されていない事態について、平成21年度から26年度までの検査報告に不当事項として計7件を掲記している。そして、貴省は、不当事項として掲記された事態について、同様の事態が生じないように都道府県等の公営住宅等整備事業等の担当者を対象とした会議において周知を図っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

交付金による木造公営住宅等の整備は、毎年度、多数実施されており、本院はこれらを検査して、その結果として、上記のとおり、木造公営住宅等の設計及び施工が適切でない事態を検査報告に不当事項として掲記している。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、木造公営住宅等の設計及び施工が適切に行われているか、また、設計及び施工が適切でない木造公営住宅等における耐力壁と柱との関係、設計及び施工における事業主体の確認等の状況並びに貴省における再発防止の取組状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省及び^(注2)13都道県管内の95事業主体が23年度から27年度までの間に実施した公営住宅等整備事業等259事業、事業費計163億7151万余円(交付対象事業費計152億4705万余円、交付金計72億4195万余円)を対象として、設計図書等の書類や現地を確認したり、貴省及び事業主体において説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行うとともに、過去の検査報告に不当事項として掲記した前記7件の内容等も分析するなどして検査した。

(注2) 13都道県 東京都、北海道、秋田、群馬、神奈川、山梨、兵庫、島根、岡山、徳島、愛媛、高知、福岡各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 木造公営住宅等の設計及び施工が適切でない事態

(注3) 7事業主体が23、25、27各年度に建築した計8件の木造公営住宅等(交付対象事業費相当額計3億0084万余円、交付金相当額計1億4365万余円)については、設計の際に、告示の表の適用等を誤っていたり、施工の際に、設計図書と異なる筋交いなどを誤って設置したりなどしていたため、土台等と接合するために柱に取り付けた金物の引抜耐力が不足しており、これらの柱に取り付けられた金物では柱に生ずる引抜力に抵抗できないなどの状態になっていた。このため、これらの柱等によって構成された壁は耐力壁とは認められず、有効な設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さを下回ったり、耐力壁の配置に偏りが生じて釣合いがとれていなかったりして、木造公営住宅等の所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注3) 7事業主体 男鹿、鹿角、北秋田、益田、瀬戸内各市、隠岐郡西ノ島、上浮穴郡久万高原両町

上記の事態について、設計及び施工が適切でない事例を示すとそれぞれ次のとおりである。

<事例1>

北秋田市は、平成27年度に、市営宮前町団地の倉庫2棟(木造平屋建て)の建築等を工事費2373万余円(交付金1068万余円)で実施している。これら2棟(交付対象事業費相当額2363万余円、交付金相当額1063万余円)の出隅の柱については、告示の表に基づき、引抜耐力8.5kNの金物を選定して土台等と接合する必要があるのに、耐力壁を構成する全ての柱において引抜耐力3.4kNの金物を選定して土台等と接合することとして設計し、これにより施工したため、金物等が柱に生ずる引抜力に抵抗できない状態になっていた。このように、土台等との接合方法が適切でない柱で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、改めて有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出すると、水平力に対して必要な耐力壁の長さを大幅に下回っていた。

<事例2>

隠岐郡西ノ島町は、平成23年度に、町営美田住宅1棟(木造2階建て)の建築等を工事費6216万円(交付金2797万余円)で実施している。本件住宅(交付対象事業費相当額4567万余円、交付金相当額2055万余円)の出隅の柱等により構成される4か所の耐力壁については、その長さがそれぞれ1.9mとなるように筋交いを取り付けることとなっていたのに、請負人は、誤って、3か所について、耐力壁の長さをそれぞれ0.95mとして筋交いを取り付けていたため、耐力壁が設計と異なる配置となっており、耐力壁の配置に偏りが生じていて釣合いがとれていない状態になっていた。

(2) 木造公営住宅等の設計及び施工が適切でない事態の発生原因の分析等

ア 耐力壁として認められない壁と柱との関係

前記の8件及び過去の検査報告に不当事項として掲記した前記の7件における耐力壁

として認められない壁と柱との関係を見ると、前記8件の全てにおいて壁の構成要素として出隅の柱が含まれており、このうち5件については、耐力壁として認められない壁の全てが出隅の柱等により構成されていた。また、過去の検査報告に不当事項として掲記した前記の7件も全てにおいて壁の構成要素として出隅の柱が含まれており、このうち5件については、耐力壁として認められない壁の全てが出隅の柱等により構成されていた。このように、計15件のいずれにおいても軸組構造上重要である出隅の柱等により構成される壁に係る設計及び施工が適切に行われていなかった。

イ 設計及び施工における事業主体等の確認等の状況

7事業主体が建築した8件の木造公営住宅等の設計及び工事監理は、設計事務所に委託するなどして行われていた。

しかし、発注者として設計図書等の成果品の受領や工事完了に伴う確認等が十分に行われていなかった。これは、公営住宅等整備事業等に従事する職員の中に建築技術系の専門知識を有した職員がいない事業主体が3事業主体あり、このことが上記の一つの大きな要因となっていた。

また、専門知識を有した第三者である建築主事等による建築確認等を受けているかについてみたところ、7件においては、設計事務所の建築士が設計及び工事監理を行っていたことから、基準法等に基づく前記の項目に係る建築確認及び完了検査が省略されており、中間検査についても、県等の指定がないことから実施されていなかった。

ウ 貴省における再発防止の取組状況

貴省は、これまで都道府県等の公営住宅等整備事業等の担当者を対象とした会議を各地方整備局ごとに、毎年度1回程度開催しており、検査報告に不当事項として掲記された事態について、22年度以降、同様の事態が生じないように周知してきたとしている。

しかし、事業主体に対する周知の内容は、各年度における検査報告の内容の紹介にとどまっており、再発防止策を具体的に示していないことなどから、適切でない事態の発生を十分に防止できていなかった。

このように、木造公営住宅等の設計及び施工が適切に行われるためには、金物、筋交いなどに係る設計及び施工についての確認等を適切に行うことが重要であり、特に、建築物の安全を確保する上で重要な出隅の柱と土台等との接合方法等の確認等を重点的に行えば、効果的に事態の発生を防止できると認められた。また、事業主体の中には、建築技術系の専門知識を有した職員がおらず、木造公営住宅等の中には、基準法等に基づき専門知識を有した第三者である建築主事等による建築確認等が省略されるなどしているものがあることから、これらを踏まえた、実効性のある再発防止策を検討する必要があると認められた。

(是正改善を必要とする事態)

木造公営住宅等の設計及び施工が適切でない事態が継続して見受けられているにもかかわらず、貴省において、建築技術系の専門知識を有した職員がいない事業主体の実態等を踏まえた実効性のある再発防止策を講じていないことなどは適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において設計における成果品の検収や工事監理における確認等が十分でなかったことにもよるが、貴省において事業主体の実態等を踏まえた実効性のある再発防止策を講ずる必要性についての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

貴省においては、今後も引き続き住宅に困窮する低額所得者等のために木造公営住宅等の整備を推進していくことが見込まれることから、事業主体に対して、柱と土台等とを接合する金物、筋交いなどの設計及び施工が適切に行われているかについて確認等を十分に行うよう周知徹底するとともに、これを支援していくことが重要である。

については、貴省において、木造公営住宅等の建築に当たり、出隅の柱と土台等とを接合する金物等の設計や施工が適切に行われているかなどの確認等に重点を置いたチェックリストを作成して、事業主体がチェックリストを活用した工事監理等の状況を設計事務所等に報告させてその内容の確認等を行うことができるようにするなど、実効性のある再発防止策を検討して、事業主体に対してこれを周知することにより木造公営住宅等の設計及び施工が適切に行われるよう是正改善の処置を求める。

(4) 電線共同溝整備事業の実施に当たり、建設負担金の算定について、金利情勢等を勘案した年利率を適用することなどにより、建設負担金の額が適切なものとなるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)附帯工事費負担金
部 局 等	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 直轄事業 7 地方整備局等 交付金事業 13 都道県
事業及び交付の根拠	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)
事業主体	直轄事業 9 国道事務所等 交付金事業 都、県 11、政令指定都市 2、市 7、区 4、町 1 計 35 事業主体
電線共同溝整備事業の概要	安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的として、電線共同溝を整備して道路の無電柱化の推進を図るもの
直轄事業における管路設置工事の工事件数、工事費及び徴収済みの建設負担金の額	17 工事 32 億 0135 万余円(平成 26、27 両年度) 3373 万円(背景金額)
交付金事業における管路設置工事の工事件数及び工事費	164 工事 182 億 1147 万余円(平成 26、27 両年度) (交付金交付額 68 億 8123 万円)(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

電線共同溝整備事業に係る建設負担金の算定に適用する年利率について

(平成 28 年 10 月 12 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 電線共同溝整備事業の概要等

(1) 電線共同溝整備事業の概要

貴省は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電共法」という。)に基づき、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的として、電線共同溝を整備し地上にある電線及び電柱を撤去して電線を電線共同溝内に入溝させる無電柱化の推進を図っている。

電線共同溝整備事業は、電線の設置及び管理を行う2者以上の電気事業者、電気通信事業者等(以下、これらを合わせて「電線管理者」という。)の電線を入溝する管路等を道路の地下に整備するものであり、国が管理する道路については国道事務所等の道路管理者が事業主体となって直轄事業として実施し、その他の道路については都道府県等の道路管理者が事業主体となって交付金事業として実施している。

そして、電線共同溝の建設に要する費用については、電共法に基づき、事業主体が負担する一方、電線共同溝の整備完了後の占用の許可を申請した電線管理者(以下「占用予定者」という。)についても、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して算出した額(以下「建設負担金」という。)を負担することとなっている。建設負担金は、電線共同溝の建設を行う道路管理者の収入となっており、国は、交付金事業について、事業主体である都道府県等に対して、電線共同溝の建設に要する費用から建設負担金を除いた額を対象として交付金を交付している。

(2) 建設負担金の算定

建設負担金は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令第256号)等によれば、次のとおり、占用予定者が自ら電線を埋設した場合の道路掘削等の工事費用(以下「初年度埋設工事費」という。)と、電線を当該電線共同溝に入溝させることにより占用予定者が電線の耐用年数(25年)が到来した際に行う電線の更新作業に伴う道路掘削等の工事費用を現在価値に換算した額(以下「再掘削工事費」という。)とを合算したもののから、電線を電線共同溝に入溝させることにより占用予定者が新たに負担することになる電線整理棚等の追加的設備に要する費用(以下「追加設備費」という。)を控除して算出することとされている。

$$\boxed{\text{建設負担金}} = \boxed{\text{初年度埋設工事費}} + \boxed{\text{再掘削工事費}} - \boxed{\text{追加設備費}}$$

このうち、将来発生することになる再掘削工事費は、初年度埋設工事費を国土交通大臣が定める年利率等で割り戻して現在価値に換算することとされている。そして、上記の年利率については、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令付録第一及び第二の規定により建設大臣が定める率」(平成7年建設省告示第1278号)により、平成7年に6.5%と定められ、現在も同じ率が適用されている。

貴省は、16年4月に、「無電柱化推進計画における電線共同溝に係る費用負担、道路占用の取扱い等について」(平成16年国道地環第5号・国道利第14号。国土交通省道路局地方道・環境課長、同局路政課長通知)等(以下「通知」という。)を地方整備局等及び都道府県等に対して発し、建設負担金の算定に当たっては、電線の更新作業を電線共同溝の完成から25年後と想定するなどして算出したア又はイの標準単価(電線1条及び1km当たりの単価。以下同じ。)を用いることなどとしている。

ア 供用中の道路に新たに電線共同溝を整備する場合(以下「単独整備」という。)

(標準単価)505,000円=(初年度埋設工事費)549,000円+(再掘削工事費)114,000円-(追加設備費)158,000円

イ 道路の新設又は拡幅工事等と同時に電線共同溝を整備する場合(以下「同時整備」という。)

(標準単価)21,000円=(初年度埋設工事費)65,000円+(再掘削工事費)114,000円-(追加設備費)158,000円

そして、各事業主体は、上記の標準単価を用いるなどして建設負担金を算定し、電線共同溝の整備状況等に基づくなどして納付期限を定め、占用予定者から建設負担金を徴収している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、建設負担金の額は適切なものとなっているか、特に、再掘削工事費を算出する際に適用している年利率は金利情勢等を勘案したものとなっているかなどに着眼して、26、27両年度に、7地方整備局等管内の9国道事務所等、12都県及び2政令指定都市並びに管内12市区町、計35事業主体が実施している電線共同溝の管路設置工事計181工事(直轄事業17工事、交付金事業164工事)、管路延べ延長計640.2km(直轄事業74.6km、交付金事業565.5km)、工事費計214億1283万余円(直轄事業計32億0135万余円、交付金事業計182億1147万余円(交付金交付額計68億8123万余円))及びこれらに係る建設負担金を対象として、貴省本省及び上記の35事業主体において、図面、建設負担金の算定調書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 7地方整備局等 関東、北陸、近畿、中国、四国各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注2) 9国道事務所等 宇都宮、滋賀、広島、南部各国道事務所、金沢、福山、浜田、香川各河川国道事務所、網走開発建設部

(注3) 12都県 東京都、秋田、群馬、福井、山梨、滋賀、奈良、兵庫、島根、山口、宮崎、沖縄各県

(注4) 2政令指定都市 札幌、神戸両市

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の計181工事に係る建設負担金についてみると、35事業主体は、通知に基づき、前

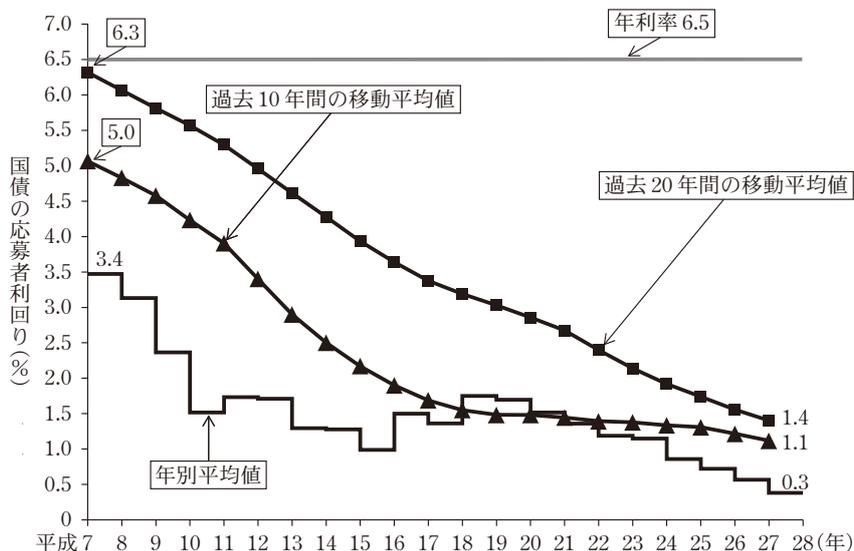
記の標準単価 505,000 円又は 21,000 円に各電線共同溝の管路延べ延長を乗ずるなどして算定し、これにより占用予定者から建設負担金(直轄事業 3373 万余円、交付金事業 2 億 9254 万余円)を徴収していた。

この建設負担金の算定に用いている標準単価のうち、再掘削工事費については、前記のとおり、電線共同溝の完成から 25 年後に発生することを想定し、初年度埋設工事費を年利率等で割り戻して現在価値に換算することとしていることから、年利率が高くなると再掘削工事費は安くなり、逆に年利率が低くなると再掘削工事費は高くなる。したがって、年利率は、再掘削工事費については建設負担金の算定における重要な計算要素の一つとなっているのに、貴省は、7 年に金利情勢等を勘案して年利率を 6.5% と設定した後は現在まで見直しを行っていない。

そこで、7 年以降の金利情勢を確認するために、国債の応募者利回りの年別平均値の推移をみたところ、図のとおり、年利率が定められた 7 年当時は 3.4% であったが、27 年には 0.3% と低下してきている。さらに、単年の金利水準だけでなく、長期間にわたっての傾向を確認するために、国債の応募者利回りの過去 20 年間及び過去 10 年間の移動平均値^(注 5)を本院において算出したところ、過去 20 年間の移動平均値は 7 年の 6.3% から 27 年の 1.4% まで、過去 10 年間の移動平均値は同 5.0% から同 1.1% までといずれもほぼ一貫して低下してきている。

(注 5) 過去 20 年間及び過去 10 年間の移動平均値 過去 20 年間の平均値及び過去 10 年間の平均値を順次算出した値をいう。

図 国債の応募者利回りの推移



(注) 上記の各利回りは、財務省の国債統計年報を基に本院において作成している。

このように、貴省は、建設負担金の算定において、当初設定した年利率を長期間にわたって見直すことなく適用している一方、金利水準が長期間にわたって低下傾向となっていることに鑑みると、6.5% の年利率を用いることによって、電線共同溝整備事業における建設負担金が過小に算定されていると認められる。

そこで、この年利率を漸次減じて、6.0% から 0% の範囲で標準単価を試算したところ、表1のとおり、再掘削工事費(114,000円)は、128,000円から549,000円までとなり、単独整備の場合の標準単価(505,000円)は、519,000円から940,000円まで、同時整備の場合の標準単価(21,000円)は、35,000円から456,000円までとなる。

表1 年利率ごとの標準単価の算出(試算)

年利率 (%)	①初年度埋設工事費 (千円)	②再掘削工事費 (千円)	③追加設備費 (千円)	標準単価 (=①+②-③) (千円)	年利率6.5%の 標準単価との差額 (千円)
6.5	549 (65)	114 (114)	158 (158)	505 (21)	— (—)
6.0		128 (128)		519 (35)	14 (14)
5.5		144 (144)		535 (51)	30 (30)
5.0		162 (162)		553 (69)	48 (48)
4.5		183 (183)		574 (90)	69 (69)
4.0		206 (206)		597 (113)	92 (92)
3.5		232 (232)		623 (139)	118 (118)
3.0		262 (262)		653 (169)	148 (148)
2.5		296 (296)		687 (203)	182 (182)
2.0		335 (335)		726 (242)	221 (221)
1.5		378 (378)		769 (285)	264 (264)
1.0		428 (428)		819 (335)	314 (314)
0.5		485 (485)		876 (392)	371 (371)
0		549 (549)		940 (456)	435 (435)

(注) 初年度埋設工事費欄等の金額は、単独整備の場合を示しており、括弧書きは、同時整備の場合を示している。

そして、上記の各標準単価により建設負担金を試算すると、表2のとおり、直轄事業における建設負担金(3373万余円)は、3485万余円から6864万余円まで、交付金事業における建設負担金(2億9254万余円)は、3億0112万余円から5億5915万余円までとなる。この結果、直轄事業では112万余円から3491万余円までの範囲で収入が増えると算定される。また、交付金事業では事業主体の収入増加額である858万余円から2億6660万余円までを電線共同溝の建設に要する費用から除いた額が交付金の交付対象となることから、国が事業主体に交付する交付金相当額を297万余円から9244万余円までの範囲で節減できると算定される。

表2 年利率別による収入増加額等(試算)

年利率	直轄事業			交付金事業			
	建設負担金 算定額 (A)	建設負担金 試算額 (B)	収入増加額 (= (B)-(A))	建設負担金 算定額 (C)	建設負担金 試算額 (D)	交付対象外 となる額 (= (D)-(C))	節減額 (交付金 相当額)
%	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
6.5	3373	3373	—	2億9254	2億9254	—	—
6.0	3373	3485	112	2億9254	3億0112	858	297
5.5	3373	3614	240	2億9254	3億1093	1838	637
5.0	3373	3758	385	2億9254	3億2196	2941	1019
4.5	3373	3927	553	2億9254	3億3483	4228	1466
4.0	3373	4112	738	2億9254	3億4893	5638	1955
3.5	3373	4320	946	2億9254	3億6486	7232	2507
3.0	3373	4560	1187	2億9254	3億8325	9070	3145
2.5	3373	4834	1460	2億9254	4億0409	1億1154	3867
2.0	3373	5147	1773	2億9254	4億2799	1億3544	4696
1.5	3373	5492	2118	2億9254	4億5435	1億6180	5610
1.0	3373	5893	2519	2億9254	4億8499	1億9244	6673
0.5	3373	6350	2977	2億9254	5億1993	2億2738	7884
0	3373	6864	3491	2億9254	5億5915	2億6660	9244

(注) 表示単位未満を切り捨てているため計算しても収入増加額欄等の金額は一致しないものがある。

(改善を必要とする事態)

電線共同溝整備事業に係る建設負担金の算定に当たり、年利率が当初設定したまま長期間にわたって見直されていないため、設定した年利率が金利情勢を勘案したものとなっておらず、建設負担金が過小に算定されている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、金利情勢がほぼ一貫して低下傾向となっているのに、建設負担金の算定に適用する年利率の見直しの検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

電共法の施行から20年以上が経過し、この間、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備に加えて、都市災害の防止や情報通信ネットワークの信頼性の向上に寄与するとして電線共同溝整備事業により、多くの電線共同溝の整備が行われてきたところであり、今後も引き続き電線共同溝の整備が推進されることが見込まれている。そして、建設負担金は、道路管理者と占用予定者が応分の負担をすることとなるように、その額を適切に算定することが肝要である。

ついては、貴省において、建設負担金の算定について、金利情勢等を勘案した年利率を適用して標準単価を設定し、その内容について地方整備局等及び都道府県等に周知するなどして、建設負担金の額が適切なものとなるよう意見を表示する。

- (5) 新重点密集市街地解消事業の実施に当たり、事業主体に対して、一時避難場所等が指定されている新重点密集市街地について早期に最低限の安全性を確保して新重点密集市街地を解消することや事業計画の作成、協議会等の設置及び危険度の公表の重要性等を周知徹底したり、地区の状況に応じて最低限の安全性が確保されているかきめ細かく適切に判定することについて具体的に明示したりするなどして、目標期間内の新重点密集市街地解消に資するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 〔平成12年度以前は、 一般会計 (組織)建設本省 (項)住宅建設等事業費 等〕
部 局 等	10 都府県
交付等の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)等、予算補助
交付金等事業者 (事業主体)	市16、区12、計28事業主体
新重点密集市街地 解消事業の概要	新重点密集市街地等において延焼危険性等の改善に向けて実施する事業
新重点密集市街地 解消事業を実施した 事業主体数及びこれに係 る事業費	28事業主体 1700億6935万余円(昭和58年度～平成27年度)
上記に対する交付金 等交付額	28事業主体 781億9360万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

新重点密集市街地の解消に向けた事業の実施等について

(平成28年10月24日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 新重点密集市街地の概要等

(1) 新重点密集市街地の概要

国は、平成7年の阪神・淡路大震災により、都市基盤が未整備のまま市街化した密集市街地^(注1)において大規模な市街地火災が発生して、尊い人命や貴重な財産が数多く失われた経験を踏まえ、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(平成9年法律第49号)を制定した。

そして、同法の制定後においても、密集市街地の解消が進まないため、都市再生本部(本部長内閣総理大臣)は、13年12月に都市再生プロジェクト(第三次決定)を策定して、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、「特に大火の可能性の高い危険な市街地」を重点地区として今後10年間で解消することとした。貴省は、上記の重点地区について、15年7月に「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」(以下「重点密集市街地」という。)として、400地区、7,971haを公表し、

18年9月に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において、23年度末までに重点密集市街地のほぼ全域で最低限の安全性を確保して、重点密集市街地をおおむね解消することとなった。

しかし、貴省は、当時の取組速度では上記の目標達成が困難な状況にあったこと、また、有識者から密集市街地における建物倒壊により道路が閉塞して避難が困難となる危険性(以下「閉塞危険性」という。)が指摘されたことなどから、22年9月に新たに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を設定することとした。そして、その設定に当たっては、不燃領域率^(注3)が40%に達すると市街地の焼失率が激減して、70%でほぼゼロになることから不燃領域率が40%未満であるなどと判定した地区を延焼危険性が高い地区とした。また、被災場所から細街路及び主要生活道路を経て地区の周縁部に至るまでに建物倒壊及び火災の影響を受けずに避難できる確率を用いて避難の困難さを示す指標(以下、この指標を「地区内閉塞度」という。)が5段階評価中2以下であれば避難できる確率が97%以上となることから、地区内閉塞度が3以上と判定した地区を閉塞危険性が高い地区とした(以下、延焼危険性及び閉塞危険性を合わせて「延焼危険性等」という。)。これらにより、各市区町は、23年度末までに最低限の安全性が確保できる見込みがない重点密集市街地のうち延焼危険性等が高いと判定された地区を地震時等に著しく危険な密集市街地として必ず設定することとなり、延焼危険性等のうちどちらか一方のみの危険性が高いと判定されるなどした地区についても、地区の重要性等を考慮して地震時等に著しく危険な密集市街地として設定することとなった(以下、これらにより設定された密集市街地を「新重点密集市街地」という。))。

そして、23年3月に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)において、32年度末までに新重点密集市街地の延焼危険性等を改善し最低限の安全性を確保して、新重点密集市街地をおおむね解消することとなった。その後、貴省は、全国の市区町における新重点密集市街地の地区数及び面積を詳細に把握して、24年10月に17都府県管内の41市区町が設定した新重点密集市街地197地区、5,745haを公表した。

(注1) 密集市街地 当該地区内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないことなどの土地の利用状況から、防災上危険な市街地

(注2) 最低限の安全性 地震時等において同時多発火災が発生したとしても、延焼を防止して物的被害を大幅に低減(焼失率25%程度)させることにより、避難困難者がほとんど生じないことをいう。

(注3) 不燃領域率 主に町丁目の単位で設定する地区内における一定規模以上の道路、公園等の空地面積、耐火建築物等の不燃化面積から算出する市街地の燃えにくさを示す指標

(2) 新重点密集市街地の延焼危険性等の改善に向けた各種の事業

市区町は、貴省から、21年度までは補助金の交付を、22年度以降は社会資本整備総合交付金等の交付をそれぞれ受けて住宅市街地総合整備事業(以下「住宅総合事業」という。)、都市防災総合推進事業等(以下、新重点密集市街地等において延焼危険性等の改善

に向けて実施する事業を「新重点密集市街地解消事業」という。)を実施して、延焼遮断帯となる都市計画道路や避難場所となる公園の整備を行ったり、共同建替や耐震改修、防火改修による建築物の不燃化又は空き家等の老朽建築物の除却を行ったり、また、これらを複合的に組み合わせたりして新重点密集市街地の延焼危険性等の改善に取り組んできている。さらに、貴省は、新重点密集市街地の解消が十分に進捗していないことなどから、延焼危険性等の改善に向けて、27年度に補助事業として新たに密集市街地総合防災事業を創設したり、住宅・建築物安全ストック形成事業の拡充を図ったりするなどしている。

(3) 新重点密集市街地解消事業の推進方法

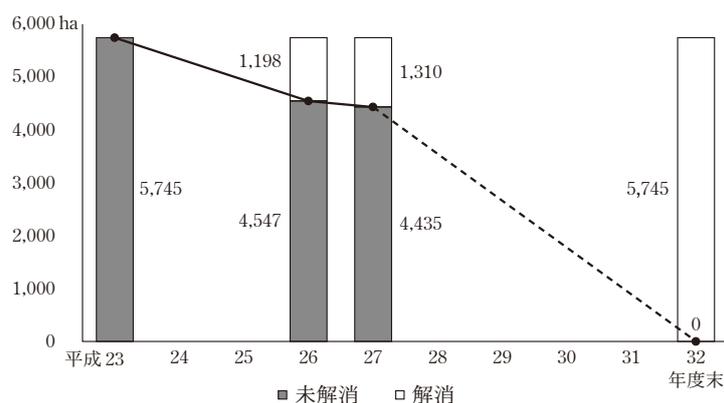
都市防災総合推進事業等は、事業期間、全体事業費等を記載した事業計画(以下「事業計画」という。)を作成して、これに基づいて事業を実施することとなっている。しかし、住宅総合事業は、前記のとおり22年度にそれまでの補助金による事業から社会資本整備総合交付金による事業に移行した際、地方公共団体にとって自由度が高く創意工夫を生かすという同交付金の趣旨から事業計画の作成は義務付けられなくなった。一方で、貴省は、実際に事業を実施するためには具体的な事業の内容を定めていく必要があることから、引き続き事業計画の作成に要する経費を同交付金の交付対象にしており、さらに、住宅市街地整備ハンドブック(国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室編集)において、事業計画を作成することを積極的に求めている。

また、政策課題対応型都市計画運用指針(平成15年国都計第95号国土交通省都市・地域整備局長通知)によれば、密集市街地の整備改善に当たっては、多数の関係権利者の利害調整を図りながら、幅広い合意形成を得て進めていく必要があることから、地域住民等から構成されるまちづくり協議会等(以下「協議会等」という。)が主体となって取り組むことが重要であるとされている。さらに、計画どおりに事業を進捗させるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、貴省においても密集市街地の解消に向けた啓発活動等の取組状況を確認するために、住民に危険度を周知しているかについて調査している。

(4) 新重点密集市街地の解消状況

28年3月に閣議決定された住生活基本計画(全国計画)等によれば、図及び表1のとおり、23年度末時点の新重点密集市街地197地区、5,745haのうち、27年度末時点で72地区、1,310haにおいて延焼危険性等が改善されて最低限の安全性が確保されたことにより新重点密集市街地が解消していたが、最低限の安全性が確保されていない残りの130地区、4,435haについては、前記のとおり、32年度末までに新重点密集市街地を解消することとされている。

図 新重点密集市街地の解消状況



(注) 点線部分については、27年度末時点の数値と解消目標である32年度末の目標値を直線的に結んだものである。

表1 都府県別新重点密集市街地の解消状況(平成27年度末時点)(単位: 地区数、ha)

都府県名	新重点密集市街地					
			解消		未解消	
	地区	面積	地区	面積	地区	面積
埼玉県	2	54	0	0	2	54
千葉県	1	9	1	1	1	8
東京都	113	1,683	44	645	69	1,038
神奈川県	25	690	22	633	3	57
愛知県	3	104	0	0	3	104
滋賀県	2	10	0	0	2	10
京都府	13	362	0	0	13	362
大阪府	11	2,248	0	0	11	2,248
兵庫県	4	225	4	26	4	199
和歌山県	2	13	0	0	2	13
徳島県	8	30	0	0	8	30
香川県	1	3	0	0	1	3
愛媛県	1	4	1	4	0	0
高知県	4	22	0	0	4	22
長崎県	4	262	0	0	4	262
大分県	2	26	0	0	2	26
沖縄県	1	2	0	0	1	2
計 17 都府県	197	5,745	72	1,310	130	4,435

注(1) 面積は小数点第1位以下を四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

注(2) 千葉県の1地区及び兵庫県の4地区については、地区内の一部において延焼危険性等が改善され、最低限の安全性を確保したとして、当該地区を解消及び未解消の両方に計上しているため、地区数の計は一致しない(解消及び未解消の地区数の計上方法は、本文においても同じ)。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、社会資本整備総合交付金等により重点密集市街地及び新重点密集市街地の解消に向けて様々な事業を実施してきているところであるが、27年度末時点において4,435haの新重点密集市街地が解消されていないことから、32年度末までにおおむね解消するという目標を達成するためには、更なる対策が必要な状況となっている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、新重点密集市街地解消事業は進捗しているか、特に、災害時に重要となる一時避難場所等が指定されている新重点密集市街地の解消は進捗しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、10都府県管内の28市区が、新重点密集市街地において、昭和58年度から平成27年度までの間に実施した新重点密集市街地解消事業(事業費1700億6935万余円、交付金等交付額781億9360万余円)を対象として、実績報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどしてその進捗状況等について会計実地検査を行った。

(注4) 10都府県 東京都、京都、大阪両府、埼玉、神奈川、愛知、兵庫、高知、長崎、大分各県

(注5) 28市区 川口、横浜、川崎、安城、京都、大阪、堺、豊中、守口、寝屋川、門真、東大阪、神戸、高知、長崎、大分各市、台東、墨田、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、豊島、北、荒川、足立各区

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 新重点密集市街地解消事業の実施状況

28市区において、新重点密集市街地解消事業を実施している地区は、176地区のうち151地区となっていた。

28市区における27年度末現在の新重点密集市街地の解消状況についてみると、表2のとおり、新重点密集市街地解消事業を実施している151地区のうち54地区(27年度までの事業費計488億3499万余円、交付金等交付額計234億8179万余円)は延焼危険性等を改善して最低限の安全性が確保され、新重点密集市街地が解消しており、その割合(以下、27年度末現在で新重点密集市街地が解消している地区数の割合を「解消割合」という。)は35.7%となっている。また、4地区(同事業費計21億0061万余円、同交付額計6億9415万余円)は、地区内の一部において最低限の安全性が確保されており、93地区(同事業費計1191億3374万余円、同交付額計540億1765万余円)は最低限の安全性が確保されておらず、新重点密集市街地は解消していない状況となっている。

新重点密集市街地の地区内に指定された一時避難場所等は、地区内の延焼危険性等が高いことから、新重点密集市街地の地区外に指定された一時避難場所等と比較して安全性が低くなっている。また、新重点密集市街地の地区内の一時避難場所等が危険になったなどの場合には、より規模の大きい広域避難場所に避難することになるが、その際には延焼危険性等が高い当該地区内を移動することになる。このため、一時避難場所等及び避難の安全性を確保するためにも新重点密集市街地解消事業を適切に実施するなどして、早期に最低限の安全性を確保して新重点密集市街地を解消する必要がある。

しかし、28市区151地区のうち、88地区において学校、公園等の一時避難場所等が新

重点密集市街地の地区内に指定されていて、このうち、25地区は延焼危険性等を改善して最低限の安全性が確保され、新重点密集市街地が解消していたが、解消割合は28.4%と上記151地区の解消割合よりも低くなっていて、残りの63地区(同事業費計1010億6790万余円、同交付額計466億2296万余円)は最低限の安全性が確保されておらず、新重点密集市街地は解消していなかった。

表2 新重点密集市街地解消事業の進捗状況等

事業の実施状況、地区の状況等	左に該当する地区 (A)	左のうち最低限の安全性を確保している地区 (B)	解消割合 (C) = (B) / (A)
新重点密集市街地解消事業を実施	151地区	54地区	35.7%
地区内に一時避難場所等を指定	88地区	25地区	28.4%

(2) 住宅総合事業の進捗状況等

前記の151地区において実施している新重点密集市街地解消事業は、道路や公園の整備、共同建替や耐震改修、防火改修、老朽建築物等の除却等を行う事業である住宅総合事業が121地区と最も多かった。

前記のとおり、住宅総合事業は、22年度に、事業計画の作成は義務付けられなくなったが、貴省は、事業計画を作成することを積極的に求めているところであり、32年度末までに新重点密集市街地を解消するためには、実際に事業を実施するに当たり、事業計画を定めて、これに基づく進捗状況を把握しておくことなどが重要である。

そこで、住宅総合事業の事業計画の作成状況についてみたところ、121地区(27年度までの事業費計1083億5612万余円、交付金等交付額計508億6910万余円)のうち、61地区(同事業費計632億1137万余円、同交付額計303億4936万余円)では作成しており、残りの60地区(同事業費計451億4474万余円、同交付額計205億1974万余円)では作成していなかった。

そして、事業計画を作成している61地区においては、27年度末現在で27地区が延焼危険性等を改善して新重点密集市街地が解消しており、表3のとおり、その解消割合は44.2%、事業経過期間を考慮した事業費の進捗率の割合(以下「進捗率比^(注6)」という。)は平均で61.8%となっていたのに対し、事業計画を作成していない60地区においては、17地区の解消にとどまり、その解消割合は28.3%と低くなっており、進捗率比は、事業期間や全体事業費が確認できないことから、算出することができない状況となっていた。

また、前記のとおり、密集市街地の整備改善に当たっては、協議会等が主体となって取り組むことが重要であるとされており、さらに、貴省において密集市街地の解消に向けた啓発活動等の取組状況を確認するために、住民に危険度を周知しているかについて調査しているところであり、地域住民の意識啓発等のためには、地域住民に対してハザードマップ等により延焼危険性等に基づいた危険度を公表して周知することも有効である。

そこで、121地区における協議会等の設置状況等についてみると、94地区は設置しており、残りの27地区は設置していなかった。また、危険度の公表の状況についてみると、48地区は公表しており、残りの73地区は公表していなかった。

そして、進捗率比についてみると、前記のとおり、121地区のうち事業計画を作成している61地区の進捗率比の平均は61.8%であったのに対して、61地区のうち協議会等を設

置して、かつ、危険度を公表している 27 地区は進捗率比の平均が 79.1% と高くなっていた。また、解消割合についてみると、前記 61 地区の解消割合 44.2% に対して、このうち協議会等を設置せず、かつ、危険度を公表していない 8 地区の解消割合は 12.5% と低くなっていた。

表3 住宅総合事業の進捗状況等

事業の実施状況、地区の状況等	左に該当する地区 (A)	左のうち最低限の安全性を確保している地区 (B)	解消割合 (C) = (B) / (A)
事業計画を作成(D)	61 地区	27 地区	44.2%
事業計画を未作成	60 地区	17 地区	28.3%
(D)のうち協議会等未設置及び危険度未公表	8 地区	1 地区	12.5%

上記について、事業計画を作成して事業を実施しており、協議会等を設置して、かつ、危険度を公表することなどにより、計画どおり事業が進捗している事例を示すと次のとおりである。

<参考事例>

東京都品川区は、同区豊町 4 丁目地区を含む地域において、新重点密集市街地解消事業を実施するため、事業期間 10 年(平成 19 年度から 28 年度まで)、全体事業費 27 億 3000 万円で、道路、公園等の整備を行うこととする住宅総合事業の事業計画を作成している。そして、同区は、事業の実施に当たり、地域住民との合意形成を図るなどのために、協議会等を設置して、ハザードマップ等により地区の危険度を公表するなどしており、27 年度末現在における事業実績額は 31 億 1882 万余円、進捗率比は 111.1% となっていて、不燃領域率は 23 年度末時点の 33.0% が 27 年度末時点では 35.7% になっている。このように、事業が計画どおり進捗していることなどから、同区は、32 年度末には不燃領域率が 40% に達するなどして最低限の安全性が確保され、新重点密集市街地は解消するとしている。

前記について、事業計画を作成しているが、協議会等を設置しておらず、危険度を公表していないなどのため、事業が進捗していない事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

長崎県長崎市は、中央北部地区において、新重点密集市街地解消事業を実施するために、事業期間 20 年(平成 9 年度から 28 年度まで)、全体事業費 55 億 6600 万円で、道路、公園等の整備を行うこととする住宅総合事業の事業計画を作成している。しかし、事業開始から 19 年が経過しているにもかかわらず、同市は、地域住民との合意形成を図るための協議会等を設置しておらず、ハザードマップ等により危険度を公表していなかった。また、用地買収も難航したことなどから、27 年度末現在における事業実績額は 28 億 9488 万余円、進捗率比は 54.7% にとどまっていた。そして、同地区における 27 年度末現在の地区内閉塞度は 3 となっていて、最低限の安全性が確保されておらず、新重点密集市街地は解消していなかった。

(注 6) 進捗率比 事業費ベースの進捗率を経過期間により補正して、次の算式により算出した割合である。なお、事業費ベースの進捗率は 100% を上限としている。

$$\text{進捗率比(\%)} = \frac{(\text{事業開始から平成 27 年度までの実績額}) / (\text{事業開始から平成 27 年度までの経過期間})}{(\text{事業期間の全体事業費}) / (\text{事業期間})}$$

(3) 新重点密集市街地の地区の設定状況等

貴省は、新重点密集市街地の地区の設定に当たっては、都市計画道路等で囲まれた一定の規模(1ha)以上を単位とすることが望ましいとしている。

そこで、新重点密集市街地解消事業を実施している151地区の設定状況についてみたところ、8地区において1km程度離れた飛び地を含めて1地区としていたり、151地区の1地区当たりの面積は平均で34.8haとなっているのに対して、5地区において1地区の面積を100ha以上に設定していたりしていた。このように、地区の連続性がない飛び地を含めて1地区として設定したり、1地区の面積を過大に設定したりしていると、設定した地区内に解消した区域と解消していない区域が混在して当該地区の最低限の安全性が確保されているか適切に判定されず危険な区域が地区内に残存するおそれがある。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

大阪市は、新重点密集市街地の設定に当たり、重点密集市街地22地区1,360haにおける平成23年度調査時点の状況を調査した結果、区画整理事業の実施により延焼危険性等の改善が見込まれる1地区を除き飛び地を含めた21地区をまとめた計1,333haを1地区としていた。そして、同市は、新重点密集市街地の解消条件を、不燃領域率40%以上、かつ、地区内閉塞度2以下と設定しており、27年度調査時点での当該地区の不燃領域率は40.5%となっていて、32年度末には地区内閉塞度が2になると推計していることから、最低限の安全性が確保され、新重点密集市街地は解消するとしていた。

しかし、27年度調査時点の延焼危険性等を上記の21地区について地区別にみると、不燃領域率40%未満が15地区(28.1%~39.9%)、地区内閉塞度は3又は4が12地区となっていた。このように、1地区の面積を過大に設定して延焼危険性等を判定した場合には、最低限の安全性が確保されているか適切に判定されず局所的に延焼危険性等が高い区域が残存するおそれがある。

(改善を必要とする事態)

新重点密集市街地の地区内に一時避難場所等が指定されているのに最低限の安全性を確保しておらず新重点密集市街地が解消していない事態、事業計画を作成しておらず事業の進捗状況が確認できない事態、協議会等を設置していなかったり、ハザードマップ等により新重点密集市街地の危険度を公表していなかったりなどして事業が進捗していない事態及び新重点密集市街地の設定に当たり、過大な面積を1地区として設定するなどして、最低限の安全性が確保されているか適切に判定されず危険な区域が地区内に残存するおそれがある事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 市区において、新重点密集市街地内に一時避難場所等が指定されている地区について早期に延焼危険性等を改善することの重要性等に対する理解が十分でないこと
- イ 市区において、事業計画を作成すること、協議会等を設置すること及びハザードマップ等により新重点密集市街地の危険度を公表することの重要性等に対する理解が十分でないこと

ウ 貴省において、市区町に対して、ア及びイの重要性等について他の地区の事例を参考として示すなどの情報提供が十分でないこと、新重点密集市街地の設定に際して地区の面積等の設定について具体的に明示していないこと

3 本院が表示する意見

貴省は、32年度末までに地震時等に著しく危険な密集市街地である新重点密集市街地を解消するために、密集市街地総合防災事業を創設するなどしている。一方、市区町による新重点密集市街地解消事業は長期間にわたって実施される場合が多く見受けられており、計画どおり進捗させるためには、地域住民と速やかに合意形成を図ることなどが重要である。また、新重点密集市街地内に一時避難場所等が指定されている地区も数多く見受けられているところである。

については、貴省において、新重点密集市街地を解消するための新重点密集市街地解消事業が適切に実施され、これまでに多額の国費を投じて実施された事業の効果が発現され、目標期間内の新重点密集市街地解消に資するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 市区町に対して、新重点密集市街地内に一時避難場所等が指定されている地区について早期に最低限の安全性を確保して新重点密集市街地を解消することの重要性等について周知徹底し、必要に応じて助言すること

イ 事業計画を作成すること、協議会等を設置すること及びハザードマップ等により新重点密集市街地の危険度を公表することの重要性等について、他の地区の事例集等を作成して、市区町に対して情報提供するなどして周知徹底し、必要に応じて助言すること

ウ 市区町に対して、地区の状況に応じて最低限の安全性が確保されているかきめ細かく適切に判定することについて具体的に明示し、必要に応じて助言すること

- (6) 離島航路運営費等補助金について、補助事業者に対して見込計算書における算定方法等を具体的に示させたり、審査方法を具体的に定めるよう検討したりすることなどにより、補助金の交付額の算定をより公平に行うとともに、補助事業者の経営改善がより一層促進されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計（組織）国土交通本省（項）地域公共交通維持・活性化推進費
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	離島航路整備法（昭和27年法律第226号）
補助事業者（事業主体）	39 離島航路事業者
補助事業	地域公共交通確保維持改善事業
補助事業の概要	地域公共交通である離島航路の維持及び改善を図ることなどを目的として、対象航路の運営費に係る経費の一部を補助するもの
上記の補助事業者に対する国庫補助金交付額	68億6552万円（背景金額）（平成24年度～26年度）

【意見を表示したものの全文】

離島航路運営費等補助金の交付額の算定方法及びその審査について

(平成28年10月28日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 事業の概要

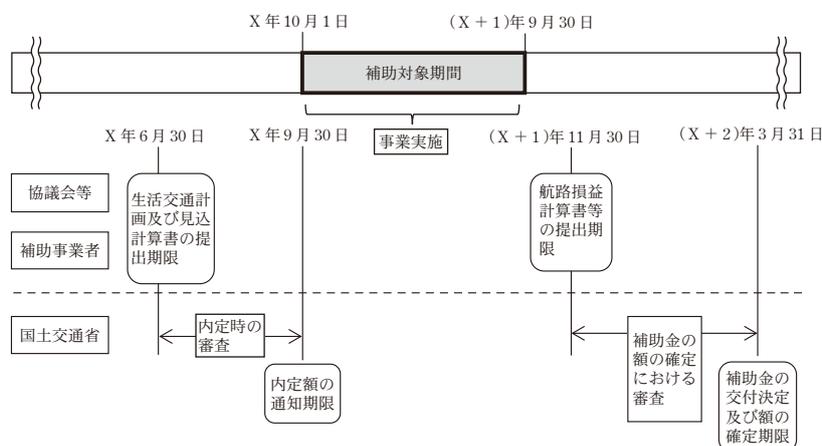
貴省は、地域公共交通の確保、維持等について、従来は交通機関の利用促進等の事業目的別に個別に実施していた複数の補助事業を統合して、平成23年度以降、地域公共交通確保維持改善事業(以下「補助事業」という。)を実施している。そして、貴省は、補助事業の一環として、離島航路整備法(昭和27年法律第226号)に基づき、航路の維持及び改善を図ることなどを目的として、関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送する手段として重要な役割を担っている離島航路を運営する事業者(以下「補助事業者」という。)に対して、対象航路の運営費に係る経費を対象として、離島航路運営費等補助金(22年度以前は離島航路補助金。以下「補助金」という。)を24年度58億1875万余円、25年度59億5758万余円、26年度62億7580万余円、計180億5213万余円交付している。

補助金の交付額は、22年度以前は対象航路ごとに作成された航路損益計算書における欠損額の2分の1に相当する額を基準として算定することとなっていたが、23年度以降は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。)に基づき、次のような手続により算定して交付することとなっている(図参照)。

- ① 補助事業の実施に当たっては、都道府県、市区町村、補助事業者、地方運輸局等、地域の多様な関係者が、協議会を組織する。そして、協議会、都道府県又は市区町村(以下「協議会等」という。)は、関係住民の便益確保等の補助事業に係る目的、必要性、目標、効果等を記載した生活交通ネットワーク計画(27年度以降は生活交通確保維持改善計画。以下「生活交通計画」という。)を策定する。
- ② 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から翌年の9月30日までとなっており、協議会等は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日までに、貴省に対して生活交通計画の認定を申請する。この際、協議会等は、補助事業者が対象航路ごとに作成した航路損益見込計算書(以下「見込計算書」という。)等の関係書類を添付する。
- ③ 貴省は、補助事業について航路に関する基準等に適合しているか及び補助対象経費について算定が適切に行われているかを審査した上で、生活交通計画を認定するとともに、見込計算書における欠損額(以下「見込欠損額」という。)を基準として算定した補助対象経費の2分の1に相当する額について、予算の範囲内において補助金の額として内定して(以下、内定の際に行われる審査を「内定時の審査」といい、内定した補助金の額を「内定額」という。)、補助事業の実施前に補助事業者に通知する。
- ④ 補助事業者は、補助事業の実施後に、補助金交付申請書、実際の収支実績に基づく航路損益計算書(以下、航路損益計算書の科目別の金額を「実績額」という。)等を作成して、貴省に提出する。

- ⑤ 貴省は、補助事業が生活交通計画に基づき行われたことを確認するとともに、対象航路の運営に係る会計処理等について貴省が定めた補助航路会計処理規程(昭和25年海輸第149号)に基づき航路損益計算書等を審査し、交付決定を行い、最終的な補助金の額の確定を行う。

図 補助事業の流れ



交付要綱等によれば、補助事業者が算定する見込欠損額は、補助対象期間の1年間において対象航路に発生が見込まれる収益が費用を下回る額とされている。そして、見込計算書の様式において、1年ごとの航路損益の3か年の平均額を収益及び費用の科目別に記載する欄が設けられているが、収益及び費用の科目別の見込額(以下「科目別見込額」という。)の算定方法は交付要綱等に明示されていない。

そして、貴省は、原則として内定額をそのまま補助金の額として確定しているが、その理由として、あらかじめ内定額を明示して、実際の収益が見込額よりも高かったり実際の費用が見込額よりも低かったりして実績の欠損額が見込欠損額を下回っても、それに応じて補助金が減額されないようにすることにより、補助事業者に航路の利用拡大や経費削減等の経営改善を促すことができるためであるとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴省は、前記のとおり、23年度以降、航路損益計算書における欠損額を基準とするものから見込欠損額を基準とするものへと補助金の交付額の算定方法を見直している。そして、貴省は、原則として見込欠損額を基に算定した内定額をそのまま補助金の額として確定していることから、内定時の審査において、見込欠損額を構成する科目別見込額の算定が適切に行われているかを確認することが重要となっている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、補助事業者において科目別見込額が適切に算定されているか、貴省において審査が適切に行われているかなどに着眼して、24年度から26年度までに5地方運輸局等管内の39補助事業者が実施した補助事業(補助金交付額24年度23億3923万余円、25年度22億3044万余円、26年度22億9585万余円、計68億6552万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省及び27補助事業者において、補助金に係る事業完了実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、12補助事業者から関係書

類の提出を受けるなどして検査した。

(注1) 5 地方運輸局等 北海道、北陸信越、中部、九州各運輸局、沖縄総合事務局

(注2) 39 補助事業者 西尾、鳥羽、下関、福岡、糸島、杵岐、五島、佐伯各市、糟屋郡新宮、北松浦郡小値賀両町、鹿児島郡三島、十島、島尻郡渡嘉敷、座間味、粟国、伊平屋、伊是名各村、羽幌沿海フェリー株式会社、佐渡汽船株式会社、粟島汽船株式会社、へぐら航路株式会社、志摩マリンレジャー株式会社、五島旅客船株式会社、野母商船株式会社、西海沿岸商船株式会社、日豊汽船株式会社、甕島商船株式会社、久米商船株式会社、大東海運株式会社、黒島旅客船有限会社、有限会社黄島海運、有限会社木口汽船、嵯峨島旅客船有限会社、有限会社やま丸、有限会社神谷観光、久高海運合名会社、合名会社水納海運、合資会社多良間海運、合資会社福山海運

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 見込計算書及び航路損益計算書における収益及び費用の状況

検査対象とした39 補助事業者の見込計算書及び航路損益計算書における収益及び費用を比較したところ、相当の差が生じていた。すなわち、航路損益計算書における収益に対する見込計算書における収益の割合が、90% 未満又は110% 超となっているものをみると、表1 のとおり、90% 未満が24 年度13 航路(29.5%)、25 年度16 航路(37.2%)、26 年度16 航路(39.0%)、110% 超が24 年度5 航路(11.3%)、25 年度2 航路(4.6%)、26 年度4 航路(9.7%)となっていた。また、航路損益計算書における費用に対する見込計算書における費用の割合が、90% 未満又は110% 超となっているものをみると、表2 のとおり、90% 未満が24、25 両年度0 航路(0%)、26 年度1 航路(2.4%)、110% 超が24 年度16 航路(36.3%)、25 年度6 航路(13.9%)、26 年度10 航路(24.3%)となっていた。

このように、収益においては見込計算書が航路損益計算書よりも少なくなり、費用においては航路損益計算書よりも多くなる傾向が見受けられた。これは、補助事業者の経営改善によって当初の見込計算書よりも実際の航路損益計算書において、収益が増加又は費用が減少した結果である可能性もあるが、一方、補助事業者がより保守的に、収益は少なめ、費用は多めに見込計算書を算定した結果である可能性もある。そして、保守的に見込計算書を算定した結果、航路損益計算書と見込計算書に大幅なかい離が発生している補助事業者については、航路損益計算書と見込計算書のかい離が少ない補助事業者との間で公平性が確保されていないおそれがあると認められる。

表1 航路損益計算書における収益に対する見込計算書における収益の割合 (単位：航路)

区分 年度	航路損益計算書における収益に対する見込計算書における収益の割合			計
	90% 未満	90% 以上 110% 以下	110% 超	
平成 24	13 (29.5%)	26 (59.0%)	5 (11.3%)	44
25	16 (37.2%)	25 (58.1%)	2 (4.6%)	43
26	16 (39.0%)	21 (51.2%)	4 (9.7%)	41

(注) 括弧書きは、各年度の航路数全体に対する割合である。また、表示単位未満を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

表2 航路損益計算書における費用に対する見込計算書における費用の割合 (単位：航路)

区分 年度	航路損益計算書における費用に対する見込計算書における費用の割合			計
	90% 未満	90% 以上 110% 以下	110% 超	
平成 24	0(0.0%)	28(63.6%)	16(36.3%)	44
25	0(0.0%)	37(86.0%)	6(13.9%)	43
26	1(2.4%)	30(73.1%)	10(24.3%)	41

(注) 括弧書きは、各年度の航路数全体に対する割合である。また、表示単位未満を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

(2) 補助事業者における科目別見込額の算定方法等の状況

前記のとおり、科目別見込額の算定方法は、交付要綱等において明示されておらず、また、補助事業者が実際に貴省に提出した見込計算書においても科目別見込額をどのように算定したのかは明示されていなかった。そこで、科目別見込額のうち、いずれの補助事業者においても比較的金額が大きい科目である旅客運賃(収益)と燃料潤滑油費及び船舶修繕費(費用)について、各補助事業者における見込額の算定方法をみたところ、表3のとおり、過去3か年の平均額を基に算定したり、直近の1年間の値を基に算定したり、金額の増減等の推移を基に算定したりするなどして、補助事業者によって算定方法が区々となっていた。

表3 補助事業者における科目別見込額の算定方法 (単位：航路)

算定方法	科目 年度	旅客運賃			燃料潤滑油費			船舶修繕費		
		平成 24	25	26	24	25	26	24	25	26
過去3か年の平均額を 基に算定		16	17	17	13	12	12	14	18	15
直近の1年間の値を基 に算定		11	7	7	6	7	5	8	10	9
過去3か年の金額減少 率等、金額の増減等 の推移を基に算定		8	9	8	11	10	9	8	1	4
就航先の人口減少率 等、金額以外の増減等 の推移を基に算定		3	4	3	6	6	3	3	2	3
その他		6	6	6	8	8	12	11	12	10
計		44	43	41	44	43	41	44	43	41

(注) 複数の離島航路を運営している補助事業者があるため、航路の計は補助事業者の計と一致しない。

しかし、貴省は、補助事業者に対して、科目別見込額の算定方法等を見込計算書において具体的に示させることにしていないため、補助事業者によって算定方法が区々となっていることに合理的な理由があるのか把握できない状況となっていた。さらに、補助事業者の中には、年度によって科目別見込額の算定方法を変更している者も見受けられたが、算定方法を変更した理由等についても具体的に示させることにしていないため、貴省において、補助事業者がどのような理由により算定方法を変更したのか把握できない状況となっていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

沖縄県島尻郡伊是名村は、伊是名・運天航路の平成24年度から26年度までの見込計算書における収益及び費用について、収益を257,089,000円、255,409,000円、253,456,000円、費用を292,063,000円、303,103,000円、325,995,000円と算定して、24年度3,776,486円、25年度2,351,184円、26年度38,380,111円の補助金の交付を受けていた。一方、同村は、24年度から26年度までの航路損益計算書における収益及び費用について、収益を241,363,960円、257,341,057円、288,259,868円、費用を301,040,787円、335,541,562円、329,948,036円と算定していた。

そこで、収益のうち、旅客運賃の見込額についてみると、同村は、24年度110,543,000円、25年度105,603,000円、26年度103,785,000円と算定していたが、旅客運賃の実績額は、24年度103,264,200円、25年度116,108,230円、26年度117,384,240円となっており、24年度から26年度までの実績額に対する見込額の割合は、107.0%、90.9%、88.4%となっていた。

さらに、旅客運賃の見込額の算定方法等についてみたところ、24年度は直近の年度の値を基にして、25年度は旅客数の増減等の推移を基にして、26年度は過去3か年の平均額を基にしてそれぞれ算定しており、各年度において見込額の算定方法を変更していた。しかし、算定方法の変更やその理由が見込計算書に記載されておらず、貴省において、補助事業者がどのような理由により算定方法を変更したのか把握できない状況となっていた。

このように、科目別見込額の算定方法については、補助事業者によって区々となっているが、貴省において、見込計算書により補助事業者の算定方法や算定理由を把握できず、その算定方法に合理的な理由があるか把握できない状況となっていた。

そして、科目別見込額の算定方法が補助金の交付額に影響を与える状況の下で、補助事業者の恣意性を排除できないことは、保守的に科目別見込額を算定している補助事業者とそうでない補助事業者との間で公平性が確保されていないおそれがあると認められる。

(3) 内定時の審査及び補助金の額の確定における審査の状況

貴省は、23年度以降の補助金については、以前と同様に補助金の額の確定に当たって航路損益計算書等に基づく審査を行うほか、新たに、補助事業の実施前にも見込欠損額を基準とした内定時の審査を行っている。

そこで、内定時の審査についてみたところ、具体的な審査方法が定められておらず、その審査過程も書面に残されていないことから、どのような審査を行っているか確認できない状況となっていた。

また、貴省は、補助金の額の確定における審査に当たり、補助事業者が所有する船舶を売却した際に生ずる売却益については、補助金の額の確定時に内定額を減額して交付することとしているが、それ以外は、内定額をそのまま補助金の額として確定している。そして、貴省は、収益の科目においては実績が見込よりも高い場合、また、費用の科目においては実績が見込よりも低い場合は、実績と見込との差額を、補助事業者が経営改善を行っていることにより生じたものとみなして、補助金を減額することなく交付している。

そして、実績額と科目別見込額との差額が生じた理由等についてみたところ、補助金の額の確定における審査に当たり、上記の理由等を補助事業者から報告させていないため補助事業者が経営改善を行っているか確認できない状況となっていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

沖縄県南城市の久高海運合名会社は、久高・安座真航路の平成24年度から26年度までの見込計算書における収益及び費用について、収益を73,732,000円、74,886,000円、78,201,000円、費用を155,754,000円、162,843,000円、145,226,000円と算定して、24年度39,413,490円、25年度47,194,418円、26年度34,802,513円の補助金の交付を受けていた。一方、同会社は、24年度から26年度までの航路損益計算書における収益及び費用について、収益を87,140,466円、89,381,749円、83,765,714円、費用を142,297,873円、157,740,816円、137,004,679円と算定していた。

そこで、収益のうち、旅客運賃の見込額についてみると、同会社は、24年度60,090,000円、25年度61,297,000円、26年度65,312,000円と算定していたが、旅客運賃の実績額は、24年度71,395,450円、25年度76,813,660円、26年度72,775,040円となっており、24年度から26年度までの実績額に対する見込額の割合は、84.1%、79.7%、89.7%となっていた。

さらに、上記の差額が生じた理由についてみたところ、島内における工事により作業員等の旅客数が増加したことなど、補助事業者の経営改善により生じたものであるか不明なものが含まれていたが、差額が生じた理由等を報告することとなっていないため、貴省において各年度に差額が生じた理由等が把握できず、その差額が補助事業者の経営改善により生じているのか確認できない状況となっていた。

（改善を必要とする事態）

貴省において、見込計算書により科目別見込額の算定方法や算定理由が把握できず補助事業者間の公平性が確保されていないおそれがある事態、また、内定時の審査過程が書面に残されていないか、補助事業者が経営改善を行っているか書面で確認できない状況で補助金の額の確定における審査を行っていたりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 補助事業者に対して、見込計算書における科目別見込額の算定方法等を具体的に示していないこと
- イ 内定時の審査における具体的な審査方法が定められていないこと、また、補助金の額の確定における審査に当たり、実績額と科目別見込額の差額が生じた理由等を補助事業者から報告させていないこと

3 本院が表示する意見

離島航路は、関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送する手段として重要な役割を担っており、近年の島民の高齢化、過疎化等により利用者が減少傾向にある中で、離島航路を確保及び維持していくためには、貴省による補助事業の一層の適切な運営が求められている。

については、貴省において、現在の補助金制度の下で、補助金の交付額の算定をより公平に行うとともに、補助事業者の経営改善がより一層促進されるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 補助事業者に対して、見込計算書の提出に当たって科目別見込額の算定方法等を具体的に示すよう周知すること

イ 内定時の審査における科目別見込額の審査方法を具体的に定めるよう検討すること、また、補助金の額の確定における審査に当たり、実績額と科目別見込額の差額が生じた理由等を補助事業者から報告させる方法を具体的に定めるよう検討すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) 既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計上の留意事項等を周知徹底するなどして橋台等の橋座部等における耐力等の設計が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)国土交通本省	(項)道路交通安全対策事業費 (項)社会資本総合整備事業費 等
部 局 等	直轄事業	2 地方整備局	
	補助事業	6 都県	
事業及び交付の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)等		
事業主体	直轄事業	河川国道事務所3	
	補助事業	都、県4、市1	
	計 9事業主体		
既設橋りょうの耐震補強工事の概要	架設当時の基準を適用して設計された橋りょうについて、地震発生時の落橋等の甚大な被害につながる損傷を防止するために、支承を取り替えたり、水平力分担構造等を設置したりする工事		
既設橋りょうの耐震補強工事に係る契約金額	直轄事業	37 工事	73 億 4814 万余円(平成25年度~27年度)
	補助事業	213 工事	166 億 2606 万余円(平成25年度~27年度)
	(国庫補助金等交付額 89 億 8279 万余円)		
上記のうち所要の安全度が確保されていなかった工事費	直轄事業	5 工事	4304 万円
	補助事業	8 工事	2 億 6218 万円
	(国庫補助金等相当額 1 億 2018 万円)		

(前掲429ページの「既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、変位制限構造等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの」、432ページの「既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、水平力分担構造等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの」及び436ページの「既設橋りょうの耐震補強工事の設計が適切でなかったもの」参照)

1 既設橋りょうの耐震補強工事の概要

国土交通省は、道路法(昭和27年法律第180号)等に基づき、国が行う直轄事業又は都道府県及び市区町村が行う国庫補助事業等として、地震による橋脚の倒壊や橋桁の落下等の被害を未然に防止するために、既設橋りょうの耐震補強工事を多数実施している。

耐震補強工事は、架設当時の基準を適用して設計された既設の橋りょうについて、支承を取り替えたり、橋台又は橋脚(以下「橋台等」という。)の橋座部に、橋桁に作用する橋軸方向

及び橋軸直角方向の水平力を分担する構造を設置したり、橋台等と橋桁との間の相対変位が大きくなるように支承部と補完し合って抵抗する変位制限構造を設置したり、橋座部から橋桁が逸脱して落下するのを防止する目的で橋桁の端部から橋座部の縁端までの長さ(以下「桁かかり長」という。)を確保したり、橋桁等の移動量が橋桁の端部から橋座部の縁端までの長さを超えないようにする落橋防止構造(以下、水平力を分担する構造、変位制限構造及び落橋防止構造を合わせて「水平力分担構造等」という。)を設置したりなどするものである。

国道事務所、都道府県、市区町村等(以下、これらを「事業主体」という。)は、耐震補強工事の設計に当たって、設計時点における「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)の下部構造編等に準拠して、橋りょうを構成する主要な部材ごとに耐力の照査等を実施している。そして、耐震補強工事は、既に完成して供用している橋りょうに施工することから、橋台等に橋桁等が設置されていて橋座部が狭あいであったり、橋座部に鉄筋が密に配置されていたりしているといった、橋りょうを新設する場合にはない特有の構造上、施工上の制約等がある。このため、そのままの状態では支承又は水平力分担構造等を設置等することが困難であることなどから、事業主体は、狭あいな橋座部に鉄筋コンクリートを打設して橋台等の橋座部を拡幅したり、支承又は水平力分担構造等を設置等するために橋座部に新たに台座を設置したり、橋座部に支承又は水平力分担構造等を設置等する際に当初設計で想定していた設置位置を変更したりするなどして耐震補強工事を実施している(参考図参照)。したがって、耐震補強工事の設計に当たっては、上記の構造上、施工上の制約等に十分留意して、示方書の下部構造編等に定める所要の安全度の検討や確認を行う必要がある。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、耐震補強工事により新たに設置等された支承又は水平力分担構造等が示方書等に基づき適切に設計され、所要の安全度が確保されているか、特に支承又は水平力分担構造等を設置等する橋台等の橋座部等の耐力等の検討や確認が行われているかなどに着眼して、平成25年度から27年度までの間に、9地方整備局等管内の14国道事務所等、20都道府県及び47市区町村、計81事業主体が実施している耐震補強工事計250工事(直轄事業37工事(契約金額計73億4814万余円)、国庫補助事業等213工事(契約金額計166億2606万余円、国庫補助金等交付額計89億8279万余円))を対象として、上記の事業主体において、設計図面、設計計算書等の書類や現地を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 9地方整備局等 関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注2) 14国道事務所等 宇都宮、岐阜、滋賀、広島、南部各国道事務所、金沢、福山、香川、松山、大分、延岡各河川国道事務所、多治見砂防国道事務所、留萌、網走両開発建設部

(注3) 20都道府県 東京都、北海道、秋田、山形、群馬、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、三重、兵庫、奈良、島根、山口、高知、佐賀、熊本、大分、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

示方書の下部構造編等によれば、水平力分担構造等を設置する橋台等の橋座部や台座については、地震発生時に作用する水平力に対して損傷しないように十分な耐力を有するとともに、地震発生時に作用する水平力等によりコンクリートにひび割れなどの損傷が生じないように、橋座部に埋め込まれたアンカーバー等と橋座部の縁端との距離(以下「縁端距離」という。)を所定の計算式により算出した長さ以上確保することとされている。また、台座における鉄筋コンクリートについては、鉄筋端部を鉄筋とコンクリートとの付着により定着させる場合には、鉄筋の定着に必要な付着の長さ(以下「定着長」という。)を所定の計算式により算出した長さ以上確保することとされている。さらに、示方書の耐震設計編によれば、桁かかり長については、所定の計算式により算出した長さ以上確保することなどとされている。

しかし、9事業主体が実施した既設の14橋りょうの耐震補強工事において、表1のとおり、橋台等の橋座部等が所要の耐力を有していなかったり、必要とされる縁端距離が確保されていなかったり、台座に配置する鉄筋の定着長が不足していたり、必要とされる桁かかり長が確保されていなかったりなどとしていて、設置等した支承、橋座部、水平力分担構造等(直轄事業5工事(工事費相当額計4304万余円)、国庫補助事業等8工事(工事費相当額計2億6218万余円、国庫補助金等相当額計1億2018万余円))の所要の安全度が確保されていない状態となっていた。

(注4) 9事業主体 金沢、大分、延岡各河川国道事務所、東京都、群馬、山梨、佐賀、大分各県、高知市

表1 耐震補強工事の設計が適切でなく、所要の安全度が確保されていなかった橋りょうの態様別一覧

事業主体	橋りょう名	態様			
		橋座部等が所要の耐力を有していなかったもの	縁端距離が確保されていなかったもの	鉄筋の定着長が不足していたもの	桁かかり長が確保されていなかったなどのもの
金沢河川国道事務所	津幡大橋				○
大分河川国道事務所	杉河内橋	○	○		
	檜原橋		○		
	湯山橋	○	○		
延岡河川国道事務所	桑之内橋	○			
	大峡橋	○			
群馬県	新大橋				○
東京都	南海橋	○	○		
	勝平橋		○	○	
	都大橋	○	○		
山梨県	亀甲橋		○		
佐賀県	上新田橋			○	○
大分県	木ノ下橋	○		○	
高知市	1号橋	○			
3河川国道事務所 1都4県1市	14橋りょう	8	7	3	3

(注) 事態の態様に該当するものを「○」、該当しないものを「空欄」としている。

上記の14橋りょうについて、事業主体は、設計を設計コンサルタントに委託していたが、設計コンサルタントから提出を受けた成果品において、設計に誤りがあるなどしていたのに、これに対する検収を十分行わないまま工事を実施するなどしていた。

すなわち、既設橋りょうには特有の構造上の制約があることから、事業主体は、既設橋りょうの橋台等の橋座部に新たに支承又は水平力分担構造等を設置等する場合は、水平力分担構造等から伝達される水平力に対して橋座部等の耐力を十分に有しているかなどについて、示方書の下部構造編等に定める設計上の留意事項等の検討や確認を行うなどの必要があった。しかし、表2のとおり、橋座部等の耐力等における所要の安全度の検討や確認を行っていなかったものが計9橋りょう、検討や確認が十分でなかったものが計5橋りょうで見受けられた。

また、既設橋りょうの橋台等の橋座部は、鉄筋が密に配置されている箇所であることから、工事発注後、アンカーバー等の設置予定位置の下部に鉄筋が配置されていることなどが判明して、アンカーバー等の設置位置を変更していたものが計6橋りょうで見受けられた。そして、前記のとおり、既設橋りょうには特有の施工上の制約があることから、当初の設計を変更するなどした際には、変更後の設置位置に基づき改めて橋座部等の耐力や縁端距離等の安全度を確認する必要があるにもかかわらず、表2のとおり、橋座部等の耐力等の安全度を確認していなかったものが、6橋りょうの全てにおいて見受けられた。

表2 所要の安全度の検討や確認を行っていなかったなどの橋りょうの態様別一覧

事業主体	橋りょう名	態様		
		示方書等に定める安全度の検討や確認を行っていなかったもの	示方書等に定める安全度の検討や確認が十分でなかったもの	当初の設計を変更するなどした際に、その安全度を確認していなかったもの
金沢河川国道事務所	津幡大橋		○	
大分河川国道事務所	杉河内橋	○		○
	檜原橋	○		○
	湯山橋	○		
延岡河川国道事務所	桑之内橋		○	
	大峡橋		○	
群馬県	新大橋		○	
東京都	南海橋	○		
	勝平橋	○		○
	都大橋	○		○
山梨県	亀甲橋	○		○
佐賀県	上新田橋	○		○
大分県	木ノ下橋	○		
高知市	1号橋		○	
3河川国道事務所 1都4県1市	14橋りょう	9	5	6

(注) 事態の態様に該当するものを「○」、該当しないものを「空欄」としている。

上記のように、耐震補強工事において、新たに支承又は水平力分担構造等を設置等する場合に橋台等の橋座部等の耐力等の検討や確認を行ったり、アンカーバー等の設置位置の変更後改めて橋座部等における耐力等の検討や確認を行ったりすることが重要であるにもかかわらず、これらに対する検討や確認を行っていなかったり、検討や確認が十分でなかったりしていたことは適切ではなく、改善の必要があると認められた。

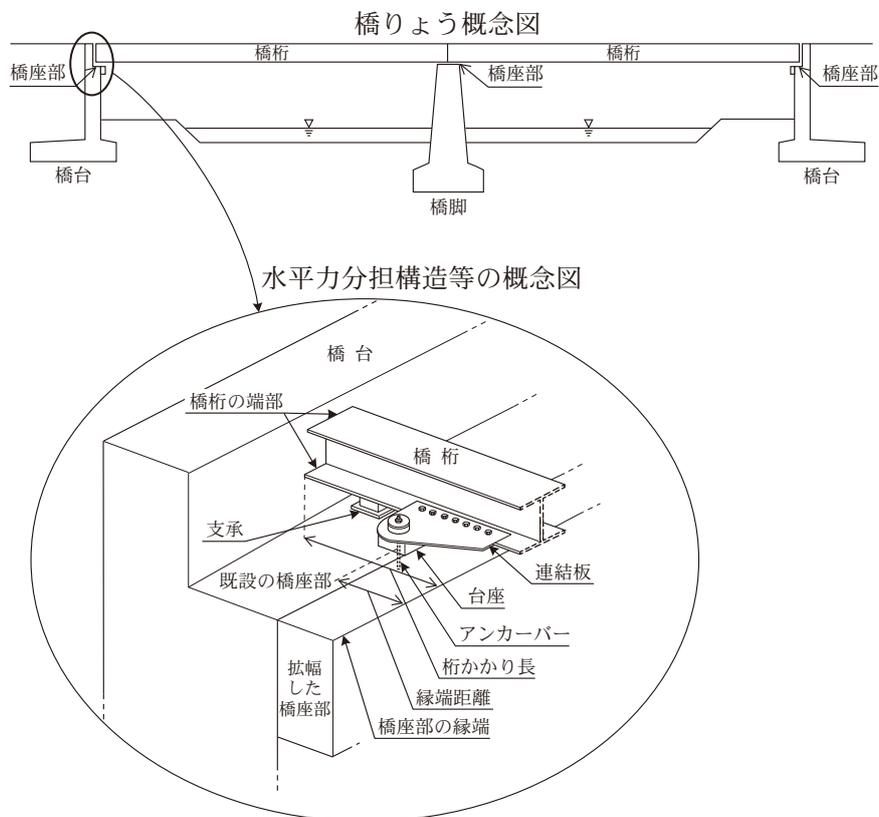
(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、示方書等の理解が十分でなかったり、設計業務委託の成果品に対する検収が十分行われなかったりしていたことにもよるが、国土交通省において、事業主体に対して、既設橋りょうの橋台等の橋座部等における耐力等の設計についての指導等が十分でなかったこと、新設橋りょうと異なり、構造上、施工上の制約等のある既設橋りょうに新たに支承又は水平力分担構造等を設置等した場合に橋座部等における耐力等の検討や確認を行ったり、アンカーバー等の設置位置の変更後改めて橋座部等における耐力等の検討や確認を行ったりするための設計上の留意事項等の周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の措置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、28年9月に地方整備局等に対して通知を発して、既設橋りょうの橋台等の橋座部等における耐力等の設計が適切に行われるよう留意事項等を周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて都道府県等に対しても同様に助言する処置を講じた。

(参 考 図)



(2) 橋りょう等の補強等工事の実施に当たり、炭素繊維シートの種類等を適切に組み合わせることにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)道路交通安全対策事業費 (項)社会資本総合整備事業費 等
	東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興事業費
部 局 等	直轄事業 6 地方整備局 補助事業 9 都県
事業及び補助の根拠	道路法(昭和27年法律第180号)等
事業主体	直轄事業 9 国道事務所等 補助事業 都、県6、市2、村2 計 20 事業主体
炭素繊維シート工法の概要	鉄筋コンクリート製の橋りょう等に対する補強等工法として、炭素繊維シートを用いて床版、橋脚等と接着して一体化することにより、必要とされる強度を確保するなどの工法
契 約 額	直轄事業 40 工事 64 億 0536 万余円(平成26、27両年度) 補助事業 193 工事 144 億 1998 万余円(平成26、27両年度) (国庫補助金等交付額 79 億 6323 万余円)
シート接着工費の積算額	直轄事業 40 工事 4 億 7172 万余円(平成26、27両年度) 補助事業 193 工事 12 億 7668 万余円(平成26、27両年度) (国庫補助金等相当額 7 億 9607 万余円)
シートの種類等の組合せが経済的なものとなっていなかったシート接着工費の積算額	直轄事業 14 工事 1 億 6579 万余円(平成26、27両年度) 補助事業 21 工事 1 億 1293 万余円(平成26、27両年度) (国庫補助金等相当額 6034 万余円)
低減できた積算額	直轄事業 5050 万円(平成26、27両年度) 補助事業 2240 万円(平成26、27両年度) (国庫補助金等相当額 1296 万円)

1 炭素繊維シートによる補強等工事の概要

国土交通省は、道路法(昭和27年法律第180号)等に基づいて、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業として、橋りょう、トンネル等(以下「橋りょう等」という。)の構造物の補強又は補修(以下「補強等」という。)工事を多数実施している。そして、鉄筋コンクリート製の橋りょう等に対する補強等の工法として、炭素含有率90%以上の繊維状の結晶体をシート状にした炭素繊維シート(以下「シート」という。)を橋りょう等の床版、橋脚等と接着して一体化することにより、必要とされる強度を確保するなどの工法(以下「シート工法」という。)が数多く採用されている(以下、シート工法によりシートを橋りょう等に接着する工事を「シート接着工」という。)

シートは、性能により高弾性シート、中弾性シート及び高強度シートの各種類に分類され、シートの種類とシート1㎡当たりの炭素繊維の重量(以下「目付量」という。)^(注1)とを組み合わせた複数のシートが製品化されている。そして、シートの1㎡当たりの単価は、一般的に、目付量が同一であれば、高価なものから高弾性シート、中弾性シート、高強度シートの順となっており、また、シートの種類が同一であれば、目付量の多い方が高価となっている。

国道事務所等及び地方公共団体(以下「事業主体」という。)は、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編)等にシートの選定基準が明示されていないことなどから、鉄筋コンクリート床版におけるシート接着工の設計については、「炭素繊維シート接着工法による道路橋コンクリート部材の補修・補強に関する設計・施工指針(案)」(平成11年12月建設省土木研究所。以下「指針」という。)等を参考にするなどしており、また、鉄筋コンクリート橋脚におけるシート接着工の設計については「既設橋梁^{りょう}の耐震補強工法事例集」(平成17年4月財団法人海洋架橋・橋梁調査会。以下「事例集」という。)等を参考にするなどしている。

そして、指針及び事例集(以下「指針等」という。)によれば、シートの種類、目付量及び接着層数(以下、これらを合わせて「シートの種類等」という。)については、鉄筋コンクリート床版では、目付量300g/㎡の高強度シートを主鉄筋方向及び配力筋方向にそれぞれ2層、計4層接着することを標準補強量としてよいとされていたり、鉄筋コンクリート橋脚のく体を巻き立てる場合のシートは目付量200g/㎡又は300g/㎡の高強度シートを用いることを標準として、必要とされる接着層数を決定することとされていたりしている。

(注1) 高弾性シート、中弾性シート及び高強度シート 「高弾性シート」とは、大きなひずみの発生が許されないような箇所で、より大きな荷重をシート側に分担させるために用いられる、特に高い剛性を有するシートをいい、「高強度シート」とは、剛性は高くないが、主材料である炭素繊維の持つ高強度の特性を生かした、橋りょうの補強等に幅広く用いられる高い引張強度を有するシートをいい、「中弾性シート」とは高弾性シートと高強度シートの中間の特性をもったシートをいう。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、シート接着工におけるシートの種類等の組合せは必要とされる強度に対して適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。そして、10 地方整備局^(注2)等管内の17 国道事務所等^(注3)、20 都道府県及び44 市町村の計81 事業主体が平成26、27 両年度に実施したシート工法による補強等工事計233 件(直轄事業40 工事(契約金額計64 億0536 万余円、シート接着工費の積算額計4 億7172 万余円)、国庫補助事業等193 工事(契約金額計144 億1998 万余円、国庫補助金等交付額79 億6323 万余円、シート接着工費の積算額計12 億7668 万余円、国庫補助金等相当額7 億9607 万余円))を対象として、国道事務所等において、設計図面、設計計算書等の書類を確認するなどして、会計実地検査を行った。

(注2) 10 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注3) 17 国道事務所等 岐阜、滋賀、南部各国道事務所、山形、常陸、羽越、富山、福井、福山、浜田、倉吉、松山、大分、佐伯、延岡各河川国道事務所、多治見砂防国道事務所、網走開発建設部

(注4) 20 都道県 東京都、北海道、秋田、群馬、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、三重、滋賀、奈良、兵庫、島根、山口、高知、佐賀、大分、宮崎、沖縄各県

(注5) 44 市町村 千歳、秋田、能代、北秋田、山形、伊勢崎、安中、武蔵村山、新潟、十日町、村上、佐渡、富山、多治見、瑞浪、飛騨、津、亀山、大津、橿原、神戸、高砂、加東、出雲、益田、宿毛、鳥栖、武雄、別府、中津、佐伯、白杵、由布各市、岩内郡岩内、甘楽郡下仁田、加茂郡川辺、犬上郡多賀、生駒郡平群、吾川郡いの、児湯郡都農各町、利根郡片品、大野郡白川、球磨郡球磨、東国東郡姫島各村

(検査の結果)

(注6)
 検査したところ、上記 233 工事のうち、13 事業主体が実施した 21 工事におけるシート接着工の設計(シート接着工費の積算額計 2 億 0395 万余円(直轄事業 10 工事計 1 億 4165 万余円、補助事業 11 工事計 6229 万余円(国庫補助金等相当額計 3375 万余円)))において、事業主体は、必要とされる強度を確保しているものの、鉄筋コンクリート床版に目付量 300 g/m²の高強度シートを主鉄筋方向及び配力筋方向にそれぞれ 2 層、計 4 層接着することとしたり、鉄筋コンクリート橋脚に目付量 200 g/m²又は 300 g/m²の高強度シートを用いることとしたりなど指針等において標準補強量等とされているシートの種類等を選定していた。

(注7)
 また、10 事業主体が実施した 14 工事におけるシート接着工の設計(シート接着工費の積算額計 7477 万余円(直轄事業 4 工事計 2413 万余円、補助事業 10 工事計 5064 万余円(国庫補助金等相当額計 2659 万余円)))において、事業主体は、必要とされる強度を確保しているものの、シートの特性を考慮しないまま高弾性シート等の高価なシートの種類を選定したり、シートの種類は適切であっても過大な目付量のシートを選定したりなどしていた。

しかし、近年は、様々なシートが製品化され、高強度シートについては積算参考資料に目付量 200 g/m²(28 年 3 月時点における積算参考資料の掲載単価 4,130 円/m²)及び 300 g/m²(同 6,190 円/m²)以外に、400 g/m²(同 7,350 円/m²)、450 g/m²(同 7,725 円/m²)及び 600 g/m²(同 9,975 円/m²)といった目付量の多い製品も掲載され、使用実績も多数に上っている。そして、鉄筋コンクリート製の床版、橋脚等の補強工事において不足することとなる鉄筋量を補うなどのために必要とされるシートの断面積は、シートの種類が同じであれば目付量にほぼ比例するものであることから、事業主体は、シート接着工の設計に当たり、指針等において標準補強量等とされているシートの種類等を画一的に選定することなく、より目付量の多いシートを選定して接着層数を少なくして、より経済的な設計とすることが可能であったと認められた。

また、前記のとおり、シートの種類と目付量とを組み合わせた複数の種類のシートが製品化されていることから、鉄筋コンクリート製の床版、橋脚等の補強工事において、事業主体は、シート接着工の設計に当たり、高い引張強度を有する高強度シートを優先的に用いるなど、シートの特性を考慮した上で適切なシートの種類や目付量を選定すべきであったと認められた。

(注6) 13 事業主体 山形、常陸、福山、大分、延岡各河川国道事務所、東京都、群馬、新潟、富山、宮崎各県、秋田、新潟両市、東国東郡姫島村

(注7) 10 事業主体 羽越、富山、倉吉各河川国道事務所、多治見砂防国道事務所、新潟、島根、大分、宮崎各県、秋田市、球磨郡球磨村

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

富山県は、平成26年度に実施した鉄筋コンクリート橋脚の補強工事におけるシート接着工の設計に当たり、事例集において標準的であるとされているシートの種類及び目付量に基づくなどして目付量200g/m²の高強度シート(1m²当たり材工単価8,469円/m²)を鉛直方向に2層及び水平方向に1層、計3層接着することとしていた。

しかし、鉛直方向のシートについては、目付量400g/m²の高強度シート(同13,117円/m²)を1層接着することとしても同等の強度が確保されることとなり、シートの単価は高価となるものの、シートの接着層数が減少することにより材料費及び労務費が低減されることなどから、より経済的な設計とすることが可能であった。

このように、事業主体において、シート接着工の設計に当たり、指針等において標準補強量等とされているシートの種類等を画一的に用いてシートを選定していたなどのため、経済的なシートの種類等の組合せとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できたシート接着工費の積算額)

前記の21工事及び14工事の計35工事におけるシート接着工の設計(シート接着工費の積算額計2億7873万余円(直轄事業14工事計1億6579万余円、補助事業21工事計1億1293万余円(国庫補助金等相当額計6034万余円)))について、必要とされる強度を確保した上で、シートの種類や目付量を適切に選定するなどして、シートの種類等を適切に組み合わせで修正設計すると、シート接着工費の積算額は計2億0567万余円(直轄事業計1億1520万余円、補助事業計9046万余円(国庫補助金等相当額計4738万余円))となり、上記シート接着工費の積算額を直轄事業で約5050万円、補助事業で約2240万円(国庫補助金等相当額計1296万余円)それぞれ低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、シート接着工の設計に当たり、シートの種類等をより経済的に組み合わせることなどの必要性に対する認識が欠けていたことにもよるが、国土交通省において、事業主体に対し、必要とされる強度を確保した上で、シートの種類等をより経済的に組み合わせることなどについての指導及び周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、28年9月に地方整備局等に対して通知を発して、シート接着工の設計に当たっては、必要とされる強度を確保した上で、シートの種類等の特性等を十分踏まえて、シートの種類等の組合せをより経済的なものとするよう検討すること、検討に当たり指針等を参考とする場合には、これらを画一的に用いることのないように留意することについて周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて都道府県等に対しても同様に助言する処置を講じた。

- (3) 簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式により建設コンサルタント業務等を発注しようとする場合の手続開始の公示に当たり、継続する必要性が乏しくなった日刊業界紙への参考掲載を行わずに、ホームページ等による公示のみを行うこととするなどして、新聞参考掲載業務の発注を行わないよう改善させたもの

会計名	一般会計(支出委任分を含む。)、財政投融资特別会計(支出委任)、労働保険特別会計(支出委任)、特許特別会計(支出委任)、自動車安全特別会計、東日本大震災復興特別会計(支出委任)
部局等	99 地方整備局等
新聞参考掲載業務の概要	簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式により建設コンサルタント業務等を発注しようとする場合に、その業務の名称や担当部局等を日刊業界紙に参考掲載するもの
契約の相手方	株式会社日刊建設工業新聞社、株式会社日刊建設通信新聞社、株式会社日刊建設産業新聞社
契約	平成 26 年 4 月～27 年 3 月、27 年 4 月 随意契約(単価契約)
日刊業界紙への参考掲載件数及び支払額	44,678 件 7 億 2378 万余円(平成 26、27 両年度)
必要性が乏しかった日刊業界紙への参考掲載件数及び支払額	44,678 件 7 億 2378 万円(平成 26、27 両年度)

1 制度の概要

(1) 建設コンサルタント業務等の発注手続の概要

国土交通省の大臣官房官庁営繕部、国土地理院、国土技術政策総合研究所、地方整備局及び北海道開発局(管内の事務所、開発建設部等を含む。以下、これらを総称して「地方整備局等」という。)は、同省が所掌する土木事業及び建築事業に係る調査、設計等の建設コンサルタント業務等を毎年度多数発注している。

そして、地方整備局等が発注する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格が「政府調達に関する協定」(平成 7 年条約第 23 号)等で定められた基準額(平成 26、27 両年度における邦貨換算額は 6000 万円)未満のものなどを発注しようとする場合の手続は、国土交通本省(以下「本省」という。)等が発出した「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」(平成 8 年建設省厚契発第 38 号等)、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成 8 年建設省厚契発第 39 号等)等の通達(以下、これらを総称して「簡易公募型プロポーザル通達等」という。)によることとなっている。

(2) 新聞参考掲載業務の概要

簡易公募型プロポーザル通達等によれば、地方整備局等は、簡易公募型プロポーザル方式^(注1)及び簡易公募型競争入札方式^(注2)により建設コンサルタント業務等を発注しようとする場合には、建設コンサルタント等から、参加表明書の提出を求めることとされている。そして、参加表明書の提出を求める場合には、発注しようとする業務の内容や書類の受領期限

等の必要事項を公示(以下「**手続開始の公示**」という。)することとされており、簡易公募型プロポーザル方式の場合は11事項を、簡易公募型競争入札方式の場合は14事項を庁舎の玄関等に設けられた掲示板等への掲示及びホームページへの掲載により公示(以下、両者を合わせて「**ホームページ等による公示**」という。)することとされている。

また、簡易公募型プロポーザル通達等によれば、地方整備局等は、当分の間、ホームページ等による公示に併せて、日刊建設工業新聞、建設通信新聞及び日刊建設産業新聞の日刊業界紙のうち、当該地方整備局等の管内において発行されている全てのものに、上記の11事項又は14事項のうちの4事項(①業務名、業務内容及び履行期限、②担当部局、③説明書の交付期間、場所及び方法、④参加表明書の受領期限)を参考掲載(以下「**日刊業界紙への参考掲載**」という。)することとされている。そのため、地方整備局等は、上記の日刊業界紙を発行する株式会社日刊建設工業新聞社、株式会社日刊建設通信新聞社及び株式会社日刊建設産業新聞社のうち当該地方整備局等の管内において日刊業界紙を発行している全ての会社に、毎年度、上記の4事項を日刊業界紙に参考掲載する業務(以下「**新聞参考掲載業務**」という。)を随意契約により発注している。

新聞参考掲載業務に係る契約は単価契約となっており、26年度以降の日刊業界紙への参考掲載に要する額は1件当たり16,200円となっている。そして、26、27両年度の契約に基づき日刊業界紙への参考掲載を行った件数及びその支払額は、計44,678件及び計7億2,378万余円となっている。

(注1) 簡易公募型プロポーザル方式 建設コンサルタント業務等の内容が技術的に高度であるなどの場合に、建設コンサルタント等の参加を公示により募り、提出を受けた参加表明書及び技術提案書を審査して技術的に最適な者を特定する方式を公募型プロポーザル方式という。そして、公募をより簡易な手続により実施する方式を簡易公募型プロポーザル方式という。

(注2) 簡易公募型競争入札方式 建設コンサルタント業務等を発注しようとする場合に、建設コンサルタント等の参加を公示により募り、提出を受けた参加表明書を審査して入札参加者を選定する方式を公募型競争入札方式という。そして、公募をより簡易な手続により実施する方式を簡易公募型競争入札方式という。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、簡易公募型プロポーザル通達等によれば、日刊業界紙への参考掲載を行うのは当分の間とされていて、その具体的な期間は明示されていないため、地方整備局等は、今後も新聞参考掲載業務を継続していくものと見込まれる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、ホームページ等による公示に併せて地方整備局等が引き続き日刊業界紙への参考掲載を行う必要があるかどうかに着眼して検査した。

検査に当たっては、26、27両年度中に新聞参考掲載業務を発注している99地方整備局等(注3)における前記の3新聞社への支払額計7億2,378万余円を対象として、本省及び6地方整備局(注4)において、契約書、仕様書等の書類により会計実地検査を行うとともに、本省から残りの93地方整備局等に係る関係書類の提出を受けるなどの方法により検査した。

(注3) 99地方整備局等 国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土地理院、国土技術政策総合研究所、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、常陸、高

崎、甲府、福井、福知山、姫路、豊岡、和歌山、紀南、徳島、香川、松山、大洲、高知、中村各河川国道事務所、利根川上流、利根川下流、霞ヶ浦、江戸川、渡良瀬川、下館、荒川上流、荒川下流、京浜、琵琶湖、淀川、猪名川、大和川、木津川上流、那賀川各河川事務所、利根川水系、日光、富士川、六甲、紀伊山地、四国山地各砂防事務所、八ツ場、足羽川、大戸川、山鳥坂各ダム工事事務所、中筋川総合開発工事事務所、霞ヶ浦導水工事事務所、東京、相武、首都、川崎、横浜、大宮、北首都、千葉、常総、宇都宮、長野、滋賀、京都、大阪、浪速、兵庫、奈良、土佐各国道事務所、国営常陸海浜、国営昭和記念、国営アルプスあづみの、国営明石海峡、国営飛鳥歴史各公園事務所、宇都宮、東京第一、東京第二、横浜各営繕事務所、関東、近畿、四国各技術事務所、東京外かく環状国道調査事務所、利根川、鬼怒川、九頭竜川、淀川、紀の川、吉野川各ダム統合管理事務所、相模川水系広域ダム管理事務所、二瀬、野村、大渡各ダム管理所、品木ダム水質管理所、札幌、旭川、室蘭、留萌各開発建設部

(注4) 6 地方整備局 東北、関東、北陸、中部、中国、四国各地方整備局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

地方整備局等は、20年1月に簡易公募型プロポーザル通達等が改正される前の同月23日以前においては、管内で発行される全ての日刊業界紙に前記の11事項又は14事項を掲載して公示する方法のみにより手続開始の公示を行うこととされていた。そして、当該改正の際に発出された通達によれば、最近におけるインターネットの普及によりホームページへのアクセス環境が大幅に改善されたことを理由として、同月24日以降は、当分の間、ホームページ等による公示に併せて日刊業界紙への参考掲載を行うこととされていた。

しかし、15年4月以降に同省が発注する建設コンサルタント業務等は電子入札によることが基本となっていて、建設コンサルタント等がこれらを受注するには、インターネットを利用できることが前提になっているとともに、上記の改正に係る通達が発出された20年以降、インターネットの普及はより一層進み、ホームページへのアクセス環境は更に改善している状況となっていた。

したがって、ホームページ等による公示のみにより手続開始の公示を行うことについて適切に建設コンサルタント等に周知すれば、地方整備局等が多額の費用を支払ってまで日刊業界紙への参考掲載を継続する必要性は乏しいと認められた。

このように、本省等が発出した簡易公募型プロポーザル通達等において、地方整備局等が手続開始の公示を行うに当たり、ホームページ等による公示に併せて日刊業界紙への参考掲載を行うこととしていることにより、地方整備局等が新聞参考掲載業務を発注して、26、27両年度で計7億2378万余円(日刊業界紙への参考掲載件数は44,678件)支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、20年1月24日以降の簡易公募型プロポーザル通達等において、日刊業界紙への参考掲載を行うのは当分の間とされ、その後相応の期間が経過しているのに、本省等において、日刊業界紙への参考掲載を取りやめることについて具体的に検討していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本省等は、28年7月に簡易公募型プロポーザル通達等を改正して29年4月以降はホームページ等による公示のみにより手続開始の公示を行うこととするとともに、地方整備局等に事務連絡を发出して建設コンサルタント等にも周知徹底を図ることとした上で、29年4月以降は新聞参考掲載業務の発注を行わないこととする処置を講じた。

- (4) 官庁営繕事業について、既契約工事の施工に関連性のない工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加してはならないことを明確かつ具体的に示すとともに、入札不成立となった営繕工事を会計法令に従い適切に発注するための方策を地方整備局等に具体的に示すことにより、営繕工事の発注を適切に行うよう改善させたもの

会計名	一般会計(支出委任分を含む。)、労働保険特別会計(支出委任)、東日本大震災復興特別会計(支出委任)	
部局等	6 地方整備局等	
営繕工事の概要	官公庁施設の整備及び委託に基づく建築物の営繕に関する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うもの	
検査の対象とした営繕工事請負契約の件数及び当該契約に係る変更額	536 契約	258 億 0889 万余円(平成 21 年度～26 年度)
上記のうち既契約工事の施工に関連性のない工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加していた契約の件数及び当該契約に係る変更額	10 契約	2 億 4958 万円(平成 25、26 両年度)

1 制度の概要

(1) 官庁営繕事業の概要

国土交通省は、官公庁施設の建設等に関する法律(昭和 26 年法律第 181 号)等に基づき、国の機関がその事務を処理するために使用する庁舎等の建築、修繕、模様替等を行う官庁営繕事業を本省において実施するとともに、地方整備局及び北海道開発局(以下、両者を合わせて「地方整備局等」という。)にその一部を分掌させて実施している。

そして、本省及び地方整備局等は、官庁営繕事業の一環として、合同庁舎や国土交通大臣の所管に属する庁舎等の営繕工事を行うほか、各省各庁の長からの委任を受けて、各省各庁の長の所管に属する庁舎等の営繕工事を行うために、毎年度多数の営繕工事請負契約を締結している。

(2) 営繕工事における追加工事の発注

営繕工事においては、その性質上不確定な条件を前提に設計図書を作成せざるを得ない

という制約がある。そのため、既に契約を締結した工事(以下「既契約工事」という。)について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより、既契約工事を完成させるために施工しなければならなくなった追加の工事(以下「追加工事」という。)の発注が必要となる場合が多く見受けられる。

このような場合、契約担当官等は、一般に、営繕工事請負契約に係る契約条項に基づき既契約工事の請負人と協議(以下「変更協議」という。)を行い、既契約工事に追加工事を追加する設計変更を行うとともに、必要に応じて工事費を増額する契約変更を行うなどして、当該請負人に追加工事を発注することになる。

(3) 国の契約方式等

国の機関が工事を発注するに当たっては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等の会計法令に基づき行うこととなっている。会計法令によれば、国の契約方式としては、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の三方式があり、このうち、機会の均等、公正性の保持及び予算の効率的使用の面から一般競争契約が原則とされている。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等においては随意契約によるものとされており、また、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき(以下、両者の場合を合わせて「入札不成立」という。)は随意契約によることができるとされている。

そして、一般に、国の契約における契約内容の変更は、契約の同一性を失わない範囲で行うものとされており、また、契約の同一性を失わない範囲であるかどうかについては、個別の契約の内容に照らして判断することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本省及び地方整備局等は、毎年度多数の営繕工事を実施しており、前記のとおり、追加工事の発注が必要となる場合が多く見受けられ、その結果、設計変更及び契約変更を行う機会も多くなっている。

そこで、本院は、合規性等の観点から、営繕工事における設計変更及び契約変更は個別の契約の内容に照らして適切な判断の下に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成25、26両年度又はいずれかの年度に契約期間がかかる営繕工事請負契約のうち、当初契約額が2000万円以上であり、かつ、当該年度中に契約額の増額を伴う契約変更を1回以上行っている536件の契約に係る変更額計258億0889万余円を対象として、本省及び9地方整備局等^(注1)において、契約書、設計図書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注1) 9地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記536件の契約に係る設計変更及び契約変更の内容をみたところ、6地方整備局等^(注2)における計10件の契約(以下「10契約」という。)に係る設計変更及び契約変更(変更額計2億4958万余円)については、既契約工事の施工現場とは異なる敷地にある別の庁舎等に関する工事

(以下「別工事」という。)を既契約工事に事後的に追加したものとなっていた。

そして、6 地方整備局等がこのような設計変更及び契約変更を行った経緯について確認したところ、10 契約とも次のとおりとなっていた。

- ① 10 契約における別工事は、当初、単独又は他の工事と組み合わせるなどして複数回にわたり競争入札に付していたが、いずれも入札不成立となっていた。
- ② ①の入札不成立となった別工事を発注するために、その施工現場周辺で6 地方整備局等の営繕部発注の既契約工事を受注していた請負人1 者から3 者に対して、既契約工事に別工事を追加して受注できるかどうか問い合わせていた。
- ③ ②で受注可能と回答した請負人との間で変更協議を行い、既契約工事に別工事を追加する設計変更及び別工事に要する工事費を増額する契約変更を行っていた。

しかし、10 契約における既契約工事と別工事は、いずれも施工現場が1 km程度から73km程度離れており、さらに、当該別工事は、追加工事のように既契約工事を完成させるために必要となる工事ではなく、既契約工事の施工に関連性のない工事となっていた。このため、10 契約における設計変更及び契約変更は、個別の契約の内容に照らして、契約の同一性を失わない範囲での変更とは認められないものであった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東北地方整備局は、農林水産省からの委任を受けて、平成25、26 両年度にわたり、山形県村山市に所在する庁舎の取壊工事について競争入札を計3 回実施したが、いずれも入札不成立となっていた。

このため、同局は、営繕部発注の既契約工事のうち、法務省からの委任を受けて、上記取壊工事の施工現場から26km程度離れた敷地で施工中であった同県山形市の新築庁舎に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事それぞれの請負人に対し、上記の取壊工事を追加して受注できるかどうか問い合わせていた。

そして、機械設備工事の請負人から受注可能との回答があったため、同局は、当該請負人と変更協議を行い、26 年度中に当該機械設備工事に前記の取壊工事を追加する設計変更及び工事費を2710 万余円増額する契約変更を行っていた。

また、本省は、官庁営繕事業における入札不成立対策として、競争入札への参加要件等を緩和することとしたり、工事書類を簡素化することとしたりするなど様々な対策を地方整備局等に示しているが、前記のように既契約工事の施工に関連性のない工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加することについての考え方は特に示していなかった。

このように、6 地方整備局等において、既契約工事の施工に関連性のない工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 6 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、九州各地方整備局、北海道開発局

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、本省において、既契約工事の施工に関連性のない工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加してはならないことを明確かつ具体的に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本省は、28年9月に地方整備局等に対して通達を発して、既契約工事の施工に関連性のない工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加してはならないことを明確かつ具体的に示すとともに、入札不成立となった営繕工事を会計法令に従い適切に発注するための方策を具体的に示すことにより、営繕工事の発注を適切に行うための処置を講じた。

- (5) 道路の復旧を伴う下水道の^{かんきょ}函渠埋設工事の実施に当たり、開削前舗装厚等が確保されない設計を行う場合において、路面の機能を損なわないようにするための措置に関して道路管理者と協議を十分に実施することなどにより、道路の安全かつ円滑な交通が確保されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興推進費	
部 局 等	21 道府県	
補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)	
補助事業者 (事業主体)	市39、町6、計45事業主体	
函渠埋設工事の概要	道路を開削して ^{かんきょ} 函渠を埋設し、その埋戻し、舗装の復旧等を行う工事	
函渠埋設工事に 係る工事件数及 び工事費	645件	534億4517万余円(平成25年度から27年度までの間にしゅん功したもの)
上記に係る交付 金交付額	245億4955万余円	
函渠埋設工事の うち安全かつ円 滑な交通が確保 されていないな どのおそれがあ る工事件数及び これに係る工事 費相当額	82件	15億3064万円(平成25年度から27年度までの間にしゅん功したもの)
上記に係る交付 金相当額	7億0945万円	

1 工事の概要

(1) 函渠埋設工事の概要

国土交通省は、下水道法(昭和33年法律第79号)等に基づき、下水道事業を行う地方公共団体等(以下「事業主体」という。)に対して、毎年度、多額の社会資本整備総合交付金等を交付している。そして、事業主体は、雨水を排除するための雨水管等の整備として、道路を開削して^{かんきょ}函渠を埋設し、その埋戻し、舗装の復旧等を行う工事(以下「函渠埋設工事」という。)を多数実施している。

函渠埋設工事を行う場合は、道路法(昭和27年法律第180号)等によれば、道路占用の許可(以下「占用許可」という。)を道路管理者から受ける必要があるとされ、占用許可の申請

に当たっては、下水道管等の道路の占用場所、下水道管等の構造、道路の復旧方法等を記載した申請書(以下「占用許可申請書」という。)を提出しなければならないとされている。

また、必要によりこれを補足するための位置図、施設の構造図等の添付書類を道路管理者に提出することとされている。

(2) 函渠の勾配、埋設位置及び埋設深さの設計

事業主体は、函渠埋設工事の設計を「下水道施設計画・設計指針と解説」(社団法人日本下水道協会編。以下「設計指針」という。)等に基づき実施している。

設計指針によれば、函渠の埋設に当たっては、適切な流速を確保するために必要な勾配としなければならないとされ、函渠を埋設する位置及び函渠を埋設する道路表面から函渠頂部までの深さ(以下「埋設深さ」という。)は、公道に埋設する場合は道路管理者と協議しなければならないとされている。そして、最小の埋設深さの決定に当たっては、路盤厚、占用許可の条件等を考慮して適切な埋設深さとする必要があるとされている。

(3) 道路及び舗装の構造

道路の構造は、道路法によれば、当該道路の交通状況等を考慮して、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならないことが原則とされている。そして、舗装の構造は、「舗装の構造に関する技術基準・同解説」(社団法人日本道路協会編)によれば、道路管理者は、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においても、道路の状況と交通の状況を勘案して、可能な限り、安全かつ円滑な交通を確保することができる構造とするよう努めるべきであるなどとされている。また、道路管理者は、道路法の原則に従って、道路に下水道管等を埋設しようとする事業者に対して路面の機能を損なわないよう指導する必要があるとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、函渠埋設工事において、道路の復旧について事業主体と道路管理者との間で十分な協議が実施されているか、道路の復旧により路面の機能は損なわれていないかなどに着眼して、27都道府県の^(注1)181事業主体が実施し、平成25年度から27年度までの間にしゅん功した函渠埋設工事計645件(工事費計534億4517万余円、交付金交付額計245億4955万余円)を対象として、占用許可申請書、設計図書等の書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 27都道府県 東京都、北海道、大阪府、岩手、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、奈良、広島、愛媛、福岡、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

181事業主体が実施した函渠埋設工事計645件のうち、73事業主体が実施した165件の工事は、占用許可申請書等において、道路の復旧について路面の機能を開削前の機能と同等にする事としており、路面の機能を損なわないとする内容で事業主体が占用許可の申請を行い、道路管理者の許可を受けていた。しかし、これらの工事について、設計図書等により確認したところ、函渠が舗装の一部である路盤等に入り込む設計となっており、開削前と同じ舗装厚又は道路管理者が定めた道路の復旧に係る基準に基づいた舗装厚(以下、これらの

舗装厚を「開削前舗装厚等」という。)とはなっていなかった。

そこで、上記165件の工事についてみたところ、33事業主体が実施した83件の工事は、事業主体において道路管理者と協議を実施して、道路の復旧について舗装の構成を変更するなどの路面の機能を損なわないようにするための措置が執られていた。

一方、45事業主体^(注2)が実施した82件の工事は、路面の機能を損なわないようにするための措置について、道路管理者との協議が十分に実施されておらず、舗装の構成を変更するなどの路面の機能を損なわないようにするための措置が執られていなかった。このため、これらの工事について、改めて事業主体を通じて道路管理者に対して、当該道路の交通状況等を考慮した安全かつ円滑な交通が確保されているかを確認した。

(注2) 45事業主体 登別、いわき、常総、守谷、さいたま、草加、流山、平塚、伊勢原、新潟、新発田、五泉、金沢、七尾、かほく、野々市、敦賀、可児、静岡、豊田、蒲郡、清須、草津、堺、池田、四条畷、三原、府中、松山、北九州、福岡、久留米、大野城、大村、水保、鹿児島、出水、名護、沖縄各市、知多郡武豊、糟屋郡新宮、粕屋、朝倉郡筑前、東彼杵郡川棚、島尻郡南風原各町

その結果、82件のうち3事業主体が実施した3件の工事については、道路管理者において、自動車の交通量が多いことなどを踏まえ、函渠が路盤等に入り込んでいる箇所とそれ以外の箇所とでは舗装厚が異なっていて、舗装構造が一樣でなく、不同沈下に伴う路面の不陸等が生じて路面の機能が損なわれ、安全かつ円滑な交通が確保されていないおそれがあるとされ、路面の機能を損なわないようにするための措置として舗装の構成を変更するなどの対策工事を実施する必要があるとされた。そして、3事業主体は、これを受けて、対策工事を実施することとした(前掲441ページの「^{かんきょ}函渠埋設工事の設計が適切でなかったもの」参照)。

また、82件のうち43事業主体が実施した79件の工事については、道路管理者において、自動車の交通量が少ないことなどを踏まえ、舗装の構成を変更するなどの対策工事を直ちに実施する必要はないものの、上記と同様に舗装構造が一樣でないことから、安全かつ円滑な交通が確保されないおそれがあるとされ、道路管理者はもとより、事業主体においても路面の機能を損なわないようにするための措置として、路面の不陸等について確実に点検を実施し、必要に応じて対策工事を迅速に実施できるようにするなど今後の維持管理を徹底することが必要であるとされた。そして、43事業主体は、これを受けて、今後の維持管理を徹底することとした。

上記のように、前記82件の工事(安全かつ円滑な交通が確保されていないなどのおそれがある道路延長に係る工事費相当額計15億3064万余円、交付金相当額計7億0945万余円)は、舗装の構成を変更するなどの対策工事や今後の維持管理の徹底が必要な状況となっていた。

このように、函渠埋設工事の実施に当たり、道路の復旧について、事業主体と道路管理者との間における協議が十分に実施されていなかったことなどから、安全かつ円滑な交通が確保されていないなどのおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、函渠埋設工事の設計に当たり、函渠を道路に埋設する際に路面の機能を損なわないようにすることについての理解が十分でなかったことにもよるが、国土交通省において、事業主体に対して、道路の復旧について、開

削前舗装厚等が確保されていない設計を行う場合において、路面の機能を損なわないようにするための措置に関して道路管理者との間で協議を十分に実施することを明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、28年8月及び9月に、当該道路の交通状況等を考慮した安全かつ円滑な交通が確保されるよう、事業主体及び道路管理者に対して事務連絡を発するなどして、道路の復旧について、やむを得ず削前舗装厚等が確保されない設計となる場合においては、路面の機能を損なわないようにするための措置に関して事業主体と道路管理者との間で協議を十分に実施することなどを明確に示すなどの処置を講じた。

(6) 空港の用に供する固定資産に係る国有資産等所在市町村交付金について、交付対象とならない固定資産の範囲を明確にすることにより、適切に交付するよう改善させたもの

会計名及び科目	自動車安全特別会計(空港整備勘定) (項) 空港等維持運営費
部 局 等	国土交通本省、2 航空局
国有資産等所在市町村交付金の概要	国の所有する固定資産が所在する市町村等に対して、毎年度交付するもの
2 航空局が交付した国有資産等所在市町村交付金の交付額	130 億 0428 万余円(平成 26、27 両年度)
上記のうち過大に交付されていた国有資産等所在市町村交付金の交付額	5781 万円

1 国有資産等所在市町村交付金の概要

国土交通省は、同省が設置し、及び管理している20^(注1)空港において、航空機の離着陸に必要な滑走路、着陸帯、誘導路等から構成される空港基本施設のほか、灯光により航空機の航行を援助するための施設等の国有財産等を管理している。また、国土交通省は、防衛省等が設置し、及び管理している7^(注2)飛行場において、一般公衆の利用に供する目的で整備し、かつ、専ら一般公衆の利用に供する施設の国有財産等も管理している(以下、これらの空港及び飛行場を「空港」という。)

(注1) 20 空港 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、八尾、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港

(注2) 7 飛行場 札幌、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島各飛行場

東京、大阪両航空局(以下、両局を合わせて「地方航空局」という。)は、国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号。以下「交付金法」という。)等に基づき、上記27空港の国有財産等のうち、空港の用に供する固定資産(以下「空港財産」という。)が所在する市町(特別区にあっては東京都)に対して、国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)を毎年度交付している。

交付金法によれば、空港財産に係る交付金の交付額は、交付金算定標準額として交付年度の前々年度の末日における空港財産の国有財産台帳価格等を集計した額の2分の1又は4分の1相当額に100分の1.4を乗じて得た額とすることとされている。

一方、交付金法等によれば、空港財産のうち国有財産法施行細則(昭和23年大蔵省令第92号)別表第1国有財産区分種目表に規定する照明装置等に該当するものについては交付金を交付しないこととされている(以下、交付金の交付対象とならない空港財産を「非該当財産」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、空港財産に係る交付金の交付は適切に行われているかなどに着眼して、地方航空局が平成26、27両年度に交付した交付金計130億0428万余円を対象に、国土交通本省及び地方航空局において、地方航空局が作成した交付金の算定調書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

国土交通省は、非該当財産に含まれる空港財産の具体的な範囲を地方航空局に対して示していなかった。このため、地方航空局では、交付金の交付に当たり、各担当職員が、国有財産台帳等に記載された空港財産に係る種目、図面等により各空港財産が非該当財産に含まれるかどうかを判断していた。そして、地方航空局の担当職員が、航空機を誘導するための灯器(以下「進入灯」という。)を据え付けるために空港の滑走路端に設置された橋りょう(以下「進入灯橋りょう」という。)等の空港財産が非該当財産に含まれないと判断して交付金の交付対象としていたものが、7空港において16件見受けられた。

しかし、上記16件の進入灯橋りょう等は、進入灯のために設置され、進入灯と一体で照明装置として機能する空港財産であることから、非該当財産である照明装置の一部であり、交付金の交付対象とならないものと認められた。

したがって、表のとおり、26、27両年度における空港財産に係る交付金のうち、前記の16件に係る交付金計5781万余円(26年度2967万余円、27年度2814万余円)は過大に交付されていると認められた。

表 過大に交付されていた交付金額

空港名	件数	平成26年度交付金 交付額 (円)	27年度交付金交付額 (円)
東京国際	2	3,756,700	3,587,100
広島	5	299,000	279,900
高松	3	3,795,800	3,610,000
福岡	1	4,200	3,700
北九州	2	10,746,800	10,209,400
長崎	1	7,995,100	7,595,300
那覇	2	3,078,000	2,858,500
計	16	29,675,600	28,143,900

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京航空局は、東京国際空港において、A、B、C、D各滑走路端に設置された四つの進入灯橋りょうを管理している。これらの進入灯橋りょうは、進入灯と一体で照明装置として機能するものであり、東京航空局は、A、B、C各滑走路の進入灯橋りょうについては非該当財産に含まれるものとして交付金の交付対象としていなかった。しかし、D滑走路の進入灯橋りょうについては非該当財産に含まれないと判断して交付金の交付対象としていたため、D滑走路の進入灯橋りょうに係る交付金計734万余円(平成26年度375万余円、27年度358万余円)が過大に交付されていた。

このように、交付金が過大に交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において非該当財産に含まれる空港財産の範囲を明確に示していなかったこと、地方航空局において非該当財産に含まれる空港財産の範囲についての理解が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、28年8月に地方航空局に対し事務連絡を発して、非該当財産に含まれる空港財産の範囲を明確に示して、交付金の交付を適切に行うよう指導する処置を講じた。

(7) 火山観測装置の簡易点検の実施に当たり、具体的な点検内容等を定めた要領を作成して管区气象台に通知することなどにより、簡易点検が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名	一般会計	
部局等	気象庁本庁、東京管区气象台	
単独観測点における簡易点検の概要	常時観測火山の単独観測点において、テレメータ装置等の機能及び性能を維持することなどを目的として、テレメータ装置等の点検を行うもの	
単独観測点数及び設置されている火山観測装置の物品管理簿価格	98か所	6億9135万余円(平成28年3月末現在)
東京管区气象台の単独観測点数及び設置されている火山観測装置の物品管理簿価格	20か所	1億2038万余円(平成28年3月末現在)
上記のうち簡易点検を実施していなかった単独観測点数及びテレメータ装置等の物品管理簿価格	18か所	8044万円

1 常時観測火山等の概要等

(1) 常時観測火山の概要

気象庁は、気象業務の健全な発達を図り、災害の予防、交通の安全の確保等に寄与することなどを目的として、気象業務法(昭和27年法律第165号)等に基づき気象、地象等の観測を行い、一般の利用に適合する予報及び警報等を迅速に提供するための業務を実施している。そして、気象庁は、全国110の活火山について火山活動の監視、観測等を行っており、このうち、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定された47火山については、常時観測火山として、火山活動の監視、観測等を24時間体制で行っている。

そして、気象庁は、平成21年度以降、噴火警報等の精度向上を図るために、常時観測火山において火山観測体制の強化及び既存の地震計、傾斜計、空振計(以下、これらを合わせて「地震計等」という。)等の機能強化により、地震計等を用いたより詳細かつ精密な監視、観測等を行う観測点(以下「総合観測点」という。)を硫黄島を除く46火山に整備しており、また、総合観測点以外の29火山の観測点においても地震計等による監視、観測等を行っている(以下、総合観測点以外の観測点を「単独観測点」という。)

これらの観測点において観測されたデータは、観測点及び中継点に設置しているテレメータ装置(注1)(以下、テレメータ装置と無線アンテナ等の周辺機器を合わせて「テレメータ装置等」という。)を経由して、専用回線を通じて気象庁本庁及び福岡管区气象台にそれぞれ設置された火山監視・情報センターシステム(以下「システム」という。)に送信されている(以下、地震計等及びテレメータ装置等を合わせて「火山観測装置」という。)

(注1) テレメータ装置 常時観測を行っている火山において、地震計等による観測データをシステムに送信するための装置

また、札幌、仙台、福岡各管区气象台は、各管内に所在する常時観測火山について火山活動の監視、観測等を行っているが、東京管区气象台管内に所在する常時観測火山については同管区气象台ではなく気象庁本庁が火山活動の監視、観測等を行っている(表の(1)参照)。

(2) 火山観測装置の維持管理等

気象庁は、火山観測装置が積雪等の影響により機器の劣化や観測環境の悪化が起りやすい環境に設置されている場合が多いことを踏まえて、観測精度の維持、劣化の有無の確認等を目的として作動状況を確認するなどの点検、調整等を行っている。

そして、札幌、仙台、東京、福岡各管区气象台(以下「4管区气象台」という。)は、各管内に所在する総合観測点及び単独観測点に設置した火山観測装置について、気象庁本庁が維持管理を行う硫黄島を除き、点検、調整等の維持管理を行っている(表の(2)参照)。

表 各管区気象台管内に所在する常時観測火山等

管区気象台	各管区気象台管内に所在する常時観測火山(47火山)	(1) 監視、観測等を行う官署	(2) 維持管理を行う官署
札幌管区気象台	アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山(9火山)	札幌管区気象台	札幌管区気象台
仙台管区気象台	岩木山、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山、蔵王山、吾妻山、安達太良山、磐梯山(10火山)	仙台管区気象台	仙台管区気象台
東京管区気象台	那須岳、日光白根山、草津白根山、浅間山、新瀉焼山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山、富士山、箱根山、伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島(18火山)	気象庁本庁	東京管区気象台
	硫黄島(1火山)		気象庁本庁
福岡管区気象台	鶴見岳・伽藍岳、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島(9火山)	福岡管区気象台	福岡管区気象台

注(1) 下線を付した 28 火山は、総合観測点と単独観測点の両方が設置されている火山である。

注(2) 下線を付していない 19 火山のうち、硫黄島は単独観測点のみ設置されている火山であり、残りの 18 火山は総合観測点のみ設置されている火山である。

気象庁本庁は、総合観測点について、21、22 両年度に集中的に整備を行い、その後、23、24 両年度に火山観測装置の通信機能強化等を実施しており、また、単独観測点について、21、22 両年度に、総合観測点の整備と合わせて火山観測装置の通信機能強化等を実施している。気象庁本庁は、これにより遠隔操作によって地震計等の作動状況を確認することが可能となったが、火山観測装置が観測環境の悪化が起りやすい環境にあることを考慮して、従来毎年実施していた点検、調整等について最低限 2 年に 1 度実施する必要があると判断して、隔年で点検業者と請負契約を締結して点検、調整等を実施することにしている。

また、気象庁本庁は、総合観測点について、より詳細かつ精密な監視、観測等を行うために全ての火山観測装置を対象として点検、調整等を行うものの、単独観測点については、観測データの送信等に重要なテレメータ装置等のみを対象として、作動状況の確認等の点検、調整等を実施することにしている(以下、単独観測点においてテレメータ装置等のみを対象として行う点検等を「簡易点検」という。)。そして、気象庁本庁は、札幌、福岡両管区気象台においては 24 年度から、仙台、東京両管区気象台においては 25 年度から、それぞれ隔年で簡易点検を実施することにしている。

また、気象庁本庁は、単独観測点における簡易点検の実施に係る所要額について、24、25 両年度分は業者から見積りを徴するなどして、26 年度分以降は前年度の実績を参考としてそれぞれ算定した後、4 管区気象台に対して当該所要額を示している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

27 年度において、観測データが 1 週間以上送信されなかった障害は、通信事業者が提供する通信回線の途絶や発生原因が不明なものなども含めて、総合観測点及び単独観測点で計 23 件発生しており、火山観測装置を適切に維持管理することが必要である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、火山活動の監視、観測等を確実に行うために必要な火山観測装置の維持管理が適切に実施され、維持管理の実施状況を把握する体制が整備されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、28年3月末現在において総合観測点(46火山における計56か所)に設置されている火山観測装置(物品管理簿価格計9億9789万余円)及び単独観測点(29火山における計98か所)に設置されている火山観測装置(物品管理簿価格計6億9135万余円)を対象として、気象庁本庁及び札幌、仙台、東京各管区气象台において、契約書、仕様書、物品管理簿等の関係書類及び火山観測装置の維持管理の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、福岡管区气象台については、気象庁本庁を通じて関係書類を徴するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、簡易点検について、次のような事態が見受けられた。

すなわち、4管区气象台のうち、東京管区气象台においては、単独観測点^(注2)(8火山における計20か所)に設置されている火山観測装置(物品管理簿価格計1億2038万余円)のうち、有線により観測データをシステムに送信している白山を除く7火山における計18か所の単独観測点に設置されている全てのテレメータ装置等(物品管理簿価格計8044万余円)について、気象庁本庁から簡易点検の具体的な点検内容等が文書により指示されなかったため、25、27両年度に隔年で実施することとされていた簡易点検を実施していなかった。このため、東京管区气象台管内の単独観測点のテレメータ装置等は、火山観測装置による観測データをシステムに確実に送信できなくなるおそれがある事態となっていた。

(注2) 8火山 那須岳、草津白根山、浅間山、御嶽山、白山、伊豆東部火山群、伊豆大島、三宅島

一方、札幌、福岡両管区气象台は24年度以降、仙台管区气象台は25年度以降それぞれ隔年で簡易点検を実施しており、簡易点検によって発見された、ケーブル接続ボックス内の結露や通信ケーブル等の被覆の損傷等に対処して、適切な対応がなされるなど簡易点検を行った効果が発現していた。

また、気象庁本庁は、火山観測装置による観測データをシステムに確実に送信できるように、4管区气象台における簡易点検の実施状況を把握する必要があったのに、これを報告させることとしておらず、東京管区气象台が簡易点検を実施していない状況を把握していなかった。

このように、簡易点検を適切に実施しておらず観測データをシステムに確実に送信できなくなるおそれがある事態及び気象庁本庁において簡易点検の実施状況について把握していなかった事態は、火山観測装置による観測データを確実に把握する上で、ひいては国民に対して火山に関する情報を提供する上で適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、気象庁本庁において、単独観測点のテレメータ装置等の簡易点検について、4管区气象台に対して具体的な点検内容等を文書により的確に通知することの認識が欠けていたこと、4管区气象台が行う簡易点検の実施状況を把握する体制が整備されていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、気象庁本庁は、28年8月に、火山観測装置の簡易点検に関する具体的な点検内容等を定めた点検調整実施要領を作成して4管区気象台に通知するとともに、簡易点検の実施状況について報告させその実施状況を把握する体制を整備する処置を講じた。

- (8) 重要物品に該当するのに仮設物として記録されて物品増減及び現在額報告書に計上されていなかったものについて、重要物品として管理する必要があることを周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの

会計名	一般会計	
部局等	8 地方整備局	
仮設物の概要	国有財産として取り扱わない臨時的な建物及び工作物	
仮設物として物品管理簿に記録された港湾空港関係事務に係る物品の数量及び価格	1,280 個	591 億 4688 万余円(平成 26 年度末)
上記のうち物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった重要物品の数量及び価格	111 個	60 億 5274 万円

1 物品管理の概要

(1) 仮設物の概要

国土交通省は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)等に基づき、国が行う直轄事業として港湾工事を実施している。そして、港湾工事では、海上等の施工箇所へ工事事業機材等の運搬を行うために設ける仮設栈橋等のように、一定期間経過後に撤去することを前提として臨時的に設置する工作物等が多数発生している。

国土交通省所管物品管理事務取扱規則(平成 13 年国土交通省訓令第 63 号。以下「取扱規則」という。)及び「国土交通省所管物品管理事務取扱規則の運用方針について」(平成 13 年国会第 1118 号)によれば、臨時的な建物及び工作物は、取扱規則に定める細分類を「仮設物」として物品管理簿に記録することとされている。このため、上記の仮設栈橋等の工作物等は、「仮設物」として物品管理簿に記録することとされている。

(2) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)等によれば、国の物品については、各省各庁の長がその所管に属する物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。

各省各庁の長は、その所管に属する物品について、供用及び処分の目的に従い分類を設けることとされており、物品の管理のため必要があるときは、分類に基づき細分類を設け

ることができる」とされている。そして物品管理官又は分任物品管理官(以下、物品管理官と分任物品管理官を合わせて「物品管理官等」という。)は、その管理する物品の属すべき分類及び細分類を決定しなければならないとされている。

また、物品管理官等は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされている。

そして、各省各庁の長は、取得価格が50万円以上の機械及び器具等の重要な物品(以下「重要物品」という。)について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づき、物品増減及び現在額報告書を作成し、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付することとされている(以下、各省各庁の長が作成する物品増減及び現在額報告書を「物品報告書」という。)。財務大臣は、各省各庁の長から送付された物品報告書に基づき、物品増減及び現在額総計算書(以下「総計算書」という。)を作成することとされ、内閣は、総計算書に基づき、毎会計年度末における物品の現在額等について、国会に報告することとされている。

(3) 国土交通省における物品の管理等

国土交通省は、取扱規則により、物品管理官等として指定する官職及び委任する事務の範囲を定めており、地方整備局等に属する物品の管理に関する事務のうち港湾空港関係事務に関することについては、地方整備局総務部総括調整官等が物品管理官に、港湾事務所等の長が分任物品管理官にそれぞれ指定されて、物品の管理に関する事務を行っている。物品管理官は、自ら管理する物品及び所属の分任物品管理官の管理する物品のうち重要物品について、物品増減及び現在額報告書を作成し、国土交通大臣に提出することとなっている(以下、物品管理官が作成する物品増減及び現在額報告書を「管理官報告書」という。)。そして、提出された管理官報告書に基づき、国土交通大臣が物品報告書を作成している。

また、国土交通省は取扱規則において細分類を定めており、重要物品に該当するものについては、細分類を「重要物品」として物品管理簿に記録することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、「仮設物」として物品管理簿に記録された物品について、物品報告書作成の基礎となる物品管理簿への記録は適切に行われているか、重要物品に該当するものが含まれていないかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、10^(注)地方整備局等が平成26年度末に管理している「仮設物」として物品管理簿に記録された港湾空港関係事務に係る物品1,280個(物品管理簿価格計591億4688万余円)を対象として、10地方整備局等において、物品管理簿等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行ったほか、「仮設物」として物品管理簿に記録された物品に係る調書の作成を依頼して、提出を受けた調書の内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 10 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(検査の結果)

検査したところ、8地方整備局の物品管理官等が管理する「仮設物」として物品管理簿に記録された物品の中には、取得価格が50万円以上の機械又は器具に該当するものであり、重

要物品とすべきであったものが表のとおり計 111 個(物品管理簿価格計 60 億 5274 万余円)見受けられた。

表 重要物品とすべきであったもの (単位：個、円)

部局	物品名	数量	物品管理簿価格
東北地方整備局	免震装置等	12	224,907,285
関東地方整備局	免震実験装置等	9	643,680,648
北陸地方整備局	コンテナクレーン免震装置等	11	389,696,531
中部地方整備局	RTG(ラバータイヤ式ガントリークレーン)効率化設備等	4	1,800,225,523
近畿地方整備局	貨物搬出入システム等	17	609,291,838
中国地方整備局	施工管理用カメラ	1	31,500,000
四国地方整備局	係留装置(長周期ウインチ)等	41	784,380,978
九州地方整備局	完全電動 RTG 等	16	1,569,058,911
計		111	6,052,741,714

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

関東地方整備局は、東京湾の水環境の状況をよりの確に把握し環境を改善する取組に使用するために、平成 21 年度に物品である連続観測装置 1 個(物品管理簿価格 2091 万余円)を川崎人工島に設置している。同局の分任物品管理官である千葉港湾事務所長は、当該連続観測装置を使用する観測を 10 年間の計画で行うとして、一定期間経過後に撤去することを前提としていたため、当該連続観測装置を「仮設物」として物品管理簿に記録しており、取得価格が 50 万円以上の機械であるにもかかわらず、重要物品として取り扱っていなかった。そのため、当該連続観測装置は、同局における 26 年度の管理官報告書に計上されておらず、国土交通大臣が作成する同年度の物品報告書にも計上されていなかった。

このように、重要物品に該当するものについて、「仮設物」として物品管理簿に記録しており、この結果、物品管理簿、ひいては物品報告書が重要物品の現況を正確に反映したものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、8 地方整備局において、港湾工事の実施に伴い、臨時的な工作物等が多数発生し、これらを「仮設物」として物品管理簿に記録していることから、機械及び器具であっても臨時的に設置するものは「仮設物」として物品管理簿に記録するものであるとの誤った認識があり、取得価格が 50 万円以上の機械及び器具については臨時的に設置するものであるか否かを問わず、重要物品に該当することについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、「仮設物」として物品管理簿に記録された物品のうち取得価格が 50 万円以上の機械及び器具に該当するものについては、取扱規則に定める細分類を「重要物品」へ分類換を行い、27 年度の管理官報告書及び物品報告書に計上した。そして、28 年 8 月に、事務連絡を発して、臨時的に設置するものであっても、

取得価格が50万円以上の機械及び器具に該当するものは重要物品として管理する必要があることを、地方整備局に周知する処置を講じた。

(9) 重要国際埠頭施設における保安措置等を適確に実施するよう周知することなどにより、補助金の交付等を受けて整備された埠頭保安設備について、その効果が十分発現するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)国土交通本省 (項)港湾事業費 (項)社会資本整備事業費 社会資本整備事業特別会計(港湾勘定)(平成19年度以前は、港湾整備特別会計(港湾整備勘定)) (項)港湾事業費 (項)沖縄港湾事業費
部 局 等	国土交通本省、8地方整備局等
事業の根拠	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)、港湾法(昭和25年法律第218号)等
重要国際埠頭施設における保安措置等の概要	制限区域の設定及び管理、埠頭指標対応措置の実施、また、当該措置を講ずるために必要な障壁等の設備を設置し、及び維持することなど
検査の対象とした重要国際埠頭施設の管理者等数及び施設数	41 管理者等、339 施設
上記の施設における埠頭保安設備の整備に要した事業費	250 億 1907 万余円
上記に係る国庫補助金相当額等の額	109 億 2373 万余円
設置された埠頭保安設備の効果が十分に発現していなかった施設の管理者等数及び施設数	27 管理者等、70 施設
上記の施設における埠頭保安設備の整備に要した事業費	35 億 9257 万余円(平成15年度～17年度、19、21、26各年度)
上記に係る国庫補助金相当額等の額	17 億 3145 万円(背景金額)

1 重要国際埠頭施設における保安措置等の概要

(1) 重要国際埠頭施設における保安措置

平成13年9月に米国で発生した同時多発テロを契機として、14年12月に「1974年の海上における人命の安全のための国際条約(International Convention for the Safety of Life at

Sea)](以下「SOLAS 条約」という。)が改正され、条約加盟国は条約の改正が発効する16年7月までに国際港湾施設等の保安の確保のために必要な措置(以下「保安措置」という。)を強化することなどが義務付けられた。そして、我が国においては、国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図り、併せてこれらの国際約束の適確な実施を確保するなどのための国内法として、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。)が制定された。

国際船舶・港湾保安法によれば、国際埠頭施設の設置者及び管理者は、当該国際埠頭施設に対して行われるおそれがある危害行為を防止するために保安措置を講じなければならないとされている。そして、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における国際埠頭施設(国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下「重要国際埠頭施設」という。)の管理者は、保安措置として、国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対応して保安の確保のために執るべき国土交通省令で定める措置(以下「埠頭指標対応措置」という。)を実施しなければならないとされており、また、埠頭指標対応措置を講ずるために必要な柵、壁等の障壁、門扉、照明、監視装置等の設備(以下「埠頭保安設備」という。)を設置し、及び維持しなければならないとされている。

埠頭指標対応措置は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則(平成16年国土交通省令第59号。以下「施行規則」という。)等によれば、重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域(以下「制限区域」という。)を設定すること、制限区域への立入りにおいて、原則として、立ち入ろうとする者が身分証明書に記載された本人であること、立ち入ろうとする者の所属及び立入りの目的の確認(以下、これらの確認を「三点確認」という。)を実施することなどとされている。

(2) 埠頭保安規程

国際船舶・港湾保安法によれば、重要国際埠頭施設の管理者は、当該重要国際埠頭施設に係る埠頭指標対応措置の実施に関する事項、埠頭保安設備の設置及び維持に関する事項等について記載した埠頭保安規程を定めなければならないとされている。また、重要国際埠頭施設の設置者と管理者が異なり、かつ、重要国際埠頭施設の設置者が埠頭保安設備を設置し、及び維持するときは、埠頭保安規程のうち当該埠頭保安設備の設置及び維持に係る部分については、当該重要国際埠頭施設の設置者及び管理者が共同して定めなければならないとされている。そして、重要国際埠頭施設の管理者及び埠頭保安規程を共同で定めた重要国際埠頭施設の設置者(以下、これらの管理者及び設置者を「管理者等」という。)は、埠頭保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならないこととされている。

(3) 重要国際埠頭施設に対する立入検査

国土交通省は、国際船舶・港湾保安法に基づき、原則として年1回、保安措置が適確に講じられているかどうかについて、全ての重要国際埠頭施設への立入検査を実施している。国際戦略港湾又は国際拠点港湾の国際コンテナ埠頭施設等を含む重要国際埠頭施設については国土交通本省が行い、これら以外の重要国際埠頭施設についてはその施設が所在する地方整備局等が行っている。

(4) 重要国際埠頭施設における埠頭保安設備に対する国の補助等

16年7月のSOLAS条約改正の発効に対応するために、多くの重要国際埠頭施設において埠頭保安設備を新たに整備することが必要となった。このため、国土交通省は、15年

度補正予算に232億円を計上し、埠頭保安設備を整備する港湾管理者等に補助金を交付する埠頭保安設備整備事業を実施している。また、16年度以降においても埠頭保安設備を整備する港湾管理者等に対して港湾改修費補助、社会資本整備総合交付金等の補助金、交付金の交付、埠頭整備等資金貸付金の貸付けなど(以下、これらを合わせて「補助金の交付等」という。)を行っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

重要国際埠頭施設に対して行われるおそれがある危害行為を防止するためには、国際約束である保安措置等が適確に実施され、制限区域への不正な侵入の防止を図ることなどが重要となる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、保安措置等が適確に実施され、埠頭保安設備の制限区域への不正な侵入の防止等の効果が十分発現しているかなどに着眼して、51港湾の41管理者等^(注)において、補助金の交付等を受けて埠頭保安設備が整備された重要国際埠頭施設339施設(これらの施設における埠頭保安設備の整備に要した事業費計250億1907万余円、これに係る国庫補助金相当額等計109億2373万余円)を対象として、調書の作成及び提出を求めその内容を確認するなどのほか、埠頭保安規程等の書類、現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注) 41管理者等 東京都、大阪府、秋田、愛知、三重、兵庫、鳥取、岡山、徳島、香川、高知、福岡、長崎、大分、沖縄各県、稚内、小樽、函館、室蘭、釧路、横浜、川崎、横須賀、大阪、神戸、坂出、北九州、福岡、佐世保、宮古島、石垣各市、石狩湾新港、苫小牧港、名古屋港、四日市港、境港、那覇港各管理組合、東京港埠頭、横浜港埠頭、名古屋港埠頭、阪神国際港湾各株式会社

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 埠頭保安設備が適確に設置及び維持されていなかった事態

施行規則等によれば、埠頭保安設備については、人が容易に侵入することを防止する十分な高さ及び構造を有する障壁等を設置し、及び維持しなければならないとされている。

しかし、障壁に人が容易に侵入できるほどの隙間が空いていたり、障壁に近接する建物、樹木等を足がかりにしての侵入が容易となっていたり、障壁が損傷していたりなどして埠頭保安設備が適確に設置及び維持されていなかった重要国際埠頭施設が19港湾の19管理者等において33施設(これらの施設における埠頭保安設備の整備に要した事業費計18億6253万余円、国庫補助金相当額等計10億1694万余円)見受けられた(表参照)。

また、国土交通省の立入検査において、同様の事態を指摘して是正させている箇所も別途見受けられたが、上記については立入検査において指摘されていなかった。

(2) 三点確認が適確に実施されていなかった事態

施行規則等によれば、制限区域を障壁で明確に区画すること、また、制限区域内に人又は車両が正当な理由なく立ち入ることを防止するために、制限区域への立入りにおいて、原則として三点確認を実施することとされている。

しかし、三点確認を実施する警備員等が門扉が設置された出入口に配置されておらず三点確認が実施されていなかったり、警備員等が配置されていたものの三点確認が実施されていなかったりなどして、三点確認が適確に実施されていなかった重要国際埠頭施設が5港湾の6管理者等において9施設(これらの施設における埠頭保安設備の整備に要した事業費計6億4093万余円、国庫補助金相当額等計1億6214万余円)見受けられた(表参照)。

(3) 障壁と貨物等との間隔が適確に確保されていなかった事態

施行規則等によれば、不正な侵入者等の早期発見等、保安の確保のために障壁の内側では障壁と貨物等との間に一定の間隔を確保しなければならないこととされている。

しかし、貨物、車両等が障壁に近接して置かれるなどして、適確な間隔が確保されていなかった重要国際埠頭施設が17港湾の16管理者等において35施設(これらの施設における埠頭保安設備の整備に要した事業費計14億9656万余円、国庫補助金相当額等計7億3164万余円)見受けられた(表参照)。

なお、(1)から(3)までの事態について、重複する施設があるため、合計数から重複分を除くと29港湾、27管理者等、70重要国際埠頭施設、これらの施設における埠頭保安設備の整備に要した事業費計35億9257万余円、これに係る国庫補助金相当額等計17億3145万余円となる。

表 (1)から(3)までの各事態に係る港湾数、施設数等

事態	港湾数	管理者等数	施設数	埠頭保安設備の整備に要した事業費	国庫補助金相当額等
(1) 埠頭保安設備が適確に設置及び維持されていなかった事態	19	19	33	18億6253万余円	10億1694万余円
(2) 三点確認が適確に実施されていなかった事態	5	6	9	6億4093万余円	1億6214万余円
(3) 障壁と貨物等との間隔が適確に確保されていなかった事態	17	16	35	14億9656万余円	7億3164万余円
計	29	27	70	35億9257万余円	17億3145万余円

(注) 複数の事態が生じている施設があるため、各事態を単純合計しても計欄と一致しない。

このように、埠頭保安設備が適確に設置及び維持されていなかったり、三点確認が適確に実施されていなかったり、障壁と貨物等との間隔が適確に確保されていなかったりして、重要国際埠頭施設の保安措置等が適確に実施されておらず、補助金の交付等を受けて整備された埠頭保安設備の制限区域への不正な侵入の防止等の効果が十分に発現していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、重要国際埠頭施設の管理者等において、重要国際埠頭施設における保安措置を適確に実施しなければならないことについての理解が十分でなかったこと、また、国土交通省において、重要国際埠頭施設の管理者等に対する保安措置を適確に実施しなければならないことについての周知が十分でなかったこと、重要国際埠頭施設に係る立入検査について、埠頭保安設備等に関する是正の判断基準が一定でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、28年8月に保安措置が適確に実施されていない管理者等に対して指示を行い、前記事態の是正を図るとともに、全ての管理者等に対して事務連絡を発出して、保安措置を適確に実施しなければならないことについて周知徹底したり、重要国際埠頭施設への立入検査に係る是正の判断基準が適切となるよう担当職員への研修において指導を行ったりするなどの処置を講じた。

平成24年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

既設橋りょうの耐震補強工事の設計について

〔平成24年度決算検査報告505ページ参照〕
〔平成25年度決算検査報告646ページ参照〕
〔平成26年度決算検査報告552ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、地震による橋脚の倒壊や橋桁の落下等の被害を未然に防止するために、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等により、既設橋りょうの耐震補強工事を多数実施している。しかし、既設橋りょうの耐震補強工事の設計に当たり、当該耐震補強工事によって橋脚の自重が増加することによる基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体として耐震性能を確保できる工法を選定していなかったり、橋りょうの耐震性能が確保されないおそれがある場合に橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討していなかったりして、橋りょう全体としての耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して平成25年10月に、会計検査院法第34条の規定により、橋りょう全体としての耐震性能が確保されているかどうか明確となっていない橋りょうの耐震性能を確認するなどの是正の処置を要求するとともに、橋脚の基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体として耐震性能を確保できる工法を選定したり、橋りょうの耐震性能が確保されないおそれがある場合には、橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討したりするなどの耐震補強設計の考え方を国道事務所等に周知徹底し、この考え方を地方公共団体に対しても助言するよう是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、既設橋りょうの耐震補強設計の考え方について、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人土木研究所と検討を行い、27年6月に各地方整備局等に対して事務連絡を発して、既設橋りょうの耐震補強設計の考え方を国道事務所等に周知徹底し、この考え方を地方公共団体に対しても助言するとともに、28年4月までに、橋りょう全体としての耐震性能が確保されているかどうか明確となっていなかった橋りょうの耐震性能照査を実施するなどして、橋りょう全体としての耐震性能を確認する処置を講じていた。

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

電線共同溝における無電柱化の効果について

〔平成 25 年度決算検査報告 599 ページ参照〕
〔平成 26 年度決算検査報告 557 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

国土交通省は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることなどを目的として、電線を入溝する管路等を道路の地下に整備して無電柱化の推進を図る電線共同溝整備事業を、国道事務所等が事業主体となる直轄事業又は都道府県等が事業主体となる交付金等事業として実施している。そして、事業主体は、電線共同溝の整備完了後の占用の許可を申請した電気事業者、電気通信事業者等(以下、これらを合わせて「占用予定者」という。)の意見を聴いて、電線共同溝整備計画(以下「整備計画」という。)を策定することができることとなっており、整備計画を策定した場合には、整備計画に基づき整備を行わなければならないこととなっている。しかし、電線共同溝の整備が完了してから長期間経過しているのに無電柱化が完了していなかったり、占用予定の管路延べ延長に対する電線が入溝されていない管路延べ延長の割合が高かったりして、電線共同溝を整備した効果が発現していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、事業主体に対して、既に電線共同溝を整備した箇所における電線及び電柱の撤去を占用予定者等に働きかけることを周知したり、占用予定者の電柱の撤去予定時期を整備計画の策定時点で事業主体が把握してその進捗管理を行うなどの、無電柱化の効果を早期に発現させるための方策を検討してその結果を周知したり、地元関係者の実情を踏まえた整備計画の策定又は見直しをするなどして計画的な無電柱化の推進を図ることを周知したりするとともに、電線共同溝の整備前及び整備後において、将来の需要に応じて必要となる電線の条数及びその入溝状況を十分に把握してその実態を踏まえるなどして、整備する管路の必要条数を事業主体に決定させるための方策を検討し、その結果を周知するよう、国土交通大臣に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、事業主体に対して、26 年 11 月に通達を発して、占用予定者等に対して電線等を撤去するよう要請したり、27 年 8 月に通達を発して、整備計画に電柱の撤去予定時期を記載することとしてその進捗管理の徹底を図るよう周知したり、地元関係者の実情を踏まえた整備計画の策定又は見直しをするなどして計画的な無電柱化の推進を図るよう周知したりする処置を講じていた。

一方、国土交通省は、27 年 1 月以降、整備する管路の必要条数の決定に当たっての考え方について占用予定者と調整を継続しており、同年 10 月に完了した電線の入溝状況についての調査の結果を踏まえるなどして、整備する管路の必要条数の決定に当たっての考え方を速やかに決定し、その内容を事業主体に周知することとしている。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 河川工事に伴う附帯工事により改築を実施した工作物の維持管理及び費用負担等について

(平成26年度決算検査報告486ページ参照)

1 本院が表示した意見及び求めた是正改善の処置

国土交通省は、河川法(昭和39年法律第167号)等に基づき、堤防、護岸等の河川管理施設を整備する河川工事を直轄事業及び補助事業により実施している。また、河川区域内の土地に工作物を設置しようとする者は、土地の占用の許可と合わせて設置の許可を河川管理者等から受けなければならないこととなっている(以下、許可を受けて設置された工作物を「許可工作物」という。)。本来、河川管理者等の工事施行の権限は、河川工事に限られるものであるが、河川工事により許可工作物の改築工事等の必要が生じた場合には、当該河川工事と合わせて実施することができることとなっている(以下、当該改築工事等を「附帯工事」という。)。そして、河川管理者等は、附帯工事により改築等を実施する工作物について、河川管理施設等構造令(以下「構造令」という。)等の基準に適合させたり、許可工作物の管理者等の要望により機能を向上させる場合には「河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則」(以下「取扱規則」という。)に基づき、管理者に対して当該機能の向上に係る費用(以下「機能向上費用」という。)の負担を求めたりする必要がある。しかし、河川管理者等である府県等において、附帯工事により改築を実施した工作物について、その管理者を把握していないことにより適切な維持管理を行わせることができない状況となっている事態及び現行の構造令等の基準に適合させないまま改築を実施するなどしていたり、工作物の機能を向上させた場合の機能向上費用の負担をその管理者に求めていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して平成27年10月に、次のとおり意見を表示し、及び是正改善の処置を求めた。

- ア 都道府県等に対して、工作物の適切な維持管理が行われるよう、地方整備局等における許可工作物の管理者の把握方法等について情報提供を行うなどして、工作物の管理者の把握に努めることを周知すること(会計検査院法第36条の規定により意見を表示したもの)
- イ 都道府県等に対して、改築の際の工作物の構造等の決定に当たり、現行の構造令等の基準を遵守すること、工作物の機能を向上させる場合には、取扱規則に基づいてその管理者に機能向上費用の負担を求めることなどについて周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年10月に地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 都道府県等に対して、管理者が不明となっている工作物の管理者を把握する方法の例を参考に示すなどして、管理者の把握等に努めることを周知した。
- イ 都道府県等に対して、工作物を改築する際は、現行の構造令等の基準を遵守すること、工作物の機能を向上させる場合には、取扱規則に基づいてその管理者に機能向上費用の負担を求めることなどを周知徹底した。

(2) 国有港湾施設の管理及び使用について

(平成 26 年度決算検査報告 492 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに表示した意見

国土交通省は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)等に基づき、港湾施設を整備しており、直轄事業で整備するなどした港湾施設(以下「国有港湾施設」という。)のうち、公共用財産として区分されたものは、国土交通省が所管し、港湾管理者へ管理委託等することとなっている。しかし、公共用財産として管理委託された国有港湾施設について、港湾管理者から一時的な専用使用等の許可(以下「使用許可」という。)を受けずに港湾運送業者、倉庫業者等の港湾事業者に専用使用されていて公共利用の確保がされていない事態、港湾管理者から使用許可を受けた特定の港湾事業者が恒久的な建築物等を設置し長期間にわたり継続的に専用使用していて公共利用の確保がされていない事態及び公共用財産とされていない野積場として管理され又は使用されている事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して平成 27 年 10 月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに意見を表示した。

ア 港湾管理者に対して、使用許可を受けずに専用使用されている国有港湾施設については是正のために必要な処置を執るよう指示するとともに、公共用財産である国有港湾施設を適切に管理するよう周知すること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの)

イ 地方整備局等及び港湾管理者に対して、「国有港湾施設等処理要領について」(以下「処理要領」という。)等について周知徹底することなどにより、公共用財産である国有港湾施設の管理及び使用が適切に行われるように検討すること(同法第 36 条の規定により意見を表示したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 27 年 12 月に、使用許可を受けずに専用使用されている国有港湾施設を管理する港湾管理者に対して通知を発して、速やかに事態を把握し、是正のために必要な処置を執るよう指示するとともに、全ての港湾管理者に対して通知を発したり、28 年 1 月に会議を実施したりするなどして、公共用財産である国有港湾施設を適切に管理するよう周知した。

イ 公共用財産である国有港湾施設の管理及び使用が適切に行われるよう検討を行い、28 年 6 月に地方整備局等及び港湾管理者に対して事務連絡を発したり、地方整備局等及び港湾管理者の担当者等を対象とした会議等を実施したりすることにより、処理要領等を周知徹底するなどした。

(3) 省エネ改修事業に係る経理等の適正化等について

(平成 26 年度決算検査報告 497 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

国土交通省は、地球温暖化防止等の対策の一環として、既存の住宅や建築物の省エネルギー化の推進を図るために、サッシ、空調設備等を省エネルギー型の設備に取り替えるなどの改修工事等(以下「改修工事」という。)を行う建築主等の民間事業者等(以下「事業主体」とい

う。)に対して、その費用の一部を補助するなどの住宅・建築物省エネ改修推進事業等(以下「省エネ改修事業」という。)を実施している。省エネ改修事業の審査、現地調査等は国土交通大臣が公募により選定した者(以下「事務事業者」という。)が行っており、省エネ改修事業は、事務事業者が定めた「住宅・建築物省 CO₂ 先導事業(建築物部門)及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業補助金交付規程」等(以下「交付規程等」という。)に基づいて適正な経理処理により実施することなどとなっている。しかし、実績報告書の工事費等よりも低額で改修工事を実施するなど省エネ改修事業に係る経理等が適正でないなどの事態、事業主体が関係会社等に請け負わせた改修工事において利益の割合が高くなっているなどの事態、事業主体における取得した財産等の取扱いに対する理解が十分でないなどの事態及び省エネ改修事業において導入された改修設備専用のエネルギー計測器(以下「専用計測器」という。)が省エネルギー活動等に十分に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して平成 27 年 10 月に、次のとおり是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求し及び意見を表示した。

- ア 事務事業者に対して、事業主体から提出させる証拠書類の範囲及び審査方法の見直しを行わせるとともに、交付規程等に必要な事項を定めるなどして審査や現地調査の体制を整備させること(会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- イ 事務事業者に対して、事業主体の関係会社等が行った改修工事の工事原価等を把握するための仕組みや、価格の妥当性等を確保するために事業主体の利益相当分を排除するなどの仕組みを交付規程等に定めさせること(同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの)
- ウ 事務事業者に対して、取得した財産等の処分制限等に関して必要な事項を交付規程等に具体的に明記して事業主体に周知させること(同法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの)
- エ 事務事業者に対して、専用計測器の必要性について検討させて、必要に応じて交付規程等の見直しを行わせること(同法第 36 条の規定により意見を表示したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、省エネ改修事業の後継事業となる既存建築物省エネ化推進事業において次のような処置を講じていた。

- ア 事務事業者に対して、28 年 6 月に、実績報告書に領収書の写しなどを添付させることを既存建築物省エネ化推進事業補助金交付申請等マニュアル(以下「後継事業の交付規程」という。)に明記させるとともに、27 年 11 月に、チェックリストにより提出書類等を確認することなどを明記した審査の手引及び現地検査の手引を策定させて審査や現地調査の体制を整備させた。
- イ 事務事業者に対して、28 年 6 月に、関係会社等との契約がある場合は、関係会社等から必要書類等を提出させることにより改修工事の工事原価等を把握できるよう建築主等と関係会社等が連名で交付申請を行うこと、及び事業主体の利益相当分の排除等が可能となるよう 3 者以上からの見積りの結果を交付申請書に添付することを後継事業の交付規程に明記させた。

ウ 事務事業者に対して、28年6月に、取得した財産等の処分制限に係る期間を10年とすることなどを後継事業の交付規程に明記させ、これを事業主体に周知させた。

エ 事務事業者に対して、専用計測器の必要性について検討させて、28年6月に、改修設備ごとの計測を希望せず建築物全体でエネルギー使用量を把握して管理を行う事業主体が専用計測器を導入しないで済むように、後継事業の交付規程の見直しを行わせた。

(4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金によるノンステップバスの導入及びその活用 の状況について

(平成26年度決算検査報告504ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づき、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するために定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)において、様々な利用者が乗降しやすい構造となっているノンステップバスの普及率を平成32年度末までに約70%とする目標を定めている。また、国土交通省は、地域の特性や実状に最適な移動手段が提供され、移動等円滑化等移動に当たっての様々な障害の解消等が図られるよう、地域公共交通の確保、維持及び改善を支援するために、バス事業者等に対して地域公共交通確保維持改善事業費補助金を交付している(以下、同補助金の交付を受けているバス事業者を「補助事業者」という。)。同補助金の交付要綱によれば、都道府県、市区町村、交通事業者、地方運輸局等の関係者は、協議会(以下「協議会」という。)を組織することとされている。そして、協議会、都道府県又は市区町村は、高齢者、障害者等の移動に当たっての様々な障害の解消等を図る取組についての計画(以下「交通計画」という。)を策定し、バス事業者のノンステップバス及びワンステップバスの導入の目的、目標、効果等について定めることとされている。しかし、交通計画において、基本方針の趣旨を踏まえて、補助事業者が保有するバス全体に占めるノンステップバスの割合を考慮した導入目標等が定められていない事態、補助事業者が自ら整備及び運営を行い、同補助金により導入したノンステップバスが発着しているバスターミナルにおいて、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動が確保されていない事態、高齢者、障害者等に対する補助事業者の取組が十分でない事態及び交通計画の策定に際して協議会が十分機能していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、補助事業者に対して、基本方針に定められているノンステップバスの普及率の目標を考慮して各年度の導入目標を定めるなどの具体的な取組を行うことの重要性について周知徹底したり、ノンステップバスが発着する既存のバスターミナルの移動等円滑化の必要性について周知徹底したり、基本方針等の趣旨を踏まえた分かりやすい運行情報の提供や乗務員等に対する教育訓練の実施等、高齢者、障害者等のための取組の必要性について周知徹底したり、協議会、地方運輸局等に対して、基本方針の趣旨を踏まえた協議会の在り方について周知徹底したりするよう国土交通大臣に対して27年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、28年7月に地方運輸局等に対して

通達を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 補助事業者に対して、基本方針に定められているノンステップバスの普及率の目標の達成に向けて各年度の導入目標を定めることなどについて周知徹底した。
- イ 補助事業者に対して、ノンステップバスが発着する既存のバスターミナルの運営において、様々な工夫により移動等円滑化を更に進めることなどについて周知徹底した。
- ウ 補助事業者に対して、高齢者、障害者等のために、ノンステップバスの運行情報を分かりやすく提供することや乗務員等に対する教育訓練を実施することなどについて周知徹底した。
- エ 協議会、地方運輸局等に対して、協議会の開催方法等を原則として関係者全員の出席による対面方式とすることにより交通計画の策定に係る議論を充実させることとするなどの協議会の在り方について周知徹底した。

(5) 独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する出資による保証基金の積増しについて

(平成26年度決算検査報告510ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省が所管する独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「奄美基金」という。)は、奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関から資金の貸付け等を受ける場合に、上記の事業を行う者等から保証料を徴収して金融機関に対する債務を保証する保証業務を行っている(以下、保証業務の対象者を「債務者等」という。)。そして、債務者等が債務不履行に陥った場合に、当該債務者等に代わって金融機関に債務の弁済(以下「代位弁済」という。)を行い、代位弁済により取得した求償権の行使により、事後に債務者等から資金の回収を行っている(以下、この回収した資金を「回収金」という。)。国土交通省は、奄美基金が行う保証業務に必要な基金(以下「保証基金」という。)の造成と、これによる経営基盤の強化を図るために、奄美基金に対して毎年度出資を継続して保証基金を積み増している。しかし、保証基金の額が保証債務残高を超えていたり、保証基金を運用して得られる利益で補填しなくても保証料、回収金等の収入のみで代位弁済による支出を負担できる状況となっていたり、保証基金を積み増しても繰越欠損金の解消に効果的でなかったりしているにもかかわらず、保証業務に対する出資を継続して保証基金を積み増している事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、繰越欠損金の状況を踏まえつつ、出資による保証基金の積増しを見直すなどして、今後の保証基金の規模を保証債務残高の状況等を勘案した適切なものとするよう、国土交通大臣に対して平成27年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、保証債務残高や繰越欠損金の推移等を勘案した上で、27年10月に出資による保証基金の積増しを28年度は行わないこととし、28年7月に29年度以降についても積増しを行わないなどすることとして、今後の保証基金の規模を適切なものとするための処置を講じていた。

(6) 共同溝の有効利用等について

(平成 26 年度決算検査報告 516 ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和 38 年法律第 81 号)に基づき、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、2 者以上の電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者、水道事業者、公共下水道管理者等(以下、これらを合わせて「公益事業者」という。)が設置する電線、ガス管、水管又は下水道管(以下、これらを総称して「公益物件」という。)を収容するために、道路の地下に設ける施設である共同溝の整備を実施している。そして、道路管理者は、共同溝を建設しようとするときは、公益物件の収容の概要等を記載した共同溝整備計画(以下「整備計画」という。)を作成しなければならないこととなっており、記載事項のうち公益物件の収容時期については、共同溝の建設完了後 20 年未満と 20 年以上とに区分等して明示することになっている。しかし、多くの共同溝において整備計画と比較して公益物件の収容が遅れていたり公益物件の一部又は全てが未収容となっていたりしているにもかかわらず、共同溝の利用を促すための取組を十分に行っていなかったことなどにより、共同溝の一部が長期間にわたって有効に利用されていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、公益物件の収容状況等を踏まえて、整備計画における公益物件の収容時期をより具体的に定めるなどして公益物件の収容状況等を適切に確認できるようにするための方策を講じ、整備計画と比較して公益物件の収容が遅れている場合において収容を促し、他の公益事業者への権利及び義務の譲渡を働きかけるなどするための検討を行ったり、国道事務所等に対して、これらの方策や検討を踏まえて、公益物件の収容状況や具体的な収容時期等を公益事業者に提示させるなどして十分確認させるとともに、より積極的に、収容を促し、他の公益事業者への権利及び義務の譲渡を働きかけるなどさせるよう指導したりするよう、国土交通大臣に対して平成 27 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 共同溝の公益物件の収容状況や具体的な収容時期等を毎年公益事業者を確認することとし、そのための調査表の様式を定めるなどして、公益物件の収容状況等を適切に確認する方策を講じた。また、整備計画及び調査表と比較して公益物件の収容が遅れている場合において収容を促したり、他の公益事業者への権利及び義務の譲渡を働きかけたりなどするための検討を行った。

イ 地方整備局等に対して、アの方策や検討を踏まえて、27 年 10 月及び 28 年 7 月に通達等を発して、国道事務所等において、公益事業者から共同溝の公益物件の収容状況や具体的な収容時期等を記入した調査表を提出させて十分確認させるとともに、公益事業者との会議等の場を活用するなどして収容を要請させたり、他の公益事業者への権利及び義務の譲渡が可能であることを周知して他の公益事業者への権利及び義務の譲渡を働きかけさせたりすることとした。

(7) 住民参加型まちづくりファンド支援事業の実施について

(平成 26 年度決算検査報告 523、812 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、地域の資金を景観形成等のまちづくりへ誘導するなどのために、一般財団法人民間都市開発推進機構(平成 25 年 3 月 31 日以前は財団法人民間都市開発推進機構。以下「民都機構」という。)が行う住民参加型まちづくりファンド支援事業(以下「支援事業」という。)に対して補助金を交付している。支援事業は地方公共団体等が設置する基金等(以下「まちづくりファンド」という。)に対して、地方公共団体、住民、企業等が資金の拠出等を行う場合、民都機構が資金(以下「民都資金」という。)を拠出して支援を行うものであり(以下、民都資金の拠出を受けてまちづくりファンドを運営する者を「民都資金受領者」という。)、民都資金はまちづくりファンドから住民等が実施する都市開発事業等(以下「まちづくり事業」という。)への助成等に充てられることとなっている。しかし、まちづくりファンドにおいて、民都資金が使用見込みの見直しなどが行われず長期にわたり使用されていない事態及びまちづくり事業で整備された施設等(以下「助成施設等」という。)が継続的に維持管理されずに撤去等され有効に利活用されていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、民都機構に対して、民都資金の使用見込みの定期的な見直しなどを行うことについて明確に要請を行ったり、民都機構において、民都資金の使用見込みの定期的な見直し、使用見込みの低い民都資金の民都機構への返還等について支援事業の実施要領等(以下「要領等」という。)に明確に定めるとともに、まちづくり事業の選定における助成施設等の継続性の審査等に関する規定を民都資金受領者が整備することについて要領等に定めて、これらを民都資金受領者に周知したりするよう、国土交通大臣及び一般財団法人民間都市開発推進機構理事長に対して 27 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省及び民都機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省及び民都機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 国土交通省は、28 年 1 月に事務連絡を発して、民都機構に対して、民都資金の使用見込みの定期的な見直し及び使用見込みの低い民都資金の返還について、要領等に明確に定めて、民都資金受領者に周知することを要請した。

イ 民都機構は、28 年 2 月に要領等を改正し、民都資金受領者が民都資金の使用見込みの見直しを 3 年度ごとに行い、その結果を民都機構に報告し、使用見込みの低い民都資金の返還を民都機構が求めた場合に民都資金受領者が当該民都資金を返還することについて明確に定めるとともに、まちづくり事業の選定における助成施設等の継続性の審査等に関する規定を民都資金受領者が整備することについて定めて、これらを民都資金受領者に周知した。

(8) 空港施設の維持管理について

(平成 26 年度決算検査報告 529 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)等に基づき、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港等において、滑走路、着陸帯、誘導路等から構成される空港基本施設及び場周柵、排水施設等の土木施設(以下、これらを合わせて「空港土木施設」という。)、航空保安無線施設等の無線関係施設並びに航空灯火その他航空保安上必要な灯火(以下「航空灯火施設」という。))を、空港保安管理規程を定めるなどして管理している(以下、空港土木施設、無線関係施設及び航空灯火施設を合わせて「空港施設」といい、同規程等に基づいた空港施設の機能を維持するための管理を「維持管理」という。)。しかし、空港土木施設台帳に空港土木施設の図面情報等を記載していない事態、空港施設の一部において点検項目を具体的に定めていないなどの事態及び滑走路等の定期点検の結果、測定値が修繕を必要とする基準値を超過するなどした場合に適切に修繕等を実施していない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、空港土木施設について、空港事務所に対して、空港土木施設台帳を維持管理に十分に活用するために、空港土木施設の図面情報等を記載して適切に整備すること、空港土木施設に係る具体的な点検項目を定めて巡回点検を実施すること及び空港土木施設の定期点検の結果を踏まえて適切に修繕等を実施することを周知徹底し、空港土木施設の維持管理を適切に実施するように指導したり、無線関係施設及び航空灯火施設について、鉄塔及び灯柱に係る具体的な点検項目を定めて、空港事務所等に対して適切に点検を実施するように指導したりするよう、国土交通大臣に対して平成 27 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 27 年 12 月に、空港土木施設について、空港事務所に対して事務連絡を発して、空港土木施設台帳に空港土木施設の図面情報等を記載して適切に整備すること、空港土木施設に係る具体的な点検項目を定めて巡回点検を実施すること及び滑走路等の点検の結果を踏まえて適切に修繕等を実施することを周知徹底し、空港土木施設の維持管理を適切に実施するように指導した。

イ 28 年 1 月に、無線関係施設及び航空灯火施設について、鉄塔及び灯柱に係る具体的な点検項目を定めた上で、空港事務所等に対して事務連絡を発して適切に点検を実施するように指導した。

第13 環 境 省

不 当 事 項

工 事

(306) 中間貯蔵施設予定地内におけるスクリーニング施設等の築造工事の実施に当たり、柱脚部の施工が設計と相違していて、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)環境本省 (項)環境保全復興事業費
部 局 等	福島環境再生事務所
工 事 名	平成 26 年度中間貯蔵に係る大熊町土壌等保管場設置工事
工 事 の 概 要	除去土壌等を仮置場等から輸送して中間貯蔵施設予定地内に貯蔵するための施設を整備するもの
工 事 費	753,300,000 円
請 負 人	清水・熊谷特定建設工事共同企業体
契 約	平成 27 年 1 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 27 年 3 月、11 月
支 払	平成 27 年 1 月、11 月
施工が設計と相違していた工事費	56,181,781 円(平成 26 年度)

1 工事の概要

この工事は、環境省福島環境再生事務所(以下「事務所」という。)が、平成 26、27 両年度に、福島県双葉郡大熊町地内において、除染等の措置等の一環として除去土壌等を仮置場等から輸送して中間貯蔵施設予定地内に貯蔵するために、除去土壌等の保管場所の造成、スクリーニング施設 2 棟、洗車施設 1 棟等の築造等を、清水・熊谷特定建設工事共同企業体を請負人として工事費 753,300,000 円で実施したものである。

このうち、スクリーニング施設は、除去土壌等を保管場所に輸送する車両等の放射線量を検査するための施設であり、洗車施設は、スクリーニング施設において検査した放射線量に応じて車両等を洗浄するための施設である(以下、スクリーニング施設と洗車施設を合わせて「スクリーニング施設等」という。)。そして、スクリーニング施設等 3 棟は、いずれも、鉄骨造の骨組に膜材を張るなどした骨組膜構造で、柱部を 20 か所設置した建築物となっている(参考図 1 参照)。

骨組膜構造の建築物は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)等によれば、自重、積雪荷重等に対して安全な構造のものでなければならぬとされており、構造上主要な部分を構成する鋼材については、ボルト又は溶接で接合する設計にしなければならないなどとされている。

事務所は、建築基準法等のほか、「軽鋼構造設計施工指針・同解説」(社団法人日本建築学会編。以下「指針」という。)等に基づき本件工事の設計を行っている。指針等によれば、鋼材の

接合については、接合部に生ずる応力を確実に伝達できるように設計することなどとされている。

そして、事務所は、スクリーニング施設等において構造上主要な部分となる柱部と基礎部との接合部(以下「柱脚部」という。)の設計に当たり、柱部を構成する弦材の先端が、高さを調整するためにねじ型の構造となっていて、設計計算上、柱部に作用する建築物の自重、積雪荷重等の鉛直荷重に対して抵抗できないとして、これらの鉛直荷重に対して抵抗できるように、次のとおり設計し、これにより施工することとしていた(参考図2参照)。

- ① 柱部の水平材に取り付けた鋼板材(以下「上側リブ」という。)と基礎部のベースプレートに取り付けた鋼板材(以下「下側リブ」といい、上側リブと下側リブを合わせて「リブ材」という。)を接合することにより、リブ材において鉛直荷重を負担させるようにして、弦材の先端においては負担させないようにする。
- ② リブ材において鉛直荷重を負担させることから、指針等に基づき、上側リブと下側リブの接合については、すみ肉溶接による重ね継手^(注1)として、鉛直荷重を基礎部に確実に伝達できるようにするために、すみ肉溶接のサイズを3.5mm、溶接長については、その10倍以上である40mm、のど厚^(注3)については、3.5mmの0.7倍である2.45mmとし、溶接箇所については、前面2か所、背面2か所の計4か所とする(参考図3参照)。

(注1) すみ肉溶接 ほぼ直交する二つの部材の面をつなぐ三角形の断面を持つ溶接

(注2) 重ね継手 二つの鋼板を重ね合わせて接合するもの

(注3) のど厚 すみ肉溶接部分に作用する応力を確実に伝達させる溶接金属の厚さ

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、スクリーニング施設等の施工が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、事務所において、設計図書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、請負人は、柱脚部のリブ材の接合に当たり、スクリーニング施設2棟ではいずれも柱脚部20か所のうち19か所において、また、洗車施設では柱脚部20か所全てにおいて、溶接を粗雑に行っており、溶接箇所を前面又は背面の片面側のみとしていたり、溶接長又はのど厚について設計を満たすようにしていなかったりなどとしていて、計60か所のうち58か所においてはリブ材が確実に接合されておらず、柱脚部の施工が設計図書等と相違したものとなっていた。

このため、上記の58か所において、リブ材が鉛直荷重を負担することができず、基礎部に伝達できない状態となっていて、弦材の先端が鉛直荷重を負担することとなり、柱脚部は鉛直荷重に対して抵抗できないものとなっていた。

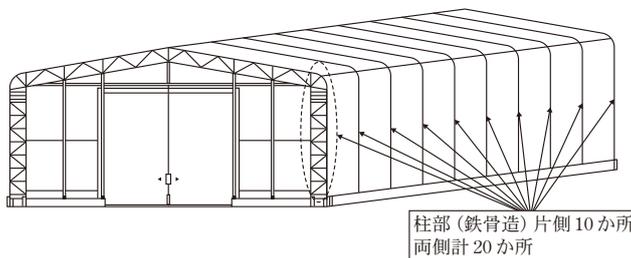
したがって、本件工事は、スクリーニング施設等3棟の柱脚部の施工が設計と相違していたため、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額56,181,781円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人による柱脚部におけるリブ材の溶接の施工が設計と相違していたのに、これに対する事務所の検査が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、本件3施設について、事務所は27年11月に、リブ材を確実に接合するなどの措置を講じた。

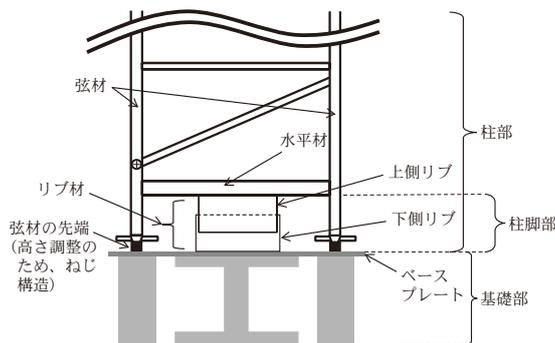
(参考図1)

スクリーニング施設等の外観概念図



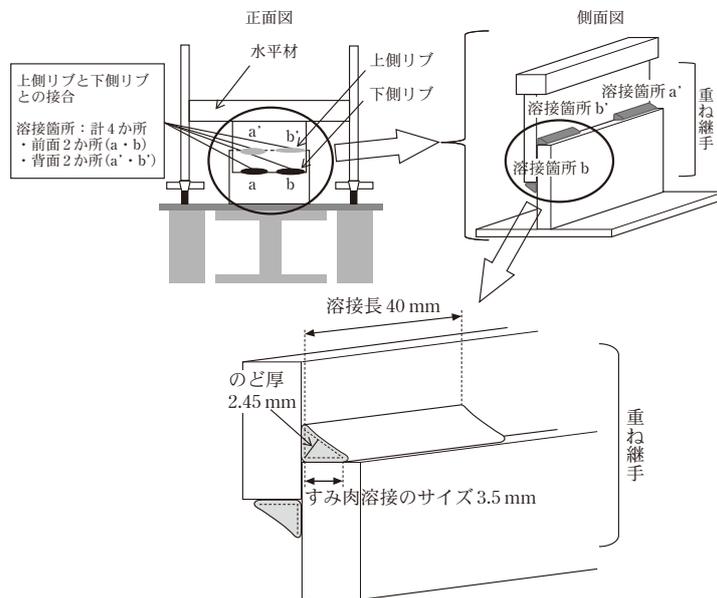
(参考図2)

柱部及び柱脚部の詳細概念図



(参考図3)

リブ材の接合概念図



役 務

(307) 国際会議等の開催に伴う行事の企画、運営等の業務に係る請負契約において、予定していた業務の内容を変更していたのに、契約額の変更を適切に行わなかったため、契約額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項) 生物多様性保全等推進費
部 局 等	環境本省

契 約 名	(1) 平成 22 年度国際生物多様性年クロージング式典開催等業務 (2) 平成 22 年度国際生物多様性年国内委員会運営等業務 (3) 平成 22 年度国際生物多様性年及び生物多様性条約 COP10 普及促進業務
契 約 の 概 要	生物多様性条約第 10 回締約国会議等の開催に合わせた生物多様性及び国際生物多様性年の普及促進を図るための行事の企画、運営、広報等を行うもの
契 約 の 相 手 方	株式会社電通
契 約	(1) 平成 22 年 10 月 一般競争契約 (2) 平成 22 年 4 月 随意契約 (3) 平成 22 年 4 月 随意契約
契 約 額	(1) 75,600,000 円 (2) 50,000,000 円 (3) 42,000,000 円 計 167,600,000 円
過大となっていた契約額	(1) 14,216,018 円 (2) 5,625,507 円 (3) 2,872,022 円 計 22,713,547 円

1 契約の概要

環境本省は、平成 22 年度に、平成 22 年度国際生物多様性年クロージング式典開催等業務(以下「クロージング式典業務」という。)を一般競争契約により、また、平成 22 年度国際生物多様性年国内委員会運営等業務(以下「国内委員会業務」という。)及び平成 22 年度国際生物多様性年及び生物多様性条約 COP10 普及促進業務(以下「普及促進業務」という。)を随意契約により、いずれも株式会社電通(以下「会社」という。)との間で、それぞれ契約額 75,600,000 円、50,000,000 円、42,000,000 円、計 167,600,000 円で請け負わせて実施している。

クロージング式典業務は、生物多様性条約第 10 回締約国会議(以下「COP10」という。)開催国である日本における国際生物多様性年のクロージング式典(以下「式典」という。)の開催に当たり、国内外から関係者を招致して、関係者の一部については旅費等を負担して招へいするなどの業務である。また、国内委員会業務は、国際生物多様性年国内委員会を運営し、各種イベントを開催するなどして、生物多様性の保全等に取り組むことを促進するなどのために、地球生きもの委員会幹事会(以下「幹事会」という。)を運営するなどの業務である。そして、普及促進業務は、国際連合が任命した日本在住の COP10 名誉大使(以下「名誉大使」という。)を活用した COP10 及び国際生物多様性年に関連するイベントの企画・運営を行うなどの業務である。

本件 3 契約の契約書によれば、会社は仕様書等に基づき業務を行うものとされているほか、環境本省は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を会社に通知して、仕様書等を変更することができることされており、この場合において、環境本省は、必要があると認められるときは履行期間又は契約額を変更しなければならないとされている。

そして、環境本省は、本件3契約の仕様書において、会社に対して、実際に行った業務内容を取りまとめた報告書(以下「報告書」という。)を成果物として提出させることとしている。

2 検査の結果

本院は、合规性、経済性等の観点から、契約は仕様書のとおり履行されているか、仕様書の内容を変更する必要があるときは適切な事務手続がとられているかなどに着眼して、前記の3契約を対象として、環境本省において、契約書、仕様書、予定価格調書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

ア クロージング式典業務について、仕様書、予定価格調書等によれば、国外から招致する者(以下「招へい者」という。)は13名、また、式典で発言する機会がある者(以下「発言者」という。)は招へい者を合わせて20名とされていた。そして、招へい者13名に係る旅費と、発言者の案内・接遇を行う者(以下「接遇者」という。)20名に係る旅費、人件費等として計24,914,841円が計上されていた。

しかし、報告書によれば、実際に来日した招へい者は5名であり、また、発言者は13名で、これに係る接遇者も13名となっていて、これらに要する旅費、人件費等を計算すると計12,939,996円であった。

イ 国内委員会業務について、仕様書、予定価格調書等によれば、幹事会の開催回数は7回とされ、幹事会の幹事に係る国内旅費等として計8,620,267円が計上されていた。

しかし、報告書によれば、幹事会は実際には3回しか開催されておらず、これらに要する旅費等を計算すると計3,833,043円であった。

ウ 普及促進業務について、仕様書、予定価格調書等によれば、名誉大使と国際連合の関係者との対談(以下「国連関係者との対談」という。)はニューヨーク及びモンリオールで計2回行われることとされ、名誉大使等に係る日本からの旅費として計4,817,334円が計上されていた。

しかし、報告書によれば、国連関係者との対談は、1回は仕様書どおりニューヨークで行われていたものの、残りの1回は、モンリオールではなく、東京で行われており、これに要する旅費を計算すると計2,434,667円であった。

前記のとおり、ア、イ、ウいずれにおいても、環境本省は、仕様書等で予定していた業務内容の重要な項目である招へい者等の人数、幹事会の開催回数、国連関係者との対談の場所等について変更していたのに、本件3契約の契約額の変更を行わないままその全額を会社に支払っていた。

したがって、本件3契約に係る旅費、人件費等について、契約額の変更を適切に行ったとして適正な契約額を算定すると、計144,886,453円となり、前記の契約額計167,600,000円との差額22,713,547円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、環境本省において、仕様書等で予定していた業務内容の重要な項目を変更したことに伴い契約額の変更を行うことに対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

補助金

第3章
第1節
第13
環境省

(308) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(311)

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省、新潟県
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等(事業主体)	県3、市1、計4補助事業者等
補助事業等	再生可能エネルギー等導入推進基金事業、循環型社会形成推進交付金事業
事業費の合計	138,366,625 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	89,461,000 円
不当と認める事業費の合計	23,654,863 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	18,631,717 円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、34 都道府県、235 市町村等及び6 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、3 県、1 市、計4 事業主体が実施した再生可能エネルギー等導入推進基金事業及び循環型社会形成推進交付金事業に係る国庫補助金等 18,631,717 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

3 件 不当と認める国庫補助金 16,119,717 円

(2) 補助の対象とならないもの

1 件 不当と認める国庫補助金 2,512,000 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

3件 不当と認める国庫補助金 16,119,717円

再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったり基金事業対象事業費を過大に精算したりしていたもの

(3件 不当と認める国庫補助金 16,119,717円)

再生可能エネルギー等導入推進基金(以下「基金」という。)は、平成24年度から26年度までの各年度に、環境省が東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需要の逼迫への対応の必要性に鑑み、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーシステムの導入等を支援し、環境先進地域の構築に資する事業を実施することなどを目的として、都道府県及び政令指定都市(以下「事業主体」という。)に対して、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付して造成させたものである。

事業主体は、「平成24年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー等導入推進基金)交付要綱」(平成24年5月環境事務次官通知)、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領」(平成24年5月環境省総合環境政策局長通知)、「平成24年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業の取扱いについて」(平成24年5月環境省総合環境政策局環境計画課通知)等(以下、これらを合わせて「要綱等」という。)に基づき、基金を財源として、災害時に避難所、災害対策本部等の防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設」という。)において、太陽光発電設備、蓄電池設備、LED灯等を設置するなどする事業(以下「基金事業」という。)を自ら実施するほか、管内の市町村等が実施する基金事業に対して、基金を取り崩して事業主体からの補助金(以下「県補助金」という。)として交付している。

要綱等においては、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害が発生して、電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点施設において必要な機能を確保するためのものとなっている。また、基金事業の対象となる事業費(以下「基金事業対象事業費」という。)は、事業を実施するために必要な設計費、本工事費、附帯工事費等を合計するなどした額となっている。

本院が事業主体である15道県及び県補助金の交付を受けた58市町村において会計実地検査を行ったところ、神奈川、山梨、滋賀各県管内の3市村^(注1)において、基金事業により実施した設備の設置工事において設計が適切でなく所要の安全度が確保されていなかったり、基金事業対象事業費を過大に精算していたりしたため、取り崩された基金計16,119,717円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

(注1) 3市村 伊勢原、長浜両市、南都留郡道志村

このような事態が生じていたのは、県補助金の交付を受けた3市村において、設備の設置工事において所要の安全度についての検討が十分でなかったり、基金事業対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったりしていたこと、3事業主体において、県補助金に係る実績報告書の審査及び市村に対する助言が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額		不当と認める基金使用額		不当と認める国庫補助金等相当額	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円
(308) 環境本省	神奈川県	25	28,366	28,366	7,550	7,550	7,550	7,550	

神奈川県は、伊勢原市に対して県補助金を交付しており、同市は、地震等の大規模災害に備えて、災害時に避難所となる伊勢原小学校校舎屋上等に、太陽光発電設備等を設置する工事を工事費31,468,500円(県補助金28,366,000円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。このうち、太陽光発

部局等	補助事業者等 (事業主体)	実施年度	基金使用額	左に対する国 庫補助金等交 付額	不当と認める 基金使用額	不当と認める 国庫補助金等 相当額
			千円	千円	千円	千円

電設備については、校舎屋上の床面に設備の滑動を防止するゴムマットを敷設して、その上にコンクリート基礎9基を据え置いた上に、架台及び太陽光パネル52枚を設置するものである。

同市は、太陽光発電設備の設計を「太陽電池アレイ用支持物設計標準」(財団法人日本規格協会発行)等に基づいて行っており、これらの基準等においては、恒久的に加わる固定荷重を基に算出した基礎底面に作用する地震力が、滑動抵抗力を下回ることを確認することとなっている。

そして、同市は、太陽光発電設備の設計に当たり、基礎底面に作用する地震力が、基礎底面とゴムマットとの摩擦により生じる滑動抵抗力を下回ることから安定計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、同市は、上記の基礎底面に作用する地震力の算出に当たり、太陽光パネル52枚、架台及びコンクリート基礎9基全ての荷重118.1kNを固定荷重とすべきところ、誤って、太陽光パネル52枚のうち6枚分の荷重計1.5kNのみを固定荷重としていた。

そこで、全ての荷重118.1kNを固定荷重として改めて太陽光発電設備の安定計算を行ったところ、基礎底面に作用する地震力は236.3kNとなり、基礎底面とゴムマットとの摩擦により生じる滑動抵抗力82.7kNを大幅に上回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件太陽光発電設備(工事費相当額10,626,000円、国庫補助金相当額7,550,340円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(309) 環境本省 山梨県 26 21,600 21,600 3,232 3,232

山梨県は、南都留郡道志村に対して県補助金を交付しており、同村は、地震等の大規模災害に備えて、太陽光発電式蓄電池内蔵LED街路灯(以下「ソーラーLED街路灯」という。)43基を道志村内15か所の避難所周辺の避難路脇等に設置する工事を工事費21,729,600円(県補助金21,600,000円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。このうち40基については、避難路脇等の土中にコンクリート基礎を埋め込むなどして設置するものである。

同村は、上記ソーラーLED街路灯40基の設計を「照明用ポール強度計算基準JIL1003」(社団法人日本照明器具工業会編)、「道路標識ハンドブック2012年度版」(一般社団法人全国道路標識・標示業協会編)等に基づいて行っており、これらの基準等においては、ソーラーLED街路灯等の基礎は、基礎前面地盤の水平地盤反力度が地盤の受働土圧強度を上回らないよう設計することにより安定するとなっている。

そして、同村は、前記ソーラーLED街路灯40基の基礎の設計に当たり、土中への埋込み長さを0.8mとするなどして安定計算を行っており、その結果、基礎前面地盤の水平地盤反力度が地盤の受働土圧強度を上回らないことから安全であるとして、平成26年12月に工事を発注していた。

しかし、同村は、本件工事発注後の27年1月、請負人から、前記ソーラーLED街路灯40基の基礎について、設置場所の状況等を考慮すると土中への埋込み長さを0.8mよりも短く変更する必要があるとするなどの協議を受け、これを承認していたが、設計の変更に当たり、設計変更後の埋込み長さなどに基づいた基礎の安定計算を行っていなかった。

そこで、設計変更後の埋込み長さなどに基づいて改めて基礎の安定計算を行ったところ、ソーラーLED街路灯6基については、基礎前面地盤の水平地盤反力度147.5kN/m²が、地盤の受働土圧強度70.8kN/m²を大幅に上回っているなどしており、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、ソーラーLED街路灯6基(工事費相当額3,434,400円、国庫補助金相当額3,232,377円)は、基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	実施年度	基金使用額 千円	左に対する国	不当と認める	不当と認める
				庫補助金等交 付額 千円	基金使用額 千円	国庫補助金等 相当額 千円
(注2) 水平地盤反力度 構造物を介して地盤に水平方向の力を加えたとき、地盤に発生する単位面積当たりの抵抗力をいう。						
(310) 環境本省	滋 賀 県	26	26,000	26,000	5,337	5,337
<p>滋賀県は、長浜市に対して県補助金を交付しており、同市は、長浜市役所北部振興局の庁舎建物に太陽光発電設備等を設置する事業を事業費 27,765,445 円(県補助金 26,000,000 円、国庫補助金相当額同額)で実施したとする基金事業の実績報告書を提出していた。</p> <p>しかし、上記事業費のうち、同市が基金事業対象事業費としていた 26,740,602 円は、本件太陽光発電設備等に係る契約金額ではなく、県補助金の交付申請に当たり算出した概算設計金額に基づいて算出した額であった。</p> <p>したがって、太陽光発電設備等に係る契約金額に基づいて適正な事業費及び基金事業対象事業費を算定すると、それぞれ 22,699,818 円、20,663,861 円となり、県補助金は 20,663,000 円となることから、前記の県補助金 26,000,000 円はこれに比べて 5,337,000 円過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額 5,337,000 円が基金から過大に取り崩され使用されていた。</p>						
(308)-(310)の計			75,966	75,966	16,119	16,119

(2) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,512,000 円
 循環型社会形成推進交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,512,000 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象 事業費) 千円	左に対する国庫補助金等交 付額 千円	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費) 千円	不当と認める国庫補助金等 相当額 千円
(311) 新潟県	三条市	循環型社会形成推進交付金	25、26	57,403 (40,487)	13,495	7,535 (7,535)	2,512

この交付金事業は、三条市が、マテリアルリサイクル推進施設の整備の一環として、三条市清掃センター敷地内において、回収した古紙類、空缶、ペットボトル等の資源物を貯留等する施設(以下「ストックヤード」という。)の整備に伴い、構内道路、駐車場等を整備する外構工事を実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月環境事務次官通知)等によれば、循環型社会形成推進交付金の交付対象となる事業は、市町村(一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。)が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する基本方針に沿って策定し環境大臣の承認を得た「循環型社会形成推進地域計画」(以下「地域計画」という。)に基づく事業とされている。

同市は、平成25年1月に、資源物の貯留等のためのストックヤードを整備する必要性や資源物の処理方法等を記載した地域計画を新潟県を通じて環境大臣に提出し、同年3月に環境大臣の承認を受けていた。

そして、同市は、ストックヤードの整備後に、外構工事として、ストックヤードの周囲に構内道路等を整備するほか、せん定枝を分別して回収する拠点として、構内道路の隣接地 1,904㎡においてアスファルト舗装工等を実施し、アスファルト舗装工等に係る工事費を含めた事業費 57,403,080 円(交付対象事業費 40,487,040 円)で本件交付金事業を実施したとして、27年4月に同県に実績報告書を提出

し、これにより交付金 13,495,000 円の交付を受けていた。

しかし、同市は、地域計画において、せん定枝に係る分別及び回収の処理を当該清掃センターとは別の場所に所在する既設のリサイクルセンター(17年3月しゅん功)でのみ行うこととしていて、アスファルト舗装工等は地域計画に基づく事業ではないのに、アスファルト舗装工等に係る工事費を交付対象事業費に含めていた。

なお、構内道路の隣接地 1,904㎡は、せん定枝に係る分別及び回収の処理以外の目的も含めて全く使用されていなかった。

したがって、前記のアスファルト舗装工等に要した費用 7,535,146 円は交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金相当額 2,512,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金事業における交付の対象についての理解が十分でなかったこと、同県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同市に対する助言が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

除染事業等の実施に当たり、除染仮置場の造成工事における基礎地盤の沈下を考慮した設計方法や、除染仮置場等の囲い柵の設計風速等について現地の状況を踏まえた設計基準を策定することなどにより、除去土壌等が適切に保管されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)東日本大震災復旧・復興廃棄物・リサイクル対策推進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)環境本省 (項)環境保全復興政策費 (組織)地方環境事務所 (項)環境保全復興政策費 等
部 局 等	環境本省、福島環境再生事務所
事業の根拠	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)
除染事業等における工事の概要	除去土壌等を一時保管するための除染仮置場の造成工事及び囲い柵の設置工事等を行うもの
農地等において積み上げたコンテナが5段又は6段となっている除染仮置場の箇所数及び除染仮置場の造成に係る工事費相当額	34 箇所 48 億 3817 万円(平成24年度から27年度までの間にしゅん功したもの)

上記のうち基礎底面の集水勾配が逆勾配となるなどのおそれがある除染仮置場の箇所数及び除染仮置場の造成に係る工事費相当額(1)	31 箇所	41 億 5986 万円
囲い柵を設置した除染仮置場及び廃棄物仮置場の箇所数並びに囲い柵の設置に係る工事費相当額	44 箇所	9 億 5618 万円(平成 24 年度から 27 年度までの間にしゅん功したもの)
上記のうち安定計算結果に大きな影響が生ずる状況となっていた除染仮置場及び廃棄物仮置場の箇所数並びに囲い柵の設置に係る工事費相当額(2)	27 箇所	5 億 1238 万円
(1)及び(2)に係る箇所数の純計及び工事費相当額の計	40 箇所	46 億 7224 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

除染事業等における仮置場の整備について

(平成 28 年 10 月 20 日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 工事の概要

(1) 除染事業等の概要

国は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号。以下「特措法」という。)を制定している。

特措法によれば、環境大臣は、事故由来の放射性物質による環境の汚染が著しいなどの事情から、国が除染等の措置等(注1)を実施する必要がある地域を除染特別地域(注2)に指定することができ、国は同地域について除染等の措置等を実施しなければならないとされている(以下、この事業を「直轄除染事業」という。)

(注 1) 除染等の措置等 特措法によれば、「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」が「除染等の措置等」とされている。このうち、「土壌等の除染等の措置」は、「事故由来の放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等につ

いて講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置」とされている。

(注2) 除染特別地域 福島県双葉郡楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、葛尾村及び相馬郡飯館村の全域並びに田村、南相馬両市、伊達郡川俣町及び双葉郡川内村の区域のうち指定された地域

また、特措法によれば、環境大臣は、その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来の放射性物質により汚染されているおそれがあるなどの事情から、国が廃棄物の収集等を実施する必要がある地域を汚染廃棄物対策地域^(注3)に指定することができ、同地域を指定したときは、同地域内にある廃棄物(津波により生じたがれきや倒壊した家屋等も含む。以下「対策地域内廃棄物」という。)の処理について対策地域内廃棄物処理計画を定めなければならないとされている。そして、国は、これに従って、対策地域内廃棄物について収集、運搬、保管及び処分を実施しなければならないとされている(以下、この事業を「対策地域内廃棄物処理事業」といい、直轄除染事業と合わせて「除染事業等」という。)

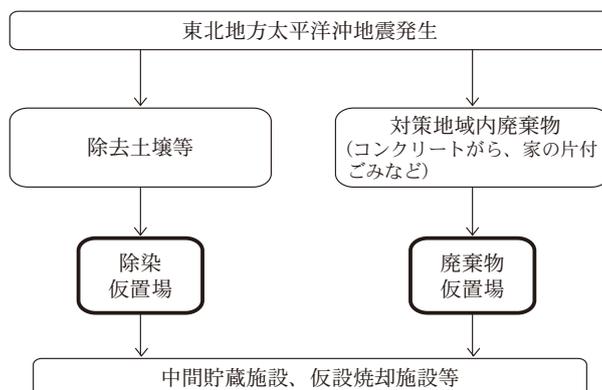
(注3) 汚染廃棄物対策地域 除染特別地域と同じ地域が指定されている。

(2) 除染事業等の仮置場

ア 仮置場の概要

直轄除染事業では、除染等の措置等に伴い除去した汚染土壌(以下「除去土壌」という。)を中間貯蔵施設に搬出するまでの間、また、対策地域内廃棄物処理事業では、収集した廃棄物を仮設焼却施設等に搬出するまでの間、それぞれ仮置場を設けてこれらを一時保管することとしており、平成28年3月末時点で、直轄除染事業に係る仮置場(以下「除染仮置場」という。)は106か所、対策地域内廃棄物処理事業に係る仮置場(以下「廃棄物仮置場」という。)は24か所に上っている。そして、除染仮置場は除去土壌等を中間貯蔵施設に搬出を終了した時点で、また、廃棄物仮置場は収集した廃棄物を仮設焼却施設等に搬出を終了した時点で用途廃止して、原状復旧を行うこととなっている(図1参照)。

図1 除染事業等の流れ



貴省は、除染仮置場では、除去土壌等を保管するために造成工事を行っており、23年10月の「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的な考え方」(環境省公表)において、除染仮置場への除去土壌等の搬入開始から3年程度を目途として中間貯蔵施設を供用開始できるよ

う、最大限の努力を行うこととしている。また、廃棄物仮置場では、廃棄物の種類に応じて定められた方法により飛散、流出防止等を図って保管している。

イ 除染仮置場の造成工事等

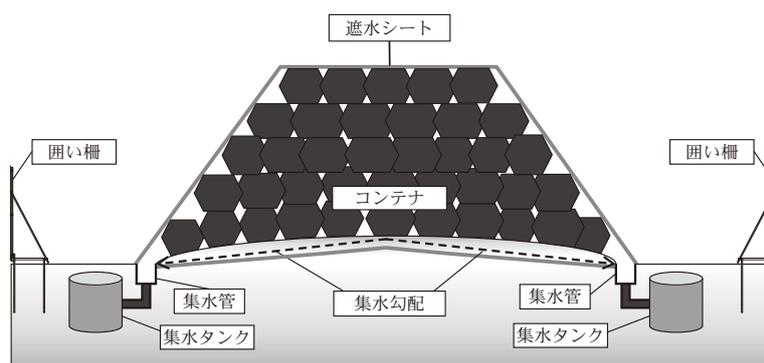
貴省は、除去土壌等を一時保管するための除染仮置場の造成工事等を、23年12月に定めた「除去土壌の保管に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)等に基づき実施することとしている。ガイドライン等によれば、除去土壌等は、フレキシブルコンテナや耐候性大型土のう等(以下「コンテナ」という。)に詰めて除染仮置場に運搬して、コンテナを台形状に積み上げて保管することとされ、除去土壌等に含まれる放射性物質の流出及び雨水の浸入を防止するために、遮水シート等を底面に敷くとともに、上面及び側面からコンテナを覆い、シートの端部を熱圧着するなどして密閉することとされている。そして、積み上げるコンテナが遮水性を有していない場合、コンテナに詰めた除去土壌等から放射性物質を含む水が浸出して遮水シート内にたまるおそれがあることから、この浸出水を集水するために、基礎底面に勾配を設けるとともに集水管及び集水タンク(以下、これらを合わせて「集水設備」という。)を設置し、浸出水中の放射性物質濃度を測定するなどして、安全に管理されていることを確認することになっている(図2参照)。

ウ 除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵

ガイドライン等によれば、部外者の立入りが可能となる場所に除染仮置場及び廃棄物仮置場を整備するときは、金属製の目隠しフェンス(以下「囲い柵」という。)、鉄線柵、ネット柵等を設けることにより、部外者がみだりに立入ることを防ぐことが重要であるなどとされており、また、風雨等の影響により、囲い柵等が転倒等しないよう施工する必要があるとされている。

そして、貴省は、除染仮置場及び廃棄物仮置場において、部外者の立入防止、地域住民の要望による周辺環境への配慮等のために、必要に応じて囲い柵を設置している。

図2 除染仮置場の基本構造の概念図



2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、法規性、有効性等の観点から、除染仮置場の造成工事並びに除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵の設置工事について、地盤が軟弱である農地等に設置されているものが多いことなどから、設計は現地の状況に応じた適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴省本省、除染事業等を実施している貴省福島環境再生事務所(以下「福島事務所」という。)において、24年度から27年度までの間にしゅん功した除染仮置場106か所(38契約)及び廃棄物仮置場24か所(21契約)の造成工事等計130か所(59契約)のうち、農地等において、コンテナを最も高く(5段又は6段、約5m)積み上げている除染仮置場計34か所(8契約、除染仮置場の造成に係る工事費相当額計48億3817万余円)並びに囲い柵を設置した除染仮置場29か所(5契約)及び廃棄物仮置場15か所(17契約)、計44か所(計22契約、囲い柵の設置に係る工事費相当額計9億5618万余円)を対象として、契約書、設計図書、構造計算書等の関係書類及び現地状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 除染仮置場の造成工事の設計において基礎地盤の沈下を考慮せずに集水勾配を決定していた事態

福島事務所は、除染仮置場計34か所(8契約)の造成工事において、台形状に積み上げたコンテナが遮水性を有していないことから、コンテナに詰めた除去土壌等から放射性物質を含んだ水が浸出し、遮水シート内にたまるおそれがあるとして、集水設備を設置することとし、コンテナの基礎底面において、中央から端部に向かって0.5%の集水勾配を設けることなどとして設計していた。

除染仮置場においては、コンテナを台形状に積み上げていて、荷重が中央部に集中すると考えられるが、福島事務所は、除染仮置場の設計に当たって、コンテナ、盛土等の上載荷重や土質条件等により生ずるおそれのある基礎地盤の沈下を考慮せずに、基礎底面の集水勾配等を決定していた。

しかし、除染仮置場は、地盤が軟弱である農地等に設置されているものが多いことから、基礎地盤の沈下が生ずるおそれがあり、「道路土工 軟弱地盤対策工指針」(社団法人日本道路協会編)によれば、土工構造物の構築に当たっては、地盤の沈下を見込んだ設計とするなどの配慮が必要であるとされている。

そこで、同指針に基づき、除染仮置場ごとに基礎地盤の沈下量の想定値を算定したところ、表1のとおり、中央部における沈下量の最大想定値は、20cm以上の箇所が6か所、10cm以上20cm未満の箇所が22か所、10cm未満の箇所が6か所となる。そして、この算定結果に基づくと、除染仮置場31か所(8契約、仮置場の造成に係る工事費相当額計41億5986万余円)については、積み上げたコンテナの中央部における沈下量の想定値と端部における沈下量の想定値に差が生ずることから、基礎底面の集水勾配が逆勾配となって、浸出水の集水が適切に行えず、浸出水の放射性物質濃度を測定することができなくなるおそれがあると認められた。また、その場合、浸出水は遮水シートにより外部へ漏水しないものの、遮水シート内にたまることから、コンテナを中間貯蔵施設へ搬出する際の作業等に影響が生ずるおそれがあると認められた。

表1 中央部における沈下量の最大想定値及び基礎底面の集水勾配 (単位：箇所)

所在市町村	仮置場	中央部における沈下量の最大想定値			左に基づく基礎底面の集水勾配	
		20cm 以上	10cm 以上 20cm 未満	10cm 未満	逆勾配となるもの	逆勾配とならないもの
田村市	4	0	4	0	4	0
川俣町	16	2	12	2	15	1
楡葉町	4	1	2	1	3	1
浪江町	6	1	2	3	5	1
飯館村	4	2	2	0	4	0
計	34	6	22	6	31	3

なお、上記34か所の除染仮置場の中央部の沈下量が最大想定値に達するまでの時間については、除染仮置場ごとに土質試験を行うなどして算出された係数等を用いて計算する必要があるが、係数等を仮定して計算すると、除染仮置場ごとの荷重等の諸条件により相違が生ずる可能性があるものの、表2のとおり1年程度から10数年程度となっている。

表2 沈下量の最大想定値に達するまでの時間 (単位：箇所)

所在市町村	仮置場	沈下量の最大想定値及び条件を仮定した最大想定値に達するまでの沈下時間											
		20 cm 以上				10 cm 以上 20 cm 未満				10 cm 未満			
		5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上			
田村市	4	0	—	—	—	4	4	—	—	0	—	—	—
川俣町	16	2	1	—	1	12	9	3	—	2	2	—	—
楡葉町	4	1	—	1	—	2	2	—	—	1	1	—	—
浪江町	6	1	—	—	1	2	2	—	—	3	3	—	—
飯館村	4	2	—	1	1	2	2	—	—	0	—	—	—
計	34	6	1	2	3	22	19	3	—	6	6	—	—

(2) 除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵の設計について、現地の状況を踏まえたものとなっていなかった事態

福島事務所は、囲い柵の設置に当たっては、設計基準を設けていないことから、除染仮置場及び廃棄物仮置場計44か所(22契約)において、それぞれ風雨等の影響により囲い柵が転倒等しないよう、次のように設計し施工していた。

ア 囲い柵の風荷重に対する設計については、「改訂風荷重に対する足場の安全技術指針」(一般社団法人仮設工業会編。以下「技術指針」という。)や、請負業者が独自に作成するなどした「フラットパネル風圧計算書」、「仮囲い構造計算書」等(以下、これらを合わせて「計算書等」という。)に基づくなどして、仮置場ごとに区々となっていた。そして、設計風速について、15か所においては技術指針に基づいて、再現期間12か月の風速から算出した21m/sを用いていたり、29か所においては計算書等に基づいて、建設地付近の気象観測所において観測された過去5年間の既往最大風速^(注5)から算出した30m/sを用いていたりしていた。

(注4) 再現期間12か月の風速 気象観測所において観測された過去の風速データに基づき月最大風速を求め、統計解析により12か月間に再現されると見込まれる風速

(注5) 過去5年間の既往最大風速 過去5年間における10分間平均風速の最大値

イ 囲い柵の基礎の安定計算における許容引抜力の算定に用いる安全率については、計算書等において、供用期間1年程度の仮設構造物であることなどから1.5としており、44か所全てにおいて、これに基づき設計していた。一方、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく告示である「地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める件」(平成19年国土交通省告示第1232号)においては、許容引抜力の算定に用いる安全率について、基礎の周辺地盤が軟弱な粘土質地盤等が含まれている場合には1.875を用いて設計することとなっている。

そこで、前記のとおり、仮置場における除去土壌等の保管期間が3年程度とされていることを踏まえて、囲い柵に作用する設計風速を、再現期間12か月の風速ではなく、29か所の設計において用いられていた過去5年間の既往最大風速から算出した30m/sと仮定し、また、許容引抜力の算定に用いる安全率を前記の告示における軟弱な粘土質地盤等を含む場合の1.875と仮定するなどして、囲い柵の基礎について安定計算を行ったところ、表3のとおり、27か所(6契約、囲い柵の設置に係る工事費相当額計5億1238万余円)において囲い柵の基礎に作用する引抜力が許容引抜力を最大で4倍程度上回るなどして、安定計算結果に大きな影響が生じる状況となっていた。

表3 囲い柵の基礎の安定計算

所在地	仮置場箇所数	当局による設計				本院修正による設計					
		設計最大風速(m/s)	設計最大風速の根拠	許容引抜力の安全率	引抜きに対する安定計算		設計最大風速(m/s)	設計最大風速の根拠	許容引抜力の安全率	引抜きに対する安定計算	
					引抜力<許容引抜力OK(箇所数)	引抜力>許容引抜力NG(箇所数)				引抜力<許容引抜力OK(箇所数)	引抜力>許容引抜力NG(箇所数)
南相馬市	6	21又は30 風荷重に対する足場の安全率は設計書等	1.5	6	0	30	過去5年間の既往最大風速	1.875	5	1	1.4
川俣町	17			17	0				1	16	1.3
橋本町	1			1	0				1	0	—
大熊町	1			1	0				1	0	—
双葉町	2			2	0				2	0	—
浪江町	15			15	0				5	10	4.5
飯館村	2			2	0				2	0	—
計	44			—	—				44	0	—

(是正及び是正改善を必要とする事態)

除染仮置場の設計に当たり、基礎地盤の沈下を考慮せずに集水勾配を決定しており、基礎地盤の沈下量の最大想定値に基づく集水勾配が逆勾配となり、浸出水の放射性物質濃度を測定することができなくなるおそれがあるなどの事態並びに除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵の設計に当たり、設計基準がなく、現地の状況を踏まえた設計風速及び安全率を用いて設計を行っていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、除染仮置場の集水勾配等について、コンテナ等の上載荷重等により生ずるおそれのある基礎地盤の沈下を考慮して設計する必要があることや、囲い柵について、現地の状況を踏まえた設計風速及び安全率を用いて設計する必要があることなどについての認識が欠けていて、設計方法について適切に検討を行っていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

除染事業等においては、引き続き仮置場の整備が見込まれていて、また、今後とも仮置場を適切に管理する必要がある。

については、貴省において、仮置場の除去土壌等が適切に保管されるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 除染仮置場の造成工事について、上載荷重等により生ずるおそれのある基礎地盤の沈下を考慮した設計方法等を策定するとともに、沈下が見受けられた際の対応について検討を行い、その方策を定めること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵に作用する設計風速、安全率等について検討し、現地の状況を踏まえた設計基準を策定するとともに、策定した設計基準に基づき安定計算を行い必要な措置を講ずること(同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めるもの)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 放射線監視等交付金事業等により整備する放射線監視テレメータシステムの中央監視局装置の設置について、準拠すべき基準等を示したガイドラインを作成して事業主体に周知することにより、耐震性を適切に確保するよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)原子力規制委員会 (項)原子力安全確保費 {平成24年度以前は、 文部科学省所管 一般会計 (組織)文部科学本省 (項)原子力安全対策費} 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)原子力安全規制対策費 {平成24年度は、 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)電源立地対策費 23年度以前は、 文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)電源立地対策費}
部 局 等	原子力規制委員会(平成25年3月31日以前は文部科学本省)
交付の根拠	予算補助
交付金事業者(事業主体)	16道府県
交付金事業	放射線監視等交付金事業、放射線監視設備整備臨時特別交付金事業

交付金事業の概要	原子力施設の周辺における放射線量の状況の調査等を行うために必要な放射線監視テレメータシステム等を整備する事業等を行うもの
放射線監視テレメータシステムの概要	各固定観測局において測定した空間放射線量率等のデータを集中的に監視し、これらのデータの収集、解析等を行うためのシステム
上記の事業主体が締結した同システムの更新、構築等に係る契約件数及び契約金額	16件 33億2602万余円(平成22年度～27年度)
上記に係る交付金相当額	33億2239万余円
同システムの中央監視局装置について耐震設計指針等に沿った耐震対策が行われていないなどしていた事業主体数及びシステム数	7府県 7システム
上記の7システムに係る契約金額相当額	5億7651万余円(平成22年度～24年度、27年度)
上記に係る交付金相当額	5億7288万円

1 放射線監視テレメータシステムの概要等

(1) 放射線監視等交付金等の概要

原子力規制委員会(平成25年3月31日以前は文部科学省)は、原子力発電施設、核燃料物質の加工施設、試験研究炉等(以下、これらを合わせて「原子力施設」という。)の周辺における放射線の影響を把握することなどを目的として、放射線監視等交付金交付規則(昭和49年科学技術庁告示第6号)及び放射線監視設備整備臨時特別交付金交付要綱(平成24年文部科学大臣決定)に基づき、原子力施設が立地している道府県及び当該道府県に隣接する府県(環境大臣(25年3月31日以前は文部科学大臣)が定める基準に適合する府県に限る。)が実施する原子力施設の周辺における放射線量の状況の調査等を行うために必要な設備を整備する事業等を対象として、放射線監視等交付金及び放射線監視設備整備臨時特別交付金を交付している。

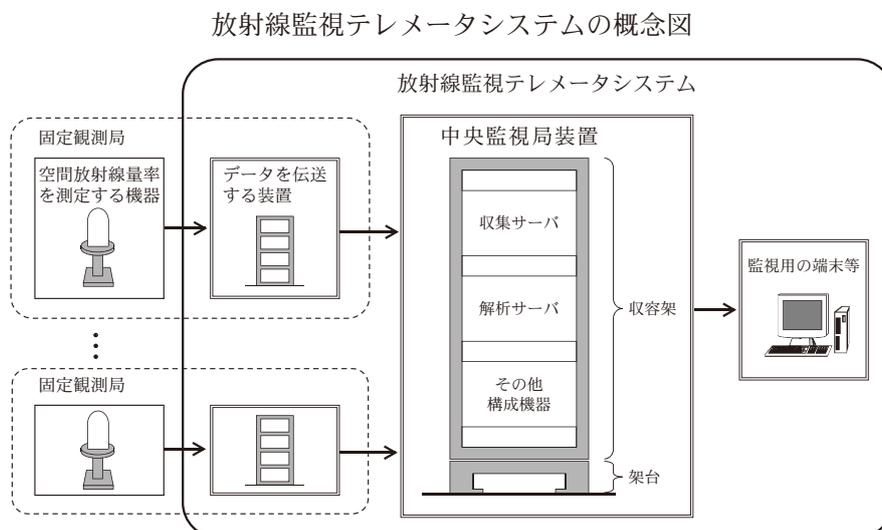
(2) 放射線監視テレメータシステムの概要

事業主体は、原子力施設の周辺の放射線量の状況等を常時監視するために、放射線監視等交付金事業等により、空間放射線量率等を測定する機器を備えた固定観測局を複数整備するとともに、各固定観測局における空間放射線量率等のデータを集中的に監視し、これらのデータの収集、解析等を行うためのシステム(以下「放射線監視テレメータシステム」という。)を整備するなどしている。

放射線監視テレメータシステムは、空間放射線量率等のデータを伝送するために各固定観測局に設置された装置、当該装置から伝送されたデータの収集や解析を行うために放射

線の監視の拠点となる施設等に設置されたサーバ等の装置(サーバ等を格納する収容架及び収容架を据え付けるための架台を含む。以下「中央監視局装置」という。)等で構成されている(参考図参照)。

(参 考 図)



(3) 緊急時における放射線監視テレメータシステムの機能

国、地方公共団体等が実施する原子力災害対策に係る専門的、技術的事項等について定めた原子力災害対策指針(平成24年10月原子力規制委員会決定)等によれば、放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある緊急時において、放射線監視テレメータシステムにより収集される空間放射線量率等のデータは、避難等の防護措置を適切に行うための判断根拠となるものであり、時宜を得て把握することなどが重要であるとされている。このため、放射線監視テレメータシステムの整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性に配慮しなければならないなどとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

放射線監視テレメータシステムについては、地震等の自然災害と原子力災害との複合災害時において原子力施設の周辺住民等への放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置の判断が適切に行えるようその機能を維持することが求められている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、放射線監視テレメータシステムを構成する装置の設置に当たり、耐震性の確保が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、22年度から27年度までの間に、16道府県が締結した放射線監視テレメータシステムの更新、構築等に係る契約計16件(契約金額計33億2602万余円、交付金相当額計33億2239万余円)を対象として、16道府県において、放射線監視テレメータシステムの整備状況等について完成図書、現地の状況等を確認するとともに、原子力規制委員会において、放射線監視テレメータシステムを構成する装置の設置に係る耐震性の確保に関する考え方等について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 16道府県 北海道、京都、大阪府、青森、新潟、富山、石川、岐阜、滋賀、鳥取、岡山、愛媛、福岡、佐賀、長崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、上記の16道府県が締結した放射線監視テレメータシステムの更新、構築等に係る契約において、中央監視局装置の設置に係る耐震性の確保についての仕様書における取扱いに差異が生じていて、このうち15府県は契約の相手方である業者に対して耐震計算書の提出を求めておらず、その結果、中央監視局装置を設置する際に設計上所要の耐震性が確保されているか確認していなかった。

耐震性の確保のための基準としては、国、地方公共団体等において、「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)等が広く使用されているが、その対象は建築基準法(昭和25年法律第201号)に定義される建築設備に該当する電気設備等の設備機器等とされている。中央監視局装置は、建築設備に該当しないため耐震設計指針等の直接の適用対象とはならないが、複合災害時においてその機能を維持することが求められているものであり、また、設置状況が建築設備である電気設備等に類似していることから、前記の16道府県が設置した中央監視局装置について、耐震設計指針等を参考として、建築設備の取扱いに準じて耐震性が確保されているか確認した。

その結果、^(注2)7府県が設置した中央監視局装置について、次のような事態が見受けられた。

(1) 中央監視局装置がアンカーボルト等により固定されていなかった事態

2県、2システム(契約金額相当額計1億6117万余円、交付金相当額同額)

耐震設計指針等によれば、設備機器は原則として地震時に移動し又は転倒しないようにアンカーボルト等によりコンクリート床に固定することなどとされている。

しかし、^(注3)2県が22、24両年度に更新した放射線監視テレメータシステムの中央監視局装置についてはアンカーボルト等によりコンクリート床に固定されておらず、耐震設計指針等に沿った耐震対策が行われていなかった。

(2) 中央監視局装置を固定するアンカーボルトに作用する引抜力が許容引抜力を上回るなどしていた事態

5府県、5システム(契約金額相当額計4億1533万余円、
交付金相当額計4億1170万余円)

耐震設計指針等によれば、設備機器については、地震時に設備機器に作用する水平力や鉛直力に応じて適切なアンカーボルト等を選定して固定することとされており、アンカーボルトの選定に当たっては、耐震設計計算により地震時に作用する引抜力を算出しその引抜力が許容引抜力^(注4)を上回らないようにすることなどとされている。

しかし、^(注5)5府県が23、24、27各年度に更新し又は構築した放射線監視テレメータシステムの中央監視局装置についてはアンカーボルト等により固定されているものの、実際の施工状況に対応する耐震計算書の作成を求めて耐震性の確保の状況を確認したところ、中央監視局装置を固定するアンカーボルトに作用する引抜力が許容引抜力を上回って耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていないなどして、耐震設計指針等に沿った所要の耐震性が確保されていなかった。

(注2) 7府県 京都府、新潟、富山、岐阜、鳥取、岡山、長崎各県

(注3) 2県 岡山、長崎両県

(注4) 引抜き力・許容引抜き力 「引抜き力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たり作用する力という。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜き力の上限を「許容引抜き力」という。

(注5) 5府県 京都府、新潟、富山、岐阜、鳥取各県

したがって、前記の7府県が更新し又は構築した七つの放射線監視テレメータシステム(契約金額相当額計5億7651万余円、交付金相当額計5億7288万余円。表参照)については、地震により中央監視局装置が移動し又は転倒して破損し、複合災害時において機能しなくなるおそれがある状態となっていた。

表 7府県が更新し又は構築した放射線監視テレメータシステムに係る契約金額相当額等
(単位：千円)

態様	府県名	契約年度	契約内容	契約金額	左のうちシステムに係る契約金額相当額	左のうち交付金相当額	交付決定年度及び交付金名	
(1)	岡山県	平成22	更新	73,447	73,447	73,447	22	監視等
	長崎県	24	更新	200,400	87,731	87,731	23	臨時特別
計	2県			273,848	161,178	161,178		
(2)	新潟県	27	更新	366,220	45,699	45,699	27	監視等
	富山県	24	構築	134,400	100,700	100,700	23	臨時特別
	岐阜県	24	構築	146,265	108,644	108,644	23	臨時特別
	京都府	24	更新	73,395	73,395	69,762	23	臨時特別
	鳥取県	23	更新	86,898	86,898	86,898	23	監視等
計	5府県			807,179	415,337	411,705		
合計	7府県			1,081,027	576,516	572,883		

(注) 「交付決定年度及び交付金名」欄の「監視等」は放射線監視等交付金を示し、「臨時特別」は放射線監視設備整備臨時特別交付金を示す。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

新潟県は、平成27年度に、放射線監視等交付金により、契約金額3億6622万余円(交付金額同額)で放射線監視テレメータシステムの更新等を行っており、中央監視局装置(高さ225cm、重さ500kg)を柏崎市に所在する新潟県放射線監視センターに設置していた。

しかし、同県は、中央監視局装置の設置に当たり、既設の収容架及び架台を再利用しており、契約相手方である業者から耐震計算書を提出させておらず耐震性が確保されているか確認していなかった。また、実際の施工状況についてみると、中央監視局装置は、耐震設計指針等によれば許容引抜き力が原則として0.75kN/本とされているめねじ形のアンカーボルト(径10mm)によりコンクリート床に固定されていた。

そこで、耐震設計指針等に示された計算方法等に基づき耐震設計計算を行ったところ、地震時にアンカーボルトに作用する引抜き力は3.72kN/本となり、許容引抜き0.75kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっておらず、中央監視局装置について耐震設計指針等に沿った所要の耐震性が確保されていなかった。このため、地震により中央監視局装置が

移動し又は転倒して破損し、複合災害時において同県の放射線監視テレメータシステムの一部（契約金額相当額 4569 万余円、交付金相当額同額）が機能しなくなるおそれがある状態となっていた。

このように、事業主体が設置した中央監視局装置がアンカーボルト等により固定されていなかったり、中央監視局装置を固定するアンカーボルトに作用する引抜力が許容引抜力を上回るなどしていたりして、地震により中央監視局装置が移動し又は転倒して破損し、複合災害時において放射線監視テレメータシステムが機能しなくなるおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、事業主体において中央監視局装置の設置に係る耐震性の確保についての検討が十分でなかったことにもよるが、原子力規制委員会において中央監視局装置の設置について耐震性の確保のために準拠すべき具体的な基準等を示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、原子力規制委員会は、28 年 7 月に、中央監視局装置の設置について、耐震性の確保のために準拠すべき具体的な基準や耐震計算書の確認方法等を示したガイドラインを作成するとともに、事業主体に対して事務連絡を発して、当該ガイドラインに基づき所要の耐震性を適切に確保するよう周知する処置を講じた。

そして、耐震設計指針等に沿った耐震対策が行われていないなどしていた 7 府県の中央監視局装置については、同年 9 月末までに補修工事を完了している。

- (2) 委託業務の実施に必要な設備等をリースにより調達する場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することなどを基本方針等に明示することにより、委託費の対象経費となる設備等のリース料を適切に算定させるなどするよう改善させたもの

会計名及び科目	エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	環境本省
契 約 の 概 要	調査、測定等に係る業務を他の機関等に委託して実施するもの
契 約 の 相 手 方	12 会社等
検査の対象とした委託契約件数及び委託費	35 契約 42 億 9575 万余円(平成 23 年度～26 年度)
委託業務の終了後に設備等を継続して使用することとしていた委託契約件数及び委託費	18 契約 20 億 0624 万余円(平成 23 年度～26 年度)
上記委託費のうち過大に算定されていたリース料(1)	2 億 0357 万円

委託業務の終了後に設備等を継続して使用しないこととしていたのに継続して使用していた委託契約件数及び委託費	9 契約 16 億 6360 万余円(平成 23 年度～26 年度)
上記委託費のうち過大に算定されていたリース料(2)	3 億 3297 万円
(1)及び(2)の計	5 億 3655 万円

1 委託業務等の概要

(1) 委託業務の概要

環境省は、事務、事業等の効率的な執行等のために、他の機関等と委託契約を締結して調査、測定等に係る業務を実施しており、委託業務に要する経費として委託費を受託者に支払うこととしている。

環境省委託契約事務取扱要領(平成 13 年 1 月環境省訓令第 27 号。以下「取扱要領」という。)によれば、支出負担行為担当官等は、契約に当たって、委託業務仕様書又は委託業務実施要領に、業務の目的、業務実施期間等を定めなければならず、受託者が委託業務を完了したときは、受託者から委託業務完了報告書を提出させて、検査職員による検査を行うことなどにより委託業務の完了を確認することとされている。

(2) 委託費の算定

取扱要領によれば、支出負担行為担当官等は、委託費の算定に当たり、当該業務の委託業務仕様書又は委託業務実施要領にのっとり、算出基準を明らかにして合理的な単価に基づいて行わなければならないとされている。

そして、環境省は、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」(平成 24 年環境省大臣官房会計課長通知。以下「基本方針」という。)等において、委託費の支払については、契約金額を上限に委託業務の実施に要した経費を支払う実費弁済の考え方によることとしており、その経費については、人件費、業務費、一般管理費等に区分して、それぞれ算出方法を具体的に定めている。

基本方針によれば、委託業務に直接必要となる設備等を調達するための経費は、購入や製造による場合は備品費として、また、リース等による場合は、当該委託業務の業務期間内に要する費用のみを借料及び損料としてそれぞれ業務費に計上できるとされている。

このうち、リースは、リース会社が賃借しようとする者に代わって設備等を購入して、当該設備等の購入価格と諸経費を合わせた経費をリース期間を通じてリース料により回収するものであるが、基本方針等にはリース料の算定方法は明示されていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、委託費の対象経費となる設備等のリース料の算定に係るリース期間は適切に設定され、リース料が適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成25、26両年度に終了した委託業務に係る契約(契約締結は23年度から26年度まで)のうち、設備等の調達に係るリース料を借料及び損料として委託費の対象経費に計上して、環境本省が、温室効果ガス削減対策等の検証を目的として12受託者^(注)との間で締結した計35契約(契約金額計42億9575万余円、うちLED照明器具等の37設備等に係るリース料計13億9653万余円)を対象として、環境本省及び1受託者において、契約書、見積書、委託業務精算報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、環境本省からリース契約に関する調書の提出を受け、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 12受託者 株式会社アバンアソシエイツ、伊藤組土建株式会社、株式会社エディット、佐川急便株式会社、国立研究開発法人水産大学校、一般財団法人石炭エネルギーセンター、東京急行電鉄株式会社、中条町農業協同組合(平成26年2月1日以降は胎内市農業協同組合)、阪急電鉄株式会社、山梨交通株式会社、株式会社LIXIL、学校法人早稲田大学

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 委託業務の終了後も設備等を継続して使用することとしていた委託契約

前記35契約のうち、18契約(契約金額計20億0624万余円)における21設備等(契約金額のうちのリース料計2億8595万余円)については、受託者が環境省に提出していた応募書類において、委託業務の終了後も受託者が継続して使用することとしていた。

しかし、このうち19設備等(契約金額のうちのリース料計2億8569万余円)については、設備等の使用可能年数として一般的に認められている「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間(以下「法定耐用年数」という。)等の合理的な基準よりも大幅に短い期間となっている当該委託業務期間内における設備等の使用期間等をリース期間と設定してリース料を算定しており、この額を委託費の対象経費としていた。そして、受託者は、委託業務の終了後も、当該設備等をリース会社から低額で再リースしたり、低額で買い取ったりして継続して使用するなどしていた。

上記の事態について、委託費の対象経費が最も多額となっている事例を示すと次のとおりである。

<事例>

環境省は、平成23年度から26年度までの間に、駅構内の施設等に高効率のLED照明器具等の設備を設置することなどによる二酸化炭素削減量等を検証する業務を、毎年度、東京急行電鉄株式会社と委託契約(契約金額計5億8530万円)を締結して実施している。そして、同会社は、委託業務の終了後も当該設備を継続して使用することとしていた。

同会社は、本件業務を行うために必要となる当該設備のリース料について、法定耐用年数(180か月)等の合理的な基準よりも大幅に短い期間となる委託業務における当該設備の使用期間29か月をリース期間として設定してリース料を計1億3129万余円と算定し、この額を委託費の対象経費としていた。そして、同会社は、委託業務の終了後、当該設備等をリース会社から2782万余円で買い取って継続して使用していた。

(2) 委託業務の終了後、継続して使用しないこととしていた委託契約

前記 35 契約のうち、17 契約(契約金額計 22 億 8950 万余円)における 16 設備等(契約金額のうちリース料計 11 億 1058 万余円)については、受託者が環境省に提出していた応募書類において、委託業務の終了後は当該設備等を継続して使用しないこととしていた。そして、当該設備等についても(1)と同様に、法定耐用年数等の合理的な基準よりも大幅に短い期間となっている当該委託業務期間内における設備等の使用期間等をリース期間と設定してリース料を算定しており、この額を委託費の対象経費としていた。

しかし、上記の 16 設備等について、委託業務終了後の状況を確認したところ、9 契約(契約金額計 16 億 6360 万余円)における 6 設備等(契約金額のうちリース料計 3 億 8615 万余円)については、受託者が委託業務の終了後も、当該設備等をリース会社から低額で再リースしたり、低額で買い取ったりなどして継続して使用していた。

(1)及び(2)のように、設備等のリースによる調達に当たり、委託業務における設備等の使用期間等をリース期間として設定しリース料を算定して、この額を当該委託業務に要するリース料として委託費の対象経費とすることは、設備等の総額に相当する額を委託費の対象経費として支払うこととなり、委託業務の終了後に、当該設備等を継続して使用する場合、受託者が自ら負担すべきリース料も委託費の対象経費に含めることになる。

このように、委託業務における設備等のリースによる調達に当たり、受託者が調達した設備等を、委託業務の終了後も継続して使用しているにもかかわらず、委託業務の終了後に受託者が自ら負担すべきリース料を含めて委託費の対象経費としていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(過大に算定されていたリース料)

リースにより調達された設備等のリース料の総額を法定耐用年数等で除して算出した月額単価に使用期間を乗じて算定した委託業務期間内における設備等の使用期間に発生するリース料のみを委託費の対象経費としたとすると、(1)の 19 設備等のリース料は計 8211 万余円、(2)の 6 設備等のリース料は計 5317 万余円となり、委託費の対象経費として計上していたそれぞれのリース料計 2 億 8569 万余円、計 3 億 8615 万余円は、これに比べて 2 億 0357 万余円、3 億 3297 万余円、計 5 億 3655 万余円過大に算定されていたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、環境省において、次のことなどによると認められた。

ア 委託業務に必要となる設備等をリースにより調達する場合に、委託費の対象経費となる設備等のリース料の算定に用いるリース期間の設定方法を基本方針等に明示していなかったこと

イ 受託者がリースにより調達した設備等を委託業務の終了後に継続して使用しないこととする場合に、受託者に対して委託業務の終了の際に、設備等の継続使用の有無を環境省に報告させるなどの体制を整備していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、環境省は、委託業務における設備等に係る経費の算定等を適正なものとするよう、28 年 10 月に基本方針を改正するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 受託者が委託業務に必要となる設備等をリースにより調達する場合に、法定耐用年数等の合理的な基準に基づいてリース期間を設定するなどして、委託業務における当該設備等の使用期間に発生した分のリース料のみを委託費の対象経費とするよう、基本方針に明示した。
- イ 受託者がリースにより調達した設備等を委託業務の終了後に継続して使用しないこととする場合に、受託者に対して委託業務の終了の際に委託業務完了報告書等により設備等の継続使用の有無を環境省に報告させるなどの体制を整備するとともに、当該設備等を継続して使用する場合には、法定耐用年数等の合理的な基準に基づき算定したリース料との差額を返還させることなどについて基本方針等に定めた。

平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 防災拠点施設に設置する蓄電池設備の耐震性について

(平成 26 年度決算検査報告 569 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

環境省は、各道府県等に対して地域環境保全対策費補助金等を交付し、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等(以下「基金」という。)の造成等を行わせている(以下、基金の造成等を行っている道府県等を「事業主体」という)。事業主体は、災害が発生し、電力会社からの電力供給が遮断された際に、避難所、災害対策本部等の防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設」という。)において必要な機能を確保するなどのために、基金を活用し、防災拠点施設に太陽光発電設備、蓄電池設備等を整備する工事を自ら実施するほか、管内の市町村等が実施する上記の工事に対して、基金を取り崩して事業主体からの補助金として交付している。そして、環境省が事業主体に対して示した通知等によれば、蓄電池設備については床等に固定するなどとされている。また、環境省は、防災拠点施設の耐震性ととも、蓄電池設備についても床等に固定することにより耐震性を確保する必要があるなどとしている。しかし、6 事業主体 24 区市町村等において、耐震設計に関する検討を行っておらず蓄電池設備をアンカーボルト等により固定していなかったり、蓄電池設備をアンカーボルトにより固定しているものの耐震設計計算上の検討を全く又は十分に行っておらずアンカーボルトの選定が適切でなかったりして、蓄電池設備の所要の耐震性が確保されておらず、地震等の災害時に、転倒するなどして破損するおそれがある事態が見受けられた。

したがって、環境大臣に対して平成 27 年 10 月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

- ア 事業主体に対して、24 区市町村等における蓄電池設備のうち耐震性が確保されていないものについて必要な耐震措置を講じさせること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 蓄電池設備の耐震性を確保するための準拠すべき具体的な指針、耐震設計計算上の留意点等を明示したガイドライン等を整備して、事業主体に対して周知徹底することにより、事業主体から管内の市町村等に対して耐震性を確保するための助言等を適切に行わせること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 27年11月に事業主体に対して通知を発して、24区市町村等における蓄電池設備のうち耐震性が確保されていないものについて、必要な耐震措置を行わせることとし、28年3月までにアンカーボルト等により固定するなどの手直し工事を実施させた。
- イ 蓄電池設備の耐震性を確保するための具体的な指針、耐震設計計算上の留意点等を明示したガイドラインを27年11月に策定して、アの通知により、事業主体に対して周知徹底を図るとともに、これにより、事業主体から管内の市町村等に対して耐震性を確保するための助言等を適切に行わせることとした。

(2) 国からの委託を受けて実施する国民公園の駐車場業務により委託先において生じた積立金の取扱いなどについて

(平成26年度決算検査報告573ページ参照)

1 本院が表示した意見並びに要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

環境省は、環境省設置法(平成11年法律第101号)等に基づき、皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑(以下、これらを合わせて「国民公園」という。)を管理しており、国民公園内に設置された駐車場において利用車両の整理、場内の清掃等の業務(以下「駐車場業務」という。)を実施するなどのために、一般財団法人国民公園協会(以下「協会」という。)との間で、委託契約(以下「駐車場業務委託契約」という。)を締結している。駐車場業務委託契約によれば、協会は、駐車場等整理清掃特別会計(以下「駐車場特別会計」という。)を設置して、駐車場業務に係る経理を他の業務に係る経理と明確に区別して経理(以下「区分経理」という。)すること、毎会計年度の決算上生じた剰余金を積立金として積み立てること、駐車場業務委託契約が解除されたときは、駐車場特別会計を精算し、剰余の資産は環境省に引き渡すことなどとされている。しかし、国からの委託を受けて実施する駐車場業務により協会において生じた積立金について、長期間にわたって契約内容が見直されておらず、積立金の適切な規模や取扱いについて検討されていない事態、協会において駐車場特別会計に係る区分経理が適切に行われていないことにより、駐車場特別会計の積立金の額が本来計上されるべき額より少額となっている事態及び新宿御苑の駐車場業務が他の契約と重複して契約の対象とされている事態が見受けられた。

したがって、環境大臣に対して平成27年10月に、駐車場業務委託契約の契約内容、駐車場特別会計の経理等に関し、次のとおり意見を表示し、並びに是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

- ア 契約内容を見直すなどして、協会が保有する積立金について、その適切な規模を検討するとともに、これを超える分は国庫に納付させたり、有効に活用させたりできるようにすること(会計検査院法第36条の規定により意見を表示したもの)
- イ 過去の駐車場特別会計に係る経理を精査して、積立金の額を本来計上すべき額にさせるとともに、今後、駐車場特別会計に係る区分経理が適切に行われるよう、決算書等の確認を十分に行うこと(同法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの)

ウ 契約内容を見直すなどして、他の契約と重複する新宿御苑の駐車場業務を契約の対象から除外すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 28年3月に変更契約を締結し、協会が保有する積立金について、その適切な規模を検討した上で、これを超える分を国庫に納付させることができるようにして、これにより、28年度分として適切な規模を超えた積立金の額1億0920万余円を同年7月に国庫納付させた。

イ 過去の駐車場特別会計に係る経理を精査して、27年度末における積立金の額を本来計上すべき額にさせるとともに、28年3月に変更契約を締結し、今後、駐車場特別会計に係る区分経理が適切に行われるよう決算明細書の様式を定めて提出させ、決算書等の確認を行うこととした。

ウ 28年3月に変更契約を締結し、他の契約と重複する新宿御苑の駐車場業務を28年度以降、契約の対象から除外した。

第14 防 衛 省

不 当 事 項

工 事

- (312) 火薬庫の周囲の土堤の改修を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、土堤の機能が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)東日本大震災復旧・復興施設整備費 東日本大震災復興特別会計 (組織)防衛本省 (項)施設整備費
部 局 等	近畿中部防衛局
工 事 名	祝園外 ^{ほうぞの} (23 震災関連)検査場新設等建築その他工事
工 事 の 概 要	陸上自衛隊宇治駐屯地における煙火火薬庫の建替えやその周囲の土堤の改修等を行うもの
工 事 費	391,836,450 円
請 負 人	大木建設株式会社
契 約	平成 24 年 3 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 26 年 12 月
支 払	平成 24 年 3 月、25 年 4 月、26 年 3 月、4 月、10 月、12 月
不適切な設計となっていた土堤の改修に係る工事費	15,644,172 円(平成 23 年度～25 年度)

1 工事の概要

(1) 契約の概要

この工事は、近畿中部防衛局(以下「局」という。)が、防衛施設整備事業の一環として、平成 23 年度から 26 年度までの間に、陸上自衛隊^{ほうぞの}祝園分屯地において検査場を新設したり、同宇治駐屯地において老朽化した煙火火薬庫(屋頂^{おくちよう}高さ 5.6m、最大貯蔵量 5 t)の機能を回復するために、煙火火薬庫の建替えやその周囲の土堤の改修を行ったりするなどの工事を、大木建設株式会社に工事費 391,836,450 円で請け負わせて実施したものである。

(2) 火薬庫工事の実施方法

局は、上記煙火火薬庫の建替えやその周囲の土堤の改修を行う工事の実施に当たって、標準図等の簡易な図面等に基づいて契約して、契約後に請負人から施工に必要な詳細図及び数量調書(以下「詳細図等」という。)を提出させて、発注者が審査して承認した上で、後日精算する方式を採っている。そして、請負人は、契約書等に基づき、設計コンサルタントに設計を委託するなどして作成した詳細図等を局に提出することとなっている。局は、請負人から提出された詳細図等が、仕様書等に基づいた適切なものとなっているかを審査して適切と認められた場合は、これを承認して工事を実施させることとなっている。

(3) 火薬庫の計画等

煙火火薬庫の建替えに当たっては、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第12条、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第145条等の規定に基づき、その位置、構造等について経済産業大臣の承認を得ることとなっている。そして、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)によれば、保管品が不慮の爆発を起こしたときに爆風圧等による被害を防止する必要があることから、煙火火薬庫の周囲に設置する土堤の高さは、築造する建物の軒までの高さ、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ以上とすることとされている。本件火薬庫は、将来的に、上記その他の火薬庫に該当する地上式1級火薬庫としても臨機応変に活用できる性能を確保することが必要であることから、火薬庫の周囲に設置する土堤の高さは、まず屋頂高さである5.6mを満足して、更に周辺の建物までの距離が近いことなどを考慮して、6.8mとすることとして経済産業大臣の承認を得ていた。

(4) 土堤の設計

土堤の設計については、仕様書等によれば、「道路土工 盛土工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「盛土工指針」という。)等に基づくこととされており、盛土工指針によれば、次のように検討することとされている。

すなわち、盛土の設計に当たっては、盛土の安定性検討のフローチャートに基づき盛土等の安定性を照査して、設計しようとする盛土が、盛土材料及び盛土高から定められる標準法面勾配の適用範囲でない場合は、想定する作用に対して要求性能を満足するように、法面保護工等の盛土の各構成要素について適切に設計することとされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、設計等が盛土工指針等に基づいた適切なものとなっているかなどに着眼して、前記の契約を対象として、局において、設計図書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

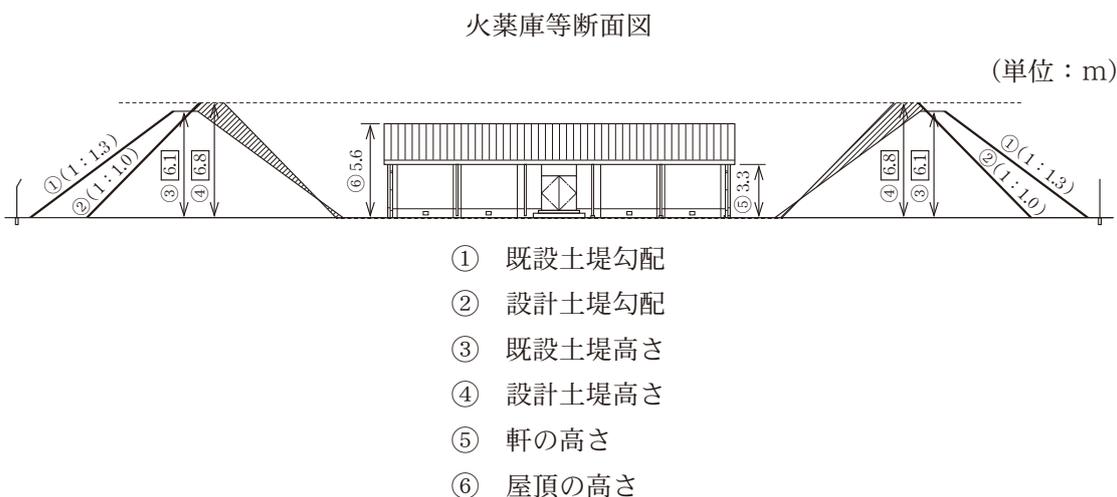
請負人は、火薬類取締法等に基づき経済産業大臣の承認を受けた図面(以下「承認図」という。)等に記載されている土堤の法面勾配は盛土工指針に示す標準法面勾配の適用範囲(盛土材料が砂質土で、盛土高が5mから10mの場合の勾配は、1:1.8~1:2.0)内となっていないことから、当初、局に対して土堤の高さを低くするなどの提案をしていた。しかし、局から、承認図どおりの高さ及び法面勾配で設計するよう指示されたため、承認図に基づく形で既存の土堤の切土又は盛土を行うなどして高さ6.8mにかさ上げして、標準法面勾配の適用範囲内に収まっていない法面勾配(1:1.0)で詳細図等を作成して局に提出していた。その際、請負人は、盛土工指針に基づいた盛土等の安定性の照査を行わず、また、盛土工指針に基づいた標準的な排水工及び法面の安定性を図るための法面保護工等の設計を行っていなかった。そして、局は、この詳細図等の審査に当たり、仕様書や承認図等に基づいた適切な設計であるとして承認して、これにより施工させていた(参考図参照)。

このため、本件土堤の法面勾配は、標準法面勾配の範囲のうち最も急勾配の1:1.8と比べても著しく急な勾配となっており、盛土工指針に基づく適切な設計となっていないことから、法面の安定が確保されていなかった。現に、本件土堤は、一部の箇所が崩壊していたり、ほぼ全ての法面において表土の一部が剥がれ落ちていたりしている状態となっていた。

したがって、本件土堤は、設計が適切でなかったため、土堤の機能が確保されていない状態となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額 15,644,172 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人が、本件工事の仕様書等において適用することとされている盛土工指針等に基づいた設計を行っていなかったのに、これに対する局の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



物 件

(313) 物品の管理が適切でなかったため、エアクッション艇の予備品として保管されていたプロペラダクトについて、不用の決定が行われたプロペラボスと取り違えて処分を行っていたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	海上自衛隊呉造修補給所
物品の分類	(分類)防衛用品 (区分)非消耗品
プロペラダクトの概要	エアクッション艇の推進用のプロペラを被覆して駆動軸を支持し、プロペラの回転で発生する空気の流れを整える円筒状のもの
管理が適切でなかったプロペラダクトの価格	78,298,427 円

1 プロペラダクト等の概要

(1) プロペラダクトの概要

海上自衛隊は、輸送艦 1 隻に 2 艇のエアクッション艇を搭載するなどして、災害派遣等における救援等の任務を遂行している。エアクッション艇は、人員、車両、物資等を積載して輸送艦の後部から発進し、砂浜等に上陸することができるホバークラフト型の輸送艇であり、船体本体のほか、ガスタービン機関、推進用プロペラ、プロペラダクト等から構成されている。これらのうち、プロペラダクトは、推進用プロペラを被覆してその駆動軸

を支持し、プロペラの回転で発生する空気の流れを整えるための円筒状の部品である(参考図参照)。

(2) 物品の管理の概要

物品管理法(昭和31年法律第113号)によれば、物品は、国の施設において、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならないこととされており、また、売払いを目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ売り払うことができないこととされている。

そして、海上自衛隊は、「海上自衛隊補給実施要領について(通知)」(平成18年補本装補第2072号。以下「補給実施要領」という。)等に基づき、物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行っている。補給実施要領等によれば、地方総監部の所在地に設置されている造修補給所は、当該地方総監部地区における艦船、需品等に係る物品の保管、補給及び整備に関する任務を遂行するために、造修補給所長が分任物品管理官としてその所掌に係る物品の管理を行うこととされている。

物品の保管において、物品を外装木箱等で梱包し保管する場合には、保管物品の物品番号、品名、数量等を記載したストックタグを外装木箱等に貼付して、梱包された物品の内容が分かるように表示することとなっている。そして、造修補給所は、原則として毎年、物品管理簿等に登録されている物品の品名や数量等が保管の実態と符合しているかについての調査(以下「現況調査」という。)を行うこととなっている。現況調査に当たっては、物品管理簿等を基に、物品ごとに物品番号、品名、現在高、保管場所等を記載した一覧表を作成するなどして、保管の実態との照合を行うことにしている。また、現況調査の結果、物品管理簿等と保管の実態との不適合を発見した場合には、原因究明のための追加調査を行うこととなっている。

また、物品の処分において、売払い又は廃棄等を予定している物品に係る不用の決定を行う場合は、上記のストックタグと払出命令に基づき作成された払出票を照合するなどした上で、保管されている倉庫から払出しを行うこととなっている。そして、造修補給所は、造修補給所長を委員長、各部の部長等を委員として構成される不用決定審査会を開催し、不用の決定に係る審査を行い、造修補給所長は、この審査結果を検討して不用の決定を行うこととなっている。

(3) 不用の決定が行われた物品に係る処分の概要

呉造修補給所(以下「呉造補所」という。)は、平成25年7月に需給統制機関^(注1)である艦船補給処からの処分指示を受け、26年1月に呉造修補給所不用決定審査会(以下「呉不用決定審査会」という。)において審査を行い、呉造修補給所長は、その審査結果を基に、24年に除籍された敷設艦「むろと」の予備品として保管していたプロペラボス^(注2)(物品管理簿価格8,000,000円)等の物品について不用の決定を行った。そして、呉造補所は、それらの物品を切断するなどして鉄くず等とした上で、27年3月に売払いによる処分を行っていた。

(注1) 需給統制機関 装備品等について、需要と供給の統制を効果的に行うために、在庫状況の把握、所要数量の決定、管理換等の量的な統制業務及び物品番号付与等の基礎的業務を行う機関

(注2) プロペラボス 艦船のプロペラの中心部にあり、プロペラ羽根と軸をつなぐ円筒形の部品(参考図参照)

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、物品管理法、補給実施要領等に基づき、物品の管理が適切に行われているかなどに着眼して、呉造補所で管理している物品を対象として、海上幕僚監部、海上自衛隊補給本部、艦船補給処及び呉地方総監部において、物品管理簿、契約書等を確認するとともに、物品管理職員等から説明を徴するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

呉造補所は、前記のとおり、プロペラボス等の物品についての不用の決定を受け、鉄くず等として売払いによる処分を行ったとしていた。しかし、呉造補所は、プロペラボスの処分を行うべきであったにもかかわらず、不用の決定が行われていないプロペラダクトをプロペラボスと取り違えて、処分を行っていた。

そこで、プロペラボス及びプロペラダクトの管理状況についてみたところ、次のような状況となっていた。

すなわち、呉造補所は、15年に新設された補給倉庫に既設の倉庫等から各種の物品を移動させるに当たり、ストックタグが貼付されておらず、物品番号の表記がなく、手書きで「プロペラ」の文字のみが表記されている外装木箱があることを確認していた。そして、呉造補所は、「プロペラ」の文字のみでは外装木箱に梱包されている物品が何であるかを認識できないのに、調査・確認を十分に行わないまま、プロペラボスの物品番号を外装木箱に手書きで表記して、上記の補給倉庫に移動させた上で保管していた。

しかし、実際には、この外装木箱に梱包されていたのは、プロペラボスではなく、エアクッション艇の予備品として保管されていたプロペラダクトであった。

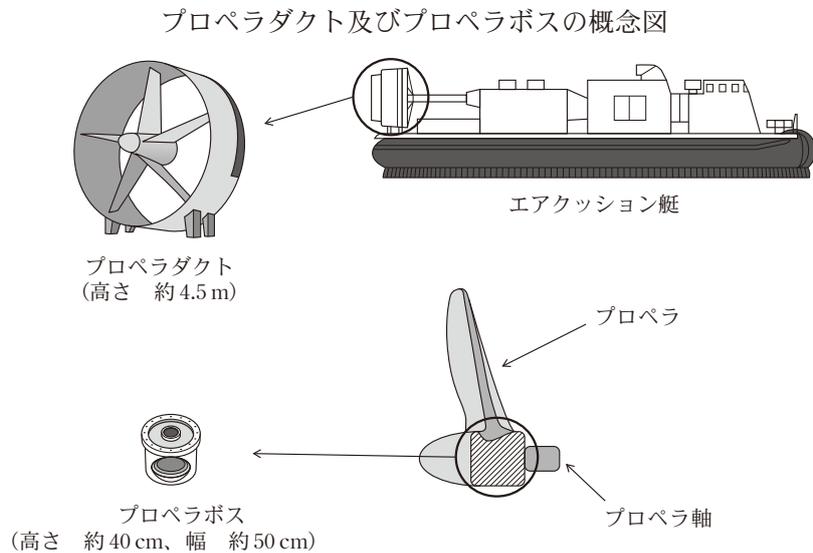
また、呉造補所は、25年に実施した現況調査の結果、物品管理簿上は現在高1個となっているプロペラボスについて、外装木箱にプロペラボスの物品番号が表記された物品がもう1個、補給倉庫内にあることを確認していた。しかし、呉造補所は、物品管理簿等を基に作成された一覧表にこの物品に係る記載がなく、保管の実態との不都合が生じていたにもかかわらず、補給実施要領等に基づく追加調査を行っていなかった。一方、呉造補所は、プロペラダクトが上記の一覧表から漏れていたため、現況調査を行っていなかった。

その後、呉造補所は、26年1月に、前記プロペラボス等の処分に当たり、艦船補給処の処分指示に基づき作成した払出票により、外装木箱に手書きで表記されたプロペラボスの物品番号と上記の払出票に記載されているプロペラボスの物品番号とが照合できたため、外装木箱に入っている物品をプロペラボスであると判断して払出しを行っていた。そして、呉造修補給所長は、呉不用決定審査会の審査の結果を踏まえ、プロペラボス等の物品について不用の決定を行い、呉造補所は、プロペラダクトをプロペラボスと取り違えたまま売払いによる処分を行っていた。

このように、調査・確認を十分に行わないまま外装木箱に誤った物品番号を手書きで表記したり、保管の実態との不都合が生じていたにもかかわらず、追加調査を行っていなかったりなどして、物品を良好な状態で常に保管しなければならないとする原則に従った管理を怠ったため、不用の決定が行われていない使用可能なプロペラダクト(物品管理簿価格78,298,427円)についてプロペラボスと取り違えて売払いによる処分を行っていた事態は、物品管理法に違反していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、呉造補所において、物品を適切に管理することに対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

(参 考 図)



不正行為

(314) 職員の不正行為による損害が生じたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊
不正行為期間	平成 26 年 4 月～ 7 月
損害物品の種別	テレビ、冷蔵庫等計 167 点
損 害 額	3,490,574 円

本院は、陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊(以下「業務隊」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく防衛大臣からの報告及び物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)第 32 条の規定に基づく同大臣からの通知を受けるとともに、業務隊において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、業務隊において、補給科の被服係長及び係員である自衛官 2 名が、分任物品管理官の補助者として物品管理の事務に従事中、平成 26 年 4 月から 7 月までの間に、被服倉庫と需品倉庫に共通する鍵を使用して需品倉庫に立ち入り、同科の需品係長が同倉庫に保管していたテレビ、冷蔵庫等計 167 点(評価額 3,490,574 円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、26 年 10 月に全額が上記の 2 名から返納されている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

艦船に係る国有財産台帳価格の記録に当たり、正しい耐用年数を用いるなどして、国有財産台帳に適正な台帳価格を記録するとともに、現在額報告書の誤びゅう訂正の報告を行うよう適宜の処置を要求し、事務処理上の留意点等を明確にして国有財産部局に対する指導等を徹底するよう是正改善の処置を求めたもの

会計名	一般会計		
部局等	内部部局		
国有財産の分類	(分類)行政財産 (種類)公用財産 (区分)船舶		
平成23年度から27年度までの間に就役した艦船の隻数及び国有財産台帳価格	38隻	4880億	7641万余円(平成27年度末)
艦船取得時の価格を誤ったため、国有財産台帳価格が過大となっていた艦船の隻数及び価格(1)	1隻	7億	3594万円(平成27年度末)
価格改定を誤ったため、国有財産台帳価格が過大又は過小となっていた艦船の隻数及び価格(2)	過大	1隻	16億9094万円(平成27年度末)
	過小	4隻	51億8186万円(平成27年度末)
(1)及び(2)の計			76億0874万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

国有財産台帳に記録する艦船の価格について

(平成28年10月28日付け 防衛大臣宛て)

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 制度の概要

(1) 国有財産台帳への記録の概要

国有財産台帳は、国有財産を適切に管理するための帳簿であり、国有財産法(昭和23年法律第73号)によれば、各省各庁の長又は部局等の長は、その所管又は所属に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基づく変動が生じた場合には、それらの事実を直ちに国有財産台帳に記録する必要があるとされている。そして、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度、当該年度末の現況において、財務大臣の定めるところにより評価し、そ

の評価額により国有財産の台帳価格を改定しなければならないこととされている。

貴省では、「防衛省所管国有財産取扱規則」(平成18年防衛庁訓令第118号)等に基づき、貴省内部部局の整備計画局施設整備官が貴省所管の国有財産に関する事務を総括するとともに、大臣官房会計課長等の部局の長が国有財産に関する事務を分掌しており、部局の長は、部局所属の国有財産について、取得等の異動があった場合には、直ちに、国有財産台帳に記録しなければならないこととなっている。

(2) 艦船取得時の国有財産台帳への記録の概要

艦船取得時の国有財産台帳への記録は、「海上自衛隊の艦船の国有財産台帳価格の算定及び生産明細書の作成要領について(通達)」(平成元年海幕装備第1513号)等に基づき、当該艦船の製造を請け負った造船会社から提出される生産明細書の大区分別一覧表における国有財産の合計額を基に行われることとなっている。

生産明細書は、艦船建造時の国有財産と物品の区分を明らかにすることなどを目的として作成されている。そして、造船会社は、生産明細書の作成に当たり、仕様書等に基づき、会社が自ら調達した調達品や官給品について納品書等により品目ごとに数量、金額等を整理し、国有財産と物品の別に品目ごとに区分した金額を船体部、機関部等の大区分ごとに集計して、それらを大区分別一覧表に記載することとなっている。

(3) 艦船に係る国有財産台帳の価格改定の概要

国有財産台帳の価格改定は、「国有財産台帳の価格改定に関する評価要領について」(平成23年財理第4670号。以下「評価要領」という。)等により実施することとなっている。艦船の評価については、船舶の種目等ごとに耐用年数が定められており、この耐用年数に対応して定められている償却率を用いて、次の算定式により算定した価格を価格改定後の国有財産台帳価格とすることとなっている。

$$\boxed{\text{価格改定後の国有財産台帳価格}} = \boxed{\text{前改定時(又は取得時)における台帳価格}} - \boxed{\text{前改定時(又は取得時)における台帳価格} \times \text{償却率} \text{ (減価償却相当額)}}$$

また、海上自衛隊は、海上自衛隊が所有する艦船の種別等ごとの耐用年数が評価要領に記載されておらず、艦船の耐用年数が明確でないことから、海上幕僚監部装備部長名で「国有財産台帳の価格改定に関する評価要領について」(平成3年海幕艦船第1720号。以下「海幕通知」という。)を発出して、艦船の種別等ごとの耐用年数を明示しており、具体的には、護衛艦、油船等の耐用年数が20年、潜水艦等の耐用年数が15年等となっている。

(4) 国有財産の現況等の報告

国有財産法によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額を集計して「国有財産増減及び現在額報告書」(以下「現在額報告書」という。)を作成し、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付することとされている。そして、財務大臣は、各省各庁の長から送付された現在額報告書に基づき「国有財産増減及び現在額総計算書」(以下「総計算書」という。)を作成することとされている。また、内閣は、総計算書を現在額報告書とともに本院に送付し、本院の検査を経た総計算書を国会に報告することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国有財産台帳は、国有財産を適切に管理するための帳簿であり、新たに国有財産を取得した場合には、国有財産法に従って国有財産台帳に記録する必要がある。

そして、前記のとおり、総計算書は、現在額報告書に基づき作成されており、総計算書に基づき毎会計年度末における国有財産の現在額等を国会に報告することは、国民に対して国有財産の現況を明らかにするという性格を有するものとなっている。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、艦船に係る国有財産台帳価格が適正に記録されているかなどに着眼して、平成23年度から27年度までの間に就役した38隻の艦船(27年度末の国有財産台帳価格4880億7641万余円)を対象として、内部部局、防衛装備庁、海上幕僚監部、6地方総監部等^(注1)において、艦船に係る国有財産台帳、価格改定に関する資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 6地方総監部等 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部、第1術科学校

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 艦船取得時の価格を誤っていたもの

呉地方総監部は、24年3月に就役した同地方総監部在籍の潜水艦「けんりゅう」について、造船会社から提出された生産明細書の大区分別一覧表における国有財産の合計額517億6491万余円を取得時の価格であるとして、就役と同時に国有財産台帳への記録を行っていた。そして、この517億6491万余円を用いて前記の算定式により23年度末における評価額を511億5236万余円と算定して同額を国有財産台帳に記録するなどして価格改定を行っていた。

しかし、上記の517億6491万余円は、生産明細書の大区分別一覧表に記載された国有財産と物品の合計額であり、国有財産の正しい合計額は506億0501万余円であった。このため、23年度以降の価格改定後の国有財産台帳価格が過大となっており、直近の27年度末の国有財産台帳価格285億6271万余円について、正しい艦船取得時の価格を用いて修正計算すると278億2676万余円となり、7億3594万余円過大となっていた。

(2) 価格改定を誤っていたもの

横須賀、佐世保、舞鶴各地方総監部は、護衛艦等5隻の評価額の算定に当たり、海幕通知を確認していなかったことなどから、海幕通知に示されている艦船の種別等ごとの耐用年数を誤り、この誤った耐用年数に対応する償却率を用いて評価額の算定を行っていたため、価格改定後の国有財産台帳価格を誤って記録していた。

したがって、海幕通知に示されている正しい耐用年数に対応する償却率を用いて修正計算すると、表のとおり、27年度末において、横須賀地方総監部の1隻の国有財産台帳価格が16億9094万余円過大となっていたり、横須賀、佐世保、舞鶴各地方総監部の4隻の国有財産台帳価格が計51億8186万余円過小となっていたりしていた。

表 過大又は過小となっている国有財産台帳価格(評価額) (単位：千円)

艦船名	在籍地方総監部名	態様	平成27年度末の 国有財産台帳価格 (A)	適正な価格改定後 の国有財産台帳価格 (B)	過大又は過小となっ ている国有財産台帳 価格(評価額) (C) = (A) - (B)
護衛艦 「てるづき」	横須賀地方総監部	過小	41,114,134	46,116,350	△ 5,002,215
護衛艦 「ふゆづき」	舞鶴地方総監部	過小	51,448,807	51,591,727	△ 142,920
潜水艦 「こくりゅう」	横須賀地方総監部	過大	42,582,925	40,891,980	1,690,944
えい船 03号	横須賀地方総監部	過小	111,384	121,144	△ 9,760
油船 207号	佐世保地方総監部	過小	138,161	165,126	△ 26,964
計		過大			1,690,944
		過小			△ 5,181,860

(注) 「過大又は過小となっている国有財産台帳価格(評価額)」の「過小」は、単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計と一致しないことがある。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

横須賀地方総監部は、平成25年3月に就役した同地方総監部在籍の護衛艦「てるづき」について、24年度末において耐用年数が15年であるとして、国有財産台帳価格654億3883万余円に評価要領で示されている当該耐用年数に対応する償却率0.142を乗じて24年度の減価償却相当額を7億7435万余円と算出するなどし、24年度末の評価額を646億6447万余円と算定して同額を国有財産台帳に記録するなどして価格改定を行っていた。

しかし、海幕通知によれば、護衛艦の耐用年数は20年であり、これに対応する償却率は0.109とされていることから、この償却率を用いて適正な24年度の減価償却相当額を算出すると5億9440万余円となり、上記24年度末の国有財産台帳価格は1億7995万余円過小となっていた。このため、25年度以降の価格改定後の国有財産台帳価格も同様に過小となっており、直近の27年度末における国有財産台帳価格411億1413万余円について、就役した24年度から正しい耐用年数20年に対応する償却率0.109を用いて修正計算すると461億1635万余円となり、上記の国有財産台帳価格と比べて50億0221万余円過小となっていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

呉地方総監部において艦船取得時の価格を誤っていたり、横須賀、佐世保、舞鶴各地方総監部において誤った耐用年数に対応する償却率を用いていたりにして、艦船に係る国有財産台帳価格が正確に記録されておらず、国有財産台帳、現在額報告書等が国有財産の増減等を正確に反映したものとなっていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、^(注2)4地方総監部において、艦船に係る国有財産台帳価格の記録に当たり、艦船取得時の価格、艦船の種別等ごとに定められている耐用年数を十分に確認していないことにもよるが、貴省において、国有財産に関する事務を総括する部局として国有財産台帳等の記録に関する業務の適正性を確保するための指導が十分でないことなど

によると認められる。

(注2) 4 地方総監部 横須賀、呉、佐世保、舞鶴各地方総監部

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

国有財産台帳は、国有財産を適切に管理するための帳簿であり、各省各庁の長は、国有財産台帳に基づいて、毎年度、現在額報告書を作成している。そして、総計算書は現在額報告書に基づき作成されており、総計算書に基づき毎会計年度末における現在額等を国会に報告することは、国民に対して国有財産の現況を明らかにするという性格を有するものとなっている。このように、国有財産法等に基づき、国有財産を正確に国有財産台帳に記録することは、極めて重要である。

そして、貴省は、今後も艦船を取得することが見込まれることから、艦船を取得した年の年度末以降、毎年価格改定をすることとなる。

については、貴省において、艦船に係る国有財産台帳が正確に記録され、現在額報告書等に正確に反映されるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 艦船に係る国有財産事務を担当する4 地方総監部に対して、生産明細書の国有財産の合計額を艦船取得時の国有財産台帳価格とすること、また、海幕通知に示されている耐用年数に対応した償却率を用いて適正に価格改定を行うことなどにより、国有財産台帳に適正な台帳価格を記録させるとともに、現在額報告書の誤びゅう訂正の報告を行うこと(会計検査院法第34 条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ 艦船に係る国有財産台帳価格の記録に当たり、艦船取得時及び価格改定時の事務処理上の留意点等を明確にして、艦船に係る国有財産事務を担当する6 地方総監部等に通知するなどして指導等を徹底するとともに、艦船に係る国有財産の事務担当者に対して、上記の通知等に即して周知徹底を図ること(同法第34 条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) CH-47J 輸送ヘリコプターの勢力維持改修における味方識別機の更新に当たり、新型の味方識別機への移行計画を踏まえた検討等を十分に行って勢力維持改修等の経済的な実施と勢力維持改修を実施する航空機のより効率的な運用とを図るとともに、相互に関連する事業を実施する場合には情報を共有して適時的確に必要な調整や検討等が行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 平成 25、26 両年度国庫債務負担行為 (組織)防衛本省 (事項)航空機整備 平成 26、27 両年度国庫債務負担行為 (組織)防衛本省 (事項)武器車両等整備
部 局 等	陸上幕僚監部
勢力維持改修の概要	輸送ヘリコプターによる輸送能力を維持することなどを目的として、所定の総飛行時間に到達して用途廃止時期を迎えた CH-47J 輸送ヘリコプターについて、機体の主要部位等の交換、改修等を行い CH-47JA の新造機と同程度の性能及び耐用年数の確保を図るもの

勢力維持改修において更新する味方識別機の概要	衝突防止等の安全確保のために航空機の機体への搭載が必要な通信電子機器	
勢力維持改修を実施する機数及び契約金額	4機	161億1273万余円(平成25、26両年度)
勢力維持改修において更新するために新規に調達した従来型の味方識別機の台数及び価格	2台	3152万余円(平成26、27両年度)
部隊運用上制約を受けるおそれのあった機数及びこれに係る勢力維持改修の契約金額	2機	93億4372万円(背景金額)(平成26年度)
新型の味方識別機への移行計画を踏まえた検討を十分に行うことにより新規調達を取り止めることができた従来型の味方識別機の台数及び価格	2台	3152万円(平成26、27両年度)

1 CH-47J輸送ヘリコプターの勢力維持改修における味方識別機の更新の概要

(1) CH-47J輸送ヘリコプターの勢力維持改修の概要

陸上自衛隊は、CH-47J輸送ヘリコプター(以下「CH-47J」という。)及びCH-47JA輸送ヘリコプター(CH-47Jの能力向上型。以下「CH-47JA」という。)を平成27年度末現在で計55機保有している。そして、陸上幕僚監部(以下「陸幕」という。)は、これらの輸送ヘリコプターによる輸送能力を維持することなどを目的として、所定の総飛行時間に到達して用途廃止時期を迎えたCH-47J4機について、機体の主要部位等の交換、改修等を行いCH-47JAの新造機と同程度の性能及び耐用年数の確保を図る機体改修(以下「勢力維持改修」という。)を実施する計画を策定して、25年度から順次実施している。

陸幕は、勢力維持改修に係る役務について、防衛装備庁(27年9月30日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。)に調達要求を行っており、これを受けて装備庁は、25年度に納期を29年1月31日とする1機(契約金額32億4820万余円。以下「28年度納入機」という。)、26年度に納期を30年1月31日とする1機(契約金額35億2080万円。以下「29年度納入機」という。)、納期を31年1月31日とする2機(契約金額93億4372万余円。以下「30年度納入機」という。)、計4機(契約金額計161億1273万余円)の勢力維持改修に係る役務請負契約をそれぞれ締結している。

(2) 勢力維持改修の請負会社に官給する味方識別機の調達の概要

陸幕は、勢力維持改修の実施に当たり、航空機の機体に搭載されている通信電子機器等は原則として新品に更新することにしており、衝突防止等の安全確保のために機体への搭載が必要な通信電子機器である味方識別機についても、改修前に搭載されていたものと同

等の機能を有する従来型の味方識別機 JAN/APX-119(以下「従来型識別機」という。)の新品を別途調達して、勢力維持改修の請負会社に官給して更新することになっている。

そして、陸幕は、勢力維持改修の作業工程に合わせて、装備庁に従来型識別機の調達要求を行っており、これを受けて、装備庁は、26年度に28年度納入機の機体に搭載する従来型識別機1台(契約金額1585万余円)、27年度に29年度納入機の機体に搭載する従来型識別機1台(契約金額1567万余円)、計2台(契約金額計3152万余円)の製造請負契約をそれぞれ締結している。また、陸幕は、30年度納入機の機体に搭載する従来型識別機2台について、28年度に装備庁に調達要求を行うよう計画している。

(3) 新型識別機への移行計画等の概要

従来型識別機は、その通信方式が32年12月末で運用停止となり、33年1月以降は新しい通信方式に移行するため、それ以降は味方識別機能が使用できなくなる。

陸幕は、上記の状況を24年2月頃に把握したことなどを踏まえて、勢力維持改修の計画とは別に、味方識別機を搭載する全ての陸上自衛隊の航空機のうち、33年1月以降も運用を予定しているものを対象に、機体定期修理^(注1)の際に、新しい通信方式にも対応した新型の味方識別機 JAN/APX-119-B(以下「新型識別機」という。)への搭載換えを実施する移行計画を策定して、26年度から実施している。そして、26年度に40台(契約件数2件、契約金額計4億8568万余円)、27年度に12台(契約件数1件、契約金額1億4657万余円)の新型識別機を調達している。

(注1) 機体定期修理 所定の間隔(CH-47J及びCH-47JAについては36か月)ごとに機体を分解して構成部品等の検査等を実施するもの。新型識別機に搭載換えするには、機体を分解して機体内部の配線等を交換する必要があるため、陸幕は、機体を分解して実施する機体定期修理時に新型識別機への搭載換えを実施することになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、勢力維持改修における味方識別機の更新等は適切となっているかなどに着眼して、25年度から実施している勢力維持改修に係る役務請負契約、これに官給する従来型識別機の製造請負契約及び陸上自衛隊が保有する従来型識別機^(注2)を対象として、陸幕、陸上自衛隊補給統制本部、陸上自衛隊関東補給処、3駐屯地、装備庁、勢力維持改修の請負会社及び従来型識別機の製造会社において、契約書、仕様書等の契約関係資料、従来型識別機の物品管理簿等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 3駐屯地 霞目、木更津、那覇各駐屯地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 新規に調達した従来型識別機

陸幕は、前記のとおり、33年1月以降は従来型識別機の味方識別機能が使用できなくなることを把握していたが、故障等の交換用として保有している従来型識別機(以下「補用品」という。)を勢力維持改修に活用することなどについての検討等を十分に行うことなく、味方識別機の更新は従来型識別機を新規に調達することで対応するとして、28年度納入機及び29年度納入機の機体に搭載するための従来型識別機2台を調達していた。

この結果、新型識別機への移行計画を踏まえると、28年度納入機及び29年度納入機の機体に搭載するために現に調達した従来型識別機2台の運用期間は、それぞれ勢力維持改修が完了する29年1月及び30年1月から次の機体定期修理において新型識別機に搭載換えを行う31年度後半及び32年度後半までの3年程度となり、陸上自衛隊が定める従来型識別機の耐用年数16年に比して極めて短期間となると認められた(図参照)。

そこで、陸上自衛隊における補用品の保有状況についてみたところ、新型識別機への移行計画があることなども考慮すると、25年度末時点で一定数の予備を保有している状況となっていたことから、28年度納入機及び29年度納入機の勢力維持改修の請負会社に官給する従来型識別機2台については、従来型識別機を新たに調達せずに補用品を官給することが可能であり、その調達経費(契約金額26年度1585万余円、27年度1567万余円、計3152万余円)を節減することができたと認められた。

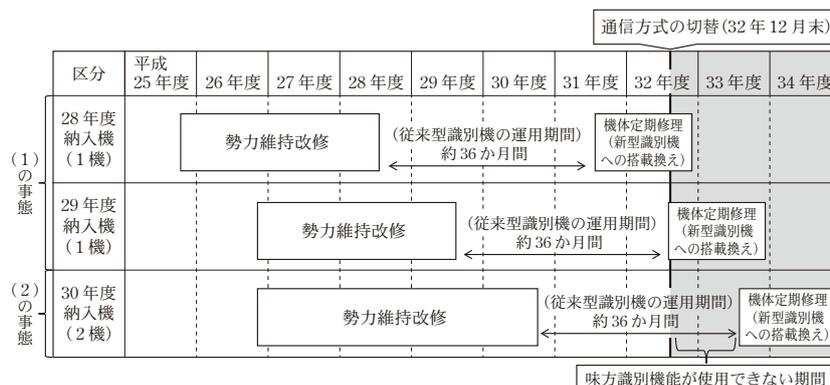
(2) 30年度納入機の勢力維持改修において更新する味方識別機

勢力維持改修の仕様書等によれば、30年度納入機の機体には、新規に調達を予定している従来型識別機を搭載することとされていた。そして、新型識別機への移行計画によれば、30年度納入機は、33年度の後半に予定される機体定期修理の際に新型識別機への搭載換えを行うこととされていた。したがって、30年度納入機は、新しい通信方式に移行する33年1月以降、33年度後半に新型識別機への搭載換えが行われるまでの間は、味方識別機能が使用できず、部隊運用上制約を受けるおそれがあるものとなっていた(図参照)。

そこで、30年度納入機の勢力維持改修の作業工程等について改めて確認したところ、当初から新型識別機に更新することとして調達要求することが可能であったと認められた。そして、当初から新型識別機に更新する計画とすれば、従来型識別機を新規に調達する必要はなく、別途予定している新型識別機への搭載換えに係る経費の節減が図られるとともに、味方識別機能が使用できない期間をなくすことにより部隊運用への影響を生じさせずに、勢力維持改修を実施する航空機のより効率的な運用を図ることが期待できると認められた。

このように、勢力維持改修の実施に当たり、運用期間が限られている従来型識別機の新規調達を抑制するための検討等を十分に行うことなく従来型識別機を新規に調達するなどしていった事態は、部隊運用への影響を生じさせずに、経済的に勢力維持改修等を実施する必要性があることなどを踏まえると適切ではなく、改善の必要があると認められた。

図 CH-47Jの勢力維持改修と従来型識別機の運用期間等



(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸幕において、相互に関連する事業を実施していたにもかかわらず、勢力維持改修に係る担当部署と味方識別機に係る担当部署との間で、情報を共有して適時的確に必要な調整や検討等を図ることの重要性に対する理解が十分でなく、勢力維持改修の実施に当たり、運用期間が限られている従来型識別機の新規調達を行わずに勢力維持改修を実施するための検討が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸幕は、28年7月に、装備庁に通知を発して、28年度に計画していた従来型識別機の新規調達を取り止めて、30年度納入機の勢力維持改修では新型識別機に更新するよう仕様書等の変更を行って、勢力維持改修等の経済的な実施及び勢力維持改修を実施する航空機より効率的な運用を図るとともに、同年8月に、関係部署に通知を発して、相互に関連する事業を計画して実施する場合には情報を共有して適時的確に必要な調整や検討等を図ることの重要性について周知徹底する処置を講じた。

(2) 自衛隊病院等に整備された医療機器等の衛生器材の使用実績を把握するなどすることにより活用促進を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 (項)人材確保育成費(平成27年度以降は、(項)防衛力基盤整備費)
部 局 等	陸上幕僚監部
自衛隊病院等において整備する衛生器材の概要	自衛隊病院等において、自衛官等に対する診療等に使用する医療機器等
衛生器材の調達額	24億8394万余円(平成21年度～27年度)
上記のうち有効に活用されていなかった衛生器材の調達額	1億1609万円(背景金額)(平成21年度～24年度)

1 自衛隊病院等における衛生器材の概要

防衛省は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)等に基づき、陸上、海上、航空各自衛隊の共同の機関として、自衛隊中央病院及び15自衛隊地区病院^(注1)(以下、これらを合わせて「自衛隊病院」という。)、各自衛隊に駐屯地医務室等(以下、自衛隊病院と駐屯地医務室等を合わせて「自衛隊病院等」という。)を設置している。陸上、海上、航空各自衛隊は、自衛隊病院等において、医官等が診療、健康診断、自衛隊医療技術者等の教育訓練を行うとともに、感染症を最小限に抑えるための業務等を行っている。そして、これらの業務に必要なとなる医療機器等(以下「衛生器材」という。)を整備している。

(注1) 15自衛隊地区病院 札幌、仙台、富士、阪神、福岡、熊本、別府、大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保、三沢、岐阜、那覇各病院

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、各自衛隊病院等において診療、健康診断等のために整備さ

れた各衛生器材は有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成21年度から27年度までの間に自衛隊病院等に整備された高額な衛生器材計203点(計133品目、調達額計24億8394万余円)を対象として、陸上、海上、航空各幕僚監部、49自衛隊病院等^(注2)において、契約関係書類、使用状況等に関する調書等^(注3)を確認するなどして会計実地検査を行った。また、2自衛隊病院^(注3)についても、調書の提出を求めするなどして同様の事項について検査した。

(注2) 49自衛隊病院等 中央、札幌、仙台、富士、阪神、福岡、熊本、別府、大湊、横須賀、舞鶴、呉、三沢、那覇各病院、名寄、旭川、上富良野、札幌、北千歳、東千歳、帯広、青森、八戸、岩手、多賀城、神町、霞ヶ浦、相馬原、新町、朝霞、習志野、練馬、十条、久里浜、武山、春日井、守山、豊川、伊丹、千僧、海田市、善通寺、福岡、久留米、健軍、北熊本、那覇各駐屯地医務室、真駒内、仙台両健康管理室

(注3) 2自衛隊病院 佐世保、岐阜両病院

(検査の結果)

検査したところ、陸上自衛隊が所掌する30自衛隊病院等^(注4)に整備したX線撮影装置(乳房用)(以下「X線装置」という。)、循環器集団検診車(以下「検診車」という。)及び超微粒子噴霧除菌装置の計32点(計3品目、調達額計1億1609万余円)については、整備後の医官の配置換えにより衛生器材の利用が困難となったり、使用目的を限定したりしていたことなどのために利用が低調となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

陸上幕僚監部は、平成24年3月に、自衛隊仙台病院において乳がん等の診療のためにX線装置(調達額3675万円)を整備した。しかし、同病院に配置されていた乳腺外科専門の医官(以下「専門の医官」という。)が24年9月に他の病院へ配置換えとなり、撮影された画像を読み込むことができる医官が不在となったことなどのため、同病院における使用実績は24年度は1人で25年度以降は全くない状況となっていた。

そして、このX線装置については、同病院において今後も使用の見込みが立たないことから、27年2月に専門の医官が配置されている他の病院に管理換えされたが、管理換えされた病院においても27年7月末に専門の医官が退官したことなどのため、27年度の使用実績は8人となっていて依然として使用が低調となっていた。

<事例2>

陸上幕僚監部は、平成24年8月に、自衛隊仙台病院において定期健康診断の際に東北方面隊管内の各分屯地等を巡回して循環器検診を行うなどのために検診車(調達額2611万余円)を整備した。しかし、分屯地等に勤務する自衛官等の定期健康診断の実施体制を、検診車が各分屯地等を巡回して行う体制から当該分屯地を管轄する駐屯地で実施する体制等に変更したため、25、26両年度において、検診車を整備した自衛隊仙台病院に勤務する自衛官等の定期健康診断でそれぞれ56人、53人に使用されただけで、検診車の整備の目的である各分屯地等を巡回して行う定期健康診断の使用実績は全くない状況となっていた。

そして、陸上幕僚監部においては、衛生器材の使用状況を適時適切に報告させるなどして

把握することになっていないことから、使用実績が低調となっていたのに十分な対策が講じられていなかった。

(注4) 30 自衛隊病院等 札幌、仙台、富士、別府各病院、上富良野、札幌、東千歳、帯広、青森、八戸、岩手、相馬原、新町、朝霞、習志野、練馬、十条、久里浜、武山、春日井、守山、豊川、伊丹、千僧、海田市、善通寺、福岡、健軍、那覇各駐屯地医務室、真駒内健康管理室

このように、衛生器材の使用実績が低調となっていたのに十分な対策が講じられておらず、有効な活用が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸上幕僚監部において、各自衛隊病院等に整備された衛生器材について、整備後の使用状況を適時適切に把握して、使用実績が低調なものについては、有効に活用が図られるよう適切な指示を行うことの重要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、28年9月に関係部局に通知を発生して、高額な衛生器材の整備後の使用実績を各方面隊を通じて報告させ、使用実績が低い衛生器材がある場合には、活用促進に係る指導等を適切に行うこととともに、使用が低調となっていた32点の衛生器材については、使用目的を適切に見直したり、活用が見込まれる他の自衛隊病院に管理換したりするなどして活用促進を図る処置を講じた。

- (3) 警戒管制レーダー装置の試行定期修理等において、交換時期や数量等を決めてあらかじめ調達する必要がある部品等の調達に当たり、試行定期修理等の作業期間中に不具合が発見された場合等に瑕疵^{かし}修補等の請求等を行うことなどにより、適切に部品等の調達を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	航空自衛隊補給本部、航空自衛隊第3補給処
契 約 名	RECEIVER TRANSMITTER, RADAR 製造請負契約等3件
契 約 の 概 要	下甕島分屯基地の固定式警戒管制レーダー装置 J/FPS-5 の試行定期修理における交換用として取り付ける送受信モジュールアッシーの製造を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	三菱電機株式会社
契 約 金 額	36 億 1313 万余円(平成 23 年度~25 年度)
上記のうち試行定期修理の契約時点までに瑕疵担保期間が経過していた交換用モジュールアッシーに係る契約金額	24 億 5815 万円(平成 23、24 両年度)

1 FPS-5の試行定期修理等の概要

(1) FPS-5の概要

航空自衛隊は、我が国周辺の空域を常時監視し、侵入する航空機等を警戒するために、警戒管制レーダー装置を運用している。そして、平成20年度から23年度までの間に空中線装置等多数の機器により構成される固定式警戒管制レーダー装置J/FPS-5(以下「FPS-5」という。)を4分屯基地に各1基^(注)新たに配備して運用している。

(注) 4分屯基地 大湊、佐渡、下甕島、与座岳各分屯基地

(2) FPS-5の試行定期修理及び交換用モジュールアッシーの調達の概要

航空自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)は、警戒管制レーダー装置について、安全かつ効率的に運用し得る品質を維持するために、一定の間隔で定期修理を行うこととしている。そして、定期修理は、補給本部の管理監督の下、航空自衛隊装備品等整備規則(昭和46年航空自衛隊達第10号)等に基づき、航空自衛隊第3補給処(以下「第3補給処」という。)が外注により行うこととなっており、警戒管制レーダー装置が配備された分屯基地内等において部品等の交換、修理、総合調整、試験等の作業が実施されている。

また、補給本部は、FPS-5のように新規に導入された警戒管制レーダー装置については定期修理を行った実績がないことから、定期修理を行う最適な間隔を設定することなどを目的とした試行的な定期修理(以下「試行定期修理」という。)を実施することとしている。そして、FPS-5の試行定期修理においては、その対象品目、数量等を確定させるために、第3補給処は、補給本部からの指示により、22年12月にFPS-5の製造元である三菱電機株式会社(以下「会社」という。)との契約により検討結果報告書等を作成させている。同報告書等では、試行定期修理においてFPS-5の空中線装置の構成品のうち電波の送受信を行う送受信モジュールアッシー9品目計4,974個を交換することとなっている。

そこで、補給本部は、同報告書等を踏まえて、下甕島分屯基地に配備したFPS-5の初号機については試行定期修理の作業を27年5月頃に行うよう計画し、第3補給処は、補給本部からの指示に基づいて同分屯基地のFPS-5の試行定期修理契約を同年3月31日に会社と締結している。

また、第3補給処は、試行定期修理契約において交換用として取り付けることとしている送受信モジュールアッシー(以下「交換用モジュールアッシー」という。)について、会社と別途の製造請負契約(契約金額計36億1313万余円)を締結することにより、23年12月に1品目1,130個、25年3月に5品目計1,622個、同年9月に3品目計2,222個を調達している。このように、交換用モジュールアッシーが複数回に分けて調達されている理由について、補給本部は、会社の製造ラインの都合により1回当たりの調達で製造可能な数量に限りがあるとして、23年10月に、会社から第3補給処に対して3回の契約に分けて調達するよう要望があったためとしている。

(3) 交換用モジュールアッシーの^{かし}瑕疵の処理

航空自衛隊は、航空自衛隊物品管理補給手続(平成4年補給本部長制定及び平成25年補給本部長制定)等に基づくなどして、調達物品等の受領後に瑕疵と認められる不具合が発見された場合等には、瑕疵担保期間内の不具合であるか否かを確認するなどした上で、契約相手方に対して、修補若しくは代金の減額又は契約の解除(以下、これらを合わせて「瑕疵修補等」という。)の請求等を行うこととしている。そして、この瑕疵修補等の請求等につい

ては、契約相手方が無過失責任を負うことになっている。交換用モジュールアッシーについても、前記製造請負契約の契約条項に瑕疵修補等の請求等に係る規定があり、その期間は納入の日から1年以内とされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、交換用モジュールアッシーの調達、管理等は適切に行われているかなどに着眼して、第3補給処が27年3月31日に締結した下甕島分屯基地における試行定期修理契約(契約金額5億0761万余円)及び交換用モジュールアッシー9品目計4,974個の調達に係る3件の製造請負契約(契約金額計36億1313万余円)を対象として、航空幕僚監部、補給本部、第3補給処及び下甕島分屯基地において、契約書、管理換票、物品管理簿等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

第3補給処が前記3件の製造請負契約により調達した交換用モジュールアッシーは、25年2月、26年3月及び27年2月にそれぞれ会社を搬入地として納入され、兵庫県尼崎市に所在する会社内の倉庫に寄託されていた。その後、27年5月に試行定期修理の作業のために下甕島分屯基地に輸送され、会社が同分屯基地において交換を行っていた。

しかし、27年6月に、会社がFPS-5の機器等の作動確認をしたところ、表のとおり、交換用モジュールアッシーのうち8品目計2,312個に不具合が発見され、このため、第3補給処は警戒監視任務に支障が生じないように交換前の送受信モジュールアッシーを再度取り付けるなどしていた。

表 交換用モジュールアッシーの不具合の状況 (単位：千円、個)

契約年月日	契約金額	交換用モジュールアッシー			試行定期修理における機器等の作動確認の結果、不具合が発見されたもの		試行定期修理の契約時点の瑕疵担保期間の状況
		品目数	数量	瑕疵担保期間	品目数	数量	
平成23年12月22日	925,470	1	1,130	25年2月22日～ 26年2月21日	1	497	瑕疵担保期間が経過
25年3月26日	1,532,685	2	647	26年3月20日～ 27年3月19日	2	216	
		3	975	26年3月27日～ 27年3月26日	3	225	
計	2,458,155	6	2,752		6	938	
25年9月26日	1,154,979	3	2,222	27年2月27日～ 28年2月26日	2	1,374	瑕疵担保期間内
合計	3,613,134	9	4,974		8	2,312	

そこで、作動確認をした交換用モジュールアッシーに不具合が発見されたことから、試行定期修理における部品等の調達に係る契約条件や瑕疵修補等の請求等の状況について確認したところ、23年12月及び25年3月の2件の交換用モジュールアッシーの製造請負契約(契約金額計24億5815万余円)における瑕疵担保期間は、試行定期修理の契約時点(27年3月31日)までに既に経過していた。

このため、瑕疵修補等の請求等についても、第3補給処は、不具合が発見された前記8品目計2,312個のうち25年9月の製造請負契約に係る2品目計1,374個については、瑕疵担保期間内であるとして会社に対して修補を請求し、その後修補が行われていた。しかし、23年12月及び25年3月の製造請負契約に係る6品目計938個については、不具合が発見された時期等が同じであるにもかかわらず、瑕疵担保期間が試行定期修理の契約時点(27年3月31日)までに既に経過して、会社に対して瑕疵修補等の請求等を行っていなかった。

なお、補給本部及び第3補給処によれば、前記の不具合が製造から取り付けまでのどの過程の事象に起因するのかについては、不明としていた。

このように、交換用モジュールアッシーについて、試行定期修理の契約時点までに瑕疵担保期間が経過して、試行定期修理における機器等の作動確認の結果、不具合が発見された場合等に会社に対して瑕疵修補等の請求等を行えなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、補給本部において、試行定期修理の計画に基づいて交換時期や数量等を決めてあらかじめ調達する必要がある交換用モジュールアッシーの調達に当たり、下甕島分屯基地の試行定期修理の作業期間中に不具合が発見された場合等に瑕疵修補等の請求等を行うための契約条件の検討を十分に行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、補給本部は、28年8月に、警戒管制レーダー装置の試行定期修理等において、交換時期や数量等を決めてあらかじめ調達する必要がある部品等の調達に当たり、試行定期修理等の作業期間中に不具合が発見された場合等に瑕疵修補等の請求等を行うために、契約に際して部品等を一括調達してその納入の時期を適切な時期に設定したり、部品等の調達を試行定期修理等に係る契約に含めて一括品質保証としたりすることとするなど、適切に部品等の調達を図る処置を講じた。

- (4) 海上、航空両自衛隊の電気需給契約の契約電力について、前年度の最大需要電力の実績を十分考慮することなどを基地等に対して示すとともに、契約電力と最大需要電力の実績等を報告させ、十分に確認した上で、指導できる態勢を整備することにより、電気需給契約がより経済的なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛力基盤整備費(平成26年度は、(項)防衛本省共通費)
部局等	海上、航空両幕僚監部、海上、航空両自衛隊の7基地等
契約の概要	海上、航空両自衛隊の基地等において、任務等のために必要となる電気の需給契約
契約の相手方	6会社
電気料金の支払額	19億9510万余円(平成26年5月～28年4月)
上記のうち節減できた電気料金	1億0914万円

1 電気需給契約の概要

(1) 海上、航空両自衛隊の電気需給契約の概要

海上自衛隊の総監部、航空基地等並びに航空自衛隊の基地及び分屯基地(以下、これらを合わせて「基地等」という。)は、任務等のために必要となる電気について、毎年度、基地等の施設担当部署が契約電力、需要場所等の事項を記載した仕様書等を作成し、契約担当官が原則として一般競争入札を実施して、電気需給契約を締結している。そして、海上幕僚監部においては、毎年度、基地等に対して電気料金に係る調査を実施しており、契約電力、最大需要電力の実績等を報告させている。また、航空幕僚監部においては、航空自衛隊電気設備管理規則(昭和60年航空自衛隊達第1号)を定め、基地等が電気需給契約が業務遂行上支障を及ぼさない範囲内で、適切かつ有利に締結されるよう努めるものとしている。

また、基地等は、契約の締結に当たり、契約電力、契約電力1kW当たりの月額基本料金単価、使用電力量1kWh当たりの電力量料金単価等を定めている。そして、基地等は、契約電力に月額基本料金単価を乗ずるなどして算定された基本料金と、その1か月間の使用電力量に電力量料金単価を乗じて算定された電力量料金とを合わせるなどした金額を電気料金として毎月支払っている。

(2) 契約電力の概要

各電気事業者の電気需給約款によれば、契約電力とは契約上使用できる最大電力で、最大需要電力とは30分ごとに計量される需要電力の最大値であるとされている。また、契約電力は、1年間を通じた最大需要電力を基準として、電気の供給を必要とする者が申し出ることとされており、契約電力が500kW以上の場合は、電気事業者との協議によって定めることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

基地等においては、施設、設備及び機器(以下「施設等」という。)の新設、増設、建替え、用途廃止等が行われており、契約電力の大幅な増減が見込まれる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、契約電力が適切に算定されているかなどに着眼して、平成26、27両年度に基地等が締結した電気需給契約のうち、契約電力500kW以上の51^(注1)基地等における152契約を対象に、海上、航空両幕僚監部等において、契約書、仕様書等の書類を確認したり、契約電力の算定方法等について説明を受けたりするなどして会計実地検査を行った。

(注1) 51基地等 海上自衛隊横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部、鹿屋、八戸、館山、大村、岩国、下総、徳島、小月各航空基地、第24航空隊、第1術科学校、沖縄基地隊、市原、えびの両送信所、航空自衛隊千歳、三沢、松島、百里、熊谷、府中、入間、静浜、浜松、小牧、岐阜、小松、奈良、美保、防府北、防府南、築城、芦屋、春日、新田原、那覇各基地、当別、奥尻島、大湊、大滝根山、木更津、佐渡、笠取山、背振山、福江島、下甕島、与座岳、宮古島各分屯基地

(検査の結果)

上記の152契約について、契約電力と過去の最大需要電力を検査したところ、7基地等における6会社との16契約、支払金額計19億9510万余円については、表のとおり、契約電

力と過去3年間の最大需要電力が大きくかい離しており、その差が72kWから2,901kW(契約電力に対する割合で11.8%から43.2%)となっていた。そして、海上、航空両幕僚監部は、前記のとおり、電気需給契約における最大需要電力の実績等を基地等から報告させるなどしているが、具体的なものとなっておらず、契約電力と最大需要電力の実績を確認し、指導できる態勢にはなっていなかった。

表 7 基地等における16契約の契約電力と過去3年間の最大需要電力との差

基地等名	年度	契約電力 (A)	過去3年間の最大需要電力 (B)	契約電力と過去3年間の最大需要電力との差 (C = A - B)	割合 (C / A)	
		kW	kW	kW	%	
海上自衛隊 大湊地方総監部	平成 26	6,700	3,799	2,901	43.2	
呉地方 総監部	総監部地区	26	1,900	1,519	381	20.0
		27	2,000	1,543	457	22.8
	からす小島 訓練場地区	27	1,100	968	132	12.0
舞鶴地方 総監部	総監部地区	26	1,195	854	341	28.5
		27	1,195	853	342	28.6
	白浜火薬庫	26	600	432	168	28.0
		27	600	432	168	28.0
航空自衛隊 新田原基地	26	3,600	2,563	1,037	28.8	
	27	3,300	2,808	492	14.9	
大湊分屯基地	26	1,500	1,172	328	21.8	
	27	1,500	1,174	326	21.7	
佐渡分屯基地	26	1,500	1,250	250	16.6	
	27	1,500	1,250	250	16.6	
笠取山分屯基地	26	630	538	92	14.6	
	27	610	538	72	11.8	

上記の事態について、要因別に示すと次のとおりである。

(1) 前年度の最大需要電力等の実績を十分考慮していなかったもの

基地等が、前年度の最大需要電力等の実績を十分考慮せずに契約電力を算定していた結果、5基地等^(注2)における9契約で契約電力と過去3年間の最大需要電力が大きくかい離していた。

(注2) 5基地等 海上自衛隊大湊地方総監部、航空自衛隊新田原基地、大湊、佐渡、笠取山各分屯基地

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

航空自衛隊大湊分屯基地は、平成23年度に固定式警戒管制レーダー装置を換装して運用している。同分屯基地は、当該レーダー装置^(注)の運用方法等により負荷容量が異なり、これを運用当初から把握することは困難であるとして、初年度は運用に支障が生じないよう、負荷容量の

余裕を十分に見込み契約電力を算定していたが、26、27両年度においても、初年度のまま契約電力を変更せずに1,500kWとしていた。

しかし、当該レーダー装置は、運用を開始してから相当の期間が経過しており、前年度の最大需要電力等の実績(25年度1,172kW、26年度1,174kW)を考慮して契約電力を1,200kWとすれば、26、27両年度の電気料金の支払金額を計998万余円節減できたと認められた。

(注) 負荷容量 電気を消費する施設等の電気消費量

(2) 施設等の運用開始時期を十分考慮せずに契約電力を算定するなどしていたもの

基地等が契約電力と施設等の運用開始時期から電気需給契約の契約期間満了までの間における最大需要電力との差を十分考慮せず、前年度の最大需要電力等の実績に当該施設等の負荷容量を加えて契約電力を算定していたり、施設等の老朽化等により建替えが行われた際に、供用されなくなる旧施設等の負荷容量を差し引くことなく、契約電力を算定していたりした結果、^(注3)2基地等における7契約で契約電力と過去3年間の最大需要電力が大きくかい離していた。

(注3) 2基地等 海上自衛隊呉、舞鶴両地方総監部

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

海上自衛隊呉地方総監部(総監部地区)は、平成26年度において、過去3年間の最大需要電力1,519kWに、26年6月に改修した衛星局舎及び27年3月に完成予定の衛星関連事業用装備器材に係る負荷容量300kWを加えるなどして、契約電力を1,900kWとし、27年度においても同様の算定方法により2,000kWとしていた。

しかし、これらの施設等の運用開始予定時期は28年3月であり、契約電力と運用開始予定時期以降における最大需要電力との間に十分に余裕があることから、負荷容量を契約電力に加える必要はなかった。このように、施設等の負荷容量を加えずに契約電力を算定すれば、26、27両年度の電気料金の支払金額を計1203万余円節減できたと認められた。

このように、基地等が締結する電気需給契約において、前年度の最大需要電力等の実績や施設等の運用開始時期以降における最大需要電力を十分考慮せずに契約電力を算定していたり、海上、航空両幕僚監部が基地等の電気需給契約における契約電力と最大需要電力の実績を確認し、指導できる態勢が整備されていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた電気料金)

電気需給契約について、前年度の最大需要電力等の実績や施設等の運用開始時期を十分考慮するなどして契約電力を算定すれば、前記の7基地等における電気料金の支払金額を計1億0914万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、海上、航空両幕僚監部において、契約電力を適切に算定するために、前年度の最大需要電力等の実績及び施設等の運用開始時期を十分考慮することについて、基地等に対して具体的に示していなかったこと、基地等の契約電力と最大需要電力の実績等を確認した上で、指導できる態勢が整っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上、航空両幕僚監部は28年8月に通知等を発して、基地等における電気需給契約がより経済的なものとなるよう、契約電力について、前年度の最大需要電力の実績の要因を分析して毎年度見直すこと、また、施設等の新設等が見込まれる場合、適時適切に増減させることを基地等に対して示すとともに、契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績等を報告させ、十分に確認した上で、指導できる態勢を整備する処置を講じた。

- (5) 防衛装備品等の調達に当たり、加工費率の算定の対象に含まれている治工具等取得費や製造見込台数を超える台数分の技術移転費を計上しないことにより、予定価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費 (項)航空機整備費 東日本大震災復興特別会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	装備施設本部(平成27年10月1日以降は防衛装備庁)、陸上自衛隊補給統制本部
契 約 名	味方識別機 JAN/APX-119 製造請負契約等 22 件
契 約 の 概 要	衝突防止等の安全確保のために陸上自衛隊の航空機に搭載する味方識別機 JAN/APX-119 を調達するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社日立国際電気
契 約	平成20年3月～27年2月 随意契約
契 約 額	11 億 9445 万余円(平成19年度～26年度)
上記のうち節減できた契約額	7610 万円

1 制度の概要

(1) 防衛装備品等の調達の概要

防衛省は、防衛装備品及びその修理等の役務(以下、これらを「防衛装備品等」という。)の調達を民間企業と契約を締結することなどにより実施している。

防衛省は、防衛装備品等の調達に当たり、その仕様が特殊で市場価格が形成されていないなどの場合には、「調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令」(昭和37年防衛庁訓令第35号)に基づき、製造原価を直接材料費、加工費、直接経費等の構成要素ごとに積み上げるなどして算定して、これに一定の適正利益等を付加する原価計算方式により予定価格を算定するなどしている。このうち加工費は、工数(製造等に直接従事した作業時間)に加工費率(期間加工費を期間工数で除して算定した1作業時間当たりの加工費)を乗ずることなどにより計算することとなっている。そして、防衛省は、毎年度、民間企業に、期間加工費、期間工数等を記載した加工費率に関する資料(以下「加工費率算定表」という。)を提出させて、民間企業ごとの加工費率を算定している。

(2) 治工具等取得費及び技術移転費の予定価格の算定

防衛省と契約を締結している民間企業は、契約の履行に当たり、必要に応じて、治工具、機械、装置等(以下「治工具等」という。)を取得している。そして、防衛省は、原価計算方式による場合、民間企業の治工具等の取得に要する費用(以下「治工具等取得費」という。)を次のいずれかの方法により予定価格に計上することとしている。

- ① 治工具等に係る減価償却費を期間加工費に含めて算定した加工費率を用いて計上
- ② 直接材料費、直接経費等として計上

また、防衛装備品等が他国の企業が保有する技術を用いる仕様となっている場合、民間企業は、他国の企業から生産に必要となるノウハウを取得するための研修、指導等を受けることがある。そして、防衛省は、原価計算方式による場合、民間企業が受けるこれらの研修等に要する費用(以下「技術移転費」という。)を直接材料費、直接経費等として予定価格に計上することとしている。

なお、民間企業は、治工具等取得費又は技術移転費について、防衛省に提出する見積書に直接材料費、直接経費等として計上する場合、一括して計上したり、当該民間企業が製造すると想定した防衛装備品の台数(以下「製造見込台数」という。)で除した1台当たりの金額を算出して、契約ごとの製造台数を乗じた金額(以下、治工具等取得費に係る当該金額を「治工具等割掛費」といい、技術移転費に係る当該金額を「技術移転割掛費」という。)を計上したりするなどしている。

(3) 味方識別機の調達経緯

装備施設本部(平成27年10月1日以降は防衛装備庁。以下「装本」という。)は、陸上幕僚監部からの調達要求に基づき、衝突防止等の安全確保のために陸上自衛隊の航空機に搭載する味方識別機 JAN/APX-119(以下「味方識別機」という。)計53台を調達するために、表のとおり、19年度から26年度までの間に、株式会社日立国際電気(以下「会社」という。)と製造請負契約計21件(以下「装本契約」という。)を締結して、計10億7810万余円を支払っている。

また、陸上自衛隊補給統制本部(以下「補給統制本部」という。)は、運用する航空機の補用部品として別途緊急に味方識別機が必要となったことから、自ら調達することとして、23年度に会社と味方識別機7台の製造請負契約(以下「陸自契約」という。)を締結して、1億1635万余円を支払っている。

さらに、装本及び技術研究本部(27年10月1日以降は防衛装備庁。以下「技本」という。)は、22年度から24年度までの間に、味方識別機3台の取得が含まれる航空機の研究試作契約等計3件(以下「研究試作契約等」という。)を民間企業1社と締結しており、当該民間企業は、23年度に会社と契約(以下「間接契約」という。)を締結して味方識別機3台の納入を受けている。

そして、これらの契約については、装本、技本及び補給統制本部が、前記の原価計算方式により予定価格を算定している。

表 味方識別機の調達に係る契約

調達機関	契約年度	契約数 (件)	味方識別機の 調達台数(台)
装 本	平成19年度	3	19
	20年度	3	4
	21年度	2	6
	22年度	2	7
	23年度	3	8
	24年度	5	6
	25年度	2	2
	26年度	1	1
装本契約		21	53
補給統制本部	23年度	1	7
陸自契約		1	7
装 本	22年度	1	1
	23年度	1	1
技 本	24年度	1	1
研究試作契約等		3	3
計		25	63
うち装本契約及び陸自契約		22	60

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、防衛装備品等の調達に当たり、予定価格の算定は適切に行われているか、特に、支払う必要がない治工具等取得費及び技術移転費が計上されていないかなどに着眼して、前記の味方識別機を調達している装本契約、陸自契約及び研究試作契約等計25件の契約を対象として、装本、技本及び補給統制本部において契約書、仕様書、予定価格調書等の関係書類を確認するとともに、会社において見積書、加工費率算定表、固定資産台帳等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、間接契約については、会社から関係書類の提出を受けて調査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

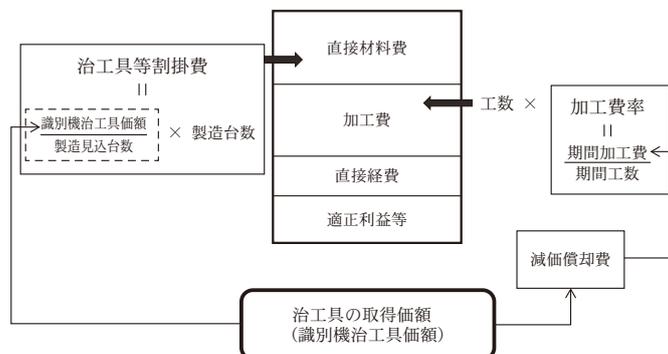
(1) 治工具等取得費の計上

会社は、装本に提出した加工費率算定表において、味方識別機を製造するために、20、22両年度に取得した治工具2式の取得価額(以下「識別機治工具価額」という。)の減価償却費を20年度から24年度までの間の期間加工費に含めて計上しており、加工費率を算定する装本の担当部署(以下「加工費率担当」という。)は、識別機治工具価額を加工費率の算定の対象としていた。

一方、会社は、識別機治工具価額及び製造見込台数を用いて算出した治工具等割掛費を直接材料費として計上した見積書を装本及び補給統制本部に提出しており、装本及び補給統制本部は、装本契約のうち20年度以降に締結した18件の契約及び陸自契約に係る予定価格の算定に当たり、味方識別機計41台分の治工具等割掛費を直接材料費として計上していた(図1参照)。しかし、上記のとおり加工費率担当が識別機治工具価額を加工費率の算定の対象としていたことから、上記予定価格の算定に当たり、治工具等割掛費を計上する必要はなかった。

また、装本は、19年度に締結した3件の契約に係る予定価格の算定に当たり、味方識別機計19台分の治工具等割掛費を、識別機治工具価額が加工費率の算定の対象となる前に直接材料費として計上していたが、その後の20年度に加工費率担当が識別機治工具価額を加工費率の算定の対象としたため、結果的に支払う必要がない治工具等割掛費が当該3件の契約額に含まれることとなっていた。

図1 識別機治工具価額の予定価格の計上に係る概念図



(2) 技術移転費の計上

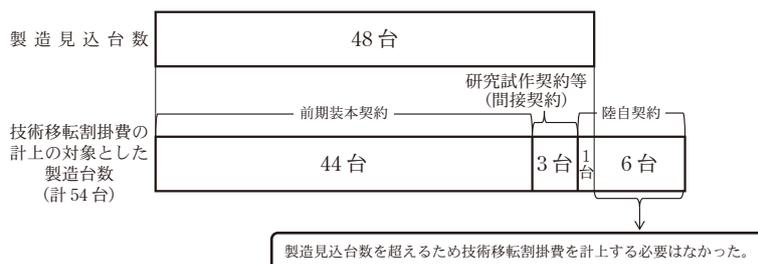
会社は、装本契約のうち19年度から23年度までの間に締結した13件の契約(以下「前期装本契約」という。)、間接契約及び陸自契約において、味方識別機の製造に係る技術移転費を見積書に直接材料費として計上する際に、製造見込台数である48台を用いて算出した技術移転割掛費を計上していた。

そして、会社は、前期装本契約及び間接契約において、味方識別機の製造台数計47台分の技術移転割掛費を直接材料費として計上した見積書を装本等に提出しており、装本及び技本は、当該見積書を予定価格の算定基礎とするなどして、前期装本契約及び研究試作契約等における予定価格の算定に当たり、計47台分の技術移転割掛費を直接材料費として計上するなどしていた。

また、会社は、上記の見積書を提出した後、陸自契約において、味方識別機の製造台数7台分の技術移転割掛費を直接材料費として計上した見積書を補給統制本部に提出しており、補給統制本部は、当該見積書を予定価格の算定基礎として、陸自契約における予定価格の算定に当たり、7台分の技術移転割掛費を直接材料費として計上していた。

しかし、前期装本契約、間接契約及び陸自契約における味方識別機の製造台数を合わせると計54台となり、製造見込台数48台を6台超えることになることから、補給統制本部は、陸自契約における予定価格の算定に当たり、製造見込台数を超える6台分の技術移転割掛費を直接材料費として計上する必要はなかった(図2参照)。

図2 製造見込台数と製造台数との比較



このように、装本及び補給統制本部において識別機治工具価額が加工費率の算定の対象に含まれているのに治工具等割掛費を直接材料費として予定価格に計上していたり、補給統制本部において製造見込台数を超える台数分の技術移転割掛費を直接材料費として予定価格に計上していたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた契約額)

装本契約及び陸自契約について、直接材料費として計上していた味方識別機計 60 台分の治工具等割掛費及び 6 台分の技術移転割掛費を除くなどして、予定価格を修正計算すると計 11 億 1720 万余円となり、契約額計 11 億 9445 万余円と比べて約 7610 万円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、装本及び補給統制本部において、会社における見積書の作成が適切でなかったのに、会社に対して見積書の内容の聴取や確認を十分に行わなかったこと、加工費率担当や味方識別機を既に調達している調達機関に対して加工費率の算定の対象となる費用や味方識別機の製造台数についての確認を十分に行わなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、27 年 10 月に新設された防衛装備庁及び補給統制本部は、28 年 8 月までに、装本契約及び陸自契約に係る割高となっていた契約額の返還を会社に求めて返納させた。そして、同庁は同年 9 月に陸上、海上、航空各幕僚監部を含めた防衛省の各機関及び同庁の調達機関に対して事務連絡を発し、また、陸上幕僚監部は同月に同庁の事務連絡を補給統制本部を含めた各調達機関に通知して、防衛装備品等の調達に当たり、加工費率の算定の対象に含まれている治工具等取得費や製造見込台数を超える台数分の技術移転割掛費を計上しないことにより、予定価格の算定を適切なものとするよう、次のような処置を講じた。

ア 各調達機関において、見積書の内容の聴取や確認を十分に行うこと及び加工費率の算定の対象に含まれている治工具等取得費や製造見込台数を超える台数分の技術移転割掛費を見積書に計上しないよう見積書を提出する民間企業に対して注意喚起を行うことを周知徹底した。

イ 各調達機関において、アの見積書の内容の確認等において不明確な事項がある場合は、加工費率を算定している部署及び同一物品を既に調達している調達機関に対して確認を十分に行うことを周知徹底した。

(6) 海上自衛隊が管理する火薬庫について、設置及び構造又は設備の変更や、火薬類の貯蔵を適切に行わせることにより、管理が適切なものとなるよう改善させたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	海上幕僚監部、5 弾薬整備補給所、10 航空基地
国有財産の区分	(分類)行政財産 (種類)公用財産

火薬庫の概要	保有する火薬類を艦艇、航空機等の部隊等に対して適時適切に補給できるよう、地方隊の弾薬整備補給所、航空基地等において安全に貯蔵するための施設
検査の対象とした火薬庫の棟数及び国有財産台帳価格	202棟 37億0426万余円(平成26年度末現在)
上記のうち管理が適切でなかった火薬庫の棟数及び国有財産台帳価格	57棟 10億5912万円

1 海上自衛隊が管理する火薬庫の概要等

(1) 海上自衛隊が管理する火薬庫の概要

海上自衛隊は、保有する多種類の火薬類を艦艇、航空機等の部隊等に対して適時適切に補給できるよう、地方隊の弾薬整備補給所、航空基地等において、火薬類を安全に貯蔵するための施設として、火薬庫を多数設置し、国有財産として管理している。火薬庫は、本体となる建物のほか、爆風による危害防止のための土提、防爆壁等から構成されている。

海上自衛隊が、火薬庫を設置し、火薬庫において火薬類を貯蔵するに当たっては、国有財産法(昭和23年法律第73号)、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)等の関係法令のほか、火薬類の取扱いに関する訓令(昭和54年防衛庁訓令第36号)、海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達(平成26年海上自衛隊達第23号)等(以下、これらを合わせて「火薬庫関係規程」という。)に基づき実施することとなっている。

(2) 火薬庫の設置等に係る手続の概要

海上自衛隊において火薬庫の設置、構造又は設備の変更等を実施する場合は、当該火薬庫を管理する部隊の長(以下「貯蔵責任者」という。)が、火薬庫の構造、設備、貯蔵する火薬類の種類等を明らかにした上で、設置等について海上幕僚長に上申することとなっている。海上幕僚長はこれを防衛大臣に上申し、防衛大臣は経済産業大臣に承認申請を行うこととなっている。そして、火薬庫の構造等について、火薬庫関係規程に定められた技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合していることが認められた後、防衛大臣が設置等の承認を受けることとなっている。

また、貯蔵する火薬類の種類の変更を実施する場合は、同様に上申した上で、防衛大臣が経済産業大臣に通知することとなっている。

そして、貯蔵責任者は、火薬庫の設置等の工事が完了したときは、海上幕僚長等による完成検査を受け、当該火薬庫が技術基準に適合していると認められた後でなければ使用してはならないこととなっている(以下、この完成検査を「火薬庫完成検査」という。)

(3) 火薬庫における火薬類の貯蔵の概要

火薬庫関係規程において、海上自衛隊が保有する主な火薬類が、その用途、構造等に応じて「火薬」「爆薬」「実包及び空包」「信号焰管及び信号火せん」などの火薬類に係る分類(以下「火薬分類」という。)のいずれに該当するかが示されている。そして、同一の火薬庫に貯蔵しても安全な火薬分類の組合せの区分(以下「貯蔵区分」という。)が、火薬類の特性を考慮して定められており、貯蔵区分に適合しない火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならな

いこととなっている。例えば、「火薬」「爆薬」及び「実包及び空包」の組合せは、貯蔵区分に適合するが、「火薬」及び「信号焰管及び信号火せん」の組合せは、貯蔵区分に適合しないため、同一の火薬庫に貯蔵してはならないことになる。

また、火薬庫には、火薬類以外のものを貯蔵してはならないことなどとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、国有財産である火薬庫は、火薬類を安全に貯蔵するという目的を達成できるよう、技術基準に適合した構造となっているか、火薬類が適切に貯蔵されているかなどに着眼して、海上自衛隊が管理する火薬庫計 202 棟(平成 26 年度末現在の国有財産台帳価格計 37 億 0426 万余円)を対象として、海上幕僚監部、5 地方総監部^(注1)及び 10 航空基地^(注2)において、設置等に係る承認申請関係書類、貯蔵している火薬類の明細等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 5 地方総監部 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部

(注2) 10 航空基地 鹿屋、八戸、厚木、那覇、館山、大村、岩国、下総、舞鶴、大湊各航空基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 火薬庫の設置及び構造又は設備の変更の実施状況

2 弾薬整備補給所^(注3)及び 4 航空基地^(注4)の火薬庫計 14 棟について、火薬庫を技術基準に適合するよう設置していなかったり(5 棟)、火薬庫の構造の変更に係る承認を受けないまま変更工事を実施していたり(1 棟)、火薬庫の設備の変更を行っているのに火薬庫完成検査を受けていなかったり(6 棟)、火薬庫の設備が技術基準に適合しているか確認できなかったり(2 棟)していた。

(注3) 2 弾薬整備補給所 横須賀、舞鶴両弾薬整備補給所

(注4) 4 航空基地 鹿屋、八戸、岩国、大湊各航空基地

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

A 航空基地の火薬庫 1 棟は、設置年次が古いため当初の状況は十分確認ができないが、設置の承認に係る書類等において、防爆壁の構造を、出入口部外側に更に防爆壁を設けて爆風が直接外部に漏れないものとしており、この構造が技術基準に適合するとして設置の承認を受けていた。しかし、平成 28 年 6 月の会計実地検査時点における現状を確認したところ、出入口部外側の防爆壁の位置が離れているため爆風が直接外部に漏れないものとして十分でなく、設置の承認を受けた構造と異なっており、技術基準に適合していなかった。

(2) 火薬庫における火薬類等の貯蔵状況

5 弾薬整備補給所^(注5)及び 10 航空基地の火薬庫計 49 棟について、火薬庫に貯蔵する火薬類の種類の変更の適切に行わないまま承認を受けたものと異なる火薬類が貯蔵されていたり(32 棟)、貯蔵区分に適合しない火薬類が貯蔵されていたり(30 棟)、火薬類以外のものが貯蔵されていたり(12 棟)していた。

(注5) 5 弾薬整備補給所 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各弾薬整備補給所

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

B弾薬整備補給所の火薬庫1棟において、「火薬」及び「信号焰管及び信号火せん」の組合せは貯蔵区分に適合しないため同一の火薬庫に貯蔵してはならないこととなっているのに、貯蔵する火薬類がいずれの火薬分類に該当するかを十分確認していなかったなどのため、「火薬」に該当する砲弾の補充薬と、「信号焰管及び信号火せん」に該当する発煙筒、信号けん銃弾等の双方が、この火薬庫に貯蔵されており、貯蔵状況が適切でなかった。

(1)及び(2)には重複している事態があり、その重複を除いた5弾薬整備補給所及び10航空基地の火薬庫計57棟(26年度末現在の国有財産台帳価格計10億5912万余円)について、火薬庫の設置及び構造又は設備の変更を適切に実施していなかったり、火薬庫における火薬類等の貯蔵状況が適切でなかったりして、火薬庫に火薬類を安全に貯蔵するという目的を達成していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 2弾薬整備補給所及び4航空基地において、火薬庫を技術基準に適合するよう設置したり、火薬庫完成検査を受けてから火薬庫を使用したり、火薬庫の構造又は設備の変更を適切に実施したりすることの重要性についての理解が十分でなかったこと
- イ 5弾薬整備補給所及び10航空基地において、火薬庫に貯蔵する火薬類の火薬分類を十分確認した上で、火薬庫に貯蔵する火薬類の種類を変更する必要がある場合は、遅滞なく手続を行うこと、貯蔵区分に適合するよう火薬庫に火薬類を貯蔵する必要があること及び火薬類以外のものを火薬庫に貯蔵しないことの重要性についての理解が十分でなかったこと
- ウ 海上幕僚監部において、
 - (ア) 使用する火薬類の種類の変化に対応した火薬分類を明確に示していなかったこと
 - (イ) 火薬庫の設置及び構造又は設備の変更を適切に実施することについての指導が十分でなかったこと
 - (ウ) 火薬庫に火薬類が適切に貯蔵されることについての指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、28年8月及び9月に弾薬整備補給所、航空基地等に対して通知を発して、次のような処置を講じた。

- ア 2弾薬整備補給所及び4航空基地において、速やかに、火薬庫完成検査を受けるなどして技術基準に適合しているかどうかの確認を実施し、必要に応じ補修工事等を実施するよう通知した。
- イ 5弾薬整備補給所及び10航空基地において、貯蔵する火薬類の種類の変更手続を行ったり、火薬庫に貯蔵する火薬類が貯蔵区分に適合するよう速やかに貯蔵している火薬類の移替えを行ったりなどするよう通知した。
- ウ 海上自衛隊が保有する火薬類について、いずれの火薬分類に該当するかが明確となるよう基準を示すなどした上で、これを周知徹底し、火薬庫を管理する部隊において、火薬類の該当する火薬分類を適切に確認できる体制を整備した。
- エ 地方総監部等の関係部局と緊密に連絡調整を行って火薬庫を技術基準に適合するように設置したり、火薬庫完成検査を受けてから火薬庫を使用したり、火薬庫の構造又は設備の

変更を適切に実施したりするよう周知徹底するとともに、これについて、教育を計画的に実施させるなどして、継続的に指導することとした。

オ 火薬庫に貯蔵する火薬類の種類を変更する必要がある場合は、遅滞なく手続を行うこと、貯蔵区分に適合するよう火薬庫に火薬類を貯蔵すること及び火薬類以外のものを火薬庫に貯蔵しないことについて周知徹底するとともに、これについて、教育を計画的に実施させるなどして、継続的に指導することとした。

- (7) 回転翼航空機を護衛艦に搭載して運用するに当たり、造修補給所等で保管しているレーダー試験器の管理換をするなどして搭載されていない護衛艦に搭載したり、着艦拘束装置について型式に応じた乗員整備項目により乗員整備を適切に実施したりすることにより、その運用に支障を来さないよう改善させたもの

会計名	一般会計	
部局等	海上自衛隊補給本部	
物品及び国有財産の分類	(分類)防衛用品 (区分)非消耗品 (分類)行政財産 (種類)公用財産 (区分)船舶	
航空機整備用器材及び着艦拘束装置の概要	海上自衛隊が回転翼航空機の整備作業を実施するための試験器等及び回転翼航空機の飛行甲板への着艦等の支援を行う装置	
検査の対象とした航空機整備用器材等の数量及び物品管理簿価格	162 台	8 億 8815 万余円(平成 27 年度末現在)
上記のうち護衛艦に搭載されておらず有効に活用されていないなかったレーダー試験器の数量及び物品管理簿価格(1)	11 台	3191 万円
検査の対象とした着艦拘束装置の数量及び国有財産台帳価格相当額	30 台	29 億 7528 万余円(平成 27 年度末現在)
上記のうち乗員整備が適切に実施されていないなかった着艦拘束装置の数量及び国有財産台帳価格相当額(2)	5 台	6 億 2289 万円
(1)及び(2)の計		6 億 5480 万円

1 航空機整備用器材、運用支援器材等の概要

(1) 護衛艦に搭載する航空機整備用器材等の概要

海上自衛隊は、しょう戒等を行う回転翼航空機をヘリコプター搭載護衛艦及び汎用護衛艦(以下、これらを合わせて「護衛艦」という。)に搭載して、機動的に情報収集・警戒監視

等を行うこととしている。そして、海上自衛隊は、回転翼航空機の運用に支障を来さないように、回転翼航空機の整備作業を実施するための試験器、試験装置等(以下、これらを合わせて「航空機整備用器材」という。)を護衛艦に搭載することとしている。航空機整備用器材は、航空機等整備基準(平成10年海幕装備第5622号)及び航空機等整備実施要領(平成10年補本装航第89号)によれば、計画的に点検等を行い、航空機等の品質を確認するとともに不具合を未然に防止する計画整備及び不具合の発生の都度、航空機等が本来有する性能を発揮させるための計画外整備を行う際に使用される器材とされている。また、回転翼航空機を搭載する護衛艦においては、回転翼航空機に搭載されている味方識別機^(注1)に不具合が発生した際に、味方識別機の電波の送受信を診断するレーダー試験器等が搭載されている。

(注1) 味方識別機 特定の質問信号を相手船舶、航空機等に対して送信し、その応答信号の有無により相手船舶、航空機等が味方であるか否かを識別する装置

航空機整備用器材については、海上自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)が定めた航空機等整備用器材装備標準(平成10年補本装航第95号)において、護衛艦に搭載する標準数が定められており、また、回転翼航空機の整備作業を実施する航空基地が保有する標準数も定められている。そして、上記レーダー試験器の標準数は、護衛艦、航空基地それぞれ1台ずつとなっている。

一方、海上自衛隊は、護衛艦、潜水艦等(以下、これらを合わせて「艦艇」という。)に、艦艇の防御、攻撃目標の捕捉等を行う防空システム、水上レーダー、敵味方識別装置^(注2)等の機器を装備しており、これらの機器の整備作業を実施するための試験器、試験装置等(以下、これらを合わせて「艦艇整備用器材」という。)を艦艇に搭載することとしている。艦艇整備用器材は、艦船造修整備規則(平成14年海上自衛隊達第54号)によれば、艦艇に搭載する武器等の整備作業を適正かつ効率的に実施するための器材とされている。そして、艦艇整備用器材の一つとして敵味方識別装置の故障の診断等を行う際に使用されるレーダー試験器が艦艇に搭載されており、艦艇整備用器材のレーダー試験器の一部には、航空機整備用器材として使用可能なものがある。

(注2) 敵味方識別装置 味方識別機と同様に特定の質問信号を相手船舶、航空機等に対して送信し、その応答信号の有無により相手船舶、航空機等が味方であるか否かを識別する装置

補給本部は、海上自衛隊物品管理補給規則(昭和56年海上自衛隊達第42号)に基づき、航空機整備用器材について、航空基地の分任物品管理官に対して航空機整備用器材の管理換等の指示を行うこととなっている。また、航空機整備用器材を護衛艦に搭載する際には、護衛艦の部隊の物品供用官からの請求等に基づき、航空基地の分任物品管理官が護衛艦の部隊の物品供用官に払い出すなどしている。一方、補給本部は、艦艇整備用器材についても航空機整備用器材と同様に、造修補給所の分任物品管理官に対して艦艇整備用器材の管理換等の指示を行うなどしている。

(2) 護衛艦に装備する運用支援器材の概要

海上自衛隊は、回転翼航空機の効率的な運用が行えるように、夜間時及び荒天時に回転翼航空機を誘導する着艦誘導支援装置、回転翼航空機の飛行甲板への着艦及び格納庫への移送の支援を行う着艦拘束装置等の運用支援器材を護衛艦に装備している。運用支援器材

の維持管理については、艦船造修整備規則等に基づき、補給本部が各運用支援器材の構造、取扱い及び整備に関して制定した技術刊行物等を基に乗員整備項目一覧表を作成して護衛艦の部隊に通知し、護衛艦の部隊は乗員整備項目一覧表及び技術刊行物により乗員整備を実施することなどとなっている。

また、補給本部は、「海上自衛隊の使用する装備品等の技術刊行物の管理基準について」(平成10年海幕装備第5624号)に基づき、技術刊行物を制定する場合には、技術刊行物番号を付与することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

海上自衛隊は、回転翼航空機を護衛艦に搭載して運用するに当たり、その運用に支障を来さないためには、航空機整備用器材及び運用支援器材が護衛艦に必要な数量分搭載等され、常に良好な状態で管理される必要があるとしている。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、航空機整備用器材が適切に護衛艦に搭載されているか、艦艇整備用器材を航空機整備用器材として転用して護衛艦に搭載して活用しているか、運用支援器材の維持管理は適切に実施されているかなどに着眼して、平成28年3月31日現在で、護衛艦に搭載することとなっている航空機整備用器材等のうちレーダー試験器等5品目計162台(物品管理簿価格計8億8815万余円)及び護衛艦に装備している運用支援器材のうち着艦拘束装置30台(国有財産台帳価格相当額計29億7528万余円)を対象として、海上幕僚監部、補給本部、5地方総監部^(注3)、5地方総監部地区在籍の護衛艦及び回転翼航空機を配備している5航空基地^(注4)において、物品管理簿、乗員整備項目一覧表等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 5地方総監部 横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部

(注4) 5航空基地 厚木、館山、大村、舞鶴、大湊各航空基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 護衛艦に航空機整備用器材のレーダー試験器を搭載していなかった事態

海上自衛隊では、全ての護衛艦に対して必要な航空機整備用器材のレーダー試験器を搭載できていない状況であり、28年3月31日現在で護衛艦33隻中15隻にレーダー試験器を搭載していなかった。そこで、レーダー試験器の管理状況等をみたところ、次のような事態が見受けられた。

ア 航空基地に航空機整備用器材のレーダー試験器が保管されたままとなっていた事態

館山航空基地では、分任物品管理官はレーダー試験器3台(物品管理簿価格計843万円)を陸上予備品として保管しており、これらは護衛艦の海外派遣の際に搭載するとしていたが、物品管理簿で確認したところ、少なくとも5年間は護衛艦に搭載させずに保管したままとなっていた。また、大湊航空基地では、分任物品管理官が同基地の整備補給隊の物品供用官に払い出していた1台(物品管理簿価格381万余円)が、使用されずに保管されており、館山、大湊両航空基地において、航空機整備用器材のレーダー試験器計4台(物品管理簿価格計1224万余円)が保管されていた。

イ 艦艇整備用器材を航空機整備用器材として転用して護衛艦に搭載して活用することが可能であった事態

前記のとおり、艦艇整備用器材のレーダー試験器の一部には、航空機整備用器材として使用可能なものがあることから、その利用状況等をみたところ、横須賀、呉、大湊各地方隊の造修補給所において、航空機整備用器材として使用可能な艦艇整備用器材のレーダー試験器が計7台(物品管理簿価格計1967万円)あり、物品管理簿で確認したところ、1年以上使用されずに保管されたままとなっていた。

このことから、航空基地に保管されている航空機整備用器材のレーダー試験器4台及び造修補給所に保管されている艦艇整備用器材のレーダー試験器7台の計11台(物品管理簿価格計3191万余円)は、レーダー試験器を搭載していない護衛艦に搭載することが可能であると認められた。

なお、海上自衛隊では、新型の航空機整備用器材のレーダー試験器を導入することとしていて、それも踏まえると、全ての護衛艦に搭載することが可能となっていた。

(2) 着艦拘束装置の乗員整備が適切に実施されていなかった事態

着艦拘束装置には、装備する護衛艦に応じてRAST、E-RAST及びRAST-Mk VIの三つの型式があり、RASTは回転翼航空機を移送するためのレールが1本、E-RAST及びRAST-Mk VIはそのためのレールが2本となっていて、型式別の技術刊行物には乗員整備項目及び点検項目がそれぞれ定められている。

そこで、護衛艦に装備している着艦拘束装置の整備状況について検査したところ、護衛艦「たかなみ」等5隻に装備されている着艦拘束装置5台の型式はE-RAST(国有財産台帳価格相当額計6億2289万余円)であるのに、RASTとE-RASTについて同じ技術刊行物番号が付与されていたことなどから、補給本部は誤ってE-RASTではなくRASTの乗員整備項目一覧表を護衛艦「たかなみ」等5隻の部隊に通知していた。そして、護衛艦「たかなみ」等5隻の部隊は、誤った乗員整備項目一覧表に基づき乗員整備を実施していたため、E-RASTに追加された器材(回転翼航空機を固定するための装置を2本のレール間で移動させる器材)の点検を行う乗員整備が実施されておらず、E-RASTの機能を発揮できないおそれがある状況となっていた。

このように、回転翼航空機の運用に当たり、保管されているレーダー試験器が有効に活用されていなかったり、着艦拘束装置が適切に整備されていなかったりしていた事態は、回転翼航空機の運用に支障を来すおそれがあることから適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、補給本部において、次のことなどによると認められた。

ア 艦艇整備用器材のレーダー試験器について航空機整備用器材として転用して護衛艦に搭載して活用するために造修補給所の分任物品管理官に対して管理換をすることを指示していなかったなど、レーダー試験器を搭載していない護衛艦にレーダー試験器を搭載することについての検討が十分でなかったこと

イ 着艦拘束装置について、型式に応じた乗員整備項目を通知していなかったこと、護衛艦の部隊において装備している着艦拘束装置に応じた乗員整備を実施する必要性の理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、補給本部は、回転翼航空機の運用に支障を来さないよう、次のような処置を講じた。

- ア 造修補給所の分任物品管理官に対して、保管していた艦艇整備用器材のレーダー試験器を航空基地に管理換をすることを指示するとともに、航空基地の分任物品管理官に対して、レーダー試験器を搭載していない護衛艦に同試験器を搭載させることとした。
- イ 護衛艦に装備している着艦拘束装置について、護衛艦の部隊に対して、28年3月にその型式に応じた乗員整備項目を通知し、同年8月にこれに基づく乗員整備を確実に実施するよう再度通知を発した。

- (8) 民間機と同等の機体を使用した自衛隊専用機の処分に当たり、中古機としての売払処分の実施に必要な事項を明確化した実施要領を定めるなどして、その処分の速やかな実施が図られるよう改善させたもの

会計名	一般会計		
部局等	防衛装備庁(平成27年9月30日以前は内部部局)		
国有財産の分類	(分類)普通財産 (区分)航空機		
物品の分類	(分類)防衛用品 (細分類)重要物品		
検査の対象とした民間機と同等の機体を使用した自衛隊専用機、その専用部品等の概要	陸上自衛隊が要人輸送を主たる用途として運用していたエアロスペースアル社製特別輸送ヘリコプター AS-332L 及びこれの運用に必要な修理、補給用のエンジン、メインローターブレード等		
売払処分に係る検討が速やかに行われず長期間保管されている民間機と同等の機体を使用した自衛隊専用機の用途廃止時点における機数及び国有財産台帳価格(1)	3機		4億3451万余円(平成22年3月)
上記自衛隊専用機の専用部品等の平成27年度末現在における数量及び物品管理簿価格(2)	80品目	182点	27億3651万余円
(1)及び(2)の計			31億7103万円(背景金額)

1 特別輸送ヘリコプター AS-332L 等の概要

(1) 特別輸送ヘリコプターの概要

防衛装備庁(平成27年9月30日以前は内部部局。以下「装備庁」という。)は、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)に基づき、自衛隊に所属する航空機等の装備品について、その調達、管理等に関する事務を担当している。

そして、陸上自衛隊に所属する航空機のうち、要人輸送を主たる用途とする特別輸送

ヘリコプターは、その用途から、民間機と同等の機体が使用されており、昭和61年度から平成18年度までの間はアエロスパシアル社製のAS-332L(以下「AS-332L」という。)3機が、その後は、AS-332Lの後継機としてEC-225LP3機が使用されている。

(2) 防衛省所管の航空機等の管理及び処分に係る制度の概要

装備庁は、防衛省所管国有財産取扱規則(平成18年防衛庁訓令第118号。以下「取扱規則」という。)等に基づき防衛大臣が行うこととなっている防衛省所管の航空機の管理、処分等に係る承認行為等に関する事務を行っている。

取扱規則によれば、陸上幕僚監部(以下「陸幕」という。)に属する特別輸送ヘリコプター等の国有財産に関する事務は、陸幕が分掌することとされており、国以外の者に普通財産を売り払おうとする場合は、陸幕は、売払事由や価格評定調書等の所定の事項を記載した申請書類等により防衛大臣の承認を受けなければならないとされている。

また、特別輸送ヘリコプターの運用に必要となる修理、補給用の専用部品等(以下「専用部品等」という。)については、防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年防衛庁訓令第115号)に基づき、陸上幕僚長が物品管理官となっており、陸上自衛隊補給管理規則(平成19年陸上自衛隊達第71-5号)等に基づき、原則として、特別輸送ヘリコプターの機体が処分されるまでの間は、不用決定等の処分をすることなく保管することとなっている。

(3) AS-332Lの管理状況の概要

装備庁は、通常、自衛隊に所属する航空機を用途廃止した場合には、当該航空機は自衛隊専用機として武器性を有することなどから、行政財産から普通財産に組み替えた上で物品に編入して、鉄くずとして売払処分する方針としている。一方、AS-332Lについては、22年3月に用途廃止されて行政財産から普通財産に組み替えられたが、民間機と同等の機体であり、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月安全保障会議及び閣議決定)において、防衛装備品のライフサイクルコストの抑制に向けた取組を推進することとなったことなどを踏まえて、より高額な売払価格が期待できる中古機として売り払うための検討を行うことにしている。

(注1) ライフサイクルコスト 製品、構造物等の構想から開発、取得、運用・維持を経て廃棄に至るまでの過程(ライフサイクル)における費用の総額

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、AS-332Lの機体の処分手続及びその専用部品等の不用決定手続がライフサイクルコストの抑制に資するよう計画的、効率的に進められているか、長期間の保管によりAS-332Lの評価額が低下していないかなどに着眼して、AS-332Lの機体3機(用途廃止時点における国有財産台帳価格計4億3451万余円)及び単価300万円以上の重要物品であるAS-332Lの専用部品等(27年度末現在における数量計80品目182点、物品管理簿価格計27億3651万余円)を対象として、装備庁、陸幕、陸上自衛隊補給統制本部及び同関東補給処(以下「関東補給処」という。)において、AS-332Lの機体、その専用部品等の国有財産台帳、物品管理簿、処分等に係る関係書類等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

装備庁は、防衛省所管の航空機を普通財産として売り払うのはAS-332Lが初めての事例であることから、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)における輸出管理上の取扱い、自衛隊専用機には適用されないが買受人が航空の用に供する際には必要となる航空法(昭和27年法律第231号)に基づく耐空証明^(注2)の取扱いなどについての検討が必要であるととして、22年3月から売却処分に係るこれらの検討を開始していた。一方、陸幕においては、装備庁が上記の検討を開始して以降、装備庁から売却処分等に関する明確な指示がなかったため、売却処分に係る具体的な手続を開始することができず、陸上自衛隊では使用しない前記のAS-332L3機、その専用部品等を、本来は陸上自衛隊が使用する装備品等を保管することを目的としている関東補給処の倉庫等に、検討開始から6年が経過した28年3月現在においても普通財産及び物品として保管し続けている状況となっていた。

(注2) 耐空証明 航空機の安全を確保するための強度等の基準に適合していることの証明であり、これを受けているものでなければ航空の用に供してはならないこととなっている。

そこで、検討開始から6年間の検討経緯についてみると、装備庁は、24年3月に民間への売払いに当たって課題となる輸出管理上の武器に該当するか否かなどについて経済産業省に確認を行うなどしていたものの、同じく検討が必要であるとしていた耐空証明の取扱いについては、検討開始から3年が経過した25年度になっても結論を出しておらず、売払いに必要な価格鑑定の手続(以下「価格鑑定」という。)に至っていなかった。

そして、装備庁は、鉄くずとして売却処分した航空機の処分業者が当該航空機を鉄くずとして処分せずに第三者に転売した事案が25年4月に発覚したことから、これへの対応が必要であるとして、同月から、「不用の決定をした物品の売払い要領について(通達)」(平成26年防経監第11075号。以下「売払要領」という。)が策定された26年7月までの1年以上の間、AS-332Lの売払いに係る検討を中断していた。

しかし、売払要領は、航空機等から編入するなどした不用物品について、国の歳入の増加に資するよう、適切な形で売り払うために必要な事項を定めるものであり、航空機として売り払う場合に必要となる耐空証明の手続は売払要領の対象外となる。したがって、AS-332Lの売払いに係る検討については、中断するのではなく、売払要領の策定と並行して行うべきであったと認められた。

同月以降、装備庁は、AS-332Lの売払いに係る検討を再開したものの、当初の検討から長期間が経過していたため、改めて過去の経緯や論点整理を行ったり、27年7月に、改めて輸出管理上の武器に該当するか否かなどについて経済産業省に確認を行ったりして、検討作業等に手戻りが生じていた。

そして、装備庁は、耐空証明に係る手続は買受人の負担において行うことなどと整理した上で、28年2月によりやくAS-332Lの価格鑑定を実施していたが、この結果をみると、AS-332Lの評価額は、装備庁における検討期間が長期間となったことに伴い、関東補給処における保管期間が長期間になったことによる劣化等のため減額されており、装備庁が速やかに検討を行って売払手続に着手していれば、長期間の保管による評価額の減額を防ぐことができた状況となっていた。

このように、売却処分が防衛装備品のライフサイクルコストの抑制を図るための重要な手段の一つであることなどを踏まえると、装備庁において、売却処分に係る検討が速やかに行われずに、22年3月の用途廃止から売却に必要な価格鑑定に至るまでに6年もの期間を要して早期の売却に着手できていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、装備庁において、これまでに普通財産として管理する航空機を中古機として売却処分を行った事例がないなどのため、具体的な手続を定めた実施要領等がなく、装備庁と陸幕との役割分担を含めた売却処分の実施に必要な事項が明確となっていなかったこと、より高額な売却価格となるよう早期の売却に着手する必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、装備庁は、今後も発生することが想定される中古機としての売却処分の速やかな実施が図られるよう、28年10月に用途廃止後の航空機の売却処分に関する要領を定めてその実施に必要な事項を明確化するとともに、関係部署に対して早期の売却に着手する必要性について周知徹底する処置を講じた。

(9) 潜水艦の部隊が造修補給所等に対して乗船者数に見合った数量の潜水艦用個人脱出器材を請求することにより、造修補給所等に保管されている潜水艦用個人脱出器材が有効に利用されるよう改善させたもの

会計名	一般会計
部局等	海上幕僚監部
物品の分類	(分類)防衛用品 (区分)非消耗品 (区分)消耗品
潜水艦用個人脱出器材の概要	事故等により浮上できなくなり、潜水艦救難艦等による外部からの救難を期待できない場合に備え、潜水艦の乗員が潜水艦から脱出して浮力を用いて海面まで上昇するための救命具
検査の対象とした潜水艦用個人脱出器材の数量及び物品管理簿価格	3,808着 6億4148万余円(平成26年度末現在)
上記のうち潜水艦に搭載されず造修補給所等に保管されていた数量及び物品管理簿価格	875着 1億1795万円(背景金額)

1 潜水艦用個人脱出器材等の概要

(1) 潜水艦用個人脱出器材の概要

海上自衛隊は、潜水艦及び練習潜水艦(以下「潜水艦」という。)が監視、教育訓練等(以下

「任務行動等」という。)の業務に従事する際に、事故等により浮上できなくなり、潜水艦救難艦等による外部からの救難を期待できない場合に備え、潜水艦の乗員が潜水艦から脱出して浮力を用いて海面まで上昇するための救命具(以下「潜水艦用個人脱出器材」という。)を多数保有している。潜水艦用個人脱出器材には、救命胴衣に水中での呼吸を確保して水圧による負傷を軽減するためのフード等が装着されている型式の「救命胴衣、フード付」、全身を覆うことができる救命胴衣に膨張式の救命いかだが附属している型式の「潜水艦用個人脱出器材 Mk-10」及び「潜水艦用個人脱出器材 Mk-11」の3品目がある。

(2) 潜水艦用個人脱出器材の搭載等

海上自衛隊補給本部は、「海上自衛隊補給実施要領について(通知)」(平成18年補本装補第2072号)に基づき、艦船に搭載すべき補給品の品目及び数量を示した艦船補給品定数表を定めることとなっており、潜水艦には、潜水艦の型式に応じた潜水艦用個人脱出器材を、定員に見合った数量分搭載することとなっている。

そして、横須賀、呉両造修補給所及び阪神基地隊(以下「造修補給所等」という。)の分任物品管理官は、潜水艦の部隊の物品供用官からの請求等に基づき、これらの物品供用官に対して、潜水艦用個人脱出器材の払出しなどを行うこととなっている。

(3) 潜水艦の乗船者数

海上幕僚監部は、海上自衛隊が使用する艦船について、「船舶の使用及び取扱いの基準について(通達)」(昭和56年海幕管第3432号)等に基づき、原則として定員を超えて乗船させてはならないとしているが、一方で、「海上自衛隊の使用する船舶に定員を超えて乗船させる場合の乗船人員について(通達)」(昭和56年海幕運第4384号)において、任務行動等の業務に従事する場合は、定員を超えた一定の人数を乗船させることができるとしている。そして、この場合には、定員を超えて実際に乗船する者(以下「乗船者」といい、定員及び乗船者を合わせて「乗艦者」という。)に対する安全を確保するために、原則として乗船者数に見合った救命胴衣を搭載することとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、潜水艦用個人脱出器材が有効に利用されているかなどに着眼して、海上幕僚監部、海上自衛隊補給本部、艦船補給処、横須賀、呉両地方総監部及び阪神基地隊において、平成27年3月31日現在で海上自衛隊が保有する潜水艦用個人脱出器材(「救命胴衣、フード付」2,921着、「潜水艦用個人脱出器材 Mk-10」151着、「潜水艦用個人脱出器材 Mk-11」736着、計3,808着、物品管理簿価格計6億4148万余円)を対象として、物品管理簿、物品供用内訳明細表等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

潜水艦用個人脱出器材の保管状況についてみたところ、造修補給所等に、除籍された潜水艦から返納されるなどした「救命胴衣、フード付」計739着(物品管理簿価格計4655万余円)が潜水艦の部隊に払い出されずに保管されていた。また、阪神基地隊に、建造中の潜水艦が海上公試^(注)を行う際に乗船する造船会社の社員等のための「潜水艦用個人脱出器材 Mk-11」136着(物品管理簿価格計7140万円)が海上公試の期間以外には使用されずに保管されており、合計で潜水艦用個人脱出器材875着(物品管理簿価格計1億1795万余円)が保管されていた。

(注) 海上公試 艦船を建造するに当たって、その最終段階で実施するものであり、仕様書に定められた所定の性能が発揮できているかなどを海上又は海中で試験するもの

一方、海上自衛隊が保有する潜水艦全18隻の艦内に搭載されている潜水艦用個人脱出器材の数量についてみたところ、27年度におけるほぼ全ての任務行動等において、定員以外に乗船者がいたにもかかわらず、潜水艦の部隊が造修補給所等に対して乗船者数に見合った数量の潜水艦用個人脱出器材を請求していなかったため、18隻の潜水艦全てにおいて乗船者数に見合った数量の潜水艦用個人脱出器材が搭載されていなかった。また、艦内に搭載されていなかった潜水艦用個人脱出器材の数量をみたところ、最大で62着不足していた任務行動等が見受けられた。

このため、27年度におけるほぼ全ての任務行動等において、事故等により浮上できなくなり、潜水艦救難艦等による外部からの救難を期待できない場合に、乗艦者の一部が潜水艦用個人脱出器材を使用することができない状況となっていた。

このように、潜水艦の任務行動等において、潜水艦の部隊が造修補給所等に対して乗船者数に見合った数量の潜水艦用個人脱出器材を請求していなかったため、造修補給所等に保管されている多数の潜水艦用個人脱出器材が有効に利用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、潜水艦の部隊において、乗船者数に見合った数量の潜水艦用個人脱出器材を造修補給所等に対して請求していなかったことにもよるが、海上幕僚監部において、潜水艦の部隊に対する指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、28年7月に潜水艦の部隊に対して通知を発して、潜水艦の部隊が造修補給所等に対して乗船者数に見合った数量の潜水艦用個人脱出器材を請求するよう指導するなどし、造修補給所等に保管されていた潜水艦用個人脱出器材を有効に利用する処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について

平成23年度決算検査報告 693 ページ参照
平成24年度決算検査報告 633 ページ参照
平成25年度決算検査報告 722 ページ参照
平成26年度決算検査報告 630 ページ参照

1 本院が表示した意見

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」という。)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下

「指定基準」という。)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業により補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう、防衛大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局、各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度には指定基準の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25年度にはテレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26年度には25年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行い、27年度には検討委員会において26年度までの調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行っていた。そして、28年度は、検証結果に基づき航空機騒音の実態を反映させた新たな指定基準案の概要について地元関係者に対して説明を行った後に、指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

防衛装備品等の調達に関する契約における資料の信頼性確保について

〔平成25年度決算検査報告692ページ参照〕
〔平成26年度決算検査報告634ページ参照〕

1 本院が表示した意見

防衛省は、防衛装備品及びその修理等の役務(以下、これらを「防衛装備品等」という。)の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定した契約において、契約の履行に要するなどした費用が原価として妥当であるか否かを審査するための原価監査を行ったり、原価計算方式により予定価格を算定した契約を締結している民間企業(以下「防衛関連企業」という。)に対して、その原価計算システムの適正性を確認するための制度調査を行ったりしている。平成24年1月以降、防衛関連企業7社による過大請求事案が相次いで発覚し、防衛省は、契約の相手方が提出等する資料について、一層の信頼性を確保するために「契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について(通達)」(以下「25年通達」という。)を発するなどして再発防止策を講じている。しかし、防衛関連企業12社において、原価計算等に関する規程類が十分整備されていなかったり、原価計算に係る工数の計上に当たり、工数が適正に計上されているか検証するための作業指示や作業実績に関する資料を保存していなかったり、不正な工数の付替えを防止するための工数修正の証拠の記録及び保存を行っ

ていなかったりなどして、実績工数の客観性を検証することができないなどの事態が見受けられた。

したがって、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するために、防衛省において、防衛関連企業に対して、25年通達の一層の徹底を図るために原価監査等の機会も活用するなどして、原価計算等に関する規程類が十分に整備されているか、当該規程類に基づく適正な会計処理を行っているか、原価計算に係る適正な工数の計上を行う体制が整っているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討するよう、防衛大臣に対して26年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局、防衛装備庁(27年9月30日以前は内部部局等の一部及び装備施設本部)等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 25年通達の一層の徹底を図るために、原価計算等に関する規程類の整備、当該規程類に基づく会計処理、原価計算に係る工数の計上を行う体制の整備等の状況について、全ての防衛関連企業に対して早急に聞き取り調査を行うとともに、25年通達の制定後に制度調査を行っていない全ての防衛関連企業に対して、26年度から28年度までの間に制度調査等を行った。これらの結果、不備があった防衛関連企業に対しては、速やかな改善を求めた。

イ 防衛装備庁において、原価監査官に対して、企業の規程類の確認の重要性等について指導を行い、原価監査の際に規程類の整備等の状況を確認することとした。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 重要物品である基地内光伝送路の整備に伴う帳簿価格の改定等について

(平成26年度決算検査報告590ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

航空自衛隊は、平成18年度から、基地(分屯基地を含む。以下同じ。)において、大容量・高速のデータ通信を行う基地内光伝送路(以下「光伝送路」という。)の整備を実施して、基地によっては複数回の契約により逐次整備を実施することにより性能を向上させるなどしている。物品管理法施行規則等によれば、物品管理官は、取得価格等が50万円以上の機械等(ただし、防衛省所管防衛用品の分類に属する機械等は300万円以上。以下「重要物品」という。)について、その性能を向上させた場合には、物品管理簿に記録された価格(以下「帳簿価格」という。)を改定することとされている。しかし、重要物品である光伝送路について、帳簿価格の改定等を適正に行っておらず、物品管理簿、重要物品の毎会計年度間における増減等を記入した資料である「物品増減及び現在額報告総括書」及び同内訳表が重要物品の増減等を正確に反映したものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、防衛省航空幕僚長に対して27年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 航空自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)が、基地における物品の管理に関する事務を行っている分任物品管理官(以下「基地分任官」という。)に対して、光伝送路の適正な価格を示し、これを受けて基地分任官は、帳簿価格が適正になるよう速やかに改定等を行うこと(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 光伝送路の整備に伴い帳簿価格の改定等を行う必要が生じた場合には、適時かつ適正に改定等するよう、補給本部が基地ごとの価格を把握して基地分任官に示す態勢を整備するとともに、価格改定の処理方法について実施要領等を作成して基地分任官に対して通知するなどして、周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、航空幕僚監部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、航空自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 補給本部は、27年8月に基地分任官に対して事務連絡を発して、光伝送路の適正な価格を示し、これを受けて基地分任官は、同年9月までに帳簿価格が適正になるよう改定等を行っていた。

イ 補給本部は、27年11月に光伝送路の帳簿価格の改定の処理方法等について定めた実施要領を作成して、補給本部等が基地ごとの価格を把握して基地分任官に示す態勢を整備するとともに、実施要領等を基地分任官に通知するなどして周知徹底した。

(2) 自衛艦の定期検査等に係る契約の履行に伴い発生する有価廃材の管理について

(平成26年度決算検査報告595ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

海上自衛隊は、自衛艦の定期検査及び年次検査に係る契約(以下「定期検査等契約」という。)を造船会社と毎年度多数締結している。造船会社は、定期検査等契約の履行に伴い発生する売払いが可能な銅等の有価廃材について、契約条項に基づき、契約の履行後速やかに、発生した有価廃材の種類及び数量を記載した発生材等調書を当該契約の監督官に提出して、その確認を受けなければならないこととなっており、確認を受けた有価廃材について海上自衛隊に返還することとなっている。海上自衛隊補給実施要領によれば、定期検査等契約の監督官は、定期検査等契約において発生する有価廃材に常に留意することとされている。しかし、定期検査等契約の監督官が、契約の履行に伴い有価廃材が発生していたにもかかわらず、発生材等調書が提出されていないことを見過ごしていたり、提出された発生材等調書の記載内容について十分確認を行っていなかったりしていたことから、定期検査等契約に係る有価廃材の一部を返還させておらず、有価廃材の管理が適切に行われていない事態が見受けられた。

したがって、海上自衛隊において、定期検査等契約の履行に伴い発生する有価廃材が記載された発生材等調書の確認に関して監督官が行う具体的な作業内容を明確にした作業手順等を定めて、監督官に対して、この作業手順等により、造船会社から確実に発生材等調書を提出させること、仕様書等に基づき発生材等調書に記載された有価廃材の数量等の確認を十分に行うことなどについて周知徹底したり、定期検査等契約の契約相手方となる造船会社に対して、定期検査等契約の履行に伴い発生する有価廃材を確実に記載した発生材等調書を作成

して、これを監督官に提出することなどについて周知徹底したりするよう、防衛省海上幕僚長に対して平成27年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、海上幕僚監部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、海上自衛隊は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 定期検査等契約の履行に伴い発生する有価廃材が記載された発生材等調書の確認に関して監督官が行う具体的な作業内容を明確にした作業手順等を定め、28年1月に通知を発して、監督官に対して、造船会社から確実に発生材等調書を提出させること、仕様書等に基づき発生材等調書に記載された有価廃材の数量等の確認を十分に行うことなどについて周知徹底した。

イ 28年2月に定期検査等契約の契約相手方となる造船会社等と連絡会議を開催して、造船会社に対して、定期検査等契約の履行に伴い発生する有価廃材を確実に記載した発生材等調書を作成して、これを監督官に提出することなどについて周知徹底した。

(3) F-15 戦闘機の近代化改修に伴い取り外されるレーダー機器の管理等について

(平成26年度決算検査報告598ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

航空自衛隊は、三菱重工業株式会社(以下「会社」という。)との契約により、F-15 戦闘機(以下「F-15」という。)のレーダーの換装等を行う近代化改修を実施しており、近代化改修を実施していない機体のレーダーの構成品(以下「レーダー機器」という。)であるトランスミッタ等は、既に生産が終了していることなどから、近代化改修に伴い取り外されるものについては、不具合発生時等の交換用の部品(以下「補用部品」という。)として使用することになっている。また、航空自衛隊は、補用部品等について、品目ごと、基地ごとに数量で表した保有の目標等である在庫統制基準に基づき、在庫品目及び数量を統制するなどして補給支援を実施している。しかし、F-15の運用基地(以下「運用基地」という。)においてレーダー機器の保有数が在庫統制基準に対して下回っている傾向にある状況下で、近代化改修に伴う取外し作業終了後速やかに航空自衛隊第3補給処(以下「第3補給処」という。)に返納することとされているレーダー機器が会社において長期間保管されたままとなっていて返納が遅延している事態及び運用基地に払出しを行い機能検査を実施する必要があるレーダー機器が第3補給処において長期間保管されたままとなっている事態が見受けられた。

したがって、航空自衛隊において、第3補給処に対して、F-15の近代化改修に伴い今後取り外されるレーダー機器について、会社との調整を十分に行ったり、取外し後の状況を適切に把握したりして速やかに返納させること、及び運用基地のレーダー機器の保有状況等を踏まえて運用基地に払出しを行い必要な機能検査を実施することについて周知徹底するよう、防衛省航空幕僚長に対して平成27年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、航空幕僚監部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、航空幕僚監部は、本院指摘の趣旨に沿い、27年11月に第3補給処に対して

通達を発するとともに、関係者に対して各種講習を通じた教育を実施するなどして、F-15の近代化改修に伴い今後取り外されるレーダー機器について、会社との調整を十分に行ったり、取外し後の状況を適切に把握したりして速やかに返納させること、及び運用基地のレーダー機器の保有状況等を踏まえて運用基地に払出しを行い必要な機能検査を実施することについて周知徹底する処置を講じていた。

(4) 膨張式救命胴衣の整備について

(平成26年度決算検査報告604ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

海上自衛隊は、艦船の洋上任務に従事する隊員の生命を守るために、水分に反応して自動的に膨張する型式と着用者が作動レバーを引くことで膨張する型式の救命胴衣(以下、これらを合わせて「膨張式救命胴衣」という。)を艦船、造修補給所等(以下「艦船等の部隊」という。)において保有している。そして、膨張式救命胴衣の整備について、海上自衛隊補給本部(平成22年3月31日以前の所管は海上幕僚監部。以下「補給本部」という。)は、型式ごとに制定した技術刊行物において、確実に実施すべき整備の間隔、方法等の内容を定めている。しかし、補給本部は膨張式救命胴衣に係る技術刊行物を制定したものの、艦船等の部隊に全く配布しておらず、実施すべき整備内容を周知していなかった。そのため、艦船等の部隊において、技術刊行物において実施することとされている漏えい試験及び膨張試験を全く実施しておらず、膨張式救命胴衣が所定の機能を発揮できないおそれがある事態が見受けられた。

したがって、補給本部において、艦船等の部隊に対して速やかに実施すべき整備内容を示した技術刊行物を配布して、艦船等の部隊がこれに基づき適切に整備を実施することを指導するよう、海上自衛隊補給本部長に対して27年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、補給本部等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、補給本部は、本院指摘の趣旨に沿い、28年2月に、膨張式救命胴衣について、実施すべき整備内容を示した技術刊行物の全文を海上自衛隊内のホームページに掲載して周知するとともに、27年12月から28年2月までの間に全5地方総監部地区を巡回して、艦船等の部隊に対して、技術刊行物の内容に基づき適切に整備を実施するよう指導する処置を講じていた。

(5) 東日本大震災復興特別会計予算により取得した物品の管理について

(平成26年度決算検査報告607ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

防衛省は、東日本大震災により被災して使用することが困難になるなどした車両、通信機器等の代替物品等を東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)の予算により取得している。物品管理法(昭和31年法律第113号)等によれば、各省各庁の長から物品の管理に関する事務の委任を受けた職員が、物品管理官等として物品管理簿を備えて、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項等を記録することとされており、各省各

庁の長は、毎会計年度末の物品管理簿の記録の内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下「物品報告書」という。)を作成することとされている。そして、物品報告書に基づいて作成された物品増減及び現在額総計算書により、毎会計年度間における物品の増減及び毎会計年度末における物品の現在額が国会に報告されている。しかし、陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)において、物品管理簿に一般会計予算により取得した物品と復興特会予算により取得した物品とを区別することなく記録していたため、物品管理簿の記録の内容に基づいて復興特会に係る物品報告書に記載すべき事項を明らかにした書類(以下「復興物品報告書類」という。)の基礎資料を作成することができない状況となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省内部部局において、復興特会予算により取得した物品の管理に関する事務は、防衛省所管物品管理取扱規則(以下「取扱規則」という。)に定める物品管理官等に委任する事務の範囲に含まれることを明確にして、各自衛隊等の物品管理官等に周知徹底したり、各自衛隊において、物品管理簿に一般会計予算により取得した物品と復興特会予算により取得した物品とを区別して記録する仕組みを設けるよう指導するとともに、復興物品報告書類の基礎資料は物品管理簿の記録の内容に基づいて作成する必要があることについて、各自衛隊の物品管理官等に周知徹底したりするよう、防衛大臣に対して平成27年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 内部部局において、27年10月に取扱規則を改正して、復興特会予算により取得した物品の管理に関する事務は、取扱規則に定める物品管理官等に委任する事務の範囲に含まれることを明確にして、各自衛隊等の物品管理官等に周知徹底した。
- イ 各自衛隊において、28年3月までに関連する実施要領等を改正して、物品管理簿に一般会計予算により取得した物品と復興特会予算により取得した物品とを区別して記録する仕組みを設けるとともに、これを各自衛隊の物品管理官等に通知して、復興物品報告書類の基礎資料は物品管理簿の記録の内容に基づいて作成する必要があることについて周知徹底した。

(6) 防衛装備品のライフサイクルコスト管理の実施について

(平成26年度決算検査報告612ページ参照)

1 本院が表示した意見

ライフサイクルコスト(以下「LCC」という。)は、製品、構造物等の構想から開発、取得、運用・維持を経て廃棄に至るまでの過程(以下「ライフサイクル」という。)における費用の総額とされている。そして、防衛省は、開発や量産に着手するなどの各段階における費用対効果の判断を踏まえた意思決定をはじめ、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図るために、防衛装備品のLCCの面からの管理(以下「LCC管理」という。)の全省的な取組を行っている。しかし、LCCの算定に当たり、契約金額等のデータの収集等が適切でなかったり、部隊整備等に係る人件費を算定していなかったりしている事態及びLCCの検証に当たり、一部の費目について

LCCの見積値と実績値との間に大きなかい離が生じた場合にその原因を特定するための分析(以下「差異分析」という。)を行っていなかったり、見積量産単価を算定していなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、LCC管理の目的の達成を図るために、平成27年10月に新設される防衛装備庁と陸上、海上、航空各幕僚監部等が、それぞれのLCC管理上の役割を適切に認識し、相互に密接に協力する態勢を整備して、今後のLCCの見積値の算定や見積値の実績値への更新を適切に行うとともに、これに基づく差異分析等の検証を適切に行い、その結果を防衛装備品の取得の意思決定等に適切に活用することができる方策を講ずるよう、防衛大臣に対して27年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局、防衛装備庁等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年10月に「装備品等のプロジェクト管理に関する訓令」を制定して、同訓令に基づき防衛装備庁において、28年2月に「ライフサイクルコストの見積及び管理要領について(通達)」等を発するなどして、LCC管理について、事業計画官、事業監理官等の各組織の役割を定めるとともに、関係する部署に所属する者から構成される会議体を設置するなどして相互に密接に協力する態勢を整備した。そして、各組織の協力の下、計画的な資料収集、データ蓄積、更新等により今後のLCCの見積値の算定や見積値の実績値への更新を適切に行うとともに、これに基づく差異分析等の検証を適切に行い、必要に応じ、防衛装備品の仕様又は構成品の見直しなどについて検討し、これらの結果を防衛大臣に報告するなどの手続を定めて防衛装備品の取得の意思決定等に適切に活用することとする処置を講じていた。

(7) 駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権の発生を抑止と円滑な回収について

(平成26年度決算検査報告619ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

防衛省は、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等(以下「駐留軍等」という。)に必要な労働力を提供するために、駐留軍等のために労務に服する者(以下「駐留軍等労働者」という。)を雇用している。そして、駐留軍等労働者の給与の計算は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)の支部が行い、給与の支払は、地方防衛局等に設置された資金前渡官吏等が前渡資金等から行っている。また、給与の過払いによる返納金に係る債権(以下「返納金債権」という。)が発生した場合は、地方防衛局等が返納金債権の管理を行っている。しかし、地方防衛局等において、給与の過払いが発生した際に機構の支部が駐留軍等労働者に対して過払いの発生事由、返納の手続等について十分な説明を行っているかなどを把握していなかったり、返納金債権をより円滑に回収するための制度等を整備することについて十分に検討していなかったりして、給与の過払額が当該駐留軍等労働者から返納されずに返納金債権として管理されている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権の発生を抑止のために、機構の支部が当該駐留軍等労働者に対して国の返納金債権について十分な説明を行っているかなどについて、地方防衛局等と機構の支部との間で適宜情報を共有するなどの連携

を図る体制を整備したり、駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権について、当該駐留軍等労働者から同意を得て、資金前渡官吏等が給与の支払った日の属する年度内に複数月にわたって当該駐留軍等労働者に支払う給与から控除して徴収するなどの返納金債権を円滑に回収するための制度等を整備したりするよう、防衛大臣に対して平成27年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、防衛省内部部局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、27年10月に地方防衛局等及び機構に対して通知を発して、次のような処置を講じていた。

ア 駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権の発生の抑止のために、機構の支部が駐留軍等労働者に対して国の返納金債権について十分な説明を行っているかなどについて、地方防衛局等と機構の支部との間で、所定の様式に基づき情報を共有することとするなどの連携を図る体制を整備した。

イ 駐留軍等労働者の給与に係る返納金債権について、当該駐留軍等労働者から同意を得て、資金前渡官吏等が給与の支払った日の属する年度内に複数月にわたって当該駐留軍等労働者に支払う給与から控除して徴収するなどの返納金債権を円滑に回収するための制度を整備した。

第2節 団体別の検査結果

第1 日本私立学校振興・共済事業団

不 当 事 項

補 助 金

- (315) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
(318)

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
事 業 主 体	4学校法人
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	4,701,385,000円(平成25、26両年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	7,354,000円(平成25、26両年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和52年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア 申請年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

そして、事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準(平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3) 一般補助及び特別補助

事業団は、次の①から③までの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定している。

- ① 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

そして、上記のうち専任教員等の数について、1週間の割当授業時間数が6時間以上であることが、算定対象となる要件の一つとなっている。ただし、1週間の割当授業時間数が6時間未満の者であっても、当該私立大学等の附属研究所等に勤務する者は、教員としての発令のほかに附属研究所等への勤務の発令があれば、補助金の額の算定対象とすることができることとなっている。

- ② 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、専任教員等の数に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。

- ③ ①で算定した経費区分ごとの基準額に②で算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

(4) 私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額

平成25年度以降、事業団及び文部科学省は、教育の質的転換、地域発展、産業界・国内外の大学等との連携等の改革に取り組む私立大学等に対する支援を強化するために、私立大学等改革総合支援事業(以下「総合支援事業」という。)を実施している。

総合支援事業の実施に当たり、文部科学省は、各学校法人が改革の取組状況を記載して事業団に提出した私立大学等改革総合支援事業調査票(以下「総合支援事業調査票」という。)に基づき算定された点数により、支援対象校を選定している。そして、事業団は、提出された総合支援事業調査票を基に、支援対象校として選定された私立大学等に係る一般補助の額の増額を行うとともに、特別補助による総合支援事業調査票の点数に応じて定められた額の増額を行っている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、一般補助における専任教員等の数は適切に算定されているか、総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額は適切に行われているかなどに着眼して、事業団が25、26両年度に補助金を交付している640学校法人のうち25学校法人におい

て、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、4学校法人において、事業団に提出した算定資料に一般補助の算定対象とならない専任教員等を含めたり、総合支援事業調査票に実態と異なる改革の取組状況を記載したりしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計7,354,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4学校法人が、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりしているのに、事業団において、これらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

学校法人聖マリアンナ医科大学は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、聖マリアンナ医科大学における平成25年度の算定対象の専任教員等の数について、1週間の割当授業時間数が0時間であって、かつ、同大学の附属研究所への勤務の発令を受けておらず、算定対象とならない教員1名を含めて計上していた。

したがって、これを除外して算定すると、適正な補助金の額は、2,189,483,000円となり、4,354,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

学校法人京都産業大学は、総合支援事業において、平成26年度の京都産業大学に係る総合支援事業調査票の提出に当たり、授業科目等に関する学生の質問・相談等に教員が応じるための時間としてあらかじめ特定の時間帯を示すオフィスアワーについて、「全教員について設定している」と記載していたが、実際には一部の教員しか設定しておらず、総合支援事業調査票の点数が過大となっていた。

したがって、適正な総合支援事業調査票の点数に基づいて算定すると、適正な補助金の額は、1,535,146,000円となり、1,000,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額 千円	不当と認める 補助金額 千円	摘 要
(315)	学校法人 聖マリアンナ医科大学 (神奈川県川崎市)	25	2,193,837	4,354	一般補助において算定対象とならない専任教員等が含まれていたもの (聖マリアンナ医科大学)
(316)	学校法人 朝日大学 (岐阜県瑞穂市)	26	741,208	1,000	総合支援事業において総合支援事業調査票に実態と異なる改革の取組状況を記載していたもの (朝日大学)
(317)	学校法人 市邨学園 (愛知県名古屋市)	25	230,194	1,000	同 (名古屋経済大学)
(318)	学校法人 京都産業大学 (京都府京都市)	26	1,536,146	1,000	同 (京都産業大学)
(315)-(318)の計			4,701,385	7,354	

意見を表示し又は処置を要求した事項

私立大学等経常費補助金(社会人の組織的な受入れに係る特別補助)について、算定対象に修業年限を超えた学生を含めたり研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者を一律に含めたりすることとならないようにその要件等を見直すことにより、社会人受入れ促進の意義等を踏まえた効率的、効果的なものとなるよう意見を表示したもの

科 目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金	
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団	
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)	
私立大学等経常費補助金(社会人の組織的な受入れに係る特別補助)の概要	社会人の受入れを推進するために、社会人の就学を促進する取組を実施して、25歳以上の学生が在籍している私立大学等に対して私立大学等経常費補助金を増額するもの	
上記特別補助の補助金が交付されていた私立大学等に係る学校法人数及び補助金交付額	478 学校法人	202 億 5101 万余円(平成23年度~26年度)
検査の対象とした私立大学に係る学校法人数及び補助金交付額	23 学校法人	13 億 5929 万余円
修業年限を超えた学生を算定対象に含めていた私立大学に係る学校法人数及び補助金相当額	20 学校法人	1 億 9813 万円(平成23年度~26年度)
研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者を一律に算定対象に含めていた私立大学に係る学校法人数及び補助金相当額	23 学校法人	2 億 8308 万円(背景金額) (平成23年度~26年度)

【意見を表示したものの全文】

私立大学等経常費補助金の社会人の組織的な受入れに係る特別補助の取扱いについて

(平成28年10月28日付け 日本私立学校振興・共済事業団理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

貴事業団は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源と

して、私立の大学、短期大学及び高等専門学校(以下「私立大学等」という。)を設置する学校法人に対して、私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高めることを目的として、私立大学等における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。そして、経常的経費のうち教育研究経常費については、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認めるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

(2) 大学における社会人受入れの促進に向けた取組

文部科学省中央教育審議会大学分科会が平成22年6月に取りまとめた「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」(以下「第4次報告」という。)等によれば、大学における社会人受入れの促進は、我が国の知的資本としての成人層の能力向上という我が国社会全体の課題への対応策として取り組むべきものであり、社会人受入れを促進する意義等(以下「社会人受入れ促進の意義等」という。)は、次のとおりとされている。

- ① 職業上の専門的知識・技能・能力の向上や就業、社会活動参画等を目的とした専門的知識・技能の獲得等、多様かつ明確な学修ニーズを持つ一人一人の要請に応えることになる。
- ② 就業者が専門的知識・技能を獲得したり、高齢者や就業していない者が専門的な知識や技能を獲得して就業及び社会活動参画の機会を得たりなどすることは、社会の成長、経済の活性化を支える上で必要であり、特に少子高齢化社会において不可欠である。大学におけるそうした活動は、大学に対する社会的要請に応えることになる。
- ③ 社会人をはじめ多様な年齢層の学生が就学することは大学教育の現代化に寄与することになる。

このように、第4次報告等において、社会人受入れ促進の意義等における社会人とは、就業、社会活動参画等を目的として大学で学ぶ就業者、高齢者等を想定しており、大学に入学した後、出産、育児、就職等のやむを得ない理由がないのに卒業に必要な単位を取得できず^(注1)修業年限を超えて在籍している者は、想定していない。

(注1) 修業年限 大学等において、学部等の学生に対して入学から卒業までの教育を受けさせる期間を定めたもので、原則として4年(医学、歯学及び獣医学に関する学部等並びに薬学に関する学部等の一部は6年)となっている。

(3) 社会人の組織的な受入れに係る特別補助

貴事業団は、私立大学等経常費補助金配分基準(平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定。以下「配分基準」という。)等に基づき、22年度以前は、就学機会の多様化に向けた取組として社会人の入学を推進するために、社会人の特別入試選抜制度により入学した者を社会人の受入れとして特別補助の対象としていた。

しかし、第4次報告等において、社会人受入れの促進について提言があったことなどを踏まえて、貴事業団は、配分基準の社会人の受入れに係る項目を見直して、23年度から社会人の組織的な受入れとして適用している。

社会人の組織的な受入れに該当するための具体的な要件は、社会人の受入れを促進するために、社会人の就学を促進する取組として、次のア及びイを実施している私立大学等となっている。

ア 正規課程(大学は学部及び研究科、短期大学及び高等専門学校は学科)の学生(以下「正規学生」という。)、科目等履修生、専攻科生若しくは別科生のいずれかの身分で在籍している社会人学生(当該年度4月1日現在で25歳以上の者で、永続的に日本に生活拠点を置かず一時的な滞在を予定している外国人留学生を除く。)又は当該私立大学等が開講する履修証明プログラムを受講して、当該年度に履修証明書が交付される社会人受講者(当該年度4月1日現在で25歳以上の者で、永続的に日本に生活拠点を置かず一時的な滞在を予定している外国人留学生を除く。)の合計人数が、大学は10人以上、短期大学及び高等専門学校は5人以上であること

イ 社会人に対する特別な入学選抜制度の実施、社会人向け履修コース等の設定、社会人に関する学修ニーズを学外から聴取する仕組みの構築等、貴事業団が定める社会人の就学を促進する取組5件(24年度以降は8件)のうち2件以上(24年度以降は3件以上)実施していること

そして、配分基準等において、当該年度の5月1日現在で社会人学生を正規課程に受け入れている私立大学等に対して、社会人学生数等に学生1人当たり10万円を乗ずるなどの特別補助ができることとなっている。

このように、社会人学生について、就業している者等の要件を設けず、当該年度4月1日現在で25歳以上の者で、永続的に日本に生活拠点を置かず一時的な滞在を予定している外国人留学生を除くこと(以下「25歳以上要件」という。)としていることについて、貴事業団は、経済協力開発機構(OECD)が社会人の大学就学に関する調査について25歳以上の入学者数を対象としていて、25歳以上が基準となっていること、学生の経歴把握は難しく私立大学等の負担が大きいことなどを踏まえたものであるとしている。

社会人の組織的な受入れに係る特別補助の補助金(以下「社会人受入れ補助金」という。)は、23年度から26年度までの間に478学校法人583私立大学等に対して交付されており、その交付額は計202億5101万余円に上っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、社会人受入れ補助金において、その算定対象となる社会人学生の要件は25歳以上要件のみとなっていることから、本院は、効率性、有効性等の観点から、算定対象となっている社会人学生が社会人受入れ促進の意義等に沿ったものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、貴事業団が23年度から26年度までの間に社会人受入れ補助金を交付している23学校法人^(注2)23私立大学^(注3)における社会人学生のうち正規学生計16,515人^(注4)に係る補助金計13億5929万余円を対象として、貴事業団において社会人受入れ補助金の算定資料を確認したり、23学校法人において貴事業団に提出した算定資料の根拠資料等を確認したりなどして会計実地検査を行うとともに、23学校法人から修業年限を超えて在籍している学生の履歴等に関する調書の作成及び提出を求めて、内容を確認し、分析するなどして検査を行った。

(注2) 23 学校法人 埼玉医科大学、千葉学園、共立女子学園、国土館、昭和女子大学、大正大学、大乘淑徳学園、大東文化学園、中央大学、東京経済大学、東京電機大学、明星学苑、立正大学学園、自治医科大学、帝京平成大学、関東学院、朝日大学、市邨学園、京都産業大学、大阪医科大学、神戸学院、久留米大学、中村産業学園

(注3) 23 私立大学 埼玉医科大学、千葉商科大学、共立女子大学、国土館大学、昭和女子大学、大正大学、淑徳大学、大東文化大学、中央大学、東京経済大学、東京電機大学、明星大学、立正大学、自治医科大学、帝京平成大学、関東学院大学、朝日大学、名古屋経済大学、京都産業大学、大阪医科大学、神戸学院大学、久留米大学、九州産業大学

(注4) 社会人学生のうち正規学生計 16,515 人 社会人の受入れが進んでいると史料される通信教育学部等に在籍する学生を除いている。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 修業年限を超えた学生を算定対象に含めている事態

学生の中には、大学に入学した後、卒業に必要な単位を取得できず修業年限を超えて在籍した結果、25 歳以上要件を満たす者がいることから、前記社会人学生 16,515 人のうち学部^(注5)に在籍する 6,208 人について修業年限を超えていないか確認したところ、2,536 人が修業年限を超えた者であった。そして、これらの者について修業年限を超えた理由等を当該私立大学に確認したところ、出産、育児、就職等やむを得ない理由がないのに卒業に必要な単位を取得できず修業年限を超えて在籍した結果、25 歳以上要件を満たすこととなった学生(以下「修業年限を超えた学生」という。)^(注6)が 20 学校法人 20 私立大学^(注6)で 2,307 人(社会人受入れ補助金相当額 1 億 9813 万余円)見受けられた。

しかし、修業年限を超えた学生は、大学に入学した後、出産、育児、就職等のやむを得ない理由がないのに卒業に必要な単位を取得できず修業年限を超えて在籍している者であることから、前記のとおり、第4次報告等における社会人受入れ促進の意義等で想定される対象には含まれていない。したがって、社会人受入れ促進の意義等で想定されていない者まで算定対象に含めていた。

(注5) 20 学校法人 埼玉医科大学、千葉学園、国土館、昭和女子大学、大正大学、大乘淑徳学園、大東文化学園、中央大学、東京経済大学、東京電機大学、明星学苑、立正大学学園、自治医科大学、帝京平成大学、関東学院、朝日大学、市邨学園、京都産業大学、神戸学院、久留米大学

(注6) 20 私立大学 埼玉医科大学、千葉商科大学、国土館大学、昭和女子大学、大正大学、淑徳大学、大東文化大学、中央大学、東京経済大学、東京電機大学、明星大学、立正大学、自治医科大学、帝京平成大学、関東学院大学、朝日大学、名古屋経済大学、京都産業大学、神戸学院大学、久留米大学

(2) 研究科に在籍する学生のうち 25 歳以上要件を満たす者を一律に算定対象に含めている事態

研究科修士課程(標準修業年限 2 年)及び研究科博士課程(標準修業年限 3 年)に在籍する学生の中には、25 歳以上要件を満たす者がいる。例えば、博士課程 2 年次以上の学生及び一貫制博士課程(標準修業年限 5 年)に在籍する学生のうち 4 年次以上の学生(以下、こ

これらの者を「博士課程2年次以上の学生等」という。)は、原則として25歳以上要件を満たすこととなり、全員が一律に社会人受入れ補助金の算定対象となることから、前記の社会人学生16,515人に博士課程2年次以上の学生等が含まれているか確認したところ、博士課程2年次以上の学生等が23学校法人23私立大学で3,511人(社会人受入れ補助金相当額2億8308万余円)見受けられた。

しかし、博士課程2年次以上の学生等の中には、社会人受入れ促進の意義等において想定される社会人である就業、社会活動参画等を目的として大学で学ぶ就業者、高齢者等とは認められない者等が算定対象に含まれているおそれがある。このように、研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者を一律に算定対象とすることは、社会人受入れ促進の意義等で想定されていない者まで算定対象に含めることとなり、(1)と同様に、本来必要とされる以上に社会人受入れ補助金を交付することとなっていた。

(注7) 23学校法人 埼玉医科大学、千葉学園、共立女子学園、国土館、昭和女子大学、大正大学、大乘淑徳学園、大東文化学園、中央大学、東京経済大学、東京電機大学、明星学苑、立正大学学園、自治医科大学、帝京平成大学、関東学院、朝日大学、市邨学園、京都産業大学、大阪医科大学、神戸学院、久留米大学、中村産業学園

(注8) 23私立大学 埼玉医科大学、千葉商科大学、共立女子大学、国土館大学、昭和女子大学、大正大学、淑徳大学、大東文化大学、中央大学、東京経済大学、東京電機大学、明星大学、立正大学、自治医科大学、帝京平成大学、関東学院大学、朝日大学、名古屋経済大学、京都産業大学、大阪医科大学、神戸学院大学、久留米大学、九州産業大学

(改善を必要とする事態)

社会人受入れ補助金の算定対象に、修業年限を超えた学生を含めていたり、研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者を一律に含めていたりしている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴事業団において、社会人受入れ補助金の算定対象の要件等を定めるに当たり、社会人受入れ促進の意義等に照らした検討が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴事業団は、今後も引き続き、社会人の組織的な受入れなどの特別補助を行っていくこととしている。

については、貴事業団において、社会人受入れ補助金の算定対象に、修業年限を超えた学生を含めたり、研究科に在籍する学生のうち25歳以上要件を満たす者を一律に含めたりすることとならないようにその要件等を見直すことにより、社会人受入れ補助金が社会人受入れ促進の意義等を踏まえた効率的、効果的なものとなるよう意見を表示する。

第2 東京地下鉄株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

後工事として前工事と一体的な工事とならない建築工事及び前工事と異なる種類となる土木工事を、前工事の請負人と随意契約を締結して実施する場合の一般管理費等の調整方法について積算基準等に明記することなどにより、工事価格の算定が適切に行われるよう改善させたもの

科 目	建設仮勘定、鉄道事業営業費	
部 局 等	東京地下鉄株式会社本社	
工 事 名	丸ノ内線大手町駅中柱補修工事等 13 工事	
後工事の概要	現在履行中の工事に引き続いて同一の請負人と別途に随意契約を締結して実施する工事	
検査の対象とした後工事の契約件数及び契約額	19 件	34 億 7594 万余円(平成 24 年度～26 年度)
合算調整を行うことなどにより工事価格を低減できた契約件数及び積算額	13 件	9750 万円(平成 24 年度～26 年度)

1 工事の概要等

(1) 工事の概要

東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」という。)は、安全・安定輸送の確保及び向上や鉄道サービスの質的向上を図るために、建築工事及び土木工事を毎年度多数実施している。建築工事は、駅施設等の新設、保守等を行うものであり、土木工事は、土木構造物の大規模改良等の工事(以下「改良工事」という。)及び保守等の工事(以下「保守工事」という。)を行うものである。そして、東京メトロは、建築工事、改良工事及び保守工事のそれぞれの工事の種類ごとに積算基準等を定めており、工事の発注に当たっては、それぞれの積算基準等に基づき、直接工事費等から成る工事原価と一般管理費等を合計した工事価格を算定して、これに消費税相当額を加えた額を工事費としている。

東京メトロが制定した工事請負等契約事務規則(平成 16 年社達第 119 号)によれば、請負工事等の契約方式について、現在履行中の工事(以下「前工事」という。)等に関連する工事等を、現在の契約相手方に請け負わせることが他の者に請け負わせるより有利であると認められるときには、随意契約により関連する工事(以下、このように前工事の請負人と別途に随意契約を締結して実施する工事を「後工事」という。)等を発注することができることとされている。

(2) 一般管理費等の算定

建築工事及び土木工事における一般管理費等は、工事原価に一般管理費等率を乗じて算出することとなっているが、一般管理費等は施工現場の条件等にかかわらず発生する請負人の継続運営に必要な従業員に対する給料、諸手当、賞与等の本支社等の費用であり、一

般には工事原価が増加するほどにはこれらの本支社等の費用は増加しないことなどから、一般管理費等率は工事原価が増加するに従って逡減するように定められている。

(3) 後工事の合算調整

東京メトロは、積算基準等において後工事の一般管理費等の算定に関して次のように定めている。

ア 前工事と後工事が同じ種類の工事の場合

建築工事については、前工事と後工事が共に建築工事の場合、両者が本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事(以下、このような建築工事を「一体的な工事」という。)であれば、後工事の工事価格の算定に当たり、前工事と後工事を一括して発注したこととして全体としての一般管理費等を算定して、この額から前工事で計上した一般管理費等の額を控除する調整(以下、このような一般管理費等の調整方法を「合算調整」という。)を行うこととなっている。

また、土木工事については、前工事と後工事が共に改良工事といった同じ種類の土木工事の場合、後工事の工事価格の算定に当たり合算調整を行うこととなっている。

イ 前工事と後工事が異なる種類の工事の場合

建築工事については、前工事の土木工事に引き続いて後工事として同一の請負人に発注する場合、後工事の工事価格の算定に当たり、合算調整を行うこととなっている。

(4) 積算システムにおける諸経費の算定

東京メトロは、工事価格の算定の効率化等を目的として、工事ごとに工期や数量等を入力することにより、工事価格が自動計算により算定されるシステム(以下「積算システム」という。)を構築して運用している。そして、工事価格の算定に当たっては、保守工事の場合、一般管理費等を含めた諸経費に係る諸経費率は、入力した数量等に応じて積算システムにより自動計算される仕様となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、後工事の工事価格の算定が適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、東京メトロが平成24年度から26年度までの間に契約し、26年度末までにしゅん工した後工事19件、契約額計34億7594万余円を対象として、東京メトロ本社において、契約書、設計書、積算書等の書類により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 合算調整を行っていないかった事態

東京メトロは、前記の後工事19件のうち13件(契約額計22億3768万余円)については、積算基準等に特段明記していないことから、次のとおり合算調整を行うことなく工事価格を計22億8651万余円と算定していた(表参照)。

表 合算調整を行っていない後工事 13 件の態様別分類

前工事の種類	後工事の種類	件数	積算基準等における一般管理費等の合算調整に係る規定の有無
建築工事	建築工事	4	無 (一体的な工事とならない場合)
改良工事	保守工事	6	無
建築工事	改良工事	2	無
建築工事	保守工事	1	無

すなわち、上記 13 件のうち後工事が建築工事となっている 4 件については、前工事の建築工事に引き続いて実施していたが、前工事と一体的な工事ではないことから合算調整を行っていないかった。しかし、当該 4 件の後工事については、その施工現場が前工事と隣接した地下鉄駅構内等の狭あいな場所であり、前工事の請負人以外の業者が施工すると、工事の安全、円滑かつ適切な施工の確保に支障が生ずるなどといったことから、前工事の請負人と随意契約を締結して実施したものであった。このような後工事の場合の合算調整について積算基準等には明記されていないが、一般管理費等は施工現場の条件等にかかわらず発生する請負人の継続運営に必要な本支社等の費用であり、本件工事における施工現場の条件等を考慮すると、合算調整を行うべきであったと認められた。

また、13 件のうち後工事が改良工事又は保守工事の土木工事となっている残りの 9 件については、表のとおり、いずれも前工事と後工事が異なる種類の工事となっていたことから合算調整を行っていないかった。しかし、当該 9 件の後工事についても前記と同様に、前工事の請負人と随意契約を締結して実施したもので、その施工現場の条件等を考慮すると、いずれの場合も合算調整を行うべきであったと認められた。

(2) 諸経費を適切に算定していなかった事態

東京メトロは、(1)の後工事が保守工事である 7 件のうち 5 件(契約額計 10 億 2418 万余円)については、積算システムにより工事価格を計 10 億 4068 万余円と算定していた。そして、工事価格の算定に当たって、積算システムに当該 5 件に類似する工事に係る工事価格の積算データ(以下「既存積算データ」という。)が保存されていたことから、積算作業の省力化のために、既存積算データをコピーして、これに新たに発注する後工事の工期や数量等を上書きして入力するなどして諸経費を算定していた。

しかし、算定に用いた既存積算データの諸経費率は、発注条件が特殊な工事であったことから直接入力されており、その後、工期や数量等を上書きして入力しても諸経費率が自動計算されない状態となっていたが、積算システムではこの状態となっていることを容易に認識できる仕様とはなっていなかった。このため、既存積算データのコピーを用いて諸経費の算定を行った上記 5 件の後工事については、諸経費率が入力した工期や数量等に応じた適切なものとなっておらず、諸経費を過大に算定していた。

このように、東京メトロにおいて、後工事の工事価格の算定の際に合算調整を行っていないかったり、諸経費の算定を適切に行っていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記 13 件のうち、諸経費を適切に算定していなかった 5 件の諸経費を適切に算定すると、工事価格計 10 億 4068 万余円は計 9 億 9835 万余円となり、また、改めて算定したこれ

ら5件の工事価格を考慮した上で、13件について合算調整を行うと、工事価格は計21億8893万余円となり、東京メトロの工事価格の算定額計22億8651万余円との差額約9750万円が低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、東京メトロにおいて、次のことによると認められた。

- ア 後工事として前工事と一体的な工事とならない建築工事及び前工事と異なる種類となる土木工事を、前工事の請負人と随意契約を締結して実施する場合に合算調整を行うことを積算基準等に明記していなかったこと
- イ 積算システムにおいて諸経費率が自動計算されない状態となっていることを容易に認識できる仕様となっていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、東京メトロは、次のような処置を講じた。

- ア 27年8月及び12月に、後工事として前工事と一体的な工事とならない建築工事及び前工事と異なる種類となる土木工事を、前工事の請負人と随意契約を締結して実施する場合に合算調整を行うことを、積算基準等に明記するなどした。
- イ 28年4月に、積算システムにおいて諸経費率が自動計算されない状態となっていることを容易に認識できるようにするための積算システムの改良に係る業務委託契約を締結した。

第3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の運転業務契約の予定価格の積算について

(平成26年度決算検査報告656ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(平成26年12月23日以前は日本環境安全事業株式会社。以下「会社」という。)は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律第65号)等に基づき、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の確実かつ適正な処理に資するために、5処理施設を設置し、無害化処理に係る事業を行っている。会社は、同事業の実施に当たり、各処理施設においてPCB廃棄物の無害化処理に必要な操業管理等の業務(以下「運転業務」という。)を行うための専門会社5会社との間で、運転業務に係る契約(以下「運転業務契約」という。)をそれぞれ締結している。運転業務の各工程は、PCB廃棄物からPCB油を抜油する作業、抜油済みのPCB廃棄物を解体し洗浄する作業、PCB油等を無害化処理する作業のほか、無害化処理したPCB油等が所定の分析項目について基準値以下になっているか分析機器で計測する作業(以下「標準分析作業」という。)等がある。そして、運転業務契約に係る予定価格の積算に当たり、人件費については、厚生労働省が作成している賃金構造基本統計調査報告の「製造業を営む大企業」の表の中から、各工程の作業で必要となる作業員の各職責に応じて、16年程度の経験年数の区分等を選定するなどして月額単価を算定している。しかし、運転業務契約における標準分析作業に係る人件費の積算に当たり、標準分析作業の作業内容や作業員に求められる能力等を反映することなく、特殊な設備の操作や高度な専門性等が必要とされる他の工程に従事する作業員に必要とされる能力等を基に経験年数の区分を選定するなどして月額単価を算定している事態が見受けられた。

したがって、会社において、運転業務契約における標準分析作業に係る人件費について、実際の作業内容等を反映して算定した月額単価を用いるなどして予定価格の積算を適切に行う処置を講ずるよう、中間貯蔵・環境安全事業株式会社代表取締役社長に対して27年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、会社は、本院指摘の趣旨に沿い、27年9月に関係部署に対して通知を発し、運転業務契約における標準分析作業に係る人件費について、実際の作業内容等を反映して算定した月額単価を用いるなどして予定価格の積算を行うこととして、28年4月に締結した運転業務契約から、上記の通知に基づいて予定価格の積算を行う処置を講じていた。

第4 東日本高速道路株式会社、第5 中日本高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)(2) 橋りょう下部工の場所打ち杭等とフーチングの接合部の設計に当たり、縁端距離が杭径の1.0倍未満となる場合は、レベル2地震動に対する水平押抜きせん断の照査が必要であることを設計要領に明記することなどにより、地震時における所要の安全度を確保するよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社
科目	(1)(2) 仕掛道路資産
部局等	(1) 本社、3支社 (2) 本社、4支社
場所打ち杭等とフーチングの接合部の設計の概要	橋りょう下部工の場所打ち杭等とフーチングとの接合部について、常時及び地震時における所要の安全度を確保するよう設計するもの
検査の対象とした橋りょう工事の契約件数及び契約金額	(1) 18工事 1802億8136万余円(平成22年度～27年度) (2) 33工事 1358億2687万余円(平成25年度～27年度)
上記のうちレベル2地震動に対する水平押抜きせん断の照査を実施していなかった橋りょう工事の契約件数及び契約金額	(1) 10工事 1556億4742万余円 (2) 26工事 1039億3654万余円
上記のうちレベル2地震動に対する水平押抜きせん断について所要の安全度が確保されていない橋脚等数及び直接工事費	(1) 1基 1742万円 (2) 4基 4513万円

1 フーチングの水平押抜きせん断の照査の概要

(1) 橋りょう下部工の設計の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)及び中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「2会社」という。)は、高速道路の建設工事の一環として、橋りょうを建設する工事を実施している。

そして、2会社は、橋りょうの建設に当たって、2会社がそれぞれ制定している「設計要領第二集橋梁建設編」(以下「設計要領」という。)に基づいて設計することとしており、設計要領に記載のない事項については、「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等を適用することとしている。

設計要領及び示方書によれば、橋りょうを構成する鉄筋コンクリート造の下部工のう

ち、橋脚及び液状化が生ずると判定される地盤に築造されるなどしている橋台(以下「橋脚等」という。)の基礎については、常時及びレベル1地震動時における設計計算を行った上で、レベル2地震動に対する照査を行うこととされている。

(注1) 常時 地震時等に対応する表現で、土圧など常に作用している荷重及び輪荷重など作用頻度が比較的高い荷重を考慮する場合をいう。

(注2) レベル1地震動・レベル2地震動 「レベル1地震動」とは、構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいい、「レベル2地震動」とは、構造物の供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動をいう。

(2) 杭とフーチングの接合部の照査

設計要領及び示方書によれば、橋脚等の基礎形式を杭基礎とする場合、杭とフーチングの接合部は剛結として設計し、地震動等により杭頭部に作用する外力に対して安全であることを照査することとされている。

設計要領によれば、杭中心からフーチング縁端までの距離(以下「縁端距離」という。)を杭径の1.0倍以上とするなどとすれば、杭とフーチングの接合部の照査を省略できるとされている。また、場所打ち杭等を基礎杭とする場合は、杭とフーチングの接合部の照査として、フーチング端部の杭頭部に作用する軸直角方向力によりフーチングコンクリートに生ずる水平方向の押抜きせん断の照査(以下「水平押抜きせん断の照査」という。)を実施すれば、縁端距離が杭径の1.0倍未満であっても、杭周面からフーチング縁端までの距離を250mmとしてもよいとされている(参考図参照)。

そして、設計要領には、水平押抜きせん断の照査について、地震動時等に杭頭部に作用する軸直角方向力によりフーチング下面の鉄筋に生ずる引張応力度(以下「軸直角方向力による鉄筋の引張応力度」という。)が鉄筋の許容引張応力度以下となることを確認する照査方法は示されているが、その照査において考慮すべき設計地震動のレベル等については明記されていない。

一方、示方書においては、平成24年3月の改訂により、縁端距離を杭径の1.0倍未満とする場合は、レベル2地震動も含めた水平押抜きせん断の照査を行う必要があると明記されている。

(注3) 押抜きせん断 コンクリートに局部的に集中荷重が作用する場合において、コンクリートが荷重作用位置の周辺に沿って円すい状又は角すい状に押し抜かれること

(注4) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、杭とフーチングの接合部の設計に当たり、水平押抜きせん断の照査が適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2会社の本社及び各支社において、26年度又は27年度に実施した橋りょう工事(契約締結年度は22年度から27年度まで)、東会社18工事(契約金額計1802億8136万余円)、中会社33工事(同計1358億2687万余円)、2会社計51工事(同合計3161億0823万余円)において施工される場所打ち杭等を基礎杭とする橋脚等158基(東会社67基、

中会社 91 基)を対象として、契約書、設計書、特記仕様書等の書類を確認するとともに、現地を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の 51 工事において施工される橋脚等 158 基については、場所打ち杭等の杭径が 500 mmを超え、かつ、杭周面からフーチング縁端までの距離が 250mmとなっており、いずれも縁端距離が杭径の 1.0 倍未満となるものであった。

そして、51 工事のうち 20 工事(東会社 9 工事、中会社 11 工事)において施工される橋脚等 60 基(東会社 34 基、中会社 26 基)については、常時及びレベル 1 地震動時における水平押抜きせん断の照査を実施し、さらに、レベル 2 地震動時における軸直角方向力による鉄筋の引張応力度が、鉄筋の降伏強度を下回ることを確認する方法により、レベル 2 地震動時の水平押抜きせん断の照査を実施していた。

また、36 工事(東会社 10 工事(契約金額計 1556 億 4742 万余円)、中会社 26 工事(同計 1039 億 3654 万余円)、同合計 2595 億 8397 万余円)において施工される橋脚等 98 基(東会社 33 基、中会社 65 基)については、常時及びレベル 1 地震動時における水平押抜きせん断の照査は実施していたが、設計要領にレベル 2 地震動に対する照査を実施することが明記されていないことから、レベル 2 地震動に対する水平押抜きせん断の照査は実施していなかった。

しかし、設計要領及び示方書において、橋脚等の基礎は、常時及びレベル 1 地震動時のみならず、レベル 2 地震動時まで照査を実施することとなっていること、また、示方書の改訂により、縁端距離を杭径の 1.0 倍未満とする場合は、レベル 2 地震動も含めた水平押抜きせん断の照査を実施する必要があるとされたことから、上記の橋脚等 98 基については、設計計算上、レベル 2 地震動に対する所要の安全度が確保されない状態となるおそれがあり、水平押抜きせん断の照査をレベル 2 地震動時まで実施する必要があった。

そこで、これらの橋脚等 98 基について、改めてレベル 2 地震動時における水平押抜きせん断の照査を実施したところ、2 工事(東会社 1 工事、中会社 1 工事)における橋脚等計 5 基(東会社 1 基(直接工事費 1742 万余円)、中会社 4 基(同計 4513 万余円)、同合計 6256 万余円)について、軸直角方向力による鉄筋の引張応力度が 366.4N/mm²から 805.4N/mm²となっていて、鉄筋の降伏強度 345N/mm²を大幅に上回ることとなり、設計計算上、レベル 2 地震動に対する所要の安全度が確保されない結果となった。

(注 5) 降伏強度 材に作用している外力を取り去ってもひずみが残る塑性変形を起こさずに、材に生じさせることのできる最大応力のことをいう。

このように、杭とフーチングの接合部の設計に当たり、縁端距離が杭径の 1.0 倍未満となる場合に、考慮すべき設計地震動としてレベル 2 地震動が設計要領に明記されていなかったため、レベル 2 地震動時における水平押抜きせん断の照査を実施しておらず、レベル 2 地震動に対する所要の安全度が確保されない設計となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、2 会社において、示方書の改訂内容を設計要領に反映していなかったこと、縁端距離が杭径の 1.0 倍未満となる場合のレベル 2 地震動時における

水平押抜きせん断の照査の必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

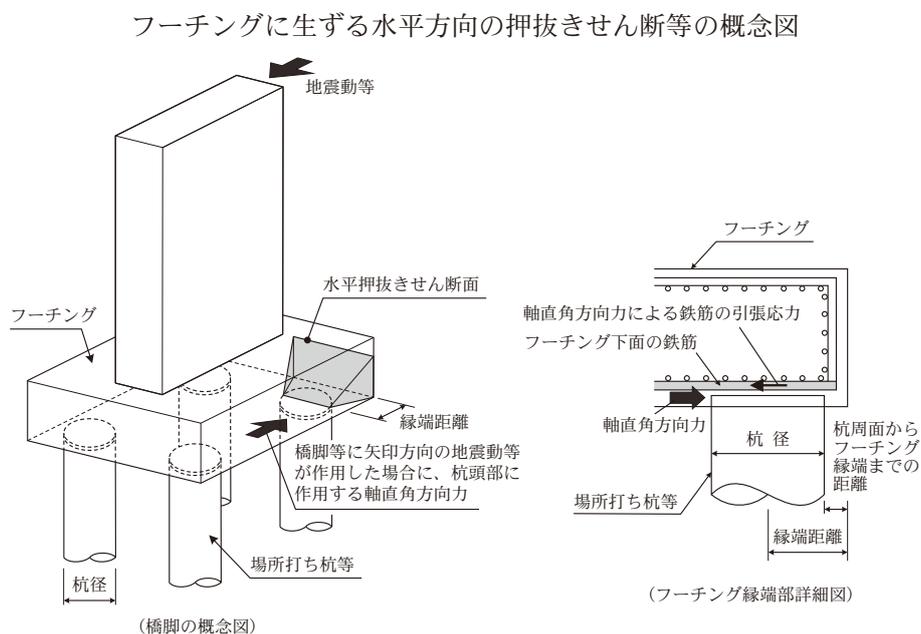
3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、2 会社は、次のような処置を講じた。

ア 28年8月に設計要領を改訂して、杭とフーチングの接合部の設計に当たり、縁端距離が杭径の1.0倍未満となる場合は、レベル2地震動に対する水平押抜きせん断の照査が必要であることを明記し、同月からこれを適用することとした。

イ 契約履行中の前記の橋脚等5基については、レベル2地震動時の所要の安全度を確保するために、フーチング下面の鉄筋に生ずる引張応力度が降伏強度を下回るよう、改めて水平押抜きせん断の照査を行い、これにより施工することとした。

(参 考 図)



(第4 東日本高速道路株式会社)、(第5 中日本高速道路株式会社)、第6 西日本高速道路株式会社、第7 本州四国連絡高速道路株式会社、第8 首都高速道路株式会社、第9 阪神高速道路株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)～(6) ETCコーポレートカードの契約者を対象として適用される大口・多頻度割引について、道路法令違反者に対する割引停止等の適用要件を見直すなどすることにより、道路構造物の劣化の原因となる道路法令違反に対する抑止等がより実効性のあるものとなるよう改善の処置を要求したもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社 (4) 本州四国連絡高速道路株式会社 (5) 首都高速道路株式会社 (6) 阪神高速道路株式会社
科目等	(1)～(6) 料金収入 (1) 本社、4支社 (2) 本社、4支社 (3) 本社、4支社 (4) 本社 (5) 本社 (6) 本社
大口・多頻度割引制度の概要	高速道路の大口・多頻度利用者を対象にETC(有料道路自動料金収受システム)の利用を前提とした割引制度
大口・多頻度割引制度による割引額	(1) 1192億3254万円(背景金額)(平成26、27両年度) (2) 1932億6584万円(背景金額)(平成26、27両年度) (3) 2213億6901万円(背景金額)(平成26、27両年度) (4) 30億1725万円(背景金額)(平成26、27両年度) (5) 362億0525万円(背景金額)(平成26、27両年度) (6) 197億1257万円(背景金額)(平成26、27両年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

大口・多頻度割引制度における道路法令違反者に対する割引停止措置等の見直しについて

(平成28年10月20日付け

東日本高速道路株式会社代表取締役社長
中日本高速道路株式会社代表取締役社長
西日本高速道路株式会社代表取締役社長
本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長
首都高速道路株式会社代表取締役社長
阪神高速道路株式会社代表取締役社長

宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 大口・多頻度割引制度等の概要

(1) 大口・多頻度割引制度の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。))及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの3会社を総称して「東日本等3会社」という。))並びに本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)、首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。))及び阪神高速道路株式会社(以下「阪神会社」という。また、以下、これらの3会社を総称して「本四等3会社」といい、東日本等3会社と合わせて「高速道路6会社」という。))は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。))と協定を締結して、機構から高速道路を借り受けて、料金徴収業務、交通管理業務、道路維持管理業務等を行っており、高速道路6会社のそれぞれ料金徴収部門、交通管理部門、道路維持管理部門等がこれらの業務を担当している。

そして、高速道路6会社は、高速道路の大口・多頻度利用者を対象にETC(有料道路自動料金収受システム)の利用を前提とした割引制度(以下「大口・多頻度割引制度」という。))を実施している。東日本等3会社は、大口・多頻度割引制度のために発行するETCコーポレートカード(以下「コーポレートカード」という。))の利用について、「ETCコーポレートカード利用約款」(以下「利用約款」という。))を定めており、利用約款に基づいてコーポレートカードの利用を承認された個人及び法人(小規模事業者の相互扶助のための共同経営体である事業協同組合を含む。))は、東日本等3会社のいずれかとコーポレート契約を締結(以下、コーポレート契約を締結した個人及び法人を「契約者」という。))することで、高速道路6会社の実施する大口・多頻度割引を受けることができる。高速道路の通行料金の月間利用額に応じて受ける大口・多頻度割引の最大割引率は、それぞれ東日本等3会社が50%(うち車両単位割引40%、契約単位割引10%)、本四会社が13.8%、首都会社及び阪神会社が30%(うち車両単位割引20%、契約単位割引10%)となっている。そして、高速道路6会社が割引を行った額は、表1のとおり、平成26年度計2940億5968万余円(割引対象額計7658億4783万余円)、27年度計2987億4280万余円(割引対象額計7911億0449万余円)となっている。なお、契約者のうち高速道路6会社から割引を受けていた契約者の数は、28年3月利用分で延べ11,999者(うち事業協同組合数は3,068組合であり、その組合に加入する組合員数は約18万者)となっている。

表1 高速道路会社別大口・多頻度割引額

(単位：百万円)

会社名	平成26年度		27年度	
	割引対象額	割引額	割引対象額	割引額
東会社	140,141	59,247	143,481	59,984
中会社	227,362	97,107	227,190	96,158
西会社	252,712	109,493	262,308	111,875
本四会社	19,739	1,465	20,954	1,551
首都会社	79,866	17,397	86,330	18,807
阪神会社	46,024	9,348	50,839	10,364
計	765,847	294,059	791,104	298,742

注(1) 東日本等3会社の各会社の金額は、東日本等3会社が管理する高速道路の利用分(請求は、契約者とコーポレート契約を締結した会社が行う。)であり、本四等3会社の各会社の金額は、各会社が管理する高速道路の利用分である。

注(2) 単位未満を切り捨てているため、金額の合計と計欄は一致しない。

(2) 道路法令違反者に対する割引停止措置等の概要

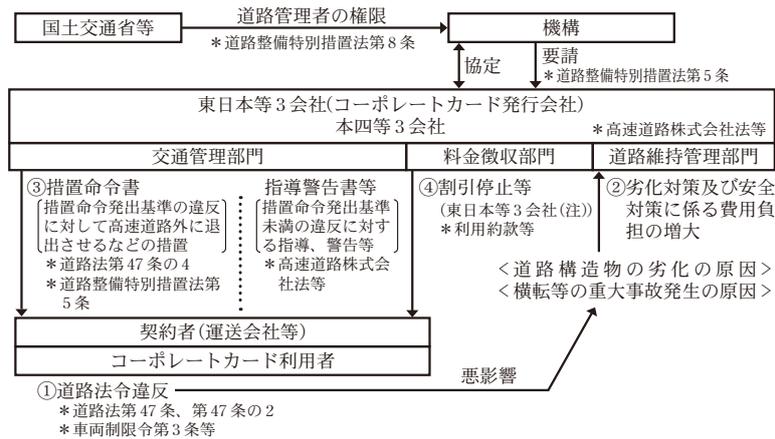
高速道路6会社は、図1のとおり、高速道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するために、交通管理部門において、道路法(昭和27年法律第180号)第47条第2項の規定に違反して総重量等が車両制限令(昭和36年政令第265号)で定める最高限度を超えて通行している車両又は同法第47条の2第1項の規定に基づき道路管理者から車両の通行の許可を受けた条件に違反して通行している車両(以下、これらの法令を「道路法令」といい、両違反を「道路法令違反」といい、また、両車両を「法令違反車両」という。)について、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づき道路管理者の権限を代行する機構からの要請により法令違反車両の通行の禁止又は制限のために必要な措置等を講じている。

そして、高速道路6会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)等に基づき、現地取締りとして、検問を実施し、総重量等が車両制限令に規定する最高限度を超える車両等を通行させるなどしていた者のうち、違反の程度が道路法第47条の4の規定による行政処分(以下「措置命令」という。)の発出基準(以下「措置命令発出基準」という。)に該当する者に対して発出された措置命令書を交付して、法令違反車両を高速道路の外に退出させるなどの措置を執ったり、措置命令発出基準未満の道路法令違反に該当する者に対して発出された指導警告書を交付したりしている。また、自動軸重計^(注)による取締りとして、車両の軸重が車両制限令に規定する最高限度を超える違反を繰り返すなどしていた者に対して発出された警告書等の文書を送付するなどしている。

高速道路の通行者の中には、コーポレートカードを使用して大口・多頻度割引の利益を享受する一方で、道路法令違反により道路橋等の構造物の劣化、重大事故等を引き起こすなどして高速道路6会社に対して劣化対策及び安全対策に係る費用負担を増大させるなどの不利益を与えている者(以下「道路法令違反者」という。)が多数存在している。

このことから、東日本等3会社は、道路構造物の保全、道路法令違反の抑止及び安全走行の啓発を目的として、利用約款に加え、割引停止及び利用停止の措置(以下「割引停止措置等」という。)の適用要件及び方法を具体的に定めたマニュアルを作成し、交通管理部門及び料金徴収部門が連携して割引停止措置等を実施することとしてきた。そして、「高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」」(平成27年7月30日付け国土交通省社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会中間答申)を踏まえ、高速道路6会社は、28年4月、東日本等3会社が管理する高速道路における措置命令発出基準に該当する道路法令違反者に対してのみ実施してきた割引停止措置等について、車両の軸重が車両制限令に規定する最高限度を超えるなどの違反(以下「軸重超過等の違反」という。)等を除き、新たに、本四等3会社が管理する高速道路における措置命令発出基準に該当する道路法令違反(軸重超過等の違反等を除く。)に対しても同年10月から割引停止措置等を実施することとした。そして、東日本等3会社において利用約款を改正し、また、本四等3会社において各会社の営業規則を改正するとともに新たに東日本等3会社のマニュアルに準じたマニュアルを作成して、高速道路6会社が割引停止措置等について統一的な運用を実施している。

図1 道路法令違反に係る業務の概要



(注) 割引停止等は、平成28年10月から本四等3会社が管理する高速道路における措置命令発出基準に該当する道路法令違反(軸重超過等の違反等を除く。)に対しても高速道路6会社が統一的な運用を実施

(注) 自動軸重計 車両が料金所等を通過する際に、軸重(車両の重量がそれぞれの車軸にかかる荷重)を自動的に計測する装置

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国土交通省社会資本整備審議会道路分科会は、26年4月の建議において、重量制限を超過する大型車を通行させる者に対する取締り及び指導について、関係機関との連携等により一層強化を図ることを提言している。また、同審議会及び同省交通政策審議会は、27年12月の答申において、全交通の0.3%の重量超過車両が、道路橋の劣化に与える影響の約9割を占めていて道路劣化の主要因とされており、過積載(事業用自動車の最大積載量を超える積載)等の違反者に対しては、自動軸重計による自動取締りについて真に実効性を上げる取組みの強化、法令違反車両への高速道路における割引停止措置等の統一化等の更なる厳罰化を行い、過積載撲滅に向けた取組みを速やかに強化すべきであるなどとしている。

そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、高速道路6会社が管理する高速道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、割引停止措置等が道路法令違反者に対する違反の抑止等に寄与するよう適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、東会社の本社及び北海道支社、中会社の本社及び名古屋支社、西会社の本社及び中国支社並びに本四会社、首都会社及び阪神会社の各本社において、また、東日本等3会社の他の支社については各本社において、26、27両年度の高速道路事業の料金収入に係る大口・多頻度割引を対象として、料金徴収部門及び交通管理部門において情報システムにより出力される利用明細書、違反車両指導取締データ一覧表等の帳票等の関係資料の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

高速道路6会社が管理する高速道路には、26年度以降、年間2億6000万台を超える大型車(特大車を含む。以下同じ。)が通行している。高速道路6会社は、表2のとおり、全通行車両のうち大型車を中心に道路法令違反のおそれがある車両を対象として、交通管理部門に

において26、27両年度に現地取締りとして検問をそれぞれ7,892回及び7,830回実施し、それぞれ5,537者(うち契約者であることが把握された者1,664者)及び6,059者(同2,001者)に対して、措置命令書を交付したり、それぞれ3,721者及び3,332者に対して、指導警告書を交付したり、自動軸重計による取締りを実施して、効率的に道路法令違反を捕捉し、それぞれ181,661件及び150,986件の道路法令違反のうち、繰り返し違反するなどしていた者10,908者及び6,008者に対して警告書等の文書を送付したりなどしていた。

表2 高速道路会社別取締状況

年度	会社名	現地取締り					自動軸重計による取締り			
		検問回数 (回)	検問台数 (台)	措置命令書交付件数 (者)	うち契約者数 (者)	指導警告書交付件数 (者)	注(1)通行台数 (台)	軸重超過台数 (台)	警告書等文書送付件数 (者)	
平成26	東会社	1,528	12,958	1,636	512	704	取締り未実施	—	—	
	中会社	1,002	13,990	1,955	611	1,078	取締り未実施	—	—	
	西会社	1,801	8,096	1,203	541	699	取締り未実施	—	—	
	本四会社	20	223	5	未把握	21	1,577,538	1,876	122	
	首都会社	694	1,256	424	未把握	365	34,380,883	176,355	10,315	
	阪神会社	2,847	1,297	314	未把握	854	15,623,507	3,430	471	
	計	7,892	37,820	5,537	1,664	3,721	51,581,928	181,661	10,908	
27	東会社	1,532	13,163	1,805	607	770	777,500	注(2) 358	53	
	中会社	1,003	17,018	2,023	730	1,206	4,860,669	125	11	
	西会社	1,687	7,312	1,199	664	687	取締り未実施	—	—	
	本四会社	99	991	79	未把握	160	2,575,239	2,844	84	
	首都会社	708	1,030	371	未把握	101	34,285,468	145,011	5,459	
	阪神会社	2,801	1,217	582	未把握	408	15,147,440	2,648	401	
	計	7,830	40,731	6,059	2,001	3,332	57,646,316	150,986	6,008	

注(1) 自動軸重計の設置レーンを通行した大型車の交通量。東日本等3会社においては、取締りのための新しい仕様の自動軸重計を整備中であるため取締り未実施のものがある。

注(2) 東会社の「軸重超過台数」欄の数値は、軸重超過違反の取締りを実施するため取締りの対象とした総重量超過の台数である。

しかし、上記のように道路法令違反者が多数に上っている状況にもかかわらず、東日本等3会社が、料金徴収部門において、利用約款及びマニュアルに基づく割引停止措置等を実施した件数は、表3のとおり、26、27両年度で計5件(いずれも停止期間は1か月)に留まっていた。

表3 割引停止措置等の実施状況 (単位：件)

会社名	平成26年度	27年度
東会社	0	0
中会社	0	注(2) 2
西会社	2	1
計	2	3

注(1) 本四等3会社は、平成26、27両年度には割引停止措置等の制度を設けていない。

注(2) 利用停止の措置の1件を含む。

マニュアルによれば、東日本等3会社は、措置命令書が交付された総重量等の違反の程度に応じて違反点数を3点～30点とし、四半期(例えば1月～3月)の違反点数の累計が30点以上となった場合、道路法令違反者に対して、その翌四半期(同4月～6月)に交通管理部門から警告文書を交付することとされている。そして、警告文書を交付する四半期に再度、道路法令違反があっても当該四半期の違反点数が考慮されず、更にその翌四半期(同7月～9月)の違反点数の累計が再び30点以上となった場合に、その翌四半期(同10月～12月)に料金徴収部門から警告文書を送付するとともに割引停止を決定し、更にその翌四半期初日(同翌年1月1日)に至って割引停止の措置が実施されることとなっていることから、図2のような場合には、最初の違反から割引停止の措置が実施されるまでに1年程度が経過していることになる。また、割引停止の措置を実施するまでの間においては、措置命令発出基準に該当する道路法令違反が繰り返されていても、3月、6月、9月又は12月の各四半期末の違反点数の累計は、翌四半期に繰り越すこととはなっていないため、道路法令違反について道路法の罰則規定に基づき有罪の刑が確定しない限り、月間利用額に応じて割引が適用されることになる。

図2 違反点数の付与・累計方法及び割引停止の措置

年 月	平成X1年												X2年						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
●道路法令違反 (違反点数は、措置命令書が交付された違反に付与)	●違反	●違反			●違反		●違反	●違反				●違反							
<交通管理部門> ★警告等 (注)	違反点数の累計30点以上				違反点数考慮せず		違反点数の累計30点以上												
<料金徴収部門> ★警告 ■割引停止等	道路法令違反による有罪の刑が確定しない限り、月間利用額に応じて割引															★警告 ■割引停止の決定			■割引停止の措置(最長1年間)

(注) 道路法令違反者に対して、違反の程度に応じて刑事告発や機構の要請による是正指導が行われる。

また、道路法令違反のうち、①軸重超過等の違反及び②措置命令発出基準未達の違反については、措置命令書発出の対象となっておらず、いずれも違反点数が付されないこととなっているため、これらの違反が繰り返されたり、軸重超過等の違反が措置命令発出基準に該当したりしていても、道路法令違反者に対して割引停止措置等が実施されることはない。

そして、法令違反車両についてコーポレートカードの利用による通行かどうかの確認は、措置命令書が交付された違反についてのみ行われていて、上記①及び②の違反については、道路法令違反者に係る違反状況の把握に必要な情報が情報システムに入力されておらず、コーポレートカードの利用情報を処理する情報システムと法令違反情報を処理する情報システムとの連携が十分に図られていない状況となっていた。

また、措置命令書が交付された総重量等の違反において、四半期の違反点数の累計が3月、6月、9月又は12月の各四半期末において累計30点未満の道路法令違反者については、違反履歴情報及び割引適用情報が情報システムに入力されていたものの、警告文書発出の対象となっていないことから、各会社間及び各部門間において情報の共有を行う体制が十分なものとなっていなかった。そのため、四半期の違反点数の累計が30点未満の道路法令

違反者に対する割引適用状況が28年9月まで各会社間及び各部門間において十分把握されていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

機構及び中会社は、運送会社A(登録台数約70台)が、平成27年5月に大型トレーラー(車種は特大車)に鋼材等のスクラップを積載し、中会社が管理する高速道路を、車両制限令で定められた最高限度25tを大きく超過する車両総重量51tで通行していたことから、極めて悪質な道路法令違反であるとして、措置命令書を交付するとともに、道路法第104条第1項及び同法第107条の規定に該当するものとして、違反した区域を管轄する県警察本部高速道路交通警察隊に対して告発を行った。また、運送会社Aは、告発後も東会社及び中会社が管理する高速道路において道路法令違反を繰り返し、28年3月までに措置命令を計5件受け、その違反点数の累計が54点(各四半期の累計は、18点、0点、23点、13点)となっていた。一方、西会社は、運送会社Aが組員として加入している事業協同組合Bとコーポレート契約を締結して、大口・多頻度割引を行っていたが、各四半期において違反点数の累計が30点に満たず、また、有罪の刑が確定していないとして、運送会社Aの告発の理由となった道路法令違反の翌月(27年6月)後も割引停止措置等を実施しておらず、同月からの1年間で事業協同組合Bに対して行った大口・多頻度割引(車両単位割引)の額は、東日本等3会社計23,088,270円となっていた。

このような状況の下で、前記のとおり、高速道路6会社は、軸重超過等の違反等を除き措置命令書発出の対象となる違反及び道路法令違反による有罪の刑が確定した違反については、28年10月から、道路法令違反者に対する割引停止措置等について統一的な運用を実施することとして、利用約款及び営業規則の改正を行ったり、また、高速道路6会社の各部門の担当者による割引停止措置等に係る協議及び情報共有を随時行ったりしている。しかし、近年の大型車交通の増加による道路構造物の劣化が顕在化していることを踏まえると、社会情勢の変化等に応じて、道路法令違反者に対する違反の抑止等についての実効性をより高めるため、割引停止措置等の適用要件等について、前記①及び②のような違反を繰り返したり、マニュアルによる違反点数の付与・累計方法では30点未満となる違反を繰り返したりする道路法令違反者に対しても割引停止措置等が実施されるよう、利用約款、営業規則、マニュアル等(以下「マニュアル等」という。)の関連規定の見直しを高速道路6会社が一体となって取り組む必要があると認められる。

(改善を必要とする事態)

マニュアル等について、道路法令違反者に対する割引停止措置等の適用要件等が道路構造物の保全、道路法令違反の抑止及び安全走行の啓発に十分実効性のあるものとはなっていないと認められ、高速道路6会社が、コーポレートカードを使用して大口・多頻度割引の利益を享受する道路法令違反者から道路構造物の劣化等の不利益を受け続けていたり、道路法令違反者に係る割引適用状況に係る情報の共有が各会社間及び各部門間で十分に図られていなかったりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 高速道路6会社において、利用約款及び営業規則の改正を行っているものの、割引停止

措置等の適用は、検問時に措置命令書を交付した道路法令違反者に限られているなど、マニュアル等の運用が道路法令違反の抑止等に実効性のあるものとなっているかの検証が十分でないこと

- イ 高速道路6会社において、割引停止措置等が道路法令違反の抑止等に更に実効性のあるものとするために必要となる軸重超過等の違反等に係る違反履歴情報及び割引適用情報の共有が十分でないこと

3 本院が要求する改善の処置

高速道路における法令違反車両の通行は、道路橋等の構造物に損傷を与え、その繰り返しによって道路構造物の劣化が進み大規模な修繕等の必要が現に生じており、また、交通の安全性が阻害され、車両の横転等による重大事故を招くおそれもある。

については、道路法令に違反して車両を走行させている契約者に対する大口・多頻度割引制度における割引停止措置等が道路構造物の保全、道路法令違反の抑止等について更に実効性のあるものとなるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 高速道路6会社において、大型車交通の急激な増加等の社会情勢の変化、自動軸重計等の整備状況及びこれら機器による取締りの実施状況を考慮し、割引停止措置等に係る更なる強化策として、措置命令発出基準に該当していても違反点数が付されていない軸重超過等の違反や措置命令発出基準未滿の違反、また、マニュアルによる違反点数の付与・累計方法では30点未滿となる違反に係る道路法令違反者に対しても割引停止措置等を適用するなどのため、マニュアル等における違反点数の付与・累計方法等適用要件の見直しを適切に行うこと

- イ 高速道路6会社間及び各部門間において、アについて道路法令違反者に係る違反履歴情報及び割引適用情報の共有が適切に行われるよう体制を整備すること

(第4 東日本高速道路株式会社)、(第5 中日本高速道路株式会社)、(第6 西日本高速道路株式会社)、(第9 阪神高速道路株式会社)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(4) 遮音壁設置工事の実施に当たり、詳細検討を実施した上で、遮音壁の規模等や先付け取付金具の設置を適切に決定するよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社 (4) 阪神高速道路株式会社
科目	(1)~(4) 仕掛道路資産、管理費用
部局等	(1) 本社、2支社 (2) 本社、3支社 (3) 本社、1支社 (4) 本社、2建設部
遮音壁設置工事の概要	高速道路の建設及び維持管理の一環として、高速道路からの騒音の低減を図るために遮音壁を設置等する工事
遮音壁設置工事の工事費	(1) 1680億4389万余円(平成22年度~27年度) (2) 620億0424万余円(平成20年度~27年度) (3) 359億5353万余円(平成21年度~27年度) (4) 192億5362万余円(平成21年度~27年度)
詳細検討を実施せずに設置した遮音壁の直接工事費	(1) 3億6479万円(背景金額)(平成26、27両年度) (2) 5億7257万円(背景金額)(平成24年度~27年度) (3) 9億9230万円(背景金額)(平成23年度~27年度) (4) 8875万円(背景金額)(平成21年度~27年度)
遮音壁の必要性を検討せずに設置したため不要となっていた先付け取付金具の直接工事費	(1) 1097万円(平成24年度~27年度) (2) 2797万円(平成20年度~27年度) (3) 1483万円(平成24年度~27年度) (4) 1773万円(平成21年度~27年度)

1 遮音壁設置工事等の概要

(1) 遮音壁設置工事の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。また、以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)及び阪神高速道路株式会社(以下「阪神会社」という。また、以下、3会社と合わせて「4会社」という。)は、高速道路の建設及び維持管理の一環として、高速道路からの騒音の低減を図るために、遮音壁を設置する工事(以下「遮音壁設置工事」という。)を実施している。

遮音壁は、高速道路の橋りょうの壁高欄、土工部の路肩等に設置されるものであり、基礎、支柱、遮音板等から構成されている。そして、遮音壁を橋りょうの壁高欄に設置する場合は、遮音壁の基礎として、アンカーボルト等から構成される取付金具が設置される(参考図参照)。

(2) 環境影響評価の概要

環境影響評価法(平成9年法律第81号)等によれば、高速道路の整備に当たり、都道府県等は、都市計画決定時等に環境影響評価を実施することとされている。そして、都道府県等は、環境影響評価において、高速道路の整備によって騒音の影響が生ずる地域における騒音予測を行い、当該騒音予測に基づき騒音基準を達成するための遮音壁の必要性、高さなど(以下「遮音壁の規模等」という。)を検討するなどしている。

そして、環境影響評価は、高速道路の新設、大規模な改築等の環境への影響が大きい事業の際に実施されており、インターチェンジやジャンクションを追加するなどの小規模な改築等の際には実施されない。また、環境影響評価における騒音予測は、道路構造、地域特性等を踏まえて選定された代表的な箇所において実施されるため、必ずしも騒音の影響のある全ての地域についての詳細な予測がされるとは限らない。

(3) 遮音壁の詳細検討の概要

遮音壁設置工事の多くは、環境影響評価が実施されてから相当の年数が経過して実施されており、現況の土地利用状況、交通量等が、環境影響評価を実施した時点と比較して大きく変化している場合がある。

このため、4会社は、遮音壁設置工事の実施に当たり、騒音の影響がある地域について、将来の土地利用計画、交通量等の最新の指標に基づく騒音予測を網羅的に行うなどして、遮音壁の規模等を検討(以下、この検討を「詳細検討」という。)し、騒音対策に係る沿道住民の意見を聴取した上で、遮音壁の規模等を決定することを通例としているが、これらの手続は基準等で明確に定められてはいない。

そして、3会社がそれぞれ制定している「設計要領第五集交通管理施設編」及び阪神会社が制定している「設計基準第1部計画基準」によれば、橋りょうの新設に当たって、遮音壁の設置が決定されている場合等は、壁高欄の天端等に、あらかじめ取付金具を設置しておくことなどとされている。このため、4会社は、壁高欄を施工する際に、天端部にアンカーボルトを設置した上で、コンクリートを打設するなどして、あらかじめ取付金具を設置することとしている(以下、あらかじめ設置する取付金具を「先付け取付金具」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、遮音壁設置工事の実施に当たり、遮音壁の規模等や先付け取付金具の設置が適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成26年度又は27年度に遮音壁設置工事を実施した契約(契約年度は20年度から27年度まで)、東会社14件(契約金額計1680億4389万余円)、中会社29件(同計620億0424万余円)、西会社14件(同計359億5353万余円)、阪神会社4件(同計192億5362万余円)、4会社計61件(同計2852億5528万余円(61件のうち、47件は遮音板等を設置する工事、15件は先付け取付金具を設置する工事であり、その両方を含む工事が1

件ある。))を対象として、4会社の本社、各支社等において、契約書、設計書、特記仕様書等の書類を確認するとともに、現地を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 遮音壁の規模等

前記47件のうち、3会社が実施した28件における遮音壁の延長計75,938.4mは、詳細検討を実施した上で規模等が決定されていた。そして、このうち延長計44,648.1mの遮音壁については、環境影響評価において代表的な箇所で開催された騒音予測に基づいて、高さ3mから8mまでの遮音壁の設置が必要となっており、これと3会社が実施した詳細検討の結果に基づく遮音壁の高さとを比較したところ、延長計36,998.1m(82.8%)の遮音壁は、高さを0.5mから7m低くしても沿道の騒音基準を達成できることとなっていた。

一方、前記47件のうち23件、遮音壁の延長計16,272.1m(東会社2件、延長計2,815.1m(直接工事費計3億6479万余円)、中会社13件、延長計6,103.9m(同計5億7257万余円)、西会社6件、延長計6,301.6m(同計9億9230万余円)、阪神会社2件、延長計1,051.5m(同計8875万余円))については、4会社が詳細検討を行っていなかったことから、遮音壁の規模等を決定した根拠を確認したところ、延長計5,345.4mについては、環境影響評価において代表的な箇所で開催された騒音予測の結果を参考にして、また、残りの延長計10,926.7mについては、新設のインターチェンジ等に設置されるものであることから、当該インターチェンジ等が設置される高速道路本線の遮音壁の設置状況を参考にするなどして、それぞれ遮音壁の規模等を決定していた(前記47件のうち4件は、詳細検討が実施されていた延長部分と実施されていなかった延長部分の両方を含む遮音壁設置工事である。))。

しかし、前記のように、詳細検討を実施した上で、遮音壁の規模等を決定すれば、環境影響評価の結果等に比べて高さの低い遮音壁でも騒音基準を満たすことが相当区間で可能であり、上記の23件について、4会社は、遮音壁設置工事の前に、詳細検討を実施した上で、遮音壁の規模等を決定する必要があったと認められた。

(2) 先付け取付金具の設置

4会社は、15件(東会社3件、中会社8件、西会社1件、阪神会社3件)において先付け取付金具を計12,074か所(東会社1,954か所、中会社7,165か所、西会社378か所、阪神会社2,577か所)設置していた。

そして、4会社は、12,074か所のうち9,497か所については、環境影響評価において代表的な箇所で開催された騒音予測の結果を参考にして、また、残りの2,577か所については、新設のインターチェンジに設置されるものであることから、当該インターチェンジが設置される高速道路本線の遮音壁の設置状況を参考にするなどして、それぞれ先付け取付金具の設置を決定していた。そこで、これらの先付け取付金具の設置箇所に係る遮音壁の必要性を確認したところ、4会社が先付け取付金具の設置後に詳細検討を実施した結果、計12,074か所のうち計4,186か所(東会社648か所(直接工事費計1097万余円)、中会社1,164か所(同計2797万余円)、西会社378か所(同計1483万余円)、阪神会社1,996か所(同計1773万余円))は、遮音壁の設置が不要と判断されており、設置された先付け取付金具は使用される見込みがない状況となっていた。

しかし、先付け取付金具は、前記のとおり、壁高欄の施工時に遮音壁の設置が決定されている場合等に設置されることとなっているものであり、壁高欄等の構造物設計に反映可能な時期までに、遮音壁の必要性について詳細検討を実施して、先付け取付金具の設置を決定すれば、使用見込みのないものを設置することなく経済的な設計を行うことが可能であったと認められた。

このように、4会社において、遮音壁の規模等や先付け取付金具の設置を決定するに当たり、騒音の影響がある地域について、詳細検討を実施せずに、環境影響評価において代表的な箇所で行われた騒音予測の結果や、周辺の高速道路における遮音壁の設置状況等を参考にしてきた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

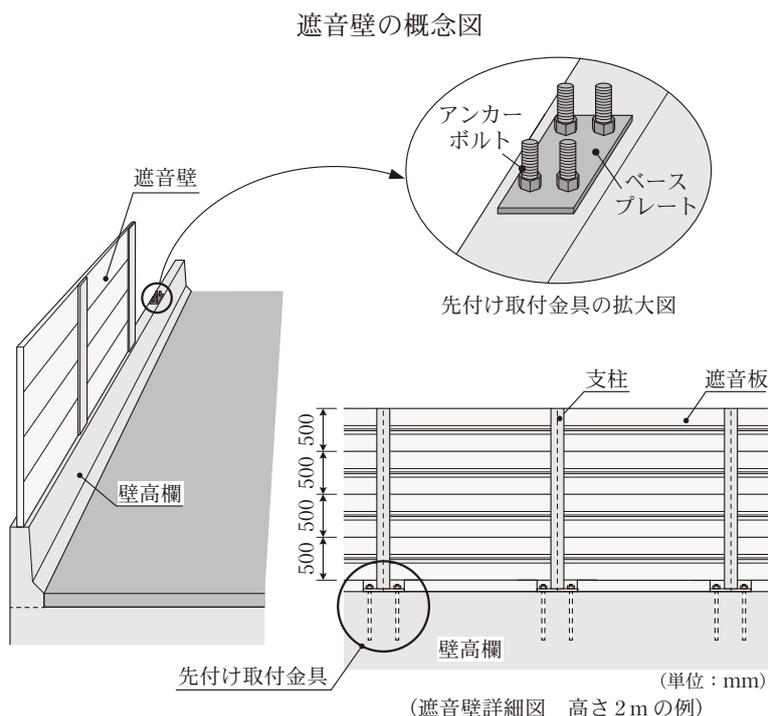
(発生原因)

このような事態が生じていたのは、4会社において、遮音壁設置工事の実施に当たり、経済的な設計を行うことに対する認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、4会社は、28年9月に関係部署へ通知を発して、遮音壁設置工事の実施に当たり、詳細検討を実施した上で、遮音壁の規模等や先付け取付金具の設置を適切に決定することとして、同月からこれを適用することとする処置を講じた。

(参 考 図)



第10 日本郵政株式会社、第11 日本郵便株式会社

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1)(2) 無線 LAN サービスについてアクセスポイントの調整作業等を実施したり、リモートアクセスサービスについて安全に接続できる端末機と接続回線の組合せを明確にしたり、両サービスの積極的な利用を促したりすることにより、両サービスの有効利用を図るよう是正改善の処置を求めたもの

会社名	(1) 日本郵政株式会社 (2) 日本郵便株式会社
科目	(1) 営業費用 (2) 販売費及び一般管理費
部局等	(1) 本社 (2) 本社
契約名	(1)(2) 情報通信システムサービス[PNET サービス]利用契約
契約の概要	PNET の基本サービス並びにオプションサービスである無線 LAN サービス及びリモートアクセスサービスを利用するもの
契約の相手方	(1)(2) 日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社
契約	(1)(2) 平成 25 年 5 月～30 年 12 月 随意契約
両サービスの利用料金の支払額	(1) 1064 万余円(平成 26、27 両年度) (2) 3 億 3290 万余円(平成 26、27 両年度) 計 3 億 4355 万余円(平成 26、27 両年度)
上記のうち有効利用されていない両サービスの利用料金の支払額	(1) 870 万円 (2) 2 億 8071 万円 計 2 億 8941 万円

本院は、郵政総合情報通信ネットワーク(PNET: Postal advanced NETwork system。以下「PNET」という。)における無線 LAN サービス及びリモートアクセスサービス(以下、これらを合わせて「新サービス」という。)の利用について、平成 28 年 10 月 28 日に、日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)及び日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。また、以下、これらを合わせて「両会社」という。)のそれぞれの取締役兼代表執行役社長又は代表取締役社長に対して、「郵政総合情報通信ネットワークにおける新サービスの利用について」として、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を要求した。

これらの処置要求の内容は、両会社のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これらを総括的に示すと以下のとおりである。

1 新サービス等の概要

(1) PNET の概要

両会社は、それぞれの本社、日本郵便の支社、郵便局等の各拠点(以下、これらの拠点を「局所」という。)に配備されたパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)等の各種端末

機と、各種業務を行うシステムセンター等との間の通信に、PNET を利用している。

PNET は、昭和 62 年にサービスが開始されており、現在の 5 次 PNET から日本郵政の情報システム系の子会社である日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社(以下「システム会社」という。)が運営等を行っている。

そして、システム会社は、5 次 PNET において、① LAN ケーブルが配線されていない会議室等において PC の利用を可能にする無線 LAN サービスや、②局所外からインターネット等を通じて 5 次 PNET に安全に接続するリモートアクセスサービスを、オプションサービスとして新たに提供している。

また、5 次 PNET に接続する PC のうち、両会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下、これらの会社を総称して「日本郵政グループ」という。)が、人事関係システム等の日本郵政グループの共同利用システムを利用するための PC(以下「共用 PC」という。)については、定期保守のために、電源切断時に、5 次 PNET に LAN ケーブルで接続(以下「有線接続」という。)した状態にすることになっている。

なお、日本郵政グループは、平成 30 年 12 月で契約満了となる 5 次 PNET の後継 PNET について、28 年 4 月から開発に向けた検討を開始している。

(2) 新サービスの概要

ア 無線 LAN サービスの概要

無線 LAN サービスは、共用 PC を 5 次 PNET に無線で接続(以下「無線接続」という。)することにより、LAN ケーブルが配線されていなくても共用 PC の利用を可能にするサービスである。システム会社は、無線接続のアンテナとなるアクセスポイント(以下「AP」という。)に接続する共用 PC の単位時間当たり情報転送量(以下「単位転送量」という。)の最大値を 2.55 メガビット/秒と設定するなどし、必要な台数の AP を設置するなどして、同サービスを提供している。

そして、無線接続は、通信の速度、安定性等の通信品質が周囲の電波環境や機器の設定に依存することなどから、同サービスの導入に当たっては、まず一部の部署に試行的に導入した上で通信品質や利用状況の確認・評価を行い、その結果に基づき、AP の移設、増設、各種設定情報の変更等の調整作業(以下、これらの作業を「評価・調整作業」という。)を実施するなどして、導入拡大に向けてシステムの可用性^(注)の検証等を行うのが一般的である。さらに、同サービスの導入後においても、ネットワーク全体の最適化を図るために、一定期間は必要に応じて評価・調整作業を実施するのが一般的である。

(注) 可用性 システムの利用者からみて、必要なときに利用可能な状態が維持されている度合い

なお、共用 PC と AP との間では、無線接続を維持するために少量の情報が自動的かつ頻繁に送受信されており、共用 PC は、LAN ケーブルを取り外した際、瞬時に有線接続から無線接続に切り替わるよう設定されている。

イ リモートアクセスサービスの概要

リモートアクセスサービスは、局所外からインターネット等を通じて 5 次 PNET に安全に接続できる仕組みを提供することにより、社内システムの電子メールの送受信、サーバ等に保存された資料の閲覧を可能にするサービスである。システム会社は、両会

社から申込みのあった利用者数分の利用権を両会社に供与することにより同サービスを提供している。

そして、同サービスの導入に当たっては、多様な端末機と接続回線の組合せ(以下「接続形態」という。)による利用が想定されることから、業務における利用状況を模擬してセキュリティや利便性の検証を行い、あらかじめ接続形態等の問題点について対策を執るのが一般的である。

(3) 新サービスの利用

両会社は、24年10月に、職場環境変革の基盤として無線LANサービスが、また、働き方の多様化、入社困難時への対応等のための基盤としてリモートアクセスサービスが、それぞれ必要であると判断し、新サービスを導入することを決定した。

このうち無線LANサービスについて、両会社は、両会社の本社及び日本郵便の全支社においては当初から本格的に導入し、郵便局においては一部の郵便局で試行的に導入することを決定し、システム会社と25年5月に「情報通信システムサービス[PNETサービス]利用契約」(契約期間は25年5月から30年12月まで。以下「利用契約」という。)を締結して、26年10月から同サービスの提供を受けている。そして、27年度末現在、両会社の全局所のうち、両会社の本社並びに日本郵便の13支社及び試行導入とした125郵便局の計140局所に、日本郵政計84台、日本郵便計1,728台、両会社合計1,812台のAPが設置されており、両会社の本社及び日本郵便の支社の全役員室及び事務室並びに郵便局の一部の事務室(以下、これらを合わせて「事務室等」という。)、郵便局以外の局所の会議室等で同サービスを利用できるようになっている。

また、リモートアクセスサービスについて、利用契約に基づき、両会社は27年4月から、利用者の申込みに応じて速やかに同サービスの提供が受けられるよう、日本郵政は100人分、日本郵便は900人分、両会社計1,000人分の利用権を確保している。

両会社は、新サービスの利用料金として、無線LANサービスについては設置したAPの台数に応じて、また、リモートアクセスサービスについては確保した利用権の数に応じて、26、27両年度に日本郵政は1064万余円、日本郵便は3億3290万余円、両会社計3億4355万余円をシステム会社に支払っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

両会社は、前記のとおり、職場環境変革及び働き方の多様化、入社困難時への対応等のための基盤として新サービスを導入しており、また、27年4月に発表された日本郵政グループ中期経営計画において、新サービスの利用によりペーパーレス化、ワークスタイルの改革等による業務効率・業務品質の向上を図ることとされている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、新サービスが有効利用されているかなどに着眼して、両会社の利用契約を対象として、両会社の本社において契約書等の書類を確認するとともに、無線LANサービスに係る全APの接続情報や、リモートアクセスサービスの利用情報を分析するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 無線 LAN サービスの利用状況等

ア APの設置及び通信の状況

27年度末において140局所に設置されたAP1,812台の設置状況は、表1のとおり、事務室等に1,474台(日本郵政57台、日本郵便1,417台)、会議室等に338台(同27台、同311台)となっていた。

表1 APの設置状況

会社	組織	設置局所数	設置台数(単位：台)		
			事務室等	会議室等	計
日本郵政	本社	1	57	27	84
日本郵便	本社	1	171	42	213
	支社	13	606	269	875
	郵便局	125	640	0	640
	計	139	1,417	311	1,728
両会社合計		140	1,474	338	1,812

そして、事務室等にはAPが設置される以前からLANケーブルが配線されており、共用PCは有線接続と無線接続の両方が利用可能となっていた。

このような場合、共用PCは、転送速度が高速な有線接続を自動選択するように初期設定されているため、無線LANサービスは事務処理等のデータの送受信には利用されないことになる。

そこで、事務室等に設置されたAP1,474台の28年7月の会計実地検査時(5日間)における共用PCとの接続状況についてみたところ、表2のとおり、当該期間に1回以上接続があったAPは1,386台、これらと共用PCとの接続回数は計129,764回となっていたが、このうち、1回の接続の開始から終了までの単位転送量が1キロビット/秒以下で、無線接続を維持するために少量の情報を通信する接続(以下「少量通信」という。)は110,505回となっていて、全接続回数の85.1%と大半を占めていた。

表2 事務室等のAPと共用PCの接続状況 (単位：台、回)

会社	組織	1回以上接続あり				接続なし
		台数	全接続回数(A)	少量通信の回数(B)	少量通信の回数(B/A)	台数
日本郵政	本社	55	4,979	3,895	78.2%	2
日本郵便	本社	161	17,593	12,529	71.2%	10
	支社	564	60,430	53,476	88.4%	42
	郵便局	606	46,762	40,605	86.8%	34
	計	1,331	124,785	106,610	85.4%	86
両会社合計		1,386	129,764	110,505	85.1%	88

このように、有線接続と重複して事務室等に設置されたAP1,474台による無線LANサービスは有効利用されていない状況となっていた。

イ 無線 LAN サービスの運用の状況

アの状況を踏まえて、無線 LAN サービスの導入に係る状況をみたところ、両会社は、両会社の本社及び日本郵便の支社については、前記のとおり、本格的な同サービスの導入を決定していて、評価・調整作業を実施しながら段階的に拡大することとせず、当初から全ての事務室等、会議室等に AP を設置させていた。また、日本郵便は、試行的に導入した郵便局については、試行導入の実施期間、試行中に検証すべき事項等を定めておらず、評価・調整作業も実施していなかった。さらに、無線 LAN サービスの導入後においても、両会社は設置された AP について評価・調整作業を実施していなかった。その結果、有線接続とするのが適当である箇所に設置された AP の移設等が行われておらず、ネットワーク全体の最適化が図られていない状況となっていた。

(2) リモートアクセスサービスの利用状況

リモートアクセスサービスの利用状況についてみたところ、日本郵政は、100 人分の利用権のうち、最大で 28 人分の利用権を 27 年 6 月から 12 か月間、ネットワークの新たな利用手法の評価・検証のために利用していたものの、同サービスの導入目的に沿った利用状況としては、同年 9 月以降に最大 5 人が利用登録したのみで、28 年 1 月以降に同サービスを利用したのは 1 人のみとなっていた。

また、日本郵便は、27 年に、郵便業務で利用する PC とインターネットという接続形態で、局所外での営業活動に利用することを計画した際、この接続形態ではセキュリティ上の問題が見受けられたと判断して利用を断念していた。そして、その時点で見受けられた運用上の問題点の検証及び同サービスを利用できるようにするための対策を執っていなかったため、28 年 7 月まで利用登録を行った者はなく、900 人分の利用権が全く利用されていない状況となっていた。

(3) 新サービスの利用啓発に向けての取組の状況

両会社における新サービスの周知状況についてみたところ、社内のポータルサイトに取扱説明書及び各種手続を掲載し、このことを社内に対して指示文書として通知したのみとなっていて、共用 PC の利用者に対して、ペーパーレス化、ワークスタイルの改革等の事例、方法等の紹介及び両会社の業務における利用方法等を周知していないなど、利用啓発についての取組等が 28 年 7 月まで全く行われていない状況となっていた。

(1)から(3)までのことから、両会社に設置された AP1,812 台のうち、会議室等に設置された AP338 台を除き、事務室等において有線接続と重複している AP 日本郵政 57 台、日本郵便 1,417 台、両会社計 1,474 台による無線 LAN サービス及び日本郵政 100 人分、日本郵便 900 人分、両会社計 1,000 人分のリモートアクセスサービスは有効利用されていなかった。

そして、これらに係る利用料金は、表 3 のとおり、日本郵政 870 万余円、日本郵便 2 億 8071 万余円、両会社計 2 億 8941 万余円となっていた。

表 3 有効利用されていなかった新サービスの利用料金 (単位：千円)

会社	無線 LAN サービス	リモートアクセスサービス	新サービス計
日本郵政	4,102	4,601	8,704
日本郵便	237,779	42,936	280,715
計	241,882	47,537	289,419

(是正改善を必要とする事態)

両会社において、無線 LAN サービス及びリモートアクセスサービスが有効利用されていない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 両会社において、新サービスの導入時及び導入後に、無線 LAN サービスの評価・調整作業を実施したり、日本郵便において、リモートアクセスサービスの接続形態について問題点の対策を執ったりすることなどについての認識が欠けていること
- イ 両会社において、役員を含む全ての新サービスの利用対象者に、両会社の業務における利用方法等を周知していないなど、利用啓発の必要性の理解が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

両会社は、前記のとおり、IT 基盤の開発及び運営を促進し、ペーパーレス化、ワークスタイルの改革等の取組により業務効率・業務品質の向上を図ることとしているほか、後継 PNET の開発等、今後の IT 基盤の検討を実施している。

については、両会社において、新サービスを有効利用することにより、上記の取組に資するとともに、今後の IT 基盤の開発及び運営に反映することができるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 両会社は、無線 LAN サービスについて、評価・調整作業を実施すること。また、日本郵便は、リモートアクセスサービスについて、安全に利用することが可能な接続形態を明確にすること
- イ 両会社は、役員を含む全ての新サービスの利用対象者に、両会社の業務における利用方法等を周知するなどして、利用啓発についての取組を実施すること

第12 全国健康保険協会

不 当 事 項

保 険 給 付

(319) 健康保険の傷病手当金の支給において、厚生年金保険の障害厚生年金等との併給調整が適正でなかったもの

科 目	保険給付費
部 局 等	全国健康保険協会 5 支部
傷病手当金の概要	療養のため労務に服することができず、事業主から報酬の全部又は一部を受けることができない被保険者に対して支給するもの
支給の相手方	26 人
傷病手当金の支給額	147,982,514 円(平成 24 年度～27 年度)
不当と認める支給額	16,759,800 円(平成 24 年度～26 年度)

1 傷病手当金等の概要

(1) 健康保険法に基づき支給される傷病手当金の概要

全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。)に基づく保険給付の一環として、療養のため労務に服することができず、事業主から報酬の全部又は一部を受けることができない被保険者(以下「対象者」という。)に対して傷病手当金を支給している。傷病手当金の支給期間は、対象者が労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日、すなわち 4 日目を初日として、それ以降労務に服することができなかった期間(以下「休業日数」という。)とすることとなっているが、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病の場合は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 か月を超えない期間とすることとなっている。また、傷病手当金の支給額は、対象者の標準報酬日額の 3 分の 2 に相当する額(以下「傷病手当金の支給日額」という。)に休業日数を乗じて算出することとなっている。

対象者は、傷病手当金の支給を受けようとするときは、健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号。以下「規則」という。)に基づき、傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日、休業日数等を記載した「健康保険傷病手当金支給申請書」(以下「申請書」という。)等を協会に提出しなければならないこととなっている。

傷病手当金の支給に係る申請書等の受付及び内容の審査、確認、支給決定等の事務は、協会の各支部が行っており、各支部による支給決定に基づき、協会本部は、対象者に傷病手当金を支給することとなっている。

(注 1) 標準報酬日額 被保険者の標準報酬月額は、健康保険では第 1 級 58,000 円から第 47 級 1,210,000 円までの等級に区分され、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。標準報酬日額とは、この標準報酬月額に 30 分の 1 を乗じて算出した額である。傷病手当金の支給額は、休業した日における標準報酬日額を用いて算出する。

(2) 厚生年金保険法に基づき支給される障害厚生年金の概要

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の被保険者は、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき初めて医師等の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して1年6か月を経過した日(それ以前に症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日があるときはその日)において障害厚生年金の受給権が発生し、その障害の程度^(注2)に応じて支給を受けることができることとなっている。そして、障害厚生年金は、その裁定により受給権が発生した日の翌月分から支給されることとなっている。

(注2) 裁定 厚生労働大臣が年金の給付を受ける権利があることを確認すること

(3) 傷病手当金と障害厚生年金等との併給調整

法及び規則によれば、対象者が同一の疾病等により障害厚生年金等の支給を受けることができるときは、傷病手当金を支給しないか、又は支給額を減額することとされている(以下、この取扱いを「併給調整」という。)。すなわち、対象者に支給される障害厚生年金等の額(当該障害厚生年金と同一支給事由の障害基礎年金の支給を受けることができるときはその合算額)を360で除して得た額が傷病手当金の支給日額よりも多い場合は、傷病手当金を支給せず、また、少ない場合は、その差額を傷病手当金の支給額とすることとされている。

前記のとおり、傷病手当金は療養のため労務に服することができないなどの要件を満たした日から支給されるのに対して、障害厚生年金は初診日から1年6か月後等において受給権が発生する。このため、協会は、傷病手当金の支給時点において、対象者が障害厚生年金を受給しているかどうかを確認することができない場合がある。

一方で、協会は、法に基づき、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、年金給付の支払をする者に対し、障害厚生年金等の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができることとなっている。そこで、協会本部は、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、平成27年6月以前は毎年9月に、また、同年7月以降は毎月、前月までの過去1年間に傷病手当金の支給決定を行った対象者及び支給決定の適否について審査中の対象者の年金受給等に関する情報(以下「年金情報」という。)^(注3)を照会してその提供を受けており、各支部においても年金情報に基づき併給調整の要否を確認することができるようにしている。

(注3) 年金情報を照会 平成27年6月以前は、このほかに、毎月、前月に傷病手当金の受付登録を行った対象者に係る年金情報の提供も機構から受けていた。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、傷病手当金の併給調整が適正に行われているかなどに着眼して、協会本部及び13支部において、支給決定を行った対象者のうち2,600人を選定し、申請書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査の結果、5支部において次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

5支部は、管内の事業所に勤務していた対象者計26人から申請書の提出を受け、傷病手当金計147,982,514円の支給決定を行っており、協会本部は、これに基づき同額の傷病手当金を支給していた。

しかし、上記の26人は、同一の疾病等により傷病手当金と障害厚生年金等を同じ期間を対象として受けており、併給調整を行う必要があると認められた。

そこで、前記支給額のうち、同一の疾病等により障害厚生年金等の支給を受けている期間に支給された傷病手当金計48,221,990円について適正な支給額を算出すると計31,462,190円となり、その差額16,759,800円の併給調整が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5支部において、協会が機構から年金情報の提供を受けているのに、併給調整の要否についての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京支部は、管内の事業所に勤務していた対象者Aから計12回の申請書の提出を受け、平成25年4月19日から26年10月18日までの間の休業日数計548日分に係る傷病手当金計12,542,076円の支給決定を行い、協会本部は、これに基づきAに対して同額の傷病手当金を支給していた。なお、26年11月の傷病手当金の支給決定の際に、Aは障害厚生年金の支給を受けていなかった。

一方、27年1月15日にAに対して障害厚生年金の裁定が行われ、26年8月分から支給されることとなった。

しかし、協会本部は、27年7月に、機構に対し、過去1年間に傷病手当金の支給決定を行った対象者等に係る年金情報を照会してその提供を受け、各支部においてもこれを確認することができるようになっており、その中には上記裁定に係る情報も提供されていたのに、東京支部は、併給調整の要否について確認していなかった。このため、障害厚生年金の支給を受けている期間に支給された傷病手当金計1,808,073円について適正な傷病手当金の額を算出すると計1,138,232円となり、その差額669,841円の併給調整が適正でなかったと認められる。

なお、本院の指摘により、前記の適正でなかった支給額計16,759,800円は、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を支部ごとに示すと次のとおりである。

支部名	併給調整を行う必要があった対象者数	左の対象者に支給した傷病手当金の額	左のうち併給調整を行う必要がある期間に支給した傷病手当金の額	左のうち不当と認められる傷病手当金の額
	人	千円	千円	千円
埼玉	2	8,686	3,536	2,233
千葉	3	12,610	4,238	1,362
東京	17	113,750	35,947	10,468
神奈川	3	8,885	2,813	1,741
愛知	1	4,048	1,685	954
計	26	147,982	48,221	16,759

第13 日本年金機構

不 当 事 項

物 件

(320) 文書を保管するために賃借した倉庫の賃貸借契約が適切でなかったため、賃借料の支払額が過大となっていたもの

科 目	業務経費
部 局 等	日本年金機構近畿ブロック本部(平成28年4月1日以降は日本年金機構本部)
契 約 名	定期建物賃貸借契約
契 約 の 概 要	文書を保管するための倉庫の賃貸借契約を締結して、事務所内の倉庫に保管可能な数量を超える文書を保管するもの
契 約 の 相 手 方	1 会社
契 約	平成23年3月 随意契約
支 払 額	141,120,000 円(平成23年4月分~26年3月分)
過大となっていた賃借料の支払額	7,840,000 円(平成23年4月分、5月分)

1 契約等の概要

日本年金機構(以下「機構」という。)は、厚生労働省が所掌する健康保険、厚生年金保険及び国民年金の事業に関する事務の一部を委任され、又は委託されており、当該事務の実施に当たり必要となる多数の年金関係文書等を保有している。

また、機構は、社会保険庁において生じた年金記録問題等を踏まえ、当面、その保有する文書については、日本年金機構文書管理規程(平成22年規程第12号)等に基づき、定められた文書保存期間を超えても廃棄しないこととしており、文書の保管数量は年々増大している。

そして、近畿ブロック本部(平成28年4月1日以降は機構本部に統合)は、近畿ブロック本部並びに近畿ブロック本部管内の6事務センター及び49年金事務所内の倉庫に保管可能な数量を超える文書について、ダンボール箱に収納した上で、民間業者を貸主とする倉庫に保管することとして、23年3月1日、1会社(以下「倉庫業者」という。)との間で、23年4月1日から26年3月31日までを賃貸借期間として、倉庫844㎡(以下「本件倉庫」という。)を賃借料計141,120,000円(月額3,920,000円)で賃借する旨の定期建物賃貸借契約(以下「倉庫賃貸借契約」という。)を随意契約により締結している。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、倉庫賃貸借契約の内容が適切なものとなっているかなどに着眼して、近畿ブロック本部において、契約書等により会計実地検査を行った。

検査したところ、倉庫賃貸借契約の賃貸借期間の始期は23年4月1日となっているのに、実際に本件倉庫に近畿ブロック本部等の文書が搬入されたのは、同年6月22日以降となっていた。

この点について、近畿ブロック本部は、本件倉庫に文書の搬入等を行う時期を同年6月以降と予定していたが、文書の搬入前に棚の設置工事を行う必要があるとの認識の下、その工事に約2か月を要すると見込まれたことから、同年4月1日を賃貸借期間の始期とする倉庫賃貸借契約を締結したとしていた。

しかし、実際には、上記の棚は、本件倉庫の所有者である倉庫業者によって既に設置されており、2か月の工事期間を賃貸借期間に含める必要はなかったことから、近畿ブロック本部が、倉庫賃貸借契約の締結に当たり、賃貸借期間の始期を同年4月1日としていたことは適切とは認められない。

したがって、倉庫賃貸借契約に係る賃借料の支払額のうち同年4月及び5月の2か月分に係る支払額の計7,840,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、近畿ブロック本部において、倉庫賃貸借契約の締結に当たり、実際に本件倉庫に文書の搬入等を行う時期等を踏まえた適切な賃貸借契約を締結する認識が欠けていたことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 年金給付の過誤払等に係る返納金債権について、厚生労働省において日本年金機構に対して返納金債権の保全等を適切に行うことなどを指導し、日本年金機構において事務処理の手順書を作成するなどして、債権管理を適切に行うよう改善させたもの
(297 ページの厚生労働省の項に掲記)
- (2) 倉庫賃貸借契約の締結に当たり、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することを周知徹底し、経済的な契約を締結するよう改善させたもの

科 目	業務経費
部 局 等	日本年金機構本部、4ブロック本部(平成28年4月1日以降は日本年金機構本部)
契 約 名	倉庫賃貸借契約32契約
契 約 の 概 要	文書を保管するための倉庫の賃貸借契約を締結して、事務所内の倉庫に保管可能な数量を超える文書を保管するもの
契 約 の 相 手 方	20 会社等
契 約	平成26年3月ほか 随意契約
支 払 額	2億1270万余円(平成26、27両年度)
文書の保管費用等の節減が見込まれた支払額	5529万円(平成26、27両年度)

1 契約等の概要

(1) 文書保管の概要

日本年金機構(以下「機構」という。)は、厚生労働省が所掌する健康保険、厚生年金保険

及び国民年金の事業に関する事務の一部を委任され、又は委託されており、当該事務の実施に当たり必要となる多数の年金関係文書等を保有している。

また、機構は、社会保険庁において生じた年金記録問題等を踏まえ、当面、その保有する文書について、日本年金機構文書管理規程(平成22年規程第12号)等に基づき、定められた文書保存期間を超えても廃棄しないこととしており、文書の保管数量は年々増大している。

そして、機構本部及び全国9ブロック本部(平成28年4月1日以降は機構本部に統合)は、機構本部、全国9ブロック本部、39事務センター及び312年金事務所内の倉庫に保管可能な数量を超える文書について、ダンボール箱等に収納した上で(以下、文書を収納するダンボール箱等を「保管箱」という。)、民間業者を貸主とする倉庫(以下「外部倉庫」という。)の賃貸借契約(以下「倉庫賃貸借契約」という。)又は文書の保管等を委託する契約(以下「文書保管委託契約」という。)を締結し、保管している。

(2) 倉庫賃貸借契約及び文書保管委託契約の概要等

機構は、倉庫賃貸借契約の締結に当たっては、賃貸借期間内に搬入することが見込まれる保管箱の最大数量に基づき所要の賃借面積を算定した上で、その面積を確保することができる外部倉庫を選定し、複数の外部倉庫を選定した場合には、賃借料や利便性等について最適であるとした外部倉庫を管理する業者と随意契約により契約を締結している。

一方、文書保管委託契約の締結に当たっては、保管箱ごとの保管料、運搬費等の単価に、保管、運搬等を行う保管箱の数を乗じて所要の経費の見込額を算出し、一般競争契約又は随意契約により、保管、運搬等を行う業者と契約を締結している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、文書の保管に係る費用の節減が図られているかなどに着眼して、機構本部及び全国9ブロック本部が締結した倉庫賃貸借契約計90件(26、27両年度の賃借料支払額計11億7047万余円)を対象として、機構本部及び全国9ブロック本部において、契約書、仕様書等により会計実地検査を行った。

(注1) 全国9ブロック本部 北海道、東北、北関東・信越、南関東、中部、近畿、中国、四国、九州各ブロック本部

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

機構本部及び全国9ブロック本部は、前記の倉庫賃貸借契約計90件において選定した外部倉庫について、賃借料や利便性等について最適であるとして、契約の性質等により一般競争入札によることが適当ではないと認められる場合に該当するので随意契約によることができるなどとして、従前の契約を更新するなどしていた。

そして、これらの倉庫賃貸借契約の締結に当たり、機構本部及び2ブロック本部は、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行っていたが、7ブロック本部は、比較検討を行っていなかった。

そこで、7ブロック本部が締結していた倉庫賃貸借契約計80件(26、27両年度の賃借料支払額計8億2483万余円)のそれぞれの契約について、全国的に文書保管業務を受託してい

る業者の一箱当たりの保管料等に基づき文書保管委託契約を締結した場合の保管費用等を試算すると、このうち4ブロック本部^(注3)が20会社等と締結していた契約計32件(26、27両年度の賃借料支払額計2億1270万余円)については、賃借料を節減することが可能となり、26、27両年度で計1億3767万余円となる。したがって、従前の外部倉庫から保管文書を移転する際に見込まれる費用として計1972万余円を要することを考慮しても、両年度で計5529万余円の賃借料を節減することができたことになる。

このように、倉庫賃貸借契約の締結に当たり、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 7ブロック本部 北海道、東北、北関東・信越、南関東、中国、四国、九州各ブロック本部

(注3) 4ブロック本部 東北、北関東・信越、南関東、中国各ブロック本部

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、倉庫賃貸借契約の締結に当たり、文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行う必要性についての認識が欠けていたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、28年8月に、倉庫賃貸借契約の締結に当たっては文書保管委託契約を締結する場合における費用等との比較検討を行った上で調達方法を決定することなどを定めた、経済的な契約を締結するための基準を策定した。そして、関係各部署に対して指示文書を発して、今後締結予定の契約については上記の基準を適用して適切に対応するよう周知徹底する処置を講じた。

平成25年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

厚生年金特例法の運用について

〔平成25年度決算検査報告302、790ページ参照〕
〔平成26年度決算検査報告341、678ページ参照〕

(301ページの厚生労働省の項に掲記)

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 健康保険及び厚生年金保険の未適用の事業所に対する適用促進の実施状況等について

(平成26年度決算検査報告304、669ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置及び表示した意見並びに求めた是正改善の処置

日本年金機構(以下「機構」という。)は、厚生労働省の監督の下に、健康保険及び厚生年金保険を適用すべき事業所であるにもかかわらず、その適用を受けていない事業所の適用を促進する業務(以下「適用促進業務」という。)を行っている。適用促進業務は、平成24年10月

以降、法務省から新規に設立された法人の情報及び異動又は閉鎖された法人の情報(以下、これらの情報を「法人登記簿情報」という。)の提供を毎月受けるなどして選定された健康保険及び厚生年金保険の適用の可能性がある事業所(以下「適用調査対象事業所」という。)について、外部委託による加入勧奨、年金事務所による加入指導等を行うものであり、機構は、23、25両年度に改正された業務処理マニュアル(以下「事務処理手順」という。)において、加入指導から立入検査等に至る実施手順等を定めている。しかし、適用促進業務等に係る事務処理の効率化を図ることを目的とした「厚生年金保険適用業務支援システム」(以下「支援システム」という。)に収録された法人登記簿情報に事業主の現住所等の情報(以下「謄本記載情報」という。)が不足するなどして、法人に係る情報の取得が効率的に行われていない事態、外部委託を活用した適用促進業務が効率的に行われていない事態、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討していない事態、立入検査の手続が的確にとられていない事態及び加入勧奨に係る委託契約において委託費の減額についての規定が定められておらず、電話による加入勧奨(以下「電話勧奨」という。)に係る委託費が実績に応じて支払われていない事態が見受けられた。

したがって、次のとおり、厚生労働大臣に対して27年10月に、改善の処置を要求し及び意見を表示し、日本年金機構理事長に対して同月に、改善の処置を要求し及び意見を表示し、並びに是正改善の処置を求めた。

- ア 機構において加入指導を行うに当たり不足している謄本記載情報を把握し、当該情報を法人登記簿情報に追加することを検討し、追加する必要がある場合は、厚生労働省において法人登記簿情報の提供元である法務省にその提供を働きかけること、また、機構において、各年金事務所が支援システムに収録された法人登記簿情報を利用して事業実態のないことを確認した適用調査対象事業所については加入指導の対象外とするなど、効率的に加入指導を行うための方策を検討し、「適用促進業務における適用対象外事業所の取扱基準(指示・依頼)」(以下「取扱基準」という。)の改正等を行うこと(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)
- イ 機構において、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を十分検討すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)
- ウ 機構において、外部委託を活用した適用促進業務を効率的に行うために、今後締結される委託契約の仕様書等に、事業所の電話番号が不明の場合、訪問勧奨の面談の際に電話番号を聴取することを明記すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)
- エ 機構において、事務処理手順を改正するなどの的確に立入検査の手続をとる方法について検討し、その方法を定めるとともに、これを年金事務所に周知徹底すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)
- オ 厚生労働省において、エの検討結果等を機構に報告させて、その報告内容に基づいて必要な指導監督を行うこと(同法第36条の規定により意見を表示したもの)
- カ 機構において、加入勧奨に係る委託契約の電話勧奨経費について、電話勧奨の実績に応じて支払うことができるよう、契約書等において委託費の減額についての規定を定めるなどすること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置及び当局の処置状況

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

機構は、アについては、加入指導を行うに当たり不足している謄本記載情報を把握し、法人登記簿情報に追加することとした場合における支援システムの改修経費、国税庁から提供される源泉徴収義務者情報の活用により効率的に加入指導を行うことができる状況等を考慮した結果、謄本記載情報の追加は行わないこととし、また、27年10月に効率的に加入指導を行うために取扱基準を改正し、各年金事務所において、既に支援システムに収録されている法人登記簿情報を活用し、事業実態のないことを確認した適用調査対象事業所については加入指導の対象外とするなどした。ウについては、27年9月に加入勧奨に係る委託契約を締結する際の仕様書等に、事業所の電話番号が不明の場合には訪問勧奨時の面談の際に電話番号を聴取することを明記した。エについては、28年3月に年金事務所に対して指示文書を発出して、事務処理手順等を改正するなどして、的確に立入検査の手続をとる方法を定めて、これを周知徹底した。

また、厚生労働省は、オについては、機構から的確に立入検査の手続をとる方法についての検討結果等について報告を受けて、これに基づき機構に対して必要な指導監督を行った。

一方、機構は、イについては、加入勧奨を適時適切に行うための外部委託の在り方を検討することとし、カについては、今後の加入勧奨に係る委託契約の締結に当たり、電話勧奨経費の支払が実績に応じたものとなるような契約内容の見直しを行うこととしている。

(2) 日本年金機構が保有している固定資産の状況について

(平成26年度決算検査報告299、678ページ参照)

(309ページの厚生労働省の項に掲記)

第14 新関西国際空港株式会社

平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

空港施設の維持管理について

(平成 26 年度決算検査報告 680 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

新関西国際空港株式会社(以下「会社」という。)は、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)等に基づき、関西国際空港及び大阪国際空港において、滑走路、着陸帯、誘導路等から構成される空港基本施設及び場周柵、排水施設等の土木施設(以下、これらを合わせて「空港土木施設」という。)並びに航空灯火その他航空保安上必要な灯火(以下「航空灯火施設」という。)を、空港保安管理規程を定めるなどして管理している(以下、同規程に基づいた空港土木施設及び航空灯火施設の機能を維持するための管理を「維持管理」という。)。しかし、空港土木施設台帳に施設の図面情報等を記載していない事態、空港土木施設の巡回点検の対象としていない施設があったり、航空灯火施設の灯柱を明確に点検対象に含めていなかったりしている事態及び空港土木施設の巡回点検を踏まえて適切に修繕を実施していない事態が見受けられた。

したがって、会社において、空港土木施設台帳を維持管理に十分に活用するために、施設の図面情報等を記載して適切に整備したり、空港土木施設の巡回点検を漏れなく実施したり、航空灯火施設について、灯柱に係る具体的な点検項目を定めて適切に点検を実施したり、空港土木施設の点検で把握した異常箇所について、適切に修繕等を実施したりするよう、新関西国際空港株式会社代表取締役社長に対して平成 27 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、会社は、本院指摘の趣旨に沿い、28 年 2 月に、関係部署に対して事務連絡を発して、次のような処置を講じていた。

ア 空港土木施設台帳を維持管理に十分に活用するために、施設の図面情報等を記載して適切に整備することとした。

イ 空港土木施設の巡回点検を漏れなく実施することとした。

ウ 航空灯火施設について、灯柱に係る具体的な点検項目を飛行場灯火施設保守要領等で定めて、適切に点検を実施することとした。

エ 空港土木施設の点検で把握した異常箇所について、適切に修繕等を実施することとした。

第15 国立研究開発法人防災科学技術研究所、第16 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)(2) 電子ジャーナルの購読契約を締結するに当たり、過去の利用実績を参考にすることで、利用見込みに応じてPPV方式を利用する電子ジャーナルを選定することにより、購読料金の節減を図るよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 国立研究開発法人防災科学技術研究所(平成27年3月31日以前は独立行政法人防災科学技術研究所) (2) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(平成27年3月31日以前は独立行政法人宇宙航空研究開発機構)
契 約 名	(1) エルゼビア電子ジャーナルの閲覧ライセンス購入契約 (2) サイエンス・ダイレクト(電子ジャーナル)の購読
契 約 の 概 要	電子ジャーナルに掲載されている学術論文をダウンロードして利用できる権利を取得するもの
契 約 の 相 手 方	エルゼビア・ビー・ブイ(オランダ王国)
契 約	平成26年4月、27年4月 随意契約
支 払 額	(1) 2221 万余円(平成26、27両年度) (2) 2491 万余円(平成26、27両年度)
節減できた購読料金	(1) 1091 万円(平成26、27両年度) (2) 1042 万円(平成26、27両年度)

1 契約等の概要

(1) 電子ジャーナルの年間購読契約の概要

国立研究開発法人防災科学技術研究所(平成27年3月31日以前は独立行政法人防災科学技術研究所。以下「研究所」という。)は、国立研究開発法人防災科学技術研究所法(平成11年法律第174号。27年3月31日以前は独立行政法人防災科学技術研究所法)に基づき、防災科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発等の業務を行っている。また、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(27年3月31日以前は独立行政法人宇宙航空研究開発機構。以下「機構」という。)は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号。27年3月31日以前は独立行政法人宇宙航空研究開発機構法)に基づき、宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究、宇宙及び航空に関する基盤的研究開発等の業務を行っている。そして、両法人において当該業務に従事する職員は、研究の必要に応じて国内外の学術雑誌に掲載されている学術論文を参照して、研究開発等に利用している。

これらの学術雑誌は紙媒体の冊子として販売されているほか、発行元である出版社のデータベースに保存された電子媒体により提供されており、出版社と購読契約を締結して所定の購読料金を支払うなどして利用できるようになっている。

両法人は、オランダ王国の出版社のエルゼビア・ビー・ブイ(以下「エルゼビア社」とい

う。)との間で、26、27両年度に電子媒体で提供される学術雑誌(以下「電子ジャーナル」という。)の購読契約を随意契約により締結しており、契約金額は研究所においては26年度1072万余円、27年度1149万余円、計2221万余円、機構においては26年度1232万余円、27年度1259万余円、計2491万余円となっている。これらの契約は、エルゼビア社が提供する電子ジャーナルのうち、研究所においては25タイトル、機構においては36タイトルの電子ジャーナルを対象として、契約締結年の4月から翌年の3月までの間に、両法人に所属する職員が、両法人の図書館等に設置された端末からエルゼビア社のデータベースにアクセスして、電子ジャーナルに掲載されている学術論文をダウンロードして利用できる権利を取得するものである。そして、両法人は、学術論文のダウンロード数(以下「DL数」という。)にかかわらず、電子ジャーナルごとに定められた定額の年間購読料を支払うこととなっている(以下、このような契約を「年間購読契約」という。)。なお、学術論文の毎月のDL数は、電子ジャーナルごとに、原則として、利用した月の翌々月に両法人の図書館等に設置された端末で把握できるようになっている。

(2) 年間購読契約の対象としていない電子ジャーナルの利用

エルゼビア社は、年間購読契約を締結している利用者に対して、年間購読契約の対象としていない電子ジャーナルに掲載されている学術論文についても、学術論文をダウンロードする都度、課金されるペイ・パー・ビュー方式(以下「PPV方式」という。)により、ダウンロードして利用できることとしている。PPV方式は、エルゼビア社が毎年定める単価(以下「PPV単価」という。)に、学術論文のダウンロード予定回数を乗じて算定した料金を事前にエルゼビア社に支払うことなどにより利用することができ、ダウンロードする都度、事前に支払った料金からPPV単価の金額が差し引かれることとなっている。そして、学術論文をダウンロードする回数が増加し、事前に支払った料金の残高が年度途中で不足した場合には、料金を追加して支払うことにより、PPV方式による利用を継続することができることとなっている。なお、PPV方式による利用実績は、両法人の図書館等に設置された端末で把握できるようになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、両法人における電子ジャーナルの年間購読契約は利用の実態に応じた経済的なものとなっているかなどに着眼して、26、27両年度の年間購読契約を対象として、両法人において、契約書や利用状況に関する資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

両法人は、26、27両年度の契約を更新する際に、25タイトル又は36タイトルの電子ジャーナルを全て年間購読契約の対象として選定しており、電子ジャーナルごとの年間購読料は研究所においては10万余円から109万余円まで、機構においては1万余円から148万余円まで、年間DL数は研究所においては利用実績のないものから978回まで、機構においては2回から2,077回までとなっていた。

そこで、上記の年間購読契約の対象とされている電子ジャーナルごとの年間購読料を、両法人が26、27両年度の年間購読契約の締結に向けて当該契約の更新を検討していた時点で

判明していた過去1年間のDL数でそれぞれ除して、1ダウンロード当たりの費用を算出し、PPV単価が当該費用を下回っていて、PPV方式とする方が年間購読契約とするよりも経済的になる電子ジャーナルを選定したところ、研究所においては26年度21タイトル、27年度22タイトル、機構においては26年度17タイトル、27年度13タイトルとなっていた。

このように、利用実績が少ない電子ジャーナルがあるのに、過去の利用実績を参考にするなどして、利用見込みに応じてPPV方式を利用する電子ジャーナルを選定しておらず、利用している全ての電子ジャーナルを年間購読契約の対象としていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた購読料金の支払額)

両法人において、前記の利用実績が少ない電子ジャーナルを年間購読契約の対象とせず、当該電子ジャーナルに係る過去1年間のDL数分の料金を事前に支払ってPPV方式を利用したとすれば、26、27両年度の実際の年間DL数を満たすために不足する料金を追加して支払うことなどを考慮しても、購読料金は、研究所においては26年度計470万余円、27年度計659万余円、合計1130万余円となり、購読料金を26年度601万余円、27年度489万余円、計1091万余円節減できたと認められた。また、機構においては26年度計805万余円、27年度計643万余円、合計1449万余円となり、購読料金を26年度426万余円、27年度615万余円、計1042万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、両法人において、電子ジャーナルの購読契約の内容についての理解が十分でなく、PPV方式を利用するなどして、電子ジャーナルの購読契約をより経済的なものとするための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、両法人は、28年8月に関係部署に通知文書を発して、毎年度の電子ジャーナルの購読契約を締結するに当たり、過去の利用実績を参考にするなどして、利用見込みに応じてPPV方式を利用する電子ジャーナルを選定することにより、購読料金の節減を図る処置を講じた。

第17 国立研究開発法人産業技術総合研究所

平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

産学官連携共同研究施設の使用状況及び貸付施設の光熱水料の算定について

(平成 26 年度決算検査報告 707 ページ参照)

1 本院が表示した意見及び求めた是正改善の処置

独立行政法人産業技術総合研究所(平成 27 年 4 月 1 日以降は国立研究開発法人産業技術総合研究所。以下「研究所」という。)は、6 か所の研究拠点(北海道、東北、つくば、臨海副都心、中部、関西各センター)に、産学官連携共同研究施設(Open Space Lab) (以下「OSL」という。)を設置して共同研究、受託研究等を実施している。また、研究所は、OSL 等の研究施設を研究所以外の利用者(以下「外部利用者」という。)に貸し付ける場合、光熱水料等の経費を算定し、外部利用者に請求している。しかし、研究所において、OSL の施設の使用率が低調となっていて長期間にわたり空室となっている事態及び光熱水料の算定に当たり前年実績額等から一定率を乗じて算出した金額を控除することにより外部利用者の負担額を引き下げている事態が見受けられた。

したがって、国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長に対して平成 27 年 10 月に、次のとおり意見を表示し、及び是正改善の処置を求めた。

ア 各センターの OSL の使用状況及び施設のニーズ等を定期的に把握し、これらを踏まえて、OSL において施設の使用率が低調となっていて長期間にわたり空室が生じている場合には、その要因分析を行うとともに、適時適切に関係部署と積極的な協議を行ったり、各センターに対して必要な改善を指示したりするなどの体制を整備すること(会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示したもの)

イ OSL において施設の使用率が低調となっていて長期間にわたり空室が生じているセンターに、利用を促進するために、施設のニーズを把握する要望調査を十分に行わせるとともに、OSL の広報活動を一層促進させること(同法第 36 条の規定により意見を表示したもの)

ウ 外部利用者に光熱水料を請求する際、前年実績額等に一定率を乗じて算出した金額の控除を行わず適切に算定すること(同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、研究所つくば本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、研究所は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 27 年 12 月に、全 OSL の管理運営を統括する統括責任者を新たに設けて、統括責任者が各センターの運営責任者から四半期ごとに OSL の使用状況、施設のニーズ等を記載した報告書の提出を受けるとともに、OSL の施設の使用率が低調となっていて長期間にわたり空室が生じている場合には、その要因分析を行い関係部署との協議を行ったり、各センターに対して必要な改善を指示したりする体制を整備した。

イ OSL の施設の使用率が低調となっていて長期間にわたり空室が生じているセンターに対して、利用を促進するために、施設のニーズを把握する要望調査を行わせるなどとともに、28 年 3 月までに、研究所のホームページに施設内各室の設備情報、空室状況、利用に関する手続等の情報を掲載するなどして、OSL の広報活動を一層促進した。

ウ 外部利用者に光熱水料を請求する際の算定方法の見直しを行い、28 年度以降、前年実績額等に一定率を乗じて算出した金額の控除を行わずに算定することとした。

第18 独立行政法人海技教育機構

不 当 事 項

物 件

(321) 海技免許講習における英会話語学練習のために賃貸借契約により導入したパーソナルコンピュータに付加されたLL機能が全く使用されておらず、所期の目的を達成していなかったもの

科 目	業務経費
部 局 等	独立行政法人海技教育機構本部
契 約 名	LL機能付き情報技術用パソコン・ファイアウォールルータ賃貸借契約
契 約 の 概 要	英会話語学練習を効率的かつ効果的に行うためのLL機能を付加したパーソナルコンピュータ等の賃貸借
契 約 の 相 手 方	NTTファイナンス株式会社
契 約	平成25年12月 一般競争契約
契 約 金 額	72,841,680円(平成26年度～30年度)
契約金額のうちLL機能に係る分	6,273,600円
不当と認める支払額	2,509,440円(平成26、27両年度)

1 賃貸借契約等の概要

独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)は、国立海上技術学校^(注1)4校及び国立海上技術短期大学校^(注2)3校(以下、これらを合わせて「7学校等」という。)において、新たに船員となる者(以下「生徒等」という。)に対して船舶の運航に必要な海技士の免許の取得に必要な知識及び能力を習得させるための講習(以下「海技免許講習」という。)を行っている。

7学校等は、海技免許講習の一環として英会話語学練習(以下「語学練習」という。)を実施しており、機構本部は、既存のテープレコーダー式等のLL装置が老朽化したことから、平成25年12月に「LL機能付き情報技術用パソコン・ファイアウォールルータ賃貸借契約」を契約金額72,841,680円(借入期間26年4月から31年3月までの5年間。契約金額のうちLL機能に係る分は6,273,600円)でNTTファイナンス株式会社と締結して、7学校等にLL機能が付加されたパーソナルコンピュータ計315台を26年4月に導入するなどしている。

本件のLL機能は、生徒等が各自のパーソナルコンピュータにヘッドセットマイクを接続して使用することで、語学練習時の発音を録音して再生したり、録音と英会話リスニング教材との比較再生をしたりすることなどができるもので、既存のテープレコーダー式等のLL装置よりも効率的かつ効果的に語学練習を実施することを目的として導入されている。

(注1) 国立海上技術学校4校 国立小樽、国立館山、国立唐津、国立口之津各海上技術学校

(注2) 国立海上技術短期大学校3校 国立宮古、国立清水、国立波方各海上技術短期大学校

2 検査の結果

本院は、有効性等の観点から、LL機能が語学練習において適切に使用されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、機構本部及び国立清水海上技術短期大学校において、契約書等の関係書類及びLL機能の使用状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、他の6学校等については、機構本部を通じてLL機能の使用状況に関する書類の提出を受け、その内容を確認するなどして検査した。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

28年1月の国立清水海上技術短期大学校での会計実地検査時点において、LL機能は使用されておらず、ヘッドセットマイクも全て梱包されたままとなっていた。そこで、LL機能を導入した7学校等全てにおけるLL機能の使用状況について、保存されていた使用記録及び教員への聴取内容を機構本部を通じて確認したところ、語学練習は教員が口頭で指導するなどしており、導入した26年4月から28年3月までの間、LL機能は、パーソナルコンピュータ計315台に付加されたもの全てが、全く使用されていなかった。

したがって、LL機能は、語学練習を効率的かつ効果的に実施するという所期の目的を達成しておらず、本件契約に係る26、27両年度の支払額のうち、LL機能に係る2,509,440円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、機構において、LL機能を使用して語学練習を効率的かつ効果的に実施するという認識が欠けていたこと、7学校等の教員に対するLL機能の導入目的の周知が十分でなかったことなどによると認められる。

第19 独立行政法人農畜産業振興機構

不 当 事 項

補 助 金

(322) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (323)

科 目	(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
補 助 の 根 拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)
補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	2 団体(1 団体)
間 接 補 助 事 業 者 (事 業 主 体)	1 団体
補 助 事 業	中核的担い手育成増頭推進事業、酪農経営安定化支援ヘルパー事業
事 業 費 の 合 計	180,136,897 円
上 記 に 対 す る 機 構 の 補 助 金 交 付 額 の 合 計	176,680,888 円
不 当 と 認 め る 事 業 費 の 合 計	30,547,756 円
上 記 に 対 す る 不 当 と 認 め る 機 構 の 補 助 金 相 当 額 の 合 計	28,943,878 円

1 補助事業の概要

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、国から交付される交付金等を財源として、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)に基づき、畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、機構が直接又は間接に補助金を交付している165団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、2団体が事業主体となって実施した中核的担い手育成増頭推進事業及び酪農経営安定化支援ヘルパー事業に係る機構の補助金28,943,878円が不当と認められる。

これを不当の態様別に掲げると次のとおりである。

- (1) 補助の対象とならないなどのもの 1件 不当と認める機構の補助金 27,340,000円
 中核的担い手育成増頭推進事業において、交付対象とならない繁殖雌牛を奨励金の算定に含めるなどしていたもの (1件 不当と認める機構の補助金 27,340,000円)

中核的担い手育成増頭推進事業(以下「増頭事業」という。)は、地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じて奨励金を交付する事業であり、機構は、奨励金の交付

を実施する事業主体が増頭事業を実施するのに要する経費に対して補助金を交付している。

事業主体は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱(平成23年22農畜機第4380号)等に基づき、繁殖雌牛の増頭計画を有するなどの要件を満たす者(以下「生産者」という。)が、^(注)育種価等が一定以上であることなどの所定の要件を満たす優良な繁殖雌牛を増頭した場合に、満たした要件の種類に応じて、増頭した繁殖雌牛1頭当たり80,000円以内又は100,000円以内の奨励金を交付することとなっている。

そして、奨励金の交付対象となる繁殖雌牛の頭数(以下「交付対象頭数」という。)は、次のように算定することとなっている(参考図参照)。

- ① 生産者が事業実施年度(4月1日から翌年3月31日まで)の12月31日現在(以下「期末」という。)に飼養している繁殖雌牛の全頭数から、事業実施年度の前の年度の1月1日現在(増頭事業に新規に参加する生産者については、事業実施年度の4月1日現在。以下「期首」という。)に飼養している繁殖雌牛の全頭数を差し引いた頭数(1生産者当たり50頭を上限)を、奨励金の交付対象となり得る頭数(以下「枠数」という。)とする。
- ② 生産者が期末に飼養している繁殖雌牛であって、期首から期末までの間に購入等により新たに導入した繁殖雌牛の中から、枠数を上限として前記所定の要件を満たす優良な繁殖雌牛の頭数を算定する。

(注) 育種価 枝肉重量、脂肪交雑等に係る遺伝的な能力を数値化したもの

本院が、機構及び9事業主体において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

補助事業者	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する機構補助金交付額	不当と認める事業費	不当と認める機構補助金相当額
				千円	千円	千円	千円
(322) 一般社団法人北海道酪農畜産協会 (事業主体)	—	中核的担い手育成増頭推進	26、27	173,120	173,120	27,340	27,340

一般社団法人北海道酪農畜産協会(以下「協会」という。)は、平成26、27両年度の増頭事業の実施に要した経費を、交付対象頭数計1,734頭に係る計173,120,000円であったとして実績報告書を提出しており、機構は、協会に同額の補助金を交付していた。

しかし、前記のとおり、交付対象頭数は、生産者が期末に飼養している繁殖雌牛であって、期首から期末までの間に新たに導入した繁殖雌牛の中から算定することとなっているのに、協会は、誤って、期首よりも前から既に飼養していたものを含め、期末に飼養している全ての繁殖雌牛の中から算定していた。そのため、協会が交付対象頭数としていた上記1,734頭の繁殖雌牛には、期首よりも前から既に飼養されていて奨励金の交付対象とならない繁殖雌牛計221頭が含まれるなどしていた。

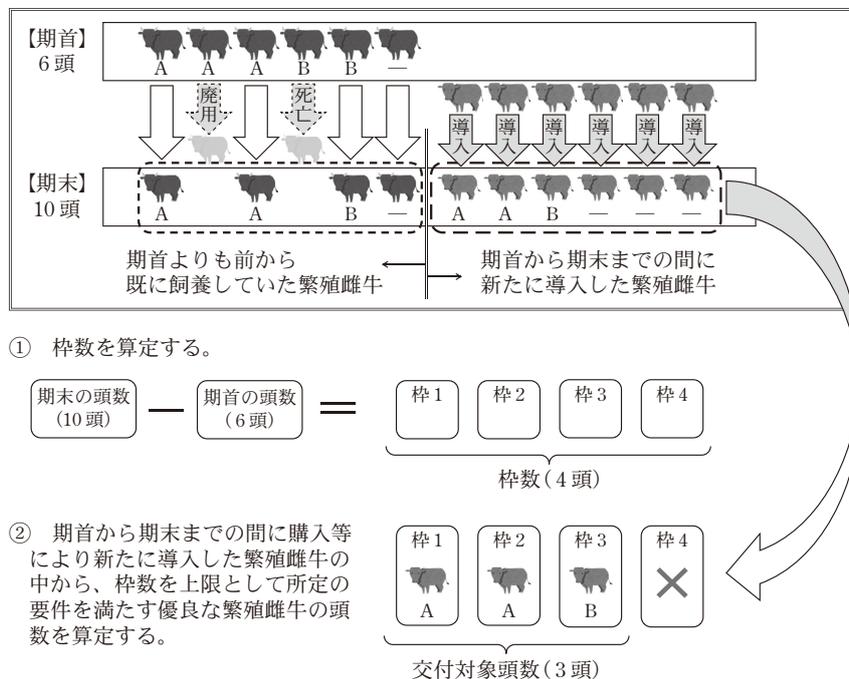
したがって、上記奨励金の交付対象とならない繁殖雌牛を除き、1頭当たりの奨励金の額を満たした要件の種類に応じたものとするなどして、適正な経費を算定すると、交付対象頭数計1,502頭に係る計145,780,000円となり、前記の計173,120,000円との差額27,340,000円が過大になっていて、これに係る機構の補助金相当額27,340,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協会において増頭事業に対する理解が十分でなかったこと、機構において協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

交付対象頭数の算定方法

凡例：「A」…奨励金が1頭当たり100,000円以内に該当する繁殖雌牛
 「B」…奨励金が1頭当たり80,000円以内に該当する繁殖雌牛
 「—」…所定の要件を満たさない繁殖雌牛



(2) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

1件 不当と認める機構の補助金 1,603,878円

酪農経営安定化支援ヘルパー事業の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める機構の補助金 1,603,878円)

酪農経営安定化支援ヘルパー事業(以下「ヘルパー事業」という。)は、酪農経営安定対策補完事業実施要綱(平成23年22農畜機第4555号。以下「要綱」という。)等に基づき、酪農経営における労働負担の軽減及び休日の確保を図り、酪農家が持続性の高い酪農経営を実現するために、酪農家に代わり搾乳作業等を行う者(以下「酪農ヘルパー」という。)(注1)の出役等を実施する酪農ヘルパー利用組合(以下「組合」という。)(注2)が広域利用等による出役調整等を実施するのに要する経費の一部について、機構が補助金を交付するものである。

要綱等によれば、機構は、ヘルパー事業のうちの広域利用等による出役調整について、これに要する経費の2分の1以内を補助することとされており、補助対象となる経費は、出役に用いる車両の燃料費、車両借上料、高速道路利用料金等の交通費及び宿泊料(以下、これらの経費を「出役活動費」という。)とされている。そして、機構は、組合が所有する車両(以下「組合所有車」という。)の場合は、車両借上料が発生しないため、これを補助対象としないとしている。

(注1) 酪農ヘルパー利用組合 農業協同組合、都道府県知事が適当と認めるその他の法人等の団体

(注2) 広域利用等による出役調整 組合が酪農ヘルパーの出役先及び日程の調整をした上で行われる、組合の活動区域外の酪農家への出役、活動区域内であって出役距離が片道15kmを超える出役、その他これに準ずる出役

本院が、機構、17事業主体等において会計実地検査を行ったところ、1事業主体において次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

補助事業者	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する 機構補助金 交付額 千円	不当と認め る事業費 千円	不当と認め る機構補助 金相当額 千円
(323) 北海道農業協同組合中央会	足寄町酪農ヘルパー運営有限責任事業組合 (事業主体)	酪農経営安定化支援ヘルパー	26	7,016	3,560	3,207	1,603

足寄町酪農ヘルパー運営有限責任事業組合(以下「足寄組合」という。)は、平成26年度のヘルパー事業の実施に要した経費を計7,016,897円(機構の補助金3,560,888円)と算定し、北海道農業協同組合中央会に実績報告書を提出しており、機構は、同中央会を通じて、足寄組合に補助金を交付していた。

足寄組合は、上記ヘルパー事業の実施に要した経費のうち出役活動費5,117,000円を、足寄組合の旅費規程に準じて、移動距離1km当たりの燃料費と車両借上料の双方を含む単価50円に補助対象となる出役距離計102,340kmを乗ずることにより算定していた。

しかし、足寄組合は、出役の際に組合所有車を用いており、組合所有車の場合、車両借上料は、広域利用等による出役調整に係る補助対象経費とは認められないことから、足寄組合が車両借上料を含む上記の単価を適用したのは適切でない。

したがって、燃料費の実支出額を基に改めて適正な出役活動費を算定すると1,909,244円となり、前記の実績報告書における出役活動費5,117,000円との差額3,207,756円が過大に精算されていて、これに係る機構の補助金相当額1,603,878円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、足寄組合において事業についての理解が十分でなかったこと、同中央会において実績報告書の内容の確認及び足寄組合への指導が十分でなかったこと、機構において出役活動費の算定についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

酪農経営安定化支援ヘルパー事業における出役活動費について、地域の実態に即した上限単価を設けるなどの具体的な算定方法を定めることなどにより、適切に算定されるよう改善させたもの

科 目	(畜産勘定) (項) 畜産振興事業費
部 局 等	独立行政法人農畜産業振興機構本部
補 助 の 根 拠	独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)
補 助 事 業 者	28 都道府県団体
間接補助事業者 (事業主体)	92 組合
補 助 事 業	酪農経営安定化支援ヘルパー事業
補助事業の概要	酪農ヘルパー利用組合の強化等を総合的に推進するもの
出役活動費の合計	1億4436万余円(平成26年度)
上記に対する補助金の合計	7172万余円
過大となっていた出役活動費	3605万余円(平成26年度)
上記に対する補助金相当額	1758万円

1 酪農経営安定化支援ヘルパー事業の概要

独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、酪農経営における労働負担の軽減及び休日の確保を図り、酪農家が持続性の高い酪農経営を実現するために、酪農家に代わり搾乳作業等を行う者(以下「酪農ヘルパー」という。)の出役等を実施する酪農ヘルパー利用組合(以下「組合」という。)の強化等を総合的に推進することを目的として、酪農経営安定対策補完事業実施要綱(平成23年22農畜機第4555号。以下「要綱」という。)等に基づき、酪農経営安定化支援ヘルパー事業(以下「ヘルパー事業」という。)を実施していて、平成26年度の事業費は計9億0643万余円(機構の補助金計4億8399万余円)となっている。

機構は、都道府県を区域として事業を実施する団体(以下「都道府県団体」という。)を通じて組合に対して補助金を交付しており、都道府県団体は、組合に対して事業の円滑な推進を図るための推進指導を行ったり、組合が作成した実績報告書等を取りまとめて機構に提出したりなどしている。そして、組合は、主に酪農ヘルパーの広域利用等による出役調整を行っている。

広域利用等による出役調整は、要綱等によれば、組合が酪農ヘルパーの出役先及び日程を調整した上で行われる、組合の活動区域外の酪農家への出役、活動区域内であって出役距離が片道15kmを超える出役等であるとされており、出役は、組合が酪農ヘルパーから車両借上契約により借り上げた車両(以下「ヘルパー所有車」という。)、組合がリース会社からリース契約により借り上げた車両(以下「リース車」という。)又は組合が所有する車両(以下「組合所有車」という。)により行われている。そして、補助対象となるのは、広域利用等による出役調整に要する経費とされており、具体的には、燃料費、車両借上料(組合所有車による出役を除く。)、高速道路利用料金等の交通費及び宿泊料(以下、これらの経費を「出役活動費」という。)とされており、このうち燃料費及び車両借上料が大部分を占めている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、ヘルパー事業における出役活動費の算定は適切なものとなっているかなどに着眼して、26年度に37道府県^(注1)の都道府県団体に所属する184組合が実施した出役に係る出役活動費計2億3671万余円(機構の補助金計1億1790万余円)を対象として、機構本部、20道県^(注2)の都道府県団体及び125組合において、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記37道府県の都道府県団体から全184組合に係る出役活動費に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 37道府県 北海道、京都府、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

(注2) 20道県 北海道、山形、千葉、新潟、愛知、三重、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、機構は、出役活動費の算定方法を要綱等において明確に定めていなかった。そして、出役活動費のうち、高速道路利用料金等の交通費及び宿泊料については、いずれの組合も実支出額を基に算定していたが、燃料費及び車両借上料については、多くの組合

が実支出額ではなく、当該組合等が定めた単価に補助対象となる走行距離(以下「補助対象距離」という。)等に乗じて算定していた。

そこで、燃料費及び車両借上料についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

(1) ヘルパー所有車を出役に使用していた組合において、実態に即して試算した単価と比較して割高な単価により算定していた事態

前記 184 組合のうち、ヘルパー所有車を出役に使用していたのは 144 組合となっており、その全てが、酪農ヘルパーがヘルパー所有車を私的に使用する場合もあることから燃料費及び車両借上料の実支出額を把握するのは困難であるとして、あらかじめ当該組合等が定めた単価に補助対象距離等に乗ずることにより算定するなどしていた。

上記の単価について、各組合は、燃料費及び車両借上料のそれぞれについて定めていたり、両者を合算した単価(以下「合算単価」という。)として定めていたりしており、また、単価の単位も、1 km 当たり、1 日当たりなど様々となっていた。これらのうち、最も多くの組合(53 組合)が適用していた 1 km 当たりの合算単価についてみたところ、19 円から 52 円と組合間で大きな差がある状況となっていた。

そこで、ヘルパー所有車に係る経費の実態を検証するために、上記 53 組合のうち、当該組合が所属する都道府県団体の区域内でリース車のリース契約を行っている組合がある 15 組合を対象として、地域の実態に即した合算単価^(注3)を試算した上で、この単価と実際に適用している単価を比較したところ、10 組合の合算単価が試算した単価より割高となっていた。

(注3) 地域の実態に即した合算単価 燃料費の部分は、平成 26 年の当該都道府県団体における平均燃料価格(一般財団法人日本エネルギー経済研究所が公表しているレギュラーガソリン又は軽油の平均価格)をヘルパー所有車の車種に係る燃費で除すことにより、車両借上料の部分は、リース契約を行っている組合の当該契約額を契約走行距離で除すことにより計算したもの

また、1 km 当たりの燃料費単価を適用している 23 組合についても同様に試算して比較したところ、14 組合の燃料費単価が試算した単価より割高となっていた。

このように、組合が適用している単価には実態に即して試算した単価と比較して割高となっているものが多数見受けられたことから、上記以外の定め方をしている組合も含めた前記の 144 組合全てについて、都道府県団体ごとに、地域の実態を勘案して選定した車種に係るリース車の車両借上料及び燃費並びに平均燃料価格を基に、燃料費及び車両借上料に係る上限となる単価(以下「上限単価」という。)を設けて、組合が適用した単価と比較して低い方の額を適用するなどしてヘルパー所有車に係る燃料費及び車両借上料を試算したところ、88 組合において、実績報告書における燃料費及び車両借上料の額を下回っていた。その結果、これらの 88 組合における実績報告書の額計 1 億 1124 万余円は、計 8176 万余円となり、2947 万余円が過大となっていた。

(2) リース車又は組合所有車を出役に使用していた組合において、燃料費及び車両借上料の実支出額を把握していたにもかかわらず、当該組合等が定めた単価を適用して、実支出額より過大に算定していた事態

前記 184 組合のうち、リース車又は組合所有車を出役に使用していたのは 64 組合となっており、そのうち 56 組合は、燃料費及び車両借上料(組合所有車は燃料費のみ)について、実支出額を基に算定していた。

しかし、残りの8組合は、燃料費及び車両借上料の実支出額を把握していたにもかかわらず、あらかじめ当該組合等が定めた1km当たりの合算単価に補助対象距離を乗じて燃料費及び車両借上料を算定していた。

上記8組合の燃料費及び車両借上料について実支出額を基に算定すると、6組合において、実績報告書における燃料費及び車両借上料の額を下回っていた。その結果、これらの6組合における実績報告書の額計1171万余円は、計514万余円となり、657万余円が過大となっていた。

この中には、組合所有車について、補助の対象となっていない車両借上料を含めた単価により燃料費を算定していたため、補助対象事業費を過大に精算して不当と認められる事態がある(前掲不当事項669ページ参照)。

(1)及び(2)の組合には重複しているものがあるので、これを除いた計28都道府県団体に所属する92組合において、前記の方法により算定した実態に即した燃料費及び車両借上料に、高速道路利用料金等の交通費及び宿泊料を合わせた出役活動費を算定すると計1億0830万余円となり、実績報告書において出役活動費として計上していた計1億4436万余円との差額3605万余円(機構の補助金相当額1758万余円)が過大となっていた。

このように、組合において、実態に即して試算した単価と比較して割高な単価により算定していたり、実支出額を把握していたにもかかわらず組合等が定めた単価を適用したりして、その結果、出役活動費が過大となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、組合において、燃料費及び車両借上料を実態に即して算定することについての理解が十分でなかったことにもよるが、主として、機構において、その具体的な算定方法を定めていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、28年7月に要綱を改正するなどして、ヘルパー事業における出役活動費について、地域の実態に即した上限単価を設けたり、実支出額を把握できるリース車及び組合所有車については実支出額を基にして算定したりするなどの具体的な算定方法を定めて、同年4月1日に遡及して28年度の事業から適用することとし、同年7月から9月までの間にこれを都道府県団体に対して周知し、指導するとともに、都道府県団体を通じて組合に対しても周知し、指導する処置を講じた。

第20 独立行政法人国際協力機構

第3章 第2節 第20 独立行政法人国際協力機構

不 当 事 項

物 件

(324) フォローアップ協力の実施に当たり、契約等の手続の各段階における確認が十分でなかったことなどのため、除湿機を調達すべきであったのに加湿機を調達していたもの

科 目	一般勘定
部 局 等	独立行政法人国際協力機構ミャンマー事務所
契 約 名	フォローアップ協力に係る供与資機材購入契約
契 約 の 概 要	シードバンク計画等のフォローアップ協力に係る資機材(除湿機)をミャンマー国内で調達するもの
契 約 の 相 手 方	Europ Continents Co., Ltd.
契 約	平成 22 年 3 月 随意契約
支 払 額	2,606,567 円 (29,205 米ドル) (平成 21 年度)
不当と認める支払額	2,606,567 円 (29,205 米ドル) (平成 21 年度)

1 フォローアップ協力における資機材の調達に係る契約等の概要

(1) フォローアップ協力の概要

独立行政法人国際協力機構(平成 15 年 9 月 30 日以前は国際協力事業団。以下「機構」という。)は、過去に実施した無償資金協力、技術協力等により供与した資機材や施設の機能が、予期せぬ自然災害や財政上の理由による維持管理等の不備等で損なわれ、供与先の自助努力では対応できない場合に、比較的少額の追加投入を機動的に行うことにより、その機能回復を支援する協力(以下「フォローアップ協力」という。)を実施している。

我が国は、ミャンマー連邦(23 年 3 月 30 日以降はミャンマー連邦共和国。以下「ミャンマー」という。)において、2 年に無償資金協力「原種貯蔵センター建設計画」により、種子の保存等のためにミャンマー農業研究局内に原種貯蔵センター(以下「シードバンク」という。)を建設し、また、9 年度から 14 年度までの間に技術協力「シードバンク計画」により、種子を低温・低湿状態で保存するなどの管理システムを構築した。シードバンクにおける種子の保存のためには、空調機、除湿機等により低温・低湿状態を維持しなければならないが、シードバンク計画の実施後、ミャンマー政府の財政上の理由により、維持管理を十分に行うことができなかつたことなどにより多くの資機材が故障するなどしており、適切な種子の保存が困難となっていた。そして、機構は、ミャンマー政府から要請を受けて、両計画に対してフォローアップ協力を実施することとし、機構ミャンマー事務所(以下「ミャンマー事務所」という。)において 20 年度から 22 年度までの間に、資機材を計 169,232 米ドル(邦貨換算額 15,518,728 円)で調達してシードバンクに供与していた。

(2) 機構在外事務所における資機材の調達に係る契約等の手続

機構在外事務所における資機材の調達に係る契約等の手続は、独立行政法人国際協力機構会計規程(平成18年規程(経)第3号)、会計細則(平成18年細則(経)第5号)等に基づき、次のとおり行うこととなっている。

- ① 機構在外事務所です約をする場合は、機構在外事務所の長が契約担当役の職務を行う。そして、契約担当役は、随意契約による場合、なるべく2者以上から見積書を徴し、また、契約の締結の際、原則として、件名、品名、契約金額等の必要な事項を記載した契約書を作成する。
- ② 契約担当役は、自ら又は補助者に命じて契約の履行により受ける給付の完了の確認をするため、必要な検査を行う。また、契約担当役は、検査を行うべき場所が遠隔地であることなどの理由により検査を職員以外の者に委託することができる(以下、当該検査をする者を「立会検査員」という。)
- ③ 出納命令役として指定された機構在外事務所の次長は、その根拠となる支出等の内容を調査した上で支払の決定を行い、現金出納役として指定された職員に対し支払の命令を行う。

(3) 本件フォローアップ協力における資機材の調達に係る契約の概要

機構は、前記のとおり、ミャンマー政府から要請を受けてフォローアップ協力を実施することとしており、シードバンクにおいて種子の保存のために低温状態を維持する必要があることから、ミャンマー事務所は、ミャンマー農業研究局と協議した上で、ミャンマー国内で調達可能な小型除湿機11台をシードバンクに供与することを決定していた。そして、ミャンマー事務所は、22年2月に、3者から見積書を徴した上で、同年3月に、Europ Continents Co., Ltd.(以下「EC社」という。)と、契約金額29,205米ドル(邦貨換算額2,606,567円)で、随意契約により契約を締結していた。また、給付の完了の確認について、ミャンマー事務所は、検査を行うべき場所が遠隔地であることから、同年2月に、ミャンマー農業研究局の職員に立会検査員の職務を委託し、同職員が同年3月に検査を完了した後、ミャンマー事務所は、契約金額と同額をEC社に支払っていた。

2 検査及び現地調査の結果

本院は、合规性等の観点から、本件フォローアップ協力における資機材の調達に係る契約が適正に行われているかなどに着眼して、本件契約を対象として、機構本部及びミャンマー事務所において、見積書、契約書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、外務省及び機構の職員の立会いの下にミャンマー政府及びシードバンクの協力が得られた範囲内で、シードバンクの職員等から供与した資機材の稼働状況の説明を受けるなどして現地調査を実施した。

検査及び現地調査を実施したところ、シードバンクに供与することとした除湿機の調達について、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

ア 見積書及び契約書について

EC社から提出された見積書には、表題に「Dehumidifier Quotation」(除湿機の見積り)と記載されている一方で、その内訳明細書には、「Large Capacity Console Humidifier with Air Filter」(空気ろ過器付き大容量床式加湿機)という品名や加湿機の型番が記載さ

れるなどしていた。しかし、ミャンマー事務所は、内訳明細書の内容を十分に確認しないまま、当該見積書の価格と他の2者が提出した除湿機に係る見積書の価格とを比較して、見積書の価格が最も低かったEC社を契約の相手方としていた。そして、ミャンマー事務所の契約担当役は、本来、除湿機の調達を行わなければならないのに、誤って、EC社から提出された見積書を基に、加湿機の品名や型番が記載された契約書に署名して、11台の加湿機の調達に係る契約をEC社との間で締結していた。

イ 支払について

ミャンマー事務所の出納命令役は、立会検査員による検査が完了した後、支払の決定を行っていたが、支出決議書の件名が除湿機の購入となっている一方で、同決議書の添付書類である納品書及び請求書の品名が加湿機となっており、除湿機ではなく加湿機が納入されていたにもかかわらず、このことを十分に調査しないまま、現金出納役に対し支払の命令を行っていた。

このとおり、ミャンマー事務所は、本件フォローアップ協力の実施に当たり、除湿機を調達すべきであったのに、誤って、加湿機を調達しており、その支払額29,205米ドル(邦貨換算額2,606,567円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、ミャンマー事務所において、本件フォローアップ協力において調達すべき資機材について、契約等の手続の各段階における確認が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 技術協力における研修員受入事業の実施に当たり、帰国研修員の活動状況や研修効果の発現状況を的確に把握する体制を整備し、帰国研修員から提出される最終報告書を研修の評価や企画・立案等に適切に活用できるようにするとともに、帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどを的確に把握する体制を整備するよう意見を表示したもの

科 目	一般勘定 (項)技術協力プロジェクト関係費		
部 局 等	独立行政法人国際協力機構本部、5国際センター、7在外事務所等		
研修員受入事業の概要	開発途上地域から教育、保健医療、水資源・防災等各分野の開発の中核を担う人材を技術研修員として我が国に招き、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修等を実施する事業		
本邦研修に参加した技術研修員数及びこれに係る手当、研修実施経費等の額	51,306人	738億8526万	円 (平成22年度～26年度)
帰国後の活動状況を確認できない帰国研修員数及びこれに係る研修実施経費相当額	4国際センター 4,465人	14億0061万円	(背景金額) (平成24年度～26年度)

帰国研修員の現況把握に係る検査の対象とした帰国研修員数及びこれに係る手当、研修実施経費等の額	7 在外事務所等	6,820 人	77 億 2452 万円(背景金額) (平成 22 年度～26 年度)
------------------------------------------------	----------	---------	----------------------------------------

【意見を表示したものの全文】

技術協力における研修員受入事業の実施について

(平成 28 年 10 月 28 日付け 独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 研修員受入事業の概要

(1) 事業の概要

貴機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)における制度構築、組織強化、人材育成等を通じ、開発途上地域が諸開発課題に主体的に取り組む総合的かつ内発的な能力の開発を支援することを目的として、条約その他の国際約束に基づき、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修(以下「研修員受入事業」という。)、開発途上地域に対する人員の派遣、機材の供与等の技術協力を実施しており、このうち研修員受入事業は、開発途上地域から教育、保健医療、水資源・防災等各分野の開発の中核を担う人材を技術研修員として我が国に招き、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修(以下「本邦研修」という。)等を実施するものである。そして、本邦研修は、我が国が課題を開発途上地域の政府(以下「途上国政府」という。)に提案して途上国政府の要請を得て実施する課題別研修、途上国政府の個別の具体的な要請に基づいて実施する国別研修及び青年層を対象として我が国の技術等に関し基礎的な研修を実施する青年研修の三つの研修で構成されている。

(2) 課題別研修の実施手続

課題別研修は、貴機構が定めた「技術協力事業実施要綱」(平成 16 年規程(企)第 7 号。以下「要綱」という。)等によれば、おおむね次の手順で行うこととされている(図参照)。

ア 研修の企画・立案及び技術研修員の選定

貴機構本部並びに課題別研修の実施機関である貴機構の各国際センター及び各支部(以下、単に「国際センター」という。)は、新たに開始する研修、これまで実施してきた内容を見直して継続する研修等の実施に関する企画・立案(以下「研修の企画・立案」という。)を行う。外務本省は、途上国政府に対して行った要望調査等の結果を踏まえて実施する研修を最終的に決定して、途上国政府に対して通知する。国際センターは、途上国政府から推薦された候補者の審査を行い、技術研修員として参加する者を選定する。

イ 研修の実施

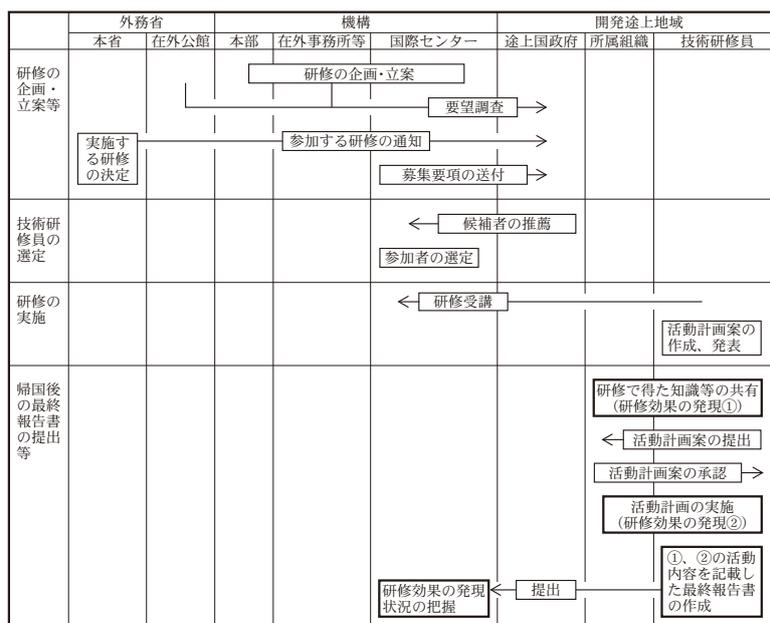
貴機構は、国際センターを拠点に、全国の公的機関、地方公共団体、民間企業、NGO 等様々な団体(以下「研修受託機関」という。)に委託するなどして、おおむね 40 日の期間で研修を実施する。そして、技術研修員は、研修で学んだ知識、技術、技能及び

経験(以下、これらを合わせて「知識等」という。)を基に、開発途上地域が抱える課題解決のための活動計画案を作成して、研修の最後に発表する。

ウ 帰国後の最終報告書の提出

帰国した技術研修員(以下「帰国研修員」という。)は、研修コースごとに定めた募集要項において帰国後の活動内容を記載した最終報告書の提出が必要とされている場合は、最終報告書を作成して、研修終了後おおむね3か月から6か月後までに国際センターや研修受託機関等(以下、これらを合わせて「国際センター等」という。)に提出する。

図 課題別研修の実施手続



(3) 最終報告書の提出の意義及び重要性

貴機構は、課題別研修のうち課題解決の促進や人材育成の普及を目的とするような研修については、技術研修員は、単に課題別研修を我が国で受講して知識等を得るだけでなく、帰国後、開発の中核を担う人材として、研修で学んだ知識等を所属組織の関係者と共有するとともに、研修中に作成した活動計画案を所属組織の承認を受けて完成させ、所属組織と当該活動計画を実施することにより、研修効果が幅広く発現することになっている。

そして、国際センターは、募集要項に基づき、帰国研修員に対して、課題別研修で学んだ知識等を所属組織においてどのように共有したか、活動計画をどのように実施したかなどの活動内容を最終報告書に記載して報告させることとしている。このため、国際センターは、研修効果が発現しているかを十分に把握するためには、帰国研修員から最終報告書を実際に提出させることが必要となっている。

さらに、最終報告書には、活動計画を実施する上で障害や困難となった点、最終的に活動計画の実現に至らなかった理由、所属組織からの意見等も記載されるなどしており、これらの内容から得られる教訓等は、研修の評価、今後の研修の企画・立案等に活用できるものとなっている。

(4) 帰国研修員の現況把握の重要性及び把握方法

研修員受入事業は、前記目的のほか、幅広い分野での実施により、日本型技術の習得を

通じた我が国への理解促進、親日家の育成等にも大きな役割を果たすことも期待されている。

そのため、帰国研修員は、開発途上地域の開発の中核を担う人材として活動するだけでなく、本邦研修での経験等をいかし、我が国との交流活動において中心的な役割を果たすことが期待されることから、帰国研修員の現況を的確に把握することは今後、我が国が開発途上地域への開発協力を推進していく上で重要となっている。そして、貴機構本部は、技術研修員が受講した研修内容、来日時点における所属組織等の情報を、貴機構本部のデータベースで管理している。貴機構在外事務所及び支所(以下「在外事務所等」という。)は、それらの情報から帰国研修員の名簿を作成することができるが、帰国研修員が、帰国後どの組織に所属し、どのような職務に就いているかなどを継続して把握するためには、当該名簿の内容を定期的に更新して管理する必要がある(以下、在外事務所等が定期的に更新して管理する帰国研修員の名簿を「研修員名簿」という。)。また、在外事務所等は、同窓会(本邦研修に参加した技術研修員が帰国後に任意で組織する団体で、セミナー等を通じて帰国研修員同士の交流を図るもの)の名簿(以下「同窓会名簿」という。)を活用することなどにより帰国研修員の現況を把握することができる。

(5) 技術研修員に対する手当・研修実施経費等

貴機構は、要綱に基づき、技術研修員に対して、研修のために要する渡航費等の経費を手当として支給することとなっており、また、研修の実施を研修受託機関に委託する場合は当該委託に係る経費(以下「研修実施経費」という。)等を研修受託機関等に支払うこととなっている。そして、平成22年度から26年度までの間に実施された本邦研修に参加した技術研修員計51,306人に対して支払われた手当、研修実施経費等の額は計738億8526万余円となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、帰国研修員の研修効果の発現状況を把握するため、貴機構は帰国研修員から最終報告書を確実に提出させているかなどに着眼して、5国際センター^(注1)において、24年度から26年度までの間に実施された課題別研修を対象として、帰国研修員の最終報告書の提出状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、貴機構は、帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどの現況を的確に把握しているかなどに着眼して、7在外事務所等^(注2)において、22年度から26年度までの間に実施された本邦研修を対象として、研修員名簿等による帰国研修員の現況把握の方法等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 5国際センター 東京、横浜、関西、九州、沖縄各国際センター

(注2) 7在外事務所等 インドネシア、タイ、ミャンマー、メキシコ、パラグアイ、セネガル各事務所、ベナン支所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 課題別研修における帰国研修員の最終報告書の提出状況等

ア 最終報告書の提出状況等

5国際センターにおいて24年度から26年度までの間に実施された課題別研修920

コース(参加した技術研修員計 9,922 人、研修実施経費計 46 億 0448 万余円)のうち、横浜、九州両国際センターの 24 年度分及び沖縄国際センターの 24 年度分から 26 年度分までの計 205 コース(参加した技術研修員 2,021 人)については最終報告書が廃棄されていて、本院は、その提出状況を確認できなかった。そして、残りの 715 コース(同 7,901 人)のうち、国際センター等に最終報告書を提出することとなっている 469 コースに参加した技術研修員 5,162 人(研修実施経費計 17 億 3654 万余円)についてみたところ、表 1 のとおり、最終報告書を提出していたのは 743 人に過ぎず、全体の 8 割強を占める 4,419 人(研修実施経費相当額計 13 億 8580 万余円)は最終報告書を提出していなかった。

また、最終報告書を提出していた 743 人の最終報告書の記載内容についてみたところ、46 人の帰国研修員の最終報告書は、本邦研修への感謝の言葉や「最終報告書を作成中」等が記載されているメールをもって最終報告書としているなど、研修で学んだ知識等の所属組織における共有の状況、活動計画の実施状況等の帰国後の活動内容がほとんど記載されておらず、記載内容が十分でない認められた。

上記のように最終報告書を提出していないなど、帰国後の活動状況を確認できない帰国研修員は計 4,465 人(同計 14 億 0061 万余円)となっており、これらの帰国研修員については、研修で学んだ知識等が所属組織と共有されているか、活動計画が組織として実施されているかなど研修効果が発現しているか把握できない状況となっていた。

表 1 最終報告書の提出状況及び帰国後の活動状況を確認できない帰国研修員 (単位：人、コース)

国際センター名	区分	最終報告書を提出することとなっている研修に参加した帰国研修員	最終報告書を提出していた帰国研修員(A)	うち最終報告書の記載内容が十分でない認められる帰国研修員(B)	最終報告書を提出していない帰国研修員(C)	うち最終報告書が全く提出されていない研修	帰国後の活動状況を確認できない帰国研修員(B)+(C)
東京	帰国研修員数	2,030	292	13	1,738	1,367	1,751
	研修コース数	180	58	7	176	122	176
横浜	帰国研修員数	477	214	4	263	100	267
	研修コース数	43	32	3	39	11	40
関西	帰国研修員数	2,028	203	29	1,825	1,579	1,854
	研修コース数	183	40	11	178	143	178
九州	帰国研修員数	627	34	0	593	513	593
	研修コース数	63	11	0	63	52	63
計	帰国研修員数	5,162	743	46	4,419	3,559	4,465
	研修コース数	469	141	21	456	328	457

注(1) 下段は、帰国研修員が参加した研修コース数であり、(A)と(C)は重複しているものがあるため、合計は最終報告書を提出することとなっている研修コース数とは一致しない。

注(2) 横浜、九州両国際センターの平成 24 年度分の最終報告書は廃棄されており、その提出状況を確認できなかったため、帰国研修員数等には 24 年度分は含まれていない。

注(3) 沖縄国際センターは、平成 24 年度分から 26 年度分までの間の最終報告書が全て廃棄されていたので本表から除外している。

また、最終報告書は、国際センター等に提出されることにより、研修の評価、今後の研修の企画・立案等に活用できるが、最終報告書が全く提出されていない研修は、表1のとおり、328コース(参加した帰国研修員3,559人)となっていて、これらの研修については、最終報告書から得られる情報がないことから、当該研修の評価、今後の研修の企画・立案等に活用できない状況となっていた。

そして、貴機構本部は、最終報告書の提出の重要性については十分認識しているとしているものの、国際センター等における最終報告書の提出状況については把握していなかった。

イ 国際センター等における最終報告書の管理及び督促の状況

最終報告書の提出を確実に行わせるためには、最終報告書の提出状況について管理簿等を作成して適切に管理し、また、未提出となっている帰国研修員に対して督促を行う必要があり、これらの管理及び督促は、最終報告書の提出先である国際センター等が行うことになっている。

しかし、最終報告書を提出することとなっている469コースについてみると、表2のとおり、181コース(38.5%)では管理及び督促のいずれも行われておらず、123コース(26.2%)では管理又は督促のいずれか一方しか行われていない状況となっていた。

また、最終報告書の提出の割合をみると、管理及び督促を行っていない研修では4.8%であるのに対して、管理及び督促を行っている研修では41.2%と大幅に高くなっていた。

そして、貴機構本部は、国際センターに対して最終報告書の管理及び督促の具体的な方法を指示していなかった。

表2 最終報告書の管理及び督促の状況等

区 分	最終報告書を提出することとなっている研修	管理簿等を作成して管理及び督促を行っている研修	管理又は督促のいずれかしか行っていない研修	管理及び督促を行っていない研修	管理及び督促を行っていないか不明な研修
研修コース数	469コース	56コース (11.9%)	123コース (26.2%)	181コース (38.5%)	109コース (23.2%)
帰国研修員数(A)	5,162人	648人	1,370人	1,994人	1,150人
最終報告書を提出していた帰国研修員数(B) (B)/(A)	743人 (14.3%)	267人 (41.2%)	187人 (13.6%)	97人 (4.8%)	192人 (16.6%)
最終報告書を提出していない帰国研修員数(C) (C)/(A)	4,419人 (85.6%)	381人 (58.7%)	1,183人 (86.3%)	1,897人 (95.1%)	958人 (83.3%)

(注) 「研修コース数」欄における下段()内は、最終報告書を提出することとなっている研修(469コース)に対する割合(%)である。

<事例>

関西国際センターにおいて実施した平成26年度課題別研修「幹線道路の維持管理(A)」(研修実施経費3,177,489円)に参加した技術研修員9人は、平成26年7月に来日して同研修を受講し、活動計画案を作成するなどして同年8月に帰国した。同研修の募集要項によれば、帰国研修員は、27年2月までに同国際センターに最終報告書を提出することとされていた

が、提出期限までに最終報告書を提出した帰国研修員は全くいなかった。その後、同国際センターは、これらの帰国研修員に対して最終報告書の提出の督促を行っておらず、最終報告書の提出期限から1年以上が経過した28年5月の本院会計実地検査時においても、最終報告書は提出されていなかった。

(2) 在外事務所等における帰国研修員の現況把握

技術研修員については、前記のとおり、帰国後、開発途上地域の開発の中核を担う人材として活動しているかなどの現況を的確に把握することが重要である。

しかし、7在外事務所等(22年度から26年度までの間に実施された本邦研修に当該在外事務所等が所在する国から参加した技術研修員6,820人、これらの技術研修員に支払われた手当、研修実施経費等、計77億2452万余円)のうち、インドネシア、ミャンマー、セネガル及びベナンの4在外事務所等においては、研修員名簿を作成して、メール等により帰国研修員の所属組織等を確認し更新していたものの、帰国研修員の人数が多いため、確認を十分に行うことができなかったことなどから研修員名簿だけでは現況把握が困難な研修員も多く見受けられた。そして、これらの帰国研修員の現況把握については、同窓会名簿を入手していなかったり、入手していても活用を図っていなかったりして、十分に行われていなかった(表3参照)。

また、タイ、メキシコ両事務所においては、研修員名簿を作成しておらず、同窓会名簿の活用等により帰国研修員の現況を把握しているとしていたが、それだけでは十分な把握が困難となるなどしていたり、パラグアイ事務所においては、研修員名簿の作成や同窓会名簿の入手をすることなく、必要に応じて同窓会に問い合わせただけであったりして、帰国研修員の現況把握が十分に行われていなかった(表3参照)。

このように、在外事務所等は、帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどを的確に把握できない状況となっていた。

そして、貴機構本部は、在外事務所等に対して帰国研修員の現況把握の具体的な方法を指示していなかった。

表3 帰国研修員の現況把握の状況

研修員名簿を作成している在外事務所等						
在外事務所等名	帰国研修員総数(平成22年度~26年度)	同窓会名簿の入手の有無	研修員名簿により現況把握が可能な帰国研修員数	研修員名簿により現況把握が困難な帰国研修員数	同窓会名簿の活用状況	備考
インドネシア	2,528人	無	1,529人	999人	—	
ミャンマー	1,819人	無	381人	1,438人	—	必要に応じて同窓会に問い合わせている。
セネガル	468人	無	364人	104人	—	
ベナン	160人	有	108人	52人	同窓会名簿を入手しているが、活用はしていない。	

研修員名簿を作成していない在外事務所						
在外事務所名	帰国研修員総数(平成22年度～26年度)	同窓会名簿の入手の有無	同窓会名簿により現況把握が可能な帰国研修員数	同窓会名簿により現況把握が困難な帰国研修員数	同窓会名簿の活用状況	備考
タイ	2,010人	有	—	—	活用している。	注(2)
メキシコ	241人 (573人)	有	134人	107人	活用している。	注(3)
パラグアイ	335人	無	—	—	—	必要に応じて同窓会に問い合わせている。

注(1) 帰国研修員総数は、在外事務所等が本邦研修の帰国研修員として把握している人数を記載している。

注(2) タイの帰国研修員については、タイの同窓会名簿において平成22年度から26年度までの本邦研修に参加した帰国研修員を特定できなかったことから、同窓会名簿により現況把握が可能な人数及び困難な人数については「—」としている。

注(3) メキシコの帰国研修員については、本邦研修に参加した573人のうち国別研修に参加した241人について、同窓会名簿により現況把握が可能かどうかを確認できたので、その人数を記載している。

(改善を必要とする事態)

帰国研修員から最終報告書が提出されていなかったり、記載内容が十分でなかったりなどして、国際センターにおいて、当該帰国研修員に係る研修効果が発現しているかを把握できておらず、また、最終報告書を研修の評価や研修の企画・立案等に活用できていない状況となっているなどの事態及び在外事務所等において、帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどを的確に把握できない状況となっている事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア 国際センターにおいて、課題別研修の実施に当たり、技術研修員に対して最終報告書の提出の意義や重要性について十分に周知していないこと及び帰国研修員の最終報告書の提出状況の管理や未提出の帰国研修員に対する督促の必要性に関する理解が十分でないこと
- イ 在外事務所等において、帰国研修員の現況を把握する体制が十分に整備されていないこと及び現況把握を行うことの重要性についての理解が十分でないこと
- ウ 貴機構本部において、国際センター等における最終報告書の提出状況を把握していないこと及び国際センターに対して最終報告書の管理及び督促に係る具体的な方法を指示していないこと並びに在外事務所等に対して帰国研修員の現況把握に係る具体的な方法を指示していないこと

3 本院が表示する意見

我が国が技術協力の一環として実施している研修員受入事業は、開発途上地域が自らの課題解決能力を向上させるなどのために、今後も引き続き実施され、これに係る研修実施経費等の額は多額に上ると見込まれる。

については、貴機構において、研修員受入事業の効果の発現状況等を的確に把握等するよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 貴機構本部において、課題別研修を受講する技術研修員に対して最終報告書の提出の意義や重要性について周知するよう国際センターに指示するとともに、最終報告書の管理及び督促の具体的な方法を検討し、これを国際センターに指示するなどして帰国研修員の活動状況や研修効果の発現状況を的確に把握する体制を整備し、最終報告書を研修の評価や研修の企画・立案等に適切に活用できるようにすること
 - イ 貴機構本部において、帰国研修員の現況把握の具体的な方法を検討して、これを在外事務所等に指示するなどして帰国研修員が開発途上地域における開発の中核を担う人材となっているかなどを的確に把握する体制を整備すること
- (2) 政府開発援助の実施に当たり、事業実施後、整備した施設の需要が低下して使用を停止するなどした際に、事業目的に沿って有効活用されるよう事業実施機関に適切な働きかけを行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの
- (平成 28 年 10 月 28 日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、123 ページの外務省の項に掲記)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

無償資金協力に係る贈与資金の管理に当たり、譲渡性預金等による運用の満期日を適切に設定することとして、より効率的な運用を行うことにより利息収入の増加を図るとともに、譲渡性預金の預入先の選定の際に、特定の銀行以外の銀行からも運用利率の提示を受けることにより競争性の拡大を図るよう改善させたもの

科 目	一般勘定
部 局 等	独立行政法人国際協力機構本部
無償資金協力に係る贈与資金の管理の概要	外務省から交付を受けた無償資金協力に係る贈与資金について、被援助国政府等への支払を行うまでの間、管理を行うもの
機構に交付された贈与資金の額	5513 億 2276 万余円(平成 23 年度～27 年度)
贈与資金の運用による利息収入額	3 億 0794 万余円(平成 23 年度～27 年度)
増収を図ることができた利息収入額	1496 万円(平成 23 年度～27 年度)
譲渡性預金による運用回数	45 回(平成 23 年度～27 年度)
上記の運用における 1 回当たりの平均運用額	729 億 7777 万円(背景金額)

1 贈与資金の管理等の概要

(1) 贈与資金の管理

独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外の地域の政府等又は国際機関(以下「被援助国政府等」という。)に対して、平成20年9月までは外務省が実施していた返済の義務を課さないで資金を贈与することにより行われる無償資金協力を同年10月以降、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き実施しており、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第35条の規定に基づき、外務省から無償資金協力における贈与に充てるために必要な資金(以下「贈与資金」という。)を無償資金協力の計画(以下「事業」という。)ごとに交付されている。

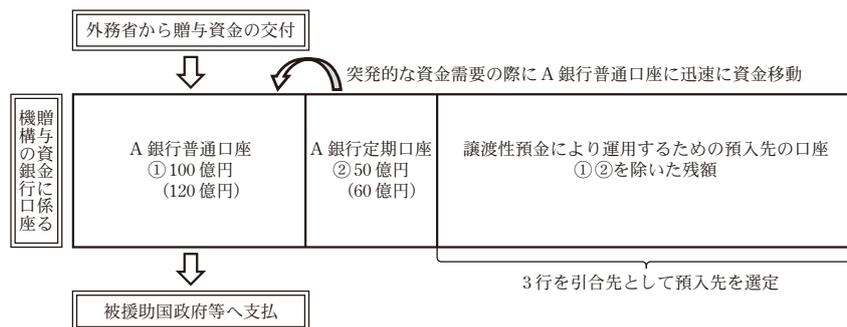
機構は、無償資金協力を実施するに当たり、事業の進捗に応じて被援助国政府等からの請求に基づき贈与資金を支払うことになっているが、相手国の事情等の事由により事業が進捗しない場合等は、機構が支払までの期間、贈与資金を管理することになる。そして、23年度から27年度までの間、機構が管理する贈与資金は毎年度累増しており、23年度末残高が901億円であったのに対して、27年度末残高は1303億円となっていて、約1.4倍に増加している。

(2) 贈与資金の運用

機構は、管理する贈与資金について、独立行政法人国際協力機構会計規程(平成18年規程(経)第3号)、「独立行政法人国際協力機構法第35条に規定する資金の管理方法について」(平成20年12月外務大臣通知)等に基づき、銀行等への預金(以下「銀行預金」という。)に限定して運用している。

機構は、贈与資金の運用を安全かつ効率的に行うこととしており、その運用に当たり贈与資金に関する運用方針(以下「運用方針」という。)を23年8月に策定し、27年8月に改定している。そして、運用方針に基づき、運用を検討する時点以降、1か月以内に発生する支払のための資金需要として、過去の支払実績を勘案して100億円(改定以降は120億円)を贈与資金の受入及び支払口座であるA銀行の普通預金口座(以下「A銀行普通口座」という。)に確保した上で、突発的な資金需要の発生に備えて50億円(改定以降は60億円)を、A銀行の大口定期預金口座(以下「A銀行定期口座」という。)に確保し、1回の運用(運用開始から満期までを1回とする。)につき、原則として約1か月間大口定期預金により運用することとしている。また、贈与資金からA銀行普通口座及びA銀行定期口座に確保した分を除いた当面の間支払予定のない資金(10億円単位)について、1回の運用につき、原則として約1か月間、普通預金又は大口定期預金よりも運用利率の高い譲渡性預金により、大口定期預金の運用期間に合わせて運用することとしている。さらに、当該譲渡性預金による運用において、預入れ先とする銀行(以下「預入先」という。)を決定するに当たり、運用利率の提示を依頼する銀行(以下「引合先」という。)は、当面は、機構との業務において取引の実績があるなどのA銀行を含む3行(以下「3行」という。)に限定することとしている(図1参照)。

図1 運用方針による贈与資金の運用方法



(注) ()内は運用方針の改定以降の金額

また、機構は、原則として、約1か月間としている譲渡性預金及び大口定期預金による贈与資金の預入期間後に予定されている贈与資金の支払の日(以下「贈与資金支払日」という。)に合わせて次回の運用を開始する日(以下「次回運用開始日」という。)を設定し、譲渡性預金及び大口定期預金による贈与資金の運用に関する事務手続を行っている。

(3) 贈与資金の運用による利息収入の国庫返還

贈与資金の運用によって生じた利息等の収入金は、「独立行政法人国際協力機構法第35条に規定する資金の交付ガイドライン」(平成20年10月外務省国際協力局無償資金・技術協力課)に基づき、他の無償資金協力における贈与に充てるものを除き、外務省に返還しなければならないこととなっている。そして、機構は、銀行預金によって、表のとおり、23年度から27年度までの間に計3億0794万余円の利息収入を得ており、原則として、利息収入を得た年度の翌年度末までに国庫に返還している。

表 贈与資金の運用による利息収入の状況 (単位：円)

年度 \ 運用区分	普通預金	大口定期預金	譲渡性預金	計
平成 23	2,701,668	17,628,293	21,396,299	41,726,260
24	2,837,609	2,983,557	42,590,680	48,411,846
25	3,405,224	2,317,667	56,200,680	61,923,571
26	4,390,336	1,175,338	70,290,734	75,856,408
27	4,111,458	1,700,488	74,217,036	80,028,982
計	17,446,295	25,805,343	264,695,429	307,947,067

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、機構における贈与資金の運用は効率的に行われているか、譲渡性預金の預入先の選定は適切に行われ競争性が確保されたものとなっているかなどに着眼して、機構本部において、23年度から27年度までの間に機構に交付された贈与資金計5513億2276万余円を対象として、財務諸表、贈与資金を運用する口座の通帳、有価証券管理台帳等の運用関係書類を確認するなどの方法により、会計実地検査を行った。

(検査の結果)

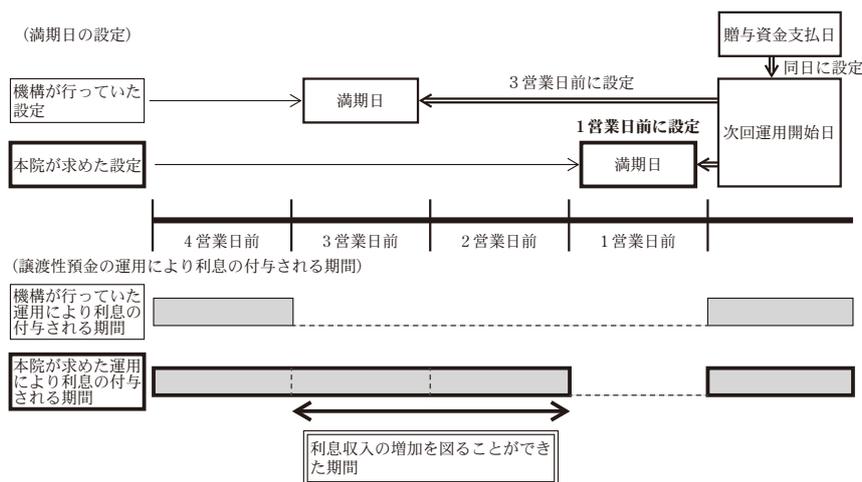
検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 贈与資金運用の際の満期日の設定

機構は、譲渡性預金及び大口定期預金による運用に当たり、満期日当日にA銀行普通口座に全額が払い戻されるように預入先に指示していた。そして、機構は、次回運用のため引合先に運用利率の提示を依頼するに当たっては、両預金により運用している贈与資金(以下「運用資金」という。)がA銀行普通口座へ払い戻されている必要があるとして、原則として、上記の依頼を行う次回運用開始日の3営業日前を運用資金の満期日とし、次回運用開始日までの3日間は普通預金により運用していた。

しかし、引合先は、譲渡性預金の運用利率を提示する際に、次回運用を予定している資金がA銀行普通口座に入金されていることを条件としておらず、A銀行普通口座から今回の譲渡性預金の預入先への送金のための処理を行う次回運用開始日の1営業日前までに、次回の運用を予定している資金がA銀行普通口座に入金されていれば滞りなく運用することができたため、運用資金の満期日を贈与資金支払日である次回運用開始日の1営業日前に設定することが可能であった(図2参照)。

図2 譲渡性預金による運用の満期日の設定等の対比



また、大口定期預金については、運用額及び運用先が運用の都度変わるものではないことから、運用資金の満期日と次回運用開始日が同日となるように設定することが可能であった。

上記のように、譲渡性預金及び大口定期預金による運用の満期日を適切に設定して、普通預金よりも運用利率の高い譲渡性預金及び大口定期預金により贈与資金の運用を行ったとして利息収入を試算すると、23年度から27年度までの間の利息収入の実績額計3億0794万余円と比べて、計1496万余円の増収を図ることができたと認められた。

(2) 譲渡性預金による贈与資金の運用に係る預入先の選定

機構は、贈与資金の運用を行うに当たり、譲渡性預金による運用を、23年度は5回、24年度から27年度の各年度はそれぞれ10回、計45回行って、1回当たりの運用額は平均729億7777万余円となっていた。

機構は、譲渡性預金により運用する場合の引合先については、前記のとおり、運用方針において、当面は、これまでに機構との取引の実績があるなどの3行に限定することとし

ていたが、運用方針を策定した23年8月から4年以上が経過した28年3月時点においても引き続き3行に限定したままであった。

一方、機構は、有償資金協力の余裕金についても譲渡性預金により運用していたが、当該余裕金の運用に当たっては、機構内の格付において一定水準以上の銀行等であることなどの条件を満たしている銀行等を引合先として運用利率の提示を依頼しており、その結果、3行以外の銀行で3行よりも有利な運用利率を提示した銀行を預入先に選定していたものも見受けられた。

このため、機構は、無償資金協力に係る譲渡性預金による運用においては、3行に限定された競争の利益しか享受しておらず、競争性の拡大が図られていなかった。

このように、機構の贈与資金の運用において、普通預金よりも運用利率の高い譲渡性預金及び大口定期預金の利息を得られていなかったり、譲渡性預金の預入先の選定の際に、競争性の拡大が図られていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、贈与資金を運用するに当たり、譲渡性預金及び大口定期預金の満期日を適切に設定することにより、利息収入の増加が図られ、より効率的な運用が可能となることについての理解が十分でなく、また、譲渡性預金の預入先の選定において、競争性を拡大することについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、28年9月に運用方針等の改定及び引合先の選定に係る基準の制定を行い、無償資金協力に係る贈与資金の管理に当たり、より効率的な運用を行うことにより利息収入の増加を図るとともに、譲渡性預金の預入先の選定の際に、競争性の拡大を図るため、次のような処置を講じた。

ア 28年9月以降の贈与資金の運用において、譲渡性預金については、原則として、運用資金の満期日を贈与資金支払日の1営業日前に設定して、その翌日から次回の運用を開始することとし、大口定期預金については、運用資金の満期日と次回運用開始日を同日に設定することとして運用することとした。

イ 譲渡性預金により運用する場合の預入先の選定に当たり、引合先を3行に限定することなく、3行以外の銀行からも運用利率の提示を受けて、より有利な利息収入を得られる銀行を預入先として選定できるようにすることとした。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の効果の発現について

(平成26年度決算検査報告110、718ページ参照)

(133ページの外務省の項に掲記)

第21 独立行政法人日本スポーツ振興センター

不 当 事 項

工 事

(325) 国立競技場壁画移設工事において、壁画の切断面積の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

科 目	(特定業務勘定)経常費用 業務経費
部 局 等	独立行政法人日本スポーツ振興センター本部
工 事 名	国立競技場壁画移設工事
工 事 の 概 要	国立霞ヶ丘競技場陸上競技場に設置された壁画を切断して国立代々木競技場等に輸送し仮置きするもの
契 約 額	399,146,400 円(平成 26 年度)
請 負 人	村本建設株式会社
契 約	平成 26 年 7 月 一般競争契約
支 払	平成 27 年 3 月
割高となっていた契約額	7,448,760 円(平成 26 年度)

1 工事の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、平成 26 年度に、新国立競技場の整備に伴い解体する国立霞ヶ丘競技場陸上競技場(以下「国立競技場」という。)に設置されていた 13 点の壁画を切断して国立代々木競技場等に輸送し仮置きするために、国立競技場壁画移設工事を、一般競争契約により、村本建設株式会社に契約額 399,146,400 円で請け負わせて実施している。

センターは、本件工事を一般競争入札に付する際に、入札説明書において、予定価格の算定に用いた切断面積等の設計数量を記載した数量書を公開することにし、入札参加者に数量書を提供していた。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の算定に係る設計数量が適切なものとなっているかなどに着眼して、本件工事を対象として、センター本部において、契約書、予定価格調書、数量書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、センターは、国立競技場に設置されていた壁画の切断面積の設計数量の算定に当たり、本件工事により切断する 13 点の壁画のうち 2 点において、幅 7.9m、高さ 2.2m にわたって 1 回切断することとして算定すべきところを、誤って幅 7.9m、高さ 2.0m にわたって 2 回切断することとして数量書に計上するなどしていたため、適正な切断面積の設計数量は計 92.11㎡であったのに計 110.71㎡としていて 18.60㎡過大に算定していた。

したがって、適正な切断面積の設計数量を用いるなどして本件工事費を修正計算すると、391,697,640 円となることから、本件契約額 399,146,400 円はこれに比べて 7,448,760 円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、本件工事の予定価格の算定に係る設計数量の確認及び審査が十分でなかったことなどによると認められる。

物 件

(326) 賃貸借契約を締結することなく仮本部事務所の一部を使用させていて、貸付料等を徴収していなかったもの

科 目	(特定業務勘定)	経常収益	雑益
部 局 等	(一般勘定)	流動負債	預り金
センターにおける固定資産の貸付けの概要	独立行政法人日本スポーツ振興センター本部		
賃貸借契約の相手方	独立行政法人日本スポーツ振興センター仮本部事務所の一部について、執務室等として貸し付けるもの		
賃貸借契約期間及び面積	公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会		
徴収していた貸付料等	平成 27 年 5 月～28 年 3 月	計 91.75㎡	
上記以外に賃貸借契約を締結せずに組織委員会に使用させていた期間及び面積	平成 26 年 9 月～27 年 4 月	57.00㎡	
	平成 27 年 1 月～28 年 3 月	計 62.08㎡	
徴収されていない貸付料等	5,844,769 円		

1 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける固定資産の貸付けの概要等

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号)等に基づき、スポーツの振興のため必要な業務等に附帯する業務として、東京都港区に所在するセンター仮本部事務所(以下「本部事務所」という。)等の管理を行っており、その業務の一環として所有する固定資産を貸し付けるなどしている。

固定資産の貸付けは、独立行政法人日本スポーツ振興センター固定資産管理規程(平成 16 年度規程第 45 号)によれば、原則として有償により行うこととされている。また、同規程に基づく貸付け及びその手続を定めた独立行政法人日本スポーツ振興センター不動産貸付等細則(平成 19 年度細則第 2 号)によれば、固定資産のうち建物の貸付けに当たっては、原則として借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)に基づく定期建物賃貸借契約(以下「賃貸借契約」という。)を締結することとされている。

センターは、平成 27 年 4 月 24 日に、公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019 組織委

員会(以下「組織委員会」という。)に対して、本部事務所の一部である2部屋計91.75㎡(部屋A 57.00㎡及びD 34.75㎡)を同年5月1日から28年3月31日までの間、執務室として貸し付ける賃貸借契約を組織委員会との間で締結していた。そして、センターは、賃貸借契約等に基づいて、組織委員会から貸付料、水道光熱費等(以下、これらを合わせて「貸付料等」という。)計5,507,718円を徴収していた。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、固定資産の貸付けは適切に行われているかなどに着眼して、センターにおいて、本部事務所の建物の貸付けを対象として、契約書、固定資産の使用状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、センターは、表のとおり、組織委員会との間で賃貸借契約を締結して2部屋(部屋A及びD)を使用させていたが、このうち部屋A(57.00㎡)について、賃貸借契約を締結する前の26年9月2日から27年4月30日までの間も組織委員会の執務室として使用させていた。また、賃貸借契約を締結していた2部屋以外の部屋B及びC(各31.04㎡、計62.08㎡)についても、それぞれ27年1月30日から28年3月31日までの間、27年4月22日から28年3月31日までの間、組織委員会の会議室及び執務室として使用させていた。しかし、センターは、これらの部屋の上記の期間に係る使用については賃貸借契約を締結しておらず、貸付料等を徴収していなかった。

表 組織委員会に使用させていた期間の状況

部屋名	面積	賃貸借契約を締結せずに使用させていて貸付料等を徴収していなかった期間	賃貸借契約を締結し貸付料等を徴収していた期間
部屋A	57.00㎡	平成26年9月2日～27年4月30日	27年5月1日～28年3月31日
部屋B	31.04㎡	27年1月30日～28年3月31日	—
部屋C	31.04㎡	27年4月22日～28年3月31日	—
部屋D	34.75㎡	—	27年5月1日～28年3月31日

したがって、上記の計3部屋(部屋A、B及びC)については、センターが賃貸借契約を締結することなく、組織委員会に実際に使用させていて、その使用期間、面積等を基に算定した場合の貸付料等計5,844,769円が徴収されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、固定資産の貸付けに当たり、資産の管理及び事務手続に関する規程等を遵守することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

第22 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

電子複写機等の調達に当たり、賃貸借契約を複写サービス等契約に変更して本社において一括して契約することなどにより、契約事務の効率化を図り、より経済的な調達を実施するよう改善させたもの

科 目	(建設勘定) (項)業務経費 等	
部 局 等	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構本社、2支社、3新幹線建設局、1工事事務所、1工事局	
契約の概要	電子複写機等の賃貸借及び保守等を行うもの	
契約の相手方	14会社	
検査の対象とした契約件数及び契約額	43件	1億7087万余円(平成26、27両年度)
上記のうち契約を変更することなどにより節減できた契約件数及び契約額	9件	1457万円(平成27年度)

1 電子複写機等の調達等の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、本社、支社、新幹線建設局、工事事務所及び工事局(以下、支社から工事局までを合わせて「支社局等」という。)並びに支社局等管内の建設所の業務に必要な電子複写機等の調達に当たり、一般競争契約等により民間業者と電子複写機等の賃貸借及び保守契約(以下、賃貸借及び保守契約を「賃貸借契約」という。)等を毎年締結している。

機構の契約事務規程等によれば、本社、支社局等ごとに設置された会計機関としての契約担当役が自ら契約するほか、契約担当役が他の契約担当役に支出負担行為を委託すること(調達委託)ができるとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、役務の調達等に当たり、経済的な調達となっているか、契約事務が効率的に行われているかなどに着眼して、平成26、27両年度に、14会社と契約した電子複写機等の賃貸借契約等(契約件数計43件、契約額計1億7087万余円)を対象として、本社及び6支社局等において、^(注1)契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、九州新幹線建設局から調書等の提出を受け、その内容を確認するなどして検査した。

(注1) 6支社局等 東京、大阪両支社、北海道新幹線建設局、青森新幹線建設局(平成28年4月1日以降は青森工事事務所)、富山工事事務所(27年3月31日以前は北陸新幹線第二建設局)、関東甲信工事局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

支社局等は、従前から継続して賃貸借契約により電子複写機等を調達してきており、支社局等自らが定めた仕様に基つき賃貸借契約(26年度契約件数20件、契約額計4221万余円、27年度同21件、同計7158万余円)を締結していた。そして、支社局等における賃貸借契約の内容を仕様書により確認したところ、調達する電子複写機等の性能に若干の違いはあるものの、電子複写機等の賃貸借、設置、調整、定期点検、故障時の保守等となっていて、支社局等で契約内容に差異はないものであった。

一方、本社では、26年度にそれまでの賃貸借契約から複写サービス及びプリント提供^(注2)業務契約(契約件数1件、契約額3784万余円。以下「複写サービス等契約」という。)に変更しており、関東甲信工事局においても、27年8月に本社近郊へ事務所を移転した際に、賃貸借契約から複写サービス等契約(契約件数1件、契約額1922万余円)に変更していた。そして、本社及び関東甲信工事局における複写サービス等契約の内容を仕様書により確認したところ、請負業者が利用状況を勘案して要求する機能を備えた電子複写機等を適正に配置して、複数年にわたってその保守やセキュリティの確保等を行うものであり、賃貸借契約と比較しても同等以上の仕様要求を満足できるものとなっていた。

(注2) 複写サービス及びプリントサービス提供業務 請負業者において、契約期間全般にわたって仕様に定められた一定水準の役務品質を保証して出力サービスに関する一切の業務を提供するものであり、異常発生を感知できるシステムの構築・提供や利用状況についての定期報告等も行われる。

そして、電子複写機等の賃貸借契約と複写サービス等契約における、モノクロ、カラー1枚当たりの単価を比較すると、賃貸借契約については、モノクロは0.46円から2.2円(月印刷予定枚数2,000枚から84,000枚)、カラーは2.05円から12.16円(同1,000枚から53,000枚)となっており、複写サービス等契約については、モノクロは0.4円又は0.5円(同135,000枚又は465,278枚)、カラーは3.0円又は3.1円(同69,000枚又は197,639枚)となっており、月印刷予定枚数が多くなると、おおむね複写サービス等契約の方が賃貸借契約より1枚当たりの単価は安価となる傾向となっていた。

なお、機構を通じて、複写サービス等契約を提供している複数の民間業者に機構全体で一括して調達することが可能か確認したところ、機構における現行の電子複写機等の使用状況等に鑑みると可能であることが示された。

したがって、電子複写機等の調達について、賃貸借契約と比較しても同等以上の仕様要求を満足できる複写サービス等契約に変更するとともに、支社局等の契約担当役から本社の契約担当役への調達委託を行い本社において一括して調達することなどにより、契約事務の効率化を図り、より経済的な調達を実施することが可能であったのに、賃貸借契約による電子複写機等の調達を継続していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた契約額)

26年度に本社が複写サービス等契約を締結した後に支社局等が検討する期間や、27年度以降における支社局等の統廃合等を考慮した場合に、26、27両年度に支社局等が締結した

電子複写機等の賃貸借契約計 41 件のうち、複写サービス等契約に変更することが可能であった 27 年度の賃貸借契約 9 件、契約額計 5448 万余円について、本院において、複写サービス等契約に変更したと仮定して契約額を試算すると計 3991 万余円となり、契約額を 1457 万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、電子複写機等の調達に当たり、契約事務の効率化を図り、より経済的な調達を実施することに対する検討が十分でなかったこと、また、本社及び支社局等の契約担当役に対して、これらの指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、28 年 9 月に本社及び支社局等に対して通知を発して、電子複写機等の調達に当たっては、従来の賃貸借契約を、現在の契約期間を考慮して、順次、複写サービス等契約に変更して本社において一括して契約することなどにより、契約事務の効率化を図り、より経済的な調達を実施するための処置を講じた。

平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

新幹線鉄道建設事業における障害防止対策事業の実施について

(平成 26 年度決算検査報告 744 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、新幹線鉄道建設事業の一環として、沿線の住宅において個別に騒音測定を行い、測定された騒音値が騒音基準を超えていた住宅について、建物所有者が実施する防音サッシやルームエアコン等を設置するなどの住宅防音工事に要する費用の全額又は一部の額を助成する事業(以下「障害防止対策事業」という。)を実施している。しかし、障害防止対策事業について、当該住宅において個別に騒音測定を行った日から申出書提出日までの間に当該住宅に転入した者(以下「直前転入者」という。)や、将来当該住宅に転入を予定している者(以下「転入予定者」という。)等に係る居住実態を十分に調査し確認することなく、これらの者を助成の対象となる家族の人数(以下「助成対象家族数」という。)に含めている事態及び割高なルームエアコン機種に係る工事費用の全額を助成の対象にしている事態が見受けられた。

したがって、機構において、助成対象家族数の決定に当たり直前転入者や転入予定者等に係る居住実態を的確に調査し確認するための方策を検討したり、建物所有者が設置するルームエアコンの価格を的確に確認するための方策を検討したりするよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長に対して平成 27 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 本社において、28年3月に障害防止対策事業の業務の処理について定めた要綱等を改正し、直前転入者や転入予定者等に係る居住実態を的確に調査し確認して助成対象家族数を決定する方法を明確にして、各支社局等に周知した。

イ 本社において、27年11月に住宅防音工事の工事見積書の審査に必要な事項を定めた手引き等を策定し、標準的な仕様のルームエアコンの価格の算出方法を定めるとともに、各支社局等に対して、建物所有者が設置するルームエアコンの価格を的確に確認するために標準的な仕様のルームエアコンの価格を定めるよう指示し、これを受けて各支社局等は当該価格を定めた。

第23 独立行政法人労働者健康福祉機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (327) 病室ユニット契約について、会計規程等の趣旨等に反して分割して随意契約により締結して、契約手続が適正に行われていなかったもの

科 目	施設管理費
部 局 等	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院(平成28年4月1日以降は独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院)
契 約 名	賃貸借契約 75 契約
契 約 の 概 要	病室にテレビ、冷蔵庫、カーテン等の設備を設置するなどとともに、これを7年間賃借するもの
契 約 の 相 手 方	株式会社理舎
契 約	平成26年10月～28年3月 随意契約
会計規程等の趣旨等に反して分割して随意契約により締結していた契約の件数及び支払額	75 件 32,377,137 円(平成26、27両年度)

1 病室ユニット契約の概要等

(1) 病室ユニット契約の概要

独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院(平成28年4月1日以降は独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院。以下「関西労災病院」という。)は、独立行政法人労働者健康福祉機構(28年4月1日以降は独立行政法人労働者健康安全機構。以下「機構」という。)が設置している病院であり、病床数642床(27年度末現在)を有している。

関西労災病院は、26年10月から28年3月までの間に、病室にテレビ、冷蔵庫、カーテン等の設備(以下「病室ユニット」という。)を設置するなどとともに、病室ユニットを7年間賃借する契約(以下「病室ユニット契約」という。)計75件を株式会社理舎との間で随意契約により締結している。これらの病室ユニット契約に基づく支払額は、26年度1,315,692円、27年度31,061,445円、計32,377,137円となっている。

(2) 機構における契約手続に係る規程等

機構が設置している各労災病院等が売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公正性、透明性及び競争性を確保するために、機構の定める会計規程(平成16年規程第8号)、会計細則(平成16年達第35号)等に基づき、原則として、公告をして、申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととなっている。ただし、物件の借入れに係る賃貸借契約については、予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるときには随意契約によることができることとなっている。

また、機構における調達の適正化に向けた取組の一環として、機構が22年12月に作成した「契約業務マニュアル及び管財業務取扱例規集」(26年10月以降は「契約及び管財業務マニュアル」。以下「契約等業務マニュアル」という。)によれば、随意契約の締結に当たっては、特別な理由がないのに、調達の内容や時期を分割して、意図的に予定価格等を随意契約によることができる金額以下となるように設定していないかなどを確認することとされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、病室ユニット契約に係る契約手続は適正に行われているかなどに着眼して、前記の病室ユニット契約計75件を対象として、関西労災病院において、契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

関西労災病院は、病室ユニット契約の締結に当たり、病室ユニットの設置等を行う病室計126室等について、26年10月から28年3月までの間に11の契約開始日を設けて、病室ユニットの設置等を1室又は2室ずつ行うなどとして計75件の契約に分割していた。そして、これらの契約1件当たりの予定賃借料の年額がいずれも80万円を超えないとしてそれぞれ随意契約により契約を締結していた。関西労災病院は、このように契約を分割して前記の会社と随意契約を締結した理由について、病室ユニットの設置等を段階的に行うことにより病室を利用できない期間を短縮することができるためであるなどとしていた。

しかし、上記75件の病室ユニット契約は、各病室への病室ユニットの設置等を段階的に行うことなどについて仕様書等に定めることによりまとめて契約を締結することが可能であり、これにより予定賃借料の年額が80万円を超えることになることから競争に付すべきであった。

したがって、本件病室ユニット契約は、会計規程等の趣旨及び契約等業務マニュアルに反して75件に分割して随意契約により締結されたもので、契約手続が適正に行われておらず、これに係る支払額計32,377,137円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、関西労災病院において、病室ユニット契約の締結に当たり、会計規程、契約等業務マニュアル等を遵守して契約手続を適正に行うことについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

第24 独立行政法人国立病院機構

平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

重症心身障害者等の日用品費に係る患者負担額の算定について

(平成 26 年度決算検査報告 756 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)が設置している 143 病院のうちの 73 病院は、重症心身障害者及び重症心身障害児を受け入れており、当該 73 病院は、医療の提供のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 3 月 31 日以前は障害者自立支援法)等に基づき、療養介護に係る障害福祉サービス等として、生活支援員等による支援のほか、紙おむつ、衛生用品等の日用品の提供及び衣類等の洗濯等のサービスの提供を行うなどしている。そして、機構本部が各病院に対して発出した通知によれば、これらの日用品及びサービスの提供に要する費用(以下「日用品費」という。)のうち、10,000 円(月額)を超える部分(以下「患者負担額」という。)は、重症心身障害者又は重症心身障害児の保護者(以下、両者を合わせて「重症心身障害者等」という。)に負担を求めることとされており、また、患者負担額の変更は、年度ごとに行うこととされている。しかし、12 病院を検査したところ、5 病院において、患者負担額の見直しを行っていなかったことなどにより、重症心身障害者等に負担を求める日用品費を過小に算定している事態が見受けられた。

したがって、機構本部において、重症心身障害者及び重症心身障害児を受け入れている 73 病院に対して、重症心身障害者等に負担を求める趣旨等を周知徹底するとともに、患者負担額の具体的な算定方法等を周知するなどして患者負担額を適切に算定できるよう、独立行政法人国立病院機構理事長に対して 27 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局の処置状況

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構本部は、本院指摘の趣旨に沿い、前記の 73 病院に対して日用品費に係る現状を確認したり、関係団体等と意見交換を行ったりなどしており、当該団体等と十分に調整するなどした上で、患者負担額を適切に算定できるよう検討を進めている。

第25 独立行政法人都市再生機構

不 当 事 項

そ の 他

(328) 建物等の移転補償の実施に当たり、工作物等の区分を誤ったため、補償費が過大となっていたもの

科 目	(都市再生勘定) (項)業務経費等
部 局 等	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
契 約 名	物件移転補償契約
契 約 の 概 要	土地区画整理事業の施行に伴い支障となる工作物等の移転補償を行うもの
契 約 額	64,499,700 円
契 約	平成 25 年 12 月
支 払	平成 26 年 1 月、6 月、27 年 3 月
不当と認める補償費	8,984,100 円(平成 25、26 両年度)

1 契約等の概要

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部(以下「本部」という。)は、東京都中央区内の湊二丁目東地区において土地区画整理事業を施行するために、平成 25、26 両年度に、同地区に所在する店舗兼住宅(木造)2 棟、工作物等に対する移転補償を行っている。

本部は、公共事業の施行に伴う損失の補償を「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和 37 年閣議決定)等に準じて制定された「損失補償算定標準書」(平成 24 年度版。関東地区用地対策連絡協議会。以下「標準書」という。)等に基づいて行うこととしている。標準書等によれば、建物の移転補償費は、建物、工作物等に区分して、それぞれ算定することとされている。

建物のうち、建築設備は、建物と一体として施工され、建物の構造及び効用と密接不可分な関係にあり、分離することが困難なものであるとされており、その再調達価格を含む建物の推定再建築費に当該建物の耐用年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして建物移転料を算定することとされている。そして、建物移転料は、残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築する場合、従前の建物の内外装、床、屋根等の建物の部位ごとに区分した調査(以下「建物調査」という。)の結果に基づいて算定することとされている。

一方、工作物は、建物から分離することが可能なものであり、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うものを機械設備に、建物及び他の工作物区分に属するもの以外の全てのものを附帯工作物にそれぞれ区分するなどして、工作物移転料を算定することとされている。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、移転補償費の算定が適切に行われているかなどに

着眼して、本部において、本件契約を対象に、補償契約書等の書類を確認するなどして会計
実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

本部は、移転補償費の算定に当たり、店舗で使用されている冷水機等の業務用機器、ガス
管等の設備及び店舗の内外装を附帯工作物に区分して、これらの再調達価格にそれぞれの耐
用年数等から定まる再築補償率を乗ずるなどして、工作物移転料を算定していた。

しかし、冷水機等の業務用機器は、原動機等により製品等の製造又は加工等を行う設備で
あることから、附帯工作物ではなく機械設備に区分して工作物移転料を算定すべきであっ
た。また、ガス管等の設備は、建物と一体として施工され、建物の構造及び効用と密接不可
分な関係にあり、建物から分離することが困難であることから、附帯工作物に区分して工作
物移転料を算定するのではなく、建築設備に区分して建物移転料を算定すべきであった。さ
らに、店舗の内外装は、建物の一つの部位として建物調査の対象となっていることから、附
帯工作物に区分して工作物移転料を算定するのではなく、建物に区分して建物移転料を算定
すべきであった。

したがって、冷水機等の業務用機器を機械設備として、また、ガス管等の設備を建築設備
として、さらに、店舗の内外装を建物として適正な移転補償費を算定すると 55,515,600 円と
なり、本件移転補償費 64,499,700 円は、これに比べて 8,984,100 円過大となっていて、不当
と認められる。

このような事態が生じていたのは、本部において、移転補償費の算定に当たり、標準書等
における建物と工作物等の区分等についての理解が十分でなかったことなどによると認めら
れる。

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について

〔平成 25 年度決算検査報告 883 ページ参照〕
〔平成 26 年度決算検査報告 770 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、賃貸住宅事業の保全工事に係る会計
処理について、独立行政法人都市再生機構会計規程等を定めて、これに基づき会計処理を
行っている。そして、一部の賃貸住宅を対象に、賃貸住宅団地の経営管理を行うために、保
全工事の実施による損益等の推移等を検討した賃貸住宅団地ごとの事業計画(以下「団地別事
業計画」という。)を策定している。しかし、保全工事に係る会計処理に当たり、除却した建
物附属設備等、構築物及び機械装置(以下、これらを合わせて「設備等」という。)の機能を考
慮しないまま工事費の資産計上及び費用処理(以下、これらを合わせて「資産計上」とい
う。)を実施している事態及びこのような資産計上等により算定された損益等に基づく団地別
事業計画を踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行っている事態が見
受けられた。

したがって、機構において、除却した設備等の機能を考慮しないまま工事費の資産計上等を行っている保全工事については、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等を検討したり、この検討結果を踏まえた保全工事に係る会計処理に基づく損益等を団地別事業計画等に反映させた上で、これを踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行うよう支社等に周知したりするよう、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、27年6月から28年3月まで外部機関を活用して保全工事の仕様、積算内容等の分析及び調査を行い、その後、当該調査結果等を踏まえて、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等についての検討を進めている。そして、保全工事に係る会計処理に基づく損益等の団地別事業計画等への影響を検討することとして、これを踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行うよう支社等に周知することとしている。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

借地方式市街地住宅の管理、運営について

(平成26年度決算検査報告762ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、日本住宅公団等が昭和30年代から40年代にかけて、土地を借り上げるなどして建設した事務所、店舗等の用に供する施設部分と住宅部分とが一体となった建物(以下「市街地住宅」という。)を機構が設立された平成16年に承継し、その住宅部分の管理及び運営を実施している。しかし、機構から譲渡されて店舗等の施設部分を所有することとなった土地所有者等が市街地住宅の敷地内に設置した工作物等について、その設置に係る機構の4支社等の承諾又は4支社等を含む区分所有者間の合意(以下、これらを合わせて「合意等」という。)の内容を示す書類が保存されておらず当該工作物等の設置に当たっての具体的な条件等を確認できない事態及び施設部分における工作物等が設置された場合に、施設部分と住宅部分の専有部分の割合に応じるなどして算定される市街地住宅の土地に係る賃借料(以下「土地賃借料」という。)の変更の可否等を客観的に判断できるようになっておらず、土地所有者等との間の土地賃借料の変更に係る協議(以下「変更協議」という。)に際しての事務手続が明確になっていない事態が見受けられた。

したがって、機構において、敷地図面等に記載のない既存の工作物等について把握を行うとともに、今後土地所有者等が工作物等を設置するに当たっては、土地所有者等との間の市街地住宅の譲渡、返還等に向けた円滑な協議の実施に資するなどのために、合意等の内容を文書等により記録し保存して、これを適切に管理したり、変更協議に係る事務手続について、土地賃借料の変更の可否等を客観的に判断できるような基準を定めるなどしてその明確化を図ることにより、適切に変更協議を行ったりするよう4支社等に周知するよう、独立行

政法人都市再生機構理事長に対して27年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、28年1月に、4支社等に対して業務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 敷地図面等に記載のない既存の工作物等について把握を行った。そして、今後土地所有者等が工作物等を設置するに当たっては、土地所有者等との間の市街地住宅の譲渡、返還等に向けた円滑な協議の実施に資するなどのために、合意等の内容を文書等により記録し保存して、これを適切に管理するよう周知した。

イ 変更協議に係る事務手続について、土地賃借料の変更の可否等を客観的に判断できる基準を定めるなどしてその明確化を図ることにより、適切に変更協議を行うよう周知した。

第26 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税の負担の在り方について、電気事業者と協議を行うなどして応分の負担を求めるよう改善の処置を要求したもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(平成 27 年 3 月 31 日以前は独立行政法人日本原子力研究開発機構)本部、東海拠点
核燃料等取扱税の概要	茨城県が原子力施設の立地に伴い生ずる安全対策等の財政需要に対応するために、再処理事業者等を納税義務者として創設した税
ガラス固化体及び高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税として茨城県に納付した額	28 億 9184 万余円(平成 22 年度～27 年度)
上記のうち電気事業者由来の高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税相当額	15 億 3969 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税について

(平成 28 年 10 月 28 日付け 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 貴機構における再処理及びガラス固化処理の概要

貴機構は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成 16 年法律第 155 号)等に基づき、原子力に関する基礎的研究等の事業を行っており、これらの事業の一環として、貴機構の研究開発に係る各種業務を実施している東海拠点において、原子力発電所等において使用済みとなった核物質燃料(以下「使用済核燃料」という。)をせん断、溶解するなどして、ウラン、プルトニウム、高レベルの放射性液体廃棄物(以下「高放射性廃液」という。)等に分離する処理(以下「再処理」という。)を行っている。そして、昭和 52 年度から平成 19 年度までに再処理した使用済核燃料は約 1,140 t、これにより発生した高放射性廃液は約 1,260m³となっている。

貴機構は、高放射性廃液を化学的に安定して取扱いが容易なものにするために、ガラス原料と溶かし合わせて固化させ、ガラス固化体にする処理(以下「ガラス固化処理」という。)を行っており、6 年度から 19 年度までにガラス固化処理を行った高放射性廃液は約 870m³となっている。

また、貴機構は、19 年に発生した新潟県中越沖地震等を契機として施設の耐震性向上工事を実施したことなどにより、再処理については 20 年度から現在まで、ガラス固化処理については 20 年度から 26 年度まで行っていない。そして、貴機構は、保管している高

放射性廃液について、ガラス固化施設が稼働した27年度から20年程度かけてガラス固化処理を行うこととしている。

(2) 電気事業者由来の高放射性廃液等の概要

貴機構にとって、再処理事業は、施設の建設・運転を通じて再処理技術を確認するという研究開発的性格と、我が国の再処理需要の一部を賄い、その受託役務収入により企業の経営を図るという性格とを併せ持つものである。

貴機構は、前記使用済核燃料約1,140 tのうち約1,020 tについては、昭和52年度から平成6年度までの間に貴機構が8電気事業者と締結した再処理に係る役務契約に基づき、昭和52年度から平成17年度までの間に、電気事業者から使用済核燃料を受け入れてその全量を再処理しており、これにより発生した電気事業者由来の高放射性廃液は約1,130m³となっている。そして、貴機構は、このうちの約780m³について、6年度及び19年度に8電気事業者と締結したガラス固化処理に係る役務契約に基づき、6年度から19年度までの間にガラス固化処理を行っていることから、電気事業者由来の高放射性廃液は、再処理及びガラス固化処理のいずれも行っていない20年度から26年度までの間、約350m³となっている。

(注1) 8電気事業者 東京電力、東北電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電の各株式会社

(3) 核燃料等取扱税の概要

貴機構は、再処理事業者等として、ガラス固化体及び高放射性廃液の保管等に当たって、茨城県核燃料等取扱税条例に基づき、核燃料等取扱税を茨城県に納付している。核燃料等取扱税は、原子力施設の立地に伴い生ずる安全対策等の財政需要に対応するために、11年に、ガラス固化体の保管等について、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、法定外普通税として創設されたものであり、納税義務者は再処理事業者等とされている。そして、高放射性廃液の保管については、同条例が20年に改定され、21年度から、課税されることとなった。ガラス固化体及び高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税額は、いずれも4月1日から翌年3月31日を課税期間とし、当該期間に属する各月末日において保管する数量の平均(以下「課税標準量」という。)に、保管を開始した時期に応じて定められたそれぞれの税率を乗ずるなどして算定されることとなっており、再処理事業者は、その額を翌年度に申告して納付することとなっている。

そして、貴機構が22年度から27年度までの間に茨城県に納付した核燃料等取扱税額は、ガラス固化体の保管に係るもの計11億7093万余円、高放射性廃液の保管に係るもの計17億2090万余円、合計28億9184万余円となっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構が納付したガラス固化体及び高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税は、上記のとおり、22年度から27年度までの間で計28億9184万余円と多額に上っており、今後も長期間にわたり核燃料等取扱税を納付することになると見込まれる。一方で、貴機構が保管しているガラス固化体及び高放射性廃液のうち、その多くは、電気事業者由来のものとなっている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、核燃料等取扱税に係る負担が適切なものとなっているかなどに着眼して、前記の核燃料等取扱税額計28億9184万余円を対象として、貴機構本部及び東海拠点において、納税申告書、再処理に係る役務契約の契約書等の関係書類を確

認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴機構は、高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税 17 億 2090 万余円について、高放射性廃液が電気事業者由来のものであるか否かにかかわらず、その全額を自らが負担していて、電気事業者に負担を求めていなかった。

一方、ガラス固化体の保管に係る核燃料等取扱税の負担の状況についてみると、貴機構は、19 年度に 8 電気事業者と締結したガラス固化処理に係る役務契約に基づき、電気事業者由来のガラス固化体の保管に係る核燃料等取扱税相当分の負担を電気事業者に求めており、負担の状況が異なるものとなっていた。

しかし、①電気事業者由来の高放射性廃液は、再処理に係る役務契約に基づき、電気事業者から受け入れた使用済核燃料を再処理したことにより発生したものであること、②再処理に係る役務契約の締結時には、高放射性廃液の保管に対して課税されることは想定されておらず、新たに発生した事象であること、③貴機構が行う再処理事業は、その受託役務収入により企業的経営を図るという性格を持つことなどを考慮すると、高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税の負担の在り方について、電気事業者と協議を行うなどして応分の負担を求める措置を講ずる必要があると認められる。

そこで、本院において、前記電気事業者由来の高放射性廃液約 350m³の保管に係る核燃料等取扱税相当額を、各年度の課税標準量相当分(351.0m³から 369.8m³まで)^(注2)を基に試算すると、表のとおり、22 年度から 27 年度までの間で計 15 億 3969 万余円となる。

(注2) 課税標準量相当分(351.0m³から 369.8m³まで) 数値が変動しているのは、高放射性廃液の保管に当たり希釈等を行っていることにより課税標準量が変動していることに伴うものである。

表 電気事業者由来の高放射性廃液の保管に係る課税標準量相当分及び核燃料等取扱税相当額(平成 22 年度～27 年度)

納付年度	課税期間	課税標準量相当分(m ³)	核燃料等取扱税相当額
平成 22	平成 21 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 31 日まで	353.3	2 億 4080 万余円
23	22 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで	351.0	2 億 3930 万余円
24	23 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで	351.9	2 億 3985 万余円
25	24 年 4 月 1 日から 25 年 3 月 31 日まで	351.5	2 億 3959 万余円
26	25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まで	369.8	2 億 5163 万余円
27	26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで	369.2	3 億 2849 万余円
計			15 億 3969 万余円

(注) 「課税標準量相当分(m³)」欄は、貴機構が再処理した使用済核燃料 1,140 t に対する電気事業者から受け入れて再処理した使用済核燃料 1,020 t の割合(89.47%)で試算したものである。

(改善を必要とする事態)

高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税の負担の在り方について、電気事業者と協議等を行わないまま、貴機構がその全額を負担している事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税について電気事業者に応分の負担を求める必要性を十分に検討していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴機構は、ガラス固化施設の再稼働により、高放射性廃液の保管量は減少していくとしているが、ガラス固化処理の処理期間を勘案すると、今後も長期間にわたり高放射性廃液を保管することが見込まれる。

については、貴機構において、高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税の負担の在り方について、電気事業者と協議を行うなどして応分の負担を求めるよう、改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

在籍型出向者に業務を実施させるに当たり、出向元企業支払金の額等を把握し、これに基づき機構負担金の額等を算定することとする通達を発するなどして機構負担金の額等を適切に算定して支払うよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)本部、12研究開発拠点等
機構負担金等の概要	機構が在籍型出向者に係る給与等及び社会保険料として出向元企業に対して負担するなどのもの
機構負担金の合計額が多い上位4社に係る機構負担金の額(1)	65億6630万余円(平成25、26両年度)
機構の基準により算定した賃金総額に基づき労働局に支払った在籍型出向者に係る労災保険料等相当額(2)	3746万余円(平成25、26両年度)
(1)のうち出向元企業支払金を上回っていた額(3)	13億2091万円
(2)のうち出向元企業が在籍型出向者に支払った賃金総額に基づき算定した労災保険料等相当額を上回っていた額(4)	405万円
(3)及び(4)の計	13億2496万円

1 制度の概要

(1) 在籍型出向の概要

独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構。以下「機構」という。)は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号。27年4月1日以降は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法)に基づき、原子力に関する基礎的研究等の事業を行っており、これらの事業を行うために民間企業等から、技術指導を受けることなどを目的として技術開発協力員等を受け入れている。そして、その多くは、出向元企業との間の労働契約を維持したまま出向先である機構との間に労働契約関係が生ずるいわゆる「在籍型出向」による出向者(以下「在籍型出向者」という。)となっている。

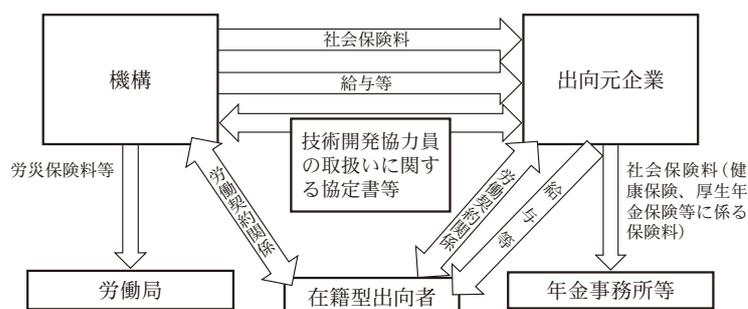
(2) 在籍型出向者に係る機構負担金等

機構本部は、機構の研究開発に係る各業務を実施している拠点(以下「研究開発拠点」という。)等から依頼を受けて、出向元企業との間で「技術開発協力員の取扱いに関する協定書」等(以下「協定書」という。)を締結している。そして、協定書によれば、図のとおり、出向元企業は出向元企業の基準により算定した給与等の額を在籍型出向者に支払い、機構は機構の基準により算定した在籍型出向者に係る給与等の額を出向元企業に支払うこととされている。また、在籍型出向者の健康保険、厚生年金保険等に係る保険料(以下「社会保険料」という。)のうち事業主が負担することとされている分については、出向元企業及び機構の基準により算定した給与等の額を基にそれぞれ算定した額を、出向元企業は年金事務所等に、機構は出向元企業に支払うこととされており(以下、機構が出向元企業に対して負担している給与等と社会保険料を合わせて「機構負担金」といい、出向元企業が支払っている上記の給与等と社会保険料を合わせて「出向元企業支払金」という。)、機構によれば、機構負担金は出向元企業支払金を負担するものであるとしている。

そして、出向元企業数、在籍型出向者数及び機構負担金は、25、26両年度計220社、延べ2,639人、計180億7767万余円となっている。

また、機構は、在籍型出向者に係る労働者災害補償保険の適用事業主とされており、機構の基準により算定した賃金総額に基づき労働者災害補償保険に係る保険料等(以下「労災保険料等」という。)を算定し、220社からの在籍型出向者に係る分として、25、26両年度計3746万余円を労働局に支払っている。

図 機構における在籍型出向者受入の概要



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、機構負担金等は適切に算定されているかなどに着眼して、25、26 両年度の機構負担金計 180 億 7767 万余円のうち額が多い上位 4 社の在籍型出向者延べ 851 人に係る計 65 億 6630 万余円及び前記の労災保険料等相当額計 3746 万余円を対象として、機構本部及び 10 研究開発拠点等において、協定書、給与決定計算書等の関係書類を確認するとともに、2 研究開発拠点については、機構本部において関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注 1) 上位 4 社 原子力エンジニアリング株式会社、検査開発株式会社、日本アドバンステクノロジー株式会社、株式会社 NESI

(注 2) 10 研究開発拠点等 東海、大洗、敦賀、那珂、高崎、幌延、東濃、青森の各拠点、高速増殖原型炉もんじゅ、原子炉廃止措置研究開発センター

(注 3) 2 研究開発拠点 関西、人形峠の両拠点

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、協定書によれば、出向元企業は出向元企業の基準により算定した給与等の額を在籍型出向者に支払い、機構は機構の基準により算定した在籍型出向者に係る給与等の額を出向元企業に支払うこととされていることなどから、機構負担金の額は、出向元企業支払金の額に基づいて算定されておらず、また、在籍型出向者に係る労災保険料等相当額は、在籍型出向者に実際に支払われた賃金総額に基づいて算定されていない。

そこで、上位 4 社に係る 25、26 両年度の機構負担金の額と出向元企業支払金の額とを比較したところ、表 1 のとおり、機構負担金のうち給与等の分が 57 億 8342 万余円、社会保険料の分が 7 億 8287 万余円、計 65 億 6630 万余円となっていたのに対して、出向元企業支払金のうち給与等の分が 45 億 7847 万余円、社会保険料の分が 6 億 6691 万余円、計 52 億 4538 万余円となっており、機構負担金の計が出向元企業支払金の計を 13 億 2091 万余円上回っていた。

表 1 機構負担金が出向元企業支払金を上回っていた状況 (単位：千円)

出向元企業	年度	機構負担金 (A)			出向元企業支払金 (B)			A が B を上回っていた額 (a - b)
		給与等 (①)	社会保険料 (②)	計 a (①+②)	給与等 (③)	社会保険料 (④)	計 b (③+④)	
原子力エンジニアリング株式会社	平成 25	1,019,493	131,840	1,151,333	817,763	115,002	932,765	218,567
	26	992,963	134,710	1,127,674	758,036	112,309	870,345	257,328
検査開発株式会社	25	905,486	125,011	1,030,498	712,523	107,957	820,481	210,017
	26	925,242	127,067	1,052,310	693,892	106,803	800,696	251,613
日本アドバンステクノロジー株式会社	25	579,891	78,867	658,759	510,870	71,900	582,771	75,987
	26	623,307	84,809	708,116	506,640	73,150	579,791	128,325
株式会社 NESI	25	367,611	49,912	417,524	287,513	39,147	326,660	90,863
	26	369,431	50,652	420,084	291,237	40,638	331,876	88,207
年度別計	25	2,872,483	385,632	3,258,115	2,328,670	334,008	2,662,678	595,436
	26	2,910,944	397,240	3,308,185	2,249,807	332,902	2,582,710	725,474
計		5,783,427	782,872	6,566,300	4,578,477	666,911	5,245,388	1,320,911

(注) 単位未満を切り捨てているため、算式と一致しない計数となっている欄がある。

また、25、26 両年度に出向元企業が在籍型出向者に実際に支払った賃金総額に基づいて在籍型出向者に係る分の労災保険料等相当額を算定すると、表2のとおり、計3340万余円となり、前記の機構が労働局に支払った労災保険料等相当額計3746万余円はこれを405万余円上回っていた。

表2 機構が労働局に支払った労災保険料等相当額が実際に支払った賃金総額に基づいて算定した労災保険料等相当額を上回っていた状況 (単位：千円)

年度	機構が労働局に支払った労災保険料等相当額 (A)	実際に支払った賃金総額に基づいて算定した労災保険料等相当額 (B)	AがBを上回っていた額
平成25	17,818	16,403	1,414
26	19,645	17,005	2,639
計	37,463	33,409	4,054

(注) 単位未満を切り捨てているため、「AがBを上回っていた額」欄は集計しても一致しないものがある。

しかし、機構負担金は、機構において出向元企業支払金を負担するものであるとしており、出向元企業支払金の額を上回る額を負担する必要はないこと、また、労災保険料等は在籍型出向者に実際に支払われた賃金総額に基づいて算定することとされていることから、出向元企業支払金の額等を把握し、機構負担金及び労災保険料等の額を適切に算定して支払う必要があると認められた。

現に、在籍型出向者を受け入れている他団体は、出向元企業が在籍型出向者に支払った給与等の額を把握し、これに基づき負担する額を算定していた。

このように、機構において、機構負担金の額が出向元企業支払金の額を上回るなどしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、機構負担金の額及び労災保険料等の額の算定に当たり、出向元企業支払金の額等に基づいて行う必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、28年5月から9月までの間に、25、26両年度の労災保険料等相当額について、出向元企業が在籍型出向者に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した額により労働局に対して修正申告を行い還付を受けるなどするとともに、28年8月に、出向元企業支払金の額等を把握し、これに基づき機構負担金の額及び労災保険料等の額を算定することとする通達を発するなどして、機構負担金の額及び労災保険料等の額を適切に算定して支払うこととする処置を講じた。

なお、4研究開発拠点^(注4)で実施されていた機構の業務の一部が28年4月に国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に移管されたことに伴い、在籍型出向者を受け入れた同機構においても同様の処置が講じられた。

(注4) 4研究開発拠点 那珂、高崎、関西、青森の各拠点

第27 独立行政法人地域医療機能推進機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

病院における物品の購入等に係る契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争契約に付することにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの

科 目	材料費、委託費、設備関係費、経費
部 局 等	独立行政法人地域医療機能推進機構本部、6 病院
契 約 の 概 要	病院で使用する診療材料、医薬品、検査試薬等の購入、リネン類等の賃貸借及び人材派遣業務等の委託を行うもの
競争契約に付することなく随意契約により契約を締結していた支払額	6 億 6635 万円(平成 27 年 4 月～28 年 3 月)

1 契約手続等の概要

(1) 病院運営の経緯等の概要

独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「機構」という。)は、地域において必要とされる医療等を提供する機能の確保を図ることを目的として病院の設置、運営等を行っている。これらの病院は、社会保険庁が設置し、その後一連の社会保険庁改革により平成 20 年 10 月及び 24 年 4 月に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「旧機構」という。)が国から現物出資を受ける形で保有していたもので、旧機構は同庁と同様に、社団法人全国社会保険協会連合会等の運営委託法人に対してその運営を委託していた。そして、26 年 4 月 1 日の「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 73 号)の施行に伴い、旧機構が機構に改組されるとともに、機構は、これらの病院の運営を直接行うこととなった。

(2) 会計規程等における随意契約の要件

機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結するに当たっては、独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程(平成 26 年 4 月規程第 61 号。以下「会計規程」という。)第 52 条の規定に基づき、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととなっている。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合、競争に付することが不利と認められる場合及び契約に係る予定価格が少額である場合には、随意契約等によることができることとなっている。

上記のうち「契約に係る予定価格が少額である場合」とは、独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(平成 26 年 4 月細則第 6 号。以下「細則」という。)第 27 条の規定によれば、①物品等の購入契約で、その予定価格が 160 万円を超えない財産を買い入れるとき、②賃貸借契約で、その予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借り入れるとき、③工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で、その予定価格が 100 万円を超えないときなどとされている。

また、細則第35条の規定によれば、予定価格は契約する事項の価格の総額について定めなければならないとされている一方で、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合には、単価により予定価格を定めることができるとされている。

そして、機構は、契約の締結に当たっては、単価契約(単価についてのみ約定し、支払金額については購入等の実績に基づき決定する契約。以下同じ。)の場合であっても、契約の目的である1品目の単価を基準とするのではなく、当該契約に基づく年間支払予定総額を考慮した上で随意契約を締結できる場合に該当するかどうかを判断するとしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、機構の運営する病院が随意契約により契約を締結した件数が相当数あり、支払額も多額に上っていることから、合规性、経済性等の観点から、これらの契約手続が適切に行われ、公正性及び透明性が確保されているかなどに^(注1)着眼して、27年度に13病院が随意契約により契約を締結していた計528件、支払額計48億4754万余円を対象として、契約書、請求書等の関係書類により会計実地検査を行った。

(注1) 13病院 北海道、仙台南、群馬中央、高岡ふしき、福井勝山総合、可児とうのう、桜ヶ丘、滋賀、玉造、久留米総合、伊万里松浦各病院、東京蒲田、四日市羽津両医療センター

(検査の結果)

^(注2)検査したところ、6病院において次のような事態が見受けられた。

(注2) 6病院 高岡ふしき、福井勝山総合、桜ヶ丘、滋賀、久留米総合、伊万里松浦各病院

(1) 物品の購入契約等の締結に当たり、単価が少額であるとして単価契約に基づく年間支払予定総額について考慮していなかった事態

^(注3)4病院は、27年度に病院で使用する診療材料、医薬品、検査試薬等及び医療用酸素ガスの購入契約等計34件の単価契約(年間支払総額計6億0145万余円)を随意契約により締結していた。そして、4病院は、上記34件の単価契約については単価が少額であることから年間支払予定総額についてまで考慮せず、会計規程及び細則に照らして随意契約を締結できる場合に該当するとしていた。

しかし、上記34件の単価契約については、契約締結の際に、いずれも当該契約に基づく年間の購入予定数量(以下「購入予定数量」という。)を算定した上で、予定価格とした単価に購入予定数量を乗ずると、当該契約に基づく年間支払予定総額が細則に基づき随意契約によることができる場合の上限金額(物品等の購入契約では予定価格160万円)を超過することになり、会計規程及び細則に定める随意契約によることができる場合には該当しないと認められた。

(注3) 4病院 福井勝山総合、桜ヶ丘、久留米総合、伊万里松浦各病院

(2) 役務契約等の締結に当たり、他にも契約可能な業者が見受けられるにもかかわらず、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとしていた事態

^(注4)4病院は、27年度に病院で使用するリネン類の賃貸借契約、人材派遣業務委託契約等計9件の役務契約等(年間支払総額計6489万余円)を随意契約により締結していた。そして、4病院は、上記9件の役務契約等については、契約の相手方が特定の業者に限定され

るとして、いずれも契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するとしていた。

しかし、上記9件の役務契約等については、他にも契約可能な業者が見受けられることから、契約の相手方が特定の業者に限定されるものではなく、いずれも契約の性質又は目的が競争を許さない場合には該当しないと認められた。

このように、病院における物品の購入等に係る契約に当たり、会計規程及び細則に反して随意契約により契約を締結していた事態は、契約手続の公正性及び透明性が確保されておらず、競争による利益を十分に享受できないものとなっていて適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注4) 4病院 高岡ふしき、滋賀、久留米総合、伊万里松浦各病院

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、6病院において、随意契約により契約を締結するに当たり、会計規程及び細則の趣旨について十分に理解しておらず、契約手続の公正性及び透明性を確保することについての認識が欠けていたこと、また、機構において、各病院における随意契約の締結に当たっては、会計規程及び細則に従って厳正かつ適正に行う必要があることについての周知徹底が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、28年2月及び9月に、各病院に対して、単価契約の締結に当たっては、当該契約に基づく購入予定数量や年間支払予定総額についても考慮したり、役務契約等の締結に当たっては、調査等が不十分なまま契約可能な業者が限定されると判断しないようにしたりして、会計規程及び細則に従った手続を行うよう通知等を発するとともに、同年7月に各病院の経理担当職員を対象とした研修を開催して、その周知徹底を図る処置を講じた。

第28 独立行政法人住宅金融支援機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

証券化支援勘定における政府出資金について、対象とするリスクに係る住宅ローン債権の残高の減少を踏まえて、政府出資金の規模を適時適切に見直すとともに、必要額を超えていると認められる額について国庫に納付することとなるよう改善させたもの

科 目	(証券化支援勘定) 現金預け金
部 局 等	独立行政法人住宅金融支援機構本店
ALM 出資金の概要	事業を安定的に運営していくために、通常予測される範囲を超えて発生する ALM リスクによる損失に備えることを目的とする政府出資金
ALM 出資金の保有額	366 億 8672 万円(平成 27 年度末現在)
不要財産として国庫に納付すべき額	30 億 9329 万円

1 証券化支援事業等の概要

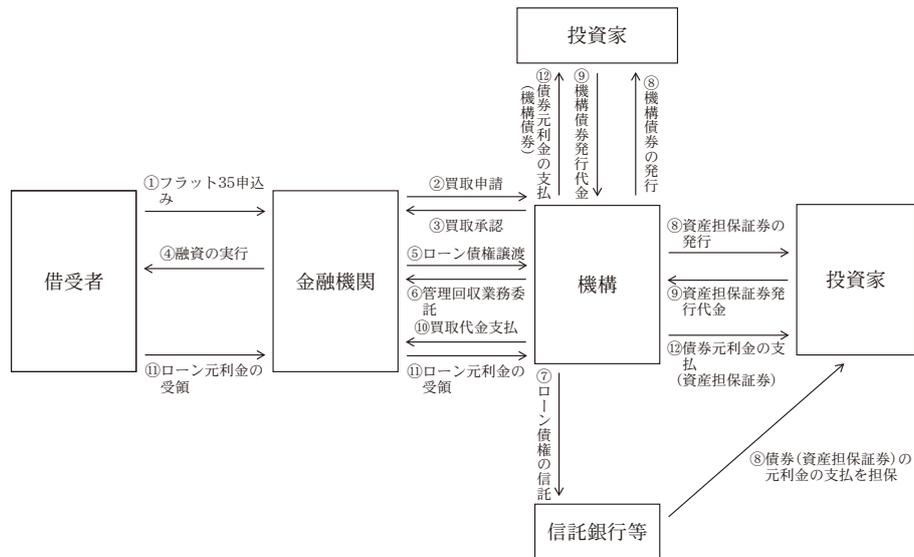
(1) 証券化支援事業の概要

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号)に基づき、民間の金融機関(以下「金融機関」という。)が長期固定金利の住宅ローンを国民に提供することを支援するために、金融機関においてフラット 35 等の商品名で販売されている長期固定金利の住宅ローンの債権(以下「ローン債権」という。)を買い取るなどの証券化支援事業を実施しており、同事業の経理について証券化支援勘定を設けて整理している。

そして、機構は、買い取ったローン債権から得られる住宅ローンの借受者からの元利金の返済金(以下「ローン元利金」という。)を償還等の原資とする債券(以下「資産担保証券」という。)を発行して金融市場で投資家に売却している。また、資産担保証券とは別に、資産担保証券の償還等の確実性を高めるために、平成 19 年度から、機構の財産を担保とした一般担保債券(以下「機構債券」という。)を発行して資金を調達し、その資金でローン債権を買い取り、当該資産担保証券の追加的な担保に充てている(以下、追加的な担保とするローン債権を「超過担保ローン債権」という。)

上記について図に示すと、次のとおりである。

図 証券化支援事業におけるフラット 35 の買取りに係る主な事務の流れ



(2) 証券化支援事業における ALM リスクの概要

機構は、毎年度、10年債、20年債等の中長期の年限の機構債券を発行しており、機構債券の元本の償還は満期一括払、利息は半年ごとの支払(以下、機構債券の元本の償還額及び利息の支払額を合わせて「債券元金の支払額」という。)としている。また、ローン元金は借受者から毎月定期的に受領するほか任意の繰上返済を受けることがある。このため、機構においては債券元金の支払額とローン元金の受領額に開差が生ずることになり、債券元金の支払額に比べてローン元金の受領額が多い場合には滞留した資金を低金利下で運用することを余儀なくされたり、逆に債券元金の支払額に比べてローン元金の受領額が少ない場合には一時的に不足する資金を高金利下で調達することを余儀なくされたりすることになる。そして、これらの要因による期間損益の悪化というリスク(以下「ALM リスク」という。)の大きさは、超過担保ローン債権等の残高が減少すれば縮小することになる。

(3) 不要財産の国庫納付

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)が22年に改正され、通則法第8条第3項の規定に基づき、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととなっている。そして、通則法第46条の2第1項の規定に基づき、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することなどを掲げている。

(4) ALM 出資金の概要

機構は、機構債券の発行により調達した資金で19年度から21年度までの間に買い取った超過担保ローン債権等から生ずるALMリスクに備えるために、一定の確率で発生すると想定される最大想定損失額から通常発生すると想定される損失額を差し引いた分に当たる額として、国からALMリスク対応出資金(以下「ALM出資金」という。)の交付を19年度から21年度までの毎年度160億円、計480億円受けて、証券化支援勘定に出資金として計上している(以下、ALM出資金の対象とするALMリスクに係る超過担保ローン債権等を「対象債権」という。)

機構は、上記ALM出資金の予算要求に際して、その必要額を算定するに当たり、金融機関からの超過担保ローン債権等の買取推計額を用いているが、22年12月に閣議決定された基本方針において、ALM出資金は、実際の事業量の推移等を踏まえて、必要額を除き残額は国庫に納付することとされた。そこで、機構は、19年度から21年度までの間における超過担保ローン債権等の買取推計額に対する買取実績額の減少割合等を用いて、一旦ALM出資金の必要額を253億円と算出し、その上で、24年3月時点で措置されていなかった22、23両年度に買い取った超過担保ローン債権等の一部から生ずるALMリスクに備えるための額を含めるなどして、ALM出資金の必要額を367億円と算定し、24年3月に当時のALM出資金の保有額480億円との開差額113億円を国庫に納付している。なお、機構は、24年度以降に買い取った超過担保ローン債権等から生ずるALMリスクについては、ローン元利金の受領額の一部により備えることができていることから、ALM出資金の対象としていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年の我が国の厳しい財政状況下において、独立行政法人については、事業の見直しや効率化とともに、保有資産の規模の見直しや不要な資産の国庫納付等の検討が求められているが、機構においては、24年3月にALM出資金の必要額の算定を行って以降、同様の見直しを行っていない。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、対象債権の残高はどの程度減少しているか、ALM出資金の規模は対象債権の残高に見合ったものとなっているかなどに着眼して、27年度末時点のALM出資金の保有額366億8672万円を対象として、機構本店において対象債権の残高に関する資料を徴するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

本院が機構から提出された資料に基づき対象債権の残高を算定したところ、機構が国庫納付した24年3月時点では3631億9669万余円となっていたが、その後ローン元利金の受領が進んだことにより、27年度末時点では1712億4992万余円となっていて、24年3月時点に比べて1919億4677万余円(52.8%)減少していることから、ALMリスクの大きさが縮小していると推測された。

しかし、機構は、ALM出資金の規模を見直すことなく、政府出資等に係る不要な資産の国庫納付の検討を行っていない。

そこで、本院は、機構に対して対象債権の残高の減少を踏まえて27年度末時点のALM

出資金の必要額を算定するよう求めた。これを受けて、機構は、国庫納付した24年3月時点に用いた超過担保ローン債権等の残高に対する27年度末時点の残高の減少割合等を用いて一旦ALM出資金の必要額を174億3423万円と算出し、その上で、前記の国庫納付に係る見直しにおいても措置されていなかった21年度から23年度までの間に買い取った超過担保ローン債権等の一部から生ずるALMリスクに備えるための額を含めて、ALM出資金の必要額を335億9343万円と算定した。

したがって、ALM出資金の保有額366億8672万円から上記ALM出資金の必要額を控除した額30億9329万円に見合う現金預け金は、政府出資等に係る不要財産に該当すると認められた(表参照)。

表 不要財産に該当する額の算定過程 (単位：千円)

超過担保ローン債権等の取年度	24年3月時点のALM出資金の必要額の算定		今回、本院の求めを受けて機構が算定したALM出資金の必要額				27年度末時点のALM出資金の保有額	不要財産に該当する額
	24年3月時点の対象債権の残高	19年度から21年度までの間における超過担保ローン債権等の買取推計額に対する買取実績額の減少割合等を用いて算定したALM出資金の必要額	27年度末時点の対象債権の残高	27年度末時点のALM出資金の必要額	24年3月時点に用いた超過担保ローン債権等の残高に対する27年度末時点の減少割合等を用いて一旦算出したALM出資金の必要額	24年3月の見直しにおいても措置されていなかった21年度から23年度までの間に買い取った超過担保ローン債権等の一部から生ずるALMリスクに備えるための額		
	(A)	(B)	(C)	(D) = (E) + (F)	(E)	(F)	(G)	(H) = (G) - (D)
平成19年度	73,040,257	7,654,064	22,830,026	2,392,413	2,392,413	—	—	—
20年度	73,552,094	7,280,041	28,527,303	2,823,576	2,823,576	—	—	—
21年度	111,515,969	10,366,824	56,444,636	7,442,016	5,239,771	2,202,244	—	—
22年度	92,032,372	9,320,446	55,519,609	16,042,437	5,347,479	10,694,958	—	—
23年度	13,056,000	2,098,929	7,928,344	4,892,982	1,630,994	3,261,988	—	—
計	363,196,692	36,700,000	171,249,920	33,593,427	17,434,235	16,159,191	36,686,720	3,093,290

注(1) (B)の計欄について、機構は、億円未満を切り捨ててALM出資金の必要額としているため、各年度の金額の計とは一致しない。

注(2) (H)の計欄は、万円未満を切り捨てているため、(G)から(D)を控除した数値と一致しない。

また、機構は、対象債権について、19年度から23年度までの間に買い取った超過担保ローン債権等の一部に限定していることから、その残高は、ローン元利金の受領が進むことにより今後も減少することが見込まれる。

このように、政府出資等に係る財産については、基本方針により自主的な見直しを不断に行うことが求められ、また、政府出資等に係る不要財産については、通則法に基づき遅滞なく、国庫に納付することとなっているのに、機構において、対象債権の残高の減少に伴うALMリスクの大きさの縮小を踏まえたALM出資金の規模の見直しを行っていなかったことから、必要とは認められない多額の政府出資金に係る資産を保有していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、対象債権の残高が減少しているのに、通則法及び基本方針の趣旨にのっとり対象債権の残高に見合ったALM出資金の規模の見直しを速やかに行うことなどについての理解が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、今後対象債権の残高が減少することに伴うALM出資金の規模の見直しを毎年度行うことを28年9月に決定するとともに、27年度末時点におけるALM出資金に係る不要財産に該当する額を30億9329万円と認定し、28年9月に、国土交通大臣及び財務大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第29 国立大学法人旭川医科大学

不 当 事 項

予 算 経 理

- (329) 大学病院で使用する医薬品の調達に当たり、政府調達に関する協定等や会計規程等に反して、予定価格が一定額以上であるにもかかわらず、一般競争とせずに随意契約としていたもの

科 目	診療経費
部 局 等	国立大学法人旭川医科大学
契 約 の 概 要	大学病院で使用する医薬品の調達を行うもの
医薬品に係る支払額(1)	3,512,072,368 円(平成 27 年度)
(1)のうち政府調達に関する協定等に反して随意契約としていた医薬品に係る支払額(2)	1,149,113,136 円
(1)のうち会計規程等に反して随意契約としていた医薬品に係る支払額(3)	742,725,500 円
(2)及び(3)の計	1,891,838,636 円

1 医薬品の調達業務の概要等

(1) 医薬品の調達業務の概要

国立大学法人旭川医科大学(以下「旭川医科大学」という。)は、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 39 条の規定に基づき、医学部の教育研究に必要な施設として、旭川医科大学病院(以下「大学病院」という。)を設置し、運営している。

そして、旭川医科大学は、大学病院で使用する医薬品の調達を実施しており、契約や支払等の調達に係る事務を、国立大学法人旭川医科大学会計規程(平成 16 年旭医大達第 152 号。以下「会計規程」という。)等の内部規程等に基づいて行うこととなっている。

会計規程等によれば、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならないこととされている。ただし、予定価格が 500 万円未満の契約をするときなどは、随意契約によることができるとされている。

(2) 政府調達に関する協定等の概要

政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号。以下「協定」という。)は、世界貿易機関(WTO)の下で運用されている協定の一つで、各加盟国の中央政府、地方政府及び協定が定める機関による調達の分野における、国内外のいかなる事業者でも参入を可能なものとする内外無差別原則の確立と手続の透明性等の確保を目的として、各国が遵守すべき調達

手続上の義務等を規定している。そして、我が国政府は、調達手続を更に透明性、公正性及び競争性の高いものとするなどのために、「政府調達手続に関する運用指針等について」(平成26年3月関係省庁申合せ)等を我が国の自主的措置として決定している(以下、協定及び我が国の自主的措置を合わせて「協定等」という。)

協定において、国立大学法人が協定の適用対象となる機関とされていることから、旭川医科大学は、協定の適用対象となり、協定等の対象となる調達契約を締結する場合には、協定等に基づき契約事務を行う必要がある。

(3) 協定等の適用対象となる調達等

ア 適用対象となる調達

協定によれば、物品及びサービスの調達が適用対象とされている。このうち、物品については、全ての物品の調達を適用対象とすることとされていて、適用対象となる物品の品目は具体的に示されていないが、協定その他の国際約束を実施するために制定された「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)等において、現金及び有価証券を除く動産等が適用対象とされている。

イ 適用対象となる調達額等

協定等によれば、機関の区分、調達する物品及びサービス、契約締結時期等ごとに、それぞれ基準額が定められており、当該基準額以上の価額の物品及びサービスの調達契約が協定等の適用対象とされている。そして、平成26年4月1日から28年3月31日までの間に締結される物品等の調達契約については、予定価格等、評価の基礎となる額が10万SDR^(注)以上の場合が協定等の適用対象とされ(以下、協定等の適用対象となる調達を「特定調達」という。)、協定の適用対象となる機関は、特定調達を行うに当たり、協定等に基づき、原則として一般競争に付することとされている。

前記のとおり、旭川医科大学は、協定の適用対象となっていることから、「旭川医科大学政府調達細則」(平成16年学長裁定)において、物品等の調達契約に当たり、予定価格が特例政令に規定する財務大臣の定める額(26年4月1日から28年3月31日までの間に締結される物品等の調達契約については1300万円)以上の物品等の調達契約が、特定調達の適用対象となることなどを定めて、協定等を遵守した契約事務を行うこととしている。

(注) SDR IMF(国際通貨基金)の特別引出権(Special Drawing Rights)。その邦貨換算額は2年ごとに見直されている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、大学病院で使用する医薬品の調達は協定等や会計規程等に従って適正に実施されているかなどに着眼して、27年度に調達した医薬品延べ3,974品目に係る支払額計3,512,072,368円を対象として、旭川医科大学において、予定価格算定資料、支払関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、旭川医科大学は、医薬品の調達について、従前は、協定等や会計規程等に基づき実施していたのに、27年度においては、随意契約によれば価格交渉が可能となり経費削減に資するとして、協定等や会計規程等に反して、次のとおり随意契約により実施していた。

ア 協定等に反して随意契約を行っていた事態

旭川医科大学は、上期(27年4月から9月までの間)において予定価格が1300万円以上である20品目について、下期(同年10月から28年3月までの間)において同様の17品目について、特定調達の対象であるにもかかわらず、協定等に反して、一般競争に付することなく随意契約により調達し、これに係る代金計1,149,113,136円を支払っていた。

イ 会計規程等に反して随意契約を行っていた事態

旭川医科大学は、上期において予定価格が500万円以上1300万円未満である44品目について、下期において同様の47品目について、会計規程等に反して、一般競争に付することなく随意契約により調達し、これに係る代金計742,725,500円を支払っていた。

このように、協定等や会計規程等に反して随意契約により医薬品を調達していた事態は適正ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、旭川医科大学において、医薬品の調達に当たり、協定等や会計規程等に従って適正に契約手続を行う認識が欠けていたことなどによると認められる。

第30 国立大学法人弘前大学、第31 国立大学法人岩手大学、第32 国立大学法人筑波大学、第33 国立大学法人埼玉大学、第34 国立大学法人金沢大学、第35 国立大学法人浜松医科大学、第36 国立大学法人三重大学、第37 国立大学法人鳥取大学、第38 国立大学法人島根大学、第39 国立大学法人広島大学、第40 国立大学法人佐賀大学、第41 国立大学法人長崎大学、第42 国立大学法人宮崎大学、第43 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学、第44 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (330) DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を
 (344) 行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの

科 目	経常費用
部 局 等	(1) 国立大学法人弘前大学 (2) 国立大学法人岩手大学 (3) 国立大学法人筑波大学 (4) 国立大学法人埼玉大学 (5) 国立大学法人金沢大学 (6) 国立大学法人浜松医科大学 (7) 国立大学法人三重大学 (8) 国立大学法人鳥取大学 (9) 国立大学法人島根大学 (10) 国立大学法人広島大学 (11) 国立大学法人佐賀大学 (12) 国立大学法人長崎大学 (13) 国立大学法人宮崎大学 (14) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学 (15) 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
会計経理の内容	DNA 合成製品の購入に係る代金の支払
不適正な会計経理の額	(1) 8,437,069 円(平成 22 年度～26 年度) (2) 5,212,218 円(平成 22 年度～26 年度) (3) 5,062,231 円(平成 21 年度～26 年度) (4) 6,773,704 円(平成 21 年度～26 年度) (5) 3,320,981 円(平成 22 年度～26 年度) (6) 4,166,396 円(平成 22 年度～25 年度) (7) 3,577,011 円(平成 22 年度～26 年度) (8) 10,020,000 円(平成 22 年度～26 年度)

- (9) 4,358,050 円 (平成 22 年度～25 年度)
- (10) 40,308,942 円 (平成 22 年度～26 年度)
- (11) 5,415,150 円 (平成 22 年度～26 年度)
- (12) 10,253,020 円 (平成 22 年度～26 年度)
- (13) 3,517,494 円 (平成 22 年度～25 年度)
- (14) 13,735,274 円 (平成 22 年度～26 年度)
- (15) 3,888,523 円 (平成 22 年度～26 年度)

1 DNA 合成製品の購入に係る会計経理の概要

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「国立大学法人等」という。)は、国立大学法人等に所属する研究者が各種の研究活動を行うために、研究用物品を多数購入するなどしている。研究用物品のうち DNA 合成製品は遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験等に使用するものであり、研究の進捗に応じて発注が行われている。

そして、各国立大学法人等の会計規程等の定めるところにより、DNA 合成製品等の研究用物品の購入に係る契約については、研究者が契約依頼書を経理責任者等へ提出し、経理責任者等が契約を締結して、納品検査を行うこととなっていて、国立大学法人等によっては、物品の購入に係る1回の発注金額が一定の金額未満であるなどの場合は、研究者が直接契約を締結することができることとなっている。また、物品の購入に係る代金の前払は、定期行物及び外国から購入する物品の代金等の支払のような業務の実施上又は経費の性質上必要があるものなどを除き認めないこととなっている。さらに、各国立大学法人等の資産、負債及び資本の増減又は異動並びに収益及び費用は、その原因となる事実の発生した日の属する年度により所属する年度を区分することとなっている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、DNA 合成製品の購入は会計規程等に基づき適正に行われているか、DNA 合成製品の納品検査は適切に行われているかなどに着眼して、全 86 国立大学法人のうち 22 国立大学法人及び全 4 大学共同利用機関法人のうち 1 大学共同利用機関法人において、平成 21 年度から 26 年度までの間に支払が行われていた DNA 合成製品の購入に係る契約を対象として、契約決議書、検収調書等の書類により会計実地検査を行った。

(注 1) 22 国立大学法人 帯広畜産大学、弘前大学、岩手大学、筑波大学、埼玉大学、東京海洋大学、新潟大学、金沢大学、浜松医科大学、三重大学、鳥取大学、島根大学、広島大学、香川大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、総合研究大学院大学の各国立大学法人

(注 2) 1 大学共同利用機関法人 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

14 国立大学法人及び 1 大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「15 国立大学法人等」という。)に所属する複数の研究者は、DNA 合成製品の購入に当たり、研究者名等を製造メーカーに登録して DNA 合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA 合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座に DNA 合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有しておき、研究者が研究の進捗に応じ

て必要な DNA 合成製品を製造メーカーに連絡すると DNA 合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされるなどの方式(以下「プリペイド方式」という。)を利用して。そして、これらの研究者は、プリペイド方式のポイント等を購入することとなる契約について、契約依頼書を経理責任者等に提出したり、販売代理店と直接契約を締結して支払依頼書を経理責任者等に提出したりしていた。

しかし、15 国立大学法人等の経理責任者等は、当該プリペイド方式のポイント等の購入が実際は DNA 合成製品の購入には当たらない前払となるものであることを認識せずに、契約依頼書や支払依頼書をそのまま承認して販売代理店との契約を締結していたり、販売代理店への支払を行ったりしていた。また、納品検査に当たり、プリペイド方式のポイント等の購入に係る納品書を DNA 合成製品の納品書と誤って認識するなどしていた。

その結果、実際には DNA 合成製品の納品の事実がないのに、プリペイド方式のポイント等の購入に係る納品書を販売代理店から受けたことをもって納品を確認したこととして、現物との照合を行わず支払を行っていた事態が、15 国立大学法人等において、21 年度から 26 年度までの間に計 980 件、支払額計 128,046,063 円について見受けられた。

さらに、購入されていたプリペイド方式のポイント等の一部については、研究者が年度内の研究に使用せず翌年度に持ち越していたり、残高を保有した研究者が他の研究機関へ異動したことにより当該残高の管理が困難となっていたりしている事態が見受けられた。

これらの事態は、会計規程等に違反して、DNA 合成製品を代金の前払となるプリペイド方式により購入するなどの不適正な会計経理を行って、DNA 合成製品の購入代金計 128,046,063 円を支払っていたものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、研究者において適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠けていたこと、経理責任者等において DNA 合成製品の購入方法に対する確認が十分でなかったこと及び DNA 合成製品の納品検査において現物との照合を行わなかったこと、また、15 国立大学法人等において研究者及び経理責任者等に対し DNA 合成製品の購入を会計規程等に基づき適正に行うなどの指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を国立大学法人等別に示すと次のとおりである。

国立大学法人等名	年度	不適正な会計経理を行っていた件数	不適正な会計経理による支払額
		件	円
(330) 弘前大学	22～26	106	8,437,069
(331) 岩手大学	22～26	33	5,212,218
(332) 筑波大学	21～26	38	5,062,231
(333) 埼玉大学	21～26	74	6,773,704
(334) 金沢大学	22～26	55	3,320,981
(335) 浜松医科大学	22～25	28	4,166,396
(336) 三重大学	22～26	33	3,577,011
(337) 鳥取大学	22～26	19	10,020,000
(338) 島根大学	22～25	21	4,358,050
(339) 広島大学	22～26	366	40,308,942
(340) 佐賀大学	22～26	42	5,415,150
(341) 長崎大学	22～26	55	10,253,020
(342) 宮崎大学	22～25	42	3,517,494
(343) 北陸先端科学技術大学院大学	22～26	51	13,735,274
(344) 情報・システム研究機構	22～26	17	3,888,523
(330)～(344)の計		980	128,046,063

第45 国立大学法人東北大学、第46 国立大学法人秋田大学、第47 国立大学法人山形大学、(第32 国立大学法人筑波大学)、(第34 国立大学法人金沢大学)、第48 国立大学法人山梨大学、第49 国立大学法人信州大学、第50 国立大学法人岐阜大学、(第35 国立大学法人浜松医科大学)、(第36 国立大学法人三重大学)、第51 国立大学法人滋賀医科大学、第52 国立大学法人京都大学、第53 国立大学法人神戸大学、(第37 国立大学法人鳥取大学)、(第38 国立大学法人島根大学)、第54 国立大学法人岡山大学、第55 国立大学法人山口大学、第56 国立大学法人徳島大学、第57 国立大学法人愛媛大学、第58 国立大学法人高知大学、(第40 国立大学法人佐賀大学)、(第41 国立大学法人長崎大学)、第59 国立大学法人大分大学、第60 国立大学法人富山大学

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(24) 国立大学病院管理会計システムの利用状況について

〔平成 25 年度決算検査報告 907 ページ参照〕
〔平成 26 年度決算検査報告 783 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

国立大学法人東北大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人神戸大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人島根大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人大分大学及び国立大学法人富山大学(平成 17 年 9 月 30 日以前は国立大学法人富山医科薬科大学。以下、これらを合わせて「24 国立大学法人」という。)を含む 41 国立大学法人は、経営者等の意思決定や組織内部の業績測定・業績評価に役立つ情報を提供するなどの附属病院の運営・経営状況を把握するための管理会計等の必要性等を踏まえて、16 年 4 月の国立大学法人化に向けて開発された国立大学病院管理会計システム(以下「HOMAS」という。)を導入している。しかし、24 国立大学法人において、HOMAS を利用する上での体制上の問題点に対して十分な対策が講じられていないことから、25 年度末現在において HOMAS が全く利用されていない事態が見受けられた。

したがって、24 国立大学法人において、現状の HOMAS の機能等を継承しつつ、新たな機能を追加するなどして 28 年 4 月以降に導入が予定されている国立大学病院向け管理会計サービス(以下「HOMAS 2」という。)を効果的かつ継続的に利用するために、HOMAS 2 の開発や各国立大学法人間の意見調整を行う国立大学附属病院長会議等と連携しながら、HOMAS 2 の仕様等の内容を踏まえて、附属病院の組織全体として HOMAS 2 の利用方針等について十分に検討して明確にしたり、18 国立大学法人において、財務会計、医事会計等のシステムからのデータの取り込みの際に各部門と連携を図るようにし、また、担当者の変更があった際に適切かつ迅速に業務を引き継げるようにして、業務の効率性や継続性を確保できるような体制を整備したり、8 国立大学法人において、診療科別や検査部門といった部

国立大学、三重大学、高知大学、東北大学、滋賀医科大学、秋田大学、京都大学、山形大学、大分大学、神戸大学、筑波大学、富山大学、金沢大学、島根大学、山梨大学、岡山大学、信州大学、山口大学、岐阜大学、徳島大学、浜松医科大学

門ごとの原価計算において各診療科等へ直接費用を計上することが困難な費目について費用を各部門に案分するための配賦基準等、附属病院の各関係者から理解を得る必要があるものについて十分な調整を図ったりする措置を講ずることにより、HOMAS2の利用に必要な体制の整備を図るよう、24国立大学法人の各学長に対して26年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、その後の処置状況について、24国立大学法人に対して報告を求めてその内容を^(注3)確認するなどの方法により検査するとともに、21国立大学法人において会計実地検査を行った。

検査の結果、24国立大学法人は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 24国立大学法人は、27年7月以降HOMAS2の導入のための説明会等が順次開催されたことを受けて、28年6月までに、同説明会等に参加するなどしてHOMAS2の仕様等の内容を把握した上で、それらを踏まえて十分に検討して、附属病院の意思決定機関等においてHOMAS2の利用方針等を決定した。

イ 18国立大学法人は、27年7月までに、HOMAS2に係る業務の担当を明確にすることなどにより各部門と連携を図るようにし、また、HOMAS2の担当者を増員することなどにより適切かつ迅速に業務を引き継げるようにして、業務の効率性や継続性を確保できるような体制を整備した。

ウ 8国立大学法人は、前期の説明会等においてHOMAS2に係る配賦基準の共通ルール等が周知されたことを受けて、28年6月までに、附属病院の意思決定機関等において配賦基準等を決定し、会議等で関係者に周知して理解を得ることなどにより十分な調整を行った。

(注1) 18国立大学法人 東北大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、京都大学、鳥取大学、徳島大学、愛媛大学、佐賀大学、長崎大学、大分大学、富山大学の各国立大学法人

(注2) 8国立大学法人 秋田大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、神戸大学、徳島大学、高知大学、佐賀大学の各国立大学法人

(注3) 21国立大学法人 東北大学、山形大学、筑波大学、金沢大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、山口大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学、佐賀大学、長崎大学、富山大学の各国立大学法人

(第52 国立大学法人京都大学)

意見を表示し又は処置を要求した事項

職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の締結に当たり、契約の内容及び契約方法を見直すことなどにより、競争性及び透明性を確保するとともに、駐車整理業務により生ずる利益を享受できるようにするなどするよう是正改善の処置を求めたもの

部 局 等	国立大学法人京都大学
契 約 名	京都大学病院地区職員区域駐車整理業務
契 約 の 概 要	京都大学病院地区職員区域駐車場に係る駐車整理業務の実施を無償で委託するもの
契 約 の 相 手 方	一般財団法人和進会
契 約	平成 24 年 3 月、25 年 3 月、26 年 3 月 随意契約
競争性及び透明性が確保されていなかった委託契約に係る駐車整理料の収入額及び駐車整理業務経費の支出額	収入額 1 億 2505 万円(背景金額)(平成 24 年度～26 年度) 支出額 9876 万円(背景金額)(平成 24 年度～26 年度)
平成 26 年度末までに国立大学法人京都大学が得ることができた利益の額	4239 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の見直し等について

(平成 27 年 12 月 3 日付け 国立大学法人京都大学学長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 医学部附属病院における職員等駐車場委託契約の概要等

(1) 医学部附属病院における駐車場に係る駐車整理業務の概要

貴法人は、診療、教育、研究等を担う附属施設として、医学部附属病院(以下「附属病院」という。)を設置し運営しており、附属病院敷地内に外来患者、入院患者及びその付添人又は見舞等のために来訪する者が利用する駐車場(以下「患者等駐車場」という。)と、職員、学生、納品業者及びその他大学関係者(以下「職員等」という。)が利用する駐車場(以下「職員等駐車場」という。)をそれぞれ設置している。

貴法人は、このうちの職員等駐車場については、その円滑な運営を図るために、附属病院の教員等を構成員とする京都大学病院地区駐車区域運営委員会を設置している。そして、同委員会が職員等駐車場の運営方式等について定めた京都大学病院地区職員・学生・その他大学関係者駐車区域整理要領によれば、職員等駐車場に係る駐車区域における車両の誘導、適正駐車の手引、パスカードの発行、駐車整理料の収納・管理等の整理業務(以下「駐車整理業務」という。)は第三者に委託して行うこととされている。

このため、貴法人は、平成11年4月以降、職員等駐車場に係る駐車整理業務について、一般財団法人和進会(23年7月以前は財団法人和進会。以下「和進会」という。)と委託契約(以下「職員等駐車場委託契約」という。)を、毎年度、随意契約により締結して実施している。

(2) 貴法人の契約制度等

貴法人が行う契約については、国立大学法人京都大学会計規程(平成16年達示第92号)等によれば、請負その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付さなければならないとされている。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、予定価格が1000万円未満である場合等においては随意契約によることができることとされている。

一方、21年6月に文部科学大臣が決定した「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」によれば、財務内容を改善させるために、「各法人は多様な資金調達による自己収入の増加、管理的経費の一層の抑制等についてさらに努めること」とされている。そして、効果的・効率的な法人運営を推進するために、「随意契約について、各法人の見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争等を行う場合には競争性、透明性を確保するなど、随意契約の適正化の推進に努めること」とされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、職員等駐車場委託契約は適切に行われているか、駐車整理業務により生ずる利益を貴法人が適切に享受しているかなどに着眼して、24年度から26年度までの間に貴法人が締結した職員等駐車場委託契約を対象として、貴法人において契約書類の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、委託先である和進会の委託業務の実施状況等についても、貴法人に対して調査及び報告を求めるなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 職員等駐車場委託契約の契約内容及び契約方法について

ア 職員等駐車場委託契約に係る契約内容

貴法人が和進会との間で締結した職員等駐車場委託契約の主な内容は、次のとおりとなっている。

- ① 貴法人は、職員等駐車場に係る駐車整理業務を和進会に無償で委託するものとする。
- ② 和進会は、駐車区域に駐車する者から駐車整理料を徴収することができる。
- ③ 駐車整理料は、職員等駐車場に係る駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とし、その額はあらかじめ貴法人が和進会と協議して定めるものとする。
- ④ 和進会は上記③の駐車整理料をもって職員等駐車場に係る駐車整理業務に必要な一切の経費(以下「駐車整理業務経費」という。)を賄うものとする。

⑤ 和進会は、職員等駐車場に係る駐車整理業務の収支に係る会計を他の業務に係る会計と区分し、前者の会計において剰余金が生じたときは、貴法人と協議した上で、職員等駐車場の施設又は設備の整備、その他職員等駐車場に係る駐車整理業務等に必要な経費に充てるものとする。

そして、職員等駐車場委託契約により和進会が徴収した駐車整理料の収入額及び駐車整理料により賄っている駐車整理業務経費の支出額は、24年度から26年度までの間でそれぞれ計1億2505万余円及び計9876万余円となっていた。

イ 職員等駐車場委託契約の契約方法

貴法人は、毎年度、和進会と職員等駐車場委託契約を随意契約により締結するに当たり、本件契約が契約の性質又は目的が競争を許さないなどの随意契約によることができる場合に該当するか否かについて特段の確認を行っていなかった。

しかし、和進会が行っている駐車整理業務の内容である、駐車区域における車両の誘導、適正駐車指導、パスカードの発行、駐車整理料の収納・管理等の実施には、特別な専門的知識を必要とするものではなく、この種の業務を行うことができる業者は多数存在していることから、職員等駐車場委託契約の相手方を和進会に限定する特段の理由はない。現に、貴法人は、患者等駐車場については、駐車整理料を貴法人の収入とした上で、駐車整理業務を車両の誘導等に係る業務と駐車整理料の収納に係る業務とに分けて、それぞれ別の民間の業者と一般競争入札等により契約を締結している。

したがって、貴法人は、患者等駐車場に係る上記の契約を参考にして職員等駐車場委託契約の内容を見直すなどすれば、一般競争入札等の競争性及び透明性を確保した契約方法により契約を締結することが可能であると認められる。

(2) 職員等駐車場委託契約に係る収支等の状況について

職員等駐車場に係る駐車整理業務の会計は、前記のとおり、職員等駐車場委託契約に基づき、和進会が他の業務に係る会計と区分して管理している。そして、24年度から26年度までの当該会計に係る収支等の状況をみると、貴法人は、23年度以前に職員等駐車場の収容台数に限りがあるなどの理由から、駐車場の利用希望者数を抑制することを目的として駐車整理料の金額を引き上げており、表のとおり、各年度の駐車整理料収入は、駐車整理業務経費を上回り剰余金が発生する状況となっている。このため、和進会が管理する職員等駐車場に係る駐車整理業務の会計において、23年度以前の剰余金と合わせて、26年度末現在で4239万余円の剰余金が生じていた。

表 職員等駐車場委託契約に係る収支等の状況 (単位：円)

区分	収入額	支出額	剰余金
平成24年度	42,429,041	30,317,366	12,111,675
25年度	41,869,794	32,393,844	9,475,950
26年度	40,752,522	36,053,937	4,698,585
小計	125,051,357	98,765,147	26,286,210
23年度以前の剰余金の計			16,112,897
合計			42,399,107

したがって、貴法人が、患者等駐車場と同様に職員等駐車場に係る駐車整理料を貴法人の収入として受け入れることとすれば、26年度末までに前記の剰余金に相当する計4239万余円の利益を得ることができたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

職員等駐車場委託契約について、契約の内容を見直すなどすれば、一般競争入札等の競争性及び透明性を確保した契約方法により契約を締結することが可能であるのに、随意契約により委託契約を締結していたり、駐車整理料による収入が駐車整理業務経費を上回っていて利益が生じているのに貴法人がこれを享受していなかったりしている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴法人において、次のことなどによると認められる。

- ア 職員等駐車場委託契約を締結するに当たり、競争性及び透明性を確保した上で契約することの重要性についての認識が欠けていること
- イ 職員等駐車場に係る駐車整理業務により生ずる利益を貴法人が享受することについての検討を行っていないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴法人は、契約の競争性及び透明性を確保するとともに、自己収入の増加に努めることが求められている。そして、貴法人においては、職員等の利便性の確保等の観点から今後も引き続き職員等駐車場を運営していくことが見込まれる。

については、貴法人において、職員等駐車場委託契約の競争性及び透明性を確保するとともに、自己収入の増加を図るよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 契約の内容を見直すなどした上で、一般競争入札等の競争性及び透明性を確保した契約方法により契約を締結すること
- イ 職員等駐車場に係る駐車整理業務により生ずる利益を貴法人が享受できるよう契約の内容を見直すとともに、和進会が管理している前記の剰余金については貴法人の収入とするよう和進会と協議すること

第61 大学共同利用機関法人自然科学研究機構

平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

大学連携研究設備ネットワーク事業による研究設備の大学間相互利用の推進について

(平成 26 年度決算検査報告 789 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下「機構」という。)は、研究設備の有効利用を目指した全国的なネットワークの構築と維持の一環として、各国立大学法人等が所有する研究設備を、大学等の研究機関の枠を越えて他大学等の研究者等にも広く相互利用に供することを目的として、大学連携研究設備ネットワーク事業(以下「大学連携ネットワーク事業」という。)を実施している。大学連携ネットワーク事業では、各国立大学法人等が所有する研究設備のうち相互利用に供することができる研究設備を対象として、その予約管理等を行うために、大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム(以下「ネットワークシステム」という。)を運用したり、各国立大学法人が所有する老朽化した研究設備を修理し、又はその機能を向上させて復活再生させる事業(以下、「復活再生事業」といい、復活再生事業により復活再生させた研究設備を「復活再生設備」という。)を実施したりしている。しかし、各国立大学法人において相互利用に供するために自らのホームページ上で研究設備の情報を公開するなどの独自のシステム(以下「独自システム」という。)に登録されている研究設備のうち、ネットワークシステムに登録されている研究設備が少数にとどまっている事態及び大学連携ネットワーク事業の実施により復活再生させたにもかかわらず、ネットワークシステムを通じた相互利用が全く行われていない復活再生設備がその半数近くに上っている事態が見受けられた。

したがって、機構において、ネットワークシステムを通じた相互利用を推進するために、各国立大学法人において相互利用に供するために独自システムに登録されている研究設備の状況を調査して把握し、各国立大学法人に対して当該研究設備をネットワークシステムに登録するよう働きかけるとともに、復活再生設備の相互利用を推進するために、各国立大学法人に対して、復活再生事業の対象とする研究設備の選定基準を示したり、復活再生設備をネットワークシステムに登録するに当たり、利用者に提供すべき情報として、復活再生設備の詳細な仕様や機能等の具体的な内容を示したりするよう、大学共同利用機関法人自然科学研究機構長に対して平成 27 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 27 年 9 月から 28 年 1 月にかけて、各国立大学法人に対して、相互利用に供するために独自システムに登録されている研究設備の状況を調査して把握し、当該研究設備をネットワークシステムに登録するよう働きかけた。

イ 27 年 12 月に復活再生事業の対象とする研究設備の選定基準を示した公募要領及び審査基準を策定してこれを各国立大学法人に示すとともに、利用者に提供すべき情報として、復活再生事業により向上した設備の詳細な仕様や機能等の具体的な内容をネットワークシステムに掲載した。

第62 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

空調設備設置計画の策定に当たって、通信装置に搭載するインターフェースカードの数に応じた発熱量の予測値を通知し確認する体制を整備することなどにより、架間空調機等の調達台数を適切に算定したり、他用途への活用を図るための体制を整備することにより、使用されないままとなっている架間空調機を有効に活用したりするよう改善させたもの

科 目	固定資産機械設備
部 局 等	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社本社
契 約 の 概 要	(1) 次世代基盤網通信装置を冷却するために架間空調機及び室内空調機の調達及び設置を行うもの (2) 次世代基盤網以外の通信装置を冷却するために架間空調機及び室内空調機の調達及び設置を行うもの
契 約 の 相 手 方	(1) 調達1会社、設置4会社、計5会社 (2) 調達1会社、設置3会社、計4会社
架間空調機及び室内空調機の調達台数	(1) 架間空調機 101台、室内空調機 2台(平成26年度) (2) 架間空調機 32台、室内空調機 11台(平成26、27両年度) 計 架間空調機 133台、室内空調機 13台
調達及び設置に係る支払額	(1) 10億1285万余円(平成26年度) (2) 5億7651万余円(平成26、27両年度)
空調設備設置計画が適切に策定されなかったことにより、使用されないままとなっていた架間空調機の台数並びに調達及び設置に係る支払額	82台 8億4903万円(平成27年度末現在)

1 空調設備等の概要

(1) 次世代基盤網通信装置の概要

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコム」という。)は、法人又は個人に対してデータ通信サービスを提供しており、近年におけるデータ通信量の急激な増加に対応するために、平成25年度から回線の大容量化等を目的とした100ギガビット/秒対応の通信装置による次世代統合基盤網(以下「次世代基盤網」という。)の運用を開始している。次世代基盤網は、NTTコムの通信装置等が設置されたビル(以下「通信ビル」という。)間等でデータを伝送する通信装置(以下「次世代基盤網通信装置」という。)等で構成されている。

次世代基盤網通信装置は、ラック(以下「架」という。)に収容され、全国の通信ビルの通信機械室に設置されており、データ通信量の増加に応じてインターフェースカード(以下「IF」という。)を段階的に追加して搭載する仕様となっていて、IFの数に応じて発熱量が増加するものとなっている。そして、次世代基盤網通信装置を安定的に運用するためには、通信機械室内の冷却対策を行う必要がある。

(2) 架間空調機等の概要

NTT コムにおいて、通信装置の調達及び設置に係る業務は、カスタマサービス部サービスオペレーション部門(26年7月31日以前はサービス基盤部ネットワーク設備部門。以下「NW 部門」という。)が所掌し、通信装置を冷却するための空調設備の調達及び設置に係る業務は、サービス基盤部基盤設備部門(以下「基盤部門」という。)が所掌している。そして、通信装置の導入に当たり、NW 部門が、通信ビルごとの架の数及び導入時期を示した計画(以下「通信装置導入計画」という。)を策定し、NW 部門からの依頼を受けた基盤部門が、空調設備の調達及び設置を行う計画(以下「空調設備設置計画」という。)を策定している。

基盤部門は、空調設備設置計画の策定に当たって、基盤部門で制定しているクラウド基盤基本計画書(平成24年制定。以下「基盤計画書」という。)に基づき、通信機械室内全体を冷却する空調機(以下「室内空調機」という。)を設置することとし、さらに、通信装置1架当たりの最大発熱量が6kW以上となる場合には、室内空調機に加えて架と架の間に当該通信装置を局所的に冷却する空調機(以下「架間空調機」という。)を設置することとしている。

そして、基盤部門は、A社と契約を締結して、次世代基盤網通信装置のために架間空調機101台及び室内空調機2台を調達し、4会社と通信ビルごとに契約を締結して、26年5月から同年7月までの間に全国25か所の通信ビルに当該架間空調機等を設置しており、これらの調達及び設置に係る支払金額は、計10億1285万余円となっている。基盤部門は、これとは別に、A社と契約を締結して、次世代基盤網以外の通信装置のために、架間空調機32台及び室内空調機11台を調達し、3会社と通信ビルごとに契約を締結して、26年7月から27年7月までの間に全国11か所の通信ビルに当該架間空調機等を設置しており、これらの調達及び設置に係る支払金額は、計5億7651万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、空調設備の調達台数が適切に算定され、適時適切に設置されているか、有効に活用されているかなどに着眼して、上記の架間空調機101台及び32台の計133台並びに室内空調機2台及び11台の計13台に係る契約を対象として、NTT コム本社において、契約書類等を確認したり、架間空調機が設置されている通信ビルに赴いて現場の状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、架間空調機の調達及び設置について、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) 次世代基盤網通信装置のための空調設備設置計画の策定並びに架間空調機の調達及び設置

NW 部門は、25 年 5 月 29 日に、28 年 3 月末までに次世代基盤網通信装置を導入する通信装置導入計画を策定して、基盤部門に対して通信ビルごとの架の数及び IF が最大数搭載された場合の 1 架当たりの最大発熱量(次世代基盤網通信装置の種類により 10kW から 16kW)を通知し、空調設備設置計画の策定並びに空調設備の調達及び設置を依頼していた。そして、これを受けた基盤部門は、空調設備設置計画を策定し、架間空調機の必要台数を計 201 台と算定して、その全台数を 25 年 10 月 11 日までに A 社に発注していた。

しかし、空調設備設置計画の策定に当たっては、次世代基盤網通信装置がデータ通信量の増加に応じて IF を段階的に追加して搭載する仕様となっていることから実際に搭載する IF の数に応じた 1 架当たりの発熱量の予測値に基づき検討すべきであったのに、基盤計画書において IF の数に応じた 1 架当たりの発熱量を考慮することが明記されていなかったことなどにより、NW 部門は、発熱量の予測値を算定しておらず、基盤部門は、IF が最大数搭載された場合の 1 架当たりの最大発熱量が架間空調機の設置基準である 6 kW 以上であることをもって架間空調機の設置が必要と判断していた。

その後、NW 部門が、実際に搭載する IF の数に応じた 1 架当たりの発熱量の予測値を算定した結果、26 年度末までは最大でも 4 kW しかないことなどから、同年 11 月 15 日に基盤部門に対して、空調設備設置計画の再検討を依頼した。そして、NW 部門からの依頼を受けて、基盤部門は、架間空調機 201 台全数について 26 年度末までは設置の必要はないと判断して、A 社に対して発注の取消しの申入れを行ったものの、既に製造が始まっていたことなどから 201 台全てを取り消すことができず、同年 12 月 17 日に、当面使用する見込みがないまま、調達台数を 101 台とすることを決定していた。

(2) 次世代基盤網以外の通信装置のための空調設備設置計画の策定並びに架間空調機の調達及び設置

基盤部門は、NW 部門から依頼を受けて、25 年 12 月 17 日及び 26 年 12 月 9 日に、次世代基盤網通信装置のための架間空調機と同一の仕様の架間空調機の必要台数をそれぞれ 29 台及び 3 台の計 32 台とする次世代基盤網以外の通信装置のための空調設備設置計画を策定し、調達及び設置を決定していた。

しかし、次世代基盤網通信装置及び次世代基盤網以外の通信装置に係る空調設備設置計画の策定並びに架間空調機の調達及び設置は、同じ基盤部門が行っていること、上記の架間空調機計 32 台の調達を決定した 25 年 12 月 17 日及び 26 年 12 月 9 日については、NW 部門が基盤部門に対して次世代基盤網通信装置に係る空調設備設置計画の再検討を依頼した 25 年 11 月 15 日から 1 か月以上が経過していることなどから、前記の次世代基盤網通信装置のために調達を決定した架間空調機 101 台の中から活用することができたと認められたのに、基盤部門は、活用することを検討しないまま別途に 32 台の調達及び設置を行っていた。

一方、基盤部門は、30 年度までの次世代基盤網通信装置のデータ通信量及び実際に搭載する IF の数に応じた発熱量の予測値に基づき、架間空調機 101 台の使用開始時期を検討した結果、次世代基盤網通信装置のためには当面全て使用する見込みはないと 27 年 9

月に判断し、このうち 19 台を次世代基盤網以外の通信装置のために活用することを同年 12 月までに決定していた。

以上の経緯をまとめると、表のとおりである。

表 空調設備設置計画の策定並びに架間空調機の調達及び設置に係る経緯

年月日	(1) 次世代基盤網通信装置関係		(2) 次世代基盤網以外の通信装置関係	
	NW 部門	基盤部門	NW 部門	基盤部門
平成 25 年 5 月 29 日	空調設備設置計画の策定並びに空調設備の調達及び設置を依頼			
9 月 26 日 10 月 11 日		空調設備設置計画の策定後、架間空調機計 201 台を A 社に発注		
11 月 15 日	実際に搭載する IF の数に応じた次世代基盤網通信装置 1 架当たりの発熱量の予測値を算定した結果を踏まえて、空調設備設置計画の再検討を依頼			
12 月 5 日		A 社に対して、架間空調機 201 台の発注の取消しを申入れ		
12 月 12 日 12 月 13 日 12 月 16 日			空調設備設置計画の策定並びに空調設備の調達及び設置を依頼	
12 月 17 日		発注を取り消すことができなかった架間空調機 101 台の調達及び設置を決定		空調設備設置計画を策定し、次世代基盤網通信装置のための架間空調機と同一の仕様の架間空調機 29 台の調達及び設置を決定
26 年 11 月 27 日			空調設備設置計画の策定並びに空調設備の調達及び設置を依頼	
12 月 9 日				空調設備設置計画を策定し、次世代基盤網通信装置のための架間空調機と同一の仕様の架間空調機 3 台の調達及び設置を決定
27 年 9 月 28 日		架間空調機 101 台は当面全て使用する見込みはないと判断		使用する見込みがない架間空調機 16 台を活用することを決定
12 月 7 日				使用する見込みがない架間空調機 3 台を活用することを決定

(1)及び(2)のとおり計 133 台の架間空調機の調達及び設置を行った結果、28 年 3 月末において、次世代基盤網以外の通信装置のために調達及び設置を行った 32 台並びに活用することを決定した 19 台を除いた残りの次世代基盤網通信装置のための架間空調機 82 台(調達及

び設置に係る支払金額8億4903万余円)は、設置後約2年が経過しているにもかかわらず、次世代基盤網通信装置の1架当たりの発熱量がいずれも6kWを下回っていることから、設置後全く使用されておらず、今後の次世代基盤網通信装置への使用の見込みが立っていない状況となっていた。また、他用途への活用について必要な情報をNW部門及び基盤部門の両部門間で整理、共有して検討するなどの具体的な体制を整備するまでには至っていない状況となっていた。

このように、NTTコムにおいて、空調設備設置計画が適切に策定されず、当面使用する見込みがないまま次世代基盤網通信装置のための架間空調機の調達及び設置を行ったり、使用されないままとなっている次世代基盤網通信装置のための架間空調機の一部について他用途への活用を検討することなく別途架間空調機を調達したりした結果、多数の架間空調機が使用されないままとなっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、NW部門及び基盤部門において、次世代基盤網通信装置が搭載するIFの数に応じて発熱量が定まる仕様となっていることを十分考慮する必要性及び使用されないままとなっている架間空調機他用途への活用を図るための具体的な体制を整備する必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、NTTコムは、28年8月に、次のような処置を講じた。

ア 基盤部門において、基盤計画書を改定するなどして、NW部門に対して、IFが最大数搭載された場合の通信装置の最大発熱量だけでなく実際に搭載するIFの数に応じた発熱量の予測値を算定して、基盤部門に通知させるとともに、その算定結果等をNW部門及び基盤部門それぞれの部門内並びに両部門間で確認する体制を整備して、空調設備設置計画の策定に反映し、架間空調機の調達台数を適切に算定するよう周知徹底を図った。

イ 基盤部門において、使用されないままとなっている架間空調機について、保有及び使用の状況をNW部門及び基盤部門の双方で把握して他用途への活用を検討する手順等を明記したマニュアルを整備するなどして、有効な活用を図るための体制を整備した。

第63 一般財団法人民間都市開発推進機構

第3章
第2節
第63
一般財団法人民間都市開発推進機構

平成 26 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

住民参加型まちづくりファンド支援事業の実施について

(平成 26 年度決算検査報告 523、812 ページ参照)

(537 ページの国土交通省の項に掲記)

第64 独立行政法人農業者年金基金

不 当 事 項

保 険 給 付

(345) 旧農業者年金事業における経営移譲年金の支給が適正でなかったもの

科 目	(旧年金勘定) (項)旧年金等給付費
部 局 等	独立行政法人農業者年金基金
経営移譲年金の概要	農業者が、農地等について後継者又は第三者に使用収益権を設定するなどして当該農地等を処分し、耕作等の事業を廃止し又は縮小した場合に、その者に対して行う年金給付
支給の相手方	1人
不適正支給額	1,680,600円(平成20年度～26年度)

1 保険給付の概要

(1) 旧農業者年金事業

独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第1号等の規定に基づいて、農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)が施行される前に被保険者であった農業者に対して経営移譲年金、農業者老齢年金等を国の負担により給付する事業(以下「旧農業者年金事業」という。)を実施している。

(2) 経営移譲年金の支給要件等

旧農業者年金事業における給付のうち、経営移譲年金は、保険料納付済期間等が原則として20年以上あり、かつ、65歳に達する前に後継者又は第三者に経営移譲を行った農業者に対して、原則として、経営移譲を行った日の属する月の翌月から支給するものである。

この経営移譲とは、農業経営を廃止し又は縮小することとしている者がその廃止又は縮小が終了する日の1年前の日(以下「基準日」という。)において所有権又は使用収益権に基づいて農業経営に供していた農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)及び基準日後1年間に所有権又は使用収益権を取得するなどした農地等(以下、これらを合わせて「処分対象農地等」という。)について、後継者又は第三者に対して、耕作等の目的で所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定するなどの処分を行い、農業経営を廃止し又は縮小することである。そして、農業経営を縮小することにより経営移譲を行うことができるのは、第三者に対して経営移譲を行う場合に限られており、この場合、日常生活に必要な最少限度の面積として定められている10a(北海道の区域内に住所を有する者については原則として20a)以内の農地等を除いた残余の全てについて第三者に使用収益権を設定するなどの処分を行うこととなっている。

経営移譲年金の給付を受ける権利については、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁定することとなっており、受給権者は、農業経営の廃止又は縮小が終了した日、処分対象農地等の面積、処分対象農地等の処分状況等を記載し

た経営移讓年金裁定請求書(以下「裁定請求書」という。)を提出することとなっている。そして、基金は、受給権者から提出された裁定請求書の記載内容の事実の確認、受給権者の支給要件に関する審査に必要な資料の整備等の各業務を市町村の農業委員会に毎年委託して実施している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、経営移讓年金の支給が適正に行われているかなどに着眼して、福島、新潟、兵庫各県の6市の区域内に住所を有する57人に支給された経営移讓年金について、基金において裁定請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

佐渡市農業委員会は、受給権者Aから、平成21年1月に、第三者に経営移讓を行ったとする裁定請求書等の提出を受けて、裁定請求書にAの処分対象農地等の面積として記載されている基準日時点の農地6,308㎡の全てについて、第三者に対して使用収益権の設定がされていることを農用地利用集積計画等により確認した上で、当該裁定請求書等を基金に送付した。そして、基金は、Aに経営移讓年金の受給権があると裁定して、同年2月から、年額280,100円の経営移讓年金をAに支給していた。

しかし、Aは、20年10月に父親が死亡したことにより、父親が所有していた農地7,429㎡を他の共同相続人2人と共に共同相続(法定相続分各3分の1)していた。この農地7,429㎡に係るAの相続分も処分対象農地等に含まれることとなるが、Aは、第三者に使用収益権を設定するなどの処分を行うことなく、21年1月以降も、当該農地において農業経営を行っていた。

このため、Aは経営移讓を行ったとは認められず、経営移讓年金の支給要件を満たしていなかった。

したがって、21年2月から27年1月までの間にAに支給された経営移讓年金計1,680,600円はその支給が適正ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、Aにおいて、経営移讓年金の適正な受給に関する理解が十分でなかったことにもよるが、次のようなことなどによると認められる。

ア 同農業委員会において、Aの処分対象農地等に係る審査及び確認並びにAに対する指導が十分でなかったこと

イ 基金において、Aの年金給付に係る審査及び確認並びに同農業委員会に対する指導が十分でなかったこと

なお、この適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

平成26年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

旧農業者年金事業における経営移讓年金の支給について

(平成26年度決算検査報告813ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、65歳に達する前に後継者等に経営

移譲を行うなどした農業者に対して、経営移譲年金を給付する事業を実施している。後継者等に経営移譲を行う場合は、実体を伴った経営移譲が行われていることを確保するために、米の生産調整に係る助成金の申請名義等(以下「諸名義」という。)を経営移譲を行う者から後継者等に変更することとなっている。また、経営移譲年金の給付を受ける権利を有する者(以下「受給権者」という。)が農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当していると認められた場合には、基金は経営移譲年金の支給を停止することとなっている。しかし、受給権者に対して、支給停止事由に該当した場合には遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないことについて周知が十分に行われていなかったり、基金から業務の委託を受けた市町村の農業委員会において、受給権者から経営移譲年金の支給開始後に毎年提出される農業者年金受給権者現況届(以下「現況届」という。)について、第1回目の提出時に点検する際には、諸名義の保有状況に関係機関に照会するなどして確認を行っていたが、第2回目以降は同様の確認を行っていなかったりしており、その結果、支給停止事由に該当している受給権者に対して経営移譲年金が支給されている事態及び受給権者が支給停止事由に該当しているかの確認が取れていない状況となっている事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人農業者年金基金理事長に対して平成27年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

- ア 支給停止事由に該当しているにもかかわらず経営移譲年金を支給している受給権者55人について、支給停止事由に該当した日が属する月の翌月に遡及して支給停止の処分を行うとともに、農業経営を再開するなどしているかの確認が取れていない受給権者116人について、引き続き調査を実施し、調査の結果、支給停止事由に該当している者があれば同様の処分を行うこと(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 受給権者が支給停止事由に該当した場合には、遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないことなどについて、農業委員会等による受給権者に対する指導を行わせるとともに、現況届に当該事項を記載するよう様式を改正するなどすること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 農林水産省から米の生産調整に係る助成金の制度加入者等の情報の提供を受けて、当該情報と受給権者のデータを照合することにより、農業経営を再開するなどしている可能性がある受給権者を抽出し、抽出した受給権者について、第2回目以降の現況届を点検する際にも、受給権者の諸名義の保有状況について農業委員会から関係機関に照会させることなどの方法により、受給権者が農業経営を再開するなどして支給停止事由に該当していないかの確認を行う体制を整備すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、基金において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、基金は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 28年5月までに、支給停止事由に該当していた受給権者55人について、支給停止事由に該当した日が属する月の翌月に遡及して支給停止の処分を行うとともに、農業経営を再開するなどしているかの確認が取れていなかった受給権者116人について調査を実施し、調査の結果、支給停止事由に該当していたことが判明した受給権者49人について同様の処分を行った。

イ 28年3月に農業委員会等に対して発した通知において、受給権者が支給停止事由に該当した場合に遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないことなどについての受給権者に対する具体的な指導の方法を定めて、農業委員会等に指導を行わせることとするとともに、現況届の様式を改正して当該事項等を記載するなどした。

ウ イの通知により、農林水産省の協力を得て米の生産調整に係る助成金の制度加入者等の情報と受給権者のデータを照合した結果重複した者から第2回目以降の現況届が提出された場合にも、受給権者の農業所得に係る納税申告状況等について農業委員会から関係機関に照会させるなどして、受給権者が支給停止事由に該当していないかの確認を行う体制を整備した。

第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	56 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	40 省庁等、444 件 10,615,366,474 円 (検査報告 昭和 21 年度～平成 26 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	40 省庁等、432 件 10,275,709,420 円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 建造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債

権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から平成26年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する56省庁等における28年7月末現在の是正措置の状況を対象として、35省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの21省等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成26年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが40省庁等における444件10,615,366,474円^(注1)ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが40省庁等における432件10,275,709,420円、金銭を還付する是正措置を必要とするものが3団体における6件3,199,133円^(注2)、手直し工事等による是正措置を必要とするものが3省における8件336,457,921円^(注3)ある。これを、平成26年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、平成25年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 444件10,615,366,474円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても444件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表(それぞれの注を含む。)において同じ。

(注2) 3団体 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター

(注3) 3省 農林水産省、国土交通省、環境省

(1) 平成26年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況

検査の結果、平成26年度決算検査報告に掲記した不当事項450件(指摘金額の合計16,465,375,026円)のうち、414件15,899,125,413円^(注4)については28年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの36件566,249,613円については28年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが29件239,086,178円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが2省における7件327,163,435円^(注5)ある。

(注4) 414件15,899,125,413円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが342件7,389,294,805円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件144,962,583円、手直し工事等による是正措置が完了したものが26件1,974,813,333円、再発防止策による是正措置が講じられたものが71件6,430,354,186円ある。また、一つの事態について複数の是正措置が講じられているものがあるため、それぞれの是正措置の金額を合計しても15,899,125,413円とは一致しない。

(注5) 2省 国土交通省、環境省

表1 平成26年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの			徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)	件数	金額	
							件数	金額				
総務省	9	1,348,935,596	9	1,348,935,596	—	—	—	—	—	—	—	
法務省	1	4,166,500	1	4,166,500	—	—	—	—	—	—	—	
財務省	1	231,086,342	0	209,142,470	1	21,943,872	—	—	—	—	1	21,943,872
文部科学省	22	121,878,862	22	121,878,862	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	275	5,387,102,079	253	5,189,845,101	22	197,256,978	—	—	20	191,307,189	2	5,949,789
農林水産省	15	126,925,434	14	125,175,434	1	1,750,000	—	—	1	1,750,000	—	—
経済産業省	6	75,048,278	5	71,657,802	1	3,390,476	—	—	1	3,390,476	—	—
国土交通省	21	245,104,464	21	245,104,464	—	—	—	—	—	—	—	—
環境省	1	6,870,000	1	6,870,000	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	2	9,668,465	1	8,282,665	1	1,385,800	—	—	1	1,385,800	—	—
省庁計	353	7,556,786,020	327	7,331,058,894	26	225,727,126	—	—	23	197,833,465	3	27,893,661
日本私立学校振興・共済事業団	5	16,713,000	5	16,713,000	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7	29,332,630	7	29,332,630	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人森林総合研究所	1	1,015,042	1	1,015,042	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人水産研究・教育機構	1	9,062	1	9,062	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人日本学術振興会	1	6,450,265	1	6,450,265	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	5,488,626	0	4,715,912	1	772,714	—	—	1	772,714	—	—
国立大学法人東京医科歯科大学	1	9,058,338	—	—	1	9,058,338	—	—	1	9,058,338	—	—
国立大学法人長岡技術科学大学	1	3,528,000	—	—	1	3,528,000	—	—	1	3,528,000	—	—
団体計	18	71,594,963	15	58,235,911	3	13,359,052	—	—	3	13,359,052	—	—
合計	371	7,628,380,983	342	7,389,294,805	29	239,086,178	—	—	26	211,192,517	3	27,893,661

(注) 平成28年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

(2) 平成25年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成25年度までの検査報告に掲記した不当事項において、27年7月末現在で是正措置が未済となっていた449件10,920,451,332円のうち、^(注6)41件871,334,471円については28年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの408件10,049,116,861円については28年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが403件10,036,623,242円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが^(注7)3団体における6件3,199,133円、手直し工事等による^(注8)是正措置を必要とするものが1省における1件9,294,486円ある。

(注6) 41件871,334,471円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが39件768,330,306円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが15件354,576,166円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが1件310,114円、手直し工事等による是正措置が完了したものが1件100,347,900円、再発防止策による是正措置が講じられたものが3件2,346,151円ある。

(注7) 3団体 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター

(注8) 1省 農林水産省

表2 平成25年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
裁判所	1	9,030,000	0	8,680,000	1	350,000	1	350,000	—	—	—	—
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
総務省	1	2,866,080	0	1,144,480	1	1,721,600	—	—	1	1,721,600	—	—
法務省	10	360,319,811	—	—	10	360,319,811	9	359,992,811	—	—	1	327,000
外務省	3	30,108,954	1	7,264,905	2	22,844,049	1	11,914,499	1	10,929,550	—	—
財務省	19	378,998,688	3	3,693,404	16	375,305,284	7	320,196,008	—	—	9	55,109,276
文部科学省	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—	1	33,606,972	—	—
厚生労働省	133	2,506,739,165	10	364,659,871	123	2,142,079,294	12	141,340,725	96	1,656,320,931	15	344,417,638
農林水産省	12	291,251,741	1	1,761,666	11	289,490,075	1	47,313,172	8	235,601,030	2	6,575,873
経済産業省	12	101,337,231	2	3,463,203	10	97,874,028	1	12,099,284	8	84,317,953	1	1,456,791
国土交通省	9	120,619,937	2	24,038,700	7	96,581,237	5	86,971,927	2	9,609,310	—	—
環境省	3	266,045,000	0	18,556,000	3	247,489,000	—	—	3	247,489,000	—	—
防衛省	9	79,949,620	1	2,693,397	8	77,256,223	7	73,540,548	1	3,715,675	—	—
省庁計	214	4,183,087,199	20	435,955,626	194	3,747,131,573	45	1,055,932,974	121	2,283,312,021	28	407,886,578
株式会社日本政策金融公庫	2	52,077,571	0	2,000	2	52,075,571	1	47,316,571	1	4,759,000	—	—
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
中日本高速道路株式会社	3	245,487,955	1	15,206,491	2	230,281,464	—	—	2	230,281,464	—	—
国立研究開発法人情報通信 研究機構	1	2,000,000	1	2,000,000	—	—	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人農業・食 品産業技術総合研究機構	4	4,120,718	4	4,120,718	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,710,444	—	—	1	3,710,444	—	—	1	3,710,444	—	—
国立研究開発法人新エネルギー ・産業技術総合開発機構	1	21,900,000	0	5,475,000	1	16,425,000	—	—	1	16,425,000	—	—
独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構	1	4,887,000	—	—	1	4,887,000	—	—	1	4,887,000	—	—
独立行政法人鉄道建設・運 輸施設整備支援機構	3	13,459,510	2	7,627,978	1	5,831,532	—	—	1	5,831,532	—	—
独立行政法人自動車事故対 策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	3	28,676,665	0	390,157	3	28,286,508	1	865,726	1	1,996,671	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤 整備機構	2	79,978,464	1	79,400,403	1	578,061	—	—	1	578,061	—	—
国立研究開発法人国立がん 研究センター	3	31,423,181	—	—	3	31,423,181	—	—	—	—	3	31,423,181
国立研究開発法人国立成育 医療研究センター	1	824,170	—	—	1	824,170	—	—	—	—	1	824,170
国立研究開発法人国立長寿 医療研究センター	1	10,563,558	—	—	1	10,563,558	—	—	1	10,563,558	—	—
国立大学法人筑波大学	1	12,351,079	0	720,000	1	11,631,079	1	11,631,079	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	1	19,328,650	0	720,000	1	18,608,650	1	18,608,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	700,000	0	100,000	1	600,000	1	600,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	8,487,000	0	109,000	1	8,378,000	1	8,378,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,198,228	0	18,766	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—
日本放送協会	2	125,208,140	1	80,661,500	1	44,546,640	1	44,546,640	—	—	—	—
株式会社商工組合中央金庫	1	4,460,000	1	4,460,000	—	—	—	—	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	35,083,995	0	60,000	1	35,023,995	1	35,023,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	12	864,193,988	4	45,545,874	8	818,648,114	6	744,544,527	—	—	2	74,103,587
株式会社ゆうちょ銀行	106	3,398,590,735	3	18,877,956	103	3,379,712,779	103	3,379,712,779	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	101	1,512,226,218	3	66,214,854	98	1,446,011,364	98	1,446,011,364	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基 金	3	4,365,783	0	663,983	3	3,701,800	—	—	3	3,701,800	—	—
団体計	228	6,621,866,349	19	332,374,680	209	6,289,491,669	188	5,754,802,628	14	402,913,992	7	131,775,049
合計	442	10,804,953,548	39	768,330,306	403	10,036,623,242	233	6,810,735,602	135	2,686,226,013	35	539,661,627

注(1) 平成27年8月1日から28年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、28年7月31日現在の名称としている。

注(2) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件並びに株式会社日本政策金融公庫の1件47,316,571円に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成25年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので28年7月末現在では是正措置が未済となっているものが、2(2)アのとおり、403件10,036,623,242円ある。これらに対する直近1年間(27年8月1日から28年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。^(注9)

(注9) 債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は403件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの

省庁	121件	2,132,123,719円
団体	126件	4,079,352,979円

これらは、分割納付等が行われているものであるが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、^(注10)省庁180,542,470円、団体29,780,642円となっている。

(注10) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの

省庁	94件	1,569,750,186円
団体	112件	2,148,626,256円

これらは、是正措置の完了に向けて督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における100件1,874,371,510円に係る債権は、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの

省庁	15件	45,257,668円
団体	7件	61,512,434円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	34 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	69 件(検査報告 平成 20 年度～26 年度)

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2) 平成 26 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 26 年度決算検査報告に、平成 20 年度から 25 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、平成 25 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 98 件から、検査報告掲記時点で既に履行済みであったため検査の必要がなかったもの 9 件及び 27 年次(26 年 10 月から 27 年 9 月まで)は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの(以下「検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの」という。) 3 件を除いた 86 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が 67 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が 19 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)及び改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)は 0 件となっていた。

そして、上記の検査分履行済 19 件及び 27 年次は検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 3 件の計 22 件並びに平成 26 年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項 57 件の合計 79 件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記79件のうち、今年次は検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの10件を除いた69件について、27年8月から28年7月までの間に、関係する34省庁等のうち、31省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの3省等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

上記の69件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が44件、検査分履行済が25件となっており、一部不履行及び不履行は0件となっていた。これを、平成26年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と、20年度から25年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(1) 平成26年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成26年度決算検査報告に掲記した処置済事項57件のうち、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの9件を除いた48件について検査したところ、履行済が37件、検査分履行済が11件となっていた。

(2) 20年度から25年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

20年度から25年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの22件のうち、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの1件を除いた21件について検査したところ、履行済が7件、検査分履行済が14件となっていた。

2(1)及び2(2)において記述した改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表1及び表2のとおりである。

表1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項 (A)	検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの (B)	検査対象の処置済事項 (A) - (B)	改善の処置の履行状況			
				履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
平成20年度	1	—	1	1	—	—	—
22年度	2	—	2	1	1	—	—
23年度	3	—	3	1	2	—	—
24年度	2	—	2	—	2	—	—
25年度	14	1	13	4	9	—	—
計	22	1	21	7	14	—	—
26年度	57	9	48	37	11	—	—
合計	79	10	69	44	25	—	—

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

省庁等名	検査対象の 処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
内閣府(内閣府本府)	2	1	1	—	—
同(警察庁)	2	—	2	—	—
総務省	3	2	1	—	—
法務省	5	2	3	—	—
外務省	1	1	—	—	—
財務省	1	1	—	—	—
文部科学省	1	1	—	—	—
厚生労働省	7	6	1	—	—
農林水産省	12	6	6	—	—
経済産業省	1	1	—	—	—
国土交通省	9	4	5	—	—
防衛省	1	1	—	—	—
株式会社日本政策金融公庫	1	1	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	1	—	—	—
中日本高速道路株式会社	1	1	—	—	—
西日本高速道路株式会社	1	1	—	—	—
本州四国連絡高速道路株式会社	1	1	—	—	—
全国健康保険協会	1	—	1	—	—
独立行政法人国立公文書館	1	1	—	—	—
国立研究開発法人情報通信研究機構	1	1	—	—	—
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1	1	—	—	—
独立行政法人農畜産業振興機構	2	1	1	—	—
独立行政法人国際協力機構	1	—	1	—	—
国立研究開発法人理化学研究所	1	1	—	—	—
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	1	—	1	—	—
独立行政法人都市再生機構	1	1	—	—	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1	1	—	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	1	—	1	—	—
東日本電信電話株式会社	1	—	1	—	—
西日本電信電話株式会社	1	1	—	—	—
日本郵便株式会社	2	2	—	—	—
日本下水道事業団	1	1	—	—	—
計	69	44	25	—	—

(注) 省庁等名は、平成28年7月31日現在の名称としている。

3 本院の所見

処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、前記の検査分履行済25件、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの10件及び平成27年度決算検査報告に掲記した処置済事項49件の計84件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

**第4章 国会及び内閣に対する報告並び
に国会からの検査要請事項に関
する報告等**

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

第1 各府省等における政策評価の実施状況等について

検査対象	内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、防衛省
各府省等が実施する政策評価の概要	各府省等が、所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映等させるもの
検査の対象とした政策評価の実施件数	10,850件(平成22年度～26年度)

1 検査の背景

(1) 政策評価制度の概要

各府省等は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)に基づき、所掌する政策のうち、国民生活等に相当程度の影響を及ぼすこと又は政策の効果の発揮までに多額の費用が見込まれるものなどについて、平成14年度から政策評価法に基づく政策評価を実施している。

政策評価法によれば、各府省等は、所掌する政策について、適時に、その政策効果を政策の特性に応じた合理的な手法を用いてできる限り定量的に把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価結果を当該政策に適切に反映させることとされている。

そして、政策評価法によれば、各府省等は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るために政府が定めた「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づいて、3年以上5年以下の期間ごとに、政策評価の観点、政策効果の把握、事前評価及び事後評価の実施、学識経験を有する者(以下「有識者等」という。)の知見の活用、政策評価の結果の政策への反映等のそれぞれに関する事項等について、政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)に定めることとされている。また、1年ごとに、事後評価の対象としようとする政策や当該政策ごとの具体的な事後評価の方法について、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)に定めることとされている。

また、政策評価法によれば、各府省等は、政策評価の結果等を記載した評価書や政策評価の結果の政策への反映状況を公表等することとされているほか、政府は、毎年、各府省等における政策評価の実施状況、その結果の政策への反映状況等について報告書を作成して国会に提出、公表することとされている。

(2) 政策評価の対象及び評価の時期

基本方針及び「政策評価の実施に関するガイドライン」(平成17年12月政策評価各府省連絡会議了承。以下、これらを合わせて「基本方針等」という。)によれば、各府省等は、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するために、所掌する政策の体系(以下「政策体系」という。)をあらかじめ明らかにした上で政策評価を実施することとされている。そして、政策体系は、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」の3区分に一般に整理することができることとされている。

そして、政策評価法及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」(平成13年政令第323号。以下、これらを合わせて「政策評価法等」という。)において、政策を決定する前に実施する事前評価や、政策を決定した後に実施する事後評価が規定されていて、各府省等においては、政策のうち次の①から⑤までのいずれかの条件を満たす事務事業(④、⑤の条件は、それぞれ19年10月、22年5月から実施)について、事前評価の実施が義務付けられている。

- ① 研究開発(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)であって10億円以上の費用が見込まれるものの実施、又は、研究開発であって10億円以上の費用が見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを、それぞれ目的とするもの
- ② 道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業(施設の維持又は修繕に係る事業を除く。以下「公共事業」という。)であって10億円以上の費用が見込まれるものの実施、又は、公共事業であって10億円以上の費用が見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを、それぞれ目的とするもの
- ③ 政府開発援助のうち、資金供与の額が10億円以上と見込まれる無償資金協力(条約等に基づく技術協力又はこれに関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われるものに限る。以下同じ。)及び資金供与の額が150億円以上となることが見込まれる有償資金協力(資金の供与の条件が開発途上国等にとって重い負担にならないように、金利等について緩やかな条件が付されているものであって、外務大臣が指定する者に対して必要な資金を貸し付けるものに限る。以下同じ。)の実施を目的とするもの
- ④ 法律又は政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用(補助金の交付の申請手続等に係る作用を除く。以下同じ。))を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更を目的とするもの
- ⑤ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等(以下、これらを合わせて「租税特別措置等」という。)のうち、国税の法人税、地方税の法人の道府県民税(都民税を含む。)、法人の事業税及び法人の市町村民税について、税額等の金額を減少させることを内容とする措置、既存の当該措置の内容を拡充する措置等が講ぜられることを目的とするものなど(以下「事前評価義務租特」という。)

上記①から⑤までの条件にかかわらず、研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等の事務事業(以下、これらを合わせて「5分野の事務事業」という。)以外の政策であっても、基本方針等によれば、新規に開始しようとするものや国の補助事業に係るものなどについては、各府省等は、積極的に事前評価を実施するよう努めることとされている。

また、政策評価法等によれば、各府省等は、その任務を達成するために、社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を事後評価の対象として基本計画に定めることとされるとともに、政策の決定後5年を経過しても着手していないものや、10年を経過しても完了していないものについて、各府省等の実施計画に事後評価の方法を定めて実施することが義務付けられている。さらに、基本方針によれば、事務事業のうち、事前評価義務租特を事後評価の実施の対象として、各府省等の基本計画に定めることとされ、事後評価の実施が義務付けられている。

なお、事務事業については、各府省等において、政策評価法に基づく政策評価とは別に、「行政事業レビューの実施等について」(平成25年4月閣議決定)に基づき、所掌する事務事業ごとに、予算の執行状況等を整理した上で検証する取組も、毎年度行われている。

(3) 政策評価における評価方法

政策に係る評価方法の概要について、政策(狭義)及び施策に係るものと事務事業に係るものとに大別して示すと、次のとおりである。

ア 政策(狭義)及び施策に係る政策評価における評価方法

基本方針等において、政策効果に着目した目標を設定し、この目標について、定期的、継続的に実績を測定し、必要に応じて、随時、関係する政策の改善若しくは見直し又は目標自体の見直しを行い、また、目標期間が終了した時点で、目標がどの程度達成されたかについて評価する実績評価方式が示されており、主として、政策(狭義)及び施策に係る政策評価はこの方式によって実施されている。そして、主として施策に係る事後評価については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月政策評価各府省連絡会議了承)に基づき、目標の達成度合いについて各府省等共通の5区分を適用及び明示して、評価(以下「目標管理型の政策評価」という。)を実施することとなっている。

イ 事務事業に係る政策評価における評価方法

基本方針等において、政策を決定する前に、予測される政策効果や必要となる費用を推計し、又は測定し、それらを比較するなどにより、費用に見合った政策効果が得られるかなどを事前評価するとともに、必要に応じ事前評価の評価結果を踏まえて事後評価する事業評価方式が示されており、主として、事務事業に係る政策評価はこの方式によって実施されている。

そして、5分野の事務事業については、それぞれの特性に応じた政策評価の標準的な指針等が更に策定されるなどしており、これらの評価方法に係る概要を示すと、次の(ア)から(オ)までのとおりである。

(ア) 研究開発に係る政策評価における評価方法

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月内閣総理大臣決定)によれば、必要性、効率性、有効性及び対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点の

下、研究開発の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定するなどして評価を実施することとされている。

(イ) 公共事業に係る政策評価における評価方法

公共事業に係る政策評価を実施している総務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省の6府省等は、原則として費用及び効果を定量的に把握するなどして費用便益分析を行うことによって、その結果を政策評価の判断材料とすることとしている。そして、費用便益分析における測定指標には、事業期間における現在価値^(注1)に換算された総便益を総費用で除して得られる費用便益比が主に用いられている。

(注1) 現在価値 将来の費用や便益について、評価を実施する年度を基準年度として、一定の割引率等を用いて割り引くなどしたもの

(ウ) 政府開発援助に係る政策評価における評価方法

事前評価の実施が義務付けられた無償資金協力及び有償資金協力に係る政策評価を実施している外務省は、主な両協力事業の実施機関である独立行政法人国際協力機構が行っている事業の採択前の準備調査等も参考にして、基本計画に基づき、事業実施による効果について、できる限り定量的な指標を用いて把握して、必要性、効率性及び有効性の観点から評価することとしている。

(エ) 規制に係る政策評価における評価方法

「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月政策評価各府省連絡会議了承)によれば、事前評価の実施に当たっては、費用及び便益の分析を可能な限り定量化して行うこととされており、また、代替案と比較しながら妥当性の検討を行うこととされている。

(オ) 租税特別措置等に係る政策評価における評価方法

「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月政策評価各府省連絡会議了承)等によれば、事前評価及び事後評価の実施に当たっては、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標及びその測定指標をできる限り定量的に設定し、また、税収減を是認する効果が見込まれるか又は確認されるかを分析することとされていて、租税特別措置等による効果をできる限り定量的に把握することとされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

各府省等において、政策評価法に基づき、政策の特性等に応じた評価方法、評価基準等を客観的かつ厳格に運用して政策評価を実施し、その評価結果や政策の効果を的確に把握して政策や次年度以降の予算等に一層適切に反映することは、政策の実施や予算の執行における効率性、有効性等の向上につながるものと考えられる。

そこで、本院は、政策評価法の施行から10年以上が経過した現在、政策評価法に基づく各府省等における政策評価の実施状況等について、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して各府省等横断的に検査した。

ア 各府省等が所掌する政策に係る政策評価の実施状況等はどのようになっているか。

イ 各府省等において、政策の効果の把握をできる限り定量的に行うなどして政策評価が実施されているか。定性的な把握のみを行っているものについては、合理的な理由があ

るか。また、具体的な効果を測定することができるように指標を設定するなどして客観的な把握が行われているか。

ウ 各府省等において、事前評価が実施された当該府省等が所掌する政策について、その後、事後評価又は検証が適時適切に実施されているか。

(2) 検査の対象及び方法

22年度から26年度までの間に、政策評価法が適用される行政機関である21府省等において実施された、政策(狭義)、施策及び事務事業の3区分に係る政策評価10,850件を対象として、調書を徴して調査、分析等を行うとともに、21府省等において会計実地検査を行った。

(注2) 21府省等 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、特定個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、防衛省

3 検査の状況

(1) 各府省等における政策評価の実施状況

21府省等が22年度から26年度までに実施した政策評価は、表のとおり、政策(狭義)及び施策1,965件、事務事業8,885件の計10,850件となっている。

表 21府省等における政策評価の実施状況(平成22年度～26年度) (単位：件)

区分	平成22年度			23年度			24年度			25年度			26年度			合計		
	事前評価	事後評価	計	事前評価	事後評価	計	事前評価	事後評価	計	事前評価	事後評価	計	事前評価	事後評価	計	事前評価	事後評価	合計
政策(狭義)及び施策	39	450	489	5	396	401	5	380	385	—	382	382	—	308	308	49	1,916	1,965
事務事業	829	1,077	1,906	767	1,121	1,888	824	873	1,697	864	904	1,768	798	828	1,626	4,082	4,803	8,885
計	868	1,527	2,395	772	1,517	2,289	829	1,253	2,082	864	1,286	2,150	798	1,136	1,934	4,131	6,719	10,850

そして、宮内庁を除く20府省等の個別施策に係る決算額の合計額に対する事後評価が実施された施策に係る決算額の割合は77.2%と高く、20府省等の実施施策に係る決算額の合計額に対する、24年度までに事務事業に係る事前評価が実施されていて、かつ、25年度に実施された事務事業に係る決算額の割合は1.0%と低いものとなっていた。一方、事務事業については、各府省等において、政策評価とは別に、原則として全ての事務事業を対象として、行政事業レビューが実施されていた。

(2) 政策体系における区分別の政策評価の実施状況

26年度に実施された政策評価の実施状況について、政策(狭義)及び施策に係る区分と事務事業に係る区分とに大別して示すと、次のとおりである。

ア 政策(狭義)及び施策に係る政策評価の実施状況

(ア) 各府省等における政策(狭義)及び施策に係る政策評価の概要等

21府省等は、26年度に、表のとおり、政策(狭義)及び施策に係る事前評価を実施しておらず、事後評価を計308件実施していた。そして、このうち296件について、宮内庁、特定個人情報保護委員会及び国土交通、防衛両省を除く17府省等は、目標管理型の政策評価を実施していた。

(イ) 目標管理型の政策評価の実施状況

a 測定指標の設定状況等

(注3)
17府省等及び26年度にモニタリングを実施していた国土交通省の計18府省等において、26年度の目標管理型の政策評価の対象である施策は計479件となっている。そして、この479件について測定指標の設定状況をみると、計2,307指標に対して、定量的な目標値等が設定されたものは1,714指標(74.2%)、定性的な目標等が設定されたものは593指標(25.7%)となっている。

(注3) モニタリング 翌年度以降に施策に係る事後評価を実施することとして、事前分析表で設定した測定指標における実績値を測定するなどして目標の達成度合いに関して毎年度実績の測定を行うこと

上記593指標のうち391指標は、測定指標が目標を達成したか否かを判定するための目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準が、あらかじめ事前分析表に具体的に定められていなかった。また、上記593指標のうち事後評価が実施された施策に係る419指標をみると、103指標は、測定指標が目標等を達成したか否かを判定するための目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準が、具体的に定められていなかった。さらに、前記479件のうち18件は、測定指標が設定されておらず、施策の実施状況を基に判定が行われるなどしていた。

b 測定指標における目標の達成度合いの判定状況等

目標管理型の政策評価が実施された前記の296件について、設定された定量的な測定指標計835指標に係る目標の達成度合いの判定状況をみると、127指標は、目標年度を設定していたものの、その目標年度の前に実施することとしている事後評価時に、その進捗状況等を判定するための年度ごとの目標値を設定していなかったなどのため、「判定不能」と判定されていた。

c 行政事業レビューに係る情報の活用状況

前記296件のうち、事前分析表に行政事業レビューの対象となる事務事業が達成手段として記載されていた251件について、その評価対象年度である25年度に実施された事務事業を対象とする26年度の行政事業レビューに係る情報の事後評価時の活用状況をみると、目標達成度合いの測定結果、施策の分析等が記載された評価書の「評価結果」欄に、当該情報を活用した旨が記載されていたものは2件のみとなっていた。この2件以外について、17府省等は、評価書の作成の際に参考とするなどして活用したとしているものの、当該情報が事後評価の評価結果に至るまでの過程でどのように活用されたのか、評価書上、不明確なものとなっていた。

d 施策の実施に要した執行額に関する評価の実施状況

前記296件のうち90件は、25年度の予算額が評価書に明示されているものの、評価書の様式では同年度の執行額の記載が任意とされているなどとして、執行額が明示されないまま事後評価が実施されていた。

イ 事務事業に係る政策評価の実施状況

事務事業に係る政策評価の実施状況について、5分野の事務事業に係る各分野の事務事業と5分野の事務事業以外の事務事業とに分けて示すと、次のとおりである。

(ア) 研究開発

総務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、防衛各省の7府省等は、26年度に、事前評価105件及び事後評価61件の計166件の研究開発に係る政策評価を実施していた。そして、この166件について、費用及び効果に関する評価項目の設定状況をみると、160件は、必要性、効率性、有効性等の観点に関して設定されたいずれかの評価項目において、研究開発の実施体制や実施期間の妥当性等と併せて評価したとされているものの、当該評価項目では、費用及び効果に関する具体的な評価内容は評価書に記載されておらず、どのような評価が行われたのかが分からない状況となっていた。また、測定指標の設定状況をみると、事前評価において設定された定性的な2指標は、目標とする対象や実現すべき内容の水準が具体的に定められておらず、また、事後評価において設定された27指標は、判定基準が設定できなかったなどとして、判定されていなかった。

(イ) 公共事業

公共事業を実施している前記の6府省等は、26年度に、事前評価340件及び事後評価725件の計1,065件の公共事業に係る政策評価を実施していた。このうち、事前評価の実施が義務付けられるなどしている総事業費の見込額又は実績額が10億円以上の922件をみると、費用便益比を算出する方法により費用便益分析を行って評価されたものは854件、それ以外による評価方法により評価されたものは68件となっていた。

上記854件のうち4件については、発生が見込まれる維持管理費を費用に計上することと実施要領等では定められているのに、誤って計上されていなかった。また、43件の事後評価については、物価変動の取扱いが実施要領等に具体的に定められていないなどとして、物価変動の影響を除かないまま現在価値に換算されていた。

公共事業には、将来の費用や便益に大きな影響を及ぼす不確実な要因が存在し、事前評価時に算出された費用便益比は、その後の社会経済情勢の変化等により、変動する可能性がある。そこで、感度分析^(注4)の実施状況をみると、感度分析が実施されていなかった事前評価又は再評価の273件のうち236件は、実施要領等に感度分析の実施についての定めがないため、また、9件は、実施要領等に感度分析の実施が定められているものの、補助事業の事業主体である地方公共団体の協力が得られなかったため、さらに、8件は、感度分析を実施する際の明確な基準がないため、それぞれ感度分析が実施されていなかった。

(注4) 感度分析 種々の社会経済状況等の変化に伴い費用便益分析の前提条件が変化した場合において、費用便益分析結果への影響の大きさなどを把握するとともに、当該結果について、幅を持たせて示すもの

(ウ) 政府開発援助

外務省は、26年度に、事前評価63件及び事後評価8件の計71件の政府開発援助に係る政策評価を実施していた。事前評価63件の有効性に関する評価の状況をみると、定量的な指標を用いて評価されていたものは59件、定性的な指標のみを用いて評価されていたものは4件となっていた。そして、この4件について、外務省が設定した測定指標には、国際機関からの要請書に、達成すべき具体的な内容の水準を示す

関連指標が設定されるなどして、達成したかどうかを事後に客観的に判定することができるように設定されたものなどとなっていた。

(エ) 規制

内閣府等 12 府省等は、26 年度に、事前評価 89 件及び事後評価 1 件の計 90 件の規制に係る政策評価を実施していた。このうち事前評価 46 件は、国において行政費用の発生等が見込まれたものであり、これらについて費用及び便益の分析状況をみると、費用及び便益について定量的に分析されているものは全くなく、全て定性的に分析されたものとなっていた。また、この 46 件について、費用及び便益のうち、自らが負担することとなる行政費用の分析内容をみると、発生等が見込まれた行政費用の要素を列挙するのみで、その規模を全く示していなかったものは 36 件見受けられた。さらに、代替案の設定状況をみると、設定していなかったものは 12 件となっていた。

(オ) 租税特別措置等

内閣府等 12 府省等は、26 年度に、事前評価 138 件及び事後評価 7 件の計 145 件の租税特別措置等に係る政策評価を実施していた。このうち、国税に係る事前評価 110 件について、目標及び測定指標の設定状況をみると、目標が設定されていなかったものが 2 件、目標は設定されたものの測定指標が設定されていなかったものが 6 件見受けられた。また、国税に係る租税特別措置等の内容の拡充又は期限の延長に係る事前評価(以下「拡充延長事前評価」という。)79 件及び事後評価 5 件の計 84 件について、測定指標の設定状況をみると、81 件は測定指標が設定されていたものの、設定されていなかったものが 3 件見受けられた。そして、上記 81 件の目標の達成状況をみると、「未達成」と判定されたものは 39 件で、このうち 18 件は、未達成となった原因が分析されていなかった。また、目標の達成状況が測定されていなかったものが 19 件見受けられた。

(カ) 5 分野の事務事業以外の事務事業

国家公安委員会・警察庁等 5 府省等は、26 年度に、事前評価 63 件及び事後評価 26 件の計 89 件の 5 分野の事務事業以外の事務事業に係る政策評価を実施していた。このうち事後評価 8 件は、当該事務事業の執行額が明示されないまま事後評価が実施されていた。

(3) 事前評価後の各府省等における対応状況等

21 府省等が 25 年度までに実施した事前評価について、22 年度から 26 年度までの間の事後評価又は検証の実施状況をみると、総事業費の見込額又は実績額が 10 億円以上の公共事業で、26 年度末までに事後評価が実施されていなかったものが計 688 件となっており、このうち、定められた事後評価の実施時期が未到来のものは 608 件、東日本大震災の影響等により実施を延期せざるを得なかったものなどは 8 件となっていた。しかし、残りの 72 件は、補助事業の事業主体である地方公共団体から完了後評価に関する資料等が得られず、完了後評価が実施されていなかったり、実施要領等に実施時期等を具体的に定めていないため、完了後評価が実施されていなかったりなどとなっていた。

また、国において行政費用の発生等が見込まれた規制に係る事前評価のうち、実際に施行されたものについて、26 年度末までに事後評価又は検証が実施されていなかったもの

が計 238 件となっており、このうち、事前評価時に事後評価又は検証の実施時期又は条件が設定されていなかったものは 8 件、明確に設定されていなかったものは 79 件見受けられた。そして、明確に設定されていた 151 件のうち 7 件は、設定された時期が到来してから 1 年以上経過しているにもかかわらず、事後評価又は検証が実施されていなかった。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

我が国の財政状況は、近年厳しさを増し、予算の執行結果等の厳格な評価、検証等が重視される中で、各府省等において政策評価が客観的かつ厳格に実施されることは、政策の実施や予算の執行における効率性、有効性等の向上につながるものと考えられる。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、21 府省等における政策評価の実施状況等について、前記の点に着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 各府省等における政策評価の実施状況

21 府省等は、22 年度から 26 年度までの間に、政策(狭義)、施策及び事務事業の 3 区分に係る政策評価を計 10,850 件実施していた。

イ 政策体系における区分別の政策評価の実施状況

(ア) 政策(狭義)及び施策に係る政策評価の実施状況

施策に係る目標管理型の政策評価において、目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準が、あらかじめ事前分析表に具体的に定められていなかった定性的な測定指標が 391 指標、判定する際に具体的に定められていなかったものが 103 指標、「判定不能」と判定されたものが 127 指標見受けられた。また、事後評価 249 件は、評価結果に至るまでの過程で行政事業レビューに係る情報がどのように活用されたのか、評価書上、不明確なものとなっていた。さらに、事後評価 90 件は、25 年度の予算額が評価書に明示されているものの、執行額が明示されないまま事後評価が実施されていた。

(イ) 事務事業に係る政策評価の実施状況

研究開発に係る政策評価において、160 件は、費用及び効果についてどのような評価が行われたのかが評価書上分からない状況となっており、事前評価において設定された定性的な 2 指標は目標とする対象や実現すべき内容の水準が具体的に定められておらず、また、事後評価において設定された 27 指標は判定基準が設定できなかったなどとして、判定されていなかった。

公共事業に係る政策評価において、4 件は、費用便益分析に当たって発生が見込まれる維持管理費が費用に計上されておらず、事後評価 43 件は物価変動の影響を除かないまま現在価値に換算されていた。また、事前評価又は再評価の 253 件は、実施要領等に感度分析の実施についての定めがないなどのため、感度分析が実施されていなかった。

政府開発援助に係る政策評価において、定性的な測定指標のみを設定して有効性に関する評価が実施された事前評価 4 件の測定指標は、達成すべき具体的な内容の水準を示す関連指標が設定されるなどして、事後に客観的に判定することができるように設定されるなどしていた。

規制に係る政策評価において、費用及び便益について定量的に分析されているもの

は全くなく、事前評価 46 件は全て定性的に分析されていて、また、このうち 36 件は、行政費用の分析において、発生等が見込まれた費用の要素を列挙するのみで、その規模が全く示されていなかった。

租税特別措置等に係る政策評価において、事前評価について目標が設定されていなかったものが 2 件、目標は設定されたものの測定指標が設定されていなかったものが 6 件見受けられた。また、拡充延長事前評価及び事後評価について、測定指標が設定されていなかったものが 3 件、目標が未達成となった原因が分析されていなかったものが 18 件、目標の達成状況が測定されていなかったものが 19 件見受けられた。

5 分野の事務事業以外の事務事業に係る政策評価において、8 件は、当該事務事業の執行額が明示されないまま事後評価が実施されていた。

ウ 事前評価後の各府省等における対応状況等

事後評価又は検証の実施状況を見ると、公共事業において完了後評価が実施されていなかったものが 72 件見受けられた。また、規制において事前評価時に事後評価の実施時期又は条件が設定されていなかったものなどが 87 件、設定されていた時期が到来してから 1 年以上経過しているにもかかわらず、事後評価又は検証が実施されていなかったものが 7 件見受けられた。

(2) 所見

政府は、25 年 6 月に、デフレからの早期脱却と持続的な経済成長を実現させるなどのために閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」の中で、「政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。」として、客観的なデータ等に基づく政策評価を確立することなどにより、実効性のある PDCA (Plan (計画)—Do (実行)—Check (評価)—Action (改善)) サイクルを確立し、行政サービスのコスト削減、質の向上等を図るとともに、政策目的に照らして効果の高い政策に重点的に資源を配分することとしていることなどから、各府省等において、政策評価を客観的かつ厳格に実施することがより一層求められている。

一方、「3 検査の状況」において記述したとおり、今回の検査で、各府省等における政策評価の実施状況等について留意しなければならない状況等が見受けられた。

したがって、各府省等においては、政策評価の実施に当たって、次の点に留意して、政策評価の対象等を適切に定めて適時に実施するとともに、有識者等の知見も活用した上で、できる限り定量的な測定指標を設定するなどして政策効果の客観的な把握に努め、評価結果を政策や次年度以降の予算に適切に反映させていくことが必要である。

ア 政策(狭義)及び施策に係る政策評価のうち、目標管理型の政策評価について

(ア) 施策の効果を客観的に把握するために、測定指標を設定する際には、定量的な測定指標をできる限り設定し、定量的な測定指標の設定が困難であるため定性的な測定指標を設定する場合であっても、目標を達成すべき時期及び目標とする対象並びに実現すべき内容の水準を、あらかじめ事前分析表に具体的に定めておくことなどにより、事後に、その達成度合いを検証できる測定指標を十分に検討した上で設定するよう努めること

(イ) 施策の達成手段である事務事業が効率的かつ効果的に実施されたかについて、行政事業レビューに係る情報を活用して施策の分析を行うなど、事後評価の際に当該情報をできる限り活用して、その内容を評価書に明示するよう努めること

- (ウ) 効率性、有効性等の観点から評価するため、評価対象となる施策の予算の執行状況や当該施策の執行額を適切に把握するとともに、その額を評価書にできる限り明示した上で、事後評価を実施するよう努めること
- イ 事務事業に係る政策評価について
- (ア) 研究開発に係る政策評価において、費用及び効果に関する独立した評価項目を設定するなどして、費用及び効果に関する評価をより明確なものとするよう努めること。また、定量的な測定指標の設定が困難であるため定性的な測定指標を設定する場合であっても、目標とする対象や実現すべき内容の水準を具体的に定めるなどして、事後に効果の測定結果を客観的に判定できる測定指標を設定するよう努めること
- (イ) 公共事業に係る政策評価において、費用便益分析に当たっては、発生が見込まれる維持管理費を適切に計上し、物価変動の影響を除いた上で現在価値に換算して、費用及び便益を適切に算定したり、社会経済情勢等の変化を考慮して感度分析を行ったりするなど、費用便益分析をより適切に行うよう努めること
- (ウ) 政府開発援助に係る政策評価において、定量的な測定指標の設定が困難であるため定性的な測定指標を設定する場合であっても、事後に客観的かつ具体的な効果を測定でき、かつ、その達成度合いを客観的に判定するための測定指標を設定するよう引き続き努めること
- (エ) 規制に係る政策評価において、費用及び便益の定量的な分析が困難であるため定性的な分析を行う場合であっても、費用及び便益の要素の規模を評価書に記載するなど、できる限り具体的な分析を行い、また、できる限り代替案を設定して分析するよう努めること
- (オ) 租税特別措置等に係る政策評価において、事前評価時には目標及び測定指標の設定を、事後評価時等には測定指標に基づく測定を、それぞれ適切に実施するなどして、目標の達成状況をより明らかにするよう努めること。そして、事後評価時等に目標が未達成と判定されたものについては、その原因をより適切に分析するよう努めること
- (カ) 5分野の事務事業以外の事務事業に係る政策評価において、評価対象となる事務事業の執行額を適切に把握して、それを評価書にできる限り明示した上で、事後評価を実施するよう努めること
- ウ 事前評価後の事後評価又は検証について
- (ア) 公共事業において、基本計画及び実施計画で定められた完了後評価の実施時期が到来したものについては実施要領等にその実施時期等を具体的に定めたり、補助事業については交付要綱等にその実施を定めたりするなどして、できる限り適時適切に行うよう努めること
- (イ) 規制において、事前評価を実施する際に、事後評価又は検証の具体的な実施時期又は条件をできる限り具体的に設定して、適時適切な実施をより確実なものにするよう努めるとともに、設定した実施時期又は条件に達した場合は、速やかに事後評価又は検証を実施するよう努めること

本院としては、今後とも、各府省等における政策評価の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

第2 独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について

検査対象	独立行政法人 98 法人、国立大学法人等 90 法人
独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の概要	授業料収入、病院収入等の各種事業収入や国、民間企業等からの研究の受託等による受託収入、寄附金の受入れによる収入等の外部資金等
独立行政法人における自己収入の額	188 兆 9884 億円(平成 21 年度～25 年度)
国立大学法人等における自己収入の額	7 兆 9408 億円(平成 21 年度～25 年度)

1 検査の背景

(1) 独立行政法人及び国立大学法人等の概要

ア 独立行政法人及び国立大学法人等の制度等

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせるために設立される法人であり、平成 27 年 3 月末現在における独立行政法人の数は 98 法人となっている。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「国立大学法人等」という。)は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として設立される法人であり、27 年 3 月末現在における国立大学法人等の数は、国立大学法人 86 法人及び大学共同利用機関法人 4 法人の計 90 法人となっている。

イ 独立行政法人及び国立大学法人等の業務運営の財源等

(ア) 独立行政法人及び国立大学法人等の業務運営の財源

独立行政法人及び国立大学法人等は、業務運営の財源として、各法人の自己収入のほか、運営費交付金を充てており、特定の業務については、補助金、借入金等を充てている。自己収入には、授業料収入、病院収入等の各種事業収入や国、民間企業等からの研究の受託等による受託収入、寄附金の受入れによる収入等の外部資金等があり、25 事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)の決算報告書では、独立行政法人全 98 法人及び国立大学法人等全 90 法人において自己収入が計上されている。また、自己収入で賄えない部分の金額については、原則として、国が財源措置を行うこととされており、25 年度に運営費交付金の交付を受けている法人は、独立行政法人 84 法人、国立大学法人等全 90 法人となっている。

(イ) 自己収入と運営費交付金の関係

独立行政法人に交付される運営費交付金の額の算定は、毎年度、自己収入が想定される場合は、必要と見込まれる経費から自己収入の見込額を控除して行うことになっ

ており、控除する自己収入については、独立行政法人ごとに異なっているが、原則として、利息収入等の恒常的に獲得が想定される自己収入を控除対象とすることになっている。一方、国立大学法人等に交付される運営費交付金のうち、例えば、学生数等の客観的な指標に基づいて各大学共通の方式により算出される一般運営費交付金の額の算定は、毎年度、必要と見込まれる経費から、大学の入学定員等に基づく入学料及び授業料の自己収入の見込額を控除するなどして行うことになっているが、受託収入、寄附金収入等の外部資金については、控除対象としない取扱いとなっている。

(2) 独立行政法人及び国立大学法人等の改革等における自己収入の位置付け

独立行政法人の自己収入については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月閣議決定)等において、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化等自己収入の増大に向けた取組が推進されるなどし、また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)において、自己収入の増加が見込まれる際の運営費交付金の額の算定方針が示されている。一方、国立大学法人等については、法人が獲得した自己収入については、前記のとおり、法人の経営努力に一定の配慮がなされる形で運用されている。また、文部科学省は、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」(平成27年6月文部科学大臣決定)等において、財源の多様化等による自己収入の増加を図ることなどとしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

独立行政法人及び国立大学法人等は、前記のとおり公共的な性格を有し、個別法等又は国立大学法人法に規定されている各法人の目的に応じた業務運営を行っており、自己収入はその目的を達成するために重要な財源となっている。そして、多くの法人は、自己収入のほか、運営費交付金等を充てて業務運営を行っているが、近年の我が国の厳しい財政状況の中、各法人に交付される運営費交付金の額は全体として減少してきており、自己収入を確保することはますます重要となっている。

また、独立行政法人及び国立大学法人等は、前記の閣議決定等において、自主性・自律性をより発揮した業務運営による行政サービスや教育研究の質の向上等の実現が求められており、各法人の業務運営の財源の多様化等に資するために、外部資金を獲得するなどの自己収入の拡大に向けた取組は重要なものと位置付けられている。

そこで、本院は、これらの状況を踏まえて、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、独立行政法人及び国立大学法人等において、同種の事務・事業を行う法人に特有の自己収入及び各法人に共通性のある自己収入について、各法人の状況はどのようなになっているか、自己収入の確保等に向けてどのような取組が行われているか、独立行政法人と国立大学法人等との間で相互に参考となる取組はないかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

27年3月末現在における独立行政法人全98法人及び国立大学法人等全90法人を対象とし、財務諸表等及び提出を受けた調書等を在庁して分析するとともに、独立行政法人28法人及び国立大学法人等22法人に対して会計実地検査を行った。

(以下、各法人の名称中、「独立行政法人」、「国立大学法人」又は「大学共同利用機関法人」は記載を省略した。)

3 検査の状況

(1) 独立行政法人及び国立大学法人等の収入の状況

ア 収入額及び収入額に占める自己収入の割合

21年度から25年度までの独立行政法人全体の収入額の合計は307兆7171億余円、国立大学法人等全体の収入額の合計は16兆1575億余円となっており、25年度における独立行政法人全体の収入額の合計は58兆4347億余円、国立大学法人等全体の収入額の合計は3兆4389億余円となっている。

21年度から25年度までの独立行政法人全体の自己収入の合計は188兆9884億余円、国立大学法人等全体の自己収入の合計は7兆9408億余円となっている。25年度における自己収入は独立行政法人全体で合計37兆2419億余円、国立大学法人等全体で合計1兆6988億余円、収入額に占める自己収入の割合は、それぞれ63.7%及び49.4%となっている。

イ 法人の業務類型

独立行政法人について、国立大学法人等との間で共通性が見られる事務・事業を類型化し、当該事務・事業を実施している独立行政法人を三つの業務類型に分類すると、次のとおりである。なお、複数の業務類型に重複して分類されている独立行政法人がある。

- ① 特定の職業人等の教育・養成等を目的として学校等を設置して文教研修業務を行う独立行政法人(以下「文教研修型」という。) (注1)
9法人
- ② 科学技術に関する試験、研究、開発等の研究開発業務を自ら行う独立行政法人(以下「研究開発型」という。) (注2)
34法人
- ③ 病院等を設置して医療診療業務を行う独立行政法人(以下「医療診療型」という。) (注3)
9法人

そして、上記の①から③までのいずれの業務類型にも該当しない独立行政法人(以下「その他型」という。) (注4)が56法人ある。

(注1) 9法人 水産大学校、海技教育機構、航空大学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構、国立国際医療研究センター

(注2) 34法人 情報通信研究機構、酒類総合研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、労働安全衛生総合研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、産業技術総合研究所、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、国立環境研究所、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、海洋研究開発機構、医薬基盤研究所、日本原子力研究開発機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、国立健康・栄養研究所

(注3) 9 法人 放射線医学総合研究所、労働者健康福祉機構、国立病院機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター

(注4) 56 法人 国立公文書館、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立美術館、国立文化財機構、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、日本貿易保険、製品評価技術基盤機構、航海訓練所、教員研修センター、駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査、造幣局、国立印刷局、国民生活センター、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、北方領土問題対策協会、国際協力機構、国際交流基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、日本貿易振興機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、情報処理推進機構、医薬品医療機器総合機構、環境再生保全機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、地域医療機能推進機構、年金積立金管理運用、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、勤労者退職金共済機構、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、統計センター、農業者年金基金

一方、国立大学法人等を、附属病院の設置の有無により二つの業務類型に分類すると、①附属病院を設置せず教育研究業務のみを行っている国立大学法人及び研究業務のみを行っている大学共同利用機関法人(以下、これらを合わせて「国大教育研究型」という。)^(注5)は48法人、②教育研究業務に必要な機関として附属病院を設置している国立大学法人(以下「国大病院設置型」という。)^(注6)は42法人となる。

(注5) 48 法人 北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、岩手大学、宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、静岡大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、滋賀大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳴門教育大学、福岡教育大学、九州工業大学、鹿屋体育大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、筑波技術大学、人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

(注6) 42 法人 北海道大学、旭川医科大学、弘前大学、東北大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、群馬大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、新潟大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、名古屋大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、島根

大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学、富山大学

ウ 業務類型ごとの収入

25年度における業務類型ごとの収入額についてみると、文教研修型は9法人計3兆8518億余円、研究開発型は34法人計3兆2029億余円、医療診療型は9法人計1兆5607億余円となっている。ただし、文教研修型及び研究開発型については当該業務類型の業務以外の業務に係る収入額が多額となっている法人を除くと、文教研修型は6法人計2819億余円、研究開発型は33法人計1兆3510億余円となっている。また、国大教育研究型は48法人計5899億余円、国大病院設置型は42法人計2兆8489億余円となっている。そして、25年度における収入額に占める自己収入の割合は、特に、医療診療型及び国大病院設置型においてその割合が高くなっている。

エ 自己収入の内容

独立行政法人の各業務類型に特有の自己収入としては、文教研修型については授業料収入、入学料収入及び検定料収入(以下、これらを合わせて「授業料等収入」という。)が、研究開発型については受託研究収入、受託事業収入及び共同研究収入(以下、これらを合わせて「受託研究等収入」という。)が、また、医療診療型については病院収入が挙げられる。同様に、国立大学法人等については授業料等収入及び受託研究等収入が、そのうち国大病院設置型については、それらに加えて病院収入が挙げられる。また、各独立行政法人においては、各法人固有の業務に係る自己収入があるほか、業務類型にかかわらず、独立行政法人及び国立大学法人等に共通性のある自己収入として、自動販売機の設置による収入等の施設の貸付け等に係る収入、特許権に係る収入、寄附金収入、余裕金の運用に係る収入等がある。

(2) 法人の業務類型ごとに特有の自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

ア 授業料等収入

(ア) 授業料等収入の状況

文教研修型の独立行政法人9法人及び国立大学法人全86法人は、それぞれの法人の目的を達成するために学校等を設置して、授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)を徴収しており、25年度における授業料等収入は、それぞれ独立行政法人が計215億余円、国立大学法人が計3345億余円となっている。

(イ) 授業料等収入の確保等に向けた取組

上記の法人においては、現状においては定員を充足している法人が多数を占めるものの、今後、入学者数が減少して授業料収入が減少することも想定されることから、学生数の確保等に資する取組の状況についてみたところ、入学希望者の増加を図るための取組はほとんどの法人において行われており、各法人の実情を踏まえた独自の取組を実施している法人も見受けられる。また、授業料等の金額については、積極的な検討はされていない状況が見受けられる。

国立高等専門学校機構及び国立大学法人全86法人において年度中に放棄された債権を含めた授業料に係る債権の状況は、21年度から25年度までの平均で計7億余円となっている。そして、授業料の未納防止対策や授業料に係る債権の督促等の実施状

況をみると、国立高等専門学校機構においては、納付義務等の説明、督促等共に保護者(保証人)に対しての実施率が高いが、国立大学法人においては、納付義務等の説明については学生に対する実施率が高く、授業料に係る債権が発生した以降では保護者(保証人)に対する督促の実施率が高くなっている。

イ 受託研究等収入

(ア) 受託研究等収入の状況

独立行政法人及び国立大学法人等は、民間企業等との間で受託研究、受託事業及び共同研究(以下「受託研究等」という。)を実施している。文教研修型、研究開発型及び医療診療型のいずれかの業務類型に該当する独立行政法人 42 法人における 25 年度の受託研究等に係る契約件数は 11,890 件、25 年度の契約金額は 2328 億余円となっている。また、国立大学法人等全 90 法人においては、同様に、32,410 件、1938 億余円となっている。

(イ) 受託研究等収入の確保等に向けた取組

中期計画等における目標の設定、委員会の設置、対外的な情報発信等に係る取組の検討等を行っている法人の割合は、国立大学法人等の方が高くなっている。

民間企業の委託を受けて締結する受託研究契約及び受託事業契約においては、委託者への請求金額において研究担当者等の常勤職員の人件費を算定していなかったり、受託研究契約に係る標準的な間接経費率の見直しを行っていなかったり、契約履行のための支出額が契約金額を上回る場合に自らがその費用を負担したりしている法人が見受けられる。

共同研究の結果取得された共有に係る特許権等から生ずる特許権等収入の分配割合を、共有に係る当該特許権等の権利の帰属割合によるとしている法人が多く見受けられるが、権利の帰属割合を上回る分配割合としている法人や権利の帰属割合を下回る分配割合としている法人も見受けられる。また、一部の法人においては、定額の一時金のみとする場合もあり、共有に係る特許権等から想定を上回る特許権等収入が生じた場合にはその利益を十分に享受できない可能性がある。

ウ 病院収入

(ア) 病院収入の状況

医療診療型の独立行政法人 9 法人及び国大病院設置型の国立大学法人 42 法人における 25 年度の病院収益は、独立行政法人が計 1 兆 2464 億余円、国立大学法人が計 9516 億余円となっている。

(イ) 病院収入の確保等に向けた取組

病院施設の稼働状況を測る上で有用と考えられる病床利用率等の指標に係る目標値の設定状況をみたところ、目標値を設定していない病院も一部見受けられる。また、各法人で委員会等を設置して検討するなど病院収入の確保や増加につながる取組を行っている。

患者に対する未収診療費に係る債権(以下「未収診療費債権」という。)の残高は、25 年度末において独立行政法人が計 102 億余円、国立大学法人が計 90 億余円となっており、債権の発生から 1 年以上が経過している債権が 50% 以上を占める法人も見受けられる。また、債権管理マニュアル等に規定している未収診療費債権の回収方法に

法人間でばらつきが見受けられたり、時効の中断を図るための債権の保全措置を実施していない病院が見受けられたりなどしている。

保険診療を行った医療機関では、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書(以下「レセプト」という。)の医師による点検が未了であるなどの場合に、社会保険診療報酬支払基金等(以下「基金等」という。)への請求を保留するレセプト(以下「保留レセプト」という。)が生じたり、レセプトの記載内容に誤りや不備があることが判明した場合に医療機関に返戻されるレセプト(以下「返戻レセプト」という。)が生じたりすることがあり、そのような場合、診療報酬の入金が遅れることになる。保留レセプト及び返戻レセプトに係る未処理額については、各病院の機能・役割や診療内容の相違による影響に留意する必要があるが、21年度から25年度までの年度末残高は、それぞれ計60億円前後及び計190億円前後で推移しており、25年度末におけるレセプト未処理額のうち23年度以前に発生したレセプトの割合は、それぞれ0.2%及び0.8%である。さらに、レセプトの処理に関しては、医師に確認等を依頼しているが実行されないままになっているなど事務処理の遅延に起因して未処理の状態が長期化しているものも見受けられる。

また、基金等におけるレセプトの審査の結果、過剰診療と判断されるなどした場合におけるレセプトの査定率(診療報酬請求額に対する査定額の割合)は、審査基準の厳しい高難度で複雑な医療を多く実施した場合には上昇の一因となることがあるが、25年度の独立行政法人及び国立大学法人における査定率はそれぞれ0.36%及び0.59%で、全体として年々上昇傾向にある。

(3) 各法人に共通性のある自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

ア 施設の貸付け等に係る収入

(ア) 食堂及び売店の運営による収入

独立行政法人51法人及び国立大学法人等89法人は、業者に敷地を貸し付けたり、使用許可(以下、敷地の貸付けと使用許可を合わせて「敷地貸付け等」という。)をしたりするなどして食堂又は売店を設置しており、25年度の貸付料等収入は、独立行政法人で計7億余円、国立大学法人等で計4億余円となっている。このうち、外部の利用者が多数見込まれる法人では、業者に有償で敷地貸付け等をする契約の割合が高いが、有償で参入する業者がいないことや、利用者に対する安価なサービスの提供を条件としていることなどの理由から無償で敷地貸付け等をする契約も見受けられる。

(イ) 自動販売機の設置による収入

独立行政法人72法人及び国立大学法人等全90法人は自動販売機を設置しており、25年度の貸付料等収入はいずれも計1億余円、手数料収入はいずれも計5億余円で、手数料収入が貸付料等収入を大きく上回っているが、競争性のない契約方式を採用して、貸付料等を無償とし、かつ手数料を得ていない契約も多く見受けられる。

(ウ) 駐車場の使用料収入

独立行政法人59法人及び国立大学法人等88法人は業務運営上必要な駐車場を設置しており、25年度においてそれぞれ計26億余円及び計27億余円の収入を得ているが、有料駐車場の割合はそれぞれ13.5%及び24.9%であり、このうち、医療診療型の独立行政法人の駐車場及び国大病院設置型の国立大学法人における病院駐車場につ

いてはそれぞれ45.7%及び81.0%と上記の割合より高くなっている。

なお、京都大学において、職員等駐車場の駐車整理業務により生ずる利益を享受できるようにするなどの適切な処置を執る必要があると認められる事態が見受けられたことから、本院は、27年12月に、会計検査院法第34条の規定により、「職員等駐車場に係る駐車整理業務の委託契約の見直し等について」として、京都大学学長に対して是正改善の処置を求めた(前掲意見を表示し又は処置を要求した事項726ページ参照)。

(エ) 宿舍使用料収入

独立行政法人45法人及び国立大学法人等89法人は職員宿舍を保有しており、25年度の宿舍使用料収入は、それぞれ計40億余円及び計31億余円となっている。統一的な宿舍使用料見直しの取組が行われていない国立大学法人等では、従前の宿舍使用料のままとなっているなどの法人が見受けられる。

イ 公開施設に係る入場料収入

独立行政法人16法人及び国立大学法人等41法人では、法人の業務内容等の広報等のために公開施設を設置している。このうち独立行政法人7法人で計20施設(全施設の39.2%)、国立大学法人等11法人で計16施設(同21.9%)を有料施設として運営しており、それぞれ25年度の入場料収入は、計21億余円及び計2億余円となっている。そして、有料施設では、当該施設の維持及び管理に必要な経費の一部に充当するために入場料を徴収する取組が見受けられる。

ウ 受託研究等により取得した研究用機器の貸付け等に係る収入

独立行政法人38法人及び国立大学法人等79法人は、受託研究等により研究用機器を取得している。取得価額500万円以上の研究用機器に係る25年度における民間企業に対する貸付額は、独立行政法人3法人で計1278万余円、国立大学法人1法人で計13万余円であり、一部の法人では、有償で譲渡を行っている事例も見受けられる。

エ 特許権に係る収入

(ア) 特許権収入と特許料等の費用の状況

独立行政法人55法人及び国立大学法人等83法人は、21年度から25年度までの間に特許権を保有するなどしており、25年度における特許権収入は、それぞれ計17億余円及び計18億余円、特許料等の費用はそれぞれ計30億余円及び計26億余円となっている。そして、25年度において特許権収入が特許料等の費用を上回っている法人は独立行政法人12法人及び国立大学法人等10法人となっている。

(イ) 特許権収入の確保等に向けた取組

特許権収入が特許料等の費用を大きく上回っていた10法人では、事業性を重視した特許権取得を推進するなどの取組を行っている。また、特許権の保有の見直しについては、独立行政法人15法人及び国立大学法人等38法人では登録から3年以内に行うこととしているが、見直しまでの期間を設定していない法人も独立行政法人30法人及び国立大学法人等35法人見受けられる。

オ 寄附金に係る収入

独立行政法人59法人及び国立大学法人等全90法人は、21年度から25年度までの間に寄附金の受入実績があり、25年度の受入額は独立行政法人で計94億余円、国立大学

法人等で計 758 億余円となっており、寄附金の受入実績のある法人では、寄附金獲得のための様々な取組が見受けられる。

カ 余裕金の運用に係る収入

独立行政法人 62 法人及び国立大学法人等 89 法人は、25 年度において余裕金を運用しており、運用に係る収入はそれぞれ計 344 億余円及び計 19 億余円となっている。余裕金の運用を行っていない独立行政法人 34 法人の中には、運用原資平均が 10 億円以上の法人が 14 法人、余裕金の運用を行う場合の権限等を定めた要領等を定めていない法人が 24 法人見受けられる。

キ その他の収入

(ア) 各種証明書等の発行手数料等の収入

文教研修型の独立行政法人 9 法人及び国立大学法人全 86 法人は在学生及び卒業生等に対して各種証明書等を発行しているが、その発行に当たり発行手数料を徴収している法人は独立行政法人 4 法人及び国立大学法人 41 法人となっている。

(イ) 農産物等の売却、ブランド等商品の販売、広告掲載等による収入

独立行政法人 33 法人及び国立大学法人等 73 法人は、事業を実施した結果産出された農産物等の売却等により収入を得ている。また、法人のブランドを利用した商品の販売、法人のホームページ等への広告掲載等により収入を得ている法人が見受けられる。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について検査したところ次のような状況が見受けられた。

ア 独立行政法人及び国立大学法人等の収入の状況

25 年度の独立行政法人全体及び国立大学法人等全体の収入額は、計 58 兆 4347 億余円及び計 3 兆 4389 億余円であり、自己収入は独立行政法人全体で計 37 兆 2419 億余円、国立大学法人等全体で計 1 兆 6988 億余円となっている。

イ 法人の業務類型ごとに特有の自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

(ア) 授業料等収入については、入学希望者の増加を図るための取組はほとんどの法人で行われており、各法人の実情を踏まえた独自の取組を実施している法人も見受けられる。国立高等専門学校機構及び国立大学法人全 86 法人における年度中に放棄された債権を含めた授業料に係る債権の発生状況は、21 年度から 25 年度までの平均で計 7 億余円となっている。

(イ) 受託研究等収入については、文教研修型、研究開発型及び医療診療型のいずれかの業務類型に該当する独立行政法人 42 法人及び国立大学法人等全 90 法人において民間企業の委託を受けて締結する受託研究契約及び受託事業契約では、委託者への請求金額において研究担当者等の常勤職員の人件費を算定していない法人等が見受けられる。また、共同研究で取得された共有に係る特許権等収入の分配割合については、一部の法人において、権利の帰属割合を下回る割合としたり、定額の一時金を受け取るのみとしたりする状況が見受けられる。

(ウ) 病院収入については、医療診療型の独立行政法人9法人及び国大病院設置型の国立大学法人42法人において、病院収入の確保や増加につながる取組を行っている。一方、25年度末における未収診療費債権の残高のうち、債権の発生から1年以上が経過している債権が50%以上を占める法人も見受けられる。また、レセプトの処理に関しては、事務処理の遅延に起因して未処理の状態が長期化しているものも見受けられる。

ウ 各法人に共通性のある自己収入の状況及びその確保等に向けた取組

(ア) 施設の貸付け等に係る収入については、独立行政法人51法人及び国立大学法人等89法人では食堂又は売店を設置して貸付料等収入を得ており、無償で敷地貸付け等をする契約も見受けられる。また、独立行政法人72法人及び国立大学法人等全90法人では自動販売機の設置による貸付料等収入や手数料収入を得ているが、競争性のない契約方式を採用して、貸付料等を無償とし、かつ手数料を得ていない契約も多く見受けられる。独立行政法人59法人及び国立大学法人等88法人では業務運営上必要な駐車場を設置して収入を得ており、有料駐車場の割合はそれぞれ13.5%及び24.9%である。

(イ) 公開施設に係る入場料収入については、独立行政法人7法人及び国立大学法人等11法人で公開施設に係る入場料収入を得ている。

(ウ) 受託研究等により取得した研究用機器の貸付け等に係る収入については、独立行政法人38法人及び国立大学法人等79法人において、受託研究等により研究用機器を取得しており、一部の法人では有償で譲渡を行っている事例も見受けられる。

(エ) 各法人が保有する特許権については、独立行政法人55法人及び国立大学法人等83法人のうち、特許権収入が特許料等の費用を上回っている法人は独立行政法人12法人及び国立大学法人等10法人であり、特許権の保有の見直しを行うまでの期間を設定していない法人も見受けられる。

(オ) 寄附金に係る収入については、独立行政法人59法人及び国立大学法人等全90法人に寄附金の受入実績があり、これらの法人において、寄附金獲得のための様々な取組が見受けられる。

(カ) 余裕金の運用に係る収入については、独立行政法人62法人及び国立大学法人等89法人は、25年度において余裕金を運用しており、余裕金の運用を行っていない独立行政法人の中には、運用原資平均が10億円以上の法人等が見受けられる。

(キ) 文教研修型の独立行政法人9法人及び国立大学法人全86法人は、各種証明書等を発行しており、その中には、発行手数料を徴収している法人が見受けられる。また、事業を実施した結果産出された農産物等の売却等により収入を得ている法人が見受けられる。

(2) 所見

独立行政法人及び国立大学法人等は、公共的な性格を有し、各法人の目的に応じた業務運営を行っており、自己収入は、その目的を達成するために重要な財源となっている。

そして、多くの法人は、自己収入のほか、運営費交付金等を充てて業務運営を行っているが、近年の我が国の厳しい財政状況の中、各法人に交付される運営費交付金の額は全体として減少してきており、自己収入を確保することはますます重要となっている。

また、独立行政法人及び国立大学法人等は、自主性・自律性をより発揮した業務運営により行政サービスや教育研究の質の向上等の実現が求められており、各法人の業務運営の財源の多様化等に資するために、外部資金を獲得するなどの自己収入の拡大に向けた取組は重要なものと位置付けられている。

そして、前記のとおり、各法人における自己収入の確保等に向けた取組の状況は様々であり、他の法人において参考とすべき事例も見受けられた。

したがって、以上の検査の状況を踏まえ、自己収入の確保等に向けた取組が効果的、効率的に行われるよう、独立行政法人及び国立大学法人等においては、他法人の取組を参考にするとともに、次の点に留意することが必要である。

ア 法人の業務類型ごとに特有の自己収入について

(ア) 授業料等収入については、将来にわたって安定的な学校運営を行っていくために、各法人の実情を踏まえた学生数の確保に資する取組を積極的に行うこと、また、授業料等の未納については、その発生状況等を踏まえつつ、引き続き授業料の未納防止対策や授業料に係る債権の督促等について適切に行うこと

(イ) 受託研究等収入については、法人の目的に留意しつつ、可能な範囲で目標を設定するなどして受託研究等の増加に努めること、受託研究契約及び受託事業契約における研究担当者等の常勤職員の人件費について、労働提供の寄与度等を考慮するなどして、民間企業である委託者に負担を求めることを検討すること、また、受託研究契約において、標準的な間接経費率についても適切なものとなっているか適宜検討すること、さらに、あらかじめ金額が確定できない経費が含まれる場合には、委託者と協議した上で、精算条項を設けることなどにより、追加負担について委託者に明示すること

また、共有に係る特許権等の実施により生ずる特許権等収入の分配について、契約相手方と協議した上で、法人の貢献度等に見合った収入の分配が見込まれるような契約内容を検討すること

(ウ) 病院収入については、病床利用率等の指標に係る目標値の設定や、病院運営に対する様々な検討や取組を病院それぞれの設置目的に応じて行うことなどにより、病院施設を効率的に稼働させるなどして病院収入の確保等を図ること、また、患者に対する未収診療費債権については、診療費の支払方法の多様化等、債権の発生防止を図ることと併せて、各病院における未収診療費債権の発生、回収等の状況を踏まえて、より実効性のある請求や督促の方法等を債権管理マニュアル等に定めることなどにより、可能な限り多くの債権を回収するよう努めること

さらに、保留レセプト及び返戻レセプトに係る未処理額については、その改善のために各病院内において定期的に注意喚起を行うなど組織的な取組を強化していくこと、また、診療報酬請求額に対するレセプトの査定率の引下げは収入の増加要因となることから、事務手続等に改善の余地がある場合には、引下げに向けた定量的な目標の設定等の取組を実施することにより、診療報酬請求事務の適切な実施を更に図ること

イ 各法人に共通性のある自己収入について

- (ア) 施設の貸付け等に係る収入のうち、食堂及び売店の運営による収入については、無償で敷地貸付け等をしている法人においては、利用者へのサービス内容等への影響に留意しつつ有償による敷地貸付け等の可能性も検討すること、自動販売機の設置による収入については、利用者の便宜への影響等に留意しつつ、競争性のある契約方式に移行するなどして、貸付料等収入や手数料収入の増加を図ること、駐車場の使用料収入については、公共交通機関等の利便性等を十分に考慮し、管理経費や周辺駐車場の状況等を勘案しながら、料金の徴収が可能かどうか検討すること
- (イ) 各法人が保有する特許権については、特許権の保有目的に留意しつつ、特許権に係る事業化の拡大を図ることと併せて、特許権の維持に要する費用の負担を軽減する観点から、保有する特許権の見直しを引き続き積極的に進めていくこと
- (ウ) 寄附金収入については、国立大学法人等においては今後も引き続き産学連携や地域連携等の推進等を通じて、また、寄附金の獲得が可能な独立行政法人においては他の法人が実施する寄附金獲得のための取組を参考とするなどして法人の業務の特性に留意しつつ、より一層の寄附金獲得を図っていくこと
- (エ) 余裕金の運用収入については、独立行政法人においても、四半期ごとに交付される運営費交付金等の比較的安定していると認められる運用原資がある場合には、短期による運用も含めてその可否を検討すること、また、余裕金の運用を行う場合の権限等を定めた要領等を定めていない独立行政法人においては、できる限り要領等を定めるなどして、運用可能な余裕金が生じた場合に対応できるようにすること
- (オ) このほか、各種証明書等の発行手数料等の徴収、農産物等の売却、ブランド等商品の販売、広告掲載等については、各法人において自己収入の拡大につなげることできる取組について可能な限り検討すること

本院としては、独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

第3 社会資本整備総合交付金等による事業等の実施状況について

検査対象	国土交通省、914 地方公共団体等(17 都道府県、872 市町村、23 一部事務組合、1 広域連合、1 地域住宅協議会)
社会資本整備総合交付金等の概要	社会資本総合整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるために交付するなどのもの
検査の対象とした事業等に係る交付金交付額	6 兆 0605 億円(平成 22 年度～26 年度)

1 検査の背景

(1) 社会資本整備総合交付金の概要

国土交通省は、地方公共団体等(都道府県、市町村(特別区を含む。))又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定による一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)の規定による港務局、都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)の規定による市町村都市再生協議会及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成 17 年法律第 79 号)の規定による地域住宅協議会を含む。以下同じ。)が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的として、平成 22 年度から「社会資本整備総合交付金交付要綱」(平成 22 年国官会第 2317 号国土交通事務次官通知。以下「要綱」という。)等に基づき、地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する社会資本総合整備計画(以下「整備計画」という。)に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるために、社会資本整備総合交付金(以下「総合交付金」という。)を交付している。

総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体等向けの個別補助金を一括した、地方公共団体等にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設されたもので、同省によればその特長は、①地方公共団体等において整備計画に位置付けた事業の範囲内で国費を自由に充当することができること、②ソフト事業についても地方公共団体等の創意工夫を生かして実施することができること、③従来は国が詳細に事前審査していたものを地方公共団体等が自ら目標を設定して、事後に評価を実施するとともにその結果を公表するものにしたこと、④従来は個々の事業のアウトプット(事業実績)に着目していたものを整備計画全体としてのアウトカム(成果)に着目するものにしたことなどとなっている。

(2) 総合交付金の交付対象事業

総合交付金の交付対象事業は、要綱によれば、整備計画の目標を実現するために交付金^(注1)事業者が実施する基幹的な事業(以下「基幹事業」という。)と、整備計画の目標を実現するために基幹事業と一体的に実施する関連事業に大別されている(以下、これら事業の個々の交付対象事業を「要素事業^(注2)」という。)

基幹事業は、道路事業等 16 事業から構成されている。関連事業は、関連社会資本整備事業と、整備計画の目標を実現するために基幹事業と一体となってその効果を一層高める

ために必要な効果促進事業から成っている。効果促進事業に係る国の負担割合は基本的に交付対象事業費の50%となっており、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等は総合交付金の交付対象外となっている。

また、基幹事業のうち都市再生整備計画事業等については、基幹事業と一体となっており、その効果を増大させるために必要な事業等を提案事業として実施できることとなっており、実施できる事業の内容等は効果促進事業とほぼ同様となっている。

(注1) 交付金事業者 総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等

(注2) 道路事業等16事業 道路事業、港湾事業、河川事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、下水道事業、その他総合的な治水事業、海岸事業、都市再生整備計画事業、広域連携事業、都市公園等事業、市街地整備事業、都市水環境整備事業、地域住宅計画に基づく事業、住環境整備事業

(3) 整備計画の概要

総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、要綱に基づいて整備計画を作成して国土交通大臣に提出することとなっている。整備計画には、整備計画の名称、目標、期間、交付対象事業、全体事業費、目標の実現状況等を評価するための指標(以下「評価指標」という。)等を記載することとなっている。そして、「社会資本整備総合交付金に係る計画等について」(平成22年国官会第2318号国土交通事務次官通知。以下「計画通知」という。)で示された整備計画の参考様式において、交付対象事業については要素事業ごとの事業種別、事業箇所、事業内容、事業実施期間、全体事業費等を、評価指標については当初現況値、交付期間の中間年度における中間目標値及び交付期間の終了時における最終目標値を記載することとなっている。

整備計画の作成に当たっては、整備計画の期間内(おおむね3年から5年まで)における事業等の実施によって実現しようとするものであること、評価指標が定量的指標により適切に設定されていること、交付対象事業は、整備計画の目標及び評価指標の設定内容に対して構成が妥当であり、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであることに留意することとなっている。

なお、要綱の施行の際に、現に国土交通省に提出されていて、整備計画に記載することとなっている事項に相当する事項を含む特定計画(都市再生整備計画等)については、当該計画の計画期間に限り整備計画とみなす経過措置が講じられている。

(4) 整備計画の評価及び公表

整備計画を作成して国土交通大臣に提出しようとする地方公共団体等は、計画通知において、整備計画の目標の妥当性、整備計画の実現可能性等について、自主的・主体的に検証(以下「事前評価」という。)した結果(以下、事前評価の結果を記載した書面を「事前評価書」という。)を整備計画に添付することとなっている。

そして、地方公共団体等は、整備計画を作成したときはこれを公表することとなっており、整備計画の公表と併せて事前評価の結果も公表することとなっている。なお、特定計画については、要綱等において、事前評価の実施、事前評価書の提出及び事前評価の結果の公表並びに整備計画の公表の規定を適用しないことができることとなっている。

さらに、交付期間の終了後又は交付期間の最終年度中に、整備計画の目標の実現状況等について評価(以下「事後評価」という。)を行い、事後評価の結果(以下、事後評価の結果を記載した書面を「事後評価書」という。)を遅滞なく公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならないこととなっている。そして、必要に応じて、交付期間の中間年度の終了後においても評価(以下「中間評価」という。)を行い、中間評価の結果(以下、中間評価の結果を記載した書面を「中間評価書」という。)についても事後評価の場合と同様に遅滞なく公表するとともに同大臣に報告することとなっている。

事後評価又は中間評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するために、学識経験者等の第三者の意見を求めたり、地方公共団体独自の評価制度を活用したりすることができることとなっており、また、事業の成果を地域住民等に対してより分かりやすく示すよう留意することとなっている。

(5) 総合交付金等の交付額

国土交通省が、地方公共団体等に対して交付した総合交付金、地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金及び沖縄振興公共投資交付金の額(以下、これらの額を「交付金交付額」という。)についてみると、22年度1兆5347億余円、23年度2兆2701億余円、24年度2兆2258億余円、25年度2兆7011億余円、26年度2兆4958億余円、計11兆2277億余円と毎年度多額に上っている。

(6) 国土交通省における政策評価の概要

国土交通省は、25年度の「国土交通省政策評価年次報告書」において同省全体の政策を評価するために設定した業績指標については、政策目標の達成度を適切に表す指標であり、その性格は、①アウトカムに着目した指標といえるもの、②アウトプットに着目した指標の場合は、当該アウトプットとアウトカムとの因果関係について説明可能であるもの、③顧客満足度に着目した指標といえるものなどとしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

総合交付金は、前記のとおり、国土交通省所管の地方公共団体等向けの補助金を一括する形で22年度に創設されたもので、地方公共団体等自らが目標を設定した整備計画を作成して、これに基づき総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施し、自らが整備計画の目標の実現状況、今後の方針等について評価を実施する制度となっている。

また、基幹事業の効果を一層高めるソフト事業等として効果促進事業が実施できるようになっているが、その内容は地方公共団体等の創意工夫に委ねられている。

本院は、総合交付金について、毎年検査して、検査報告に不当事項や処置要求事項等を掲記しているところであるが、総合交付金の創設から5年が経過し、その間、毎年度多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、社会資本整備総合交付金等による事業等(以下「社会資本整備総合交付金事業等」という。)の実施状況について、合規性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査した。

ア 整備計画の作成に当たり、地域住民等の意向等が反映されるようニーズ調査等が実施されているか、評価指標が適切に設定されているか、事前評価は適切に実施されているか、また、整備計画等は適切に公表されているか。

イ 効果促進事業は、基幹事業の効果を一層高めるために、基幹事業と一体的に実施され

ているか。

ウ 中間評価及び事後評価は適切に実施されているか、整備計画の目標の達成状況はどのようなになっているか、また、中間評価及び事後評価の結果は適切に公表されているか。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、22年度から26年度までの間において、914地方公共団体等^(注3)(17都道府県、管内872市町村、23一部事務組合、1広域連合及び1地域住宅協議会)が実施した社会資本整備総合交付金事業等(これらに対して22年度から26年度までの間に交付された交付金^(注4)交付額計6兆0605億余円)を対象として検査した。

そして、国土交通本省及び17都道府県において、社会資本整備総合交付金事業等の実施状況について、関係資料の提出や説明を受けるなどして会計実地検査を行った。また、^(注5)上記の914地方公共団体等から、これらの地方公共団体等が作成した2,828計画(計画額計25兆7198億余円)について、評価指標の設定、事後評価の内容等に係る調書の提出を受けるなどして、整備計画の作成状況、事前評価、中間評価及び事後評価の実施状況等について検査した。

(注3) 17都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、埼玉、神奈川、新潟、長野、愛知、広島、山口、高知、福岡、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注4) 完了実績報告書及び年度終了実績報告書を基に集計している。なお、完了実績報告書及び年度終了実績報告書は、整備計画ごとではなく、地方公共団体等ごとに作成することとなっている。

(注5) 計画額 整備計画に記載された交付対象事業の全体事業費

3 検査の状況

(1) 整備計画の作成状況等

ア 整備計画の作成に当たっての検討

上記の2,828計画のうち、長寿命化計画の策定等のみで社会資本整備を実施することとしていない31計画を除いた2,797計画における社会資本整備に対する地域住民等のニーズ調査又は民間等の活動との連携等の実施状況についてみると、334計画については特段の理由もなく実施していないなどとしていて、地域住民等の意向の把握や民間等の活動との連携等を図って整備計画に反映しているか不明な状況となっていた。

イ 評価指標の設定状況、内容等

(ア) 評価指標の変化量に影響しない基幹事業の要素事業

2,828計画計65,827事業において基幹事業の要素事業の実施が評価指標の当初現況値から最終目標値までの変化量(以下「変化量」という。)に及ぼす影響についてみたところ、評価指標の変化量に影響しない基幹事業の要素事業が532計画計7,285事業あった。

(イ) 評価指標の内訳とアウトプット指標等

国土交通省は、評価指標については、アウトカムに着目したものであることが望ましいとしており、地方公共団体等へ評価指標の考え方を広く周知するなどしているが、具体的な評価指標が適切かどうかについては、整備計画の公表による地域住民等のチェック及び評価に委ねているため、地方公共団体等の責任の範囲で対応することになるとしている。

地方公共団体等が設定した2,828計画計7,862指標の内訳についてみたところ、事業の進捗に伴い結果的に増加する整備延長、整備箇所、整備数、整備面積等のうちの一つの要素のみを評価指標として設定しているもの(以下「アウトプット指標」という。)が2,823指標あった。そして、地方公共団体等がアウトカムとして設定した評価指標(以下「アウトカム指標」という。)が4,281指標あった。また、アウトプット指標に該当せず、かつ、地方公共団体等がアウトカム指標として設定していない評価指標が758指標あった。

整備計画ごとの指標の設定状況についてみたところ、アウトプット指標のみを設定したものが635計画計1,185指標あり、中には従来の個々の事業のアウトプットに着目したものと同様であり、整備計画全体としてのアウトカムに着目したものとなっていない事態も見受けられた。

(ウ) アウトカム指標の内訳

アウトカム指標を設定した4,281指標の内訳についてみたところ、地方公共団体等が、整備計画作成時において交付対象事業が評価指標の変化量に与える影響を一定の方法で計算するなどして設定したアウトカム指標が1,426指標あった。

一方、交付対象事業が評価指標の変化量に与える影響を計算するための一定の方法がないため、地方公共団体等が最終目標値を予測するなどして設定したアウトカム指標が2,855指標あった。

上記の2,855指標を含む1,197計画における当該評価指標の変化量に影響する他の事業主体の事業等との関係についてみたところ、360計画において、その影響を当初から想定していたのに、他の事業主体の事業等を記載しておらず、交付対象事業と評価指標の変化量との因果関係が明確となっていなかった。

また、観光客の増加等を掲げている225計画計275指標についてみたところ、55計画計64指標において、観光客が訪れると想定した観光拠点が、当初現況値を把握した箇所と一致していない状況が見受けられた。これらの当初現況値は、評価指標の変化量の算定の基礎となるのに、交付対象事業の実施により観光客が訪れると想定した観光拠点の当初の状況を明確に示しておらず、交付対象事業と評価指標の変化量との因果関係が明確となっていない状況となっていた。

さらに、地域住民等の満足度の増加等を掲げている410計画計554指標の満足度調査等における説明内容をみたところ、302計画計408指標については、毎年行っている地方公共団体等の全般的な取組に関する地域住民等の意向調査等が満足度調査等を兼ねているなどしており、交付対象事業について説明していなかったことから、これらの満足度調査等により算定された当初現況値は、交付対象事業を実施する前の状況に対する満足度を明確に示しておらず、交付対象事業と評価指標の変化量との因果関係が明確となっていない状況となっていた。

ウ 事前評価

2,828計画から特定計画527計画を除いた2,301計画における事前評価の実施状況についてみたところ、2,114計画において事前評価を実施していたものの、このうち108計画については国土交通大臣に事前評価書を提出していなかった。また、187計画については事前評価を実施していなかった。そして、国土交通省は、上記の108計画と187

計画の計 295 計画について、整備計画に事前評価書が添付されていないにもかかわらずそのまま確認せずに受領している事態が見受けられた。

上記の 2,114 計画のうち事前評価書でその内容が確認できた 1,993 計画について、検証事項の設定及び検証状況をみたところ、国土交通省が検証事項として例示した 8 事項全てを検証していたものが 1,502 計画、一部の事項について検証していなかったものが 491 計画となっており、そのうち上位計画等との整合性を確認していなかったものが 77 計画となっていた。また、上位計画等との整合性を確認していた 1,916 計画のうち、1,094 計画において整合性を確認した上位計画等の名称を事前評価書に記載していなかった。

特に、社会資本整備重点計画(以下「重点計画」という。)に位置付けられている事業を交付対象事業としていて、地方公共団体等が重点計画を上位計画と位置付けている 1,066 計画について、重点計画との整合性の確認状況をみたところ、確認していなかったものが 647 計画となっていた。また、確認していた 419 計画のうち、事前評価書に重点計画名を記載していなかったものが 293 計画となっていた。

エ 整備計画等の公表

整備計画の公表状況についてみたところ、前記の 2,301 計画のうち、公表していたものは 1,977 計画、公表していなかったものは 324 計画となっていた。

上記の 1,977 計画における公表方法についてみたところ、ホームページに整備計画書を掲載するなどしていたものは 1,774 計画、閲覧請求に応ずるなどしていたものは 195 計画、その他は 8 計画となっていた。

上記の 195 計画の閲覧請求先等の明示状況についてみたところ、公報による告示、ホームページ等により閲覧請求先等を明示していたものは 35 計画となっており、残りの 160 計画は明示していなかった。

また、整備計画の公表と併せて事前評価の結果も公表することとなっていることから、前記の 1,774 計画のうち事前評価を実施していなかった 98 計画を除いた 1,676 計画における事前評価の結果の公表状況についてみたところ、公表していたものは 512 計画、公表していなかったものは 1,164 計画となっていた。

(2) 効果促進事業の実施状況

効果促進事業の実施状況についてみたところ、22 年度から 25 年度までの間に実施した効果促進事業の要素事業数は、2,828 計画のうち 931 計画計 6,704 事業となっていて、その内容は、施設整備、点検、調査、イベントの実施等となっていた。

ア 基幹事業との一体性

効果促進事業の要素事業と基幹事業の要素事業との一体性についてみたところ、前記の 931 計画計 6,704 事業のうち 104 計画計 605 事業(交付金交付額計 86 億余円)は、同一の整備計画において一体的に実施する基幹事業の要素事業がなかった。

イ 経常的な経費

地方公共団体等が整備計画の開始前から実施している事業で、かつ、法令又は条例に基づいて実施している事業については、総合交付金により実施しない場合においても引き続き実施する可能性が高いことから、経常的な経費に該当すると思料される。

そこで、前記の 931 計画計 6,704 事業についてみたところ、35 計画計 71 事業(交付金

交付額計 65 億余円)において、上記の事業を効果促進事業として実施していた。

ウ 住宅の耐震改修に関する事業及び都市再構築戦略事業

効果促進事業について、ア及びイの事態のほかに、次の事態が見受けられた。

(ア) 住宅の耐震改修に関する事業

住宅の耐震改修に関する事業の実施状況についてみたところ、22 年度から 25 年度までの間に、2,828 計画のうち 47 計画において計 66 事業(交付金交付額計 66 億余円)実施していた。このうち基幹事業の採択要件を満たすものなどについて、基幹事業として実施すると国の負担割合が低いことなどから効果促進事業として実施していたものは 34 計画 34 事業(同計 41 億余円)、提案事業として実施していたものは 10 計画 10 事業(同計 3 億余円)となっており、基幹事業として実施していたものは 22 計画 22 事業(同計 22 億余円)となっていた。

(イ) 都市再構築戦略事業

基幹事業である都市再生整備計画事業においては、地域の創意工夫を生かして行うイベントの開催、社会実験等を提案事業として実施することが認められている。一方、都市再生整備計画事業のうち、都市再構築戦略事業(24、25 両年度は地方都市リノベーション事業)については、提案事業が総合交付金の交付対象外となっている。

そこで、都市再構築戦略事業の実施状況についてみたところ、24 年度から 26 年度までの間に、2,828 計画のうち 47 計画において実施していた。このうち、都市再構築戦略事業は提案事業が総合交付金の交付対象外となっているため、前記の提案事業に該当する事業を効果促進事業として実施していたものが 21 計画計 70 事業(交付金交付額計 9 億余円)見受けられた。

(3) 中間評価及び事後評価の実施状況等

ア 中間評価の実施状況

地方公共団体等は、必要に応じて、交付期間の中間年度の終了後において評価を行い、これを国土交通大臣に報告することとなっている。そこで、2,828 計画のうち、交付期間の中間年度が終了した 1,387 計画の中間評価の実施状況をみたところ、88 計画において実施していたものの、1,299 計画において実施していなかった。また、中間評価を実施したことによるメリットについては、進捗状況の確認を行ったことにより事業の課題が抽出され、その後の事業の実施に資することとなったとの意見が多かった。一方、計画期間を 6 年以上に延長していた 16 計画をみたところ、全ての整備計画において計画期間を延長する際に中間評価等を実施していなかった。

イ 事後評価の実施状況等

(ア) 事後評価の実施状況

2,828 計画のうち、26 年度までに交付期間が終了した 1,332 計画の事後評価の実施状況をみたところ、758 計画において実施していたものの、574 計画において実施していなかった。

(イ) 事後評価の評価内容等

事後評価については、①総合交付金を充てた要素事業の進捗状況、②事業効果の発現状況、③評価指標の最終目標値の実現状況及び④今後の方針について評価を実施することとなっている。

そこで、事後評価を実施していた758計画の評価内容についてみたところ、①は548計画、②は583計画、③は758計画、④は586計画でそれぞれ評価を実施しており、他方、要綱等に定める評価項目の一部を評価していないものがあった。そして、事後評価書における事業費の記載状況についてみたところ、計画全体及び要素事業別の計画額については520計画で記載していて、計画全体及び要素事業別の実績額については390計画で記載していなかった。また、最終目標値の変更状況等を記載していない整備計画があった。

(ウ) 評価委員会と地域住民等の意見聴取(パブリックコメント)

前記の758計画のうち、学識経験者等の第三者の意見を求めるために地方公共団体等が設置する評価委員会を開催するなどしていたものがあった一方で、開催していなかったものが214計画あった。また、地域住民等から広く意見を収集し、それらの意見を反映して評価結果をまとめるために、事後評価原案を公表していたものがあった一方で、公表していなかったものが514計画あった。

ウ 事後評価の内容及び分析等

(ア) 整備計画の目標値の達成状況等

事後評価を実施していた758計画計2,186指標について評価指標の達成率^(注6)をみたところ、最終目標値を達成していた評価指標は1,430指標あり、最終目標値を達成していなかった評価指標は751指標あった。

(注6) 達成率 次の算式により算出される変化率である。

$$\text{達成率(\%)} = \frac{(\text{実績値} - \text{当初現況値})}{(\text{最終目標値} - \text{当初現況値})} \times 100$$

達成率の分布傾向についてみたところ、達成率500%以上のものが137指標、マイナスのものが211指標見受けられるなど、最終目標値に対し実績値が大きくかい離している評価指標があった。また、評価指標の設定に当たり、当初現況値を推計値により把握していたものなどがあった。

(イ) 評価指標の達成率と事業の進捗率の関係

評価指標の達成率と事業の進捗率の関係についてみたところ、進捗率が100%以上であるにもかかわらず最終目標値を達成していないものが410指標あった。一方、進捗率が100%未満であるのに最終目標値を達成しているものが367指標あった。

(ウ) 実績値の算定方法

事後評価時における評価指標の実績値の算定方法をみたところ、算定方法の正確性に疑義があると事後評価書に記載されているものなどが、前記の2,186指標のうち56指標となっていて、実績値の算定方法について正確性等に十分留意する必要がある評価指標があった。

(エ) 地方公共団体等による最終目標値の達成要因の分析状況

前記の2,186指標について、最終目標値の達成要因の分析状況についてみたところ、最終目標値の達成又は未達成の要因分析を行っていないものが274指標あり、このうち、最終目標値が未達成にもかかわらずその要因分析を行っていないものが70指標あった。そして、最終目標値と実績値との間に差が発生していた1,758指標において、その発生要因を分析していなかったものが791指標あった。

エ 中間評価及び事後評価の結果の公表

中間評価を実施していた88計画のうち国土交通大臣に中間評価書を提出していた58計画の中間評価の結果の公表状況についてみたところ、公表していたものは53計画、公表していなかったものは5計画となっていた。

上記の53計画における公表方法についてみたところ、ホームページに中間評価書を掲載するなどしていたものは51計画、閲覧請求に応ずるなどとしていたものは2計画となっており、このうち1計画は閲覧請求先等を明示していなかった。

事後評価を実施していた758計画のうち国土交通大臣に事後評価書を提出していた694計画の事後評価の結果の公表状況についてみたところ、公表していたものは643計画、公表していなかったものは51計画となっていた。

上記の643計画における公表方法についてみたところ、ホームページに事後評価書を掲載するなどしていたものは624計画、閲覧請求に応ずるなどとしていたものは18計画となっており、このうち13計画は閲覧請求先等を明示していなかった。また、その他が1計画となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体等向けの補助金を一括する形で22年度に創設されたもので、地方公共団体等自らが目標を設定した整備計画を作成して、これに基づき総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施し、自らが整備計画の目標の実現状況、今後の方針等について評価を実施する制度となっている。

また、基幹事業の効果を一層高めるソフト事業等として効果促進事業が実施できることになっているが、その内容は地方公共団体等の創意工夫に委ねられている。

国土交通本省及び17都道府県において、2,828計画について、整備計画の作成に当たり、評価指標が適切に設定されているか、効果促進事業は、基幹事業の効果を一層高めるために、基幹事業と一体的に実施されているか、事後評価は適切に実施されているかなどについて検査したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 整備計画の作成状況等

(ア) 334計画については、整備計画の作成に当たり、地域住民等の意向の把握や民間等の活動との連携等を検討して、これらを整備計画に反映しているか不明な事態となっていた。

(イ) 532計画については、基幹事業の要素事業が評価指標の変化量に及ぼす影響を考慮していないものがあつた。また、635計画については、アウトプット指標のみを設定していた。そして、アウトプットとアウトカムとの因果関係を説明できる場合は、アウトプットに着目した指標の設定も認められているが、従来の個々の事業に着目したアウトプット指標のみを設定していた事態も見受けられた。さらに、アウトカム指標となっても、地方単独事業等が評価指標の変化量に与える影響を当初から想定していたのに整備計画にその記載がないなど交付対象事業と評価指標の変化量との因果関係が明確となっていない事態も見受けられた。

(ウ) 187計画については、事前評価を実施しておらず、108計画については、事前評価書を国土交通大臣へ提出していなかった。そして、国土交通省において、整備計画に

事前評価書が添付されていないにもかかわらずそのまま確認せずに受領している事態が見受けられた。また、491計画については、事前評価書に国土交通省が例示した検証項目の一部を設定せず検証していなかった。さらに、647計画については、重点計画を上位計画と位置付けているのに、重点計画との整合性を確認していなかった。

- (エ) 整備計画及び事前評価の結果は、地域住民等のチェック及び評価を受けるために公表することとされているのに、324計画については、整備計画を公表しておらず、1,164計画については、事前評価の結果を公表していなかった。また、公表方法を閲覧請求等としている整備計画の中には、閲覧請求先等を明示していない事態が見受けられた。

イ 効果促進事業の実施状況

基幹事業の要素事業との一体性が確保されていなかった効果促進事業が104計画計605事業、整備計画の開始前から実施していたなどの事業を効果促進事業として実施していて、経常的な経費に交付金を充当していると思料されたものが35計画計71事業見受けられた。また、国の負担割合の低い基幹事業として実施可能な事業等を国の負担割合が高い効果促進事業として実施していたものが34計画34事業、提案事業が交付対象外とされている事業において提案事業に該当する事業を効果促進事業として実施していたものが21計画計70事業見受けられた。

ウ 中間評価及び事後評価の実施状況等

- (ア) 1,299計画については、必要に応じて中間評価を実施することから、中間評価を実施していなかったが、中間評価を実施したことによるメリットについては、進捗状況の確認を行ったことにより事業の課題が抽出され、その後の事業の実施に資することとなったとの意見が多かった。このうち、計画期間を6年以上に延長していた16計画については、全ての整備計画について計画期間を延長する際に中間評価等を実施していなかった。

- (イ) 574計画については、事後評価を実施しておらず、758計画については、事後評価を実施していた。そして、758計画の中には、要綱等に定める評価項目の一部を評価していなかったり、事後評価書に実績額を記載していなかったり、最終目標値の変更状況等を記載していなかったりしたものがあった。そして、214計画については、学識経験者等の第三者の意見を求めるための評価委員会を開催していなかった。また、514計画については、地域住民等から広く意見を収集し、それらの意見を反映して評価結果をまとめるための事後評価原案の公表を行っていない。さらに、実績値が最終目標値と大きくかい離する可能性があることに十分留意して、評価指標を設定する際の当初現況値や実績値の把握等を適切に行う必要がある評価指標があったり、実績値の算定に当たり正確性に疑義が生じていて、実績値の算定方法について正確性等に十分留意する必要がある評価指標があったり、最終目標値の達成要因において、未達成要因等を分析していなかったりしている事態が見受けられた。

- (ウ) 中間評価及び事後評価の結果は、地域住民等のチェック及び評価を受けるために公表することとされているのに、5計画については、中間評価の結果を公表しておらず、51計画については、事後評価の結果を公表していなかった。また、公表方法を

閲覧請求等としている整備計画の中には、閲覧請求先等を明示していない事態が見受けられた。

(2) 所見

これらの状況を踏まえて、地方公共団体等が社会資本整備総合交付金事業等を適切に実施することができるよう、国土交通省において、次のア及びイの点について、地方公共団体等に対して支援、助言等を行う必要があり、また、ウの点について実施する必要がある。

ア 整備計画の作成について

(ア) 整備計画の作成に当たっては、必要に応じて、ニーズ調査による地域住民等の意向を把握したり、民間等の活動との連携等を検討したりして、これらを反映するための方策を講ずること

(イ) 基幹事業の各要素事業が評価指標に及ぼす影響を考慮して、総合交付金の目的に適した評価指標を設定し、交付対象事業と評価指標の変化量との因果関係を明確にすること

(ウ) 整備計画を作成する際に事前評価を実施し、整備計画を国土交通大臣へ提出する際に、事前評価書を添付すること。また、地方公共団体等が事前評価の検証項目を作成するに当たっては、国土交通省が例示した事項を十分勘案して設定したり、重点計画を上位計画と位置付けている整備計画については、重点計画との整合性を確認したりすること

(エ) 整備計画及び事前評価の結果をホームページ等を活用して地域住民等の目に触れやすい方法で遅滞なく公表すること

イ 中間評価及び事後評価について

(ア) 事業の進捗に応じて適時適切に中間評価等を行い、その後の事業の実施に評価結果を反映すること

(イ) 交付期間の終了後には速やかに事後評価を行い、同種事業等に評価結果を反映すること。また、当初現況値及び実績値の算定に当たり、正確性に十分留意すること

(ウ) 中間評価及び事後評価の結果をホームページ等を活用して地域住民等の目に触れやすい方法で遅滞なく公表すること

ウ 効果促進事業の実施について

適切に効果促進事業を実施できるよう、基幹事業との一体性の確保、対象となる事業の取扱いなどを検討すること

本院としては、今後とも、社会資本整備総合交付金等による事業等の実施状況について引き続き注視していくこととする。

第4 北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社の経営状況等について

検査対象	(1) 北海道旅客鉄道株式会社 (2) 四国旅客鉄道株式会社 (3) 九州旅客鉄道株式会社												
北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社の概要	北海道、四国、九州の各地域において、旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社												
損益計算書計上額(平成26年度)	<table> <tr> <td>(1) 鉄道事業営業損益</td> <td>△ 414 億円</td> </tr> <tr> <td>経常損益</td> <td>43 億円</td> </tr> <tr> <td>(2) 鉄道事業営業損益</td> <td>△ 115 億円</td> </tr> <tr> <td>経常損益</td> <td>84 億円</td> </tr> <tr> <td>(3) 鉄道事業営業損益</td> <td>△ 140 億円</td> </tr> <tr> <td>経常損益</td> <td>163 億円</td> </tr> </table>	(1) 鉄道事業営業損益	△ 414 億円	経常損益	43 億円	(2) 鉄道事業営業損益	△ 115 億円	経常損益	84 億円	(3) 鉄道事業営業損益	△ 140 億円	経常損益	163 億円
(1) 鉄道事業営業損益	△ 414 億円												
経常損益	43 億円												
(2) 鉄道事業営業損益	△ 115 億円												
経常損益	84 億円												
(3) 鉄道事業営業損益	△ 140 億円												
経常損益	163 億円												
北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社に対する国等による財政支援等の実施額	<table> <tr> <td>経営安定基金</td> <td>計 1 兆 2781 億円(昭和 62 年度)</td> </tr> <tr> <td>経営安定のための支援措置</td> <td>計 5666 億円(平成 9 年度～26 年度)</td> </tr> <tr> <td>設備投資等に係る支援措置</td> <td>計 1547 億円 (平成 10、11 両年度、23 年度～26 年度)</td> </tr> </table>	経営安定基金	計 1 兆 2781 億円(昭和 62 年度)	経営安定のための支援措置	計 5666 億円(平成 9 年度～26 年度)	設備投資等に係る支援措置	計 1547 億円 (平成 10、11 両年度、23 年度～26 年度)						
経営安定基金	計 1 兆 2781 億円(昭和 62 年度)												
経営安定のための支援措置	計 5666 億円(平成 9 年度～26 年度)												
設備投資等に係る支援措置	計 1547 億円 (平成 10、11 両年度、23 年度～26 年度)												

1 検査の背景

(1) 旅客鉄道株式会社の概要

ア 国鉄分割・民営化の経緯

昭和 24 年に発足した日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)は、39 年度から赤字決算となり、経営の再建を促進するために、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和 55 年法律第 111 号)が施行され、経営改善計画を定めて実施して 60 年度までに経営の健全性を確保するための措置を確立し、経営努力に努めることとしたが、収支の改善には至らなかった。

一方、政府の臨時行政調査会は、国鉄の経営状況は破産状況にあり、その膨大な赤字はいずれ国民の負担となることから、57 年 7 月に、国鉄の民営化を図るとともに、分割は地域分割を基本とする旨の答申を行った。同答申を踏まえて 58 年 6 月に発足した日本国有鉄道再建監理委員会において、国鉄の経営する事業に関する効率的な経営形態の確立のために必要な事項、国鉄の長期債務の償還等に関する事項等が審議され、同委員会は、60 年 7 月に「国鉄改革に関する意見」(以下「最終意見」という。)を取りまとめて、内閣に提出した。国は、最終意見を受けて、60 年 10 月に「国鉄改革のための基本の方針について」を閣議決定し、旅客鉄道会社は、経営基盤の確立等諸条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとした。

そして、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和 61 年法律第 88 号。以下「JR 会社法」という。)の施行に伴って、62 年 4 月に、旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を営することを目的として、北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の地域ごとの旅客鉄道株式会社が発足した。

イ 国鉄長期債務等

最終意見において、国鉄において生じた累積債務等(以下「国鉄長期債務等」という。)についてその処理方針が示されるとともに、分割・民営化への移行に伴って、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(以下、それぞれ「JR北海道」「JR四国」「JR九州」といい、これら3社を合わせて「三島会社」という。)については、いずれも営業損益で赤字が生ずることが見込まれるため、発足時において国鉄長期債務等を引き継がないこととした上で、将来における維持更新投資にも配慮して、なお生ずる営業損失に対して何らかの措置を講ずることが安定的な経営を維持していくためには必要であるとされた。そして、営業損失を補填し得る収益が生み出されるような基金(以下「経営安定基金」という。)を三島会社の発足時に設けることとし、経営安定基金の設置等も併せて国鉄長期債務等として処理することが適当とされた。国鉄長期債務等の処理については、新事業体^(注1)の負担するものと新事業体を分離した後に国鉄が移行する事業体(以下「旧国鉄」という。)において処理するものとに区分され、経営安定基金は旧国鉄において処理するものとされた。旧国鉄における国鉄長期債務等の処理は、国鉄所有地の売却収入、新事業体への出資株式の売却収入及び新幹線保有主体からの収入^(注2)(以下、これらの収入を合わせて「国鉄清算事業収入」という。)を充てるものとされた。

そして、62年4月の国鉄分割・民営化時の国鉄長期債務等は37.1兆円となっており、このうち、11.6兆円は新事業体及び新幹線保有主体で負担し、残りの25.5兆円を国鉄分割・民営化の実施に伴って国鉄から移行した日本国有鉄道清算事業団において処理することとされた。

しかし、日本国有鉄道清算事業団における土地その他の資産の処分等による国鉄長期債務等の処理が困難となったことから、平成10年10月の「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」(平成10年法律第136号。以下「債務等処理法」という。)の施行により、日本国有鉄道清算事業団は解散し、その時点で28.3兆円に増加していた国鉄長期債務等のうち日本国有鉄道清算事業団の借入金及び債券に係る有利子債務16.0兆円は国の一般会計に承継され、同事業団の国の一般会計に対する無利子債務8.1兆円は返済が免除された。

なお、昭和61年度から平成9年度までの間に国が承継していた有利子債務を含めた国鉄長期債務等の残高は10年度末時点で24.0兆円^(注3)であったものが、25年度末時点で18.1兆円となっている。

(注1) 新事業体 北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の地域ごとに設立する旅客鉄道会社、鉄道貨物会社等。ただし、北海道、四国及び九州の三島の旅客鉄道会社は国鉄長期債務等を引き継がないこととされた。

(注2) 新幹線保有主体 国鉄分割・民営化に伴い、新幹線の車両等を除く資産を一括して保有し、各旅客鉄道会社から使用料を徴収して国鉄長期債務等の処理に充てる業務を行うための組織であり、国鉄分割・民営化時には新幹線鉄道保有機構として設立されている。

(注3) 24.0兆円 国の一般会計に承継された有利子債務16.0兆円と、昭和61年度から平成9年度までの間に国が承継していた有利子債務9.0兆円に係る残高8.0兆円との合計額

ウ 経営安定基金の設置

最終意見において三島会社に設けることとされた経営安定基金の額は、営業収益のおおむね1%程度の経常利益が出るような調整措置が必要とされ、計1兆2781億円(JR北海道6822億円、JR四国2082億円、JR九州3877億円)とされた。

そして、経営安定基金は、昭和62年4月の国鉄分割・民営化時に三島会社に対して旧国鉄が債務を負担することにより設置され、その債務の償還は、平成元年度から8年度までに、国鉄清算事業収入を財源として行われた。

エ 国鉄分割・民営化以降の財政支援等

国鉄分割・民営化以降、三島会社に対しては、経営安定基金の設置以外の財政支援等として、経営安定のための支援措置や設備投資等に係る支援措置のほか、固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)や事業税の軽減措置(以下、これら諸税の軽減措置を「税制特例措置」という。)が実施されている。

そして、これら財政支援等は、国土交通省(13年1月5日以前は運輸省。以下同じ。)が制度設計を行い、主に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(10年10月22日から15年9月30日までは日本鉄道建設公団。10年10月21日以前は日本国有鉄道清算事業団。以下、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構並びにその前身である日本鉄道建設公団及び日本国有鉄道清算事業団を含めて「機構」という。)が実施しており、その詳細は次のとおりである。

(ア) 経営安定のための支援措置

三島会社に対する経営安定基金の債務の償還が8年度に終了して経営安定基金の全額を三島会社が運用することになったが、運用利回りが国鉄分割・民営化時に想定していた利率に比べて低下していたことなどから、経営安定基金の運用益の下支え措置として、9年度以降、機構が経営安定基金の一部を借り受けて、その借入利子を28年度まで三島会社に支払うことにした(以下、この方式による経営安定基金の運用を「機構貸付け」という。)。そして、借入利子は、長期国債等の金利よりも高い利回りになっている。また、23年8月の「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律」(平成23年法律第66号。以下、この一部改正を「債務等処理法附則の改正」という。)の施行に伴い、経営安定基金の実質的な積増しを目的として、機構は、JR北海道に対して2200億円、JR四国に対して1400億円、計3600億円を無利子で貸し付けると同時に、両社は、その資金により償還期間20年の機構が発行する同額の特別債券を購入し、これに係る債券利子を毎年度受け取っている。

(イ) 設備投資等に係る支援措置

10年10月の債務等処理法の施行に伴い、機構は、経営基盤が[・]_・ぜい弱である三島会社に対して、10、11両年度に設備投資を促進して経営基盤の強化を図るための無利子資金を計680億円(JR北海道292億円、JR四国81億円、JR九州306億円)貸し付けた。また、23年8月の債務等処理法附則の改正に伴い経営自立を図るために、機構は、三島会社に対して、23年度から32年度までに、老朽化した鉄道施設等の更新等のための無利子資金の貸付け及び助成金の交付(以下「無利子貸付・助成金交付事業」という。)を計1500億円(JR北海道600億円、JR四国400億円、JR九州500億円)行うこととした。さらに、JR北海道及びJR四国は、27年3月に「安全投資と修繕に

関する5年間の計画]等を策定し、最大限の自助努力を前提としつつなお及ばない部分について国等に支援を求めたことから、国土交通省は、機構を通じて、両社に対して、28年度から、それぞれ30年度及び31年度までに、安全投資及び修繕に係る追加的支援措置を計1400億円(JR北海道1200億円、JR四国200億円)行うこととした。

(ウ) 税制特例措置

三島会社は、国鉄から承継するなどした鉄道事業に係る固定資産(以下「鉄道事業固定資産」という。)等に対して、会社発足以降、税制特例措置を受けている。昭和61年度には、三島会社が所有する鉄道事業固定資産に対して賦課される固定資産税等の課税標準を2分の1とする特例措置(三島特例)及び、三島会社が国鉄から承継した鉄道事業固定資産、管理施設等の固定資産に対して賦課される固定資産税等の課税標準を2分の1(平成14年度以降は5分の3)とする特例措置(承継特例)がそれぞれ創設されている。また、16年度には、三島会社の資本準備金に係る商法の特例を適用した金額を事業税の資本割の課税標準から控除する特例措置(外形標準課税特例)が創設されている。

(2) JR会社法及びその改正

東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社(以下、これら3社を合わせて「JR本州三社」という。)は、前記の閣議決定を受けて、JR会社法の一部改正が平成13年12月に施行された後、順次、完全民営化されたが、三島会社に対しては、引き続き、国土交通大臣への財務諸表の提出、経営安定基金の取扱い、国土交通大臣の監督等について定めているJR会社法が適用されている。そして、JR九州の完全民営化に向けた「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第36号。以下「JR会社法の一部改正法」という。)が、27年6月に成立した。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、平成14年度決算検査報告において特定検査対象に関する検査状況として、「北海道、四国及び九州各旅客鉄道株式会社の経営状況について」(以下「14年度報告」という。)を掲記しているところであるが、20年のリーマン・ショックを契機とした景気の後退もあり、三島会社を取り巻く経営環境も変化しており、また、22年度末にJR九州では九州新幹線(鹿児島ルート)が全線開業したり、23年度には、JR北海道の石勝線車両火災事故等が発生したり、JR北海道及びJR四国に対する経営安定基金の実質的な積増しや三島会社に対する無利子貸付・助成金交付事業が実施されたりしている。さらに、27年度末にJR北海道では北海道新幹線の一部開業、28年度にはJR九州の株式上場も見込まれている。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、三島会社の経営状況は14年度報告の掲記以降に向上しているか、経営安定基金の運用状況はどのようになっているか、国土交通省及び機構の財政支援等がその目的に照らして適正かつ有効に機能しているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、国土交通本省、機構本社及び三島会社本社において、会計実地検査を行った。このうち、国土交通省及び機構においては、昭和62年度から平成26年度までの三島会社に対する財政支援等を対象として、その目的や実施状況等について、説明を聴取するなどして検査した。また、三島会社においては、14年度から26年度までの各社の経営状況や経営安定基金の運用状況等について、財務諸表等の書類によりその内容を分析するとともに、経営状況、設備投資計画、経営安定基金の運用状況等に関する調書の提出を求めてその内容を確認するなどして検査した。

3 検査の状況

(1) 三島会社の経営状況等

ア 三島会社の経営資源の状況

三島会社は設立時に国鉄から鉄道事業固定資産等を承継し、また、相当数の社員を雇用している。三島会社の鉄道事業固定資産について、昭和62年度末、平成14年度末及び26年度末を比較すると、JR北海道では増加し、JR四国では減少し、JR九州では14年度は減少したものの26年度は増加している。次に、鉄道事業以外の不動産、ホテル、飲食等の事業(以下「関連事業」という。)に係る固定資産について、14年度末と26年度末を比較すると、JR九州では22年度末の九州新幹線の全線開業等に伴う駅ビル等の設備投資が積極的に行われたため増加しているが、JR北海道ではほぼ横ばいとなっており、JR四国ではホテル事業の低迷に伴う減損処理等により減少している。

また、三島会社は、業務の効率化等により、社員規模を縮小し、人件費の抑制を図っており、26年度における社員数及び人件費についてみると、14年度と比較していずれも減少している。

イ 三島会社の経営状況

(ア) 営業損益等

JR北海道及びJR四国では、鉄道事業営業損益は毎年度大幅な赤字となっており、26年度において、その額は、それぞれ414億円、115億円であり、鉄道収益に対する赤字の割合は54.8%、44.4%となっている。また、両社では関連事業で利益が計上されているものの、20年度から23年度までは、景気の低迷を背景とした鉄道収益や経営安定基金運用収益の減少により、経常損益が赤字となっている年度も見受けられた。そして、24年度以降は、株価等の上昇により経営安定基金運用収益が増加したことなどから、26年度の経常損益は、JR北海道では43億円、JR四国では84億円となっており、14年度以降の中では高い収益を計上している。一方、JR九州では、鉄道事業営業損益は毎年度赤字となっており、その額は26年度で140億円であるが、上記のJR北海道及びJR四国と比べると鉄道収益に対する赤字の割合は8.6%と低い状況となっている。また、JR九州では、関連事業における不動産事業において大幅な利益を計上している。このため、経常損益は、14年度以降の全ての年度において黒字となっており、100億円以上を計上している年度もあり良好な状況となっている。

(イ) 鉄道収益及び鉄道営業費

鉄道収益は、各社とも20年度以降、景気の後退や高速道路料金の割引の影響等を受けて減少していたものと思料される。また、輸送密度は、JR九州では22年度以降^(注4)おおむね増加しているのに対して、JR北海道及びJR四国では21年度以降ほぼ横ばいで推移している。

(注4) 輸送密度 営業キロ1km当たりの1日平均旅客輸送人員

JR北海道及びJR四国では、輸送密度に係る情報の一部開示や、地域における鉄道ネットワークの在り方についての議論が行われているものの、輸送密度が低迷している線区の営業キロの26年度の状況は14年度と比べて改善しておらず、鉄道事業で大幅な赤字となっている。このため、JR北海道及びJR四国においては、鉄道事業の損益の改善に向けて、輸送密度が低迷している線区や、線区の一部の輸送密度が低迷している区間について、国、地方自治体、利用者等を含む関係機関等と地域の公共交通ネットワークの確保を前提とした望ましい交通の在り方について更に検討し、その中で鉄道がどのような役割を果たすべきかなどについて幅広い議論をすることが望まれる。その前提として、輸送密度が低迷している線区等の収益、費用等の経営状況が両社において把握されている必要があるが、両社とも必ずしも線区等の経営状況を対外的に提示できる状況とはなっていなかった。

三島会社は、会社発足以降、基本的には、鉄道営業費に係る支出や設備投資を、鉄道収益、経営安定基金運用収益等に係る収入(以下、これらを「経常収入」という。)で賄っている。また、鉄道営業費は、鉄道営業のための施設等の維持修繕に要する人件費、修繕費、減価償却費等で構成されており、これらの費用は、鉄道運輸における安全性に大きく影響する軌道や変電設備の保守等、設備を保有している限り経年劣化により必然的に生じたり、各社が策定する修繕計画等の会社内部の要因によりその支出額に変動が生じたりする。そこで、14年度から26年度までの三島会社の経常収入と鉄道営業費の推移についてみると、JR九州では、関連事業で大幅な利益を上げていることなどから経常収入が鉄道営業費を上回っており、資金的な余裕が生じている。一方、JR九州と比べて関連事業の利益が少なく経営安定基金運用収益への依存度が高いJR北海道では、経常収入と鉄道営業費がほぼ同額の状況となっており、経常収入が減少すると、鉄道営業費が抑えられている状況が見受けられる。また、JR四国では、23年度まではJR北海道と同様の状況であるが、24年度以降は、機構特別債券受取利息や経営安定基金運用収益の増加により、鉄道営業費と比べて経常収入が上回っている。

さらに、JR北海道及びJR四国の鉄道営業費のうち修繕費の推移の詳細をみると、20、21両年度は低くなっている。これは、景気の後退等の影響により経常収入が減少したことなどに伴い、両社において緊急性を要さず直ちに安全性に影響しないと判断した軌道の道床交換やレール交換等の修繕を先送りしたことが要因にあると考えられ、景気の後退等の外部的な要因による経常収入の減少が修繕費の支出にも影響を及ぼしている状況が見受けられた。

(ウ) 設備投資

三島会社は、基本的には、設備投資を、経常損益、減価償却費等の設備投資等に充てることのできる資金(以下「設備投資等資金」という。)により行っている。そして、この設備投資等資金は、外部的な要因の影響を受ける鉄道収益や経営安定基金運用収益等の経常収入の一部から成っている。そこで、三島会社の設備投資額について、景気の後退等により設備投資等資金が減少した20年度から22年度までの3か年が含まれる各社の中期の設備投資計画(計画期間は、JR北海道及びJR九州は19年度から23年度までの5か年、JR四国は20年度から23年度までの4か年)とその実績を比較すると、関連事業により鉄道事業営業損益の赤字の多くを補填できるJR九州では、実績が計画を超えている。これに対して、関連事業の利益が少なく経営安定基金運用収益への依存度が高いJR北海道及びJR四国では、実績が計画を下回っていて、設備投資は、景気の後退等による設備投資等資金の減少に影響される状況も見受けられた。

ウ 三島会社のグループ経営の状況

(ア) 連結決算等の状況

三島会社の14年度から26年度までの各年度の連結決算についてみると、JR四国の22年度を除き、連結経常損益が黒字となっている。そして、JR北海道では、子会社等で上げる利益の方が大きい状況となっている。一方、JR九州では、単体で上げる利益と子会社等で上げる利益とが同程度となっている。また、JR四国では、子会社等で上げる利益が他の2社と比べて少なくなっている。

これら連結決算の状況について業種別に14年度と26年度を比較すると、JR北海道では、不動産事業が大きく伸びたことなどにより、運輸業以外の業種の営業利益が増加し、26年度においては運輸業の営業損失に対する運輸業以外の営業利益の割合(以下「補填率」という。)が23.3%となっている。また、JR四国では、運輸業以外の業種の営業利益はほぼ横ばいとなっていて補填率が10%程度となっている。そして、JR九州では、不動産事業及び建設業の営業利益が大幅に増加しており、補填率は203.7%と運輸業の営業損失を十分に補っているものとなっている。

(イ) 子会社等の状況

三島会社の子会社等の数について昭和62年度と平成14年度を比較すると、各社とも大きく増加している。14年度と26年度を比較すると、子会社等の数は、JR北海道では減少し、JR四国及びJR九州では同数となっており、また、営業収益は、JR北海道及びJR九州では大きく増加しているが、JR四国では減少している。これは、JR北海道及びJR九州では、子会社等の統合・整理を実施しながらも、グループ関連事業を拡大する方針を継続しており、既存の子会社等における事業規模の拡大、特にターミナル駅の再開発により、不動産事業等における子会社等の営業収益が増加していることなどが要因と考えられる。JR四国については、自ら行っていた関連事業の子会社化がほぼ終了し、他の2社のようなターミナル駅の再開発が行われておらず、既存の子会社等の26年度の営業収益は14年度と比べて減少しているため、引き続きグループ関連事業における経営の健全性を保ちつつ幅広い分野で事業展開することなどが望まれる。

また、三島会社の子会社等の積立金等を除いた利益剰余金(14年度は未処分損益、26年度は繰越利益剰余金。以下「剰余金」という。)についてみると、各社とも14年度においてはマイナスとなっていたが、26年度においてはプラスとなっており、特に、JR北海道及びJR九州では、不動産事業における営業利益の拡大等に伴いそれぞれ282億円、221億円となっている。

このように、JR九州では、子会社等の剰余金も増加しているが、単体における関連事業の利益も増加させており、鉄道事業の赤字を補填できる状況となっている。これに対して、JR北海道及びJR四国では、子会社等に剰余金が生じている状況となっているが、単体の関連事業の利益がそれほど増加しておらず、鉄道事業の赤字も多額となっている。両社は、前記のとおり、経常収入等の減少が修繕や設備投資に影響を及ぼしている状況も見受けられ、また、設備投資等に係る財政支援も引き続き行われることから、今後は、グループ経営の状況に応じて、剰余金の状況を踏まえた上で株主資本に着目した子会社等からの特別配当等の更なる検討を含め、会社本体の経営に寄与することが望まれる。

(2) 経営安定基金の運用状況等

経営安定基金は、JR会社法で「確実かつ有利な方法により基金を運用しなければならない」などとされており、三島会社は、毎年度、基本方針等を策定して、リスク管理のための運用対象に対する投資割合(以下「ポートフォリオ」という。)等を定めている。

ア 経営安定基金運用収益の状況

経営安定基金運用収益についてみると、三島会社では、20年度のリーマン・ショックを契機とした景気の後退により、運用収益が減少したことから、同年度の市場での有価証券の売買等による運用(以下「自主運用」という。)に係る利回りは落ち込んでいる。さらに、各社とも、経営安定基金資産の自主運用における株式等の評価額の減少による減損処理を行うこととなり、JR北海道は20年度に21億円、JR四国は20、22両年度に計87億円、JR九州は19、20両年度に計112億円の特別損失を計上している。その後、24年度から26年度までに、円安等を背景とした株価等の上昇により、経営安定基金運用収益が増加傾向にあり、JR北海道及びJR四国では、株式等を売却して売却益が計上されたことなどにより、自主運用の利回りが高くなっている。

一方、経営安定基金資産の中に未実現収益として含まれる時価評価差額は、26年度末で、JR北海道では1195億円、JR四国では259億円、JR九州では672億円と多額に上っている。JR北海道及びJR四国では、前記のとおり、経常収入等の減少が修繕や設備投資に影響を及ぼしている状況も見受けられ、また、設備投資等に係る財政支援も引き続き行われることから、時価評価差額について、引き続き運用に充てることも考えられるが、景気の動向も踏まえ、修繕や設備投資を計画的に行うための財源とするなど、経営基盤の確立に向けて、経営安定基金資産のより有効な活用を検討することが望まれる。

イ 経営安定基金の運用状況

三島会社の経営安定基金資産に係る運用状況についてみると、JR北海道及びJR九州では、19年度以降、機構貸付けの割合が大きく減少していて、株式等の高い利回りが期待できるものの価格変動等のリスクが高い資産(以下「市場性等資産」という。)での運

用の割合が多くなってきている。JR 四国では、他の2社よりも機構貸付けの割合が多く、23年度までは経営安定基金資産の8割以上を機構貸付けとしていたが、24年度以降、市場性等資産での運用が増加している。

経営安定基金の運用については、JR 九州は28年度の株式上場により経営安定基金の取崩しが見込まれているが、JR 北海道及びJR 四国は、28年度末に機構貸付けも終了し、経営安定基金の全額が自主運用となり、市場性等資産の増加も見込まれることから、より一層のリスク管理に努めることが重要となる。

(3) 財政支援等

ア 財政支援等の実施状況

三島会社に対しては、国土交通省及び機構からの様々な財政支援等が実施されており、経営安定基金の設置計1兆2781億円のほか、昭和62年度から平成8年度までに経営安定基金の債務に対する支払利子として計6184億円が機構から支払われている。そして、経営安定のための支援措置として、9年度から26年度までに機構貸付け分及び特別債券に係る支払利子計5666億円が機構から支払われている。また、設備投資等に係る支援措置として、10年度から26年度までに無利子貸付金及び助成金計1547億円が機構から交付されている。さらに、税制特例措置として、元年度から26年度までに地方税の軽減計2162億円(試算額)を三島会社は受けている。

イ 財政支援等の効果等

三島会社の経営状況については、各社とも経営の効率化等に取り組んではいるものの、鉄道事業営業損益は赤字であり、経常損益も経営安定基金運用収益がなければJR 九州の23、26両年度以外は赤字となっている。すなわち、経営安定基金運用収益が、三島会社の営業損失を補填することなどにより、三島会社が発足した昭和62年度から平成26年度までの28回の決算のうち、JR 北海道では20回、JR 四国では23回、JR 九州では27回の決算において経常損益が黒字となっていることから、三島会社の経営を安定させる役割を担っていて、一定の効果が上がっている。

一方、各種財政支援等については、経営安定基金の運用において、JR 北海道が子会社を経由して民間金融機関に対して行っている貸付けの利息の一部が子会社の収益となっており、経営安定基金の趣旨に照らせば必ずしもその効果が上がっているとはいえない事態が見受けられた。また、無利子貸付・助成金交付事業において、助成金に係る圧縮記帳が行われておらず、助成金の全額が一度に課税対象となっている事態、子会社からの資材調達により子会社の利益相当額が多額となり、剰余金が増加する一因となっていると思料される事態が見受けられた。さらに、税制特例措置において、JR 北海道及びJR 四国では、撤去した資産の減額処理が行われておらず、課税標準額が過大となっている事態が見受けられた。

(4) JR 九州の株式上場等

ア 上場等の経緯

国土交通省は、26年10月にJR 九州の経営状況や株式上場に関する課題等を検討した。そして、JR 会社法の対象からJR 九州を除外することなどを定めたJR 会社法の一部改正法は、27年6月に成立した。

この法律では、①国土交通大臣は、国鉄改革の経緯を踏まえ、利用者の利便の確保、地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保等を図るため、JR九州が事業を営むに際し、配慮すべき事項に関する指針を定め、公表すること、②JR九州は、国土交通省令で定めるところにより、事業の運営に必要な費用に充てるため、経営安定基金の全額を取り崩すことなどが定められている。

東京証券取引所の上場審査基準は、現行、連結経常利益が上場直近2期で5億円以上等となっており、JR九州は、現行基準を満たしている。

JR九州の株式の売却について、JR九州の全株式を保有している機構に設置された資産処分審議会は、27年9月9日の答申(以下「審議会答申」という。)において、①JR九州の完全民営化の推進及び旧国鉄職員の年金等の支払原資に充当する観点から、JR九州の株式をできる限り早期かつ効果的に売却を行い、②売却に当たっては公正な価格の決定を行うとともに、公正かつ簡明な手続、方法によって実施し、③市場動向に十分配慮するとともに、投資家保護及び適正な価格形成の観点から必要かつ十分な情報を適切に開示することとしている。

イ 経営安定基金の用途

国土交通省は、「九州旅客鉄道株式会社の経営安定基金の取崩しに関する省令」(平成27年国土交通省令第61号。以下「省令」という。)を定めて、経営安定基金の資金を、①福岡市と鹿児島市とを連絡する新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料全額の一括支払、②機構からの借入金全額の一括返済及び③鉄道網の維持向上に資する鉄道事業用の資産への設備投資に充てるものとした。

ウ 上場後の経営について

JR九州は、経営安定基金を振り替えて、機構に支払うこととされている新幹線貸付料の全額を一括して支払うことや、機構からの借入金の全額を一括して返済することができることになり、資金面での余裕が生ずる一方で、より一層の経営の効率化や関連事業の強化等により収益の確保に努めることが課題になると思料される。また、JR会社法の適用対象から除外されるため、より機動的かつ自主的な経営を行うことが可能となるとともに、純民間会社としての責任が求められる。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

三島会社の経営状況、経営安定基金の運用状況、国土交通省及び機構の財政支援等の実施状況等について検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 三島会社は、14年度以降も業務の効率化等に取り組んできているものの、JR北海道及びJR四国については、輸送密度の低迷している線区の営業キロの状況は改善しておらず、両社とも必ずしも線区等の経営状況を対外的に提示できる状況とはなっていなかった。また、修繕や設備投資については、景気の後退等の外部的な要因による経常収入等の減少の影響を受けている状況が見受けられた。そして、JR北海道の子会社等において、営業収益が増加したことなどにより26年度末では剰余金が282億円生じている一方、JR四国の子会社等においては、26年度末の剰余金は35億円となっているものの、14年度と26年度を比べて営業収益が減少している。

イ 三島会社は、経営安定基金の運用に当たり、リスク管理のためのポートフォリオ等を定めているが、19年度から22年度までの間に、各社とも経営安定基金運用収益が減少したり減損処理による特別損失が発生したりする状況が見受けられた。また、26年度末では、株価等の上昇により、経営安定基金資産の時価評価差額がJR北海道では1195億円、JR四国では259億円、JR九州では672億円となっている。

ウ 三島会社に対しては、国土交通省及び機構からの様々な財政支援等が実施されており、経営安定基金の設置計1兆2781億円のほか、経営安定のための支援措置として計5666億円、設備投資等に係る支援措置として計1547億円が交付されている。また、税制特例措置として地方税の軽減計2162億円(試算額)を三島会社は受けている。そして、三島会社の鉄道事業における損失は補填され、経常損益が黒字となっている年度が多く見受けられた。しかし、三島会社における経営安定基金の運用、設備投資のための無利子貸付・助成金交付事業、税制特例措置のそれぞれにおいて、必ずしもその効果が十分に上がっているとはいえないなどの状況も見受けられた。

エ JR九州は、株式上場に伴い、省令に基づいて、経営安定基金を取り崩して、機構に支払うこととされている新幹線貸付料の全額を一括して支払ったり、機構からの借入金の全額を一括して返済したりすることができるようになる。そして、JR九州はJR会社法の適用対象から除外されるため、長期資金の借入れなどに係る認可等、国による後見的な関与の対象から除外されることとなり、より機動的かつ自主的な経営を行うことが可能となる。また、機構は、審議会答申を受け、JR九州の株式について、公正かつ簡明な手続により効果的に売却することなどが求められている。

(2) 所見

国鉄分割・民営化による国鉄長期債務等のうち国に承継されている残高は、10年10月の日本国有鉄道清算事業団解散後の10年度末時点で24.0兆円となっており、25年度末時点では18.1兆円となっている。一方で三島会社には、昭和62年4月の国鉄分割・民営化時に経営安定基金計1兆2781億円が設置され、その後も国土交通省及び機構による多額の財政支援等が行われている。また、三島会社を含む旅客鉄道株式会社については、平成18年度までにJR本州三社が完全民営化された後、27年6月にJR会社法の一部改正法が成立し、28年度にはJR九州の完全民営化が見込まれているが、JR北海道及びJR四国については完全民営化の見込みは立っていない状況となっている。

については、三島会社並びに国及び機構において、引き続き次の点に留意しながら、完全民営化に向けた経営基盤の確立等に取り組んでいく必要がある。

ア JR北海道及びJR四国は、鉄道事業の営業損失が多額となっていることから、引き続き経営の効率化に努めるとともに、鉄道事業の損益の改善に向けて、国、地方自治体、利用者等を含む関係機関等と地域の公共交通ネットワークの確保を前提とした幅広い議論ができるよう、輸送密度が低迷している線区等の経営状況を提示できるように整理しておくこと。また、計画的な修繕や設備投資が行われるよう、経営安定基金運用収益の一部を積み立てたり、経営安定基金資産の時価評価差額や子会社等の剰余金の活用を検討したり、グループ関連事業の経営の健全性を保ちつつ幅広い分野で事業展開を行うなどしたりして、景気の後退等に対応できるような経営基盤を確立すること

イ JR 北海道及びJR 四国は、経営安定基金の運用に当たり、今後更に自主運用の割合が増加することが見込まれることから、引き続きリスク管理の徹底に努めた上で更に効率的な運用を図ること。また、多額な経営安定基金資産の時価評価差額については、経営安定基金資産として引き続き運用に充てることも考えられるが、景気の動向も踏まえ、修繕や設備投資を計画的に行うための財源とするなど、経営基盤の確立に向けて、経営安定基金資産のより有効な活用を検討すること

ウ JR 北海道及びJR 四国は、国土交通省及び機構からの財政支援等の効果がより発揮されるように努めること。また、国土交通省及び機構は、JR 北海道及びJR 四国への財政支援等に当たり、その効果がより発揮されるよう、引き続き財政支援等の制度設計並びにJR 北海道及びJR 四国の指導・監督を行うこと

エ JR 九州は、経営安定基金が、経営環境が厳しいJR 九州の鉄道ネットワークの維持・向上を図るための収益調整措置として設置されたという経緯と趣旨を踏まえ、省令に基づいて、経営安定基金の鉄道資産等への振替を確実にすること。そして、完全民営化以降は、機動的に動けるようになることから、純民間会社としての責任のもと事業の効率性を高めるなどして収益力を上げ、経営基盤をより一層強化するよう努めること。また、機構は、JR 九州の株式について、審議会答申に沿って、株式市場の状況、経済の動向等にも留意しつつ適切に処分すること

本院としては、JR 北海道及びJR 四国の経営、両社に対する財政支援等、また、JR 九州の株式売却の手續、経営安定基金の振替等について、引き続き注視していくこととする。

第5 原子力災害対策に係る施設等の整備等の状況について

検査対象	内閣府、21道府県
原子力災害対策に係る施設等の整備等の概要	原子力発電所の立地道府県、隣接道府県等が行う原子力災害対策の拠点となる施設や防災資機材等の整備等を行うもの
上記に係る国庫補助金等交付額	468億円(平成24年度～26年度)

1 検査の背景

(1) 原子力災害対策に係る制度の概要

ア 制度の変遷

我が国において、原子力事業者が原子炉の運転を行う施設や核燃料物質の加工等を行う事業所等(以下「原子力事業所」という。)は、昭和30年代から順次設置されてきており、このうち実用発電用原子炉施設(以下「原子力発電所」という。)は、平成27年9月末現在で18か所あり、13道府県に立地している。そして、原子力事業所から放射性物質が異常な水準で放出されることなどにより国民の生命、身体及び財産に生ずる被害(以下「原子力災害」という。)については、自然災害に係る対策等を定めた災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)等の枠組みを用いつつ、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)により、原子力災害の特殊性を考慮した特別の措置を講ずることとされていた。

しかし、23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波の際に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、全ての交流電源が失われ、冷却機能を喪失するという重大な事故(以下「23年原発事故」という。)が発生し、従来の原子力防災体制には多くの問題点があることが、23年原発事故に関する国会、政府及び民間の各事故調査委員会の報告等により明らかになった。このようなことを受けて、24年に原災法の改正が行われるとともに、災対法に基づく「防災基本計画(原子力災害対策編)」(平成9年6月中央防災会議作成)の修正や、原災法に基づく原子力災害対策指針(平成24年10月原子力規制委員会決定。平成27年8月最終改正。以下「原災指針」という。)の決定等、関連する法令等の整備が行われた。

イ 原子力緊急事態の体制

原子力事業所が所在する道府県には、緊急時に国、当該道府県、原子力事業者等の原子力防災に係る関係者が集合して現地の応急対策を講ずるための拠点として原災法等に基づき内閣総理大臣が指定する緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)が設置されている。

そして、原子力事業所外へ放射性物質又は放射線が異常な水準で放出される事態(以下「原子力緊急事態」という。)において原災法等に基づき内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発せられると、原子力災害対策の総合調整を行うために、内閣総理大臣官邸に内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部が設置され、内閣総理大臣官邸及び原子力規制庁にそれぞれ原子力災害対策本部事務局が設置されることとなっている。ま

た、オンサイトの事故収束のために原子力事業者において原子力施設事態即応センターが設置され、オフサイトにおける住民等に対する放射線被ばくの防護措置等のために、オフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を本部長とする原子力災害現地対策本部が設置されることとなっている。

(注1) オンサイト・オフサイト 原子力事業所の敷地内をオンサイトといい、原子力事業所の敷地外の周辺地域をオフサイトという。

(2) 原災指針の概要

原災指針においては、原子力発電所からおおむね半径5 km圏内の区域を予防的防護措置を準備する区域(Precautionary Action Zone)、原子力発電所からの距離がおおむね半径30km圏内の範囲の区域を緊急時防護措置を準備する区域(Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。)として、これらを目安として原子力災害対策重点区域を設定することとされた。

これにより、原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域が設定されている市町村及び当該市町村が所在する道府県(以下、原子力災害対策重点区域が設定されている市町村が所在する道府県のうち、原子力発電所が立地している道県を「立地道県」といい、立地道県に隣接したその他の府県を「隣接府県」という。また、立地道県、隣接府県及び原子力災害対策重点区域が設定されている市町村を合わせて「立地道県等」という。)の総数が増えて、住民等への対策の周知、原子力防災のために使用される資機材(以下「防災資機材」という。)等の整備等、放射線被ばくに対する防護措置の準備を従来よりも広い地域で平時から行うことが必要となった。

(3) 原子力災害対策に係る計画に基づいて行われる原子力災害対策の概要

災対法等によれば、立地道県等は、地域防災計画(原子力災害対策編)において原子力災害対策に関して処理すべき事務又は業務についての大綱等を定めることとされ、避難や原子力災害対策に係る施設等の整備等について、事項別の計画を記載することとされている(以下、地域防災計画に記載される事項のうち避難に関する事項を取りまとめた計画を「避難計画」という。)

内閣府は、関係省庁と共に立地道県等の地域防災計画(原子力災害対策編)及び避難計画の充実化を支援するために、原子力発電所が立地する13地域ごとに、関係府省庁、立地道県等から構成されるワーキングチームを設置し、ワーキングチームは27年3月に地域原子力防災協議会と改称され、防災基本計画に規定される組織となった。

そして、立地道県等は、地域防災計画(原子力災害対策編)等に基づき原子力災害対策を実施しており、内閣府は、立地道県等が行うオフサイトセンターの整備、後述する「一時退避施設等」の放射線防護対策及び防災資機材等の整備について、立地道県等に対して交付金等を交付することにより支援している。

これら原子力災害対策に係る施設等の整備等に関する事業の概要は次のとおりである。

ア オフサイトセンターの整備の概要

国は、24年9月に「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令」(平成24年文部科学省・経済産業省令第3号。25年9月12日以降は「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令」。以下「内閣府令」という。)を定めるとともに、「オフサイトセンターに係る設備等の要件に

関するガイドライン」(平成24年9月内閣府作成。以下「ガイドライン」という。)を示した。そして、内閣府令及びガイドライン(以下、これらを合わせて「内閣府令等」という。)により、オフサイトセンターの最適な立地要件として原子力事業所からの距離を5km以上30km未満とすること、オフサイトセンターが使用できない場合にこれを代替することができる施設(以下「代替オフサイトセンター」という。)をオフサイトセンターごとに複数設置することなどとされた。また、オフサイトセンターの建物等の整備や維持管理については、立地道県(東通村防災センターについては東通村)が原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(以下「緊急時交付金」という。)により国からの財政支援を受けて行っている。

イ 一時退避施設等の放射線防護対策の概要

原災指針によれば、高齢者等の防災上必要な措置を考慮するに当たり特に配慮が必要な要配慮者や避難が遅れた住民等が一時的に退避できるようにするために、病院、社会福祉施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等(以下「一時退避施設」という。)については、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことが必要であるとされている。そして、立地道県等が実施する一時退避施設、代替オフサイトセンター等(以下、これらを合わせて「一時退避施設等」という。)の放射線防護対策を支援するために、内閣府は、24年度から原子力災害対策施設整備費補助金を交付することとした。

ウ 防災資機材等の整備の概要

内閣府は、立地道県等が放射線測定器等、様々な防災資機材等の整備等を行う事業に対して緊急時交付金を交付している。

また、放射線に対する周辺住民の理解を深めることなどによって、住民への迅速かつ適切な防護措置に資することを目的として、平成24年度一般会計補正予算(第1号)により原子力発電施設周辺地域防災対策交付金(以下「周辺対策交付金」という。)が財政措置され、25、26両年度に立地道県及び隣接府県に対して交付された。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、立地道県等が交付金等の交付を受けて行う原子力災害対策に係る施設等の整備等の状況について、合规性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 原子力災害対策を実施する立地道県等に対する国の財政支援等の状況はどのようになっているか。

イ 立地道県等における地域防災計画(原子力災害対策編)等の作成及び修正の状況はどのようになっているか。

ウ 交付金の交付を受けて新たな設備の増強等が進められている全国のオフサイトセンターは、内閣府令等の要件を満たし機能が十分に発揮できるように整備されているか。また、オフサイトセンターに整備された設備や防災資機材が有効に機能するための態勢は整っているか。

エ 一時退避施設等の放射線防護対策は、どのような施設を対象として実施されているか。同対策により整備された一時退避施設等が備えている機能はどのようなものになっているか。また、一時退避施設等に設置された設備の維持管理や設備の機能を発揮させるための訓練等は適切に行われているか。

オ 国の交付金等による防災資機材等の整備状況はどのようになっているか。このうち、平常時から放射線に関する知識の普及啓発のために活用することとされている周辺対策交付金により公共施設等に配備された放射線測定器の活用状況等はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、24年度以降に交付された国の交付金等により立地道県及び隣接府県の計21道府県において原則として27年9月末までに実施された原子力災害対策に係る施設等の整備等に関する事業(交付金及び補助金の24年度から26年度までの間の交付額計468億余円)を検査の対象とした。

検査の実施に当たっては、予算書、決算書、立地道県等の地域防災計画(原子力災害対策編)等の内容を確認し分析するとともに、立地道県及び隣接府県の計21道府県のうち18道府県から、^(注2) オフサイトセンターの整備状況、一時退避施設等の放射線防護対策の実施状況及び周辺対策交付金により配備された放射線測定器の活用状況に係る調書の提出を受けてその内容を分析し、さらに、^(注3) 16道府県、内閣府及び原子力規制委員会において、上記の調書及び補助金等の交付申請書、実績報告書等の関係書類を基に説明を聴取したり、現地の状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注2) 18道府県 北海道、京都府、青森、茨城、新潟、富山、石川、福井、岐阜、静岡、滋賀、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、長崎、鹿児島各県(東日本大震災により特に甚大な被害を受けた宮城、福島両県と調書の対象とする事業の実績がない山口県を21道府県から除いている。)

(注3) 16道府県 北海道、京都府、青森、茨城、新潟、富山、石川、福井、静岡、滋賀、鳥取、島根、愛媛、佐賀、長崎、鹿児島各県

3 検査の状況

(1) 立地道県等が行う原子力災害対策に係る施設等の整備等に対する国の財政支援等の状況

ア 原子力災害対策に係る施設等の整備等に対する国の財政支援の状況

原子力災害対策に係る施設等の整備等に対する交付金及び補助金の22年度の予算額は29億余円、23年度は31億余円であったが、23年原発事故後にUPZの概念が導入されて立地道県等の総数が増えたことや一時退避施設等に対する放射線防護対策を行うことにしたことなどに伴い、24年度は218億余円、25年度は337億余円となり、24年度以降増大している。

そして、24年度から26年度までの上記の交付金及び補助金の合計は、歳出予算額が786億余円であるのに対して、支出済歳出額が475億余円になっており、不用額が137億余円になっていた。

上記支出済歳出額の合計475億余円は、^(注4) 原子力発電所以外の原子力事業所が立地する大阪府、神奈川県及び岡山県を含んだ全国24道府県に対して交付された交付金及び補助金の交付額である。このうち、原子力発電所の立地道県及び隣接府県である21道府県に対しては、計468億余円が交付されている(表1参照)。

(注4) 原子力発電所以外の原子力事業所 試験研究炉を設置する研究施設や核燃料を加工する工場等をいう。

表1 原子力発電所の立地道県及び隣接府県である21道府県が行う原子力災害対策に係る施設等の整備等に対する交付金及び補助金の交付額等の状況(平成24年度～26年度) (単位:百万円)

地域	区分	道府県名	原子力災害重点区域に係る市町村数	①原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	②原子力発電施設周辺地域防災対策交付金	③原子力施設等防災対策等交付金	④原子力災害対策施設整備費補助金	⑤原子力災害対策事業費補助金	計
				3(3)、(5)ア参照	3(5)イ参照	3(3)参照	3(4)参照		
泊	立地	北海道	13	2,749	80	94	1,092	—	4,016
東通	立地	青森県	5	976	22	75	2,626	—	3,701
女川	立地	宮城県	7	527	54	122	1,167	—	1,872
福島	立地	福島県	13	972	26	2,102	—	—	3,101
東海第二	立地	茨城県	14	984	124	79	1,095	—	2,283
柏崎刈羽	立地	新潟県	9	1,292	67	66	1,134	—	2,560
志賀	立地	石川県	8	2,594	43	85	2,131	—	4,854
	隣接	富山県	1	267	9	47	198	—	523
福井エリア	立地	福井県	12	1,955	39	61	2,153	—	4,209
	隣接	岐阜県	1	121	12	21	—	—	156
		滋賀県	2	272	11	63	—	—	347
		京都府	8	507	68	58	577	—	1,212
浜岡	立地	静岡県	11	952	46	55	569	—	1,622
島根	立地	島根県	4	882	135	68	4,412	—	5,499
	隣接	鳥取県	2	704	62	48	1,040	—	1,855
伊方	立地	愛媛県	7	2,185	30	98	601	—	2,915
	隣接	山口県	1	172	—	21	—	—	194
玄海	立地	佐賀県	3	728	21	48	1,998	—	2,797
	隣接	福岡県	1	246	6	22	171	—	446
		長崎県	4	494	22	27	307	—	851
川内	立地	鹿児島県	9	1,033	100	48	681	—	1,863
計			135	20,621	984	3,318	21,962	—	46,887

イ 地域防災計画(原子力災害対策編)の作成等に対する支援

内閣府は、地域原子力防災協議会(25年9月から27年3月まではワーキングチーム)を設置して、関係省庁と共に、原子力災害対策の継続的な充実及び強化を実現するための取組を行っており、25年9月の設置以降27年12月末までの各地域原子力防災協議会の会議の開催状況についてみると、最も開催回数が多い福井エリア地域原子力防災協議会は20回開催されている一方で、開催回数が2回や3回の地域もあった。

また、それぞれの地域の緊急時における対応を取りまとめたもの(以下「緊急時対応」という。)の了承等の状況をみると、13地域のうち、27年12月末までに福井エリア(高浜)、伊方、川内各地域について緊急時対応の了承が行われている。そして、各地域における原子力発電所の原子力総合防災訓練の直近の実施状況をみると、13地域のうち、23年原発事故後は志賀、伊方、川内各地域において実施されている。

(2) 立地道県等における地域防災計画(原子力災害対策編)等の作成及び修正の状況

原災指針は、24年10月の決定以降、27年12月末までに5回の改正が行われており、

原災指針を補足するマニュアル等にも、複数回の修正が行われているものがある。一方、地域防災計画(原子力災害対策編)を作成済みとしている130市町村について、28年2月20日現在における同計画の直近の修正の時期をみると、25年中が27市町村、26年中が36市町村、27年以降が67市町村となっている。

(3) オフサイトセンターの整備状況

オフサイトセンターを整備した道県等は、23年原発事故の教訓を踏まえて機能強化のための新たな要件が盛り込まれた内閣府令等に対応するために、移転、放射線防護対策等の工事を行っており、これらの工事に対して緊急時交付金等が交付されていて、その実績額は25年度13億余円、26年度60億余円、計74億余円となっている。

ア 立地状況等

オフサイトセンターの立地要件については、内閣府令等により23年原発事故後の検討を踏まえて原子力事業所との距離に係る具体的な要件が示されているが、27年9月30日までは従前の例によるとする経過措置が規定されている。立地要件を満たすようにするために、北海道、石川県及び愛媛県の各オフサイトセンターについては新築移転等を27年9月末までに完了しているが、静岡県オフサイトセンターについては上記の経過措置期限を越えて移転工事中であり、28年3月末にしゅん工予定となっている(表2参照)。

表2 オフサイトセンターの立地状況等

道県名	オフサイトセンター名	原子力事業所との距離(km)	原子力事業所からの方角	標高(m)	海岸線からの距離(km)	ヘリポート夜間照明設備の有無	左に係る電源確保の状況
北海道	北海道原子力防災センター 注(1)	10.4 (2.0)	南東	47.0	7.2	有	有
青森県	東通村防災センター	11.0	北北西	39.2	7.0	有	有
新潟県	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	8.0	南南西	6.0	2.5	有	有
茨城県	茨城県原子力オフサイトセンター	11.0	南南西	28.0	4.0	有	有
静岡県	原子力防災センター 注(2)	19.6 (2.3)	北北東	166.0	19.0	有	有
石川県	石川県志賀オフサイトセンター 注(1)	8.7 (5.0)	南東	20.5	2.5	有	有 (消防署から受電)
福井県	福井県敦賀原子力防災センター	13.0	南	16.0	3.5	有	有
	福井県美浜原子力防災センター	9.0	南	14.0	0.7	有	有
	福井県大飯原子力防災センター	7.0	南西	2.0	0.1	有	有
	福井県高浜原子力防災センター	7.0	南東	4.0	0.5	有	有
島根県	島根県原子力防災センター	8.5	南東	2.0	8.7	有	有
愛媛県	愛媛県オフサイトセンター 注(1)	24.0 (4.5)	南東	200.0	4.8	有	有
佐賀県	佐賀県オフサイトセンター	13.2	南東	3.9	0.2	有	有
鹿児島県	鹿児島県原子力防災センター	11.0	東南東	4.0	11.0	有	有

注(1) 当オフサイトセンターは、立地要件を満たすために平成27年9月末までに移転が行われた。

注(2) 当オフサイトセンターは、平成27年9月末時点で移転工事中であるため、予定の内容を記載している。

注(3) 「原子力事業所との距離(km)」欄の括弧書きは、移転前の距離を示している。

また、各オフサイトセンターにおいてヘリポートの夜間離発着のための照明設備等の防災資機材の整備を行っているが、このうち北海道のオフサイトセンターでは、移転前の施設において会計実地検査を行った26年12月時点で、訓練実績がないなど、防災資機材を適切に使用するための準備態勢が十分でない事態が見受けられた。

イ 建屋構造及び放射線防護対策の状況

内閣府令等によれば、オフサイトセンターの建屋は、気密性を高め、空気浄化フィルターにより放射性物質を遮断する機能を具備することとされており、この機能を付加するための工事が各オフサイトセンターにおいて行われている。そして、空気浄化フィルターにより捕集することができない放射性希ガス^(注5)の監視については、内閣府が参考資料として作成した「オフサイトセンター放射線防護方法に関する考え方」(平成25年2月内閣府作成)によれば、サンプリング装置とガスモニタを設置するなどの対応が必要であるとされている。しかし、27年9月末現在、上記装置の設置を完了しているオフサイトセンターは1か所にとどまっており、その他のオフサイトセンターを整備する道県等においては今後整備する予定であるとしている。

(注5) 放射性希ガス 化学的に安定して他の元素と化合物を作りにくい性質を有する希ガスのうち放射能を有するもの

ウ 非常用電源装置等の整備状況

内閣府は、26年6月に各立地道県宛てに発出した通知によりガイドラインを改定することとし、緊急時における燃料優先供給協定等において担保されている場合を除き、おおむね1週間(168時間)稼働するための燃料の備蓄を行うこととした。オフサイトセンターの機能維持のための非常用電源装置等の整備状況についてみると、原則どおりおおむね1週間稼働するために必要な燃料を備蓄する設備が導入されているオフサイトセンターは4か所であり、増設工事中としているものが7か所、増設工事を行わずに燃料優先供給協定を地元の石油製品を販売する者で組織する団体等との間で締結するなどの措置により対応することとしているものが3か所となっていた。

エ 代替オフサイトセンターの整備状況

内閣府令等によれば、代替オフサイトセンターは原子力事業所との距離が30km以上でオフサイトセンターからの陸路での移動が可能であり、かつ、原子力事業所からオフサイトセンターの方向とは異なる場所に複数設置することとされている。そして、27年9月30日までの間は従前の例によることとする経過措置が認められているが、経過措置経過後も2か所目の代替オフサイトセンターの設置が完了していないオフサイトセンターが5か所、30km未満に立地する代替オフサイトセンター4か所のうち必要とされる放射線防護対策が行われていないものが2か所となっている。

(4) 一時退避施設等の放射線防護対策事業の実施状況

ア 補助事業の概況及び事業の実施状況

一時退避施設等の放射線防護対策事業については、24年度の一般会計補正予算から事業が開始され、24、25両年度は原子力災害対策施設整備費補助金、26年度からは原子力災害対策事業費補助金として財政措置が行われて、これにより事業が実施されている。27年12月末までの一時退避施設等140か所に係る事業費は25年度44億余円、26年度163億余円、27年度38億余円、計246億余円となっている。

施設の種別では特別養護老人ホーム等の社会福祉施設が60か所と最も多くなっており、民間・公共の別では公共施設が86か所と民間施設に比べて多くなっている。

イ 一時退避施設等が備えている機能の状況

上記の一時退避施設等140か所が備えている機能の状況について整理すると、原子力発電所からの距離の状況については10kmを超え30km以下のものが57か所と最も多くなっている。

耐震性能についてはいずれの施設も原子力災害対策事業費補助金交付要綱(平成27年府政原防第24号内閣総理大臣決定)において要件とされている耐震基準に適合する耐震性能を有することが確認されている施設となっており、対津波性能についてはいずれの施設も想定される浸水高よりも上層階を放射線防護区画としている施設となっていた。

建屋構造については、鉄筋コンクリート造が120か所となっていた。そして、放射線遮蔽能力をコンクリート壁と比較する必要性の有無について検討を要すると考えられる構造の施設が7か所、車いすを利用する要配慮者等が利用することを想定しているのに、エレベーターが設置されていない建屋の2階以上を放射線防護区画としているため、緊急時に速やかな一時退避を行うに当たって、避難行動の方法等について工夫を要すると考えられる施設が3か所見受けられた。

利用者の想定については「入所者等」としているものが71か所となっており、収容人員数については100人以上の規模のものが69か所と最も多くなっていた。

屋内退避等の期間については7日間としている施設が80か所と最も多かった。また、空気浄化フィルターの連続使用可能期間及び非常用電源装置の連続稼働日数は、原則として屋内退避等期間を上回っている必要があるが、下回っている施設が59か所見受けられた。

そして、検査対象とした140か所の一時退避施設等に設置された陽圧化設備136台の差圧設定の状況について、陽圧化設備を稼働することにより実際に発生させることができた差圧(以下「実測差圧」という。)の状況を整理したところ、全体的に大きなばらつきがある状況となっていた。また、差圧設定は、最低限、年間を通じた平均風速に耐え得ることとされていることから、平均風速の風が吹き付けた際に施設の建物の壁に生ずる風圧と実測差圧との関係を検証するための試算を行った。試算に当たっては、風が建屋に吹き付けることにより建屋の壁面に生ずる風圧と風速との関係を、「空気調和衛生工学便覧」(平成22年2月社団法人空気調和・衛生工学会編)に示された鋼製窓サッシの隙間風量を求める際に用いられる計算式を用いることとした。また、風圧の算出に用いる風速については、当該一時退避施設が設置された地域に所在する原子力発電所に最も近い気象観測所における過去10年分(平成18年から27年まで)の年間平均風速の平均値とした。このようにして求めた風圧と実測差圧とを単純に比較した試算の結果を道府県別に整理した各施設の実測差圧の状況と共に示すと表3のとおりとなり、いずれの道府県についても、全ての施設の実測差圧が年間平均風速から求めた風圧を上回る計算結果となっており、また、多くの施設の実測差圧が「20Pa以上40Pa未満」の前後に集中している道県と「100Pa以上120Pa未満」の前後に集中している府県とに大きく二分される状況となっていた。

表3 道府県別にみた風圧と実測差圧との関係の状況 (単位：台)

地域	区分	道府県名	設備数	年間平均風速から求めた風圧(Pa)(A)	0Pa 以上 20Pa 未満		20Pa 以上 40Pa 未満	40Pa 以上 60Pa 未満	60Pa 以上 80Pa 未満	80Pa 以上 100Pa 未満	100Pa 以上 120Pa 未満	120Pa 以上	差圧計なし
					0Pa 以上 (A) 未満	(A) 以上 20Pa 未満							
泊	立地	北海道	7	5.2	0	4	3	0	0	0	0	0	0
東通	立地	青森県	15	3.5	0	8	2	2	3	0	0	0	0
東海第二	立地	茨城県	8	1.9	0	0	0	5	0	1	2	0	0
柏崎刈羽	立地	新潟県	7	2.3	0	0	0	0	1	0	4	2	0
志賀	立地	石川県	13	2.8	0	0	0	1	3	0	1	8	0
	隣接	富山県	1	2.8	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福井エリア	立地	福井県(敦賀)	7	7.2	0	0	0	0	0	1	5	1	0
	立地	福井県(美浜)	5	1.4	0	0	0	0	0	0	3	2	0
	立地	福井県(小浜)	8	4.9	0	0	0	1	0	0	5	2	0
	隣接	京都府	5	4.9	0	0	0	0	0	0	5	0	0
浜岡	立地	静岡県	4	9.9	0	0	0	0	0	0	2	2	0
島根	立地	島根県	21	2.1	0	2	13	5	0	0	1	0	0
	隣接	鳥取県	3	2.1	0	0	3	0	0	0	0	0	0
伊方	立地	愛媛県	7	8.3	0	0	0	5	0	0	0	0	2
玄海	立地	佐賀県	13	2.1	0	1	0	4	0	0	8	0	0
	隣接	福岡県	1	2.1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	隣接	長崎県	5	2.1	0	0	3	0	2	0	0	0	0
川内	立地	鹿児島県	6	1.4	0	1	4	0	0	1	0	0	0
計			136	—	0	16	28	24	10	3	36	17	2

注(1) 網掛けは、各施設の陽圧化設備の実測差圧の状況を道府県別に集計した結果、台数が道府県別で最も多くなった実測差圧の区分を示している。

注(2) 福井県は原子力発電所が4か所あり、原子力発電所に最も近い気象観測所は3か所となることから、気象観測所ごとに整理している。

また、陽圧化設備の設計に当たり、実測差圧の大きさを決定付ける重要な要素の一つである送風機の送風量をどのような考え方に基づいて算定しているかについて三つの設計方法に分類して、設計計算上必要な数値として設定されている差圧(以下「設計差圧」という。)の状況との関係についてみたところ、80Pa以上の設計差圧が設定されている施設では、建屋の壁に吹き付ける風の風速を考慮して設計差圧を求める方法を用いている場合が多い状況となっていた。

さらに、設計差圧の状況に対して原子力発電所からの距離の状況及び施設の種類の状況がどのように対応しているかについてみたところ、原子力発電所からの距離や施設の種類に応じて設計差圧が設定されているなどの明確な傾向は特に見受けられなかった。また、設計差圧の状況に対して建屋構造の状況がどのように対応しているかについてみたところ、建屋構造が鉄骨造であるものの多くは設計差圧が「20Pa 以上 40Pa 未満」の前後に集中している状況となっていた。

ウ 設備の維持管理、訓練等の状況

放射線防護対策を行った施設においては、陽圧化設備の維持管理を行う必要があるが、陽圧化設備のフィルターのうち活性炭素繊維フィルターについては、性能保持につ

いての理解が十分でなかったため、密封包装を開封して設置していて、必要な性能が保持されるとされていた期間(おおむね10年)が数年程度にまで短くなるおそれがあるのに、対策を講じていなかった施設が31か所あるなどの状況が見受けられた。また、設備を使用した訓練を実施していなかった施設は42か所となっており、このうち12か所については今後の訓練時期についても未定としている状況となっていた。

そして、放射線防護対策が実施された一時退避施設の避難計画等における位置付け等についてみると、一時退避施設が所在する16道府県のうち5県において避難計画等に記載がないなどの状況が見受けられた。

(5) 防災資機材等の整備状況等

ア 緊急時交付金による防災資機材等の整備状況等

緊急時交付金の交付を受けた道府県は、防災活動資機材等整備事業を実施している。そして、内閣府は緊急時交付金の交付対象となる防災資機材等の用途等を具体的に示しており、道府県は地域防災計画(原子力災害対策編)等を考慮して、必要な防災資機材等を整備している。同事業に係る緊急時交付金の交付状況をみると、24年度から26年度までの間の交付額は計74億余円となっている。

イ 周辺対策交付金により公共施設等に配備された放射線測定器の活用状況等

周辺対策交付金の交付を受けた18道府県は、周辺対策交付金により放射線測定器計8,672台(購入費8億9,537万余円、交付金交付額同額)を購入している。

しかし、18道府県における放射線に関する知識の普及啓発のための放射線測定器の活用についての考え方を確認したところ、6道府県が緊急時のみに活用することとしていることにより放射線測定器の全部又は一部を普及啓発に活用しないとしていた。また、25年度に購入されてから27年9月末までの放射線測定器の活用状況を確認したところ、表4のとおり、放射線測定器計8,672台中、6,729台(購入費5億4,071万余円、交付金交付額同額)は一度も普及啓発に活用されていなかった。

表4 普及啓発のための放射線測定器の活用状況 (単位：台)

放射線測定器の種類	一度でも活用されたことのある台数(注)							購入された台数(B)	活用されていなかった台数(B)-(A)
	県庁・市役所等	消防署・警察署等	学校等	公民館等	社会福祉施設等	その他	計(A)		
簡易サーベイメータ	620 22.0%	10 7.0%	398 23.5%	427 35.9%	160 35.2%	60 52.6%	1,675 26.1%	6,408	4,733
NaIシンチレーション式サーベイメータ	117 33.4%	3 8.1%	2 10.5%	12 60.0%	— —	— —	134 31.4%	426	292
電離箱式サーベイメータ	61 11.1%	1 0.4%	0 0.0%	12 60.0%	— —	— —	74 8.9%	828	754
GM管式サーベイメータ	0 0.0%	0 0.0%	— —	— —	— —	— —	0 0.0%	100	100
可搬型モニタリングポスト	8 40.0%	— —	— —	16 100.0%	— —	— —	24 66.6%	36	12
個人線量計	0 0.0%	0 0.0%	— —	— —	— —	— —	0 0.0%	800	800
その他	17 62.9%	— —	13 37.1%	6 75.0%	— —	0 0.0%	36 48.6%	74	38
計	823 18.2%	14 2.4%	413 23.3%	473 37.7%	160 35.2%	60 50.8%	1,943 22.4%	8,672	6,729

(注) 上段は一度でも普及啓発に活用された実績がある放射線測定器の台数、下段は配備先の区分及び放射線測定器の種類ごとの購入された放射線測定器の台数に占める割合である。

一方、内閣府は、道府県が周辺対策交付金により購入し配備した普及啓発のための放射線測定器を必要に応じて緊急時に活用することができるとしている。そして、道府県が緊急時に活用するとしている放射線測定器計4,107台中、配備先等において緊急時に活用するとされている放射線測定器は3,743台となっていたが、そのうち3,508台については、緊急時に誰が測定し、その測定値を何に活用するかなど、具体的な活用方法が定められていなかった。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 立地道県等が行う原子力災害対策に係る施設の整備等に対する国の財政支援等の状況
原子力災害対策に係る施設等の整備等に対する交付金及び補助金の24年度から26年度までの合計は、歳出予算額が786億余円であるのに対して支出済歳出額が475億余円になっており、このうち立地道県及び隣接府県である21道府県に係る交付額は計468億余円となっている。

内閣府は、地域原子力防災協議会を設置して、関係省庁と共に、原子力防災対策の継続的な充実及び強化を実現するための取組を行っており、緊急時対応の原子力防災会議における了承等の状況をみると、13地域のうち、27年12月末までに福井エリア(高浜)、伊方、川内各地域について緊急時対応の了承が行われている。

イ 立地道県等における地域防災計画(原子力災害対策編)等の作成及び修正の状況

地域防災計画(原子力災害対策編)を作成済みとしている130市町村について、28年2月20日現在における同計画の直近の修正の時期をみると、25年中が27市町村、26年中が36市町村、27年以降が67市町村となっている。

ウ オフサイトセンターの整備状況

検査の対象としたオフサイトセンター14か所のうち、立地要件を満たすようにするために新築移転等が行われたオフサイトセンターは4か所あり、このうち1か所は経過措置期限を越えて移転工事中でしゅん工予定が28年3月末となっている。

非常用電源装置等の整備状況についてみると、原則どおりおおむね1週間稼働するために必要な燃料を備蓄する設備が導入されているオフサイトセンターは4か所であり、増設工事中としているものが7か所、増設工事を行わずに燃料優先供給協定を地元の石油製品を販売する者で組織する団体等との間で締結するなどの措置により対応することとしているものが3か所となっていた。また、2か所目の代替オフサイトセンターの設置が完了していないオフサイトセンターが5か所、30km未満に立地する代替オフサイトセンター4か所のうち必要とされる放射線防護対策が行われていないものが2か所となっている。

エ 一時退避施設等の放射線防護対策事業の実施状況

検査の対象とした一時退避施設等140か所のうち、放射線遮蔽能力をコンクリート壁と比較する必要性の有無について検討を要すると考えられる構造の施設が7か所、車いすを利用する要配慮者等が利用することを想定しているのに、エレベーターが設置されていない建屋の2階以上を放射線防護区画としているため、緊急時に速やかな一時退避を行うに当たって、避難行動の方法等について工夫を要すると考えられる施設が3か所

見受けられた。また、空気浄化フィルターの連続使用可能期間や非常用電源装置の連続稼働日数が屋内退避等期間を下回っている施設が59か所見受けられた。

そして、検査対象とした140か所の一時退避施設等に設置された陽圧化設備136台を稼働することにより実際に発生させることができた実測差圧について整理したところ、多くの施設の実測差圧が「20Pa以上40Pa未満」の前後に集中している道県と「100Pa以上120Pa未満」の前後に集中している府県とに大きく二分される状況となっていた。また、80Pa以上の設計差圧が設定されている施設では、建屋の壁に吹き付ける風の風速を考慮して設計差圧を求める方法を用いている場合が多い状況となっていた。

施設の維持管理の状況についてみると、陽圧化設備の活性炭素繊維フィルターの密封包装を開封して設置していて、必要な性能が保持されるとされていた期間が短くなるおそれがあるのに、対策を講じていなかった施設が31か所あるなどの状況が見受けられたほか、設備を使用した訓練を実施していなかった施設は42か所となっており、このうち12か所については今後の訓練時期についても未定としている状況となっている。

オ 防災資機材等の整備状況等

周辺対策交付金の交付を受けた18道府県における放射線に関する知識の普及啓発のための放射線測定器の活用についての考え方を確認したところ、6道府県が緊急時のみに活用することとしていることにより放射線測定器の全部又は一部を普及啓発に活用しないとしていた。また、25年度に購入されてから27年9月末までの放射線測定器の活用状況を確認したところ、放射線測定器計8,672台中、6,729台は一度も普及啓発に活用されていなかった。

一方、道府県が緊急時に活用している放射線測定器計4,107台中、配備先等において緊急時に活用するとされている放射線測定器は3,743台となっていたが、そのうち3,508台については、緊急時に誰が測定し、その測定値を何に活用するかなど、具体的な活用方法が定められていなかった。

(2) 所見

緊急時に原子力発電所の周辺住民等を安全かつ確実に避難させるための原子力災害対策に係る施設等の整備等を平素から適切に実施するとともに、周辺住民等に対してその取組の状況を適時適切に情報提供することは、周辺住民等の生活に安心をもたらすために極めて重要である。

については、内閣府は、立地道県等における原子力災害対策の充実強化を推進する役割を担うことを踏まえて、次の点に留意して立地道県等が行う原子力災害対策に係る施設等の整備等に対する財政支援等の支援を実施する必要がある。

ア 地域防災計画(原子力災害対策編)等の作成等については、最新の知見を取り入れるなどして適宜見直しが行われている原災指針等の内容に合わせて立地道県等における地域防災計画(原子力災害対策編)及び避難計画の作成及び修正が適切に行われるよう、立地道県等に対して引き続き必要な支援を行うこと

イ オフサイトセンターの整備については、整備した防災資機材等が緊急時において有効に機能するよう、オフサイトセンターの要員の訓練や防災資機材の配備等、態勢面の強化に努めるとともに、一部遅延がみられる代替オフサイトセンターの整備等について立地道県等と連携して速やかに必要な措置を講ずること

ウ 一時退避施設等の放射線防護対策事業の実施については、研究機関等から技術的知見を得るなどした上で放射線防護対策を実施した施設がより高い安全性を確保するようにするための方策について検討するとともに、間接補助事業者である市町村及び民間団体に対して、施工業者に確認を行うなどして設備の特性を踏まえた一時退避施設等の維持管理の方法について十分把握するよう周知を行うこと。また、緊急時における施設の位置付けやこれを踏まえた訓練について検討し、それらの在り方について定めること。そして、これらの検討の結果を基に、補助事業者である道府県が間接補助事業者である市町村及び民間団体に対して適切な指導等が行えるよう、道府県に対して助言を行うとともに必要な措置を講ずること

エ 防災資機材等の整備については、立地道県及び隣接府県に対して、周辺対策交付金により購入した放射線測定器を普及啓発のために活用することを周知して、放射線測定器を活用した普及啓発を図る機会を防災訓練等において設けさせたり、活用されていない放射線測定器の配備先の変更を検討させたりするとともに、これらの放射線測定器を緊急時にも活用することができることを周知して、緊急時における活用方法の検討を促すことなどにより、これらの放射線測定器の有効活用を図ること

本院としては、今後とも原子力災害対策に係る施設等の整備等の状況について引き続き注視していくこととする。

第6 日本郵政グループの経営状況等について

検査対象	総務省、財務省、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険		
日本郵政グループの概要	日本郵政株式会社を持株会社として、子会社26社(うち連結子会社23社)及び持分法適用関連会社5社で構成(平成26年度末現在)され、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が主な事業主体として、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の業務を営む企業グループ		
日本郵政株式会社の連結貸借対照表計上額(平成26年度末現在)	総資産額	295兆8497億円	
	負債額	280兆5482億円	
	自己資本	15兆2988億円	
日本郵政株式会社の連結損益計算書計上額(平成26年度)	経常収益	14兆2588億円	
	経常費用	13兆1430億円	
	経常利益	1兆1158億円	
	当期純利益	4826億円	

1 検査の背景

(1) 日本郵政グループの概要

ア 日本郵政グループの設立経緯等

我が国の郵政事業は、明治4年に郵便制度が創設され、その後、8年に郵便貯金事業が加わり、さらに、大正5年に簡易生命保険事業が加わるなどして、明治18年から昭和24年までは通信省により、同年6月から平成13年1月までは郵政省により、同月から15年3月までは郵政事業庁により、国の直営事業として一体として運営されてきた。

国は、郵政事業の実施に当たり、昭和19年に簡易生命保険及郵便年金特別会計(平成3年4月簡易生命保険特別会計に名称変更)、昭和24年6月に郵政事業特別会計、26年4月に郵便貯金特別会計をそれぞれ設置した。

そして、国は、簡易生命保険の加入者福祉施設(以下「かんぽの宿等」という。)の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことなどを目的として、37年4月に簡易保険郵便年金福祉事業団(平成3年4月簡易保険福祉事業団に名称変更。以下「簡保事業団」という。)を設立した。

しかし、8年11月に内閣総理大臣を会長とし総理府に設置された行政改革会議において、郵政事業については、国の直営事業を改め「三事業一体として新たな公社」により実施することとされた。これを受けて、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づき、13年1月に郵政省は自治省及び総務庁とともに総務省に改編され、同省の外局として設置される郵政事業庁が郵政事業の実施に関する機能を担うこととなり、さらに、同庁は、15年中に国営の新たな公社に移行することとなった。

その後、15年4月に日本郵政公社法(平成14年法律第97号)等が施行され、郵政事業庁は同月に日本郵政公社(以下「公社」という。)に移行(以下「公社化」という。)し、公社が郵政事業の実施主体となった。また、公社化に伴い、簡保事業団は廃止され、簡保事業団の資産及び債務は公社に承継された。

さらに、国は、16年9月に「郵政民営化の基本方針」を閣議決定して、17年10月に郵政民営化法(平成17年法律第97号)等が成立し、民営化に向けた準備を行うために、18年1月に日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)が、同年9月に株式会社ゆうちょ(19年10月株式会社ゆうちょ銀行に商号変更。以下「ゆうちょ銀行」という。)及び株式会社かんぽ(19年10月株式会社かんぽ生命保険に商号変更。以下「かんぽ生命」という。以下、ゆうちょ銀行とかんぽ生命を合わせて「金融2社」という。)が設立された。19年10月に公社は解散して、公社の業務その他の機能並びに権利及び義務は、日本郵政、郵便事業株式会社(以下「郵便事業会社」という。)、郵便局株式会社、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「郵貯簡保機構」という。)が承継している。

24年10月に「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第30号。以下「民営化法改正法」という。)が施行され、郵便局株式会社が日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)に商号を変更して、郵便事業会社の業務等を合併により承継することとなった。また、民営化法改正法により、郵政民営化法、日本郵政株式会社法(平成17年法律第98号)及び日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)が改正され、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務(以下、当該責務として提供される上記の役務を「ユニバーサルサービス」という。)並びにユニバーサルサービスの提供水準が確保されるよう郵便局ネットワークを維持する責務を日本郵政及び日本郵便に課すことが明文で規定された。そして、27年3月末現在、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の業務は、日本郵政を持株会社として、主な事業主体となる日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命を含めて子会社26社(うち連結子会社23社)並びに持分法適用関連会社5社、計32社で構成される企業グループ(以下「日本郵政グループ」という。)によって実施されている。

イ 日本郵政グループの業務等の概要

日本郵政グループの26年度における各業務の概要及び26年度末における施設等の設置状況を示すと次のとおりである。

(ア) 郵便・物流事業及び金融窓口事業

日本郵便は、日本郵便株式会社法等に基づくなどして、①郵便の業務、郵便物の作成等に関する業務等の郵便事業、国内物流事業、国際物流事業等の物流事業等を内容とする郵便・物流事業及び②郵便・物流事業に係る窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、物販事業、不動産事業等を内容とする金融窓口事業の業務を行っている。そして、これらの業務を行うために、13支社及び郵便局24,470局を設置するなどしている。

(イ) 銀行業

ゆうちょ銀行は、銀行法(昭和56年法律第59号)等に基づき、預金業務(預金業務で提供する商品の名称として「貯金」を用いている。)、地方公共団体等に対する貸出業務、有価証券投資業務、内国及び外国為替業務、国債、投資信託等の窓口販売等を行っている。そして、これらの業務を行うために、13エリア本部、234支店等及び66貯金事務センター等を設置している。

(ウ) 生命保険業

かんぼ生命は、保険業法(平成7年法律第105号)等に基づき、生命保険の募集、引受け、保険金の支払等の業務、有価証券の売買等の業務等を行っている。そして、これらの業務を行うために、13エリア本部、79支店及び7サービスセンター等を設置している。

(エ) ユニバーサルサービスの提供業務

日本郵政及び日本郵便は、前記のとおり、郵政民営化法等により、ユニバーサルサービスの提供責務及びユニバーサルサービスの提供水準が確保されるよう郵便局ネットワークを維持する責務が課されている。そして、ユニバーサルサービスのうち、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務については、日本郵便とゆうちょ銀行及びかんぼ生命の間で締結された委託契約に基づいて、郵便局において提供されている。

(オ) その他の事業

日本郵政は、日本郵政株式会社法等に基づき、日本郵便の経営管理及び業務の支援、日本郵政グループの経営戦略の策定のほか、日本郵政グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で集約した方が効率的な実施が見込まれる電気通信役務等の提供、人事及び経理に関する業務等の間接業務を子会社等から受託して実施している。

また、上記のほか、同法等に基づいて、公社から承継した14通信病院^(注1)を運営する病院事業並びにかんぼの宿等64施設及びメルパルク11施設を運営するなどする宿泊事業を実施している。

(注1) メルパルク 郵便貯金法(昭和22年法律第144号)に基づき、郵便貯金の普及のために、その周知宣伝を目的として設置された施設。民営化前の名称は、郵便貯金会館(営業上の通称はメルパルク)、郵便貯金地域文化活動支援施設(同ば・る・るプラザ)等であったが、民営化に伴い全ての施設の名称を「メルパルク」に統一した。

(2) 近年の日本郵政グループを巡る状況

ア 日本郵政及び金融2社の株式売却

国(財務大臣)は郵政民営化法の施行以降日本郵政の発行済株式の総数を保有し、日本郵政は金融2社の設立以降金融2社の発行済株式の総数(ゆうちょ銀行が保有する自己株式を除く。)を保有していた。当初、郵政民営化法においては、日本郵政の株式については政府の保有割合をできる限り早期に減ずること(ただし、当該株式の政府の保有割合は、常時、3分の1を超えていること)とされ、また、日本郵政が保有する金融2社の株式については29年9月までにその全部を処分することとされていたが、21年12月に成立した「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止

等に関する法律」(平成21年法律第100号。以下「株式処分停止法」という。))により日本郵政及び金融2社の株式の処分等が一時凍結された。しかし、23年3月に発生した東日本大震災後、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。)が施行され、国が保有する日本郵政の株式を処分して、その売却収入を復興債の償還費用の財源(以下「復興財源」という。)に充てることとなり、24年5月に民営化法改正法が施行されて株式処分停止法は廃止された。

また、25年1月に、復興庁に設置された内閣総理大臣を議長とする関係閣僚級の組織である復興推進会議において、日本郵政の株式売却収入として見込まれる額(4兆円程度)を復興財源に追加することが決定された。

そして、国は、27年11月4日の日本郵政の株式上場時に、保有する日本郵政の株式45億株のうち4億9500万株を売却した。また、日本郵政は、民営化の推進、東日本大震災からの復興施策に必要な財源の確保への貢献、経営の自由度確保等のために、日本郵政の株式上場に合わせて同日に上場された金融2社の株式について、保有するゆうちょ銀行の株式約37億4947万株のうち約4億1244万株及びかんぽ生命の株式6億株のうち6600万株をそれぞれ売却した。日本郵政の売却株式については国以外の株主が、金融2社の売却株式については日本郵政以外の株主が、それぞれ保有することとなった(以下、日本郵政については国以外の株主を、金融2社については日本郵政以外の株主を「少数株主」という。))。

イ 中期経営計画の策定

日本郵政は、民営化後の厳しい経営環境や各種の制度改正を踏まえて、26年2月に、民営化後、初めての中期経営計画となる「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2016～」(計画期間は26年度から28年度まで。以下「26年中期計画」という。)を策定して、公表し、27年4月に日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式の上場スキームや経営環境の変化等を踏まえて26年中期計画を見直し、「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2017～」(計画期間は27年度から29年度まで。以下「27年中期計画」という。)を策定して、公表した。そして、これらの中期経営計画において、収益力及び経営基盤の強化、ユニバーサルサービスの責務の遂行、上場を見据えた日本郵政グループの企業価値の向上等を経営方針として掲げるなどしている。

ウ 日本郵政グループ内における資本・資金の移動等

日本郵政は、日本郵政グループ全体の企業価値の向上のために民営化の際に一括して承継した7000億円弱の整理資源債務^(注2)に相当する資金を退職給付信託に拠出することにより同債務をオフバランス化するとともに、日本郵便による郵便・物流ネットワーク再編等のための6000億円の増資を引き受けることを目的として、26年9月に日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式のうち約1兆3000億円に相当する株式をゆうちょ銀行に自己株式として取得させるなど、日本郵政グループ内における資本・資金の移動を行っている。

(注2) 整理資源債務 共済制度導入(昭和34年1月1日)前から郵政事業に従事していた同制度導入後に退職した職員に支払う恩給相当の負担で、平成19年の民営化の際に、その債務の全額を日本郵政が一括して承継した。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、郵政事業について、これまで個別の事業の経営等を検査した結果について報告を行ってきたところである。一方、日本郵政グループは、今後の株式売却に向けて日本郵政グループ全体として企業価値を維持向上させることなどにより、復興財源の確保に貢献すること、また、日本郵政及び日本郵便は、情報通信手段の多様化等によって国民の生活様式等が変化する中でユニバーサルサービスを提供すること、郵便局ネットワークを維持することなどが求められている。

そこで、本院は、日本郵政グループの経営状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

- ア 郵政省から現在の日本郵政グループに至るまでの間に、郵政事業の運営に係る組織形態、制度等はどのように変遷しているか
- イ 上記変遷の中で日本郵政グループの損益等の推移及び現状はどのようになっているか、また、日本郵政グループ内における取引等の状況はどのようになっているか
- ウ 各種の規制の下で、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の各業務の実績等の推移及び現状はどのようになっているか
- エ 日本郵政及び金融2社の株式売却に係る手続等並びに国が所有する日本郵政の株式売却収入の復興財源への充当はどのように行われているか

(2) 検査の対象及び方法

本院は、総務本省、財務本省、郵貯簡保機構並びに日本郵政の本社、4 通信病院及び3 かんぽの宿等、日本郵便の本社、13 支社及び151 郵便局、ゆうちょ銀行の本社、13 エリア本部、92 支店等及び18 貯金事務センター等並びにかんぽ生命の本社、13 エリア本部、36 支店及び7 サービスセンター等において会計実地検査を行った。このうち、総務省においては19 年度から26 年度までの間の日本郵政及び日本郵便のユニバーサルサービスに対する監督の状況等について、財務省においては27 年11 月に実施された日本郵政の株式売却の実施状況等について説明を聴取するなどして検査した。また、郵貯簡保機構並びに日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命においては、14 年度から26 年度までの間の郵政事業の業務及び財務の状況等について、財務諸表等のほか、関係法令等に基づいて作成された各種報告書等により、その内容を分析するなどして検査した。

3 検査の状況

(1) 郵政事業の運営に係る組織形態、制度等の変遷等

郵政事業の公社化及び民営化に伴って、その運営に係る組織形態、制度等は大きく変遷しており、公社化後は、財政状態及び経営成績をより明らかにするために、企業会計原則による会計処理が導入されるなどしている。また、従業員数は14 年度の約27 万人から26 年度の約22 万人にまで減少しているが、郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることが規定されていることなどから、郵便局数は14 年度から19 年度までの間に僅かに減少した後、おおむね横ばいで推移しており、26 年度には24,470 局となっている。

(2) 日本郵政グループの損益等の状況

公社の連結決算及び日本郵政グループの連結決算(以下「日本郵政連結決算」という。)に

年度から18年度までは当期純利益を確保していたが、民営化後、郵便事業会社が宅配便事業を承継させる目的で20年6月に設立したJPエクスプレス株式会社(22年8月解散)の経営状況が悪化したことなどにより、郵便事業会社は21年度から23年度までの間は、当期純損失を計上していた。そして、郵便物の引受物数の減少等により、26年度には、郵便・物流事業で103億余円の営業損失を計上しているが、金融2社からの手数料等が主な収益源である金融窓口事業の209億余円の営業利益等により、日本郵便の連結決算は営業利益が125億余円、経常利益が228億余円、当期純利益が221億余円となっている。

郵便物及び荷物に係る営業収益等の推移をみると、郵便物に係る営業収益及び営業費用は、それぞれ14年度の1兆8832億円、1兆8996億円から26年度の1兆3174億円、1兆3058億円へと減少しており、営業収益及び営業費用の規模が縮小する中、営業損益については、15年度以降、利益の規模は変動しているものの、毎年度、営業利益を計上しており、26年度の営業利益は115億円となっている。一方、荷物に係る営業収益は増加しているものの、営業費用も22年度に急増するなどしており、20年度以降は営業損失を計上しており、26年度には営業収益が4444億円、営業費用が4651億円、営業損失が208億円となっている。このような状況に対して、日本郵便は、25年度から郵便・物流ネットワーク全体の生産性の向上等を図っており、郵便・物流ネットワーク再編に向けた取組を実施している。

金融窓口事業では、代理店契約や保険募集契約等に基づく各種手数料に係る営業収益が減少しているが、近年、物販事業や不動産事業等にも取り組んでおり、連結決算の数値が公表されている25年度及び26年度のこれらの事業に係る「その他の営業収益」(連結決算)は、25年度の1024億余円から26年度には1394億余円へと増加しており、金融窓口事業の営業収益(連結決算)も、25年度の1兆0768億余円から26年度には1兆1023億余円へと増加している。

イ 銀行業

ゆうちょ銀行には、新規業務の制限、貸出業務の範囲の制限等、他の銀行^(注6)にはない規制が課せられている。ゆうちょ銀行(貯金残高及び資金運用については民営化前の特別会計及び公社を含む。以下同じ。)の貯金残高の推移をみると、22年度まで減少傾向にあり、23年度以降は増加に転じたものの、他の銀行の預金残高の推移と比較するとその増加率は小さくなっており、26年度末には177兆7107億余円となっている。ゆうちょ銀行の資金運用の状況をみると、財政投融资改革により資金運用部への預託義務が廃止された13年度以降は全額自主運用になったため、財政融資資金預託金が減少し、また、ゆうちょ銀行は個人及び法人向け貸出業務の範囲が制限されているため、公社時代の16年度以降は、償還される財政融資資金預託金と比べて利回りが低くなっていた国債等の有価証券が運用の中心となった。また、運用資産額については、22年度まで貯金残高が減少していたことなどにより減少していたが、その後、貯金残高の増加等に伴って増加し、26年度末には205兆8654億余円となっている。なお、ゆうちょ銀行は、27年中期計画等において、貯金等の総預かり資産の拡大を目指すとしている。

(注6) 他の銀行 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行及び信託銀行

そして、経常収益等の推移をみると、公社時代は、資金運用収益及び経常収益が大幅に減少し、経常利益及び当期純利益も大幅に減少した。民営化後は、資金運用収益及び経常収益が減少しているものの、営業経費の削減等により経常費用がそれ以上に減少しており、経常利益及び当期純利益はそれぞれ増加する傾向にある。26年度には、資金運用収益が1兆8932億余円、経常収益が2兆0781億余円、経常費用が1兆5086億余円、経常利益が5694億余円、当期純利益が3694億余円となっている。

ゆうちょ銀行と都市銀行とを26年度の運用資産の構成等について比較すると、ゆうちょ銀行は、個人及び法人向けの貸出業務の範囲が制限されていることなどから、運用資産に占める貸出金の割合が1.3%となっており、都市銀行の48.9%と比較して小さく、また、^(注8)預貸率は1.5%となっており、58.6%から75.4%となっている都市銀行と比較して低くなっている。一方、有価証券、特に国債を中心とする資金運用が行われているため、運用資産に占める有価証券の割合が75.8%と都市銀行の25.7%よりも高くなっている、また、^(注9)預証率は87.8%となっており、16.0%から38.9%となっている都市銀行より高くなっている。そして、ゆうちょ銀行では、有価証券利息配当金が資金運用収益の96.4%を占めており主な収益源泉となっている。

(注7) 都市銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行

(注8) 預貸率 預貯金残高等に対する貸出金残高の割合であり、次の算式を用いて算出している。

$$\text{貸出金残高} \div (\text{預貯金残高} + \text{譲渡性預金残高} + \text{債権残高}) \times 100$$

(注9) 預証率 預貯金残高等に対する有価証券残高の割合であり、次の算式を用いて算出している。

$$\text{有価証券残高} \div (\text{預貯金残高} + \text{譲渡性預金残高} + \text{債権残高}) \times 100$$

そして、ゆうちょ銀行は26年度の資金の運用利回りが0.95%、自己資本当期純利益率が3.2%となっていて、それぞれ0.94%から1.42%、5.8%から11.9%となっている都市銀行と比べておおむね低くなっている。一方、ゆうちょ銀行は、市場の状況を踏まえてリスクの分散・収益源泉の多様化を図るとしているが、運用資産に占める国債の割合が高いことなどにより、銀行の健全性を示す単体自己資本比率^(注10)が26年度末には38.4%となっていて、13.1%から18.8%となっている都市銀行と比べて高くなっている。

(注10) 単体自己資本比率 銀行の財務諸表で算出される株主資本等から構成される自己資本を分子として、保有する資産について、資産の種類ごとに定められたリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額であるリスク・アセットの額等を分母として算定される。リスク・ウェイトは、現金や国債は0%、外国の国債は0%から150%まで、株式は100%、250%又は1250%とされていて資産の種類ごとに定められており、運用資産に占める国債の割合が高い場合には、分母であるリスク・アセットの額が小さくなり、単体自己資本比率が高くなる。そして、ゆうちょ銀行のように、海外営業拠点を有しない銀行は、単体自己資本比率が4%未満になると、監督当局から改善計画の提出を求められるとともに、当該計画の実行等について命令を受ける。

また、公社化以降は、顧客の満足度を高めるサービスの充実、業務運営の効率化及び経営管理の高度化を図るために、各種の取組が行われている。

ウ 生命保険業

かんぼ生命には、新規業務の制限、加入限度額等の他の生命保険会社にはない規制が課せられている。かんぼ生命(保険契約件数及び資産運用については民営化前の特別会計及び公社を含む。以下同じ。)が保有する保険契約件数の推移をみると、長期にわたり減少傾向が続いており、26年度末には、個人保険(民営化前に契約した「保険」も含む。以下同じ。)の保険契約件数は約3348万件、個人年金保険(民営化前に契約した「年金保険」も含む。以下同じ。)の保険契約件数は約426万件となっているが、かんぼ生命は、29年度以降の保険契約件数の底打ち、反転を目指すとしている。生命保険業の経常収益等の推移をみると、経常収益の過半を占める保険料等収入が減少傾向にあったため経常収益は減少しているものの、経常費用も減少するなどして、民営化後においても黒字基調で推移しており、26年度には経常収益が10兆1692億余円、経常費用が9兆6766億余円、経常利益が4926億余円、当期純利益が813億余円となっている。そして、かんぼ生命の資産運用の状況をみると、保険料等収入の減少、満期による保険契約の消滅等に伴う責任準備金の戻入により責任準備金が減少したことによって、運用資産額(かんぼ生命を含む生命保険会社については総資産を運用資産とする。以下同じ。)が減少しており、26年度末の責任準備金は75兆1126億余円、運用資産額は84兆9119億余円となっている。運用資産額が減少する中、19年夏に表面化したいわゆるサブプライム・ローン問題に端を発した世界的な金融・経済環境の大幅な悪化を背景として、リスク性資産を圧縮することとしたため、15年度から18年度まで資産運用収益の3割から4割程度を占めていた金銭の信託の運用額が大きく減少したことなどに伴って、資産運用収益も減少しており、26年度の資産運用収益は1兆4607億余円となっている。なお、かんぼ生命は、27年中期計画等において、運用資産の多様化を促進するとしている。

(注11) 責任準備金 保険業法により、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるために、積み立てなければならないとされている準備金であり、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)により、当該決算期以前に収入した保険料を基礎として、保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された方法に従って計算し、積み立てることとなっている。積み立てられた責任準備金は有価証券等により運用されている。なお、公社時代には、日本郵政公社法等に基づいて責任準備金を積み立てることになっていた。

かんぼ生命と他の生命保険会社及び年金運用機関とを26年度末における運用資産の構成等について比較すると、国内債券については、かんぼ生命では運用資産に占める割合は75.7%となっていて他の生命保険会社及び年金運用機関と比べて高くなっている。一方、国内株式については、かんぼ生命では運用資産に占める割合は1.2%、外国債券及び外国株式等については、同2.7%となっていて、いずれも、他の生命保険会社及び年金運用機関と比べて低くなっている。保険会社の健全性を示すソルベンシー・^(注13)マージン比率をみると、かんぼ生命は、危険準備金が多額であることや運用資産に占める^(注14)国債の割合が大きい一方、国内株式及び外国株式等の割合が小さいため、資産運用リ

スクが小さいことなどにより、26年度末には1641.4%となっており、他の生命保険会社のうち26年度末時点で保有する保険契約件数の多い上位4生命保険会社と比べて高くなっている。

(注12) 他の生命保険会社 一般社団法人生命保険協会に加盟している生命保険会社のうち、かんぽ生命を除いた生命保険会社。平成26年度末では41社ある。

(注13) ソルベンシー・マージン比率 保険業法で定められた、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力をどの程度有しているかを示す行政監督上の指標の一つ。当該比率が200%を下回ると監督当局によって業務改善命令等の早期是正措置が執られる。

(注14) 危険準備金 保険事故の発生率等が通常の予測を超える場合や責任準備金の算出基礎となる予定利率を確保できなくなる場合に備える準備金

そして、かんぽ生命は、民営化後、顧客のニーズに対応した商品を開発するなどして、新規業務等の申請を行い、認可を受けるなどしている。

エ ユニバーサルサービスの提供責務等

総務大臣は、日本郵政及び日本郵便をそれぞれ監督し、業務に関して監督上必要な命令をすることができることとなっており、上記2会社の27年度の事業計画の認可に当たっては、ユニバーサルサービスを確実に提供することなどを要請している。

そして、ユニバーサルサービスの提供水準については、日本郵政公社法施行時の郵便差出箱数(約18万本)を維持すること、郵便物について差し出された日から原則として3日以内に送達すること、過疎地において19年10月から24年9月までは19年10月時点の郵便局ネットワークの水準を、民営化法改正法が施行された24年10月からは同月時点の当該水準を、それぞれ維持することを旨とすることなどが規定されている。ユニバーサルサービスの提供状況を見ると、郵便差出箱数は民営化後18万本以上で推移して26年度末には181,521本となっており、郵便物の送達日数達成率は、民営化後、公社時代の目標値であった97%以上で推移しており、過疎地における営業中の郵便局数は民営化された19年度末は7,346局、26年度末は7,692局となっているなど、必要なユニバーサルサービスの提供水準はおおむね維持されていると考えられる。

(注15) 送達日数達成率 郵便法(昭和22年法律第165号)により定められた送達日数(差し出された日から原則として3日以内)に届けられた郵便物の割合

一方、前期のとおり、26年度には、郵便・物流事業で103億余円の営業損失を計上しており、金融窓口事業では209億余円の営業利益を計上しているものの、主な収益源である金融2社からの手数料は減少傾向にある。また、「仮にユニバーサルサービスの提供責務が撤廃され、日本郵便が赤字の集配局エリアのサービスを停止することが可能となった場合に、節約できたであろう費用」(以下「ユニバーサルサービスコスト」という。)について、総務省情報通信審議会による総務大臣への答申における試算によれば、その計算過程や集配局エリア単位での損益については公表されていないものの、郵便の業務が1873億円、銀行窓口業務が575億円、保険窓口業務が183億円となっており、それぞれ多額に上っている。そして、郵便の業務については、約8割の集配局エリアが赤字となっており、その赤字を約2割の黒字の集配局エリアの利益によって賄っており、銀行窓口業務及び保険窓口業務については、約4割の集配局エリアが赤字となっ

いて、その赤字を約6割の黒字の集配局エリアの利益によって賄っているという試算結果が報告されている。また、15年4月の民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)の施行により、信書の送達の事業について民間事業者の全面的な参入が可能となったものの、これまでのところ、信書の大半を占める1通当たり4kg以下等の信書の送達を全国で行う事業は、事実上、日本郵便の独占となっている。

オ その他の事業

病院事業については、日本郵政が、26年度末現在で14通信病院を運営しているが、患者数の減少傾向が続いていて、26年度の外来患者数は延べ約82万人、入院患者数は延べ約30万人となっている。そして、毎年度営業損失を計上していて、26年度の営業損失は60億余円となっており、厳しい経営状況となっている。27年4月には3通信病院を譲渡しており、収益向上等に向けた取組を一層進めることが求められる。

また、宿泊事業については、日本郵政が、26年度末現在でかんぼの宿等64施設及びメルパルク11施設を運営するなどしており、かんぼの宿等については、経営改善のための取組が行われており、23年度以降、宿泊単価が上昇するなどしているものの、宿泊利用人数の減少傾向が続いていて、26年度の宿泊利用人数は約169万人となっている。そして、毎年度営業損失を計上していて、26年度の営業損失は29億余円となっており、厳しい経営状況となっている。26年度にはかんぼの宿等7施設の営業を終了するなどしており、収益向上等に向けた取組を一層進めることが求められる。

(4) 株式売却に係る手続等及び株式売却収入の復興財源への充当の状況等

国が保有する日本郵政の株式については、復興財源確保法により、その売却収入を復興財源に充てることとなっている。27年11月4日の日本郵政及び日本郵政の資産の大半(26年度末で約9割)を占めていて日本郵政の株式の価値に影響を及ぼす金融2社の株式の上場においては、株式の売出価格は、広範な投資家に対する需要状況の調査を通じて、需要の積上げを行い、その結果に基づいて合理的な価格形成を行うために、ブックビルディング方式^(注16)により決定され、いずれの株式も仮条件の上限となる価格を売出価格として売却された。日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぼ生命のそれぞれの株式の売出価格にそれぞれの売却株式数を乗じた金額から引受手数料を除くなどした金額は6807億余円、5881億余円、1428億余円となっている。

(注16) ブックビルディング方式 上場会社又は上場を申請する会社と当該会社の株式の売出しを支援する証券会社が協議により、事業内容・利益計画の検討、類似会社との比較等を行い、上場後に想定される時価総額から株式の理論価格を算出し、これに投資家の需要の見込みや期間リスクを加味するなどして想定発行価格を決め、さらに、株価算定能力が高いと思われる機関投資家等の意見を聴取するなどして売出価格の範囲である仮条件を決める。そして、これを投資家に提示した上でブックビルディング期間として一定の期間を設けて、同期間中に投資家の需要状況を把握することによって市場動向に即した売出価格を決定する方式

そして、同年12月3日に、日本郵政が、上記の金融2社の株式売却収入を原資として、国が保有する日本郵政の株式のうち3億8290万1700株を7301億余円で国から取得し、国はこの収入から売却手数料788万余円を除いた7301億余円と上記の6807億余円を合わせた1兆4109億余円を、復興財源に充当した。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

日本郵政グループは、今後の株式売却に向けて日本郵政グループ全体として企業価値を維持向上させることなどにより、復興財源の確保に貢献すること、また、日本郵政及び日本郵便は、情報通信手段の多様化等によって国民の生活様式等が変化する中でユニバーサルサービスを提供すること、郵便局ネットワークを維持することなどが求められている。

そこで、日本郵政グループの経営状況等について検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 郵政事業の運営に係る組織形態、制度等の変遷等

郵政事業の公社化及び民営化に伴って、その運営に係る組織形態、制度等は大きく変遷しており、公社化後は、財政状態及び経営成績をより明らかにするために、企業会計原則による会計処理が導入されるなどしている。また、従業員数は減少しているが、郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることが規定されていることなどから、郵便局数は僅かに減少した後、おおむね横ばいで推移しており、26年度には24,470局となっている。

イ 日本郵政グループの損益等の状況

公社の連結決算及び日本郵政連結決算における経常収益等の推移をみると、経常利益及び当期純利益については、民営化後においても黒字基調で推移しているものの、経常収益については減少傾向が続いている。26年度には経常収益が14兆2588億余円、経常利益が1兆1158億余円、当期純利益が4826億余円となっている。そして、民営化後の当期純利益及び総資産額の推移をみると、銀行業の業績及び財政状態は長期にわたって日本郵政グループの経営に大きな影響を与えてきた。また、日本郵政グループ内における取引に係る支払額及び受取額は多額に上っている。日本郵政グループ内における取引については、日本郵政が基本方針を定めており、各社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう、アームズ・レングス・ルールにのっとって公正に行うこととしている。

ウ 郵便・物流事業及び金融窓口事業の業務、損益等の状況

郵便・物流事業では、情報通信手段の多様化等により郵便物に係る営業収益及び営業費用の規模が縮小する中、営業損益については、15年度以降、利益の規模は変動しているものの、毎年度、営業利益を計上しており、26年度の営業利益は115億円となっている。一方、荷物に係る営業収益は増加しているものの、営業費用も22年度に急増するなどしており、20年度以降は営業損失を計上しており、26年度には営業損失が208億円となっている。このような状況に対して、日本郵便は、25年度から郵便・物流ネットワーク全体の生産性の向上等を図っており、郵便・物流ネットワーク再編に向けた取組を実施している。

エ 銀行業の業務、損益等の状況

ゆうちょ銀行には、新規業務の制限、貸出業務の範囲の制限等、他の銀行にはない規制が課せられている。ゆうちょ銀行の貯金残高の推移をみると、22年度まで減少傾向にあり、23年度以降は増加に転じ、26年度末には177兆7107億余円となっている。また、運用資産額については、22年度まで預金残高が減少していたことなどにより減

少していたが、その後、貯金残高の増加等に伴って増加し、26年度の資金運用収益は1兆8932億余円となっている。

ゆうちょ銀行と都市銀行とを26年度の運用資産の構成等について比較すると、ゆうちょ銀行は、個人及び法人向けの貸出業務の範囲が制限されていることなどから、運用資産に占める貸出金の割合や預貸率は都市銀行と比較して低くなっている。一方、有価証券、特に国債を中心とする資金運用が行われているため、運用資産に占める有価証券の割合や預証率は都市銀行より高くなっていて、有価証券利息配当金が資金運用収益の96.4%を占めており主な収益源泉となっている。

そして、公社化以降は、顧客の満足度を高めるサービスの充実等を図るために各種の取組が行われている。

オ 生命保険業の業務、損益等の状況

かんぽ生命には、新規業務の制限、加入限度額等の他の生命保険会社にはない規制が課せられている。かんぽ生命が保有する保険契約件数の推移をみると、長期にわたり減少傾向が続いており、26年度末には、個人保険の保険契約件数は約3348万件、個人年金保険の保険契約件数は約426万件となっている。そして、運用資産額が減少する中、金銭の信託の運用額が大きく減少したことなどに伴って、資産運用収益も減少しており、26年度の資産運用収益は1兆4607億余円となっている。

かんぽ生命と他の生命保険会社及び年金運用機関とを26年度末における運用資産の構成等について比較すると、かんぽ生命では、国内債券については、運用資産に占める割合が、他の生命保険会社及び年金運用機関と比べて高くなっているが、国内株式、外国債券及び外国株式等については、いずれも、同割合が他の生命保険会社及び年金運用機関と比べて低くなっている。

そして、かんぽ生命は、顧客のニーズに対応した商品を開発するなどしている。

カ ユニバーサルサービスの提供責務等

日本郵政及び日本郵便に提供責務が課されているユニバーサルサービスの提供状況をみると、郵便差出箱数、郵便物の送達日数達成率、過疎地における営業中の郵便局数等の必要なユニバーサルサービスの提供水準はおおむね維持されていると考えられる。また、ユニバーサルサービスコストについて、総務省情報通信審議会による総務大臣への答申における試算によれば、その計算過程や集配局エリア単位での損益については公表されていないものの、郵便の業務が1873億円、銀行窓口業務が575億円、保険窓口業務が183億円となっていて、それぞれ多額に上っている。

キ その他の事業の業務、損益等の状況

病院事業については、日本郵政が、26年度末現在で14通信病院を運営しているが、毎年度営業損失を計上していて、26年度の営業損失は60億余円となっており、厳しい経営状況となっている。

また、宿泊事業については、日本郵政が、26年度末現在でかんぽの宿等64施設及びメルパルク11施設を運営するなどしているが、毎年度営業損失を計上していて、26年度の営業損失は29億余円となっており、厳しい経営状況となっている。

ク 株式売却に係る手続等及び株式売却収入の復興財源への充当の状況等

国が保有する日本郵政の株式については、復興財源確保法により、その売却収入を復興財源に充てることとなっている。27年11月4日の日本郵政及び日本郵政の資産の大半を占める金融2社の株式の上場においては、ブックビルディング方式により売出価格が決定された。日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命のそれぞれの株式の売出価格にそれぞれの売却株式数を乗じた金額から引受手数料を除くなどした金額は6807億余円、5881億余円、1428億余円となっている。

そして、同年12月3日に、日本郵政が、上記の金融2社の株式売却収入を原資として、国が保有する日本郵政の株式のうち3億8290万1700株を7301億余円で国から取得し、国はこの収入から売却手数料788万余円を除いた7301億余円と上記の6807億余円を合わせた1兆4109億余円を、復興財源に充当した。

(2) 所見

日本郵政グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の業務を実施している。そして、前記のとおり、日本郵政は、民営化後の厳しい経営環境や各種の制度改正を踏まえて、26年中期計画及び27年中期計画を策定しており、各業務における収益力及び経営基盤の強化、ユニバーサルサービスの責務の遂行、日本郵政グループの企業価値の向上等を経営方針として掲げるなどしている。一方、国が保有する日本郵政の株式の売却収入は復興財源に充当されることとなっており、前記のとおり、日本郵政及び金融2社の株式が上場されたことにより、日本郵政及び金融2社の株式の一部については、それぞれ少数株主が保有することとなった。

については、日本郵政グループ及び国において、郵政事業の運営がより効率的、効果的なものとなるよう、また、企業価値を維持向上できるよう、今後、次のような点に留意して取り組む必要がある。

ア 日本郵政連結決算における経常利益及び当期純利益については黒字基調で推移しているものの、経常収益については減少傾向が続いており、日本郵政グループ各社は、今後の株式売却に向けた企業価値の維持向上のために、引き続き、経常利益や当期純利益の確保に努めること。また、日本郵政グループ内における取引に係る支払額及び受取額は多額に上っており、一方、株式上場により日本郵政及び金融2社の株式の一部は少数株主が保有していることから、こうした取引が、各社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼしたり、少数株主の利益を害したりすることのないよう、アームズ・レングス・ルールにのっとり公正に行われるように適切に配慮すること

イ 郵便・物流事業について、荷物に係る営業損失を継続して計上していること、また、郵便物に係る営業利益が減少していることから、日本郵便は、情報通信手段の多様化等に対応した取組や現在実施している郵便・物流ネットワーク再編に向けた取組を更に進めるなどして生産性の向上等に努めること

ウ 銀行業について、業績及び財政状態は長期にわたって日本郵政グループの経営に大きな影響を与えてきたが、ゆうちょ銀行は、公社時代と比べて、貯金残高が減少するなどして運用資産額が減少していることから、新規業務の制限、貸出業務の範囲の制限等、他の銀行にはない規制が課せられ、預貸率、預証率等が都市銀行と大きく異なっている中で、顧客の満足度を高めるサービスの充実等を図るための取組を更に進めるなどして、貯金等の総預かり資産の拡大に努めること。また、資金運用収益が減少しているこ

とから、資金運用に当たっては、引き続き、安全・確実な運用を行いつつ、リスクを適切に管理しながら、市場の状況を踏まえて収益源泉の多様化を進めるなどして資金運用の収益性の向上に努めること

エ 生命保険業について、かんぽ生命は、長期にわたり保険契約件数の減少傾向が続いていることから、新規業務の制限、加入限度額等の他の生命保険会社にはない規制が課せられている中で、顧客のニーズに対応した商品の開発等を更に進めるなどして、保険契約件数の維持等に努めること。また、運用資産の多様化を促進するとしているが、資産運用収益が減少する中、資産運用に当たっては、引き続き、安全・確実な運用を行いつつ、許容可能なリスクの範囲を十分に検討した上で市場の状況を踏まえて運用資産の多様化を進めるなどして資産運用の収益性の向上に努めること

オ ユニバーサルサービスの提供等について、郵便・物流事業で営業損失を計上するなどしており、日本郵政及び日本郵便は、ユニバーサルサービスの提供水準を将来にわたって維持するなどのために、郵便・物流事業及び金融窓口事業の収益性の向上等に努めること。また、総務省は、ユニバーサルサービスの提供水準を維持するなどのために、引き続き、日本郵政及び日本郵便に対する監督を適切に行うこと

カ その他の事業について、日本郵政は、病院事業及び宿泊事業において営業損失の計上が続いていることから、患者の需要に応じた医療や顧客のニーズに対応したサービスの提供等の取組を一層進めるとともに、長期にわたって営業損失を計上していて、今後も改善が見込み難い施設等については、引き続き、譲渡等を含む見直しを検討すること

キ 株式売却に係る手続等について、財務省は、その収入が復興財源に充当される日本郵政の株式売却に当たり、また、日本郵政は、日本郵政の資産の大半を占めていて日本郵政の株式の価値に影響を及ぼす金融2社の株式売却に当たり、引き続き、広範な投資家に対する需要状況の調査、需要の積上げなどに基づいて、合理的な方法による売出価格の設定等を行うよう努めること

本院としては、日本郵政グループの経営状況等について引き続き注視していくこととする。

第7 米の生産調整対策の実施状況等について

検査対象	農林水産省、27道府県協議会、160地域協議会
米の生産調整対策の概要	米の生産量の抑制や水田の有効活用等の観点から、米(主食用米)の生産量の調整を実施するとともに、水田において主食用米以外の作物への作付転換等を実施した農業者に対して交付金等を交付するなどの施策
上記に係る交付金等交付額	9兆0576億円(昭和44年度～平成26年度)

1 検査の背景

(1) 米の生産調整対策の背景

農林水産省における各種農業施策のうち主要食糧である米の管理等に係る施策については、昭和17年7月から平成7年10月までは食糧管理法(昭和17年法律第40号。以下「食管法」という。)等に基づき、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)が施行された7年11月から16年3月までは食糧法等に基づき、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」(平成15年法律第103号。以下「15年改正法」という。)が施行された16年4月以降は15年改正法による改正後の食糧法(以下「改正食糧法」という。)等に基づき、それぞれ行われてきた。

米全体の需給状況等の推移をみると、昭和40年産米(以下、「年産米」についても「年度」と表記する。)までは生産量が需要量をおおむね下回っていたが、42年度から45年度までは豊作となり生産量が需要量を大幅に上回ったことから、食管法に基づき政府が買い入れた米の在庫量が急増することになり、政府において米の売買に伴う多額の損失が生ずることになった。このような状況の中で、米(主食用米)の生産量の調整(以下「生産調整」という。)を実施するとともに、水田において主食用米以外の作物への作付転換(以下「転作」という。)等を実施した農業者に対して交付金等を交付するなどの施策(以下、生産調整と交付金等の交付等の施策を合わせて「生産調整対策」という。)が44年度に試行的に、また、45年度は緊急措置として実施され、46年度から本格的に実施されることとなった。平成7年には、食管法が廃止されるとともに食糧法が制定されて生産調整が食糧法上に明文化され、政府は、米の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進を図ることなどとなった。

農林水産省は、14年に水田農業政策・米政策の大転換を図ることを目的とした米政策改革大綱(平成14年12月農林水産省省議決定)を策定し、これを受けて15年改正法が制定され、同省は、16年度から米政策改革大綱による改革を実施することとなった。改正食糧法においては、政府は、生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、地域の特性に応じて行うよう努めなければならないこととなった。また、米政策改革大綱により、農林水産省は、消費者重視及び市場重視の考え方に立って、需要に応じた米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定を図ることとなった。

(2) 生産調整対策の概要

ア 生産調整対策に係る交付金等の概要

昭和44年度から平成26年度までの間に農業者に対して交付された生産調整対策に係る交付金等の交付額は、表のとおり、昭和44年度の稲作転換対策から平成26年度の経営所得安定対策等までの計15の生産調整対策を合計すると約9兆0576億円に上っている。

交付金等の助成対象や交付要件は生産調整対策ごとに異なっており、15年度以前は、米の生産量を削減する数量等の目標値以上の削減を行った場合に、転作等を実施した水田の面積(以下「転作等面積」という。)を助成対象として交付金等が交付された。また、16年度以降は、主食用米の生産量をその目標値以下とした場合に、転作等面積(16年度から21年度まで)及び主食用水稲の作付面積(22年度以降)を助成対象として交付金が交付された。さらに、22年度以降は、主食用米の生産量をその目標値以下としたか否かにかかわらず、麦、大豆、飼料用米等への転作を行い水田を活用した場合にも、当該転作を実施した水田の面積(以下「転作面積」という。)を助成対象として交付金が交付された。

表 生産調整対策に係る交付金等の交付額 (単位：億円)

年度等	生産調整対策名	交付額	年度等	生産調整対策名	交付額			
食糧法 施行期	昭和 44	稲作転換対策	10	食糧法 施行期	平成 8 新生産調整推進対策	1359		
	45	米生産調整対策	1124			9	1363	
	46	米生産調整及び稲作転換 対策	1711		10	緊急生産調整推進対策	1156	
	47		1809		11		1137	
	48		1806		12		水田農業経営確立対策	1440
	49		1105		13	1736		
	50		928		14	1857		
	51		759		15	1973		
	52	水田総合利用対策	925		16	水田農業構造改革対策	1443	
	53	水田利用再編対策	2600		17		1443	
	54		2827	18	1442			
	55		3578	19	1475			
	56		3567	20	1475			
	57		3592	21	2236			
	58		3381	改正食糧 法施行期	22	戸別所得補償モデル対策	4958 (3068)	
	59	2409	23		農業者戸別所得補償制度	3751 (1533)		
	60	2225				24	3775 (1552)	
	61	2322	25		経営所得安定対策	3720 (1559)		
	62	1946				26	経営所得安定対策等	3245 (747)
	63	1924	平成元 2 3 4	水田農業確立対策	1833			
	平成元	1677			1648			
	2	1374			975			
	3	697						
	4	1374	水田営農活性化対策	975	計	15 対策	9 兆 0576	
	5	975		(5 対策(平成 16 年度～26 年度))				2 兆 8963
	6	697						
7	840		840					

(注) 交付額欄の括弧書きは、農業者が主食用米の生産量をその目標値以下とした場合に、主食用米の作付面積を対象として交付する交付金及び同交付金の交付を受けた農業者に対して、当年度の主食用米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に交付される交付金の交付額であり、内数である。

イ 生産調整対策の実施方法の変遷

昭和 46 年度から 50 年度までは国から都道府県に、都道府県から市町村に、市町村から農業者に対して、それぞれ転作等を行うことにより米の生産量を削減する数量の目標を配分するなど行政主体の生産調整対策が実施されており、51 年度からは配分対象が、水稲の作付けが可能な水田において転作等を行うことにより水稲の作付けを行わないこととする水田の面積の目標に変更され、62 年度には行政のほか農業者団体も生産調整対策に関与するよう生産調整対策の実施方法が変更された。

改正食糧法に基づき、生産出荷団体等は、^(注1)「米穀の生産調整に関する方針」(以下「生産調整方針」という。)を作成することとなり、生産出荷団体等は、作成した生産調整方針に従って生産を行う農業者に係る主食用米の生産量の目標値(以下「生産数量目標」という。)の設定方針等が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであることなどの^(注2)

要件を満たす場合には、農林水産大臣から当該生産調整方針について適当である旨の認定を受けることができることとなった(以下、認定を受けた生産調整方針を「認定方針」といい、認定方針を作成した生産出荷団体等を「認定方針作成者」という)。

また、平成16年度に、配分対象が生産数量目標に変更されるとともに、都道府県は都道府県協議会^(注3)の助言を受けて、都道府県別の生産数量目標の範囲内で市町村別の生産数量目標を決定することとなった。

そして、18年11月に、農業者等の自主性を尊重するために配分等の対象が生産数量目標から需要量に関する情報(以下「需要量情報」という)に変更され、生産調整対策の実施体制^(注3)については、市町村から地域協議会に、地域協議会から認定方針作成者に需要量情報をそれぞれ提供し、認定方針作成者から認定方針に参加する農業者(以下「参加農業者」という)に対して、認定方針作成者が需要量情報を基に算定した農業者別の生産数量目標及び生産数量目標の面積換算値(以下「生産数量目標面積換算値」という)を配分する方式に変更された。

しかし、19年度には、生産調整対策の実効性が確保できていなかったことなどにより米価が大幅に下落したことを受けて、米緊急対策(平成19年10月農政改革三対策緊急検討本部決定)が決定され、34万tの米を備蓄米として買い入れるとともに、生産調整対策の実効性を確保するために、20年度から行政が強力に指導していく体制に再び改められることとなった。そして、米緊急対策により、同年度に、国から認定方針作成者に至るまでの配分等の対象については、需要量情報に加えて、当該需要量情報の面積換算値(以下「需要量面積換算値」という)を都道府県、市町村及び地域協議会の各段階においてそれぞれ提供された需要量面積換算値の範囲内で設定して併せて提供するよう変更されることとなった。

22年度には、需要量情報は、生産数量目標に名称が変更されるとともに、生産数量目標の提供と併せて、生産数量目標面積換算値を各段階において提供された生産数量目標面積換算値の範囲内で引き続き設定して提供することとなった(以下、生産数量目標及び生産数量目標面積換算値には、それぞれ名称変更前の需要量情報及び需要量面積換算値を含む)。また、認定方針に参加しない農業者(以下「非参加農業者」という)に対しても地域協議会から生産数量目標を配分し、認定方針への参加を促すとともに、生産数量目標を達成したことに対するメリット措置として、22年度以降、非参加農業者を含め、各農業者に対して米の直接支払交付金等が交付されることとなった。さらに、生産数量目標の達成又は不達成にかかわらず、麦、大豆、飼料用米等への転作を行った農業者に対して、水田活用の直接支払交付金等が交付されることとなった。

このように、生産調整対策は、生産数量目標等の主食用米の生産量等の目標値(以下「生産調整目標」という)を指標として、数々の変遷を経て、昭和44年度から現在に至るまで実施されてきた。

(注1) 生産出荷団体等 米の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体及び米の生産者又は出荷の事業を行う者であって、その生産量又は出荷量が一定規模以上であるもの

(注2) 米穀の生産調整に関する方針 生産調整に参加する農業者に係る生産数量目標の設定方針及び生産数量目標の達成のために執るべき措置(天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米に係る措置を含む。)を定めるもの

(注3) 都道府県協議会・地域協議会 米の数量調整実施要綱(平成16年15総食第825号農林水産事務次官依命通知)に基づき設置された都道府県段階又は市町村段階における第三者機関的組織で、学識経験者、農業者団体、消費者団体、実需者団体、流通業者団体、担い手農家等生産者、行政機関等により構成された組織

(3) 米政策の改革

平成25年5月に内閣に設置された農林水産業・地域の活力創造本部は、同年12月に、行政による生産数量目標の配分を前提とした米の生産調整対策が、農業の担い手の自由な経営判断や市場戦略を採っていくことを著しく阻害し、意欲のある担い手の効率的な生産を大きく妨げる原因となっているとして、30年度を目途に、米の生産調整の見直しを含む米政策の改革や米の直接支払交付金の廃止等を内容とする農林水産業・地域の活力創造プランを決定した。

同プランにおいて、米政策は、需要に応じた生産を推進するために、きめ細かい需給情報の提供等の環境整備を進めることなどとされ、この定着状況をみながら、30年度を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体及び現場が一体となって取り組むこととなった。また、生産数量目標を達成したことに対するメリット措置である米の直接支払交付金については、30年度に廃止することとなった。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

米の生産調整対策は、45年以上にわたって実施されており、26年度までに計約9兆0576億円もの多額の交付金等が投入されてきている。そして、農林水産省は、30年度を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者等が中心となって円滑に需要に応じた米の生産が行われることを目指した生産調整の見直しを含む米政策の改革を進めている。

このような状況の中で、これまで実施されてきた生産調整対策の内容、成果、課題等を分析して検証することは、今後の改革の着実な実施に向けて有益と考えられる。

そこで、本院は、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 生産調整対策は、関係法令等の趣旨に沿って適切に行われていたか、生産調整目標の達成状況はどのようになっていたか、特に、16年度以降は、米政策改革大綱等を受けて、どのように実施されているか。

イ 生産調整対策に係る事後評価は適切に行われてきたか。

ウ 生産調整対策の実施により、米の生産コストや転作等の水田活用状況等にどのような影響が生じていたか。

エ 30年度を目途とする生産調整の見直しに向けてどのような取組が行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

昭和44年度から平成26年度までの間に実施された計15の生産調整対策(交付金等交付額計約9兆0576億円)を対象として、農林水産本省において会計実地検査を行い、関係資料を徴するなどして国全体の状況について分析等を行った。また、上記生産調整対策のうち、米政策改革大綱等を受けて16年度から26年度までの間に実施された改正食糧法施行期^(注4)の計5の生産調整対策(同計約2兆8963億円)を対象として、8農政局等管内の27道府県^(注5)における27道府県協議会及び同道府県管内の160市町村における160地域協議会(地域協議会が設置されていない1市を含む。以下同じ。)において会計実地検査を行い、調書等を徴するなどして更に分析等を行った。

(注4) 8農政局等 北海道農政事務所、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

(注5) 27道府県協議会 北海道、大阪府、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県各協議会。なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた米の主産県である岩手、宮城、福島各県の協議会は除外した。

3 検査の状況

(1) 生産調整対策の実施状況

ア 生産調整目標の達成状況

生産調整対策の実施による生産調整目標の達成状況について、国段階、都道府県段階及び市町村段階の各段階別にみると、次のとおりとなっていた。

国段階の生産調整目標は、食糧法施行期においてはおおむね達成されていたが、食糧法施行期においては達成と不達成が繰り返されており、改正食糧法施行期においては26年度まで達成されていなかった。そして、生産調整目標の達成状況は、交付金等の交付額の多寡のほか、行政の関与の度合い、助成対象や配分対象の変更等の影響を複合的に受けてきたと考えられる。

47都道府県について、16年度から26年度までの間に生産調整目標を達成した都道府県の割合をみると、最大でも約6割にとどまっていた。

なお、農林水産省は、全国の需要見通しに加えて、各産地における販売及び在庫の状況等に関するきめ細やかな情報提供や、水田活用の直接支払交付金による飼料用米等の生産に対する支援を進めており、27年度は、国段階で生産調整目標を達成し、16年度から26年度までの間に生産調整目標を達成しなかった府県の一部において、生産調整目標を達成したとしている。

検査の対象とした前記の27道府県協議会に係る27道府県管内の全市町村について、22年度から26年度までの間に生産調整目標を達成した市町村の割合をみると、おおむね7割前後で推移していた。

また、検査の対象とした前記の160地域協議会に係る160市町村のうち、22年度から26年度までの間に生産数量目標面積換算値に対する主食用水稲の作付面積の割合を把握できた市町村について、同割合の市町村別の推移をみると、毎年度、市町村間で大きな開差が生じていた。前記160地域協議会のうち、22年度から26年度までの

各年度において生産調整目標を達成した農業者(非参加農業者を含む。)の数を把握できた地域協議会全体について、全農業者に占める生産調整目標を達成した農業者の割合(以下「達成者率」という。)をみると、7割弱で推移しており、また、達成者率が100%となっていた地域協議会が毎年度2割程度あった一方で、達成者率が10%未満となっていた地域協議会が約4%から約8%までの間で推移しており、各年度とも、地域協議会間で達成状況に大きな差が生じていた。

イ 生産数量目標の配分等の実施状況

改正食糧法において、政府は、地域の特性に応じて生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるよう努めなければならない旨が規定されており、16年度以降の生産調整対策の実施方法について定めた「米の数量調整実施要綱」(平成16年15総食第825号農林水産事務次官依命通知)等(以下「生産調整要領」という。)によれば、16年度以降、都道府県段階及び市町村段階ともに、改正食糧法の趣旨を踏まえて、需要に応じた米づくりの観点から生産数量目標を決定することなどとされている。

国段階において、16年度以降における生産数量目標面積換算値(都道府県別)の水田面積(同)に対する割合についてみると、毎年度、都道府県間で大きな差が生じていた。

検査の対象とした前記の27道府県協議会に係る27道府県について、16年度以降における市町村別の生産数量目標の配分方法の推移をみると、担い手となる農業者の割合が高い市町村に対して重点配分するなど何らかの要素を考慮して算定した生産数量目標を配分する方式を採用する道府県が毎年度多くを占めていたが、22年度には、各市町村の水田面積等に一定の割合を一律に乗じて算定した生産数量目標を配分する方式(以下、一律に算定した生産数量目標を配分する方式を「一律配分方式」という。)を採用する県が増加した。

検査の対象とした前記160地域協議会のうち、16年度から26年度までの各年度における農業者別の生産数量目標の配分方法を把握できた地域協議会について、地域協議会ごとの配分方法の推移をみると、一部の年度を除き過半数の地域協議会が、生産数量目標面積換算値(市町村別)の水田面積(同)に対する割合を各農業者の水田台帳上の水田面積に乗ずるなどして算定した生産数量目標を配分する一律配分方式を採用しており、特に、22年度の戸別所得補償モデル対策以降、一律配分方式を採用する地域協議会が増加傾向となっていた。また、従来、地域協議会内の農業者間においては、生産数量目標の授受による補正(以下「農業者間調整」という。)が行われていた。

このように、生産数量目標の配分方法は、都道府県ごと及び地域協議会ごとに区々となっていた。これは、改正食糧法において、政府が生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に応じて行うよう努めなければならないこととなっており、生産数量目標の具体的な配分方法については、地域の裁量に委ねられていることによるものである。

一方、生産数量目標は、主食用水稻を作付けする全農業者を対象とした米の直接支払交付金の交付判定にも用いられており、生産数量目標の配分方法が都道府県ごと及び地域協議会ごとに区々となっていることによって、農業者ごとの生産数量目標の配分割合に高低が生ずる場合には、水田面積の規模が同じ農業者であっても、主食用水稻を作付けすることができる面積に差が生じ、米の直接支払交付金の交付額にも差が生ずることになる。

ウ 生産数量目標の達成又は不達成の判定方法等

検査の対象とした前記の160地域協議会による26年度の実産数量目標の達成又は不達成の判定方法をみると、農業者間調整により他の農業者から生産数量目標の供出を受けた農業者のうち、生産数量目標を達成して米の直接支払交付金の交付を受けた者の中には、農業者間調整後の生産数量目標面積換算値と水田台帳上の水田面積とが同一となり、さらに、当該水田面積と実際に作付けした主食用水稲の作付面積とが同一となっていて、主食用米の生産量が全く抑制されていない者が見受けられた。

また、一部の地域協議会において、集落単位で生産数量目標を達成した場合は、当該集落内の全農業者を達成と判定する一方で、集落単位で生産数量目標を達成しなかった場合は、当該集落内の全農業者を不達成とはせず農業者ごとに達成又は不達成を判定するなど、判定方法が統一されていないものが見受けられた。

エ 認定方針への参加状況等

認定方針作成者は、生産調整要領に基づき、参加農業者に対して生産数量目標及び生産数量目標面積換算値を配分することとなっているため、参加農業者を把握することが必要となるが、検査の対象とした前記160地域協議会のうち、参加農業者の全農業者に対する割合(以下「参加率」という。)を把握できた地域協議会について、22年度から26年度までの間における地域協議会ごとの参加率の推移をみると、参加率が1.4%にとどまっているなど著しく低い地域協議会が見受けられた。また、26年度の地域協議会ごとの参加率と達成者率を対比すると、達成者率が参加率を下回っていて、参加農業者であるのに不達成農業者がいた地域協議会が113地域協議会見受けられた。

上記を踏まえて、160地域協議会において、主にどのような農業者を参加農業者としているかについてみると、農業者が認定方針に参加する意思があるかどうかを確認していなかったと認められる地域協議会が77地域協議会見受けられた。

このように、参加農業者であるのに不達成農業者がいたり、生産数量目標を配分した農業者を全て参加農業者としていたりして、生産調整要領において求められる運用が行われていないと認められる地域協議会が見受けられた。

オ 水稲生産実施計画書の提出状況

生産調整要領によれば、農業者が生産数量目標の配分を受けた場合、当年度の主食用水稲の作付面積等を記載した水稲生産実施計画書(以下「計画書」という。)を認定方針作成者等へ提出することとされている。

そこで、検査の対象とした前記160地域協議会のうち、提出農業者の全農業者に対する割合(以下「提出率」という。)を把握できた地域協議会について、22年度から26年度までの間における地域協議会ごとの提出率の推移をみると、提出率が100%の地域協議会の割合が2割から3割までの間で推移している一方で、提出率が0.1%と著しく低い地域協議会も見受けられた。

また、26年度の地域協議会ごとの参加率と提出率を対比すると、提出率が参加率を下回っていて、参加農業者であるのに計画書を提出していない農業者(以下「未提出農業者」という。)がいた地域協議会が96地域協議会あり、この中には参加率が100%となっていたのに提出率が1.2%と著しく低くなっていて、生産調整要領において求められる運用が行われていないと認められる地域協議会が見受けられた。

カ 主食用水稲の作付面積の確認状況

地域協議会は、生産調整要領に基づき、現地確認等により当年度における当該地域全体の主食用水稲の作付面積の適正な把握に努めることとなっており、計画書に記載された主食用水稲の作付面積について現地を確認するなどして確認を行っている。

そこで、検査の対象とした前記160地域協議会のうち、26年度において未提出農業者がいた122地域協議会について、未提出農業者に係る主食用水稲の作付面積の確認をどのように行っているかをみたところ、81地域協議会は、過去の主食用水稲の作付面積をそのまま当年度の作付面積とみなすなどして、主食用水稲の作付面積を現地確認等により確認しておらず、市町村全体の主食用水稲の作付面積を正確には把握していなかった。

(2) 生産調整対策に係る事後評価の状況

農林水産省は、生産調整対策は、需要に応じた主食用米の生産が行われたか、すなわち毎年度の主食用米の生産量が生産数量目標を達成したかを確認することにより評価できるとしており、また、毎年度の生産調整対策の効果は、当年度の主食用米等の生産量に反映されることになっているとしている。

16年度から26年度までの間を対象に農林水産省が実施した生産調整対策に係る事後評価の状況をみると、一部の年度を除き、政策評価の中で米政策に重点を置いた評価指標を設定して評価を行っていた。政策評価以外では、同省は、国段階及び都道府県段階の生産数量目標の達成状況を確認することにより評価した上で、その効果を翌年度の米の需給見通しや支援体系の定期的な見直しの検討に反映してきたとしているが、生産調整対策の直接の評価や所見は明示されていないことから成果目標や評価指標の設定内容は明らかではなく、また、評価結果がどのように活用されたのかが必ずしも明らかではなかった。

(3) 生産調整対策による影響

ア 作付規模別の米の生産コスト及び単収の状況

26年度の米の生産コスト及び単収(10a当たりの収穫量)の状況について、水稲の作付規模別にみると、作付規模が大きいほど生産コストは低くなり、また、作付規模が1ha以上の経営体では1ha未満の経営体よりも単収が高くなる傾向が見受けられた。

そして、現在実施されている生産調整対策において、米の生産コストとの関係についてみると、特に、農業者に対する生産数量目標の配分が一律配分方式によって行われ、かつ、大規模農業者に生産数量目標を供出する農業者間調整が行われなかった場合、農業者ごとに同一の比率で主食用水稲の作付面積が削減されることになるため、大規模農業者は作付規模を更に拡大できず、生産コストの削減を図ることができない。このような場合、生産調整対策には、作付規模の拡大による米の生産コストの低減に寄与しない側面があると考えられる。

イ 転作作物に係る農業者収入の状況

麦又は大豆への転作に係る交付金の交付を受けていた農業者のうち、大部分の農業者においては、交付金による収入が転作作物の麦又は大豆に係る農業者収入(農作物の生産を行った場合の収入をいう。以下同じ。)において大きな割合を占めており、転作に係る交付金は、農業者による転作の実施に大きな影響を与えていたと考えられる。

ウ 水田の活用状況

全体的な傾向として、転作面積と交付金等の交付額は、連動して増減が繰り返されていた。主食用米の需要は依然として減少傾向にあり、今後においても、転作の重要性が見込まれることから、転作に係る交付金等が転作の実施に効果的、効率的に結び付いているかなど、転作に係る交付金等の交付額の動向についても留意する必要があると考えられる。

都道府県別の米以外の作物への転作の状況について、水田面積に対する転作面積の割合(以下「転作率」という。)の推移をみると、毎年度、都道府県間で大きな差が生じていた。また、地域協議会ごとに転作率と水田面積全体に占める荒廃水田等の面積の割合を対比してみると、転作率が低い地域協議会の中には、荒廃水田等の面積の割合が高くなっている地域協議会が見受けられた。

エ 生産調整対策のメリット及びデメリット

これまで実施されてきた生産調整対策のメリット及びデメリットについて、検査の対象とした前記の160地域協議会に聴取したところ、104地域協議会が「米価が安定し、農業者の収入の安定につながっている」としたり、87地域協議会が「転作が奨励されることで水田の有効活用につながっている」としたりするなど、多くの地域協議会が一定のメリットがあったと考えていた。一方、131地域協議会が「制度が複雑で、頻繁に変更されたことが、農業者の不信感につながっている」としたり、72地域協議会が「米を作れないことが非作付地の拡大につながっている」としたり、56地域協議会が「米を作れないことで転作に適さない水田にも転作を行わざるを得ない」としたり、35地域協議会が「出荷団体や農業者が主体的に判断する機会が失われてきた」としたりするなど、多くの地域協議会が一定のデメリットもあったと考えていた。

なお、農林水産省は、従来、麦や大豆等の米以外の転作作物の作付けに適さないとされてきた産地においても、近年は、飼料用米が転作の選択肢として認識されるようになり、主食用以外の米を軸にした生産調整対策に取り組むことができるようになってきている。

(4) 生産調整の見直しに向けた取組の状況等

農林水産省は、30年度を目途とした生産調整の見直しに向けての環境整備として、「米に関するマンスリーレポート」(以下「マンスリーレポート」という。)において、米穀等に関する需給情報を毎月公表するなどしており、26年4月からは、各生産者の経営判断等に資する情報の拡充を図っている(以下、これらの取組を「30年度に向けた取組」という。)。また、27年度においては、27年5月15日時点の飼料用米の中間的な取組状況を公表し、さらに、28年度においては、中間的な取組状況の公表対象に麦、大豆等を追加するなど、新たな30年度に向けた取組を行っている。

そこで、27年8月末時点における30年度に向けた取組の状況について、検査の対象とした前記の160地域協議会に聴取したところ、マンスリーレポートを活用したり、主食用米のブランド化を推進したりするなど具体的な取組を進めている地域協議会がある一方で、30年度以降の具体的な方向性が示されていないなどの理由により、30年度に向けた取組を意識的には行っていない地域協議会も多く見受けられるなど、地域協議会ごとにその取組状況は区々となっていた。また、マンスリーレポートを活用していなかった地域協

議会にその理由を聴取したところ、具体的な活用方法が分からないとしたり、マンスリーレポートの存在自体を知らないとしたりしている地域協議会もあった。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 生産調整対策の実施状況

国段階の生産調整目標は、食糧法施行期においてはおおむね達成されていたが、食糧法施行期においては達成と不達成が繰り返されており、改正食糧法施行期においては26年度まで達成されていなかった。また、都道府県段階では、16年度から26年度までの間に最大で約6割の達成にとどまっており、市町村段階では、22年度から26年度までの間に、おおむね7割前後の達成で推移していた。

生産数量目標の配分方法は、地域の裁量に委ねられており、都道府県ごと及び地域協議会ごとに区々となっていた。

認定方針への参加状況及び計画書の提出状況を地域協議会ごとにみると、参加率や提出率が著しく低くなっている地域協議会が見受けられた。

イ 生産調整対策に係る事後評価の状況

農林水産省が実施した生産調整対策の事後評価の状況をみると、一部の年度を除き、政策評価の中で事後評価を行っていた。同省は、政策評価以外に、国段階及び都道府県段階の生産数量目標の達成状況を確認することにより評価した上で、その効果を翌年度の米の需給見通しや、支援体系の定期的な見直しの検討に反映してきたとしているが、生産調整対策の直接の評価や所見は明示されておらず、また、評価結果がどのように活用されたのかが必ずしも明らかではなかった。

ウ 生産調整対策による影響

農業者に対する生産数量目標の配分が一律配分方式によって行われるなどした場合には、大規模農業者は作付規模を更に拡大できないため、生産調整対策には、作付規模の拡大による米の生産コストの低減に寄与しない側面があると考えられる。

転作作物の麦及び大豆についてみると、交付金による収入が麦又は大豆に係る農業者収入において大きな割合を占めていた。また、転作面積と交付金等の交付額は、連動して増減が繰り返されており、今後も、転作の重要性が見込まれることから、転作に係る交付金等の交付額の動向についても留意する必要があると考えられる。

エ 生産調整の見直しに向けた取組の状況等

農林水産省は、マンスリーレポートにおいて、26年4月から、各生産者の経営判断等に資する情報の拡充を図っている。27年8月末時点における30年度に向けた取組の状況についてみると、マンスリーレポートの活用等の具体的な取組を進めている地域協議会が見受けられる一方で、30年度に向けた取組を意識的には行っていない地域協議会が見受けられるなど、地域協議会ごとにその取組状況は区々となっていた。

(2) 所見

我が国の農業は、農業者の高齢化の進展、荒廃農地の増加等を背景として、攻めの農業に向けた取組や生産調整の見直しを含む米政策の改革等の各種改革を着実に進めていくことが急務となっている。そして、45年以上にわたって実施されてきた生産調整対策については、30年度を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者等が中

心となって円滑に需要に応じた米の生産が行われることを目指した改革の実施に向けて、大きな節目を迎えている。また、28年2月に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が参加国の代表により署名されるなど、米政策を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況の中で、農林水産省は、飼料用米等の作付けに対する助成を今後も引き続き行うこととしているほか、農林水産業・地域の活力創造プランや日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)等において、米の生産コストを今後10年間で現在の4割削減することなどを目標として掲げている。

16年度から施行された改正食糧法において、政府は、生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、地域の特性に応じて行うよう努めなければならないとされており、行政による生産数量目標の配分に頼らずに各産地において需要に応じた米の生産が行われることを推進するに当たっては、各産地における生産数量目標の達成状況、配分方法、認定方針への参加状況等の生産調整対策の実施状況を踏まえて推進を図っていくことが重要であると考えられる。

については、農林水産省において、米の生産調整の見直しを含む米政策の改革を確実に実行するために、改正食糧法の趣旨を踏まえつつ、次の点に留意して30年度に向けた取組を推進していくことが肝要である。

- ア 今回の検査で明らかになった生産調整対策の実施状況を十分に踏まえつつ、27年度に生産数量目標を達成したことも踏まえて、各産地において需要に応じた米の生産が円滑に行われるよう必要な取組を更に進めていくこと
- イ 生産調整対策に係る事後評価において、これまで評価や活用の状況が十分に明示されてこなかったことに鑑み、今後の事後評価の実施に当たっては、分かりやすい成果目標及び評価指標を設定するなどの工夫や評価結果の活用行っていくこと
- ウ 生産調整対策は、米の生産コスト、水田の活用状況等に関連していることから、今後の生産調整対策の推進に当たっては、生産コストの低減に係る施策等の他の施策との整合性に留意するとともに、転作の推進に当たっては、転作に係る交付金について、農業者収入における状況や交付額の動向についても留意し施策を行うこと
- エ マンスリーレポートの公表に当たっては、引き続き生産者等の経営判断等に資する需給情報等の拡充に努めるとともに、地域協議会に対して、30年度に向けた取組を意識的に進めている優良事例等を参考として示したり、マンスリーレポートの具体的な活用方法を示したりするなどして、生産者等が自主的な経営判断により需要に応じた生産を行うことができるよう取組を進めること

本院としては、これまでの生産調整対策の実施状況等を踏まえつつ、30年度を目途とした米の生産調整の見直しを含む米政策の改革の実施状況について、引き続き注視していくこととする。

第8 国立大学法人が大学に設置する附属病院の運営について

検査対象	医学部等の附属施設として大学に附属病院を設置する 42 国立大学法人
附属病院の概要	医学部等を置く大学に当該学部等の教育研究に必要な施設として設置されるもの
附属病院の業務費用	5 兆 3356 億円(平成 22 年度～26 年度)
附属病院の業務収益	5 兆 5238 億円(平成 22 年度～26 年度)

1 検査の背景

(1) 国立大学法人が大学に設置する附属病院の概要

国立大学法人は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき、平成 16 年 4 月 1 日、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために設立された。そして、それまで、国立学校設置法(昭和 24 年法律第 150 号。平成 16 年廃止)に基づき文部科学省に設置されていた各国立大学は、それぞれ独立した国立大学法人に設置されることとなった。

27 年度末現在、86 国立大学法人のうち 42 国立大学法人は、大学に附属病院(以下「国立大学附属病院」という。)を設置し、運営している。附属病院は、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 39 条等の規定に基づき、医学又は歯学に関する学部又は附置研究所を置く大学に当該学部等の教育研究に必要な施設として設置されるものであり、国立大学には、表のとおり、計 45 病院が設置されている。

表 国立大学附属病院一覧(平成27年度末現在)

国立大学法人名	国立大学附属病院名	国立大学法人名	国立大学附属病院名
北海道大学	北海道大学病院	滋賀医科大学	滋賀医科大学医学部附属病院
旭川医科大学	旭川医科大学病院	京都大学	京都大学医学部附属病院
弘前大学	弘前大学医学部附属病院	大阪大学	大阪大学医学部附属病院
東北大学	東北大学病院		大阪大学歯学部附属病院
秋田大学	秋田大学医学部附属病院	神戸大学	神戸大学医学部附属病院
山形大学	山形大学医学部附属病院	鳥取大学	鳥取大学医学部附属病院
筑波大学	筑波大学附属病院	島根大学	島根大学医学部附属病院
群馬大学	群馬大学医学部附属病院	岡山大学	岡山大学病院
千葉大学	千葉大学医学部附属病院	広島大学	広島大学病院
東京大学	東京大学医学部附属病院	山口大学	山口大学医学部附属病院
	東京大学医科学研究所附属病院	徳島大学	徳島大学病院
東京医科歯科大学	東京医科歯科大学医学部附属病院	香川大学	香川大学医学部附属病院
	東京医科歯科大学歯学部附属病院	愛媛大学	愛媛大学医学部附属病院
新潟大学	新潟大学医歯学総合病院	高知大学	高知大学医学部附属病院
富山大学	富山大学附属病院	九州大学	九州大学病院
金沢大学	金沢大学附属病院	佐賀大学	佐賀大学医学部附属病院
福井大学	福井大学医学部附属病院	長崎大学	長崎大学病院
山梨大学	山梨大学医学部附属病院	熊本大学	熊本大学医学部附属病院
信州大学	信州大学医学部附属病院	大分大学	大分大学医学部附属病院
岐阜大学	岐阜大学医学部附属病院	宮崎大学	宮崎大学医学部附属病院
浜松医科大学	浜松医科大学医学部附属病院	鹿児島大学	鹿児島大学医学部・歯学部附属病院
名古屋大学	名古屋大学医学部附属病院	琉球大学	琉球大学医学部附属病院
三重大学	三重大学医学部附属病院	42 法人	45 病院

(2) 国立大学附属病院の機能

国立大学附属病院は、医学又は歯学に関する学部等の教育研究に必要な施設として設置され、主として、教育機関としての機能、研究機関としての機能及び診療機関としての機能の三つの機能を果たすことが求められている。

そして、国立大学附属病院長会議が^(注1)24年3月に提言した「国立大学附属病院の今後のありべき姿を求めて」(以下「病院長会議提言」という。)では、国立大学附属病院がこれまで果たしてきた教育、診療、研究の三つの使命に地域貢献・社会貢献と国際化の二つの新たな使命を加えた五つの使命が国立大学附属病院の使命として掲げられている。

また、文部科学省は、病院長会議提言等を踏まえ、「今後の国立大学附属病院施設整備に関する検討会・報告書」(以下「検討会・報告書」という。)を26年3月に取りまとめ、この中で、上記五つの使命(機能・役割)を踏まえて、国立大学附属病院の施設整備を行うことが重要であるとしている。

(注1) 国立大学附属病院長会議 国立大学附属病院における診療、教育及び研究に係る諸問題等について協議し、相互理解を深めるとともに意見の統一化を図ることなどを目的として発足したものであり、平成27年度末現在において42国立大学法人の45国立大学附属病院が会員となっている。

(3) 特定機能病院としての役割

病院のうち、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備え、それにふさわしい人員配置、構造設備等を有するものは、医療法(昭和23年法律第205号)第4条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の承認を得て、特定機能病院と称することができることとなっている。特定機能病院として承認された病院は、高度の医療の提供等を実施する役割を果たすものとして、診療報酬が加算されるなどの措置を受けている。

27年度末現在、全国で84病院が特定機能病院として承認されていて、このうち、国立大学附属病院は41病院(全特定機能病院の48.8%)、私立大学を設置している学校法人が大学の附属施設として設置している病院は28病院(同33.3%)、公立大学法人が大学の附属施設として設置している病院は8病院(同9.5%)、その他の病院は7病院(同8.3%)となっており、国立大学附属病院が特定機能病院の約半数を占めている。

病院が特定機能病院として承認を受けるためには、医療法、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)等において定められている、高度の医療の提供や高度の医療技術の開発及び評価等に関する各種の要件を満たす必要がある。

(4) 国立大学附属病院を取り巻く環境の変化等

ア 国立大学附属病院の収支管理等

病院長会議提言によれば、16年度の国立大学の法人化前は、国が全ての国立大学附属病院の病院収入並びに人件費、教育・研究・診療に係る経費及び病院の再開発に伴う経費の支出を一元的に管理していたが、法人化以降は、各国立大学法人が個々に収支管理を行っており、病院収入を経営のベースとしている国立大学附属病院は、診療報酬の影響を強く受けることから、収支の企業的管理が必要となり、国や地域の医療に対して責任を負いながらも、その経営について独自に責任を負うこととなったとされている。

国立大学附属病院を設置している42国立大学法人における授業料等収入、附属病院収入等の自己収入は、25年度は1兆5409億円、26年度は1兆5749億円であり、このうち、附属病院収入はそれぞれ9614億円、9835億円に上り、法人全体の自己収入の62.3%、62.4%となるなど重要な位置を占めており、国立大学附属病院の経営状況が国立大学法人の運営に与える影響は大きいものとなっている。

イ 医療制度改革等

24年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」によれば、政府は、急性期をはじめとする医療機能の強化や病院・病床機能の役割分担・連携の推進等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組むこととされている。そして、25年8月に社会保障制度改革国民会議が取りまとめた報告書^(注2)によれば、高齢化の進展により、疾病構造の変化を通じて、必要とされる医療の内容は「病院完結型」から、地域全体で治し、支える「地域完結型」に変わらざるを得ないなどとされている。また、検討会・報告

書によれば、医療制度改革においては、国立大学附属病院を含む病院の病床を高度急性期機能^(注3)から急性期機能^(注4)、回復期機能^(注5)、慢性期機能^(注6)まで機能分化した上で、当該機能に特化した医療の提供や外来医療の役割分担等、医療提供体制を再構築することにより、「病院完結型」医療から「地域完結型」医療への転換を図ることが求められているとされている。

(注2) 社会保障制度改革国民会議 社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に設置された会議

(注3) 高度急性期機能 急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けた診療密度が特に高い医療を提供する機能

(注4) 急性期機能 急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けた医療を提供する機能

(注5) 回復期機能 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能

(注6) 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者を入院させるなどの機能

ウ 医療事故等を契機とした特定機能病院の承認要件の見直し

学校法人東京女子医科大学が大学の附属施設として設置する東京女子医科大学病院では、26年2月に小児の集中治療における人工呼吸中の鎮静に使用することが禁忌とされている薬剤を継続投与された小児が死亡した。また、国立大学附属病院の一つである群馬大学医学部附属病院において、22年から26年にかけて肝臓の腹腔鏡手術^{くう}で術後4か月以内に患者8人が死亡した。これらを受けて、厚生労働省は、これらの事案に関連した医療安全管理体制等について審議した社会保障審議会医療分科会の意見を踏まえて、27年5月、両病院の特定機能病院の承認を同年6月1日付けで取り消す旨を両病院に通知した。そして、同省は、28年6月に、医療法施行規則を改正するなどして、医療安全を確保する観点から、特定機能病院の承認要件の見直しを行った。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国立大学附属病院を取り巻く環境は大きく変化しており、安心、安全で高度の医療の提供等が急務の課題となっている中、国立大学附属病院は、その機能・役割を果たしていくことが求められている。そして、国立大学附属病院が今後も安定して継続的にその機能・役割を果たしていくためには、医療安全を確保した上で、損失が生じないように適切な運営により健全な財務基盤を構築していくことが重要である。

そこで、本院は、法規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 国立大学附属病院の経営状況等について、業務損益や収支はどのように推移しているか、医薬品等の調達は会計規程等に基づき適正に実施されているか、医療機器等の更新等は採算性を検討するなどして実施されているか、監査等は適切に実施されているか。

イ 国立大学附属病院は、教育、研究、診療及び地域貢献・社会貢献の機能を十分に果たしているか。

ウ 国立大学附属病院の医療安全管理体制等について、群馬大学医学部附属病院の医療事故は経営等にどのような影響を与えているか、群馬大学医学部附属病院を除く国立大学附属病院の医療安全に対する取組状況はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

45 国立大学附属病院のうち、26年度末現在において特定機能病院として承認されていた42国立大学附属病院(以下、26年度末現在において特定機能病院として承認されていた国立大学附属病院を単に「附属病院」という。)を設置している42国立大学法人の22年度から26年度までの間(群馬大学医学部附属病院の医療事故に伴う経営等への影響等については27年度までの間)^(注7)の会計を対象として、37国立大学法人において附属病院に係る財務関係書類を確認したり関係者から説明を聴取したりなどして会計実地検査を行うとともに、42国立大学法人から、附属病院に係る業務運営、経営等に関する調書等の提出を求めて、その内容を分析するなどして検査を行った。

なお、附属病院の取組状況等の分析に資するために、病院を設置している厚生労働省所管の3独立行政法人^(注9)においても会計実地検査を行うとともに、病院を大学の附属施設として設置している2学校法人^(注10)において調査を実施した。

(注7) 42国立大学附属病院 表に掲げる45病院から東京大学医科学研究所附属病院、東京医科歯科大学歯学部附属病院及び大阪大学歯学部附属病院を除いた各病院

(注8) 37国立大学法人 北海道大学、旭川医科大学、弘前大学、東北大学、秋田大学、山形大学、群馬大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、浜松医科大学、名古屋大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、島根大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、鹿児島大学、琉球大学の各国立大学法人

(注9) 3独立行政法人 独立行政法人労働者健康福祉機構(平成28年4月1日以降は独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合し、独立行政法人労働者健康安全機構)、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立国際医療研究センター

(注10) 2学校法人 学校法人日本医科大学、学校法人大阪医科大学(平成28年4月1日以降は学校法人大阪医科薬科大学)

3 検査の状況

(1) 附属病院の経営状況等

ア 附属病院の診療科目及び病床数

診療科目及び病床数に係る特定機能病院の承認要件は、診療科目については、原則として所定の16診療科名全てを標ぼうすること、病床数については400床以上となっている。そこで、26年度末現在の診療科目及び病床数についてみたところ、全ての附属病院が特定機能病院の承認要件を満たしており、診療科目は、最多が42診療科、最少が20診療科、病床数は、最多が1,275床、最少が600床となっていた。

イ 国立大学法人本部と附属病院の関係

26年度の各附属病院における法人本部等への附属病院の経営等の報告状況についてみたところ、月1回程度の報告を行っている附属病院が25病院となっていた一方で、報告を定期的に行っていない附属病院も4病院見受けられた。

ウ 附属病院の患者数等の推移

22年度から26年度までの間の患者数の推移についてみたところ、外来患者延数は増加傾向にあり、26年度は1739万人、対22年度増加率は4.8%となっていた。また、入院患者延数は、26年度は1014万人、対22年度増加率は横ばいとなっていた。

22年度から26年度までの間の医師数及び看護師数の推移についてみたところ、医師数、看護師数共に増加しており、26年度の医師数は24,760人、看護師数は32,125人、対22年度増加率はそれぞれ13.0%、14.8%となっていた。

エ 附属病院の財務状況等

22年度から26年度までの間の附属病院セグメント情報の業務損益等の推移についてみたところ、業務費用、業務収益共に増加しており、26年度の業務費用は1兆1651億円、業務収益は1兆1846億円、対22年度増加率はそれぞれ19.7%、15.2%、22年度から26年度までの5か年度の計はそれぞれ5兆3356億円、5兆5238億円となっていた。業務損益は、22年度の547億円から減少傾向にあり、26年度は194億円となっていた。また、各附属病院の業務損益についてみたところ、業務損益がマイナスとなり損失を計上している附属病院は、22年度は4病院であったが、26年度では14病院に増加していた。

業務損益がマイナスとなっていて、現金収支に基づく収支管理を行っている附属病院を設置する1国立大学法人では、法人本部と附属病院との連絡調整が十分でなかったことなどから収入を上回る支出を行うなどしていた事態が見受けられた。

セグメント情報における業務費用のうち、診療経費及び人件費で全体の9割以上を占めていて、26年度の診療経費は6615億円、人件費は4427億円となっていた。

診療経費全体の5割以上を占める材料費は、医薬品費と診療材料費で9割以上を占めており、医薬品費は全ての附属病院、診療材料費は41附属病院において増加していた。そして、医薬品の契約における随意契約基準額^(注11)を基に契約期間を1年間に換算して算出した年間換算基準額についてみたところ、国立大学法人間で大きな差異が見受けられたが、500万円を基準としている国立大学法人が14法人と最も多くなっており、調達した全医薬品に占める随意契約により調達した医薬品の割合(以下「随契比率」という。)についてみたところ、金額ベースで90%以上となっている国立大学法人が4法人、品目数ベースで90%以上となっている国立大学法人が30法人となっていた。なお、品目数ベースでの随契比率が高い一部の国立大学法人では、会計規程等や政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)等を実施するために定めた規程等に反して随意契約としていたり(前掲不当事項718ページ参照)、書面による予定価格の作成を省略するなどのために、支出決議に必要な見積書等の金額が一定額以内に収まるように見積書等を業者に作成させるなどしていたりしていた事態が見受けられた。

(注11) 随意契約基準額 会計規程等に基づき随意契約とすることができる金額、又は、これとは別に医薬品の単価に契約期間内の調達予定数量を乗じた金額

医薬品等の共同価格交渉は、医薬品について5国立大学法人が、診療材料について13国立大学法人がそれぞれ実施していた。また、医薬品等の共同購入について、いずれの国立大学法人においても導入していなかった。

医療機器の採算性について、取得時の採算性の検討は、1附属病院を除く41附属病

院が実施しており、支出見込額について、27 附属病院は、導入経費、保守経費の両経費、又はいずれかの経費を見積もっていたが、両経費に加えて人件費を見積もっている附属病院は14 病院であった。また、取得後の採算性の検証は、23 附属病院が実施しており、支出額について、13 附属病院は、導入経費、保守経費の両経費、又はいずれかの経費を計上していたが、両経費に加えて人件費を計上している附属病院は6 病院にとどまっていた。なお、19 附属病院は、検証のための人員不足や個々の医療機器に係る診療報酬データのひも付けが困難であるなどとして、取得後の採算性の検証を実施していなかった。

オ 経営分析等

附属病院は、病床利用率・稼働率、診療単価等の経営指標を設けている。経営指標で設定した目標値について、幹部職員等を含む全職員に周知している附属病院は15 病院等となっており、目標値の達成状況について、全職員に周知している附属病院が9 病院等となっていた。また、目標値を下回っている場合の対応として、診療科、部門の努力に委ねている附属病院が4 病院見受けられた。

カ 監査等

22 年度から 26 年度までの間の附属病院の経営・運営等に関する監査の実施状況についてみたところ、監事監査について、附属病院の経営・運営等に関する監査を 37 国立大学法人が実施している一方で、5 国立大学法人は実施していなかった。

内部監査について、附属病院の経営・運営等に関する監査を 8 国立大学法人が実施している一方で、34 国立大学法人は実施していなかった。

(2) 附属病院の各機能

ア 教育機能

22 年度から 26 年度までの間の臨床研修医の内定者数等の推移についてみたところ、募集定員、内定者数共に減少傾向にあり、募集定員に対する内定者数の割合(以下「マッチング率」という。)は、22 年度 70.2% から 26 年度 65.1% へと低下していた。また、22 年度から一定規模以上の病院に対して設置が義務付けられた小児科研修プログラム・産科研修プログラムに係るマッチング率の推移についてみたところ、小児科研修プログラムは 22 年度 57.1% から 26 年度 29.4% へ、産科研修プログラムは 44.5% から 21.8% へ、主に小児科研修又は産科研修のいずれかのコースを選択することになる周産期研修プログラムは 43.3% から 32.5% へ、それぞれ大きく低下していた。

このような中で、臨床研修医を増やすための取組として、研修プログラムの改善に係る取組を行っている附属病院が 40 病院、臨床研修医の活動を支援する部署等の設置や強化に係る取組を行っている附属病院が 27 病院等となっていた。

そして、臨床研修医の減少が与える影響についてみたところ、地域医療・社会貢献に最も影響があるとしている附属病院が 17 病院等となっていた。

また、22 年度から 26 年度までの間の高度の医療に関する研修医等の数の推移についてみたところ、22 年度 3,810 人から 26 年度 5,010 人となっていた。

22 年度から 26 年度までの間の新人看護師等の研修等の状況の推移についてみたところ、新人看護師等研修の受講者数及び新人看護師等指導者育成研修の受講者数は共に増加しており、他の医療機関に所属する新人看護師等を受け入れて研修を実施していた附

属病院は22病院、他の医療機関に所属する新人看護師等指導者を受け入れて研修を実施していた附属病院は5病院あり、共に受講者数は増加傾向にあった。

イ 研究機能

22年度から26年度までの間の医薬品に係る治験の新規受入実績の推移についてみたところ、受入件数は、年間1,000件前後で推移しており、26年度は895件で22年度と比べて6.0%増加していた。また、治験の実施に伴う治験費用受入額は、23年度の34億7128万円をピークに減少しており、26年度は19億2672万円で22年度と比べて32.9%減少していた。

治験費用は、治験内容に応じた業務量に基づいて算定すべきものであり、実施実績に基づいて医療機関に支払うことを原則とするとされている。治験費用は、臨床試験研究費、治験に携わる治験コーディネーター(以下「CRC」という。)等の人件費、治験内容の倫理的な審査を行う倫理審査委員会の運営に係る費用等に分類することができ、これらのうちの主な費用の算定状況は、次のとおりとなっていた。

臨床試験研究費について、附属病院は、国立大学法人化前に発出された「国立大学附属病院における医薬品等の臨床研究等の受託について」(平成11年文部省高等教育局医学教育課長通知。以下「医学教育課長通知」という。)を参考とするなどして、疾患の重篤度や入院・外来別、治験薬の投与期間、患者の観察頻度等の要素ごとに設定されたポイント数等を基に、実施する治験内容の難易度等を数値換算した表(以下「ポイント算出表」という。)を使用し、ポイント算出表により得られた総ポイント数に一定の単価を乗ずるなどして臨床試験研究費の算定を行っている。

ポイント算出表について、治験薬の投与期間が長期となる場合等に高いポイントを設定するなどして業務実績に基づく費用に近づける取組をしている附属病院が38病院となっていた一方、医学教育課長通知のポイント算出表をそのまま利用している附属病院が4病院となっていた。

また、CRCの人件費について、32附属病院は、業務内容を区分し、その区分ごとに要する標準的な作業時間を算出し、標準的な治験作業に要する費用を算定するなどして、業務実績に基づく費用に近づける取組を行っていた一方、9附属病院は、業務実績に近づける取組が必ずしも十分でないと思料される状況となっていた。

22年度から26年度までの間の外部資金による研究費等の受入実績の推移についてみたところ、外部資金の額は増加傾向にあり、受入額は計2034億1146万円となっていた。このうち、外部資金の大半を占める奨学寄附金の受入額は、計1506億9462万円となっており、26年度の受入件数は30,800件、受入額は275億2454万円で22年度と比べてそれぞれ7.0%、7.2%減少していた。

医師の研究従事時間についてみたところ、国立大学法人化前と比較して減少しているとする附属病院が18病院となっており、研究従事時間が減少した理由として、診療従事時間の増加によるとしている附属病院が15病院等となっていた。このような中で、研究推進のための取組として、研究者である医師の負担を軽減するために、医師の業務補助を行う者の増員により医師の診療従事時間の減少を図っているとしている附属病院が29病院、研究を推進するための委員会等を設置しているとしている附属病院が18病院等となっていた。

ウ 診療機能

がん診療について、群馬大学医学部附属病院を除く41附属病院が拠点病院の指定を受けていた。他方、救急医療について救命救急センター等の指定を受けている附属病院は23病院(附属病院全体の54.7%)となっているなど、政策的医療機関としての指定等の状況は異なっていた。

また、22年度から26年度までの間の先進医療の新規承認件数の推移についてみたところ、22年度33件から26年度52件となり、57.5%増加していた。

さらに、高度急性期医療等の提供状況に関して、22年度から26年度までの間の手術件数等の推移についてみたところ、毎年度増加している中で、高度急性期医療等に関連する全身麻酔や人工心肺を用いた手術等の件数も、26年度は22年度と比べて増加していた。そして、高度急性期医療等を必要とする患者に対する手術件数等の増加に伴い、入院患者一人当たりの診療単価(平均値)は、22年度61,070円から26年度69,412円へ、外来患者一人当たりの診療単価(平均値)は、22年度12,866円から26年度15,744円へと推移しており、共に増加していたが、入院患者一人当たりの診療単価の散らばりの度合い(標準偏差)^(注12)は、22年度に比べて26年度が大きくなっていた。また、外来患者一人当たりの診療単価の散らばりの度合い(標準偏差)も22年度に比べて26年度が大きくなっていた。このように、入院及び外来患者一人当たりの診療単価は共に、附属病院間で差が広がっていた。また、最高診療単価と最低診療単価とをみても、その差が広がっていた。

(注12) 標準偏差 統計処理の対象とするデータの散らばりの度合いを表す数値であり、標準偏差が大きいほどデータの散らばりの度合いが大きいことを示す。このため、入院及び外来患者一人当たりの診療単価の標準偏差の値が大きいほど、各附属病院の入院及び外来患者一人当たりの診療単価の散らばりの度合いが大きいことを示している。

エ 地域貢献・社会貢献機能

22年度から26年度までの間の紹介率等の推移についてみたところ、紹介患者数、逆紹介患者数共に増加しており、26年度は22年度と比べてそれぞれ8.2%、16.8%増加していた。また、紹介率は、外来患者の抑制等により初診患者数が減少したことなどから、22年度の71.2%から26年度の81.5%となり、比較可能な40附属病院において26年度の紹介率は、22年度に比べて10.1ポイント増加していた。逆紹介率は、22年度の49.5%から26年度の60.3%となり、比較可能な41附属病院において26年度の逆紹介率は、22年度に比べて10.9ポイント増加していた。紹介率の向上による影響について、外来診療単価の上昇に寄与している附属病院が17病院等となっており、逆紹介率の向上による影響について、平均在院日数の短縮に寄与している附属病院が21病院等となっていた。

また、22年度から26年度までの間の医師派遣数の推移についてみたところ、毎年度4,000人前後で推移していたが、比較可能な39附属病院の状況についてみたところ、26年度末における医師派遣数が22年度と比べて増加している附属病院が17病院ある一方で、減少している附属病院は22病院となっていた。

(3) 附属病院の医療安全管理体制等

ア 群馬大学医学部附属病院の医療事故に伴う経営等への影響

群馬大学医学部附属病院の医療事故に伴う収入減等の経営等への影響についてみたところ、医療事故の発生等による稼働額等への影響は、特定機能病院の承認取消しに伴う影響額計2億4476万円、がん診療連携拠点病院の非更新に伴う影響額計8602万円、補助金に係る交付申請の取下げなどによる影響額計7億2725万円、合計10億5804万円となっていた。

また、27年度の患者数及び稼働額について、26年度と比較すると、患者数は、入院・外来合わせて、計32,270人減少しており、稼働額は、入院・外来合わせて、計8億0600万円減少していた。

(注13) 稼働額 病院において行われた診療行為を診療報酬点数表等の点数等により算出した額

群馬大学医学部附属病院で発生した医療事故による各機能への影響についてみたところ、教育機能への影響として、医療事故の報道の前後での臨床研修に係るマッチング率(内定者数は採用年度の前年度の10月頃に決定)について比較したところ、28年度は24.5%で、医療事故の報道前である27年度の47.4%から大きく減少していた。また、医療事故の報道の前後での専門医等の資格を取得するための専門的な研修に係る受入人数等について比較したところ、27年度の募集定員に対する受入人数の割合である充足率は25.2%で、医療事故の報道前である26年度の25.9%と大きな変化はなかったが、医療事故の原因となった外科専門分野では、27年度は4.0%で、医療事故の報道前の26年度の28.0%と比べて大きく減少していた。

診療機能への影響として、医療事故の報道の前後での群馬大学医学部附属病院における先進医療に係る取扱患者数について比較したところ、27年度の取扱患者数は373人で、医療事故の報道前である26年度の510人と比べて大きく減少していた。

イ 医療安全に対する取組状況

群馬大学医学部附属病院では、医療事故に伴い、経営や附属病院としての機能に影響が出ている。また、群馬大学医学部附属病院は、特定機能病院の管理者が確保することとされている医療安全管理体制等について、死亡症例検討会等における原因分析や管理者への報告を実施できていなかったこと、死亡事例が発生した際に、院内報告制度が機能しておらず、速やかな原因分析や改善策の立案及び職員への周知が行われていなかったことなどの問題点が認められるとして、厚生労働大臣から特定機能病院の承認を取り消された。そこで、医療安全管理部門における医療安全情報の職員への周知確認方法等についてみたところ、医療安全情報を共有するために、医療安全管理者であるゼネラルリスクマネージャーや、各部署における医療安全管理を担当するリスクマネージャー等で構成されるリスクマネージャー会議を開催しているが、出席率が30%程度の附属病院が1病院見受けられ、各部署における職員への周知を確認していない附属病院が3病院見受けられた。

また、死亡症例の報告及び検証体制について、27年度末時点の各附属病院の医療安全管理部門等における状況をみたところ、8附属病院は全死亡症例を報告又は把握する体制となっておらず、11附属病院はインシデント報告があった事例等の一部の死亡症

例を検証するのみとなっていた。

(注14) インシデント 患者の診療・ケアにおいて、本来のあるべき姿からはずれた事態・行為の発生

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 附属病院の経営状況等

附属病院の経営等の法人本部等への報告について、報告を定期的に行っていない附属病院が見受けられた。一部の国立大学法人では、収入を上回る支出を行うなどしていた事態や会計規程等に反して随意契約としていたり、支出決議に必要な見積書等の金額が一定額以内に収まるように見積書等を業者に作成させるなどしていたりしていた事態が見受けられた。医薬品等の共同価格交渉は一部の国立大学法人にとどまっており、共同購入はいずれの国立大学法人においても導入していなかった。医療機器等の採算性について、取得時に、導入経費及び保守経費に加えて人件費を見積もっている附属病院は一部の病院にとどまっていた。経営指標で設定した目標値を下回っている場合の対応として、診療科、部門の努力に委ねている附属病院が見受けられた。監査等について、附属病院の経営・運営等に関する監査を実施していなかった国立大学法人が見受けられた。

イ 附属病院の各機能

教育機能について、臨床研修医に係るマッチング率が低下しており、小児科医及び産科医を養成するための研修プログラムのマッチング率は大きく低下していた。研究機能について、一部の附属病院は、治験費用を業務実績に近づける取組が必ずしも十分でないと思料される状況となっていた。医師の研究従事時間は、国立大学法人化前と比較して減少しているとする附属病院が18病院となっていた。診療機能について、手術件数等が増加する中であって、入院及び外来患者一人当たりの診療単価(平均値)は共に増加していたが、附属病院間で差が広がっていた。地域貢献・社会貢献機能について、紹介率及び逆紹介率は共に増加しており、紹介率の向上による影響は、外来診療単価の上昇に寄与するとしている附属病院が17病院等、逆紹介率の向上による影響は、平均在院日数の短縮に寄与するとしている附属病院が21病院等となっていた。

ウ 附属病院の医療安全管理体制等

群馬大学医学部附属病院の医療事故に伴う稼働額等への影響は、特定機能病院の承認取消しに伴う影響額計2億4476万円、がん診療連携拠点病院の非更新に伴う影響額計8602万円、補助金に係る交付申請の取下げなどによる影響額計7億2725万円、合計10億5804万円となっていた。また、27年度の患者数及び稼働額について、26年度と比較すると、患者数は、入院・外来合わせて、計32,270人、稼働額は、入院・外来合わせて、計8億0600万円減少していた。

教育機能への影響としては、臨床研修に係るマッチング率は、28年度24.5%で、医療事故の報道前である27年度47.4%から大きく減少するなどし、また、診療機能への影響としては、27年度の先進医療に係る取扱患者数は373人で、26年度の510人と比べて大きく減少していた。

(2) 所見

各国立大学法人において、今回の本院の検査により明らかになった状況を踏まえて、附

属病院の運営がより適切に行われるよう、次の点に留意することが必要である。

ア 附属病院の経営状況等

- (ア) 附属病院の経営等の法人本部等への報告について、附属病院の財務運営に関する連絡協議会等を設置するなどして、より緊密に報告するよう努めること
- (イ) 法人本部と附属病院の連絡を密にして、収入支出の見込みを適切に行うなどして、国立大学法人として収支管理等を適切に実施すること。医薬品の調達について、会計規程等にのっとり適正な契約方式により実施するとともに、医薬品等について、附属病院間等で共同価格交渉や共同購入が可能な場合には、導入に向けた検討を一層進めること。医療機器の導入や更新について、取得時に医療機器の稼働に必要な人件費を見込むなどしてより精度の高い採算性の検討を実施するとともに、取得後の採算性の検証を十分に実施することなどにより、効率的な医療機器の設備投資に努めること
- (ウ) 経営指標について、設定した目標値や達成状況を全職員に周知したり、目標値を下回った場合に改善を指示したりするなどして、より効率的な病院経営に努めること
- (エ) 監事監査や内部監査について、監査計画等に基づき、定期的に附属病院の経営・運営等の状況を監査するよう検討すること

イ 附属病院の各機能

- (ア) 地域で不足している小児科医や産科医を含めた臨床研修医の養成について、附属病院は、臨床研修医のニーズを的確に把握するなどして研修プログラムを改善したり、卒前・卒後教育との連携を図ったりするなど、臨床研修医の内定者数を増加するための取組等を推進していくこと
- (イ) 治験費用について、治験内容の業務実績に基づいて費用を算定する取組を推進すること。また、自己収入の確保を図りながら、医師の負担を軽減するために、医師の業務補助を行う者の増員について検討を行ったり、研究を推進するための委員会等を設置したりなどすることにより、研究を推進するための取組を行うこと
- (ウ) 診療単価の低い附属病院は、診療単価が低くなっている原因を把握し、その対策を講ずるなどして、地域の実情に合った効率的な病院運営を行うよう努めるとともに、高度急性期医療等を必要とする患者を中心に受け入れる取組を推進するなどして、地域における機能分化の促進により寄与していくこと
- (エ) 紹介率や逆紹介率を向上させることは、効率的な診療を可能にし、平均在院日数の短縮等による附属病院の経営改善につながると思われることから、今後、更に紹介率等の向上のための取組を進めていくこと

ウ 附属病院の医療安全管理体制等

群馬大学医学部附属病院における医療事故が、安心、安全で高度の医療の提供に対する信頼を傷つけるだけでなく、特定機能病院の承認取消しなどにより附属病院の経営や機能に影響を与えていることに鑑み、各附属病院においては、特定機能病院の管理者が確保することとされている医療安全管理体制等のより一層の充実に努めること

本院としては、附属病院の運営について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第9 独立行政法人における民間委託の状況について

検査対象	独立行政法人 97 法人		
独立行政法人における民間委託の概要	独立行政法人が実施する業務のうち、自ら実施することが効率的でないと認められるものなどについて、当該業務の全部又は一部を法人ごとに定める業務方法書及び会計規程に基づくなどして民間事業者に委託して実施するもの		
独立行政法人における民間委託の契約件数及び契約金額	51,358 件	1 兆 8112 億円(平成 25、26 両年度)	
独立行政法人における民間委託のうち、対象公共サービスとして公共サービス改革基本方針において定められ、平成19年度から26年度までの間に開始された事業数、契約件数及び契約金額	104 事業	151 件	493 億円

1 検査の背景

(1) 独立行政法人における民間委託の概要等

ア 独立行政法人における民間委託の概要

独立行政法人は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項について定める独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)等に基づき設立される法人であり、平成28年3月末現在における独立行政法人の数は98法人、25、26両年度における経常費用は、27年4月1日に設立された国立研究開発法人日本医療研究開発機構を除く97法人で計22兆4289億余円及び計21兆1516億余円となっている。そして、国は、通則法等に基づき、独立行政法人に対して、その資本金を出資するなどの財政上の措置を講じている。

各独立行政法人は、個別法等に定められた業務を効果的かつ効率的に実施するため、施設管理・運営、調査・研究、広報、データ入力作業等の定型的支援等の業務について、当該業務を自ら実施することが効率的でないと認められる場合等に、法人ごとに定める業務方法書及び会計に関する事項について定める規程(以下、この規程を「会計規程」という。)に基づくなどして、当該業務の全部又は一部を民間事業者に委託(請負を含み、工事に係るものを除く。以下「民間委託」という。)して実施している。

イ 民間委託における契約相手方の決定方法

ほとんどの法人において、競争入札により契約の相手方を選定する場合には、原則として予定価格の制限の範囲内で最低の価格の入札者を自動的に落札者として決定する(以下、この落札方式を「自動落札方式」という。)ほか、情報システムの調達、調査・研

究、広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要である業務については、自動落札方式に代えて、価格と価格以外の技術的要素等を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な申込みをした者を落札者として決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)によることができることとなっている。

ウ 総合評価落札方式の導入拡大に向けた取組と留意点

国においては、「公共調達に適正化について」(平成18年8月財計第2017号)において、研究開発、調査・研究、広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式による一般競争入札を拡充することとされ、評価基準や実施要領の作成等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その導入に努めるものとされている。また、総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから総合評価の結果の公表を徹底すること、評価方法の作成や落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講ずるよう努めることとされている。

独立行政法人については、上記の国における取組を踏まえるなどして、法人ごとに「随意契約見直し計画」を策定することとされたことから、各法人は、その中で、「総合評価方式の導入拡大」等の項目を設け、総合評価落札方式の導入拡大に向けた取組が行われてきている。

独立行政法人の契約等の状況について、本院は、会計検査院法第30条の3の規定に基づき、20年11月及び21年9月に、「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」を参議院に報告している。そして、その中で、総合評価落札方式等、契約の適正性及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、今後更なる導入を図るとともに、実施に当たっては、要領、マニュアル等の整備を行うことに留意する必要がある旨を記述している。総務省はこれを踏まえて「独立行政法人における契約の適正化について」(平成20年11月総務省行政管理局長事務連絡)を发出して、独立行政法人を所管する府省に対して、各法人において、総合評価落札方式に関する規定について会計規程等に明確に定めること、総合評価落札方式を実施する場合は要領、マニュアル等の整備を行うことなどの具体的な措置を講ずるよう要請している。

(2) 公共サービス改革法の概要及びこれを踏まえた独立行政法人に係る閣議決定

独立行政法人等が自ら実施する公共サービスについては、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指して、18年7月に、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)が施行されている。

公共サービス改革法によれば、国民に対するサービスの提供等のうち、①施設の設置、運営又は管理の業務、②研修の業務、③相談の業務、④調査又は研究の業務等であって、内閣府に設置(28年4月以降は総務省に設置)されている官民競争入札等監理委員会の議を経た上で閣議決定される公共サービス改革基本方針によって選定された公共サービス(以下「対象公共サービス」という。)を対象に、官民競争入札又は民間競争入札(以下、これらを合わせて「官民競争入札等」という。)を行うこととされている。

独立行政法人については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月閣議決定)及び

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持向上と経費削減を図ることとされている。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)において、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図ることとなっている。

(3) 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の実施の手続

ア 実施要項及び対象公共サービスの質の設定等

公共サービス改革法によれば、独立行政法人の長等は、対象公共サービスごとに、公共サービス改革基本方針に従って、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項(以下、これらを合わせて「実施要項」という。)を定めて、対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質に関する事項等を定めることとされている。

対象公共サービスの質は、民間事業者に要求する対象公共サービスの達成目標として定めるものであり、当該事業の政策目的を具体化するような客観的・定量的な指標によって表すことが望ましいとされ、その設定に当たっては、利用者にとっての利便性や、当該対象公共サービスが生み出す性能や成果をサービスの質と捉えることを基本とするなどとされている。そして、事業実施中のサービスの質の達成水準を計測するためのモニタリングの方法についても定めることとされている。

また、対象公共サービスに関する従来の実施状況について、より一層のサービスの質の維持向上及び経費の削減につながる提案を行うことを可能にするなどのために、従来の実施に要した経費(以下「従来経費」という。)、従来の実施に要した人員、従来の実施における目的の達成の程度等の情報を開示することとされている。

イ 官民競争入札等における総合評価落札方式の適用

公共サービス改革法によれば、官民競争入札等の実施において、独立行政法人の長等は、民間事業者から提出を受けた対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法並びに入札金額を記載した書類について、実施要項に定めた対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準に従って評価を行い、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で最も有利な申込みをした者を落札者として決定することとされている。そして、対象公共サービスに係る官民競争入札等における落札者決定方式には原則として総合評価落札方式が適用されている。

ウ 対象公共サービスの評価

内閣総理大臣(28年4月以降は総務大臣)は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直すこととされており、必要が生じたときは、独立行政法人の長等と協議して同方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとされている。そして、見直しに当たっては、対象公共サービスの実施期間の終了に合わせて対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行うこととされている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

独立行政法人は、効果的かつ効率的な業務運営、国民向けサービスの質の向上及び業務の成果の最大化を実現することが求められている。

そして、独立行政法人において、競争入札により契約相手方を選定する場合には原則として自動落札方式が用いられるが、調査・研究、広報等の技術的要素等を重視する民間委託の契約には、総合評価落札方式が取り入れられており、総合評価落札方式の実施に当たっては、国の場合と同様に、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であるなどと考えられる。また、独立行政法人は、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等も活用しながら、それぞれの業務の特性に応じて民間委託を実施するなどして、業務の効率化や提供するサービスの質の維持向上等に取り組むこととされている。

本院は、これらの状況を踏まえて、独立行政法人における民間委託の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 民間委託の実施状況及び民間委託の実施に係る検討の状況はどのようになっているか。

イ 民間委託における総合評価落札方式の業務種別ごとの実施状況はどのようになっているか。また、総合評価落札方式に関する要領、マニュアル等は整備されているか。さらに、透明性及び公正性の確保に資する措置の実施状況はどのようになっているか、加点評価した提案内容の履行は契約上担保されているか。

ウ 民間委託において、サービスの質の維持向上及び経費削減が図られているか。また、サービスの質及びモニタリングの方法の設定は適切に行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

28年3月末現在における独立行政法人98法人のうち、27年4月1日に設立された国立研究開発法人日本医療研究開発機構を除く97法人において、19年度から26年度までに事業が開始された対象公共サービス104事業(契約151件、計493億余円)及び25、26年度の民間委託に係る契約51,358件、計1兆8112億余円(25年度契約25,519件、計9868億余円及び26年度契約25,839件、計8243億余円。25、26両年度に事業が開始された対象公共サービスに係る契約件数及び金額を含む。)を対象とし、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき提出された22年度から26年度までの財務諸表等のほか、上記の104事業及び25、26両年度の民間委託に係る契約51,358件の実施状況に係る調書等の提出を求めるなどして、これらを在庁して分析した。また、40法人において会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 民間委託の実施状況等

ア 民間委託の実施状況

検査の対象とした独立行政法人97法人において、26年度に民間委託を実施している契約件数及び契約金額を業務種別ごとにみたところ、表のとおり、「施設管理・運営」が最も多く5,151件(民間委託に係る契約件数全体に占める割合19.9%)、1885億余円(民間委託に係る契約金額全体に占める割合22.8%)、続いて、「調査・研究」が3,917件(同15.1%)、1196億余円(同14.5%)、「システム」が2,918件(同11.2%)、1130億余円(同13.7%)等となっており、これら三つの業務種別は多くの法人において共通して民間委託が実施されている業務種別と共通している。

表 業務種別ごとの民間委託の実施状況(平成 25、26 両年度)

(単位：法人、件、百万円)

業務種別 注(2)	民間委託を実施している 主な業務内容	左の業務の 民間委託を 実施してい る法人数 注(3)	平成 25 年度		26 年度		計	
			契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
施設管理・ 運営	施設管理(清掃、警備、植栽、 空調等設備保守点検等)、施設 運営(食堂・売店運営、給食等) 等	91 (93.8%)	5,497 (21.5%)	302,862 (30.6%)	5,151 (19.9%)	188,502 (22.8%)	10,648 (20.7%)	491,365 (27.1%)
研修	研修準備・補助・運営、教材作 成 等	46 (47.4%)	1,075 (4.2%)	12,540 (1.2%)	1,178 (4.5%)	21,855 (2.6%)	2,253 (4.3%)	34,396 (1.8%)
相談	コンサルティング、法律相談 等	84 (86.5%)	618 (2.4%)	8,524 (0.8%)	702 (2.7%)	7,984 (0.9%)	1,320 (2.5%)	16,508 (0.9%)
調査・研究	調査支援、研究支援、アンケ ート発送・集計、情報収集 等	83 (85.5%)	3,814 (14.9%)	107,941 (10.9%)	3,917 (15.1%)	119,683 (14.5%)	7,731 (15.0%)	227,625 (12.5%)
システム	システム開発・改修・保守・運 用、サーバー保守、データベ ース更新 等	93 (95.8%)	2,887 (11.3%)	82,599 (8.3%)	2,918 (11.2%)	113,037 (13.7%)	5,805 (11.3%)	195,636 (10.8%)
広報	広報誌製作、広告宣伝、パンフ レット作成、広報イベント・展 示 等	82 (84.5%)	1,504 (5.8%)	12,682 (1.2%)	1,522 (5.8%)	18,692 (2.2%)	3,026 (5.8%)	31,374 (1.7%)
徴収	債権回収、債務者住所調査、督 促、入金管理 等	19 (19.5%)	313 (1.2%)	21,190 (2.1%)	306 (1.1%)	19,989 (2.4%)	619 (1.2%)	41,179 (2.2%)
定型的支援	帳票整理、事務補助、データ整 備・登録・管理、書類の電子化 等	69 (71.1%)	354 (1.3%)	9,446 (0.9%)	397 (1.5%)	9,424 (1.1%)	751 (1.4%)	18,871 (1.0%)
その他		92 (94.8%)	9,457 (37.0%)	429,085 (43.4%)	9,748 (37.7%)	325,180 (39.4%)	19,205 (37.3%)	754,266 (41.6%)
計		97	25,519	986,872	25,839	824,351	51,358	1,811,224

注(1) 本表は、各法人から提出を受けた民間委託の実施状況に係る調書に基づき、本院において分類し集計したものである。

注(2) 「業務種別」は、各法人の民間委託に係る契約について、公共サービス改革法の対象とされている「施設管理・運営」、「研修」、「相談」及び「調査・研究」並びに各法人で共通して行われている「システム」、「広報」、「徴収」及び「定型的支援」に分類し、残りを「その他」としている。

注(3) 「左の業務の民間委託を実施している法人数」は、平成 25、26 両年度のいずれかの年度において、当該業務の民間委託を実施している法人を集計している。

注(4) 科学技術に関する研究開発であって公募によるものに係る民間委託の契約件数及び契約金額は集計の対象から除いている。

注(5) 各法人における契約のうち複数年契約の件数及び金額については、当該契約を締結した年度にのみ集計している。

イ 民間委託の実施に係る検討の状況

各法人における法人の職員が自ら実施している業務や既に民間委託を実施している業務について、法人の職員が自ら実施する場合と民間委託を実施する場合とで経費削減やサービスの質の向上等の点から優劣を比較するなどの検討(以下「民間委託の実施に係る検討」という。)の状況をみると、22 年度から 26 年度までの間に、民間委託の実施に係る検討を行っていたとする法人は 55 法人、このうち、検討を行った結果、民間委託を実施する業務の拡大につながった法人は 43 法人、民間委託を実施する業務の縮小につながった法人は 19 法人、民間委託を実施する業務に変化がなかった法人は 2 法人となっていた。また、民間委託の実施に係る検討を行っていなかったとする法人は 42 法人となっていた。

民間委託の実施に係る検討内容についてみると、法人の職員が自ら実施している

業務については、現状の実施体制等を踏まえ、民間委託を実施することとした場合に、法人の職員が自ら実施する場合と比べて経費削減効果があるか、業務の信頼性は確保されるか、民間事業者のノウハウを活用することでサービスの質が向上するかなどの点から検討を行っていた。また、既に民間委託を実施している業務については、民間委託を実施した後の人件費単価の変動等に伴い、法人の職員が自ら実施することとした方が民間委託を実施する場合と比べて経費削減効果があるのではないか、サービスの質を向上することができるのではないかなどの点から検討を行っていた。民間委託の実施に係る検討を行っていなかったとする42法人では、現状において民間委託を実施することが可能な業務については既に民間委託を実施しており、民間委託の実施対象とする業務を新たに拡大する余地はないなどとしていた。

(2) 民間委託における総合評価落札方式等の実施状況等

ア 民間委託における総合評価落札方式等の実施状況

(注1)
 独立行政法人97法人における25、26両年度の総合評価落札方式等の実施状況についてみたところ、25年度における契約件数は1,670件(民間委託に係る契約件数全体に占める割合6.5%)、契約金額は計2213億余円(民間委託に係る契約金額全体に占める割合22.4%)、26年度における契約件数は1,245件(同4.8%)、契約金額は計1787億余円(同21.6%)となっていた。

(注1) 総合評価落札方式等 総合評価落札方式のほか、価格と価格以外の技術的要素等を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な申込みをした者を第一交渉権者として交渉を行い、契約価格が決定した場合にその者を契約相手方とする方式を含む。

イ 会計規程等における総合評価落札方式等に関する規定の整備状況

競争入札において、総合評価落札方式等により契約相手方を決定する場合には、自動落札方式等の例外となることから、会計規程及び会計規程に基づく契約事務に関する細則(以下、これらを合わせて「会計規程等」という。)に基づいて適正に契約事務を行う点から、会計規程等に総合評価落札方式等を実施する根拠として価格及び価格以外の技術的要素等により発注者にとって最も有利な申込みをした者を落札者として決定することができることなどとする規定(以下「総合評価落札方式等に関する規定」という。)を定めておく必要がある。

そこで、97法人の会計規程等において総合評価落札方式等に関する規定が整備されているかについてみたところ、全ての法人において、会計規程等に総合評価落札方式等に関する規定を定めており、このうち、22年度から26年度までの間に総合評価落札方式等を実施していたのは74法人、総合評価落札方式等を実施していなかったのは23法人となっていた。

ウ 総合評価落札方式等に係る要領、マニュアル等の整備状況並びに透明性及び公正性の確保に資する措置の実施状況

総合評価落札方式等は、提案内容の審査の過程で発注者の忖度が働いた場合には、特定の民間事業者に有利となるおそれがあることなどから、自動落札方式等に比べて契約手続における透明性及び公正性を確保することがより重要である。

総合評価落札方式等の適用対象となる業務、実施手続、評価項目及び評価基準の設定

の例や考え方等を定めた内規である要領、マニュアル等(以下「要領、マニュアル等」という。)の整備状況についてみたところ、総合評価落札方式等を実施していた74法人のうち、要領、マニュアル等を整備していた法人は64法人、整備していなかった法人は10法人となっている。

対象公共サービス以外の業務に係る民間委託において総合評価落札方式等を実施していた73法人における、契約相手方の選定過程における透明性及び公正性の確保に資する措置の実施状況についてみたところ、①評価項目・評価基準・配点が適切に設定されているかについて調達要求部門や契約担当部門以外の部門が事前に審査を行ったとする法人が51法人、②評価項目・評価基準・配点を事前に入札説明書等で公表したとする法人が73法人、③入札参加者の名称等をマスキングするなどして判別できないようにして審査を行ったとする法人が28法人、④法人外部からの審査員を含めて審査を行ったとする法人が42法人、⑤加点を行った理由等を評価書等に記述させたとする法人が36法人、⑥評価点の採点結果を入札参加者に通知等していたとする法人が60法人となっていた。そして、これらの法人において、要領、マニュアル等に上記①から⑥までの措置の適用条件を定めているかについてみたところ、要領、マニュアル等に適用条件を記載している法人は、①は31法人、②は53法人、③は8法人、④は43法人、⑤は8法人、⑥は33法人となっていた。

エ 加点評価した提案内容の履行の担保の状況

総合評価落札方式等は、価格及び価格以外の技術的要素等により発注者にとって最も有利な申込みをした者を落札者等として決定するものであることから、発注者は落札者等に対して、加点評価した業務実施の方法等に係る提案内容について、その履行を契約上担保する必要がある。

総合評価落札方式等を実施していた74法人における加点評価した提案内容の履行の担保の状況についてみたところ、加点評価した提案内容の履行を契約上担保しているとする法人は62法人となっており、これらの法人では、受託者が仕様書、提案書等に基づき業務を実施することとする旨や仕様書、提案書等に基づく実施計画書に沿って業務を実施することとする旨を契約書に記載したり、加点評価した提案内容に必要な調整を加えた仕様書を作成したりするなどして、加点評価した提案内容の履行を契約上担保している。一方、12法人は、上記のような措置を執っておらず、加点評価した提案内容の履行を契約上担保していなかった。

(3) 対象公共サービス等におけるサービスの質の維持向上及び経費削減の状況

ア 対象公共サービスに係る民間委託の実施状況等

(ア) 対象公共サービスに係る民間委託の実施状況

独立行政法人において、19年度から26年度までの間に事業が開始された対象公共サービス104事業(35法人における契約件数151件)について、業務種別ごとにみたところ、「施設管理・運営」が54事業、「システム」が14事業等となっていた。そして、契約金額は計493億余円となっていた。

(イ) 対象公共サービスにおけるサービスの質及びモニタリングの方法の設定

対象公共サービス104事業について、実施要項に定められた対象公共サービスの質、モニタリングの方法及び契約金額の増減措置等の設定状況についてみたところ、対象公共サービスの質については、「業務の継続性の確保」及び「利用者の快適性の確

保」が共通的に設定されていて、「業務の継続性の確保」に関しては事故等による業務中断が発生しないことなどが、「利用者の快適性の確保」に関してはアンケートで利用者がサービスに満足であると回答した割合等が一定以上であることなどが、その達成すべき指標として設定されていた。

モニタリングの方法については、「業務の継続性の確保」に関する指標に対しては、業務実施報告書等による確認が共通的に定められ、「利用者の快適性の確保」に関する指標に対しては、全ての事業でアンケートの実施による確認が共通的に定められていた。

そして、これらの中には、サービスの質の設定が適切なものとなっていなかったものも見受けられた。

また、民間事業者が対象公共サービスの達成目標を上回る成果を上げた場合の契約金額の増額措置や当該目標を下回った場合の減額措置(以下、増額措置及び減額措置を合わせて「増減措置」という。)の設定状況については、増額措置を設定していたのは7事業、減額措置を設定していたのは17事業、増減措置を設定していたのは17事業、計41事業となっていた。

イ 対象公共サービス以外の業務に係る民間委託におけるサービスの質及びモニタリングの方法の設定

対象公共サービス以外の業務に係る民間委託における主なサービスの質及びモニタリングの方法の設定状況についてみたところ、対象公共サービスにおいて設定されているものと類似のものが多くなっていた。一方で、独立行政法人日本学生支援機構は「コールセンターの設置及び運營業務」において一定率以上のコールセンター応答率等を、独立行政法人労働政策研究・研修機構は「アンケート調査の実施に係るデータ作成等業務」において一定率以上の調査票回収率を、それぞれサービスの質として設定するなどしており、これらは、対象公共サービスには類似の業務はなく、各法人の独自のものとなっていた。そして、これらの中には、サービスの質が確保されていなかったものも見受けられた。

「施設管理・運営(美術館及び博物館)」及び「システム」については、対象公共サービスにおける類似業務の内容からみて、サービスの質を設定する余地が認められるのに、対象公共サービスでの実施結果を参考にするなどした積極的な検討がなされていない状況が見受けられた。

ウ 対象公共サービスの評価結果からみた経費削減等の状況

前記の対象公共サービス104事業のうち、27年度までに公共サービス改革法に基づく内閣総理大臣の評価を受けた81事業について、1年当たりの従来経費と対象公共サービスの実施に係る契約金額等(以下「実施経費」という。)を比較すると、実施経費が従来経費より増加したのは13事業で、計4億余円の増加となっており、実施経費が従来経費より削減されたのは68事業で、計13億余円の削減となっていた。

経費が削減された68事業について、^(注2)包括化及び^(注3)複数年化の取組状況をみたとところ、包括化のみを行っていた事業は2事業、複数年化のみを行っていた事業は31事業、包括化及び複数年化を行っていた事業は33事業となっており、包括化、複数年化等の取組による経費の削減等について積極的に検討されているものと考えられる。

一方、経費が増加した13事業について、その理由ごとにみたと、[施設管理・運営]及び[システム]における運用管理手順書の作成等の委託初年度に係る作業により経費が増加した事業は4事業、[施設管理・運営]における作業量の増加や[研修]における研修コースの増加といった業務量の増加により経費が増加した事業は6事業等となっていた。[施設管理・運営]においては、警備、清掃、植栽等の各業務の包括化により、包括化した各業務の指導監督及び委託者との連絡調整を行う統括業務が追加され、当該業務を実施する責任者(以下「統括責任者」という。)を設置したことに伴って経費が増加した事業は4事業となっていた。また、入札参加者が減少、すなわち競争性が低下したことにより、経費が増加したものもあった。

(注2) 包括化 入札手続や契約の管理に係る経費を削減したり、契約規模を拡大して競争性を高めたりするために、個々の業務ごとに委託していた複数の業務を一つの契約にまとめて契約すること

(注3) 複数年化 民間事業者が新規参入しても初期投資を回収することができるようにするなどのために、従来、実施期間を1年として契約していたものを複数年で契約すること

4 所見

(1) 検査の状況の概要

独立行政法人は、効果的かつ効率的な業務運営、国民向けサービスの質の向上及び業務の成果の最大化を実現することが求められている。そして、調査・研究、広報等の技術的要素等を重視する民間委託の契約には、総合評価落札方式が取り入れられており、総合評価落札方式の実施に当たっては、国の場合と同様に、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であるなどと考えられる。また、独立行政法人は、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等も活用しながら、それぞれの業務の特性に応じて民間委託を実施するなどして、業務の効率化や提供するサービスの質の維持向上等に取り組むこととされている。

そこで、独立行政法人における民間委託の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、民間委託の実施状況及び民間委託の実施に係る検討の状況はどのようになっているか、民間委託における総合評価落札方式の業務種別ごとの実施状況はどのようになっているか、総合評価落札方式に関する要領、マニュアル等は整備されているか、透明性及び公正性の確保に資する措置の実施状況はどのようになっているか、加点評価した提案内容の履行は契約上担保されているか、民間委託において、サービスの質の維持向上及び経費削減が図られているか、サービスの質及びモニタリングの方法の設定は適切に行われているかに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 民間委託の実施状況等

26年度における独立行政法人97法人の民間委託の業務種別ごとの契約件数及び契約金額は、「施設管理・運営」が最も多く5,151件(民間委託に係る契約件数全体に占める割合19.9%)、1885億余円(民間委託に係る契約金額全体に占める割合22.8%)、「調査・研究」が3,917件(同15.1%)、1196億余円(同14.5%)等となっていた。

民間委託の実施に係る検討の状況については、22年度から26年度までの間に、民間委託の実施に係る検討を行っていたとする法人は55法人、民間委託の実施に係る検討

を行っていなかったとする法人は42法人となっていた。民間委託の実施に係る検討内容についてみたところ、現状の実施体制等を踏まえ、経費削減効果があるか、サービスの質が向上するかなどの点から検討を行っていた。

イ 民間委託における総合評価落札方式等の実施状況等

26年度における総合評価落札方式等の実施状況は、契約件数1,245件(民間委託に係る契約件数全体に占める割合4.8%)、契約金額計1787億余円(民間委託に係る契約金額全体に占める割合21.6%)となっていた。また、会計規程等における総合評価落札方式等に関する規定の整備状況については、全ての法人において、会計規程等に総合評価落札方式等に関する規定を定めていた。総合評価落札方式等の適用対象となる業務、実施手続、評価項目及び評価基準の設定の例や考え方等を定めた内規である要領、マニュアル等の整備状況については、整備していた法人は64法人、整備していなかった法人は10法人となっている。

契約相手方の選定過程における透明性及び公正性の確保に資する措置については、評価項目等が適切に設定されているかについて調達要求部門や契約担当部門以外の部門が事前に審査を行ったとする法人が51法人等となっていた。

加点評価した提案内容の履行の担保の状況について、加点評価した提案内容の履行を契約上担保しているとする法人は62法人となっていた。一方、12法人は加点評価した提案内容の履行を契約上担保していなかった。

ウ 対象公共サービス等におけるサービスの質の維持向上及び経費削減の状況

対象公共サービスの質については、「業務の継続性の確保」及び「利用者の快適性の確保」が共通的に設定されていた。モニタリングの方法については、業務実施報告書等による確認やアンケートの実施による確認が共通的に定められていた。そして、サービスの質の設定が適切なものとなっていなかったものも見受けられた。また、契約金額の増減措置等については、計41事業において設定されていた。

対象公共サービス以外の業務に係る民間委託における主なサービスの質及びモニタリングの方法の設定状況についてみたところ、対象公共サービスにおいて設定されているものと類似のものが多くなっていて、各法人の独自のものもあり、サービスの質が確保されていなかったものも見受けられた。また、サービスの質を設定する余地が認められるのに、積極的な検討がなされていない状況が見受けられた。

対象公共サービスの評価結果からみた経費削減等の状況については、27年度までに内閣総理大臣による評価を受けた81事業における1年当たりの従来経費と実施経費を比較すると、経費が増加したのは13事業で、計4億余円の増加となっており、経費が削減されたのは68事業で、計13億余円の削減となっていた。

経費が削減された68事業における包括化及び複数年化の取組状況についてみたところ、包括化のみを行っていた事業は2事業、複数年化のみを行っていた事業は31事業、包括化及び複数年化を行っていた事業は33事業等となっている。経費が増加した13事業についてその理由をみると、統括責任者を設置したことや、入札参加者が減少し競争性が低下したことにより経費が増加したのが見受けられた。

(2) 所見

独立行政法人は、個別法等に定められた業務を効果的かつ効率的に実施するため、業務を自ら実施することが効率的でない認められる場合等に、法人ごとに定める業務方法書

及び会計規程に基づくなどして、業務の全部又は一部を民間委託して実施しており、効果的かつ効率的な業務運営を行うとともに、国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現することが求められている。そして、独立行政法人は、調査・研究、広報等の技術的要素等を重視する業務の民間委託の契約には、総合評価落札方式を取り入れており、総合評価落札方式の実施に当たっては、国の場合と同様に、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であるなどと考えられる。また、各独立行政法人は、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等も活用しながら、それぞれの業務の特性に応じて、民間委託を実施するなどして、業務の効率化や提供するサービスの質の維持向上等に取り組むこととされている。

したがって、各独立行政法人においては、民間委託の実施に際して、次の点に留意する必要がある。

ア 各法人においては、民間委託の実施対象とする業務を拡大したり縮小したりする余地が生じていないか引き続き確認するとともに、民間委託の実施に係る検討を行うに当たっては、経費削減効果があるか、サービスの質の維持向上が図られるかなど多角的な観点から検討を行うこと

イ 総合評価落札方式等を実施する際の考え方や具体的な実施方法について定めた要領、マニュアル等を整備していない法人においては、各法人の業務の特性等に応じた適切な実施手続、提案書類の評価項目の例や考え方等を定めた要領、マニュアル等を整備するとともに、運用の過程で必要に応じてその内容を見直していくこと。また、総合評価落札方式等による契約相手方の選定過程における透明性及び公正性の確保に資する措置を執っていなかった法人においては、法人における審査の実施体制等を勘案した上で、これらの措置を執ることについて検討するとともに、その適用条件を要領、マニュアル等に記載していない法人においては、これを記載することにより契約相手方の選定過程における透明性及び公正性の確保に努めること。さらに、加点評価した提案内容の履行を契約上担保していなかった法人においては、受託者が提案書の内容に沿って業務を実施する旨を明確にするなどして、加点評価した提案内容の履行を契約上担保するとともに、加点評価した提案内容の履行を契約上担保することについて、要領、マニュアル等に定めることを検討すること

ウ 各法人において、対象公共サービスについて官民競争入札等を実施する際には、当該業務を委託する目的からみて適切なサービスの質が設定されているかなどに留意して行うこと。また、対象公共サービス以外の業務に係る民間委託においても、サービスの質の維持向上等に民間事業者の創意工夫がいかされる余地が大きいと考えられる業務については、適切なサービスの質や、その達成状況を把握するためのモニタリング方法の設定について検討すること。さらに、契約金額の増減措置等については、その設定条件等を十分検討した上で、必要に応じて設定するとともに、民間委託における経費の削減について、包括化や複数年化の取組を行う場合には、類似の事業を参考にするなどして、委託する業務の内容や範囲等について総合的に検討すること

本院としては、独立行政法人における民間委託の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

第10 政府の情報システムを統合・集約等するための政府共通プラットフォームの整備及び運用の状況について

検査対象	22 府省
政府共通プラットフォームの概要	各府省が別々に整備・運用していた政府情報システムを統合・集約化し、運用コストの削減、セキュリティの強化等を図るための基盤
検査の対象とした政府情報システムのシステム数	1,312 システム
政府共通プラットフォームに係る契約件数及び支払額	119 件 170 億 5646 万円(平成 23 年度～27 年度)
平成 27 年度までに政府共通プラットフォームの利用を開始した政府情報システムのシステム数	50 システム
上記に係る契約件数及び支払額	166 件 182 億 2308 万円(平成 23 年度～27 年度)

1 検査の背景

(1) 国の情報通信技術に係る施策等

政府は、平成 13 年 1 月に、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成 12 年法律第 144 号)に基づいて、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(25 年 3 月に通称を「IT 戦略本部」から「IT 総合戦略本部」へ変更。以下「IT 総合戦略本部」という。)を設置し、政府の IT 戦略等に基づく各種施策を推進している。

政府は、25 年 6 月に、「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月閣議決定。以下「創造宣言」という。)を策定して、国・地方を通じた行政情報システムの改革として、クラウド^(注1)の徹底活用により、大規模な効率化と縦割りを打破した継ぎ目のない連携、変化への迅速かつ柔軟な対応力の向上を図り、効率的な行政運営と徹底したコスト削減を実現するなどとしている。そして、政府情報システム改革に関するロードマップ(以下「ロードマップ」という。)を策定し、重複する政府情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい政府情報システムの見直し及び政府共通プラットフォーム(以下「政府共通 PF」という。)への移行を進めるなどとしている。さらに、30 年度までに、24 年度に約 1,500 あった政府情報システム数を半数近くまで削減し、特別な検討を要する政府情報システムを除き、33 年度を目途に原則全ての政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつつ、災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮する(3 割減を目指す)などとしている。

政府は、創造宣言の内容を毎年度改定している。そして、28 年 5 月の改定では、政府共通 PF への移行数を 33 年度までに 316 システムと見込み、これを含めて政府情報シス

テム全体では、24年度の1,450システムから30年度までに908システムを削減することとなっている(24年度比約63%減)。さらに、25年度の運用コスト約4000億円と比較して、政府共通PF等の取組を含めて全体で33年度までをめぐり年間1000億円を超える削減を見込むこととなっている(25年度比約28%減。当初目標30%減)。

(注1) クラウド クラウドコンピューティングの略。クラウドコンピューティング技術とは、一元管理されたコンピュータ資源をネットワーク経由で利用することにより、システム開発、管理及び運用の効率化を図る技術のこと

(2) 政府共通PF構築の方針

IT総合戦略本部は、21年4月に、「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」(平成21年4月IT戦略本部決定)を策定し、この中で、霞が関クラウド(仮称)を構築し、全府省横断的に業務及びシステムの最適化を推進するとしていた。

これを受けて、総務省は、霞が関クラウド(仮称)構想の具体化に向け、21年6月に、政府情報システムの整備の在り方に関する研究会(以下「在り方研究会」という。)を発足させた。

そして、在り方研究会が22年4月に取りまとめた最終報告書において、政府情報システムの更なる全体最適化を推進するための技術的な解決策として、政府共通PFの構築が提言され、政府共通PFの役割として、大きく、政府情報システムの統合・集約化の基盤と各政府情報システムが保有するデータの連携の基盤の二つが挙げられている。

23年11月に対象期間(第一期計画期間)を23年度から28年度までとする「政府共通プラットフォーム整備計画」(平成23年11月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「整備計画」という。)が定められた。整備計画では、政府共通PFについて、効率的な予算執行や政府情報システムの質の向上等^(注2)を図るものであり、政府のITガバナンスを支える重要な基盤であるとしている。また、政府共通PFとともに、同様に国が直接の管理運用主体となる政府共通ネットワークを整備することにより、政府内部の安定的な情報流通を確保するとしており、これらの取組により、政府共通PFの構築には、表1のとおり、ITリソース^(注3)の効率的配分による政府情報システムの整備及び運用の効率化等の効果が見込まれるとしている。

表1 整備計画において政府共通 PF の整備により見込まれるとされている主な効果

IT リソースの効率的配分による政府情報システムの整備及び運用の効率化
システム構築に必要な IT リソースの提供による迅速なシステム立ち上げや期間限定システム等のシステム構築ニーズへの柔軟な対応
施設・設備、機器の共用や、基盤ソフトウェアの共通化によるシステム運用コストの抑制
政府情報システムの質の向上
適切な情報セキュリティ対策に関する措置の統一の実施による政府情報システム全体としての情報セキュリティ対策の底上げ
サーバ等の仮想化技術や情報システムの統合・集約化によるスケールメリットを活かした効率的な可用性・信頼性の確保
政府の IT ガバナンスを支える基盤としての役割
仮想化技術を活用した同一基盤上における政府の複数システムの運用といったノウハウを含め、政府共通 PF の整備及び運用によって得られる知識・経験の蓄積及び政府内における共有

(注) 仮想化技術とは、IT リソース及びそれらの組合せを、物理的構成によらず柔軟に分割したり統合したりなどする技術のこと。1 台のサーバを、あたかも複数台のサーバであるかのように論理的に分割し、それぞれに別のオペレーティングシステムやアプリケーションソフトウェアを動作させるサーバ仮想化等がある。

(注2) IT ガバナンス 政府においては、政府全体の IT 政策及び電子行政の推進等の企画立案・総合調整を行う権限を持つ内閣情報通信政策監及び各府省に設置された情報化統括責任者を中心とする体制の下に組織に組み込むこととされている、政府情報システムの整備又は管理のための全ての活動、成果及び関係者を適正に管理し、電子政府の構築及び世界最先端 IT 国家の実現へと導く仕組みをいう。

(注3) IT リソース ソフトウェアやハードウェアを動作させるのに必要な CPU(Central Processing Unit の略。コンピュータを構成する部品の一つで、各装置の制御やデータの計算・加工を行う装置)、メモリ、ストレージ(データを記録したり保存したりするための機器)等

(3) 政府共通 PF への移行対象システム

政府共通 PF の整備及び運用の実務は、整備計画に基づき、総務省が実施することとなっており、政府情報システムの政府共通 PF への移行の可否の判断、移行することにした政府情報システム(以下「移行対象システム」という。)の業務アプリケーションの開発、運用等は、当該移行対象システムの担当府省が実施することとなっている。そして、政府共通 PF は、25 年 3 月に運用が開始されており、政府情報システムの移行が順次行われている。

政府は、25 年 4 月に、「政府情報システム改革の検討の実施について」(平成 25 年 4 月内閣官房政府情報化統括責任者(政府 CIO)室参事官及び総務省行政管理局管理官事務連絡。以下「政府情報システム改革検討要領」という。)を、また、同年 7 月に、「政府情報システム改革に関するロードマップ案の作成について」(平成 25 年 7 月内閣官房 IT 総合戦略室及び総務省行政管理局事務連絡。以下「ロードマップ作成要領」という。)を発出している。これらによれば、①府省内 LAN、②通信ネットワークシステム、③メインフレーム型の情報システム及び④捜査・国防・航空管制に係る情報システムやこれらのシステムと同等の独立的運用の妥当性が認められるその他の情報システムの 4 類型(以下、これら情報システムの類型を合わせて「4 類型」という。)に該当するものを除いて、原則として政府共通 PF へ移行することとされている。

政府は、創造宣言に基づき、25年12月にロードマップを策定し、必要に応じて改定している。27年3月に改定されたロードマップにおいては、25年度末時点の1,312の政府情報システム(以下「ロードマップ記載1,312システム」という。)について、33年度末までの予定が示されている。そして、政府共通PFへの移行対象システムが316システム、移行対象外のシステムが522システム(政府共通PF及び政府共通ネットワークを含む。)、システムの統廃合により廃止を予定しているシステムが474システムとなっており、最終的に1,312システムから838システムにする予定としている。

(4) 政府共通PFにおける情報セキュリティ対策の責任の分担等

政府共通PFの情報セキュリティ対策は、総務省がその設計、実装及び実施の全てを担う部分、総務省が設計した情報セキュリティ対策を担当府省が実装及び実施する部分並びに担当府省がその設計、実装及び実施の全てを担う部分の三つの部分に分かれている。

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成26年5月情報セキュリティ政策会議決定)によれば、政府情報システムの企画・要件定義段階で、当該システムが情報セキュリティリスクに対処するために必要な要件(以下「情報セキュリティ要件」という。)を定義することとされている。そして、情報セキュリティ要件を定義するためには、情報セキュリティ上のリスクの大きさなどを分析した上で、対応の要否、優先順位等を決定すること(以下、このような分析・決定を「リスク評価」という。)が必要になる。また、「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」(平成23年3月内閣サイバーセキュリティセンター決定)^(注4)には、リスク評価の簡易手法として、SBDワークシートを使用する方法が示されている。

(注4) SBDワークシート 定型化された作業によって必要な情報セキュリティ要件を導出できるワークシート。SBDはSecurity By Designの略で、情報セキュリティを情報システムの企画・設計段階から確保するための方策をいう。

(5) 政府共通PF及び移行対象システムの費用の構成

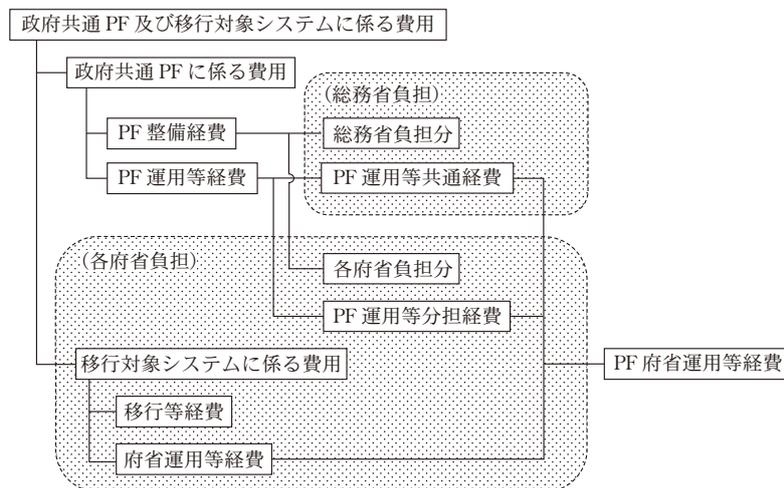
政府共通PFに係るITリソース等の機器や施設等の調達は、整備計画に基づき総務省が行っている。政府共通PFに係る費用は、整備に係る経費(以下「PF整備経費」という。)^(注5)と運用等経費(以下「PF運用等経費」という。)に分けられる。各府省は、PF運用等経費のうち、移行対象システムが利用する環境やITリソースの規模等^(注6)に応じて移行対象システムごとに個別に要する費用(以下「PF運用等分担経費」という。)を、受益者負担の観点から負担することとなっており、総務省は、PF運用等分担経費を各府省に示している。また、政府共通PFを利用する全ての移行対象システムに共通的に要する運用等経費(以下「PF運用等共通経費」という。)については、原則として、総務省が負担することとなっている。

政府共通PFから提供された環境で運用する移行対象システムに係る費用は、移行に係る経費(以下「移行等経費」という。)と業務アプリケーションソフトウェア等に係る運用等経費(以下「府省運用等経費」という。)に分けられる。そして、政府共通PFから提供された環境で運用する移行対象システムの業務アプリケーションソフトウェア等に係る運用・保守等については、移行前と同様に移行対象システムの担当府省がシステム運用保守業者等と運用・保守契約等を締結するなどして行っており、府省運用等経費については、担当府省が負担することとなっている。

すなわち、政府共通 PF への移行後は、PF 運用等分担経費、PF 運用等共通経費及び府省運用等経費の合計が、政府共通 PF 及び移行対象システムに係る運用等経費となる(以下、これらを合わせて「PF 府省運用等経費」という。)

これらの政府共通 PF 及び移行対象システムに係る費用の構成を示すと、図のとおりである。

図 政府共通 PF 及び移行対象システムに係る費用の構成



なお、ロードマップ作成要領等によれば、政府共通 PF の利用の開始とは、総務省が調達した政府共通 PF の IT リソースの利用を担当府省が開始することとされており、また、政府共通 PF の運用の開始とは、担当府省が移行対象システムにより利用者に政府共通 PF 上で業務サービスを提供することとされている。

また、移行対象システムが政府共通 PF へ移行した後に必要とする IT リソースの規模については、総務省と調整した上で各府省が主体的に判断することになっている。

(注 5) 運用等経費 サーバの借料も含めた運用、保守等に要する経常的な経費

(注 6) IT リソースの規模 IT リソースを構成する CPU の処理速度、メモリの容量、ストレージ容量等

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

政府共通 PF の整備・運用には、多額の国費が投入されており、運用が開始されてから既に 3 年以上が経過している。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 各府省による政府情報システムの政府共通 PF への移行予定及び移行状況はどのようになっているか。

イ PF 府省運用等経費は移行前と比較して抑制されているか。

ウ 整備計画において政府共通 PF の整備により見込まれるとされている主な効果は発現しているか。

エ 政府共通 PF の情報セキュリティ対策等は適切に行われているか。

オ 政府共通 PF において政府情報システムのデータ連携の取組は推進されているか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、22府省におけるロードマップ記載1,312システムを対象として、提出を受けた調書等を分析するなどして検査するとともに、13府省において関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。また、PF整備経費及びPF運用等経費並びに27年度末までに政府共通PFの利用を開始した50システム(以下「利用開始50システム」という。)^(注9)の移行等経費及び府省運用等経費を対象として、14府省から提出を受けた調書等を分析するなどして検査した。

(注7) 22府省 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会(平成27年12月31日以前は特定個人情報保護委員会)、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(注8) 13府省 内閣官房、人事院、内閣府本府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省

(注9) 14府省 内閣官房、人事院、宮内庁、個人情報保護委員会、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

3 検査の状況

(1) 政府情報システムの政府共通PFへの移行状況等

ロードマップ記載1,312システムについて、27年度に各府省が総務省に回答した33年度末までの政府共通PFへの移行予定等をみたところ、33年度末で政府共通PF上で運用する予定の政府情報システムが317システム(ロードマップ記載1,312システムに対する割合24.1%)、政府共通PF以外で運用する予定の政府情報システムが511システム(同38.9%、政府共通PF及び政府共通ネットワークを含む。)、他のシステムに統合されるなどして廃止される予定のシステムが484システム(同36.8%)となっていて、509システム(511システムから政府共通PF及び政府共通ネットワークを除いている。33年度末のシステム数の合計828システムに対する割合61.4%)が政府共通PF以外で運用される予定となっている。

移行対象システムのうち、27年度末までに政府共通PFの利用を開始することを予定していたものは56システムとなっていた。このうち、49システムが利用を開始していた。また、ロードマップでは移行対象外とされていた1システムが27年度末までに政府共通PFの利用を開始していた。そして、利用開始50システムのうち、27年度末までに36システムが運用を開始していた(以下「運用開始36システム」という。)

移行対象外の509システム(511システムから政府共通PF及び政府共通ネットワークを除いている。)について、移行を行わない理由をみたところ、表2のとおり、計324システムが、政府情報システム改革検討要領等で想定されていなかった理由により移行対象外とされていた。

したがって、33年度末においても、原則として全ての政府情報システムが移行する予定であるとはいえない状況となっていて、政府共通PFへの移行による政府全体の政府情報システムの統合・集約化は限られたものとなることが予想される。

表2 政府共通 PF への移行を行わない理由

理由	システム数		平成 26 年度運用等経費(千円)	
		割合		割合
① 府省内 LAN のため	78	15.2%	35,024,098	10.3%
② 通信ネットワークシステムのため	25	4.8%	6,755,891	1.9%
③ メインフレーム型の情報システムのため	5	0.9%	103,488,978	30.4%
④ 捜査・国防・航空管制の情報システム、これらの情報システムと同様の独立的運用の妥当性が認められるその他の情報システムであるため	77	15.0%	63,088,456	18.5%
⑤ 多くの個人情報が含まれるなど、高度なセキュリティレベルを確保する必要があるため	55	10.7%	14,563,536	4.2%
⑥ システムの運用要件(例えば極めて短時間での復旧等)が政府共通 PF の要件に合致しないため	51	9.9%	85,985,665	25.2%
⑦ 特定の技術・動作環境に依存するため	28	5.4%	726,555	0.2%
⑧ 運用等経費の削減が見込めないため	26	5.0%	269,699	0.0%
⑨ 民間サービスの利用のため	21	4.1%	212,282	0.0%
⑩ 政府共通 PF において必要な機能が提供されていないため	17	3.3%	801,054	0.2%
⑪ 外部機関のシステムとの相互連携のため	9	1.7%	211,854	0.0%
⑫ 統合等による廃止のため	4	0.7%	2,727	0.0%
⑬ 構築・運用主体が国以外のため	3	0.5%	755,880	0.2%
⑭ 臨時・期間限定のシステムのため	1	0.1%	1,954	0.0%
⑮ システムの一部を政府共通 PF に移行させるため	18	3.5%	5,269,938	1.5%
⑯ その他(政府共通 PF 及び政府共通ネットワークを含む。)	93	18.1%	22,709,342	6.6%
	(91)	(17.8%)	(17,158,861)	(5.0%)
①、②、③、④(4 類型)の小計	185	36.2%	208,357,423	61.3%
⑤～⑯(4 類型以外)の小計	326	63.7%	131,510,486	38.6%
	(324)	(63.4%)	(125,960,005)	(37.0%)
計	511	100%	339,867,909	100%
	(509)	(99.6%)	(334,317,428)	(98.3%)

(注) 括弧書きは政府共通 PF 及び政府共通ネットワークを除いた数、割合及び額である。

(2) 政府情報システムの運用等経費等の状況

ロードマップ記載 1,312 システムの運用等経費の 26 年度における予算額の総額は、表 3 のとおり、計 3794 億余円となっていた。このうち、移行対象外の 511 システムの運用等経費は計 3398 億余円(政府共通 PF 及び政府共通ネットワークを除いたものは 3343 億余円)となっていて、運用等経費の総額の 89.5%(同 88.1%)を占めている状況であった。そして、移行対象の 317 システムの運用等経費は計 182 億余円(政府共通 PF 及び政府共通ネットワークを含めたものは 238 億余円)となっていて、運用等経費の総額の 4.8%(同

6.2%)を占めている状況となっていた。また、廃止される予定の484システムの運用等経費は計213億余円となっていて、運用等経費の総額の5.6%を占めている状況となっていた。

したがって、政府が掲げる政府情報システムの全体最適のより一層の推進、ITガバナンスの確立・強化、政府情報システムの数及び運用コストの削減等の政策目標に対して政府共通PFが果たす役割は、当面は限定的なものとなることを見込まれる。

表3 政府情報システムの移行予定と運用等経費 (単位：システム、千円)

平成26年度 運用等経費	移行対象システム			移行対象外のシステム			廃止される予定のシステム			計		
	システム数	運用等経費		システム数	運用等経費		システム数	運用等経費		システム数	運用等経費	
		割合			割合			割合				
10億円以上	1 (3)	2,128,815 (7,679,296)	0.5% (2.0%)	50 (48)	305,046,835 (299,496,354)	80.3% (78.9%)	2	6,592,333	1.7%	53	313,767,983	82.6%
100億円以上	0	—	—	7	192,495,996	50.7%	0	—	—	7	192,495,996	50.7%
10億円以上 100億円未満	1 (3)	2,128,815 (7,679,296)	0.5% (2.0%)	43 (41)	112,550,839 (107,000,358)	29.6% (28.1%)	2	6,592,333	1.7%	46	121,271,987	31.9%
10億円未満	316	16,127,487	4.2%	461	34,821,074	9.1%	482	14,752,936	3.8%	1,259	65,701,497	17.3%
1億円以上 10億円未満	38	11,634,287	3.0%	83	27,887,711	7.3%	36	10,216,068	2.6%	157	49,738,066	13.1%
1000万円以上 1億円未満	112	3,990,926	1.0%	168	6,330,585	1.6%	115	3,951,552	1.0%	395	14,273,063	3.7%
1000万円未満	166	502,274	0.1%	210	602,778	0.1%	331	585,316	0.1%	707	1,690,368	0.4%
計	317 (319)	18,256,302 (23,806,783)	4.8% (6.2%)	511 (509)	339,867,909 (334,317,428)	89.5% (88.1%)	484	21,345,269	5.6%	1,312	379,469,480	100.0%

(注) 括弧書きは政府共通PF及び政府共通ネットワークの運用等経費を移行対象システムに含めた場合の数、額及び割合である。

23年度から27年度までの間のPF整備経費及びPF運用等経費に係る支払額の総額は、表4のとおり、170億余円となっており、そのうち、PF整備経費に係る支払額は22億余円、PF運用等経費に係る支払額は147億余円となっている。

また、利用開始50システムの各府省における23年度から27年度までの間の移行等経費及び府省運用等経費の支払額の総額は182億余円となっており、そのうち、移行等経費に係る支払額は86億余円、府省運用等経費に係る支払額は95億余円となっている。

表4 政府共通PFに係る費用及び利用開始50システムに係る費用 (単位：件、千円)

区分	平成23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		計	
	契約 件数	支払額	契約 件数	支払額	契約 件数	支払額	契約 件数	支払額	契約 件数	支払額	契約 件数	支払額
政府共通PFに係る費用	3	—	9	246,090	25	2,690,031	43	6,386,646	39	7,733,695	119	17,056,462
PF整備経費	1	—	0	10,500	4	23,232	9	1,506,895	3	737,027	17	2,277,655
PF運用等経費	2	—	9	235,590	21	2,666,798	34	4,879,750	36	6,996,667	102	14,778,806
利用開始50システムに係る費用	3	—	11	1,188,485	29	3,987,308	50	6,364,611	73	6,682,679	166	18,223,084
移行等経費	3 (0)	— (—)	6 (2)	824,802 (29,442)	18 (12)	2,534,045 (1,640,641)	22 (18)	2,850,216 (1,401,654)	33 (23)	2,488,466 (1,822,171)	82 (55)	8,697,531 (4,893,909)
府省運用等経費	0	—	5	363,683	14	1,453,262	33	3,514,394	41	4,194,213	93	9,525,553
計	6	—	20	1,434,575	54	6,677,340	93	12,751,257	112	14,416,374	285	35,279,547

注(1) 括弧書きは、利用開始50システムから新規に整備した8システムを除く42システムに係る移行等経費の契約件数及び支払額である。

注(2) 利用開始50システムに係る費用の契約件数は、移行等経費及び府省運用等経費に重複している契約があるため、移行等経費と府省運用等経費の契約件数を合計したものとは一致しない。

運用開始 36 システムから、新規に整備した 6 システム及び政府共通 PF への移行後 6 か月以上の運用実績が確認できない 9 システムを除く 21 システムについて、27 年度の PF 運用等分担経費及び府省運用等経費をこれに相当する移行前の運用等経費と比較したところ、移行後に各府省の負担が低減していたものは 14 システム、低減額計 9 億 4859 万余円、増加していたものは 7 システム、増加額計 4981 万余円となっていて、差引き 8 億 9877 万余円が低減されていた。

しかし、これに対して、移行後の政府情報システムに係る PF 運用等共通経費の合計額は、27 年度には 44 億 1510 万余円となっていた。この PF 運用等共通経費は、上記 21 システムのうち PF 運用等共通経費を各府省が負担していない 19 システムを含む 53 システムに係るものであることから、上記の低減額と単純な比較はできないものの、この PF 運用等共通経費を考慮すると、PF 府省運用等経費の低減が図られているとは判断できない状況となっている。

(3) IT リソースの効率的配分による政府情報システムの整備及び運用の効率化等

ア CPU の仮想化技術によるサーバ台数の削減効果

利用開始 50 システムのうち、新規に整備した 8 システム及び政府共通 PF から提供されるサーバを利用せず、移行前から使用しているサーバの持込みを行った 4 システムを除いた 38 システムについて、移行前後のサーバ台数の増減の状況をみたところ、移行後のサーバ台数は 349 台となっていて、移行前の 301 台と比べて 48 台増加しており、削減効果が認められなかった。

そして、仮想化提供サーバの導入状況をみたところ、上記移行後のサーバ台数 349 台のうち、仮想化提供サーバは 139 台で、全体の 39.8% にすぎなかった。なお、全てのサーバを仮想化技術を採用した仮想化提供サーバとすることは困難な面もあるが、政府情報システムの効率的な運用等のためには仮想化提供サーバの導入は重要であると考えられる。

また、上記の仮想化提供サーバ 139 台について、各政府情報システムへの CPU コア数の割当ての状況をみたところ、各政府情報システムに仮想的に割り当てた CPU コア数の合計数が、実際の CPU コア数の合計数を超えないように設定されていたサーバが、58 台(139 台に占める割合 41.7%)見受けられた。したがって、これらのサーバにおいては、仮想化技術による CPU の共用が行われておらず、仮想化技術が活用されていない状況であった。

総務省は、26 年度に利用を開始した政府情報システムから、一部において仮想化技術による CPU の共用を行っている。しかし、それ以外のシステムについても、今後 IT リソースを更に有効活用するためには、IT リソースの使用状況を踏まえた上で、仮想化技術による CPU の共用を行うかどうか検討する必要があると考えられる。

(注 10) CPU コア CPU を構成し、実際に演算処理を行う部分のこと。コアの数により性能に差が生ずることになる。

イ IT リソースの使用状況

運用開始 36 システムのうち、政府共通 PF への移行後 1 か月以上運用実績が確認できた 26 システムについて、27 年 2 月から 28 年 1 月までの間におけるサーバの CPU 等の IT リソースの使用率をみたところ、全てのシステムにおいて平均 CPU 使用率は

40%未満となっており、このうち21システム(26システム全体に占める割合80.7%)では、10%未満となっていた。また、13システム(同50.0%)では、CPU使用率がピーク時でも80%未満となっており、18システム(同69.2%)では、ストレージの使用率がピーク時でも50%未満となっていた。

ウ ITリソースの使用状況と各府省が要求するITリソースの規模との関連

上記26システムから、新規に整備した5システムを除く21システムのうち、移行に当たって移行前と比べてITリソースの規模を増やしたシステムは、CPU及びメモリについては5システム、ストレージについては8システムとなっていた。そして、これらのITリソースの規模を移行前と比べて増やしたシステムについて、移行後の27年2月から28年1月までの間におけるITリソースのピーク時の使用率の平均をみると、ITリソースの規模を移行前と比べて減らしたシステム及び移行前と同じシステムに比べて、低くなっている傾向が見受けられた。

上記のことから、移行対象システムに必要と想定したITリソースの規模と移行後に実際に必要となるITリソースの規模との間に¹かい離が生じているおそれがあると考えられる。

また、利用開始50システムのうち、新規に整備した8システムを除く42システムについて、ITリソースの規模の検討の状況をみたとところ、各府省がITリソースの規模を決定する際に、過去のITリソースの使用状況を踏まえた精緻な推計を行わずに、単純に移行前の政府情報システムのITリソースの規模のみを根拠にしていたものが23システム見受けられた。

総務省は、28年3月に各府省に対して通知を発して、政府情報システムを政府共通PFへ移行させる際に、適正な規模のITリソースを要求することなどを求めている。今後、各府省は、上記総務省の通知を踏まえるなどして、利用するITリソースの適正な規模について、移行前のITリソースの規模だけでなく、その使用状況や移行後の業務量の増減の見込みなどを踏まえて十分に精査を行う必要があると認められる。また、総務省は、移行検討支援に当たって、引き続き、各府省に対して、上記のような、より詳細なITリソースの規模の精査を求める必要があると認められる。

エ ITリソースの規模の機動的な変更

仮想化技術を採用した情報システムでは、一般的に、業務量の増減の見込みやITリソースの使用状況を踏まえた利用者の需要に応じて機動的にITリソースの規模を増減させることが可能であるとされている。そして、総務省は、仮想化技術を採用している政府共通PFにおいても、ITリソースの規模を機動的に増減させることは可能であるとしている。また、総務省は、政府共通PFでの運用を開始したシステムについて、ITリソースの規模を減少させた場合には、当該システムのPF運用等分担経費を減額するとしている。しかし、各府省が使用するITリソースの規模を減少させたとしても、総務省がリース料としてITリソースの調達費用を支払い続ける必要があることから、政府全体としては、負担する費用が直ちに低減されない仕組みになっていた。

オ 政府共通PFの整備により見込まれる効果

整備計画で見込まれた様々な効果のうち、各府省による迅速なシステムの立ち上げや期間限定のシステム等のシステム構築ニーズへの柔軟な対応は、そのために必要なIT

リソースを政府共通 PF で提供することにより実現するものである。しかし、総務省は、各府省が迅速なシステムの立ち上げや期間限定のシステム等の構築をできるようにするための IT リソースの提供を行っていなかった。これについて総務省は、無駄な投資とならないよう各府省からの要望等を十分把握の上、検討・調整することが必要であり、当初の検討過程において特段の要望等がなかったため政府共通 PF では IT リソースを提供していないとしている。

また、利用開始 50 システムについて、整備計画で効果の一つとして挙げられている政府共通 PF の整備及び運用によって得られる知識・経験を蓄積するための仕組みの有無をみたところ、仕組みを有していないものは 33 システム(利用開始 50 システムに占める割合 66.0%)となっていた。また、17 システム(同 34.0%)では仕組みを有しているものの、その内容は、総務省とのやりとりをファイル等に納め整理しているものなど、知識・経験を蓄積する仕組みとして必ずしも十分ではないと認められるものも見受けられた。

このように、整備計画において、政府共通 PF の整備により見込まれるとされていた効果が発現していないなどの状況が見受けられた。

(4) 政府共通 PF の情報セキュリティ対策等の状況

ア 移行対象システムの情報セキュリティ要件の検討状況

利用開始 50 システムについて、情報セキュリティ要件を定義する際の担当府省におけるリスク評価の実施状況をみたところ、リスク評価を実施していたものは 15 システムにとどまっており、残りの 35 システムのうち、32 システムについては、SBD ワークシートも使用していなかった。

総務省は、28 年 1 月から、担当府省が政府共通 PF への移行対象システムにおける情報セキュリティ要件を定義する際に、SBD ワークシートを使用することを求めているが、当該 SBD ワークシート等による評価の内容を総務省が確認する時期を、当該システムの移行に係る調達を終えた後の設計・開発段階としている。このため、当該システムと政府共通 PF との間で情報セキュリティ対策が整合性の取れたものとなっているかどうか、総務省が移行対象システムの企画・要件定義段階で確認できる仕組みとはなっていないかった。

したがって、移行対象システムと政府共通 PF との間で情報セキュリティ対策が重複していたり、不足していたりした場合には、その状況の把握と対応が遅れることになるおそれがあると考えられる。

イ 政府共通 PF での運用を開始した政府情報システムにおける各府省の情報セキュリティ対策の実施状況

利用開始 50 システムのうち、27 年 12 月末までに運用を開始した 28 システムについて、証跡(ログ)の解析による情報セキュリティリスクの評価の実施状況をみたところ、20 システム(28 システム全体に占める割合 71.4%)で、実施されていなかった。この 20 システムのうちには、各府省が個人情報等の漏えい・流出・改ざんなどが発生した場合に影響が大きいと判断しているものが 11 システム含まれており、さらに、このうち、高度サイバー攻撃の標的とされる蓋然性が高いと判断しているものが 1 システム含まれていた。

ウ 利用府省と総務省との間におけるシステム監査の結果の共有の状況

利用開始 50 システムについて、システム監査の実施状況をみたところ、10 システムについては、28 年 3 月末までにシステム監査が実施されており、その結果、2 件の情報セキュリティに関する指摘事項があり、その内容は不要なサービスの停止等のサーバ管理に関するものなどとなっていた。

そこで、上記 10 システムについてみたところ、7 システム(10 システム全体に占める割合 70.0%)では当該システム監査の結果が総務省と共有されていなかった。そして、政府共通 PF の担当府省である総務省への報告の要否は特に定められておらず、総務省は、政府共通 PF の提供部分に原因があったり総務省の対応が必要であったりする場合は各府省から総務省に連絡があることもあるが、各府省が実施した監査の結果が漏れなく総務省に報告されているかどうかは不明であるとしている。

このように、各府省が実施したシステム監査の結果について、必要な報告を求めることはなっておらず、政府共通 PF の情報セキュリティリスクが関係者の間で十分に共有されていない状況が見受けられた。

(5) 政府共通 PF におけるデータ連携の状況

在り方研究会の最終報告書によれば、データ連携の基盤とは、政府共通 PF を利用する政府情報システムに限定することなく、各システムが保有するデータの連携機能を政府共通 PF において整備することにより、政府内部における情報の利活用・共用を促進し、業務の更なる効率化・高度化を行うこと、国民等の利用者の利便性及びサービスの向上に資することなどとされている。

しかし、内閣官房及び総務省は、28 年 5 月時点で、政府情報システムの統合・集約を最優先に取組を進めており、各政府情報システムが保有するデータの連携については今後の課題であるとしていて、政府共通 PF をデータ連携の基盤として構築していない状況となっていた。

また、利用開始 50 システムについて、担当府省に今後のデータ連携の希望の有無を確認したところ、他のシステムのデータ利用を希望していないものが 13 府省の 39 システム(利用開始 50 システムに占める割合 78.0%)となっており、希望しているものは 5 府省の 11 システム(同 22.0%)となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ロードマップによれば、ロードマップ記載 1,312 システムのうち 316 システムを 33 年度末までに政府共通 PF へ移行することとされており、これに係る内閣官房等 22 府省の予算額は、毎年度多額に上っている。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、ロードマップ記載 1,312 システムについて政府共通 PF への移行予定及び移行状況はどのようになっているか、PF 府省運用等経費は移行前と比較して抑制されているか、政府共通 PF の整備により見込まれるとされている主な効果は発現しているか、情報セキュリティ対策等は適切に行われているか、データ連携の取組は推進されているかなどに着眼して検査した。

ア 政府情報システムの政府共通 PF への移行状況等

33 年度末においても 61.4% のシステムが政府共通 PF 以外で運用される予定となっ

ており、原則として全ての政府情報システムが移行するとはいえない状況となっている。

27年度末までに政府共通PFの利用を開始することを予定していたものは56システムであったのに対して、実際に利用を開始したものは50システムとなっていた。また、移行対象外となっていた509システム(511システムから政府共通PF及び政府共通ネットワークを除いている。)のうち、324システムは、当初想定されていなかった理由により移行対象外とされていた。

政府共通PFへの移行による政府全体の政府情報システムの統合・集約化は限られたものとなることが予想される。

イ 政府情報システムの運用等経費等の状況

26年度における政府全体の運用等経費の予算総額は3794億余円となっており、そのうち移行対象システムの運用等経費が全体に占める割合は4.8%(政府共通PF及び政府共通ネットワークを含めたものは6.2%)と低いものになっていた。したがって、政府が掲げる政府情報システムの全体最適のより一層の推進、ITガバナンスの確立・強化、政府情報システムの数及び運用コストの削減等の政策目標に対して政府共通PFが果たす役割は、当面は限定的なものとなることが見込まれる。

23年度から27年度までの間のPF整備経費に係る支払額は22億余円、PF運用等経費に係る支払額は147億余円となっている。また、利用開始50システムの移行等経費に係る支払額は86億余円、府省運用等経費に係る支払額は95億余円となっている。

27年度のPF運用等分担経費及び府省運用等経費とこれに相当する移行前の運用等経費を比較可能な21システムについてみると、移行後に全体で低減していたが、PF運用等共通経費が多額に上っていて、PF府省運用等経費の低減が図られているとは判断できない状況となっている。

ウ ITリソースの効率的配分による政府情報システムの整備及び運用の効率化等

サーバの台数の削減効果については、効果が見受けられなかった。総務省は、26年度に利用を開始した政府情報システムから、一部において仮想化技術によるCPUの共用を行っているが、この技術を採用している仮想化提供サーバの全体数に対する割合が39.8%にすぎなかったり、41.7%の仮想化提供サーバで仮想的に割り当てたCPUコア数の合計数が、実際のCPUコア数の合計数を超えないように設定されていたりしていた。そして、サーバのCPU等の使用率をみたところ、使用率が低くなっている状況が見受けられた。

ITリソースの規模を移行前と比べて増やしているシステムでは、移行前と比べて減らしたシステム及び移行前と同じシステムに比べて移行後のITリソースの使用率が低くなっている傾向が見受けられた。移行対象システムに必要なと想定されたITリソースの規模と移行後に実際に必要となるITリソースの規模との間にかい離が生じているおそれがあると考えられる。

また、移行後のITリソースの規模を決定する際に、過去のITリソースの使用状況を踏まえた精緻な推計を行わずに、単純に移行前の規模のみを根拠としていたシステムが見受けられた。

総務省は、仮想化技術を採用している政府共通 PF においては、業務量や需要に応じて IT リソースの規模を機動的に増減することは可能であるとしているが、各府省が使用する IT リソースの規模を減少させても、政府全体として負担する費用が直ちに低減されない仕組みになっていた。

整備計画において政府共通 PF の整備により見込まれるとされている効果についてみると、迅速なシステムの立ち上げなどについては、各府省から要望等がなかったとして、政府共通 PF では IT リソースの提供を行っていなかった。また、政府共通 PF の整備及び運用によって得られる知識・経験の蓄積については、知識・経験を蓄積するための仕組みを有していないとしているものや、有しているとしているものについても、仕組みとして必ずしも十分ではないと認められるものも見受けられた。

エ 政府共通 PF の情報セキュリティ対策等の状況

移行対象システムの情報セキュリティ要件を定義する際の担当府省におけるリスク評価の実施状況をみると、リスク評価を実施しておらず、また、SBD ワークシートによる簡易手法も用いていないシステムが多数存在する状況となっていた。また、評価の内容をシステムの企画・要件定義段階で総務省が確認できる仕組みとはなっておらず、対策が重複していたり、不足していたりした場合には、その状況の把握と対応が遅れることになるおそれがあると考えられる。

証跡(ログ)の解析による情報セキュリティリスクの評価について、71.4% のシステムで実施されておらず、その中には各府省が個人情報等の漏えい・流出・改ざんなどが発生した場合に影響が大きいと判断しているものが含まれるなどしていた。

システム監査を実施したシステムは一部となっていて、そのうち 70.0% では、その結果が総務省と共有されておらず、情報セキュリティリスクが関係者の間で十分に共有されていない状況が見受けられた。

オ 政府共通 PF におけるデータ連携の状況

内閣官房及び総務省は、28 年 5 月時点で、政府共通 PF をデータ連携の基盤として構築しておらず、また、政府共通 PF の利用を開始した政府情報システムのうち、担当府省が今後のデータ連携を希望していないシステムが 78.0%、希望しているシステムが 22.0% となっていた。

(2) 所見

政府は、政府共通 PF を、政府の IT ガバナンスを支える重要な基盤と位置付けており、政府情報システムの全体最適をより一層推進し、政府の IT ガバナンスを確立・強化する観点から、原則として全ての政府情報システムを対象に統合・集約化を図るとしている。

については、政府共通 PF の整備及び運用並びに政府情報システムの政府共通 PF への移行について、今後、次の点に留意して取り組んでいく必要がある。

ア 政府が掲げる政策目標に対して政府共通 PF が果たす役割が当面は限定的なものとなると見込まれることを踏まえて、内閣官房は、移行対象外のシステムについても、各府省に対して効率的な運用等を指導するなどして、政府共通 PF を含めた政府全体の情報システムの数及び運用コストの削減により一層努めること

- イ 政府共通 PF へ移行した政府情報システムについては、PF 府省運用等経費の低減が図られているとは判断できない状況等があることを踏まえて、総務省及び各府省は、政府共通 PF への統合・集約化により PF 府省運用等経費が低減されるよう、移行に際しては、企画・要件定義から移行後の運用等に至るまでの各段階において、十分留意して取り組むこと
- ウ 政府情報システムの整備及び運用の効率化等に関して、総務省及び各府省は次のような取組等を行うこと
- (ア) 総務省は、これまでも仮想化技術による、実際の CPU コア数を超えた仮想 CPU コア数の割り当てや、IT リソースの機動的な変更について実施しているが、今後、更に活用を進めるよう、各府省と連携して技術面・運用面の検討を行うとともに、各府省の政府情報システムの政府共通 PF への移行に当たって必要とする IT リソースの規模についても、既に各府省に通知を発するなど適正化に向けた取組も行っているところであるが、引き続き各府省へより詳細な IT リソースの規模の精査を求めること。また、各府省は、上記の通知を踏まえるなどして、政府情報システムの政府共通 PF への移行に当たって必要とする IT リソースの規模について、移行前のシステムの IT リソースの規模だけでなく、その使用状況や移行後の業務量の増減の見込みを踏まえるなどして更に十分な精査を行うこと
- (イ) 政府共通 PF の整備計画で見込まれる効果とされている政府共通 PF による迅速なシステムの立ち上げや期間限定のシステム等のシステム構築ニーズへの柔軟な対応について、整備計画の対象期間が 28 年度までとなっていることから、総務省は、これらの取組の必要性等について改めて検討すること。また、各府省は、政府共通 PF の整備・運用によって得られる知識・経験を蓄積するための十分な仕組みを整備すること
- エ 各府省は、政府情報システムの企画・要件定義段階におけるリスク評価や政府共通 PF の利用段階における情報セキュリティ対策である証跡(ログ)の解析等を確実に実施すること。また、総務省は、今後、各府省が実施するリスク評価の結果や監査結果の必要な情報を把握することにより共有が図られるよう検討すること
- オ 各府省でデータ連携を希望している政府情報システムもあることから、政府共通 PF へ移行する政府情報システムのみならず、政府共通 PF に統合・集約化しない政府情報システムも対象に含めたデータ連携の必要性について、内閣官房を中心として検討すること。また、各府省は、データ連携を特に希望しないとしているシステムについても、業務の更なる効率化や国民等の利用者に対する利便性やサービスの向上等に資するよう、データ連携の必要性について検討すること

本院としては、今後とも政府共通 PF の整備及び運用並びに政府情報システムの政府共通 PF への移行について引き続き注視していくこととする。

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

第1 介護保険制度の実施状況について

要請を受諾した年月日	平成27年6月23日
検査の対象	厚生労働省
検査の内容	介護保険制度の実施状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成28年3月25日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成27年6月22日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月23日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項
(一) 検査の対象
厚生労働省
(二) 検査の内容
介護保険制度の実施状況に関する次の各事項
① 介護保険の財政状況
② 介護サービス等の実施状況

(2) 介護保険制度の概要等

ア 介護保険制度の概要

(注1)
厚生労働省が所管する介護保険制度は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして12年4月から実施されているものである。そして、介護保険は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、常時、介護を要すると見込まれる状態(以下「要介護状態」という。)又は継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれるなどの状態(以下「要支援状態」という。)になった者に対して、それらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)に係る保険給付(以下、要介護状態又は要支援状態になった者に係る保険給付を「介護給付等」という。)を行い、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としている。

(注1) 主に平成21年度から26年度までの間における介護保険制度の実施状況について検査したことから、同制度については、原則として26年度以前の法令等に基づき記述している。

介護保険では、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となっている。また、被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)及び当該市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者となっている。

要介護状態又は要支援状態になった被保険者は、居宅サービス^(注2)、施設サービス及び地域密着型サービス^(注3)(後述1(2)イ(ア)参照。以下、これらを合わせて「介護3サービス」という。)の提供を受けることができることとなっている。また、当該被保険者は、サービスの適切な利用等を行うことができるように、利用するサービスの種類等を定めた居宅サービス計画の作成等を行う居宅介護支援又は介護予防サービス計画の作成等を行う介護予防支援(後述1(2)イ(イ)参照)の提供を受けることができることとなっている。

(注2) 居宅サービスには、介護予防サービスを含む。

(注3) 地域密着型サービスには、地域密着型介護予防サービスも含む。

市町村は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「介護保険事業計画」という。)を、12年度以降、3年ごとに5年を1期として定めることとなっていたが、18年度以降は、3年を1期として策定することとなっており、21年度から23年度までを第4期、24年度から26年度までを第5期として策定している。そして、保険者は、介護保険に係る歳入歳出について特別会計(以下「介護保険事業特別会計」という。)を設けることとなっており、介護保険事業計画の計画期間ごとに保険料基準額を算定することとなっている。また、保険者は、介護保険事業特別会計の剰余金を管理するために、条例で定めるところにより介護給付費準備基金を設けることができることとなっている。

そして、都道府県は、管内の保険者の介護保険事業特別会計に財政上の不足が生じた場合に備えて、財政安定化基金を設け、保険者に対し資金の貸付け及び交付を行うこととなっている。

被保険者は、介護給付等を受けるに当たっては、要介護状態にあること及びその該当する要介護状態の区分、又は要支援状態にあること及びその該当する要支援状態の区分(以下、これらを合わせて「要介護度等」という。)について、保険者である市町村の認定(以下「要介護認定等」という。)を受けることが必要となっている。要介護認定等は、保険者が、被保険者の心身の状況等の調査(以下「認定調査」という。)を行うとともに主治医に意見書の提出を求め、これを当該保険者の介護認定審査会に提出して審査・判定を依頼し、その審査・判定に基づき行うこととなっている。

認定調査のうち、既に要介護認定等を受けている被保険者で、要介護認定等の更新又は要介護度等の変更の申請をした者に対して実施する認定調査(以下「更新等認定調査」という。)については、保険者である市町村は、職員に実施させるほか、都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援を提供する事業者(以下「支援事業者」といい、支援事業者が運営する事業所を「支援事業所」という。)等に委託して実施することができることとなっている。

都道府県知事等の指定等を受けた介護サービス事業者が、要介護認定等を受けた要介護者又は要支援者(以下、これらを合わせて「要介護者等」という。)に対して介護サービスを提供した場合に請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、厚生

労働大臣が定める基準に基づき、介護サービスの種類別に定められた単位数に所定の単価を乗ずるなどして算定することとなっている。

保険者は、法に基づき、要介護者等が介護3サービスの提供を受けたときは、介護3サービス事業者に対して、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、要介護者等が居宅介護支援等の提供を受けたときは、支援事業者等に対して介護報酬の全額をそれぞれ支払うこととなっている(以下、保険者が支払うこれらの費用を「介護給付費」という。)。また、要介護者等は、介護3サービスの提供を受けたときは、介護3サービス事業者に対して、原則として、介護報酬の100分の10に相当する額を支払うこととなっている。

居宅サービス及び地域密着型サービスのうち一定のサービスに係る介護報酬については、要介護度等別に区分支給限度基準額が設けられていて、当該額を超過してサービスの提供を受けた分の介護報酬については、要介護者等がその全額を負担することとなっている(以下、要介護者等が区分支給限度基準額を超過してサービスの提供を受けた分について負担する額を「10割負担額」という。)

イ 介護サービスの概要等

(ア) 介護3サービスの種類

前記のとおり、介護保険により提供される介護3サービスには、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスがある。居宅サービスは居宅の要介護者等に対して提供されるサービスであり、施設サービスは介護保険施設の入所者等に対して当該施設において提供されるサービスである。また、地域密着型サービスは、要介護者等が住み慣れた自宅又は地域での生活を継続できるようにするために提供されるサービスであり、18年度に導入されたものである。

(イ) 居宅介護支援及び介護予防支援

居宅介護支援は、居宅の要介護者がサービスの適切な利用等を行うことができるように、介護支援専門員(以下「ケアマネジャー」という。))が、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく居宅サービス及び地域密着型サービス(以下「居宅サービス等」という。))の提供が確保されるよう、連絡調整その他の便宜の提供(以下「ケアマネジメント」という。))を行うものである。また、介護予防支援は、居宅の要支援者がサービスの適切な利用等を行うことができるように、ケアマネジャー等が、介護予防サービス計画の作成その他の便宜の提供を行うものである。

ケアマネジャーは、要介護者等からの相談に応じ、ケアマネジメント等を行う者であり、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして都道府県から介護支援専門員証の交付を受けた者である。そして、法第69条の34第1項及び「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号。以下「運営基準」という。))第1条の2第3項の規定によれば、ケアマネジャーは、居宅介護支援を行うに当たっては、その担当する要介護者の人格を尊重し、常に当該要介護者の立場に立って、当該要介護者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正・中立にその業務を行わなければならないことなどとされている。また、運営基準第25条の規定によれば、支援事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、その運営す

る支援事業所のケアマネジャーに対して、特定の居宅サービス等事業者による居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならないとされている。

居宅介護支援を行うケアマネジャーの多くは、居宅サービス等事業所に併設されている支援事業所に所属して業務を行っており、そのような支援事業所は、併設されている居宅サービス等事業所を運営する事業者と同一の事業者により運営されている場合が多くなっている。このため、ケアマネジャーが居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス等が特定の居宅サービス等事業者が提供するものに不当に偏ることのないようにするなどして、ケアマネジメントの公正・中立を確保することが重要な課題となっている。

(ウ) 特定事業所集中減算

支援事業所は、居宅介護支援に係る介護報酬の算定に当たり、各年度の前期又は後期の判定期間^(注4)に作成した居宅サービス計画の中で、対象となるサービス(27年8月までは訪問介護等の三つの居宅サービス。以下、これらを「3居宅サービス」という。)が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出した上で、最も利用者数の多い事業者を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合(以下「集中割合」という。)を計算し、いずれかのサービスの集中割合が正当な理由なく90%を上回った場合には、各月の介護報酬について所定単位数から200単位を減算することとされている(以下、この制度を「特定事業所集中減算」という。)。そして、特定事業所集中減算の適用を受ける支援事業所については、居宅介護支援に係る介護報酬の請求に当たり、特定事業所加算^(注5)を算定することができないこととなっている。

(注4) 判定期間 前期は3月1日から8月末日まで、後期は9月1日から翌年2月末日まで

(注5) 特定事業所加算 常勤の主任介護支援専門員の配置、24時間連絡体制の確保等を行った場合には、介護報酬の請求に当たり、300単位又は500単位(平成27年4月以降は300単位、400単位又は500単位)を加算して算定することができるものとされているもの

特定事業所集中減算は、18年度の介護報酬改定の際に導入されたものであり、ケアマネジメントの公正・中立を確保するための施策の一つであるとされている。

また、厚生労働省は、27年度の介護報酬の改定において、特定事業所集中減算の集中割合の基準を90%超から80%超に引き下げるとともに、集中割合の判定の対象となるサービスについても3居宅サービスのみであったものを地域密着型サービスの一部も含めた計17の居宅サービス等に拡大する変更を行っている(以下、この変更を「27年度改定」という。)

(エ) 介護3サービス事業所の指定等

居宅サービスを提供する事業所等及び介護保険施設の指定等については、都道府県知事(24年4月以降は都道府県知事に加えて政令指定都市及び中核市の長)及び道府県の条例により道府県知事の権限に属する当該事務の一部について委任を受けた市町村の長が行うこととなっている。そして、要介護者等は、その居住する地域に限定さ

れることなく、居宅サービス又は施設サービスの提供を受ける事業所又は施設を自由に選択できることとなっている。

これに対して、地域密着型サービスを提供する事業所又は施設(以下「地域密着型サービス事業所」という。)の指定については、市町村の長が行うこととなっている(以下、介護3サービス事業所及び支援事業所の指定等を行う者を「指定権者」という。)。そして、地域密着型サービスを利用することができるのは、原則として、地域密着型サービス事業所の指定を行った市町村の管内に住所を有する要介護者等となっている。

ウ 介護給付等の適正化の取組

都道府県及び保険者は、都道府県が策定する介護給付適正化計画(以下「介護給付適正化計画」という。)等に基づき、介護給付等の適正化の取組を実施している。介護給付適正化計画は、都道府県及び保険者が実施する介護給付等の適正化に係る具体的な事業内容、実施目標等を定めるものであり、「[第2期(平成23年度～平成26年度)介護給付適正化計画]に関する指針について」(平成23年老介発0331第2号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知。以下「適正化通知」という。)等に基づき策定することとなっている。

適正化通知によれば、介護給付等の適正化の取組としては、要介護認定等の適正化、縦覧点検(同一被保険者に係る重複請求等の点検をいう。以下同じ。)、医療情報との突合(被保険者ごとに医療給付と同時に請求できない介護給付等と医療給付との突合を行うことをいう。以下同じ。)等がある。

このうち、要介護認定等の適正化は、支援事業者等に更新等認定調査を委託して実施した場合に、その調査状況等について、保険者自らが点検を行うなどするものである。そして、要介護認定等が適切かつ公平に行われるためには、更新等認定調査の公正・中立が確保される必要があることなどから、厚生労働省は、保険者に対して、可能な限り同一事業者等による認定調査(被保険者に居宅介護支援等を提供する支援事業者等と、当該被保険者の更新等認定調査を委託された支援事業者等とが同一である場合の更新等認定調査をいう。以下同じ。)を実施しないように求めている。

また、介護給付等の適正化の取組を推進するため、国民健康保険中央会は、厚生労働省から補助金の交付を受けて、国保連合会介護給付適正化システム(以下「適正化システム」という。)を整備し、16年2月から運用している。そして、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)は、都道府県及び保険者に対して適正化システムから出力される介護給付等の適正化に資する各種の帳票(以下「適正化帳票」という。)を電子情報で配信している。

厚生労働省は、保険者が適正化帳票を活用した縦覧点検や医療情報との突合(以下、これらを合わせて「縦覧点検等」という。)を行うに当たっては、その効率的な実施を図るため、各保険者が国保連合会に委託して実施することを推進している。

(3) これまでの会計検査の実施状況

本院は、介護保険制度については、介護給付費の支払に係る国の負担は適切かなどについて毎年検査を実施し、その検査結果を不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項等として検査報告に掲記している。

(4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、主に21年度から26年度までの間における介護保険制度の実施状況に関する各事項について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 介護保険制度における介護給付等及び国の財政負担の状況はどのようになっているか、保険者における保険料基準額の設定や介護保険事業に係る経理の状況はどのようになっているか、財政安定化基金からの貸付け及び交付の状況や、財政安定化基金からの交付金の精算の状況はどのようになっているか。

イ 介護3サービスの実施状況はどのようになっているか、特に、地域密着型サービスの実施状況はどのようになっているか。

ウ ケアマネジメントの実施状況はどのようになっているか、特に、特定事業所集中減算は、その運用実態に照らし、当該目的を実現するための施策として合理的で有効なものとなっているか。

エ 介護給付等の適正化の取組の実施状況はどのようになっているか、特に、更新等認定調査は適切な実施方法により行われているか、また、適正化システムの利活用の状況はどのようになっているか。

そして、介護保険制度の実施状況について、厚生労働本省、^(注6)21都県、183保険者及び国民健康保険中央会において、347.3人日を要して会計実地検査を行った。

検査に当たっては、主に第4期及び第5期(21年度から26年度まで)の介護保険制度の実施状況について厚生労働本省、各都県及び各保険者から各種資料等の提出を受けて、その内容の比較分析等を行うとともに、支援事業所の指定権者である上記の21都県及び26^(注7)市等を通じてこれらの地方公共団体の区域内に所在する支援事業所から、また、21都県を通じて21国保連合会から、それぞれ説明を聴取するなどして検査した。

(注6) 21都県 東京都、秋田、栃木、群馬、神奈川、富山、石川、山梨、岐阜、愛知、三重、兵庫、和歌山、広島、山口、徳島、愛媛、福岡、佐賀、熊本、沖縄各県

(注7) 26市等 秋田、宇都宮、前橋、高崎、横浜、川崎、相模原、富山、滑川、金沢、岐阜、名古屋、豊橋、岡崎、神戸、和歌山、広島、呉、福山、三次、下関、松山、北九州、熊本、那覇各市、佐賀中部広域連合

2 検査の結果

(1) 介護保険の財政状況

ア 介護給付費等及び介護保険事業特別会計における経理の状況

21年度に全国計で6兆4975億余円であった介護給付費は、25年度には8兆0163億余円となり1.23倍に増加している。そして、21年度には全国計で1兆6347億余円であった国が都道府県及び保険者に対して負担することとなっている各負担金等は、25年度には2兆0464億余円に増加している。また、介護保険の被保険者数の推移についてみると、21年度末に2891万余人であった第1号被保険者数は、25年度末には3201万余人となっていて、310万余人増加している。

介護給付費、第1号被保険者数等が年々増加傾向にある中で、第1号被保険者が負担する保険料に係る保険料基準額がどのように設定されているかなどについてみたところ、第1期は2,911円であった全国平均の保険料基準額は、第6期には5,514円となり

1.8倍に増加していた。この保険料基準額の主な算定要素である標準給付費等の第1号被保険者負担分の予想額(計画期間内の各年度の合算額)について、183保険者における第4期又は第5期の予想額と計画期間終了後の実績額を比較すると、実績額が予想額以下となっていた保険者は、第4期は99保険者、第5期は127保険者となっていた。

(注8) 標準給付費 計画期間内の各年度における介護給付等に要する費用

そして、保険料は、おおむね3年を通じ介護保険の財政の均衡を保つことができるものでなければならないこととなっていることなどから、介護保険事業特別会計に係る歳入歳出の状況等についてみたところ、183保険者における介護保険事業特別会計の収支差については、第4期においては支出済額が収入済額を上回る支出超過となっていた保険者が一部で見受けられたが、第5期の24年度から26年度までの間の各年度においては、支出超過となっていた保険者は見受けられなかった。

また、保険者は、介護保険事業特別会計の剰余金を管理するために条例で定めるところにより介護給付費準備基金を設けることができることとなっており、183保険者における介護給付費準備基金の残高の状況についてみたところ、26年度末において残高がない保険者は26保険者となっていて、このうち、26年度に財政安定化基金から貸付けを受けていたのは15保険者となっていた。

さらに、市町村の一般会計からの介護保険事業特別会計への繰入れについて、法の規定に基づき介護給付費のうち市町村が負担することとなっている割合を超えてこれを行うことは、本来、第1号被保険者の保険料で負担することとなる費用について制度上想定されない市町村の一般財源を充てることになることから費用負担の公平性を損なうおそれがあるものと考えられるが、このような繰入れを行っていた保険者が、第4期では5保険者、第5期では10保険者見受けられた。

イ 財政安定化基金からの貸付け及び財政安定化基金からの交付金の精算の状況

介護保険事業特別会計に財政上の不足が生じた場合に備えて、都道府県は財政安定化基金を設けることとなっていることから、183保険者に対する財政安定化基金からの貸付状況についてみたところ、第4期又は第5期の期間中に財政安定化基金から貸付けを受けていた保険者は80保険者となっており、そのうち第4期及び第5期のいずれにおいても貸付けを受けていたのは11保険者となっていた。

また、財政安定化基金からの交付金は、保険料の収納率の低下等により実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれるなどの場合に、保険者に対して、計画期間の最終年度に算定した見込額を交付するものである。23年度又は26年度に財政安定化基金から交付金の交付を受けた24保険者についてみたところ、財政安定化基金からの貸付け及び交付に関して必要な事項を定めた県の要綱等に交付金の精算条項が定められていた2県の管内に所在する2保険者は、23年度の決算終了後の実績額に基づき交付金を精算し、生じた交付超過額(3年間の計画期間の最終年度の決算終了後の実績額に基づき計算した交付金の額が、交付申請の段階で算定した額を下回る場合のそれらの開差額をいう。以下同じ。)を県に返還していた。一方、上記2県の管内に所在する3保険者を除いた21保険者を対象として、23年度又は26年度に交付を受けた交付金の額と、本院において当該保険者の実績額に基づき試算した額を比較したところ、17保

険者において、実績額に基づき試算した額が交付を受けた交付金の額を下回っており、合計1億7556万余円の開差額が生じていた。

財政安定化基金の財源は、国、都道府県及び保険者がそれぞれ3分の1を負担しているものであること、また、財政安定化基金からの交付金は、当期の借入額を次期介護保険事業計画の計画期間中に全額償還する借入金とは性格が異なるものであることなどを踏まえると、交付超過額が生じた場合にその精算を行わないとする取扱いは合理性を欠くものと考えられる。

(2) 介護サービス等の実施状況

ア 介護3サービスの実施状況

(ア) 居宅サービスの実施状況

居宅サービスについては、近年、訪問介護及び通所介護を提供する事業所の数がいずれも増加し続けている。各保険者の管内における居宅サービスの提供能力とニーズとの関係について、適切であると判断している保険者及び提供能力が多いと判断している保険者は、訪問介護で90保険者、通所介護で102保険者となっているのに対して、提供能力が少ないと判断している保険者は、訪問介護で13保険者、通所介護で7保険者となっていた。

このような状況と合わせて、地域密着型サービス事業所が保険者管内に所在しないことなどの理由として既存の居宅サービス又はその組合せにより対応が可能であるとしている保険者が少なからず見受けられたことなども踏まえると、今回検査した範囲内では、保険者管内で居宅サービスを提供する事業所が著しく不足している状況とはなっていないと考えられる。

また、居宅サービスについては、一部の地域密着型サービスを含めて複数のサービスを組み合わせる利用するのが一般的となっているが、複数のサービスを組み合わせる要介護者等が10割負担額も含めて実際に負担する費用の総額についての確に把握することは必ずしも容易でない状況となっている。そこで、これについて調査したところ、26年2月に10割負担額が生じている要介護者のうち10割負担額が50,000円以上となっている者の10割負担額を含む実際の負担額は、約73,000円から約158,000円までの範囲となっていた。そして、これらの要介護者については、平均要介護度が3.00以上で、かつ、平均利用サービス数が3以上となっていた。

(イ) 施設サービスの実施状況

施設サービスについては、25、26両年度(通算)分の全事業所平均利用率(183保険者管内のそれぞれの事業所又は施設の延べ定員数、延べ利用者数を算定し、これらの事業所又は施設の延べ利用者数の計を延べ定員数の計で除して得た率。以下同じ。)は、介護福祉施設サービスが94.6%、介護保健施設サービスが91.1%、介護療養施設サービスが90.1%となっていて、いずれも高い状況となっていた。

(ウ) 地域密着型サービスの実施状況

地域密着型サービスについては、それぞれのサービスの内容、提供場所等に応じた分類が可能であることから、本院において、同サービスを、①居宅系3サービス(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス)、②入居・入所

系3サービス(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)、及び③訪問系2サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護)の3類型に分類するなどして、その実施状況についてみたところ、次のような状況となっていた。

地域密着型サービスを利用することができるのは、原則として、地域密着型サービス事業所の指定権者である市町村の管内に住所を有する要介護者等となっていることから、同サービスを利用する前提として、管内に地域密着型サービス事業所が所在していることが必要となる。そこで、183保険者における地域密着型サービス事業所の所在状況等についてみたところ、地域密着型サービスの事業所所在率(183保険者のうち、25、26両年度のいずれかの時点において管内にそれぞれの地域密着型サービス事業所が所在していた保険者の割合をいう。以下同じ。)は、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護については80%を超えている一方で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)及び地域密着型特定施設入居者生活介護については30%を下回っている状況となっていた。

事業所所在率は、保険者及び事業者が想定するサービスの利用見込みを反映していると考えられ、17年度以前は居宅サービスに位置付けられていた認知症対応型共同生活介護の事業所所在率は高い割合となっていた。一方、管内に事業所等が所在しない理由として、利用者側において既存のサービスで十分であると考えていること、また、利用者側においてサービスを知らないことでニーズがないことなどとしている保険者が多数見受けられた。

そして、地域密着型サービスのうち、事業所所在率が98.3%となっている認知症対応型共同生活介護以外の7サービスを提供する事業所等が管内に所在しない保険者に対して、当該7サービスの必要性についての考え方を調査したところ、その必要性については判断できないとしている保険者が相当数見受けられた。これらの中には、地域密着型サービスの必要性について検討を行うための情報収集等を十分に行っていない保険者も見受けられることなどから、このように判断できないとしているのは、指定権者でもある市町村において、地域密着型サービスの展開についての意識が必ずしも十分でないことなどが関係していると考えられる。

また、入居・入所系3サービスの25、26両年度(通算)分の全事業所平均利用率は、それぞれ94.7%(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)、94.4%(認知症対応型共同生活介護)及び89.5%(地域密着型特定施設入居者生活介護)となっていて、高い状況となっていた。一方、居宅系3サービスについては、それぞれ69.5%(小規模多機能型居宅介護)、58.9%(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護))及び54.2%(認知症対応型通所介護)となっていて、入居・入所系3サービスと比べて低い状況となっていた。そして、居宅系3サービスの利用率が低い理由としては、利用者、ケアマネジャー等のサービスに対する理解が不足して利用に結びつかないこと、ケアマネジャー等の交代を利用者等が好まないことなどが考えられるとしている保険者が見受けられた。

サービスの全事業所平均利用率は利用者等のニーズの直接的な反映であると考えられること、また、入居・入所系3サービスについては利用を希望しながら利用に至っていない者が少なくないことなどを踏まえると、地域密着型サービスのうち特に入居・入所系3サービスについては、高いニーズが存在していると考えられる。

また、居宅系3サービスについて、利用状況を把握しているとしている保険者は30%から40%程度、入居・入所系3サービスについて、利用の申込みを行っていないながら利用に至っていない者の状況を把握しているとしている保険者は50%程度、訪問系2サービスについて、利用状況を把握しているとしている保険者は10%から20%程度となっていた。

地域密着型サービスは、要介護者等の居宅又は地域において身近にサービスを提供するために導入されたものであり、地域包括ケアシステムの核となるサービスであると位置付けられていること、原則として、保険者の管内でサービスを提供するものであることなども踏まえると、保険者における地域密着型サービスの利用状況等の把握は十分であるとはいえない状況にあると考えられる。

そして、地域密着型サービスの普及促進等に当たっては、指定権者であり保険者でもある市町村において、要介護者等の利用者や家族及びケアマネジャーに対してそのニーズの前提となるサービスの内容等の周知や、サービスの利用状況等の一層の把握等が求められていると考えられる。

(エ) 施設サービス等における介護職員の確保の状況

介護老人福祉施設等への入所等を希望しながら入所等に至っていない者が相当数見受けられた一方で、介護職員が不足しているため定員利用となっていない施設等が、11 保険者の管内で15 施設等見受けられた。

イ 特定事業所集中減算とケアマネジメントの公正・中立の確保

(ア) 集中割合の状況等

21 都県に所在する支援事業所18,605 事業所のうち24 年度後期又は25 年度前期の判定期間に居宅サービス計画を作成していた支援事業所から抽出した2,230 事業所について、その作成した居宅サービス計画に位置付けられた3 居宅サービスの中で集中割合が最も高いサービスの集中割合の状況を調査したところ、24 年度後期及び25 年度前期のいずれの判定期間においても、集中割合が70%超90%以下となっている支援事業所が最も多くなっていた。そして、25 年度前期の判定期間における集中割合が最も高いサービスについて、最も多くの居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス事業者が、当該居宅サービス計画を作成した支援事業所を運営する支援事業者と同一であるものが多数見受けられた。

また、24 年度後期又は25 年度前期の判定期間において21 都県又は26 市等に対して特定事業所集中減算届出書を提出していた1,609 事業所のうち1,279 事業所(79.4%)及び1,594 事業所のうち1,280 事業所(80.3%)については、その作成した居宅サービス計画に位置付けられた3 居宅サービスのうちいずれかのサービスの集中割合が90%を上回っていることについて正当な理由があると認められていて、特定事業所集中減算の適用を受けていなかった。さらに、正当な理由の認定状況については、各都県等間で差異が見受けられる状況となっていた。

(イ) 特定事業所集中減算の効果

厚生労働省は、特定事業所集中減算の導入に際して、ケアマネジメントの公正・中立の確保と集中割合に一定の基準を設けることとの合理的関連性及びケアマネジメントの公正・中立を確保するために集中割合の基準を90%超とした根拠については、現在、いずれも明らかではないとしている。

そして、前記2,230事業所のうち、24年度後期及び25年度前期のいずれの判定期間においても集中割合が80%超90%以下となっている306事業所について、居宅サービス計画の作成に当たり、所属するケアマネジャーが特定事業所集中減算の適用を受けないようにするために居宅サービス計画の内容を変更するなどして、意図的に集中割合を低下させること(以下「集中割合の調整」という。)を行ったことがあるかどうかについて調査したところ、調査に回答した216事業所のうち76事業所(35.1%)において、ケアマネジャーが居宅サービス計画の作成に当たり、特定事業所集中減算の適用を受けないようにするために集中割合の調整を行ったことがあると回答した。

このように、集中割合の調整が行われる場合には、ケアマネジャーは必ずしも利用者の心身の状況、希望等を勘案して居宅サービス計画を作成していないことになり、このようなケアマネジメントは、ケアマネジャーはその担当する利用者の人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って業務を行わなければならないとしている運営基準等の趣旨に反すると考えられる状況となっていた。

また、前記2,230事業所のうち、24年度後期及び25年度前期のいずれの判定期間においても集中割合が100%となっている支援事業所が16事業所見受けられた。そして、この16事業所における居宅サービス計画の作成方針等について調査したところ、調査に回答した11事業所のうち、支援事業所の方針として単一の居宅サービス等事業者を居宅サービス計画に位置付けることとしていた支援事業所が3事業所あり、また、今後も、特定事業所集中減算の適用を受けないようにするために居宅サービス等事業者を分散させる予定はないとしている支援事業所が4事業所あった。

このように、支援事業所の方針として、居宅サービス計画の作成に当たり特定の居宅サービス等事業者を位置付けることとしていることは、運営基準等の趣旨に反すると考えられる状況となっており、特定事業所集中減算は、支援事業所の方針として単一の居宅サービス等事業者を居宅サービス計画に位置付けるなどとしている一部の支援事業所に対しては、厚生労働省が期待できるとしている、居宅サービス計画に位置付けられる居宅サービスが特定の居宅サービス事業者の提供するものに不当に偏らないようにする牽制^{けんせい}効果が十分に生じていないと考えられる。

(ウ) 27年度改定に対する支援事業所の対応等

厚生労働省は、27年度改定に当たり、新たに特定事業所集中減算の適用を受ける可能性がある支援事業所が実際に特定事業所集中減算の適用を受けることとなった場合における当該支援事業所の減収額については、試算していなかったとしている。そこで、本院が、前記の24年度後期及び25年度前期のいずれの判定期間においても集中割合が80%超90%以下となっている306事業所について、仮に特定事業所集中減算の適用を受けることとなった場合における介護報酬の減収額を試算したところ、1事業所当たりの平均で、介護報酬が14.4%減額され、1年間で312万余円の減収に

なるという結果となった。また、306事業所のうち193事業所については特定事業所加算の請求が認められているが、これらの193事業所が特定事業所集中減算の適用を受けることとなった場合には特定事業所加算を算定できなくなることから、これに伴う減収分も合わせて試算すると、1事業所当たりの平均で、介護報酬が34.6%減額され、1年間で961万余円の減収になるという結果となった。

また、27年度改定を踏まえた対応方針について回答した132事業所のうち66事業所(50.0%)は、集中割合が80%以下となるように集中割合の調整を既に行っているか又は今後行うことを検討していると回答しており、27年度改定は、ケアマネジメントの公正・中立の確保を推進するものとはならないおそれがある状況となっていた。

上記調査の過程では、ケアマネジャーから、①個々の利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立って居宅サービス計画を作成した結果として集中割合が高くなる場合があることなどを踏まえると、特定事業所集中減算のケアマネジメントの公正・中立を確保するための制度としての有効性については疑問がある、②ケアマネジメントの公正・中立を確保するためには、ケアマネジャーの地位の安定・向上を図ることが不可欠である、③特定事業所集中減算の適用を受けることにより特定事業所加算を算定できなくなる場合には、特定事業所加算を算定するための要件である常勤の主任介護支援専門員の配置、24時間連絡体制の確保等のケアマネジメントの質の向上に対して消極的となる支援事業所が増えるおそれがあるなどの意見があった。一方で、特定事業所集中減算はケアマネジメントの公正・中立を確保する制度として有効であるという意見もあった。

以上を踏まえると、集中割合に一定の基準を設け、これを正当な理由なく上回る場合には介護報酬を減額するという特定事業所集中減算は、ケアマネジメントの公正・中立を確保するという所期の目的からみて、必ずしも合理的で有効な施策であるとは考えられず、むしろ一部の支援事業所においては、集中割合の調整を行うなどの弊害を生じさせる要因となっていると考えられる状況となっていた。

ウ 介護給付等の適正化の取組の実施状況

要介護者等が増加傾向となっている中で、都道府県及び保険者は、介護給付適正化計画に基づき、要介護認定等の適正化等の介護給付等の適正化の取組を実施している。

(ア) 要介護認定等の状況

要介護認定等が適切かつ公平に行われるためには、更新等認定調査の公正・中立を確保する必要があることなどから、厚生労働省は、保険者に対して、可能な限り同一事業者等による認定調査を実施しないように求めている。

しかし、更新等認定調査の全部又は一部を支援事業者等に委託して実施していた177保険者のうち115保険者は、特に同一事業者等による認定調査を行わない取扱いとはしておらず、このうち108保険者において同一事業者等による認定調査が行われていた。また、当該保険者から抽出した40保険者についてみたところ、委託先の支援事業者又は介護老人福祉施設の大部分で、更新等認定調査の対象である要介護者等の居宅サービス計画等の作成等を担当しているケアマネジャーによる当該要介護者等の更新等認定調査(以下「担当ケアマネジャーによる認定調査」という。)が行われていた。

そして、厚生労働省は、このような保険者における更新等認定調査の実施状況の実態について把握しておらず、また、これらの保険者に対して、可能な限り同一事業者等による認定調査や担当ケアマネジャーによる認定調査を行わないようにすることについて文書による助言等を行っていなかった。

(イ) 適正化システムを活用した取組の実施状況

適正化システムを活用した取組の実施状況についてみたところ、適正化帳票を活用した縦覧点検等を実施するに当たり、自ら又は国保連合会に委託して実施している保険者が見受けられた一方、縦覧点検等を実施していない保険者が見受けられた。また、適正化システムから配信される給付実績を活用した情報提供帳票(以下「実績帳票」という。)を用いた介護サービス事業者に対する指導監督の充実や、不適切な給付の発見及び適正な介護サービスの提供による介護給付費の効率化等(以下「給付実績の活用」という。)について、実績帳票を活用することにより具体的な効果を上げている保険者等が見受けられた一方、実績帳票を活用していない保険者等が見受けられた。

3 検査の結果に対する所見

我が国の急速な高齢化に伴い介護給付費は増大しており、これに伴い国、都道府県及び市町村の費用負担は増大し、保険料も上昇していて、介護保険制度の実施状況に対する国民の関心はますます高まっている。

また、近年の法改正等に基づき、今後も順次介護保険制度の改正が行われることとなっている中で、給付と負担の均衡を図りつつ、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが求められている。

このような状況及び今回の本院の検査結果を踏まえて、今後、介護保険制度については、厚生労働省、各都道府県、各保険者等において、次の点に留意することなどにより、適切かつ効果的に実施するよう努める必要がある。

(1) 介護保険の財政状況について

ア 介護保険事業特別会計における経理の状況等を踏まえ、各保険者及び各都道府県において、今後の高齢化の一層の進行等に伴い、各種の介護サービスの利用が増大して介護給付費が増大した場合に備えて、介護保険財政の健全化について引き続き留意すること、また、厚生労働省において、介護保険制度が持続可能なものとなるよう、その運営に十分に留意すること

イ 厚生労働省において、財政安定化基金からの交付金については、保険者間の負担の公平性を確保するために、交付超過額が生じた保険者から当該交付超過額を返還させる取扱いとすることなどについて検討すること

(2) 介護サービス等の実施状況について

ア 介護3サービスの実施状況について

(ア) 地域密着型サービスは地域包括ケアシステムの核とされているサービスであり、地域密着型サービス事業所の設置については、事業所等の指定権者であり保険者でもある市町村の関与が可能となっていることなども踏まえて、市町村において、管内における地域密着型サービスの必要性の有無を適切に判断していくよう努めること、また、地域密着型サービスの普及及び利用を促進することにより、要介護者等が住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにしていくために、指定権者であり保険者

でもある市町村において、サービスの内容等の周知や、地域密着型サービス事業所の利用状況等の一層の把握に努めるとともに、厚生労働省において、訪問系2サービスや居宅系3サービスを利用することができることなども含めて、その特性又は利便性等について、保険者、事業所、ケアマネジャー、要介護者等に対して一層の周知等を行うこと

- (イ) 介護サービスのニーズの拡大に伴い、今後、介護職員が不足しているため定員利用となっていない事態が増加していくことが想定されることを踏まえ、厚生労働省、都道府県及び保険者が、保険者の管内における施設サービス等の利用状況等についての確かな把握に努めるとともに、介護職員の確保に向けた取組を引き続き推進していくこと
- イ 特定事業所集中減算とケアマネジメントの公正・中立の確保について
厚生労働省において、ケアマネジメントの公正・中立の確保に関する各方面の意見等について十分に把握するとともに、十分な検証を行った上で、ケアマネジメントの公正・中立を確保するための合理的で有効な施策の在り方等について、特定事業所集中減算の見直しも含め、十分に検討すること
- ウ 介護給付等の適正化の取組の実施状況について
 - (ア) 厚生労働省において、保険者に対して、更新等認定調査を支援事業者等に委託して実施する場合には、更新等認定調査の公正・中立を確保して要介護認定等の適正化を図る見地から、原則として同一事業者等による認定調査を行うことがないようにすること、また、担当ケアマネジャーによる認定調査を行うことがないようにすることなどの技術的助言等を文書により行うことについて検討すること
 - (イ) 都道府県及び保険者において、適正化システムを活用した保険者による縦覧点検等の実施や都道府県及び保険者による給付実績の活用について積極的に取り組むとともに、都道府県において、国保連合会との連携を強化し、保険者に対する支援を積極的に推進するなどの取組を検討する必要があるが、厚生労働省においても、適正化システムから配信される実績帳票の活用について、有効な活用事例を都道府県及び保険者に紹介するなどして、保険者に対する支援を一層推進していくこと

本院としては、以上の結果に留意しつつ、今後とも介護保険制度の実施状況が適正かつ適切となっているかについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第2 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について

要請を受諾した年月日	平成24年8月28日
検査の対象	国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
検査の内容	東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成28年4月6日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(二) 検査の内容

東日本大震災からの復興等に対する事業に関する次の各事項

- ① 東日本大震災に伴う被災等の状況
- ② 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(2) これまでの会計検査の実施状況

東日本大震災の復旧・復興事業の実施に当たっては、東日本大震災復旧・復興関係経費に係る予算(以下「復旧・復興予算」という。)が、23年度については一般会計の補正予算において、24年度以降については東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)の24年度から27年度までの予算において措置されている。

前記の要請により、本院は、東日本大震災からの復興等に対する事業に関して、合規性、効率性、有効性等の観点から、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等^(注1)を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況等について検査を実施し、これまでに、24年10月25日、25年10月31日及び27年3月2日の3回、会計検査院長から参議院議長に対して報告している。

(注1) 16府省庁等 国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

本院は、上記27年の報告において、各府省庁等や「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する地方公共団体(以下「特定被災地方公共団体」という。)である青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県並びに特定被災地方公共団体である市町村及びその特定被災区域(同条第3項に規定する区域をいう。以下同じ。)内にある特定被災地方公共団体以外の市町村に、特定被災区域をその区域とする市町村が所在する北海道及び埼玉県を加えた11道県及び227市町村(以下「特定被災自治体」という。)が、一体となって「東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「復興基本方針」という。)や復興計画等に基づき被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策等を継続して実施していることから、引き続き岩手、宮城、福島各県(以下「東北3県」という。)の被災の状況、集中復興期間における復興事業の実施状況等について検査を実施して、その結果については取りまとめが出来次第報告することとした。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、東日本大震災からの復旧・復興事業に関する各事項について、合規性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 東日本大震災に伴う被災の状況はどのようになっているか、避難者数はどのように推移しているか、国は、東日本大震災からの復旧・復興を推進するためにどのような取組を行っているか。

イ 復興特会において措置された復旧・復興予算は、どのような経費に配分されているか、予算の執行は計画的、効率的に行われているか。また、復興債の発行及び償還は適時に行われているか。

ウ 復興交付金事業(東日本大震災復興交付金(以下「復興交付金」という。)を原資として基金の設置造成又は積増し(以下「設置造成等」という。)を行うなどして実施される事業。以下同じ。)及び復興関連基金事業(国庫補助金等を原資として設置造成等される基金により復旧・復興事業として実施される事業。以下同じ。)における各基金の用途は適切か、使用見込みのない余剰金が基金に滞留するなどしていないか。また、被災地のうち津波等により甚大な被害を受けた青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉各県(以下「沿岸6県」という。)における補助事業等、復興交付金事業、復興関連基金事業等の復旧・復興事業について、予算の執行は円滑かつ適切に行われているか。特に、復興交付金事業や復興関連基金事業は、計画に照らして適時に実施されているか。

エ 復興基本方針の基本的考え方に沿って、沿岸6県における復旧・復興事業の成果は着実に上がっているか。特に、災害に強い地域づくり、地域における暮らしの再生、地域経済活動の再生等に向けた取組について、期待される目的、成果が達成されているか。

オ 原子力災害からの復興再生について、各府省庁、福島県等が実施する事業は円滑かつ迅速に実施されているか。特に、除染等による放射能汚染対策、長期避難者の支援、長期避難者の早期帰還への対応等の福島の再生加速化に資する事業等は計画に照らして適時に実施されているか。また、国から東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)に対する求償は適切に行われているか。

本院は、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等を対象として引き続き検査するとともに、特定被災自治体における被災状況、復旧・復興事業等の実施状況等について検

査した。特に、沿岸6県及び管内200市町村に対して、予算の執行状況や成果等の状況について検査した。また、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)に対して、事業者等への資金繰り支援の成果等の状況について検査した。

検査に当たっては、16府省庁等の内部部局等並びに日本公庫、沿岸6県及び管内57市町村に対して374人日を要して会計実地検査を行い、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするなどして把握した内容等を基に調査分析を行った。

2 検査の結果

(1) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 被害等の状況

(ア) 人的被害及び建物被害の状況

人的被害については死者15,894人、行方不明者2,562人等となっており、建物被害については全壊121,803戸、半壊278,440戸、一部破損726,131戸等となっている。

(イ) 公共施設等の被災の状況

各府省庁が所管する公共施設等に関する被災の状況については、基盤整備関係では被災地区海岸数677海岸、交通関係では高速道路の通行止め路線数15路線、直轄国道等の通行止め区間数711区間、農林水産業関係では津波により被災した農地面積21,480ha等となっている。また、全壊等の被害を受けた施設は、医療施設4,158施設、福祉施設1,626施設、学校施設等12,150施設等となっている。

(ウ) 避難の状況

避難所は26年3月末までに全て解消されたが、27年12月10日現在の避難者数は、全国でなお182,000人に上っており、このうち東北3県の各県内の避難者数は、計131,506人(全体の72%)となっている。27年11月末現在、県が建設した応急仮設住宅(以下「建設型応急仮設住宅」という。)への避難者数は東北3県で64,988人(31,295戸)、市町村等が民間住宅を借り上げて避難者に供与する応急仮設住宅(以下「借上型応急仮設住宅」という。)への避難者数は全国で74,972人(32,579戸)とされており、震災から4年以上経過しているにもかかわらず、多くの被災者が不自由な生活を余儀なくされている。

イ 国の復旧・復興への取組

(ア) 復旧・復興に向けて進められた主な取組

a 集中復興期間に進められた主な取組

復興基本方針では、復興期間は10年間とされ、当初の5年間は集中復興期間と位置付けられて、復興支援の体制、復興施策、事業規模、財源等に関する基本方針が定められた。復興支援の体制について、国は、24年2月に復興庁を設置し、同庁内に復興推進会議を設置した。復興施策について、国は、地域における創意工夫をいかして行われる規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度を創設するとともに、使い勝手の良い自由度の高い交付金として復興交付金を創設して、27年8月までに、用地取得手続の迅速化、技術者・技能者の確保、資材の円滑な確保等の加速化措置等を実施した。財政面について、23年12月に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23

年法律第117号)が施行され、また、国は、道府県及び市町村の負担額等に対処するための財政措置として震災復興特別交付税等を創設した。

b 集中復興期間終了後の復旧・復興事業の基本的枠組み

27年6月に開かれた第13回復興推進会議において、集中復興期間終了後の28年度からの5年間を「復興・創生期間」と位置付けて、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する観点から、復興特会で実施する事業は、被災者支援、災害復旧事業等、原子力事故災害特有の課題に対応する事業、復興交付金事業(基幹事業)^(注2)等とされた。

(注2) 基幹事業 被災した地域の復興地域づくりに不可欠な基盤を整備することを目的とする40の事業

(イ) 原子力災害に対する国の復旧・復興の主な取組

除染等による放射性物質汚染対策については、23年8月に施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づき、環境省等は、東京電力の負担の下に放射性物質により汚染された土壌等の除染等(以下「汚染土壌等の除染等」という。)、放射性汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設検討・整備事業(以下、これらの3事業を合わせて「特措法3事業」という。)を実施している。避難指示が解除された区域への帰還支援等の取組については、国は、長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括して支援する福島再生加速化交付金を創設するなどの取組を行っている。

(ウ) 東日本大震災の復旧・復興に係る復興財源フレーム

国は、第13回復興推進会議決定により、復興期間10年間に係る事業規模と財源の見込みを32兆円程度の規模とする32兆円フレームを示した。

32兆円フレームでは、27年度までの集中復興期間に係る事業費を25.5兆円程度、28年度からの復興・創生期間に係る事業費を6.5兆円程度と見込んでいる。

(2) 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

ア 復旧・復興予算の執行等の状況

(ア) 23年度から26年度までの復旧・復興事業に係る歳出予算とその執行状況

a 復旧・復興予算の歳出予算

23年度から26年度までの4か年度の復旧・復興予算における歳出予算額(当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計)の合計は29兆2285億余円となっている。

b 復旧・復興予算の執行状況

23年度から26年度までの予算措置年度別の歳出予算額に予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの(以下「予算現額」という。)の合計額29兆3946億余円の26年度末現在における執行状況は、支出済歳出額(以下「支出済額」という。)23兆9132億余円、翌年度繰越額1兆5352億余円、不用額3兆9461億余円であり、復旧・復興事業に係る累計支出済額の予算現額に対する割合(以下「累計執行率」という。)

81.3%、翌年度繰越額の予算現額に対する割合(以下「繰越率」という。)5.2%、不用額の予算現額に対する割合(以下「不用率」という。)13.4%となっている。このうち26年度の復興特会の当初予算及び補正予算の執行状況をみると、執行率は57.2%にとどまり、繰越率は28.6%、不用率は14.1%となっている。

c 経費項目別の執行状況

23年度から26年度までの4か年度の復旧・復興予算における歳出予算額を予算の経費の内容から区分した項目(以下「経費項目」という。)別の支出済額をみると、公共土木施設、文教施設、医療施設等の災害復旧事業の実施に係る経費項目については「災害対応公共事業関係費」「施設費災害復旧費等」「公共事業等の追加」及び「復興関係公共事業等」の4経費項目で計3兆1361億余円、また、特措法3事業の実施に係る経費項目については「原子力災害復興関係経費」1兆7220億余円となっていて、これらの経費項目の累計執行率は、他の経費項目と比べておおむね低くなっている。

d 事業類型別の執行状況

23年度から26年度までの4か年度の復旧・復興予算の執行状況を事業の実施主体や財政支援の方法等に着眼した事業類型別にみると、支出済額は「補助(基金)」が6兆1291億余円、「補助」が4兆9831億余円、「地方交付税交付金」が3兆8000億余円等で、特定被災自治体を実施する事業等への財政支援を行う方法において多額となっている。

(イ) 23年度から26年度までの復旧・復興事業に係る歳入の予算及び実績の状況

a 財源項目別の歳入の予算・決算

23年度から26年度までの各年度の決算額と予算額とを比較すると、復興特別所得税は24年度以降の3年間、復興特別法人税は24、25両年度に、いずれも決算額が予算額を上回っている。また、前年度剰余金受入は、25年度以降は決算額が予算額を大幅に上回っているが、これは、24年度以降に復興特会で予算措置された財源等が当年度のうちに支出されずに、繰越し又は不用として翌年度以降の財源となっていることによるものである。

b 復興債の発行及び償還の状況

23年度から26年度までの4か年度の復興債の発行状況をみると、発行計画額計15兆4072億円に対して発行実績額計13兆6732億余円となっていて、24年度以降は発行計画額、発行実績額ともに大幅に減少している。そして、復興特別所得税及び復興特別法人税の税収が予算額を上回ったり、繰越し及び不用の発生による決算剰余金が計上されたりしたことにより、25年度においては復興債は発行されず、26年度においても発行計画額の1兆0970億円に対して発行実績額は1199億余円と大幅に下回っている。

復興債の償還は、24年度以降、国債等の償還を一元的に行う国債整理基金特別会計において行われている。26年度の同特別会計の歳出では、債務償還費が1兆5736億余円となり、このうち復興債の借換え分が8421億余円であるため、これを除く7315億余円の復興債が償還されている。復興債の年度末現在額をみると、23年度末の11兆2574億余円から26年度末の8兆3996億余円に減少している。

イ 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況

(ア) 国からの地方公共団体等に対する財政支援の状況

国は、23年度から26年度までの4か年度に、東日本大震災復旧・復興関係経費として補助事業等、復興交付金事業及び復興関連基金事業に対して国庫補助金等を交付したり、補助事業等の地方公共団体の負担額等に対処するために地方交付税の総額に係る特例措置を講じた震災復興特別交付税を交付したり、住民の生活の安定、コミュニティの再生等のために設置造成等された復興基金に対して地方交付税等を交付したりするなどの多様な方法により財政支援を行っている。

(イ) 復興交付金事業の実施状況

復興交付金事業は、復興庁から特定被災自治体に通知された復興交付金に係る交付申請の限度額の範囲内で、国から特定被災自治体が復興交付金の交付を受けて単年度で実施する事業(以下「単年度型事業」という。)と、基金を設置造成等して復興交付金事業計画の計画期間内にこれを取り崩して実施する事業(以下「基金型事業」という。)のいずれかを選択して実施するものである。また、単年度型事業及び基金型事業のそれぞれに、被災した地域の復興地域づくりに不可欠な基盤を整備することを目的とする40の基幹事業と、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業で、基幹事業と関連して地域の特性に則して自主的かつ主体的に実施される効果促進事業がある。このうち基金型事業における復興交付金事業計画に基づき、事業年度ごとにあらかじめ計画された事業の実施に要する経費(以下、事業年度ごとにあらかじめ計画された経費を「〇〇年度の実施計画分」という。)において、23年度から26年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額は計2兆0412億余円、交付額に対する取崩額の割合(以下「基金事業執行率」という。)は48.5%、取崩しが行われずに基金に保有されている額(以下「取崩未済額」という。)は1兆0509億余円となっている。取崩未済額が多い原因として、東日本大震災復興交付金基金管理運営要領において、復興交付金事業が全て終了したときに、基金が終了したときの取崩未済額(以下「残余额」という。)を国庫に返還することとなっていて、復興交付金事業のうち一部の事業が終了して残余额が生じたとしても引き続き基金での保有を続けていることなどが挙げられる。基金型事業の効果促進事業のうち、各基幹事業に係る事業費に一定割合を乗じて算出した額の交付申請を行い一括して先渡しで復興交付金の交付を受ける漁業集落復興効果促進事業及び市街地復興効果促進事業(被災地の要望を踏まえて24年度に創設。以下、両事業を合わせて「効果促進事業(一括配分)」という。)については、24年度から26年度までの3か年度の実施計画分に係る交付額計1448億余円のうち549億余円(37.9%)の復興交付金の事業内容が未定であり、そのうち約7割については交付された後2年以上にわたり、事業内容が未定のままとなっており、一方、事業内容が決定しているものはそのほとんどが基幹事業に伴って実施するものとなっていた。

(ウ) 復興関連基金事業の実施状況

国から国庫補助金等の交付を受けた基金団体が設置造成等した基金により実施される23年度から26年度までの4か年度の復興関連基金事業122事業に係る26年度末までの国庫補助金等の交付額は計4兆0864億余円となっている。このうち、既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していないなどの10事業を除いた

112事業に係る国庫補助金等交付額は計3兆8167億余円、26年度末までの基金の取崩額は1兆9674億余円、基金事業執行率は51.5%、保有している国庫補助金等相当額は1兆6870億余円となっている。

また、122事業のうち48事業において、各基金団体は26年度末までに2016億余円、27年度(27年8月末現在)に714億余円、計2731億余円の基金残額を国庫に返納しているが、「安心こども基金(地域子育て創生事業)の活用による被災児童の生活復旧支援」において、復旧・復興予算による事業の終了後に、残額を同基金の復旧・復興事業以外の区分に配分変更している事態が見受けられた。

(エ) 震災復興特別交付税に係る経費の状況

震災復興特別交付税に係る経費の繰入先の交付税及び譲与税配付金特別会計における執行状況をみると、23年度から26年度までの4か年度の繰入額計3兆3227億余円に対する同特別会計での支出済額は計2兆5995億余円(4か年度の執行率78.2%)となっている。

(オ) 沿岸6県における復旧・復興事業の実施状況

沿岸6県及び管内200市町村において実施されている補助事業等について、23年度から26年度までの4か年度の国庫補助金等の交付決定額は、173事業、計4兆7279億余円(国庫補助金等交付決定額から過不足額を控除した交付決定額に対する国庫補助金等交付額の割合(以下「補助事業執行率」という。))86.0%)となっており、このうち東北3県の分は計4兆4323億余円で、交付決定額全体の9割以上を占めている。

4か年度の交付決定額計の9割以上を占める1事業当たり100億円以上の事業を抽出してその事業内容により区分して(以下、事業内容による区分を「事業区分」という。)、その交付決定額の合計が1000億円以上となる事業区分を示すと、①「公共施設等の復旧等に関する事業」の4事業区分、②「被災者の支援に関する事業」の1事業区分、③「各種産業の再生に関する事業」の3事業区分及び④「災害廃棄物の処理等に関する事業」の1事業区分に分類される。このうち、①「公共施設等の復旧等に関する事業」については、他事業、地元等との調整等による遅延、事業計画の変更等により、26年度末までの国庫補助金等交付決定額に対する交付額の割合(以下「交付率」という。))は65.3%、補助事業執行率は73.7%となっている。①「公共施設等の復旧等に関する事業」に分類される事業区分である「河川等」「社会資本整備」「文教施設」及び「港湾」をみると「文教施設」については、交付決定額の82.9%に当たる1380億余円が交付され、補助事業執行率が87.5%と比較的堅調に執行されているが、「河川等」「社会資本整備」及び「港湾」については、設計変更や施工方法の見直しによる事業計画の変更等の要因により、交付率は59.8%から63.0%、補助事業執行率は62.7%から73.7%となっている。

沿岸6県管内42市町における復興交付金事業について、23年度から26年度までの4か年度の実施計画分に係る復興交付金交付額は計1兆4427億余円で執行率は45.8%となっている。沿岸6県の県事業及び市町事業を事業数でみると、26年度末における基幹事業及び効果促進事業は、基幹事業1,920事業、効果促進事業535事業、計2,455事業となっている。このうち全て完了した事業は、それぞれ441事業、

246事業、計687事業であり、完了した事業数の割合はそれぞれ22.9%、45.9%、27.9%と、いずれも50%を下回っている。

復興交付金事業は、13事業区分^(注3)に分類することができる。事業区分別に完了状況を見ると、基幹事業と効果促進事業を合わせた事業数は、「住宅等」が240事業と最も多くなっていて、次いで「市街地整備等」が195事業、「農業用施設等」が55事業となっている。また、完了した事業数の割合でみると、「試験研究施設等」が最も高い77.2%となっている一方、「住宅入居支援等」等4事業区分が10%程度又はそれ以下となっている、事業区分により差が見受けられる。

(注3) 13事業区分 「文教施設等」「埋蔵文化財発掘調査」「医療・介護・子育て支援施設等」「農業用施設等」「漁業用施設等」「試験研究施設等」「道路」「住宅等」「市街地整備等」「液状化対策」「下水道等」「公園」「住宅入居支援等」

26年度末現在実施中の基幹事業1,390事業のうち当初の復興交付金事業計画において事業完了時期を26年度末以前としていた511事業を対象に事業の完了予定時期の状況を見ると、復興・創生期間となる28年度以降に完了予定の基幹事業は140事業と27.3%を占めていて、事業区分別にみると、「住宅等」が78事業と最も多く、次いで「道路」が30事業、「漁業用施設等」が24事業となっている。

事業期間の延長の程度をみると、1年以上延長されている事業は371事業と72.6%を占めていて、事業区分別では、「住宅等」「漁業用施設等」「道路」及び「市街地整備等」について特に延長されている事業数が多くなっている。事業期間の延長の理由について、事業主体は、それぞれ、住民との合意形成に時間を要したこと、当該事業と関連する事業の進捗に遅延が生じたこと、必要な用地を取得するための地権者の所在把握や交渉等に時間を要したこと、工事費の高騰による計画の見直しに時間を要したことなどによるとしている。

沿岸6県における復興関連基金事業について、既存の基金事業等と復興関連基金事業とを区分して経理していないため基金事業執行率を把握できない4基金4事業を除く20基金70事業の23年度から26年度までの4か年度の国庫補助金等交付額は計2兆1664億余円、26年度末までの取崩額は計1兆3348億余円、基金事業執行率は61.6%となっている。

上記の70事業は、9事業区分^(注4)に分類することができる。各事業区分別にみると、「原子力災害等への対応」が24事業(全体の34.2%)、国庫補助金等交付額計1兆1702億余円(全体の54.0%)となっていて、24年度から26年度までの年度別・事業区分別に取崩額の状況を見ると、各年度とも最も多額となっている。「原子力災害等への対応」は、福島県における実施がほとんどであり、福島県の基金事業執行率は63.2%となっている。一方、「保健・医療・福祉」「農林水産業」及び「防災・復旧事業等」は、復興交付金事業等により実施する造成工事、除染等の他事業の進捗等により影響を受けている事業区分であり、基金事業執行率は40.8%から49.9%となっている。

(注4) 9事業区分 「被災者の生活環境の確保」「保健・医療・福祉」「雇用の維持・確保」「教育」「企業立地」「農林水産業」「防災・復旧事業等」「災害廃棄物の処理」「原子力災害等への対応」

70事業を終了年度別にみると、終了年度が28年度以降とされている13事業のうち8事業及び終了年度未定の14事業のうち13事業、計21事業は「原子力災害等への対応」である。

ウ 復旧・復興事業の成果の状況

(ア) 復旧・復興事業の成果の概況

沿岸6県及び管内33市町における23の施策項目の復旧・復興事業の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)等に基づく災害復旧事業に係る計画や復興交付金事業計画等における整備計画施設等数(以下「計画施設数」という。)に係る事業費(以下「計画事業費」という。)は、26年度末現在、6兆6259億余円であり、これに対する完成した施設等に係る事業費(以下「完成分事業費」という。)は1兆6743億余円(うち国庫補助金等計1兆1460億余円)となっている。計画施設数に対する26年度末現在、整備を終えて完成している施設等数(以下「完成施設数」という。)の割合(以下「完成率」という。)をみると、100%は「鉄道」及び「空港」の2区分であり、80%以上が「河川」「公営住宅等」「医療・福祉施設」「文教施設」「農業用施設」及び「養殖施設」の6区分、20%以下が「海岸(防潮堤)」「海岸防災林」「液状化対策及び地盤沈下対策」^(注5)「上水道」「漁業集落防災機能強化事業」及び「都市再生区画整理事業」の6区分である。

(注5) 防潮堤 津波等の災害を防止するために設置された堤体、水門、護岸等の施設

(イ) 津波対策に関する復旧・復興事業の成果

a ハード施策としての津波対策に係る復旧・復興事業の状況

海岸法(昭和31年法律第101号)等に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するなどのために整備される堤防、突堤、護岸、胸壁等の施設に係る復旧・復興事業の状況については、33市町のうち28市町の512海岸において計画されており、このうち460海岸で事業が実施され、26年度末までの完成施設数は52海岸(完成率10.1%)となっている。計画事業費9398億余円のうち26年度末までに投じられた事業費(以下「支出済事業費」という。)は1427億余円、完成分事業費は85億余円(うち国庫補助金等77億余円)であり、計画事業費に対する支出済事業費の割合は15.1%となっている。

復旧・復興事業を実施している460海岸の防潮堤等について、新設、既設堤防の改修(以下「既設改修」という。)等の別にみると、460海岸のうち「新設」が81海岸、「既設改修」が358海岸、「新設及び既設改修」(同一の海岸で両者が行われているもの)が11海岸、「防潮堤以外の施設のみを整備」が10海岸となっている。このうち26年度末現在で完成しているものは、新設が2海岸、既設改修が41海岸、防潮堤以外の施設のみを整備が9海岸となっている。

上記460海岸の防潮堤の高さについて、東日本大震災前の防潮堤の高さ(以下「現況堤防高」という。)と復旧・復興事業により整備する防潮堤の高さ(以下「復旧後堤防高」という。)とを比較すると、復旧後堤防高が現況堤防高より高くなっているものが359海岸、復旧後堤防高と現況堤防高が同じものが96海岸となっている。また、359海岸のうち、5m以下の範囲で高くなっているものが266海岸と最も多くなっているが、10m超高くなっているものも13海岸ある状況となっている。

460海岸の防潮堤の高さを「^(注6)T.P.10m超」「T.P.5m超からT.P.10m以下」及び「T.P.

5 m以下]に区分して、防潮堤の設置海岸数の変化について、東日本大震災前の現況と復旧・復興事業による復旧後の状況とを比較してみると、T.P.10m超の防潮堤が設置される海岸が現況7海岸から復旧後62海岸へ、T.P.5m超からT.P.10m以下の防潮堤が設置される海岸が現況123海岸から復旧後256海岸へとそれぞれ増加しており、これに伴ってT.P.5m以下の防潮堤が設置される海岸が現況239海岸から復旧後132海岸へ、防潮堤が整備されないなどの海岸が現況91海岸から復旧後10海岸へとそれぞれ減少している。

(注6) T.P. Tokyo Peil の略。東京湾平均海面であり、全国の標高の基準となる海面の高さである。

(注7) 東北3県の60地域海岸のうち防潮堤を整備している17市町の46地域海岸の設計津波水位を前提に設定される地域海岸の防潮堤の高さ(以下「地域海岸内堤防高」という。)と、46地域海岸で復旧・復興事業が実施されている419海岸の復旧後堤防高とを比較してみると、復旧後堤防高が地域海岸内堤防高より高いものが419海岸のうち1地域海岸の2海岸、低いものが28地域海岸の130海岸となっている。130海岸を所在県別にみると宮城県が110海岸と大半を占め、海岸区分別にみると農地海岸が61海岸、漁港海岸が38海岸と多くなっている。復旧後堤防高が地域海岸内堤防高より低くなっている理由について、海岸管理者によれば、湾の形状を考慮した津波シミュレーション等の結果によるとしているものが49海岸、海岸背後地に重要な保全対象がないことによるとしているものが29海岸、農地海岸の防潮堤で背後地にある農地等の浸食防止を主な目的としていることによるとしているものが23海岸、復旧後堤防高を低くしてほしい旨の住民等からの要望を受けた県及び市町と当該住民等との協議及び調整の結果によるとしているものが15海岸となっている。

(注7) 地域海岸 海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画を作成すべき一体の海岸の区分を、湾の形状等の自然条件、過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さから同一の津波外力を設定し得ると判断される一連の海岸線に分割した海岸

復旧・復興事業が実施されている460海岸の防潮堤の完成(予定)年度の状況を見ると、26年度末現在、集中復興期間の最終年度である27年度が完成年度となっているものが116海岸、28年度以降に完成する予定となっているものが292海岸となっている。防潮堤の整備の進捗に伴い、津波に対する防御能力は高くなっていくが、沿岸6県において、数十年から百数十年に一度程度の頻度で到達すると想定される津波(以下「頻度の高い津波」という。)に対する十分な防御能力が発現するには今なお時間を要する状況となっている。

また、460海岸のうち福島県の59海岸を除く401海岸の中で、防潮堤等が未完成となっている海岸は357海岸あり、これらの海岸背後地の土地の利用状況をみると、人口集中地区となっているものが21海岸、漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業等、都市再生区画整理事業及び防災集団移転促進事業(以下、これらを合わせて「住まいの復興に係る4事業」という。)を計画中のもの、実施済み又は実施しているものが延べ159海岸、緊急輸送道路が存在しているものが122海

岸、防災拠点等災害発生時に危機管理を担う市役所又は役場が存在しているものが7海岸、地域住民の暮らしに関する施設である病院等医療施設、社会福祉施設及び文教施設が存在しているものが延べ24海岸となっている。

b ソフト施策としての津波対策に係る復旧・復興事業の状況

33市町のうち津波発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策について定めた計画(以下「津波避難計画」という。)を策定していない14市町における頻度の高い津波を防御するための防潮堤の完成予定年度や市街地の復興を推進するための都市再生区画整理事業の完了予定年度をみると、防潮堤については11市町が、都市再生区画整理事業については8市町が28年度以降としている。甚大な津波被害を受けた市町では、各地域の復興計画に基づく住民の居住地域及び道路等基盤施設の整備等のまちづくりが現在も進捗中であり、津波避難計画は新しく整備される居住地域等に対応したものとしなければならないなどの事情により、頻度の高い津波に対する防御が十分ではない市町においても今なお津波避難計画が策定されていない状況となっている。

津波により浸水する範囲等に関する情報や地震発生時の円滑な避難を確保するために必要な事項を記載した印刷物(以下「津波ハザードマップ」という。)の作成状況をみると、26年度末現在33市町のうち7市町が津波ハザードマップを作成していないが、これは、浸水した地域が少なかったこと、まちづくりに関する事業を実施中であるため市街地等が形成される範囲と津波により浸水する範囲を合わせて図示することが現状では困難であることなどによるものである。

沿岸6県管内の市町では、避難所、津波避難ビル等が指定されているが、復旧・復興事業により整備された避難所が、津波避難計画における避難所として指定できなくなったものが見受けられた。

沿岸6県管内の21市町において、特別交付税により設置造成等された復興基金の活用による防災情報の伝達円滑化を図るラジオ等の電子機器の購入等の状況をみると、23年度から26年度までの4か年度の購入数量は計43,219台となっているが、住民等に対する未配布数量は27年9月末現在で26,316台となっている。未配布となっている電子機器には、災害時に備えて備蓄されているものなどもあるが、地域住民に配布するために購入した電子機器の配布が進まず、事業の効果が十分に発現していないものが見受けられた。

(ウ) 住宅の供給等に関する復旧・復興事業の成果

沿岸6県の^(注8)支援金の支給世帯数、支給額をみると、27年6月末現在、住宅の被害程度等に応じて支給される基礎支援金が200,009世帯、1539億余円、住宅の再建方法等に応じて支給される加算支援金が122,911世帯、1550億余円となっている。基礎支援金の支給世帯数に対する加算支援金の支給世帯数の割合は61.4%で、基礎支援金の支給を受けたものの住宅の再建に至っていない世帯が相当数ある状況となっている。

(注8) 支援金 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づく被災者生活再建支援制度の適用により、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して生活の安定等を目的として支給する支援金

沿岸6県の27年6月末現在における応急仮設住宅の供与の状況をみると、建設型応急仮設住宅は、計53,119戸が設置されており、建設費が3112億余円、維持管理費が551億余円となっている。完成戸数53,119戸のうち27年6月末までに撤去したものは1,105戸あり、その撤去費は9億余円となっている。また、借上型応急仮設住宅は、沿岸6県で計35,346戸、借上げに要した費用は1526億余円となっている。

東北3県の応急仮設住宅の入居等の状況をみると、入居戸数は減少しており、住まいの復興に係る4事業の進捗に伴い、仮住まいから安定した生活に向けて踏み出した者も多数いるが、応急仮設住宅には依然として約14万人が入居しており、その解消にはなお時間を要することが見込まれる。

災害公営住宅整備事業等により整備された災害公営住宅の入居希望及び入居の状況をみると、沿岸6県のうち1県及び24市町は、26年度末までに153地区において6,363戸(完成率34.2%)の住宅の整備を完了している。そして、入居可能となっている4,254戸のうち、26年度末現在の被災者の入居戸数は3,651戸、入居可能戸数に対する入居戸数の割合は85.8%となっている。

防災集団移転促進事業により整備された宅地の分譲等の状況についてみると、4県管内の16市町のうち、移転者が他地区の災害公営住宅に入居するため宅地造成を実施していない1県1市を除く3県管内の15市町は、26年度末までに118地区において2,192区画(完成率29.9%)の宅地の整備を完了している。そして、26年度末までに分譲等が可能となっている103地区1,901区画のうち、26年度末の移転者に分譲等済みの区画数は1,624区画、分譲等が可能な区画数に対する分譲等済み区画数の割合は85.4%となっている。

漁業集落防災機能強化事業による宅地(災害公営住宅の区画を除く。)の整備状況をみると、2県管内8市町は、26地区338区画の宅地の整備を計画しているが、26年度末現在、整備済みの区画数は8地区において34区画(完成率10.0%)にとどまっている。

都市再生区画整理事業による宅地(災害公営住宅の区画等を除く。)の整備状況をみると、3県管内の12市町は、37地区8,324区画の宅地の整備を計画しているが、26年度末現在、整備済みの区画数は8地区において206区画(完成率2.4%)にとどまっている。

(エ) 産業再生に関する復旧・復興事業の成果

日本公庫が実施している農林漁業者、中小企業者等に対する資金繰り支援のうち、農林漁業者等向け、中小企業者等向けの融資制度として、それぞれ既存融資制度の特例(以下「農林漁業者等震災特例貸付」という。)、東日本大震災復興特別貸付(以下「復興特別貸付」という。)が設けられるなどしている。これらについて、22年度(23年3月)から26年度までの5か年度の実績をみると、農林漁業者等震災特例貸付が2819億余円、復興特別貸付が3兆7401億余円、計4兆0221億余円となっている。沿岸6県における貸付実績は1兆1075億余円であり、県別の計をみると、宮城県が4118億余円、福島県が2058億余円と多額になっていて、岩手、茨城、千葉各県では1283億余円から1393億余円と大きな差がみられない。設備資金及び運転資金の資金使途別にみると、農林漁業者等震災特例貸付については貸付額計2010億余円のうち設備資

金が1215億余円、運転資金が794億余円となっている。復興特別貸付については貸付額計9064億余円のうち設備資金が1920億余円、運転資金が7144億余円となっていて、沿岸6県のいずれも7割以上が運転資金となっている。

エ 原子力災害からの復興再生

(ア) 原子力災害関係の事業の執行状況

23年度から26年度までの4か年度の原子力災害関係経費の支出済額計2兆3467億余円のうち、特措法3事業に係る支出済額が1兆1844億余円で、その中でも汚染土壌等の除染等に係る支出済額が1兆1007億余円となっている。

(イ) 特措法3事業の実施状況

a 汚染土壌等の除染等の実施状況

放射性物質汚染対処特措法に基づいて実施されている除染特別地域における特別地域内除染実施計画に基づく汚染土壌等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「除染等の措置」という。)の状況をみると、4市町村は26年3月までに終了し、7市町村は、それぞれ28年3月又は29年3月までに終了するよう事業を実施している。除染特別地域における除染等の措置並びに除染等の措置により生じた除去土壌及び除染廃棄物(以下「除去土壌等」という。)の仮置場等の箇所数及び保管量は、27年9月末現在では247か所、約459万 m^3 となっている。

また、27年9月末現在、福島県管内で汚染状況重点調査地域に指定され、除染実施計画を策定した36市町村における除染等の措置の実施状況を地域別にみると、会津地域は計画に対する進捗率が100%となり、県北地域は森林(生活圏)を除く除染対象で70%以上進捗しているのに対して、県中、県南、相双、いわきの各地域では進捗率が50%以下の除染対象も見受けられる。除去土壌等の保管の状況をみると、保管箇所は114,536か所あり、このうち住宅等の敷地内において保管袋等に入れるなどして地上又は地下で保管している箇所が96.3%と大半を占めている。除去土壌等の保管量をみると、保管量は約455万 m^3 となっており、住宅、学校等の施設において29.8%が保管されており、地元住民の生活にも少なからず負担を与えている。

さらに、27年9月末現在、福島県以外の7県管内で汚染状況重点調査地域に指定され、除染実施計画を策定した58市町村における除染等の措置の実施状況をみると、岩手、宮城両県以外の5県については栃木県を除きほぼ完了している。26年度末現在の除去土壌等の保管の状況をみると、22,741か所において340,622 m^3 の除去土壌等が保管されていて、除染等の措置を実施した現場の地下での保管量が全体の83.3%に当たる283,864 m^3 となっている。

b 放射性汚染廃棄物処理事業の実施状況

福島県内の11市町村の除染特別地域は、放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染廃棄物対策地域に指定されている。同地域内における帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況をみると、双葉郡大熊、楡葉両町及び双葉郡川内村は26年3月に、南相馬市、双葉郡双葉町及び相馬郡飯舘村は27年3月までにそれぞれ搬入を完了している。伊達郡川俣町及び双葉郡葛尾村は同月までに一部を除き完了して、双葉郡浪江、富岡両町は28年3月を完了予定として搬入中である。

(注9)
 また、放射能濃度が8,000Bq/kgを超え、特別な管理が必要な程度に汚染されたものとして環境大臣が指定した廃棄物の数量は、福島県を含む12都県で27年9月末現在、16.6万tとなっており、環境省は5県において、自ら指定廃棄物の処分に必要な長期管理施設等を確保することとしたが、同月末現在候補地を選定している段階であり、その全量が地方公共団体や地方公共団体から委託を受けた民間事業者等が管理する焼却施設等に保管されている。

(注9) Bq(ベクレル) 1秒間に崩壊する原子核の数。放射性物質の量を表す場合に用いられる単位

c 中間貯蔵施設検討・整備事業の実施状況

環境省は、25年12月に関係自治体に対して中間貯蔵施設の設置及び管理型処分場の活用の受入れに係る要請を行い、27年1月までに各自治体からそれぞれ容認され、施設予定地内に福島県内における汚染土壌等の除染等及び放射性汚染廃棄物処理事業の実施に伴って大量に発生が見込まれる除去土壌、放射能濃度が10万Bq/kgを超える廃棄物等を一時的に保管するためのストックヤードの整備を開始している。なお、中間貯蔵施設に係る用地取得の状況をみると、27年9月末までに土地の売買契約等の成立件数は9件にとどまっており、用地取得が進んでおらず、施設整備や輸送等の全体計画を示すことは困難な状況となっている。

(ウ) 帰還支援等の取組等の実施状況

福島県等は、避難指示区域に存する住宅に23年3月11日において居住していた者(特定帰還者^(注10)である者を除く。)の生活の拠点の形成を目的として、生活拠点形成事業を実施し、災害公営住宅の整備を行って、福島県の総整備計画戸数は計4,890戸となっている。このうち27年9月末現在の建築工事着手済戸数及び建物完成戸数をみると、建築工事に着手済みとなっているのは1,856戸、建物の完成に至っているのは687戸となっている。

(注10) 特定帰還者 避難指示区域又は避難解除区域に存する住宅に平成23年3月11日において居住していた者であって当該住宅の存した市町村に帰還する者

(エ) 原子力災害関係経費の求償の状況

特措法3事業について、26年度末までの費用として確定した事業実施済額は計7857億余円となっており、27年10月末現在の求償額の合計は4605億余円、東京電力の支払額の合計は3653億余円となっている。特措法3事業のうち、農林水産省が実施した国有林における汚染土壌等の除染等に係る事業費2億余円について、農林水産省は、求償を行うための体制や具体的な手法等を定めておらず求償を行っていなかった。

上記のほか、放射性物質汚染対処特措法が施行される前から緊急的に実施されていた除染等(以下「緊急除染等」という。)についてみると、内閣府所管の緊急実施除染事業については、23年度から26年度までの4か年度の事業実施済額計2095億余円に対して、求償額計は536億余円、東京電力の支払額計は244億余円となっている。また、緊急実施除染事業を除く緊急除染等については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省がそれぞれ所管する計4事業(支出済額計167億余円。除染等以外の費用も含

む。)において実施されており、これについては、放射性物質汚染対処特措法が施行される前から緊急的に実施されていることなどから、求償は行われていない。

3 検査の結果に対する所見

東日本大震災からの復旧・復興については、復興基本方針等で定めた5年間の集中復興期間に続き、28年度から5年間の復興・創生期間を迎えたところである。国及び地方公共団体は、これまで全力を挙げて復旧・復興に取り組んできており、事業の進捗とともにその成果も見受けられるようになってきたところである。一方、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護する津波対策についてみると、防潮堤の大部分は完成しておらず、津波避難計画の策定や津波ハザードマップの作成がなされていない市町があるなどの状況が一部において見受けられた。また、災害公営住宅や宅地の供給はまだ計画の半分に満たない状態であり、多くの避難者が応急仮設住宅等での生活を続けている。さらに、福島県の避難指示区域等については、復旧・復興の完了までには今後なお相当の時間を要する状況となっている。

復旧・復興事業については、27年度以降も多くの事業が一刻も早い完了を目指して実施されているところであり、また、復興・創生期間と位置付けられた28年度からの5年間は、被災自治体においても一定の負担を行うものとされた上で、被災地の自立につながり地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指すこととなっている。

については、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即して更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

ア 復旧・復興事業については、今後更に3.2兆円の新規財源を要することとされたところであり、各種事業が有効かつ効率的に実施されるように努めること

イ 復興交付金については、復興庁が新たに定めた対応等に基づき使用見込みのない額の返還の促進を図るとともに、効果促進事業(一括配分)の効果的な活用に向けた支援を行い、機動的な事業の実施についても十分に配慮しつつ、各特定被災自治体における事業内容の決定状況等を踏まえた復興交付金の交付時期や規模等について検討を行っていくこと。復興関連基金事業の基金残額については、その規模が適切か検証し、復旧・復興事業への使用が見込めなくなった場合、残余额等については速やかに国庫への返納を要請すること

ウ 国庫補助金等を交付して実施している事業において、特に公共施設等の整備については、国は、特定被災自治体の意向や要望を十分に把握して、情報提供、助言その他着実な執行に向けた支援を行っていくこと。そして、今後の事業期間の設定において、被災者の生活再建の見通しなどに与える影響にも十分配慮して、これまでの実績を十分に反映するなどした的確なものとなるような方策について検討すること。

また、復興関連基金事業において、特に福島県内における「原子力災害等への対応」は事業の今後の見通しが立てにくい中で、更に継続していくことが見込まれるが、国は、福島県等と十分連携して、適切な基金の執行管理を行うよう努めること

エ 復旧・復興事業の実施に当たっては、復興等に向けた支援を的確に実施して、事業の成果を発現させていくよう努めること。特に、津波防災に係る復旧・復興事業については、復興基本方針においても被災しても人命が失われないことを最重視するとされていることなどを踏まえて、防潮堤の整備等を着実に実施していくとともに、住民等の適切な避難を

確保するための施策についても早期の実施が図られるよう、技術的な助言等も含めて必要な支援を行っていくこと

オ 原子力災害からの復興再生については、国は、除染等の措置をより進捗させるために、除去土壌等の保管場所である中間貯蔵施設等の整備の促進に努めること

本院は、東日本大震災からの復興に向けた確実な歩みがなされている一方、復旧・復興の完了までに長期間を要するものもあることから、東日本大震災に伴う被災等の状況とともに、復興等の各種施策及び支援事業の実施状況として、復旧・復興予算の執行状況、津波被害の大きかった沿岸6県における復旧・復興事業の実施状況や復旧・復興事業の成果の状況、原子力災害からの復興再生の状況等を分析して報告した。本院としては、復興基本方針等で定められた27年度までの集中復興期間が終了し、28年度から復興・創生期間として、復興は新たな段階を迎えたことから、引き続き被災の状況、復興事業の実施状況等について検査を実施して、その結果については、集中復興期間における復興事業の実施状況等の総括として取りまとめが出来次第報告することとする。

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 補正予算の執行状況等について

検査対象	内閣官房、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省				
補正予算の概要	予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等に必要予算の追加を行う場合等に限り作成される既定の予算を変更する予算				
検査の対象とした補正予算	(1) 一般会計	42回	(平成元年度～27年度)		
	(2) 特別会計	41回	(平成元年度～27年度)		
上記の補正予算における予算の追加額及び修正減少額	(1) 一般会計	追加額	歳入	205兆4547億円	
			歳出	189兆4042億円	
		修正減少額	歳入	76兆2902億円	
			歳出	60兆2396億円	
	(2) 特別会計	追加額	歳入	245兆9086億円	
			歳出	188兆1234億円	
	修正減少額	歳入	151兆6241億円		
		歳出	127兆0215億円		

1 検査の背景

(1) 補正予算の概要

国の予算は、内閣により作成され、国会に提出されている。予算には、国の1会計年度における一切の支出である歳出とその財源となるべき一切の収入である歳入の全てが編入されることとなっている。そして、各府省等は、予算が成立したときは、国会の議決のとおり内閣から配賦された予算に従って、国の各般の需要を満たすための様々な支出等を行っている。

予算は歳出及び歳入の見積りであるため、予算作成後の事情の変更により、既定の予算に計上された経費に不足が生じたり、新規に経費が必要となったりすることがある。このため、財政法(昭和22年法律第34号)第29条の規定によれば、内閣は、法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等に必要予算の追加を行う場合等に限り、既定の予算を変更する補正予算を作成し、これを国会に提出することができることとされている。そして、補正予算は、国会の議決を経て成立した後は既定の予算と一体として執行される。

また、財政法第12条の規定によれば、各会計年度における経費はその年度の歳入をもって支弁しなければならないとされているため、補正予算において歳出を追加するには、当該年度中の予算においてその財源を確保する必要がある。

(2) 補正予算の推移

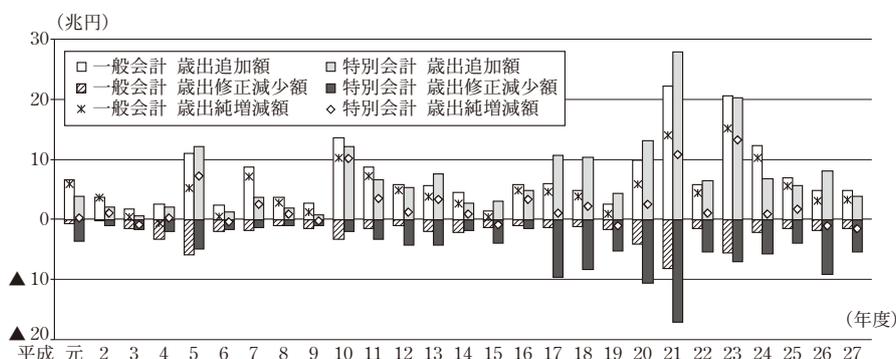
補正予算は、財政法が施行された昭和22年度以降毎年度作成されている。1会計年度中に複数回の補正予算が作成されたこともあり、平成元年度から27年度までの間には、一般会計で計42回(国会に提出されたものの、成立に至らなかったものを除く。以下同じ。)、特別会計で計41回作成されている。

毎年度の補正予算における予算の追加額(以下、このうち歳出予算に係るものを「歳出追加額」といい、歳入予算に係るものを「歳入追加額」という。)及び当該予算の修正減少額(以下、このうち歳出予算に係るものを「歳出修正減少額」といい、歳入予算に係るものを「歳入修正減少額」という。)の推移は図表1及び図表2のとおりであり、歳出追加額は年度によって大きく増減していて、最も多額である21年度は世界的な金融危機(リーマン・ショック)を背景に50兆0403億余円(一般会計22兆2042億余円、特別会計27兆8361億余円)となっており、次いで23年度、10年度の順に多額となっている。

また、歳入追加額は、歳出追加額と同様に推移していて、歳出追加額と同様に21年度が54兆5800億余円(一般会計23兆4467億余円、特別会計31兆1333億余円)と最も多額となっており、次いで23年度、10年度の順に多額となっている。

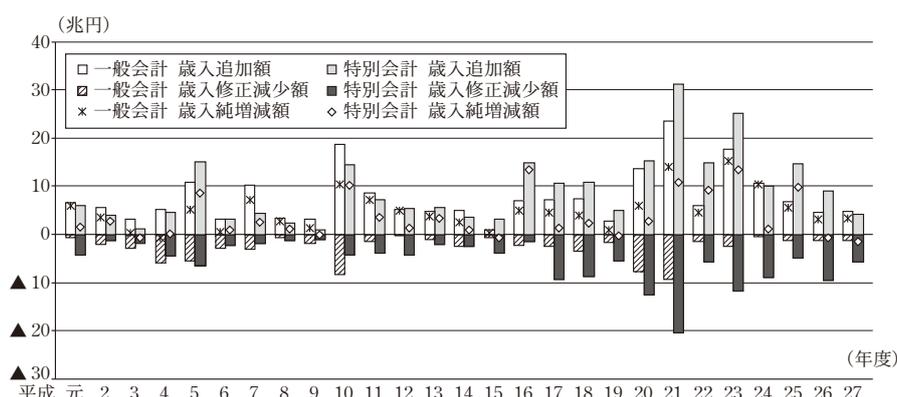
そして、歳出追加額から歳出修正減少額を差し引いた歳出純増減額及び歳入追加額から歳入修正減少額を差し引いた歳入純増減額をみると、いずれもほとんどの年度で増額となっており、補正予算によって当初予算よりも歳出予算額及び歳入予算額の規模が拡大する傾向となっていて、特に歳出追加額と歳入追加額のいずれもが多額である10、21、23各年度は、上記の歳出純増減額及び歳入純増減額も一般会計、特別会計ともに多額となっている。

図表1 歳出追加額等の推移



(注) 1会計年度中に複数回の補正予算が作成されている場合は、各歳出追加額及び各歳出修正減少額をそれぞれ合計した額を表示している。

図表2 歳入追加額等の推移



(注) 1 会計年度中に複数回の補正予算が作成されている場合は、各歳入追加額及び各歳入修正減少額をそれぞれ合計した額を表示している。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

我が国の財政の健全化が喫緊の課題となっており、予算の効率的、効果的な執行がとりわけ求められている中で、前記のとおり、補正予算は毎年度作成されており、歳出追加額が多額となっている年度もある。また、ほとんどの年度で補正予算によって歳出予算額及び歳入予算額の規模が拡大する傾向となっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、補正予算に計上された多額の歳出追加額の執行状況はどのようになっているか、また、その財源はどのように確保されているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、元年度から27年度までの間の補正予算に係る歳入追加額計451兆3634億余円(一般会計205兆4547億余円、特別会計245兆9086億余円)及び歳出追加額計377兆5277億余円(同189兆4042億余円、同188兆1234億余円)並びに歳入修正減少額計227兆9144億余円(同76兆2902億余円、同151兆6241億余円)及び歳出修正減少額計187兆2611億余円(同60兆2396億余円、同127兆0215億余円)を対象として、予算の作成に関する事務をつかさどる財務本省において補正予算の作成状況等について説明を聴取するとともに、^(注1)7府省等において補正予算の執行状況等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。さらに、決算等の国の財政状況に関する書類を分析したほか、7府省等から24年度から26年度までの間の補正予算の執行状況に係る調書の提出を受け、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 7府省等 内閣官房、内閣府(宮内庁、公正取引委員会及び警察庁を除く。)、財務省(税関(沖縄地区税関を含む。))及び国税庁を除く。)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

3 検査の状況

(1) 補正予算の歳出追加額の状況

元年度から27年度までの間の歳出追加額の状況について、補正予算に関連する主な社会、経済等の情勢や政府における主な経済対策の状況と併せてみると図表3のとおりであり、27年間の合計額は、一般会計で189兆4042億余円、特別会計で188兆1234億余円となっている。

図表3 歳出追加額と主な社会、経済等の情勢等の状況

年度	一般会計 当初予算額 (億円)	特別会計 当初予算額 (億円)	補正予算 成立日	一般会計 歳出追加額 (億円)	特別会計 歳出追加額 (億円)	うち 国債整理 基金 特別会計 分 (億円)	うち国債整理 基金特別会計 を除いた分 (億円)	主な社会、 経済等の情勢	主な経済対策	左の事業規模
平成元	60兆4141	158兆4407	② 3月26日	6兆6581	3兆8020	1兆0429	2兆7590			
2	66兆2367	169兆8812	① 12月17日	2兆5211	2兆0270	1兆0240	1兆0029	○湾岸戦争 (3年1月17日 ～2月28日)		
			② 3月6日	1兆1700	1125	—	1125			
			小計	3兆6911	2兆1395	1兆0240	1兆1154			
3	70兆3474	182兆2321	12月13日	1兆7286	6446	1558	4888	○バブル経済崩壊	4年3月31日(経) 緊急経済対策	—
4	72兆2180	190兆6607	12月10日	2兆4979	2兆1271	508	2兆0763		4年8月28日(経) 総合経済対策	10兆7000億円
5	72兆3548	198兆0413	① 6月8日	2兆4351	1兆6284	253	1兆6030	○北海道南西沖地震 (5年7月12日) ○ガット・ウルグァ イラウンド農業合 意 (5年12月15日)	5年4月13日(経) 総合的な経済対策の推 進について 5年9月16日(経) 緊急経済対策 6年2月8日(経) 総合経済対策	13兆円超 6兆円程度 15兆円超
			② 12月15日	6兆3820	9兆0467	3兆1634	5兆8833			
			③ 2月23日	2兆1960	1兆4554	108	1兆4446			
			小計	11兆0132	12兆1306	3兆1997	8兆9309			
6	73兆0816	214兆1524	① 2月9日	1兆3316	1兆1894	9157	2736	○阪神淡路大震災 (7年1月17日)		
			② 2月28日	1兆0222	1189	—	1189			
			小計	2兆3539	1兆3083	9157	3925			
7	70兆9871	231兆1273	① 5月19日	2兆7638	7948	206	7742		7年4月14日(経) 緊急円高・経済対策 7年9月20日(経) 経済対策—景気回復を 確実にするために—	— 14兆2200億円
			② 10月18日	6兆0228	2兆9375	5081	2兆4293			
			③ 2月16日	—	44	44	—			
			小計	8兆7866	3兆7368	5332	3兆2036			
8	75兆1049	245兆7693	1月31日	3兆6184	1兆8693	7851	1兆0841			
9	77兆3900	258兆9040	2月4日	2兆7082	7042	2509	4533	○消費税率引上げ (3%→5%) ○アジア通貨危機・ 国内金融システム 問題	9年11月18日(経) 21世紀を切りひらく 緊急経済対策	—
10	77兆6691	275兆4666	① 6月17日	5兆1168	7兆1862	5898	6兆5963		10年4月24日(経) 総合経済対策 10年11月16日(経) 緊急経済対策	16兆円超 17兆円超
			② 10月16日	—	4兆9994	2兆4548	2兆5445			
			③ 12月11日	8兆5370	—	—	—			
			小計	13兆6539	12兆1857	3兆0447	9兆1409			
11	81兆8601	289兆5852	① 7月21日	5197	231	—	231		11年6月11日(産) 緊急雇用対策及び産業 競争力強化対策 11年11月11日(経) 経済新生対策	— 17兆円程度
			② 12月9日	8兆1395	6兆5543	4兆4238	2兆1305			
			小計	8兆6593	6兆5774	4兆4238	2兆1536			
12	84兆9870	318兆6885	11月22日	5兆8165	5兆3908	2兆9512	2兆4396		12年10月19日(経) 日本新生のための新発 展政策	11兆円程度
13	82兆6523	373兆0150	① 11月16日	2兆9955	7806	2570	5236		13年4月6日(経) 緊急経済対策 13年10月26日(経) 改革先行プログラム 13年12月14日(経) 緊急対応プログラム	— 5.8兆円程度 4.1兆円程度
			② 2月1日	2兆6392	6兆7562	2兆5000	4兆2562			
			小計	5兆6347	7兆5369	2兆7571	4兆7798			
14	81兆2299	382兆6640	1月30日	4兆5248	2兆7366	9270	1兆8095		14年12月12日(経) 改革加速プログラム	4.4兆円程度
15	81兆7890	369兆2975	2月9日	1兆4221	3兆0862	2兆9788	1073	○2003年十勝沖地震 (15年9月26日)		
16	82兆1109	387兆4097	2月1日	5兆7435	4兆9005	1兆8950	3兆0054	○2004年新潟県中越 地震 (16年10月23日)		
17	82兆1829	411兆9442	2月3日	5兆8915	10兆6920	8兆0488	2兆6432			
18	79兆6860	460兆3856	2月6日	4兆9094	10兆4254	8兆4325	1兆9928			
19	82兆9088	361兆8800	2月6日	2兆4951	4兆2772	3兆9125	3646			

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

年度	一般会計 当初予算額 (億円)	特別会計 当初予算額 (億円)	補正予算 成立日	一般会計 歳出追加額 (億円)	特別会計 歳出追加額 (億円)	うち		主な社会、 経済等の情勢	主な経済対策	左の事業規模
						国債整理 基金特別会計 特別会計分 (億円)	うち国債整理 基金特別会計 を除いた分 (億円)			
20	83兆0613	368兆4476	① 10月16日	2兆1240	3兆7809	3兆3703	4106	○岩手・宮城内陸地震 (20年6月14日) ○リーマン・ショック	20年4月4日(経) 成長力強化への早期実 施策	—
			② 1月27日	7兆8157	9兆2475	2兆3117	6兆9358		20年8月29日(安) 安心実現のための緊急 総合対策	11.5兆円程度
			小計	9兆9397	13兆0285	5兆6821	7兆3464		20年10月30日(新) 生活対策	26.9兆円程度
									20年12月19日(経) 生活防衛のための緊急 対策	37兆円程度
21	88兆5480	354兆9149	① 5月29日	14兆7755	13兆0778	1073	12兆9705		21年4月10日(危) 経済危機対策	56.8兆円程度
			② 1月28日	7兆4286	14兆7582	14兆7446	135		21年10月23日(雇) 緊急雇用対策	—
			小計	22兆2042	27兆8361	14兆8519	12兆9841		21年12月8日(関) 明日の安心と成長のた めの緊急経済対策	24.4兆円程度
22	92兆2991	367兆0737	11月26日	5兆8604	6兆4125	4兆7779	1兆6346	○東日本大震災 (23年3月11日)	22年9月10日(関) 新成長戦略実現に向け た3段階の経済対策 ～円高、デフレへの緊 急対応～	9.8兆円程度
									22年10月8日(関) 円高・デフレ対応のた めの緊急総合経済対策 ～新成長戦略実現に向 けたステップ2～	21.1兆円程度
23	92兆4116	389兆9121	① 5月2日	4兆0157	3兆4786	230	3兆4555		23年10月21日(関) 円高への総合的対応策 ～リスクに強靱な経済 の構築を目指して～	23.6兆円程度
			② 7月25日	1兆9987	7兆7478	5兆0906	2兆6572			
			③ 11月21日	12兆1025	8兆6428	3兆0561	5兆5866			
			④ 2月8日	2兆5344	3994	341	3653			
			小計	20兆6515	20兆2687	8兆2039	12兆0648			
24	90兆3339	394兆0944	2月26日	12兆2677	6兆6995	3兆4511	3兆2484	24年11月30日(関) 日本再生加速プログラ ム ～経済の再生と被災地 の復興のために～	2.0兆円程度	
								25年1月11日(関) 日本経済再生に向けた 緊急経済対策	20.2兆円程度	
25	92兆6115	386兆6299	2月6日	6兆9987	5兆6866	2兆0380	3兆6485	25年12月5日(関) 好循環実現のための経 済対策	18.6兆円程度	
26	95兆8823	411兆4257	2月3日	4兆9059	8兆0462	5兆5524	2兆4938	○消費税率引上げ (5%→8%) 26年12月27日(関) 地方への好循環拡大に 向けた緊急経済対策	—	
27	96兆3419	403兆5529	1月20日	4兆7680	3兆8730	1兆3218	2兆5512			
計	2186兆7013	8555兆5979		189兆4042	188兆1234	93兆2098	94兆9136			

- 注(1) 補正予算成立日の①は第1次、②は第2次、③は第3次、④は第4次の各補正予算を示す。
- 注(2) 主な経済対策の(経)は「経済対策閣僚会議決定」を、(産)は「産業構造転換・雇用対策本部決定」を、(安)は「『安心実現のための緊急総合対策』に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定」を、(新)は「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定」を、(危)は「『経済危機対策』に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定」を、(雇)は「緊急雇用対策本部決定」を、(関)は「閣議決定」をそれぞれ示す。
- 注(3) 事業規模については、当該経済対策における記載をそのまま表記している。なお、当該経済対策に記載がないものについては「—」としている。
- 注(4) 平成元年度第1次補正予算は、国会に提出されたが、審査未了により廃案となった。
- 注(5) 一般会計の平成7年度第3次補正予算は、歳出修正減少額等は計上されているが、歳出追加額は計上されていない。また、一般会計の平成10年度第2次補正予算は、予算総則に係る補正のみであり、歳出追加額等は計上されていない。
- 注(6) 特別会計の平成10年度第2次補正予算の成立日は平成10年12月11日である。また、特別会計の平成10年度第3次補正予算は作成されていない。
- 注(7) 平成20年12月の「生活防衛のための緊急対策」の事業規模37兆円程度は、「生活対策」の実現のための財政措置約6兆円を除いたものである。

ア 一般会計の歳出追加額の状況

一般会計では、27年間の当初予算額計2186兆7013億余円に対して、計40回の補正予算において計189兆4042億余円の歳出追加額が計上されている。このうち歳出追加額が最も多額であったのは平成21年度第1次補正予算の14兆7755億余円であり、これは20年夏以降のリーマン・ショック等を踏まえて決定された21年4月の「経済危機対策」を受けて作成されたもので、同対策が過去最高額の事業規模(56.8兆円程度)であったことから同補正予算の歳出追加額も過去最大となっていた。また、2番目に歳出追加額が多額であった平成24年度補正予算(歳出追加額12兆2677億余円)は25年1月の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(事業規模20.2兆円程度)を受けて、4番目に歳出追加額が多額であった平成10年度第3次補正予算(歳出追加額8兆5370億余円)は10年11月の「緊急経済対策」(事業規模17兆円超)を受けて、5番目に歳出追加額が多額であった平成11年度第2次補正予算(歳出追加額8兆1395億余円)は11年11月の「経済新生対策」(事業規模17兆円程度)を受けて、それぞれ作成されたものであるなど、大規模な経済対策の決定を受けて作成された補正予算において、歳出追加額が多額となっているものが多く見受けられた。

一方、3番目に歳出追加額が多額であった平成23年度第3次補正予算(歳出追加額12兆1025億余円)は、23年3月に発生した東日本大震災からの本格的な復興等を実現するために作成されたものであり、大規模な災害等に対応するために作成された補正予算において、歳出追加額が多額となっているものもあった。

このように、大規模な経済対策の決定や災害の後に作成された補正予算は、歳出追加額が多額となる傾向となっていた。

イ 特別会計の歳出追加額の状況

特別会計では、27年間の当初予算額計8555兆5979億余円に対して、計41回の補正予算において計188兆1234億余円の歳出追加額が計上されており、このうち国債整理基金特別会計(以下「国債特会」という。)が、計93兆2098億余円と全体の49.5%を占めている。

国債特会では、国債の償還を円滑に行うために、その償還財源の一部を調達する目的で借換国債の発行等を行っている。現年度の当初予算における借換国債の発行額は、前年度の前倒債が前年度の予算に定められた限度額まで発行されることを前提として決定されている。しかし、実際の前倒債の発行額は、前倒債を発行する年度である前年度の財政事情等に影響されることなどから、当該限度額に満たないことがある。そこで、国債特会では、毎年度の補正予算において、前年度の決算において判明した実際の前倒債の発行状況に応じて、上記の限度額に満たなかった額(以下「前倒債未発行額」という。)等を現年度の借換国債の発行額に追加するなどの所要の修正を行っている。これに伴い、現年度の国債の償還額についても、前倒債未発行額等が歳出修正減少額に計上されるとともに、これに対応して追加された現年度の借換国債を財源とする償還額等が歳出追加額に計上されている。そして、当該前年度の財政事情等によっては、前倒債未発行額が多額となって現年度における国債特会の歳出追加額も多額となるが、こうした場合には同時に歳出修正減少額も多額となる。このように、国債特会では多額の歳出追加額が計上されているが、これは国債特会における歳出予算額の実質的な規模の拡大につな

がっているものではない。

また、国債特会を除いた残りの特別会計(歳出追加額計 94 兆 9136 億余円)で歳出追加額が最も多額であったのは、平成 21 年度第 1 次補正予算の計 12 兆 9705 億余円であり、財政投融资特別会計(20、21 両年度は財政投融资特別会計及び特定国有財産整備特別会計。13 年度から 19 年度までは財政融資資金特別会計、産業投資特別会計産業投資勘定及び特定国有財産整備特別会計。12 年度以前は資金運用部特別会計、産業投資特別会計産業投資勘定及び特定国有財産整備特別会計。以下「財投特会」という。)において、前記の「経済危機対策」に関連して、財政投融资計画の追加に伴う財政融資資金への繰入れに係る 6 兆 1000 億円や、一般会計への繰入れに係る 3 兆 1000 億円等が計上されている。2 番目に歳出追加額が多額であったのは平成 20 年度第 2 次補正予算の計 6 兆 9358 億余円であり、財投特会において、20 年 10 月の「生活対策」及び同年 12 月の「生活防衛のための緊急対策」に関連して一般会計で必要な財源を確保するための一般会計への繰入れに係る 4 兆 1580 億円等が計上されている。3 番目に歳出追加額が多額であったのは平成 10 年度第 1 次補正予算の計 6 兆 5963 億余円であり、郵便貯金特別会計(15 年 4 月 1 日に廃止)において、「総合経済対策」(平成 10 年 4 月経済対策閣僚会議決定)の一環として郵便貯金資金の市場への適切な還元等を図るための財源に充てるための金融自由化対策資金への繰入れに係る 4 兆円等が計上されている。

このほか、平成 23 年度第 1 次補正予算(歳出追加額計 3 兆 4555 億余円)では、財投特会において、東日本大震災による被害状況に鑑みて、被災事業者の経営安定や災害復旧等のための資金需要に対応するために必要な財政投融资計画の追加に伴う財政融資資金への繰入れに係る 2 兆円等が計上されている。

このように、国債特会を除いた特別会計についてみると、一般会計と同様に、大規模な経済対策の決定や災害の後に作成された補正予算の歳出追加額が多額となる傾向となっていた。

(注 2) 前倒債 特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 47 条第 1 項の規定等に基づき、翌年度における国債の償還財源の一部を調達するために、借換国債の一部について前の年度に前倒して発行される国債

(2) 補正予算の執行状況

ア 7 府省等における補正予算の執行状況

(ア) 7 府省等における歳出追加額の状況

前記のとおり、補正予算は、国会の議決を経て成立した後は既定の予算と一体として執行される。また、各府省等が支出等に係る予算を執行するに際し、それが当初予算に計上された予算額に基づくものであるか、歳出追加額に基づくものであるかを区分して行うことはなっていない。このため、補正予算により追加された予算を特定して、その執行状況を具体的に確認することは、原則としてできない。

しかし、予算の区分の一つである「目」に着目した場合、補正予算作成前の時点では「目」が設定されておらず補正予算によって新たに「目」が設定されていて、当該「目」に計上された歳出^(注 3)予算現額の全てが歳出追加額によるものであった場合は、当該「目」に係る予算の執行は全て歳出追加額に基づくものであることが分かる。また、この場合以外でも、実際に支出等の事務を行っている各官署において、補正予算の成立により

追加的に配賦された予算により新たに契約を行って支出をしている場合等は、各官署においては、当該新たな支出等に係る予算の執行が歳出追加額に基づくものであることを判別できることがある。

(注4)
 そこで、7府省等における24年度から26年度までの間の歳出追加額計28兆6147億余円(一般会計15兆9535億余円、特別会計12兆6611億余円)のうち、補正予算成立後の移替等により7府省等以外で執行されていたり、一般会計から特別会計への繰入れなど国内部への資金移転であったりなどした計10兆9313億余円を除いた17兆6834億余円についてみたところ、図表4のとおり、計6兆0465億余円(同5兆1732億余円、同8732億余円)については、個々の事業に係る予算の執行が歳出追加額に基づくものであることを把握できた。このため、当該6兆0465億余円については、これに係る予算の執行状況を具体的に確認することができる(以下、この歳出追加額を「7府省等の補正追加額」という。)

(注3) 歳出予算現額 当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計に前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加えたもの

(注4) 国土交通省に係る歳出追加額については、平成25年度のみを対象としている。

図表4 7府省等における歳出追加額の状況 (単位：億円)

府省等	7府省等の歳出追加額	確認の対象とした額	歳出予算現額が歳出追加額のみであったもの (A)	予算の執行が歳出追加額に基づくものであることを判別できたもの (B)	7府省等の補正追加額 (A) + (B)	平成24年度	25年度	26年度
内閣官房	238	233	—	126	126	15	10	100
内閣府	2兆0848	2201	1399	780	2179	426	482	1270
財務省	16兆7109	11兆7931	26	3572	3598	1894	995	709
厚生労働省	4兆3351	1兆6702	1兆2663	2866	1兆5530	6216	7691	1622
農林水産省	1兆6435	1兆4613	3416	1兆0810	1兆4226	8190	3641	2395
経済産業省	2兆3589	1兆9332	4785	1兆4283	1兆9068	8946	4226	5896
国土交通省	1兆4573	5819	2276	3457	5733	—	5733	—
7府省等計	28兆6147	17兆6834	2兆4569	3兆5895	6兆0465	2兆5689	2兆2781	1兆1994

これら7府省等の補正追加額について、27年4月末時点における支出負担行為(支出の原因となる契約その他の行為)及び支出(実際の現金の支払)の状況をみると図表5のとおりであり、補正予算が成立した翌年度に繰り越されてから支出されているものが、24年度は5302億余円、25年度は1兆0979億余円あった。

図表5 7府省等の補正追加額に係る執行状況 (単位：億円)

年度	7府省等の補正追加額 (A)	支出負担行為済額累計 (B)	現年度				翌年度		支出負担行為の減額分 (E)	支出負担行為済額 (F) = (B) - (E)	支出済額				累計不用額			
			金額		構成比		金額				構成比		現年度		翌年度		金額 (I)	構成比 (I)/(A)
			(C)	(C)/(B)	(D)	(D)/(B)	(G)	(G)/(F)			(H)	(H)/(F)	(G)	(G)/(F)	(H)	(H)/(F)		
平成24年度	2兆5689	2兆5140	2兆2304	88.7%	2835	11.3%	535	2兆4604	1兆7628	71.6%	5302	21.6%	1084	4.2%				
25年度	2兆2781	2兆2309	1兆3987	62.7%	8321	37.3%	444	2兆1864	1兆0559	48.3%	1兆0979	50.2%	916	4.0%				
計	4兆8470	4兆7449	3兆6292	76.5%	1兆1156	23.5%	979	4兆6469	2兆8187	60.7%	1兆6281	35.0%	2001	4.1%				
26年度	1兆1994	1兆0215	1兆0215	100.0%	—	—	1	1兆0213	4258	41.7%	—	—	180	1.5%				

- 注(1) 支出負担行為済額累計(B)は、各年度に支出負担行為されたものを単純に合計したものであり、支出負担行為済額(F)は、契約変更等に伴う支出負担行為済額の減額分(E)を差し引いた最終の支出負担行為済額である。
- 注(2) 支出済額については、翌年度に繰り越されたものが更に事故繰越しされて翌々年度に支出され又は不用となったものが平成24年度に1674億余円及び25年度に326億余円あるため、現年度と翌年度の構成比を合計しても100%にならない。
- 注(3) 平成26年度の翌年度に該当する27年度は、27年4月末現在では支出負担行為の該当がなかった。このため、26年度の支出負担行為済額累計に対する現年度の構成比((C)/(B))は100%となっている。
- 注(4) 累計不用額の金額(I)は、7府省等の補正追加額(A)のうち、平成24、25両年度については翌々年度末までに支出されなかった金額(両年度の不用額の累計)であり、毎年度の歳入歳出決算における不用額とは異なるものである。また、26年度については、入札による執行減等により27年4月末までに不用額となることが確定した金額である。
- 注(5) 平成24年度の7府省等の補正追加額には国土交通省に係る分が含まれていないため、24、25両年度を単純に比較することはできない。

(イ) 7府省等の補正追加額に係る繰越しの状況

前記7府省等の補正追加額計6兆0465億余円は累計572目に計上されている。この572目についてみたところ、345目(歳出追加額計2兆7945億余円)は、歳出追加額の全てが前記個々の事業等に係る予算の執行状況を具体的に確認できる7府省等の補正追加額から成っており、かつ、予算の一部が翌年度に繰り越されていた。このため、当該345目は、補正予算に係る繰越しの状況を全て具体的に確認することができる。

そこで、この345目について、7府省等の補正追加額に係る繰越しの状況と、当初予算による額を含めた歳出予算現額全体に係る繰越しの状況とを対比してみると図表6のとおりであり、歳出予算現額全体では、計6兆1990億余円のうち、その42.3%に当たる計2兆6242億余円が翌年度に繰り越されていた。一方、補正予算により追加された予算である7府省等の補正追加額では、計2兆7945億余円のうち、その73.0%に当たる計2兆0388億余円が繰り越されていた。このように、補正予算に係る繰越しの状況を具体的に確認することができた345目では、歳出予算現額全体に係る^(注5)翌年度繰越率よりも、補正予算により追加された予算に係る翌年度繰越率の方が高い傾向が見受けられた。

(注5) 翌年度繰越率 歳出追加額又は歳出予算現額に対する翌年度繰越額の割合

図表6 7府省等の補正追加額に係る繰越しの状況

(単位：目、億円)

区分	目数	歳出追加額又は 歳出予算現額 (A)		うち翌年度繰越額 (B)		翌年度繰越率 (B/A)	
		7府省等の 補正追加額	左に対応し た歳出予算 現額全体	7府省等の 補正追加額	左に対応し た歳出予算 現額全体	7府省等の 補正追加額	左に対応し た歳出予算 現額全体
平成24年度	85	8677	1兆3416	5639	6354	65.0%	47.4%
25年度	130	1兆0679	2兆2147	8109	1兆0676	75.9%	48.2%
26年度	130	8588	2兆6426	6638	9210	77.3%	34.9%
計	345	2兆7945	6兆1990	2兆0388	2兆6242	73.0%	42.3%

イ 事業内容別の執行状況等

(ア) 事業内容別の執行状況

7府省等の補正追加額のうち、翌年度(27年度)の執行状況が把握できない26年度を除いた24、25両年度の分について、事業ごとに「工事」「役務」「基金」等の事業内容別に区分して支出負担行為及び支出の状況をみると、図表7のとおり、基金、独立行政法人運営費交付金(以下「運営費交付金」という。)及び出資金(以下、これらを合わせて「基金等」という。)では、現年度中に支出負担行為され支出されていたものが9割以上となっていた。一方、工事や物品購入等では、翌年度中に支出負担行為され支出されていたものが8割以上となっていた。これは、基金等については、国が基金を管理する法人、独立行政法人等に資金を交付等することで国としての予算の執行が完了することになる一方、工事や物品購入等については、契約の締結や工事の完了等までに相当の時間を要するため、支出負担行為又は支出までに時間を要することなどによる。

また、「補助金」については、現年度中に支出負担行為されていたものが約6割であり、現年度中に支出されていたものは約3割となっていた。これは、補助金には、給付金や負担金のように補助金の交付決定(支出負担行為)又は交付(支出)までに時間を要しないものもあれば、工事に対する補助のように、これらに時間を要するものもあることなどによる。

図表7 7府省等の補正追加額に係る事業内容別の執行状況

(単位：件、億円)

事業内容	件数	支出負担行為の減額分						支出負担行為の減額分 (D)	支出負担行為の減額分 (E) = (A) - (D)	支出済額			
		支出負担行為の減額分 (A)	現年度		翌年度		現年度			翌年度			
			金額 (B)	構成比 (B)/(A)	金額 (C)	構成比 (C)/(A)	金額 (F)			構成比 (F)/(E)	金額 (G)	構成比 (G)/(E)	
工事	3,464	3450	599	17.4%	2851	82.6%	17	3432	186	5.4%	3205	93.4%	
役務	1,171	763	463	60.7%	300	39.3%	14	748	20	2.8%	639	85.3%	
製造	38	211	133	63.3%	77	36.7%	—	211	133	63.3%	64	30.5%	
物品購入等	34	159	0	0.4%	158	99.6%	—	159	0	0.4%	158	99.6%	
補助金等	4,044	1兆7564	1兆0898	62.1%	6665	37.9%	943	1兆6620	4652	28.0%	1兆0992	66.1%	
基金	798	2兆1930	2兆0906	95.3%	1024	4.7%	3	2兆1927	1兆9903	90.8%	1142	5.2%	
基金等 運営費交付金	11	317	317	100.0%	—	—	—	317	317	100.0%	—	—	
基金等 出資金	12	2720	2720	100.0%	—	—	—	2720	2720	100.0%	—	—	
その他	56	330	251	76.0%	79	24.0%	—	330	251	76.1%	79	23.9%	
計	9,628	4兆7449	3兆6292	76.5%	1兆1156	23.5%	979	4兆6469	2兆8187	60.7%	1兆6281	35.0%	

注(1) 事業内容の区分は、7府省等における分類に従った。なお、補助金等により基金等に資金を交付しているものは、基金等に分類されている。

注(2) 支出負担行為の減額分(A)は、各年度に支出負担行為されたものを単純に合計したものであり、支出負担行為の減額分(E)は、契約変更等に伴う支出負担行為の減額分(D)を差し引いた最終の支出負担行為の減額分である。

注(3) 支出済額については、翌年度に繰り越されたものが更に事故繰越しされて翌々年度に支出され又は不用となったものがあるため、現年度と翌年度の構成比を合計しても100%にならないものがある。

(イ) 基金等の執行状況

基金は、単年度で完結しない特定の目的を持つ事業を実施する場合に設置される。そして、上記のとおり、基金等については、国が基金を管理する法人等に資金を交付することで国としての予算の執行が完了し、その後は、法人等が基金を取り崩すなどして基金等の目的に沿った事業を実施していくことになる。そこで、基金等における補正予算に係る事業の執行状況を確認するために、7府省等の補正追加額により資金の交付を受けた基金等であって、当該資金の交付により設置、積み増し又は充当された基金を取り崩して事業を実施したり、当該交付された運営費交付金又は出資された出資金により事業を実施したりしている基金等のうち、交付された資金の額が多い61基金等を抽出し、これに係る事業の実施状況を確認した。

61基金等に対する24、25両年度の7府省等の補正追加額による資金の交付は、計72件、1兆2570億余円であった。そして、これに事業実施の財源が区分できない27基金等(33件)に係る7府省等の補正追加額による資金の交付があった時点の残高(基金の取崩し等をする事の決定(基金等の事業の目的に沿った事業を行うための契約その他の行為の決定。以下「取崩等決定」という。))が、当該7府省等の補正追加額による資金交付の時点で既になされていたものを除く。)計2451億余円を加えた、合計1兆5021億余円についてみたところ、図表8のとおり、取崩等決定がなされていた額は、補正予算が成立した現年度末までに686億余円(上記の1兆5021億余円に占める割合(以下「実施率」という。))4.6%、翌年度末までに9043億余円(同60.2%)となっていた。また、基金等から支出された額は、現年度末までに74億余円(同0.5%)、翌年度末までに4870億余円(同32.4%)となっていた。

このように、基金等は単年度では完結しない事業を実施する場合に設置等されるも

のであることを反映して、7府省等の補正追加額により資金の交付を受けた基金等においては、補正予算が成立した現年度中に取崩等決定がなされたり支出されたりしているものはほとんどなく、取崩等決定がなされていた額及び支出済額に係る現年度未までの実施率はおおむね1割未満となっていた。

図表8 基金等における事業執行状況

(単位：件、百万円)

区分	府省等	基金等	基金を管理する法人等	基金等数	年度	件数	7府省等の補正追加額による交付額(A)	(A)及び交付時点の残高(B)	取崩等決定がなされていた額				支出済額				
									現年度末(C)	実施率(C)/(B)	翌年度末(D)	実施率(D)/(B)	現年度末(E)	実施率(E)/(B)	翌年度末(F)	実施率(F)/(B)	
基金	内閣府	地域自殺対策緊急強化基金	5都道府県	5	平成24、25	6	829	1,251	4	0.3%	877	70.1%	2	0.2%	116	9.3%	
		地方消費者行政活性化基金	4都道府県	4	24、25	6	1,514	3,091	—	—	1,767	57.2%	—	—	1,345	43.5%	
	厚生労働省	後期高齢者医療臨時特例基金	3後期高齢者医療広域連合	3	24	3	16,709	19,556	—	—	15,236	77.9%	—	—	15,236	77.9%	
		健保高齢者医療制度円滑導入基金	3社会保険診療報酬支払基金	1	24	1	26,693	29,553	—	—	25,661	86.8%	—	—	25,661	86.8%	
		国保高齢者医療制度円滑導入基金	3国民健康保険団体連合会	3	24	3	40,883	51,767	—	—	42,207	81.5%	—	—	42,207	81.5%	
		緊急雇用創出事業臨時特例基金	5都道府県	9	24、25	9	53,075	58,161	3,174	5.5%	38,666	66.5%	—	—	13,103	22.5%	
		緊急人材育成・就職支援基金	中央職業能力開発協会	1	24、25	2	80,641	176,572	—	—	17,708	10.0%	—	—	17,334	9.8%	
		特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	社会保険診療報酬支払基金	1	25	1	49,835	91,363	—	—	73,729	80.7%	—	—	73,729	80.7%	
	農林水産省	燃料価格高騰緊急対策基金	一般社団法人日本施設園芸協会	1	24	1	42,530	42,530	1	0.0%	11,208	26.4%	—	—	4,177	9.8%	
		森林整備加速化・林業再生基金	4道県	4	24、25	6	27,977	27,977	—	—	25,151	89.9%	—	—	20,692	74.0%	
		木材利用ポイント基金	公益社団法人国土緑化推進機構	1	24	1	41,000	41,000	39,700	96.8%	40,919	99.8%	—	—	5,536	13.5%	
		農業構造改革支援基金等	4県等	4	25	4	11,654	11,654	0	0.0%	4,654	39.9%	0	0.0%	1,846	15.8%	
		攻めの農業実践緊急対策基金	3農業再生協議会	3	25	3	7,240	7,240	—	—	3,143	43.4%	—	—	737	10.2%	
	経済産業省	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業基金	全国中小企業団体中央会	1	24、25	2	240,688	300,317	13,828	4.6%	244,882	81.5%	—	—	177,110	59.0%	
		円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進基金	一般社団法人低炭素投資促進機構	1	24	1	200,000	200,000	—	—	200,000	100.0%	—	—	1,400	0.7%	
		認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金により造成された基金	独立行政法人中小企業基盤整備機構	1	24	1	40,500	40,500	—	—	2,449	6.0%	—	—	1,087	2.7%	
		商店街まちづくり基金	全国商店街振興組合連合会	1	25	1	17,197	21,303	1,802	8.5%	21,303	100.0%	—	—	12,327	57.9%	
		廃炉・汚染水対策基金	特定非営利活動法人地球と未来の環境基金	1	25	1	21,494	21,494	947	4.4%	18,666	86.8%	—	—	2,398	11.2%	
	国土交通省	住宅市場安定化対策給付基金(すまい給付金)	一般財団法人住宅金融普及協会	1	25	1	160,000	160,000	379	0.2%	14,621	9.1%	—	—	11,757	7.3%	
	小計				46		53	1,080,465	1,305,336	59,838	4.6%	802,853	61.5%	3	0.0%	427,807	32.8%
	運営交付金	内閣府	独立行政法人国民生活センター運営費交付金	独立行政法人国民生活センター	1	25	1	1,499	1,499	143	9.6%	1,499	100.0%	—	—	52	3.5%
			厚生労働省	独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金	独立行政法人医薬基盤研究所	1	24	1	1,202	1,202	—	—	1,177	98.0%	—	—	1,177
		農林水産省	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術研究業務助定運営費交付金	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(農業技術研究業務助定)	1	24、25	2	4,000	4,000	5	0.1%	1,468	36.7%	5	0.1%	1,419	35.5%
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構基礎的研究業務助定運営費交付金			独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(基礎的研究業務助定)	1	25	1	8,000	8,000	2	0.0%	6,350	79.4%	2	0.0%	4,159	52.0%	
経済産業省		独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金	独立行政法人日本貿易振興機構	2	24、25	4	5,695	5,695	—	—	2,472	43.4%	—	—	1,938	34.0%	
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般助定運営費交付金	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(一般助定)	1	25	1	10,200	10,200	2	0.0%	8,362	82.0%	2	0.0%	8,349	81.9%	
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油天然ガス等助定運営費交付金	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等助定)	1	25	1	1,200	1,200	188	15.7%	1,133	94.5%	—	—	1,133	94.5%	
小計				8		11	31,796	31,796	341	1.1%	22,464	70.6%	9	0.0%	18,232	57.3%	

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

区分	府省等	基金等	基金を管理する法人等	基金等数	年度	件数	7府省等の補正追加額による交付額(A)	(A)及び交付時点の基金等の残高(B)	取崩等決定がなされていた額				支出済額				
									現年度末まで(C)	実施率(C)/(B)	翌年度末まで(D)	実施率(D)/(B)	現年度末まで(E)	実施率(E)/(B)	翌年度末まで(F)	実施率(F)/(B)	
出資金	内閣府	預金保険機構出資金	預金保険機構	1	24	1	3,000	3,019	2,959	98.0%	2,963	98.2%	2,959	98.0%	2,963	98.2%	
		沖繩振興開発金融公庫出資金	沖繩振興開発金融公庫	1	24	1	900	1,112	—	—	240	21.6%	—	—	145	13.0%	
	農林水産省	株式会社日本政策金融公庫出資金	株式会社日本政策金融公庫	1	25	1	2,000	2,000	—	—	1,380	69.0%	—	—	34	1.7%	
		株式会社農林漁業成長産業化支援機構出資金	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1	24	1	10,000	30,000	1,000	3.3%	30,000	100.0%	—	—	309	1.0%	
	経済産業省	独立行政法人日本原子力研究開発機構出資金	独立行政法人日本原子力研究開発機構	1	24	1	85,000	85,000	—	—	586	0.7%	—	—	3	0.0%	
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	24、25	2	38,200	38,200	4,500	11.8%	38,199	100.0%	4,500	11.8%	37,311	97.7%	
	国土交通省	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1	25	1	5,679	5,679	1	0.0%	5,679	100.0%	—	—	201	3.5%	
		小計			7		8	144,779	165,010	8,460	5.1%	79,048	47.9%	7,459	4.5%	40,969	24.8%
	計				61		72	1,257,041	1,502,143	68,641	4.6%	904,366	60.2%	7,472	0.5%	487,008	32.4%

注(1) 複数の都道府県等に資金が交付されていたり、複数の年度においてそれぞれ資金が交付されていたりしている基金等は、それらを合計して表示している。

注(2) 「(A)及び交付時点の基金等の残高(B)」は、基金等において事業実施の財源を区分できた34基金等については「7府省等の補正追加額による交付額(A)」をそのまま計上し、それ以外の27基金等については交付時点において支出することが既に見込まれているものを除いた基金等の残高に「7府省等の補正追加額による交付額(A)」を追加したものを計上している。

注(3) 平成27年4月に独立行政法人医薬基盤研究所は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に、独立行政法人日本原子力研究開発機構は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構にそれぞれ法人名を変更している。

(3) 補正予算における財源の確保

前記のとおり、補正予算において歳出の追加を行うためには、当該年度中の予算においてその財源を確保する必要がある。また、歳入が予算を下回ることが見込まれた場合にも、その減少分を補うための財源を確保する必要がある。補正予算において財源を確保するには、新たな歳入を見込む方法(歳入予算の追加)のほか、既定の予算に計上されていた経費を修正減少させて、当該経費に充てられていた財源を用いる方法(歳出予算の修正減少)がある。

ア 一般会計の補正予算における財源の状況

元年度から27年度までの間の一般会計の補正予算において確保された財源の額の推移をみると図表9のとおりであり、10、21、23、24各年度のように、大規模な経済対策の決定や災害の後に作成されて多額の歳出追加額が計上された年度は、確保された財源の額も多額になっている。そして、確保された財源の額は、ほとんどの年度において、歳入追加額の方が歳出修正減少額よりも多くなっている。

図表9 一般会計の補正予算において確保された財源の額の推移 (単位：億円)

区分	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
歳入追加額	6兆5476	5兆4675	3兆1300	5兆1706	10兆7070	3兆2110	10兆1304	3兆3463	3兆1555	18兆7395
うち税収	3兆2170	3兆0500	—	1兆0180	—	—	—	7340	4340	200
うち前年度剰余金受入	2兆3363	4681	1兆4025	1兆5860	—	—	6076	9041	5929	—
うち公債金	6500	1兆7188	1兆3870	2兆2560	8兆0440	2兆8470	9兆4340	1兆6760	1兆7510	18兆4430
その他の歳入追加額	3443	2305	3405	3106	2兆6630	3640	887	321	3776	2765
歳出修正減少額	7604	2767	1兆4625	3兆2262	5兆9305	2兆0050	1兆7398	9521	1兆5650	3兆3315
うち国債費	4411	0	5054	1兆2715	3兆7507	7626	3921	6054	7648	4646
うち地方交付税交付金	—	—	5788	1兆6224	1兆7139	7190	9510	—	3708	2兆4369
財源の額計	7兆3081	5兆7443	4兆5926	8兆3969	16兆6375	5兆2161	11兆8702	4兆2984	4兆7206	22兆0711

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳入追加額	8兆6666	5兆1571	4兆8274	5兆0279	8569	7兆0039	7兆1289	7兆2701	2兆6920	13兆6238
うち税収	630	1兆6100	—	—	—	2兆2940	3兆0350	4兆6430	—	—
うち前年度剰余金受入	9586	1兆5102	4589	—	3874	1兆4909	1兆6294	1兆5040	8286	6319
うち公債金	7兆5660	1兆9880	1兆6820	4兆9680	2730	2兆2040	1兆5820	9310	8630	8兆4520
その他の歳入追加額	790	489	2兆6865	599	1965	1兆0149	8824	1921	1兆0004	4兆5399
歳出修正減少額	1兆5005	1兆0333	1兆9345	2兆0658	1兆2716	9757	1兆3696	1兆1371	1兆5998	4兆0898
うち国債費	4943	5196	8868	6113	7189	7233	1兆0305	7759	9600	1兆0515
うち地方交付税交付金	4386	—	3771	8519	—	—	—	—	2992	2兆2730
財源の額計	10兆1672	6兆1905	6兆7620	7兆0938	2兆1286	7兆9797	8兆4986	8兆4073	4兆2918	17兆7136

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計	構成比
歳入追加額	23兆4467	5兆9619	17兆5783	10兆6529	6兆8173	4兆4501	4兆6862	205兆4547	77.3%
うち税収	1200	2兆3900	1兆2860	3680	2兆3440	1兆7250	1兆8990	30兆2500	11.4%
うち前年度剰余金受入	—	2兆2004	2兆0106	1兆9870	2兆8380	2兆0352	2兆2135	30兆5830	11.5%
うち公債金	20兆1610	1兆2500	13兆8280	8兆1041	1兆2390	5750	4760	124兆3490	46.8%
その他の歳入追加額	3兆1657	1214	4536	1937	3962	1148	976	20兆2727	7.6%
歳出修正減少額	8兆1940	1兆4312	5兆5526	2兆0650	1兆5333	1兆7879	1兆4467	60兆2396	22.7%
うち国債費	1兆0701	1兆2292	1兆2922	1兆3971	1兆2754	1兆5141	1兆3342	25兆8437	9.7%
うち地方交付税交付金	2兆9514	—	—	—	—	—	—	15兆5846	5.9%
財源の額計	31兆6407	7兆3931	23兆1310	12兆7179	8兆3507	6兆2381	6兆1329	265兆6944	100.0%

歳入追加額のうち税収は、その年度の税収(租税及印紙収入)が既定の歳入予算額を上回ることが見込まれた場合におけるその増加分である。また、前年度剰余金受入は、前年度の歳入歳出決算上生じた剰余金のうち用途が特定されている翌年度繰越事業に係る財源等を除いた額(純剰余金)である。そして、新たな国の債務を生じさせるものではないこれらの税収や前年度剰余金受入が27年間の財源額全体に占める割合は22.9%となっている。

これらの税収や前年度剰余金受入のほか、その他の収入を加えても補正予算の歳出追加額を賄えなかった場合等には、「やむを得ざる措置」(第174回国会における財務大臣の財政演説(平成22年1月18日)等)等として国債の追加発行である公債金により財源を確保しており、その額は、27年間で計124兆3490億余円(財源の額全体の46.8%)と多額となっていて、特に歳出追加額の規模が大きかった10、21、23各年度には10兆円を超えており、新たな国の債務が生じていた。

なお、前記の純剰余金は、財政法第6条の規定によれば、他の法律の規定がない限りその2分の1を下らない金額は公債又は借入金の償還財源に充てなければならないとされているが、3、4、7、12、13、15、23各年度においては、純剰余金の処理に関する特例を法律で定めることにより、その全額を補正予算において追加された経費の財源に充てている。これは、税収等では補正予算において必要な財源を賄えなかった場合に

は、将来への借金である公債金によってその財源を賄う必要が生じてくるところ、これを極力抑制するために、純剰余金の全額を補正予算の財源として活用することとしたものであるとされている。

一方、歳出修正減少額は計 60 兆 2396 億余円と財源の額全体の 22.7% を占めている。このうち国債費が計 25 兆 8437 億余円と歳出修正減少額の約 4 割(財源の額全体の 9.7%)を占めているが、これは、金利の低下等に伴い公債利子等の支払が既定の歳出予算額を下回ったことなどによるもので、特に 20 年度以降は毎年度 1 兆円以上の歳出修正減少額が計上されている。次いで、地方交付税交付金が計 15 兆 5846 億余円と同約 3 割(同 5.9%)を占めているが、これは、特別会計に関する法律第 24 条等の規定に基づき、国税の一定割合の額等を交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特会」という。)に繰り入れるとされているものが、税収の減少に伴って減少したことによるもので、税収に多額の歳入修正減少額が計上された 21 年度(税収の歳入修正減少額 9 兆 3620 億円)や 10 年度(同 8 兆 3770 億円)には、地方交付税交付金の歳出修正減少額もそれぞれ 2 兆 9514 億余円、2 兆 4369 億余円と多額となっている。

イ 特別会計の補正予算における財源の状況

元年度から 27 年度までの間の特別会計の補正予算において確保された財源の額の推移をみると図表 10 のとおりであり、27 年間の財源の額は計 372 兆 9301 億余円となっていて、国債特会及び交付税特会の 2 特別会計で全体の 70.1% を占めている。

図表 10 特別会計の補正予算において確保された財源の額の推移 (単位：億円)

特別会計	平成元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
国債特会	5 兆 8604	2 兆 7370	1 兆 2665	2 兆 8125	8 兆 2681	2 兆 1977	1 兆 4231	1 兆 6856	1 兆 0220	4 兆 4695
交付税特会	1 兆 5958	8512	6272	1 兆 6224	1 兆 6675	7630	9586	4519	—	2 兆 9669
その他の特別会計	1 兆 9753	1 兆 3553	9509	2 兆 0745	10 兆 0578	1 兆 8701	3 兆 3146	1 兆 2336	9078	9 兆 0914
計	9 兆 4316	4 兆 9436	2 兆 8447	6 兆 5095	19 兆 9935	4 兆 8310	5 兆 6964	3 兆 3712	1 兆 9298	16 兆 5279

特別会計	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
国債特会	7 兆 2860	6 兆 6290	4 兆 0585	2 兆 2247	6 兆 3062	12 兆 8616	13 兆 4419	16 兆 5657	8 兆 4794	12 兆 6167
交付税特会	4387	8985	3772	8519	—	1 兆 1686	1 兆 3516	2 兆 1425	8861	2 兆 3488
その他の特別会計	2 兆 7154	2 兆 1137	5 兆 3191	2 兆 2285	7475	2 兆 3321	5 兆 4404	3929	9627	10 兆 7711
計	10 兆 4402	9 兆 6414	9 兆 7549	5 兆 3052	7 兆 0537	16 兆 3625	20 兆 2340	19 兆 1012	10 兆 3282	25 兆 7367

特別会計	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計	構成比
国債特会	30 兆 9802	18 兆 1346	14 兆 8441	8 兆 6287	13 兆 4506	14 兆 1505	5 兆 4530	227 兆 8552	61.1%
交付税特会	3 兆 1421	1 兆 3126	2 兆 7134	4120	1 兆 4682	1 兆 1600	1 兆 5326	33 兆 7104	9.0%
その他の特別会計	14 兆 1573	7270	14 兆 6063	6 兆 7754	3 兆 7714	2 兆 7710	2 兆 6998	111 兆 3643	29.9%
計	48 兆 2797	20 兆 1743	32 兆 1639	15 兆 8162	18 兆 6903	18 兆 0816	9 兆 6856	372 兆 9301	100.0%

国債特会では、計 227 兆 8552 億余円(財源の額全体の 61.1%)の財源の額が確保されている。国債特会では、前記のとおり、毎年度の補正予算において、前年度の決算において判明した実際の前倒債の発行状況に応じて現年度の借換国債の発行額を追加するなどの所要の修正を行っている。これに伴い、現年度の財源についても、前年度の前倒債未発行額の分が現年度の歳入修正減少額に計上されるとともに、これに見合う額が現年度に新たに発行される借換国債の分として歳入追加額に計上されるなどしている。また、前記のとおり、国債の償還額についても、前倒債を財源とする額等が歳出修正減少

額に計上されるとともに、これに見合う現年度の借換国債を財源とする額が歳出追加額に計上されるなどしている。そして、前年度の財政事情等によっては前倒債未発行額が多額となって、現年度の国債特会の歳入追加額や歳出修正減少額も多額となるが、こうした場合には、同時に歳入修正減少額や歳出追加額も多額となる。このように、国債特会では多額の歳入追加額や歳出修正減少額が計上されて、両者から成る財源の額も多額となっているが、これは国債特会の実質的な財源の確保につながっているものではない。

交付税特会では、計 33 兆 7104 億余円(財源の額全体の 9.0%)の財源の額が確保されており、前記のとおり、国税の一定割合の額等を一般会計から交付税特会に繰り入れるとされていることから、一般会計において税収が増額となった際には、交付税特会に繰り入れられる額も増加し、交付税特会の歳入追加額も増額されている。一方、一般会計において税収が減額になった際には、交付税特会の歳入が修正減少されることになるが、別途これを補填するための財政措置が講じられることがあり、これに伴って交付税特会の歳入も別途追加されることがある。そして、交付税特会において確保された財源の額が最も多額であった 21 年度は、一般会計における税収の減額に伴って上記国税の一定割合の額として交付税特会に繰り入れられる額も 2 兆 9514 億余円減少したが、一般会計において別途同額を措置して交付税特会に繰り入れて、交付税特会においても同額を歳入追加額に計上するなどしたことから、確保された財源の額も 3 兆 1421 億余円と多額となっている。

ウ 補正予算における財源としての公債金の状況

前記のとおり、一般会計においては、税収等では補正予算の歳出追加額等を賄えなかった場合等に、公債金により財源を確保している。そこで、各年度の歳入予算額における公債金の状況をみると図表 11 のとおりであり、元年度から 27 年度までの 27 年度間のうち 17 か年度において、公債金の額は当初予算よりも補正予算による変更後の予算(以下「補正後予算」という。)において増加していて、補正予算による増加額が最も大きかった 21 年度は、公債金の額は 20 兆 1610 億円増の 53 兆 4550 億円となっていた。そして、これにより同年度の公債依存度は、当初予算における 37.6% から 52.1% となり状況は悪化した。このように、当初予算よりも補正後予算の方が公債依存度が上昇する年度が多い状況となっていて、21 年度のほか、23、24 両年度においても公債依存度が 50% を超える状況となっていた。

図表 11 公債金の状況

(単位：億円)

区 分	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
一般会計当初予算額	60兆4141	66兆2367	70兆3474	72兆2180	72兆3548	73兆0816	70兆9871	75兆1049	77兆3900	77兆6691
うち公債金 A	7兆1110	5兆5931	5兆3430	7兆2800	8兆1300	13兆6430	12兆5980	21兆0290	16兆7070	15兆5570
一般会計補正後予算額	66兆3118	69兆6511	70兆6134	71兆4896	77兆4374	73兆4305	78兆0340	77兆7712	78兆5331	87兆9914
うち公債金 B	7兆1110	7兆3120	6兆7300	9兆5360	16兆1740	16兆4900	22兆0320	22兆3680	18兆4580	34兆0000
補正予算による公債金の増▲減(B-A)	—	1兆7188	1兆3870	2兆2560	8兆0440	2兆8470	9兆4340	1兆3390	1兆7510	18兆4430
うち建設国債	6500	7500	1兆3870	2兆2560	8兆0440	1兆8365	6兆7532	1兆6760	7030	8兆6230
うち特例国債	▲6500	—	—	—	—	1兆0105	2兆6808	▲3370	1兆0480	9兆8200
うち臨時特別公債、復興債、年金特例公債	—	9688	—	—	—	—	—	—	—	—
公債依存度(当初予算) C	11.8%	8.4%	7.6%	10.1%	11.2%	18.7%	17.7%	28.0%	21.6%	20.0%
公債依存度(補正後予算) D	10.7%	10.5%	9.5%	13.3%	20.9%	22.5%	28.2%	28.8%	23.5%	38.6%
公債依存度の差(ポイント)(D-C)	▲1.1	2.1	1.9	3.2	9.7	3.8	10.5	0.8	1.9	18.6

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計当初予算額	81兆8601	84兆9870	82兆6523	81兆2299	81兆7890	82兆1109	82兆1829	79兆6860	82兆9088	83兆0613
うち公債金 A	31兆0500	32兆6100	28兆3180	30兆0000	36兆4450	36兆5900	34兆3900	29兆9730	25兆4320	25兆3480
一般会計補正後予算額	89兆0188	89兆7702	86兆3525	83兆6889	81兆9395	86兆8787	86兆7048	83兆4583	83兆8041	88兆9112
うち公債金 B	38兆6160	34兆5980	30兆0000	34兆9680	36兆4450	36兆5900	33兆4690	27兆4700	25兆4320	33兆1680
補正予算による公債金の増▲減(B-A)	7兆5660	1兆9880	1兆6820	4兆9680	—	—	▲9210	▲2兆5030	—	7兆8200
うち建設国債	3兆8260	1兆9880	3160	2兆3580	2730	2兆2040	1兆5820	9310	8630	1兆7630
うち特例国債	3兆7400	—	1兆3660	2兆6100	▲2730	▲2兆2040	▲2兆5030	▲3兆4340	▲8630	6兆0570
うち臨時特別公債、復興債、年金特例公債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公債依存度(当初予算) C	37.9%	38.4%	34.3%	36.9%	44.6%	44.6%	41.8%	37.6%	30.7%	30.5%
公債依存度(補正後予算) D	43.4%	38.5%	34.7%	41.8%	44.5%	42.1%	38.6%	32.9%	30.3%	37.3%
公債依存度の差(ポイント)(D-C)	5.5	0.1	0.4	4.9	▲0.1	▲2.5	▲3.2	▲4.7	▲0.4	6.8

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
一般会計当初予算額	88兆5480	92兆2991	92兆4116	90兆3339	92兆6115	95兆8823	96兆3419	2186兆7013
うち公債金 A	33兆2940	44兆3030	44兆2980	44兆2440	45兆4620	41兆2500	36兆8630	712兆8612
一般会計補正後予算額	102兆5581	96兆7283	107兆5104	100兆5366	98兆0769	99兆0003	99兆6632	2315兆8658
うち公債金 B	53兆4550	44兆3030	55兆8480	52兆0491	45兆4620	40兆4929	36兆4183	818兆9954
補正予算による公債金の増▲減(B-A)	20兆1610	—	11兆5500	7兆8051	—	▲7571	▲4447	106兆1342
うち建設国債	7兆4320	1兆2500	2兆2780	5兆5200	1兆2390	5750	4760	67兆5527
うち特例国債	12兆7290	▲1兆2500	▲2兆2780	▲2990	▲1兆2390	▲1兆3321	▲9207	23兆4785
うち臨時特別公債、復興債、年金特例公債	—	—	11兆5500	2兆5841	—	—	—	15兆1030
公債依存度(当初予算) C	37.6%	48.0%	47.9%	49.0%	49.1%	43.0%	38.3%	32.6%
公債依存度(補正後予算) D	52.1%	45.8%	51.9%	51.8%	46.4%	40.9%	36.5%	35.4%
公債依存度の差(ポイント)(D-C)	14.5	▲2.2	4.0	2.8	▲2.7	▲2.1	▲1.8	2.8

(注) 公債依存度は、当初予算にあつては一般会計当初予算額に占める、補正後予算にあつては同補正後予算額に占めるそれぞれの建設国債、特例国債、臨時特別公債、復興債及び年金特例公債に係る公債金の額により算出している。

公債金の区分別にみると、補正予算によって公債金の総額が減少又は変わらなかった年度であっても建設国債の額は毎年度増加していた。^(注6)これは、前記のとおり、税収等では歳出追加額を賄えずその財源を公債金によって確保している中で、補正予算によって建設国債を充てることができる公共事業費等が増加した場合等には、建設国債を発行して当該公共事業費等の財源を賄っていることなどによるとされている。

しかし、建設国債を発行してもなお補正予算の財源が不足する場合には、特例国債の発行を増加させることにより財源を確保しており、特に、歳出追加額が最も多額であつ

た21年度は、特例国債の増加額も12兆7290億円と多額となっていた。そして、このように当初予算よりも補正後予算の方が特例国債の額が増加していたのは、計9か年度となっていた。

さらに、2、23、24各年度のように、臨時特別公債^(注8)や復興債、年金特例公債^(注9)といった、いわゆるつなぎ公債を発行して補正予算の財源を確保していることもあった。

(注6) 建設国債 財政法第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注7) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき税金等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注8) 臨時特別公債 「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律」(平成3年法律第2号)に基づき、湾岸平和基金への資金拠出に必要な財源となる税金等が入るまでのつなぎとして、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注9) 年金特例公債 「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成24年法律第101号)に基づき、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税金が入るまでのつなぎとして、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

4 本院の所見

財政法第29条の規定によれば、内閣は、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等に必要な予算の追加を行う場合等に限り、補正予算を作成することができる。一般会計では元年度から27年度までの間に計42回の補正予算が作成されており、歳出追加額は計189兆4042億余円となっている。そして、大規模な経済対策の決定や災害の後に作成された補正予算は、歳出追加額が多額となる傾向となっていた。

24年度から26年度までの間における7府省等の補正追加額についてみると、補正予算に係る繰越しの状況を具体的に確認できた範囲では、補正予算により追加された予算については翌年度繰越率が高い傾向が見受けられた。また、事業内容別にみると、工事や物品購入等では、翌年度中に支出負担行為され支出されていたものが8割以上となっていた。一方、基金等では、現年度中に支出負担行為され支出されていたものが9割以上となっていた。そして、基金等が単年度では完結しない事業を実施する場合に設置等されるものであることを反映して、補正予算が成立した現年度中に基金等から取崩等決定がなされたり支出されたりしたものはほとんどなく、その実施率はおおむね1割未満となっていた。

一般会計の補正予算における財源の確保についてみると、税金及び前年度剰余金受入の占める割合は22.9%であり、確保された財源の46.8%は国債の追加発行である公債金によっていて、新たな国の債務が生じていた。そして、これに伴い、当初予算よりも補正後予算の方が公債依存度が上昇する年度が多い状況となっていて、21、23、24各年度には公債依存度が50%を超える状況となっていた。

したがって、補正予算における財源46.8%が公債金によって確保されている中、大規模

な経済対策の決定や災害の後に作成された補正予算は歳出追加額が多額となる傾向であり、補正予算に計上された予算の翌年度繰越率が高い傾向であることなどを踏まえて、今後とも、補正予算に計上された予算の適切かつ効率的、効果的な執行に努める必要がある。

本院としては、以上のような補正予算の傾向や財政への影響に鑑み、その執行状況等について引き続き注視していくこととする。

第2 国外に所在する中古の建物に係る所得税法上の減価償却費について

検査対象	財務本省、国税庁、10 税務署
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
所得税法上の減価償却費の概要	所得税の税額の計算に当たり、一定期間中における所得金額を適正に計算するため、減価償却資産の取得価額を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく耐用年数の期間の各年分の必要経費として配分するもの
検査の対象とした納税者数	延べ 3,376 人(平成23年度～25年度)
上記のうち国外に所在する中古等建物を所有していた納税者数及びその建物に係る減価償却費	延べ 337 人 39 億 8650 万円

1 検査の背景

(1) 所得税の概要

所得税は、所得税法(昭和40年法律第33号)に基づいて、課税所得の範囲、税額の計算の方法等が定められており、居住者(日本国内に住所があるなどの個人)は国内及び国外で生ずる全ての所得に対して所得税が課されることとなっている。

所得税額の計算に当たっては、総合課税制度によるものと、分離課税制度によるものがある。総合課税制度とは、各種の所得金額を合計して税額が計算されるものであり、この制度が適用される所得には不動産所得、事業所得、給与所得等がある。また、分離課税制度とは、他の所得金額と合算することなく、分離して税額が計算されるものであり、この制度が適用される所得には山林所得、退職所得、土地及び建物等の譲渡に係る譲渡所得等がある。

上記の総合課税に属する所得のうち、不動産所得の金額は、不動産等の貸付けによるその年中の総収入金額から必要経費に算入すべき金額を控除した金額とすることとなっている。この必要経費に算入すべき金額は、その年における販売費、建物等の減価償却資産に係る償却費(以下「減価償却費」という。)等の一般管理費等の金額とすることとなっており、納税者は総収入金額及び必要経費の内容を記載した所得税青色申告決算書又は収支内訳書(以下「不動産所得に係る決算書」という。)を確定申告書に添付して申告することとなっている。

また、不動産所得の金額の計算上、必要経費が総収入金額を上回ったことにより損失が生じたときは、別荘等の通常の生活に必要な資産の貸付けに係るものなどを除き、当該損失の金額を給与所得等の総合課税に属する他の各種所得金額から控除(以下、この控除を「損益通算」という。)するなどして課税総所得金額を算出することとなっている。そして、所得税額は、この課税総所得金額に所得税法に基づいて所得金額の区分ごとに定められた税率を乗じて計算することとなっていて、この税率のうちの最高税率は平成26年

分までは40%となっていたが、27年分以降は45%に引き上げられている(なお、25年1月から49年12月までの間は、所得税とは別に、所得税額の2.1%相当額が復興特別所得税として徴収されることとなっている。)

一方、分離課税に属する所得である土地及び建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額は、譲渡に係る総収入金額から当該資産の取得費等の額を控除した金額とすることとなっており、所得税額は、この譲渡所得の金額に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づいて資産の所有期間の長期又は短期の区分ごとに定められた税率を乗じて計算することとなっていて、このうち、所有期間が5年を超える長期の資産を譲渡した場合の税率は15%となっている。

また、譲渡に係る総収入金額から控除する取得費の計算に当たり、当該資産を不動産所得等を生ずべき業務の用に供していた期間において必要経費に算入されていた減価償却費の累計額は取得費から控除されることとなっている。

(2) 減価償却費について

ア 減価償却の目的

減価償却は、一般に、一定の期間中において生じた損益を適正に計算するために、減価償却資産の取得価額を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。)に基づく耐用年数の期間の各年分の必要経費として配分する手続である。そして、耐用年数が経過し、減価償却費の累計額が取得価額に達した後は当該資産に係る減価償却費は計上できなくなることから、所得金額の計算上、減価償却費に相当する額の所得金額が増加することになる。

イ 減価償却費の計算方法

減価償却費の金額は、所得税法等に基づき、減価償却資産の取得日及び種類に応じて定められた償却の方法と、耐用年数省令に基づき、資産の種類及び構造等別に定められた耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)とによって定められた償却率を取得価額に乗ずるなどして計算するのが原則となっている。また、国外に所在する建物に対しても国内に所在する建物と同一の税制が適用されることとなっていることから、減価償却費の計算も同様に行うこととなっている。

ウ 減価償却費の計算に用いられる耐用年数

減価償却資産のうち、建物について、現在の住宅用の建物の構造別の法定耐用年数は、耐用年数省令によれば、木造又は合成樹脂造(以下、これらを「木造等」という。)は22年、れんが造、石造又はブロック造(以下、これらを「れんが造等」という。)は38年及び鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造(以下、これらを「鉄骨鉄筋コンクリート造等」という。)は47年とされている。

一方、中古の減価償却資産の減価償却費を計算するに当たっては、法定耐用年数を用いることに代えて、当該資産を取得した者が業務の用に供した時以後の使用可能期間の年数とすることができることとなっている(以下、この算定方法を「見積法」という。)が、見積法による耐用年数の算定に当たり必要な資料がないため技術者等が積極的に特別の調査をしなければならないこと又は耐用年数の見積りに多額の費用を要すると認められることにより使用可能期間の年数を見積もることが困難な場合は、次の算式により得た年数とすることができることとなっている(以下、この算定方法を「簡便法」という。)

- ① 法定耐用年数の全部を経過した中古資産
法定耐用年数の100分の20
- ② 法定耐用年数の一部を経過した中古資産
(注1)
法定耐用年数 - 経過年数 + 経過年数の100分の20

上記のことから、法定耐用年数の全部を経過した中古資産について、簡便法を用いて耐用年数を算定すると、住宅用の建物の場合の構造別の耐用年数は、木造等、れんが造等及び鉄骨鉄筋コンクリート造等のそれぞれの法定耐用年数が22年、38年及び47年であることから、それぞれに100分の20を乗じて得た値の1年未満の端数を切り捨てた4年、7年及び9年となる。

また、国外に所在する建物に係る耐用年数についても国内に所在する建物と同様に算定されることとなっている。

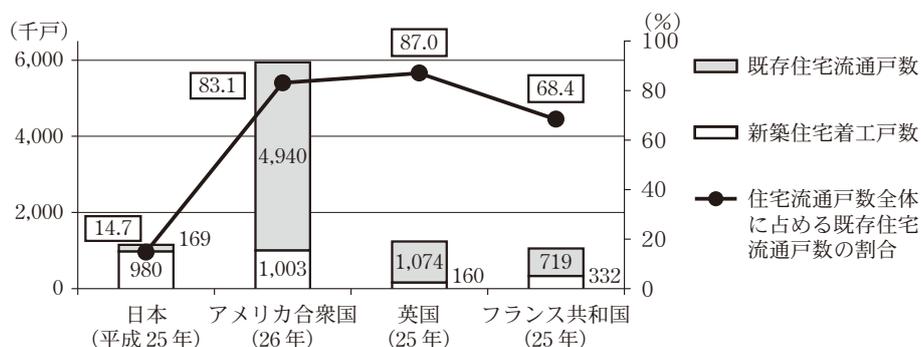
なお、法定耐用年数の全部又は一部を経過した中古資産に係る耐用年数を簡便法により算定する場合に用いられる100分の20という割合は、昭和26年の通達「法人税法等の改正に伴う法人税の取扱について」(昭和26年直法1-130)において定められたものであり、この割合は変わらずに維持され、平成10年の税制改正の際に、耐用年数省令においてこれと同一の割合が定められて現在に至っている。一方、この割合が定められた昭和26年当時において、日本と外国との間の商品及びサービスの取引が制限されていたことからすれば、この割合は国内に所在する資産を想定して設けられたものと思料されるが、その後、これらの取引が原則として自由化されていて、現在では国外の資産を容易に取得できるようになっている。

(注1) 経過年数 新築時から取得時まで経過した年数

(3) 日本及び欧米の建物を取り巻く状況

国外に所在する建物に対しても、国内に所在する建物と同一の税制が適用されることとなっているが、日本及び欧米の建物を取り巻く状況についてみると、日本における建物は特に木造のものが多く、頻繁に建替えが行われ、新築物件が多く取引される傾向にあるといわれており、国土交通省の資料を基に住宅流通戸数全体に占める既存住宅(中古住宅)流通戸数の割合について、日本とアメリカ合衆国、英国及びフランス共和国とを比較すると、図表1のとおり、日本は14.7%であるのに対して、アメリカ合衆国は83.1%などとなっており、日本が低い状況となっている。

図表1 日本、アメリカ合衆国、英国及びフランス共和国における既存住宅の流通シェアの比較

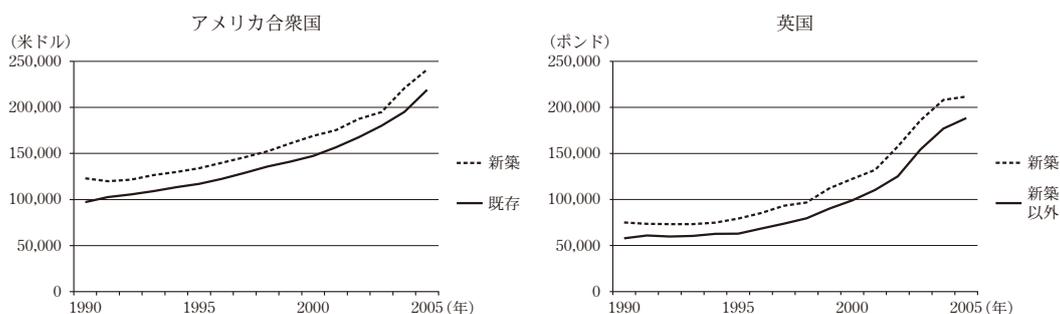


(注) 国土交通省作成

また、住宅を建築してから滅失するまでの平均年数は、国土交通省の推計によると、日本は約32年であるのに対して、アメリカ合衆国は約66年、英国は約80年となっていて、日本よりも長期間使用されている状況となっている。

そして、日本の戸建住宅は、築後20年までで価値が大きく低下するといわれている一方で、アメリカ合衆国及び英国の戸建住宅は、図表2のとおり、中古住宅は新築住宅との価格差が小さい状況となっている。

図表2 アメリカ合衆国及び英国の戸建住宅における新築中古別の取引価格の推移



注(1) 取引価格は、アメリカ合衆国は中央値、英国は平均値である。

注(2) United States Census Bureau 及び Department for Communities and Local Government の資料を基に本院が作成した。

このように住宅の流通を取り巻く状況、住宅を建築してから滅失するまでの期間及び戸建住宅の資産価値は、日本とアメリカ合衆国、英国等では大きく異なっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき、税務署から証拠書類として所得税の確定申告書等の提出を受けている。これらの中には、国外に所在する建物を取得して不動産事業の用に供し、多額の減価償却費を計上して、不動産所得に損失が生じている納税者が見受けられた。

そこで、本院は、有効性等の観点から、不動産事業の用に供している建物に係る減価償却費の計算はどのようになっているか、減価償却費の計上は各年分の所得税の負担にどのような影響を与えているか、国外に所在する建物に係る減価償却費の算定方法は建物の現状に適合しているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、所得税に係る申告納税額のある者一人当たりの申告納税額が多額となっている^(注2) 麹町税務署等10税務署から証拠書類として提出された平成23年分から25年分までの延べ28,349人に係る所得税の確定申告書等のうち、不動産所得に係る決算書において、国外に所在する建物を不動産事業の用に供している状況を把握できた延べ872人について、その所有する建物の取得年月、所在地、耐用年数、減価償却費、賃貸料収入等の分析を行った。また、国外に所在する建物との比較を行うために、上記の10税務署から提出された25年分の9,981人に係る所得税の確定申告書等のうち、不動産所得に係る決算書において、国内に所在する建物のみを不動産事業の用に供している状況を把握できた2,504人についても同様に分析を行った。さらに、国税庁及び上記の10税務署において国外に所在する建物に関する関係書類に基づき説明を聴取したり、財務本省において税法上の減価償却に関する制度の説明を聴取したりなどして会計実地検査を行った。

(注2) 麴町税務署等10税務署 麴町、京橋、芝、麻布、四谷、目黒、雪谷、玉川、渋谷、芦屋各税務署

3 検査の状況

(1) 建物の減価償却費の状況

ア 国内及び国外に所在する建物の減価償却費の状況

23年分から25年分までの不動産所得に係る決算書において、建物の状況を把握できた納税者は、図表3のとおり、延べ3,376人で、耐用年数省令に基づき減価償却費を計上していた建物の件数及び減価償却費の合計は、国内に所在する建物が延べ6,457件、85億9943万余円、国外に所在する建物が延べ1,157件、48億9019万余円となっていた。

図表3 国内及び国外に所在する建物の状況 (単位：人、件、千円)

区分	年分	納税者数	建物の件数			うち、減価償却費を計上していた建物の件数			左の建物に係る納税者数	左の建物に係る減価償却費		
			国内国外別		計	国内国外別		計		国内国外別		計
			国内	国外		国内	国外			国内	国外	
国外に所在する建物を所有	平成23年	263	116	426	542	102	343	445	231	128,594	1,309,625	1,438,219
	24年	278	147	446	593	124	351	475	233	144,295	1,424,888	1,569,183
	25年	331	225	576	801	202	463	665	287	219,703	2,155,681	2,375,384
計		872	488	1,448	1,936	428	1,157	1,585	751	492,593	4,890,194	5,382,788
国内に所在する建物のみを所有	25年	2,504	6,633		6,633	6,029		6,029	2,344	8,106,838		8,106,838
25年計		2,835	6,858	576	7,434	6,231	463	6,694	2,631	8,326,541	2,155,681	10,482,223
合計		3,376	7,121	1,448	8,569	6,457	1,157	7,614	3,095	8,599,431	4,890,194	13,489,626

そして、25年分の国外に所在する建物576件の所在する国は、アメリカ合衆国が371件(全体に占める割合は64.4%)、英国が64件(同11.1%)となっていて、アメリカ合衆国と英国でその約4分の3を占めている。

イ 減価償却費の計算に用いられている耐用年数の状況

25年分の不動産所得に係る決算書において、減価償却費を計上していた国内に所在する建物6,231件及び国外に所在する建物463件のそれぞれについて、耐用年数の区分ごとの件数をみると、図表4のとおり、国内に所在する建物は40年を超えたものが3,336件で国内に所在する建物全体の53.5%と過半を占めていたのに対して、国外に所在する建物は10年以下が216件と最も多く、国外に所在する建物全体の46.6%と約半数に達していた。

図表4 建物に係る耐用年数の状況 (単位：件)

耐用年数の区分	減価償却費を計上していた建物の件数		国内に所在する建物の件数		国外に所在する建物の件数	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
10年以下	331	4.9%	115	1.8%	216	46.6%
10年超20年以下	482	7.2%	444	7.1%	38	8.2%
20年超30年以下	1,102	16.4%	1,046	16.7%	56	12.0%
30年超40年以下	1,302	19.4%	1,217	19.5%	85	18.3%
40年超	3,403	50.8%	3,336	53.5%	67	14.4%
不明	74	1.1%	73	1.1%	1	0.2%
計	6,694	100.0%	6,231	100.0%	463	100.0%
耐用年数の平均			38.1年		20.4年	

(注) 構成比は、各項目の建物全体に占める割合である。小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100%にならない。

耐用年数省令において法定耐用年数が10年以下と定められているものには簡易建物等があることから、国外に所在する建物を所有していた延べ751人が減価償却費を計上していた建物延べ1,585件のうち、不動産所得に係る決算書において、耐用年数が10年以下の建物について、記載された内容から、簡易建物等を除いて中古の建物と判断されるものを抽出したところ、図表5のとおり、中古の建物と判断されるものの件数及び減価償却費の1件当たりの平均額は、国内に所在する建物が延べ25件、207万余円、国外に所在する建物が延べ485件、811万余円となっていた。また、耐用年数が10年を超え、かつ、中古である旨の記載があった建物の件数及び減価償却費の1件当たりの平均額についてみたところ、国内に所在する建物が延べ26件、100万余円、国外に所在する建物が延べ26件、197万余円となっていた。

このように不動産所得に係る決算書において、耐用年数が10年以下の建物のうち中古と判断される建物、及び耐用年数が10年を超え、かつ、中古である旨の記載があった建物(以下、これらを合わせて「中古等建物」といい、中古等建物以外の建物を「その他建物」という。)延べ562件のうち、国外に所在する中古等建物は延べ511件となっており、その減価償却費の合計は39億8650万余円、所有者数は延べ337人となっていた。

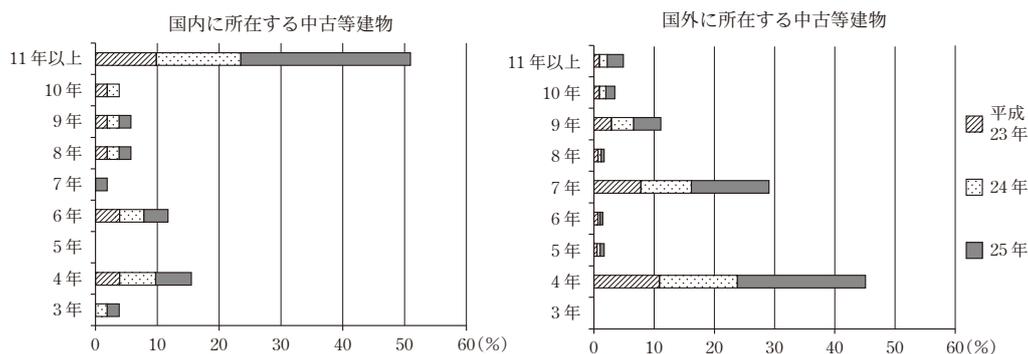
図表5 中古等建物の状況 (単位：件、千円、人)

耐用年数、中古等の記載	国内 国外別	年 分						計		
		平成23年		24年		25年		建物 の件 数	建物に係る減 価償却費	減価償却費 の平均額
		建物 の件 数	建物に係る減 価償却費	建物 の件 数	建物に係る減 価償却費	建物 の件 数	建物に係る減 価償却費			
耐用年数が10年以下で中古の建物と判断される建物 (A)	国内	7	14,911	9	15,969	9	20,904	25	51,785	2,071
	国外	127	1,021,305	142	1,152,716	216	1,761,017	485	3,935,039	8,113
耐用年数が10年超で中古である旨の記載があった建物 (B)	国内	5	4,229	7	7,228	14	14,644	26	26,101	1,003
	国外	5	6,308	7	18,406	14	26,746	26	51,461	1,979
中古等建物 (A) + (B)	国内	12	19,140	16	23,198	23	35,548	51	77,887	1,527
	国外	132	1,027,614	149	1,171,122	230	1,787,763	511	3,986,500	7,801
計		144	1,046,755	165	1,194,320	253	1,823,312	562	4,064,388	7,232
国外に所在する中古等建物を所有する者			99		101		137		337 (204)	

(注) 括弧内の数字は、中古等建物を所有する者の純計である。

そして、中古等建物延べ562件について、中古等建物の総件数に占める耐用年数ごとの件数の割合を国内国外別にみると、図表6のとおり、国内に所在する中古等建物は、耐用年数が11年以上となっているものが過半を占めていたのに対して、国外に所在する中古等建物は耐用年数が4年、7年又は9年となっているものが他の耐用年数に区分されている中古等建物に比べて著しく多くなっており、とりわけ4年となっているものの割合が国外に所在する中古等建物全体の約半数を占めていた。

図表6 中古等建物の国内国外別、耐用年数別の件数の割合の状況

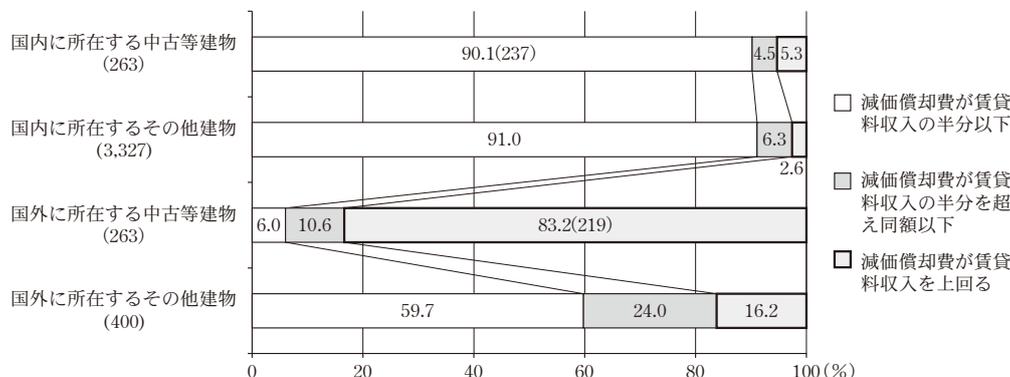


不動産所得に係る決算書には、中古等建物に係る耐用年数の根拠が、見積法によるものか又は簡便法によるものかを記載することにはなっていない。しかし、前記のとおり、住宅用の建物の場合、木造等、れんが造等及び鉄骨鉄筋コンクリート造等の法定耐用年数の全部を経過した場合の耐用年数を簡便法で算定するとそれぞれ4年、7年及び9年となることから、耐用年数が4年、7年又は9年と記載されている中古等建物の中には、当該中古等建物がそれぞれ上記構造のものである場合には、見積法ではなく、簡便法に基づき算定したものが相当数あると見込まれる。

ウ 賃貸料収入に対する減価償却費の状況

検査の対象とした国内又は国外に所在する建物延べ8,569件のうち、23年分から25年分までの各年分の不動産所得に係る決算書において、各年中における賃貸料収入と当該年中における減価償却費が把握できた延べ4,253件について、国内国外別、及び中古等建物、その他建物の種類別(以下「種類別」という。)に減価償却費を賃貸料収入と比較すると、図表7のとおり、国内に所在する中古等建物(延べ263件)のうちの90.1%(延べ237件)が、賃貸料収入の半分以下となっていた。一方、国外に所在する中古等建物(延べ263件)については、83.2%(延べ219件)が賃貸料収入を上回る状況となっていて、これらの中には、図表8のとおり、賃貸料収入の10倍を超える状況となっている中古等建物が延べ23件あるなど、賃貸料収入を大きく上回る減価償却費が計上されている中古等建物もあった。

図表7 減価償却費の賃貸料収入に対する状況ごとの建物の件数(延べ件数)の割合(国内国外別及び種類別)



注(1) 括弧内の数字は、建物の件数である。

注(2) 割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100%にはならない。

図表 8 減価償却費が賃貸料収入を上回る建物の件数(延べ件数)の状況

(単位：件)

国内 国外 別	種類別	減価償却費が賃貸料収入の										計
		同額を超え 2倍以下	2倍を超え 3倍以下	3倍を超え 4倍以下	4倍を超え 5倍以下	5倍を超え 6倍以下	6倍を超え 7倍以下	7倍を超え 8倍以下	8倍を超え 9倍以下	9倍を超え 10倍以下	10倍を 超える	
国内	中古等 建物	9	4	0	0	0	0	0	0	0	1	14
	その他 建物	75	7	3	1	1	1	0	0	0	0	88
国外	中古等 建物	49	62	34	23	13	8	3	3	1	23	219
	その他 建物	36	11	3	3	2	0	0	1	0	9	65
計		169	84	40	27	16	9	3	4	1	33	386

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第2

前記のとおり、アメリカ合衆国や英国等は日本よりも住宅が長期間使用されているなど建物を取り巻く状況は大きく異なっているが、国外に所在する建物に対しても国内に所在する建物と同一の税制が適用されることとなっている。そして、国外に所在する中古等建物は耐用年数が4年、7年又は9年となっているものが多く、これらの中には簡便法に基づき算定したものが相当数あると見込まれる。このような背景の下、国外に所在する中古等建物について、賃貸料収入を上回る多額の減価償却費を計上している者が多くなっている状況となっていた。

そして、簡便法により耐用年数を算定する場合に用いられる100分の20という割合が定められた昭和26年当時において、日本と外国との間の商品及びサービスの取引が制限されていた状況からすると、この割合は、国内に所在する資産を想定して設けられたものであると思料される。その後、これらの取引が原則として自由化され、国外に所在する資産を不動産事業等の用に供することができるようになってきているが、この割合は現在まで変わっていない。

このことを踏まえると、国外に所在する中古等建物については、簡便法により算定された耐用年数が建物の実際の使用期間に適合していないおそれがあると認められる。

(2) 減価償却費の計上による所得税の負担への影響

ア 不動産所得の損失の状況

前記建物の状況を把握できた延べ3,376人について、不動産所得の状況をみると、図表9のとおり、平成25年分の不動産所得に損失が生じている者は、国内に所在する建物のみを所有している者のうち中古等建物を所有している者が321人のうち42人(13.0%)となっているのに対して、国外に所在する中古等建物を所有している者が153人のうち129人(84.3%)となっていて、国外に所在する中古等建物を所有している者の多くが不動産所得に損失が生じている状況がうかがえる。

図表9 建物の所有の状況を把握できた者の不動産所得の状況 (単位：人、千円)

国内国外別	年分	種類別	納税者数	不動産所得が0円以上の者		不動産所得に損失が生じていた者	
				人数	不動産所得の平均額	人数	不動産所得の平均額
国外に所在する建物を所有	平成23年	中古等建物を所有	109	18	8,162	91	△ 12,434
		その他建物のみ所有	154	60	8,538	94	△ 2,295
		小計	263	78	8,457	185	△ 7,282
	24年	中古等建物を所有	119	25	12,315	94	△ 12,204
		その他建物のみ所有	159	78	5,853	81	△ 1,970
		小計	278	103	7,217	175	△ 7,467
	25年	中古等建物を所有	153	24	15,488	129	△ 13,745
		その他建物のみ所有	178	85	6,547	93	△ 2,570
		小計	331	109	8,487	222	△ 9,063
	計	中古等建物を所有	381	67	12,427	314	△ 12,904
その他建物のみ所有		491	223	6,859	268	△ 2,292	
計		872	290	8,056	582	△ 8,017	
国内に所在する建物のみを所有	25年	中古等建物を所有	321	279	31,038	42	△ 3,509
		その他建物のみ所有	2,183	1,834	18,017	349	△ 2,176
		計	2,504	2,113	19,712	391	△ 2,319
合計			3,376	2,403	18,378	973	△ 5,728

また、国外に所在する中古等建物を所有していて、23年分から25年分までの間に不動産所得に損失が生じていた延べ314人のうち、減価償却費を計上していて、かつ、賃貸料収入が把握できた延べ197人についてみると、図表10のとおり、減価償却費が当該年分の賃貸料収入を上回っている者は延べ149人おり、このうち、不動産所得に係る決算書の記載内容から、24年又は25年において耐用年数が10年以下の中古等建物を買い増している者が延べ66人いた。

このように、国外に所在する中古等建物を所有していて、不動産所得に損失が生じている者については、賃貸料収入を上回る減価償却費が計上されている者が多く、多額の減価償却費の計上が不動産所得の損失の主な要因となっていた。

図表10 国外に所在する中古等建物に係る減価償却費を計上していた者の損失の状況 (単位：人、千円)

年分	国外に所在する中古等建物を所有し不動産所得に損失が生じている者のうち、減価償却費を計上している者			うち、減価償却費が賃貸料収入を上回っている者		
	人数	減価償却費の平均額	不動産所得の損失の平均額	人数	減価償却費の平均額	不動産所得の損失の平均額
平成23年	58	11,588	13,673	46	13,777	16,031
24年	53	12,589	13,849	44	14,813	15,762
25年	86	10,724	14,144	59	13,013	16,168
計	197	11,480	13,926	149	13,780	16,006

イ 所得税の負担への影響

国外に所在する中古等建物を所有している者のうち、賃貸料収入を上回る多額の減価償却費を計上している者は、不動産所得に損失が生じ、給与所得等の総合課税に属する他の所得と損益通算を行って総合課税に係る所得金額及び所得税額が減少することになる。そして、これらの者については、中古等建物に係る減価償却費を計上して所得税額

が減少した後、当該建物を長期間にわたって所有し不動産事業の用に供し続けられれば、将来的には減価償却費を計上できなくなるにより、不動産所得が増加し、所得税額が増加することになる。

しかし、国外に所在する中古等建物を譲渡したり、我が国から出国して非居住者となり我が国の所得税法の適用を受けない者になったりすることになれば、将来的に増加することになる所得税額の一部を負担しない場合が生ずることになる(図表 11 参照)。

そこで、23年分から25年分までの不動産所得に係る決算書において、国外に所在する中古等建物を所有し、これに係る減価償却費を計上していた前記延べ337人の純計である204人についてみたところ、8人は国外に所在する中古等建物を25年に譲渡していた。そして、前記のとおり、減価償却費の累計額は、建物を譲渡することによる譲渡所得の金額の計算上、当該建物の取得費から控除されるため、譲渡所得の金額はその分増加するものの、総合課税に比べて低い税率が適用される場合には、全体としては所得税額の負担が減少することになる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

納税者Aは、平成17年7月に国外に所在する土地及び中古等建物を1億9450万余円(174万余米ドル)で取得し不動産事業の用に供していた。そして、この中古等建物に係る耐用年数を6年として23年までの間に減価償却費計1億5171万余円を不動産所得の必要経費に計上し、これにより発生した不動産所得の損失を、各年分の給与所得等と損益通算を行うなどしており、各年分の所得税額が減少していた。

そして、同人は25年1月に当該土地及び中古等建物を1億9088万余円(197万余米ドル)で譲渡していた。この譲渡所得の金額の計算に当たり、減価償却費の累計額1億5171万余円が、取得費から控除されることにより、譲渡所得の金額がその分増加することになる。しかし、この増加する譲渡所得の金額には総合課税の税率に比べて低い長期譲渡所得の税率が適用されるため、全体としては所得税額の負担が減少することになる。

なお、同人は、同年11月に新たに国外に所在する土地及び中古等建物を2億5165万余円(260万余米ドル)で取得し、不動産事業の用に供していた。

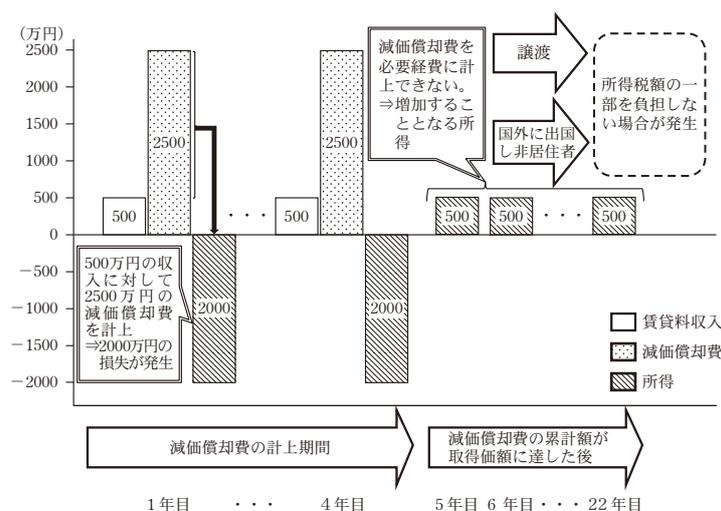
また、前記204人のうち、21人は23年から25年までの間に我が国から出国して非居住者となっていた。そして、中古等建物に係る多額の減価償却費を計上して損益通算を行うなどした後非居住者となった場合、我が国の所得税法の適用を受けない者になることから、将来的に増加することになる所得税額の一部を負担しないことになる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

納税者Bは、平成17年4月に国外に所在する中古等建物を4億0177万余円で取得し、不動産事業の用に供していた。そして、この中古等建物に係る耐用年数を7年として23年分及び24年分に減価償却費としてそれぞれ5134万余円及び3509万余円を不動産所得の必要経費に計上し、これにより発生した不動産所得の損失4405万余円及び3717万余円を、当該年分の給与所得等と損益通算を行うなどしており、各年分の所得税額が減少していた。同人は、24年12月に我が国から出国して非居住者となり我が国の所得税法の適用を受けない者になったことから、将来的に増加することになる所得税額の一部を負担しないことになる。

図表 11 簡便法により耐用年数を算定した場合の所得金額に関する概念図



注(1) この図表における金額は、法定耐用年数(22年)の全てを経過した木造の建物を1億円で取得し、年間の賃貸料収入を500万円と仮定した場合の値を示している。

注(2) 注(1)における木造の建物は簡便法により耐用年数を4年としている。また、減価償却資産は1円まで償却することとなっているが、この図表における減価償却費は全額償却すると仮定した場合の値を示している。

4 本院の所見

日本とアメリカ合衆国、英国等では、建物を取り巻く状況が大きく異なっているが、国外に所在する建物に対しても国内に所在する建物と同一の税制が適用されることとなっている。そして、国外に所在する中古等建物の中には簡便法に基づき耐用年数を算定したものが相当数あると見込まれる。このような背景の下、国外に所在する中古等建物について、賃貸料収入を上回る減価償却費を計上している納税者が多く見受けられる状況となっていた。また、簡便法により耐用年数を算定する場合に用いられる割合は、昭和26年に定められて以降現在まで変わっていない。

このことを踏まえると、国外に所在する中古等建物については、簡便法により算定された耐用年数が建物の実際の使用期間に適合していないおそれがあると認められる。そして、賃貸料収入を上回る減価償却費を計上することにより、不動産所得の金額が減少して損失が生ずることになり、損益通算を行って所得税額が減少することになる。

したがって、本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、国外に所在する中古の建物に係る減価償却費の在り方について、様々な視点から有効性及び公平性を高めるよう検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、中古の建物に係る減価償却費について、引き続き注視していくこととする。

第3 滑走路等の耐震化工事における薬液注入工の施工不良等の状況について

検査対象	国土交通本省、3 地方整備局
滑走路等の耐震化工事の概要	空港の滑走路や誘導路等について、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能及び航空ネットワークの維持、背後圏経済活動継続のための機能を確保するのに必要な耐震性の向上等を図るもの
検査の対象とした契約	滑走路等の耐震化工事において東亜建設工業株式会社による施工不良等が報告された5 契約
上記の契約額	78 億 3870 万円(平成 25 年度～27 年度)

1 検査の背景

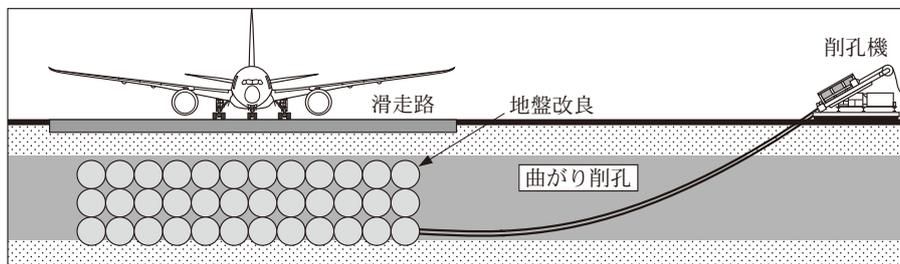
(1) 滑走路等の耐震化工事の状況

国土交通省は、平成 17 年 8 月に設置した「地震に強い空港のあり方検討委員会」における検討結果等を踏まえ、空港の滑走路や誘導路等について、航空輸送上重要な空港では、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能及び航空ネットワークの維持、背後圏経済活動継続のための機能を、また、緊急輸送の拠点となる空港では、救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を確保するのに必要な耐震性の向上等を図ることとした。

そして、17 年度以降、空港整備事業の一環として、滑走路等について、レベル 2 地震^(注1)による液状化を防ぐため、薬液注入による地盤改良工事(以下「薬液注入工」という。)を行うなどの耐震対策を実施している。既設滑走路等の地盤の液状化対策のための薬液注入工法には、主に、浸透固化処理工法やバルーングラウト工法があり、これらは、削孔機で地盤を削孔して、凝固する性質を有する薬液を地盤中の所定の位置に注入することで地盤を改良する工法である。削孔方法には、鉛直削孔等の直線的な削孔のほか、空港運用に支障を与えないよう、近隣の場所から構造物直下の地盤に向けて曲線を描いて削孔する曲がり削孔(図 1 参照)がある。

(注 1) レベル 2 地震動 当該施設を設置する地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの

図 1 曲がり削孔の概念図



(注) 「地盤改良工事の施工不良等の問題に関する有識者委員会中間報告書」を基に本院が作成した。

(2) バルーングラウト工法の概要

バルーングラウト工法は、20 年に東亜建設工業株式会社(以下「東亜建設」という。)が中心となって開発した薬液注入工法である。

薬液注入工の目的が液状化対策の場合、「バルーングラウト工法技術マニュアル」(平成23年2月バルーングラウト工法研究会作成)によれば、バルーングラウト工法の適用性については、改良対象地盤の土質調査結果に基づいて検討することとされており、改良対象地盤の薬液注入工による目標強度は、作用する地震動による液状化に対する地盤の安定性が確保できるよう、一軸圧縮強^(注2)さによって設計することとされている。

(注2) 一軸圧縮強さ 土質等の強度測定法である一軸圧縮試験により得られる強度で、地盤改良工事においては改良効果の確認等に用いる。

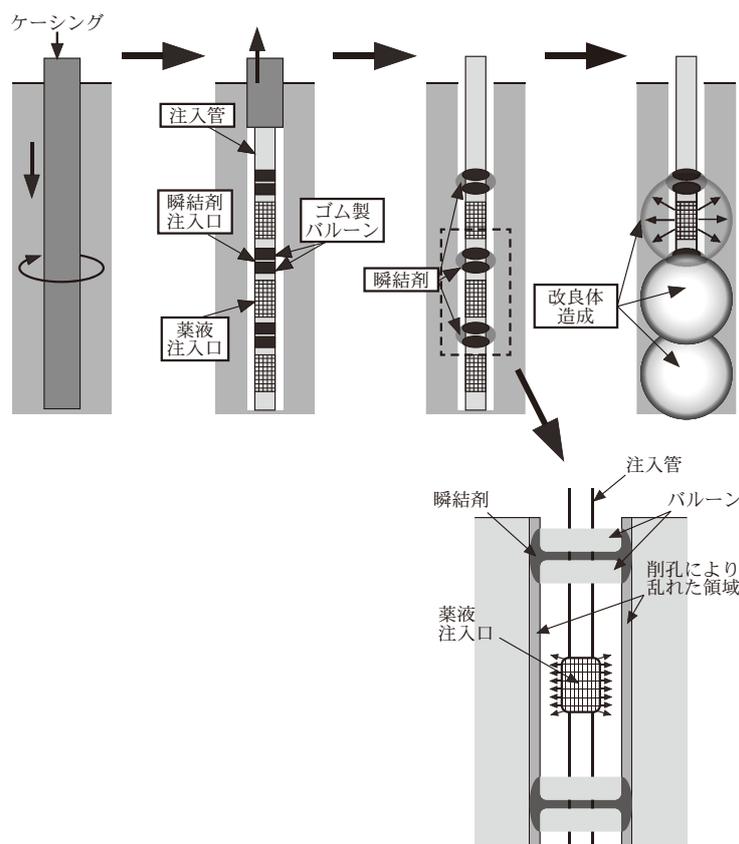
バルーングラウト工法による薬液注入工の削孔及び薬液注入の具体的な順序は、次のとおりとなっている(図2参照)。

- ① 土質調査を行い、土質、細粒分含有率^(注3)等から目標強度、注入率等を決定する。
- ② 事前配合試験を行い、目標強度を達成する薬液の濃度を決定する。
- ③ 削孔機を使用して、ケーシング^(注4)により所定の位置まで削孔する。
- ④ 注入管をケーシング内に建て込み、ケーシングを引き抜く。
- ⑤ 薬液を注入する所定の位置の両端にゴム製バルーンを膨張させ、地山とバルーンを密着させた後、バルーンと地山の隙間に瞬結剤を充填して、地盤に開けた孔と注入管との隙間から薬液が逸散するのを防ぐ。
- ⑥ 薬液の当該地盤での浸透性を評価するために水を使用して注水試験を行い、薬液の注入速度及び注入圧力を決定する。
- ⑦ 地盤の割裂、隆起等を伴わないよう薬液注入を行い、改良体を造成する。

(注3) 細粒分含有率 液状化しにくい土質である粘土分及びシルト分が地盤にどれだけ含まれているかを示す値

(注4) ケーシング 削孔の際に使用する鋼管

図2 バルーングラウト工法の概要



(注) 「地盤改良工事の施工不良等の問題に関する有識者委員会中間報告書」を基に本院が作成した。

(3) 施工不良等の事態の経緯

28年4月から5月にかけて、東亜建設から国土交通省に対して、東亜建設が主体となってバルーングラウト工法による薬液注入工を施工した東京国際空港C滑走路、H誘導路及びE誘導路、松山空港誘導路並びに福岡空港滑走路において施工不良及びデータ改ざんによる虚偽報告があったことが報告された。これらの工事の契約(表1参照)の空港別の概要は次のとおりである。

ア 東京国際空港

関東地方整備局(以下「関東地整」という。)は、東亜建設を含む特定建設工事共同企業体と契約を締結して、東京国際空港H誘導路東側他地盤改良工事(以下「H25羽田H誘導路等工事」という。)として、東京国際空港のH誘導路及びE誘導路において、1,450本の鉛直削孔等を行って4,632,295Lの薬液の注入を行う薬液注入工を、また、東京国際空港C滑走路他地盤改良工事(以下「H27羽田C滑走路工事」という。)として、同空港のC滑走路において275本の曲がり削孔を行って12,513,400Lの薬液の注入を行う薬液注入工をそれぞれ行うこととしていた。

イ 松山空港

四国地方整備局(以下「四国地整」という。)は、東亜建設と契約を締結して、松山空港誘導路地盤改良工事(以下「H26松山誘導路工事」という。)として、松山空港の誘導路において、158本の鉛直削孔及び6本の曲がり削孔を行って1,122,888Lの薬液の注入を行う薬液注入工を行うこととしていた。

ウ 福岡空港

九州地方整備局(以下「九州地整」という。)は、東亜建設を含む特定建設工事共同企業体と契約を締結して、26年度福岡空港滑走路地盤改良工事(以下「H26 福岡滑走路工事」という。)として、福岡空港の滑走路において、104本の曲がり削孔を行って6,613,367Lの薬液の注入を行う薬液注入工を、また、27年度福岡空港滑走路地盤改良工事(以下「H27 福岡滑走路工事」という。)として、同空港の滑走路において、174本の曲がり削孔を行って9,957,980Lの薬液の注入を行う薬液注入工をそれぞれ行うこととしていた。

表1 空港におけるバルングラウト工法による薬液注入工を含む契約

工事名	契約額(円)	工期	発注者	請負人
H25 羽田 H 誘導路等工事	1,271,439,863	平成 26 年 1 月 31 日 ～27 年 3 月 20 日	関東地整	東亜・大本特定建設工事共同企業体
H26 福岡滑走路工事	1,278,396,000	平成 26 年 6 月 30 日 ～27 年 3 月 27 日	九州地整	東亜・本間特定建設工事共同企業体
H26 松山誘導路工事	175,824,000	平成 26 年 9 月 18 日 ～27 年 3 月 20 日	四国地整	東亜建設
H27 福岡滑走路工事	1,819,368,000	平成 27 年 5 月 25 日 ～28 年 5 月 31 日	九州地整	東亜・本間特定建設工事共同企業体
H27 羽田 C 滑走路工事	3,293,676,000	平成 27 年 5 月 28 日 ～28 年 3 月 18 日	関東地整	東亜・鹿島・大本特定建設工事共同企業体
計	7,838,703,863			

これら5件の契約については、いずれも、価格に加え価格以外の要素を総合的に評価して国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする総合評価落札方式により契約している。そして、入札時の評価の際には、発注者が示す標準的な仕様に対して施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることを期待して、工事ごとに工事品質の確保や向上に係る技術提案の評価項目等を設定し、評価を行っている。

なお、他空港においてバルングラウト工法による薬液注入工の施工実績はない。

今回の地盤改良工事の施工不良等の判明を受け、国土交通省は、「地盤改良工事の施工不良等の問題に関する有識者委員会」(以下「有識者委員会」という。)を28年5月31日に設置した。有識者委員会は、施工不良等の原因、修補、再発防止等について専門的見地から検討を行い、同年8月2日に「地盤改良工事の施工不良等の問題に関する有識者委員会中間報告書」(以下「中間報告書」という。)として国土交通省に提出している。

公表された中間報告書によれば、本件施工不良については、表2及び表3の状況が判明している。

表2 曲がり削孔における施工不良の概要

工事名	H26 福岡滑走路工事	H26 松山誘導路工事	H27 福岡滑走路工事	H27 羽田 C 滑走路工事
削孔位置精度(B/A)	39.9%	0%	54.8%	0%
全体箇所数(A)	2,976 箇所	6 本	4,560 箇所	275 本
正確な位置(B)	1,187 箇所	0 本	2,498 箇所	0 本

(注) 中間報告書を基に本院が作成した。削孔位置精度とは、契約で指定した位置どおりに施工された削孔本数又は削孔箇所数(改良体造成位置への削孔箇所数)の割合をいう。1本の削孔で複数箇所の改良体が造成されており、0%の工事については、本数で表示している。なお、H25 羽田 H 誘導路等工事については、曲がり削孔は施工していない。

表3 薬液注入工の達成率

工事名等	H25 羽田 H 誘導路等工事	H26 福岡滑走路工事	H26 松山誘導路工事		H27 福岡滑走路工事	H27 羽田 C 滑走路工事
			地下道側部	地下道下部		
薬液注入割合	45.0%	42.8%	48.4%	76.8%	37.7%	5.4%
改良体造成割合	5.7%	12.9%	23.3%	0.0%	1.4%	0.0%

(注) 中間報告書を基に本院が作成した。薬液注入割合、改良体造成割合とは、契約で指定した薬液注入量、改良体の造成箇所数に対して、実際に施工された薬液注入量及び契約どおり造成された改良体箇所数の割合をいう。

また、中間報告書において、発注者が行うべき再発防止策として、施工方法の選定における対応については、民間の技術審査証明制度も活用し、必要に応じ、一定の技術力を有する機関や専門家による委員会等が当該新技術について専門的かつ客観的な評価を行う仕組みを検討することなどが示された。また、監督及び検査における対応については、抜き打ちによる現場での立会を監督及び検査に導入するとともに、受注者による供試体の差し替えの可能性を排除するため、事後調査時の事後ボーリングを工事とは分離して発注すること、さらに効果的な確認方法の開発・導入等により、不正に対して抑止力のある監督及び検査に向けて見直しを進めることが示された。

(4) 監督及び検査の体制

会計法(昭和22年法律第35号)によれば、契約担当官及び支出負担行為担当官は、工事の請負契約を締結した場合、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をするとともに、給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならないこととされている。そして、監督及び検査の方法については、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)及び契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)によれば、監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとされており、また、検査職員は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならないこととされている。そして、国土交通省は、地方整備局の所掌する港湾空港工事については、「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について」(平成8年港管第872号。以下「監督検査要領」という。)に基づき監督及び検査業務を実施することとしている。

また、薬液注入工については、東日本旅客鉄道株式会社が昭和62年12月から平成2年11月までの間に施行した東北新幹線の東京駅・上野駅間の建設工事の一環としてトンネルを建設する際に施工した薬液注入工において手抜きによる不正行為が発生しており、これを受けて、2年9月に、建設省(当時)が「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年建設省技調発第188号の1。以下「薬液通達」という。)を発出して、施工管理並びに監督及び検査体制の充実・強化を図ることとして、薬液の注入量の確認や注入の管理及び注入の効果の確認等について具体的な項目を定めるなどして、手抜きによる不正行為を防止するための方策を講じたところである。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

今回施工不良等が判明した3空港は、地震災害時における緊急物資及び人員等の輸送基地や航空ネットワーク維持等のための重要な施設である。

そこで、本院は、法規性、有効性等の観点から、薬液注入工の監督及び検査、薬液注入工の工法選定、技術提案の履行確認がどのように行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、関東地整、四国地整及び九州地整において、今回、施工不良等が判明した前記の5契約(契約額計78億3870万余円)を対象として、契約関係書類、監督職員に提出された報告書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 薬液注入工の監督及び検査の状況

前記5契約の薬液注入工のいずれについても、監督検査要領、薬液通達等に基づき施工管理並びに監督及び検査を実施することとなっている。そこで、薬液注入工の施工及び改良効果の確認としての事後調査の実施状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 薬液注入工の施工計画及び事後調査の実施方法

受注者は、空港土木工事共通仕様書(平成26年4月国土交通省航空局)等に基づき、工事目的物を完成するために必要な手順等を記載した施工計画書を監督職員に提出し、これを遵守し工事の施工に当たらなければならないこととなっている。この施工計画書によれば、薬液注入工の施工計画及び事後調査の実施方法は次のとおりとなっていた。

(ア) 削孔工

各工事における削孔については、削孔機を所定の位置に据え付け、ケーシングを回転・圧入させて先端ビット^(注5)の向きを制御しながら所定の深度まで削孔を行うこととなっていて、削孔出来形として削孔長や注入位置の誤差が規格値内となるよう施工管理することとなっている。

5契約中、曲がり削孔で施工した4契約のうち、H26松山誘導路工事、H26福岡滑走路工事及びH27福岡滑走路工事の3契約では、施工計画書において、薬液注入工の品質確保のための削孔位置の確認方法として、先端ビットの向き及び位置をリアルタイムで管理する機器を使用して、先端ビットに取り付けられた発信器(ビーコン)の発する電波を地上から探査装置(ロケーター)で受信すること(以下、これらの機器を合わせて「ロケーター・ビーコン」という。)により削孔位置を計測することにして^(注6)いた。さらに、より正確に削孔精度を確認するものとして、挿入式ジャイロシステム(以下「ジャイロ」という。)を一定程度、削孔を進める度に孔に挿入して巻き上げることで削孔軌跡を計測して、軌道修正をすることにしていた。

また、H27羽田C滑走路工事では、施工計画書において、硬質地盤対応の削孔機を使用するとともに、ジャイロと併せて、先端ビットの向き及び位置をリアルタイムで管理する機器として、先端ビットに内蔵した三次元センサにより、削孔軌道と先端ビットの軸傾斜及び方向のデータを計測して、削孔軌道を予測してモニター画面に表

示するワイヤレス式位置計測システムにより削孔位置を計測して、削孔位置を管理することにしていた。

(注5) 先端ビット 地盤を削孔するためにロッドの先端に装着するもの

(注6) 挿入式ジャイロシステム 削孔軌跡として距離や角度を検出する装置

(イ) 注入工

各工事における薬液の注入については、注水試験により求められた注入速度、注入圧力等で所定の量の薬液を注入することとなっていて、所定の薬液量を注入することで、目標強度を達成する改良体を造成することとなっている。注入速度がある限界を超えると地盤の割裂、隆起等を起こすことから、これを起こさずに注入が可能な限界注入速度及びそれに対応する限界注入圧力を注水試験により確認して、実際に注入する際の注入速度等の薬液の注入条件等を決めて注入を実施することとなっていた。

そして、薬液の注入については、受注者が用意した集中管理監視システムにより注入速度及び注入圧力をリアルタイムで管理することとし、限界注入速度及び限界注入圧力を超えないよう自動制御を行い、実際の注入速度及び注入圧力をチャート紙に記録することとなっていた。また、滑走路等の運用に影響を与えないよう地盤の割裂、隆起等を防止するために、滑走路等の舗装面の変状に関しても監督職員が承諾した管理方法で計測管理を行い、注入中に注入圧力の上昇又は低下が著しくみられる場合には、注入圧力が安定するまで注入速度を下げたり、薬液の注入を一旦止めたりするなどの調整を行うこととなっていた。

(ウ) 事後調査

四国地整については、薬液注入工の契約とは別に一般競争入札により事後調査を行う者を決めて事後調査を実施することとしていた。一方、四国地整を除く地方整備局では、改良効果の確認としての事後調査を薬液注入工の契約の中で実施させることとして発注して、受注者が自ら計画し、監督職員が承諾した位置において事後ボーリングにより試料採取を行い、一軸圧縮試験等により改良効果の確認を行うこととなっていた。

イ 施工実態及び隠蔽の状況

中間報告書及び東亜建設から国土交通省に提出された調査報告書等によれば、施工実態及び隠蔽の状況の概要は次のとおりとなっていた。

(ア) 削孔工

曲がり削孔により施工されたいずれの工事においても、次のような問題から、設計図書どおりの削孔ができていなかった。

H26 福岡滑走路工事、H26 松山誘導路工事及び H27 福岡滑走路工事では、ロケーター・ビーコンについて、計測位置によってはロケーターの受信感度が低下する箇所があり、位置計測を正確に行えなかった。また、削孔をやり直そうとしても直前の削孔跡にケーシングが誘導されて軌道が修正できないなどのため削孔方向のコントロールが正確にできなかった。

H27 羽田 C 滑走路工事では、ワイヤレス式位置計測システムについて、実際に施工する削孔長が約 160m あるのに、削孔長が 40m 程度を超えると計測が不能となった。また、ジャイロがケーシング内を通過する際、ケーシングのつなぎ目等の凹凸に

ジャイロが引っかかり、跳ねることにより、計測データに異常値が検出されるなど正確な位置計測を行うことができなかった。

そして、監督職員が現場立会する際には、計測の実測値ではなく、計測データの異常値が出た時にこれを補正して表示させる機能を用いて、計測データを改ざんし、規格値を満たす削孔位置及び削孔長をモニター画面に表示して見せていた。

(イ) 注入工

5 契約のいずれの工事においても、次のように、設計図書どおりの注入ができていなかった。

注入に当たり、当初は計画された注入速度で注入しようとしたが、実際には、注入に伴い薬液の逆流や周辺地盤からの薬液の漏出、地盤の隆起等がみられたことから、例えば、H27 羽田 C 滑走路工事の場合、設計上 8 L/分としていた注入速度を監督職員と協議することなく、2 L/分に下げるなど、いずれの工事においても設計上の注入速度を下げ注入した上、所定の注入量を満たさないにもかかわらず注入時間は所定の時間で停止していた。

そして、監督職員の現場立会時には、あらかじめ設定した値を集中管理監視システムの流量・圧力操作盤のモニター画面に表示することができる機能を用いて、注入速度等を改ざんしたモニター画面を見せていた。また、改ざんしたデータがチャート紙に記録され、この集計により薬液の日使用量が算定されていた。

薬液の材料については、規格値を満足する数量を現場に搬入していたが、薬液の注入ができないことにより生じた廃液や余った薬液については、産業廃棄物として廃棄又はメーカーへの返品により処理していた。

(ウ) 事後調査

薬液注入工の受注者が事後調査を行った 4 件の工事については、一軸圧縮試験により目標強度の確認を行っていたが、受注者が供試体を採取した後、試験所に運搬するまでの間に、虚偽の供試体とすり替えが行われていた。

ウ 薬液注入工の監督及び検査に係る通達

5 契約については、監督検査要領に基づき、監督及び検査が実施されており、前記のとおり、薬液注入工については、手抜きによる不正行為の発生を契機に、2 年 9 月に薬液通達が定められたことから、これに基づくなどして施工管理するとともに、監督及び検査を実施することとなっている。そして、薬液通達では、不正行為を踏まえ、薬液注入量を正確に把握するとともに、薬液注入時における手抜きによる不正行為を防止するための材料搬入時及び注入時の管理方法等の項目が定められており、主なものは次のとおりとなっている。

(ア) 材料搬入時の管理

- ① 受注者は、薬液の材料については、入荷時に搬入状況の写真を撮影するとともに、メーカーによる品質証明書及び数量証明書を監督職員に提出すること
- ② 監督職員は必要に応じて、材料搬入時の写真、数量証明書等について作業日報等と照合すること

(イ) 注入時の管理

- ① 受注者は、発注者の検印のあるチャート紙を用い、これに受注者の施工管理担当者が日々作業前にサイン及び日付を記入し、1ロールごとに監督職員に提出すること
- ② 注入量 500kL 以上の大規模工事においては、プラントの材料タンクから薬液配合のミキサーまでの間に流量積算計を設置し、薬液の日使用量等を管理すること
- ③ 監督職員は適宜、注入深度の検尺に立ち会うものとする。また、現場立会した場合等には、注入の施工状況がチャート紙に適切に記録されているかどうか把握すること

(ウ) 注入効果の確認

発注者は、試験注入及び本注入後において、規模及び目的を考慮し必要に応じて、適正な手法により効果を確認すること

エ 監督及び検査の実施状況

各地方整備局は、受注者の施工管理を踏まえるなどして監督及び検査を実施していた。そして、薬液通達に定められた各項目については、次のように実施していた。

材料搬入時のウ(ア)①及び②について、受注者から提出された搬入状況の写真、品質証明書、数量証明書等を確認するとともに、提出された作業日報と照合していた。しかし、数量証明書及び作業日報との照合による薬液の材料の数量確認については、前記のとおり、一旦納入はされていたものの、その後、東亜建設により、一部が廃棄処分又は返品されており、これらの材料搬入時の管理は、今回の不正事案に対しては、薬液の注入量を正確に把握するための有効な手段とはなっていなかった。

注入時の管理について、ウ(イ)①については、発注者の検印のあるチャート紙を使用させ、また、施工管理担当者のサインは記入されていなかったが、日付は記入させて提出を受けていた。ウ(イ)②については、受注者のシステム上で集計された数値やチャート紙の記録等により薬液の日使用量を確認していた。ウ(イ)③については、受注者からの施工状況検査願の提出を受けて、注入深度の検尺に立ち会うとともに、注入の施工状況について現場立会した場合には、集中管理監視システムの流量・圧力操作盤のモニター画面の計数をチャート紙の記録内容と比較して確認していた。しかし、前記のとおり、チャート紙に記録された改ざんデータにより日使用量が集計されており、また、注入深度の検尺や注入について、データが改ざんされ操作盤のモニター画面上に表示されているなどしており、これらの注入時の管理についても、今回の不正事案に対しては、薬液の注入量を正確に把握するための有効な手段とはなっていなかった。

注入効果の確認のウ(ウ)については、一軸圧縮試験により目標強度の確認を行っていたが、受注者が事後調査を行った4件の工事については、前記のとおり、供試体のすり替えが行われていて、適正な注入効果の確認とはなっていなかった。

また、薬液注入工において、鉛直削孔等の直線的な削孔を行う場合は、その削孔位置については、先端までの距離と削孔角度で比較的容易に把握できるが、曲がり削孔を行う場合は、削孔位置の把握が難しいため、施工管理が極めて重要となっている。そして、施工計画書において削孔長及び削孔位置等の施工管理上の規格値が示されている一方、薬液通達には、削孔工を監督及び検査するための具体的な方法については、ほとんど定められていない。

(2) 薬液注入工の工法選定の状況

関東地整は、東京国際空港の運用への影響等を考慮して、H25 羽田 H 誘導路等工事の際には、それまで同空港におけるバルーングラウト工法の施工実績がなかったことから、また、H27 羽田 C 滑走路工事の際には、同空港における曲がり削孔を用いたバルーングラウト工法の施工実績がなかったことから、それぞれ特記仕様書において、薬液注入工については同空港で施工実績のあった浸透固化処理工法を前提とし、浸透固化処理工法と異なる工法に変更する場合には監督職員と協議した上で改良効果並びに滑走路及び誘導路に与える影響がないことが確認されているもの、かつ施工の確実性が認められたものに限って工法の変更を承諾することとしていた。

そして、H25 羽田 H 誘導路等工事については、26 年 1 月 31 日に浸透固化処理工法を前提として契約を締結したが、これに先立ち、東亜建設が 25 年 10 月から 11 月にかけて東京国際空港旧 B 滑走路跡地で実施したバルーングラウト工法の実証実験を踏まえ、26 年 5 月 29 日にバルーングラウト工法で施工するとして契約変更を行っていた。また、H 27 羽田 C 滑走路工事については、27 年 5 月 28 日に浸透固化処理工法を前提として契約を締結して、その後、東亜建設が 27 年 7 月から 8 月にかけて千葉県袖ヶ浦市の社内の敷地で実施した長距離の曲がり削孔についての実験結果を踏まえ、27 年 8 月 4 日に工法変更の承諾を行っていた。しかし、東亜建設が 27 年に実施した長距離の曲がり削孔の実験結果については、その後、東亜建設から虚偽の施工データを用いた改ざんされたものであったことが報告されている。

また、四国地整の H26 松山誘導路工事及び九州地整の H26 福岡滑走路工事においては、いずれも特記仕様書において薬液注入工の工法について特定しておらず、曲がり削孔を用いたバルーングラウト工法の空港における施工実績はなかったが、関東地整のような特記仕様書における工法選定時の条件も明示していなかった。そして、契約締結後に受注者からバルーングラウト工法について協議を受け、類似の薬液注入工の空港における施工実績、バルーングラウト工法の港湾における施工実績及びバルーングラウト工法の東京国際空港における採用実績があることから、同工法を承諾していた。

(3) 技術提案の履行確認の状況

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)第 3 条第 2 項において、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されている。そして、同法第 9 条第 1 項の規定に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成 17 年 8 月閣議決定)によれば、発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めよう努めるものとされ、一般的な工事において求める技術提案のうち、品質管理に関しては、工事目的物が完成した後には確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとされている。また、総合評価落札方式で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置について契約上取り決めておくものとされている。

各地方整備局は、前記のとおり、いずれの契約についても、技術提案に基づき、総合評価落札方式による一般競争入札により契約を締結して、技術提案の内容を遵守し、施工し

なければならないと取り決めていた。そして、例えば、H27 羽田 C 滑走路工事においては、滑走路・誘導路の日々の供用に支障を与えないため、平面的に連続する埋土層の改良を舗装の変状に十分配慮して行う必要があることなどを踏まえ、「舗装変状に配慮した地盤改良工の確実な施工」について技術提案を求めるなど、工事ごとに工事情質の確保や向上に係る技術提案の評価項目等を設定して、いずれも加点評価していた。

このうち、削孔に係る技術提案の中には、実際には提案どおり実施できず、今回の施工不良の原因の一部となっていたものが、H26 松山誘導路工事、H27 福岡滑走路工事及び H27 羽田 C 滑走路工事においてあった。

そして、上記の3契約におけるこれらの技術提案の施工中の履行確認は、監督職員が現場立会を行った際に、施工状況を目視確認することにより履行内容を確認し、また、施工終了後の最終確認は、監督職員が受注者から提出された報告書類の内容を確認し、その妥当性から技術提案のとおり履行されたとしていた。しかし、これらの技術提案は、適切に履行したとして発注者に虚偽の報告がされていて、実際には提案どおりに履行されておらず、工事情質の確保や向上に寄与していなかった。

4 本院の所見

今回、施工不良等が判明した滑走路等の耐震化のための薬液注入工は、いずれも大規模地震時における空港機能維持のために必要な工事であり、空港機能の重要性を鑑みれば、これらの施工不良が及ぼす影響は極めて大きいものになりうるものである。また、前記の5契約では、滑走路等の日々の供用に支障を与えないよう舗装の変状に配慮するなどの工事の品質を確保するため、受注者の技術提案を活用することなどにより、経済性に配慮しつつ価格以外の要素も考慮して落札者を決定している。

したがって、前記のとおり、中間報告書においても、発注者側が行うべき再発防止策が示されているところであるが、今後、滑走路等の耐震化工事において薬液注入工を施工するに当たっては、国土交通省において、次の点に留意して、施工の確実性を確保する必要がある。

- ア 監督及び検査については、薬液通達による管理方法に加え、施工機械、管理システム等の現状の施工方法に即して、削孔時及び注入時における不正行為の防止及び発見のための方策を検討すること
- イ 施工実績のない工法の選定や改良効果の確認としての事後調査に当たっては、受注者と関係のない第三者に評価又は実施をさせるなどして、施工の信頼性を確保するよう検討すること
- ウ 技術提案については、総合評価落札方式における落札者決定の要素であることから、その履行が工事情質の確保や向上に寄与するなど適切に行われるよう、必要に応じて履行状況の確認を徹底するよう検討すること

本院としては、前記5契約の今後の修補工事の実施内容等を確認するとともに、今後とも滑走路等の耐震化工事における薬液注入工の監督及び検査等の実施状況について引き続き注視していくこととする。

第4 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について

検査対象	日本銀行、財務省
業務の根拠	日本銀行法(平成9年法律第89号)等
日本銀行の業務の概要	日本銀行券の発行、国庫金の取扱い、国債に関する国の事務、通貨及び金融の調節、金融機関の間における資金決済の円滑に資する業務、信用秩序の維持に資するための業務等
平成27年度末の長期国債の残高	301兆8986億円
平成27年度末の日銀当座預金の残高	275兆4394億円
平成27年度末の自己資本の残高	7兆4346億円
平成27年度の国庫納付金の額	3905億円

1 検査の背景

(1) 日本銀行の金融調節

日本銀行は、日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」という。)の残高を増減させることにより、短期金融市場における資金量の調整(以下「金融調節」という。)を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度^(注1)の対象となる金融機関に係る日銀当座預金等のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額(以下「法定準備預金額」という。)を超える額(以下「超過準備額」という。)及び準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等(以下「非対象先」という。)に係る日銀当座預金(以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。)について、それぞれ政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付すものである。

(注1) 準備預金制度 準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

(2) 量的・質的金融緩和等の概要

ア 量的・質的金融緩和の導入及びその拡大

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標(以下「物価安定の目標」という。)を導入した。そして、日本銀行は、表1のとおり、同

年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために、金融調節の操作目標を無担保コールレート(オーバーナイト物)からマネタリーベース^(注2)に変更し、金融調節の方針(以下「金融市場調節方針」という。)として、マネタリーベースが「年間約60~70兆円」に相当するペースで増加するように金融調節を行い、また、資産の買入れ方針として、①長期国債(発行から償還までの期間が2年以上の国債をいう。以下同じ。)について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買入れる長期国債の平均残存期間を3年弱から7年程度に延長する、②指数連動型上場投資信託(以下「ETF」という。)及び不動産投資信託(以下「J-REIT」という。)について、保有残高がそれぞれ年間約1兆円及び年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行うなどとする金融緩和(以下「量的・質的金融緩和」という。)を導入した。

日本銀行は、26年10月に、量的・質的金融緩和の拡大を決定し、金融市場調節方針として、マネタリーベースが年間約80兆円(拡大前から約10~20兆円追加)に相当するペースで増加するように金融調節を行うこととした。また、資産の買入れ方針として、①長期国債について、保有残高が年間約80兆円(同約30兆円追加)に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買入れる長期国債の平均残存期間を最大3年程度延長して「7年~10年程度」にする、②ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約3兆円及び年間約900億円(同それぞれ3倍増)に相当するペースで増加するように買入れを行うなどとした。

(注2) マネタリーベース 日本銀行が供給する通貨の総量。日本銀行券発行高、貨幣流通高及び日銀当座預金の合計額で構成される。平成28年3月末のマネタリーベースの残高は375兆円である。

表1 量的・質的金融緩和の概要

区 分		「量」 (金融市場調節方針)	「質」 (資産の買入れ方針)			
		マネタリーベース	長 期 国 債		ETF	J-REIT
			買 入 額	買入れの平均残存期間		
平成 25年4月	量的・質的金融緩和の導入	年間約60~70兆円に相当するペースで増加するように金融市場調節を行う。	保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年程度	保有残高が年間約1兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。
26年10月	量的・質的金融緩和の拡大	年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融市場調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年~10年程度	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。

イ 量的・質的金融緩和の補完措置の導入

日本銀行は、27年12月に、量的・質的金融緩和の円滑な遂行等のために、①長期国債の買入れについて、28年1月以降、買入れる長期国債の平均残存期間を「7年~12年程度」に長期化することとしたほか、②ETFについて、同年4月以降、新たに年間約3000億円の枠を設けて「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするETFを買い入れる、③J-REITについて、銘柄別の買入限度額を当該銘柄の発

行済投資口の総数「5%以内」から「10%以内」に引き上げるなどの量的・質的金融緩和を補完するための諸措置の導入を決定した。

ウ マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、28年1月に、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、従前の量的・質的金融緩和に、日銀当座預金の一部にマイナスの金利を適用する「マイナス金利」を加えた金融緩和(以下「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」という。)の導入を決定した。上記のマイナス金利は、補完当座預金制度を改正して、日銀当座預金を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じて年0.1%、年0%及び年マイナス0.1%の利率を適用するものである。

(3) 債券取引損失引当金の制度の拡充

日本銀行は、日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)等に基づき、各事業年度において、債券の売買等に伴い生じた収益又は損失について、債券取引損失引当金の積立て又は取崩しを行うことができることとなっている。

日本銀行は、量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年11月に、財務大臣に対して引当金制度による対応の検討を要請した。その後、同月に日本銀行法施行令等が改正されて債券取引損失引当金の制度が拡充され、同引当金について、27年度決算から当分の間、上記収益の額に長期国債の利息の金額の全部又は一部を、上記損失の額に有利子負債^(注3)に係る支払利息の金額をそれぞれ含めることとされた。

(注3) 有利子負債 超過準備額、売出手形等

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、これまでに、特定検査対象に関する検査状況として、平成25年度決算検査報告に「日本銀行の財務の状況及びその推移について」を、平成26年度決算検査報告に「量的・質的金融緩和の導入及びその拡大の日本銀行の財務への影響について」をそれぞれ掲記し、日本銀行は物価安定の目標に向けて、量的・質的金融緩和の下で金融機関等から長期国債を中心に多額の金融資産を買い入れるなどした結果、日本銀行の資産及び負債の規模は急速に拡大していること、長期国債の利回りが低下傾向で推移していく中、長期国債の平均保有残高の増加率に比べて長期国債利息の増加率は小さくなっていることなどを記述した。

そして、前記のとおり、日本銀行は、27年12月に量的・質的金融緩和を補完するための諸措置の導入を決定するとともに、28年1月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定した。また、27年11月には債券取引損失引当金の制度が拡充されて、日本銀行の27年度決算から適用されることとなった。

そこで、本院は、28年次の検査においては、上記の状況を踏まえつつ、24年度以降の日本銀行の財務の状況について、財務の健全性が確保されているかなどに着目し、正確性、合規性、経済性等の観点から、量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行が保有する長期国債(以下「保有長期国債」という。)等の資産及び日銀当座預金等の負債等並びに損益の状況はどのようになっているか、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入後において日本銀行が買い入れる長期国債の利回りや補完当座預金制度に係る支払利息等はどのようになっているか、債券取引損失引当金の制度の拡充は27年度の日本銀行の剰余金の処分及び国庫納付金の納付にどのように影響しているかなどに着目して検査した。

検査に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき日本銀行から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、日本銀行及び財務本省において、日本銀行の財務の状況、国庫納付金の納付状況等に関する各種資料等の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

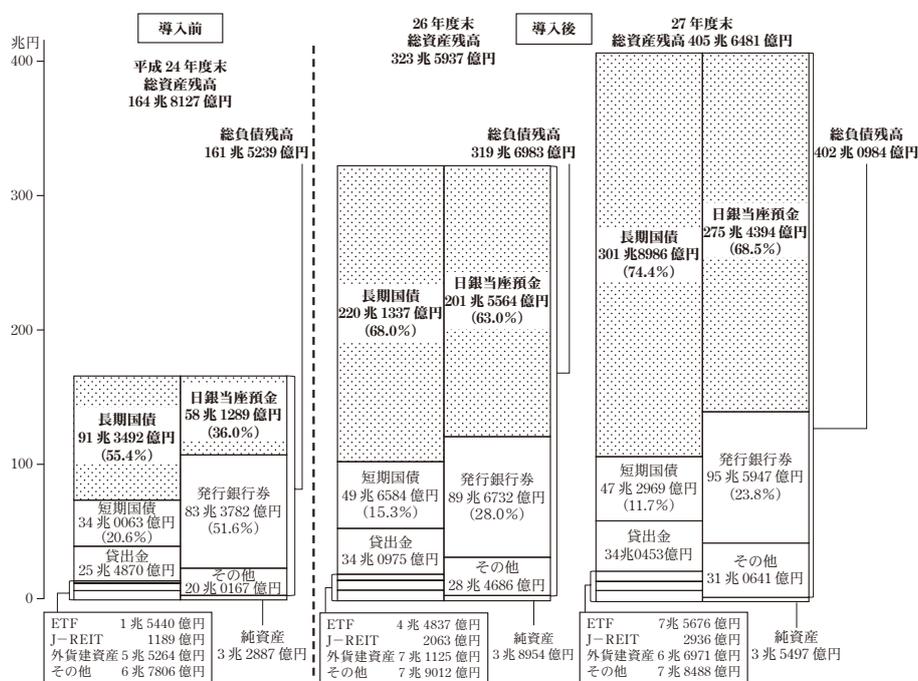
3 検査の状況

(1) 日本銀行の資産、負債等への影響

ア 日本銀行の資産及び負債への影響

量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の資産、負債等の状況をみると、図1のとおり、総資産残高及び総負債残高は、それぞれ、24年度末には164兆8127億円及び161兆5239億円であったのに対して、27年度末には405兆6481億円(24年度末の約2.5倍)及び402兆0984億円(同約2.5倍)となっており、その額は過去に例をみない規模で急速に拡大している。資産及び負債の主なものはそれぞれ長期国債及び日銀当座預金となっていて、長期国債は24年度末に91兆3492億円であったものが27年度末にはその約3.3倍の301兆8986億円に、日銀当座預金は58兆1289億円であったものがその約4.7倍の275兆4394億円にまで増加している。これは、日本銀行が、量的・質的金融緩和の導入以降、金融機関等から長期国債を中心に多額の金融資産の買入れを継続して行うことにより、金融機関等が日本銀行に預け入れている日銀当座預金の残高が増加していることによるものである。

図1 量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の資産、負債等の状況



注(1) 日本銀行の貸借対照表及び附属明細書から本院が作成した。

注(2) 外貨建資産は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

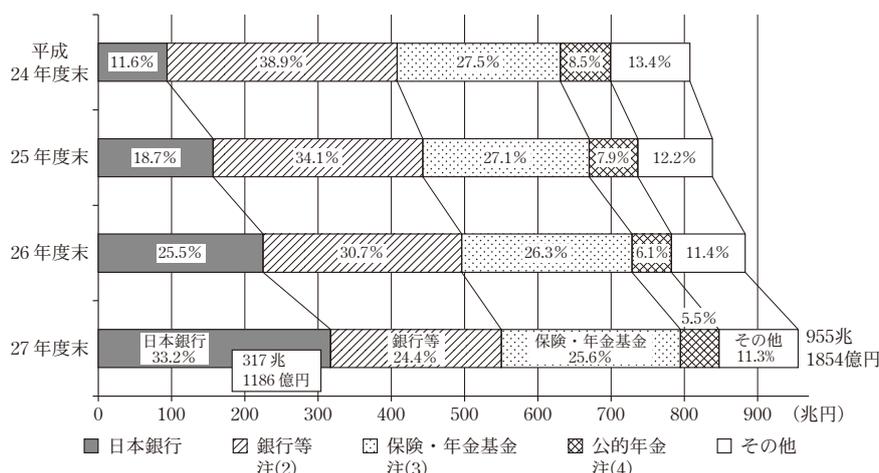
注(3) ()書きは、総資産残高又は総負債残高に対する割合である。

イ 保有長期国債への影響

(ア) 長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合

長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合をみると、図2のとおり、27年度末には33.2%（発行残高955兆1854億円（時価ベース）のうち317兆1186億円（同））と24年度末の保有割合11.6%の約2.9倍となっており、この時点で、日本銀行の保有割合は「銀行等」「保険・年金基金」等を上回って最大となっている。

図2 長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合の状況



注(1) 日本銀行「資金循環統計」(時価ベース)から本院が作成した。

注(2) 国内銀行、信用金庫等の預金取扱機関であり、株式会社ゆうちょ銀行を含む。

注(3) 生命保険、企業年金等であり、株式会社かんぽ生命保険を含む。

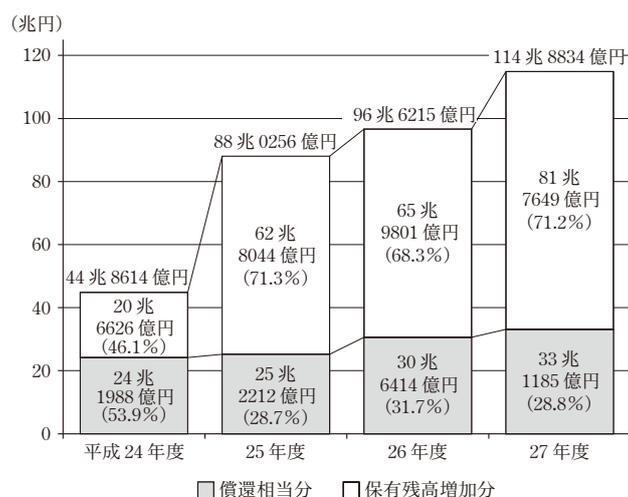
注(4) 共済年金、年金積立金管理運用独立行政法人等である。

(イ) 日本銀行の長期国債の買入額等

日本銀行は、前記のとおり、資産の買入れ方針として、保有長期国債の残高が年間約80兆円(25年4月から26年10月までは年間約50兆円)に相当するペースで増加するように長期国債の買入れを行うこととしており、このペースでの増加を実現するためには、当該残高の増加分の買入れに加えて、保有長期国債のうち償還期限が到来して償還される保有長期国債の金額に相当する分(以下「償還相当分」という。)の買入れも必要となる。そして、27年度末時点における保有長期国債の残高301兆8986億円のうち、28、29、30各年度の償還相当分はそれぞれ37兆円、33兆円、29兆円となっている。

日本銀行が上記の買入れ方針に基づき買入れた長期国債について、24年度から27年度までの各年度の買入額をみると、図3のとおり、24年度に44兆8614億円(買入代金ベース。うち償還相当分24兆1988億円)であったものが27年度には114兆8834億円(同33兆1185億円)にまで増加し、このうち償還相当分の買入れについては、量的・質的金融緩和を導入した25年度以降、買入額全体の30%前後を占める状況となっている。

図3 日本銀行による長期国債の買入額の状況



注(1) 日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」から本院が作成した。
 注(2) 償還相当分には償却原価法による評価換えに伴う簿価の変動額等が含まれる。
 注(3) ()内は、買入額全体に対する割合を示している。

(ウ) 保有長期国債の評価方法等

日本銀行は、会計規程(平成10年10月制定)に基づき、長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法により評価を行うこととしている。このため、保有長期国債の貸借対照表価額は、取得原価と額面金額との差額を償還期限に至るまで毎期均等に取得原価に加減して算定した金額が計上されており、時価の変動による影響を受けないことになっている。

保有長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益について、24年度から27年度までの間における各年度末の状況をみると、この間の市場金利の低下傾向を反映して、表2のとおり、いずれも時価が貸借対照表価額を上回り、含み益が生じている。

表2 保有長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益の状況 (単位：億円)

区分	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	154兆1536	220兆1337	301兆8986
時価 ^{注(2)} (b)	93兆8741	156兆8774	224兆9509	317兆1123
含み損益(c) = (b) - (a)	2兆5248	2兆7238	4兆8171	15兆2136

注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類(「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会公表)に基づき、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定に立って作成する財務書類)から本院が作成した。

注(2) 時価は、算出方法の相違により、図2の日本銀行「資金循環統計」から作成した日本銀行の保有残高(時価ベース)とは一致しない。

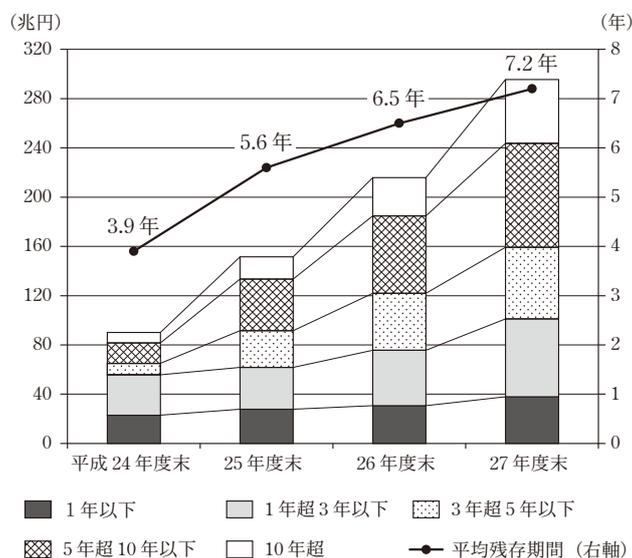
なお、日本銀行は、市場金利が上昇した場合における保有長期国債の時価の減少額を試算しており、仮に28年3月末日時点で残存期間にかかわらず全ての長期国債の市場金利が一律に1%上昇すると想定すれば、同時点での保有長期国債の時価は約20兆円減少するとしている。

(エ) 保有長期国債の平均残存期間

日本銀行は、前記のとおり、量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行が買い入れる長期国債の平均残存期間を段階的に延長してきている。

そこで、24年度から27年度までの間の各年度末における保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間についてみると、図4のとおり、平均残存期間は、24年度末には3.9年であったものが25年度末には5.6年、26年度末には6.5年となり、27年度末には7.2年と更に長期化している。

図4 保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間の状況



注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」及び財務省「国債の入札結果」から本院が作成した。

注(2) 保有長期国債の残高は、額面金額ベースであり、貸借対照表価額とは異なる。

ウ 日本銀行が保有するETF及びJ-REITへの影響

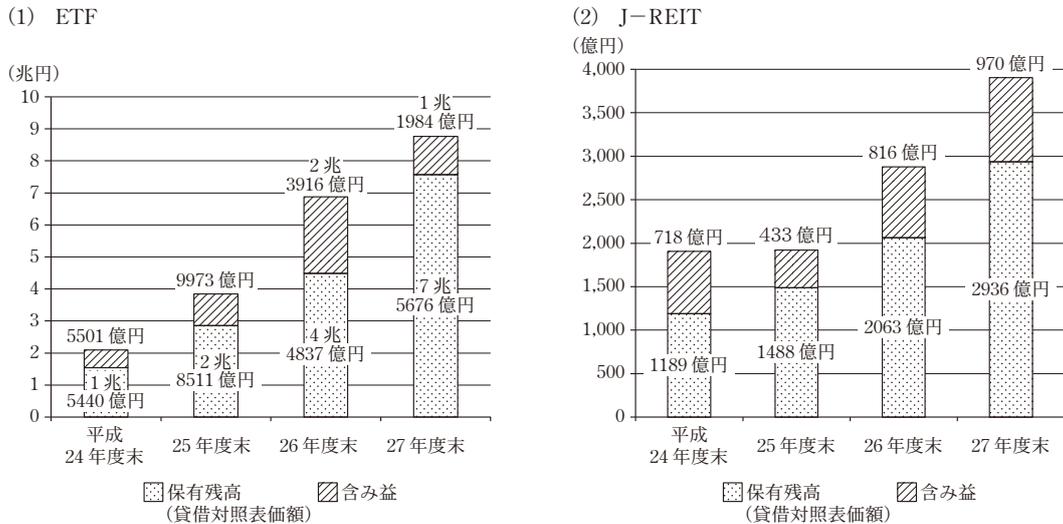
日本銀行は、自らを受益者として信託銀行を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託に係る信託財産として買い入れているETF及びJ-REITについて、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。

ETF及びJ-REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分又は減損処理によって減少することとなり、処分が行われる場合は、ETF及びJ-REITの貸借対照表価額と処分価格との差額が損益としてそれぞれ計上されることとなる。

また、日本銀行は、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、ETF及びJ-REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合は、その差額に対してそれぞれの引当金を上半期末及び事業年度末に計上することとなっている。さらに、ETF及びJ-REITの上半期末又は事業年度末における時価が著しく下落した場合には、減損処理を行うこととなっている。

日本銀行が保有するETF及びJ-REITについて、24年度から27年度までの間の各年度末の時価、貸借対照表価額及び含み損益をみると、図5のとおり、貸借対照表価額はいずれも増加傾向で推移している。また、株式市場の情勢により、各年度末とも時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じているが、27年度末のETFの含み益は1兆1984億円と26年度末の2兆3916億円に比べて約半分に減少している。

図5 日本銀行が保有するETF及びJ-REITの時価、貸借対照表価額及び含み損益の状況



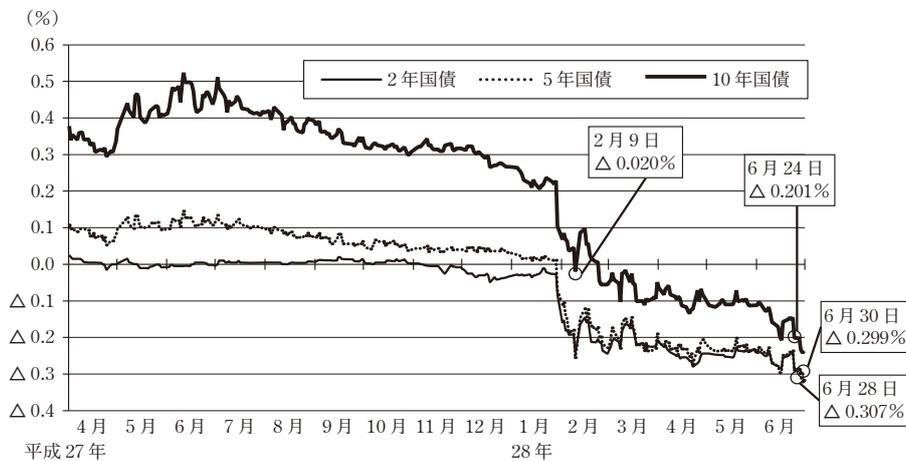
注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類から本院が作成した。
 注(2) 時価は、銘柄ごとの貸借対照表価額に含み損益を加減したものの合計である。

(2) 日本銀行の損益、当期剰余金の処分等への影響

ア 市場金利の動向

前記のとおり、日本銀行は、28年1月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定し、日銀当座預金の一部にマイナス金利を適用することで、大規模な長期国債買入れと併せて、金利全般により強い下押し圧力を加えていくこととしている。そこで、27年4月から28年6月までの間における長期国債の市場金利の推移をみると、図6のとおり、10年国債については、28年2月上旬にマイナスの水準となり、その後は更に低下して同年6月下旬にはマイナス0.2%を下回る水準となっている。また、2年国債及び5年国債については、それぞれ同年2月以降一段の低下がみられ、同年6月下旬にはマイナス0.3%程度にまで低下している。

図6 市場金利の推移



(注) 財務省「国債金利情報」から本院が作成した。

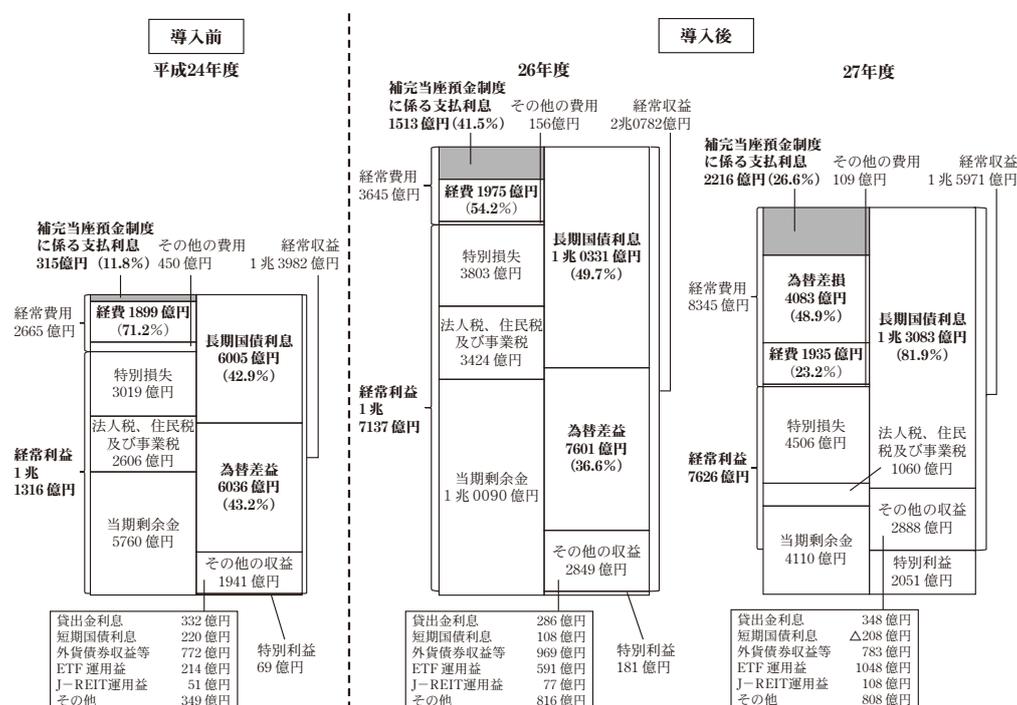
イ 日本銀行の損益への影響

量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の損益の状況をみると、図7のとおり、量的・質的金融緩和等に伴う保有長期国債の残高の増加により、長期国債利息は、24年度に6005億円(経常収益の42.9%)であったものが、27年度にはその約2.2倍の1兆3083億円(同81.9%)となっている。一方、外貨建資産から生ずる為替差益又は為替差損についてみると、24年度に6036億円(同43.2%)の為替差益を計上していたが、為替レートが円高側に変動したことにより、27年度には4083億円(経常費用の48.9%)の為替差損を計上している。

また、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息は、量的・質的金融緩和等に伴う日銀当座預金の残高の増加により、24年度に315億円(経常費用の11.8%)であったものが、27年度には2216億円(同26.6%)となっている。

そして、経常利益は、24年度において1兆1316億円であったものが26年度には1兆7137億円に増加したが、27年度においては、26年度から9510億円減少して(減少率55.5%)7626億円となっている。これは、長期国債利息が26年度の1兆0331億円から27年度の1兆3083億円へと2751億円増加しているが、26年度には為替差益が7601億円計上されたのに対して、27年度は為替差損が前記のとおり4083億円計上されたことなどによるものである。

図7 量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の損益の状況



注(1) 日本銀行の損益計算書及び決算説明資料から本院が作成した。

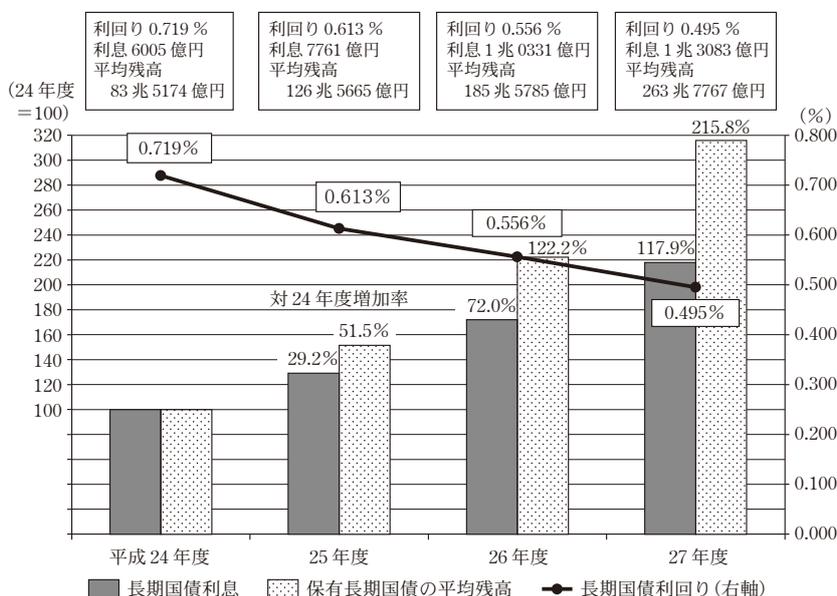
注(2) ()書きは、経常収益又は経常費用に対する割合である。

ウ 保有長期国債の利回り等への影響

24年度から27年度までの間における保有長期国債の利回り等の状況をみると、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、保有長期国債の残高が増加したことにより長期

国債利息は増加しているが、図8のとおり、保有長期国債の平均残高の増加率に比べて長期国債利息の増加率は小さくなっていて保有長期国債の利回りは低下傾向が続いており、27年度の平均残高263兆7767億円に対する利回りは0.495%となっている。

図8 保有長期国債の残高、利回り等の推移



(注) 日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

前記のとおり、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入決定後の28年2月以降、長期国債の市場金利は一段と低下している。そこで、同年2月から6月までの間に日本銀行が買い入れたとみられる長期国債(物価連動国債及び変動利付国債を除く。)について、日本銀行、日本証券業協会等の公表資料を基に本院が平均落札利回較差^(注4)を用いるなど一定の仮定を置いて試算した利回り等の状況を見ると、表3のとおり、この間の市場金利の低下を反映して、残存期間別では、残存期間10年以下の長期国債は28年3月以降全ての利回りがマイナスになっており、また、買い入れた月別では、4月以降は買入額全体に対する利回りがマイナスとなっている。このように、28年4月から6月までの間の買入れは、保有長期国債全体の利回りを前記27年度の利回りから低下させる方向に影響していると考えられる。

(注4) 平均落札利回較差 日本銀行が買い入れる長期国債の各銘柄について、買入対象先が売買の際に希望する銘柄ごとの利回りから日本銀行が市場実勢相場等を勘案して銘柄ごとに定めた利回りを差し引いて得た値の平均

表3 日本銀行が買い入れたとみられる長期国債の利回り等の状況(本院の試算) (単位: 億円)

区 分		平成28年 2月	3月	4月	5月	6月
残存期間1年以下	買入額	1402	1402	1403	1401	1404
	利回り	▲3.23%	▲0.06%	▲0.08%	▲0.20%	▲0.21%
残存期間1年超3 年以下	買入額	2兆0020	2兆4021	2兆5035	1兆7522	2兆1022
	利回り	▲0.08%	▲0.17%	▲0.23%	▲0.25%	▲0.25%
残存期間3年超5 年以下	買入額	2兆1013	2兆5219	3兆0638	2兆2037	2兆6425
	利回り	▲0.05%	▲0.18%	▲0.22%	▲0.23%	▲0.24%
残存期間5年超 10年以下	買入額	2兆2519	3兆1523	2兆7026	2兆2533	3兆1545
	利回り	0.20%	▲0.06%	▲0.11%	▲0.10%	▲0.16%
残存期間10年超 25年以下	買入額	1兆0419	1兆2812	1兆3428	1兆2020	8812
	利回り	0.94%	0.42%	0.30%	0.18%	0.13%
残存期間25年超	買入額	7209	8802	1兆0613	8010	5610
	利回り	1.44%	0.88%	0.50%	0.38%	0.31%
計	買入額	8兆2582	10兆3779	10兆8143	8兆3523	9兆4818
	利回り	0.21%	0.02%	▲0.06%	▲0.08%	▲0.15%

(注) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」、日本銀行「オペレーション」、日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値表」等から本院が作成した。

エ 補完当座預金制度に係る支払利息への影響

(ア) 支払利息の状況

超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息は、24年度の315億円に対して、25年度は836億円、26年度は1513億円、27年度は2216億円と増加傾向にある。そして、上記の支払利息は、24年度から26年度までの各年度については全て年0.1%の利率を適用して算定されているが、27年度については、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入に伴いマイナス金利の適用が開始された28年2月以降、日銀当座預金の残高の一部に対して年マイナス0.1%の利率が適用されて受取利息が発生している。このため、27年度の補完当座預金制度に係る支払利息は、年0.1%の利率に係る支払利息2236億円から年マイナス0.1%の利率に係る受取利息20億円を減じた2216億円が計上されている。

(イ) 日銀当座預金の適用利率別の残高の状況

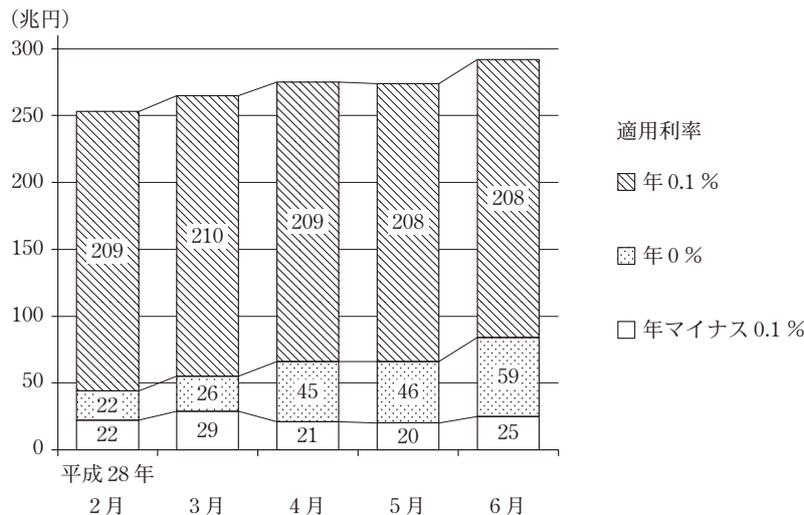
マイナス金利の適用が開始された28年2月から6月までの間における日銀当座預金の適用利率別の残高をみると、図9のとおり、日銀当座預金全体の残高が増加傾向にある中で、年0.1%の利率が適用された残高はいずれも210兆円前後で推移している。この年0.1%の利率が適用される残高は、量的・質的金融緩和の下で各金融機関等が積み上げた既往の残高(27年1月から12月までの各月の積み期間の平均残高)から各積み期間に係る法定準備預金額の残高を控除した残高とされており、既往の残高は一定であることから、今後、法定準備預金額の大幅な変動がない限り、上記と同様の水準で推移することが見込まれる。

一方、年マイナス0.1%の利率が適用される残高は、いずれも20兆円台で推移している。この残高は、各金融機関等における日銀当座預金の残高のうち年0.1%及び

年0%の利率が適用される残高を上回る部分の残高を金融機関等ごとに合計した額とされている。そして、日本銀行は、金融機関等の収益を過度に圧迫し、かえって金融仲介機能が低下するようなことがないように、年0%の利率が適用される残高の規模を見直すことで年マイナス0.1%の利率が適用される残高の規模を調整することとしており、その見直しは、原則として3積み期間ごとに短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ適宜行うこととしている。

(注5) 積み期間 当月16日から翌月15日までの期間

図9 日銀当座預金の適用利率別の残高の状況



注(1) 日本銀行の「業態別の日銀当座預金残高」から本院が作成した。

注(2) 本表の日銀当座預金残高は、補完当座預金制度の対象となる金融機関等の日銀当座預金等の残高である。

注(3) 各月の残高は積み期間における平均残高である。

オ 当期剰余金の処分等への影響

(ア) 当期剰余金の状況

日本銀行の各年度における剰余金(以下「当期剰余金」という。)は、経常利益に債券取引損失引当金等の積立て又は取崩し等に係る額を特別損益として加減したのものを法人税等を差し引いた額となっている。

経常利益は、表4のとおり、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行が多額の長期国債を買い入れていることに伴い長期国債利息が増加したことなどから、25、26両年度において増加している。そして、両年度とも、為替差益が計上されたことに伴い財務大臣の承認を受けて特別損失として外国為替等取引損失引当金に当該為替差益の50%に相当する金額を積み立てるなどしており、当期剰余金は、24年度の5760億円に対して、25年度は7242億円、26年度は1兆0090億円と毎年度増加している。一方、27年度においては、前記のとおり、経常利益が26年度の1兆7137億円から9510億円減少して(減少率55.5%)7626億円となっている。そして、特別利益として外国為替等取引損失引当金2041億円を取り崩す一方、拡充された債券取引損失引当金の制度の下で、同大臣の承認を受けて特別損失として債券取引損失引当金に4501億円を積み立てるなどした結果、27年度の当期剰余金は、26年度の1兆0090億円から5979億円減少して(同59.3%)4110億円となっている。

表4 当期剰余金の状況 (単位：億円)

区 分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
経常利益(a)	1兆1316	1兆2805	1兆7137	7626
特別利益(b)	69	110	181	2051
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	—	—	—	2041
特別損失(c)	3019	3099	3803	4506
うち債券取引損失引当金繰入額	—	—	—	4501
うち外国為替等取引損失引当金繰入額	3018	3097	3800	—
法人税、住民税及び事業税(d) ^(注)	2606	2573	3424	1060
当期剰余金(e) = (a) + (b) - (c) - (d)	5760	7242	1兆0090	4110

(注) 国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

(イ) 債券取引損失引当金等の状況

会計規程によれば、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金の積立て又は取崩しは、日本銀行の各上半期及び各事業年度の自己資本比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるよう運営するとされている。そして、その積み立て、又は取り崩すべき金額は、債券又は外国為替等に係る損益の50%に相当する金額を目途として、自己資本比率の水準等を勘案して定めるなどとされている。

27年度においては、債券取引損失引当金積立額として4501億円を計上している。同年度において保有長期国債の売却に係る損益は生じていないが、上記の積立額は、前記の同引当金の制度の拡充に伴う改正後の会計規程等に基づき、保有長期国債の利息の金額(1兆3083億円)の全部に27年度における有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と、有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50%に相当する額を計上したものである。また、前記の外国為替等取引損失引当金取崩額2041億円は、為替差損4083億円の50%に相当する額を計上したものである。

上記の結果、表5のとおり、27年度末において、債権取引損失引当金は2兆6934億円に増加し、また、外国為替等取引損失引当金は1兆5819億円に減少している。

(注6) 自己資本比率 上半期末又は事業年度末の資本金、準備金(当期剰余金の処分に
おいて積み立てられる金額を含む。)、債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等の合計額(自己資本残高)をその期中における日本銀行券の平均発行
残高で除して得た比率

表5 債券取引損失引当金等の状況 (単位：億円)

区 分	平成24年度末	25年度末	26年度末	27年度末
債券取引損失引当金	2兆2433	2兆2433	2兆2433	2兆6934
対前年度末増減額	—	—	—	4501
外国為替等取引損失引当金	1兆0963	1兆4060	1兆7861	1兆5819
対前年度末増減額	3018	3097	3800	△2041

(注) 債券取引損失引当金は、平成14年度以降、取崩しの実績はない。

(ウ) 当期剰余金の処分の状況

日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の5%に相当する金額を準備金(以下「法定準備金」という。)として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。そして、法定準備金の積立についても、債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しの場合と同様に、会計規程に基づき、自己資本比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲内となるよう運営することとなっている。

法定準備金の積立額は、表6のとおり、25、26両年度において、それぞれ当期剰余金の5%に相当する額を超える1448億円及び2522億円となっている。これらは、日本銀行が、財務の健全性を確保する観点から、量的・質的金融緩和等に伴い資産規模が拡大していることにより、従来よりも収益の振幅が大きくなると見込まれる状況を踏まえて、財務大臣に対して法定準備金の積立ての認可申請を行い、同大臣の認可を受けて、25年度は当期剰余金の額の20%に相当する額を、26年度はその25%に相当する額をそれぞれ積み立てたものである。一方、27年度においては、拡充された債券取引損失引当金の制度の下で、収益の振幅を平準化する観点から特別損益の経理において同引当金に4501億円を積み立てた後、当期剰余金の5%に相当する額を積み立てている。

そして、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっており、国庫納付金の納付の状況をみると、24年度から26年度までは増加傾向で推移し、26年度は25年度の5793億円から1773億円増加して(増加率30.6%)7567億円となっていたが、27年度は26年度から3662億円減少して(減少率48.4%)3905億円となっている。

表6 当期剰余金の処分の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
当期剰余金(a)	5760	7242	1兆0090	4110
法定準備金積立額(b)	288	1448	2522	205
積立率(b)/(a)	5.0	20.0	25.0	5.0
配当金(c) ^(注)	0	0	0	0
国庫納付金(a) - (b) - (c)	5472	5793	7567	3905

(注) 配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

(エ) 自己資本比率の状況

日本銀行は、将来の損失発生に備えて、自己資本を保有し、財務の健全性の維持に努めている。日本銀行の自己資本比率は、表7のとおり、24、25両年度末は7%台となっていたが、26年度末は、当期剰余金の額の25%(25年度は20%)に相当する額を法定準備金に積み立てるなどした結果、8.20%に上昇している。そして、27年度末は、前記のとおり債券取引損失引当金に4501億円を積み立てる一方で、日本銀行券平均発行残高が増加するなどした結果、8.05%に低下している。

表7 自己資本比率の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成 24 年度末	25 年度末	26 年度末	27 年度末
資本勘定 (a)	2 兆 7415	2 兆 8863	3 兆 1386	3 兆 1591
資本金	1	1	1	1
法定準備金等	2 兆 7414	2 兆 8862	3 兆 1385	3 兆 1590
引当金勘定 (b)	3 兆 3396	3 兆 6493	4 兆 0294	4 兆 2754
債券取引損失引当金	2 兆 2433	2 兆 2433	2 兆 2433	2 兆 6934
外国為替等取引損失引当金	1 兆 0963	1 兆 4060	1 兆 7861	1 兆 5819
自己資本残高 (c) = (a) + (b)	6 兆 0811	6 兆 5357	7 兆 1680	7 兆 4346
日本銀行券平均発行残高 (d)	81 兆 5695	84 兆 4116	87 兆 3941	92 兆 2957
自己資本比率 (c)/(d)	7.45	7.74	8.20	8.05

(注) 法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金(1319万円)を含む。

4 本院の所見

25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行の資産及び負債の額は過去に例をみない規模で急速に拡大している。そうした中で、保有長期国債については、27年度の平均残高263兆7767億円に対して0.495%の利回りが確保されているものの、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入決定後の28年2月以降、市場金利は一段と低下しており、本院が一定の仮定を置いて試算したところ、日本銀行が28年4月以降に買入れたとみられる長期国債の利回りがマイナスとなっていることなどから、28年4月から6月までの間の買入れは、保有長期国債全体の利回りを上記27年度の利回りから低下させる方向に影響していると考えられる。

そして、日本銀行は、27年度決算において、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化する観点から、拡充された債券取引損失引当金の制度の下で、同引当金の積立てを行っている。

したがって、日本銀行においては、金融調節等を通じて取得した金融資産について、保有長期国債の利回りが低下してきているなどの状況も踏まえて適切に各引当金を積み立て、また、特に必要があると認めるときは、当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を法定準備金に積み立てるなど財務の健全性の確保に努めることが重要である。また、財務省においては、日本銀行から引当金の積立てを含む財務諸表等の承認又は法定準備金の積立ての認可の申請があった場合には、今後の日本銀行の財務の健全性等を勘案した上で、国民に還元されるべきとされている日本銀行の利益の特質等に留意しつつ、引き続き適切に承認又は認可を行っていくことが必要である。

なお、日本銀行は、28年9月に、金融緩和強化のための新しい枠組みとして「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を決定し、この金融緩和を推進して、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するとしているところである。

本院としては、今後の金融経済情勢の変化を踏まえつつ、今後とも日本銀行の財務の状況について引き続き検査していくこととする。

第5 東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社のグループ経営等の状況について

検査対象	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社
東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社の概要	会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に行うことなどを目的として設立された法人
貸借対照表(連結)計上額(平成28年3月31日現在)	(1) 株主資本計 1950 億円(うち利益剰余金 837 億円) (2) 株主資本計 2142 億円(うち利益剰余金 773 億円) (3) 株主資本計 1777 億円(うち利益剰余金 747 億円)
損益計算書(連結)計上額(平成27年4月1日から28年3月31日まで)	(1) 高速道路事業 管理費用 2195 億円 (2) 高速道路事業 管理費用 1715 億円 (3) 高速道路事業 管理費用 2051 億円

1 検査の背景

(1) 道路関係4公団の民営化の概要

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団(以下、これらを総称して「道路関係4公団」という。)は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)等の規定により、平成17年10月1日に解散した。そして、高速道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどを目的として、六つの道路会社が設立されるとともに、高速道路に係る道路資産の保有及び六つの道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことを目的として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が設立された。

道路関係4公団のうち日本道路公団は、国が資本金の全額を出資して設立した東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。以下、これらを総称して「3会社」という。)に分割・民営化され、3会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。)により、会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分等の決議は国土交通大臣の認可を受けなければその効力を生じないこととなった。

(2) 民営化後の債務の返済等の枠組み等

3会社は、道路会社法等の規定に基づき、機構と協定を締結して、道路資産の貸付けを受け、高速道路事業の計画料金収入から道路資産の維持管理のための計画管理費を減じた額を貸付料として機構に支払い、機構は、3会社からの貸付料を原資として債務の返済を行うこととなっている。

3会社が機構に支払う貸付料は、料金収入の実績が計画料金収入の上下1%等を超えた場合には、1%等を超える部分の額を増減させることとなっている(以下、貸付料を増減させる1%等を超える基準額をそれぞれ「加算基準額」「減算基準額」という。)。そして、料

金収入の実績が計画料金収入を上回った場合の1%等以内の差額又は管理費の実績が計画管理費を下回った場合のその差額が3会社の利益となり、逆に減収や管理費の増加が発生すると3会社の損失となる仕組みとなっている。

一方、3会社及び機構は、おおむね5年ごとに、協定について検討を加え、変更する必要があると認めるときは、相互に、その変更を申し出ることができることとなっており、道路資産の維持管理のための計画管理費等の見直しにより、結果として、機構の債務返済の原資となる貸付料も見直されることとなる。

(注1) 1%等 全国路線網に属する高速道路に係る協定については1%、一般国道31号(広島呉道路)に関する協定等の一の路線に係る協定については2%又は4%である。

(3) 3会社が管理する高速道路の管理費

高速道路を維持管理するための管理費は、維持修繕費、管理業務費及び一般管理費に区分され、このうち、維持修繕費は、道路清掃、雪氷対策等の業務及び資本的支出とならない土木構造物等の機能等を原状回復させる補修、取替え業務を行う維持修繕業務、土木構造物・機械設備等の点検作業を行う保全点検業務(以下、維持修繕業務及び保全点検業務を合わせて「維持業務」という。)に係る費用である。また、管理業務費は、料金所における料金收受業務及び高速道路の巡回、交通管制等を行う交通管理業務(以下、料金收受業務及び交通管理業務を合わせて「管理業務」といい、維持業務及び管理業務を総称して「維持管理4業務」という。)に係る費用である。そして、27年度の高速道路事業における管理費は、3会社計5168億円となっている。

(4) 子会社化の経緯等

14年12月、道路関係4公団民営化に関する政府・与党協議会での申合せにおいて、日本道路公団と業務上のつながりが極めて強い公団関連企業であるファミリー企業^(注2)の抜本の見直しが決定された。

そして、3会社は、民営化後の18年3月、高速道路株式会社・機構・国土交通省連絡協議会において、民営化以前にファミリー企業が実施していた業務のうち、維持管理4業務については、管理瑕疵や企業信用に直結する業務は内部化又は子会社化し、経験・ノウハウ・技術蓄積が必要な業務、小規模又は緊急対応が必要な業務等についても子会社化することとした。そして、原則、子会社への出資比率を100%とするなどして、地域ごと業務ごとに設立することとした。

また、3会社は、市場性を有し、一定規模の業務等で計画的に実施する修繕・改築工事等については、一般競争入札等により発注することとして、市場競争化を図ることにより、業務等の経済性、効率性、透明性を確保することにした。

(注2) ファミリー企業 「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告)に基づき作成された旧日本道路公団の行政コスト計算書における子会社及び関連会社

(5) 子会社等の設立状況

3会社における子会社の設立状況は、表1のとおりであり、3会社設立時に維持管理4業務を実施していたファミリー企業数は計61社であるが、27年度末現在で維持管理4業務を実施している子会社数は57社となっている。なお、東会社は27社から16社、西会社は26社から18社と減少しているが、中会社については、20社から23社と3社増加

している。また、高速道路事業を実施している連結子会社(以下「子会社」という。)は計 52 社、持分法適用関連会社(以下「関連会社」という。以下、子会社と合わせて「子会社等」という。)は計 11 社、合計 63 社となっている。そして、上記 52 社の資本関係をみると、3 会社が各々直接出資している子会社は 46 社で、残る 6 社は中会社が直接出資している子会社が出資しているいわゆる孫会社に当たるが、当該子会社の議決権の所有割合が 50% を超えるため、会社法(平成 17 年法律第 86 号)上は中会社の子会社となっている。

表 1 子会社等の設立状況(平成 27 年度末現在) (単位: 社)

出資会社	区 分	高速道路事業及び関連事業	高速道路事業	維持管理 4 業務						関連事業
					維持修繕業務	保全点検業務	料金収受業務	交通管理業務	その他業務	
東会社	子 会 社	25(4)	16	15	4	4	5	4	1	9(4)
	関連会社	2	1	1	1	1	1	1	0	2
	計	27(4)	17	16	5	5	6	5	1	11(4)
	ファミリー企業	—	29	27	9	7	11	3	2	—
中会社	子 会 社	25(11)	17(6)	16(6)	10(6)	2	2	2	1	8(5)
	関連会社	8(7)	7(7)	7(7)	6(6)	1(1)	0	0	0	1
	計	33(18)	24(13)	23(13)	16(12)	3(1)	2	2	1	9(5)
	ファミリー企業	—	22	20	3	5	9	3	2	—
西会社	子 会 社	26(2)	19	18	8	6	5	5	1	7(2)
	関連会社等	2(1)	0	0	0	0	0	0	0	2(1)
	計	28(3)	19	18	8	6	5	5	1	9(3)
	ファミリー企業	—	28	26	7	5	12	2	2	—
3 会社 共同出資	子 会 社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	関連会社	5	3	0	0	0	0	0	3	2
	計	5	3	0	0	0	0	0	3	2
	ファミリー企業	—	2	0	0	0	0	0	2	—
純 計	子 会 社	76(17)	52(6)	49(6)	22(6)	12	12	11	3	24(11)
	関連会社等	17(8)	11(7)	8(7)	7(6)	2(1)	1	1	3	7(1)
	計	93(25)	63(13)	57(13)	29(12)	14(1)	13	12	6	31(12)
	ファミリー企業	—	65	61	17	12	29	6	4	—

- 注(1) 維持管理 4 業務のうち、複数の業務を実施している会社が 7 社ある。
 注(2) 東会社における維持管理 4 業務を実施している関連会社 1 社は、関連事業に係る業務も実施している東京湾横断道路株式会社である。
 注(3) ()は、各項目の子会社等のうち、3 会社が議決権を保有せず、3 会社以外のグループ会社が議決権を保有している会社数で内数である。
 注(4) 西会社の関連会社等には、関連事業に係る業務を実施している持分法適用非連結子会社が 1 社含まれている。
 注(5) 維持管理 4 業務等を実施していたファミリー企業数は、旧日本道路公団の平成 17 事業年度行政コスト計算書に基づいて集計している。

(6) 3 会社のグループ経営

3 会社は、子会社との連結決算を通じて経営の透明化を図るとともに、3 会社の 1 部門として親会社と同様の経営管理体制を構築し、更なるコスト管理を徹底するなどのために、子会社等と一体となったグループ経営を行っている。

そして、3 会社は、グループ会社の設立やその経営管理に関する基本的事項等を定めた

規程(以下「グループ会社規程」という。)等をそれぞれ制定しており、グループ会社規程等によれば、各グループ会社は、経営計画の決定、重要な財産の処分等、重要な規程等の制定等について、事前に3会社の承認等を受けることとされている。

(7) 子会社等への業務委託

3会社は、子会社等への維持管理4業務及び用地関係等のその他業務(以下「維持管理4業務等」という。)の委託に当たっては、子会社等と締結した基本協定等に基づいて、毎年度、業務量等を示した業務計画書等を子会社等に提示し、子会社等から示される業務の実施体制、費用等について子会社等と協議するなどして、その結果を反映した年度協定等を子会社等と締結している。そして、グループ内の役割分担については、3会社は業務全体のマネジメントを、子会社等は現場での業務をそれぞれ実施することとしている。

また、3会社の高速道路事業における管理費には料金収入が充てられており、高速道路の公共性に鑑みて、利用者から徴する料金には3会社の利潤を含めないこととなっている。このため、3会社が維持管理4業務等を子会社等に委託する場合においても、子会社等は3会社と経営が一体であることから、委託費に子会社等の利益を含めないこととしている。

そして、上記3会社の業務ごとの子会社等63社の状況は、表2のとおりである。

表2 3会社の業務ごとの子会社等の状況(平成27年度末現在)

出資会社	業務	主な業務の内容	子会社	関連会社
東 会 社	維持業務	維持業務	(株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ・メンテナンス関東 (株)ネクスコ・メンテナンス新潟	東京湾横断道路(株) 注(2)
		保全点検業務	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ東日本エンジニアリング (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟	東京湾横断道路(株) 注(2)
	管理業務	料金收受業務	(株)ネクスコ・サポート北海道 (株)ネクスコ・トール東北 (株)ネクスコ・トール北関東 (株)ネクスコ・トール関東 (株)ネクスコ・サポート新潟	東京湾横断道路(株) 注(2)
		交通管理業務	(株)ネクスコ・サポート北海道 (株)ネクスコ・パトロール東北 (株)ネクスコ・パトロール関東 (株)ネクスコ・サポート新潟	東京湾横断道路(株) 注(2)
	その他業務	用地関係業務	(株)ネクスコ東日本トラスティ	
中 会 社	維持業務	維持業務	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株) 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株) 中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株) 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株) 中日本ロード・メンテナンス東京(株) 中日本ロード・メンテナンス金沢(株) 中日本ロード・メンテナンス静岡(株) 中日本ロード・メンテナンス東海(株) 中日本ロード・メンテナンス中部(株) 中日本高速オートサービス(株) 注(2)	日本ロード・メンテナンス(株) (株)東京ハイウェイ (株)高速保全 (株)デーロス・ジャパン ティーシーメンテナンス(株) NHS名古屋(株) 注(1)
		保全点検業務	中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株) 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)	中日本施設管理(株)

出資会社	業務	主な業務の内容	子会社	関連会社
中 会 社	管理業務	料金 収受 業務	中日本エクストール横浜(株) 中日本エクストール名古屋(株)	
		交通 管理 業務	中日本ハイウェイ・パトロール東京(株) 中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)	
	その他 業務	用地 関係 業務	NEXCO 中日本サービス(株)	
西 会 社	維持業務	維持 修繕 業務	西日本高速道路メンテナンス関西(株) (株)富士技建 (株)ドゥーユー大地 西日本高速道路ファシリティーズ(株) 西日本高速道路メンテナンス中国(株) 西日本高速道路エンジニアリング四国(株) 西日本高速道路メンテナンス九州(株) 西日本高速道路総合サービス沖縄(株) 注(2)	
		保全 点検 業務	西日本高速道路エンジニアリング関西(株) 西日本高速道路ファシリティーズ(株) 西日本高速道路エンジニアリング中国(株) 西日本高速道路エンジニアリング四国(株) 西日本高速道路エンジニアリング九州(株) 西日本高速道路総合サービス沖縄(株) 注(2)	
	管理業務	料金 収受 業務	西日本高速道路サービス関西(株) 西日本高速道路サービス中国(株) 西日本高速道路サービス四国(株) 西日本高速道路サービス九州(株) 西日本高速道路総合サービス沖縄(株) 注(2)	
		交通 管理 業務	西日本高速道路パトロール関西(株) 西日本高速道路パトロール中国(株) 西日本高速道路サービス四国(株) 西日本高速道路パトロール九州(株) 西日本高速道路総合サービス沖縄(株) 注(2)	
	その他 業務	用地 関係 業務	西日本高速道路ビジネスサポート(株)	
3会社 共同出 資	その他業務			ハイウェイ・トール・システム(株) (株)NEXCO システムズ (株)高速道路総合技術研究所

注(1) 中会社は議決権を保有せず、中会社以外のグループ会社が議決権を保有している会社

注(2) 中会社の中日本高速オートサービス(株)は、維持修繕業務を実施するための車両管理業務を実施している会社であること並びに東会社の東京湾横断道路(株)及び西会社の西日本高速道路総合サービス沖縄(株)は、維持管理4業務の全ての業務を実施している会社であることから、業務ごとに数値を集計、比較する際には、その他業務に分類することとする。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

3会社は、民営化以降、グループ経営を導入するなどして高速道路事業等を実施しており、グループ経営の状況について透明性を向上させるために、子会社等の利益を含めた連結決算の情報を開示している。そして、前記のとおり、高速道路事業の実施における管理費の縮減は、機構との協定における計画管理費等を見直すことにつながり、結果として、機構の債務返済の原資となる貸付料が見直され、その成果が国民に還元される仕組みとなっていることから、維持管理4業務等を効率的に実施することは極めて重要である。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、3会社のグループ経営はどのように行われているか、子会社における利益の状況はどのようになっているか、3会社の維持管理4業務の発注は適切に行われ、子会社において、維持管理4業務に係る契約の競争性は確保されているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、3会社及び3会社の子会社等63社(表2参照)が23年度から27年度までに実施した維持管理4業務等を対象として、経営状況等に関する事業報告書等を徴して業務の実施状況等を調査及び分析するとともに、3会社の本社、12支社及び子会社等33社において会計実地検査を行った。

(注3) 12支社 東会社北海道、東北、関東、新潟各支社、中会社東京、名古屋、八王子、金沢各支社、西会社関西、中国、四国、九州各支社

3 検査の状況

(1) 3会社の収支等

3会社の協定に基づく収支及び貸付料支払額について、23年度から27年度までにおける計画と実績の推移をみると、表3のとおりとなっており、23年度に、東日本大震災に伴う東北地方の高速道路の無料化措置の影響等により、料金収入の実績が減算基準額を下回り貸付料支払額の実績も計画を下回ったもの以外は、料金割引の再編や交通量の増加等により、料金収入の実績が加算基準額を上回り、これに伴って貸付料支払額の実績が計画を上回っている。一方、23年度から27年度までの間、管理費の実績は、毎年度、計画を上回っている。

表3 3会社の収支及び貸付料支払額の計画と実績 (単位：億円、%)

会社名	区分	平成23年度			24年度			25年度			26年度			27年度		
		計画額 (a)	実績額 (b)	(b/a)												
東 会 社	料 金 収 入	6070	5648	93.0	6044	6528	108.0	6075	6678	109.9	7003	7961	113.6	7107	8275	116.4
	管 理 費	1702	1665	97.8	1754	1821	103.8	1768	1855	104.9	1841	1917	104.1	1921	1904	99.1
	貸付料支払額	4368	4006	91.7	4290	4713	109.8	4306	4849	112.6	5162	6050	117.2	5186	6283	121.1
中 会 社	料 金 収 入	4793	4865	101.5	4791	5028	104.9	4827	5158	106.8	5826	6438	110.5	6009	6694	111.3
	管 理 費	1235	1275	103.2	1302	1380	105.9	1324	1408	106.3	1392	1458	104.7	1455	1495	102.7
	貸付料支払額	3558	3584	100.7	3488	3677	105.4	3503	3786	108.0	4434	4988	112.4	4553	5178	113.7
西 会 社	料 金 収 入	5524	5739	103.8	5551	5913	106.5	5583	6100	109.2	6538	7300	111.6	6642	7541	113.5
	管 理 費	1526	1586	103.9	1560	1623	104.0	1567	1625	103.7	1606	1692	105.3	1710	1769	103.4
	貸付料支払額	3998	4158	104.0	3990	4296	107.6	4015	4476	111.4	4932	5627	114.0	4931	5763	116.8
3会社計	料 金 収 入	1兆6387	1兆6252	99.1	1兆6386	1兆7469	106.6	1兆6485	1兆7936	108.8	1兆9367	2兆1699	112.0	1兆9758	2兆2510	113.9
	管 理 費	4463	4526	101.4	4616	4824	104.5	4659	4888	104.9	4839	5067	104.7	5086	5168	101.6
	貸付料支払額	1兆1924	1兆1748	98.5	1兆1768	1兆2686	107.8	1兆1824	1兆3111	110.8	1兆4528	1兆6665	114.7	1兆4670	1兆7224	117.4

(注) 協定に基づく収支については、決算上の収支から、協定の定めるところにより消費税を含めるなどの補正を行っている。

上記管理費の実績から消費税を除いた3会社の管理コストの計画と実績の推移をみると、表4のとおりとなっている。そして、管理コストのうち維持修繕費の実績をみると、いずれの年度も計画を上回っており、計画額に対する実績額の割合は、111.9%から124.0%まで(平均は118.8%)となっている。これは、子会社等が実施する維持修繕業務において、トンネル緊急点検、道路ストックの総点検、雪氷対策等の費用が増加したことによるものである。

表4 3会社の管理コストの推移

(単位：億円、%)

会社名	区分	平成23年度			24年度			25年度			26年度			27年度			5年間の 計画額と 実績額の 平均かい離 率
		計画額 (a)	実績額 (b)	(b/a)													
東 会 社	管理コスト	1613	1587	98.3	1665	1734	104.1	1677	1771	105.6	1696	1775	104.6	1768	1756	99.3	102.4
	維持修繕費	648	694	107.0	669	809	120.9	675	816	120.8	676	793	117.3	738	775	105.0	114.2
	うち維持修繕業務分		237			301			267			202			184		
	うち保全点検業務分		99			105			105			111			121		
	管理業務費	517	481	93.0	519	498	95.9	521	510	97.8	522	544	104.2	530	555	104.7	99.1
	うち料金收受業務分		254			259			261			267			273		
	うち交通管理業務分		74			77			81			84			87		
一般管理費等	448	412	91.9	477	427	89.5	480	443	92.2	497	437	87.9	499	425	85.1	89.3	
中 会 社	管理コスト	1176	1214	103.2	1241	1317	106.1	1261	1333	105.7	1289	1351	104.8	1348	1383	102.5	104.5
	維持修繕費	478	546	114.2	488	619	126.8	498	640	128.5	499	639	128.0	554	672	121.2	123.7
	うち維持修繕業務分		206			224			196			189			213		
	うち保全点検業務分		58			80			109			100			123		
	管理業務費	329	325	98.7	348	342	98.2	348	345	99.1	355	371	104.5	361	378	104.7	101.0
	うち料金收受業務分		173			172			168			179			176		
	うち交通管理業務分		46			49			49			52			52		
一般管理費等	369	343	92.9	405	356	87.9	415	346	83.3	435	339	77.9	433	332	76.6	83.7	
西 会 社	管理コスト	1452	1511	104.0	1481	1547	104.4	1492	1552	104.0	1487	1569	105.5	1584	1637	103.3	104.2
	維持修繕費	577	666	115.4	564	702	124.4	571	708	123.9	575	692	120.3	667	772	115.7	119.9
	うち維持修繕業務分		281			312			276			257			307		
	うち保全点検業務分		76			85			97			122			160		
	管理業務費	460	444	96.5	463	447	96.5	468	459	98.0	473	489	103.3	475	492	103.5	99.6
	うち料金收受業務分		236			237			240			247			248		
	うち交通管理業務分		65			66			68			70			72		
一般管理費等	415	401	96.6	454	397	87.4	454	382	84.1	439	386	87.9	442	373	84.3	88.1	
3 会 社 計	管理コスト	4241	4312	101.6	4387	4598	104.8	4430	4656	105.1	4472	4695	104.9	4700	4776	101.6	103.6
	維持修繕費	1703	1906	111.9	1721	2130	123.7	1744	2164	124.0	1750	2124	121.3	1959	2219	113.2	118.8
	うち維持修繕業務分		724			837			739			648			704		
	うち保全点検業務分		233			270			311			333			404		
	管理業務費	1306	1250	95.7	1330	1287	96.7	1337	1314	98.2	1350	1404	104.0	1366	1425	104.3	99.8
	うち料金收受業務分		663			668			669			693			697		
	うち交通管理業務分		185			192			198			206			211		
一般管理費等	1232	1156	93.8	1336	1180	88.3	1349	1171	86.8	1371	1162	84.7	1374	1130	82.2	87.2	

注(1) 端数処理により、維持修繕費、管理業務費、一般管理費等の合計が管理コストの金額と一致しないものがある。

注(2) 一般管理費等にはETCマイレージ等費用及び関門トンネルに係る管理コストは含まれていない。

(2) 3会社の利益剰余金等の状況

3会社の利益剰余金の推移は、図のとおりであり、単体決算についてみると、25、26両年度は、高速道路の安全性を確保するために、利益剰余金を取り崩して道路構造物の緊急修繕を実施したことにより、3会社ともに前年度よりその額が減少している。一方、連結決算についてみると、3会社とも毎年度増加しており、27年度3会社計2358億余円となっていて、会社ごとにみても、表5のとおり、3会社とも単体決算に比べて連結決算の利益剰余金が上回っている。

図 3会社の利益剰余金の推移

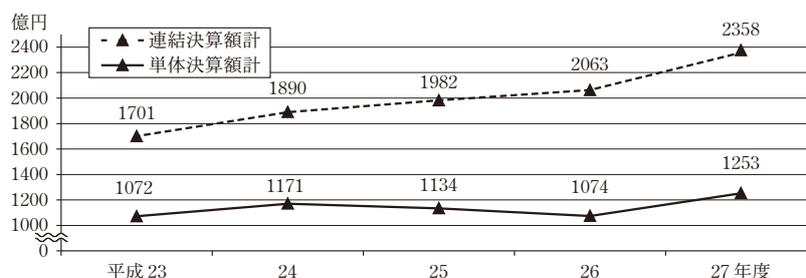


表5 3会社の利益剰余金等(平成27年度末現在)

(単位:億円)

科 目	東会社		中会社		西会社		3会社計	
	連結	単体	連結	単体	連結	単体	連結	単体
(純資産の部)	1687	1530	1906	1786	1567	1445	5162	4762
資本金	525	525	650	650	475	475	1650	1650
資本剰余金	587	587	718	716	554	554	1861	1859
利益剰余金	837	417	773	419	747	416	2358	1253
高速道路事業	—	256	—	157	—	182	—	595
関 連 事 業	—	160	—	262	—	233	—	655

(注) 単位未満を切り捨てているため、各社の科目の計が「3会社計」欄と一致しないものがある。

そして、連結決算における利益剰余金については、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)等では、事業別区分を求めているため、高速道路事業及び関連事業の利益剰余金の合算額となっていて、高速道路事業から生じた利益剰余金の額が明らかにされていない状況となっている。なお、3会社の利益剰余金の処分の決議は、道路会社法によれば、国土交通大臣の認可を受けなければその効力を生じないとされているが、認可の対象は、3会社の単体決算における利益剰余金であり、子会社の利益剰余金を含めた連結決算の利益剰余金ではない。

(3) 子会社等の経営状況等

高速道路事業に係る業務を実施している子会社等63社は、3会社からあるいは他の子会社を経由して多くの業務を内部取引により受託しており、その規模は、管理費以外の資本的支出となる土木構造物等の補修等を含めて、27年度で3会社計約4127億2000万円に上っている。また、子会社計52社のうち、中会社と直接取引がない5社を除いた47社の総売上高に占める3会社との取引(高速道路事業以外の事業を含む。)による売上高の割合は、平均で94.0%となっている。このように、3会社のグループ経営においては、子会社等の果たす役割が大きく、グループ全体の経費削減を行う上でも重要と考えられる。

ア 子会社化の状況

(ア) 子会社化の推移等

3会社は、17年度の民営化以降、自己資金を原資とするなどして、3会社設立時に維持管理4業務等を実施していたファミリー企業等の株式を取得して子会社等としたり、資本を出資して設立した子会社等にファミリー企業等が行っていた維持管理4業務等を事業譲渡契約により承継したりするなどして、子会社化を進めてきている。

子会社等の設立年度をみると、維持管理4業務を実施している57社のうち70%に当たる40社が19年度末までに設立されており、その割合は、それぞれ東会社が16社のうち93%の15社、西会社が18社のうち83%の15社となっている。一方、中会社は23社のうち43%の10社と低くなっており、半数以上の13社が新東名高速道路の開通等の業務実施体制の強化に取り組むために、22年度以降に設立されている。

また、3会社の維持管理4業務を実施している子会社等は、各社の支社管内に業務ごとに少なくとも1社が設立されているが、中会社の保全点検業務、料金収受業務及び交通管理業務の各業務を実施する子会社については、2支社の業務を実施している。

なお、3会社が子会社等を設立するために投資するなどした金額は計約142億9700万円で、子会社等が事業を開始する上でファミリー企業等と事業譲渡契約等により資機材を買い受けるなどした金額は計約35億6800万円となっている。

(イ) グループ会社の位置付け

維持管理4業務を実施している子会社49社の株主構成についてみると、東会社の15社及び西会社の18社の全ての子会社は、東会社又は西会社及び西会社と西会社の他の子会社による全額出資となっていて、グループ会社規程に定められたグループ会社に位置付けられている。

一方、中会社の子会社16社のうち6社は、前記のいわゆる孫会社であるが、中会社が直接出資していないことから、中会社のグループ会社規程に定められたグループ会社に位置付けられていない。このため、孫会社の経営管理や監査等については、中会社ではなく、孫会社に出資した中会社の他の子会社が、自ら定めたグループ会社の管理規程に基づいて行っている。

そして、上記孫会社6社のうち、中会社から直接、業務を受託していない5社について、中会社の維持業務の受注状況をみると、中会社は、孫会社に出資している子会社5社に、維持業務を委託しており、受託した子会社は、表6のとおり、当該業務を孫会社5社に随意契約により再委託している。そして、孫会社5社に再委託された維持業務の委託額の70%以上は専門業者等に外注されており、このうち2社の外注額は、子会社からの委託額の約90%に上っていた。なお、外注の多くは随意契約となっている。

表6 中会社の孫会社5社の受注状況及び外注状況 (単位：千円、%)

年度	子会社からの受注		専門業者等への外注			外注における契約方法							
	件数 (会社数)	金額(a)	件数 (会社数)	金額(b)	b/a	見積合わせ			随意契約			計	
						件数 (会社数)	金額(c)	c/e	件数 (会社数)	金額(d)	d/e	件数	金額(e)
平成26	53 (5)	11,444,174	169 (5)	8,402,761	73.4	8 (2)	345,107	3.9	68 (5)	8,314,137	96.0	76	8,659,244
27	60 (5)	8,477,928	194 (5)	6,326,973	74.6	13 (2)	242,626	3.6	102 (5)	6,417,872	96.3	115	6,660,499

- 注(1) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計が計欄と一致しないものがある。
 注(2) 小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の合計は100にならない。
 注(3) 「外注における契約方法」欄は、契約金額が250万円以上のものを集計している。
 注(4) 各孫会社の契約ベースで集計しているため、「外注における契約方法」欄の数値と「専門業者等への外注」欄の数値は一致しない。

上記のとおり、中会社のグループ経営において、孫会社をグループ会社に位置付けていないことなどから、維持業務の実施体制が重層化しており、さらに、子会社及び孫会社が作成した事業実施計画書において、地元関係機関等との協議、現場管理や品質管理等の業務の一部が重複していたり、業務の責任分担が明確になっていなかったりしているものが見受けられ、当該業務の効率化が図られていない状況となっている。

イ 子会社等の従業員数等

27年度末現在、高速道路事業を実施している子会社等は、表1のとおり、3会社計63社(子会社52社、関連会社11社)となっており、このうち、7社は複数の業務を実施している。

そして、子会社等63社の27年度末現在の従業員数についてみると、1,000名以上の会社が10社(このうち7社は料金収受業務を実施している子会社)、200名以下の会社が19社(このうち12社は維持修繕業務を実施している子会社)となっている。なお、上記63社の27年度の年間役員報酬総額は約26億1400万円であり、同年度末現在の支給対象役員数は278人、また、同年度の年間給与支給総額は約1275億4700万円であり、同年度末現在の支給対象従業員数は33,486人となっている。

ウ 子会社の経営状況

子会社等63社のうち、3会社の議決権の所有割合が50%以下の関連会社11社を除いた子会社52社について決算の分析を行った。

(ア) 財務の状況

子会社52社の財務面での健全性を確認するため、26、27両年度末現在の自己資本比率(総資産に占める資本金と利益剰余金の合計額の割合)、総資産に対する利益剰余金の割合及び当座比率(現金又は換金性が高い当座資産と短期負債の割合)についてみると、表7のとおりである。

表7 子会社の自己資本比率等の状況(平成27年度末現在) (単位:社、%)

業務	自己資本比率					総資産に対する利益剰余金の割合					当座比率				
	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上	うち 50%以上	平均	20%未満	20%以上 40%未満	40%以上	うち 50%以上	平均	100%未満	100%以上 200%未満	200%以上	うち 300%以上	平均
維持業務(29社)	1	8	20	14	47.4	3	10	16	11	42.9	—	22	7	4	148.9
管理業務(18社)	1	7	10	4	39.3	3	11	4	2	31.7	—	5	13	2	230.5
その他業務(5社)	—	1	4	3	62.4	—	2	3	2	53.2	—	3	2	1	238.1
子会社(52社)	2	16	34	21	47.1	6	23	23	15	42.0	—	30	22	7	159.1

自己資本比率は、27年度末34社(26年度末31社。以下同じ。)は40%以上となっており、うち21社(22社)は50%を超えていて、平均は47.1%(49.3%)となっている。これを業務ごとにみると、維持業務を実施している29社の平均は47.4%(50.8%)、管理業務を実施している18社の平均は39.3%(36.5%)となっており、維持業務を実施している子会社の自己資本比率が高くなっている。そして、維持業務を実施している子会社29社の自己資本比率を、検査時点において公表されていた最新の「建設業の経営分析(平成26年度)」(一般財団法人建設業情報管理センター発行。以下「26年度経営分析」という。)における同種業務に該当する「土木工事業」の平均25.3%と比較すると、28社がこれを上回っている。また、管理業務を実施している子会社18社の自己資本比率を、検査時点において公表されていた最新の「法人企業統計調査結果(平成26年度)」(財務省)における「非製造業」の平均36.4%と比較すると同程度あるいは上回っている会社が多く見受けられる。このように子会社全体の財務面の健全性は高いと認められる。

次に、総資産に占める利益剰余金の割合は、23社(21社)が40%以上(うち15社は50%以上)となっていて、平均は42.0%(43.5%)となっている。このように、子会社の多くは、財務面において十分な資金的余力があると認められる。

さらに、当座比率は、30社が100%以上(うち22社は200%以上)で、平均は159.1%となっている。これを業務ごとにみると、維持業務を実施している29社の平均が148.9%に対して、管理業務を実施している18社の平均は230.5%となっており、管理業務を実施している子会社の当座比率が高くなっている。このように子会社の多くは資金的に余裕があると認められる。

したがって、子会社の将来的な資金需要にもよるが、利益剰余金額等の資産状況から、子会社の多くが財務上十分な余力があると認められる。

なお、3会社は、子会社の財務機能の一元化を図り、グループ内の子会社全体の余剰資金を集約して管理するためのキャッシュ・マネジメント・システムを導入して、子会社の支払代行やグループ内の子会社間での余剰資金と資金不足を調整するなど、効率的に資金運用を図っており、自己資本比率等が低い子会社においてもグループ内の余剰資金を活用している状況となっている。

(イ) 営業の状況

子会社52社の収益力を確認するため、23年度から27年度までの売上高営業利益率(売上高に占める営業利益の割合)の推移をみると、表8のとおりである。

表8 子会社の売上高営業利益率の推移 (単位：%)

業務	売上高営業利益率				
	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
維持業務(29社)平均	3.0	2.8	3.3	3.4	4.3
管理業務(18社)平均	1.0	1.0	0.9	1.4	1.1
その他業務(5社)平均	2.8	6.4	4.6	4.4	3.1
子会社(52社)平均	2.2	2.6	2.7	2.8	3.1

(注) 社数については27年度末現在で記載している。

子会社52社の27年度の売上高営業利益率は平均で3.1%となっており、これを業務ごとにみると、管理業務(1.1%)より維持業務(4.3%)を実施している子会社の売上高営業利益率が高くなっている。

そして、3会社の維持業務を実施している子会社29社の26年度の売上高営業利益率は平均で3.4%となっていて、前記の26年度経営分析における土木工事業の平均1.1%を上回っている。一方、管理業務を実施している子会社18社の26年度売上高営業利益率は平均で1.4%となっており、前記の「法人企業統計調査結果」における非製造業の平均3.5%を下回っている。

このように、管理業務より維持業務を実施している子会社が、より収益力が高いと認められる。

(ウ) 当期純利益及び利益剰余金の推移

子会社52社の当期純利益及び利益剰余金の推移をみると、表9のとおりとなっており、27年度の当期純利益をみると、管理業務を実施している18社の平均は約2700

万円となっているが、維持業務を実施している29社の平均は約3億1600万円(約1400万円から約9億8600万円)となっていて、維持業務を実施している子会社の利益が管理業務を実施している子会社の利益より大きい傾向が見受けられる。

子会社52社の23年度以降の利益剰余金の推移をみると、各子会社はおおむね堅調に利益剰余金を繰り越してきており、子会社52社の計は、23年度末現在で約541億4000万円となっていたが、27年度末現在で約807億8900万円と1.4倍になっている。このうち、維持業務を実施している29社の利益剰余金の計は、23年度末現在で約459億7100万円となっていたが、27年度末現在で約690億1600万円と1.5倍に、管理業務を実施している18社は23年度末現在で約67億5300万円となっていたが、27年度末現在で約74億4900万円と1.1倍になっていて、維持業務を実施している子会社の利益剰余金の増加率が高くなっている。

また、3会社ごとに、27年度末現在における子会社1社当たりの利益剰余金をみると、東会社は約13億2900万円、中会社は約19億3200万円、西会社は約14億0300万円となっており、中会社の子会社が多くの利益剰余金を繰り越している状況となっている。

表9 子会社の当期純利益及び利益剰余金の推移 (単位：百万円)

出資会社	業務	平成23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		23年度末現在の利益剰余金の計	27年度末現在の利益剰余金の計
		当期純利益	利益剰余金	当期純利益	利益剰余金	当期純利益	利益剰余金	当期純利益	利益剰余金	当期純利益	利益剰余金		
東会社	維持業務(8社)平均	254	1,319	301	1,504	295	1,603	367	1,773	346	1,862	10,557	14,902
	管理業務(7社)平均	168	667	61	601	49	607	49	616	32	615	4,672	4,306
	その他業務(1社)	7	100	1,944	2,039	48	1,893	178	2,036	149	2,057	100	2,057
	子会社(16社)平均	201	958	299	1,142	172	1,186	216	1,283	196	1,329	15,330	21,266
中会社	維持業務(11社)平均	316	2,660	220	2,327	238	2,279	156	2,389	330	2,703	18,622	29,738
	管理業務(4社)平均	91	297	26	314	16	328	31	404	20	421	1,190	1,687
	その他業務(2社)平均	82	432	83	497	106	598	101	682	37	712	864	1,424
	子会社(17社)平均	211	1,590	150	1,546	170	1,622	120	1,721	223	1,932	20,677	32,849
西会社	維持業務(10社)平均	150	2,098	△8	1,774	380	2,113	131	2,226	276	2,437	16,791	24,375
	管理業務(7社)平均	14	148	29	178	14	192	26	189	27	208	891	1,456
	その他業務(2社)平均	20	224	79	304	43	348	26	374	46	420	449	841
	子会社(19社)平均	83	1,133	13	1,079	221	1,277	81	1,281	160	1,403	18,132	26,673
3会社計	維持業務(29社)平均	237	1,998	159	1,878	303	2,035	206	2,163	316	2,379	45,971	69,016
	管理業務(18社)平均	96	397	41	384	29	395	36	403	27	413	6,753	7,449
	その他業務(5社)平均	42	283	453	728	69	757	86	830	63	864	1,415	4,323
	子会社(52社)平均	162	1,203	148	1,242	189	1,363	135	1,426	192	1,553	54,140	80,789

注(1) 社数については27年度末現在で記載している。

注(2) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計が計欄と一致しないものがある。

そして、27年度末現在の利益剰余金約807億8900万円の内訳をみると、表10のとおり、目的が定められている利益準備金、事業用設備積立金等の額は、約51億4100万円(利益剰余金の6.3%)となっており、そのほかの約756億4700万円(同93.6%)は目的が定められていないものとなっている。

表10 子会社の利益剰余金の内訳(平成27年度末現在)

(単位：百万円、%)

出資会社	業務	利益剰余金 (a)	うち繰越利益剰余金 (b)	利益剰余金に対する繰越利益剰余金の割合 (b/a)	うち別途積立金 (c)	利益剰余金に対する別途積立金の割合 (c/a)	(b+c)	その他 (d)	利益剰余金に対するその他の割合 (d/a)
東 会 社	維持業務(8社)計	14,902	11,279	75.6	3,510	23.5	14,789	113	0.7
	管理業務(7社)計	4,306	3,828	88.8	360	8.3	4,188	118	2.7
	その他業務(1社)	2,057	2,057	100.0	—	—	2,057	—	—
	子会社(16社)計	21,266	17,164	80.7	3,870	18.1	21,034	232	1.0
中 会 社	維持業務(11社)計	29,738	5,024	16.8	23,774	79.9	28,798	939	3.1
	管理業務(4社)計	1,687	82	4.8	1,605	95.1	1,687	—	—
	その他業務(2社)計	1,424	222	15.5	1,201	84.3	1,424	—	—
	子会社(17社)計	32,849	5,329	16.2	26,581	80.9	31,910	939	2.8
西 会 社	維持業務(10社)計	24,375	12,074	49.5	8,335	34.1	20,409	3,965	16.2
	管理業務(7社)計	1,456	1,451	99.6	—	—	1,451	5	0.3
	その他業務(2社)計	841	841	100.0	—	—	841	—	—
	子会社(19社)計	26,673	14,367	53.8	8,335	31.2	22,702	3,970	14.8
3 会 社 計	維持業務(29社)計	69,016	28,378	41.1	35,619	51.6	63,997	5,018	7.2
	管理業務(18社)計	7,449	5,361	71.9	1,965	26.3	7,326	123	1.6
	その他業務(5社)計	4,323	3,121	72.1	1,201	27.7	4,323	—	—
	子会社(52社)計	80,789	36,861	45.6	38,786	48.0	75,647	5,141	6.3

注(1) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計が計欄と一致しないものがある。

注(2) 小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の合計が100にならないものがある。

(エ) 配当の状況

3会社は、子会社からの配当についての明確な基準を定めていない。しかし、維持管理4業務等を実施している子会社の利益は、高速道路事業により生じた利益であることに鑑みて、3会社は、子会社の経営に必要な内部留保を除いた剰余金は配当により同事業に還元することを基本としている。そして、3会社は、子会社の経営状況も踏まえながら個別に調整するなどして配当を求め、各子会社は、株主総会に付議して配当額を決定している。

23年度から27年度までの子会社の配当額の状況をみると、表11のとおり、27年度は、東会社の子会社15社で計約20億4600万円、中会社の子会社10社で計約6億0100万円、西会社の子会社9社で計約11億7500万円となっている。

そして、西会社の子会社のうち、18年度から26年度までの間に設立された9社については、設立以降、無配が継続しているが、これは、西会社において、子会社の純資産額が10億円を超えるなどした場合に配当を求めることとしていることによるものである。

しかし、人的業務が中心の管理業務と設備を必要とする維持業務とでは業務形態が大きく異なることから、一律に純資産額を基に配当を求めていることは適当ではないと思料される。現に、東会社及び中会社は、管理業務や用地関係業務等を実施している子会社13社のうち、純資産額が10億円以下の子会社10社に対しても配当を求めている。

このほか、中会社及び中会社の子会社等の出資比率の計が100%となっていない維持修繕業務を実施している2社は、23年度から25年度までの間は配当していたが、26年度以降は無配としていた。

このように、3会社が子会社の利益に比して配当を求めているいないことも、多額の利益剰余金の内部留保につながっている一因であると認められる。

表11 子会社の配当額の推移 (単位：百万円、%)

出資会社	業務	平成23年度					24年度					25年度					26年度					27年度				
		配当額					配当額					配当額					配当額					配当額				
		総額 (会社数)	3会社 (会社数)	子会社等 (会社数)	その他 (会社数)	配当割合	総額 (会社数)	3会社 (会社数)	子会社等 (会社数)	その他 (会社数)	配当割合	総額 (会社数)	3会社 (会社数)	子会社等 (会社数)	その他 (会社数)	配当割合	総額 (会社数)	3会社 (会社数)	子会社等 (会社数)	その他 (会社数)	配当割合	総額 (会社数)	3会社 (会社数)	子会社等 (会社数)	その他 (会社数)	配当割合
東会社	維持業務計	932 (7)	932 (7)	—	—	25~70	1,576 (8)	1,576 (8)	—	—	25~70	1,656 (8)	1,656 (8)	—	—	70	2,056 (8)	2,056 (8)	—	—	70	1,775 (7)	1,775 (7)	—	—	70
	管理業務計	894 (6)	894 (6)	—	—	70	300 (7)	300 (7)	—	—	70	243 (7)	243 (7)	—	—	70	240 (7)	240 (7)	—	—	70	161 (7)	161 (7)	—	—	70
	その他業務計	5 (1)	5 (1)	—	—	68	194 (1)	194 (1)	—	—	10	35 (1)	35 (1)	—	—	71	129 (1)	129 (1)	—	—	72	109 (1)	109 (1)	—	—	73
	子会社計	1,831 (14)	1,831 (14)	—	—	25~70	2,071 (16)	2,071 (16)	—	—	10~70	1,935 (16)	1,935 (16)	—	—	70~71	2,426 (16)	2,426 (16)	—	—	70~72	2,046 (15)	2,046 (15)	—	—	70~73
中会社	維持業務計	422 (7)	364 (6)	54 (4)	3 (1)	10~20	361 (8)	325 (6)	33 (5)	2 (2)	2~20	486 (7)	432 (6)	51 (4)	2 (1)	2~20	187 (5)	180 (5)	7 (2)	—	20	589 (5)	537 (5)	52 (2)	—	20
	管理業務計	39 (3)	39 (3)	—	—	10	10 (4)	10 (4)	—	—	10	6 (4)	6 (4)	—	—	10	13 (4)	13 (4)	—	—	10	8 (4)	8 (4)	—	—	10
	その他業務計	35 (1)	35 (1)	—	—	20	10 (1)	10 (1)	—	—	10	35 (1)	35 (1)	—	—	20	14 (1)	14 (1)	—	—	10	3 (1)	3 (1)	—	—	10
	子会社計	497 (11)	439 (10)	54 (4)	3 (1)	10~20	382 (13)	346 (11)	33 (5)	2 (2)	2~20	529 (12)	475 (11)	51 (4)	2 (1)	2~20	215 (10)	207 (10)	7 (2)	—	10~20	601 (10)	548 (10)	52 (2)	—	10~20
西会社	維持業務計	252 (7)	246 (7)	3 (3)	2 (3)	4~20	357 (7)	347 (7)	9 (3)	0 (3)	4~51	837 (8)	686 (8)	151 (4)	—	2~125	661 (9)	570 (9)	91 (4)	—	49~75	1,175 (9)	1,175 (9)	—	—	28~49
	管理業務計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他業務計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	子会社計	252 (7)	246 (7)	3 (3)	2 (3)	4~20	357 (7)	347 (7)	9 (3)	0 (3)	4~51	837 (8)	686 (8)	151 (4)	—	2~125	661 (9)	570 (9)	91 (4)	—	49~75	1,175 (9)	1,175 (9)	—	—	28~49
3会社計	維持業務計	1,607 (21)	1,543 (20)	58 (7)	5 (4)	4~70	2,295 (23)	2,249 (21)	42 (8)	3 (5)	2~70	2,981 (23)	2,775 (22)	202 (8)	2 (1)	2~125	2,906 (22)	2,806 (22)	99 (6)	—	20~75	3,540 (21)	3,487 (21)	52 (2)	—	20~70
	管理業務計	933 (9)	933 (9)	—	—	10~70	311 (11)	311 (11)	—	—	10~70	250 (11)	250 (11)	—	—	10~70	253 (11)	253 (11)	—	—	10~70	170 (11)	170 (11)	—	—	10~70
	その他業務計	40 (2)	40 (2)	—	—	10~68	204 (2)	204 (2)	—	—	10	70 (2)	70 (2)	—	—	20~71	144 (2)	144 (2)	—	—	10~72	112 (2)	112 (2)	—	—	10~73
	子会社計	2,581 (32)	2,517 (31)	58 (7)	5 (4)	4~70	2,811 (36)	2,765 (34)	42 (8)	3 (5)	2~70	3,302 (36)	3,097 (35)	202 (8)	2 (1)	2~125	3,304 (35)	3,204 (35)	99 (6)	—	10~75	3,823 (34)	3,770 (34)	52 (2)	—	10~73

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計が計欄と一致しないものがある。

前記のとおり、高速道路の料金には高速道路の公共性から3会社の利潤を含めないことを前提に高速道路事業が実施されており、連結決算の対象としている子会社は資本関係を有する3会社と経営が一体であることから、委託費には子会社の利益を含めないこととしているにもかかわらず、子会社に多額の当期純利益及び利益剰余金が生じている状況を踏まえると、3会社は、子会社に対する業務の委託に当たっては、子会社に必要以上の利益が生じないように努める必要があると認められる。さらに、子会社に発生した利益についても、子会社の経営に必要な内部留保を除いて、配当により3会社に還元されることにより、3会社の単体決算の収益の増加に寄与することとなり、結果として子会社からの配当が3会社の高速道路事業に活用されることになる。このため、財務面での健全性が高く、十分な資金的余力がある子会社に対しては、積極的に適正な配当を要請することなども検討する必要があると認められる。

(4) 子会社における外注の状況

3 会社が、26、27 両年度に子会社 47 社に直接委託している業務の契約状況は、表 12 のとおりであり、27 年度は、合計 619 件(契約額合計約 3847 億 6100 万円)となっている。このうち、子会社が外注した契約は合計 20,349 件(契約額合計約 1555 億 9700 万円)となっていて、3 会社との契約額の合計に占める割合(以下「外注率」という。)は 40.4% に上っている。これを業務ごとにみると、維持業務は計 19,601 件(同約 1502 億 8100 万円(外注率 54.0%))、管理業務は計 309 件(同約 12 億 0900 万円(外注率 1.2%))となっていて、維持業務の外注率が管理業務の外注率に比べて高い割合となっている。維持業務の外注率が高い理由については、3 会社の説明によると、業務範囲が多岐にわたり、さらに、業務量が季節や気象変化に左右されたり、専門的な資機材や技能を要したりなどする業務を含んでいることから、子会社が直営で業務を行うことが効率的でないことによるとしている。

このように、3 会社は、子会社の外注率が平均で 40.4% となっていることから、子会社による外注契約については、競争性、経済性を確保して、3 会社の管理費の節減に寄与させることが重要であると認められる。

表12 子会社の受注状況及び外注状況 (単位：百万円、%)

業務	年度	3 会社との契約額		外注契約状況		
		件数 (会社数)	金額 (a)	件数 (会社数)	金額 (b)	b / a
維持業務 (24社)計	平成 26	495 (24)	265,496	19,162 (24)	141,604	53.3
	27	480 (24)	277,898	19,601 (24)	150,281	54.0
管理業務 (18社)計	26	35 (18)	92,886	297 (14)	1,138	1.2
	27	34 (18)	94,447	309 (13)	1,209	1.2
その他業務 (5社)計	26	104 (5)	11,672	388 (5)	3,745	32.0
	27	105 (5)	12,415	439 (5)	4,106	33.0
子会社 (47社)計	26	634 (47)	370,055	19,847 (43)	146,489	39.5
	27	619 (47)	384,761	20,349 (42)	155,597	40.4

(注) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計が計欄と一致しないものがある。

次に、3 会社による子会社への発注に対する契約額の妥当性の検証の実施状況についてみると、3 会社は、子会社以外に業務を委託する場合には、予定価格調書を作成することを原則としているが、子会社への発注に当たっては、前記のとおり、子会社が原価を元に算出した見積額等の妥当性を審査したり、双方で協議したりするなどして委託費を決定しており、予定価格調書に類するものは作成していなかった。また、子会社は 3 会社から受託した業務を外注しているが、3 会社はその外注額を確認していなかった。

しかし、3会社の管理費の財源は料金収入であることに鑑みれば、3会社は、子会社が外注している業務に係る経費の妥当性の検証を積極的に行う必要があると認められた。

また、子会社の契約規程によれば、契約方法は、原則として競争契約によるとされており、随意契約によることができるのは、契約の性質又は目的が競争に適しない場合等とされている。

しかし、子会社47社の27年度における契約額が250万円以上の外注契約計5,730件(契約額計約1459億6000万円)についてみると、表13のとおり、52.6%に当たる3,018件(契約額計約851億6700万円。契約額に占める割合は58.3%)が随意契約となっている。そして、子会社が2又は3者以上と見積合わせを行った価格競争契約は、41.7%に当たる2,391件(同約502億8800万円。同34.4%)となっており、入札による競争契約等は、4.0%に当たる233件(同約44億4100万円。同3.0%)に過ぎない状況となっていた。

表13 子会社の外注契約の契約方法別件数金額

(単位：百万円、%)

出資会社	業務	年度	入札			見積合わせ			価格以外による競争契約			随意契約			計	
			件数 (会社数)	金額 (a)	a/e	件数 (会社数)	金額 (b)	b/e	件数 (会社数)	金額 (c)	c/e	件数 (会社数)	金額 (d)	d/e	件数	金額 (e)
東 会 社	維持業務 (8社)計	平成 26	—	—	—	921 (8)	21,463	42.4	—	—	—	879 (8)	29,056	57.5	1,800	50,519
		27	—	—	—	932 (8)	24,098	49.8	—	—	—	787 (8)	24,272	50.1	1,719	48,370
	管理業務 (7社)計	26	19 (2)	226	23.3	17 (4)	183	18.9	—	—	—	17 (3)	559	57.7	53	969
		27	16 (3)	83	16.1	8 (2)	88	17.0	—	—	—	21 (3)	347	66.8	45	520
	その他業務 (1社)	26	—	—	—	1 (1)	10	2.9	—	—	—	15 (1)	356	97.0	16	367
		27	—	—	—	1 (1)	5	1.2	—	—	—	25 (1)	429	98.7	26	434
	子会社 (16社)計	26	19 (2)	226	0.4	939 (13)	21,657	41.7	—	—	—	911 (12)	29,972	57.7	1,869	51,856
		27	16 (3)	83	0.1	941 (11)	24,193	49.0	—	—	—	833 (12)	25,049	50.7	1,790	49,325
中 会 社	維持業務 (6社)計	26	—	—	—	722 (6)	9,637	21.1	—	—	—	586 (6)	35,958	78.8	1,308	45,596
		27	—	—	—	928 (6)	12,085	25.1	—	—	—	1,042 (6)	36,033	74.8	1,970	48,119
	管理業務 (4社)計	26	—	—	—	19 (2)	265	95.0	—	—	—	2 (1)	13	4.9	21	279
		27	—	—	—	1 (1)	10	42.6	—	—	—	2 (1)	14	57.3	3	25
	その他業務 (2社)計	26	4 (1)	78	3.2	6 (1)	162	6.7	—	—	—	104 (2)	2,155	89.9	114	2,395
		27	2 (1)	38	1.4	6 (1)	82	3.2	—	—	—	108 (2)	2,459	95.3	116	2,580
	子会社 (12社)計	26	4 (1)	78	0.1	747 (9)	10,065	20.8	—	—	—	692 (9)	38,127	78.9	1,443	48,271
		27	2 (1)	38	0.0	935 (8)	12,179	24.0	—	—	—	1,152 (9)	38,508	75.9	2,089	50,725
西 会 社	維持業務 (10社)計	26	213 (2)	2,995	8.9	323 (9)	5,127	15.3	97 (2)	4,733	14.1	835 (10)	20,554	61.5	1,468	33,410
		27	215 (2)	4,319	9.6	488 (9)	13,387	29.9	87 (2)	6,054	13.5	983 (10)	20,894	46.7	1,773	44,655
	管理業務 (7社)計	26	6 (1)	78	55.3	—	—	—	—	—	—	8 (1)	63	44.6	14	141
		27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14 (2)	164	100.0	14	164
	その他業務 (2社)計	26	—	—	—	33 (2)	469	64.3	1 (1)	2	0.3	25 (2)	256	35.2	59	728
		27	—	—	—	27 (2)	528	48.5	1 (1)	8	0.7	36 (2)	551	50.6	64	1,088
	子会社 (19社)計	26	219 (3)	3,073	8.9	356 (11)	5,596	16.3	98 (3)	4,736	13.8	868 (13)	20,874	60.8	1,541	34,280
		27	215 (2)	4,319	9.4	515 (11)	13,915	30.3	88 (3)	6,063	13.2	1,033 (14)	21,610	47.0	1,851	45,909
3 会 社 計	維持業務 (24社)計	26	213 (2)	2,995	2.3	1,966 (23)	36,227	27.9	97 (2)	4,733	3.6	2,300 (24)	85,569	66.0	4,576	129,525
		27	215 (2)	4,319	3.0	2,348 (23)	49,572	35.1	87 (2)	6,054	4.2	2,812 (24)	81,200	57.5	5,462	141,146
	管理業務 (18社)計	26	25 (3)	304	21.8	36 (6)	449	32.3	—	—	—	27 (5)	636	45.7	88	1,391
		27	16 (3)	83	11.7	9 (3)	99	14.0	—	—	—	37 (6)	526	74.1	62	710
	その他業務 (5社)計	26	4 (1)	78	2.2	40 (4)	642	18.3	1 (1)	2	0.0	144 (5)	2,768	79.2	189	3,491
		27	2 (1)	38	0.9	34 (4)	616	15.0	1 (1)	8	0.2	169 (5)	3,440	83.8	206	4,104
	子会社 (47社)計	26	242 (6)	3,378	2.5	2,042 (33)	37,319	27.7	98 (3)	4,736	3.5	2,471 (34)	88,975	66.1	4,853	134,408
		27	233 (6)	4,441	3.0 (4.0)	2,391 (30)	50,288	34.4 (41.7)	88 (3)	6,063	4.1 (1.5)	3,018 (35)	85,167	58.3 (52.6)	5,730	145,960

注(1) 単位未満を切り捨てているため、各項目の合計が計欄と一致しないものがある。

注(2) 小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の合計が100にならないものがある。

注(3) 契約金額が250万円以上のものを集計している。

注(4) 各子会社の契約ベースで集計しているため、各項目の数値と「表12 子会社の受注状況及び外注状況」の数値は一致しない。

注(5) 〈 〉は、外注契約件数計に占める各契約方法の契約件数の割合である。

また、子会社が見積合わせを行った価格競争による契約の手続は、おおむね、次のとおりとなっている。

子会社は、あらかじめ子会社が設置している契約審査委員会等において、受注を希望する者の経験、技能、技術等の資格要件の審査を行い、審査に合格した者の受注可能な業務、区域等の会社情報等を子会社の登録会社名簿に登載する。そして、委託する業務の内容により、登録会社の中から過去に当該業務を実施した実績があり、かつ、業務を実施する区域に登録されている複数の見積者(2又は3者以上)を選定して見積依頼を行い、最も有利な見積書を提出した者に発注することとなっている。

しかし、一部の業務において、同一の相手方と継続して契約していたり、複数の者から施工能力に関する資料を提出させて、価格以外の評価が最も高い者からのみ見積書を徴取して契約している事態が見受けられた。

そこで、上記のような子会社の外注契約について、より競争性を高めることができる事例を示すと次のとおりである。

<事例>

西会社関西支社は、平成26年度に、維持修繕業務計9件を西日本高速道路メンテナンス関西株式会社(以下「メンテ関西」という。)に計121億0700万余円で委託している。そして、メンテ関西は、受託した業務のうち剥落対策工について、登録会社30社から過去に実績がある3社を選定して見積書を提出させており、その中から最も安価な業者と契約していた。

しかし、上記の30社は全て資格審査に合格している者であることから、これらの者が全て参加を希望することができる仕組みを導入するなどすれば、競争性を高めて契約相手方を決定することができると思われる。

また、メンテ関西は、受注した維持修繕業務のうち清掃や植栽管理等の通年にわたる業務や雪氷作業等の季節業務を外注しているが、その契約相手方の選定は、複数の者に提出させた施工能力、業務可能範囲、会社の信用度等の資料を評価した上で、最も評価の高い者からのみ見積書を提出させて契約していた。

しかし、上記の業務は、一定の業務処理水準等が確保されている者であれば実施は可能であり、また、高額な契約額となることに鑑みれば、子会社において、価格競争の要素を取り入れた契約方法の採用を検討する必要があると思われる。

4 本院の所見

3会社は、民営化されて以降、グループ経営を導入するなどして高速道路事業等を実施している。そして、高速道路事業の管理費の縮減は、機構との協定における貸付料の見直しにつながるため、維持管理4業務を効率的に実施することは、機構の債務返済を促進する上で極めて重要である。

今回、本院は、経済性、効率性等の観点から、3会社における維持管理4業務の実施状況等について検査したところ、次のような状況となっていた。

3会社の管理費についてみると、23年度から27年度までの間、管理費の実績は、毎年度、計画を上回っている。

また、子会社の業務の実施状況についてみると、特に中会社は、直接出資していない子会社に対して、他の直接出資している子会社を経由して業務を実施させるなどして、業務委託が重層化している状況となっている。

そして、子会社の当期純利益及び利益剰余金並びに配当についてみると、3会社の委託費には子会社の利益を含まないこととしているのに、実際には子会社に多額の当期純利益及び利益剰余金が生じている一方で、高速道路事業により生じた利益は同事業に還元することを基本としているのに、3会社は、子会社の利益に比して適正な配当を要請していない状況となっている。

さらに、子会社の外注契約状況についてみると、3会社から受託した業務を外注しているものが多額に上っており、その割合も高くなっているのに、3会社はその外注額を確認しておらず、また、外注契約の契約方法は、随意契約の占める割合が高く、入札による競争契約等や価格競争契約の割合が少ないなど、契約の競争性が確保されていない状況となっている。

したがって、3会社は、次のような点に留意して、高速道路事業の効率的な実施に努めること及び維持管理4業務等の委託を通じて子会社に必要以上の利益が生じないよう努めることが重要である。

ア 中会社においては、会社が直接出資していない子会社について、重層化している業務委託の状況を踏まえ、グループ会社として位置付けを強化することや会社との明確な資本関係を構築することを検討するなどして、維持管理4業務等の効率化に努めること

イ 3会社においては、子会社の利益剰余金等について、財務状況の健全性が高く、十分な資金的余力がある子会社に対しては、適正な配当を要請すること

ウ 3会社が発注する契約金額の妥当性を検証するために子会社の外注額を確認するとともに、子会社の外注契約について、経済性、透明性を確保する観点から、緊急性や特殊な専門性が求められるものなど以外の業務については競争性の高い契約方法を採用するよう指導すること

本院としては、今後とも3会社のグループ経営等の状況及び高速道路の維持管理4業務等について、効率性等の観点から引き続き検査していくこととする。

第6 独立行政法人都市再生機構の千葉ニュータウン事業における補償契約等について

検査対象	独立行政法人都市再生機構	
事業の根拠	新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)	
千葉ニュータウン事業の概要	千葉県船橋市、印西市及び白井市に所在する千葉ニュータウン地区で実施された宅地の造成、造成された宅地の処分及び宅地と合わせて整備されるべき公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業	
検査の対象とした契約	道路地物件移転補償契約	1688万円
	残地物件移転補償契約	2億2041万円
	損失補償契約	5185万円
	上記の補償契約における移転補償費の算定、道路工事等の役務を請け負った4会社と機構との間で締結された請負契約	7件 34億0982万円

1 検査の背景

(1) 千葉ニュータウン事業等の概要

ア ニュータウン事業の概要

(注1)
独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)に基づき、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団が行っていた、住宅市街地その他の市街地の整備改善を図ることなどを目的とする宅地の造成、造成した宅地の管理及び譲渡等の業務(以下「ニュータウン事業」という。)を承継し、実施している。

(注2)
ニュータウン事業は、土地区画整理事業、新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づく新住宅市街地開発事業(以下「新住事業」という。)等の整備手法により実施されてきたが、平成22年及び25年の閣議決定により、機構が実施するニュータウン事業について、25年度までに工事を完了することや、同年度までに完了しなかった工事を早期に完了させるとともに30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進することとされた。

上記の閣議決定を踏まえて、機構は、第3期中期計画(26年4月1日から31年3月31日まで)において、ニュータウン事業について、26年度以降に残った工事を早期に完了させるとともに、残る土地約1,800haの中期目標期間中の供給・処分完了に向けた取組を促進することとしており、28年3月末時点で、工事が完了した地区は272地区40,041ha、事業中の地区は9地区1,505ha、計281地区41,546haとなっている。また、ニュータウン事業のうち、新住事業により実施された9地区5,023haは、全て工事が完了した地区となっており、このうち、千葉県船橋市、印西市及び白井市に所在する千葉ニュータウン地区等6地区4,557haにおいては、宅地の販売等が行われている状況である(以下、千葉ニュータウン地区で実施された新住事業を「千葉ニュータウン事業」とい

う。)

(注1) 独立行政法人都市再生機構 昭和30年7月日本住宅公団設立、50年9月宅地開発公団設立、56年10月日本住宅公団及び宅地開発公団を統合し、住宅・都市整備公団設立、平成11年10月住宅・都市整備公団を廃止し、都市基盤整備公団設立、16年7月都市基盤整備公団及び地域振興整備公団の地方都市開発整備部門を統合し、独立行政法人都市再生機構設立

(注2) 新住宅市街地開発事業 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び新住宅市街地開発法で定めるところに従って行われる宅地の造成、造成された宅地の処分及び宅地と合わせて整備されるべき公共施設の整備に関する事業並びにこれに附随する事業

イ 千葉ニュータウン事業の概要

千葉ニュータウン事業は、事業期間を昭和44年5月から平成26年3月末までとして、千葉県及び機構(昭和53年3月宅地開発公団として事業参画)の共同施行により実施されており、計画上の工事完了公告面積1,930ha、宅地販売面積1,226ha、人口143,300人及び事業費1兆1902億円に対する平成26年3月末時点での実績は、工事完了公告面積1,930ha(計画に対する割合100%)、宅地販売面積941ha(同77%)、人口93,533人(同65%)及び支出額累計1兆0403億円(同87%)となっている。

また、共同施行者である千葉県及び機構の業務分担は、昭和53年1月20日に締結された「千葉ニュータウン事業の施行に関する協定」に基づき、計画の立案、用地の取得及び地元対策を同県が、宅地の造成、公共公益施設の整備及び造成施設等の処分を機構が分担することと定められている。

そして、同県は、「千葉県造成土地整理事業、土地造成整備事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」(昭和49年条例第3号)等に基づき、地方公営企業としての千葉県企業庁(平成28年4月1日以降は千葉県企業土地管理局。以下「企業庁」という。)に、千葉ニュータウン地区における業務を執行させることとしている。

ウ 機構による県道千葉ニュータウン北環状線の整備の概要

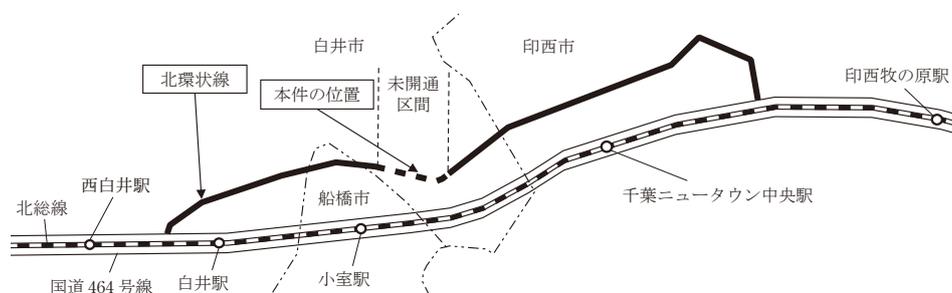
千葉ニュータウン地区において、千葉県印西市を起点、白井市を終点とする全長約11kmの県道千葉ニュータウン北環状線(以下「北環状線」という。)は、千葉ニュータウンの骨格を形成し、ニュータウン内外の交通の円滑化を図り宅地供給の推進に資する目的で整備を進めることとされた都市計画道路である。

前記宅地開発公団の千葉ニュータウン事業への参画に伴い、千葉ニュータウン事業の関連街路の整備をより円滑に推進するなどのために、機構は、宅地開発公団法(昭和50年法律第45号。56年5月廃止)等に基づき、道路管理者である千葉県に代わって北環状線の工事を行う施行者として、昭和53年7月に建設大臣(平成13年1月6日以降は国土交通大臣)から都市計画事業の承認を受けている。

そして、宅地開発公団法等に基づき、機構が管理者に代わって施設の整備に係る工事を施行する場合には、当該工事は機構の名義で施行され、その施行に係る国の補助金は機構に交付されるとともに、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)の適用については機構が補助事業者等とみなされるとなっている。

また、北環状線の整備は、国土交通省の補助制度である住宅市街地^(注3)基盤整備事業の対象事業となることから、上記のとおり、機構が補助事業者等として整備に係る工事を行い、工事が完了(事業実施期間 26年3月末まで)した時には、完成した施設及びその用地を千葉県に引き継ぐこととなっていた。しかし、図1のとおり、北環状線の一部の区間(白井市清戸地区から同市^{ししほ}神々廻地区まで延長約1km。以下「北環状線一部区間」という。)において、機構による道路整備に係る工事等が円滑に進まず、北環状線の事業実施期間である26年3月末までの整備完了が困難となったことなどから、北環状線に係る施設及び用地を同県が引き継いだ上で、独立行政法人都市再生機構法附則第12条第1項第2号及び道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定並びに26年7月31日に締結された「西辺田大木戸根線(北環状線)の道路整備に関する協定書」に基づき、道路管理者である同県の承認及び委託を受けて機構が引き続き北環状線一部区間の工事を行うこととなっている。

図1 北環状線の位置図



(注3) 住宅市街地^(注3)基盤整備事業 住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を目的として、関連する公共施設等の整備を行う事業

(2) 北環状線一部区間におけるA社との補償協議の概要

北環状線一部区間において、上記の機構による道路工事等が円滑に進まず、機構が26年度以降も引き続き工事を行うこととなった状況に関して、白井市清戸地区の道路予定地及び道路予定地外に存する物件の所有者(以下「A社」という。)と機構等との補償協議の経緯等が28年1月に新聞等で報道され、その後、国会等で取り上げられた。これに関する主な内容は、次のとおりである。

- ① 機構は、道路の整備に当たり、A社が所有する物件の移転について、23年9月頃に協議を開始した。
- ② 機構は、A社と移転補償に関する協議を進める中、道路工事の早期着工のために、道路予定地に存する物件の移転について先行して補償することとし、24年5月17日に、道路予定地上に存する物件に対する移転補償契約(契約金額1688万余円。以下「道路地物件移転補償契約」という。)をA社と締結した。
- ③ 機構は、道路の整備によりA社の使用していた土地が分割され、かつ面積が大幅に減少することとなり、従前どおりの使用が不可能となることから、A社が使用していた土地のうち道路予定地以外の土地(以下「残地」という。)に存する物件について、残地内において従前と同等の機能を確保するために、残地に存するA社が所有する物件の移転等に要する費用を補償することとし、25年8月6日に、残地内に存する物件に対す

る移転補償契約(契約金額2億2041万余円。以下「残地物件移転補償契約」という。)をA社と締結した。

- ④ 機構は、道路工事に起因して、A社が所有する一部の建物に損傷が生じたため、27年(機構によれば3月から7月までの間)に、損傷修復費等を補償する契約(契約金額5185万余円。以下「損失補償契約」という。)をA社と締結した。
- ⑤ 機構は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和37年閣議決定)を始めとする各種基準等(以下「要綱等」という。)に基づき補償費を算定した。

また、千葉ニュータウン事業等に関する主な経緯は、表1のとおりである。

表1 千葉ニュータウン事業等に関する主な経緯

年	月	経緯
昭和30年	7月	日本住宅公団設立
49年	4月	千葉県企業庁設立
50年	9月	宅地開発公団設立
53年	1月	宅地開発公団が千葉県と「千葉ニュータウン事業の施行に関する協定」を締結
	3月	宅地開発公団が千葉ニュータウン事業に参画
	7月	建設省が宅地開発公団を北環状線の施行者として承認
56年	10月	日本住宅公団及び宅地開発公団を統合し、住宅・都市整備公団設立
平成11年	10月	住宅・都市整備公団を廃止し、都市基盤整備公団設立
16年	7月	都市基盤整備公団及び地域振興整備公団の地方都市開発整備部門を統合し、独立行政法人都市再生機構設立
22年	12月	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を閣議決定
24年	5月	機構がA社と道路地物件移転補償契約(1688万余円)を締結
25年	8月	機構がA社と残地物件移転補償契約(2億2041万余円)を締結
	12月	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を閣議決定
26年	7月	機構が千葉県と「西辺田大木戸根線(北環状線)の道路整備に関する協定書」を締結
27年3~7月		機構がA社と損失補償契約(5185万余円)を締結
28年	1月	本件補償協議の経緯等が新聞等で報道

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、北環状線一部区間におけるA社と機構等との補償協議は、国会で議論されたり新聞等の報道で大きく取り上げられたりしているなど国民の関心が極めて高いと認められ、さらに、A社が所有する物件の存する土地に対する権原の問題等が国会等で広く議論されていることも踏まえて、当該補償に係る国及び機構の会計経理等について検査し、A社等の法人又は個人の情報の取扱いに留意しつつも、検査の状況等を報告する必要があると判断した。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、北環状線一部区間におけるA社との補償契約等に係る補償費の算定や支払の会計経理等が法令等に基づき適切に行われているか、ニュータウン事業における補償業務の態勢は十分整備されているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

前記の道路地物件移転補償契約、残地物件移転補償契約及び損失補償契約(契約金額計2億8914万余円)のほか、各補償契約における移転補償費の算定、道路工事等の役務を請け負った4会社(以下「4請負会社」という。)と機構との間で締結された7請負契約(契約金額計34億0982万余円)を対象に、機構、国土交通本省、千葉県(県土整備部)及び4請負会社において、補償契約書、補償金額算定書、請負契約書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

さらに、A社が所有する物件の土地に対する権原、道路予定地及び道路予定地外に埋設されている産業廃棄物の問題等の関連から、会計検査院法第28条の規定により、同県(企業庁及び環境生活部)及び白井市からA社との補償協議等に係る関係書類の提出や説明を受けるなどして調査した。

(注4) 4請負会社と機構との間で締結された7請負契約

株式会社URリンケージ4請負契約

「千葉ニュータウン事業本部平成23年度北千葉道路外技術支援業務」

「千葉ニュータウン事業本部平成24年度北千葉道路外技術支援業務」

「千葉北部地区公共施設等の用地取得及び補償推進等業務」

「千葉北部地区公共施設等の補償推進等業務」

株式会社間瀬コンサルタント1請負契約

「千葉北部地区平成23年度建物等物件移転に伴う調査・算定業務」

鹿島・東洋建設工事共同企業体2請負契約

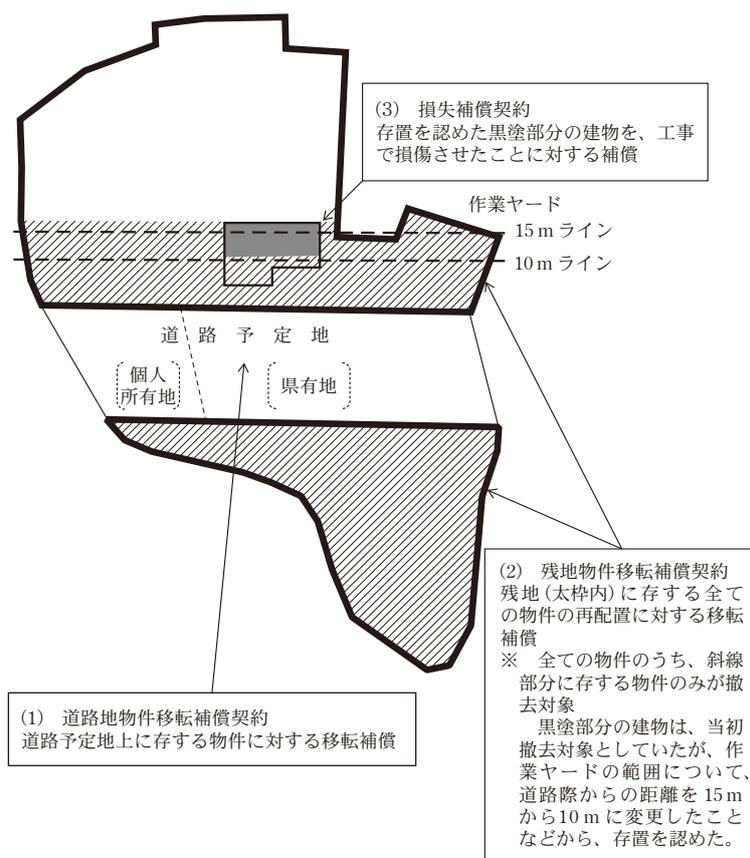
「千葉北部地区北環状線清戸西工区整備工事」

「千葉北部地区北環状線清戸西工区外道路関連工事(その1)」

3 検査の状況

道路地物件移転補償契約、残地物件移転補償契約及び損失補償契約に関する概略図は図2のとおりである。

図2 道路地物件移転補償契約、残地物件移転補償契約及び損失補償契約に関する概略図



(注) 図中の各契約の冒頭の括弧書きは、検査の状況に記載した後述(1)から(3)までの契約と対応する。

また、千葉ニュータウン事業における道路地物件移転補償契約、残地物件移転補償契約及び損失補償契約に関する主な経緯は、表2のとおりである。

表2 道路地物件移転補償契約、残地物件移転補償契約及び損失補償契約に関する主な経緯

年 月	経 緯
昭和45年 12月	(1) 千葉県が道路予定地を取得
54年頃	(3) 61年頃までの間、産業廃棄物が道路予定地を含む周囲一帯に不法投棄
平成3年頃	(1) 企業庁がA社による県有地の占有を認識
9年頃	(1) 企業庁が県有地に看板を設置
18年 11月	(1) 企業庁がA社に県有地の立ち退きを要求
23年 7月	(2) 機構が株式会社間瀬コンサルタント(以下、本表で「間瀬コンサル」という。)と「千葉北部地区平成23年度建物等物件移転に伴う調査・算定業務」請負契約(409万余円)を締結
9月	(1) 機構がA社と補償協議を開始 (3) 間瀬コンサルがA社の物件調査を実施
24年 5月	(1) 機構がA社と道路地物件移転補償契約(1688万余円)を締結
25年 3月	(1) 機構が企業庁から県有地を取得(142万余円)
6月頃	(2) 機構が再算定業務を間瀬コンサルに口頭で依頼
7月頃	(2) 機構が間瀬コンサルから再算定業務の成果物を受領
8月	(2) 機構がA社と残地物件移転補償契約(2億2041万余円)及び「確認書」を締結
9月	(2) 機構が鹿島・東洋建設工事共同企業体(以下、本表で「共同企業体」という。)と道路関連工事契約(25億1004万余円)を締結
12月	(3) 道路関連工事契約に基づく道路工事が開始
26年 1月	(3) 千葉県環境生活部が産業廃棄物に関してA社を指導
2月	(3) 機構がA社と「確認書の一部を変更する確認書」を締結
3月	(3) A社が建物の一部切り取り工事を実施 (2) 機構が共同企業体と道路関連工事契約に再算定業務を追加する変更契約を締結
7月	(2) 共同企業体が間瀬コンサルに再算定業務の対価を支払
12月	(3) A社周辺の道路工事が中止
27年3～7月	(3) 機構がA社と損失補償契約(5185万余円)を締結
28年 3月	(2) 機構が道路関連工事契約において再算定業務に係る検査調書を作成
4月	(2) 機構が共同企業体に再算定業務の対価を支払

(注) 経緯の冒頭の括弧書きは、検査の状況に記載した後述(1)から(3)までの契約と対応する。

(1) 道路地物件移転補償契約

ア 道路地物件移転補償契約の概要等

(ア) 道路地物件移転補償契約の概要

機構は、道路予定地上に存するA社が所有する物件の移転等に要する補償費を要綱等に基づき算定し、24年5月17日に、道路地物件移転補償契約を契約金額1688万余円(国庫補助金相当額844万余円)でA社と締結した。その後、機構は、25年3月に、道路予定地のうち企業庁が昭和45年12月に取得していた県有地(以下「県有地」という。)を、企業庁から142万余円で取得した。

(イ) 県有地に係る企業庁の対応

企業庁は、平成3年頃に、県有地がA社の工作物等によって占有されていることを認識した。

県有地がA社により占有されるに至った経緯等は、企業庁が県有地の取得以降9年頃に企業庁の管理地であることを周知するために看板を設置するまでの間、明白かつ排他的な自主管理を行ってこなかったことなどのため、必ずしも明らかではないが、企業庁は、18年11月に初めて任意交渉によりA社に立ち退きを要求するなど、A社による占有を正当な権原のない占有(以下「いわゆる不法占有」という。)と認識して対応を執り始めた。

企業庁は、県有地が機構に取得されるまでの間、いわゆる不法占有について、複数回、弁護士に法律相談を行っており、法的対応の選択肢として、所有権に基づく妨害排除請求権の行使、不法行為による損害賠償請求権の行使等の適否について検討を行ったが、裁判での解決に時間を要して工事の完了に遅延が生ずるおそれがあるなどとして、法的対応を執るには至らなかった。

(ウ) 機構の対応

機構は、道路地物件移転補償契約を締結した理由として、不法に占有している物件であっても、所有権その他の財産権の成立が認められ、かつ、公共事業の施行に必要な土地の取得に伴い、その物件の移転が余儀なくされる以上、移転補償が必要であるということが、これまでの都道府県の収用委員会の裁決においても示されており、一般的に実務として定着していることを挙げている。また、機構は、独立行政法人都市再生機構土地取得事務取扱規程(平成16年規程第102号)等において、取得しようとする土地に所有権以外の権利又は建物等の物件が存するときは、原則として、当該権利を消滅させ、又は当該物件を除去させた後にこれを取得すると規定されていることを踏まえて、前記のとおり、県有地の取得前に道路地物件移転補償契約を締結した。

イ 今後の機構の法的対応等の態勢整備

機構と企業庁との協議等についてみたところ、A社のいわゆる不法占有に対する前記の法律相談の結果の一部について情報は共有されていたものの、機構と企業庁との間で改めて法的対応に関する協議は行われておらず、機構は、23年9月以降、A社との交渉に携わっていた。

しかし、今回の事態を踏まえると、機構において、今後、法的対応が迫られる事態が生じた場合に備えて、①法的検討が必要となるケース、②法的検討を開始する時期や法的相談等の手段、③法的相談等の結果を検討する機構内部の組織の構築、④関係機関との協議の必要性等の判断基準、これら①から④までを内容とする法的検討の諸手順等を記載した規程類を作成して、今後、そのような事態が生じた場合に、適切かつ速やかに法的検討に入ることができる態勢を十分整備する必要があると認められる。

(2) 残地物件移転補償契約

ア 残地物件移転補償契約の概要

A社は、残地及び道路予定地を事務所、資材置場等として一体的に使用していたが、北環状線の整備によりA社で使用していた土地が分割され、かつ、面積が大幅に減少することとなり、従前どおりの使用が不可能となることから、機構は、残地内において

従前と同等の機能を確保するために、残地に存するA社が所有する物件の移転等に要する補償費を要綱等に基づき算定し、25年8月6日に、次の条件による残地物件移転補償契約を契約金額2億2041万余円(国庫補助金相当額1億1020万余円)で、A社と締結した。

- (ア) 道路予定地に近い物件(当初(25年8月6日時点)は道路際から15m以内にある物件。その後(26年2月20日時点)、10m以内にある物件に変更。以下「道路予定地近接物件」という。)が存する土地は、道路建設工事の作業ヤードとして必要になるため、残地に存する物件のうち、道路予定地近接物件について、工事に支障が生じないよう期日を定めて撤去すること
- (イ) 道路予定地近接物件以外の物件が存する土地は、道路建設工事の作業ヤードとして必要にならないため、同物件を撤去する必要はないこと
- (ウ) 道路予定地近接物件だけでなく、(イ)の物件も含めた残地に存する全ての物件を対象として、従前と同等の機能を確保するために、同じ残地内への移転・再配置に要する費用を補償すること

そして、機構は、残地物件移転補償契約を締結した25年8月6日に、A社との間で「確認書」を締結して、道路予定地近接物件にそれぞれ撤去期日を定めた。

イ 残地物件移転補償契約の補償費の算定及び再算定に係る会計経理

(ア) 補償費の算定及び再算定に係る契約

機構は、残地物件移転補償契約に係る補償費の算定に当たり、次のとおり、株式会社間瀬コンサルタント(以下「間瀬コンサル」という。)及び鹿島・東洋建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)と請負契約を締結して算定を行わせたとしていた。

- ① 機構は、23年7月19日に、間瀬コンサルと「千葉北部地区平成23年度建物等物件移転に伴う調査・算定業務」の請負契約(契約金額409万余円)を締結して、24年3月に、23年度の資材単価等に基づき算定された同業務請負契約に係る成果物(以下「間瀬コンサル算定業務成果物」という。)の提出を受けた。
- ② 機構は、東日本大震災の影響等に伴い建築資材が高騰したことなどにより、間瀬コンサル算定業務成果物の単価等を見直す必要が生じたことから、25年9月24日に共同企業体と締結した「千葉北部地区北環状線清戸西工区外道路関連工事(その1)」の請負契約(契約金額25億1004万余円。以下「道路関連工事契約」という。)の第1回変更契約(契約年月日26年3月26日)において、間瀬コンサル算定業務成果物の資材単価を25年度の単価に時点修正するなどの再算定を行う業務(以下「再算定業務」という。)を追加した。

(イ) 機構の会計事務の概要

機構は、独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年規程第4号。以下「会計規程」という。)等に基づき会計事務を行っており、会計規程等によれば、①契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な要件を記載した契約書等を作成しなければならない、②契約の相手方が履行を完了したときは、その履行の結果を検査し、検査調査を作成しなければならない、③支出金の支払をしようとするときは、契約書その他の証拠書類又は帳簿に基づき、支出の決定をしなければならないなどとされている。

(ウ) 再算定業務に係る会計経理

再算定業務に係る会計経理についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

機構は、25年6月頃に、契約書等を作成することなく、再算定業務の実施を口頭で間瀬コンサルに依頼して、同年7月頃に、再算定業務の成果物を受領していた。一方、機構は、前記のとおり、道路関連工事契約に再算定業務を追加する変更契約を締結していたが、共同企業体が実際には再算定業務を実施していないにもかかわらず、28年3月に、再算定業務の成果物を受領したこととして、検査及び検査調書の作成を行っていた。

そして、機構は、共同企業体に対して、間瀬コンサルに再算定業務を行わせた対価相当分を、共同企業体を經由して間瀬コンサルに支払うよう依頼し、その結果、共同企業体は、26年7月31日に、間瀬コンサルに対して117万余円を支払っていた。一方で、機構は、再算定業務が道路関連工事契約において実施されていないにもかかわらず、上記の検査調書等に基づき、28年4月28日に、共同企業体に対して成果物の対価として124万余円を支払っていた。

機構は、上記の会計経理を行った理由を、難航していた補償交渉の解決を図るために、短期間で再算定業務を行う必要があったことなどによるとしている。しかし、再算定業務について、契約書等を作成することなく間瀬コンサルに口頭で業務を依頼する一方で、共同企業体において再算定業務が実施されていないにもかかわらず成果物を受領したとして検査調書を作成し、124万余円を支払っていた事態は、会計規程等に違反しており、適正を欠いていると認められる。

(3) 損失補償契約

ア 損失補償契約の概要

損失補償契約の概要は、次のとおりである。

(ア) 機構によれば、「確認書」締結時点(25年8月6日時点)においては、工事に支障が生じないように道路際から15m以内にある物件について撤去期日を定めていたが、その後、次の事情により、A社から期限どおりの移転工事が困難なため、工事に支障がない範囲で対象物件及び期限の変更ができないかとの申出があった。

すなわち、本件残地は、昭和54年頃から61年頃までの間に、産業廃棄物の不法投棄がなされていた場所であるが、機構によれば、平成26年1月になって、千葉県環境生活部からA社に対して、残地内に工作物等を設置するなどの場合は産業廃棄物の全量撤去を要する旨の指導がなされた結果、残地内での再配置に支障が生じたとのことであった。

これを受けて、機構は、26年2月20日に、工事の施工上支障となる最低限の範囲である道路際から10m以内の物件を撤去することとして、A社が所有する一部の建物について、存置を認めた(以下、存置を認めた建物を「存置建物」という)。そして、機構は「確認書の一部を変更する確認書」をA社との間で締結し、A社は工事に支障となる範囲の切取り工事を行った。

(イ) 25年9月24日に機構と共同企業体との間で締結された道路関連工事契約に基づき機構は、25年12月に、道路予定地における支障物を撤去するなどの工事を開始したが、存置建物の基礎部に剥離等の損傷が生じていることを確認したことから、26年

12月に工事を中止した。

そして、機構によれば、上記の損傷が生じた原因として、道路工事以外のものは考えられず、また、同工事の施工業者の瑕疵等に起因するとも認められないため、同工事における予期できない原因により結果的に損害が発生したと判断して、機構は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」(昭和61年中央用地対策連絡協議会理事会決定。以下「処理要領」という。)等に基づき、27年3月から7月までの間に、存置建物の損傷修復費等5185万余円をA社に支払うこととする損失補償契約を、A社との間で締結した。

イ 損失補償に関する事前調査の実施

処理要領によれば、工事の施行による地盤変動により建物等に損害等が生ずるおそれがあるときは工事の着手に先立ち、又は工事の施行中に起業地及びその周辺地域において必要と認められるものについて調査(以下「事前調査」という。)を行うこととされている。しかし、機構は、存置建物が道路工事中も撤去されることなく存置されることになったにもかかわらず、処理要領に基づく事前調査を行っていなかった。

機構によれば、23年9月に行った間瀬コンサルによる建物等の物件調査を事前調査に代わるものとしているが、その後、26年3月に存置建物の一部切り取り工事を行っていることなどから、23年9月に行った同物件調査を、26年3月の一部切り取り工事の完了後に行うべきであった事前調査と同等の条件下で行われたものとみなすことはできず、機構は、前記の損傷が道路工事の影響により生じたものであるかなどの因果関係を客観的に検証できるよう、処理要領に基づく事前調査を適切に行う必要があったと認められる。

4 本院の所見

本件の道路地物件移転補償契約、残地物件移転補償契約及び損失補償契約の算定額について「第3章 個別の検査結果」に掲記すべきと認めた事態はなかったが、いわゆる不法占有に対して企業庁との間で改めて法的対応に関する協議が行われていなかったり、再算定業務に係る会計経理が会計規程等に違反していたり、処理要領に基づく事前調査が行われていなかったりしていた事態が見受けられた。

今後、機構は引き続き多くの補償業務等を実施することが見込まれ、また、特に法的対応が必要となる補償業務等を実施する場合もあると認められる。

については、機構において、次の点に留意して、補償業務等の円滑な実施に資するよう組織的な態勢を十分整備するなどの必要があると認められる。

ア 今後、補償業務を実施するに当たり、法的対応が迫られる事態が生じた場合に備えて、法的検討が必要となるケース、法的検討を開始する時期や法的相談等の手段、法的相談等の結果を検討する機構内部の組織の構築、関係機関との協議の必要性等の判断基準、これらを内容とする法的検討の諸手順等を記載した規程類を作成するなどして、そのような事態が生じた場合に、適切かつ速やかに法的検討に入ることができる態勢を十分整備すること

イ 今後、会計事務を行うに当たり、会計規程等の内容を周知徹底するなどして、再発防止に向けた取組を行うこと

ウ 今後、損失補償業務を実施するに当たり、損失補償の適否や損失の程度を客観的に検証

して補償金額の合理的な算定等を行うために、処理要領に基づく事前調査を適切に行うこと

第4章
第3節
特定検査対象に関する検査状況
第6

本院としては、機構が実施する補償業務等について、引き続き注視していくこととする。

第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、財政健全化に向けて、「経済・財政再生計画」を定めて、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」及び「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進するとしている。また、国会においては、国会による財政統制を充実強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中で、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、今なお我が国の大きな課題となっている東日本大震災からの復興や、度重なる自然災害の発生等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、資産、基金等のストック、行政経費の効率化や事業の有効性の確保に対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。このほか、少子高齢化や地球温暖化の進行、情報化の進展等を背景として、社会保障、環境及びエネルギー、情報通信(IT)といった分野についても国民の関心は高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの

① 東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について

(国会からの検査要請事項に関する報告・887ページ記載)

② 除染事業等の実施に当たり、除染仮置場の造成工事における基礎地盤の沈下を考慮した設計方法や、除染仮置場等の囲い柵の設計風速等について現地の状況を踏まえた設計基準を策定することなどにより、除去土壌等が適切に保管されるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

(環境省・548ページ記載)

③ 森林における除染等実証事業の実施に要した費用のうち、関係原子力事業者に対して求償を行うべきものについて、具体的な事務手続等を定めることにより必要な体制を整備するなど、求償に係る事務が確実に行われることとなるよう改善させたもの

(農林水産省・391ページ記載)

④ 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたものなど

(経済産業省・415、421ページ記載)

- ⑤ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により造成した基金を用いた事業の実施に当たり、基金補助事業の対象とならない経費を含めていたり、基金補助事業の対象事業費を過大に精算していたりしていたもの
(経済産業省・411 ページ記載)

イ 国民生活の安全性の確保に関するもの

- ① 滑走路等の耐震化工事における薬液注入工の施工不良等の状況について
(特定検査対象に関する検査状況・934 ページ記載)
- ② 都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの設備について、耐震性が確保されていない建物等に設置されているなどのものを地震発生時に有効に機能させるために必要な措置を講ずるための計画を策定させるよう適宜の処置を要求し、設備の設置場所の耐震性を確保しなければならないことを周知するよう是正改善の処置を求めたもの
(国土交通省・467 ページ記載)
- ③ 新重点密集市街地解消事業の実施に当たり、事業主体に対して、一時避難場所等が指定されている新重点密集市街地について早期に最低限の安全性を確保して新重点密集市街地を解消することや事業計画の作成、協議会等の設置及び危険度の公表の重要性等を周知徹底したり、地区の状況に応じて最低限の安全性が確保されているかきめ細かく適切に判定することについて具体的に明示したりするなどして、目標期間内の新重点密集市街地解消に資するよう意見を表示したのもの
(国土交通省・483 ページ記載)
- ④ 既設橋りょうの耐震補強工事の実施に当たり、設計上の留意事項等を周知徹底するなどして橋台等の橋座部等における耐力等の設計が適切に行われるよう改善させたもの
(国土交通省・498 ページ記載)

ウ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

- ① 病院における物品の購入等に係る契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争契約に付することにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争による利益を十分に享受できるよう改善させたもの（独立行政法人地域医療機能推進機構・710 ページ記載）
- ② 自給製品の生産に使用するために刑務所において調達した原材料について、工場の倉庫における払出数量等を管理していなかったり、適切に保管していなかったりするなどして、管理が適正を欠くと認められるもの
(法務省・113 ページ記載)
- ③ 国際会議等の開催に伴う行事の企画、運営等の業務に係る請負契約において、予定していた業務の内容を変更していたのに、契約額の変更を適切に行わなかったため、契約額が過大となっていたもの
(環境省・541 ページ記載)
- ④ フォローアップ協力の実施に当たり、契約等の手続の各段階における確認が十分でなかったことなどのため、除湿機を調達すべきであったのに加湿機を調達していたもの
(独立行政法人国際協力機構・674 ページ記載)
- ⑤ DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を行ったり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの
(国立大学法人弘前大学等・721 ページ記載)

エ 資産、基金等のストックに関するもの

- ① 東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社のグループ経営等の状況について
(特定検査対象に関する検査状況・960 ページ記載)

- ② 預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、余裕資金の額を把握した上で、当該余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう意見を表示したもの
(内閣府(金融庁)・80 ページ記載)
- ③ 生活福祉資金の貸付事業を実施するための保有資金について、判断基準を作成して適切に評価することなどにより、保有資金が適正な規模のものとなるよう意見を表示したもの
(厚生労働省・267 ページ記載)
- ④ 証券化支援勘定における政府出資金について、対象とするリスクに係る住宅ローン債権の残高の減少を踏まえて、政府出資金の規模を適時適切に見直すとともに、必要額を超えていると認められる額について国庫に納付することとなるよう改善させたもの
(独立行政法人住宅金融支援機構・713 ページ記載)

オ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

- ① 米の生産調整対策の実施状況等について (国会及び内閣に対する報告・823 ページ記載)
- ② 国立大学法人が大学に設置する附属病院の運営について
(国会及び内閣に対する報告・835 ページ記載)
- ③ 政府開発援助の実施に当たり、事業実施後、整備した施設の需要が低下して使用を停止するなどした際に、事業目的に沿って有効活用されるよう事業実施機関に適切な働きかけを行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの
(外務省、独立行政法人国際協力機構・123 ページ記載)
- ④ 木造公共施設等の整備事業の実施に当たり、地域材の利用促進に直接寄与しない設備工事等を補助対象から除くなど、補助対象とする工事の範囲について十分に検討した上で要領等に定めたり、地域材を利用するモデル的な公共建築物等の整備を行う事業を選定するための具体的な基準等を設けたりするよう意見を表示したもの (農林水産省・355 ページ記載)
- ⑤ 離島航路運営費等補助金について、補助事業者に対して見込計算書における算定方法等を具体的に示させたり、審査方法を具体的に定めるよう検討したりすることなどにより、補助金の交付額の算定をより公平に行うとともに、補助事業者の経営改善がより一層促進されるよう意見を表示したもの (国土交通省・491 ページ記載)

カ 社会保障に関するもの

- ① 介護保険制度の実施状況について (国会からの検査要請事項に関する報告・873 ページ記載)
- ② 地域子育て支援拠点事業に係る国庫補助金の交付額の算定に当たり、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組に係る加算分の算定が適正に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの
(厚生労働省等・256 ページ記載)
- ③ 日雇労働求職者給付金に係る制度の運用に当たり、一般被保険者等への切替えなどの取扱いが適切に行われるよう是正改善の処置を求め、失業認定における労働の意思の有無等の確認が十分に行われるよう意見を表示し、及び日雇労働被保険者に対する支給要件の確認が十分に行われるとともに、日雇労働求職者給付金の不正受給を防止するための取組が効果的に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの
(厚生労働省・261 ページ記載)
- ④ 地域支援事業交付金の交付額の算定に当たり、指定介護予防支援の業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から適切に控除するなど、交付額の算定を適正なものとするための具体的な算定方法を示し、周知するよう意見を表示したもの
(厚生労働省・277 ページ記載)

- ⑤ 年金給付の過誤払等に係る返納金債権について、厚生労働省において日本年金機構に対して返納金債権の保全等を適切に行うことなどを指導し、日本年金機構において事務処理の手順書を作成するなどして、債権管理を適切に行うよう改善させたもの
(厚生労働省、日本年金機構・297 ページ記載)

キ 環境及びエネルギーに関するもの

- ① 原子力災害対策に係る施設等の整備等の状況について
(国会及び内閣に対する報告・795 ページ記載)
- ② 高放射性廃液の保管に係る核燃料等取扱税の負担の在り方について、電気事業者と協議を行うなどして応分の負担を求めるよう改善の処置を要求したもの
(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・703 ページ記載)
- ③ 放射線監視等交付金事業等により整備する放射線監視テレメータシステムの中央監視局装置の設置について、準拠すべき基準等を示したガイドラインを作成して事業主体に周知することにより、耐震性を適切に確保するよう改善させたもの
(環境省・555 ページ記載)
- ④ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業により整備した太陽光発電式電子線量計の設計が適切でなかったもの
(内閣府(内閣府本府)・62 ページ記載)

ク 情報通信(IT)に関するもの

- ① 政府の情報システムを統合・集約等するための政府共通プラットフォームの整備及び運用の状況について
(国会及び内閣に対する報告・858 ページ記載)
- ② 無線 LAN サービスについてアクセスポイントの調整作業等を実施したり、リモートアクセスサービスについて安全に接続できる端末機と接続回線の組合せを明確にしたり、両サービスの積極的な利用を促したりすることにより、両サービスの有効利用を図るよう是正改善の処置を求めたもの
(日本郵政株式会社、日本郵便株式会社・645 ページ記載)
- ③ サーバ上で稼働するソフトウェアが提供する機能をパーソナルコンピュータで利用するための権利について、その必要性の検討が十分でなかったため、必要のない調達を実施していたものなど
(総務省・90 ページ、法務省・112 ページ記載)
- ④ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金が過大に交付されていたもの
(総務省・95 ページ記載)

アからクまでに掲げたもののほか、国民の関心の高い事項等について検査を行った結果、「国外に所在する中古の建物に係る所得税法上の減価償却費について」(特定検査対象に関する検査状況・923 ページ記載)、「量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について」(特定検査対象に関する検査状況・945 ページ記載)及び「独立行政法人都市再生機構の千葉ニュータウン事業における補償契約等について」(特定検査対象に関する検査状況・979 ページ記載)を「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した。

(2) その他の検査の状況

(1)のほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について」及び「日本放送協会における関連団体の事業運営の状況について」について検査を実施している。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政の健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第5節 特別会計財務書類の検査

平成26年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成27年11月6日
検査対象	17府省庁等が所管する15特別会計の平成26年度特別会計財務書類
平成26年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成27年12月18日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、平成27年11月6日に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する15特別会計の平成26年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月18日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 17府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、財務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 15特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、森林保険、国有林野事業債務管理、貿易再保険、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成26年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、17府省庁等が所管する4特別会計において7事項見受けられた。

なお、上記の7事項については、全て6省において所要の訂正が行われた。

(注3) 6省 総務、財務、厚生労働、経済産業、国土交通、防衛各省

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
1	財政投資 融資(財政 資金)	財務省 及び国 土交通 省	貸借対照表	退職給付引当金	本会計年度	3,511	3,380	①		
				負債合計	本会計年度	140,446,099	140,445,968			
				資産・負債差額	本会計年度	1,002,972	1,003,104			
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	196	64	①		
				本年度業務費用合計	本会計年度	1,565,179	1,565,047			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 1,565,179	△ 1,565,047			
				VII 本年度末資産・負債差額	本会計年度	1,002,972	1,003,104			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(2) 負債項目の明細							
⑥ 退職給付引当金の明細										
	退職手当に係る引当金	本年度増加額	183	52	①					
		本年度末残高	2,618	2,487						
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項① 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定に当たり、退職手当の基本額に係る退職給付引当金は、作成基準等により、勤続年数別の平均俸給月額に本会計年度末(平成26年度末)に自己都合退職した場合の退職手当に適用される支給率を乗ずるなどした額を計上することとなっているのに、誤って25年度末に自己都合退職した場合の退職手当に適用される支給率を乗ずるなどした額を計上しており、また、このことに伴い、業務費用計算書の「退職給付引当金繰入額」の計上金額が誤っていたもの(財務省)										
なお、上記に連動して、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。										
2	エネルギー対策(エネルギー供給(連結))	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	連結業務費用計算書	委託費	本会計年度	148,413	163,858	②		
				その他の経費	本会計年度	180,059	164,614			
			連結区分別収支計算書							
			I 業務収支							
			2 業務支出							
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)							
				委託費	本会計年度	△ 67,108	△ 82,553	②		
				その他の支出	本会計年度	△ 201,497	△ 186,051			
			附属明細書							
			2 連結対象法人別の業務費用の明細							
	委託費	相殺消去	△ 75,055	△ 59,610	②					
	その他の経費	相殺消去	△ 27,011	△ 42,456						
	連結対象法人での業務費用	相殺消去	△ 26,521	△ 41,966	②					
4 連結対象法人別の区分別収支の明細										
	委託費	相殺消去	75,055	59,610	②					
	その他の支出	相殺消去	29,501	44,946						
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
事項② 連結業務費用計算書では、作成基準等により、特別会計と連結対象法人との間の連結内部取引に該当する科目について消去することとなっているのに、誤って連結内部取引に該当する「その他の経費」を消去せず、「委託費」を同額過大に消去していたもの(経済産業省)										

番号	特別会計名 (勘定名)	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
3	自動車安全 (自動車検査登録)	国土交通省	貸借対照表	退職給付引当金	本会計年度	24,121	23,632	③		
				負債合計	本会計年度	24,923	24,449			
				資産・負債差額	本会計年度	90,048	90,523			
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	1,961	1,486	③		
				本年度業務費用合計	本会計年度	31,610	31,136			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 31,610	△ 31,136			
				VI 本年度末資産・負債差額	本会計年度	90,048	90,523			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(2) 負債項目の明細							
			② 退職給付引当金の明細							
				退職手当に係る引当金	本年度増加額	1,877	1,402	③		
					本年度末残高	18,086	17,597			
			〈表示が適切とは認められない事項の説明〉							
			<p>事項③ 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定に当たり、退職手当の調整額に係る退職給付引当金は、作成基準等により、本会計年度末(平成26年度末)に適用される国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第6条の4の規定に基づく調整月額を用いるなどした額を計上することとなっているのに、誤って27年4月以降に適用される調整月額を用いるなどした額を計上しており、また、このことに伴い、業務費用計算書の「退職給付引当金繰入額」の計上金額が誤っていたもの</p> <p>なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>							
	自動車安全 (空港整備)	国土交通省	貸借対照表	退職給付引当金	本会計年度	68,956	67,227	④		
				負債合計	本会計年度	852,154	850,425			
				資産・負債差額	本会計年度	2,082,521	2,084,250			
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	△ 1,270	△ 2,999	④		
				本年度業務費用合計	本会計年度	281,188	279,460			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 281,188	△ 279,460			
				VI 本年度末資産・負債差額	本会計年度	2,082,521	2,084,250			
			附属明細書							
1 貸借対照表の内容に関する明細										
(2) 負債項目の明細										
③ 退職給付引当金の明細										
	退職手当に係る引当金	本年度増加額	△ 717	△ 2,446	④					
		本年度末残高	53,028	51,299						
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉										
<p>事項④ 貸借対照表の「退職給付引当金」の算定に当たり、退職手当の調整額に係る退職給付引当金は、作成基準等により、本会計年度末(平成26年度末)に適用される国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第6条の4の規定に基づく調整月額を用いるなどした額を計上することとなっているのに、誤って27年4月以降に適用される調整月額を用いるなどした額を計上しており、また、このことに伴い、業務費用計算書の「退職給付引当金繰入額」の計上金額が誤っていたもの</p> <p>なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>										

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等		計上金額	適切な計上金額	事項			
					(単位：百万円)	(単位：百万円)				
4	東日本 大震災 復興	国会、判例、内閣府、復興省、外務省、文部科学省、労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	貸借対照表	資産・負債差額	本会計年度	△ 5,707,222	△ 5,707,177			
				負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	2,706,730	2,706,731			
			業務費用計算書	装備品等購入費	本会計年度	83	1,815	⑥		
				庁費等	本会計年度	366,281	366,595	⑤⑥		
				その他の経費	本会計年度	4,620	4,497	⑤		
				本年度業務費用合計	本会計年度	2,740,196	2,742,119			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 2,740,196	△ 2,742,119			
				VII 本年度末資産・負債差額	本会計年度	△ 5,707,222	△ 5,707,177			
			区分別収支計算書							
			I 業務収支							
			2 業務支出							
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)							
					庁費等の支出	本会計年度	△ 314,340	△ 314,453	⑤	
					その他の支出	本会計年度	△ 4,620	△ 4,497		
			附属明細書							
			2 業務費用計算書の内容に関する明細							
			(1) 所管別の業務費用の明細							
					装備品等購入費	防衛省	83	1,815	⑥	
					庁費等	厚生労働省	2,229	2,352	⑤	
						防衛省	2,493	2,745	⑥	
		その他の経費	厚生労働省	309	186	⑤				
3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細										
(4) 無償所管換等の明細										
		財産の無償所管換等(渡)	総務省一般会計	物品	△ 283	△ 174	⑦			
		誤謬修正等	物品	(記載なし)	△ 160					
4 区分別収支計算書の内容に関する明細										
(1) 所管別の区分別収支の明細										
		庁費等の支出	厚生労働省	△ 2,384	△ 2,507	⑤				
		その他の支出	厚生労働省	△ 309	△ 186					
(表示が適切とは認められない事項の説明)										
<p>事項⑤ 業務費用計算書の「庁費等」は、作成基準等により、用途別分類が物件費に該当する科目の支出済歳出額を基に算定して計上することとなっているのに、誤って物件費に該当する科目の支出済歳出額の一部を「その他の経費」に計上していたもの(厚生労働省)</p> <p>事項⑥ 業務費用計算書の「装備品等購入費」及び「庁費等」は、作成基準等により、歳出決算の支出済歳出額からその中に含まれる資産として計上されるものを控除することとなっているのに、誤って支出済歳出額に含まれない前年度以前の取得物品等の一部も控除して計上金額を誤っていたもの(防衛省)</p> <p>事項⑦ 附属明細書の「無償所管換等の明細」は、作成基準等により、内訳がある場合には、区分して記載すべきこととなっているのに、誤って誤びゅうに係る修正金額を区分せずに「財産の無償所管換等(渡)」に含めていたもの(総務省)</p> <p>なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書及び連結区分別収支計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>										

第5章 会計事務職員に対する検定

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成27年10月から28年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは4件198,567円である。これに繰越し分4件4,267,847円を加えて、処理を要するものは8件4,466,414円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは6件4,273,847円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
法 務 省	4	12	3	11
外 務 省	1	191	—	—
厚 生 労 働 省	1	7	1	7
防 衛 省	2	4,255	2	4,255
計	8	4,466	6	4,273

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- | | | |
|--------------------------------------------------|-----|-------------|
| ① 現金出納職員に弁償責任がないと検定したもの | 1 件 | 3,968,789 円 |
| ② 現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているもの
など | 5 件 | 305,058 円 |

(検定したものの説明)

現金出納職員に弁償責任がないと検定したものは、陸上自衛隊の現金出納職員が国庫金振込明細表等を偽造するなどした補助者により前渡資金を領得された事態について、現金出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによりその保管現金を亡失したものではないと認めたものである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成27年10月から28年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは9,883件2,161,159,368円である。これに繰越し分98件4,113,761,038円を加えて、処理を要するものは9,981件6,274,920,406円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは9,859件1,733,967,275円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所 管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国 会	31	6,846	31	6,846
裁 判 所	79	3,150	78	3,150
会 計 検 査 院	5	326	5	326
内 閣	3	308	3	308
内 閣 府	973	308,968	973	308,968
総 務 省	7	9,779	7	9,779
法 務 省	307	40,591	302	40,410
外 務 省	2	10,992	1	10,980
財 務 省	6,854	88,725	6,854	88,725
厚 生 労 働 省	300	598,833	253	234,935
農 林 水 産 省	246	571,086	243	72,150
経 済 産 業 省	112	259	112	259
国 土 交 通 省	413	1,740,673	397	168,672
環 境 省	43	40,483	41	6,877
防 衛 省	606	2,853,893	559	781,573
計	9,981	6,274,920	9,859	1,733,967

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、改修のため民間会社に引き渡した早期警戒管制機用レーダーの機能試験用器材等の高額な物品の損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの 1 件 108,381,000 円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 8,970 件 581,317,995 円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 888 件 1,044,268,280 円

(検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、海上自衛隊の物品管理職員が電波妨害弾をフォークリフトで搬出搬送作業中に地面に落下させたため損傷した事態について、物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、検査対象のうち特定の決算等の状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概 況

平成27年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		27年度(百万円)	26年度(百万円)
歳入	合計	505,059,473	511,415,517
	一般会計	102,175,307	104,679,121
	特別会計	402,884,166	406,736,395
区 分		27年度(百万円)	26年度(百万円)
歳出	合計	484,444,648	489,015,407
	一般会計	98,230,324	98,813,467
	特別会計	386,214,324	390,201,940

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一 般 会 計

歳入及び歳出

27年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	27年度(百万円)	26年度(百万円)
収納済歳入額	102,175,307	104,679,121
租税及印紙収入	56,285,402 (55.1%)	53,970,700 (51.6%)
公債金	34,918,299 (34.2%)	38,492,899 (36.8%)
公債金	6,478,999	6,576,999
特例公債金	28,439,299	31,915,899
その他	10,971,604 (10.7%)	12,215,522 (11.7%)

区 分	27 年度(百万円)	26 年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	98,230,324	98,813,467
社会保障関係費	31,397,660 (32.0%)	30,170,912 (30.5%)
文教及び科学振興費	5,574,028 (5.7%)	5,865,995 (5.9%)
国債費	22,463,534 (22.9%)	22,185,692 (22.5%)
地方交付税交付金	16,681,935 (17.0%)	16,977,067 (17.2%)
防衛関係費	5,130,329 (5.2%)	5,062,847 (5.1%)
公共事業関係費	6,377,852 (6.5%)	7,320,813 (7.4%)
その他	10,604,982 (10.8%)	11,230,138 (11.4%)

(注2) 平成27年度における支出済歳出額に対する公債金34兆9182億余円の割合は35.5%である。

3 特別会計

27年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の規定に基づき設置されている特別会計は14(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は34となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分	27 年度(百万円)	26 年度(百万円)
特別会計(勘定)数(注3)	14 会計(34 勘定)	15 会計(35 勘定)
一般の繰入額	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	11 会計(24 勘定)
	一般会計からの繰入合計額(注4)	53,731,019
決算剰余金	決算剰余金合計額(注5)	16,669,842
	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	5,205,951
	翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	9,783,544
	一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	1,680,345
積立年度末等における資金	資金を計上している特別会計(勘定)数	10 会計(18 勘定)
	資金を計上している資金数	20 資金
	外国為替資金	148,570,024
	財政融資資金	133,518,691
	上記の2資金を除く資金の合計額(注6)	136,180,205
損益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	8 会計(21 勘定)
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	5 会計(11 勘定)
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注8)	2 会計(4 勘定)

(注3) 森林保険特別会計が廃止された。

(注4) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

	27 年度(百万円)	26 年度(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計	16,862,399 (30.3%)	17,158,460 (30.7%)
国債整理基金特別会計	21,672,289 (10.7%)	21,460,231 (10.3%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,812,766 (42.8%)	1,931,915 (42.4%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	9,226,379 (20.4%)	8,769,017 (21.2%)
年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	1,270,514 (82.7%)	1,222,697 (82.2%)
東日本大震災復興特別会計	1,381,732 (26.9%)	1,687,425 (31.5%)

(注5) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

27年度(百万円)		26年度(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	2,240,137 (4.0%)	交付税及び譲与税配付金特別会計	2,056,180 (3.7%)
国債整理基金特別会計	3,618,791 (1.8%)	国債整理基金特別会計	3,071,049 (1.5%)
外国為替資金特別会計	3,117,372 (98.5%)	外国為替資金特別会計	3,413,368 (97.8%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	2,263,597 (5.0%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	1,763,694 (4.3%)
東日本大震災復興特別会計	1,424,549 (27.7%)	東日本大震災復興特別会計	1,565,240 (29.2%)

(注6) 外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
地震再保険特別会計積立金	1,171,685	地震再保険特別会計積立金	1,052,103
国債整理基金	3,543,267	国債整理基金	3,000,558
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,827,993	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,800,752
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	6,258,626	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	6,062,093
年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,387,878	年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,475,420
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,196,485	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,094,516
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	104,950,028	年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	103,173,745

(注7) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
労働保険特別会計(労災勘定)	8,172,128	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,006,574
労働保険特別会計(雇用勘定)	7,144,887	労働保険特別会計(労災勘定)	8,177,850
年金特別会計(基礎年金勘定)	3,219,308	労働保険特別会計(雇用勘定)	7,031,782
年金特別会計(国民年金勘定)	8,040,562	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,190,474
年金特別会計(厚生年金勘定)	111,052,693	年金特別会計(国民年金勘定)	7,883,793
		年金特別会計(厚生年金勘定)	109,192,823

(注8) 翌年度繰越損失金が生じている特別会計は、次のとおりである。

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,112,295	年金特別会計(健康勘定)	△ 975,099
食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 14,732	食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 17,542
食料安定供給特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 31,197	食料安定供給特別会計 (漁業共済保険勘定)	△ 33,906
食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 227	食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 307

4 一般会計及び特別会計の債務

平成27年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区 分		27年度(百万円)	26年度(百万円)
年度末債務現在額の合計額		1,110,652,720	1,115,638,948
うち公債(注9)		910,866,353	881,542,719
うち借入金		54,807,505	54,984,086
一般会計(注10)		12,666,144	13,404,159
特別会計	借入金を計上している特別会計(勘定)数	7会計(8勘定)	6会計(7勘定)
	借入金(注11)	42,141,361	41,579,926
利息支払額の合計額		9,729,135	9,864,433
うち公債利息等		9,510,334	9,545,707
うち借入金利息		218,017	296,852
一般会計		166,031	231,512
特別会計		51,985	65,340

(注9) 公債の主なものは、次のとおりである。

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	507,232,266	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	479,036,199
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	265,953,235	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	260,117,292
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	96,115,461	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	98,990,964
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	17,768,994	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	17,978,459
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,945,620	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	8,279,527
平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	4,640,387	平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	4,902,405
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,054,627	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	2,116,984
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,823,812	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	1,654,562

(注10) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	12,261,511	交付税及び譲与税配付金借入金	12,845,392
日本高速道路保有・債務返済機構借入金	244,604	日本高速道路保有・債務返済機構借入金	359,949
旧国立高度専門医療センター借入金	62,759	旧国営土地改良事業借入金	84,872
旧国営土地改良事業借入金	55,681	旧国立高度専門医療センター借入金	71,861
旧社会資本整備事業借入金	166	旧社会資本整備事業借入金	660

(注11) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、平成27年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については23兆1000億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については9521億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	32,817,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	33,117,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	5,432,296	エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	4,482,299
年金特別会計(健康勘定)	1,479,228	年金特別会計(健康勘定)	1,479,228
国有林野事業債務管理特別会計	1,249,064	国有林野事業債務管理特別会計	1,258,253

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成27年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区 分		27年度(百万円)	26年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4 法人	4 法人
	独立行政法人	93 法人	93 法人
	国立大学法人等(注1)	90 法人	90 法人
	その他の法人	27 法人	25 法人
	計(注2)	213 法人	211 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	827,751,229	757,298,764
	うち独立行政法人(注4)	306,084,538	314,367,690
	うち国立大学法人等	10,338,788	10,523,275
	負債の部	724,434,802	648,829,388
	うち独立行政法人	252,284,428	255,358,940
	うち国立大学法人等	3,127,320	3,316,366
	純資産の部	103,316,427	108,469,376
	うち独立行政法人	53,800,109	59,008,749
	うち国立大学法人等	7,211,468	7,206,909
	うち政府出資金	47,032,727	48,819,437
	うち独立行政法人	15,998,801	16,188,362
	うち国立大学法人等	6,149,979	6,150,977
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12 法人	12 法人

区 分		27年度(百万円)	26年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人	152 法人	151 法人
	うち独立行政法人	63 法人	68 法人
	うち国立大学法人等	66 法人	62 法人
	当期損失金を計上している法人	61 法人	60 法人
	うち独立行政法人	29 法人	24 法人
	うち国立大学法人等	24 法人	28 法人
	損益を計上していない法人	1 法人	1 法人
	うち独立行政法人	1 法人	1 法人
	うち国立大学法人等	0 法人	0 法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人(注7)	27 法人	29 法人
翌年度繰越損失金の額の合計	1,721,730	1,970,827	
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	44,790	36,228
	補助金	249	291
	交付金	—	—
	政府出資額	49,725	322,357
	計	94,764	358,877
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	61,925	127,242
	運営費交付金	1,468,625	1,482,132
	その他の補助金等	936,643	957,186
	政府出資額	90,194	115,509
	計	2,557,390	2,682,069
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	85,632	197,306
	運営費交付金	1,094,898	1,114,724
	その他の補助金等	94,773	139,293
	政府出資額	—	—
	計	1,275,304	1,451,324
	その他の法人に対するもの		
	補給金	1,768	3,835
	補助金	1,758,470	1,831,634
交付金	9,352,405	8,660,080	
政府出資額	89,572	24,748	
計	11,202,217	10,520,299	
合計	15,129,676	15,012,570	

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた損失金の累計額である繰越損失金等が生じているためである。

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	22,324,554	資産の部	23,608,940
負債の部	17,537,277	負債の部	18,981,634
純資産の部	4,787,276	純資産の部	4,627,306
うち政府出資金	5,835,029	うち政府出資金	6,002,365

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	17,580,622	資産の部	18,463,816
負債の部	15,108,255	負債の部	16,003,296
純資産の部	2,472,367	純資産の部	2,460,520
うち政府出資金	1,391,000	うち政府出資金	1,391,000
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	11,578,305	資産の部	11,336,721
負債の部	2,311,214	負債の部	2,200,569
純資産の部	9,267,091	純資産の部	9,136,151
うち政府出資金	7,862,157	うち政府出資金	7,813,897
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人福祉医療機構	
資産の部	12,725,856	資産の部	4,688,728
負債の部	11,624,464	負債の部	3,540,871
純資産の部	1,101,391	純資産の部	1,147,856
うち政府出資金	1,104,717	うち政府出資金	1,121,382
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	13,593,140	資産の部	12,470,678
負債の部	12,562,498	負債の部	11,288,160
純資産の部	1,030,641	純資産の部	1,182,517
うち政府出資金	1,065,268	うち政府出資金	1,105,576
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	40,877,023	資産の部	13,811,176
負債の部	29,971,302	負債の部	12,828,516
純資産の部	10,905,720	純資産の部	982,660
うち政府出資金	4,067,791	うち政府出資金	1,059,168
国立大学法人等		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
国立大学法人東京大学		資産の部	40,927,497
資産の部	1,396,174	負債の部	30,627,554
負債の部	271,821	純資産の部	10,299,943
純資産の部	1,124,353	うち政府出資金	4,049,092
うち政府出資金	1,045,247	国立大学法人等	
その他の法人		国立大学法人東京大学	
日本郵政株式会社		資産の部	1,393,860
資産の部	8,418,459	負債の部	282,077
負債の部	360,756	純資産の部	1,111,783
純資産の部	8,057,703	うち政府出資金	1,045,247
うち政府出資金	6,438,293	その他の法人	
株式会社日本政策投資銀行		日本郵政株式会社	
資産の部	15,808,999	資産の部	9,107,178
負債の部	12,958,957	負債の部	362,721
純資産の部	2,850,042	純資産の部	8,744,456
うち政府出資金	1,544,239	うち政府出資金	8,003,856
		株式会社日本政策投資銀行	
		資産の部	16,283,399
		負債の部	13,563,994
		純資産の部	2,719,404
		うち政府出資金	1,479,239

第6章 第1節 第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金
- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	20,584	破綻先債権	25,758
延滞債権	734,989	延滞債権	747,100
3か月以上延滞債権	733	3か月以上延滞債権	1,349
貸出条件緩和債権	572,865	貸出条件緩和債権	606,224
合計	1,329,172	合計	1,380,432
貸付金等残高	18,339,799	貸付金等残高	19,648,688
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	111,407	延滞債権	120,482
3か月以上延滞債権	44,719	3か月以上延滞債権	35,945
貸出条件緩和債権	98,714	貸出条件緩和債権	73,770
合計	254,840	合計	230,198
貸付金等残高	13,540,661	貸付金等残高	14,432,949
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	63,845	延滞債権	68,324
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	749,878	貸出条件緩和債権	771,262
合計	813,723	合計	839,587
貸付金等残高	11,565,936	貸付金等残高	11,291,805
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	10,547	破綻先債権	12,131
延滞債権	37,134	延滞債権	43,250
3か月以上延滞債権	5,743	3か月以上延滞債権	6,496
貸出条件緩和債権	75,580	貸出条件緩和債権	73,345
合計	129,006	合計	135,223
貸付金等残高	4,390,941	貸付金等残高	4,551,069
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	18,836	破綻先債権	16,917
延滞債権	197,853	延滞債権	205,823
3か月以上延滞債権	47,167	3か月以上延滞債権	46,717
貸出条件緩和債権	293,368	貸出条件緩和債権	269,634
合計	557,225	合計	539,093
貸付金等残高	8,923,246	貸付金等残高	8,604,221

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	78,267	破綻先債権	84,197
延滞債権	341,281	延滞債権	392,124
3か月以上延滞債権	93,799	3か月以上延滞債権	111,147
貸出条件緩和債権	730,848	貸出条件緩和債権	877,714
合計	1,244,196	合計	1,465,184
貸付金等残高	24,301,504	貸付金等残高	24,968,798
		その他の法人	
		株式会社日本政策投資銀行	
		破綻先債権	—
		延滞債権	78,937
		3か月以上延滞債権	—
		貸出条件緩和債権	21,741
		合計	100,678
		貸付金等残高	13,409,078

(注7) 翌年度繰越損失金が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
翌年度繰越損失金	1,047,753	翌年度繰越損失金	1,375,058
(当期利益金)	(50,570)	(当期損失金)	(134,789)

第3 財政投融资

1 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なもの、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。

2 財政投融资の原資

財政投融资の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融资特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

- ① 財政融資資金は、財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融资特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融资計画の実績

平成27年度における財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分		27年度(百万円)	26年度(百万円)
原 資 別	財政融資資金(注1)(注2)	実 績	8,858,118
		年度末残高	105,131,349
	財政投融资特別会計(投資勘定)	実 績	139,485
		年度末残高	4,900,376
政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	2,909,464	
	年度末残高	35,566,837	

区 分		27年度(百万円)	26年度(百万円)
原	郵便貯金資産	実 績	—
		年度末残高	1,197,558
資	簡易生命保険資産	実 績	—
		年度末残高	7,538,270
別	計	実 績	11,907,068
		年度末残高	154,334,393
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—
		年度末残高	363,211
	特別会計	実 績	10,188
		年度末残高	1,095,151
	政府関係機関	実 績	3,998,332
		年度末残高	24,545,216
	事業団等	実 績	825,736
		年度末残高	9,582,244
	独立行政法人	実 績	3,168,140
		年度末残高	51,796,266
	地方公共団体	実 績	3,121,775
		年度末残高	58,355,728
	その他	実 績	782,896
		年度末残高	8,596,574
	計(注4)	実 績	11,907,068
		年度末残高	154,334,393

(注1) 財政融資資金の平成27年度末の財源のうち、財投債は96兆1154億余円、預託金は36兆7142億余円である。

(注2) 財政融資資金により引き受けた債券は収入金ベースで計上し、政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 一般会計の年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、旧国立高度専門医療センター特別会計及び旧社会資本整備事業特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

27年度末(百万円)		26年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	15,547,064	株式会社日本政策金融公庫	16,864,879
株式会社国際協力銀行	6,668,241	株式会社国際協力銀行	7,343,999
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,812,845	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,763,640
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	8,363,111	株式会社日本政策投資銀行	8,443,097
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	3,081,921	独立行政法人福祉医療機構	2,939,712
独立行政法人日本学生支援機構	5,651,516	独立行政法人日本学生支援機構	5,332,442
独立行政法人都市再生機構	10,351,513	独立行政法人都市再生機構	10,411,121
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	20,949,223	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	21,745,264
独立行政法人住宅金融支援機構	8,931,199	独立行政法人住宅金融支援機構	11,001,899
地方公共団体	58,355,728	地方公共団体	60,945,286
その他		その他	
地方公共団体金融機構	8,041,753	地方公共団体金融機構	8,397,271

第4 個別の決算等

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、決算額でみた国の財政状況について、その現状を述べると次のとおりである。

国の財政状況

1 国の財政の現状等

(1) 国の財政状況と財政健全化の取組の現状

我が国の財政状況をみると、戦後しばらくは租税収入等の歳入で歳出を賄う収支均衡予算が続いていたが、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以来、41年度以降は建設国債が、50年度以降は平成2年度から5年度までの間を除き特例国債が、それぞれ毎年度発行されている。こうした連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、27年度当初予算における普通国債(建設国債、特例国債、復興債、年金特例国債、借換国債等)の27年度末残高見込額は807.1兆円に達しており、一般会計の公債依存度は38.3%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は24.3%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、国は、財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)を制定したり、財政運営戦略(平成22年6月閣議決定)において中期財政フレームの枠組みを導入したりなどして財政の健全化に向けた目標を掲げ、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきている。

そして、25年8月に閣議了解された「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」(以下「25年中期財政計画」という。)では、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、22年度の赤字の対GDP比(▲6.6%)を、27年度までに半減(▲3.3%)、32年度までに黒字化、その後、債務残高の対GDP比の安定的な引下げを目指すという財政健全化に向けた目標(以下「25年財政目標」という。)を掲げている。

このうち国・地方を合わせた基礎的財政収支を27年度までに22年度に比べ赤字の対GDP比を半減するという目標については、国の一般会計の基礎的財政収支(以下「一般会計PB」という。)を、25年度予算の▲23兆円から各年度4兆円程度ずつ改善して、26年度予算においては▲19兆円程度、27年度予算においては▲15兆円程度とすることをもちって達成することを目指すとしている。また、新規国債発行額については、26、27両年度において、それぞれ前年度を上回らないよう最大限努力するとしている。

(注1) 建設国債 財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) 年金特例国債 「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成24年法律第101号)に基づき、平成24、25両年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源を確保するために発行された公債

(注4) 借換国債 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)第46条及び第47条の規定に基づき国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される国債

(2) 基礎的財政収支

基礎的財政収支は、国債、地方債等の借金に係る元本返済や利子の支払に充てられる費用を除いた、事務・事業の執行に必要となる経費に係る支出(以下「政策的経費」という。)と、租税収入、税外収入等の借金以外の収入(以下「税収等」という。)との収支であり、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であって、プライマリーバランス(PB)とも称される。

また、「国・地方を合わせた基礎的財政収支」とは、25年中期財政計画において、「国の一般会計及び特別会計・独立行政法人等(補正予算による歳出・歳入の追加分を含む。)、地方財政の収支の合計」であるとされており、25年財政目標の達成状況の検証に際しては、複数年度で収支を完結させる枠組みが別途設定されている東日本大震災の復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベースで検証することとなっている。

内閣府は、25年財政目標の達成状況の検証等に資するために、半年ごとに経済財政諮問会議に「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)を提出しており、内閣府試算において、国民経済計算上の中央政府に係る基礎的財政収支(以下「中央政府PB」という。)及び地方政府に係る基礎的財政収支(以下「地方政府PB」という。)の合計から、特別な立法措置が執られるなどして行われた高額・不定期な歳入歳出の増減等を特殊要因として控除して算出した国・地方を合わせた基礎的財政収支を、14年度以降の実績額等として示している(以下、この内閣府試算で示されている国・地方を合わせた基礎的財政収支のうち、東日本大震災の復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベースの実績額を「国・地方PB」といい、このうち中央政府に係るものを「国PB」、地方政府に係るものを「地方PB」という。))。

なお、国民経済計算上の中央政府は、非金融機関に分類され、市場性がなく、かつ政府支配を受ける国等の機関であるなどとされており、国の一般会計のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特会」という。)、国債整理基金特別会計、外国為替資金特別会計等の特別会計、更に大半の独立行政法人等が該当する。このため、これらに係る基礎的財政収支は国PBに影響を及ぼしている。一方、財政投融资特別会計財政融資金勘定等のように国民経済計算上の金融機関等に分類されている一部の特別会計は、中央政府に含まれないことから、これらに係る基礎的財政収支は国PBには影響しない。

(注5) 国民経済計算 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

前記のとおり、国は財政の健全化に向けて目標を掲げ、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を続けているが、国の財政状況に実際に反映されるのは、これらの取組の結果としての決算である。そこで、本院は、正確性、有効性等の観点から、国の財政状況はどのような状態にあるのかについて、25年財政目標の達成状況の検証等に用いられる国・地方PB及び債務残高と毎年度の国の収納済歳入額(以下「歳入決算額」という。)及び支出済歳出額(以下「歳出決算額」といい、歳入決算額と合わせて「決算額」という。)や債務の額等との関係やこれらの推移はどのようになっているか、25年財政目標の達成に向けた取組状況を直近の決算額等でみるとどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、昭和40年度以降の国の一般会計及び特別会計の決算額等を対象として、一般会計の歳入決算明細書及び歳出決算報告書並びに特別会計歳入歳出決定計算書の決算額のほか、国の債務に関する計算書等の債務の額を分類及び集計するなどして分析するとともに、内閣府本府及び財務本省において関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

3 国の財政状況

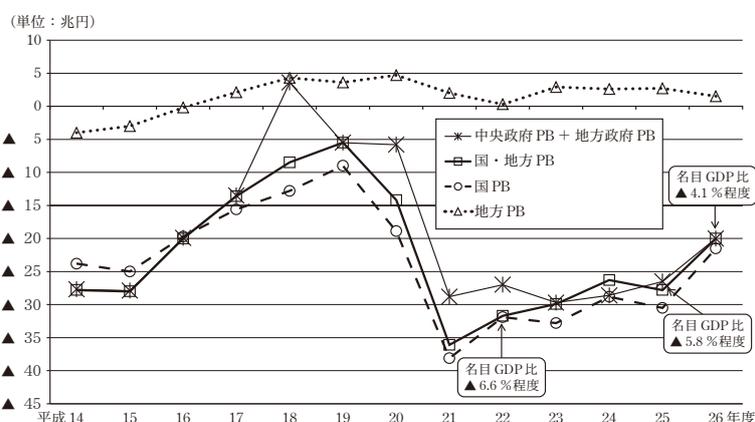
(1) 基礎的財政収支の推移等

ア 基礎的財政収支の推移

(ア) 国・地方PB等の推移

内閣府試算で示されている平成14年度以降の国・地方PBについて、その内訳及び中央政府PBと地方政府PBの合計の推移をみると図1のとおりであり、国・地方PBは赤字が続いている。

図1 国・地方PB等の推移



国・地方PBは、15年度から19年度までにかけて改善して19年度に▲5.5兆円程度となったものの、世界的な金融危機(リーマン・ショック)が発生した20年度以降急激に悪化して、21年度に▲36.1兆円程度となった。その後、22年度から25年度までは▲30兆円前後で推移していたが、消費税の税率が引き上げられた26年度には▲20.0兆円程度まで改善しており、27年度は、28年7月に公表された内閣府試算では▲15.8兆円程度と見込まれている。

これを国PBと地方PBに分けると、地方PBは、地方財政計画を通じて国から地方政府に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みがあることなどから、ほぼ均衡して推移しており、14年度以降の国・地方PBの赤字は、そのほとんどが国PBの赤字によるものである。

国・地方PBと、中央政府PBと地方政府PBの合計との関係についてみると、前記のとおり、国・地方PBは、中央政府PBと地方政府PBの合計から特殊要因を控除したものであり、表1のとおり、財政投融资特別会計財政融資資金勘定(19年度以前は財政融資資金特別会計)の積立金を一般会計や国債整理基金特別会計に繰り入れるなどの特殊要因があった18、20、21、22各年度については、中央政府PBと地方政府PBの合計を大きく下回っている。

表1 内閣府試算において控除されている特殊要因

(単位：兆円)

年度	特殊要因	金額	一般会計へ繰入れ	根拠法令
平成18	財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ	12.0		平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成18年法律第11号)
20	財政投融资特別会計財政融資資金勘定から国債整理基金特別会計への繰入れ	7.2		特会法
	財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入れ	4.2	○	平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律(平成21年法律第4号)
	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務を一般会計が承継	▲2.9		道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)
21	財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入れ	7.3	○	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律(平成21年法律第17号)
22	財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入れ	4.8	○	平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成22年法律第7号)
23	財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入れ	1.1	○	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成23年法律第42号)
	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への国庫納付	1.2	○	同上
	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計への国庫納付	0.3	○	同上

注(1) 各特殊要因の金額は、内閣府の説明等に基づき本院において整理したものである。

注(2) 「一般会計へ繰入れ」欄の○印は、特殊要因のうち一般会計へ繰り入れられたものである。

注(3) 平成20年度の金額欄の▲2.9兆円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務を一般会計が承継したものであり、国民経済計算上の基礎的財政収支の算定においては、資本移転(支払)として計上されていて、中央政府PBと地方政府PBの合計にとつての悪化要因である。

注(4) 平成23年度の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への国庫納付1.2兆円は、本院が、国土交通大臣に対して、22年9月に会計検査院法第36条の規定により意見を表示したことを踏まえて国庫納付されたものである。

そして、23年度以降の国・地方PBは、前記のとおり、中央政府PBと地方政府PBの合計から複数年度で収支を完結させる枠組みが別途設定されている東日本大震災の復旧・復興対策の経費及び財源の金額については除かれた収支となっており、これも両者が一致しない理由となっている。なお、23年度においては、表1に示す特殊要因と東日本大震災の復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたことによる要因が打ち消し合ったため、結果として中央政府PBと地方政府PBの合計と国・地方PBはほぼ一致している。また、26年度に両者が一致しているのは、東日本大震災の復旧・復興対策の経費と財源の金額がおおむね均衡していて、国・地方PBに与える影響が少ないことによるものである。

また、前記のとおり、国は、27年度までに22年度の国・地方PBの赤字の対GDP比(▲6.6%)を半減(▲3.3%)することを25年財政目標として掲げている。この計数は、各年度末から約1年9か月後に公表される国民経済計算の確々報値^(注6)により算出することとなっている。そして、国・地方PBの赤字の対名目GDP比は、25年度は国民経済計算の確々報値で▲5.8%程度、26年度は同確報値^(注6)で▲4.1%程度となっており、27年度は、28年7月に公表された内閣府試算では▲3.2%程度になると見込まれている。

(注6) 確報値、確々報値 国民経済計算は、年度末から約9か月後に当該年(度)の計数が「確報値」として公表され、さらに、新たに利用可能となった基礎統計を反映させるために1年遡って再推計を行った計数が「確々報値」として公表されている。

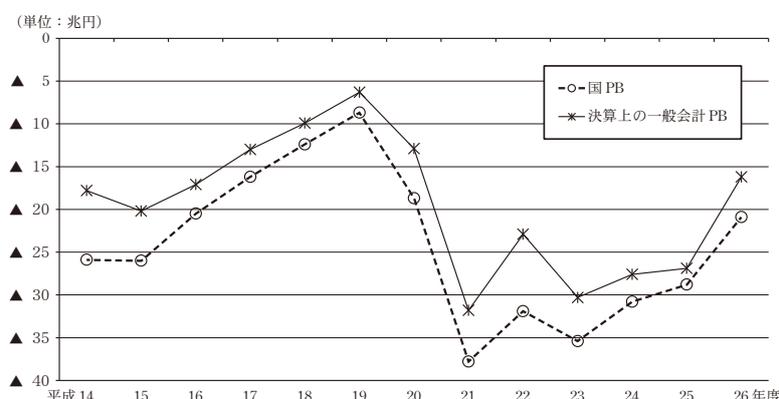
(イ) 国 PB 及び決算上の一般会計 PB の推移

これまでみたとおり、内閣府試算による14年度以降の国・地方PBの赤字は、国PBの影響によるところが大きい。また、国PBは、国民経済計算を基に算出されるものであり、国民経済計算は各種の基礎統計を利用して推計する加工統計であることなどから、国民経済計算上の基礎的財政収支における税金等と政策的経費は、実際の収入支出の金額と必ずしも一致するものではなく、その内訳も、歳入決算明細書や歳出決算報告書等のように詳細に示されていない。

一方、国の一般会計の歳入決算額の合計額である歳入決算総額のうち租税及印紙収入と雑収入等(雑収入、政府資産整理収入、官業益金及官業収入及び専売納付金をいう。以下同じ。)を合計した金額と、歳出決算額の合計額である歳出決算総額から国債費等(国債費及び決算不足補てん繰戻をいう。以下同じ。)を除いた金額との差は、一般会計における税金等と政策的経費との差となり、決算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支(以下「決算上の一般会計PB」という。)を表すものとなる。そして、この決算上の一般会計PBは、実際の収入支出の金額と一致し、その内訳も歳入決算明細書や歳出決算報告書等で詳細に把握できる。

そこで、国PBと決算上の一般会計PBの推移を示すと図2のとおりであり、上記のとおり、両者は記録方法に違いがあるほか、国PBには国の特別会計や独立行政法人等に係る基礎的財政収支が含まれているなどの点で相違があるが、いずれも各年度の収支は赤字であり、政策的経費を税金等で賄うことができない状況が続いていて、国PBと決算上の一般会計PBは同じように推移している状況となっている。

図2 国PB及び決算上の一般会計PBの推移



注(1) 内閣府試算の国PBは、東日本大震災の復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除き、交付税特会の償還費及び利払費を国と地方に分割した上で示されているが、本図の国PBは、決算上の一般会計PBと同じ条件とするためにこれらの調整を行っていない。

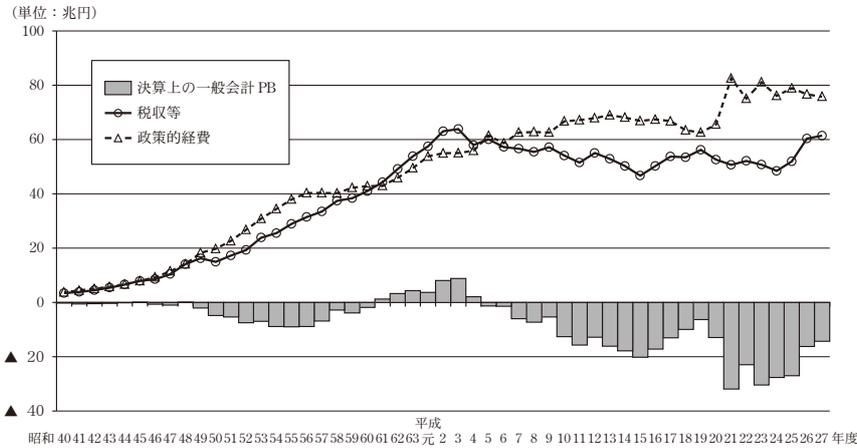
注(2) 決算上の一般会計PBは、各年度の財務省「予算の後年度歳出・歳入への影響試算」で示されている予算額ベースの一般会計の基礎的財政収支を参考に、決算額ベースで簡便に算出したものであり、歳入決算総額に含まれる(項)利子収入(平成26年度2億6049万余円)等を除いていない。

イ 国の一般会計決算額でみた基礎的財政収支の状況

上記のとおり、国・地方PBの赤字はほとんどが国PBの赤字によるもので、国PBは決算上の一般会計PBと同じように推移していて、国・地方PBは決算上の一般会計PBと同じように推移する傾向にある。また、国は、22年度の国・地方PBの赤字の対GDP比を27年度までに半減するという25年財政目標を達成するために、まずは一般会計PBを26、27両年度においてそれぞれ4兆円程度ずつ改善するとしている。

そこで、昭和40年度以降の決算上の一般会計PBの推移をみると、図3のとおり、61年度から平成4年度までの間は税収等が政策的経費を上回っているが、その他の大半の年度は税収等が政策的経費を下回っている。

図3 決算上の一般会計PBの推移



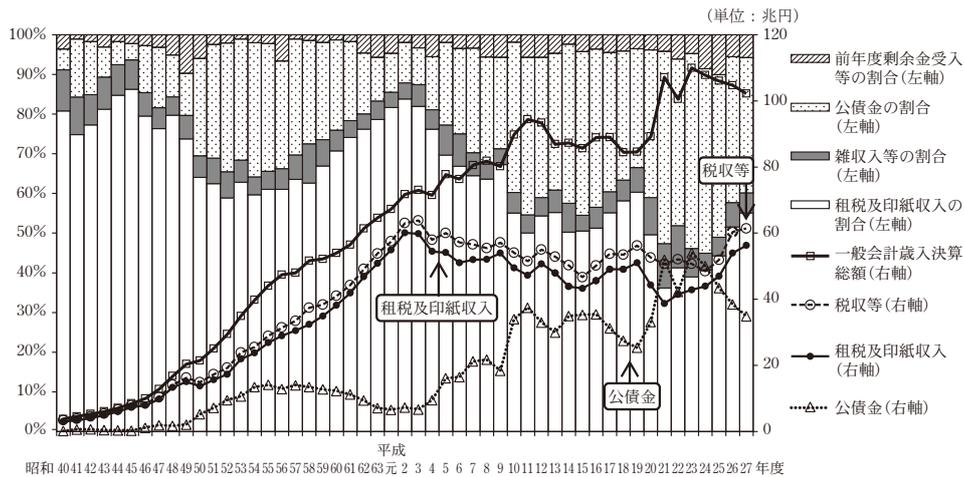
昭和40年度以降の一般会計の決算額を対象に、税収等を含む歳入及び政策的経費を含む歳出の状況を分析すると、次のとおりである。

(ア) 歳入の状況

国の一般会計歳入決算総額及びその性質別の内訳の推移を示すと図4のとおりであり、平成27年度歳入決算総額は、102.2兆円となっている。

税収等は、租税及印紙収入と雑収入等から成り、昭和40年度から平成3年度までおおむね右肩上がりが増加した後、4年度以降は、25年度まで増加と減少を繰り返しつつ全体としては緩やかな減少傾向を示していたが、消費税率が引き上げられた26年度に大きく増加している。公債金は、4年度以降増加傾向となっていて、23年度に54.0兆円に達した後は徐々に減少し、27年度は34.9兆円となっているが依然として多額に上っている。

図4 一般会計歳入決算総額及びその性質別の内訳の推移



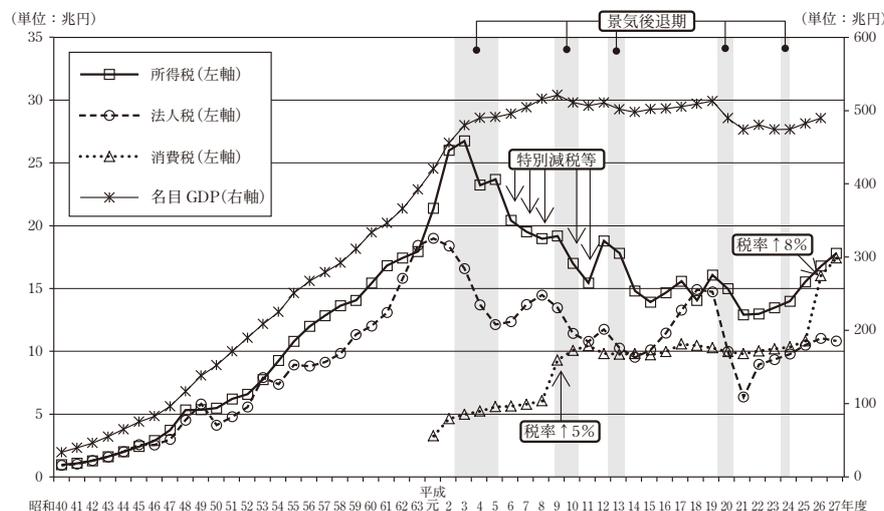
(注) 雑収入等は、(部)雑収入、(部)政府資産整理収入、(部)官業益金及官業収入及び(部)専売納付金の各歳入決算額を合計したものである。

税収等のうちおおむね8割以上を占める租税及印紙収入は、2年度の60.1兆円をピークに3年度以降は増加と減少を繰り返しつつ緩やかに減少し、リーマン・ショック後の21年度には38.7兆円となったものの、22年度以降は増加して、26年度に54.0兆円、27年度に56.3兆円と

なっていて、ピークの2年度に近づいている。

租税及印紙収入のうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税について、その歳入決算額の推移を、名目GDP及び景気動向の推移と併せて示すと図5のとおりである。

図5 所得税、法人税及び消費税の歳入決算額と名目GDP及び景気動向の推移



注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の歳入決算額には地方消費税分が含まれていない。

注(2) 網掛け部分は、我が国の景気動向を示す内閣府「景気基準日付」における平成2年度以降の景気後退期を示したものである。

注(3) 名目GDPは、昭和55年度までは国民経済計算の「平成2年基準」、平成6年度までは同「平成17年基準支出系列簡易遡及」、7年度以降は同「平成17年基準」の計数である。また、25年度以前は確々報値、26年度は確報値である。

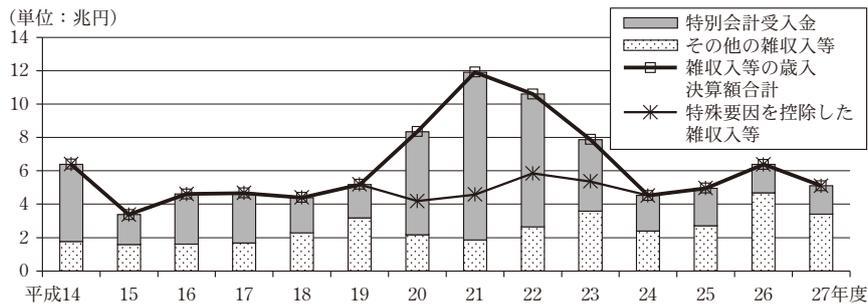
所得税及び法人税の歳入決算額は、2年度までは名目GDPの増加に伴っておおむね右肩上がりで増加しているが、いわゆるバブル経済の崩壊により3年度以降に名目GDPがほぼ横ばいになると、景気後退期に減少し、景気拡張期に増加するなど、景気変動におおむね連動していて、一時的に増加することはあっても27年度まで平成初頭のピーク時の歳入決算額には届いていない。所得税の歳入決算額は、6、7、8、11各年度のように景気拡張期に当たる時期にも減少しているが、これは、各年度に実施された特別減税等が影響している。また、法人税の歳入決算額は、景気変動との連動がより顕著となっており、18、19両年度に15兆円程度となった後、20年度は10.0兆円、21年度は6.4兆円まで低下している。

消費税の歳入決算額は、景気変動との連動はほとんど見受けられず、導入された元年度以降、税率が引き上げられた9、26両年度を除いて安定的に推移しており、27年度には所得税に迫る歳入決算額となっている。

そして、26年度に租税及印紙収入が大幅に増加して54.0兆円となったのは、所得税、法人税及び消費税の歳入決算額がいずれも増加していて、特に、税率が引き上げられた消費税の歳入決算額が急増したことが主な要因となっている。

次に、雑収入等の歳入決算額について14年度以降の推移を示すと図6のとおりであり、年度によって大きく変動している。これは、主に、雑収入等のうち「特別会計受入金」の増減によるものであり、一般会計の財源不足を補うなどのために特例的に特別会計の積立金を取り崩すなどして余裕資金を特別会計から一般会計に繰り入れるなどした年度に雑収入等の歳入決算額の増加が顕著となっている。

図6 雑収入等の歳入決算額の推移



特別会計から一般会計への特例的な繰入れなどの多くは、前記のとおり、国・地方PBの算出に当たり特殊要因(表1の特殊要因のうち一般会計に繰り入れられたもの)として控除されるものである。

したがって、特別な立法措置等に基づく特別会計から一般会計への不定期な繰入れなどの影響によるところが大きい雑収入等の大幅な増減は、特定の年度の一般会計歳入決算総額の増減に一定の影響を与えるものの、恒常的な財源の確保によるものではない。

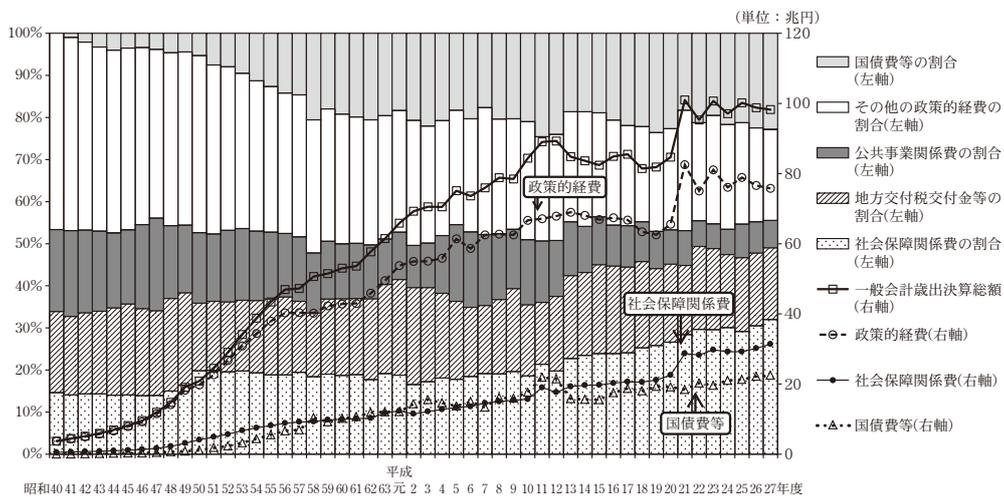
(イ) 歳出の状況

国の一般会計歳出決算総額及びその主な内訳の推移を示すと図7のとおりであり、27年度歳出決算総額は98.2兆円となっている。

政策的経費は、歳出決算総額から国債費等を除いたものであり、歳出決算額でみると、12年度までおおむね右肩上がり増加した後、20年度までは若干減少しているが、21年度に大幅に増加して、全体としては増加傾向を示している。

また、歳出決算総額に占める割合をみると、社会保障関係費及び国債費等の割合は増加傾向、地方交付税交付金等の割合は横ばい、公共事業関係費等の割合は減少傾向となっている。

図7 一般会計歳出決算総額の主要経費別内訳の推移



(注) 国債費等は、国債費及び決算不足補てん繰戻の各歳出決算額を合計したものである。

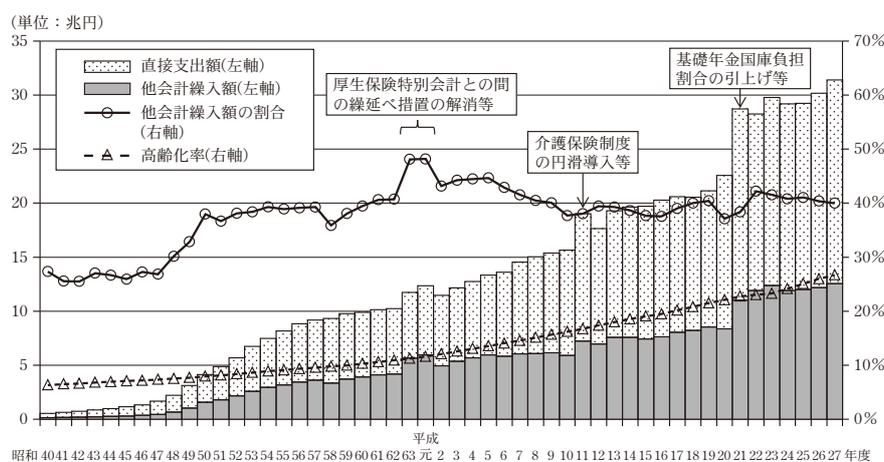
政策的経費のうち、増加傾向が最も顕著な社会保障関係費についてみると、歳出決算額は年々増加して27年度に31.4兆円となっており、歳出決算総額に占める割合は32.0%、政策的経費に占める割合は41.4%となっていて、各経費の中でいずれも最も高い割合となっている。そこで、社会保障関係費の状況について、更に分析すると次のとおりである。

(ウ) 社会保障関係費の状況

社会保障関係費は、後期高齢者医療制度に係る国庫負担のように地方公共団体等へ直接支出されるもの(以下「直接支出額」という。)と、基礎年金拠出金の国庫負担のように社会保障に関する国の特別会計に繰り入れられてから各特別会計の固有の財源と併せて支出されるもの(以下「他会計繰入額」という。)から成る。

社会保障関係費の歳出決算額に係る直接支出額と他会計繰入額及び社会保障関係費の歳出決算額に対する他会計繰入額の割合を、我が国の高齢化率と共にその推移を示すと図8のとおりであり、社会保障関係費は高齢化率の上昇と共に増加しているが、制度改正等により前年度に比べて急激に増加した年度も見受けられる。

図8 社会保障関係費の歳出決算額の内訳及び高齢化率の推移



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

社会保障関係費が11年度に急増しているのは、市町村等を保険者とする介護保険制度を12年度から導入するに当たり、その円滑な実施を図ることを目的として、12年4月から同年9月までの間は高齢者の保険料を徴収しないなどの措置を講ずることによる保険料収入の不足分を国が負担するなどのため、11年度限りの特例として介護円滑導入臨時特例交付金を市町村等に交付したことなどによるものである。

また、社会保障関係費が21年度に急増しているのは、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)等に基づく基礎年金国庫負担割合の引上げや、20年に発生したリーマン・ショックの影響による厳しい経済・雇用状況等を受けて国が実施した雇用対策等により歳出決算額が増加したことによるものである。

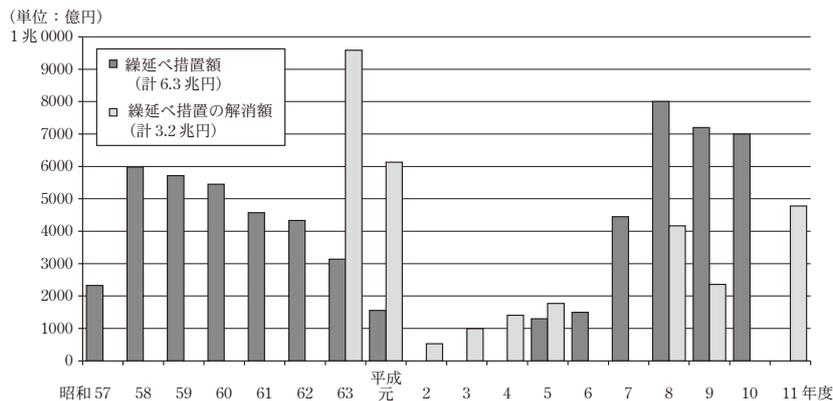
昭和63、平成元兩年度は、社会保障関係費の増加に加えて、他会計繰入額の占める割合も他の年度に比べて特に高くなっているが、これは、「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」(昭和56年法律第93号)等に基づき、昭和57年度から平成元年度までの間に、一般会計の財政状況を勘案して、一般会計から厚生保険特別会計(19年度以降は年金特別会計)への国庫負担金の繰入額の一部を後年度に繰り延べる措置が行われており、昭和57年度から60年度までの繰延べ分を63年度に、61年度から平成元年度までの繰延べ分を元年度に、それぞれ同特別会計へ繰り入れたことなどによるものである。

そして、一般会計と社会保障に関する特別会計との間において、一般会計から特別会計への

国庫負担金の繰入額の一部を後年度に繰り延べる措置(以下「繰延べ措置」という。)は、図9のとおり、昭和57年度から平成10年度までの間に行われており、繰延べ措置が行われた年度に特別会計への繰入額が計6.3兆円抑えられた一方、繰延べ措置を解消するために計3.2兆円を繰り入れたことで特別会計への繰入額が増加している年度がある。

なお、繰延べ措置の解消は11年度を最後に行われておらず、繰延べ措置額のうち3.1兆円は現在も解消されていない。

図9 一般会計と社会保障に関する特別会計との間で行われた繰延べ措置の状況



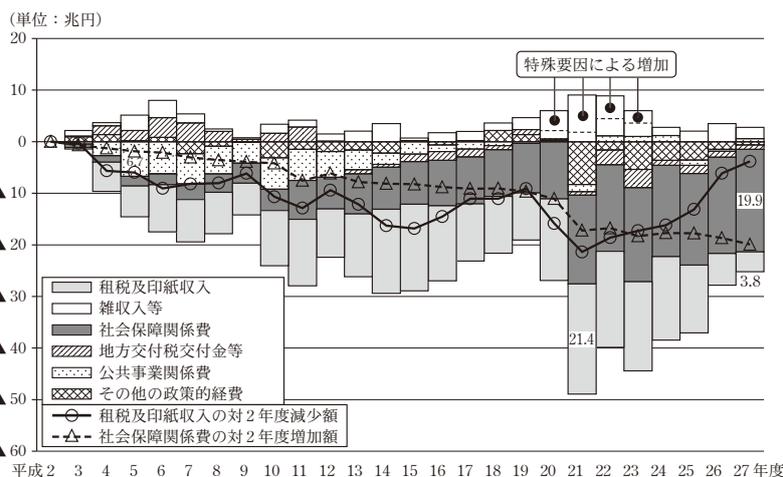
(注) 繰延べ措置が行われた厚生年金保険、船員保険、国民年金保険、政府管掌健康保険及び雇用保険に係る国庫負担金の繰延べ措置額等を集計している。

(エ) 決算上の一般会計PBの変動要因

前記のとおり、政策的経費が増加傾向にある一方、税収等は4年度以降、25年度までは増加と減少を繰り返しつつ全体としては緩やかな減少傾向を示し、26、27両年度に増加している。

そこで、特例国債の発行から一時的に脱却し、決算上の一般会計PBが8.0兆円の黒字であった2年度の決算額を基準として、これと3年度以降の各年度の決算額との差により、決算上の一般会計PBの変動要因を示すと図10のとおりである。

図10 平成3年度以降の決算上の一般会計PBの変動要因



基準とした2年度と比べて、歳入決算額の増加及び歳出決算額の減少は決算上の一般会計PBを改善させた要因となり、棒グラフのプラス側に表れる。逆に、歳入決算額の減少及び歳出決算額の増加は決算上の一般会計PBを悪化させた要因となり、棒グラフのマイナス側に表れる。また、折れ線グラフは、決算上の一般会計PBを悪化させた要因のうち、租税及印紙収入の対2年

度減少額、社会保障関係費の対2年度増加額についてそれぞれの推移を示したものである。

これをみると、4年度以降、決算上の一般会計PBを改善させた要因は限定的であり、悪化させた要因がこれを著しく上回っていて、長期にわたり赤字の状況が続いている。

決算上の一般会計PBの改善要因は、雑収入等の増加、地方交付税交付金等の減少等であり、20年度から23年度までの雑収入等が比較的大きいが、これは、前記のとおり、主に特別な立法措置等に基づく特別会計から一般会計への不定期な繰入れなどであり、恒常的な財源の確保によるものではない。

決算上の一般会計PBの悪化要因は、租税及印紙収入の減少、社会保障関係費の増加等であり、租税及印紙収入の対2年度減少額は、リーマン・ショック後の21年度に21.4兆円と最大となったが、その後は悪化の程度が緩和しており、27年度においては、対2年度減少額が3.8兆円と3年度に次いで少なくなっている。社会保障関係費の増加についてみると、平成初頭は公共事業関係費の増加の影響の方が大きかったが、公共事業関係費の対2年度増加額は5年度の6.7兆円をピークに徐々に減少し、これと入れ替わるように社会保障関係費の対2年度増加額が拡大してきて、27年度には19.9兆円と最大になっており、近年の決算上の一般会計PBを悪化させている最大の要因となっている。このように、近年の決算上の一般会計PBの悪化要因は、租税及印紙収入の減少と社会保障関係費の増加が大半を占めていて、27年度の決算上の一般会計PBは▲14.4兆円となっており、2年度の同8.0兆円に比べて22.4兆円の悪化となっている。

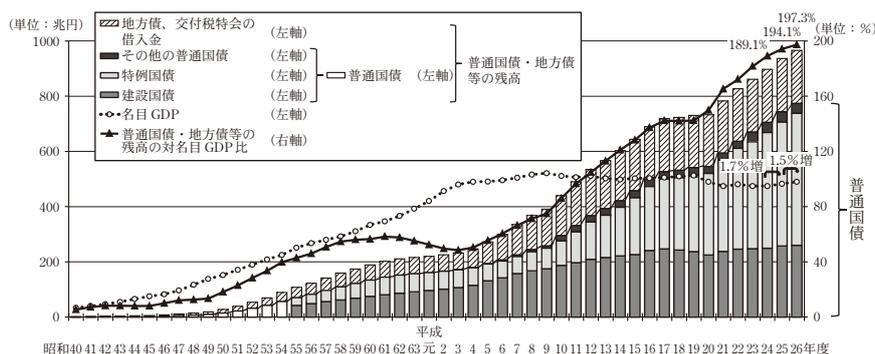
(2) 普通国債・地方債等の残高及び利払費の推移等

ア 普通国債・地方債等の残高の推移等

25年中期財政計画では、国・地方を合わせた基礎的財政収支について32年度までに黒字化し、その後、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとしている。この債務残高が具体的に何を示すかについては25年中期財政計画では明確にされていないが、内閣府は、内閣府試算において、普通国債、地方債及び交付税特会の借入金の各残高を合計するなどした額を「国・地方の公債等残高」とし、14年度以降の分についてその実績額を示している。

そこで、内閣府試算では示されていない13年度以前の分も含めた、普通国債、地方債及び交付税特会の借入金の各残高の合計額(以下「普通国債・地方債等の残高」という。)及びその内訳について、昭和40年度以降の推移を名目GDPと合わせて示すと図11のとおりである。

図11 普通国債・地方債等の残高等の推移



- 注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算等に添付されて国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、国債統計年報における各年度末現在額により示している。また、それぞれの国債に係る借換国債の発行額(翌年度の国債の償還のために発行された前倒債の発行額を含む。)を含み、既償還未払額(平成26年度末時点で23億余円)を含まない額であり、「国の債務に関する計算書」等ベースの額とは異なる。
- 注(2) 国債統計年報では、昭和54年度以前は普通国債の内訳が示されていない。
- 注(3) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年法律第17号)に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、臨時特例国債、減税特例国債、復興債、年金特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債等である。
- 注(4) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高であり、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を含まない。なお、平成27年度末の地方債現在高は、28年11月時点では示されていない。
- 注(5) 交付税特会の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税特会から承継した分及び交付税特会の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。
- 注(6) 名目GDPは、昭和55年度までは国民経済計算の「平成2年基準」、平成6年度までは同「平成17年基準支出系列簡易遡及」、7年度以降は同「平成17年基準」の計数である。また、25年度以前は確々報値、26年度は確報値である。

普通国債・地方債等の残高の大半を占めている普通国債の残高は、10年度末から17年度末まで毎年度20兆円以上の増加が続き、同年度末には526.9兆円に達している。18年度末から20年度末まではそれまでに比べて増加額は抑えられたものの、基礎的財政収支の赤字額が過去最大であった21年度末の前年度末からの増加額も過去最大の48.0兆円(対前年度比8.8%増)となって残高は594.0兆円となった。その後も残高は増加し続けて、26年度末の残高は前年度末から30.2兆円(同4.1%増)増加して、774.1兆円となっている。なお、27年度末の普通国債の残高は、前年度末から31.3兆円(同4.0%増)増加して、805.4兆円となっている。

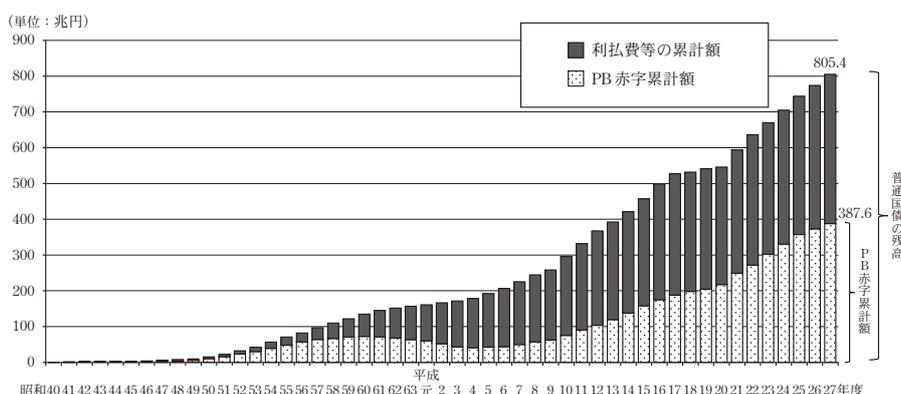
そして、普通国債の内訳をみると、16年度末までは建設国債の残高が特例国債の残高を上回っていたが、17年度末に逆転し、26年度末時点では、建設国債の残高は260.1兆円(2年度末の約2.6倍)であるのに対し、特例国債は477.7兆円(同約7.5倍)となっており、特例国債が普通国債残高の61.7%を占めるに至っている。

また、普通国債・地方債等の残高の対名目GDP比(以下「残高対名目GDP比」という。)をみると、昭和40年度から61年度までの間はほぼ毎年度、増加していたが、62年度から平成3年度までの間は、普通国債・地方債等の残高の前年度末からの増加額が比較的抑えられた一方で、名目GDPの伸び(経済成長率)が比較的高い水準で推移していたことから残高対名目GDP比は低下している。4年度以降に名目GDPがほぼ横ばいになると、普通国債・地方債等の残高が増加するとともに残高対名目GDP比も上昇している。一方、近年の状況を見ると、経済成長率がマイナスで

あった21年度には普通国債の残高の増加と相まって、同年度末の残高対名目GDP比は過去最大の対前年度比15.4ポイント増の165.2%と大幅に上昇している。また、直近の25、26両年度についてみると、普通国債の残高の増加額は依然として大きい。経済成長率は1.7%(25年度)、1.5%(26年度)と1%を超える成長であったことから、両年度の残高対名目GDP比はそれぞれ194.1%(対前年度比5.0ポイント増)、197.3%(同3.2ポイント増)と、残高対名目GDP比の対前年度比は比較的抑えられているものの、残高対名目GDP比は依然として前年度を上回っている。

そして、普通国債の残高を、決算上の一般会計PB赤字の累計額(以下「PB赤字累計額」という。)と対比してみると図12のとおりであり、昭和40年度から平成27年度までの間のPB赤字累計額は、決算上の一般会計PBがほとんどの年度で赤字であることを反映して増加し続けており、27年度末時点では387.6兆円となっている。一方、普通国債の残高はこれを大きく上回る805.4兆円となっている。これは、前記のとおり、基礎的財政収支は政策的経費と税収等との収支であり、その計算には利払費等は含まれないが、普通国債の残高は、毎年度の基礎的財政収支の赤字分に加えて、利払費等の分だけ増加することによる。そして、昭和40年度から平成27年度までの間のPB赤字累計額は、27年度末の普通国債の残高の約5割の規模となっている。

図12 普通国債の残高とPB赤字累計額



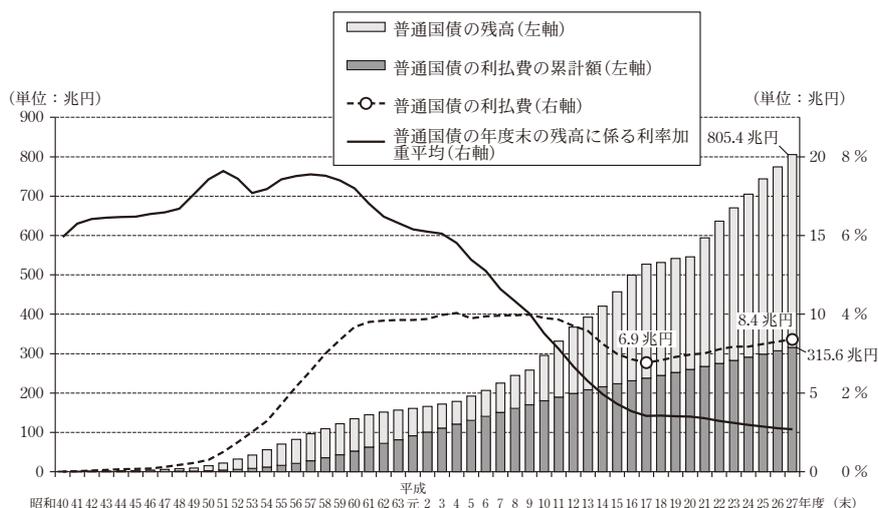
(注) 利払費等は、普通国債の残高が増加した要因のうち、利払費、一般会計において承継した日本国有鉄道清算事業団の債務に係る国債残高の増その他の決算上の一般会計PBの計算に含まないものである。

イ 利払費の推移等

利払費は、債務残高と金利(利率)によって定まる。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)の推移は図13のとおりであり、昭和49年度以降は7%台で推移していたが、60年度頃から低下が始まり、平成4年度以降急落して、17年度には1.4%となっている。その後は低下が緩やかになり、27年度には1.1%となっている。

一方、普通国債の残高はこの間一貫して累増している。利払費については、17年度には6.9兆円であったが、それ以降は、普通国債の利率加重平均の低下による利払費の抑制の影響を普通国債の残高の累増の影響が上回っていることから毎年度増加していて、27年度には8.4兆円となっていて、昭和40年度から平成27年度までの間の利払費の累計額は315.6兆円となっている。

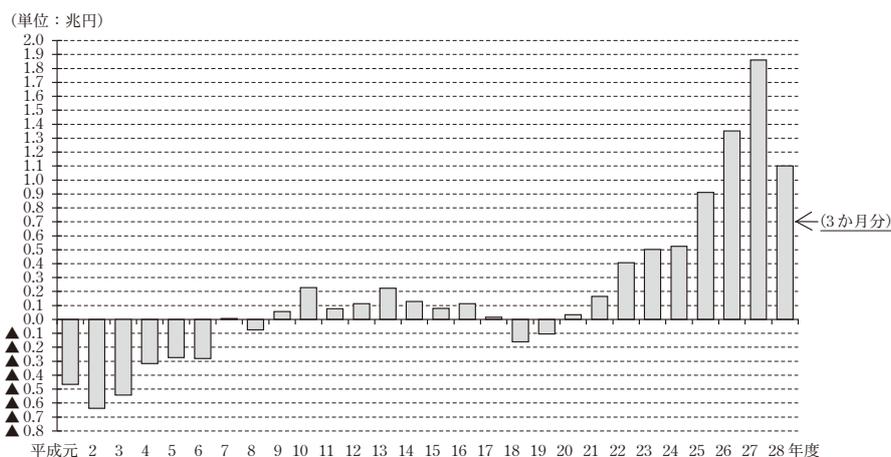
図13 普通国債の残高、利払費、利率加重平均等の推移



注(1) 利率加重平均は、割引国債(無利子分)を除く。
 注(2) 利払費は、国債整理基金特別会計における支出額である。

また、国債を発行することによる国の財政への影響としては、利払費のほかに、額面金額と発行収入金の差額である発行差金がある。国債のほとんどは市中で発行されており、公募入札を基本としている。このため、公募入札の結果等によっては、国債の額面金額を上回る発行収入金が得られ、発行体である国にとって発行差金がプラスとなり、このような場合は、発行時の利回りが表面利率を下回ることになる。逆に、国が額面金額を下回る発行収入金しか得られなかった場合は、発行体である国にとって発行差金がマイナスとなり、このような場合は、発行時の利回りが表面利率を上回ることになる。そこで、元年度以降の普通国債に係る発行差金の推移をみると図14のとおりであり、発行差金は、元年度から8年度までは7年度を除きマイナスとなっており、9年度から21年度までは最大でも2234億余円であったが、22年度から増加し始め、日本銀行による量的・質的金融緩和が導入された25年度以降は大幅な増加傾向となっていて、27年度には1.9兆円、28年度は6月までの3か月分で1.1兆円と多額になっている。

図14 普通国債の発行差金の推移



注(1) 普通国債の発行差金は、2年、4年、5年、6年、10年、20年、30年、40年各固定利付国債、割引国債、物価連動国債(10年)及び15年変動利付国債に係る国債発行時の額面金額と発行収入金の差額を単純に合計したものである。なお、個人向け国債については、償還額面で発行されることから、発行差金が生じない。
 注(2) 平成28年度は、28年4月から6月までの3か月分である。

そして、近年、このように発行差金が多額となったことにより、国債によっては、発行差金が償還までの利払費の合計額を上回り、発行時の利回りがマイナスとなる事態も生じている。日本銀行がマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定した28年1月以降に発行された普通国債の状況を見ると、表2のとおり、国債の代表的な指標である10年固定利付国債では同年3月発行分から、また、5年固定利付国債では同年2月発行分から、それぞれ発行時の利回りがマイナスとなっている。そして、同年1月から6月までの間に発行された償還期間が10年以下の国債全体では、償還までの利払費の合計額4542億余円に対し、発行差金はそれを1964億余円上回る6507億余円となっている。

表2 普通国債の平成28年1月以降の発行時の利回り等の推移 (単位：億円、%)

区 分		平成28年1月	2月	3月	4月	5月	6月	計	
5年債	額面金額(A)	2兆5855	1兆9606	8195	2兆7580	2兆7486	2兆5780	13兆4503	
	発行収入額(B)	2兆5961	1兆9833	8295	2兆8026	2兆7923	2兆6213	13兆6253	
	発行差金(C)=(B)-(A)	106	227	100	446	437	433	1750	
	償還までの利払費の合計額(D)	127	94	40	135	132	128	660	
	表面利率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
	発行時の利回り	0.02	▲0.14	▲0.14	▲0.23	▲0.23	▲0.23		
	(D)-(C)	21	▲132	▲59	▲311	▲304	▲304	▲1089	
10年債	額面金額(A)	2兆9428	2兆7187	2兆2735	3兆0043	3兆2445	3兆1877	17兆3717	
	発行収入額(B)	2兆9682	2兆7940	2兆3025	3兆0810	3兆3289	3兆2713	17兆7461	
	発行差金(C)=(B)-(A)	253	753	289	767	843	836	3743	
	償還までの利払費の合計額(D)	945	901	231	524	512	510	3627	
	表面利率	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1		
	発行時の利回り	0.25	0.08	▲0.02	▲0.07	▲0.10	▲0.09		
	(D)-(C)	692	147	▲57	▲242	▲330	▲325	▲116	
全国債	額面金額(A)	14兆2812	12兆7190	9兆3467	13兆0032	13兆0047	14兆2602	76兆6151	
	発行収入額(B)	14兆4718	13兆0701	9兆5515	13兆4368	13兆3219	14兆6082	78兆4606	
	発行差金(C)=(B)-(A)	1906	3511	2048	4336	3171	3480	1兆8455	
	償還までの利払費の合計額(D)	9139	1兆1030	5859	5819	4599	4248	4兆0697	
	(D)-(C)	7233	7519	3810	1483	1428	767	2兆2242	
	うち 10年債以下 注(2)	額面金額(A)	11兆4473	9兆6090	6兆2784	10兆6334	10兆4052	11兆6498	60兆0233
		発行収入額(B)	11兆4914	9兆7163	6兆3273	10兆7757	10兆5566	11兆8064	60兆6740
		発行差金(C)=(B)-(A)	441	1072	489	1422	1513	1566	6507
		償還までの利払費の合計額(D)	1122	1030	296	708	691	691	4542
		(D)-(C)	681	▲42	▲193	▲714	▲821	▲874	▲1964
	うち 20年債以上 注(3)	額面金額(A)	2兆8339	3兆1099	3兆0683	2兆3698	2兆5995	2兆6104	16兆5918
		発行収入額(B)	2兆9804	3兆3537	3兆2241	2兆6611	2兆7652	2兆8018	17兆7866
		発行差金(C)=(B)-(A)	1465	2438	1558	2913	1657	1914	1兆1948
		償還までの利払費の合計額(D)	8017	9999	5562	5111	3907	3556	3兆6155
(D)-(C)		6551	7561	4003	2197	2250	1642	2兆4207	

注(1) 全国債は、割引短期国庫債券、2年、5年、10年、20年、30年、40年各固定利付国債である。

注(2) 10年債以下は、割引短期国庫債券、2年、5年、10年各固定利付国債である。

注(3) 20年債以上は、20年、30年、40年各固定利付国債である。

注(4) 物価連動国債(10年)は、将来の利払費の額が特定できないことから本表には含めていない。このため、発行差金(C)の額を合計しても図14とは一致しない。

注(5) 償還までの利払費の合計額は、買入消却等がないものとして計算している。

注(6) 流動性供給入札は、残存年数に関わらず、発行された国債の区分に含めている。

(3) 25年財政目標の達成に向けた取組状況

ア 一般会計PBに係る取組状況

前記のとおり、国は、25年中期財政計画において、25年度予算の一般会計PB▲23兆円から、26、27両年度にそれぞれ4兆円程度ずつ改善して、26年度予算においては▲19兆円程度、27年度予算においては▲15兆円程度とすることをもちって25年財政目標の達成を目指すとしている。

そこで、25年度から27年度までの一般会計PBの状況をみると表3のとおりであり、当初予算額では、26年度は、25年度▲23.4兆円から5.5兆円改善した▲18.0兆円、27年度は、26年度から4.6兆円改善した▲13.4兆円となっており、補正後予算額でも26、27両年度ともに前年度から4兆円以上改善して、いずれも目標の達成に向けた取組が実施されている。

表3 平成25年度から27年度までの一般会計PBの状況 (単位：億円)

区 分		平成25年度	26年度	27年度
当初予算額	税金等	46兆9292	54兆6269	59兆4767
	政策的経費	70兆3700	72兆6121	72兆8912
	PB	▲23兆4407	▲17兆9852	▲13兆4144
	前年度PBとの差額		5兆4555	4兆5707
補正後予算額	税金等	49兆5566	56兆4667	61兆0292
	政策的経費	76兆2662	76兆4907	76兆7562
	PB	▲26兆7096	▲20兆0239	▲15兆7270
	前年度PBとの差額		6兆6856	4兆2968
(参考) 決算額	税金等	51兆9152	60兆3501	61兆3913
	政策的経費	78兆8953	76兆6277	75兆7667
	PB	▲26兆9801	▲16兆2775	▲14兆3754
	前年度PBとの差額		10兆7025	1兆9021

これらを決算上の一般会計PBで見ると、26年度は▲16.3兆円と26年度予算において取り組むこととされた▲19兆円程度よりも改善しており、25年度に比べても10.7兆円と大幅に改善している。これは、25年度に比べて、26年4月に消費税率が引き上げられたことなどから租税及印紙収入が7.0兆円増加したことなどにより税金等が8.4兆円増加したこと、社会保障関係費以外の政策的経費が3.2兆円減少して社会保障関係費の増加額9389億余円を大きく上回ったことから政策的経費が2.3兆円減少したことによる。

一方、27年度は▲14.4兆円と27年度予算において取り組むこととされた▲15兆円程度より改善しているが、26年度に比べると1.9兆円の改善となっている。これは、26年度に比べて、消費税率の引上げによる影響の平年度化により消費税の増加額が1.4兆円にとどまったことなどから税金等の増加額が1.0兆円にとどまったこと、社会保障関係費以外の政策的経費が2.1兆円減少したものの社会保障関係費が1.2兆円増加したことなどから政策的経費の減少額が8609億余円にとどまったことによる。

イ 新規国債発行額に係る取組状況

前記のとおり、国は、25年中期財政計画において、26、27両年度に新規国債発行額がそれぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力するとしている。そこで、25年度から27年度までの間の建設国債及び特例国債に係る新規国債発行額(決算額)の状況をみると、表4のとおり、26年度は38.5兆円、27年度は34.9兆円となっており、両年度とも前年度の発行額を下回っている。これは、両年度において、租税及印紙収入がそれぞれ前年度の額を上回ったことなどから、特例国債の

発行が抑えられたなどのためである。このように、27年度の新規国債発行額は前年度を下回ったものの、その額は34.9兆円と依然として多額となっている。

表4 新規国債発行額の状況 (単位：億円)

区 分		平成25年度	26年度		27年度	
				(対前年度比)		(対前年度比)
① 新規国債(建設国債及び特例国債)	当初予算額	42兆8510	41兆2500	96.3%	36兆8630	89.4%
	補正後予算額	42兆8510	40兆4929	94.5%	36兆4183	89.9%
	決算額	40兆8509	38兆4928	94.2%	34兆9182	90.7%
(参考) ② 新規国債(①並びに復興債及び年金特例国債)	当初予算額	47兆3646	43兆3893	91.6%	39兆7255	91.6%
	補正後予算額	45兆8189	41兆5899	90.8%	38兆3646	92.2%
	決算額	43兆4545	38兆6128	88.9%	36兆2382	93.9%

なお、25年財政目標の新規国債発行額には復興債の分及び年金特例国債の分は含まれていないが、これらも国の債務であることに変わりはないため、参考のため、これらを含めてみても、26、27両年度に新たに発行された国債の額は、前年度の新規国債発行額を下回っていた。

4 まとめ

(1) 基礎的財政収支の推移等

25年財政目標の達成状況の検証等に用いられる国・地方PBは、決算上の一般会計PBと同じように推移する傾向にあり、昭和40年度以降の決算上の一般会計PBの推移をみると、大半の年度は税収等が政策的経費を下回っている。

決算上の一般会計PBにおける税収等のおおむね8割以上を占める租税及び印紙収入のうち、主要な税目である所得税、法人税及び消費税について、40年度以降の歳入決算額の推移をみると、所得税及び法人税の歳入決算額は、平成2年度までは名目GDPの増加に伴っておおむね右肩上がり増加しているが、いわゆるバブル経済の崩壊により3年度以降に名目GDPがほぼ横ばいになると、景気変動におおむね連動していて、一時的に増加することはあっても27年度まで平成初頭のピーク時の歳入決算額には届いていない。消費税の歳入決算額は、景気変動との連動はほとんど見受けられず、導入された元年度以降、税率が引き上げられた9、26両年度を除いて安定的に推移しており、27年度には所得税に迫る歳入決算額となっている。

決算上の一般会計PBにおける政策的経費のうち、増加傾向が最も顕著な社会保障関係費について、昭和40年度以降の歳出決算額の推移をみると、高齢化率の上昇と共に増加しているが、基礎年金国庫負担割合の引上げが行われた平成21年度のように、制度改正等により前年度に比べて急激に増加した年度も見受けられる。また、一般会計と社会保障に関する特別会計との間において、昭和57年度から平成10年度までの間に繰延べ措置が行われており、繰延べ措置が行われた年度に特別会計への繰入額が抑えられた一方、繰延べ措置を解消するために特別会計への繰入額が増加している年度もある。

特例国債の発行から一時的に脱却した2年度以降の決算上の一般会計PBの変動要因を分析すると、4年度以降、決算上の一般会計PBを改善させた要因は限定的であり、悪化させた要因がこれを著しく上回っていて、悪化要因は、租税及び印紙収入の減少と社会保障関係費の増加が大半を占めている。

(2) 普通国債・地方債等の残高及び利払費の推移等

普通国債・地方債等の残高の大半を占めている普通国債の残高は、基礎的財政収支の赤字額が過去最大であった21年度末の前年度末からの増加額も過去最大の48.0兆円(対前年度比8.8%増)となっ

て残高は594.0兆円となった。その後も残高は増加し続けて、27年度末の普通国債の残高は、前年度末から31.3兆円(同4.0%増)増加して、805.4兆円となっている。

残高対名目GDP比をみると、経済成長率がマイナスであった21年度には普通国債の残高の増加と相まって、同年度末の残高対名目GDP比は過去最大の対前年度比15.4ポイント増の165.2%と大幅に上昇している。また、直近の25、26両年度についてみると、普通国債の残高の増加額は依然として大きい。経済成長率は1.7%(25年度)、1.5%(26年度)と1%を超える成長であったことから、両年度の残高対名目GDP比はそれぞれ194.1%(対前年度比5.0ポイント増)、197.3%(同3.2ポイント増)と、残高対名目GDP比の対前年度比は比較的抑えられているものの、残高対名目GDP比は依然として前年度を上回っている。

昭和40年度から平成27年度までの間のPB赤字累計額は、決算上の一般会計PBがほとんどの年度で赤字であることを反映して増加し続けており、27年度末時点では387.6兆円となっている。一方、普通国債の残高は、毎年度の基礎的財政収支の赤字分に加えて、利払費等の分だけ増加していて、これを大きく上回る805.4兆円となっている。

普通国債の利払費は、17年度には6.9兆円であったが、それ以降は、普通国債の利率加重平均の低下による利払費の抑制の影響を普通国債の残高の累増の影響が上回っていることから毎年度増加していて、27年度には8.4兆円となっていて、昭和40年度から平成27年度までの間の利払費の累計額は315.6兆円となっている。

発行差金は22年度から増加し始め、日本銀行による量的・質的金融緩和が導入された25年度以降は大幅な増加傾向となっていて、27年度には1.9兆円、28年度は6月までの3か月分で1.1兆円と多額となっている。そして、日本銀行がマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定した28年1月以降に発行された普通国債の状況を見ると、10年固定利付国債では同年3月発行分から、また、5年固定利付国債では同年2月発行分から、それぞれ発行時の利回りがマイナスとなっている。そして、同年1月から6月までの間に発行された償還期間が10年以下の国債全体では、償還までの利払費の合計額4542億余円に対し、発行差金はそれを1964億余円上回る6507億余円となっている。

(3) 25年財政目標の達成に向けた取組状況

25年中期財政計画においては、25年度予算の一般会計PBから、26、27両年度にそれぞれ4兆円程度ずつ改善することをもって25年財政目標の達成を目指すとしており、当初予算額及び補正後予算額の一般会計PBは、いずれも前年度から4兆円以上改善していて、目標の達成に向けた取組が実施されている。決算上の一般会計PBについてみると、26年度は、26年4月に消費税率が引き上げられたことなどから、25年度に比べて10.7兆円改善しているが、27年度は、消費税率の引上げによる影響の平年度化等により、26年度に比べて1.9兆円の改善となっている。

また、25年中期財政計画においては、26、27両年度に新規国債発行額がそれぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力するとしている。25年度から27年度までの間の建設国債及び特例国債に係る新規国債発行額(決算額)の状況を見ると、26年度は38.5兆円、27年度は34.9兆円となっていて、両年度とも前年度の発行額を下回っているが、27年度の新規国債発行額は依然として多額となっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政状況について引き続き注視していくこととする。

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	27 年 度 (千円)	26 年 度 (千円)
徴収決定済額	102,189,370,835	104,687,637,290
収納済歳入額	102,175,307,122	104,679,121,833
不納欠損額	1,364,447	679,052
収納未済歳入額	12,699,264	7,836,404

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の56兆2854億0296万余円及び公債金の34兆9182億9968万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金6兆4789億9986万余円並びに「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第23号。以下「財源確保法」という。)第2条の規定による改正前の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成24年法律第101号)第2条第1項及び財源確保法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる財源確保法第2条の規定による改正前の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第2条第1項の規定により発行された公債の収入金28兆4392億9981万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、弁償及返納金(徴収決定済額1兆0964億7568万余円)の72億3410万余円である。

なお、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが162億7249万余円ある。

(2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	27 年 度 (千円)	26 年 度 (千円)
支出済歳出額	98,230,324,099	98,813,467,430
翌年度繰越額	3,591,915,526	3,604,866,310
不 用 額	1,445,901,651	1,411,809,584

ア 支出済歳出額

(ア) 所 管 別

所 管	27 年 度 (千円)	26 年 度 (千円)
皇 室 費	5,801,435	6,152,786
国 会	135,255,742	133,005,616
裁 判 所	302,278,403	309,383,524
会 計 検 査 院	16,157,849	16,241,932

所 管	27 年 度 (千円)	26 年 度 (千円)
内 閣	116,578,234	113,765,714
内 閣 府	2,697,279,932	707,773,813
総 務 省	17,869,750,172	18,027,647,025
法 務 省	737,953,425	759,250,307
外 務 省	876,605,459	843,847,018
財 務 省	24,299,567,442	24,444,074,418
文 部 科 学 省	5,504,301,213	5,803,249,844
厚 生 労 働 省	29,870,070,791	30,990,534,962
農 林 水 産 省	2,736,371,195	2,632,739,930
経 済 産 業 省	1,234,252,962	1,577,263,235
国 土 交 通 省	6,341,871,114	7,003,467,932
環 境 省	351,839,733	379,435,328
防 衛 省	5,134,388,993	5,065,634,038

(イ) 主要経費別

主 要 経 費	27 年 度 (千円)	26 年 度 (千円)	主 要 経 費	27 年 度 (千円)	26 年 度 (千円)
社会 保 障 関 係 費	31,397,660,700	30,170,912,345	地方 特 例 交 付 金	118,868,000	119,188,000
年金医療介護保険給付費	23,077,674,380	22,505,078,321	防 衛 関 係 費	5,130,329,863	5,062,847,796
生活 保 護 費	2,822,880,460	2,800,101,773	公 共 事 業 関 係 費	6,377,852,084	7,320,813,431
社会 福 祉 費	4,867,988,671	4,311,081,468	治山治水対策事業費	872,853,043	1,023,907,650
保健衛生対策費	481,755,092	406,594,992	道 路 整 備 事 業 費	1,373,863,914	1,543,746,020
雇用労災対策費	147,362,095	148,055,789	港湾空港鉄道等整備事業費	425,624,838	461,568,798
文教及び科学振興費	5,574,028,529	5,865,995,488	住宅都市環境整備事業費	521,203,956	639,116,243
義務教育費国庫負担金	1,523,805,801	1,524,197,363	公園水道廃棄物処理等施設整備費	158,537,985	215,370,964
科学技術振興費	1,425,661,477	1,533,691,769	農林水産基盤整備事業費	646,388,635	771,989,322
文教施設費	110,488,593	160,010,796	社会資本総合整備事業費	2,134,757,050	2,373,258,539
教育振興助成費	2,418,797,686	2,551,851,240	推 進 費 等	59,467,087	74,822,399
育英事業費	95,274,970	96,244,320	災害復旧等事業費	185,155,573	217,033,492
国 債 費	22,463,534,769	22,185,692,730	経 済 協 力 費	660,512,663	655,451,106
恩 給 関 係 費	387,073,272	443,614,489	中 小 企 業 対 策 費	339,906,225	416,953,288
文官等恩給費	12,103,107	13,897,852	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	968,300,376	1,303,303,617
旧軍人遺族等恩給費	355,956,676	408,930,998	食料安定供給関係費	1,276,374,329	1,073,793,127
恩給支給事務費	1,805,113	1,368,058	そ の 他 の 事 項 経 費	6,853,948,052	7,217,834,637
遺族及び留守家族等援護費	17,208,375	19,417,579			
地方交付税交付金	16,681,935,231	16,977,067,371			

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は3兆5919億1552万余円(26年度3兆6048億6631万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 3,516,496,907千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 75,418,618千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	内 閣 本 府	地方創生加速化推進費	100,000,000	100,000,000
総 務 省	総 務 本 省	電子政府・電子自治体推進費	71,442,366	186,970,780
外 務 省	外 務 本 省	経 済 協 力 費	100,297,695	268,404,442

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
文部科学省	文部科学本省	公立文教施設整備費	49,320,360	158,327,386
厚生労働省	厚生労働本省	保育対策費	129,345,700	209,012,656
		介護保険制度運営推進費	30,737,613	2,809,275,727
		臨時福祉給付金等給付事業助成費	363,781,860	590,444,277
農林水産省	農林水産本省	農業競争力強化基盤整備事業費	37,283,493	88,500,959
		北海道開発事業費	54,744,296	137,527,257
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	118,522,865	206,968,490
国土交通省	国土交通本省	道路環境改善事業費	41,128,618	175,214,815
		住宅防災事業費	99,126,798	212,298,282
		河川整備事業費	147,956,133	583,037,699
		道路交通安全対策事業費	77,137,956	479,925,299
		港湾事業費	36,708,903	222,485,528
		地域連携道路事業費	192,133,254	770,431,148
		整備新幹線整備事業費	47,123,911	112,606,975
		道路交通円滑化事業費	66,458,706	309,987,305
		社会資本総合整備事業費	606,131,793	2,625,786,570
環境省	環境本省	河川等災害復旧事業費	70,133,873	190,996,843
		廃棄物処理施設整備費	42,400,763	116,333,706
防衛省	防衛本省	在日米軍等駐留関連諸費	82,659,579	423,342,000
		防衛力基盤整備費	48,730,819	794,621,397

なお、上記のうち事故繰越の主なもの防衛省所管の防衛力基盤整備費のうちの71億6575万余円である。

ウ 不用額

不用額は1兆4459億0165万余円(26年度1兆4118億0958万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	子ども・子育て本部	子どものための教育・保育給付	13,980,295	619,997,017
総務省	総務本省	地域活性化・地域住民生活等緊急支援推進費	11,381,025	249,450,151
		電子政府・電子自治体推進費	10,306,357	186,970,780
財務省	財務本省	国債費	443,449,801	22,116,550,662
		予備費	169,981,126	169,981,126
	国税庁	国税庁共通費	12,823,931	574,734,631
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育等振興費	11,028,242	535,501,468
厚生労働省	厚生労働本省	特定疾患等対策費	42,169,191	117,118,172
		原爆被爆者等援護対策費	14,459,304	141,041,027
		健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	10,053,831	11,909,959
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	18,946,003	145,864,500
		保育対策費	23,949,930	209,012,656
		母子家庭等対策費	11,195,712	192,937,318
		生活保護等対策費	56,694,185	2,954,218,888
		障害保健福祉費	12,393,716	1,522,735,396
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	10,926,798	11,046,890,033
農林水産省	農林水産本省	介護保険制度運営推進費	22,301,727	2,809,275,727
		農業経営対策費	26,981,154	695,046,535

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	14,847,494	206,968,490
国土交通省	国土交通本省	地球温暖化防止等対策費	15,570,303	124,123,186
		住宅防災事業費	10,318,098	212,298,282
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	10,824,314	928,068,807
		防衛力基盤整備費	41,121,597	794,621,397

エ 予備費使用額

予備費使用額は1800億1887万余円(26年度1683億0982万円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
外務省	外務本省	分野別外交費	8,366,314	3,828,857
財務省	財務本省	政策金融費	2,300,000	73,645,843
経済産業省	中小企業庁	中小企業事業環境整備費	2,400,000	38,287,758
		経営安定・取引適正化費	94,784,666	22,504,882
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	58,049,870	779,281,452
		国際平和協力活動等実施費	8,654,116	5,574,727

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた3兆9449億8302万余円から既前年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた27年度新規発生剰余金は3兆8999億6557万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源3兆5919億1552万余円、空港整備事業費等財源3億1153万余円並びに復興費用及び復興債償還費用財源533億3312万余円を差し引いた2544億0537万余円が、27年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成27年度における特別会計は14会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の27年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	55,638,343,220	55,638,343,220	—	—
26年度	55,958,697,794	55,958,697,794	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	55,458,976,724	53,398,205,923	1,840,252,080	220,518,720
26年度	55,706,165,601	53,902,517,129	1,497,333,711	306,314,760

翌年度繰越額は全て地方交付税交付金(歳出予算現額19兆2308億9231万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(同33兆2786億9540万余円)の1308億8771万余

円、地方譲与税譲与金(同2兆7599億0340万円)の806億5727万余円及び交通安全対策特別交付金(同672億4058万円)の62億9870万円である。

(イ) 借入金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	32,817,295,408	33,117,295,408

(ウ) 交付・譲与実績

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
地方交付税	17,390,640,233	17,431,428,058
道府県分	8,845,703,450	8,878,785,060
市町村分	8,544,936,783	8,552,642,998
地方特例交付金	118,868,000	119,188,000
都道府県分	47,547,200	47,675,200
市町村分	71,320,800	71,512,800
交通安全対策特別交付金	60,941,880	57,059,124
都道府県分	35,253,555	33,039,996
市町村分	25,688,325	24,019,128
地方譲与税 <small>地方揮発油譲与税 地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 地方法人特別譲与税</small>	2,679,246,127	2,936,866,880
都道府県分	2,274,613,181	2,550,338,430
市町村分	404,632,946	386,528,449

(2) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の27年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	133,068,578	133,068,578	—	—
26年度	123,363,696	123,363,696	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27年度	139,191,273	2,682,917	—	136,508,355
26年度	129,447,372	3,781,846	—	125,665,525

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額1391億2306万余円)の1364億9779万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
利 益	134,257,267	124,449,127
損 失	113,167,552	105,524,824
責任準備金繰入	2,682,917	3,781,846
	2,625,267	3,723,945
	131,574,350	120,667,280

(ウ) 責任準備金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
責任準備金現在額	1,325,019,347	1,193,444,997

(エ) 再保険の対象となる保険

区 分	27年度末	26年度末
地震保険 加入件数	16,941千件	16,489千件
保険金額	150,272,903,544千円	143,426,234,562千円

(オ) 主な業務実績

区 分		27年度	(26年度)
再保険料	件数	9,501千件	9,584千件
	金額	113,167,552千円	105,524,824千円
再保険金支払 ^(注)	件数	7千件	10千件
	金額	2,625,267千円	3,723,945千円

(注) 再保険金の支払は、平成23年東北地方太平洋沖地震に対するものである。

(3) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の27年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	201,927,448,473	201,927,448,473	—	—
26年度	207,469,465,805	207,469,465,805	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	207,075,083,585	198,308,656,933	3,601,788,298	5,164,638,352
26年度	214,126,952,453	204,398,415,858	3,060,528,512	6,668,008,082

翌年度繰越額は、国債整理支出(歳出予算現額204兆0397億7838万余円)の3兆0637億0395万余円及び復興債整理支出(同3兆0353億0520万余円)の5380億8434万余円である。また、不用額は、国債整理支出の5兆1495億2610万余円及び復興債整理支出の151億1224万余円である。

(イ) 国債の償還

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
公債等	146,667,539,002	152,875,561,579
借入金	40,448,689,061	40,128,340,638
政府短期証券	1,360,300,000	1,353,400,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
公債利子等	9,510,337,320	9,545,711,156
借入金利子	218,017,168	296,852,941
政府短期証券利子	783,413	21,873,484

(4) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の27年度の歳入歳出決算、損益並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	3,163,394,564	3,163,394,564	—	—
26年度	3,491,680,609	3,491,680,609	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	1,608,998,904	46,021,891	—	1,562,977,012
26年度	1,635,241,392	78,312,299	—	1,556,929,092

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額1兆2403億6419万余円)の1兆2391億8390万余円及び諸支出金(同673億7487万余円)の236億0464万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、27年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額3兆1173億7267万余円のうち、28年度の予算総則第12条第1項に定める金額1兆6604億9198万余円を、28年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損益

区分	27年度(千円)	26年度(千円)
利益	3,163,394,564	3,491,680,609
(うち運用収入)	2,533,906,586	2,411,268,948
損失	46,021,891	78,312,299
(うち借入金利子)	744,966	21,506,127
利益金	3,117,372,673	3,413,368,310
(利益金の処理)	1,139,971,875	1,556,954,776
(翌年度に外国為替資金に組入れ)	1,660,491,984	1,428,081,081
(翌年度に一般会計に繰入れ)	316,908,813	428,332,452
(翌年度に歳入に繰入れ)		(翌年度に歳入に繰入れ)

(ウ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
主な資産運用		
円貨預け金現在額	5,060,097,134	8,285,492,940
外貨証券現在額	116,850,703,987	124,418,091,843
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	82,439,760,000	115,528,040,000

(5) 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け並びに特定の国有財産整備の計画的な実施に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、財政融資資金、投資及び特定国有財産整備の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の27年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融资特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	32,104,651,674	32,104,651,674	—	—
26年度	35,306,707,894	35,306,707,758	—	136
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	32,475,485,494	31,783,546,117	—	691,939,376
26年度	37,946,834,874	34,891,042,760	—	3,055,792,113

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額 14兆円)の6000億0013万余円、諸支出金(同3851億9833万余円)の686億4491万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同17兆3345億1066万余円)の230億3922万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
利 益	1,687,221,935 (うち貸付金利子 1,671,488,555)	2,012,846,522 (うち貸付金利子 1,945,110,473)
損 失	1,369,228,040 (うち公債金利子 1,047,426,149)	1,635,239,109 (うち公債金利子 1,206,715,198)
利 益 金	317,993,894	377,607,412
〔前年度繰越利益金〕	1,006,574,357	628,966,944
〔翌年度繰越利益金〕	574,568,252	1,006,574,357

(ウ) 積 立 金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
積立金現在額	271,414,254	605,749,256

(エ) 財政融資資金預託金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	36,714,200,077	41,180,959,533

(オ) 財政投融资特別会計公債金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
財政投融资特別会計公債金現在額	96,115,461,373	98,990,964,359

(カ) 財政融資資金の運用資産

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
貸付金現在額	128,424,447,259	134,564,440,774
有価証券現在額	261,625,424	6,557,308,524

イ 投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	1,173,190,822	1,173,190,822	—	—
26年度	738,153,874	738,153,874	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	879,017,364	669,584,759	200,000	209,232,604
26年度	368,819,780	122,628,492	73,100,000	173,091,288

不用額の主なものは、産業投資支出(歳出予算現額 3488億円)の2091億1440万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27 年度(千円)	26 年度(千円)
利 益	535,301,449 (うち納付金 362,924,451) (うち株式処分益 —)	477,850,277 (うち納付金 45,459,495) (うち株式処分益 219,152,283)
損 失	326,520,392 (うち雑損 —) (うち地方公共団体金融機構納付金収入交付 税及び譲与税配付金特別会計へ繰入 300,000,000)	410,979 (うち雑損 321,486) (うち地方公共団体金融機構納付金収入交付 税及び譲与税配付金特別会計へ繰入 —)
利 益 金 (利益金の処理)	208,781,056 (翌年度に利益積立金に組入れ)	477,439,298 (翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利益積立金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
利 益 積 立 金 現 在 額	2,582,249,130	2,334,863,770

(エ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
(出 資)		
出 資 金 の 増	法人数 21 法人	法人数 21 法人
金 額	1,690,234,094 千円	1,342,541,283 千円
出 資 金 の 減	法人数 13 法人	法人数 11 法人
金 額	214,518,806 千円	35,469,347 千円
年 度 末 出 資 金 残 高	法人数 27 法人	法人数 26 法人
金 額	14,443,999,076 千円	12,968,283,788 千円

(注) 出資金の増は国有財産台帳価格の改定による増額を、出資金の減は国有財産台帳価格の改定による減額をそれぞれ含んでいる。

(貸 付 け)

貸 付 金	法人数 2 法人	法人数 2 法人
金 額	26,756,000 千円	18,500,000 千円
貸 付 金 回 収	法人数 3 法人	法人数 2 法人
金 額	21,132,896 千円	122,260 千円
年 度 末 貸 付 金 残 高	法人数 4 法人	法人数 4 法人
金 額	137,910,006 千円	132,286,902 千円

ウ 特定国有財産整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	82,047,192	82,046,394	—	797
26 年度	68,868,679	68,868,679	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	65,018,119	49,554,003	12,787,914	2,676,201
26 年度	58,782,131	38,620,985	16,163,757	3,997,388

翌年度繰越額の主なものは、特定国有財産整備費(歳出予算現額 638 億 0407 万余円)の 126 億 9671 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
借 入 金 現 在 額	9,000,000	—

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
施設跡地等の処分 土地	207 千㎡	171 千㎡
建物 延べ	99 千㎡	77 千㎡
施設の取得 土地	0 千㎡	— 千㎡
建物 延べ	151 千㎡	25 千㎡

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件 (507 ページ参照) を掲記した。

(6) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給、電源開発促進及び原子力損害賠償支援の 3 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 27 年度の歳入歳出決算、借入金、資金、納付金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	2,774,420,656	2,774,416,586	4,070	—
26 年度	2,888,153,653	2,888,072,524	—	81,129
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	2,769,034,458	2,335,121,067	132,485,102	301,428,289
26 年度	2,904,888,846	2,203,666,109	357,420,281	343,802,455

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額 6824 億 4572 万余円)の 1080 億 1273 万余円及び燃料安定供給対策費(同 3448 億 3190 万余円)の 244 億 7236 万余円である。また、不用額の主なものは、燃料安定供給対策費の 1139 億 6128 万余円、エネルギー需給構造高度化対策費の 949 億 9312 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 1 兆 5504 億 7572 万余円)の 909 億 6474 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	446,950,412	474,850,569

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
国家備蓄石油の年度末現在高 (原油) (指定石油製品) (石油ガス)	4837 万 kL 137 万 kL 115 万 t	4889 万 kL 137 万 kL 95 万 t
国家備蓄石油の管理等の委託	55,800,187 千円	59,005,497 千円
石油備蓄事業補給金の交付	27,526,472 千円	28,975,977 千円
非化石エネルギー等導入促進 対策費補助金の交付	176,163,508 千円	82,228,368 千円
エネルギー使用合理化設備導 入促進等対策費補助金の交付	166,511,310 千円	82,219,875 千円

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	390,006,342	390,006,312	30	—
26年度	412,035,221	412,035,191	—	30
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	366,106,073	328,215,332	6,569,604	31,321,136
26年度	387,701,691	343,112,155	14,237,542	30,351,993

不用額の主なものは、電源立地対策費(歳出予算現額1808億3857万余円)の115億7078万余円、原子力安全規制対策費(同430億9358万余円)の104億8867万余円及び事務取扱費(同265億8473万余円)の53億8051万余円である。

(イ) 資金

区分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	28,597,195	40,397,879

(ウ) 主な業務実績

区分	27年度	(26年度)
電源立地地域対策交付金の交付	105 地方公共団体 92,658,394 千円	111 地方公共団体 96,528,961 千円
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 ^(注) に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	91,634,968 千円	92,022,278 千円
原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する交付金の交付	35,000,000 千円	35,000,000 千円

(注) 27年3月31日以前は独立行政法人日本原子力研究開発機構

ウ 原子力損害賠償支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	5,828,973,694	5,828,973,694	—	—
26年度	5,241,562,936	5,241,562,936	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	8,633,192,063	5,699,180,095	—	2,934,011,967
26年度	8,852,235,897	5,103,101,831	—	3,749,134,065

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額8兆6331億9101万余円)の2兆9340億1131万余円である。

(イ) 借入金

区分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
借入金現在額(市中金融機関)	5,432,296,000	4,482,299,000

(ウ) 資金

区分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
原子力損害賠償支援資金現在額	22,187,321	26,366,077

(エ) 納 付 金

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入 ^(注)	254,019,029	209,789,046

(注) 26年度は原子力損害賠償支援機構納付金収入である。

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項6件((1)：62ページ、(254)：417ページ、(257)：419ページ、(308)–(310)：545ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(555、560ページ参照)を掲記した。

(7) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の27年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労災勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	1,248,108,595	1,219,963,693	1,799,481	26,345,420
26年度	1,248,587,758	1,223,907,707	1,639,789	23,040,260
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27年度	1,064,231,556	988,296,256	2,232,124	73,703,175
26年度	1,067,970,296	994,781,168	2,245,570	70,943,557

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額502億2655万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額7734億4448万余円)の334億7663万余円、社会復帰促進等事業費(同1456億8646万余円)の213億9305万余円及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入(同363億7503万余円)の78億8845万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
利 益	1,201,739,560 (うち徴収勘定より受入 838,763,279)	1,206,837,003 (うち徴収勘定より受入 845,217,364)
損 失	1,207,461,276 (うち保険給付費 739,967,846)	1,215,818,281 (うち保険給付費 751,299,999)
損 失 金	5,721,715	8,981,277
〔前年度繰越利益金	8,177,850,153	8,186,831,431〕
〔翌年度繰越利益金	8,172,128,438	8,177,850,153〕

(ウ) 積 立 金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
積立金現在額	7,827,993,050	7,800,752,289

(エ) 主な業務実績

区 分	27年度	(26年度)
適用事業場数(年度末)	2,746,576事業場	2,707,702事業場
療養補償給付	227,080,108千円	229,522,991千円
休業補償給付	98,679,488千円	100,596,112千円
遺族補償年金	193,064,420千円	194,858,540千円
障害補償年金	137,304,027千円	139,143,810千円

イ 雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	2,454,090,132	2,434,579,494	799,891	18,710,746
26年度	2,426,510,936	2,407,882,080	749,290	17,879,565
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	2,555,384,222	2,145,472,351	1,576,230	408,335,640
26年度	2,622,812,116	2,047,307,020	2,888,288	572,616,807

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 475 億 7025 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額 1 兆 7159 億 2399 万余円)の 2129 億 6207 万余円、地域雇用機会創出等対策費(同 1425 億 0479 万余円)の 755 億 7694 万余円及び高齢者等雇用安定・促進費(同 1604 億 8959 万余円)の 279 億 0563 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27年度(千円)		26年度(千円)	
利 益	(うち徴収勘定より受入	2,536,866,476 2,268,494,140)	(うち徴収勘定より受入	2,485,661,637 2,198,190,952)
損 失	(うち失業等給付費	2,266,085,142 1,502,961,915)	(うち失業等給付費	2,172,497,119 1,460,835,685)
利 益 金		270,781,333		313,164,518
〔前年度繰越利益金		6,874,105,843		6,718,618,200〕
〔翌年度繰越利益金		7,144,887,177		7,031,782,718〕

(ウ) 積立金等

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
積立金現在額	6,258,626,636	6,062,093,205
雇用安定資金現在額	940,332,656	674,424,194

(エ) 主な業務実績

区 分	27年度	(26年度)
被保険者数(年度末)	40,860,839人	40,152,072人
一般求職者給付	677,195,764千円	724,750,540千円
雇用継続給付	586,840,933千円	521,059,959千円
就職促進給付	153,050,814千円	130,542,866千円
特定求職者雇用開発助成金	65,873,579千円	69,368,345千円
雇用調整助成金	4,693,033千円	6,962,940千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	3,283,580,481	3,225,649,268	7,399,824	50,531,387
26年度	3,294,697,874	3,231,032,355	7,504,676	56,160,842
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	3,249,029,152	3,196,608,486	—	52,420,665
26年度	3,222,834,656	3,166,497,633	—	56,337,022

収納未済歳入額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 3 兆 1482 億 8290 万余円)の 400 億 3639 万余円及び雑収入(同 135 億 0388 万余円)の 104 億 2913 万余円である。また、不用額の主なものは、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入(歳出予算現額 2 兆 2970 億 6884 万余円)の 306 億 6618 万余円、諸支出

金(同 490 億 8988 万余円)の 122 億 3186 万余円及び保険給付費等財源労災勘定へ繰入(同 8712 億 1818 万余円)の 73 億 8746 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27 年度(千円)	26 年度(千円)
利 益	3,173,621,199	3,105,633,463
損 失	3,103,911,415	3,039,648,272
	3,173,737,262	3,106,060,666
	838,763,279	845,217,364
	2,268,494,140	2,198,190,952
損 失 金	116,062	427,203
〔前年度繰越利益金	1,911,252	2,338,455〕
〔翌年度繰越利益金	1,795,189	1,911,252〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 8 件((44) : 191 ページ、(46) : 196 ページ、(47) : 198 ページ、(48) : 202 ページ、(198)、(201)、(204) : 243 ページ、(205) : 245 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項 2 件(261、286 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 2 件(507、510 ページ参照)を掲記した。

(8) 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務及び児童手当に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子ども・子育て支援及び業務の 6 勘定に区分して経理されている。

なお、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 24 年法律第 67 号)による改正後の特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)等により、27 年 4 月 1 日に同特別会計は内閣府と厚生労働省の共管となり、子どものための金銭の給付勘定は子ども・子育て支援勘定となった。

同特別会計の勘定別の 27 年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	23,293,840,284	23,292,978,794	343,787	517,702
26 年度	22,347,313,630	22,346,542,248	268,646	502,736
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	23,394,329,354	22,462,753,052	—	931,576,301
26 年度	22,435,327,567	21,632,721,838	—	802,605,728

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額 21 兆 7774 億 6533 万余円)の 8425 億 7437 万余円及び基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金(同 1 兆 5289 億 0955 万余円)の 14 億 4149 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27 年度(千円)	26 年度(千円)
利 益	22,491,952,721 (うち拠出金等収入 22,481,762,844)	21,842,989,324 (うち拠出金等収入 21,828,684,125)
損 失	22,463,118,920 (うち基礎年金給付費 20,934,890,959)	21,633,042,327 (うち基礎年金給付費 19,986,018,843)
利 益 金	28,833,801	209,946,997
〔前年度繰越利益金	3,190,474,889	2,980,527,891〕
〔翌年度繰越利益金	3,219,308,690	3,190,474,889〕

(ウ) 積 立 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
積立金現在額	2,387,878,674	2,475,420,205

(エ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
老齢基礎年金等の支給	20,934,890,959 千円	19,986,018,843 千円

イ 国民年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	4,243,798,713	4,234,690,894	4,049,359	5,058,460
26 年度	4,569,101,401	4,560,889,414	2,408,772	5,803,213
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	4,191,868,905	4,118,911,081	—	72,957,823
26 年度	4,532,272,851	4,471,827,598	—	60,445,252

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額 7906 億 3137 万余円)の 595 億 3874 万余円、諸支出金(同 534 億 9645 万余円)の 69 億 5773 万余円及び基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入(同 3 兆 2429 億 0517 万余円)の 29 億 4335 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27 年度(千円)	26 年度(千円)
利 益	4,928,249,471 (うち保険料 2,194,553,800) (うち一般会計より受入 1,812,687,987)	5,249,811,198 (うち保険料 2,297,764,030) (うち一般会計より受入 1,932,109,678)
損 失	4,771,480,842 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,239,961,823) (うち国民年金給付費 731,092,627)	5,153,460,373 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,499,228,212) (うち国民年金給付費 827,578,021)
利 益 金	156,768,629	96,350,825
〔前年度繰越利益金	7,883,793,425	7,787,442,600〕
〔翌年度繰越利益金	8,040,562,055	7,883,793,425〕

(ウ) 積 立 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
積立金現在額	7,196,485,215 (うち運用寄託金現在額 6,915,085,215)	7,094,516,241 (うち運用寄託金現在額 6,800,916,241)

(エ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
老齢年金等の支給	731,092,627 千円	827,578,021 千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	45,290,812,495	45,164,426,137	34,593,156	91,793,201
26年度	41,434,349,525	41,313,438,288	33,106,565	87,804,672
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	44,134,538,853	42,900,829,070	—	1,233,709,782
26年度	41,088,616,561	39,549,743,654	—	1,538,872,906

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 27 兆 9507 億 2013 万余円)の 338 億 1335 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 807 億 2870 万余円、解散厚生年金基金等徴収金(同 4 兆 6741 億 8677 万余円)の 94 億 5652 万余円及び雑収入(同 100 億 6012 万余円)の 16 億 0797 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 24 兆 5527 億 8302 万円)の 1 兆 1130 億 1767 万余円、基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入(同 16 兆 9641 億 5155 万余円)の 146 億 1098 万余円及び諸支出金(同 133 億 6820 万余円)の 67 億 1961 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27 年度(千円)	26 年度(千円)
利 益	44,985,034,594 (うち保険料 27,842,142,778)	41,129,838,006 (うち保険料 26,317,043,118)
損 失	43,125,165,301 (うち保険給付費 23,439,765,342)	39,730,169,118 (うち保険給付費 23,303,567,599)
利 益 金	1,859,869,292	1,399,668,888
前年度繰越利益金	109,192,823,749	107,793,154,861
翌年度繰越利益金	111,052,693,042	109,192,823,749

(ウ) 積 立 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
積立金現在額	104,950,028,787 (うち運用寄託金現在額 99,650,028,787)	103,173,745,718 (うち運用寄託金現在額 96,873,745,718)

(エ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
老齢厚生年金等の支給	23,273,397,630 千円	23,150,061,482 千円

工 健 康 勘 定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	10,679,211,195	10,613,376,413	19,268,845	46,565,937
26年度	10,262,873,870	10,195,760,885	18,070,024	49,042,961
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	10,377,839,224	10,366,585,760	—	11,253,463
26年度	9,826,051,129	9,815,578,153	—	10,472,975

不納欠損額は全て保険料収入(徴収決定済額 8 兆 8165 億 1720 万余円)の分である。収納未済歳入額の主なものは、保険料収入の 465 億 6434 万余円である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 1 兆 4911 億 3817 万余円)の 100 億 5383 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27 年度(千円)	26 年度(千円)	
利 益	8,757,794,949	8,560,465,603	
(うち保険料	8,754,511,907)	(うち保険料	8,455,950,327)
損 失	8,894,990,198	8,342,640,791	
(うち保険料等交付金	8,864,375,483)	(うち保険料等交付金	8,314,384,711)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 137,195,249	217,824,811	
〔前年度繰越損失金	975,099,981	1,192,924,793〕	
〔翌年度繰越損失金	1,112,295,230	975,099,981〕	

(ウ) 借 入 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,479,228,212	1,479,228,212

(エ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
保険料等交付金の交付	8,864,375,483 千円	8,314,384,711 千円

オ 子ども・子育て支援勘定(26年度は子どものための金銭の給付勘定)

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	1,537,834,764	1,536,855,552	283,314	695,897
26 年度	1,489,378,981	1,488,367,955	268,718	742,307
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	1,531,664,930	1,473,950,461	245,458	57,469,010
26 年度	1,488,884,185	1,470,311,051	146,351	18,426,783

不用額の主なものは、児童手当等交付金(歳出予算現額 1 兆 4176 億 6366 万円)の 274 億 5993 万余円及び地域子ども・子育て支援事業費(同 1087 億 4843 万余円)の 267 億 9779 万余円である。

(イ) 積 立 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
積立金現在額	18,466,039	13,619,424

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
児童手当等交付金の交付	1,390,203,723 千円	1,407,694,567 千円

(注) 26年度は子どものための金銭の給付交付金である。

カ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	484,556,516	450,324,365	8,785,280	25,446,870
26 年度	498,005,546	457,045,341	9,063,077	31,897,127
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	392,999,521	381,808,237	361,136	10,830,147
26 年度	385,870,940	370,769,233	911,803	14,189,904

収納未済歳入額は全て雑収入(徴収決定済額 714 億 0565 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、社会保険オンラインシステム費(歳出予算現額 716 億 6951 万余円)の 72 億 9227 万余円及び業務取扱費(同 444 億 5335 万余円)の 35 億 1850 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
利 益	404,084,631	423,663,343
(うち一般会計より受入)	112,702,616)	(うち一般会計より受入 120,864,104)
損 失	423,302,346	421,210,071
(うち日本年金機構運営費)	276,553,964)	(うち日本年金機構運営費 282,599,150)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 19,217,714	2,453,272
〔前年度繰越利益金〕	233,216,472	230,769,152〕
〔翌年度繰越利益金〕	213,998,757	233,222,424〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 15 件((45)：193 ページ、(49)：207 ページ、(206)(207)：246 ページ、(208)～(218)：247 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(297、655 ページ参照)を掲記した。

(9) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業、漁業共済保険事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、農業経営安定、食糧管理、農業共済再保険、漁船再保険、漁業共済保険、業務及び国営土地改良事業の 7 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 27 年度の歳入歳出決算、損益、調整資金の増減額、政府短期証券(食糧証券)の発行、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 農業経営安定勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	319,549,336	319,549,336	—	—
26 年度	320,993,762	320,993,762	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	287,503,556	250,101,533	—	37,402,022
26 年度	268,944,249	171,567,951	—	97,376,297

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額 2873 億 3540 万余円)の 372 億 9176 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
利 益	170,124,075	159,795,783
(うち食糧管理勘定より受入)	77,529,667)	(うち食糧管理勘定より受入 77,529,667)
損 失	250,101,533	171,567,951
(うち農業経営安定事業費)	250,036,435)	(うち農業経営安定事業費 171,495,532)
損 失 金	79,977,458	11,772,167
〔前年度繰越利益金〕	149,427,006	161,199,174〕
〔翌年度繰越利益金〕	69,449,548	149,427,006〕

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業 生産条件不利補正対策交付金の交付	211,315,586 千円	167,893,350 千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業 収入減少影響緩和対策交付金の交付	38,709,723 千円	3,488,116 千円

イ 食糧管理勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	651,763,907	628,563,405	—	23,200,502
26年度	747,543,656	719,998,111	—	27,545,545
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	982,509,825	620,614,891	2,832,555	359,062,378
26年度	1,061,670,877	704,176,126	11,601,260	345,893,490

収納未済歳入額の主なものは、食糧売払代(徴収決定済額 4092 億 3873 万余円)の 231 億 0840 万余円である。また、翌年度繰越額は全て食糧買入費(歳出予算現額 5557 億 9750 万余円)の分である。不用額の主なものは、食糧買入費(同 5557 億 9750 万余円)の 2045 億 8824 万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同 2120 億 0844 万余円)の 558 億 0743 万余円及び食糧管理費(同 405 億 0653 万余円)の 105 億 1312 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
利 益	385,211,222	447,945,251
	(うち主要食糧売上高 345,273,956)	(うち主要食糧売上高 368,319,755)
	(うち輸入飼料売上高 36,493,398)	(うち輸入飼料売上高 46,568,859)
損 失	482,144,767	544,117,220
	(うち主要食糧売上原価 325,649,660)	(うち主要食糧売上原価 367,974,257)
	(うち輸入飼料売上原価 36,316,077)	(うち輸入飼料売上原価 46,339,126)
	(うち主要食糧事業管理費 29,993,406)	(うち主要食糧事業管理費 29,847,575)
損 失 金 (損失金の処理)	96,933,545 (調整資金を減額して整理)	96,171,968 (調整資金を減額して整理)

(ウ) 調整資金の増減額

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
年度首資金	184,593,930	184,791,655
本年度受入額	96,400,000	96,300,000
本年度損失整理	△ 97,168,114	△ 96,497,725
損失整理後の現在額	183,825,815	184,593,930

(エ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
繰越債務額	156,200,000	146,300,000
本年度発行額	408,200,000	508,200,000
本年度償還額	449,400,000	498,300,000
年度末現在額	115,000,000	156,200,000

(オ) 主な業務実績

区 分	27年度	(26年度)
米 穀 買 入 れ	91 万 t	116 万 t
売 渡 し	108 万 t	103 万 t
年度末在庫	169 万 t	187 万 t
麦 類 買 入 れ	626 万 t	680 万 t
売 渡 し	626 万 t	680 万 t
年度末在庫	0 万 t	—
民間団体に対する食糧麦備蓄対策費補助金の交付	4,440,655 千円	4,323,427 千円

ウ 農業共済再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	66,160,157	66,160,157	—	—
26年度	72,499,535	72,499,535	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	80,380,169	41,915,299	—	38,464,869
26年度	85,204,499	42,379,832	—	42,824,666

不用額の主なものは、農業共済再保険費及交付金(歳出予算現額 579 億 6041 万余円)の 170 億 0108 万余円である。(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 214 億円ある。)

(イ) 損 益

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
利 益	66,163,584	72,882,928
(うち再保険料)	37,586,543)	40,302,702)
損 失	54,647,292	54,661,025
(うち再保険金)	25,729,596)	26,136,669)
利 益 金	11,516,291	18,221,903
前年度繰越利益金	140,342,031	122,120,128
翌年度繰越利益金	151,858,323	140,342,031

(ウ) 積 立 金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
積立金現在額	166,648,310	166,648,310

(エ) 主な業務実績

a 農業共済

区 分	27 年 度	(26 年 度)
(共済引受)		
水稻	146 万 ha	148 万 ha
畑作物	28 万 ha	28 万 ha
麦	26 万 ha	26 万 ha
(再保険金支払)		
畑作物	1,924,842 千円	1,821,672 千円
水稻	1,064,627 千円	16,355 千円
麦	92,099 千円	882,654 千円

b 家畜共済

区 分	27 年 度	(26 年 度)
(共済引受)		
牛	416 万頭	421 万頭
肉豚	167 万頭	155 万頭
種豚	18 万頭	17 万頭
馬	2 万頭	2 万頭
(再保険金支払)		
牛	18,261,963 千円	17,476,192 千円
肉豚	705,112 千円	714,852 千円
馬	249,715 千円	238,116 千円
種豚	101,414 千円	111,013 千円

c 果樹共済

区 分	27 年 度	(26 年 度)
(共済引受)		
うんしゅうみかん	822 万本	875 万本
りんご	337 万本	333 万本
指定かんきつ	142 万本	150 万本
いよかん	135 万本	152 万本
なし	133 万本	139 万本
(再保険金支払)		
りんご	1,372,914 千円	156,490 千円
うんしゅうみかん	401,959 千円	27,565 千円
なし	324,302 千円	103,390 千円
もも	95,481 千円	33,175 千円
ぶどう	75,736 千円	75,135 千円

d 園芸施設共済

区 分	27 年 度	(26 年 度)
(共済引受)		
園芸施設	61 万棟	65 万棟
(再保険金支払)		
園芸施設	841,201 千円	4,380,696 千円

エ 漁船再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	18,480,857	18,480,857	—	—
26 年度	16,285,937	16,285,937	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	9,210,020	5,322,176	—	3,887,843
26 年度	8,428,730	5,844,258	—	2,584,471

なお、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)第 34 条第 2 項の規定に基づき、27 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額から未経過再保険料に相当する額及び支払備金に相当する額を控除した額 117 億 4519 万余円のうち、28 年度の予算総則第 12 条第 2 項の規定に定める金額 89 億 3554 万余円を、28 年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	27 年度(千円)	26 年度(千円)
利 益	9,545,099	16,250,517
(うち再保険料)	2,978,647	2,812,974
損 失	6,735,661	7,316,020
(うち再保険金)	232,877	723,210
(うち漁船保険中央会交付金)	4,473,234	4,516,977
(うち次年度繰越支払備金)	33,220	169,962
利 益 金	2,809,437	8,934,497
〔前年度繰越損失金〕	17,542,325	26,476,823
〔翌年度繰越損失金〕	14,732,887	17,542,325

(ウ) 積 立 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
積立金現在額	5,710,680	5,710,680

(エ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
(保険引受)		
件 数	340,268 件	345,664 件
再 保 險 金 額	76,837,494,775 千円	57,641,201,824 千円
(保険金支払)		
損 害 再 保 險 金	232,877 千円	723,210 千円

オ 漁業共済保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	9,844,668	9,844,668	—	—
26 年度	8,611,318	8,611,318	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	8,891,770	5,758,539	—	3,133,230
26 年度	9,032,033	6,316,199	—	2,715,833

(イ) 損 益

区 分	27 年度(千円)	26 年度(千円)
利 益	9,844,668	10,317,947
(うち保険料)	3,365,062	3,337,013
損 失	7,135,609	7,728,991
(うち保険金)	693,355	1,183,322
(うち漁業共済組合連合会交付金)	4,948,913	5,025,394
利 益 金	2,709,058	2,588,956
〔前年度繰越損失金〕	33,906,723	36,495,679
〔翌年度繰越損失金〕	31,197,664	33,906,723

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
(保険引受)		
件 数	59,053 件	63,354 件
再 共 済 金 額	555,971,228 千円	531,617,171 千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	2,082 千円	127,846 千円
養殖共済保険金	62,363 千円	125,526 千円
特定養殖共済保険金	29,891 千円	929,949 千円
漁業施設共済保険金	599,018 千円	—
計	693,355 千円	1,183,322 千円

カ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	10,408,417	10,408,393	—	24
26 年度	9,156,425	9,156,401	—	24
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	14,412,933	10,407,848	—	4,005,084
26 年度	12,234,652	9,156,394	—	3,078,257

(イ) 損 益

区 分	27 年度(千円)	26 年度(千円)
利 益	11,145,627 (うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入 9,250,987)	9,739,622 (うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入 7,894,254)
損 失	11,391,438 (うち事務取扱費 10,380,601)	10,064,269 (うち事務取扱費 8,978,215)
損 失 金 (損失金の処理)	245,810 (食糧管理勘定へ移し整理)	324,646 (食糧管理勘定へ移し整理)

キ 国営土地改良事業勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	41,991,880	41,979,319	—	12,561
26 年度	39,065,427	39,065,427	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	48,363,378	40,993,552	5,616,044	1,753,781
26 年度	45,488,988	38,122,776	5,260,233	2,105,978

(イ) 借 入 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	49,832,618	51,321,331

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
かんがい排水事業	19 地区	22 地区
総合農地防災事業	2 地区	2 地区

(10) 農林水産省所管 国有林野事業債務管理特別会計

この特別会計は、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第42号)により25年4月1日に廃止された旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の27年度の歳入歳出決算及び借入金は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	321,093,750	321,093,750	—	—
26 年度	312,111,054	312,111,054	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	321,124,507	321,093,750	—	30,756
26 年度	312,126,183	312,111,054	—	15,128

(イ) 借 入 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	1,249,064,133	1,258,253,443

(11) 経済産業省所管 貿易再保険特別会計

この特別会計は、貿易保険の再保険に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の27年度の歳入歳出決算、損益、異常危険準備金及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	59,037,786	59,037,786	—	—
26年度	81,249,628	81,249,628	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	219,607,309	21,459,979	—	198,147,329
26年度	204,128,350	2,890,493	—	201,237,857

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額 2100 億 3170 万余円)の 1889 億 9156 万余円である。

(イ) 損益

区分	27年度(千円)	26年度(千円)
利益	160,438,728 (うち再保険料 39,201,927)	151,120,810 (うち再保険料 58,192,579)
損失	160,438,728 (うち再保険金 18,907,609) (うち異常危険準備金繰入 19,723,122)	151,120,810 (うち再保険金 1,426,923) (うち異常危険準備金繰入 36,584,296)

(ウ) 異常危険準備金

区分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
異常危険準備金現在額	675,746,938	656,023,816

(エ) 主な業務実績

区分	27年度	(26年度)
再保険引受件数	105,487 件	170,138 件
引受再保険金額	7,950,993,726 千円	13,628,726,293 千円
再保険支払件数	555 件	75 件
支払再保険金額	18,907,609 千円	1,426,923 千円

(12) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の27年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	319,082,784	319,082,784	—	—
26年度	323,255,582	323,255,582	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
27年度	140,660,634	128,202,456	15,627	12,442,550
26年度	126,595,942	116,791,737	230,074	9,574,130

不用額の主なものは、事務取扱費(歳出予算現額 1289 億 5913 万余円)の 121 億 7563 万余円である。

(イ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
(特 許 権)		
出 願 の 受 理	317,614 件	325,941 件
審 査 請 求 の 受 理	240,983 件	246,236 件
審 査	238,167 件	239,726 件
(実用新案権)		
出 願 の 受 理	6,765 件	6,974 件
(意 匠 権)		
出 願 の 受 理	30,395 件	29,860 件
審 査	29,146 件	30,117 件
(商 標 権)		
出 願 の 受 理	138,702 件	115,856 件
審 査	220,687 件	228,012 件

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(507 ページ参照)を掲記した。

(13) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業、空港整備事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車検査登録、自動車事故対策及び空港整備の 4 勘定に区分して経理されており、その勘定別の 27 年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	63,285,551	61,737,129	252,211	1,296,210
26 年度	63,641,779	61,861,453	627,921	1,152,403
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	5,493,032	3,011,301	—	2,481,730
26 年度	5,905,216	3,474,294	—	2,430,921

(イ) 損 益

区 分	27 年度(千円)	26 年度(千円)
利 益	5,993,467 (うち賦課金 1,974,863) (うち前年度繰越未経過賦課金 1,698,690)	7,143,356 (うち賦課金 1,988,929) (うち前年度繰越未経過賦課金 1,712,701)
損 失	9,324,614 (うち次年度繰越支払備金 3,432,804) (うち次年度繰越未経過賦課金 1,677,357)	7,419,603 (うち次年度繰越支払備金 612,991) (うち次年度繰越未経過賦課金 1,698,690)
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 3,331,146 (翌年度に繰越利益を減額して整理 △ 2,739,198)	△ 276,246 (翌年度に繰越利益として整理 529,929)
(利益金又は損失金の処理)	(翌年度に基金を減額して整理 △ 591,947)	(翌年度に基金を減額して整理 △ 806,176)

(ウ) 繰 越 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
繰 越 利 益 の 額	120,139,894	119,609,965

(エ) 基 金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
基 金 残 額	15,286,444	16,092,621

(オ) 主な業務実績

区 分	27年 度	(26年 度)
保 障 金 等 の 支 払 件 数	1,199 件	1,219 件
金 額	1,290,578 千円	1,495,637 千円
〔経過措置としての保険金〕 支 払		
再 保 険 金 及 び 保 険 金 の 支 払 件 数	196 件	317 件
金 額	545,474 千円	844,475 千円

イ 自動車検査登録勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	52,174,734	52,174,652	10	70
26年度	49,959,520	49,959,520	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27年度	39,093,096	36,419,364	288,837	2,384,893
26年度	35,046,783	32,720,641	6,941	2,319,200

(イ) 主な業務実績

区 分	27年 度	(26年 度)
自 動 車 の 検 査	25,144 千件	25,344 千件
(うち有料分)	(25,090 千件)	(25,287 千件)
自 動 車 の 登 録	15,358 千件	15,552 千件
(うち有料分)	(15,039 千件)	(15,188 千件)

ウ 自動車事故対策勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27年度	12,932,871	12,932,871	—	—
26年度	13,163,163	13,163,163	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27年度	13,052,583	12,497,282	—	555,300
26年度	13,070,137	12,536,146	—	533,990

(イ) 損 益

区 分	27年度(千円)	26年度(千円)
利 益	2,949,174	3,273,792
(うち利子収入)	2,848,208	3,071,985
損 失	12,497,889	12,537,466
(うち独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金	6,657,893	6,892,911
損 失 金 (損失金の処理)	9,548,715 (翌年度に基金を減額して整理)	9,263,673 (翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基 金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
基 金 残 額	662,986,550	672,250,224

(エ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
自動車事故対策計画に基づき つく助成	4,024 件	3,999 件
金 額	12,218,700 千円	12,335,033 千円

エ 空港整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	440,521,338	440,311,232	—	210,105
26 年度	419,422,226	419,323,509	136	98,580
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	422,820,451	350,666,840	61,248,878	10,904,732
26 年度	410,768,190	345,045,876	48,950,950	16,771,362

翌年度繰越額の主なものは、沖縄空港整備事業費(歳出予算現額 614 億 2933 万余円)の 280 億 9820 万余円、空港整備事業費(同 923 億 8609 万余円)の 271 億 0470 万余円及び航空路整備事業費(同 297 億 5174 万余円)の 38 億 9263 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1506 億 1477 万余円)の 56 億 0004 万余円、空港整備事業費の 22 億 5016 万余円及び沖縄空港整備事業費の 15 億 0227 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	657,694,280	716,678,696

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	2 空港	2 空港

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 2 件(507、516 ページ参照)を掲記した。

(14) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管 東日本大震災復興特別会計

この特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理することを目的として、復興事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 27 年度の歳入歳出決算、復興債の償還金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
27 年度	5,134,440,721	5,134,425,388	2,231	13,101
26 年度	5,357,365,505	5,357,343,560	2,506	19,438
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
27 年度	5,632,830,156	3,709,876,042	1,411,116,996	511,837,117
26 年度	6,254,206,340	3,792,102,603	1,535,205,477	926,898,259

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所 管	27 年度 (千 円)	26 年度 (千 円)
国 会	143,365	191,153
裁 判 所	—	—
会 計 検 査 院	—	—
内 閣	15,025	43,641
内 閣 府	51,078,199	61,280,658
復 興 庁	20,684,565	119,590,929
総 務 省	445,951,117	417,670,270
法 務 省	2,077,262	2,757,053
外 務 省	—	—
財 務 省	818,284,668	744,131,091
文 部 科 学 省	185,196,849	209,541,814
厚 生 労 働 省	70,115,686	38,197,431
農 林 水 産 省	310,266,842	305,944,143
経 済 産 業 省	125,111,151	85,871,477
国 土 交 通 省	971,584,710	1,113,931,207
環 境 省	675,620,353	650,805,218
防 衛 省	33,746,243	42,146,510

(注) 裁判所、会計検査院及び外務省には 26、27 両年度の歳出予算現額が計上されていない。

翌年度繰越額の主なものは、次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額 (千円)	(歳出予算現額) (千円)
内 閣 府	内 閣 本 府	地域活性化等復興政策費	17,148,239	60,540,914
復 興 庁	復 興 庁	東日本大震災復興推進費	309,142,859	309,142,859
		原子力災害復興再生支援事業費	6,160,979	21,341,635
		教育・科学技術等復興事業費	4,608,637	8,822,711
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	10,717,406	12,018,438
		環境保全復興政策費	14,552,545	67,684,104
		環境保全復興事業費	27,868,348	81,056,753
		東日本大震災災害復旧等事業費	2,970,013	5,834,301
総 務 省	消 防 庁	生活基盤行政復興事業費	2,745,648	4,944,920
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	私 立 学 校 振 興 費	9,403,247	11,477,315
		教育・科学技術等復興事業費	13,570,774	35,093,925
		公 立 文 教 施 設 整 備 費	31,138,437	160,415,184
	ス ポ ー ツ 庁	原子力災害復興再生支援事業費	3,318,760	6,516,497
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	東日本大震災災害復旧等事業費	15,713,068	29,011,788
		社会 保 障 等 復 興 事 業 費	1,713,865	7,752,180
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	東日本大震災復興事業費	23,516,000	49,581,024
		原子力災害復興再生支援事業費	1,412,567	5,766,838
		東日本大震災災害復旧等事業費	33,155,367	89,285,302
	林 野 庁	東日本大震災復興事業費	5,921,763	19,956,372
		農 林 水 産 業 復 興 政 策 費	4,323,199	9,858,990
		東日本大震災災害復旧等事業費	28,412,568	69,142,464
	水 産 庁	東日本大震災復興事業費	15,843,504	43,921,392
		農 林 水 産 業 復 興 事 業 費	7,358,519	13,143,222
		東日本大震災災害復旧等事業費	138,944,254	273,502,443
経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	2,293,384	63,360,459
		原子力災害復興再生支援事業費	4,020,940	11,002,667

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
経済産業省	資源エネルギー庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	1,593,582	36,917,464
	中小企業庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	41,265,021	84,048,694
国土交通省	国土交通本省	河川整備事業費	9,906,247	25,246,229
		海岸事業費	6,745,461	12,531,749
		原子力災害復興再生支援事業費	1,240,534	70,193,391
		社会資本総合整備事業費	5,075,805	12,304,872
		東日本大震災復興事業費	211,526,111	549,818,499
		東日本大震災災害復旧等事業費	219,506,878	495,473,953
環境省	環境本省	東日本大震災復興事業費	3,351,700	15,125,838
	地方環境事務所	環境保全復興事業費	1,102,538	12,712,623
		環境保全復興政策費	28,581,503	405,892,386
		環境保全復興政策費	133,334,560	420,433,874
		環境保全復興事業費	3,069,020	59,300,000

不用額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	原子力災害復興再生支援事業費	1,203,426	7,491,908
復興庁	復興庁	復興庁共通費	1,176,142	6,364,652
		東日本大震災復興支援対策費	1,449,452	2,595,541
		原子力災害復興再生支援事業費	5,399,002	21,341,635
		東日本大震災復興推進調整費	2,811,000	3,000,000
		地域活性化等復興政策費	15,246,008	15,246,008
		財務行政復興事業費	2,100,000	2,100,000
		教育・科学技術等復興政策費	1,352,189	1,352,189
		教育・科学技術等復興事業費	4,214,074	8,822,711
		社会保障等復興政策費	7,762,253	7,762,253
		社会保障等復興事業費	2,355,963	2,410,523
		農林水産業復興事業費	1,307,423	1,307,423
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	1,301,032	12,018,438
		環境保全復興政策費	53,131,559	67,684,104
		環境保全復興事業費	53,188,405	81,056,753
財務省	財務本省	復興債費	9,557,228	819,099,827
		復興加速化・福島再生予備費	100,000,000	100,000,000
文部科学省	文部科学本省	教育・科学技術等復興政策費	2,714,424	30,390,401
		公立文教施設整備費	15,231,494	160,415,184
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災災害復旧等事業費	6,848,749	29,011,788
農林水産省	農林水産本省	農林水産業復興政策費	1,144,679	11,014,517
		東日本大震災復興事業費	6,689,767	49,581,024
		東日本大震災災害復旧等事業費	11,187,207	89,285,302
	林野庁 水産庁	東日本大震災災害復旧等事業費	9,122,686	69,142,464
		東日本大震災復興事業費	2,399,850	43,921,392
		農林水産業復興政策費	3,743,954	15,693,232
		東日本大震災災害復旧等事業費	38,855,355	273,502,443
経済産業省	資源エネルギー庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	8,403,186	36,917,464
	中小企業庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	21,099,264	84,048,694
国土交通省	国土交通本省	東日本大震災復興事業費	1,991,362	549,818,499

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
国土交通省	国土交通本省	東日本大震災災害復旧等事業費	17,087,502	495,473,953
環境省	環境本省	東日本大震災復興事業費	1,017,690	15,125,838
		環境保全復興事業費	7,201,174	12,712,623
	地方環境事務所	環境保全復興政策費	23,369,141	405,892,386
		環境保全復興事業費	44,073,048	59,300,000
防衛省	防衛本省	防衛復興政策費	2,411,833	34,420,100

(イ) 復興債の償還金等

区分	27年度(千円)	26年度(千円)
償還金	791,769,908	724,675,444
利子等	17,772,689	19,046,173

(ウ) 主な業務実績

区分	27年度	(26年度)
被災者支援	101,497,089千円	96,332,643千円
インフラ等復旧、まちづくり	1,245,938,619千円	1,382,289,756千円
産業の振興・雇用の確保	144,033,224千円	111,620,308千円
原子力災害からの復興・再生	800,944,758千円	826,375,932千円
地方交付税交付金	441,534,358千円	411,631,039千円
全国防災対策費	160,231,406千円	213,577,941千円

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項12件((33)、(40)：151ページ、(43)：155ページ、(196)、(200)：243ページ、(249)(250)：411ページ、(253)：415ページ、(260)：427ページ、(294)：452ページ、(306)：539ページ、(312)：567ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項3件(156、467、548ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項7件(184、391、503、507、510、513、590ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて、昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成27年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入及び支払は次のとおりである。

受 入	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
27年度	74,471,443,861	73,416,760,958	127,969,384	926,713,518
26年度	68,577,102,664	67,503,988,501	138,199,857	934,914,305
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
27年度	15,067,352,547		57,152,308,033	
26年度	11,207,564,797		54,722,372,276	

歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	55,548,277,079
交付税及び譲与税配付金特別会計各税組入金	1,080,270,185
国債整理基金特別会計組入金	147,529,856
東日本大震災復興特別会計各税組入金	375,561,402

不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	46,565,712	28,053,380,833
源泉所得税受入金	26,497,382	144,911,042
申告所得税受入金	22,959,728	86,112,362
法人税受入金	22,549,377	12,284,754,279
相続税受入金	5,667,167	2,103,002,510
消費税受入金	1,691,457	2,233,978
源泉所得税及復興特別所得税受入金	1,406,577	17,808,367,136
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	449,961,471	28,053,380,833
揮発油税及地方揮発油税受入金	227,715,416	2,956,128,075

前記収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が1兆0132億3285万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成27年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金 額(千円)
27年7月末資金現在額	—
27年8月1日から28年7月31日までの資金増	—
27年8月1日から28年7月31日までの資金減	—
28年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成27年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	27年度(千円)	26年度(千円)	
国 庫 金	年度首在高 (受入)	562,162,926	638,294,202	
	貨幣発行高	148,325,310	138,076,800	
	運用益	1,280,346	1,503,016	
	地金売払代	505,284	791,294	
	計	150,110,941	140,371,110	
	(払出)			
	貨幣回収高	146,639,300	163,221,101	
	一般会計へ繰入 (年度末繰入分)	39,655,557	53,281,283	
	計	186,294,857	216,502,385	
		差引現在額	525,979,010	562,162,926
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入)	254,808,880	246,319,672	
	回収貨幣	10,909,880	14,560,534	
	計	10,909,880	14,560,534	
	(払出)			
	貨幣材料	3,974,247	5,102,670	
	地金売払	534,591	735,406	
	その他	253,028	233,249	
	計	4,761,867	6,071,326	
		差引現在額	260,956,893	254,808,880
	資 金 合 計		786,935,904	816,971,807

第4 債権及び債務

1 債 権

平成27年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	27年度末現在額(千円)	26年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	7,466,587,171	7,742,656,182	△ 276,069,011
歳 入 外	87,839	83,299	4,539
積 立 金	106,565,114,003	103,674,661,959	2,890,452,044
資 金	112,395,154,793	117,458,284,907	△ 5,063,130,114
計	226,426,943,808	228,875,686,349	△ 2,448,742,541

平成27年度末現在額を前年度末現在額と比べると、2兆4487億4254万余円減少している。

増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	一般会計 年金特別会計 国民年金勘定	特別会計整理収入	△ 109,140,424
		保険料収入	△ 71,704,427
積 立 金	年金特別会計 国民年金勘定 厚生年金勘定	運用寄託金債権	114,168,974
		運用寄託金債権	2,776,283,069
資 金	一般会計 外国為替資金特別会計	各税受入金債権	△ 77,988,771
		仮払金債権	301,258,694
		円貨貸付金債権	△ 300,442,413
	財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	政府関係機関貸付金債権	△ 1,627,531,558
		地方公共団体貸付金債権	△ 1,396,804,880
		特別法人貸付金債権	△ 1,961,447,270

2 債 務

平成27年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	27年度末現在額(千円)	26年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	207,122,248	156,186,582	50,935,666
歳出予算の繰越債務負担額	3,496,043,057	4,029,550,741	△ 533,507,683
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	341,616,740	317,304,703	24,312,037
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	7,773,992,009	7,232,529,438	541,462,571
財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	46,870,610	51,302,945	△ 4,432,335
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	111,843,447	223,241,994	△ 111,398,547

種 別	27 年度末現在額(千円)	26 年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
公債	910,866,353,165	881,542,719,071	29,323,634,094
内国債	910,866,261,616	881,542,639,814	29,323,621,802
外国債(注)	91,548	79,257	12,291
借入金	54,807,505,170	54,984,086,051	△ 176,580,880
政府短期証券	83,748,860,000	116,888,340,000	△ 33,139,480,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	4,377,447,421	4,534,960,008	△ 157,512,586
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	44,875,066,359	45,678,727,453	△ 803,661,093
計	1,110,652,720,231	1,115,638,948,989	△ 4,986,228,758

(注) 外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の27年度末現在額を前年度末現在額と比べると、増加したものは、公債、財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為、予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額等である。また、減少したものは、政府短期証券、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、歳出予算の繰越債務負担額等である。

公債について27年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は176兆0333億6115万余円、減少した額は146兆7097億2706万余円で、差引き29兆3236億3409万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き28兆1960億6708万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの		減少したものの	
区 分	金 額(千円)	区 分	金 額(千円)
借換発行したもの	125,884,671,130	借換発行したものを償還したもの	96,687,133,457
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	27,879,442,700	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	27,617,145,050
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの	13,344,398,500	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものを償還したもの	16,220,288,759
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	6,441,327,650	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	3,194,375,883
出資国債を発行したもの	2,203,795,680	原子力損害賠償・廃炉等支援機構国庫債券を償還したもの	1,212,700,000

また、借入金について27年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は40兆2721億0818万余円、減少した額は40兆4486億8906万余円で、差引き1765億8088万余円減少している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ29兆0564億1900万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還28兆0717億6825万円である。

なお、27年4月の外国貨幣換算率^(注)の変更等に伴い増加した債務は4912億6328万余円、減少した債務は923万余円である。

(注) 主な外国貨幣の換算率の変更

米 貨	1 ドル	97 円→110 円
英 貨	1 ポンド	150 円→177 円
欧州連合貨	1 ユーロ	128 円→140 円
カナダ貨	1 カナダ・ドル	94 円→ 99 円

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国庫金

平成28年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種別	28年3月末現在(千円)	27年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	150,001,779	149,999,428	2,350
別口預金	258,358,086	294,151,178	△ 35,793,091
指定預金	18,374,048,253	1,352,713,527	17,021,334,726
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	18,782,408,613	1,796,864,628	16,985,543,985

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で638兆6869億6000万円であり、また、一時借入金をした額は累計で378兆7886億0534万余円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替え使用した額は累計で90兆9000億円である。

2 国有財産

平成27年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	27年度末現在額(千円)	26年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	17,708,779,680	17,722,278,677	△ 13,498,996	
立木竹	2,888,065,614	2,669,568,453	218,497,160	
建物	3,395,037,740	3,405,465,191	△ 10,427,451	
工作物	2,840,694,297	2,977,804,438	△ 137,110,141	
機械器具	0	0	—	
船舶	1,373,486,870	1,454,264,706	△ 80,777,836	
航空機	599,099,431	621,751,864	△ 22,652,433	
地上権等	873,643	884,064	△ 10,421	
特許権等	1,975,968	2,114,578	△ 138,609	
政府出資等	76,094,835,187	80,760,915,175	△ 4,666,079,987	
不動産の信託の受益権	195,352,824	15,003,890	180,348,933	
計	105,098,201,259	109,630,051,042	△ 4,531,849,783	
分類及び種類	行政財産	23,085,089,915	23,137,439,808	△ 52,349,893
	公用財産	17,811,439,061	18,121,041,093	△ 309,602,032
	公共用財産	699,516,683	668,275,361	31,241,321
	皇室用財産	582,143,016	555,144,962	26,998,054
	森林経営用財産	3,991,991,154	3,792,978,391	199,012,763
	普通財産	82,013,111,343	86,492,611,233	△ 4,479,499,890

27年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は9兆0435億7094万余円、減少した額は13兆5754億2072万余円で、差引き4兆5318億4978万余円減少している。なお、これらの中には、台帳価格の改定が行われたことにより増加した額4兆4302億4583万余円及び減少した額9兆0105億7171万余円が含まれている。

そのほか年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	2,916,697,107	政府出資等	売却	2,992,557,563
不動産の信託の受益権	信託	179,745,278	政府出資等	資本金減少	292,953,515
工作物	新設	134,682,319	政府出資等	出資金回収	239,610,135
建物	新築	113,375,189	土地	信託	179,745,278
航空機	新造	95,957,778	土地	売却	96,030,878

また、平成27年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	27年度末現在額(千円)	26年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,053,736,151	1,039,441,978	14,294,172
立木竹	636,174	659,799	△ 23,624
建物	1,151,618	1,126,245	25,373
工作物	799,405	486,899	312,505
計	1,056,323,350	1,041,714,923	14,608,427

3 物 品

平成27年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品目	27年度末現在額(千円)	26年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電気機器	72,044,809	67,014,287	5,030,522
通信機器	738,065,210	696,469,911	41,595,299
工作機器	1,736,566	1,785,507	△ 48,941
木工機器	3,531,853	3,582,501	△ 50,648
土木機器	119,168,026	117,268,739	1,899,286
試験及び測定機器	544,905,491	529,176,170	15,729,321
荷役運搬機器	7,106,696	2,025,949	5,080,747
産業機器	22,661,544	23,091,583	△ 430,039
船舶用機器	13,379,620	11,756,743	1,622,877
車両及び軌条	759,849,441	747,325,625	12,523,815
医療機器	30,173,057	30,638,850	△ 465,793
特殊用途機器	101,312,547	100,557,786	754,760
雑機器	287,443,403	301,479,431	△ 14,036,028
防衛用武器	3,453,271,549	3,417,975,220	35,296,328
防衛用施設機器	181,430,441	181,236,635	193,806
防衛用電気通信機器	3,331,059,972	3,282,976,277	48,083,694
防衛用航空機用機器	1,118,753,579	1,090,302,208	28,451,370
防衛用船舶用機器	130,592,783	135,234,034	△ 4,641,250
防衛用衛生器材	42,962,108	43,984,939	△ 1,022,831
防衛用一般機器	1,445,048,277	1,388,226,024	56,822,252
美術品	37,942,322	36,343,116	1,599,206
計	12,442,439,301	12,208,451,544	233,987,757

27年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は4兆6753億5543万余円、減少した額は4兆4413億6768万余円で、差引き2339億8775万余円増加している。

第6 財政融資資金の長期運用

平成27年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	11,699,155	10,188,560	661,744	848,851
政府関係機関	5,246,600,000	3,440,507,000	—	1,806,093,000
独立行政法人等	2,527,013,493	2,285,647,654	12,176,766	229,189,073
地方公共団体	5,671,068,134	3,121,775,236	2,150,291,519	399,001,379
計	13,456,380,782	8,858,118,450	2,163,130,029	2,435,132,303

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を
検査している。

平成28年次の検査(27年10月から28年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 220
 - ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
 - ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 8
 - ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 53
 - ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
 - ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち
5,166
 - ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若し
くは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 56
- このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 220	(1) 政府関係機関 4 沖縄振興開発金融公庫 株式会社日本政策金融公庫 株式会社国際協力銀行 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 (注1)
	(2) 事業団等 34 日本私立学校振興・共済事業団 日 本 銀 行 日本中央競馬会 預 金 保 険 機 構 東京地下鉄株式会社 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 成田国際空港株式会社 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 日本郵政株式会社 日本司法支援センター 全国健康保険協会 株式会社日本政策投資銀行 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 株式会社産業革新機構 日 本 年 金 機 構 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 農水産業協同組合貯金保険機構 新関西国際空港株式会社 株式会社農林漁業成長産業化支援機構 株式会社民間資金等活用事業推進機構 株式会社海外需要開拓支援機構 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 (注2) 横浜川崎国際港湾株式会社 (注3)
	以上のほか、清算中のものなどが7団体ある。
	(3) 独立行政法人 93 (注4)
	国立公文書館 情報通信研究機構 (注5) 酒類総合研究所 国立特別支援教育総合研究所

区 分	団 体 名			
	大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館
	(注5) 物質・材料研究機構	(注5) 防災科学技術研究所	(注5) 放射線医学総合研究所	国立美術館
	国立文化財機構	(注6) 労働安全衛生総合研究所	農林水産消費安全技術センター	(注7) 種苗管理センター
	家畜改良センター	(注8) 水産大学校	(注5、7) 農業・食品産業技術総合研究機構	(注7) 農業生物資源研究所
	(注7) 農業環境技術研究所	(注5) 国際農林水産業研究センター	(注5) 森林総合研究所	(注5、8) 水産総合研究センター
	日本貿易保険	(注5) 産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	(注5) 土木研究所
	(注5) 建築研究所	(注9) 交通安全環境研究所	(注5、10) 海上技術安全研究所	(注10) 港湾空港技術研究所
	(注10) 電子航法研究所	(注11) 航海訓練所	(注11) 海技教育機構	航空大学校
	(注5) 国立環境研究所	教員研修センター	駐留軍等労働者労務管理機構	(注9) 自動車検査
	造幣局	国立印刷局	国民生活センター	農畜産業振興機構
	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会	(注1) 国際協力機構	国際交流基金
	(注5) 新エネルギー・産業技術総合開発機構	(注5) 科学技術振興機構	日本学術振興会	(注5) 理化学研究所
	(注5) 宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター	日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構
	福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構	水資源機構	自動車事故対策機構
	空港周辺整備機構	情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	(注6) 労働者健康福祉機構
	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構	環境再生保全機構	日本学生支援機構
	(注5) 海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構	(注12) 大学評価・学位授与機構	(注12) 国立大学財務・経営センター
	中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金	(注13) 医薬基盤・健康・栄養研究所

区 分	団 体 名			
	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構 ^(注5)	地域医療機能推進機構	年金積立金管理運用
	住宅金融支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	国立がん研究センター ^(注5)	国立循環器病研究センター ^(注5)
	国立精神・神経医療研究センター ^(注5)	国立国際医療研究センター ^(注5)	国立成育医療研究センター ^(注5)	国立長寿医療研究センター ^(注5)
	勤労者退職金共済機構			
	(注4) (4) 国立大学法人等 90			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学
	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学
	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学
	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学
	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学
	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学
	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学
	福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学
	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学
	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学
	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学
	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学
	奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学
	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学
	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学
	高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学
	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学
	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学
	総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学
	筑波技術大学	富山大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構		

区 分	団 体 名			
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの 1	日本放送協会			
③国が資本金の一部を出資しているもの のうち 8	中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社
	日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫	日本たばこ産業株式会社	阪神国際港湾株式会社
④国が資本金を出資したものが更に 出資しているもの のうち 53	北海道旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社
	東京湾横断道路株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
	日本郵便株式会社	株式会社ゆうちょ銀行	株式会社かんぽ生命保険	株式会社整理回収機構
	株式会社地域経済活性化支援機構	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	関西国際空港土地保有株式会社	東京電力株式会社
	以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが37団体ある。			
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの のうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」は、平成27年11月25日に設立された。

(注3) 「横浜川崎国際港湾株式会社」は、平成28年3月18日に国から出資を受けて、国が資本金の2分の1以上を出資している団体となった。

(注4) 各団体の名称中「独立行政法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注5) 「国立研究開発法人情報通信研究機構」「国立研究開発法人物質・材料研究機構」「国立研究開発法人防災科学技術研究所」「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」「国立研究開発法人森林総合研究所」「国立研究開発法人水産総合研究センター」「国立研究開発法人産業技術総合研究所」「国立研究開発法人土木研究所」「国立研究開発法人建築研究所」「国立研究開発法人海上技術安全研究所」「国立研究開発法人国立環境研究所」「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」「国立研究開発法人科学技術振興機構」「国立研究開発法人理化学研究所」「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」「国立研究開発法人海洋研究開発機構」「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」「国立研究開発法人国立がん研究センター」「国立研究開発法人国立循環器病研究センター」「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」「国立研究開発法人国立成育医療研究センター」及び「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」は、いずれも平成27年4月1日にその名称中「独立行政法人」が「国立研究開発法人」となった。なお、各団体の名称中「国立研究開発法人」については、記載を省略した。

(注6) 「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」は平成28年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は、同日に「独立行政法人労働者健康福祉機構」から移行した「独立行政法人労働者健康安全機構」に承継された。

(注7) 「国立研究開発法人農業生物資源研究所」及び「国立研究開発法人農業環境技術研究所」は、いずれも平成27年4月1日にその名称中「独立行政法人」が「国立研究開発法人」となった。また、「独立行政法人種苗管理センター」「国立研究開発法人農業生物資源研究所」及び「国立研究開発法人農業環境技術研究所」の3団体は28年4月1日に解散して、各団体の権利及び義務は「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に承継された。

- (注8) 「独立行政法人水産大学校」は平成28年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は、同日に「国立研究開発法人水産総合研究センター」から移行した「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に承継された。
- (注9) 「独立行政法人交通安全環境研究所」は平成28年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は、同日に「自動車検査独立行政法人」から移行した「独立行政法人自動車技術総合機構」に承継された。
- (注10) 「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」及び「国立研究開発法人電子航法研究所」は、いずれも平成27年4月1日にその名称中「独立行政法人」が「国立研究開発法人」となった。そして、両団体は28年4月1日に解散して、両団体の権利及び義務は、同日に「国立研究開発法人海上技術安全研究所」から移行した「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に承継された。
- (注11) 「独立行政法人航海訓練所」は平成28年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は「独立行政法人海技教育機構」に承継された。
- (注12) 「独立行政法人国立大学財務・経営センター」は平成28年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は、同日に「独立行政法人大学評価・学位授与機構」から移行した「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に承継された。
- (注13) 「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」は、平成27年4月1日に「独立行政法人医薬基盤研究所」から移行して、同日にその名称中「独立行政法人」が「国立研究開発法人」となった。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成27年度末における政府関係機関は4機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設立されたものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は27年度末現在で772億9299万余円となっている。

同公庫の27年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
27年度	15,162,794		
26年度	16,273,287		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
27年度	13,880,032	11,996,352	1,883,679
26年度	15,510,150	13,823,216	1,686,933

(イ) 損 益

科 目	27年度(千円)	26年度(千円)
経常収益	24,023,290	25,922,581
うち貸付金利息	14,879,292	15,971,555
経常費用	24,137,474	25,889,549
うち借入金利息	5,101,045	6,653,594
当期利益金(△ 当期損失金) <small>(注)</small>	△ 114,184	33,031
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に積立金として整理	—	33,031
翌年度に積立金を減額して整理 (積立金)	114,184 (1,758,112)	— (1,725,080)

(注) この損失金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	527,979,493	543,831,625
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	164,481,500	164,238,500

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区分	27年度	(26年度)
貸付件数	5,904件	6,063件
貸付金額	132,959,700千円	126,934,569千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	142,477,686千円	129,334,546千円
(うち貸付金償却)	(56,225,423千円) (2,002,651千円)	(40,734,408千円) (2,953,759千円)
年度末貸付金等残高	51,901件 805,681,648千円	54,090件 815,199,634千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権

破綻先債権	979,442千円	767,593千円
延滞債権	19,884,917千円	19,228,783千円
3か月以上延滞債権	42,752千円	40,843千円
貸出条件緩和債権	38,071,926千円	45,540,455千円
計	58,979,038千円	65,577,675千円

〔貸倒引当金 9,996,088千円 8,992,088千円〕
 (注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額 100億 0150 万余円の範囲内とされている。

b 出資業務

区分	27年度	(26年度)
出資会社数	7社	5社
出資金額	7件 660,400千円	5件 1,300,000千円
年度末出資金残高	60社 76件 6,504,231千円	58社 72件 5,993,831千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は 27 年度末現在で 3 兆 9046 億 4585 万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務の 7 勘定に区分して経理されている。

同会社の勘定別の 27 年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収入	収入済額(千円)		
27年度	148,684,644		
26年度	151,491,954		
支出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
27年度	106,733,429	83,918,266	22,815,162
26年度	108,471,377	86,654,876	21,816,500

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 303 億 3031 万余円)の 129 億 5772 万余円、業務諸費(同 189 億 7025 万円)の 34 億 3584 万余円及び職員基本給(同 244 億 1921 万余円)の 11 億 8923 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	27 年度(千円)	26 年度(千円)
経常収益	147,530,347	150,814,226
うち貸出金利息	126,003,817	132,139,702
経常費用	122,057,332	119,775,460
うち借入金利息	13,804,432	16,934,677
特別利益	490,443	49,363,334
特別損失	321,692	968,246
当期純利益	25,641,766	79,433,852
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	25,641,766	79,433,852
(繰越利益剰余金)	(△ 507,132,655)	(△ 532,774,421)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,458,981,362	5,520,178,178
社 債 発 行 残 高	660,050,955	679,980,028

(エ) 主な業務実績

区 分	27 年 度	(26 年 度)
貸 付 件 数	409,059 件	410,952 件
金 額	2,299,097,195 千円	2,428,083,239 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	2,388,080,335 千円	2,436,657,607 千円
(うち貸出金償却)	(74,154,922 千円)	(85,196,215 千円)
年度末貸出金残高 件 数	2,043,219 件	2,077,023 件
金 額	6,862,218,911 千円	6,951,202,051 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	12,040,897 千円	15,448,018 千円
延 滞 債 権	127,476,911 千円	134,954,216 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	41,979 千円	101,958 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	463,263,789 千円	495,049,132 千円
計	602,823,577 千円	645,553,325 千円

〔貸 倒 引 当 金 120,234,274 千円 132,683,698 千円〕
 (注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
27 年度	54,605,252		
26 年度	50,819,013		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
27 年度	53,492,356	47,078,516	6,413,839
26 年度	57,162,084	49,681,784	7,480,299

(イ) 損 益

科 目	27年度(千円)	26年度(千円)
経常収益	48,222,658	47,313,760
うち貸出金利息	36,623,465	39,312,272
経常費用	48,221,563	57,064,431
うち借入金利息	26,520,624	28,475,588
特別利益	—	9,763,797
特別損失	1,095	13,127
当期純利益	—	—

(ウ) 借 入 金 等

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,010,661,758	2,015,005,224
社債発行残高	210,969,100	190,964,963

(エ) 主な業務実績

区 分	27年度	(26年度)
貸 付 け 件 数	12,327 件	11,853 件
金 額	376,047,078 千円	366,980,763 千円
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	355,453,025 千円 (2,930,914 千円)	328,333,771 千円 (3,098,158 千円)
年度末貸出金残高 件 数	166,703 件	170,437 件
金 額	2,583,352,237 千円	2,562,758,184 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	708,333 千円	1,172,941 千円
延 滞 債 権	56,569,206 千円	61,980,091 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	691,156 千円	1,247,137 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	19,693,565 千円	22,262,730 千円
計	77,662,261 千円	86,662,901 千円
貸 倒 引 当 金	21,022,945 千円	23,484,791 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
27年度	104,932,769		
26年度	109,560,258		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
27年度	66,177,215	46,151,546	20,025,668
26年度	76,638,448	51,649,775	24,988,672

不用額の主なもの、支払利息(支出予算現額 358 億 3015 万余円)の 140 億 5772 万余円及び業務諸費(同 77 億 5803 万余円)の 18 億 1203 万余円である。

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	27 年度(千円)	26 年度(千円)
経常収益	104,150,766	116,011,580
うち貸出金利息	87,332,343	93,457,402
経常費用	79,395,660	55,945,183
うち借入金利息	15,198,930	18,492,997
うち社債利息	5,894,615	8,042,800
特別利益	2,846	17,596,963
特別損失	42,107	413,614
当期純利益	24,715,844	77,249,746
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	24,715,844	77,249,746
(繰越利益剰余金)	(△ 367,432,534)	(△ 392,148,378)

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	27 年度(千円)	26 年度(千円)
経常収益	354,590	355,593
うち有価証券利息配当金	335,147	335,103
経常費用	197,428	42,155
特別利益	—	6,748
当期純利益	157,161	320,186
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	157,161	320,186
翌年度に利益準備金として積立て	78,580	160,093
翌年度に国庫へ納付	78,580	160,093
(繰越利益剰余金)	(157,161)	(320,186)

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,635,501,544	3,775,950,724
社債発行残高	845,800,748	994,707,349

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	27 年度末(千円)	26 年度末(千円)
社債発行残高	4,000,000	—

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	27 年 度	(26 年 度)
貸 付 け 件 数	24,859 件	27,008 件
金 額	1,672,017,470 千円	1,777,755,040 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,944,548,799 千円	1,963,286,881 千円
(うち貸出金償却)	(33,322,736 千円)	(37,250,307 千円)
年度末貸出金等残高 件 数	146,046 件	152,080 件
金 額	5,744,753,566 千円	6,017,284,896 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	7,835,289 千円	9,137,772 千円
延 滞 債 権	550,943,416 千円	550,166,191 千円

区 分	27 年 度	(26 年 度)
3 か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	89,907,661 千円	88,912,402 千円
計	648,686,367 千円	648,216,366 千円

〔貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。〕

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	27 年 度	(26 年 度)
貸付債権元本件数	525 件	—
金額	12,167,000 千円	—

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
27 年度	247,469,593		
26 年度	269,144,179		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
27 年度	764,652,794	360,811,769	403,841,024
26 年度	952,179,952	433,555,433	518,624,518

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額 7493 億 7840 万余円)の 3965 億 0513 万余円及び保険費に係る賠償償還及払戻金(同 97 億 1941 万円)の 58 億 0085 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	27 年度(千円)	26 年度(千円)
経常収益	276,048,803	154,255,831
うち保険料	137,030,147	140,655,032
経常費用	264,893,139	435,090,809
うち保険金	352,873,273	426,180,327
うち回収金	△ 97,003,847	△ 108,642,462
特別利益	—	3,992,129
特別損失	0	52,173
当期純利益(△ 当期純損失)	11,155,664	△ 276,895,022
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	11,155,664	—
翌年度に資本準備金を取り崩して整理	—	276,895,022

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区 分	27 年 度	(26 年 度)
保 險 関 係 成 立 件 数	669,784 件	687,221 件
保 險 価 額	8,561,444,745 千円	8,485,909,766 千円
保 險 金 支 払 件 数	44,877 件	51,151 件
金 額	352,873,273 千円	426,156,884 千円
支 払 保 險 金 等 回 収 金 額	96,865,152 千円	108,452,729 千円

オ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
27年度	32,884,537		
26年度	40,856,652		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
27年度	174,022,249	52,902,036	121,120,212
26年度	206,841,715	61,372,361	145,469,353

不用額の主なものは、補償金(支出予算現額973億0145万余円)の838億3266万余円、支払利息(同598億1398万余円)の318億0082万余円及び利子補給金(同156億4346万余円)の45億8431万余円である。

(イ) 損 益

科 目	27年度(千円)	26年度(千円)
経常収益	37,692,638	41,924,870
うち貸出金利息	27,792,095	34,971,119
経常費用	48,783,288	56,842,287
うち借入金利息	27,792,095	34,971,119
特別利益	—	39,266
特別損失	—	31,023
当期純損失	11,090,649	14,909,175
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 11,090,649	△ 14,909,175
(繰越利益剰余金)	(△ 187,295,668)	(△ 176,205,019)

(ウ) 借 入 金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	3,073,245,000	4,035,688,000

(エ) 主な業務実績

区 分		27年度	(26年度)
ツーステップ・ローン	貸付け等	105,200,000千円	130,000,000千円
	CP取得	—	—
貸出金回収	金 額	1,067,643,000千円	1,005,853,000千円
年度末貸出金残高	金 額	3,073,245,000千円	4,035,688,000千円
損害担保引受応諾額	貸付け等	1,102,241,654千円	1,250,339,766千円
	CP取得	—	—
補償金支払額	金 額	13,468,794千円	13,353,539千円
支払補償金回収	金 額	1,563,906千円	2,136,451千円
年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況			
	破綻先債権	—	—
	延滞債権	—	—
	3か月以上延滞債権	—	—
	貸出条件緩和債権	—	—
	計	—	—
	貸倒引当金	—	—

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

カ 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
27年度	499,947		
26年度	474,052		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
27年度	3,034,931	500,549	2,534,381
26年度	2,703,548	471,921	2,231,626

(イ) 損 益

科 目	27年度(千円)	26年度(千円)
経常収益	489,554	491,875
うち貸出金利息	412,164	414,417
経常費用	499,331	499,722
うち借入金利息	412,164	414,417
特別利益	—	20,327
特別損失	—	1,984
当期純利益(△ 当期純損失)	△ 9,776	10,495
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 9,776	10,495
(繰越利益剰余金)	(△ 31,515)	(△ 21,738)

(ウ) 借 入 金

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	76,277,000	81,810,000

(エ) 主な業務実績

区 分	27年度	(26年度)
ツーステップ・ローン 貸 付 け	1,107,000 千円	22,903,000 千円
貸 出 金 回 収 金 額	6,640,000 千円	3,411,000 千円
年度末貸出金残高 金 額	76,277,000 千円	81,810,000 千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	—	—

〔貸 倒 引 当 金〕
 (注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

(3) 株式会社国際協力銀行

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経

済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は27年度末現在で1兆3910億円となっている。

同会社の27年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
27年度	302,053,458		
26年度	285,666,041		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
27年度	909,895,353	225,701,633	684,193,719
26年度	805,552,655	213,766,284	591,786,370

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額8865億5043万余円)の6796億3771万余円、業務諸費(同90億5282万余円)の14億2666万余円及び社債発行諸費(同24億2666万円)の12億1702万余円である。

(イ) 損 益

科 目	27年度(千円)	26年度(千円)
経常収益	240,005,390	257,252,057
うち貸出金利息	196,859,537	166,130,632
経常費用	197,276,755	136,755,328
うち借入金利息	57,339,835	50,488,916
うち社債利息	66,429,303	65,567,185
特別利益	43,482	5,707,596
特別損失	—	16,599
当期純利益	42,772,118	126,187,726
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	21,386,059	63,684,918
翌年度に国庫へ納付	21,386,059	63,684,918
(利益準備金)	(929,368,379)	(865,683,460)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
借入金残高(外国為替資金等)	9,438,450,095	9,425,316,034
社債発行残高	2,668,558,517	3,049,490,189

(エ) 主な業務実績

区 分	27年度	(26年度)
貸 付 け 件 数	384件	294件
金 額	2,048,294,316千円	2,247,686,461千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	2,940,582,571千円	470,138,348千円
(うち貸出金償却)	(—)	(—)
年度末貸出金残高 件 数	1,378件	1,249件
金 額	13,540,661,069千円	14,432,949,324千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	111,407,077千円	120,482,204千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	44,719,692千円	35,945,890千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	98,714,212千円	73,770,228千円
計	254,840,981千円	230,198,322千円

区 分	27 年 度	(26 年 度)
貸 倒 引 当 金	168,262,975 千円	115,492,525 千円
(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。		

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設立されたものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を区分して経理するものである。

同部門の資本金は27年度末現在で7兆8621億5784万余円となっていて、27年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
27 年度	185,720,376		
26 年度	204,950,930		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
27 年度	124,097,547	90,637,032	33,460,514
26 年度	111,900,552	89,148,212	22,752,339

不用額の主なものは支払利息(支出予算現額656億4892万余円)の179億3130万余円、業務委託費(同347億2656万円)の93億0871万余円及び業務諸費(同169億8810万余円)の54億4317万余円である。

(イ) 損 益

科 目	27 年度(千円)	26 年度(千円)
経常収益	190,130,068	209,144,397
うち貸付金利息	161,474,437	169,039,022
経常費用	90,402,227	94,687,841
うち借入金利息	21,180,259	24,068,325
うち業務委託費	22,204,483	18,977,879
臨時利益	3,040,864	866
臨時損失	6,240	19,329
当期総利益	102,762,464	114,438,092
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理(準備金)	102,762,464 (1,369,795,600)	114,438,092 (1,255,357,507)

(ウ) 借入金等

区 分	27年度末(千円)	26年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	1,756,530,577	1,703,585,530
国際協力機構債券発行残高	477,305,000	427,305,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	27年度	(26年度)
貸 付 け 件 数	2,473 件	2,569 件
金 額	973,734,353 千円	827,375,347 千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却)	699,603,534 千円 (-)	672,813,919 千円 (-)
年度末貸付金残高 件 数	1,859 件	1,864 件
金 額	11,565,936,199 千円	11,291,805,380 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に機構において
開示している債権

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	63,845,414 千円	68,324,707 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	749,878,553 千円	771,262,809 千円
計	813,723,967 千円	839,587,516 千円

貸 倒 引 当 金 153,208,197 千円 145,266,937 千円

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金として算定した額とされている。

これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。

貸 倒 引 当 金 63,845,414 千円 60,988,674 千円

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、債権ごとに個別引当を行った額とされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実に認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却している。

b 出資業務

区 分	27年度	(26年度)
出 資 会 社 等 数	3	3
金 額	905,656 千円	515,637 千円
年度末出資金残高 会 社 等 数	10	10
金 額	42,676,984 千円	43,186,117 千円

なお、この法人について検査した結果、不当事項1件((324):674ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(676、684ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(684ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等を除く。)のうち、11法人の平成27年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設立されたものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は27事業年度末現在で1086億7786万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、厚生年金、退職等年金給付、福祉及び共済業務の6勘定に区分されている。

なお、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)により改正された日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)等により、27年10月1日に長期勘定は厚生年金勘定となるとともに、新たに退職等年金給付勘定が設置された。

同事業団の勘定別の27事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助成勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	649,663,249	599,650,965	負債	532,133,687	482,579,812
うち貸付金	619,285,462	578,328,841	うち長期借入金	415,746,428	368,491,534
うち破産更生債権等	2,980,568	3,640,932			
(注) うち貸倒引当金	△ 6,316,323	△ 7,492,046	純資産	117,529,562	117,071,152
			資本金	108,677,863	108,677,863
			資本剰余金	5,409,748	5,404,535
			利益剰余金	3,441,951	2,988,754

(注) 貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」の定めるところに従って算出した額を計上している。

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常費用	347,288,630	351,957,901
うち交付補助金	317,424,499	321,343,545
経常収益	347,153,406	352,073,782
うち補助金等収益	317,424,499	321,343,545
経常利益(△ 経常損失)	△ 135,224	115,881
臨時損失	219,542	4,787
臨時利益	1,176,086	546,656
法人税、住民税及び事業税	60	60
当期純利益	821,260	657,691
当期総利益	821,260	657,691
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	821,260	657,691
利益処分別		
助成金	261,263	236,625
厚生年金勘定へ繰入	131,439	140,502
積立金	428,558	280,564

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度	(26 事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	634 法人	636 法人
補助金交付額	317,424,499 千円	321,343,545 千円
(貸付事業)		
貸 付 け 法 人 数	161 法人	158 法人
件 数	192 件	191 件
金 額	104,707,500 千円	80,329,600 千円
貸付金回収等	64,411,244 千円	68,134,356 千円
事業年度末貸付金残高	1,314 法人	1,319 法人
件 数	2,730 件	2,735 件
金 額	622,266,030 千円	581,969,774 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に事業団において 開示している債権		
破 綻 先 債 権	65,326 千円	82,960 千円
延 滞 債 権	7,327,759 千円	9,356,834 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	892,134 千円	4,445,030 千円
計	8,285,220 千円	13,884,824 千円

イ 短期勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	65,592,227	69,143,502	負債	27,711,825	26,978,387
うち現金及び預金	47,177,220	42,869,744	うち未払金	11,458,100	11,261,553
うち未収入金	16,673,974	17,415,913	うち支払準備金	11,488,297	11,054,411
うち投資有価証券	—	3,494,800	純資産	37,880,402	42,165,115
			利益剰余金	37,880,402	42,165,115

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常費用	257,497,959	249,979,661
うち業務費	256,758,282	249,973,360
経常収益	253,684,057	249,666,118
うち掛金収入	232,575,068	228,735,533
経常損失	3,813,901	313,542
臨時損失	11,554,817	11,189,723
臨時利益	11,084,005	10,785,362
当期純損失	4,284,713	717,903
当期総損失	4,284,713	717,903
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	4,284,713	717,903
損失処理額		
積立金取崩額	4,284,713	717,903

ウ 厚生年金勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	3,752,517,969	3,646,088,160	負債	371,304	3,301,717
うち現金及び預金	199,263,997	230,756,662	うち未払費用	—	2,305,644
うち長期性預金	3,171,170,791	1,251,936,153	純資産	3,752,146,665	3,642,786,443
うち投資有価証券	—	1,792,560,399	利益剰余金	3,752,146,665	3,642,786,443

(注) 26 事業年度末は、長期勘定に係るものである。

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常費用	720,334,637	556,812,918
うち業務費	718,546,579	555,249,450
経常収益	829,666,841	653,272,260
うち保険料収入	173,296,078	—
うち掛金収入	229,320,919	396,624,401
うち財務収益	141,923,632	128,202,402
経常利益	109,332,204	96,459,342
臨時損失	64,332	34,343,714
臨時利益	92,350	141,408
当期純利益	109,360,222	62,257,035
当期総利益	109,360,222	62,257,035
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	109,360,222	62,257,035
利益処分額		
厚生年金保険給付積立金	50,677,636	—
経過的長期給付積立金	58,682,585	—
長期給付積立金	—	62,257,035

(注) 27 年 9 月 30 日までは長期勘定に係るものである。

エ 退職等年金給付勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)
資産	19,274,050	純資産	19,274,050
うち現金及び預金	5,204,089	利益剰余金	19,274,050
うち長期性預金	11,100,000		

(イ) 損益計算書

区 分	(注) 27 事業年度(千円)
経常費用	268,782
うち業務費	449
経常収益	19,542,833
うち掛金収入	19,451,003
経常利益	19,274,050
当期純利益	19,274,050
当期総利益	19,274,050
(利益の処分)	
当期末処分利益	
当期総利益	19,274,050
利益処分額	
退職等年金給付積立金	19,274,050

(注) 27 事業年度は 27 年 10 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までである。

オ 福祉勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	1,154,758,879	1,112,870,515	負債	1,105,343,296	1,067,454,448
うち長期性預金	988,435,709	942,927,044	うち加入者貯金	1,051,738,332	1,009,385,079
			純資産	49,415,582	45,416,067
			資本剰余金	3,758,659	3,473,309
			利益剰余金	45,656,922	41,942,757

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常費用	33,716,710	33,758,658
うち業務費	33,714,921	33,751,897
経常収益	37,768,386	37,486,811
うち掛金収入	7,714,066	7,518,928
うち保険患者収入	9,532,191	8,915,958
うち施設収入	8,587,518	8,417,659
うち貸付金利息	1,122,643	1,197,842
うち財務収益	8,373,700	8,824,601
経常利益	4,051,676	3,728,152
臨時損失	540,922	51,929
臨時利益	489,726	53,873
法人税、住民税及び事業税	964	964
当期純利益	3,999,515	3,729,132

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
当期総利益	3,999,515	3,729,132
(保健経理)	—	669,568
(医療経理)	—	154,651
(宿泊経理)	—	675,729
(貯金経理)	—	2,305,166
(貸付経理)	—	△ 75,983
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益	3,999,515	—
前期繰越欠損金	15,318,206	—
損失処理額		
別途積立金取崩額	2,131,681	—
貸付資金積立金取崩額	655,245	—
欠損金補てん積立金積立額	△ 2,645,672	—
積立金積立額	△ 615,776	—
次期繰越欠損金	11,793,212	—
(保健経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	—	669,568
利益処分額		
積立金	—	669,568
(医療経理)		
当期未処理損失		
当期総利益	—	154,651
前期繰越欠損金	—	4,030,770
損失処理額		
別途積立金	—	△ 1,350
次期繰越欠損金	—	3,877,469
(宿泊経理)		
当期未処理損失		
当期総利益	—	675,729
前期繰越欠損金	—	11,832,467
損失処理額		
別途積立金	—	△ 284,000
次期繰越欠損金	—	11,440,737
(貯金経理)		
当期未処分利益		
当期総利益	—	2,305,166
利益処分額		
欠損金補てん積立金	—	2,276,148
積立金	—	29,017
(貸付経理)		
当期未処理損失		
当期総損失	—	75,983
損失処理額		
積立金取崩額	—	75,983

カ 共済業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	16,058,516	15,605,224	負債	5,569,965	4,995,648
うち現金及び預金	9,808,645	7,395,618	うち未払金	2,422,345	2,056,323
うち有価証券	—	3,162,454	うち退職給付引当 金	3,012,681	2,807,550
			純資産	10,488,550	10,609,575
			資本剰余金	2,898,500	2,889,010
			利益剰余金	7,590,050	7,720,565

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常費用	4,827,339	6,002,586
一般管理費	4,827,339	6,002,586
経常収益	4,954,388	3,628,418
うち掛金収入	1,830,882	3,290,003
うち受入金	2,790,661	—
経常利益(△ 経常損失)	127,049	△ 2,374,168
臨時損失	248,093	6,477
臨時利益	19	3
当期純損失	121,024	2,380,641
当期総損失	121,024	2,380,641
(損失の処理)		
当期末処理損失		
当期総損失	121,024	2,380,641
損失処理額		
別途積立金	△ 79,144	△ 9,490
積立金取崩額	200,169	2,390,131

なお、この事業団について検査した結果、不当事項4件((315)-(318)：616ページ参照)及び意見を
表示し又は処置を要求した事項1件(619ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと
並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資
することを目的として設立されたものである。その資本金は27事業年度末現在で1億円(うち国の出資
5500万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り
扱っている。

同銀行の27事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	405,648,145,111	323,593,715,832	負債	402,098,423,897	319,698,303,128
うち国債	349,195,560,460	269,792,149,426	うち預金	282,939,643,326	206,071,828,959
うち貸出金	34,045,336,000	34,097,585,000	うち発行銀行券	95,594,792,658	89,673,254,629
うち外国為替	6,697,119,789	7,112,527,067	うち売現先勘定	189,967,046	17,608,286,376
			純資産	3,549,721,214	3,895,412,703
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	3,138,531,211	2,886,275,112

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	1,597,193,870	2,078,249,103
うち国債利息	1,287,505,568	1,044,012,970
うち外国為替収益	78,347,409	857,077,653
経常費用	834,563,201	364,522,403
うち経費	193,580,087	197,514,096
うちその他経常費用	232,063,502	161,646,075
経常利益	762,630,668	1,713,726,700
特別利益	205,173,803	18,100,432
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	204,156,000	—
特別損失	450,636,374	380,397,117
うち債券取引損失引当金繰入額 ^(注)	450,140,000	—
うち外国為替等取引損失引当金繰入額	—	380,080,000
税引前当期剰余金	517,168,096	1,351,430,014
法人税、住民税及び事業税	106,091,290	342,405,620
当期剰余金	411,076,806	1,009,024,394
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	20,553,840	252,256,098
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	390,517,966	756,763,295

(注) 量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から、27年11月に日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)及び日本銀行法施行規則(平成10年大蔵省令第3号)が改正され、当分の間、債券取引損失引当金に積み立てる額の算出に用いる収益の額に長期国債の利息の金額の全部又は一部が、損失の額に有利子負債への利息の金額がそれぞれ含まれることとなった。

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度	(26 事業年度)
事業年度末銀行券発行高	150 億枚	144 億枚
主 な 金 融 調 節		
長期国債買入れ	114 兆 8834 億円	96 兆 6215 億円
国庫短期証券買入れ	69 兆 4394 億円	101 兆 8821 億円
E T F 買 入 れ	3 兆 0840 億円	1 兆 6323 億円

(3) 預金保険機構

I 決算等の状況

この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、次のような業務を行うことなどにより、もって信用秩序の維持に資することを目的として設立されたものである。

- ① 金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払等を行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助等を行う業務、金融整理管財人の業務、及び金融整理管財人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行の設立、当該設立された銀行の経営管理等を行う業務
- ② 金融危機に対応するため必要と認められた場合において、金融機関の株式等の引受け等を行う業務、及び金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理として金融機関等の特別監視等を行う業務
- ③ 金融機関等の資産の買取り等を行う業務
- ④ 金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑤ 金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取り等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務
- ⑥ 預金等に係る債権の消滅手続の開始等に係る公告等を行う業務
- ⑦ 株式会社地域経済活性化支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
- ⑧ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務
その資本金は27事業年度末現在で351億3500万円(うち国の出資348億3000万円)となっている。
同機構の会計は、一般、危機対応、金融再生、金融機能早期健全化、金融機能強化、被害回復分配金支払、地域経済活性化支援及び東日本大震災事業者再生支援の8勘定に区分して経理されている。

同機構の勘定別の27事業年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
27事業年度	575,654,031		
26事業年度	939,117,040		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
27事業年度	309,574,603	147,579,325	161,995,278
26事業年度	371,317,904	214,666,837	156,651,067

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額2828億円)の1565億円である。

(イ) 損 益

区 分	27事業年度(千円)	26事業年度(千円)
経常収益	593,162,406	926,174,551
うち保険料収入	401,090,143	645,969,033
経常費用	593,155,024	925,713,668
うち責任準備金繰入	412,156,176	692,422,360
特別損失	7,381	460,882

(ウ) 責 任 準 備 金

区 分	27事業年度末(千円)	26事業年度末(千円)
責任準備金	2,792,591,088	2,380,434,912

(エ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度 千円	(26 事業年度) 千円
事業年度未被管理金融機関貸付金残高	155,969,861	155,969,861
〔貸倒引当金 (注1) 被管理金融機関貸付金は、全額が日本振興銀行株式会社向け貸付金であり、当該貸付先の民事再生計画に基づく今後の弁済見込みが未定であることから、26 事業年度と同様に貸付金元本残高の全額を当該貸付金に係る貸倒引当金として計上している。〕	155,969,861	155,969,861
破綻した金融機関からの 買取資産(貸付金)の回収(注3)	447,039	100,133
事業年度未買取資産(貸付金)残高	3,518,316	3,965,355
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に機構において 開示している債権		
破綻先債権	2,551,923	2,990,359
延滞債権	966,392	974,996
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
計	3,518,316	3,965,355
〔貸倒引当金 (注2) 貸倒引当金に計上する金額は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額とされている。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額とされている。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績に基づき算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額とされている。〕	3,518,316	3,965,355

(注3) 10年2月の預金保険法(昭和46年法律第34号)の改正が行われる前までは、預金保険機構が株式会社整理回収銀行に対して破綻した金融機関の資産の買取りを委託できるのは、信用組合に限られていたため、同機構は10年1月に破綻した株式会社阪和銀行の貸付金等資産2082億余円を直接買い取っている。

イ 危機対応勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
27 事業年度	8,797		
26 事業年度	236,937,998		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
27 事業年度	1,042,175	522,521	519,653
26 事業年度	270,633,809	270,120,685	513,123

(イ) 損 益

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	8,575	40,911,846
事業外収益	8,575	102,686
取得株式等事業収入	—	40,809,160
経常費用	520,838	704,180
一般管理費	520,838	529,498
事業外費用	—	174,681
特別損失	8	—
当期利益金(△ 当期損失金)	△ 512,271	40,207,666
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	—	40,207,666
翌事業年度に積立金を減額整理 (積立金)	512,271 (370,561,452)	— (330,353,785)

ウ 金融再生勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
27 事業年度	499,868,461		
26 事業年度	676,839,848		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
27 事業年度	967,334,456	500,263,349	467,071,106
26 事業年度	1,362,618,212	675,679,028	686,939,183

不用額の主なものは、特定協定銀行貸付金(支出予算現額 3663 億円)の 3663 億円である。

(イ) 損 益

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	132,591,235	45,225,722
うち資産買取事業収入	112,981,081	22,732,788
経常費用	22,257,117	25,318,086
うち事業外費用	2,487,048	3,681,735
特別損失	762	4
当期利益金	110,333,356	19,907,631
(利益金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金を減額整理 (繰越欠損金)	110,333,356 (225,903,326)	19,907,631 (245,810,957)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	27 事業年度末(千円)	26 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	131,000,000	246,900,000
預金保険機構債発行残高	1,550,000,000	1,550,000,000

エ 金融機能早期健全化勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
27 事業年度	242,598,757		
26 事業年度	297,719,880		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
27 事業年度	240,112,741	35,240,282	204,872,458
26 事業年度	290,316,023	240,092,046	50,223,976

不用額の主なものは、協定銀行貸付金(支出予算現額 2400 億余円)の 2048 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	2,455,489	7,488,139
うち協定銀行納付金収入	956,589	5,813,803
経常費用	280,162	161,877
うち事業外費用	223,624	103,540
特別損失	110	—
当期利益金	2,175,216	7,326,262
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理 (積立金)	2,175,216 (1,596,942,730)	7,326,262 (1,589,616,467)

オ 金融機能強化勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
27 事業年度	433,153,332		
26 事業年度	944,117,997		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
27 事業年度	23,620,073,054	433,117,578	23,186,955,475
26 事業年度	24,108,452,723	983,126,649	23,125,326,073

不用額の主なものは、借入返済金(支出予算現額 11 兆 7200 億円)の 11 兆 5495 億円、協定銀行貸付金(同 11 兆 7840 億円)の 11 兆 5219 億円及び事業外費用(同 1159 億余円)の 1154 億余円である。

(イ) 損 益

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	3,054,689	22,937,213
うち協定銀行納付金収入	2,634,392	22,499,706
経常費用	419,457	603,964
うち事業外費用	330,608	513,765
特別損失	152	—
当期利益金	2,635,079	22,333,249
(利益金の処理)		
翌事業年度に積立金として整理	2,635,079	22,333,249
(積立金)	(37,672,585)	(15,339,336)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	27 事業年度末(千円)	26 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	158,600,000	170,500,000
預金保険機構債発行残高	280,000,000	280,000,000

(エ) 主な業務実績

区 分	金融機関数	27 事業年度	(26 事業年度)
協定銀行への資本増強の委託	金 額	1 金融機関 10,600,000 千円	2 金融機関 17,000,000 千円

カ 被害回復分配金支払勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
27 事業年度	1,008,026		
26 事業年度	1,083,619		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
27 事業年度	1,523,646	1,028,140	495,506
26 事業年度	1,502,687	1,076,762	425,924

(イ) 損 益

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	558,026	683,619
うち被害回復分配金残余納付金	434,998	566,264
経常費用	557,939	666,494
うち被害回復分配金支払業務費	440,393	567,389
当期利益金(△ 当期損失金)	△ 31	17,124
(利益金又は損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金を減額整理	—	17,124
翌事業年度に繰越欠損金として整理	31	—
(繰越欠損金)	(14,726)	(31,851)

(ウ) 借 入 金

区 分	27 事業年度末(千円)	26 事業年度末(千円)
借入金残高(市中金融機関)	130,000	150,000

キ 地域経済活性化支援勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
27 事業年度	0		
26 事業年度	3,000,047		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
27 事業年度	7,006,927	5,082	7,001,844
26 事業年度	3,006,713	3,004,772	1,940

(イ) 損 益

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	0	46
事業外収益	0	46
経常費用	5,082	4,790
一般管理費	5,082	4,772
当期損失金	5,082	4,744
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	5,082	4,744
(繰越欠損金)	(23,987)	(19,242)

ク 東日本大震災事業者再生支援勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入決定済額(千円)		
27 事業年度	0		
26 事業年度	8		
支 出	支出予算現額(千円)	支出決定済額(千円)	不用額(千円)
27 事業年度	993	499	493
26 事業年度	978	515	462

(イ) 損 益

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	0	8
事業外収益	0	8
経常費用	499	518
一般管理費	499	515
当期損失金	499	510
(損失金の処理)		
翌事業年度に繰越欠損金として整理	499	510
(繰越欠損金)	(1,422)	(912)

II 金融機関の資本の増強のために使用された公的資金の状況

同機構は、預金保険法、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)等に基づき、直接又は協定銀行に委託して金融機関等の資本増強に関する業務を行っており、10年3月から28年3月までに、64金融機関(資本増強時の金融機関数)に対して計13兆0455億余円に及ぶ公的資金(政府保証を付して資金の借入れ又は債券の発行により調達した資金)を使用して資本増強を実施した。

このうち、27事業年度末現在までに計12兆3174億余円が返済され、同事業年度末における未返済残高は27金融機関(現在の金融機関数)で計7281億円となっている。

これらの状況を金融機関別に整理して示すと、表のとおりとなっている。

表 公的資金による資本増強の実施状況(27事業年度末現在) (単位：億円)

番号	金融機関名	資本増強時金融機関名	資本増強実施年月	資本増強額	返済額	残高
公的資金の返済が完了していない金融機関						
1	㈱新生銀行	①旧㈱日本長期信用銀行	10年3月	1766	466	1300
			12年3月	2400	1200	1200
		小計			4166	1666
2	㈱じもとホールディングス	注(1) ②㈱きらやか銀行 ②㈱じもとホールディングス(㈱きらやか銀行) ③㈱仙台銀行	21年9月	200	200	—
			24年12月	300	—	300
			23年9月	300	—	300
小計			800	200	600	
3	④全国信用協同組合連合会(山梨県民信用組合)		21年9月	450	—	450
4	㈱筑波銀行	注(2) ⑤旧㈱関東つくば銀行 ⑤㈱筑波銀行	15年9月	60	60	—
			23年9月	350	—	350
	小計			410	60	350
5	⑥㈱東和銀行		21年12月	350	—	350
6	⑦㈱第三銀行		21年9月	300	—	300
7	⑧全国信用協同組合連合会(ぐんまみらい信用組合)		24年12月	250	—	250
8	⑨㈱みちのく銀行		21年9月	200	—	200
9	⑩全国信用協同組合連合会(横浜中央信用組合)		26年3月	190	—	190

表 公的資金による資本増強の実施状況(27 事業年度末現在)

(単位：億円)

番号	金融機関名	資本増強時金融機関名	資本増強実施年月	資本増強額	返済額	残高
10	⑪全国信用協同組合連合会(いわき信用組合)		24年1月	175	—	175
11	⑫信金中央金庫(あぶくま信用金庫)		24年2月	175	—	175
12	⑬(株)豊和銀行		18年12月	90	90	—
			26年3月	160	—	160
	小計			250	90	160
13	⑭信金中央金庫(石巻信用金庫)		24年2月	157	—	157
14	⑮(株)南日本銀行		21年3月	150	—	150
15	⑯(株)高知銀行		21年12月	150	—	150
16	全国信用協同組合連合会(相双五城信用組合)	⑰全国信用協同組合連合会(旧相双信用組合)	24年1月	139	—	139
17	⑱(株)宮崎太陽銀行		22年3月	130	—	130
18	⑲信金中央金庫(気仙沼信用金庫)		24年2月	130	—	130
19	⑳全国信用協同組合連合会		27年12月	106	—	106
20	㉑フィデアホールディングス(株)(株)北都銀行		22年3月	100	—	100
21	㉒(株)東北銀行		24年9月	100	—	100
22	㉓全国信用協同組合連合会(滋賀県信用組合)		26年12月	90	—	90
23	㉔信金中央金庫(宮古信用金庫)		24年2月	85	—	85
24	㉕全国信用協同組合連合会(釧路信用組合)		26年12月	80	—	80
25	㉖(株)福邦銀行		21年3月	60	—	60
26	㉗全国信用協同組合連合会(那須信用組合)		24年3月	54	—	54
27	㉘全国信用協同組合連合会(東京厚生信用組合)		26年3月	50	—	50
計 28 金融機関				9297	2016	7281
公的資金の返済が完了した金融機関						
36 金融機関				12 兆 1158	12 兆 1158	—
合計 64 金融機関				13 兆 0455	12 兆 3174	7281

注(1) (株)仙台銀行及び(株)きらやか銀行は、24年10月に共同持株会社である(株)じもとホールディングスを設立して経営統合している。(株)きらやか銀行は、経営統合前に資本増強措置の申込みを行い、統合後に(株)じもとホールディングスに対して公的資金が300億円投入されている。

注(2) 旧(株)関東つくば銀行は合併等により(株)筑波銀行となったが、旧(株)関東つくば銀行が存続会社であることから(株)筑波銀行と同一法人として整理している。

(4) 東京地下鉄株式会社

この会社は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を営営することを目的として設立されたものである。その資本金は27事業年度末現在で581億円(うち国の出資310億3431万余円)となっている。

同会社の27事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	1,356,968,342	1,311,002,755	負債	848,238,429	844,964,502
うち鉄道事業固定 資産	1,050,085,314	1,025,435,593	うち社債	352,000,000	345,000,000
			うち長期借入金	196,526,864	196,338,514
			純資産	508,729,912	466,038,253
			うち資本金	58,100,000	58,100,000
			うち資本剰余金	62,167,000	62,167,000

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	378,846,720	370,746,615
うち鉄道事業営業収益	362,621,626	348,717,254
経常費用	295,311,805	286,703,606
うち鉄道事業営業費	274,817,712	265,518,396
経常利益	83,534,915	84,043,008
特別利益	8,854,403	9,449,535
特別損失	7,360,937	14,289,090
法人税、住民税及び事業税	28,810,000	24,208,777
法人税等調整額	901,757	5,196,467
当期純利益	55,316,623	49,798,208
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	86,506,360	96,141,885
会計方針の変更による累積的影響額	—	△ 16,728,473
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	79,413,412
特別償却準備金の取崩し	78,187	76,740
別途積立金の積立て	△ 20,000,000	△ 30,000,000
剰余金の配当	△ 12,782,000	△ 12,782,000
当期純利益	55,316,623	49,798,208
変動額合計	22,612,811	7,092,948
繰越利益剰余金(当期末残高)	109,119,171	86,506,360

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度	(26 事業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	195.1 km	195.1 km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	2,586 百万人	2,494 百万人
輸 送 人 キ ロ	20,753 百万人キロ	20,048 百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	2,728 両	2,702 両

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(624 ページ参照)を掲記した。

(5) 東日本高速道路株式会社、(6) 中日本高速道路株式会社、(7) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は27 事業年度末現在で東日本高速

道路株式会社 525 億円、中日本高速道路株式会社 650 億円、西日本高速道路株式会社 475 億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の 27 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	1,179,465,820	938,317,154	負債	1,026,440,687	796,476,522
うち仕掛道路資産	631,947,324	516,537,858	うち道路建設関係 社債	400,857,041	274,843,208
			うち道路建設関係 長期借入金	240,600,414	145,000,000
			純資産	153,025,133	141,840,632
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	1,047,203,422	1,056,841,063
うち料金収入	806,470,597	777,432,809
経常費用	1,032,380,153	1,052,370,256
うち道路資産賃借料	581,824,937	560,190,779
経常利益	14,823,269	4,470,806
特別利益	1,474,651	298,885
特別損失	590,136	490,532
法人税、住民税及び事業税	4,360,000	1,790,000
法人税等調整額	128,345	30,958
当期純利益	11,219,438	2,458,201
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	13,310,294	12,504,131
会計方針の変更による累積的影響額	—	△ 3,723,794
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	8,780,337
別途積立金の取崩し	2,166,564	2,071,755
当期純利益	11,219,438	2,458,201
変動額合計	13,386,002	4,529,957
繰越利益剰余金(当期末残高)	26,696,297	13,310,294

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度末	(26 事業年度末)
供 用	42 路線 3,840 km	42 路線 3,820 km
建 設	6 路線 146 km	6 路線 167 km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(633 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 2 件(629、641 ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	1,130,922,738	1,457,627,864	負債	952,289,963	1,281,459,741
うち仕掛道路資産	684,766,435	898,250,083	うち道路建設関係 社債	535,721,000	862,185,000
			うち道路建設関係 長期借入金	68,013,797	95,000,000
			純資産	178,632,774	176,168,122
			うち資本金	65,000,000	65,000,000
			うち資本剰余金	71,650,292	71,650,292

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	1,277,039,309	916,626,025
うち料金収入	657,597,019	633,935,575
経常費用	1,273,798,184	913,904,085
うち道路資産賃借料	479,507,341	461,888,532
経常利益	3,241,124	2,721,940
特別利益	119,409	249,541
特別損失	209,444	339,340
法人税、住民税及び事業税	880,000	2,090,000
法人税等調整額	△ 193,563	△ 86,798
当期純利益	2,464,652	628,939
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	△ 2,296,430	△ 3,042,407
会計方針の変更による累積的影響額	—	△ 2,551,348
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	△ 5,593,756
安全性向上積立金の取崩し	4,025,623	3,998,929
高速道路事業積立金の取崩し	1,387,209	1,238,268
固定資産圧縮積立金の積立て	4,835	△ 434,710
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の調整額	△ 10,150	—
別途積立金の積立て	△ 2,454,371	△ 2,134,101
当期純利益	2,464,652	628,939
変動額合計	5,417,797	3,297,325
繰越利益剰余金(当期末残高)	3,121,366	△ 2,296,430

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度末	(26 事業年度末)
供 用	21 路線 2,029 km	22 路線 1,979 km
建 設	7 路線 211 km	7 路線 265 km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(633 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(629、641 ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	1,155,107,377	924,837,642	負債	1,010,514,929	784,404,356
うち仕掛道路資産	632,356,515	451,581,194	うち道路建設関係 社債	316,373,210	211,366,370
			うち道路建設関係 長期借入金	329,317,734	229,596,000
			純資産	144,592,447	140,433,286
			うち資本金	47,500,000	47,500,000
			うち資本剰余金	55,497,524	55,497,524

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	853,646,787	982,491,187
うち料金収入	739,803,031	718,334,836
経常費用	846,601,623	978,781,586
うち道路資産賃借料	533,647,378	521,035,490
経常利益	7,045,164	3,709,600
特別利益	103,117	94,009
特別損失	249,068	576,168
法人税、住民税及び事業税	1,762,721	3,120,000
法人税等調整額	970,000	△ 390,000
当期純利益	4,166,491	497,441
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	18,001,582	17,541,214
会計方針の変更による累積的影響額	—	△ 3,266,056
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	14,275,158
別途積立金の取崩し	3,454,032	3,228,982
当期純利益	4,166,491	497,441
変動額合計	7,620,523	3,726,424
繰越利益剰余金(当期末残高)	25,622,106	18,001,582

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度末	(26 事業年度末)
供 用	49 路線 3,453 km	49 路線 3,453 km
建 設	4 路線 102 km	4 路線 102 km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(633 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(641 ページ参照)を掲記した。

(8) 本州四国連絡高速道路株式会社

この会社は、本州と四国を連絡する自動車専用道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は 27 事業年度末現在で 40 億円(うち国の出資 26 億 6522 万円)となっている。

同会社の 27 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	46,693,963	42,216,560	負債	32,010,812	28,047,182
うち仕掛道路資産	2,853,633	2,733,361	うち道路建設関係 長期借入金	4,750,000	4,767,000
			純資産	14,683,151	14,169,377
			うち資本金	4,000,000	4,000,000
			うち資本剰余金	4,000,000	4,000,000

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	77,714,765	74,517,238
うち料金収入	63,635,746	61,567,223
経常費用	77,001,672	74,166,690
うち道路資産賃借料	45,449,991	44,145,627
経常利益	713,092	350,547
法人税、住民税及び事業税	215,629	14,522
法人税等調整額	△ 16,309	△ 69,339
当期純利益	513,773	405,365
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	1,254,023	977,093
会計方針の変更による累積的影響額	—	164,801
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	1,141,894
別途積立金の積立て	△ 479,985	△ 293,236
当期純利益	513,773	405,365
変動額合計	33,788	112,128
繰越利益剰余金(当期末残高)	1,287,811	1,254,023

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度末	(26 事業年度末)
供 用	3 路線 173km	3 路線 173km

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(633ページ参照)を掲記した。

(9) 日本郵政株式会社

この会社は、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、同会社の経営管理を行うこと及び業務の支援を行うことを目的として設立されたものである。その資本金は27事業年度末現在で3兆5000億円(うち国の出資2兆8171億8756万余円)となっている。

日本郵政株式会社の27事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

当会社の株式は、27年11月、東京証券取引所に上場された。

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	8,418,459,668	9,107,178,021	負債	360,756,075	362,721,131
うち関係会社株式	7,677,895,296	8,502,299,727	うち未払金	178,680,741	52,626,770
			純資産	8,057,703,593	8,744,456,890
			うち資本金	3,500,000,000	3,500,000,000
			うち資本剰余金	4,503,856,095	4,503,856,095
			うち自己株式	△ 730,964,542	—

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常収益	313,551,295	255,370,655
うち関係会社受取配当金	209,245,485	119,517,160
経常費用	80,632,132	106,071,864
うち宿泊事業費用	30,094,942	33,299,550
経常利益	232,919,162	149,298,790
特別利益	37,382,142	4,187,835
特別損失	179,836,877	37,391,619
法人税、住民税及び事業税	△ 3,846,818	△ 15,086,952
当期純利益	94,311,245	131,181,960
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(前期末残高)	740,600,794	715,528,441
会計方針の変更による累積的影響額	—	△ 62,609,607
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	652,918,833
剰余金の配当	△ 50,100,000	△ 43,500,000
当期純利益	94,311,245	131,181,960
変動額合計	44,211,245	87,681,960
繰越利益剰余金(当期末残高)	784,812,039	740,600,794

なお、特別利益の主なものとは株式会社かんば生命保険の株式売却による関係会社株式売却益の327億9643万余円である。また、特別損失の主なものとは株式会社ゆうちょ銀行の株式売却による関係会社株式売却損の1262億3622万余円及び老朽化対策工事負担金の388億5338万余円である。

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度	(26 事業年度)
ブランド価値使用料 会社数	7社	—
金 額	13,352,780千円	—
受託業務収益	26,842,743千円	47,482,548千円

なお、この会社について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(645ページ参照)を掲記した。

(10) 全国健康保険協会

この協会は、健康保険の被保険者(健康保険組合の組合員である被保険者を除く。)に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、もって被保険者及びその被扶養者における健康の保持増進及び良質かつ効率的な医療の享受の実現を図ることを目的として設立されたものである。その資本金は27事業年度末現在で70億5940万余円(全額国の出資)となっている。

同協会の会計は、健康保険及び船員保険の2勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の27事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 健康保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	1,950,575,537	1,491,939,645	負債	676,830,240	645,625,028
流動資産	1,925,400,997	1,462,260,031	流動負債	649,463,627	616,423,280
うち現金及び預金	1,479,090,715	1,074,991,558	うち未払金	634,278,464	600,775,967
うち未収入金	450,187,061	391,147,732	固定負債	27,366,613	29,201,748
固定資産	25,174,539	29,679,613	うち退職給付引当金	17,230,049	16,574,751
うちリース資産	16,000,820	17,862,512	純資産	1,273,745,296	846,314,617
			資本金	6,594,277	6,594,277
			健康保険法第160条の2の準備金	839,720,339	661,939,298
			利益剰余金	427,430,679	177,781,040

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常費用	9,805,290,768	9,583,774,700
うち保険給付費	5,344,633,814	5,073,371,334
経常収益	10,232,722,670	9,762,551,236
うち保険料等交付金収益	8,828,959,483	8,279,550,148
経常利益	427,431,901	178,776,535
特別損失	599	0
法人税、住民税及び事業税	622	69
当期純利益	427,430,679	178,776,466
(利益の処分)		
当期末処分利益	427,430,679	177,781,040
当期純利益	427,430,679	178,776,466
退職給付会計基準適用に伴う影響額	-	△ 995,426
利益処分額	427,430,679	177,781,040
健康保険法第160条の2の準備金繰入額	427,430,679	177,781,040
次期繰越利益	-	-

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度	(26 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	21,590 千人	20,914 千人
医 療 給 付	4,826,503,597 千円	4,569,643,569 千円
現金給付(傷病手当金等)	518,130,217 千円	503,727,764 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	3,417,074,725 千円	3,485,261,172 千円
介 護 納 付 金	897,149,305 千円	896,725,697 千円

イ 船員保険勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	45,712,710	43,086,444	負債	3,885,070	3,868,912
流動資産	16,672,790	12,624,914	流動負債	3,460,373	3,460,911
うち現金及び預金	13,990,001	10,348,618	うち未払金	3,299,552	3,286,004
固定資産	29,039,919	30,461,529	固定負債	424,697	408,000
うち金銭の信託	28,903,824	30,335,514	うち退職給付引当金	424,084	407,493
			純資産	41,827,639	39,217,532
			資本金	465,124	465,124
			船員保険法第 124 条の準備金	38,752,407	37,868,030
			利益剰余金	2,610,107	884,377

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常費用	43,021,244	44,313,667
うち保険給付費	25,894,570	25,909,446
経常収益	45,631,130	45,200,849
うち保険料等交付金収益	35,416,000	34,834,563
経常利益	2,609,885	887,181
特別損失	1,347	-
特別利益	1,575	18,219
法人税、住民税及び事業税	6	0
当期純利益	2,610,107	905,400
(利益の処分)		
当期未処分利益	2,610,107	884,377
当期純利益	2,610,107	905,400
退職給付会計基準適用に伴う影響額	-	△ 21,022
利益処分額	2,610,107	884,377
船員保険法第 124 条の準備金繰入額	2,610,107	884,377
次期繰越利益	-	-

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度	(26 事業年度)
被保険者数(事業年度末)	57,919 人	57,750 人
職務上の事由による年金等の支給		
受 給 権 者 数	2,385 人	2,424 人
支 給 額	4,131,529 千円	4,234,339 千円
医 療 給 付	18,730,229 千円	18,562,506 千円
現金給付(傷病手当金等)	3,032,810 千円	3,112,600 千円
拠出金等(後期高齢者支援金等)	10,815,498 千円	11,664,654 千円
介 護 納 付 金	3,137,492 千円	3,378,698 千円

なお、この協会について検査した結果、不当事項 1 件((319) : 651 ページ参照)を掲記した。

(11) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関し、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は27事業年度末現在で1031億1159万余円(全額国の出資)となっている。

同機構の27事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	215,836,012	219,253,665	負債	91,649,997	94,510,698
うち建物	38,448,213	37,659,606	うち未払金	29,073,277	26,852,302
うち土地	65,738,777	65,817,187	純資産	124,186,014	124,742,966
			資本金	103,111,590	103,111,590
			資本剰余金	△ 10,333,868	△ 9,171,827
			利益剰余金	31,408,293	30,803,203

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常費用	255,129,004	256,595,348
うち業務経費	227,096,461	231,531,300
経常収益	276,450,298	276,523,332
うち運営費交付金収益	269,515,958	271,754,760
臨時損失	78,085	50,109
臨時利益	78,085	50,109
当期純利益	21,321,294	19,927,984
当期総利益	21,321,294	19,927,984
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	21,321,294	19,927,984
利益処分別		
国庫納付準備金	21,321,294	19,927,984

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度末	(26 事業年度末)
厚生年金保険の加入状況 (適用事業所数)	1,970 千事業所	1,867 千事業所
国民年金の加入状況(第 1号被保険者数)	16,447 千人	17,175 千人

なお、この機構について検査した結果、不当事項1件((320):654ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(655ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人及び国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人及び国立大学法人等のうち、12 独立行政法人及び17 国立大学法人等の平成27年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人で、第3章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は12法人あり、これらの独立行政法人に係る27事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

なお、27事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。]

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	防災科学技術研究所	海技教育機構	農畜産業振興機構			
				(注8)	畜産勘定	野菜勘定	砂糖勘定
貸借対照表 (27事業年度末)	資 産	98,116	11,830	378,356	247,970	75,076	2,132
	負 債	44,374	1,399	320,700	217,134	73,809	24,162
	うち運営費交付金債務	—	—	834	323	—	366
	純 資 産	53,742	10,430	57,655	30,835	1,266	△ 22,029
	うち 資 本 金	58,902	12,720	30,587	29,965	293	—
	うち政府出資金	58,902	12,720	30,587	29,965	293	—
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 6,533	△ 2,405	4	—	4	—
損 益 計 算 (書 27事業年度)	経 常 費 用	13,209	2,827	206,240	75,905	8,619	62,533
	経 常 収 益	14,416	2,929	197,394	63,336	8,398	64,248
	うち運営費交付金収益	7,322	2,522	1,631	574	—	726
	経 常 損 益 (△経常損失)	1,207	102	△ 8,846	△ 12,569	△ 221	1,715
	臨 時 損 失 (注2)	—	1	2	—	1	0
	臨 時 利 益 (注2)	42	1	26,722	12,569	650	—
	特 別 損 失 (注2)						
	特 別 利 益 (注2)						
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	1,250	102	17,874	△ 0	428	1,714
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	2	0	494	—	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	1,252	102	18,369	△ 0	428	1,714	
利益の処分又は損失の処理 (27事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	1,252	102		△ 0	428	△ 22,029
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	1,252	102		△ 0	428	1,714
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	—	23,744
	積 立 金 振 替 額 (注4)	2	0				
	積 立 金	1,255	103		—	428	—
	目 的 積 立 金 (注5)	—	—		—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—		0	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		0	—	22,029
(参考)							
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注6)	—	—	46,581	18,864	—	21,820	
うち積立金の処分による国 庫納付額							
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	18,864	18,864	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	処置済1 (P661)	不当1 (P665)	不当2、処置済1 (P667、669、670)				

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	農 畜 産 業 振 興 機 構				(注10) 国際協力機構	宇宙航空研究開発機構
			でん粉勘定	補給金等勘定	肉用子牛勘定	(注9) 債務保証勘定	一般勘定	
貸借対照表 (27事業年度末)	資 産		2,590	39,493	11,093	397	252,012	589,834
	負 債		375	4,919	299	—	199,870	445,382
		うち運営費交付金債務	126	—	18	—	46,637	42,423
	純 資 産		2,214	34,574	10,793	397	52,141	144,452
		うち 資 本 金	—	—	328	371	63,217	544,249
		うち政府出資金	—	—	328	371	63,217	544,243
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	2,214	34,574	10,465	25	△ 17,867	△ 327,000
損 益 計 算 (書 (27事業年度))	経 常 費 用		12,345	44,026	2,810	—	246,618	257,230
	経 常 収 益		11,850	49,512	47	—	248,252	210,734
		うち運営費交付金収益	288	—	41	—	152,870	75,681
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)		△ 494	5,486	△ 2,763	—	1,633	△ 46,496
	臨 時 損 失 (注2)		0	—	—	—	38	112
	臨 時 利 益 (注2)		—	274	13,228	—	48	131
	特 別 損 失 (注2)							
	特 別 利 益 (注2)							
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		△ 494	5,760	10,465	—	1,643	△ 46,504
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注3)		494	—	—	—	252	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		—	5,760	10,465	—	1,896	△ 46,504	
利益の処分又は損失の処理 (27事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		—	5,760	10,465	—	1,896	△ 72,796
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		—	5,760	10,465	—	1,896	△ 46,504
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—	26,292
	積 立 金 振 替 額 (注4)							
	積 立 金		—	5,760	10,465	—	1,896	—
	目 的 積 立 金 (注5)		—	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—	—	—	72,796
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注6)		5,896	—	—	—	568	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注7)							
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当2、処置済1 (P667、669、670)				不当1、意・ 処2、処置済1 (P674、676、684)	処置済1 (P661)

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー					
			投票勘定	災害共済給 付勘定	免責特約勘 定	特定業務勘 定	一般勘定	
貸借対照表 (27事業年度末)	資 産		351,984	87,897	6,848	2,723	36,693	223,477
	負 債		110,655	80,612	5,944	480	17,916	11,358
		うち運営費交付金債務	5,811	—	—	—	3,349	2,462
	純 資 産		241,328	7,284	904	2,242	18,777	212,119
		うち資本金	247,694	—	—	—	20,211	227,482
		うち政府出資金	247,694	—	—	—	20,211	227,482
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 20,864	—	—	—	△ 5,069	△ 15,794
損 益 計 算 (書 27事業年度)	経 常 費 用		153,282	105,859	19,809	284	16,286	17,680
	経 常 収 益		161,336	109,264	18,825	849	21,149	17,886
		うち運営費交付金収益	26,009	—	—	—	15,359	10,649
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)		8,054	3,404	△ 983	565	4,862	205
	臨 時 損 失 (注2)		24,421	19,000	—	—	5,420	0
	臨 時 利 益 (注2)		20,624	16,829	—	—	3,795	—
	特 別 損 失 (注2)							
	特 別 利 益 (注2)							
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		4,257	1,233	△ 983	565	3,237	204
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注3)		1	—	—	—	—	1
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		4,258	1,233	△ 983	565	3,237	206
利益の処分又は損失の処理 (27事業年度)	当 期 未 処 理 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)			1,233	△ 983	565	3,237	206
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)			1,233	△ 983	565	3,237	206
	前 期 繰 越 欠 損 金			—	—	—	—	—
	積 立 金 振 替 額 (注4)							
	積 立 金			1,233	—	565	3,237	206
	目 的 積 立 金 (注5)			—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額			—	897	—	—	—
	目的積立金取崩額			—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額			—	86	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金			—	—	—	—	—
(参考) 国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注6)		11,149	9,771	—	—	—	1,378	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注7)								
うち不要財産に係る国庫納 付額		1,250	—	—	—	—	1,250	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)				不当 2 (P689、690)				

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構					
			建設勘定	海事勘定	(注11) 地域公共交通等勘定	助成勘定	特例業務勘定	
貸借対照表 (27事業年度末)	資 産		9,919,748	7,525,361	235,963	33,130	1,471,211	1,915,446
	負 債		8,454,641	6,956,394	207,016	33,017	1,209,677	1,309,639
		うち運営費交付金債務	91	—	1	26	63	—
	純 資 産		1,465,107	568,966	28,947	112	261,534	605,807
		うち 資 本 金	115,829	51,967	63,767	—	94	—
		うち政府出資金	115,829	51,967	63,767	—	94	—
		うち 資 本 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)	507,521	505,783	2,000	—	—	—
損 益 計 算 (書 27事業年度)	経 常 費 用		769,751	360,827	25,204	190	563,498	59,581
	経 常 収 益		744,155	361,541	29,760	198	500,234	91,964
		うち運営費交付金収益	234	—	8	25	200	—
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)		△ 25,596	713	4,556	8	△ 63,264	32,383
	臨 時 損 失 ^(注2)		357	3,782	194	0	1	102
	臨 時 利 益 ^(注2)		3,723	3,723	—	—	—	3,723
	特 別 損 失 ^(注2)							
	特 別 利 益 ^(注2)							
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		△ 22,230	654	4,361	8	△ 63,266	36,004
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 ^(注3)		63,264	—	—	—	63,264	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		41,034	654	4,361	8	△ 1	36,004	
利益の処分又は損失の処理 (27事業年度)	当 期 未 処 理 損 失 (△ 当 期 未 処 理 損 失)			654	△ 36,819	8	△ 1	36,004
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)			654	4,361	8	△ 1	36,004
	前 期 繰 越 欠 損 金			—	41,180	—	—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注4)							
	積 立 金			654	—	8	—	36,004
	目 的 積 立 金 ^(注5)			—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額			—	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額			—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額			—	—	—	1	—
	次 期 繰 越 欠 損 金			—	36,819	—	—	—
(参考)								
国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注6)		0	0	—	—	—	—	
うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注7)								
うち不要財産に係る国庫納 付額		0	0	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)					処置済1 (P692)			

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	(注12) 労働者健康 福祉機構	都 市 再 生 機 構		日本原子力研究開発機構		
			都市再生勘 定	宅地造成等 経過勘定		一 般 勘 定	
貸借対照表 (27事業年度末)	資 産	451,617	13,593,140	12,443,594	1,149,546	948,147	461,366
	負 債	309,652	12,562,498	11,343,785	1,218,713	394,226	199,371
	うち運営費交付金債務	668	—	—	—	5,780	2,629
	純 資 産	141,965	1,030,641	1,099,808	△ 69,167	553,920	261,994
	うち 資 本 金	145,678	1,067,268	979,578	87,690	887,260	345,588
	うち政府出資金	145,678	1,065,268	977,578	87,690	870,866	345,151
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 57,502	△ 76,243	80,613	△ 156,857	25,786	2,742
損 益 計 算 (書 (27事業年度)	経 常 費 用	321,003	1,038,287	769,489	268,799	182,277	81,937
	経 常 収 益	313,649	1,130,573	919,997	210,577	182,875	81,291
	うち運営費交付金収益	6,944	—	—	—	130,050	47,369
	経 常 損 益 (△経常損失)	△ 7,353	92,286	150,508	△ 58,222	597	△ 645
	臨 時 損 失 (注2)	591	58,228	47,152	11,076	1,223	264
	臨 時 利 益 (注2)	36	6,571	6,440	131	613	251
	特 別 損 失 (注2)						
	特 別 利 益 (注2)						
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 7,908	40,629	109,796	△ 69,167	△ 79	△ 699
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注3)	—	—	—	—	1,040	1,040
目的積立金取崩額	—	—	—	—	0	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 7,908	40,629	64,868	△ 24,239	961	341	
利益の処分又は損失の処理 (27事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)	△ 57,502		64,868	△ 156,857		341
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	△ 7,908		64,868	△ 24,239		341
	前期繰越欠損金	49,593		—	132,618		—
	積立金振替額 (注4)						
	積 立 金	—		64,868	—		341
	目 的 積 立 金 (注5)	—		—	—		—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—		—	—		—
	目的積立金取崩額	—		—	—		—
	積立金取崩額	—		—	—		—
	次 期 繰 越 欠 損 金	57,502		—	156,857		—
(参考)	国庫納付金の納付額 (注6)	21	—	—	—	539	112
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注7)					32	32
	うち不要財産に係る国庫納 付額	11	—	—	—	507	80
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当1 (P696)		不当1 (P699)		意・処1、処置済1 (P703、706)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	日本原子力研究開発機構		地域医療機能推進機構	住宅金融支援機構		
			電源利用勘定	埋設処分業務勘定		証券化支援勘定	住宅融資保険勘定	
貸借対照表 (27事業年度末)	資 産		462,318	24,462	511,533	27,391,973	14,423,141	174,520
	負 債		194,763	90	64,549	26,042,721	13,653,595	50,420
		うち運営費交付金債務	3,151	—	—	—	—	—
	純 資 産		267,554	24,371	446,983	1,349,252	769,545	124,099
		うち 資 本 金	541,671	—	85,491	711,735	557,235	102,000
		うち政府出資金	525,714	—	85,491	711,735	557,235	102,000
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 272,789	—	362,416	381	141	223
損 益 計 算 (書 (27事業年度))	経 常 費 用		102,083	235	362,199	612,880	207,233	3,008
	経 常 収 益		101,457	2,103	365,601	822,071	275,584	9,614
		うち運営費交付金収益	82,682	—	—	—	—	—
	経 常 損 益 (△ 経 常 損 益)		△ 625	1,868	3,401	209,190	68,350	6,605
	臨 時 損 失 ^(注2)		963	0	3,494			
	臨 時 利 益 ^(注2)		367	0	244			
	特 別 損 失 ^(注2)					2,169	2,169	—
	特 別 利 益 ^(注2)					147	147	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		△ 1,248	1,868	152	207,168	66,328	6,605
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 ^(注3)		—	—	—	8,769	—	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	0	—	—	—	—	
当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		△ 1,248	1,868	152	215,938	66,328	6,605	
利益の処分又は損失の処理 (27事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		△ 1,327	1,868	△ 923		66,328	6,605
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		△ 1,248	1,868	152		66,328	6,605
	前 期 繰 越 欠 損 金		78	—	1,076		—	—
	積 立 金 振 替 額 ^(注4)							
	積 立 金		—	—	—		66,328	6,605
	目 的 積 立 金 ^(注5)		—	1,868	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—		—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—		—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		1,327	—	923		—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 ^(注6)		426	—	—	120	—	115
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注7)		—	—	—	—	—	—
	うち不要財産に係る国庫納 付額		426	—	—	120	—	115
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			意・処1、処置済1 (P703、706)		処置済1 (P710)	処置済1 (P713)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	住 宅 金 融 支 援 機 構		
			財形住宅資 金貸付勘定	住宅資金貸 付等勘定	既往債権管 理勘定
貸借対照表 (27事業年度末)	資 産		397,702	2,182,465	10,767,799
	負 債		362,978	1,793,373	10,736,006
		うち運営費交付金債務	—	—	—
	純 資 産		34,723	389,091	31,792
		うち 資 本 金	—	42,900	9,600
		うち政府出資金	—	42,900	9,600
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	34,723	347,525	22,192
損 益 計 算 (書 (27事業年度)	経 常 費 用		3,177	186,151	294,554
	経 常 収 益		4,827	188,132	425,157
		うち運営費交付金収益	—	—	—
	経 常 損 益 (△経常損失)		1,649	1,981	130,603
	臨 時 損 失 (注2)		/	/	/
	臨 時 利 益 (注2)		/	/	/
	特 別 損 失 (注2)		—	—	—
	特 別 利 益 (注2)		—	—	—
	当 期 純 利 益 (△当期純損失)		1,649	1,981	130,603
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	8,769	—
目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	
当 期 総 利 益 (△当期総損失)		1,649	10,751	130,603	
利益の処分又は損失の処理 (27事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期未処理損失)		1,649	10,751	22,192
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)		1,649	10,751	130,603
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	108,410
	積 立 金 振 替 額 (注4)		/	/	/
	積 立 金		1,649	10,751	—
	目 的 積 立 金 (注5)		—	—	22,192
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—
(参考)	国 庫 納 付 金 の 納 付 額 (注6)		—	4	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額		/	/	/
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	4	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P713)		

- (注1) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」については、記載を省略した。
- (注2) 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成12年独立行政法人会計基準研究会)では、経常損益計算の結果を受けて、臨時損益を記載し、当期純利益を計算することとされているが、主務省令で臨時損益に代えて特別損益を記載することとされている法人もある。このため、臨時損益を記載している法人は特別損益欄に、特別損益を記載することとされている法人は臨時損益欄にそれぞれ斜線を付している。
- (注3) 前中長期目標期間繰越積立金取崩額を含む。
- (注4) 27事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。また、27事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注5) 独立行政法人通則法第44条第3項の規定又は各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律の規定により主務大臣の承認を受けた額をいう。
- (注6) 27事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額及び不要財産に係る国庫納付等による支出として表示された額等をいう。
- (注7) 前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度となっている法人において、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律により、27事業年度に積立金の全部又は一部を国庫に納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注8) 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しないものがある。なお、利益の処分又は損失の処理は勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」欄に斜線を付している。
- (注9) 独立行政法人農畜産業振興機構債務保証勘定は、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)附則第7条第5項の規定に基づき、27年6月30日に廃止されたため、同勘定の27事業年度は、27年4月1日から同年6月29日までである。なお、残余財産の額3億余円は、同年11月2日に国庫納付されている。
- (注10) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については1082ページ参照
- (注11) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地域公共交通等勘定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律(平成27年法律第28号)が27年8月26日に施行されたことに伴い、基礎的研究等勘定から名称変更されたものである。
- (注12) 28年4月1日以降は独立行政法人労働者健康安全機構

(国立大学法人及び大学共同利用機関法人)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、国立大学を設置して教育研究を行うこと及び大学共同利用機関を設置して大学の共同利用に供することを目的として、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところにより設立される法人である。

国立大学法人等のうち、第3章に「不当事項」又は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を掲記した国立大学法人等は17法人あり、これらの国立大学法人等に係る27事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を示す。]

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	旭川医科大学	弘前大学	岩手大学	筑波大学	埼玉大学
		貸借対照表(27事業年度末)		資 産	26,464	76,369	62,626
		負 債	22,311	32,465	10,311	95,025	11,318
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—
純 資 産		4,153	43,903	52,314	299,369	66,370	
うち 資 本 金		1,027	25,532	54,266	232,358	66,656	
うち政府出資金		1,027	25,532	54,266	232,358	66,656	
うち資本剰余金		1,468	8,601	△ 2,505	64,140	△ 624	
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)		1,656	9,770	553	2,870	338	
損 益 計 算 書(27事業年度)		経 常 費 用	26,456	36,828	13,266	94,021	13,485
		経 常 収 益	27,683	37,648	13,336	93,731	13,493
		うち運営費交付金収益	5,353	10,255	7,542	37,108	6,000
		経 常 利 益(△経常損失)	1,226	820	69	△ 289	8
		臨 時 損 失	113	565	5	195	22
		臨 時 利 益	79	329	21	458	115
		当期純利益(△当期純損失)	1,192	584	86	△ 26	101
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	25	—	—
		目的積立金取崩額	—	—	168	—	76
		当期総利益(△当期総損失)	1,192	584	279	△ 26	178
利益の処分又は損失の処理(27事業年度)		当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)	1,192	584	279	△ 26	178
		当 期 総 利 益 (△当期総損失)	1,192	584	279	△ 26	178
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
		積 立 金 振 替 ^(注2) 額	464	5,411	246	1,875	117
		積 立 金	1,656	5,996	525	1,875	295
		目 的 積 立 金	—	—	—	—	—
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	26	—
		積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—
		次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当1 (P718)	不当1 (P721)	不当1 (P721)	不当1 (P721)	不当1 (P721)	不当1 (P721)

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	金 沢 大 学	浜松医科大学	三 重 大 学	京 都 大 学	鳥 取 大 学
		貸借対照表(27事業年度末)		資 産	138,460	44,121	80,237
		負 債	55,967	28,843	48,616	165,268	26,190
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—
		純 資 産	82,492	15,277	31,620	333,686	61,007
		う ち 資 本 金	58,646	5,317	17,485	273,709	35,248
		うち政府出資金	58,646	5,317	17,485	273,709	35,248
		う ち 資 本 剰 余 金	17,508	4,631	13,622	23,330	8,592
		うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	6,337	5,328	512	36,646	17,166
損 益 計 算 書 (27事業年度)		経 常 費 用	52,179	27,299	42,958	161,664	38,096
		経 常 収 益	53,997	28,037	42,171	164,609	39,337
		うち運営費交付金収益	16,129	5,539	11,684	54,134	10,675
		経 常 利 益(△経常損失)	1,817	737	△ 787	2,945	1,240
		臨 時 損 失	547	53	2,137	258	72
		臨 時 利 益	316	31	157	6,278	153
		当期純利益(△当期純損失)	1,586	715	△ 2,767	8,965	1,322
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	81	—
		目 的 積 立 金 取 崩 額	716	52	15	20	109
		当期総利益(△当期総損失)	2,303	768	△ 2,751	9,067	1,431
利益の処分又は損失の処理 (27事業年度)		当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)	2,303	768	△ 2,751	9,067	1,431
		当 期 総 利 益 (△当期総損失)	2,303	768	△ 2,751	9,067	1,431
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
		積 立 金 振 替 ^(注2) 額	—	3,500	58	20,074	8,976
		積 立 金	2,303	4,268	58	29,142	10,408
		目 的 積 立 金	—	—	—	—	—
		前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	2,751	—	—
		積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—
		次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	—	—
		第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当1 (P721)	不当1 (P721)	不当1 (P721)	意・処1 (P726)

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名				
		島根大学	広島大学	佐賀大学	長崎大学	宮崎大学
貸借対照表 (27事業年度末)	資 産	63,849	205,514	95,082	134,395	76,854
	負 債	31,191	62,603	30,264	63,749	31,018
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—
	純 資 産	32,658	142,911	64,818	70,646	45,836
	うち 資 本 金	38,772	147,223	47,345	56,186	41,286
	うち政府出資金	38,772	147,223	47,345	56,186	41,286
	うち資本剰余金	△ 4,762	△ 10,083	9,677	10,030	1,523
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	△ 1,351	5,770	7,795	4,430	3,026
損 益 計 算 書 (27事業年度)	経 常 費 用	33,521	74,783	35,517	54,423	36,088
	経 常 収 益	33,751	74,648	36,366	54,735	35,912
	うち運営費交付金収益	10,216	25,852	10,882	15,818	9,307
	経常利益(△経常損失)	229	△ 134	848	312	△ 175
	臨 時 損 失	—	28	8	211	41
	臨 時 利 益	33	156	177	719	57
	当期純利益(△当期純損失)	262	△ 6	1,018	820	△ 158
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	2	258	19	102
	当期総利益(△当期総損失)	262	△ 3	1,276	840	△ 56
利益の処分又は損失の処理 (27事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)	△ 1,396	△ 3	1,276	840	△ 56
	当 期 総 利 益 (△当期総損失)	262	△ 3	1,276	840	△ 56
	前期繰越欠損金	1,659	—	—	—	—
	積立金振替 ^(注2) 額	—	3,775	4,517	3,589	2,559
	積 立 金	—	3,775	5,793	4,430	2,502
	目 的 積 立 金	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	45	—	—	—	—
	積立金取崩額	—	3	—	—	—
	次期繰越欠損金	1,351	—	—	—	—
	第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当1 (P721)	不当1 (P721)	不当1 (P721)	不当1 (P721)	不当1 (P721)

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	北 陸 先 端 科 学 技 術 大 学 院 大 学	情 報 ・ シ ス テ ム 研 究 機 構
貸借対照表 (27事業年度末)	資 産		17,511	58,144
	負 債		6,488	15,911
		うち運営費交付金債務	—	—
	純 資 産		11,022	42,232
		う ち 資 本 金	16,017	28,259
		うち政府出資金	16,017	28,259
		う ち 資 本 剰 余 金	△ 5,257	12,965
	うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	262	1,007	
損 益 計 算 書 (27事業年度)	経 常 費 用		7,203	24,601
	経 常 収 益		7,234	24,395
		うち運営費交付金収益	5,152	18,430
	経 常 利 益 (△経常損失)		30	△ 205
	臨 時 損 失		65	58
	臨 時 利 益		87	117
	当期純利益 (△当期純損失)		52	△ 146
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		87	16
	当期総利益 (△当期総損失)		140	△ 130
利益の処分又は損失の処理 (27事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△当期末処理損失)		140	△ 130
		当 期 総 利 益 (△当期総損失)	140	△ 130
		前 期 繰 越 欠 損 金	—	—
	積 立 金 振 替 (注2) 額		92	762
	積 立 金		232	632
	目 的 積 立 金		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—
	第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		不当1 (P721)	不当1 (P721)

(注1) 各法人の名称中「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」については、記載を省略した。

(注2) 第2期中期目標期間の最後の事業年度である27事業年度において、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は平成27事業年度末現在で6879億5945万余円となっている。

同協会の27事業年度の貸借対照表及び損益計算書は次のとおりである。

貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	1,036,354,582	990,051,812	負債	348,395,126	331,024,341
流動資産	322,900,330	302,389,784	流動負債	217,324,832	223,100,477
うち有価証券	223,297,559	211,896,386	うち受信料前受 金	134,409,399	131,845,477
固定資産	550,736,716	552,844,214	固定負債	131,070,294	107,923,864
うち建物	155,854,553	160,992,603	うち退職給付引 当金	93,237,678	77,414,321
特定資産	162,717,535	134,817,814			
建設積立資産	162,717,535	134,817,814	純資産	687,959,455	659,027,470
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	451,822,300	443,936,706
			剰余金	235,973,779	214,927,388

損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常事業収入	687,944,230	674,823,935
うち受信料	673,970,706	660,954,821
経常事業支出	669,001,253	657,681,561
うち国内放送費	299,240,047	293,805,222
経常事業収支差金	18,942,977	17,142,374
経常事業外収入	8,366,089	10,514,709
うち財務収入	4,563,625	5,010,215
経常事業外支出	750	206,951
財務費	750	206,951
経常事業外収支差金	8,365,339	10,307,757
経常収支差金	27,308,316	27,450,132
特別収入	3,987,863	15,185,654
うち固定資産売却益	2,020,561	14,690,491
特別支出	2,364,196	2,796,978
うち固定資産除却損	2,272,681	2,571,091
当期事業収支差金	28,931,984	39,838,808
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	28,931,984	39,838,808
うち建設積立金繰入れ	27,899,721	38,610,936

また、同協会の会計は、一般、放送番組等有料配信業務及び受託業務等の3勘定に区分して経理されている。このうち、放送番組等有料配信業務勘定は、放送法及び電波法の一部を改正する法律(平成26年法律第96号)が27年4月1日に施行されたことに伴い、番組アーカイブ業務勘定から名称変更されたものである。

同協会の勘定別の27事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	1,043,296,455	997,130,003	負債	347,854,830	330,551,428
流動資産	329,875,604	309,518,076	流動負債	216,802,071	222,662,634
うち有価証券	223,297,559	211,896,386	うち受信料前受 金	134,409,399	131,845,477
固定資産	550,703,315	552,794,112	固定負債	131,052,758	107,888,793
うち建物	155,854,553	160,992,603	うち退職給付引 当金	93,237,678	77,414,321
特定資産	162,717,535	134,817,814			
建設積立資産	162,717,535	134,817,814	純資産	695,441,624	666,578,575
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	451,822,300	443,936,706
			剰余金	243,455,949	222,478,493

第6章
第2節
第7
3
日本放送協会の決算

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常事業収入	685,972,694	673,030,273
うち受信料	673,970,706	660,954,821
経常事業支出	667,098,492	656,110,803
うち国内放送費	299,240,047	293,805,222
経常事業収支差金	18,874,202	16,919,469
経常事業外収入	8,365,929	10,513,949
うち財務収入	4,563,625	5,010,215
経常事業外支出	750	206,951
財務費	750	206,951
経常事業外収支差金	8,365,179	10,306,998
経常収支差金	27,239,381	27,226,467
特別収入	3,987,863	15,185,654
うち固定資産売却益	2,020,561	14,690,491
特別支出	2,364,196	2,796,978
うち固定資産除却損	2,272,681	2,571,091
当期事業収支差金	28,863,049	39,615,143
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	28,863,049	39,615,143
うち建設積立金繰入れ	27,899,721	38,610,936

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度	(26 事業年度)
(1 日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	44 時間 28 分	44 時間 25 分
衛星デジタル放送(BS 1 及び BS プレミアム)	48 時間 00 分	47 時間 58 分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	66 時間 21 分	66 時間 21 分
国際放送		
テレビジョン		
世界のほぼ全地域向け放送	外国人向け 23 時間 40 分 邦人向け 5 時間 09 分	23 時間 44 分 4 時間 58 分
北米向け放送及び欧州向け放送	10 時間 14 分	10 時間 15 分
ラジオ(日本語放送及びその他の言語による放送)	58 時間 44 分	58 時間 40 分
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	42,582 千件	42,000 千件
受信料(A)	673,970,706 千円	660,954,821 千円
当年度内の収納額(B)	658,138,262 千円	644,123,518 千円
当年度内の未回収額(A-B)	15,832,444 千円	16,831,303 千円
収納率(B/A)	97.65%	97.45%

イ 放送番組等有料配信業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	294,082	292,954	負債	7,776,252	7,844,059
流動資産	260,681	242,853	うち流動負債	7,758,716	7,808,988
うち未収金	240,015	226,136	うち一般勘定短期借入金	7,292,079	7,427,598
固定資産	33,400	50,101	純資産	△ 7,482,169	△ 7,551,104
器具	33,400	50,101	欠損金	△ 7,482,169	△ 7,551,104

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常事業収入	2,017,377	1,884,190
放送番組等有料配信業務収入	2,017,377	1,884,190
経常事業支出	1,948,602	1,661,285
うち放送番組等有料配信費	1,749,384	1,474,658
経常事業収支差金	68,774	222,905
経常事業外収入	159	759
雑収入	159	759
経常事業外収支差金	159	759
経常収支差金	68,934	223,664
当期事業収支差金	68,934	223,664
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	68,934	223,664
繰越欠損金	68,934	223,664

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度	(26 事業年度)
視聴料収入件数	2,787,861 件	2,765,801 件
金 額	1,852,902 千円	1,884,190 千円

ウ 受託業務等勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)	区 分	27 事業年度末 (千円)	26 事業年度末 (千円)
資産	131,173	56,451	負債	131,173	56,451
流動資産	131,173	56,451	流動負債	131,173	56,451
うち未収金	131,173	44,188	うち一般勘定短期借入金	68,013	—

(イ) 損益計算書

区 分	27 事業年度(千円)	26 事業年度(千円)
経常事業収入	1,458,796	1,385,216
受託業務等収入	1,458,796	1,385,216
経常事業支出	1,226,968	1,162,187
受託業務等費	1,226,968	1,162,187
経常事業収支差金	231,828	223,029
当期事業収支差金	231,828	223,029
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	231,828	223,029
一般勘定への繰入れ	231,828	223,029

(ウ) 主な業務実績

区 分	27 事業年度	(26 事業年度)
保有する施設等の賃貸等による業務収入件数	1,303 件	1,403 件
金 額	1,385,337 千円	1,379,437 千円